

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月29日
【事業年度】	2022年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (Chief Executive Officer) クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) プレジデント兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (President and Chief Financial Officer) ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌス アンラーゲ12 (Tausanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒田 康之
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6775)1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 黒田 康之 同 先山 雅規 同 伊藤 誠悟 同 堀 俊平 同 佐々木 公樹
【連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6775)1292
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「当行グループ」とはドイツ銀行およびその連結子会社を指す。

(注2) 原則として、本書において便宜上記載されている日本円金額は、2023年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1.00ユーロ=150.04円)により計算されている。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

#### 1【会社制度等の概要】

##### (1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

###### 概 説

ドイツ法は、各種の企業形態について規定している。

- 合名会社 (Offene Handelsgesellschaft - 「OHG」)

商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。

- 合資会社 (Kommanditgesellschaft - 「KG」)

商法第161条乃至第177条aの適用を受け、最低1名の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の(有限責任)社員はその出資額を限度とする責任を負う。

- GmbH & Co.KG (合資会社の特殊形態)

有限会社がその唯一の無限責任社員となる。この種の会社は、合資会社に適用ある規定の適用を受ける。

- 有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)

有限会社法の適用を受け、法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した持分の払込みをなした社員は責任を負わない。

最低25,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は持分に分割される。ただし、持分は公正証書によってのみ譲渡可能である。

- 株式会社 (Aktiengesellschaft - 「AG」)

株式会社法の適用を受け、有限会社と同様法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した株式の払込みをなした株主は責任を負わない。最低50,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は株式に分割される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡可能であるが、一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べると柔軟性に乏しい。

株式会社(以下単に「会社」という。)としての当行に適用される法律は、1965年9月6日付株式会社法(改正済)である。当行に適用される同法の主要な規定の概要は以下のとおりである。

###### 設 立

会社を設立するには、1人以上の者(「発起人」)が、取得する株式の額面金額に等しいかまたは額面金額以上の出資により当該会社の株式を取得し、かつ当該会社の定款を作成しなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- 会社の名称および所在地

- 会社の目的

- 資本の額

- 株式の額面金額(もしあれば)および各額面金額毎の株式数、株式が複数の種類の株式の場合は、各種類株式の名称および株式数

- 株式の記名式・無記名式の別。ドイツの証券取引所に上場されている会社の場合は、記名式株式および無記名式株式はどちらも同等に一般的である。

- 取締役の員数または員数決定の根拠となる規則

- 会社の公告に関する規定

会社は、管轄裁判所から認証を受けた後その所在地において商業登記簿に登録されなければならない。会社の定款も、当該管轄裁判所に提出しなければならない。登記事項には、以下の事項が含まれている。

- 名称および所在地

- 目的

- 資本の額

- 定款作成日

- 取締役の氏名およびその代表権の範囲

定款の変更は、商業登記簿に登録されたときに有効となる。

###### 株 式 資 本

会社の資本は、株式に分割される。当該資本はユーロ建てで、1株当たりの最低額面金額、または場合により、各無額面株式の株式資本組入最低部分を1ユーロとし、かつ最低資本金の額は、50,000ユーロである。株式を、額面以下で発行してはな

らない。株式には種々の権利、特に、利益および会社資産の分配に関する権利を付与できる。同一の権利を付与された株式は、すべて同一種類の株式とする。

会社は、株式会社法第71条および第71条 a ) 乃至 d ) に定めるところに従い、一定の例外的な場合に限り自己株式を取得することができる。会社は、自己株式によっては権利または利益を享受することができない。

資本増加は、準備金の転換による一定の増加を除き、新株の発行のみによりなされる。取締役会は、株主総会から適法に委任された場合に限り、現金による払込みまたは現物出資による資本増加を決議することができる。株主は、株式会社法第186条第(3)項および第(4)項の場合を除き、当該新株式につき新株引受権を付与されなければならない。資本増加は、商業登記簿に登記されたときに法律上有効となる。

株主総会は、会社が発行を認めた転換権または新株引受権を担保するため条件付資本増加をすることができる。かかる資本増加は当該株式が発行されたときに法律上有効となる。

## 株 主 総 会

定時株主総会は、会社の各営業年度の開始後 8 か月以内に開催される。新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミック危機の状況下での柔軟な対応のため、法律は2020年から2022年 8 月31日までにおける定時株主総会に関する適用除外を設け、営業年度開始から12か月以内に開催することおよび株主の権利の行使に一定の制限を設けた上でバーチャル株主総会のみ開催することを許容している。2022年 9 月 1 日から2023年 8 月31日まで、取締役会の裁量および監査役会の承認により、株主の権利を適切に保護する形でバーチャル株主総会を開催することができる。それ以降は、株主総会で定款を変更した場合のみ、バーチャル株主総会の開催が可能となる。定時株主総会以外の株主総会は、会社のために必要な場合に随時これを開催することができる。

株主総会は、取締役会または監査役会が招集することができる。株主総会は、また、資本金の 5 % を有する株主が取締役会に書面で招集を請求した場合にも招集することができる。(定款により、当該株主総会招集権をより低い比率の資本金を有する株主に付与する旨定めることができる。) 株主総会の招集通知は、総会の会日、または、会社の定款により株主による事前の通知が要求される場合、総会に出席しようとする株主が出席の意思を通知しなければならない日の最終日、または無記名式株式を発行している上場会社の場合、基準日における株式保有の証明が会社に対して提供されなければならない日(いずれも当該日を含まない)の30日以上前に、会社が公告掲載のために選択した新聞(もしあれば)および連邦官報に公告する。すべての株主の氏名が判明している場合は、書留郵便により株主総会を招集することもできる。

総会招集通知または書留郵便には、総会の日時、場所および上記の出席のための一切の条件ならびに各議案に関する取締役会および監査役会(一定の場合、後者のみ)の提案事項を含む議事日程を掲載する。株主(ただし、資本金の内 5 % 以上または50万ユーロ以上を有する者)は、議案を提案することができる。

下記事項の決定権は、株主総会に保留される。

- (1) 監査役会における株主代表の選任
- (2) 貸借対照表に記載された配当可能利益の処分
- (3) 取締役および監査役の責任解除
- (4) 決算監査人の選任
- (5) 定款変更
- (6) 資本増加および資本減少
- (7) 特別監査人の選任
- (8) 会社の解散

株主総会は、取締役会から請求された場合に限り会社の業務執行に関する事項につき決議する。

株主総会において、各株主は、株式会社法第131条第(3)項に規定された場合を除き、請求する情報が当該議案を客観的に判断するのに必要な場合に限り、取締役会から回答を得る権利を有する。

議決権は、所有株式の額面金額に比例する。非上場会社に限り、1名の株主が行使しうる議決権の数を、定款により制限することができる。本人または所定の様式もしくは定款により規定された他の方式により適法に授權された代理人が議決権を行使することができる。

株主総会の決議は、原則として、行使された議決権の過半数により行われる。定款変更、資本増加もしくは資本減少または会社解散の場合には、出席株式総数の4分の3以上の多数の賛成によらない限り決議することができない旨の規定が、株式会社法にある。定款により、多数決の要件を加重し、また一定の場合には緩和することができる。

上場会社の株主総会の議事録は、公証人が作成する。議事録は、一定の書類を添付して株主総会后不当に遅滞することなく商業登記所に提出する。

## 経営陣の構成

株式会社法は、取締役会および監査役会について規定している。いかなる個人も取締役会および監査役会の構成員を兼務することはできない。

## 取締役会

取締役会は、1名以上の法律上完全な行為能力を有する自然人により構成される。各取締役は、監査役会により選任され、その任期は5年以内とする。各取締役は、最高5年を任期として、監査役会の決議により再任されまたは任期の延長が許される。取締役会が複数の取締役で構成される場合、監査役会は、取締役会会長を選任することができる。

取締役会は、第三者に対して裁判上および裁判外において会社を代表する。取締役会が複数の取締役で構成される場合、定款により、取締役は単独もしくは共同して、または会社の適法に授權された他の代理人1名と共同して会社を代表することができる旨定めることができる。取締役会およびかかる代表権を付与された取締役は、1名の取締役または取締役以外の者に対し、一定の商取引または一定の種類の業務を執行する権限を委任することができる。取締役会全体としての会社を代表する権限を、制限することはできない。

取締役または会社を代表するその他の者の変更については、商業登記簿に登記しなければならない。

取締役会は、その責任において会社の業務を執行する。取締役会は、監査役会が取締役会規則を定めることを決定した場合、または定款により監査役会が取締役会規則を定める権限が付与されている場合を除き、取締役会規則を定めることができる。

取締役会は、監査役会に対し、営業方針、会社の収益性、業務の展開、会社の現況、会社の収益性もしくは流動性に重大な影響を及ぼす取引および会社にとって非常に重要なその他の一切の事項について報告しなければならない。

取締役会は、株主総会の決議事項のうちその権限の範囲内にあるものを執行する。

監査役会は、取締役全員の報酬を決定する。上場会社の報酬体系は会社の持続可能な発展を図るものでなければならず、当該報酬体系に重要な変更があった場合および少なくとも4年に一度は株主総会の承認を要する。

監査役会の明示の承認がある場合に限り、取締役に対し貸付を行うことができる。かかる貸付は、従業員が一般的に利用できる条件または通常の取引条件の下でのみ認められる。米国2003年サーベインズ・オクスリー法に基づき、ある一定の貸付はいかなる場合も取締役に対して実行してはならない。

## 監査役会

一般に従業員が20,000名以上の会社の監査役会は、株主により選任される10名の監査役およびドイツの従業員により選任される10名の監査役で構成される。後者の10名のうち、7名は会社の従業員とし、3名は労働組合の代表とするが、この3名が会社の従業員である場合もある。

法律上完全な行為能力を有する自然人のみが会社の監査役となることができる。下記の者は、会社の監査役となることはできない。

- 監査役会の設置が義務付けられている10の企業の監査役にすでに就任している者（注1）

（注1）会長職は2社と数え、最高5社までの、当該企業の子会社もしくは当該者が取締役となっている会社に支配されている会社の監査役職は、上記の計算に含めない。

- 当該会社の被支配会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者

- 当該会社の取締役が監査役に就任している会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者

- 当該会社の取締役もしくは副取締役である者または当該会社を代表する権限を付与されているその他の者

- 直近の2年間に当該会社において取締役会の構成員であった者。ただし、その選任が当該会社の株主の総議決権の25%超を保有する株主の提案によるものである場合を除く。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz – KWG）第25d条第(3)項は、銀行および金融持株会社の監査役会の構成員に関していくつかの追加的制限を規定している。2015年、株式会社法により、完全な共同決定に服する上場会社の監査役会においては、原則としてそのメンバーの男性および女性の構成比をそれぞれ30%以上とすることを内容とする追加的制限が規定された。

ただし、監査役会は、欠員または出席不能の取締役に代わる1名以上の者を、その構成員の中から1年以下の期間を任期として取締役に選任することができる。取締役に選任された者は、その任期中監査役としての職務を行うことはできない。

株主を代表する監査役10名は、株主総会で選任される。従業員を代表する監査役選任については、共同決定法第9条乃至第24条および2004年5月28日に同法に基づき公布された3つの規則により定められた細則が適用される。選任手続は複雑で、多くの子会社を有する親会社の場合には少なくとも31週間を要する。

監査役の任期は、就任後4営業年度目に係る同監査役の責任解除につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることができない。再任することは妨げない。

監査役に変更が生じた場合は、取締役会は監査役全員を記載したリストを商業登記所に提出しなければならない。

監査役会は、会社経営の監査を職務とする。監査役は、会社の会計帳簿および資産を自ら監査するか、または、他の監査役、また、特定の範囲につき適切な専門家に、かかる監査を委任することができる。監査役会は、会社の利益のために必要な場合は株主総会を招集しなければならない。監査役会は、業務執行をすることはできない。ただし、監査役会または定款は、一定の種類の取引については、監査役会の承諾ある場合に限り、これを行うことができる旨定めることができる。

監査役の報酬は、定款または株主総会により決定することができる。上場株式会社においては、報酬は少なくとも4年に一度、株主総会によって決定される。

監査役に対し、取締役に対する場合と同様の基準により貸付を行うことができる。

## 財務書類

会社は、商法および株式会社法の規定に従い取引、資産および負債に関し適正な記帳をする。取締役会は、当営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度についての貸借対照表、損益計算書およびそれらの注記（併せて「財務書類」と総称する。）ならびに経営報告書を作成する。財務書類の形式および内容については、株式会社法、商法および信用機関および金融サービス機関による会計規則（RechKred）に規定されている。かかる商法および会計規則には、1990年11月30日の銀行会計の内容を指示する法律（Bankbilanzrichtlinie-Gesetz）により制定され、1993年1月1日以降の会計年度に適用しなければならない銀行の財務書類に関する特別規則（下記にその一部を記載する。）が含まれる。

財務書類およびその基礎となる会計帳簿については、株主総会で選任された決算監査人または決算監査法人が監査する。決算監査人はまた、監査意見書に監査結果の要約を記載しなければならない。かかる監査意見には、監査範囲、採用した会計・監査原則および監査結果を記載するものとする。決算監査人は、特に、当該監査意見の留保事項の有無につき記載しなければならない。

決算監査人は、財務書類に上記の意見を記載することができない場合は、その旨を明示した報告書を発行しなければならない。

取締役会は、財務書類を監査役会に提出し、決算監査人は、監査報告書を提出し、その監査結果を報告し、次いで監査役会がこれらの書類を監査し、監査結果を書面で株主総会に報告する。監査役会は、決算監査人の報告書について意見を述べ、異議を申立てるか否か、および財務書類を承認するか否かを記載しなければならない。年次決算書は、監査役会が承認すれば、最終財務書類となる。取締役会および監査役会は、財務書類の承認を株主総会に委ねる旨決定することができるが、通常は委ねない。いずれの場合にも、財務書類は次に株主総会に提出される。

2007年以降、会社の法律上の代表者は、当該財務書類を、株主に提示された後遅滞なく、かつ貸借対照表の日付の後12か月以内（上場会社の場合は4か月以内）に、決算監査人の監査報告書もしくは監査意見の範囲限定報告書、経営報告書、監査役会報告書を付して電子化の上、連邦官報（Bundesanzeiger）に提出しなければならない。当該事業年度の純利益または純損失の明細を決定した利益処分案および利益処分決議も、同時にもしくはそれらの決定後不当に遅滞することなく提出しなければならない。会社の代表者は、これらの書類が、提出後不当に遅滞することなく連邦官報に公告され、会社の登記所（Unternehmensregister）に送付されるよう手配しなければならない。所有株式表は、連邦官報に公告されることを要しない。

## 利益処分

配当可能利益の処分は、株主総会で決定される。株主は、法律および会社の定款により、株主総会で別段の処分を決議しない限り配当可能利益の配当を請求する権利を有する。

会社が清算されない限り、配当可能利益だけを株主に配当することになる。

## 企業契約

企業契約は、会社がその経営を他の会社に委任する契約、または他の会社に自己の利益および損失の全部を移転する契約ならびにその他の同種類の契約をいう。企業契約は、法律および定款に規定された多数決による株主総会の承認がある場合に限り、締結および改定することができる。各株主は、請求すれば株主総会前に当該契約の写しを受領する権利を有する。当該契約は、契約中の一定の重要な規定が会社所在地の商業登記簿に登記されたときに有効となる。当該商業登記簿を管轄する裁判所は、電子的方法により新しく登記された事項を公告する。

## 定款変更

会社の定款は、株主総会の決議のない限り変更することができない。法律および定款は各種の定款変更決議に必要な多数を規定する。定款の変更は、会社所在地の商業登記簿に登記されたときに有効となる。一定の定款変更はまた、裁判所により電子的方法により公告されなければならない。

## 連結財務諸表

統一的な経営に服する会社グループについては、親会社は連結財務諸表も作成しなければならない。商法第315条aおよび国際財務報告基準（IFRS）の適用に関する欧州議会および欧州連合理事会2002年7月19日規則第1606/2002号は、欧州連合内で上場しているドイツの会社は2005年以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成すべきことを要請している。

## (2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

### A. 株 式

当行の株式はすべて記名式である。無記名式株式も発行することができる。

### B. 株 主 総 会

取締役会および監査役会のその営業年度における行為についての責任解除、利益処分、決算監査人の選任、および場合により年次決算書の承認（定時株主総会）につき決議することを目的として招集される株主総会は、各営業年度の開始後8か月以内に開催される。

株主総会の招集通知は、総会への出席を希望する株主が出席意思を登録しなければならない最終日の遅くとも30日前（公告日および最終日を日数の計算に算入しない。）までに連邦官報に公告する。登録要件および株主総会の出席票発行に関する詳細は、招集通知に記載されなければならない。

1株1議決権とする。

法律または定款の強行規定に別段の定めのない限り、株主総会の決議は、議決権の単純過半数により採択される。発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される。

### C. 取 締 役 会

取締役会は、3名以上の取締役により構成される。

監査役会は、取締役を選任し、かつ取締役の員数を決定する。

当行は、取締役2名により、または取締役1名および委任状（Prokurist）を有する代理人により適法に代表される。

取締役会は、実業界との近密な関係を維持し、かつ業務上の諮問を受けるため、諮問委員会および地方諮問委員会を設置することができる。

### D. 監 査 役 会

監査役会は、20名の監査役で構成される。

監査役会の決議は、法律に別段の定めのない限り、議決権の単純過半数により採択される。可否同数の場合は、共同決定法第29条第(2)項および第31条第(4)項により会長が決する。

以下の場合には、監査役会の承認が要求される。

a) 事項を特定しない一般的な代理権の授与

b) 500百万ユーロ超に相当する不動産の取得および処分

c) 他の会社の持分の取得を含め、ドイツの銀行法により金融機関の監査機関の承認を要する信用の供与

d) 10億ユーロ超に相当する他の持分の取得および処分

500百万ユーロ超にかかる持分の取得または処分は、監査役会に遅滞なく報告されなければならない。

(1) b) および d) についての承認は、当該取引が従属法人においてなされた場合にも必要とされる。

(2) 監査役会は、監査役会の承認を要する取引を追加的に定めることができる。

### E. 年次決算書および利益処分

当行の営業年度は暦年である。

取締役会は、各営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度に関する年次財務諸表（貸借対照表、損益計算書および注記）ならびに経営報告書を作成し、これを当該年度の決算監査人に提出する。取締役会は、年次決算書を、決算監査人は、監査報告書を、監査役会に提出する。

監査役会は、当該書類の提出を受けた日から1か月以内に取締役会に監査役会の報告書を提出する。

配当可能利益は、株主総会が別段の決議をしない限り、株主に分配される。

当行が利益分配証書を発行し、当該利益分配証書の条項により、利益分配証書の保有者に配当可能利益の分配請求権が付与されている場合、配当可能利益の該当部分に対する株主の請求権は排除される（株式会社法第58条第(4)項）。

株主に対する配当は、常に、株式資本に対する持分株式の出資の比率および出資期日から経過した期間に比例して行われる。

新株式発行の場合、当該株式について異なる配当を決定することができる。

## 2 【外国為替管理制度】

欧州連合の他の加盟国におけると同様に、国際連合決議を遵守するための欧州連合の管轄当局の規制により、当該規制の指定する一定の法人および自然人に対する資産凍結命令が発効した。また、欧州連合は、イランに対し独自の様々な経済制裁および金融制裁を課してきた。欧州連合はイランに対する核関連の経済制裁および金融制裁を2016年1月16日にすべて解除したが、一部の制裁措置は引き続き効力を有している。

さらに、ウクライナでの戦争を受けて、欧州連合、米国、英国およびその他の国々がロシアに対して広範にわたる制裁を課した。

若干の例外を除き、ドイツの居住者である法人または個人は、非居住たる法人または個人から受領したまたはこれらに対してもしくはこれらの勘定で行われる12,500ユーロ（または外国通貨による相当額）を超える支払いについて、ドイツ連邦銀行への報告が求められる。この報告要件は、統計上の目的によるものである。

上記の例外を除いて、現在、ドイツの居住者またはドイツ市民以外の株主に対する資金の移管または配当その他の支払いの送金を妨げるドイツの法律、判決または規制は存在しない。

また、ドイツの非居住株主または外国人株主の当行株式の保有または適用ある議決権行使の権利は、ドイツの法律または当行の定款に基づき制限を受けることはない。ただし、投資額が一定の基準に達したまたはこれを上回った場合には、一定の報告義務が適用され、また当該投資がBaFin、欧州中央銀行およびその他の管轄当局による審査対象になることがある。

### 3【課税上の取扱い】

#### ドイツの課税上の取扱い

当行によって日本国居住者に支払われる配当金（日本において無制限の納税義務に服する。）は、25%のドイツの源泉課税の対象となる。源泉税には5.5%の追加税が課せられ、その結果、税率は合計26.375%となる。

所得に対する租税およびある種の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツとの間の協定（DTT）に従い、ドイツの源泉税は配当の15%を超えることはできない。DTTの下で適用される源泉税と実際に源泉徴収される税額（26.375%）の差額の救済は、還付を申請することにより、または（支払いが行われる前に）源泉課税の免除を申請することにより、受け取ることができる。後者は、事前に、特定の要件（例：居住国での居住の証明、10%以上の株式保有等）を充足する場合に所定の様式による申請書に基づきドイツの税務当局により付与される免除証書が必要となる。還付申請書は、報酬が支払われた暦年の末日から4年以内に提出されなければならない。

還付を受けるためには、特別な申請書が連邦中央税務署（Bundeszentralamt für Steuern）に電子的に提出されなければならない。そのため、申請者はBZSt-Online-portal（BOP）：<https://www.elster.de/bportal/start>を利用しなければならない。申請書は、源泉課税年度以後4年以内に提出されなければならない。

日本国居住者が得る当行の株式の売却益（日本において無制限の納税義務に服する。）は、その株式が日本企業のドイツ国内に有する恒久的施設（Betriebsstätte）の営業用資産の一部となっている場合、またはその株式が業務上のサービスを実施する目的をもって日本国居住者がドイツ国内において利用しうる恒久的施設に属する場合を除き、ドイツの所得税の対象とならない。

自然人である日本国居住者が所有する当行の株式は、当該日本国居住者が個人またはその関係者と共に当行の株式資本の10%以上を所有する場合にのみドイツの相続税（Erbchaftsteuer）が課される。

#### 日本の課税上の取扱い

所得税法、法人税法、相続税法およびその他の関連法令に従いかつその制限のもとで、日本国の個人または法人は、適用ある租税条約に従い、上記で述べたところに従って個人または法人の各所得について（また個人については相続についても）支払ったドイツ税額につき日本の税務当局に税額控除を請求することができる。下記「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要 - 2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続 - （4）配当等に関する課税上の取扱い」の項を参照のこと。

### 4【法律意見】

当行グループの法務部は、ジェネラル・カウンセル（インフラストラクチャーおよびレギュラトリー・アドバイス担当）であるマティアス・オットーおよびマネージング・ディレクター兼上席法律顧問であるフォルカー・ブツケによる次の趣旨の法律意見書を提出している。

- (1) 当行は、ドイツ連邦共和国法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。
- (2) 当該法律顧問が知りかつ信ずる限りにおいて、本書中のドイツ連邦共和国法に関する記述は、真実かつ正確である。

## 第2【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ(連結ベース)(注1)

(特に表示がない限り単位:百万ユーロ(億円))

年 度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
信用損失引当金控除後の純利息収益	12,791 (19,192)	13,026 (19,544)	9,734 (14,605)	10,640 (15,964)	12,425 (18,642)
利息以外の収益合計	12,000 (18,005)	9,416 (14,128)	12,503 (18,760)	14,255 (21,388)	13,560 (20,345)
純収益合計(注2)	24,791 (37,196)	22,441 (33,670)	22,237 (33,364)	24,895 (37,352)	25,985 (38,988)
税引前利益(損失)	1,330 (1,996)	-2,634 (-3,952)	1,021 (1,532)	3,390 (5,086)	5,594 (8,393)
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益(損失)	267 (401)	-5,390 (-8,087)	495 (743)	2,365 (3,548)	5,525 (8,290)
包括利益(損失)合計(税引後)	298 (447)	-6,073 (-9,112)	-762 (-1,143)	3,844 (5,768)	5,392 (8,090)
普通株式	5,291 (7,939)	5,291 (7,939)	5,291 (7,939)	5,291 (7,939)	5,291 (7,939)
株主持分合計	62,495 (93,767)	55,857 (83,808)	54,786 (82,201)	58,027 (87,064)	61,959 (92,963)
資産合計	1,348,137 (2,022,745)	1,297,674 (1,947,030)	1,325,259 (1,988,419)	1,323,993 (1,986,519)	1,336,788 (2,005,717)
普通株式等Tier 1資本比率(CRR/CRD 4適用ベース)(%) (注3)	13.6	13.6	13.6	13.2	13.4
普通株式等Tier 1資本比率(CRR/CRD 4完全適用ベース)(%) (注4)	13.6	13.6	13.6	13.2	13.4
Tier 1自己資本率(CRR/CRD 4適用ベース)(%) (注3)	15.7	15.6	15.7	15.7	15.7
Tier 1自己資本率(CRR/CRD 4完全適用ベース)(%) (注4)	14.9	15.0	15.4	15.6	15.7
基本的流通株式1株当たり純資産 (ユーロ(円))	29.69 (4,455)	26.37 (3,957)	26.04 (3,907)	27.62 (4,144)	29.74 (4,462)
基本的1株当たり利益(損失)(注5) (注6)(ユーロ(円))	-0.01 (-2)	-2.71 (-407)	0.07 (11)	0.96 (144)	2.42 (363)
希薄化後1株当たり利益(損失)(注5) (注7)(ユーロ(円))	-0.01 (-2)	-2.71 (-407)	0.07 (11)	0.93 (140)	2.37 (356)
営業活動によるキャッシュ・フロー	-54,172 (-81,280)	-40,449 (-60,690)	30,736 (46,116)	-2,952 (-4,429)	-2,113 (-3,170)
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,634 (11,454)	-10,280 (-15,424)	-1,892 (-2,839)	23,595 (35,402)	-17,175 (-25,769)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-3,334 (-5,002)	-2,802 (-4,204)	-311 (-467)	1,630 (2,446)	614 (921)
現金および現金同等物の期末残高	180,822 (271,305)	128,869 (193,355)	156,328 (234,555)	179,946 (269,991)	165,626 (248,505)
従業員数(常勤相当)(人)	91,737	87,597	84,659	82,969	84,930

(注1) 当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

(注2) 信用損失引当金控除後

(注3) CRR/CRD 4 フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。

(注4) CRR/CRD 4 フレームワークの完全適用ベースに基づいている。

(注5) 基本的平均流通株式数は、増資に関連して2017年4月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため2017年4月より前のすべての期間で修正されている。

(注6) 各年度の基本的1株当たり利益は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。利益は、2022年4月、2021年4月、2020年4月、2019年4月および2018年4月にその他Tier 1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた479百万ユーロ、363百万ユーロ、349百万ユーロおよび330百万ユーロ(税引前)ならびに292百万ユーロ(税引後)によって調整されている。2019年以降は、税の影響は直接純利益(損失)において認識されている。



(注7)各年度の希薄化後1株当たり利益は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数(いずれも想定される株式転換後の数値)で除して計算されている。利益は、2022年4月、2021年4月、2020年4月、2019年4月および2018年4月にその他Tier1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた479百万ユーロ、363百万ユーロ、349百万ユーロおよび330百万ユーロ(税引前)ならびに292百万ユーロ(税引後)によって調整されている。2019年については、当行グループは純損失を計上したため希薄化効果はない。2018年については、その他Tier1証券に支払われたクーポンにより純利益が相殺されたため希薄化効果はない。2019年以降は、税の影響は直接純利益(損失)において認識されている。

(b) ドイツ銀行(非連結ベース)

(特に表示がない限り単位:百万ユーロ(億円))

年 度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
収益合計	31,492 (47,251)	27,840 (41,771)	27,515 (41,284)	26,252 (39,389)	44,592 (66,906)
営業利益	2,975 (4,464)	-6,452 (-9,681)	-902 (-1,353)	121 (182)	-217 (-326)
当期純利益	514 (771)	-19,685 (-29,535)	-1,769 (-2,654)	1,919 (2,879)	5,506 (8,261)
資本金	5,291 (7,939)	5,291 (7,939)	5,291 (7,939)	5,291 (7,939)	5,291 (7,939)
資産合計	888,562 (1,333,198)	777,081 (1,165,932)	993,292 (1,490,335)	1,020,109 (1,530,572)	1,052,343 (1,578,935)
純資産額	54,634 (81,973)	34,728 (52,106)	32,959 (49,452)	34,913 (52,383)	39,625 (59,453)
1株当たり純資産額(注1) (ユーロ(円))	26.20 (3,931)	16.80 (2,521)	15.95 (2,393)	16.89 (2,534)	19.17 (2,876)
1株当たり利益(損失) (ユーロ(円))	0.25 (38)	-9.52 (-1,428)	-0.86 (-129)	0.93 (140)	2.66 (399)
1株当たり配当 (ユーロ(円))	0.11 (17)	- (-)	- (-)	0.20 (30)	0.30 (45)
配当性向(%)	44.2	N/A	N/A	21.5	11.3
従業員数(人)(注2)	27,397	26,271	32,132	35,848	35,325

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) 常勤相当の平均従業員数。

## 2【沿革】

当行の法律上および商業上の名称は、ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)という。当行は、ドイツの法律に基づき組成された株式会社である。

ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフトは、ハンブルグのノルトドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Norddeutsche Bank Aktiengesellschaft)、デュッセルドルフのライニッシュ・ヴェストファリッシュ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Rheinisch-Westfälische Bank Aktiengesellschaft)およびミュンヘンのズートドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Süddeutsche Bank Aktiengesellschaft)の統合により設立された。金融機関の業務地域に関する法律(Law on the Regional Scope of Credit Institutions)に基づき、これらの銀行は、1870年に設立されたドイツ銀行から1952年に分割された。当該合併およびドイツ銀行の名称は、1957年5月2日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記簿に登録された。

当行は、登録番号HRB第30000号で登記されている。ドイツ銀行の登記上の住所は、ドイツ、60325フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12であり、ドイツ銀行の電話番号は、+49-69-910-00である。

重要な資本的支出および資産の処分に関する情報については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 経営および財務の概況 - ドイツ銀行グループ - 重要な資本的支出および資産の処分」の項に記載されている。

## 3【事業の内容】(2022年12月31日現在)

### (1) 会社の目的

ドイツ銀行は、定款に記載されたとおり、一切の銀行取引業務、金融その他のサービス提供および国際的経済関係の推進を目的とする。当行は、本目的を当行自身により、または子会社および関連会社を通じて、達成することができる。当行は、法律により許容されている範囲内で、不動産の取得および処分、ドイツ国内外の支店の設置、他の企業への参加権の取得、管理および処分ならびに企業の利益参加に関する契約の締結を含む、当行の目的を促進するとみなされる一切の取引を行い、また一切の手段を講じることができる。

## (2) 事業の内容

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2022年12月31日現在の総資産規模が1兆3,370億ユーロで、世界最大の金融機関の一つである。2022年末現在、当行内部の従業員数は常勤相当で84,930名であり、58ヶ国において1,536支店（このうち66%がドイツ国内）を運営している。当行は、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品ならびにサービスを提供している。

2022年12月31日現在、当行は以下のセグメントで組織されている。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- キャピタル・リリース・ユニット
- コーポレートおよびその他

当行グループでは、コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメントならびにコーポレートおよびその他をコア・バンクと呼んでいる。

2019年から2022年末にかけてリスク圧縮およびコスト削減のマנדートを実行したことにより、キャピタル・リリース・ユニットは2023年第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなる。今後、キャピタル・リリース・ユニットの財務上の影響はコーポレートおよびその他のセグメント内で報告される。この変更には、中核事業への、または中核事業からの資産の譲渡は含まれない。キャピタル・リリース・ユニットの残りの資産の大半は、時間の経過とともに消滅していくことになる。これらは主に金利デリバティブであるが、ポーランドのFXモーゲージ・ポートフォリオならびにその他特定の債券および為替（FIC）セールス/トレーディングならびに株式といった資産も含まれる。この変更に伴い、キャピタル・リリース・ユニットを除く当行グループを表すコア・バンクとしての財務数値も報告されなくなり、当行グループは2023年第1四半期より、コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメントならびにコーポレートおよびその他のセグメントで構成されることになる。

さらに、ドイツ銀行は、グローバル戦略を一貫して実行するために、国および地域の層から成る組織構造を有している。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客および潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引は、以下を通じて行われている。

- 子会社および支店
- 駐在員事務所
- 顧客に対応する1名以上の営業担当者

各部門に関連する資本的支出または資産の処分は、各コーポレート部門の概要に記載されている。

当行グループの関係会社のそれぞれの名称、所在地および事業の内容は、当行グループの関係会社の自己資金およびドイツ銀行グループの資本持分とともに、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 注記44 保有株式」の項に記載されている。

## (3) 日本における業務活動

1962年 - 東京に駐在員事務所を開設

1971年 - 東京に支店を設立する。（当行の子会社であったドイチェ・ユーバーゼーイッシュ・バンク（Deutsche Überseeische Bank）の支店であったが、1976年に当行は同行を吸収合併した。）と同時に駐在員事務所の閉鎖

1977年 - 西日本地域の業務を促進するための事務所として大阪に駐在員事務所を開設

1979年 - 東京に駐在員事務所を再開設

1982年 - 中部日本地域における業務を促進するための事務所として名古屋に駐在員事務所を開設

- 大阪の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更

1986年 - 香港の投資銀行であるドイツ銀証券会社（DB Capital Markets (Asia) Ltd.）（当行が議決権付株式資本の50%を保有する。）の東京支店の開設

- ドイツ企業および多国籍企業に対し、日本市場への参入および通商に関し助言を行うコンサルティング会社であるファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッド（Vaubel & Partners Ltd.）の持分を取得

- DBキャピタル・マネジメント・インターナショナル・ゲーエムベーハー (DB Capital Management International GmbH) の全額出資子会社であるDBキャピタル・マネジメント (アジア) リミテッド (DB Capital Management (Asia) Ltd.) を日本における投資顧問およびポートフォリオの運営管理を行うため設立
- 1988年 - ドイツ証券会社が、東京証券取引所の会員権を取得
- 1989年 - 香港のDBアジア・ファイナンス (HK) リミテッド (DB Asia Finance (HK) Ltd.) の駐在員事務所を東京に開設
  - 名古屋の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更
  - ドイツ銀行株式を東京証券取引所に上場
- 1990年 - ドイツ銀投資顧問およびモルガン・グレンフェル・インターナショナル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Morgan Grenfell International Asset Management Co., Ltd.) が合併し、DBモルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント・リミテッド (DB Morgan Grenfell Asset Management Ltd.) を東京に設立
- 1991年 - ドイツ証券会社が、大阪証券取引所の会員権を取得
- 1993年 - ファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッドの全持分を取得し、社名をローランド・バーガー・アンド・パートナー・リミテッド (Roland Berger & Partner Ltd.) に変更
- 1994年 - ドイツ証券会社が東京国際金融先物取引所の会員権を取得
  - ドイツ証券会社がドイツ銀行の全額出資子会社となる。
- 1996年 - ドイツ証券会社が「ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社 (Deutsche Morgan Grenfell Capital Markets Limited)」に名称変更
  - 信託銀行であるチェース・マンハッタン信託銀行 (Chase Manhattan Trust and Banking Company (Japan), Ltd.) を買収し、ドイチェ・モルガン・グレンフェル信託銀行 (Deutsche Morgan Grenfell Trust Bank Limited) に名称変更
- 1998年 - ナットウェスト・デリバティブス (NatWest Derivatives) の営業拠点の獲得完了
  - ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社が「ドイツ証券会社 (Deutsche Securities Limited)」に名称変更
- 1999年 - バンカース・トラスト (Bankers Trust) の日本における営業所の獲得完了
- 2000年 - ドイツ銀行名古屋支店閉鎖
  - バンカース・トラスト東京支店閉鎖
  - DMG信託銀行 (DMG Trust Bank Limited) の持分の大半を売却
- 2001年 - ドイツ銀行大阪支店閉鎖
- 2004年 - ドイツ証券会社が、ジャスダック証券取引所の取引参加者証を取得
- 2005年 - ドイツ証券会社東京支店が、すべての営業を、日本法人として設立されたドイツ証券株式会社 (Deutsche Securities Inc.) に譲渡
  - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 (Deutsche Asset Management (Japan) Ltd.) およびドイチェ信託銀行株式会社 (Deutsche Trust Bank Ltd.) の資産運用サービス業務を統合
  - ドイチェ信託銀行が法人信託サービス業務をDB信託株式会社 (DB Trust Company Limited Japan) に移管し、信託銀行免許を返上
- 2006年 - ドイツ銀行株式の東京証券取引所上場廃止
- 2007年 - ドイツ証券株式会社が第一種金融商品取引業者として、またドイツ銀行東京支店が登録金融機関として、それぞれ金融商品取引法に基づき登録
- 2014年 - DB信託株式会社が「ドイチェ信託株式会社 (Deutsche Trust Company Limited Japan)」に名称変更
- 2017年 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が第一種金融商品取引業者として、金融商品取引法に基づき登録
- 2020年 - ドイチェ信託株式会社の全株式をSanne Group Japan株式会社 (Sanne Group Japan KK.) (現在の商号Sanne Group Japan信託株式会社 (Sanne Group Japan Trust Company Limited)) に売却

#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 親会社

当行には親会社はない。

##### (2) 子会社および関連会社等 (2022年12月31日現在)

ドイツ銀行は、子会社320社、連結ストラクチャード・エンティティ200事業体および持分法により会計処理されている会社62社を有している。

下記は当行の主要な連結子会社である。

名称	住所	資本金	ドイツ銀行グループの所有割合 (%)	主要な事業の内容	ドイツ銀行との関係内容
DB・ユーエスエー・コーポレーション (DB USA Corporation)	ウィルミントン	3,862米ドル	100	金融会社	-
ドイチェ・バンク・アメリカズ・ホールディングCorp. (Deutsche Bank Americas Holding Corp.)	ウィルミントン	120米ドル	100	金融会社	-
DB U.S. ファイナンシャル・マーケット・ホールディング・コーポレーション (DB U.S. Financial Markets Holding Corporation)	ウィルミントン	23,672米ドル	100	金融持株会社	-
ドイチェ・バンク・セキュリティーズ Inc. (Deutsche Bank Securities Inc.)	ウィルミントン	2,000米ドル	100	証券業	-
ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーション (Deutsche Bank Trust Corporation)	ニューヨーク	1米ドル	100	金融持株会社	-
ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ (Deutsche Bank Trust Company Americas)	ニューヨーク	2,127,308,670米ドル	100	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・ルクセンブルクS.A. (Deutsche Bank Luxembourg S.A.)	ルクセンブルク	3,959,500,000ユーロ	100	商業銀行業	-
DBベタイリゲンクス-ホールディング GmbH (DB Beteiligungs-Holding GmbH)	フランクフルト	50,000ユーロ	100	金融持株会社	-
DWSグループGmbH & Co. KGaA (DWS Group GmbH & Co. KGaA)	フランクフルト	200,000,000ユーロ	79	金融持株会社	-

(注) 上記に加え、当行は、ドイツ証券株式会社 (DSI) を日本における重要な連結子会社と考えている。当行の証券取引業務は、日本において主にDSIによって展開されている。

## 5【従業員の状況】(2022年12月31日現在)

## (1) ドイツ銀行グループ(連結)

従業員数(常勤相当)	84,930人
コーポレート・バンク(常勤相当)	22,157
インベストメント・バンク(常勤相当)	18,601
プライベート・バンク(常勤相当)	37,564
アセット・マネジメント(常勤相当)	4,770
コーポレートおよびその他(常勤相当)	32,099

(注)四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

## (2) ドイツ銀行

従業員数(常勤相当)	35,285人
平均年齢	44.3歳
平均勤続年数	16.0年
平均年間給与	190,200ユーロ

(3) 2022年12月31日現在、当行の雇用従業員数は合計84,930名であった(2021年12月31日現在:82,969名)。当行は従業員数を常勤相当で計算している。これは、非常勤の従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

## 地域別

以下の表は、2022年、2021年および2020年12月31日現在における当行の常勤相当の従業員数を示している。

従業員数(注1)	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在	2020年12月31日現在
ドイツ	35,594	35,741	37,315
欧州(ドイツを除く。)、中東およびアフリカ	18,379	19,311	19,617
アジア/太平洋	23,236	20,215	19,430
北アメリカ(注2)	7,534	7,556	8,149
ラテン・アメリカ	187	145	148
従業員数合計	84,930	82,969	84,659

(注1)常勤相当の従業員数。四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

(注2)主に米国。

2022年において、当行の従業員数は、事業の成長、IT機能の強化および国際化を主因として、1,961名、率にして2.4%増加した。

- ドイツでは、ロシアからの労働力の移転によって一部相殺されたものの、主にプライベート・バンクにおける再構築施策により、従業員が147名、率にして0.4%減少した。
- 北アメリカでは、コーポレート・バンクでの減少を主因として、従業員が23名、率にして0.3%減少した。
- ラテン・アメリカでは、ブラジルでの増加を主因として、従業員が42名、率にして29.0%増加した。
- ドイツを除く欧州、中東およびアフリカでは、ロシアにおける当行のプレゼンスの低下を主因として、従業員が933名、率にして4.8%減少した。
- アジア/太平洋では、インドおよびオペレーション・センターでの増加を主因として、従業員が3,021名、率にして14.9%増加した。

## 部門別

以下の表は、2022年、2021年および2020年12月31日現在における部門別の常勤相当の従業員数の占める割合を示している。

従業員数の占める割合	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在	2020年12月31日現在
コーポレート・バンク(CB)	16.5%	16.0%	15.8%
インベストメント・バンク(IB)	9.0%	8.6%	8.9%

プライベート・バンク (PB)	31.7%	33.8%	35.1%
アセット・マネジメント (AM)	5.0%	4.9%	4.6%
キャピタル・リリース・ユニット (CRU)	0.2%	0.3%	0.6%
管理部門	37.5%	36.3%	35.0%

(注1) 四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

- コーポレート・バンクでは、オペレーションおよび統制部門での増加を主因として、従業員が688名、率にして5.2%増加した。
- インベストメント・バンクでは、オペレーションおよび統制部門ならびに債券での増加を主因として、従業員が505名、率にして7.1%増加した。
- プライベート・バンクでは、ドイツでの減少を主因として、従業員が1,132名、率にして4.0%減少した。
- アセット・マネジメントでは、英国、ドイツおよびアジア/太平洋での増加を主因として、従業員が211名、率にして5.2%増加した。
- キャピタル・リリース・ユニットでは、英国での減少を主因として、従業員が73名、率にして27.2%減少した。
- 管理部門では、事業上重要な外部委託を行っていた役職の内部化を主な要因とするテクノロジー・データおよびイノベーション(1,168名の増加)での増加を主因として、従業員が1,762名、率にして5.9%増加した。

#### (4) 女性従業員比率

女性従業員比率に関する情報については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 従業員 - 主要従業員指数」の項を参照のこと。

## 第3【事業の状況】

## 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

## 世界経済

経済成長(%) (注1)	2022年(注2)	2021年(注3)	主な要因
世界経済	3.3	6.2	2022年下半期の世界経済は堅調であった。年度末に向けて勢いを失ったものの、工業生産および貿易は拡大した。ウクライナでの戦争の経済的影響は依然として厳しいものであったが、パンデミック状況からの改善が下支えした。消費者物価は大きく上昇し、一部の地域では歴史的な物価水準に達した。ただし、2022年末までにピークを過ぎた可能性がある。
このうち：先進国	2.7	5.3	先進国は回復力を見せたものの、年末にかけて勢いを失った。個人消費は消費者物価の急上昇により抑制されたが、供給不足の緩和および輸送コストの低下がGDPの成長を下支えした。特にヨーロッパでは、ウクライナでの戦争の波及効果により価格圧力が高まった。インフレに対抗するために、中央銀行は金融政策を大幅に引き締めた。
このうち：新興国市場	3.7	6.9	新興国市場経済は2022年下半期において、特にアジアだけでなくラテン・アメリカでも堅実に拡大した。エネルギー価格の下落と先進国からの安定した需要が追い風となった。中央銀行は金融引締策を継続した。
ユーロ圏経済	3.5	5.3	ユーロ圏経済は2022年下半期に力強いスタートを切ったが、年末にかけて勢いが鈍化した。エネルギー価格は、第4四半期にインフレ率を過去最高まで押し上げた。購買力の低下が個人消費の足を引っ張り、高いエネルギーコストは工業生産に打撃を与えた。景気拡大策が下支えとなった。欧州中央銀行(ECB)は、インフレの勢いを削ぐために主要金利を引き上げた。
このうち：ドイツ経済	1.8	2.6	ドイツ経済は、化石燃料の供給における地政学的な変化に適応した。ガスの配給は行われず、貯蔵レベルは順調に推移した。消費者物価のインフレ率は急上昇し、2022年下半期には過去最高値に達した。2022年末にかけて勢いが鈍化したものの、財政措置により成長の深刻な落込みは回避された。労働市場は安定に寄与した。
米国経済	2.1	5.9	米国経済は2022年下半期に力強く拡大した。労働市場は依然として非常に逼迫しており、エネルギー価格と相まってインフレ率の急上昇の一因となった。米国連邦準備制度理事会は、インフレの勢いを削ぐために、主要な金利を繰り返し大幅に引き上げた。物価上昇、財政支援の減少、財政・金融引締策により、GDP成長率は2022年末にかけて失速した。
日本経済	1.1	2.2	政府が厳格なパンデミック対策を緩和した後、国内需要が急増した。入国規制の緩和により、観光客も再び増加した。日本銀行は景気拡大政策により景気回復を下支えした。インフレ率は上昇したものの、他の先進国ほどの上昇ではなかった。
アジア経済(注4)	4.2	7.3	アジア経済は、特に中国経済の回復の恩恵を受けて、引き続き拡大した。国外の貿易パートナーが非常に順調に発展したこともプラスの影響をもたらした。消費者物価は急上昇したが、2022年末にピークに達した可能性がある。中央銀行は金融引締策を継続した。

このうち：中国経済	3.0	8.4	中国経済は2022年下半年にかけて徐々に回復した。COVID関連の規制が大幅に緩和されたことで、年末にはプラスの勢いが生じた。しかしながら、不動産市場が引き続き逆風となっている。財政・金融政策がGDP成長率を下支えした。
-----------	-----	-----	--

(注1) 年間実質GDP成長率(対前年比%) 出典：別途記載のものを除き各国の当局。

(注2) 出典：ドイツ銀行リサーチ。

(注3) パンデミックが経済に及ぼした影響を受け、2021年の経済データの一部は公的な統計機関により改訂されている。その結果、このデータは過年度に公表した数値とは異なる可能性がある。

(注4) 中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、台湾、タイおよびベトナムを含むが、日本を除く。

## 銀行業界

2022年12月31日現在

前年比 成長率(%)	法人向け 貸出	個人向け 貸出	法人預金	個人預金	主な要因
ユーロ圏	5.5	4.0	4.6	3.3	法人向け貸出金の伸びは2022年に力強く加速したが、年末にかけて減速した。個人向け貸出は夏にピークに達し、その後、主な原動力である住宅ローンの伸びが金利の急上昇により押し下げられた。法人向けおよび個人向けの顧客預金の拡大は、いずれも年間を通じて鈍化した。
このうち： ドイツ	10.4	4.4	8.4	2.5	法人向け貸出金は、インフレ率の上昇による運転資金の必要性と、ウクライナでの戦争およびエネルギー価格の高騰に起因する流動性需要により、2022年に過去最高の伸びを見せた。金利の急上昇により住宅ローンの融資が鈍化したため、個人向け貸出は緩やかに減速した。預金の伸びは、法人向けでは堅調を維持したものの、個人向けでは2022年中に過去最低水準にまで落ち込んだ。
米国	13.3	9.7	(1.0) (注1)	(1.0) (注1)	民間部門向けの貸出は、2022年を通じて大幅に増加した。法人向け貸出金の残高は過去10年間でほぼ倍増した。ほぼ2桁の成長を遂げた2年間のパンデミックの後、預金合計の伸びは2022年に失速し、預金残高は実質的に横ばいになった。それでも、2012年以来ほぼ倍増している。
中国	13.1	5.4	6.7	17.3	個人向け貸出は2022年に大幅に減少し、過去最低のペースとなったが、法人向け貸出は再び増加した。預金業務は、個人向けでは大幅に勢いを増し、法人向けでは概ね安定していた。

(注1) セクター別内訳は入手不能であるため、米国の預金合計である。

2022年におけるグローバルのオリジネーションおよびアドバイザーの業界手数料プールは、過去最高であった2021年を36%下回り、10年間にわたる成長サイクルが終了したことを示した。さらに、この減少は、2021年における過去最高の公表取引高となった取引の実行から恩恵を受けた合併および買収(M&A)の手数料プールによって一部相殺された。債券オリジネーションおよび株式オリジネーションの減少は、再び非常に顕著であった。その主な要因は、世界的なエネルギー危機、労働力不足およびサプライチェーンの混乱によるインフレの急上昇ならびにウクライナでの戦争によって引き起こされた、市場の不確実性およびボラティリティであった。これらの要因が相まって、発行市場および流通市場で株式発行は過去最低となり、レバレッジ貸出とハイ・イールド債市場も影響を受け、2010年以来最低の手数料プールを記録した。M&A業界の手数料プールは2022年も引き続き堅調であったが、公表される取引量は年間を通じて減少しているため、2023年上半年に認識する受取手数料に影響を及ぼす見込みである。大規模なM&A取引、プライベート・エクイティおよび(とりわけ)テクノロジー/ヘルスケアといった米国市場の主要なドライバーが最も影響を受け、グローバルの手数料プールに占める米国のシェアが54%から46%に低下した。一方、ボラティリティおよび不確実性の増大が発行市場でのオリジネーションにマイナスの影響を及ぼし、流通市場における取引が活発化したために、債券および為替の収益プールは2022年に大幅に増加した。世界で最も取引されている10通貨、金利、新興国市場およびコモディティの分野では取引が増加した。対照的に、年間を通じてスプレッドが全般的に拡大したため、クレジット・フローはより厳しい状況となったが、2022年第4四半期にはこの傾向がわずかに反転している。ファイナンスの商品は、2021年下半年から2022年にかけて好調な勢いが概ね維持された。資本市場の活動が2022年第4四半期に減速し始めたものの、顧客の需要は引き続き堅調であった。



## 事業戦略

### ドイツ銀行の戦略の概要

#### 勝つための競争

2019年7月以降に実施された5つの決定的な措置により、ドイツ銀行が改革された。

- 4つの顧客中心の部門の創設
- 非中核事業からの撤退
- コスト削減
- テクノロジーおよび成長への投資
- 資本の管理および自由化

2022年の業績は、当行が持続可能な収益性、成長およびより強い回復力を備えていることを証明した。

- 9%の有形株主資本利益率
- 75%の費用収益比率
- 13.4%のCET 1 資本比率

#### グローバル・ハウスバンク

ドイツ銀行の改革が進展したことにより、当行は2025年までの持続可能な成長を実現するための体制を整えることができた。

当行グループは、2025年に向けた財務目標および資本目標を再確認した。

- 税引後有形株主資本利益率を10%超とする
- 2021年と比較した複合年平均収益成長率を3.5%から4.5%とする
- 費用収益比率を62.5%未満とする
- 2025年のCET 1 比率を約13%とする
- 2025年以降の配当性向を50%とし、2021年から2025年に関する株主への資本分配は80億ユーロを目指している

ドイツ銀行は、当行の2025年の目標に寄与する以下の効率化措置の主要な柱を発表した。

- ドイツのプラットフォーム最適化
- 当行グループのアプリケーション環境の再構築および簡素化
- フロントオフィスとバックオフィス間のプロセスの再設計
- インフラの効率性

#### 「勝つための競争」

2019年7月、当行グループはドイツ銀行の抜本的改革計画を発表し、2022年末までに達成すべき主要な財務目標を設定した。COVID-19のパンデミックおよびウクライナでの戦争による予期せぬ重大な課題に直面しているにもかかわらず、当行は抜本的改革を経て主要な財務目標を達成した。

ドイツ銀行は、当行の改革の成功に寄与した5つの決定的な措置は以下のとおりであると考えている。

- 当行グループは4つの顧客中心の部門を創設し、安定的な成長を実現した。これらの部門は相互に補完し合い、十分に多様化された収益源を提供する。
- ドイツ銀行は、戦略の中核ではない事業および活動から撤退した。当行グループは、株式取引から撤退し、グローバル・プライム・ファイナンス事業を譲渡し、金利事業に再び焦点を当て、その他の非戦略的資産を縮小または処分した。キャピタル・リリース・ユニットは、非戦略的活動によるレパレッジ・エクスポージャーを91%、オペレーショナル・リスク

によるリスク・ウェイト・アセットを除くリスク・ウェイト・アセットを83%削減し、これにより当行グループは中核ビジネスへの資本再配分が可能になった。

- ドイツ銀行は、2018年の改革前の水準と比較してコストを削減した。当行グループは、のれんの減損10億ユーロ、再編費用および退職費用19億ユーロ、不動産費用6億ユーロ、ソフトウェアの減損および加速償却額14億ユーロ、繰延税金資産の評価調整額28億ユーロ、ならびにその他の改革関連の影響8億ユーロを含む85億ユーロの改革関連費用を吸収しながら、費用収益比率を18パーセント・ポイント引き下げた。
- ドイツ銀行は、成長を支える管理およびテクノロジーにコミットし、それらに投資した。当行グループは、人工知能の活用および機械学習を加速させるためのエヌビディア（NVIDIA）との複数年の革新のためのパートナーシップを含む最先端の契約を、Google Cloudやその他のパートナーと締結した。テクノロジーに重点を置くことにより、当行は顧客とのより緊密なインターフェースを通じて収益を拡大し、テクノロジーの複雑性を解消することでコストを削減し、管理環境を向上させることができた。
- ドイツ銀行は資本を管理し、自由化した。当行グループは、規制変更による約170ベースポイントの影響および改革関連の影響による100ベースポイントの影響があったにもかかわらず、改革期間の全14四半期を通じて最低目標の12.5%を上回るCET 1比率を維持した。

抜本的な改革は、当行グループがその道のりを継続し、当行の「勝つための競争」戦略を成功裏に完了させるための当行グループの強固な基盤となっている。

## ドイツ銀行の2022年重要業績評価指標

### 2022年財務目標

- 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率を8%とする
- コア・バンクの税引後平均有形株主資本利益率を9%超とする
- 普通株式等Tier 1資本比率を12.5%超とする
- レバレッジ比率を約4.5%とする

## ドイツ銀行の2022年業績

### コア・バンクの増収を維持

ドイツ銀行の戦略的改革は、そのコア・バンクの重点を見直して、魅力的なリターンが見込める成長市場で運営される、市場をリードする事業に集中させるよう計画された。当行グループのコア・バンクは、4つの中核となる事業部門、すなわちコーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメント、ならびにコーポレートおよびその他のセグメントで構成される。

2022年において、当行グループ全体および当行のコア・バンク双方の収益は272億ユーロとなり、2021年と比較してそれぞれ7.1%および7.0%増加した。

### 効率化措置への継続的努力

2022年の利息以外の費用は、2021年から5.2%減少し、204億ユーロであった。これは再編費用および退職費用の減少ならびに改革費用の減少によるものである。改革費用を除く調整済コストは、2021年と比較して1.1%増加し、198億ユーロとなった。報酬関連費用の増加は、報酬以外の費用が減少したことにより概ね相殺された。報酬以外の費用の減少は、特に外注業務に係る費用の削減および不動産関連費用の減少による継続的なコスト管理の取組みを反映している。為替レートの変動を調整したベースでは、改革費用を除く調整済コストは2021年から1.6%減少した。

### キャピタル・リリース・ユニットは目標達成を成功

2022年において、レバレッジ・エクスポージャーおよびRWAに関するキャピタル・リリース・ユニットの目標を上回ったため、キャピタル・リリース・ユニットは改革費用を除く調整済コストを800百万ユーロ未満とする目標も達成した。利息以外の費用は922百万ユーロであった。

キャピタル・リリース・ユニットは税引前損失を3分の1削減し、2022年通年の税引前損失は932百万ユーロとなり、前年から431百万ユーロ改善した。

2022年末におけるリスク・ウェイトド・アセット（RWA）は240億ユーロとなり、ドイツ銀行の2022年末の目標である320億ユーロを前倒しで達成し、2021年末の280億ユーロから減少した。2022年12月31日現在、同ユニットのRWAには、オペレーショナル・リスクRWA190億ユーロが含まれている。

2022年末現在のレバレッジ・エクスポージャーは220億ユーロとなり、2022年の目標である510億ユーロを前倒しで達成し、2021年末の390億ユーロから減少した。

2019年第2四半期におけるキャピタル・リリース・ユニットの創設以来、リスク・ウェイトド・アセットは63%、オペレーショナル・リスクRWAを除くと83%、レバレッジ・エクスポージャーは91%削減された。

2019年から2022年末にかけてのリスク削減およびコスト削減の使命を完了したため、キャピタル・リリース・ユニットは、2023年第1四半期以降個別のセグメントとして報告されなくなる。残存するポートフォリオ、資源および従業員は、コーポレートおよびその他のセグメント内で報告される。

#### 保守的なバランスシート管理

当行グループは、当行が引き続きウクライナでの戦争、インフレおよび流動的な金利環境がもたらす試練を切り抜けるにあたり、保守的なバランスシート管理に引き続き取り組んでいる。2022年第4四半期末現在の当行グループのCET 1比率は、2021年末と比較して10ベースポイント上昇し、13.4%となった。ドイツ銀行は、普通株式等Tier 1資本比率を約13%とし、2023年末までにCET 1比率を当行の最大分配可能額の基準値を200ベースポイント上回る水準とすることを目指している。

2022年のレバレッジ比率は、2021年末と比較して30ベースポイント低下し、4.6%となった。

2022年末現在の1日当たり平均バリュアット・リスク（VaR）は47百万ユーロであり、ドイツ銀行のリスク水準が保守的であることが確認された。

2022年通年の信用損失引当金は、2021年と比較して大幅に増加し、12億ユーロであった。2023年通年については、当行グループの信用損失引当金は、長引くマクロ経済および地政学的な不確実性を反映して、2022年と比較してほぼ同水準の貸出平均残高の25ベースポイントから30ベースポイントの範囲になると予想している。このように、最近のマクロ経済の見通しの改善を考慮すると、当行は現在、2023年の信用損失引当金がこの範囲の下限になると予想している。当行は、2023年の信用損失引当金について、2022年とは異なり、マクロ経済の将来予想指標の悪化ではなく単一銘柄の損失によるものと予想している。ドイツ銀行は引き続き、厳格な引受基準および厳重なリスク管理フレームワークを維持していく。予想信用損失引当金の詳細な算出方法については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - リスク・レポート」の項に記載されている。

#### 「グローバル・ハウスバンク」

当行グループは、ドイツ銀行の改革が進展したことにより、当行が2025年までの持続可能な成長を実現する上で有利な立場にあると考えている。2022年3月、当行グループは、ドイツ銀行を「グローバル・ハウスバンク」に位置付けることを目的とする2025年までの戦略および財務のロードマップを概説し、ドイツ銀行の2025年財務目標および資本目標について報告した。

「グローバル・ハウスバンク」戦略は、2022年の地政学的およびマクロ経済的大変動の観点からさらに重要となった主要テーマに裏打ちされている。この環境において、ドイツ銀行は、より有利な金利環境を活用し、リスク管理の専門知識を活用して顧客を支援し、リターンの高い成長機会に資本を割り当てることを目指している。サステナビリティが一層重要となっているため、当行は、顧客との対話および顧客に対する支援を深め、業務内容の拡大を目指している。テクノロジーが深化し続ける中、当行は、さらなるコスト削減を実現し、デジタル・バンクへの移行を加速させ、既に大きな価値を生み出している戦略的パートナーシップを拡大させることを目指している。

さらに、当行グループは、ドイツ銀行の2025年の目標に貢献する効率化措置の以下の主要な柱も発表した。これにより、2022年から2025年の間に20億ユーロを超える構造的コスト削減が見込まれる。

- ドイツのプラットフォーム最適化：支店の削減およびITプラットフォームのテクノロジー統合は、当行グループのインフラの簡素化による効率化を目指していた。当行は最近、約8百万件の追加のポストバンク契約のドイツ銀行のITプラットフォームへの転換を完了した。
- 当行グループのアプリケーション環境の再構築および簡素化：2022年、当行のソフトウェア・アプリケーションの9%が廃止され、2025年までにさらに400を超えるアプリケーションが廃止される見込みである。当行グループのクラウドベースのインフラに支えられ、当行は主要なアプリケーションもクラウドへ移行しており、今後もその進歩を継続する。
- フロントオフィスとバックオフィス間のプロセスの再設計：より多くの自動化されたプロセスは、改善された管理に支えられ、既に目に見える結果をもたらしている。当行は、フロントオフィスとバックオフィス間の融資処理、リスク管理および報告プロセスを含む管理およびプロセスの自動化を継続する計画である。
- 当行は、不動産ポートフォリオの最適化、インフラ労働力の管理およびその他の措置を含むインフラの効率化による追加のコスト削減を特定した。2022年3月に発表した計画に基づき、当行はオフィススペースを最適化し、2022年には世界全体の約6%に相当する170,000平方メートルの大幅削減を達成した。今後もドイツ銀行は、当行の労働力管理の最適化に引き続き注力することを目指している。

## ドイツ銀行の2025年重要業績評価指標

### 2025年財務目標および資本目標

#### 財務目標：

- 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率を10%超とする
- 複合年平均収益成長率を3.5%から4.5%とする
- 費用収益比率を62.5%未満とする

#### 資本目標：

- 普通株式等Tier 1 資本比率を約13%とする
- 2025年以降の配当性向合計を50%とする

ドイツ銀行は、税引後平均有形株主資本利益率を10%超、複合年平均収益成長率を3.5%から4.5%、費用収益比率を62.5%未満とするという2025年までに達成すべき財務目標を再確認した。当行はまた、CET 1 資本比率を約13%、2025年以降の配当性向を50%とするという資本目標も確認している。

調整済コスト、改革費用を除く調整済コストおよび税引後平均有形株主資本利益率は、GAAP以外の財務的測定尺度である。

## 資本分配

ドイツ銀行は、規制当局による承認、株主の承認およびドイツ会社法の要件を満たすことを条件として、収益力のある成長を支援し今後予定されている規制上の変更への対応に必要な金額を超えて自社株を買い戻すことにより、現金配当の持続的増加および徐々に株主への剰余金の還元を実現することをコミットした。その目的に向けて、取締役会は、当行グループの戦略的目標を達成することを条件として、1株当たりの現金配当額を2021年の1株当たり0.20ユーロを基準として、その後の3年で年率50%増加させる予定である。これは2025年までに支払われる2021年から2024年に関する累積現金配当額が約33億ユーロとなることを意味する。2024年について、当行は、2025年に配当の支払いおよび自社株の買戻しを組み合わせることにより、50%の配当性向合計を達成する予定であり、翌年以降も50%の配当性向合計を維持する予定である。よって、既に終了した2022年における3億ユーロの自社株の買戻しに加え、当行グループの2025年までの財務計画および戦略的計画を成功裏に実行することは、以前発表した、2021年から2025年に関する、配当の支払いまたは自社株の買戻しの実施による約80億ユーロの累積分配をサポートすることになる。ドイツ銀行の株主に対する資本還元目標は、約13%の健全な普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本比率を維持する(すなわち、現時点で当行グループがしばらく適用されると想定している最大分配可能額(MDA)の基準値を200ベースポイント上回る水準で運営する)という目標により一層補強されている。

## サステナビリティ

ドイツ銀行は、長年サステナビリティを機会と捉えてきた。したがって、環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面を包含するサステナビリティは、「グローバル・ハウスバンク」戦略の中核的要素である。この戦略を継続するため、当行は2022年9月にチーフ・サステナビリティ・オフィサーの役職を創設し、サステナビリティのガバナンスを強化した。チーフ・サステナビリティ・オフィサーは、当行のサステナビリティ戦略の策定およびその実施の推進に責任を負う。

当行はサステナブル・ファイナンス、ポリシーおよびコミットメント、人材およびオペレーションならびにソートリーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメントの4つの柱に注力して、サステナビリティ戦略の実施を大きく進展させ、サステナビリティを当行の商品、方針およびプロセスに組み込み続けてきた。

- サステナブル・ファイナンス：当行の目標は、顧客にとって信頼できる金融パートナーとなり、顧客のサステナビリティ移行を支援することである。
- ポリシーおよびコミットメント：当行の事業活動がESG適格であることを確保し、マイナスの影響を回避する。
- 人材およびオペレーション：選ばれるパートナーとなるため、当行が模範を示す必要もある。すなわち、当行がサステナブルな運営を行い、ダイバーシティおよびインクルージョンの文化を育成する。
- ソートリーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメント：当行におけるプラスの影響を最大限に高めるような適正な基準およびフレームワークについて賛同を得るため、議員、規制当局、投資家および社会全体に働きかける必要がある。

ドイツ銀行のサステナビリティ戦略を実行することにより、当行は、パリ協定および国連の持続可能な開発目標への貢献を最大化することを目指す。当行は、国連環境計画・金融イニシアチブ、国連グローバル・コンパクトおよび責任銀行原則といった普遍的なサステナビリティのフレームワークおよびイニシアチブを正式に承認している。

当行グループのサステナビリティ戦略を実行するため、ドイツ銀行は、以下のサステナビリティ目標を設定した。

- 2020年1月以降2022年末までに累計2,000億ユーロ超、2025年末までに累計5,000億ユーロ超（DWSを除く。）のサステナブル・ファイナンスおよびサステナブル投資を達成する。
- 改革において顧客に伴走する（移行に関する意見交換）ことにより、ドイツ銀行の主要な炭素集約型セクターに対するネットゼロ・コミットメントを達成する。
- 当行の行動の指針となり、コンプライアンスを確保するための方針および管理を強化する。
- 外部ESGデータの調達、自動化および報告の標準化
- 従業員を啓発し、サステナビリティを当行の文化の中核的価値として確立する。

2022年、当行は引き続きこれらの目標およびサステナビリティ戦略のさらなる柱を達成した。例えば、当行は以下を達成した。

- 2030年から2050年の法人向け貸出金ポートフォリオの二酸化炭素排出量およびネットゼロに沿った目標を発表した。これらの目標は、石油およびガス（上流）、発電、自動車（小型乗用車）ならびに製鉄といった炭素集約型セクターを対象としており、ネットゼロ・バンキング・アライアンスの創設メンバーとしての当行のコミットメントを反映し、融資対象の排出量（スコープ3）を2030年までに大幅に削減する。
- 環境の保護および再生に地域社会を巻き込むことを目的とした、環境に影響を及ぼす新たな企業の社会的責任プログラムである「私たちの生き方」を開始した。
- 持続可能な開発のための国連海洋科学の10年を積極的に支援するための覚書に署名後、ドイツ海洋10年委員会の公式ネットワーク・パートナーに就任した。
- ドイツのベルリンのヨーロッパ・スクール・オブ・マネジメント・アンド・テクノロジーとともに、サステナブル・ファイナンスのための新たな寄付講座教授職を発表した。

サステナビリティにおける当行の意欲を高めるため、取締役会およびその他のトップレベル管理職の変動報酬は、サステナブル・ファイナンスおよびサステナブル投資の取引高ならびにサステナビリティ格付インデックスを含むサステナビリティ目標と連動している。

ドイツ銀行の事業

## コーポレート・バンク

コーポレート・バンキングは、ドイツ銀行の事業の不可欠な一部である。第一に、キャッシュ・マネジメント、貿易金融および貸出しならびにインベストメント・バンクとの緊密な協力のもとに行われた外国為替におけるコーポレート・バンクの態勢によって、当部門は、法人顧客の主要なニーズに応えることができる。コーポレート・バンクは、多国籍企業およびドイツ企業に国内外においてサービスを提供する主導的な銀行として、顧客の運転資金および流動性の最適化、グローバルなサプライチェーンおよび販売チャネルの確保ならびにリスク管理を支援している。第二に、コーポレート・バンクは専門化したサービスを金融機関に提供しており、コルレス銀行業務、法人信託・取次ぎサービスおよび証券サービスを行っている。第三に、当部門はドイツ国内の中小企業および起業家の顧客を対象として、主に標準化された商品を通じたビジネス・バンキングのサービスを提供している。

コーポレート・バンクは、これらの異なる分野にわたる中核をなす能力を活かし、収益を増大させてその目標を達成するため、いくつかの具体的施策を決定した。特に、新しい取組みに対する当部門による投資およびCOVID-19のパンデミックの影響、ウクライナでの戦争またはエネルギーコストの上昇等の複雑な状況を顧客向けに管理した経験により、コーポレート・バンクのアドバイザーおよびソリューションの能力を証明することができた。

2022年、コーポレート・バンクは、過去最高となる税引前利益20億ユーロ超を達成し、費用収益比率は62%、有形株主資本利益率は12%となり、2022年における当部門のコミットメントに沿ったものとなった。税引後平均株主資本利益率は、11.6%であった。コーポレート・バンクは、2019年に設定した戦略的目標に向けて前進を続けた。当部門は、2022年半ばまで実施された預金の金利改定によりマイナス金利を相殺し、その後、プラス金利の環境への移行を慎重に管理した。コーポレート・バンクは、COVID-19以前の水準と比較してすべての地域の法人顧客に対する貸付提案を拡大し、2022年末の貸付金は1,220億ユーロとなったと同時に、バランスシートの展開の選択性を高めた。当部門は、マーチャント・ソリューションズ商品を発売し、プラットフォーム、フィンテックおよびeコマース決済サービス・プロバイダーとの事業を拡大し、決済関連の将来的な成長のための基盤を築いた。さらに、当部門は、ESG関連の移行についての顧客との対話や、様々な業界の取組みにおける外部のESGステークホルダーとの協働を引き続き強化することに注力した。コーポレート・バンクは、ミッド・コープスおよびビジネス・バンキングの顧客向けにESG対応の商品ならびにサービスを拡張し、持続可能なサプライチェーン・ファイナンス・プログラムを設立して、顧客がサプライチェーン全体でESGに関する説明責任および透明性を高めることを支援した。

コーポレート・バンクは今後もグローバル・ハウスバンク戦略の不可欠な一部となり、ドイツ銀行の2025年目標に寄与すると予想している。当部門は、コーポレート・バンクにおける従来の強みと新たな商品により、中核となる顧客グループ（法人顧客、機関投資家顧客、ビジネス・バンキング顧客）全体において成長機会があると考えている。コーポレート・バンクは151ヶ国に及ぶグローバルなネットワークと、現地での深い知識、包括的な商品および顧客にあわせたサービスの提供により、グローバルな多国籍企業にとって競合他社との差別化を図ることができる。コーポレート・バンクは、強いブランド力および顧客との深い関係を活用しながら、企業の財務担当者のためのアドバイザーおよび資金調達ソリューションを幅広く提供することを目指して戦略目標に向かって働き続けている。当部門は、ドイツ経済にとって信頼できるパートナーであり続け、自国の市場において主要なコーポレート・バンクとしての地位を確立したいと考えている。また、当部門が市場のリーダーの一部を担う、世界中の金融機関を結ぶビジネスにも注力している。

コーポレート・バンクの取組みは、法人顧客向けのキャッシュ・マネジメントおよび決済分野における収益の増加（機関投資家顧客との報酬ベースの事業の拡大および貸付の増加を含む。）を目指すものである。当部門は世界中の顧客との事業の拡大を狙う一方で、貸出金ポートフォリオの質の高さおよび厳格な融資基準を維持するため、健全なリスク管理原則の適用にコミットしている。同様に、当部門は、テクノロジー、フロントオフィスとバックオフィスの間のプロセスの最適化、自動化および立地戦略により、コストにおいてもさらなる削減余地があると考えている。

コーポレート・バンクの意欲的目標は、ESGにおけるリーダーとなり、法人顧客をグローバルに支援することによりサステナブルな経済への移行を牽引することである。法人顧客向けのイノベーションの伝統に基づき、ESGの提供をさらに発展させることは、コーポレート・バンクのアプローチの重要な要素である。また、新商品への投資によって、マーチャント・ソリューションズのような実体経済の新たなビジネスモデルが可能となり、将来の持続可能な成長に寄与すると予想している。

## インベストメント・バンク

インベストメント・バンクは、依然としてドイツ銀行の事業の中核である。債券、為替、セールス/トレーディングおよびオリジネーションとアドバイザリーにおいて、法人顧客および機関投資家顧客は、ファイナンス、マーケティング/流動性の提供、リスク管理ソリューション、アドバイザリー、債券および株式の発行を含む包括的なサービスを利用している。IBは、競争上優位にある地域での営業に注力する戦略に基づき、欧州・中東・アフリカ、米州地域およびアジア・太平洋地域をカバーしている。

2022年において、インベストメント・バンクは、2019年に設定した戦略的優先事項に対して実行を続けてきた。インベストメント・バンクの戦略は、管理された収益の増加、資本および費用効率ならびに顧客集約に集中してきた。この期間、十分に管理され、かつバランスの取れた事業ポートフォリオを確立した結果、強力な財務業績を達成するという大きな進展があった。

インベストメント・バンクの債券および為替事業の変革が公表され、戦略上の目標に対する成果を反映して収益および市場シェアが拡大した。高い能力および豊富な経験を持つマネジメントチームが設立され、内部資源の発展および戦略的雇用と相まって、インベストメント・バンクにおける実行力に焦点を当てた強力なプラットフォームおよび文化を形成した。テクノロジーへの投資は、複数の利益を生み出すことを可能にした。重複するプラットフォームおよびアプリケーションの削減は、複雑さを軽減し、事業の大部分において、インベストメント・バンクは、複数のデータソースを単一のシステムへと簡素化し、管理態勢を強化し価格を改善した。また、テクノロジーはインベストメント・バンクが貿易活動の前後で収益化することが可能であることを確実にするため、また、価値のある顧客のワークフロー・ソリューションの発展を可能にする上で重要である。これと並行して、明快かつ集中的な顧客戦略が策定され、機関投資家顧客および法人顧客基盤に展開されたインベストメント・バンクのカバレッジ・モデルが強化された。また、統制されたリスク・マネジメントへの注力も、顧客に対して大いに利益をもたらした。過去3年間で見られた極端な市場ボラティリティの観測期間中、インベストメント・バンクは、不確実性を増す市場を先導する存在として、一貫してマーケットメイクの実行、流動性の提供および重要なパートナーとして働くことができた。ドイツ銀行の格付が最近格上げされたことおよびドイツ銀行の広範な強さの結果、インベストメント・バンクは、大幅な顧客エンゲージメントの再増加および関連収益の増収を経験した。

オリジネーションおよびアドバイザリー部門において、当事業は主要部門および地域における事業をサポートするために絞った採用を行い、フルサービスの雇用を維持した。コアな顧客基盤を焦点に、より深い戦略的関係を築くことに成功した結果、合併買収および債券資本市場における重要度の高い顧客に対する当部門の市場シェアが拡大した。重要なことに、インベストメント・バンクはこれらの顧客との事業領域を改善し、アドバイザリー収益の比率が増加した。2022年度は産業全体の手数料プールの減少により困難な年であった一方で、当部門は、買収合併市場シェアで前年からの拡大を示し、ディールロジックによると自国の市場において第1位へと返り咲いた。

2019年以降インベストメント・バンクが実施してきた戦略の成功により、インベストメント・バンクの戦略的目標は一貫しており、特定の成長分野に対して重点的に取り組んでいる。これにより、商品ポートフォリオの強化および多様化が続き、インベストメント・バンクが資源効率の向上を目標とする顧客カバレッジの発展と連携していく可能性がある。債券および為替部門においては、商品技術開発および隣接する事業への投資により、フロー商品の強化が継続されている。顧客のためのリスク管理サービスを強化するために革新的なワークフロー・ソリューションの開発が継続されている。オリジネーションおよびアドバイザリー部門では、特定のセクターへの投資および合併買収部門における発展を継続し、債券オリジネーションおよび株式オリジネーションのいずれにおいてもキャピタル・マーケット・オフリングの全面的な提供を継続していく予定である。コストおよび資本資源の最適化という戦略的優先事項は、統制環境に重点を置くことによって下支えされている。

最後に、ESGは引き続きインベストメント・バンク全般における優先事項とされる。2022年のESG債券取引高は市場ボラティリティにより悪影響を受けたが、インベストメント・バンクは引き続き同部門の顧客をグローバルに支援した。インベストメント・バンクは、RWEによるコン・エジソン・クリーン・エネルギー・ビジネス (Con Edison Clean Energy Businesses) の買収 (基本買収価格68億米ドル) を全面的に支援した。これは、ドイツ企業による米国企業へのM&A取引として2019年以降最大規模 (マージャーマーケット) であり、2022年における最大規模の株式リンク債の取引 (ディールロジック) であった。インベストメント・バンクは、ソブリン債における初のグリーンボンド発行もサポートした。例えば、ドイツ銀行は、シンガポール共和国による24億シンガポール・ドルの初のグリーンボンドにおいて共同ブックランナーを務め、ニュージーランドによる30億ニュージーランド・ドルの初のグリーンボンドにおいて共同主幹事および共同ストラクチャリング・アドバイザリーを務めた。

プライベート・バンク

プライベート・バンクは、プライベート・バンク（ドイツ）およびインターナショナル・プライベート・バンクという二つの事業で構成されている。プライベート・バンクは、個人顧客、富裕層、起業家およびファミリー層にサービスを提供している。国際的な事業は、商業顧客にも注力している。2019年以降、プライベート・バンクはドイツ銀行の「勝つための競争」戦略の達成を目指して大きな成果を上げることにも貢献した。当部門は、成長に向けて事業の焦点を再び合わせ、2022年の新規事業量は2019年の約3倍となった。プライベート・バンクは、二つの法人合併および支店網の大幅削減によりフランチャイズを再構築できた。さらに、プライベート・バンクは、管理システムを強化すると同時に、従業員の評価を改善することで企業文化を新たに活気づけた。これらの施策の結果、プライベート・バンクは、財務目標を達成し、2022年において費用収益比率は72%と大幅に改善され、有形株主資本利益率は10%超となることを報告した。税引後平均株主資本利益率は9.6%であった。これらの業績は、両方の事業ユニットにおいて、当部門の戦略的アジェンダを実行したことにより共同で達成された。

プライベート・バンク（ドイツ）は、ドイツ銀行とポストバンクという補完し合う二つのブランドを有する、ドイツ市場をリードするプライベート・リテール・バンクである。この事業ユニットは、ドイツ銀行ブランドが提供するアドバイザー・ソリューションを求める顧客、ならびにポストバンクが提案する利便性を求める顧客を対象としている。プライベート・バンク（ドイツ）は、オムニチャネル販売モデル（国全体に広がる支店網、直販、通販および販売パートナーのポートフォリオを含む。）を通して顧客にサービスを提供している。

プライベート・バンク（ドイツ）では、「勝つための競争」の主な焦点は、事業モデルの効率化を促進することであった。この事業ユニットは、2022年における100を超えるポストバンク支店の統合とともに、販売ネットワークの最適化を続けた。さらに、事業ユニットは、ブランドおよび法人全体の本店機能の統合を行った。業務では、工程の自動化および調和を通じてさらなるシナジーが実現した。また、プライベート・バンク（ドイツ）は、二つの重要なステップを完了し、2022年における約8百万件の契約の移行を通じて、ドイツ銀行とポストバンクのITインフラの統合を進めた。プライベート・バンク（ドイツ）の収益性は、変化した金利環境でも顧客事業における成長によってけん引された。預金では、プライベート・バンク（ドイツ）は、利益率の向上および関連サービスに対する需要の再燃を見込んでいる。モーゲージでは、事業ユニットは、近代化に向けたESG適格の資金調達需要が高まる一方で住宅市場は減速すると予想している。

インターナショナル・プライベート・バンクのビジョンは、グローバルでファミリー起業家から選ばれるハウスとなることである。このビジョンを達成するために、「勝つための競争」の一環として、三つの戦略的提案が定められた。かかる戦略的提案とは、起業家のための銀行になること、世界各国の超富裕層ファミリーにとってのパートナーとなることおよびデジタル化したモデルを用いて欧州中の裕福な顧客にとって有数のプレミアム・バンクとなることである。

2022年、インターナショナル・プライベート・バンクは、これまでにない市況に反し、戦略的目標を達成し続けてきた。インターナショナル・プライベート・バンクは、顧客の流入を惹きつける強い勢いを持ち、現在では12四半期連続して運用資産の純資金流入がプラスとなっている。とりわけ、主要な戦略的資産配分および戦略的収益配分ソリューションは、インターナショナル・プライベート・バンクの純新規資産成長に向けて大いに貢献した。インターナショナル・プライベート・バンクは、事業モデルに対してより一層集中したことにより費用効率性を高めた。これは、2022年に核となる事業の成長のため資金を提供するためにイタリアのドイツ銀行ファイナンシャル・アドバイザー事業を売却したことを含む。さらに、支店の拠点の変化、オフィススペースの統合、本店の最適化ならびにプラットフォームの強化を通じたITおよび自動化の改良もコストの削減に貢献した。インターナショナル・プライベート・バンクは、起業家にフォーカスした戦略的採用により、主要な市場におけるWMカバレッジおよび商品チームを引き続き成長させた。さらに、インターナショナル・プライベート・バンクは、投資アドバイザーの個人への最適化を大規模に行い、サービスへのデジタルアクセスに対する需要の高まりに向けて事業を発展させることで、プレミアム・バンキングの変革を成功裏に続けている。

プライベート・バンクは、商品ポートフォリオを強化し、顧客の持続可能な移行に向けた継続的な支援を重視することで、今後数年間におけるESGの価値提案をより強固なものにした。その結果、プライベート・バンクは、部門全体で全体的な視点および位置づけを適用するためにESG専門のチーフ・インベストメント・オフィスを設置した。この事業ユニットの中で、プライベート・バンク（ドイツ）が、ドイツ銀行の全400支店および七つの地域アドバイザー・センターにESGアドバイザーのコンセプトを展開することを決定した。2023年には、エネルギー効率の高い改修に焦点を当て、顧客の所有する不動産を将来のロー・エミッション経済に適合させることを可能にする予定である。インターナショナル・プライベート・バンクにおいて、商品の再編成およびESGに特化したソリューションの新規立ち上げが年間を通じて重要なトピックとなり、主力の「戦略的資産配分」のESG移行は、より持続可能な商品提供への大きな一歩となった。2023年、インターナショナル・プライベート・バンクは、顧客のニーズを満たす効果、テーマ別および資産クラスソリューションにより、ESG商品の品揃えをさらに拡大することに注力する。



2022年におけるプライベート・バンクの業績および「勝つための競争」の道のりは、当部門が費用収益比率60%から65%および特定項目を除く年平均収益成長率4%から5%の達成を目標とする2025年の意欲的目標に向けて、その地位をさらに強化した。

## アセット・マネジメント

アセット・マネジメントは、主にDWSグループGmbH & Co. KGaAで構成されている。DWSは、世界有数のアセット・マネージャーとなることを目指し、2022年12月31日現在、8,210億ユーロの運用資産を有する。

DWSでは、グローバルで約3,800人の従業員が働いており、世界各国の顧客に対してアクティブ、パッシブおよびオルタナティブ投資商品を提供している。DWSが提供する投資商品は、アクティブ株式、アクティブ債券、アクティブ・キャッシュおよびアクティブ・マルチ・アセット、システムティック・アンド・クオンタティブ・インベストメンツならびにXtrackersの範囲を含むオルタナティブおよびパッシブ投資商品を含むすべての主要資産クラスに及ぶ。商品提供は、グローバルな販売ネットワークを通じてEMEA、米州地域およびAPAC全体に行われ、第三者の販売チャネルも活用する。DWSは、世界中の個人投資家および機関投資家から成る多様な顧客基盤に対してサービスを提供しており、本国ドイツの市場において強固なプレゼンスを有している。DWSの顧客には、政府機関、企業および基金ならびに個人投資家が含まれる。

市場環境の不安定さが増し、顧客期待が変化する中、DWSは、長期的な株主価値の向上を目標に戦略に磨きをかけた。DWSは、ドイツにおけるトップの地位を維持し、欧州におけるさらなる成長を目指し、パートナーシップの構築、パッシブ事業の拡大およびオルタナティブに関する能力の活用により、欧州の変革に関与していく。米州地域では、パッシブ事業およびオルタナティブ事業の拡大を目指し、アジア太平洋地域では戦略的パートナーシップに注力する。DWSは、その戦略の中で、気候およびステークホルダー・エンゲージメントに重点を置いたサステナビリティに引き続き取り組んでいく。

DWSは、機会を再評価し、事業ラインを能力の区別および市場成長可能性によって分類した次の四つの主要な戦略的クラスターに割り当てた。

- ・成長（Xtrackersブランドを中心としたパッシブ分野およびオルタナティブ分野における強みの強化）
- ・価値（株式、マルチアセットおよび債券における能力の構築および成長）
- ・構築（デジタルトレンドを活用し、新しいデジタル商品およびソリューションへと変換）
- ・削減（成長分野に対する投資資金への財務資源の再分配）

DWSは、戦略的目標の実行をサポートするために五つの主要な成功要因を特定した。すなわち、販売の提携の拡大、DBグループとの協業を継続して活用、クラウドへの移行およびデータ管理の合理化によるビジネスの実現、顧客のために強いパフォーマンスを発揮するための多様な文化の創造ならびに実行に焦点を当てた多様なマネジメントチームの構築である。

2022年12月、洗練された戦略の一環として、DWSは今後3年間で達成すべき新たな中期財務目標を発表した。すなわち、DWSは、1株当たり利益目標4.50ユーロの導入に反映されるとおり、株主価値の創造に努めていく。DWSは、2025年までに調整後費用収益比率を59%未満にする目標により測定および管理されるため費用面で規律を保っている。DWSは、AuM成長戦略を反映し、運用資産の複合年間収益成長率目標をパッシブ分野（Xtrackersを含む。）で12%以上、オルタナティブ分野で10%以上としている。

DWSは、ステークホルダー（なかでも最も重要な顧客）の進化するニーズに応えるため、サステナビリティに関するアプローチをさらに洗練させている。このような背景から、DWSは、気候およびステークホルダー・エンゲージメントに重点を置いたサステナビリティに引き続き取り組んでいく。包括的な戦略のうち不可欠な一部として、DWSのサステナビリティ戦略は以下の四つの戦略的優先事項を軸にしている。一つ目は、企業変革。組織全体を通してその活動に関連するサステナビリティの水準を高めることを引き続き追及する。二つ目は、投資プロセスにおけるESG。投資の将来的に起こりうるリスクおよびリターンの評価を向上させるためにESGの検討事項を投資プロセスにさらに組み込むことを目指す。三つ目は、革新的かつ持続可能な投資ソリューション。顧客の要求を満たすために資産クラス全体で新しく革新的なESG商品およびソリューションの展開を目指す。四つ目は、ステークホルダー・エンゲージメント。投資パリュチェーン全体における主要なステークホルダーとのエンゲージメントに対して全体的かつ体系的なアプローチをとることを追求する。

## 2【事業等のリスク】

本項は、2023年3月17日付の当行の年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の項の和訳である。

ドイツ銀行の証券への投資は、様々なリスクを伴う。潜在的な投資家は、ドイツ銀行の証券に関する投資判断を行う場合、ドイツ銀行が晒されるリスクに関する以下の情報を、本書のその他の情報と併せて十分に検討すべきである。これらのリスクのいずれかが現実のものとなった場合には、ドイツ銀行の財務状態、業績、キャッシュ・フローまたはその証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、上記年次報告書の日付現在において当行が判断したものである。

### 事業等のリスクの概要

マクロ経済環境、地政学的環境および市場環境に関連するリスク 大規模な民間の顧客基盤を有するグローバルな法人および投資銀行として、ドイツ銀行は、世界のマクロ経済状況および金融市場の状況により重大な影響を受ける。持続的なインフレ圧力、金利の上昇、継続中のウクライナにおける戦争、マクロ経済環境の悪化、地政学的リスクの増大、規制改革による継続的な逆風ならびに当行の法的小および規制上の手続に及ぼす影響から大きな課題が発生しうる。その他のリスクとしては、中国に関するリスクや、主要市場における政治経済上の不安定性に起因するリスクが存在する。これらのリスクは、事業環境に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、経済活動が低迷し、金融市場においてより広範な調整が行われる可能性がある。これらのリスクの顕在化により、当行の一部の事業における業績およびその財務状態ならびにその戦略的計画が悪影響を受ける可能性がある。これらのリスクに対しドイツ銀行が自ら防衛する能力は限られている。

ドイツ銀行の事業および戦略に関するリスク ドイツ銀行の業績および財務状態は、市場環境、不透明なマクロ経済状況および地政学的状況、顧客取引水準の低下、競争および規制の増加ならびに労働市場の引締めにより、これまでマイナスの影響を受けてきた。当行が変革によって改善された収益性を維持できない場合、当行は、2025年の目標を達成できなくなり、自己資本、流動性およびレバレッジを市場参加者およびその規制当局が期待する水準に維持することが困難になるおそれがある。低迷する市場環境、資産価格の下落、ボラティリティおよび慎重な投資家心理は、ドイツ銀行の収益、特にそのインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に影響を及ぼしており、また将来重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行の本拠地であるドイツの市場および国際市場における激しい競争は、その収益および収益性に著しい悪影響を及ぼしており、今後も及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の資金流動性、事業活動および収益性は、市場全体または当行独自の流動性に制約がかかる期間中には、債券資本市場にアクセスできないことまたは資産を売却できないことにより、悪影響を受けるおそれがある。信用格付の低下に起因してドイツ銀行の資金調達コストは過去に増加しており、将来、信用格付が引き下げられた場合、かかる資金調達コストおよび当行との取引を継続しようとする相手方の意欲に重大な悪影響を及ぼし、また、当行のビジネスモデルの側面に大きな影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行が2025年の財務目標を達成できない場合、またはさらなる減損および引当金を含む将来の損失もしくは収益性の低下が発生した場合、その財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性があり、ドイツ銀行の株主に対して予定された利益分配を行うこと、または自社株の買戻しができなくなる可能性がある。

規制および監督に関するリスク 金融業界の脆弱性、また、最近では持続可能な経済への移行に対応するために制定され、提案された規制改革は、より全般的な規制の監視強化とともに、これまでも、そして今後も当行に多大な影響を及ぼし、当行の事業および戦略的計画を実行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当行グループが規制要件を遵守しなかった場合、管轄規制当局は、当行に対し、配当金の支払い、株式の買戻しもしくは当行の規制資本商品に関する支払いを禁止する、またはその他の措置を講じる可能性がある。規制上の変更は、主要な企業の資金調達方法に影響を与える可能性があり、事業運営の方法に影響を及ぼし、業績にマイナスの影響を与える可能性がある。また、当行グループは規制上の措置により、そのビジネスモデルの変更を余儀なくされるか、または一部の事業活動が実行不可能となる可能性がある。規制上および法律上の変更により、当行グループは、破綻処理シナリオにおいてペイルイン対象となる資本および債務を増加させ、厳格化された流動性要件を遵守することが求められる。当行がその自己資本要件または流動性要件を満たすことができない可能性があるとの市場の認識があった場合、当行の事業および業績に対するこれらの要因による影響が強まる可能性がある。

る。採択されまたは提案されたその他の規制改革は、当行グループの営業費用を大幅に増加させ、また、そのビジネスモデルに悪影響を及ぼす可能性がある。

環境、社会およびガバナンス（ESG）に関連する変化に関するリスク 地球温暖化の影響ならびに社会、規制当局および銀行セクターにおける気候変動への取組みの強化および「ネットゼロ」経済への移行により、財政リスクおよび非財政リスクの新たな要因が出現することになった。金融機関は、各国政府、規制当局、株主およびその他の組織から、気候問題およびより広範なESG関連問題についてより厳しい監視の強化および規制報告要請に直面しており、当行がESG目標を支援していないと見なされた場合のレピュテーション・リスクおよび当行グループのESG開示が進化した基準に準拠していないリスクにつながる。

ドイツ銀行の内部管理体制に関するリスク 当行は、内部管理体制およびインフラを強化する必要性を認識し、そのための取組みを開始した。ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht）（BaFin）は、当行に対して、マネーロンダリング防止および顧客情報管理プロセスに関する管理およびコンプライアンスのインフラ整備を命じるとともに、これらの対策の実施を監視する特別代表を任命した。また、当行は、制裁および通商禁止措置ならびにAMLコンプライアンスに関連する過去の命令および和解の遵守ならびにリスク管理上の問題に関連する是正合意および義務に関する事項の解決に向けて、規制当局との協議を継続的に行っている。規制当局が設定するまたは期待するスケジュールで、当行のインフラおよび管理体制を大幅に改善できない場合、当行の評判、規制上の地位および財務状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

訴訟、規制上の執行案件、調査および税務調査に関するリスク 当行は、規制が厳しく強化され、訴訟社会で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁ならびにレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。これらには、主に以下の事項が含まれる。

- 当行グループは、銀行間取引金利およびディーラー取引金利に関する規制当局および法執行当局による業界全体の調査ならびに民事訴訟の対象となっている。
- ドイツ銀行は現在、ドイツ銀行が実施した2010年のポストバンクの株式公開買付けに関連した民事訴訟に関与している。
- ドイツ銀行は、モスクワおよびロンドンにおいて特定の顧客により実行された株式取引の状況を調査し、これらの取引について複数の法域の規制当局および法執行当局に通知している。
- 当行は、配当金の支払いに対して課される源泉徴収税に関するドイツの税額控除または還付を受ける目的で、ドイツ株の顧客により配当金基準日前後に行われた取引（いわゆるCUM-EX取引）に関して、規制当局および法執行当局による業界全体に対する照会および調査ならびに民事訴訟の対象とされている。
- ドイツ銀行は、その過去の仲介者およびコンサルタントの雇用ならびに貴金属取引でのスプーフィング（見せ玉）に関して、米国司法省と訴追延期合意（DPA）を締結した。ドイツ銀行がDPAに違反した場合、DPAの期間が延長されるか、または当行が刑事訴追もしくはその他の措置の対象となる可能性がある。
- 当行グループは、当行グループが業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。
- 米国議会委員会およびその他の米国政府機関は、ドイツ銀行ならびに米国の行政機関の特定の元メンバー、トランプ前大統領、その家族およびその他の側近との間の潜在的な取引について、当行グループに情報を求めており、また今後求める可能性がある。
- 当行グループは、特定の過去のコルレス銀行取引関係（ダンスケ銀行を含む。）および当行グループの金融犯罪対策（米国におけるものを含む。）について、規制当局および法執行当局から情報提供の要請を受けている。
- ドイツ銀行は、その金融犯罪対策（米国におけるものを含む。）について、規制当局および法執行当局から情報提供の要請を受けている。また、当行は、制裁および通商禁止措置ならびにAMLコンプライアンスに関連する過去の命令および和解の遵守ならびにリスク管理上の問題に関連する是正合意および義務に関する事項の解決に向けて、規制当局との協議を継続的に行っている。
- リテール顧客の保護に関するEUの規制当局および裁判所の監視は、特に標準様式による契約条件の有効性および透明性ならびに損害賠償に関する観点から強化されている。
- ドイツ銀行は、特定のFXデリバティブ商品の過去の販売に関する社内調査に関連して、特定の規制当局から情報提供の要請を受けている。また、ドイツ銀行は、FXデリバティブ・カウンターパーティから民事訴訟を提起されている。

訴訟手続において当行に不利な結果となった場合または捜査の結果、当行が適用ある法律を遵守しなかったとされた場合、当行は多額の損害賠償、罰金、事業活動の制限、是正の約束、刑事訴追または当行の財務状態へのその他重大な悪影響

に晒され、結果としてメディアの大きな注目を集め、当行のレピュテーション上および潜在的な事業上の損失のリスクにも晒される可能性がある。刑事上の手続における当行もしくはその関連会社の有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行の一部事業に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。さらに、これらの事象が、コストもしくは当行グループの事業に要求される変更の点において当行グループの予想よりも不利な条件で解決された場合、またはこれらの事象に関連して当行グループの事業および見通しに関する否定的な見方ならびに関連事業への影響が増大した場合、当行グループは、当行グループの戦略的目標を達成することができないか、またはその変更を余儀なくされる可能性がある。

その他のリスク ドイツ銀行は、以下を含むその他のリスクにも晒されている。

- ドイツ銀行は、第三者の証券の保有を伴う取引または複雑なデリバティブ取引にまで与信が拡大されている非伝統的な与信業務に従事しており、これらは当行の信用リスクへのエクスポージャーを著しく増大させる。
- 当行の資産および負債の大部分は、公正価値で計上された金融商品から構成されており、公正価値の変動は損益計算書において計上されている。かかる変動により、ドイツ銀行は損失を被っており、またさらに損失を被る可能性がある。
- 当行グループは、アセット・マネジメント部門におけるのれんおよびその他の無形資産の価値について、少なくとも毎年一度、減損テストを行わなければならない。テストにより減損が存在すると判断された場合、当行グループは、資産について評価減を行う必要がある。
- 当行はまた、各報告期間末に繰延税金資産の見直しも行わなければならない。当行の繰延税金資産の全部または一部を利用できるだけの十分な課税所得が発生する見込みがなくなった場合、当行は、帳簿価額を減額する必要がある。
- のれんおよびその他の無形資産の減損ならびに繰延税金資産の減額は、ドイツ銀行の収益性、資本および財務状態に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。
- ドイツ銀行は、その年金債務の測定に重大な影響を及ぼす可能性のある年金リスク（当行グループの収益に重大な影響を及ぼしうる金利リスク、インフレリスク、長寿リスクおよび流動性リスクを含む。）に晒されている。
- 当行グループのリスク管理の方針、手続および方法により、当行グループは認識していなかったリスクまたは予想していなかったリスクに晒され、重大な損失を被る可能性がある。
- 当行のプロセスの履行上の誤り、当行の従業員の行為、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止もしくは事業継続の喪失または当行と取引を行う第三者のサービス・プロバイダーに関する同様の問題から発生しうるオペレーショナル・リスクにより、当行グループの業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。
- ドイツ銀行は、その事業および業務を支えるために様々な第三者と取引を行っている。第三者により提供されるサービスには、当行が社内でサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクを伴い、当該第三者により提供されるサービスの責任は、最終的には当行が引き続き負うことになる。かかる第三者が適用ある基準または当行の期待に沿って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被り、もしくは規制措置もしくは訴訟に服し、もしくはレピュテーションの毀損に晒され、または第三者との関係から求められる利益を達成することができない可能性がある。
- 当行は、自己または顧客の情報の機密性、完全性および可用性が侵害されるリスクに直面している。このリスクには、ネットワークもしくは情報への不正アクセス、コンピュータ・ウイルスもしくはマルウェアの侵入、もしくはその他の形態のサイバー・セキュリティ攻撃または事故による、当行自身または当行と取引を行う者のコンピュータ・システムでのセキュリティ侵害リスクが含まれる。
- デジタル・イノベーションおよび暗号資産は、機会を提供する一方で、大きなリスクも抱えている。当行は、この分野でのトレンドを見逃したり、または財源を十分に投入しなかったりすることで、フランチャイズ展開の機会を逃す可能性がある。
- 当行の決済業務の規模により、かかる業務が適切に行われなかった場合には、当行は重大な損失を被る高度のリスクに晒されている。
- 継続中の国際的なベンチマーク改革の取組み、特に、銀行間取引金利から代替参照金利への移行により、当行の事業および金融業界に多くの特有のリスクがもたらされる。
- ドイツ銀行は、金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の適用を受ける。ドイツ銀行がかかる法律および要件に違反した場合、ドイツ銀行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性があり、過去にも対象となったことがある。
- 米国国務省によりテロ支援国家として指定された国々の取引相手方または米国経済制裁の対象者と取引を行った結果、潜在的顧客および投資家が、当行との取引もしくは当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、または規制措置もしくは執行措置が講じられることとなる可能性がある。

マクロ経済環境、地政学的環境および市場環境に関連するリスク

大規模な民間の顧客基盤を有するグローバルな法人および投資銀行として、ドイツ銀行は、世界のマクロ経済状況および金融市場の状況により重大な影響を受ける。インフレの継続および金利の上昇、ウクライナ戦争の継続、サプライチェーンの混乱、マクロ経済環境の悪化および地政学的リスクの上昇、規制改革がもたらす継続的な逆風ならびに/または当行の法的手続および規制手続への影響から大きな課題が発生しうる。その他のリスクとしては、中国に関するリスクおよび主要市場における政治経済上の不安定性に起因するリスクが存在する。これらのリスクは、事業環境に悪影響を及ぼし、経済活動の低迷および金融市場のより広範な調整につながる可能性がある。これらのリスクが顕在化した場合、当行の一部の事業の業績、財務状態および戦略的計画に悪影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行がこれらのリスクから自らを守る能力には限界がある。

ウクライナ戦争、それに関連したエネルギー価格の高騰による世界的なインフレ圧力のさらなる上昇ならびにサプライチェーンの混乱により、2023年および2024年の世界成長率予測が大幅に下方修正された。連邦準備制度理事会が世界的な引締めサイクルを主導する中、インフレ率の上昇、金利の上昇および金融引締めの影響が米国経済を含む経済活動に重くのしかかり、少なくとも経済が緩やかに悪化する可能性は引き続き高いと考えられる。また、金利の上昇は、当行の顧客基盤全体における借換リスクおよび潜在的な格下げにつながる可能性があり、顧客の収益低下により2023年および2024年に企業の債務不履行の発生率が上昇する可能性がある。

2023年および2024年の欧州の企業および家計にとって、エネルギー価格の再度の高騰または物的不足が下振れリスクとして残っている。既存のサプライチェーンの制約および商品価格の高騰と相まって、エネルギー配給の影響を受ける可能性のある産業には、製造業、自動車、建設、化学および鉄鋼、金属および鋳業ならびに公共事業、輸送および農業等の重要インフラが含まれるが、これらに限定されない。ドイツ銀行の顧客の大半（特に大企業）は、十分なポジションを確保していると考えているが、一部の顧客は、売上およびマージンに対するプレッシャーがより深刻になっている。また、個人顧客および家計は、政府の支援策によりエネルギー価格の高騰の影響をまだ十分に受けるには至っておらず、エネルギー価格およびより広範なインフレ率が持続的に上昇した場合、返済困難な状況が増す可能性がある。また、最近の見通しの改善の中で、当行は、2023年/2024年の冬にガス不足が生じたり、エネルギー配給が必要になったりするリスクは低いと見ているが、下振れリスクは完全に軽視することはできず、顧客の債務不履行への直接的影響および経済成長への二次的な影響により、当行に重大な影響を与える可能性がある。

2022年を通じて、市場および金利の動向は、資本市場コミットメントを配分し、リスクを削減する当行グループの能力に影響を与え、取引の価格設定、ヘッジおよび配分がより困難なものとなった。当行グループは、システミック・リスクを積極的に管理しているが、クレジット・スプレッドの拡大および金利の上昇により、個別のコミットメントのリスク削減が遅れ、2022年には時価評価損を計上している。当行グループは、2023年に追加損失を計上する可能性がある。

金利は2022年にかけて急激に上昇し、2023年にかけても金融当局による金利の引上げが続くと予想されている。このような金利の引上げがドイツ銀行または市場の予想を上回る範囲または上昇率で行われた場合、経済、市場および当行の事業にマイナスの影響を与える可能性がある。また、金利の上昇は、当行の顧客基盤全体における借換リスクおよび潜在的な格下げにつながる可能性があり、顧客の収益低下により2023年/2024年に企業の債務不履行の発生率が上昇する可能性がある。このような環境は、特異な債務不履行の事例を増加させる可能性もある。さらに、インフレ、金利および市場の変動（サプライチェーンの問題による市場価格への二次的な影響も含む。）は、清算時の回収価値に関連するリスクを伴う担保価格の下落につながり、したがって、信用損失引当金への影響がそれぞれ大きくなる可能性がある。これは特に、資金調達に資産ベースであり、第三者への償還請求がない場合に関連する。そのため、当行は予想を上回る信用損失引当金を計上する可能性がある。

2022年通年の信用損失引当金は、貸出平均残高の25ベースポイントとなり、2021年に比べて大幅に増加した。当行グループは、2023年の信用損失引当金は貸出平均残高の25ベースポイントから30ベースポイントの範囲の下限となり、2022年とは異なり、マクロ経済の将来の見通しに関する指標の悪化ではなく、単一名義の損失が牽引すると予想している。当行グループの現在の見通しにもかかわらず、マクロ経済環境が改善せず、GDPがさらに縮小し、インフレが持続し、金利が上昇し続け、また、エネルギー価格が高止まりするリスクが存在する。このような事象の影響は、地域および、すべてではないにせよ、特定の業界を越えて現れる可能性がある。全体的に、不確実性は依然として高く、上記の影響に加え、潜在的なサプライチェーンの混乱、脆弱な地政学的環境およびより不景気なサイクルに入る全体的なリスクにより、信用損失引当金が想定を大幅に上回るリスクがある。ドイツ銀行は集中リスクの管理のためにローン担保証券およびクレジット・デフォルト・スワップを定期的に利用しているが、これは潜在的な信用損失を完全に相殺するには不十分である可能性がある。

中国関連リスクは高まっている。中国政府がCOVID-19規制の急速な緩和を発表したことにより、COVID-19の症例が顕著に急増した。最近発表された米国による中国への先端半導体を含むハイテク製品の広範囲にわたる輸出規制は、中国の長期的な成長可能性を損なうおそれがある。また、政府の支援策が最近発表されたにもかかわらず、中国の高レバレッジの不動産セクターの広範かつ長期にわたる資金繰り悪化の可能性に対して継続的な懸念がある。外部の格付機関による多くの格付見直しがあったが、格付が大幅に悪化している企業の中には最近まで投資適格の格付を受けていたものもあること、またこのセクターでは流動性不足が蔓延していることに留意している。経済の安定化は、中国政府の重要な優先事項となっているが、不動産セクターにおける継続的な流動性の不足および特定の債務不履行のリスクは上昇し続けている。厳しいダウンサイド・シナリオでは、このような事態は、弱小企業全体により広範な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、信用損失引当金が増加する可能性がある。

全体として、これらのリスクは、単体またはその他のリスク要因との組み合わせにより、当行グループのポートフォリオの質の著しい悪化ならびに予想を上回る信用損失および市場損失をもたらす可能性がある。また、顧客の格付低下が加速し、引当金繰入額が増加する可能性がある他、クレジット・ファシリティを引き下げる顧客が増加し、自己資本要件および流動性需要の増加に繋がる可能性がある。さらに、特異な債務不履行のリスクが高まるおそれがある。金融市場のボラティリティの高まりは、証拠金請求の増加、マーケット・リスクRWAの増加および評価制準備金の増加に繋がる可能性がある。また、市場の下落およびボラティリティが金融商品の価値に悪影響を与える一方、こうした動きは、ドイツ銀行の収益創出能力および費用に影響を与え、当行の評価および時差に変動をもたらし、その結果非金融資産の減損をもたらす可能性がある。さらに、金融市場の流動性の低下は、価格変動およびより広範な市場ストレスのリスクを悪化させる可能性がある。市場のボラティリティは、予期せぬ政策決定や政策の誤り、厳しいマクロ経済環境によっても引き起こされる可能性があり、取引処理、内部および外部の不正行為リスク、損失隠しの試みならびに顧客による訴訟の試みの増加等を含む複数の非財務リスク種類における固有のリスクの増加にも繋がる可能性がある。

これらのリスクが現実のものとなるか、または現在の困難な状況が長引くかあるいは悪化した場合、当行の事業、業績または戦略的計画は、悪影響を受ける可能性がある。

ウクライナでの戦争は、マクロ経済への広範な影響に加え、当行グループの事業や業務にも悪影響を及ぼす可能性がある。

ウクライナでの戦争を受け、西側諸国は、ロシアおよびベラルーシを対象とした広範囲にわたる制裁（資産凍結 / 封鎖制裁を含む。）を課す動きに出た。この制裁環境は、引き続きウクライナでの戦争の展開に左右され、急速新たな直接的または間接的な二次的制裁が賦課される可能性がある。また、現在の重要な包括的制裁は引き続き実施され、さらなる規制が導入される可能性もある。これまでに発表された前例のない規模の制裁措置は、そのすべてが各法域で完全に整合しているわけではないため、急激に変化する制裁環境の中で日々の事業活動を管理する上でのミスを含むリスクを含め、業務上の複雑さを著しく増加させている。新たな制裁やロシア政府による対抗措置により、関連要件の現地での適用 / 実施に関してドイツ銀行のモスクワ支店とドイツ銀行グループとの間で差異が生じる可能性もある（ドイツ銀行のモスクワ支店は、現地の法律を遵守する必要があるため。）。その結果、法に抵触する状態が生じ、一定の適用除外を適用しなければならなくなる。ウクライナでの戦争の結果、当行が終了を望む、あるいは終了する必要がある取引および / または関係の清算は、制裁およびロシアの対抗措置により複雑になる可能性がある。より広範には、ロシアが非対称戦争に転じ、ロシアまたはその代理人が西側諸国に対して報復措置を講じるリスクが高まっており、当行および当行の業務に直接的または間接的に影響を与える可能性がある。

ドイツ銀行は、ロシアの社内技術資源を活用しており、この資源は当行の多くの必要不可欠なアプリケーションの開発に貢献しているが、ドイツ銀行のモスクワ支店は、当行グループの特定の資源に依存している。当行グループは、西側諸国による制裁、ロシアの国家主導の行動または経営陣の行動等により、これらの技術資源を活用する当行グループの能力が損なわれ、または失われるリスクに晒されている。また、ロシアで事業を行う子会社が影響を受けた場合、国際企業の現地子会社に対するコーポレート・バンキング・サービスの提供は悪影響を受ける可能性がある。現在の情勢が継続した場合の財務リスクと非財務リスクの両観点からの影響は依然として不確定であり、ロシアおよびウクライナに対する直接的な財務上のエクスポージャーは抑制され、2022年を通じて軽減された一方、ダウンサイド・シナリオでは高次の影響が顕在化し、当行グループの目標を達成する能力に影響を与える。規制環境またはその他の制限（制裁の賦課を含む。）により、ロシア関連の当行の事業活動が実行不可能となり、または当行の資産の全般的な管理ができなくなる可能性がある。事業継続および危機管理に関して現在とられている方針にかかわらず、この紛争により従業員や事業継続の喪失に関する困難が生じ、これにより当行の業務が妨げられ重大な損失を被る可能性がある。

ドイツ銀行は、事業環境に悪影響を及ぼす可能性のあるその他のマクロ経済的リスクおよび地政学的リスク（中国に関するものを含む。）に晒されており、その結果、経済活動が低迷し、金融市場においてより広範な調整が行われる可能性がある。

ウクライナでの戦争による広範な地政学的影響は、依然として不透明である。中長期的には、国際通貨基金（International Monetary Fund）等は、脱グローバル化が生活水準および成長に与える潜在的な影響を強調している。このような背景の中、貿易およびテクノロジー関連問題、香港、台湾、人権ならびにサイバー・セキュリティ等、広範囲に及ぶ分野で米中の緊張が高い状態が続いている。米国は、中国の企業および政府関係者に対して特定の制裁ならびに輸出および投資に係る制限を課しており、中国は、米国の一定の企業および政府関係者に対して制裁を課し、対中制裁の域外適用に対するブロック規制の枠組みを導入した。同様に、EUも人権問題に関連して中国に制裁を課しているが、中国も対抗制裁を課した。このような措置は、潜在的な規制遵守の問題および法の抵触の問題を引き起こし、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当行グループは、中国/台湾の軍事衝突を当面予想していないが、緊張の激化による潜在的なダウンサイドの影響は大きく、ドイツ銀行の計画した業績および財務目標に実質的かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。同様に、ロシアの場合でも見られたように、緊張の激化は、潜在的な影響を予測することが困難な中国対米国主導の明確なブロックの出現によって、さらなる経済の二極化を引き起こす可能性がある。

当行の事業環境および財務目標にマイナスの影響を与える可能性のあるその他の地政学的リスクには、ウクライナでの戦争の激化および/または中東の政治的緊張の高まりによるエネルギー価格の高騰が含まれている。イランは、外国が反政府デモを煽っていると非難し、その暴力的な弾圧およびテヘランのロシアとの緊密な連携が、イラン核合意の成功の可能性を低下させている。こうした動きは、この地域における紛争のリスクを増大させる可能性がある。

これらのリスクのいずれかが顕在化した場合、ドイツ銀行の業績、戦略的計画および目標ならびにドイツ銀行の株価に悪影響を及ぼす可能性がある。

英国の欧州連合離脱は、ドイツ銀行の事業、業績または財務目標に悪影響を及ぼすおそれがある。

2020年に英国が欧州連合（EU）の単一市場および関税同盟から離脱することを決定して以来、当行への事業影響やそれに伴う経済のダウンサイドに関する不確実性は低下している。ドイツ銀行は、EEA（欧州経済圏）の顧客の勘定をドイツ銀行フランクフルトに移行するプログラムが2020年末までに完了したことにより、引き続きEEAベースの顧客にサービスを提供することが可能となった。EEAの顧客に関連するすべての規制活動が、ブレグジット後の新しいライセンス法の中で確実に実施されるために、販売スタッフおよびカバレッジスタッフが欧州連合加盟国に配置された。しかしながら、既存の協定において広範にカバーされていない金融サービスに対しては、英国とEUの間の交渉が続いており、依然として不透明である。2022年上半年期において、欧州委員会は、英国のCCP（中央清算機関）の一時的な同等性評価に関する現行の取り決めを（前回の延長が終了する）2022年6月から2025年6月まで延長することを発表した。EUおよび英国のそれぞれの金融サービス制度間に同等性評価がなされない限り、当行は、当行が英国に対して金融サービスを提供する能力および英国からその提供を受ける能力を制限されることとなる。この拡張の内容および2025年6月における最終的な結果については、2023年も引き続き議論される。企業は、一時的な同等性評価が2025年にさらに延長されることを期待すべきではなく、それに応じて計画を立てるべきだと欧州委員会が勧告している。2022年12月19日より、ドイツ銀行は、健全性監督機構（PRA）の認可を受け、金融行為規制機構（FCA）の規制およびPRAの限定的な規制を受けることになる。

ブレグジットに係る経済のダウンサイド・リスクは低下したものの、当行グループの事業および財務目標は、将来の政治上および市場の動向に左右されるため、悪影響が生じるような潜在的リスクは依然として存在している。

ドイツ銀行の事業および戦略に関するリスク

ドイツ銀行の業績および財務状態は、市場環境、不透明なマクロ経済環境および地政学的状況、顧客取引水準の低下、競争および規制の増加ならびに労働市場の逼迫により、これまでマイナスの影響を受けてきた。当行が改革により改善された収益性を維持できない場合、当行は、2025年の目標を達成できなくなり、自己資本、流動性およびレバレッジを市場参加者および規制当局が期待する水準に維持することが困難になるおそれがある。

2022年、ドイツ銀行の純収益は、2021年と比較して7%増加した。これには、コーポレート・バンクの収益が大幅に増加したことに加え、インベストメント・バンクの債券および為替（FIC）事業が大きく寄与した。プライベート・バンクの収益



も大幅に増加したが、増加の大部分はイタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却益によるものであった。アセット・マネジメントの収益はわずかに減少した。

コーポレート・バンクが2022年の好業績を継続できるかは、より高い金利環境の恩恵を受けられるかどうかにかかっている。インベストメント・バンクが2022年の業績を継続できるかは、FICの市場での取引が引き続き堅調を維持できるかならびにオリジネーションおよびアドバイザー事業の取引と手数料プールの増加にかかっている。プライベート・バンクおよびアセット・マネジメント部門の業績は、市場のパフォーマンスならびに継続的な手数料の圧縮およびコストの上昇に対応できるかに大きくかかっている。すべての部門の業績は、マクロ経済の影響（特に金利およびインフレの上昇が継続するか否か）や、地政学的事由および圧力（ウクライナにおける戦争や中国との緊張等）の影響を強く受けることになるが、これらがすべて、不利に展開した場合、経済成長および市場取引を妨げる可能性が高い。

当行のビジネスの低マージン低リスクの商品への移行は、当行がボラティリティから利益を得る機会を制限する可能性がある。規制当局は一般的に、銀行セクターに対し、顧客フローの促進に注力し、リスクを取ることは控えるよう促しており、これは例えば、高リスクの取引に対する自己資本水準の引上げにより実施されている。さらに規制当局の一部は、銀行に対して一般的に低リスクの取引に重点を置くよう求める方針に従い、当行の事業基盤を見直すよう促し、また、推奨している。近年において、当行は、より高リスクで資本賦課の高い商品に焦点を当ててきた多くの事業（これらの事業は、過去の段階では、高い収益力を持つ可能性を有していた。）に対するエクスポージャーを削減してきた。収益および収益性は、規制（特に規制自己資本、レバレッジ要件および流動性要件の増大やコンプライアンス費用の増加）および競争による長期にわたる構造的傾向により圧迫を受けており、これらが当行グループの多くの事業のマージンを圧縮している。これらの要素の組み合わせが、当行のトレーディング・アンド・マーケッツ・ビジネスにおける長期にわたるマージンの低下および取引高の減少を招いた場合、当行の財務上の目標の達成を妨げる可能性がある。

低迷する市場環境、資産価格の下落、ボラティリティおよび慎重な投資家のセンチメントは、ドイツ銀行の収益、特に当行のインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に影響を及ぼしており、また将来重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行は、過去に当行のトレーディングおよび投資業務において著しい損失を被っており、また将来においても被る可能性がある。

ドイツ銀行は、グローバルな投資銀行として、金融市場に対する相当なエクスポージャーを有しており、主に伝統的な銀行業務に従事する機関に比べて、金融市場の軟化によるリスクに晒される機会が多い。長引く市況の低迷により当行の収益は過去に減少を経験しており、また将来においても減少する可能性があり、当行が費用についても同様の割合で削減することができない場合には、当行は、その収益性が損なわれ、重大な損失を計上する可能性がある。市場のボラティリティは、当行が保有する金融資産の価値を減少させ、当行のリスクをヘッジする費用を増加させることにより、当行グループに悪影響を与えるおそれがある。顧客取引の低下も、当行の「フロー」ビジネスの収益を減少させる可能性がある。

特に、ファイナンシャル・アドバイザー手数料および引受手数料の形態によるインベストメント・バンキングの収益は、当行グループが手がける取引の数および規模に直接関連しており、長期にわたる市場の低迷により悪影響を受けやすい。これらの手数料その他の収入は、通常、原取引の価格に連動するため、資産価値とともに減少する可能性がある。また、市場の低迷と不確実性の期間には、特にマージンの高い取引において取引高やインベストメント・バンキングの収益の重要な原動力となる、市場リスクおよび信用リスクに対する顧客のリスク志向が弱まる傾向がある。近時を含め過去における顧客のリスク志向の減少は、インベストメント・バンクの取引量や収益性レベルの低下を招いた。ドイツ銀行の収益および収益性は、債券および株式の募集ならびに合併および買収の数や規模の著しい減少または縮小により、重大な悪影響を受けられる可能性がある。

市場の低迷はまた、当行が顧客のために行う取引量の減少を招き、また将来においても減少する可能性があり、これにより当行の利息以外の収益は減少する可能性がある。また、当行が顧客のポートフォリオの管理につき請求する報酬は、多くの場合、当該ポートフォリオの価格またはパフォーマンスに基づいているため、市場の低迷により顧客のポートフォリオの価格の下落や資金流出が増加すると、当行がアセット・マネジメントおよびプライベート・バンキング業務から得られる収益が減少する。2022年、アセット・マネジメントは、市場のパフォーマンスの悪化に起因した運用資産の減少ならびに手数料の圧縮およびコストの上昇によるアセット・マネジメント業界における継続的なマージンの悪化の影響を受けた。市場が低迷していない場合でも、アセット・マネジメントの投資ファンドが市場を下回るまたはマイナスのパフォーマンスを示す場合には、資金流出が増加し、資金流入が減少し、当行グループがアセット・マネジメント業務から得られる収益が減少する可能性がある。顧客は、顧客の勘定でポジションを取得したことにより被る損失につき責任を負うが、当行は、十分な担保を保有せずまたはこれを実行できない場合に、当該顧客の損失を填補する必要性のためにさらなる信用リスクに晒される



可能性がある。顧客が損失を被り、ドイツ銀行の商品および業務に対する顧客の信用を失った場合にも、ドイツ銀行の業務が阻害される可能性がある。

また、当行グループのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションならびに当該ポジションに関連する当行グループの取引から得られる収益の多くは、市場価格により直接不利な影響を受ける可能性がある。当行がトレーディング・ポジションおよび投資ポジションを有する各商品および各事業分野においては、当行の業務の一部として、各種の金融市場およびそれらのトレンドに関する評価を必然的に伴う。ドイツ銀行が資産を保有している場合、市場価格の下落により、当行は損失を被る可能性がある。インベストメント・バンクのより高度な取引の多くは、価格変動および価格差の影響を受ける。予想しない形で価格が変動した場合、当行は損失を被る可能性がある。また、市場のボラティリティが高くなっている場合、結果的に当行が行った取引およびポジションにおける収益の減少または損失を招く可能性がある。さらにドイツ銀行は、一定の資本市場取引を促進する目的で資本を投入し、市場リスクを負っており、これにより当行は収益の変動の他、損失を被る可能性がある。かかる損失は、とりわけ当行の保有資産にそもそも流動性の高い市場が存在しない場合に発生する。公開市場価格が付けられていない銀行間のデリバティブ契約等の証券取引所またはその他の公開取引市場で取引されない資産は、当行がモデルを利用して計算した価格が付けられる場合がある。この種の資産の価格の下落を監視することは困難であり、当行が予想しなかった損失を被る可能性がある。また、リスクに対する一般的認識が投資を躊躇している投資家に引き続き市場参加をためらわせて顧客の取引を縮小し、ひいては取引フローに依拠する事業の活動水準も低下させる場合には、ドイツ銀行は悪影響を受ける可能性がある。

ドイツ銀行の資金流動性、事業活動および収益性は、市場全体もしくは当行独自の流動性が不足する場合には、債券資本市場にアクセスできないことや資産を売却できないことにより、悪影響を受けるおそれがある。信用格付の低下に起因して当行の資金調達コストは過去に増加しており、将来の信用格付の低下は、当行の資金調達コストおよび当行との取引を継続しようとする相手方の意欲に重大な悪影響を及ぼし、当行のビジネスモデルの重要な側面に重大な影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、事業活動に資金を提供するため流動性資金を継続的に必要としている。当行グループの資金流動性は、有担保債ないし無担保債の市場にアクセスできないこと、当行の子会社からの資金を利用できないことやその他当行の事業全般に流動性資金を適切に配分できないこと、資産の売却もしくは投資の回収を行えないこと、または現金もしくは担保の予測不能な流出が生じることにより損なわれる可能性がある。このような状況は、当行グループの事業とは無関係の当行グループの管理可能な範囲を超えた状況、例えば金融市場における混乱に起因する場合もあるし、当行に特有の状況、例えば訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する今後の資金流出（預金の流出を含む。）に関する認識ならびに当行の事業、ビジネスモデルもしくは戦略の脆弱性や経済状況や市場環境の悪化への当行グループの対応力の低さが実際に見られたり予想されたりした場合に、それを理由として取引相手方または市場が当行の事業に対する資金提供を控えること等によって生じる可能性もある。こうした状況を受けて、ストレスのかかったシナリオにおける利用可能な流動性資金に関する内部の見積りがマイナスの影響を受ける可能性がある。

また、当行グループと同規模と考えられている他の金融機関の経営不振および金融業界全般についての否定的な評価もまた、当行に影響を及ぼす可能性がある。かかる認識は、資本市場にアクセスし、当行グループの事業活動を支えるのに必要な資金を取得する対価に影響を与えるおそれがある。かかる認識が存在、継続または悪化した場合、容認可能な条件で上記の資金を取得する当行グループの能力は、悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の貸借対照表上の資産に係るリファイナンスや資産価値の下落をカバーするために必要な水準の資本の維持ができない場合には、当行は、保有資産を低い価格または不利な条件で処分し、また例えば新たな信用供与に係る事業を縮小せざるを得ない可能性がある。かかる場合、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当行グループは各通貨での事業活動をリファイナンスする継続的能力を確保する必要がある。

中央銀行によるインフレ管理のための量的引き締めは、金利上昇につながった。これにより、通貨供給量は減少し、資金調達市場への圧力は増加し、流動資産の評価に影響を与えている。インフレが持続すれば、中央銀行のさらなる引き締めが必要となり、欧州や米国の著しい景気減速を引き起こし、企業全体において債務不履行の増加につながる可能性がある。その結果、金融市場における混乱または当行グループに特有の状況、例えば訴訟事案、規制に関する事案、当行の事業、ビジネスモデルもしくは戦略の脆弱性や経済状況や市場環境の悪化への当行の対応力の低さが実際に見られたり予想されたりした場合に、それを理由として当行の業務への融資を取引相手方が渋る等の事態が発生する可能性がある。ECBはまた、金融政策ツールの条件を変更する可能性があり、それはドイツ銀行の収益動向に悪影響を及ぼし、ドイツ銀行の金利感応度を変更し、より広範な市場価格設定に影響を与える可能性がある。

さらに、高いインフレ率および消費者物価水準が続くと、消費者が貯蓄を利用して高い支出を補うため、ドイツ銀行の中核的なりテール・マーケットにおける預金の水準が低下する可能性がある。これにより、銀行間でのりテール預金の価格競争が促進され、ドイツ銀行の資金調達コストが増加する可能性がある。また、ドイツ銀行の主要な資金調達源の一つであるりテール預金の金額についても、さらなる圧力がかかる可能性がある。

不透明なマクロ経済の展開は、FX市場のボラティリティに起因して、または相手方が合意された取引条件を満たす当行の能力を懸念してエクスポージャーを制限しようとする場合、ドイツ銀行の外国為替（FX）取引を行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、ユーロ（ドイツ銀行の現地通貨）が他の主要通貨に対して大幅に下落した場合、当行の貸借対照表上のFXミスマッチが拡大し、担保流出の増加につながる可能性があり、異なる通貨で流動性のニーズをサポートすることが困難になる可能性がある。

エマージング・リスクの一部として、デジタル決済およびブロックチェーンは、市場流動性の深さおよびボラティリティならびに資金調達に影響を与える可能性がある領域として評価されており、資金調達コストに一時的な影響を与え、それによって収益性に悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクはまた、ドイツ銀行の流動性準備金の価値および市場性が低いことから生じる可能性もある。これは、流動性準備金の価値および市場性がストレス事象においてキャッシュ・アウトフローをカバーするための資金の額に影響を及ぼすためである。既に減損した資産価値に加え、追加的なヘアカットが生じる可能性がある。さらに、有価証券は、レポ/ホールセール資金調達市場における価値の減少だけでなく、中央銀行との与信枠取引を行うための担保として適格でなくなる可能性もある。同時に、例えば、デリバティブ契約の相手方が担保を差し入れる義務を負っていない場合には、当行が他の手段で不足分を補填しなければならない等、当行グループの流動性のポジションが損なわれる可能性もある。

また、ドイツ銀行は近年、特にユーロ圏の金融機関および金融市場に追加の流動性資金をもたらしたECBおよびその他の中央銀行による多くの資金提供措置から恩恵を受けている。例えば、2022年のドイツ銀行の利息収益には、TLTRO IIIプログラムに基づくEU政府補助金に関連した211百万ユーロが含まれていた。かかる資金提供が縮小または停止した場合、当行グループの資金調達コストが増大または資金供給が減少し、その結果、当行の事業活動が停滞するおそれがある。TLTRO IIIの大きなトランシェは2023年6月に期限切れとなり、その利益は今後減少する。2022年、ECBおよび連邦準備制度理事会は金融引締政策を推し進めた。

ドイツ銀行の信用格付は、2022年に主要格付会社全3社により上方修正された。最近上方修正されたとしても、格付機関は定期的に当行の信用格付の見直しを行い、かかる見直しは時の経過とともに変化する多くの要因により悪影響を受ける可能性がある。かかる要因には、当行グループの戦略および経営陣の能力、当行グループの財務状況（収益性、資産の質、資本、資金調達および流動性等に関する）、当行が属する業界に対する政治的支援の水準、構造改革の実施、当行の法的構造に適用ある法律および規制上のフレームワーク、当行債権者の事業活動および権利、格付手法の変更、債券保有者および預金者を保護する損失吸収バッファの比重の変更、当行の主要市場における競争環境や政治経済状況、ならびに市場の不確実性に関する格付機関による評価が含まれる。さらに、投資家が投資判断において検討する場合と同様、環境（気候変動リスクを含む。）・社会・ガバナンス（ESG）の要因が、信用格付分析の一部として格付機関により考慮されることが多くなってきている。

当行グループの信用格付の引下げ、とりわけ投資適格未滿に引き下げられたような場合や、当行グループの財務上の対応力への資本市場の認識が悪化した場合、当行の短期金融市場へのアクセスに重大な影響が生じ、当行の預金ベースの規模が縮小し、デリバティブ契約およびその他の担保付資金調達の取り決めにおいて追加担保またはその他の要求が生じたりそれらの取り決めを変更する必要が生じる可能性がある。その結果として、当行の資金調達コストおよび資本市場へのアクセスに悪影響を及ぼし、当行との取引を希望する取引相手方の範囲が限定される可能性がある。これにより、ドイツ銀行の競争力が悪影響を受け、ドイツ銀行の短期ないし中期的な見通しを脅かす可能性がある。

これまでに、主要な信用格付機関は、複数回にわたりドイツ銀行の信用格付を引き下げ、または見直しもしくはネガティブ・ウォッチ（格下げ方向で見直し）に指定した。こうした信用格付の低下は、資金調達コストを増加させた。最近の信用格付の上方修正にかかわらず、当行グループのクレジット・スプレッド水準（ベンチマークとしての国債と当行グループ証券の利回りの差異）は市場の軟化の影響を受けやすく、格付が大幅に引き下げられた場合、当行グループの信用格付が投資不適格の範疇に入る可能性がある。将来の信用格付の低下は、当行グループの資金調達コストおよびビジネスモデルの重要な側面に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の低下による影響は、格下げが金融業界全体に影響を及ぼすものか、地域ベースで影響を及ぼすものか、あるいは規制措置、訴訟事案および類似の事案の今後の和解等のドイツ銀行に特有

の状況を反映することが意図されたものか、経営幹部が格下げに対し事前にまたは事後に講じた措置、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲、またより一般的には、その他の市場事由の影響およびマクロ経済環境の状況を含む、様々な要因によって左右される。

また、当行が当事者となっているデリバティブ商品を規定する多くの契約に基づき、信用格付の低下は、当行に対し追加の担保設定を余儀なくし、当行の支払義務を伴う契約の終了を招き、または相手方に対し追加の救済手段を与える可能性がある。ドイツ銀行は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - リスク・レポート - 流動性リスク・エクスポージャー - ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項に詳述されるとおり、流動性ストレス・テスト分析においてこれらの影響を考慮する。

ドイツ銀行がその2025年の財務目標を達成できなかった場合、または減損や引当金の追加を含む損失を将来被り、低い収益性にとどまった場合、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性があり、当行は予定されている株主への利益の分配または自社株の買戻しができなくなる可能性がある。

2022年3月、ドイツ銀行は、ドイツ銀行を「グローバル・ハウスバンク」に位置付けることを目的とした2025年までの戦略的な財務ロードマップを概説し、ドイツ銀行の2025年の財務目標および資本目標について示した。

「グローバル・ハウスバンク」戦略は、2022年の地政学的およびマクロ経済的大変動の観点からさらに重要となった主要テーマにより支えられている。このような環境の中、ドイツ銀行は、より有利な金利環境を活用し、リスク管理の専門知識を生かして顧客を支援し、高リターン成長機会に資本を割り当てることを目指している。持続可能性の重要性がますます高まる中、顧客との対話やサポートを深め、当行の業務のさらなる拡大を目指している。テクノロジーが進化し続ける中、当行はさらなるコスト削減を実現し、デジタル・バンクへの移行を加速させ、既に大きな価値を生み出している戦略的パートナーシップを拡大させることを目指している。

さらに、当行グループは、ドイツ銀行の2025年の目標に資する効率化対策の主要な柱をいくつか発表した。これにより、2022年から2025年の間に20億ユーロ超の構造的コスト削減が見込まれる。これらには、以下のものが含まれる。

- ドイツのプラットフォーム最適化：当行グループのインフラの簡素化による効率化を目的とした、支店の削減およびITプラットフォームの技術統合
- 当行グループのアプリケーション環境の再構築および簡素化：不要なソフトウェア・アプリケーションの廃止および主要なアプリケーションのクラウドへの移行
- フロントオフィスとバックオフィスの間のプロセスの再設計：フロントオフィスとバックオフィスの間のローン処理、リスク管理および報告プロセス等を含む、管理とプロセスの自動化を継続
- インフラの効率化：当行の従業員管理の最適化およびグローバルなオフィススペースの拠点の最適化に引き続き重点を置く。当行は、インフラの効率化において、さらなるコスト削減を確認した。

ドイツ銀行の2025年に向けた財務目標および資本目標は以下のとおりである。

財務目標：

- 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率を10%超とする
- 年平均収益成長率を3.5%から4.5%とする
- 費用 / 収益比率を62.5%未満とする

資本目標：

- 普通株式等Tier 1 資本比率を約13%とする
- 2025年以降、配当性向を50%とする

ドイツ銀行は、規制当局による承認、株主の承認およびドイツ会社法の要件を満たすことを条件として、持続的に増加する現金配当を行い、収益力のある成長を支援し今後予定されている規制上の変更への対応に必要な金額を超えた過剰資本を、自社株を買い戻すことにより、徐々に株主に還元することにコミットしている。その目的に向けて、取締役会は、当行グループの戦略的目標を達成することを条件として、1株当たりの現金配当額を2021会計年度の1株当たり0.20ユーロを基準として、その後の3年で年率50%増加させる予定である。これは2025年までに支払われる2021年から2024年の会計年

度に関する累積現金配当額が約33億ユーロとなることを意味する。2024会計年度について、当行は、2025年に配当の支払いおよび自社株の買戻しを組み合わせることにより、50%の配当性向を達成する予定であり、翌年以降も50%の配当性向を維持する予定である。既に2022年に完了した3億ユーロの自社株の買戻しに加え、2025年までの当行グループの財務および戦略的計画を成功裏に実施できた場合、以前発表した、2021年から2025年の会計年度に関する、配当の支払いまたは自社株の買戻しの実施による約80億ユーロの累積分配をサポートすることになる。株主に対するドイツ銀行の資本還元目標は、約13%の健全な普通株式等 Tier 1 (CET 1) 資本比率（すなわち、現時点で当行がしばらく適用されると想定している最大分配可能額 (MDA) の基準値を200ベースポイント上回るバッファーで運営すること）を維持するという当行の目標により一層補強されている。

ドイツ銀行の戦略的目標の達成は、様々な内部的および外部的要因、市場や規制の不確実性、経済に対する不透明感および政情不安、ならびに当行の経営モデルに係る制約による影響を受ける。これらの要因により、当行の戦略的目標の達成、期待される利益の実現、または当行の2025年に向けた財務目標の達成能力が悪影響を受ける可能性がある。ドイツ銀行の戦略的目標は特に、以下の前提およびリスクに服する。

- 地政学的な情勢の推移、特にウクライナにおける戦争は、世界的および地域的な経済や市場に短期的なものだけでなく影響を与える可能性があり、当行の事業、業績、戦略的計画および目標、ならびに当行の証券の価格が悪影響を受ける可能性がある。その他、中国に関する地政学リスクならびに主要な市場における政治的および経済的不安定性による地政学リスクがある。
- COVID-19のパンデミックは、2022年に急速に後退したが、経済への継続的な影響および再流行の可能性はリスクとして残っている。
- 当行の財務計画および資本計画のベースケース・シナリオには、マクロ経済環境の好転に依拠する増収見込みが含まれている。マクロ経済環境が停滞または低迷した場合、これらの戦略的財務目標および資本目標を達成するために必要となる増収を生み出す当行の能力に大きな影響を及ぼす可能性がある。また、このベースケース・シナリオには、将来における当行のコスト削減能力に関する仮定も含まれている。
- さらに、当行のベースケース・シナリオは、現在の市場のインプライド・フォワード・レート・カーブに基づいている。金利が予想どおり推移しない場合、当行の収益は想定のように推移しない可能性がある。
- また、当行の戦略的目標は、前年において急激に上昇したインフレ水準、特に化石燃料、その他の原材料および食料に関する仮定に基づいており、その見通しは依然として不透明である。インフレが当行の予想どおりに推移しない場合、またはサプライヤーや第三者との商業的レバレッジによりインフレ圧力に対応できない場合、当行の事業は悪影響を受け、当行のコストが増加する可能性がある。
- 当行の計画は、特にユーロおよび米ドルに関して、2022年12月31日現在の為替レートに基づいている。為替レートが当該水準から変化した場合、当行が目標を達成する能力に悪影響を与える可能性がある。
- 2022年のコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクのFIC部門の業績は、市場取引が高水準であったことに後押しされた。これらの事業がその業績を維持できるかどうかは、これらの条件が続くか否かに左右される。
- 2023年については、信用損失引当金は、貸出平均残高に対する割合の下限が25ベースポイントから30ベースポイントの範囲になると当行グループは予想している。より高い水準の信用損失引当金が要求される場合、当行の業績ならびに財務目標および資本目標を達成する当行の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。
- 当行は引き続きトレーディング・アンド・マーケッツ・ビジネスから多くの収益を得ているが、経済および市場の状況次第で、かかるビジネスが悪影響を受ける、またはかかるビジネスから期待される収益性を達成できない可能性がある。
- 資産の水準および顧客数は、これまで市場の否定的な見方による影響をその時々で受けてきた。ドイツ銀行に対し、市場が引き続き否定的な見方で注目しまたは新たに注目した場合、顧客数の減少や資産の流出を再び招く可能性がある。
- 従業員の自然減少率が過去の水準と比較して上昇した場合、有能な人材、特に収益の発生に重要なフロントオフィスおよび管理体制の向上に重要なポジションの人材を勧誘および雇用する当行の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。
- また、目標および目的を達成する当行の能力は、税制の変更を含む規制の変更によっても悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の収益性の減少を招く可能性のあるビジネスモデルまたは組織の変更を政府当局から要請され、あるいは法令遵守のため当行の収益性を減少させるような変更を行わざるを得なくなる可能性がある。
- 当行はまた、ドイツ国内およびドイツ国外の多数の法域（特に米国）において、多くの訴訟、仲裁ならびに規制上の手続に関与し調査および税務調査の対象となっている。これらの件には、多くの不確実性が伴う。当行グループは、訴訟環境は引き続き厳しい状況が続くと予想している。訴訟および規制案件が今後も近年と同様のまたはこれを上回るペースおよび規模で発生する場合、またはこれらの件に対するドイツ銀行の潜在的エクスポージャーについて市場の憶測が消えない場合、当行は、その目標および目的を達成することができない可能性がある。

- 当行は現在、非常に複雑なインフラを運営しており、これは管理体制全体の質を損なう可能性がある。強固な管理体制を備えたより効率的な銀行となれるかは、当行のITランドスケープの合理化および簡素化ならびに企業文化の変革の成功にかかっている。
- 当行に適用される法令に従って事業を遂行できるようにするためには、堅固かつ効果的な内部管理体制が必要である。ドイツ銀行は、内部統制環境の有効性向上というイニシアチブを予定どおりまたは規制当局の要求どおり迅速に完了できない可能性があり、また当行の取組みは、当行の管理体制における将来のすべての不備を阻止し、または管理体制の改善によって将来的に訴訟ならびに規制上および執行上の調査や手続を減少させるには不十分である可能性がある。さらに、管理強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺される可能性がある。
- 上記リスクのいずれかが現実のものとなり、当行の収益に悪影響を与えた場合またはコストが大幅に増加した場合、当行は2025年の費用収益比率の目標としている62.5%未滿を達成できない可能性がある。例えば、収益が当行の予想を下回る、または銀行税、訴訟費用、従業員コスト等の費用が予想を上回る可能性がある。

当行グループがかかる戦略的イニシアチブの全部もしくは一部を実施できなかった場合、実施されたイニシアチブが期待された効果をあげなかった場合、かかるイニシアチブを実施するために負担する費用が当行想定金額を超えた場合、あるいは当行グループがこれらのイニシアチブを実施するために定めた公表済みの目標を達成できなかった場合、当行はその財務上の目標を達成できなくなるか、損失を被るかまたは低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行は、事業体、ビジネスまたは資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を受ける可能性がある。

当行グループは、ビジネスの簡素化および集中を行い、自己資本要件およびレバレッジ要件を充足またはこれらを超える水準を達成し、また有形株主資本利益率の目標の達成を促進する戦略の一環として、当行グループの中核事業に該当しない資産の売却もしくはかかる資産へのエクスポージャーを削減していく所存である。当行グループは既に非中核資産の大部分を売却しており、残りの非中核資産を当行グループの期待どおり迅速にかつ許容可能な価格で売却するのは、とりわけ困難である可能性がある。当行が事業体またはビジネスを売却する場合、当行は、売買契約の条件に基づく一定の損失またはリスクに引き続き晒される可能性があり、またかかる事業体またはビジネスの分離および売却のプロセスにより、オペレーティング・リスクまたはその他の損失が生じる可能性がある。厳しい事業環境や市場環境により、当行は、事業体、ビジネスまたは資産を有利な価格で売却すること、あるいは売却自体が不可能となる可能性がある。当行が計画どおりにその資産を削減できない場合、当行は、その戦略に基づき設定された自己資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

ドイツ銀行が統合対象を見つけ出して統合を行うことは困難となる可能性があり、統合を実施してもこれを回避しても、当行グループの業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。

当行グループは随時、事業統合を検討している。当行が重要な事業統合を発表または完了した場合で、当該取引が高額すぎる、既存株主にとって希薄化をもたらす、または当行の競争力を増す可能性が低いと投資家が判断した場合、当行の株価または統合対象法人の株価は著しく下落する可能性がある。また、事業統合において特定のクラスの資産を公正価値で再評価する必要性は、取引を実行不可能にする可能性がある。当行が統合する可能性のあるいかなるビジネスについても、当行があらゆる点で完璧な調査を行うことは一般に不可能である。その結果として、統合が予想どおりに運ばない可能性がある。さらに、事業を統合する対象法人と当行の業務をうまく統合できない可能性がある。発表した事業統合を完了できなかった場合、または当該統合において予想された恩恵を享受できなかった場合、収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。またこのような不首尾が、事業見直しおよび運営に対する投資家の認識に影響をあたえ、株価が下落する可能性がある。さらには、重要な従業員の退職を招く可能性もあり、また重要な従業員の残留を促すために報奨金を支払う必要があると当行が判断した場合は、費用の増大および収益性の減少を招く可能性もある。

ドイツ銀行がさらなる事業統合を行うことを回避し、または発表したもしくは予想された統合を実現できなかった場合、市場参加者は、当行に対して否定的な認識を持つ可能性がある。当行グループはまた、特に新たな事業分野への事業の拡大を自律的成長のみによって行う場合には、競合他社と同様に迅速に、あるいは成功裡に実行することができないおそれもある。これらの認識や制約は、当行の事業に損失をもたらす、また当行のレピュテーションを毀損する可能性があり、財務状態、業績および流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の本国ドイツの市場およびグローバルな市場における激しい競争は、収益および収益性に著しい悪影響を及ぼし、今後も及ぼす可能性がある。

ドイツおよびグローバルな市場における当行の主な事業分野のすべてにおいて、競争が激しくなっている。当行が、収益力のある魅力的な商品およびサービスの提供をもってかかる市場における競争環境に対処できなかった場合、当行は、その事業の重要な分野における市場シェアを失い、または業務の一部もしくは全部において損失を被る可能性がある。また、かかる市場における景気の低迷は、価格圧力の増大や取引量の減少等を通じて、競争を激化させる可能性がある。

これまでに、複数の金融機関の間で大規模な合併および集中が行われてきた。かかる傾向は、競合他社の一部の資本基盤および業務地域を著しく増大させ、証券およびその他の金融市場のグローバル化を加速した。その結果、ドイツ銀行は、より大規模で資金力があり、現地の市場においてより強固な地位を占める可能性のある金融機関と競争しなくてはならなくなった。

他のユニバーサル・バンクや金融サービス会社といった当行グループの従来の競合他社に加えて、新興企業やテクノロジー企業（「フィンテック」サービスを提供する企業を含む。）といった新たなグループが、将来の競合勢力としてバンキング・サービスおよび商品への興味を強めている。これらの新たな競合他社は、中核的な商品（支払い、基本貯蓄口座ならびに融資および投資アドバイザー等）および新商品（ピアツーピア・レンディングや株式型クラウドファンディング等）の双方における競争を激化させる可能性がある。また、かかる企業は、有能な人材の勧誘および雇用において潜在的な競合相手である。

#### 規制および監督に関するリスク

金融業界の脆弱性およびより最近では持続可能な経済への想定される移行ならびに規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制改革は、当行に多大な影響を及ぼしており、かつ引き続き影響を及ぼして、その事業および戦略的計画を実行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当行グループが規制要件を遵守しなかった場合、管轄規制当局は、当行に対し、配当支払い、自社株買いや規制資本商品に関する支払いを禁じるか、またはその他の措置を講じる可能性がある。

政府および規制当局等は、規制の枠組み変更を通じて金融業界の将来の危機への対応力を強化するための取組みを行っており、かつ引き続き取組みを行う。パーゼル銀行監督委員会（以下「パーゼル委員会」という。）によって概要を示された規制改革計画およびより最近では、持続可能な経済への想定される移行（以下「グリーン・ディール」という。）を促進する取組みは、その重点が最終的な実施に移行したことによって、新たな変革のペースは鈍化した。その結果、当行グループおよび金融機関全体にとっての不確実性は、これまでの年よりその水準は軽減されたものの、引き続き存在している。新たな（または改正された）法律および規制や現在の提案には、以下のものが含まれる。

- 現在、クライメイト・ニュートラル（気候中立）に向けた金融業界の変化にも焦点をあてている、より厳しい資本規制、レバレッジおよび流動性基準
- 暗号資産、グリーン資産およびブラウン資産の健全な取扱い
- 報酬の慣行に係る制限
- 自己勘定取引その他の投資業務に係る制限
- 特別銀行税
- 多額のエクスポージャー制限の厳格化
- ストレス・テストおよび資金計画制度（環境、社会およびガバナンス・リスクも考慮）
- 報告要件の強化
- デリバティブその他の金融商品、投資商品および市場インフラストラクチャーの見直し

規制枠組み改革の中核的要素として、パーゼル委員会は、パーゼル3として知られる最低自己資本および流動性の基準に関する包括的な一連の規則およびその他の規則を策定し、精緻化および補足を続けてきた。当初の一連の規則は、銀行の破綻処理の枠組みを規定する「CRR/CRD IV」および銀行再建・破綻処理指令（BRRD）とも呼ばれる欧州の一連の法令を通じて、2014年以降、欧州および国内の法律（ドイツ銀行が法人化されているドイツを含む。）において実施されている。一連の規則は、2019年に「CRR II/CRD V」および「BRRD II」と呼ばれる包括的な一連の改革案によりさらに厳格化された。一連の改革案もまた、ドイツ銀行のようなグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SII）がその破綻時に損失を負担できる一定の最

低水準の資本およびその他の商品の保有（「総損失吸収力」またはTLAC）を義務付けることに関する金融安定理事会（FSB）の一定の規制上の提案を実施した。

2021年10月27日、欧州委員会は、COVID-19のパンデミックからの欧州連合の復興およびクライメイト・ニュートラル（気候中立）への移行に貢献するとともに、将来起こりうる経済的打撃に対する銀行の対応力向上を確保するため、欧州連合の銀行規則に関する包括的な一連の改革案（以下「銀行パッケージ2021」という。）を公表した。この改革案は、所要自己資本規制（CRR）、資本要件に関する指令（CRD）およびBRRDの修正を目的としている。採択された場合、CRRおよびCRDの修正案（一般に「CRR III」および「CRD VI」と呼ばれる。）は、特に、欧州連合におけるパーゼル3フレームワークの実施を最終化するものとなり、またトレーディング勘定の抜本的見直し（FRB）のマーケット・リスクの自己資本要件の変更を全面的に実施することになる。別個の提案においては、破綻処理制度に関するCRRおよびBRRDの複合的修正が必要とされる。

CRR IIIおよびCRD VIには、とりわけ、最終的には標準的手法に基づき算出されたリスク・ウェイト・アセットの72.5%に設定される予定の最低リスク・ウェイト・アセットを設定する資本フロアの段階的導入、信用リスクを決定する標準的手法および内部格付手法の変更、信用評価調整の変更、FRBで規定されるオペレーショナル・リスクに対する手法の改定およびマーケット・リスクに関する枠組みの改革、「第二の柱」要件およびシステムック・リスク・バッファ（SyRB）の調整、ならびに銀行経営に従事する上級従業員に関する一連の「適格性」規則が含まれる。その他の施策案は、環境・社会・ガバナンスのリスクを、自らのリスク管理の枠組みの一部として特定し、開示し、管理することを銀行に求めることにより、サステナビリティ・リスクに対応することを目指すものであり、これには、銀行の監督機関による定期的な気候ストレス・テストの実施が含まれる。この案は、グリーン資産またはブラウン資産に関する自己資本要件の調整は一切伴わない。ただし、欧州委員会は既に、調整について検討中であり、欧州銀行監督機構（EBA）に調整の可能性について評価を依頼したと述べた。EBAは、2023年半ばまでに最終報告書を提出する予定である。交渉の結果によっては、CRR IIIおよびCRD VIに暗号資産の資本的取扱いに関する規定が含まれる可能性がある。

破綻処理制度に関する提案には、一元的破綻処理および多元的破綻処理戦略に関するTLAC / 自己資本および適格負債に関する最低基準（MREL）制度の一部に関する明確化、ならびに、特に中間親会社が自己の内部MRELの許容額から、同一の破綻処理グループに属する自身の子会社が発行した内部MRELの適格商品の保有額（自己資本を含む。）を控除するよう要求する控除制度が含まれる。

銀行パッケージ2021は、EUの立法機関、すなわち欧州議会と理事会との間で引き続き協議されることになる。理事会は2022年11月に銀行パッケージ2021の実施に関する見解に達し、欧州議会は2023年2月にその見解に達した。欧州議会の提案は、特に、銀行が暗号資産エクスポージャーに資本の1,250%のリスク・ウェイトを適用することを義務付ける改正を伴う。CRR IIIおよびCRD VIは、早ければ2023年末には有効となるものがあり、パーゼル3を実施する新規則は2025年1月1日から適用されると予想されている。EBAが実施した評価によると、欧州連合におけるパーゼル3フレームワークの完全な実施により、欧州の全銀行の最低自己資本要件は10.7%、G-SIIについては20.0%に増加する可能性がある。

パーゼル3に基づく銀行パッケージ2021の残りの法案の実施は、リスク・ウェイト・アセットを増加させる可能性があり、また当行の規制上の自己資本要件および流動性要件の引上げや、コスト増を引き起こすことにより、そのビジネスに影響を及ぼす可能性が高い。これらの要件は、規制自己資本バッファ（それ自体増加を求められる可能性がある。）に追加される要件となったり、既に当行グループに課されている各種の要件に追加を行うものとなる可能性があり、また当該要件が当行グループの所要自己資本の大幅な増加を要請するものとなる可能性がある。

また、規制当局の既存の法律および規制の遵守に関する検査はより強化され、監督当局の要請は引き続き重要である。複数の新たな（または改正された）法律および規制の草案作成や実施が行われているが、まだ道半ばであり、監督当局の要請はまだ確定されておらず、その具体的な影響は明らかではない。

規制当局は、銀行の規制方法に対して実質的な裁量を有しており、かかる裁量および規制当局が利用できる方法は、近年着実に増加している。進行中または将来の危機（COVID-19のパンデミック等）およびグリーン・ディールを受けて、各国政府および規制当局により、規制が必要に応じて課される可能性があり、特に当行のようなシステム上重要とみなされる金融機関に影響を及ぼすおそれがある。

特に、ドイツ銀行を管轄する規制当局（ECBを含む。）は、単一監督メカニズム（「SSM」とも呼ばれる。）に基づき、監督上の検証・評価プロセス（SREP）、SSM対象機関全体の資産品質または内部リスク・モデルの検証等に関連してストレス・



テストを実施することができる。管轄の規制当局は、金融機関の個別の状況に応じてリスク・ウェイト・アセットやその他の自己資本賦課においては認識されていないリスク（訴訟事案、規制措置および類似の事案に関するものを含む。）に対応するため、金融機関に自己資本の上積み課税を課す裁量を有する。このような調整は、例えばドイツ銀行の管理体制の不備や特定の商品もしくは取引の取扱いに関する監督当局による検証の結果生じる追加リスクを反映する可能性がある。リスク負担に関してECBが重視するこれらの分野の一つが、レバレッジのかかった貸付であり、ECBは、2022年3月、SSMの対象となる全金融機関に関しレバレッジのかかった貸付の期待値を明確にした。ECBは、幅広い監督手段を用いてその期待を追求し、これらの期待値を満たしていないとECBが評価する銀行については、今後のSREPIに基づく決定において措置を講じる意向であることを発表した。ECBは、その他の措置（その事業の制限または変更等）を講じるかまたはこれを要求する裁量を有する。こうした状況の中、ECBは、当行にSREPIに基づく個別の自己資本要件（「第二の柱」要件と呼ばれる。）を課す可能性があり、これまでも課してきた。金融機関は、Tier 1 資本の75%以上および普通株式等Tier 1 資本の56.25%以上の「第二の柱」要件を満たさなければならない。「第二の柱」要件は、法定の最低自己資本水準およびバッファ要件に加えて満たす必要があり、これらの要件を満たさなかった場合は、配当支払いの制限等の法的措置を直接課される可能性がある。

ECBはまた、SREPIに基づき、各銀行に対し「第二の柱」に基づく普通株式等Tier 1 資本の追加の保有を推奨する通知（いわゆる「第二の柱」ガイダンス）を行う可能性があり、ドイツ銀行に通知を行ったことがある。「第二の柱」ガイダンスは法的拘束力を有さず、その不遵守は法的措置を自動的に招くものではないが、ECBは、一般的に、各銀行が「第二の柱」ガイダンスを遵守することを期待すると述べている。COVID-19のパンデミックの間、ECBは、各銀行が「第二の柱」ガイダンスで定める資本水準を一時的に下回る状態で運営することを認めた。2023年1月1日以降、各銀行は「第二の柱」ガイダンスを上回る状態で運営することが再び期待される。

さらにBaFinは、2022年2月1日を発効日として、カウンターシクリカル資本バッファ（CCyB）を0.75%に設定し、銀行は、2023年2月1日以降、このCCyB要件を満たさなければならない。

2022年のSREPの後、ドイツ銀行は、2023年1月1日から維持される健全性自己資本要件に関するECBの決定により、ドイツ銀行の「第二の柱」要件は20ベースポイント引き上げられると連絡を受けた。この引き上げは、ECBが新たに導入した、レバレッジ・ファイナンス活動に起因するリスクの個別評価によるものである。

また、より一般的には、管轄規制当局は、当行が規制要件（特に法定の最低自己資本水準、または「第二の柱」要件を遵守しなかった場合や、ドイツ銀行のガバナンスおよびリスク管理プロセスに不十分な点があった場合には、当行に対し、株主に対する配当支払いやその他の規制資本商品の保有者に対する分配を禁じることができる。こうした事態は、例えば、当行が収益の減少により十分な利益を得られなかった場合や、訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する多額の資金流出の結果として生じる可能性がある。一般的に、定量的または定性的な規制要件が満たされない場合、ドイツ銀行の事業、財務状態および業績（株主に対する配当支払いもしくはその他の規制資本商品に関する分配を行う当行グループの能力や、場合によってはドイツ銀行が現在行っている、あるいは将来行う予定である業務を行う当行グループの能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

規制上および法律上の環境は、ドイツ銀行に対しより多額の自己資本およびベイルイン可能債務（銀行破綻時にベイルイン対象となる債務）を維持し、厳格化された流動性要件を遵守することを要請する。これらの要件が当行のビジネスモデル、財務状態、業績および競争環境全般に重大な影響を与える可能性がある。当行が自己資本要件または流動性要件を十分なバッファをもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、当行がかかる要件を上回る自己資本もしくは流動性を維持すべきであるとの市場の認識、またはこれらの要件を再び満たすことができないような場合は、その事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

CRR/CRD IVの一連の法令の実施は、とりわけ、自己資本要件の強化および流動性要件の厳格化をもたらし、その一部として、2019年1月1日までに段階的に適用された追加的な自己資本バッファ要件も含まれている。リスク測定に関する規則の厳格化ならびにCRR II/CRD V/BRRD II改革パッケージが導入する追加の修正により、リスク・ウェイト・アセットおよびこれに対応する銀行の資本に対する要請がさらに増大し、（拘束力のある安定調達比率（NSFR）の導入等）流動性要件が厳格化した。さらに、拘束力のあるレバレッジ比率（レバレッジ比率バッファを含む。）の導入が、そのビジネスモデル、財務状態および業績に影響を与えた。

さらに、SRM規制、BRRDおよびドイツ再建・破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz）に基づき、ドイツ銀行は、管轄破綻処理機関が各銀行の状況に応じて決定する、堅実なMRELを常に満たしていなければならない。また、CRR II/CRD



V/BRRD II改革パッケージは、G-SII（欧州におけるG-SIB（以下に定義される。）の同義語）に対する第一の柱のMREL要件を導入することによって、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIB、ドイツ銀行のような銀行。）に対するFSBのTLAC基準を実施した。この要件は、リスクに基づく分母およびリスク以外に基づく分母の双方をベースとし、総リスク・エクスポージャーの18%超、およびレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度の6.75%に設定される。特定の適格性基準を満たすTier 1またはTier 2資本商品または債務は、かかる基準を満たすことができる。G-SIIによる他のG-SIIのTLAC商品の保有には、控除規則が適用される。また管轄当局は、G-SIIに法定の最低要件を超える個別のMREL要件を課すことができる。欧州委員会は、上記のとおり、TLAC/MREL制度に関する明確化を2021年10月27日の法案に含めた。

TLAC（または第一の柱のMREL）およびMRELの要件は、とりわけ破綻銀行を税金に頼らずに破綻処理することを確保するため、破綻処理における損失を吸収できる十分な額の金融商品の保持を銀行に要請するよう策定されている。その目的に向けて、ドイツの銀行によるTLAC要件の充足を容易にするため、ドイツの銀行が発行した特に定義された一定の上位無担保債券（仕組み商品ではない債券等）に係る債務は、2017年以降、劣後債と明文上規定されていなくても、他のあらゆる劣後性のない同行の無担保債務（預金、デリバティブ、マネーマーケット商品および特定の仕組み債券等）の下位に位置づけられることとなる一方、契約上の劣後債（Tier 2資本商品等）に対しては引き続き上位に位置づけられることとなる。

EU内の銀行の債権者の債権の優先性について各国内の規則を整合させる作業の一環として、BRRDは、銀行が、劣後性のない同行の他の債券（「上位非優先」債券として扱われない債券を含む。）に対して（法令で定めるものだけでなく）その要項に従って下位に位置づけられ、同行の契約上劣後性のある債務（Tier 2資本商品等）に優先する「上位非優先」債券を発行することを認めている。かかる規則に基づきドイツ銀行が発行する上記のような「上位非優先」債券は、その発行時点において、従前の規則に基づいて既に発行されている「上位非優先」債券と同順位になるものと予想される。このBRRDの修正は最終化され、2018年7月21日付でドイツ国内法として施行された。

これらの要件を遵守しなければならないことにより、当行グループの事業、財務状態および業績に影響が及ぶ可能性があり、特にその資金調達費用が増加する可能性がある。

当行グループは、今後強化されていくこれらの規制上の要件を満たす十分な自己資本またはその他の損失吸収負債を有しないこととなる可能性がある。それは、適用ある基準の下で規制自己資本もしくは損失吸収負債として認識される証券を当行が新規に発行できないといった規制上の変更その他の要因によっても、従前より厳しいリスク測定規則の適用やユーロの価値の対他通貨での将来の下落の結果としてリスク・ウェイト・アセットが増加することによっても、リスク以外に基づくレバレッジ比率の遵守に関するより厳格な要件によっても、当行が重大な損失を被り普通株Tier 1資本の構成要素である留保利益が減少することによっても、またはこれらの組み合わせもしくはその他の要因によっても生じうる。

適用ある最低自己資本比率やバッファ要件、特定の「第二の柱」自己資本要件、レバレッジ比率要件またはTLACもしくはMREL要件を満たす十分な自己資本を当行が維持できなかった場合、当行は、執行措置の対象となり、配当の支払い、自社株の買戻し、その他の規制資本商品に関する支払いおよび任意の報酬支払いを制限される可能性がある。また当行グループは、リスクに基づく自己資本比率やレバレッジ比率引上げの要請を満たすため、マージンの高いリスク・ウェイト・アセットを減少させることを含め、収益の発生や利益の増大よりも、自己資本の保全および増大を重視する戦略を採用する可能性がある。かかる場合に、もし当行が資本市場を通じた新たな資本調達により、またリスク・ウェイト・アセットの減少その他の方法により、その自己資本比率を規制上の最低基準まで増加させることができないような場合には、当行は、グループ再建計画の実施を要請される可能性がある。すなわち、これらの措置またはその他の私的なもしくは監督当局による措置によっても要求される自己資本比率水準まで回復せず、当行グループが破綻状態に陥るかまたはその蓋然性が高くなったとみなされる場合には、管轄当局は、単一破綻処理メカニズム（SRM）および適用ある法令に基づく破綻処理権限を適用する可能性がある。これが適用された場合、当行の株主利益の重大な希薄化をもたらすおそれがあり、また当行グループの株主または債権者の投資のすべてを失わせるおそれもある。

CRRは、30暦日間の流動性ストレス・シナリオにおいて必要な流動性に対応するため、銀行に対して、容易かつ迅速に現金に換金できる、担保提供されていない質の高い流動性資産を適正に確保することを求める流動性カバレッジ要件を導入した。必要とされる流動性カバレッジ比率（LCR）は、銀行の純資金流出額に対する流動性バッファの割合として計算される。また銀行は、自行の流動性バッファにおける流動資産の内訳を、定期的に管轄当局に報告しなければならない。

さらにCRR II/CRD V/BRRD II改革パッケージは、銀行に対して、満期までの期間が1年を超える十分に安定した資金調達源から銀行活動の資金を調達することを要求することによって中長期の資金調達リスクを削減すべく、NSFRを導入した。2021年6月28日から適用されたNSFRは、1年を超える所要安定的調達額に対する銀行の利用可能な安定的調達額の割合と定義さ

れている。銀行は100%以上のNSFRを維持しなければならない。ECBは各銀行に対し、他の方法では銀行が流動性を継続的に確保できない場合、一般的な法定要件よりも厳しい流動性要件を課すことができる。NSFRは、当行グループ全体およびSSMの規制を受ける個々の事業体（親会社であるドイツ銀行を含む。）の双方に対して適用されている。

ドイツ銀行が流動性要件を満たすことができない場合、当行は、執行措置の対象となる可能性がある。さらに、流動性の維持または増加を求める要件により、当行の収益の発生や利益の増大を追求する活動が減少する可能性がある。

ドイツ銀行は、気候変動の影響に関するストレス・テストを含むストレス・テストを定期的に受けている。次回のEU全域ストレス・テストは2023年に実施される予定であり、EBAは2023年7月末までに各銀行の結果を公表する予定である。EBAは、ECBおよび各国の監督当局と協力して、EU全域ストレス・テストを調整する。ドイツ銀行を含む、合計99の直接監督下にある銀行は、ECBによってストレス・テストを受けることになる。ECBは、重要なレバレッジド・ファイナンス活動を行っている一部の銀行について、レバレッジド・ファイナンス・エクスポージャーに関する深掘りを実施することを発表した。テストで使用された不利なシナリオは、高いインフレ率および高い金利が国内的にも世界的にも個人消費および投資に強い悪影響を与え、地政学的緊張が高まったという仮説に基づいている。GDPの減少という点においては、2023年の不利なシナリオは、これまでの欧州連合全域ストレス・テストで使用された最も厳しいものである。ストレス・テストの結果は、SREPの文脈において各銀行の「第二の柱」ガイダンスを更新するために使用される予定である。ドイツ銀行のストレス・テスト手法の弱点に関する定性的な調査結果も、ドイツ銀行の「第二の柱」要件に影響を与える可能性がある。

当行は、異なる法域、特に米国におけるその現地事業に関して、個別に自己資本を保有・計算し、流動性資金およびリスク管理に関する規則を遵守することを求められる場合がある。

ドイツ銀行は、異なる法域におけるその現地事業に関して、個別に自己資本を保有・計算し、流動性資金およびリスク管理に関する規則を遵守することを求められている。連邦準備制度理事会は、ドイツ銀行のような特定の外国銀行（FBO）の米国での業務について、必要とされる体制を定めた規則およびFBOの米国での業務に適用される高度健全性基準を採択した。ドイツ銀行のような、支店以外の米国内資産が500億米ドル以上ある大規模FBOは、これらの規則に基づき、別途の資本金を有する一流の米国中間持株会社（IHC）を設立または指定し、当該外国銀行の米国子会社に対する保有持分のほぼすべてをかける中間持株会社に保有させることが義務付けられている。連邦準備制度理事会は、米国IHC要件の対象となるFBOに対し、書面による要請があれば、複数の米国IHCを設立または指定することを許可することができる。ドイツ銀行は、DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションの2社をIHCに指定している。DWS USAコーポレーションは、ドイツ銀行が株式の約80%を所有するDWSグループGmbH & Co. KGaAの子会社であり、当行のアセット・マネジメント部門および子会社を保有している。各IHCは、米国のパーゼル3自己資本規制フレームワークに基づくリスクベース資本要件およびレバレッジ資本要件、資本計画およびストレス・テストの要件、米国流動性バッファ要件ならびに米国の大手銀行組織に適用あるものと同様のその他の高度健全性基準に、連結ベースで服している。また、これらのIHCは、補足的レバレッジ比率要件にも服している。連邦準備制度理事会は、DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションのようなIHCおよびその子会社ならびにドイツ銀行のニューヨーク支店等のFBOの米国支店および代理店を検査する権限を有する。

2019年10月10日、連邦準備制度理事会は、米国高度健全性基準の適用を適合させるため、大規模FBOの米国業務を、規模、複雑さおよびリスクに基づき分類する規則（適合規則）を成立させた。適合規則により、DB USAコーポレーションまたはDWS USAコーポレーションはある程度簡素化された資本要件に従うことを選択できるようになるが、適用される資本要件が大幅に変更されるものではない。しかし、当行のIHCの短期ホールセール調達額の加重合計が750億米ドル未満である限り、ドイツ銀行の米国IHCに適用される流動性要件は、適合規則により若干緩和される。

2,500億米ドル以上の資産を有する銀行持株会社として、ドイツ銀行は、2010年に成立し、その後改正されたドッド・フランク・ウォールストリート改革ならびに消費者保護法（ドッド・フランク法）第I編およびそれに基づく施行規則に基づき、完全版または焦点を絞った破綻処理計画（米国破綻処理計画）のいずれかを作成し、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（FDIC）に対して当該機関により設定されたスケジュールで提出することが義務付けられている。米国破綻処理計画においては、ドイツ銀行がその米国における指定された重要法人および業務の秩序ある破綻処理のために戦略を実行する能力があることを証明しなければならない。ドイツ銀行のような、外国に拠点を置きこれらの破綻処理計画要件の対象となる会社の場合、米国破綻処理計画は、その活動のすべてまたは重要な部分が米国に所在するかもしくは米国で実施されている子会社、支店、代理店および事業のみに適用される。当行の米国破綻処理計画では、ドイツ銀行の米国における重要法人および業務に関する一元的破綻処理戦略が説明され、当行のIHCであるDB USAコーポレーションが、米国におけるその重要

法人子会社に対し流動性および資本援助を提供し、適用ある破綻処理手続によらず、当該子会社の支払能力を維持した業務撤退を確保する旨が規定されている。

2021年12月17日までにドイツ銀行は、資本、流動性および資本増強戦略ならびにCOVID-19のパンデミックへの対応から得た教訓を、破綻処理計画のプロセスにどのように組み入れるか等、ドイツ銀行の米国破綻処理戦略の中核となる要素を記載した、ドイツ銀行初となる、焦点を絞った2021年米国破綻処理計画を提出した。2022年12月16日、連邦準備制度理事会およびFDICは、ドイツ銀行の2021年米国破綻処理計画および他行に対する審査結果で、ドイツ銀行の計画に欠点または欠陥は発見されなかったと発表した。両機関は、ドイツ銀行へのフィードバックレターで、改善点が見込まれる分野を指摘し、ドイツ銀行は、次の計画提出期日（2024年7月1日）までに対応を迫られる。

連邦準備制度理事会およびFDICの双方が、ドイツ銀行の米国破綻処理計画を信頼性が低いと判断し、ドイツ銀行が、連邦準備制度理事会およびFDICにより規定された期間内にこれらの問題点を是正できなかった場合には、両機関がドイツ銀行に制限を課すまたは事業、法人、オペレーショナル・システムおよび/もしくは企業内取引を再構築もしくは再編することを求められる可能性があり、これにより当行の運営および/または戦略にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。さらに、連邦準備制度理事会およびFDICが、より厳しい自己資本水準、レバレッジ要件もしくは流動性資金要件をドイツ銀行に課すまたは一定の資産もしくは事業を売却することをドイツ銀行に要求する可能性もある。

DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションはそれぞれ、毎年、連邦準備制度理事会の監督当局によるストレス・テストおよび自己資本要件の対象となる。また、DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションは、大手銀行持株会社およびIHCの自己資本および計画の実務を評価する監督当局による年次調査である包括的資本分析検査（CCAR）の対象である。2022年6月23日、連邦準備制度理事会は、監督当局による年次ストレス・テストの結果を公表し、かかる結果において、DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションが、ストレス・テストの深刻な景気悪化シナリオにおいても最低要件を上回る水準の自己資本の保有を維持することが示された。DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションは、2022年4月に年次自己資本計画を提出し、2023年4月に次の資本計画案を連邦準備制度理事会に提出する。連邦準備制度理事会がこれらの資本計画案に対して異議を唱えた場合、当行の運営および戦略にマイナスの影響を及ぼすか、または米国における成長を妨げるような方法で資本の増加もしくは事業再編を求められる可能性がある。

2020年の変更点は以下のとおりである。CCARプロセスは、統一自己資本バッファ要件とするため、CCARの定量的評価および連邦準備制度理事会の自己資本規則におけるバッファ要件を統合した。この変更点は、CCARから「合否判定方式」による定量的および定性的評価を削除し、金融機関固有の2.5%を下限とするストレス資本バッファ（SCB）を組み入れるよう、一定水準の資本保全バッファを修正した。ストレス資本バッファは、(i) 予定された資本活動実施前の、年次CCARのストレス・テストの監督当局による深刻な景気悪化シナリオに基づく、銀行持株会社の普通株式等Tier 1 資本における最高値から最低値までの減少予想額に、(ii) 1年間に予定されている普通株式の配当金を加えた金額に相当する。ストレス資本バッファは、毎年再設定される。2022年8月4日、連邦準備制度理事会は、監督当局による2022年ストレス・テストの結果に基づく各CCAR対象企業のSCBを発表し、DB USAコーポレーションのSCBは4.5%、DWS USAコーポレーションのSCBは8.7%に設定された。このSCBは、2022年10月1日から発効した後、通常2023年9月30日まで有効とされ、その時点でドイツ銀行の各IHCのSCBの程度は、2023年6月に公表される予定の2023年ストレス・テストの結果に基づき再計算される。

大規模な米国銀行持株会社およびそれらの子会社である預託機関の一部は、バーゼル委員会による修正後のバーゼル3流動性基準と概ね合致する流動性カバレッジ比率（LCR）要件の対象となる。DB USAコーポレーション、DWS USAコーポレーションおよびドイツ銀行の米国における主要な銀行子会社であるドイチュ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ（DBTCA）は、LCR要件に服している。適合規則により、これらの企業に適用されるLCR要件は、設定上の30日間における純資金流出のカバレッジ比率が100%から85%に引き下げられた。

2020年10月20日、連邦準備制度理事会および米国のその他の規制当局は、バーゼル3流動性フレームワークの第2の要素である安定調達比率（NSFR）の適用を実施する規則を最終化した。適合規則によれば、IHCの短期ホールセール調達額の加重合計が750億ドル未満である限り、DB USAコーポレーション、DWS USAコーポレーションおよびDBTCAが服するNSFRは85%となる。2021年7月1日を発効日として、これらの企業は、日時ベースでNSFRを計算することが求められる。これらの企業は、2023年から、NSFR情報を定期的に公表するよう求められる。

2016年12月15日、連邦準備制度理事会は、FSBのTLAC基準を米国において実施する最終規則を採択した。最終規則は、米国外のG-SIBのIHC（ドイツ銀行のIHCであるDB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションを含む。）がTLACの最低

基準額を維持することを特に要請しており、また別途、かかるIHCが一定の要件を満たした長期債を最低基準額保持するよう要請している。

上記を含む米国の規則および解釈により、当行は、米国内に保有する資産の削減、もしくは資本および/もしくは流動性資金の投入またはその他当行グループの米国事業の構造の変更を余儀なくされ、米国子会社が配当を支払う能力またはその配当金額を制限する可能性がある。当行グループが、米国での事業縮小を余儀なくされたり、他に投入すればより多くの利益を上げられたであろう資本または流動性を米国に投入することを余儀なくされる限り、かかる要件は、当行グループの事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記を含むいずれの自己資本要件または流動性要件も、とりわけ当該要件の結果、当行または金融市場が低迷しているときに当行グループが資金調達を行わなければならない、または現地の要件に従い特定の法域で流動性を増加させるその他の施策を講じなければならないような場合には、当行グループの事業、財務状態および業績ならびに当行グループの安定性に関する市場の認識に悪影響を与える可能性がある。現地の要件の変更に依りて当行が講じなければならないまたは講じる必要があると判明した施策は、当行の戦略的目標に合致せず、かつかかる目標の達成を遅らせる可能性がある。加えて、かかる規制が現在の見通しより速やかに実施されることになった場合、当行グループは、最も迅速かつ確実にこれを遵守する方法として、貸借対照表上の資産の減少、資産の売却もしくは一部の業務の切離または一定の事業分野の縮小もしくはそこから撤退する決断をする可能性がある。上記の場合における当行の資金調達の努力は、ドイツ銀行の競合他社、なかでも当行と同様のまたは類似の自己資本規制に服する者も、同時期に資金調達を行わなければならない可能性が高いことが予想されるため、より大きな影響を受ける可能性がある。さらに、ドイツ銀行の一部の競合他社、とりわけ欧州連合加盟国以外に所在する者は、当行と同様のまたは類似の規制に服していない場合があり、これは当行を競争上不利な立場に追い込む可能性がある。

上記の規制上の施策に加えて、当行のような金融機関は、市場心理により、規制上求められる最低基準を大きく上回る自己資本、流動性資金および損失吸収商品を維持することが推奨され、その結果、上記の影響が増大し、または当行が自己資本を推奨される水準にまで増加させなかった場合は、市場において当行の資本は他の金融機関全般と比べて不十分であると認識をもたらす可能性がある。

上記のような米国での自己資本要件およびその他の要件ならびに他の法域での類似の規制により、グローバルな銀行の監督が分断化されるおそれがあるかは現時点では不明である。当行は、規制当局による免責に依拠することにより、自己資本比率要件、多額のエクスポージャー制限および一定の組織要件について、連結ベースおよび非連結ベースの両方ではなく連結ベースのみに基づいて遵守することを認められているが、監督の分断化は、こうした免責に依拠できることに悪影響を及ぼすおそれがある。当行グループは、かかる免責に依拠することができなくなった場合、連結ベースに加えて非連結ベースの自己資本規制およびその他の要件に対応しなければならず、またこれを遵守するために必要な措置を取らなければならない。その結果、コストも大幅に上昇し、当行グループの収益性および配当支払能力にも悪影響が及ぶ可能性がある。

ドイツ銀行の規制自己資本比率および流動性比率ならびにドイツ銀行の株式または規制資本商品に関する分配に利用可能なその資金は、事業上の決定の影響を受けるが、かかる決定において、当行グループの利益とかかる金融商品の保有者の利益は一致しない可能性があり、当行が適用ある法律および関連する金融商品の条件に従って決定を行った結果、ドイツ銀行の株式または規制資本商品に関して全く支払いが行われぬか、あるいは支払額が減少する可能性がある。

ドイツ銀行の規制自己資本比率および流動性比率は、多くの要因（当行の事業運営に関して当行が行う決定ならびに当行の資本基盤、リスク・ウェイト・アセットおよび貸借対照表の管理、そして当行の資産のリスク・ウェイトに関する規制、商業上のリスクおよびマーケット・リスクまたは当行の法制的もしくは規制上の手続に係る費用等の外部的要因を含む。）による影響を受ける。当行の経営陣は、経営上の決定において（特に、収益が低調で、自己資本要件が強化された状況においては）、規制を受ける機関としての当行の利益ならびにドイツ銀行の株主および債権者の利益を含め、広範な事項を考慮することを求められるが、資本増強および流動性資金の積み上げのための規制要件が最重要となる可能性がある。その場合には、当行は、資本および流動性管理に関する決定において、ドイツ銀行の株式またはその他Tier 1資本商品のような規制自己資本に含める適格を有する発行済の金融商品の保有者の利益を遵守することを要求されない。当行は、たとえ当行の規制資本商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が発生することとなる場合であっても、実現可能な時期に行う（証券発行またはその他の方法による）増資を含め、一定の措置の実施を差し控えるよう決定する可能性がある。ドイツ銀行の決定が当行グループの規制自己資本比率に及ぼす効果により、かかる規制資本商品の保有者が、その保有する当該金融商品の投資価値の全部または一部を失う可能性があるが、当行の決定により、たとえ当該保有

者が保有するかかる金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が生じる結果となった場合であっても、当該保有者は、ドイツ銀行に対してかかる決定に関する請求権を有しない。

また、年度の利益および分配可能な準備金は、株式に関する配当の支払いおよびその他の規制資本商品に関する支払い（各資本性金融商品につき、その条件または法律の運用により決定される。）に利用可能な資金の重要な一部を構成しており、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch）において規定されるドイツ会計規則に従い、通常、非連結ベースで計算される。ドイツ銀行の財務的な見通し、財務状態もしくは収益性またはドイツ銀行の分配可能な準備金（それぞれ非連結ベースで計算される。）の不利な変動は、配当やかかる資本性金融商品に関するその他の支払いを行う当行グループの能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、ドイツ銀行は戦略を実行するにあたり多額の減損を計上し、この減損がドイツ銀行の非連結ベースの貸借対照表上での子会社の帳簿価額の減少や、利益および分配可能な準備金の減少をもたらす可能性がある。ドイツ銀行の非連結ベースの利益または分配可能な準備金を減少させるような将来の減損またはその他の事象により、当行は将来、かかる支払いの全部または一部ができないこととなる可能性がある。特に、ドイツ銀行の訴訟事案、執行措置および類似の事案の和解金額に関する直接的な費用（とりわけこれらにつきドイツ銀行が設定した引当金を上回る場合）や、その関連事業への影響は、これらが生じた場合にかかる分配可能な金額に影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法律は、株主またはその他の規制資本商品（その他Tier 1 資本商品等）の保有者に分配される、非連結ベースで計算される年度の利益およびその他の分配可能な準備金の範囲に制限を設けている。また、当行グループの経営陣は、適用ある法律に従い、適用ある会計原則に基づき分配に利用可能な資金の計算に関連するすべての金額に影響を与える広範な裁量権限を有する。かかる裁量権限による決定は、配当や当行の規制資本商品の条件に基づくその他の支払いを行う能力に影響を及ぼす可能性がある。

銀行および投資会社の再建・破綻処理に関する欧州およびドイツの法律により、当行に、破綻処理の実現可能性を確保するための措置が講じられた場合または破綻処理措置が課された場合には、当行グループの業務が重大な影響を受け、かつ株主および債権者が損失を被る可能性がある。

ドイツは、銀行同盟に加盟しているEU加盟国の銀行の破綻を処理するための主要な権限およびリソースを欧州レベルで一元的化するSRMに参加している。SRMは、SRM規則およびドイツにおいてはドイツ再建・破綻処理法を通じて実施されているBRRDに基づいている。また、破綻処理法（Abwicklungsmechanismengesetz）により、ドイツの銀行破綻処理に関する諸法律がSRM規則に適合するよう改正された。

SRM規則およびドイツ再建・破綻処理法は、銀行に対し再建・破綻処理計画の策定を要求し、かつ、公的機関に対し、破綻したまたは破綻しそうな銀行に介入する広範な権限を付与する。ECBの直接監督下にある銀行（当行等）については、単一破綻処理委員会（SRB）が破綻処理の実現可能性を評価し、破綻処理の実現可能性を確保するために銀行組織に係る法律上および業務上の変更を要請することができる。SRBは、ある銀行が破綻したか、または破綻しそうであるとECBまたはSRBにより判断され、かつ、特定のその他の条件が揃った場合に、SRM規則に基づき当該銀行のための破綻処理スキームを採用する責任を負う。欧州委員会および程度は低いものの欧州連合理事会は、SRBにより提案される破綻処理スキームを支持するか、またはこれに反対する役割を担っている。破綻処理スキームは、各国の管轄破綻処理機関（ドイツの場合、BaFin）により、BRRDを施行する国内法に沿って検討、実施される。破綻処理中の銀行に課せられる破綻処理措置には、当該銀行の株式、資産もしくは負債の他の法的主体への譲渡、株式の額面価額の減額（ゼロにすることも含む。）、株主利益の希薄化または株式の消却や、当該銀行の発行済債券の条件の変更（例えば、償還延期や適用金利の引下げ等）が含まれる可能性がある。さらに、銀行が破綻処理の対象となった場合、一定の適格無担保負債（特にドイツ銀行法に明記される特定の上位非優先債務）が償却され（ゼロにすることも含む。）、または株式に転換される（一般に「バイルイン」と呼ばれる。）可能性もある。

SRMは、破綻した金融機関が公的支援を必要としないようにするか、またはかかる必要性を減じることを目的としている。したがって、そのような金融機関への公的金融支援（もしあれば）は、バイルイン権限等の破綻処理権限が最大限行使され利用された後の最終手段としてのみ行われる。当行の破綻処理実現可能性を確保するための措置を講じることや管轄破綻処理機関による破綻処理権限の行使は、当行グループの業務に重大な影響を及ぼし、株主利益の著しい希薄化、さらには株主または債権者の投資全額の喪失を招く可能性がある。

採択または提案されたその他の規制改革（例えば、デリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護、データ保護、投資会社およびESG等に関する広範な新規制）は、ドイツ銀行の営業費用を大幅に増大させ、またそのビジネスモデルにマイナスの影響を与える可能性がある。

上記の所要自己資本やその他の要件に加え、ドイツ銀行は、様々な規制改革（とりわけドイツ銀行のデリバティブ業務、報酬、銀行税を含む預金保護、データ保護、投資会社およびESGに関する規制等）の影響を受けており、今後も受けることが予想される。

2012年8月16日、EUの店頭（OTC）デリバティブ、集中決済機関および取引情報蓄積機関に関する規制（「欧州市場インフラ規則（EMIR）」とも呼ばれる。）が発効した。EMIRは、特定のクラスのOTCデリバティブに関する決済義務や各種報告および開示義務を含む多数の要件を導入した。EMIRの実施は、ドイツ銀行の利益率に悪影響を与える変更をもたらしており、また今後ももたらす可能性がある。改定された金融商品市場指令（MiFID）およびこれに対応した金融商品市場規則（MiFIR）は、2018年1月3日から当行に適用されており、そこには集中決済義務に服し標準化されたOTCデリバティブについて、トレーディングにおける義務が規定されている。2021年11月25日、欧州委員会は、MiFIRおよびMiFIDの修正を伴うMiFIRの検証案（「MiFIRレビュー」とも呼ばれる。）を公表した。MiFIRレビューにおける提案は、とりわけ、各資産クラスに関するEU全域で統合されたテーブル、エクイティ（株式等）およびエクイティ以外（デリバティブおよび債券等）の少額取引に関する透明性要件の厳格化ならびにEU株式取引義務およびデリバティブ取引義務の範囲調整を導入するものである。

米国では、ドッド・フランク法が、運営に影響を及ぼすまたは及ぼしうる多くの規定がある。ドッド・フランク法の規定を実施する規制に基づき、当行は米国商品先物取引委員会（CFTC）にスワップ・ディーラーとして仮登録し、CFTCの幅広い監督の対象となった。CFTCにより定められたスワップ・ディーラーに関する規制は、当行に対し、コーポレート・ガバナンス、業務遂行、自己資本、証拠金、報告、決済、執行その他に関する多くの規制上の要件を課している。かかる規制はまた、当行グループに対して、一定の場合に米国外でまたは非米国人との間で行う取引についても一定の米国の規則を遵守することを要求する。EMIRおよびドッド・フランク法を実施するCFTC規制の規定範囲は多くの点で類似しているが、一定のスワップ取引については、かなりの部分で両方の規制に服さなければならない可能性がある。

また、ドッド・フランク法に基づき、証券派生スワップは、米証券取引委員会（SEC）の管轄下にある独立した規制制度の対象となっている。SECは、CFTCのスワップ・ディーラー規則に概ね類似する、証券派生スワップ・ディーラーに関する登録、資本、リスク低減措置、報告、業務実施基準、取引認証および証明要件ならびにクロスボーダー要件に関する規則を実施した。これらの規則は、2021年11月に、証券派生スワップ・ディーラーの登録が初めて行われた日に全体として発効した。これらの規則により、ドイツ銀行は、暫定的に証券派生スワップ・ディーラーとして登録され、そのデリバティブ事業はさらなる規制を受ける。

これらのCFTCおよびSEC規則に基づき、当行は、米国の規制上の要件を遵守することで欧州および/またはドイツの要件の遵守に代えることができる場合がある。ドッド・フランク法に基づくこれらの要件は、当行のデリバティブ事業に悪影響を及ぼし、特にかかる規制の対象とならない競合他社と比べて、当行の競争力を弱める可能性がある。

また、CRR/CRD IVの一連の法令は、経営陣の報酬の見直し（当該法令、ドイツ銀行法ならびに金融機関の報酬に係る規制（Institutsvergütungsverordnung）を含むその他の適用ある規則および規制に定義される「重大なリスク・テイカー」およびその他の従業員に付与される賞与の上限設定を含む。）についても規定した。かかる報酬の規制（CRR II/CRD V/BRRD II改革パッケージにより導入された変更およびかかる規制の実施のためにEBAが公表した指針を含む。）により、当行は、有能な従業員の勧誘および雇用において、特にこうした上限やその他の制約の適用を受けない欧州連合加盟国以外に所在する競合他社と比べて不利になる可能性がある。

ドイツや英国を含む複数の国では銀行税が導入されている。ドイツ銀行は銀行税として、2022年に762百万ユーロ、2021年に553百万ユーロ、2020年に633百万ユーロを支払った。当行はまた、SRMに基づく単一破綻処理基金（2023年末までに、SRMに参加する加盟国のすべての銀行の付保預金残高の1%の水準を達成することを目標としている。）、ならびに改正欧州連合預金保証制度指令（DGS指令）に基づく法定の預金保証制度および投資家補償制度指令に基づく投資家補償制度に多額の拠出を行うことを要求されることになる。DGS指令は、2024年7月3日までの積立目標水準として、破綻処理基金と同様に付保預金残高の0.8%を設定しており、この積立のため法定の預金保護制度費用が大幅に増加した。また、ドイツ銀行は、メンバーからの拠出金により資金を調達する預金保護基金（Einlagensicherungsfonds）を通じて、ドイツの民間銀行が提供する自主的な預金保護にも参加している。現時点で将来の賦課金の全体的な影響を数量化することはできないが、かかる賦課金は、将来の当行グループの事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。銀行の破綻、破綻処理措置および関連する国のDGSまたはSRMによって保有される資産価値の下落により、不足額を補うため、拠出金が増額される可能性がある。



ドイツ銀行は、一般データ保護規則（GDPR）に服しており、これにより、個人データの処理に関するその規制上の義務を増大（GDPRのデータ保護原則の遵守、データ主体の権利の数の増加および厳格なデータ漏洩通知の義務を含む。）させた。GDPRは、監督当局に対して広範な執行能力（不遵守に対して多額の罰金を課す能力を含む。）を付与し、またGDPR違反により影響を受ける個人が提訴できる権利を規定する。GDPRの遵守には、技術上および組織上の適切な措置への投資が必要となり、当行はデータ保護に多大な資源を継続的に投入することを余儀なくされる可能性がある。当行がGDPRにより要求される基準を満たしていないことが判明した場合、当行のレピュテーションが損なわれ、データ保護監督当局により多額の罰金または当行の個人データ処理能力に関する制限が課せられ、影響を受ける個人により提起された賠償請求に対して防御することが必要になる可能性がある。これらはすべて、当行に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2019年11月27日、欧州議会および理事会は、当行グループの子会社であるDWS等の投資会社に関する規制上の実質的な変更（資本要件の計算に対する変更を含む。）を導入する投資会社規則および投資会社指令を採択した。（ドイツ法において実施される）投資会社規則および投資会社指令は、2021年6月26日から全面的に有効となった。

当行が活動する複数の法域で、当行の事業およびエクスポージャーにおける環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面に関する規則についての議論が始まっている。現在のところ、これらの規則が当行にどのような影響を与えるかについて予想することは困難である。

リテール顧客の保護、特に標準的取引条件の強制執行能力および透明性、ならびに損害賠償に関して、規制当局および裁判所の検査が厳格化している。

近時において、規制当局および裁判所は、リテール顧客の保護重視を一段と強めた。例としては、次のようなものがある。(i) BaFinの2021年6月21日付一般命令。これに従い金融機関は、それぞれの標準的取引条件における法律的に無効な金利調整条項について顧客に知らせなければならない。(ii) ドイツ連邦裁判所（BGH）の2021年4月27日付決定。かかる決定により、一定期間内に顧客が異議を唱えない場合、修正案に同意したとみなされる旨を規定した、銀行の標準的取引条件における典型的条項の強制執行は不可能となる。(iii) ポーランドにおける外貨建て住宅ローン。これは、業界全体で大きな論争となり、法廷で争われた問題であり、裁判所は、一定の外貨建て住宅ローン契約には不公平な条件が含まれているため、強制執行力はないと判断した。これらの事項に関する顧客への賠償実務は、業界全体において大きく異なっており、当行の実務が受け入れられた標準とは異なる場合、当行グループは、民事請求または規制当局による請求を受ける可能性がある。これらの問題により、当行が追加コストを負担する、または当行グループが顧客への払戻しもしくは損害賠償の支払いを要求される場合がある。

#### 環境・社会・ガバナンス（ESG）に関連する変化に関するリスク

地球温暖化の影響ならびに社会、規制当局および銀行セクターにおける気候変動重視の強化および「ネットゼロ」経済への移行により、財政リスクおよび非財政リスクの新たな要因が生じた。これらのリスクには、頻度が増え、より深刻になっている異常気象イベントにより生じる物理的リスクに加え、炭素集約型セクターが直面している増税、需要の減少および資金調達手段の制限といった移行リスク、ならびに活動におけるESG側面の提示に関するリスクが含まれる。これらのリスクは、幅広いタイプの財務リスクおよび非財務リスクにおいて、ドイツ銀行に影響を与える可能性がある。

ドイツ銀行は、世界中の多くの地域で事業を展開しており、その事業ならびに取引先および顧客の活動は、気候変動により影響を受ける可能性がある。物理的な気候の変化を通じて、または気候政策のさらなる変更もしくは気候変動によってもたらされるリスクに関する金融機関の規制の変更を含む低炭素経済への移行過程を通じて、気候変動がドイツ銀行の財務リスクとして顕在化する可能性がある。

気候に関連する物理的リスクには、突発的な気象現象および長期的な気候変動の両方が含まれる。気候変動による潜在的な物理的リスクには、降雨の分布および強さの変化、干ばつもしくは洪水の長期化、山火事の頻度の増加、海面の上昇または熱指数の上昇が含まれる可能性がある。移行リスクは、低炭素経済への適応の過程で発生する。潜在的な移行リスクには、気候政策および金融規制のさらなる変更の可能性に加え、低炭素技術の進歩ならびに/または低炭素商品およびサービスに対する消費者の嗜好の変化によって生じる経済およびその他の変化が含まれる可能性がある。移行リスクは、物理的な気候変動の発生により、さらに加速される可能性がある。これらの気候に関連する物理的リスクおよび移行リスクは、ドイツ銀行の事業および業務に直接的な影響を及ぼすだけでなく、とりわけ資産価値の下落、保険の利用可能性の低下、業務の大幅な中断およびビジネスモデルへの悪影響ならびにそれらの結果への対応としての変更の必要性を通じて、その取引先および顧客に重大な悪影響を及ぼし、結果としてドイツ銀行に財務上の影響を及ぼす可能性がある。

さらに、金融機関は、各国政府、規制当局、株主およびその他の組織（非政府組織を含む。）から、気候問題やESG関連問題について、より詳細な検査を受けており、当行が低炭素経済への移行を支援しておらず、種の多様性や人権を擁護していないとみなされた場合、レピュテーション・リスクにつながる。ドイツ銀行は、新たな規制ガイダンスにあわせてそのESGリスク管理の枠組みを見直し、さらに前進させ、当行の活動におけるESG側面の正確な提示を確保するよう求められる。現在のところ、一貫性のある利用可能な包括的ESGデータおよび方法がなく、これは、当行のバランスシートに対するリスク評価において、当行が代用として見積りや定性的アプローチに依拠しなければならない事を意味し、気候関連の開示に関する不確実性は高くなる。これにより、第三者が、当行のサステナビリティ関連の開示が、いわゆる「グリーンウォッシュ」にあたりと主張するリスクが高まる。かかる主張に関連するレピュテーション・リスクに加え、最近では、当行の子会社であるDWSが、ESG関連の特定の事項に関して様々な規制当局および法執行当局から情報提供を求められたように、所轄の監督当局および法執行当局がかかる主張に基づき調査を開始する可能性がある。

ドイツ銀行は、ポートフォリオを2050年までに排出量をネットゼロに調整することを含め、その事業活動および運営をサステナブルな方法で管理することをコミットしている。当行は、当行の事業活動全体における環境関連要因の統合を進めるため、環境リスクの評価および管理に対する当行のアプローチの開発と実施を続けている。これには、リスクの特定、監視および管理を行い、定期的シナリオ分析およびストレス・テストを実施する能力が含まれる。規制当局およびステークホルダーの急速に変化する要求は、ステークホルダーの高い関心と相まって、当行がそれらの要求に答えることができない場合または当行の計画を適切に実施できない場合、当行の事業に悪影響を与える可能性がある。

#### 当行の内部管理体制に関するリスク

ドイツ銀行が、当行に適用される法令や関連する監督当局の期待に沿って業務を遂行することを確保するには、堅固かつ効果的な内部管理体制および適切なインフラ（人材、方針および手続、コントロールのテストならびにITシステムから構成される。）が必要である。当行は、その内部管理体制およびインフラを強化する必要性を認識し、これを達成するための施策を進めてきた。これらの施策が奏功せず、または、その進捗が遅すぎる場合、ドイツ銀行の評判、規制上の地位および財務状態は重大な悪影響を受ける可能性があり、また、当行の戦略目標を達成する能力が損なわれる可能性がある。

ドイツ銀行のビジネスは、堅固かつ効果的な内部管理体制を維持するドイツ銀行の能力に大きく依拠している。この能力は、当行が、非常に複雑で多数かつ多様な市場および通貨において高速、大量かつ高頻度に発生する、広範囲にわたる取引を日々処理し、監視するのに必要なものである。さらに、そのような堅固かつ効果的な管理体制は、これを支える当行のインフラの十分に依拠している。かかるインフラは、一般に、内部方針および手続、テストプロトコルおよびITシステム、ならびにこれらを実施し、また、機能させるために必要な人材から構成される。効果的な管理体制は、取引の処理および決済、資産の評価、各種測定基準に対するリスクおよびポジションの特定、監視、集計、測定および報告、法律上、規制上およびコンプライアンス上の目的における取引相手方および顧客の評価、見直しの検討、ならびに必要なに応じた軽減および是正措置の実行を含むインフラ・システムおよび手続に依拠している。これらは、規制上の報告ならびにその他のデータ処理およびコンプライアンス業務にも必要不可欠である。

内部管理体制およびその基礎となるインフラは、いずれもドイツ銀行の完全性や包括性の基準に至っていない分野が多く、また、当行全体で十分に統合されていない。特に、当行グループのITインフラは、大幅なアップデートが必要な多数の異なるプラットフォームを使用しており、当行全体での運用の統一性が欠けている。当行グループの業務プロセスおよび関連する管理システムでは、しばしば手動による処理が要求され、完全に統合された自動システムおよびプロセスの場合と比べて、人為的な過誤やその他の運用上の問題のリスクが増大し、これにより経営陣への情報の報告が遅延し、また、多くの調整および修正が必要になる可能性がある。その結果、当行が規制報告およびその他のコンプライアンス要件を遵守し、または一貫性をもって規制当局の期待に応え、また、場合によっては当行グループのリスクを包括的に管理するために、一貫して質の高い情報を適時に取得し、または提供することはしばしば困難となっており、また多大な労力を要する。また、従業員の不適切な行動や当行グループのサービスを經由した禁止行為（金融犯罪対策法令に関するものを含む。）に悪用する第三者の試みを可能な限り特定するには、集中的な取組みが要求される。



また、ドイツ銀行は、そのプロセスやインフラの不十分な点を補い、またはリスクを特定、管理もしくは制御するのに適切な水準の経験、年功および技能を持つ人材を常に確保できるとは限らず、必要な人材の勧誘および雇用はしばしば困難な状況であった。このことは、既存の脆弱性を是正し、当行の事業活動に特有のリスクを管理する能力に影響を与えてきた。さらに、当行グループの管理体制改善にとって重要な立場の人員の減少は、今後もリスクとなる。さらに、第三者のサービス・プロバイダーとの契約は、これらの分野における当行の人員配置の問題または根本的な不備そのものに対処するには十分でない可能性がある。

これらを背景に、規制当局、取締役会およびグループ内部監査部門は、当行グループの業務に関する多くの正式な見直しや監査を通じて、内部管理およびインフラにより一層かつ集中的に注目している。これらの見直しおよび監査により、当行の管理体制およびインフラの多くの要素に関して様々な改善の余地があることが特定されている。これには、取引の把握および認識、資産の分類、資産評価の枠組み、モデル、データやプロセスの一貫性、情報セキュリティ、ソフトウェアのライセンス管理、支払業務、リスクの特定、測定および管理ならびに法律、規制および監督当局の期待により要求されるその他のプロセスに関わるインフラが含まれる。また、規制報告、マネーロンダリング防止（AML）、取引の監視ならびに金融犯罪の実行および隠ぺいを目的として当行の商品およびサービスを利用することを防止するための「顧客確認」（KYC）、制裁や通商禁止措置、市場行動その他の内部プロセスも含まれる。

BaFin、ECBおよび連邦準備制度理事会を含む当行の主要規制当局もまた、当行の内部管理および関連するインフラに焦点を置いた多くの見直しを行った。これらの規制当局は、当行に対して、AMLやその他の脆弱性（当行のインフラの統一性の欠如や手動の性質を含む。）の是正に取り組むよう正式に要請した。例えば、2018年9月21日、BaFinは、当行に対して、当行のAMLおよび特に当行の事業の一部におけるKYCプロセスに関する管理およびコンプライアンス・インフラの改善措置を、今後数か月から数年の間にわたる所定のスケジュールで実施するよう要請する旨の命令を発布した。当行グループが業務を行うその他の国の現地の規制当局も、その法域に関する当行グループの管理体制やインフラの十分性の検討を行っている。当行が業務を行う多くの場所で当行を管轄し裁量権を有する各種規制当局の総体的な目標は概ね一致しており、また、内部管理やこれを支えるインフラにおける不備の一般的な課題も類似している一方で、内部管理の分野で当行に適用ある規制上の枠組みは、一般的にドイツ国内またはEU内レベルで適用されるものであり、当行グループが業務を行っている世界各地の法域全体で一貫しているとは限らない。このことは、統一性の欠如を改善し、相互に円滑かつ迅速に通信するための自動システムを導入する当行グループの努力をより複雑にするとともにその費用を増大させている。

上記の諸分野を改善するため、当行は、取引処理体制の実効性の向上、管理やインフラの強化、非財務リスクの管理および従業員の技能の向上のためのいくつかの主要な施策を講じている。ドイツ銀行は、これらの施策により、当行が服している訴訟や規制および執行当局による調査・手続を招いた状況の多くを回避し、また、法律や規制を遵守し、監督当局の期待に応えるドイツ銀行の能力を向上させることができると考えている。特に当行グループの事業の複雑性を軽減し、プロセスやビジネスおよびセカンドラインの管理を統合し自動化する取組みを行っている。当行はまた、一定の事業や高リスク諸国から撤退し、多数の顧客の選択的なオフボーディングを行い、コンプライアンスを重視する文化と管理部門の強化を進めた。しかしながら、当行グループは、その予定や規制当局の要求どおり迅速にこれらの施策を完了することができない可能性があり、また、当行グループの取組みは、既存の不備を是正しかつ将来の不備を予防し、今後の訴訟や規制および執行当局の調査、手続および批判を減少させるには不十分である可能性がある。当行グループはまた、これらの施策に莫大な費用が発生した場合、十分な資源を早急に提供することができず、もしくは全く提供することができない、または、所要資源の範囲を過少評価する可能性もある。

上記の分野の大幅かつ恒久的改善の達成に向けた当行の是正努力および進捗の程度が遅いことにより、規制当局がその進捗が不十分または遅すぎるとみなす他の金融機関に対して取られた措置と同種の規制上の措置を受ける可能性がある。当行がそのインフラおよび管理体制を適時にかつ大幅に改善することができない場合、罰金または罰則を賦課され、当行の事業に関して規制当局の介入を受ける可能性がある。例えば、当行グループは、規制当局から一定の種類の商品もしくは事業、取引相手方または地域へのエクスポージャーの削減またはその終了を要求されたり、そのようなプレッシャーを受ける可能性があり、その場合、かかる要求の程度によっては、現在のビジネスモデルに基づき利益を計上する当行グループの能力が著しく損なわれる可能性がある。

特に、制裁、通商禁止措置およびAMLコンプライアンスに関する過去の命令および合意の遵守ならびにリスク管理の問題に関する是正合意および義務に関する事項の解決に向けて、当行は規制当局との協議を継続している。

規制当局はまた、当行の管理体制における不備により生じる追加リスクを反映するために、自己資本の上積みを課して、当行に適用ある自己資本規制に基づき直接要求されるものに追加して、自己資本バッファーを求められることができる。究極的には、規制当局はその管轄下にある事業および地域における当行の営業許可を停止し、または、徹底的かつ高いコストのかかる是正措置を要求することができる。さらに、インフラおよび管理体制の強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺され、もしくはこれを上回り、または、当行の収益性に著しく影響する可能性がある。上記のいずれの要素も、戦略を適時に実施する当行グループの能力、あるいは実施すること自体に係るその能力に影響を及ぼす可能性がある。

BaFinは、当行に対して、マネーロンダリング防止および顧客情報管理プロセスに関する当行の管理およびコンプライアンス・インフラの改善を命じており、これらの措置の実施を監視する特別代表を任命した。当行が定められた期限までに当行のインフラおよび管理体制を大幅に改善することができない場合、ドイツ銀行の業績、財務状態またはレピュテーションは重大な悪影響を受ける可能性がある。

BaFinはドイツ銀行に対して、2018年9月に、マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与を防止する適切な内部予防策の実施および一般的デューデリジェンス義務の遵守を、2019年2月には、コルレス銀行における当行グループ全体のリスク管理プロセスの見直しおよび必要に応じた調整を、また、2021年4月には、定期的な顧客ファイルのレビューに関して、より適切な内部予防策の採用およびデューデリジェンス義務の遵守を命じた。この拡大は、コルレス銀行取引関係や取引の監視にも適用される。2022年9月28日、BaFinはドイツ銀行に対して、BaFinが2018年9月21日および2019年2月15日に発布した命令を実施するため、マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与を防止することを目的とした具体的な措置を講じるよう命じた。当該命令は、ドイツ銀行が自ら設定した是正期限を遵守することを要請するのみであり、ドイツ銀行に対して新たな義務または指摘が提示されたわけではないものの、これらの措置が遵守されない場合、BaFinは罰金を課す可能性がある。BaFinは、命令されたこれらの措置の実施を監視し、BaFinに対し進捗の評価および報告を行う特別代表を任命した。

当行のAMLおよびKYCプロセスや、金融犯罪を実行するために当行の商品およびサービスを悪用することを防止するための規制は、引き続き一部の法域で規制当局による評価、調査、強制措置の対象となっている。当行は、内部管理体制の有効性を高めること、また、規制上の要件を見直し、当行ならびに／または規制当局および監視人によって特定された差異を埋めるため、インフラを改善することに継続的に努めている。

ドイツ銀行が、定められた期限までにそのインフラおよび管理体制を大幅に改善することができない場合、当行グループの業績、財務状態またはレピュテーションは重大な悪影響を受ける可能性がある。規制当局は、罰金を賦課し、または、当行に対して一定の種類の商品もしくは事業、または、取引相手方もしくは地方との関係へのエクスポージャーの削減、または、その終了を要求することができる。また、当行は今後、他の法域におけるものを含め、当行の事業および収益性に重大な影響を与える新たな法的手続、調査または規制上の措置を受ける可能性がある。その場合、その結果生じる要求の程度によっては、当行のレピュテーションおよび現在のビジネスモデルに基づき利益を計上する当行の能力が著しく損なわれる可能性がある。

訴訟、規制上の執行案件、調査および税務調査に関するリスク

ドイツ銀行は、規制が厳しく強化され、訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁およびレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。

金融業界は、最も厳しく規制されている業界の一つである。全世界における当行グループの業務は、当行グループが業務を行う法域の中央銀行および規制当局による規制および監督を受けている。近年、多くの分野において規制および監督は強化され、規制当局、法執行当局および政府機関等は、金融機関に対して、より厳しい監督および検査を受けるよう求めており、その結果、規制上の調査や執行措置が追加され、民事訴訟に発展することも多い。金融機関に対する法律上および規制上の手続の和解のために規制当局および法執行当局が要求する条件は急激にその厳しさを増しており、近年の和解では、前例のない高額な制裁金や刑事上の制裁が含まれている。その結果、当行グループは、義務負担や規制当局による制裁の水準の増大に引き続き対処しなければならず、また、これらの義務負担や制裁に応じるために費用の増大および追加資金の投入を余儀なくされる可能性がある。規制当局による制裁は、現地ライセンスの地位の変更または特定のビジネスの廃止命令を含むことがある。

当行およびその子会社は、世界中の法域において様々な訴訟手続（民事集団訴訟を含む。）、仲裁手続およびその他の第三者との紛争に加え、行政手続ならびに民事および刑事双方の当局による調査に服している。当行グループは、当行グループに対する係争中の訴訟、執行および類似案件の解決により発生する費用は、引き続き短期ないし中期的に多額なものとなり、また、その事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼすものと予想している。訴訟および規制案件には多くの不確実性が伴い、各案件の結果を確実に予想することはできない。当行は、最終的な判決が下され責任が確定する前に、訴訟または行政手続を和解で解決する可能性がある。当行は、請求に対して有効な防御策を有すると確信する場合であっても、かかる責任につき争い続けることによる費用、経営努力または業務上、規制上もしくはレピュテーション上の悪影響を回避するためといった様々な理由により、早期解決をはかる場合がある。当行グループはまた、勝訴できなかったことによる潜在的な影響が和解費用に比べて過大であると考えられる場合に、かかる早期の解決を行う可能性がある。さらに当行グループは、同様の理由により、当行グループに補償義務がないと確信する場合でも相手方の損失を補償する場合がある。法的リスクの財務上の影響は大きい可能性があるが、その予測および定量化は困難または不可能であり、最終的に支払われる金額は、かかるリスクを補償するための引当金やかかるリスクを評価した偶発債務を上回る可能性がある。

ドイツ銀行またはその現在もしくは過去の従業員に対する現在係争中の訴訟は、当行に対して、判決、和解、罰金または制裁金だけでなく、レピュテーション上の重大な悪影響をもたらす可能性がある。かかる手続により生じる当行グループのレピュテーションの毀損のリスクもまた、数量化が困難または不可能である。

規制当局は、その和解提案において、以前にも増して不正行為の承認を求めている。これは、その後の民事訴訟またはいわゆる「常習犯」法に基づく措置におけるエクスポージャーの増加につながる可能性があり、ある法律に基づき罪を犯したと決定された個人または主体は、その他の法律に基づく事業活動の制限やレピュテーション上の悪影響を受ける可能性がある。また、米国司法省（DOJ）は、ある会社が不正行為に係る民事上および刑事上の調査協力による減免措置を受けるためには、不正行為の疑いについて責任のある個人に関するすべての関連事実を当該会社が調査当局に提供することを条件としている。この方針により、当行が調査に関連して該当する個人について十分な情報を提供していないとDOJが判断した場合には、罰金および制裁金の増額が生じる可能性がある。他の政府当局も同様の方針を採用する可能性がある。

また、当行が服するいくつかの案件の類似案件から発生する法的リスクの財務上の影響は、金融業界の多くの関係者にとって非常に大きなものとなっており、罰金や和解金の額は市場参加者の予想を大幅に上回り、近年では上記のとおり予測不能な水準にまで急激に増大した。類似案件における他社の経験（和解条件を含む。）は、当行がこれらの法的リスクについて当行グループが計上する引当金の水準を決定する際に考慮する要素に含まれる。他の金融機関が関与する案件の近年の展開が結果の予測可能性をより不確実なものとしており、当行グループは引当金を追加しなければならない可能性がある。さらに、これらの案件に関する当行の調査および防御のコストは、それ自体が多額なものである。異なる法域の規制当局間または同一法域内の異なる権限を有する規制当局間の調整不足により、さらなる不確実性が生じる場合があり、その結果、当行が各規制当局との間で同時に和解に至ることが困難になる可能性がある。当行が、当行の服する訴訟および規制案件から、当行の予測および適用ある会計規則に従って計算した金額を上回る財務上の影響を受ける場合、当該リスクに関する引当金は、これらの影響を補償するには大幅に不足する結果となりうる。これは、当行グループの業績、財務状態またはレピュテーションならびに自己資本比率、レバレッジ比率および流動性比率を市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に重大な悪影響を与える可能性がある。その場合、当行グループは、これらの比率を改善するために、不足額への引当による悪影響に相当する金額につき、リスク・ウェイト・アセットの削減（当行に不利な条件によるものを含む。）または大幅なコスト削減を行うことが必要と認識する可能性がある。

当行グループは、これまでに銀行間取引金利およびディーラー取引金利に関する規制当局および法執行当局の業界全体に及ぶ調査の対象となったことがあり、現在この分野において民事訴訟の対象となっている。本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況等多数の不確実性により、本件の最終的な結果は予測不能であるが、当行グループの業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

ドイツ銀行は、様々な規制当局および法執行当局より、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）ならびにその他の銀行間およびディーラー取引金利の設定に関する業界全体に及ぶ調査に関連して、情報提供の要請に応じ、また、これに協力した。

2013年から2017年にかけて、ドイツ銀行は、銀行間およびディーラー取引金利の問題に関して、欧州委員会、DOJ、CFTC、英国金融行為規制機構（FCA）、ニューヨーク州金融監督局（DFS）およびその他の規制当局と和解した。様々な銀行間および/またはディーラー取引金利の設定に関するドイツ銀行に対するその他の調査は、現在も継続している。上記の和解に関連して行った事実に関する承認は、当行が係争中および将来の請求に対して防御することを困難にする可能性がある。

また、ドイツ銀行は、各種の銀行間および/またはディーラー取引金利の設定に関する操作の疑いについて、7件の米国民事訴訟ならびに英国、イスラエル、アルゼンチンおよびスペインの各国で係争中の単一の訴訟の当事者となっている。推定集団訴訟を含むそれらの民事訴訟の多くは、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（SDNY）において、当行およびその他多数の被告に対して係属している。これらの米国民事訴訟のうち2件を除くすべてが、米ドルLIBOR設定に関する操作により損失を被ったと主張する当事者を代理して提起されたものである。米ドルLIBORに関連しない当行に対する2件の民事訴訟もまた、SDNYに提起されており、これらは英ポンドLIBORに関する1件の集団訴訟およびスイスフランLIBORに関する1件の訴訟から成る。

ドイツ銀行は、銀行間およびディーラー取引金利の件が当行に与える影響を予想することはできないが、これには当行に責任があるとされた場合の民事訴訟における損害賠償が含まれる可能性がある。

ドイツ銀行は現在、ポストバンクの全株式の取得に関するドイツ銀行の株式公開買付けに関連した民事訴訟に關与している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2010年9月12日、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG（ポストバンク）の全株式を取得する株式公開買付けを行うことを決定したと発表した。2010年10月7日、当行は正式に株式公開買付けを公表し、ポストバンク株主に対し、ポストバンク株式1株につき25ユーロの対価を提示した。この株式公開買付けは、合計で約48.2百万株のポストバンク株式について応諾された。

2010年11月、株式公開買付けに応じたポストバンクの旧株主であるエフェクテン・シュピーゲルAG（Effecten-Spiegel AG）は、かかる提示価格が著しく低く、ドイツの適用ある法律に基づき決定されたものではないと主張し、ドイツ銀行に対して訴訟を提起した。原告は、ポストバンクにおけるドイツポストAGの議決権が、ドイツ公開買付法第30条に従ってドイツ銀行に帰属されるべきであったとし、ドイツ銀行が、遅くとも2009年にはポストバンクの全株式について強制株式公開買付けを行う義務があったと主張する。上記に基づき、原告は、2010年の株式公開買付けにおいてドイツ銀行がポストバンクの株式に提示した対価は、1株当たり57.25ユーロまで増額される必要があると主張している。

ケルン地方裁判所（Landgericht）は2011年に当該請求を棄却し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を棄却した。連邦裁判所は、この判決を破棄し、原告の一定の主張について証拠調べを行うため、本件をケルン控訴裁判所に差し戻した。

2014年以降、2010年の株式公開買付けに応じたその他のポストバンクの旧株主が、ドイツ銀行に対して、エフェクテン・シュピーゲルAGと同様の訴訟を提起し、ケルン地方裁判所およびケルン高等裁判所にそれぞれ係属中である。2017年10月20日、ケルン地方裁判所は、1件の手続に統合された合計14件の訴えについて、請求を認める決定を下した。ケルン地方裁判所は、ドイツ銀行が2008年時点において強制株式公開買付けを行う義務を負っており、したがって、株式公開買付けにおいて提示される適切な対価はポストバンク株式1株当たり（25ユーロではなく）57.25ユーロであったはずであるとの見解を示した。株式公開買付けを承諾した投資家に対して支払われるべき1株当たりの追加対価は、32.25ユーロとなる。ドイツ銀行は、当該決定に対し、これを不服として上訴し、かかる上訴は、エフェクテン・シュピーゲルAGの上訴審も行われたケルン高等裁判所第13部に係属した。

2020年12月16日、ケルン高等裁判所は、エフェクテン・シュピーゲルAGの請求を完全に棄却する決定を下した。さらに、2020年12月16日に下されたもう一つの決定において、ケルン高等裁判所は、2017年10月20日付地方裁判所の決定に対する当行の上訴を認め、関連する原告によるすべての請求を棄却した。ケルン高等裁判所は、両決定についてドイツ連邦裁判所に上訴することを認め、関連する原告すべてが、2021年2月までに連邦裁判所に上訴した。2022年12月13日、ドイツ連邦裁判所はケルン高等裁判所の判決を破棄し、本件を高等裁判所に差し戻すことを決定したと発表した。

当行グループは、2017年末近くにドイツ銀行に対して提起された多くの追加訴訟に対応しており、これらの請求は、ほぼすべてが現在ケルン地方裁判所において係争中である。新たな原告には、2010年の株式公開買付けにおいてドイツ銀行が提示したポストバンク株式の対価は、1株当たり64.25ユーロまで増額されるべきであると主張する者もいる。

これらの件に関するドイツ銀行に対する支払いの請求は、合計で700百万ユーロ近く（利息を除く。）に上る。

2015年9月、ポストバンクの旧株主は、2015年8月にポストバンクの株主総会で採択された少数株主からの株式買取り（スクイーズアウト）の決議無効を求め、ポストバンクに対する株主訴訟をケルン地方裁判所に提起した（決議無効を求める訴訟）。原告は、なかでもドイツ銀行が強制株式公開買付けを行うべきであったのにこれを行わなかったとの主張に基づき、ドイツ銀行のポストバンク株式に関する議決権を停止すべきであると主張した。スクイーズアウトは確定しており、この訴訟手続により覆る余地はないが、損害賠償金の支払いが発生する可能性がある。原告は、上記のエフェクテン・シュピーゲル訴訟における主張と同様の法的主張を述べている。2017年10月20日の決定において、ケルン地方裁判所は、スクイーズアウトの決議は無効との判断を下した。ただし裁判所は、主張されるドイツ銀行の強制株式公開買付けの不履行による議決権の停止に依拠したのではなく、ポストバンクが、2015年8月のポストバンク株主総会においてポストバンク株主の情報請求権を侵害したことを根拠とした。ポストバンクは、この決定に対し、これを不服として上訴した。2020年5月15日、ドイチェ・バンク・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンクAG（2018年の統合によるポストバンクの法律上の承継会社）は、ドイツ銀行に統合された。2015年のスクイーズアウトが覆る余地がないことを考慮すると、かかる決議無効を求める訴訟に関する上訴を継続するための労力やコストが、当該訴訟による残る僅かな利益に比べて過大となることから、2020年7月3日、当行はこの上訴を取り下げた。その結果、ポストバンクがその株主総会においてポストバンク株主の情報請求権を侵害したという第1審の判断が確定した。

ドイツ銀行が、2010年の株式公開買付けの前にすべてのポストバンク株式について強制株式公開買付けを行う義務を負っていたか否かの法的論点は、係争中の2件の価格評価請求手続（Spruchverfahren）にも影響する可能性がある。これらの手続は、2015年のポストバンク株主のスクイーズアウトに関連して提示された現金対価、ならびに2012年のDBフィナンツ・ホールディングAG（現DBベタイリグクス・ホールディングGmbH）とポストバンクの間の経営支配および損益移転契約（Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag）の締結に関連して提示された現金対価およびこれに関連して支払われた年間補償の増額を求めて、ポストバンクの旧株主により提起されたものである。

価格評価請求手続において、申立人らは、適切な現金対価を決定するにあたっては、ドイツ銀行が57.25ユーロの提示価格でポストバンクの強制株式公開買付けを実施すべき潜在的な義務があったことは明白であると主張している。ケルン地方裁判所は、当初この2件の手続においてこの申立人らの法的見解を容認していたが、2019年6月の判決において、同裁判所は、経営支配および損益移転契約の締結に関連して、当該価格評価請求手続におけるこの法的見解を明示的に放棄した。この判決によれば、ドイツ銀行が、2010年の株式公開買付けの前にすべてのポストバンク株式について強制株式公開買付けを行う義務を負っていたか否かの論点は、適切な現金対価の決定には関連性がないとされた。ケルン地方裁判所は、スクイーズアウトに関連する価格評価請求手続においても、同一の法的見解を取る可能性が高いものと思われる。2020年10月1日、ケルン地方裁判所は、経営支配および損益移転契約（2012年12月5日付）に関する価格評価請求手続において、ドイツ株式会社法第304条に基づく年間補償（jährliche Ausgleichszahlung）をポストバンク株式1株につき0.12ユーロ増額して1.78ユーロとし、ドイツ株式会社法第305条に基づく和解金額（Abfindungsbetrag）をポストバンク株式1株につき4.56ユーロ増額して29.74ユーロとする決定を下した。この和解金額の増額は、旧ポストバンク株式約492,000株に関連するものであり、年間補償の増額は、旧ポストバンク株式約7百万株に関連するものである。当行および申立人らは、この決定に対し、これを不服として上訴している。

これらの件に対する当行グループの財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

ドイツ銀行は、モスクワおよびロンドンにおいて特定の顧客により実行された株式取引の状況を調査し、これらの取引について複数の法域の規制当局および法執行当局に通知している。法律または規制の違反が発生したことが判明した場合、これにより生じる当行に対する制裁金は、当行グループの業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、モスクワおよびロンドンにおいて特定の顧客により当行との間で実行された株式取引の状況を調査した。調査対象の取引の合計額は多大である。法律、規制および方針に対する違反の可能性および関連する内部統制環境についての当行グループによる内部調査は終了し、当行は特定された調査結果を検討した。現在までに、当行の方針に対する一定の違反および当行の統制環境における不備が特定されている。当行グループは、この調査について複数の法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行当局に通知しており、また、本件に関連した一部の個人に対して懲戒処分を実行した。

2017年1月30日および31日、DFSとFCAは、本件の調査に関しそれぞれ当行と和解したことを発表した。この和解をもって、DFSおよびFCAによる当行インベストメント・バンキング部門のAML管理部門に対する調査は、上記株式取引に関する調査

を含めて終了した。DFSとの和解契約の条件に基づき、当行は同意命令に服し、民事制裁金として425百万米ドルを支払うこと、ならびに向こう2年間について独立した監視人を1名設置することに同意した。また、当行グループは、FCAとの間の和解契約の条件に基づき、民事制裁金として約163百万ポンドを支払うことに同意した。2017年5月30日、連邦準備制度理事会は、当行との間で、本事業および同理事会により特定された追加のAMLの問題を決着させる和解に至ったことを発表した。当行グループは、41百万米ドルの制裁金を支払い、書面による改善の計画およびプログラムの提出、ならびに特定の継続的な是正措置に同意した。当行グループは、その銀行秘密法/AMLプログラムを評価し、DBTCAの特定の海外コルレス銀行業務を審査する独立の第三者を置くことにも合意した。当行はまた、書面による改善の計画の提出を求められており、継続的な是正を実施している。

ドイツ銀行は引き続き、規制当局および法執行当局（これらの証券取引に係る独自の調査を行っているDOJを含む。）に協力している。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行グループの業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

ドイツ銀行は現在、配当金の支払いに対して課される源泉徴収税に関するドイツの税額控除または還付を受ける目的で、ドイツ株の顧客により配当金基準日前後に行われた取引（いわゆるCUM-EX取引）に関して、規制当局および法執行当局による業界全体に対する照会および調査の対象とされている。さらに当行は、潜在的な租税債務および第三者（例えば元契約相手方、保管銀行、投資家および他の市場参加者）による潜在的な民事上の請求（当行グループが直接関与していない刑事手続における判決の結果によるものを含む。）に晒されている。本件の最終的な結果は予測不能であるが、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ケルンの検察官（Staatsanwaltschaft Köln - 「CPP」）は、2017年8月以来、当行の過去の一定の顧客によるCUM-EX取引に関して、ドイツ銀行の元従業員2名について犯罪捜査を行っている。当該手続において、ドイツ銀行はドイツ行政犯罪法第30条に基づく潜在的な二次的当事者である。ドイツ銀行はCPPに協力している。2019年5月末および6月初めに、CPPは、さらにドイツ銀行の現/元従業員および元取締役会メンバー5名に対する犯罪捜査を開始した。2020年7月、ドイツ銀行は、CPPの調査ファイルを監査する過程で、CPPが元取締役会メンバー1名および当時の現取締役会メンバー1名を含む当行の現/元職員に捜査の範囲をさらに広げていたことを知った。2022年10月、CPPはフランクフルトおよびエシュボルンにあるドイツ銀行の事業所で捜査を行った。捜査令状に基づき、CPPは捜査範囲を拡大し、さらにドイツ銀行の現/元従業員および元取締役会メンバー1名を捜査対象に加えた。捜査はまだ初期段階にあり、捜査範囲はさらに拡大される可能性がある。手続が今後どのように進展するかを予想することは困難である。ドイツ銀行は、これらの手続における潜在的な二次的当事者（Nebenbeteiligte）であり、手続は、利得の返還および罰金に帰結する可能性がある。

2021年5月、ドイツ銀行は、サル・オッペンハイム jr. & Cie. AG & Co. KGaA（Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA）（サル・オッペンハイム）の法律上の承継会社としてのドイチェ・オッペンハイム・ファミリー・オフィスAG（Deutsche Oppenheim Family Office AG）（DOAG）が受けた情報の請求から、CPPが2021年に、CUM-EX取引に関して、サル・オッペンハイムの元従業員（氏名不詳）について犯罪捜査手続を開始したことを知った。DOAGは、請求された情報を、2021年9月13日および10月15日に提供した。当該手続は、疑いが持たれている個人に対する正式起訴および刑事訴追につながるリスクがある。また、ドイツ銀行および/またはDOAGは、二次的当事者または刑事罰としての財産没収の対象者（Einziehungsbeteiligte）として、刑事裁判手続に加えられ得る可能性がある。

CUM-EX問題へのメディアの注目が高まる場合および当行に対して将来不利な刑事判決が下されるような場合には、レピュテーション・リスクを生じさせる可能性がある。罰金の賦課および利得の返還または刑事罰としての財産没収は、当行グループの財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行はさらに、ドイツ税務当局および第三者による、潜在的な税法上および民事上の返還請求および損害賠償請求の主張に晒されている。

ドイツ銀行は、特に過去の2名のカストディ顧客を代理して、彼らによるCUM-EX取引に関連して、電子的還付手続（elektronisches Datenträgerverfahren）を通じた源泉徴収税還付請求において、参加者として行為し、提出を行った。2018年2月、ドイツ銀行はドイツ連邦中央税務庁（Bundeszentralamt für Steuern - 「FT0」）より、過去のカストディ顧客1名に対して支払われた税金還付金約49百万ユーロについての支払請求を受領した。ドイツ銀行は、同額を求める正式な通知を受けると予想している。2019年12月20日には、ドイツ銀行がもう1名の過去のカストディ顧客を代理して提出した税金還付請求に関連して、ドイツ銀行はFT0から2.1百万ユーロを2020年1月20日までに支払うよう求める債務通知を受領した。

2020年に、ドイツ銀行は、請求された支払いを行った上で、当該債務通知に対して異議を申し立てた。2021年7月28日、ドイツ銀行は、2019年12月付の修正された税査定通知は、ドイツ銀行の顧客が既に2016年に清算していたことから送達不能であり、したがって有効な行政行為ではなかった、とするFT0からの公式文書を受領した。同日、FT0はドイツ銀行に対し、誤った納税証明書を発行したとして別の債務通知を発行した。2022年5月30日、債務通知に対するドイツ銀行の異議申立は棄却された。2022年7月1日、ドイツ銀行はかかる棄却に対してケルン財政裁判所（Finanzgericht Köln）に請求を申し立てた。

民事上の請求については、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー／エヌ・ヴィー（The Bank of New York Mellon SA/NV）（BNY）（2010年にドイツ銀行が買収し、その後同年BNYに売却した、カストディアン銀行およびファンド管理会社として行為する二つの会社の親会社）がドイツ銀行に対し、当該2社が被ったCUM-EX取引に関する潜在的な租税債務について、契約上の補償条項に基づいて補償請求を行う意向を伝えた。BNYは、潜在的な租税債務の額は最大120百万ユーロ（年率6%の利息を除く。）になると推定している。2020年11月および12月に、ドイツ銀行は、BNYの一部の事業体が、2009年および2010年の特定の投資ファンドによるCUM-EX関連取引に関する見積金額について税務当局から通知を受領した旨、BNYの法律顧問から報告を受けた。BNYは、かかる通知に対して異議を申し立てた。投資ファンドの1社に関して税務当局から60.6百万ユーロの支払命令を受け、ドイツ銀行と協議した結果、BNYは2022年9月に税務当局に13.6百万ユーロを支払った。当該ファンドに関連する残りの47百万ユーロは、ウォーバーグ・インベスト・カピタルアンラーゲゲゼルシャフトmbH（Warburg Invest Kapitalanlagegesellschaft mbH）（当該投資ファンドの管理会社）によって支払われた。さらに、別の投資ファンド1社に関して税務当局から11.8百万ユーロの支払命令を受け、ドイツ銀行と協議した結果、BNYは2023年1月から2月にかけて7.9百万ユーロを税務当局に支払った。残りの3.9百万ユーロは、ハンザインベスト・ハンザインベストメントGmbH（Hansainvest Hanseatische Investment-GmbH）（当該投資ファンドの管理会社）によって支払われた。さらに、BNYは、フランクフルト税務署から、別の投資ファンド1社に関して、支払期限を2023年2月13日とする11.6百万ユーロの遅延利息（Hinterziehungszinsen）に関する通知および支払請求を受けた。BNYは、ドイツ銀行と協議した結果、かかる支払請求について執行停止（Aussetzung der Vollziehung）を申請した。BNYがドイツ銀行と協議の上、2021年にフランクフルト税務署に支払った当該ファンドに関する潜在的な責任限度額は18.3百万ユーロであった。

2019年2月6日、ドイツ銀行は、M.M.ウォーバーグ・アンド・カンパニー・グループGmbH（M.M.Warburg & CO Gruppe GmbH）およびM.M.ウォーバーグ・アンド・カンパニー（AG & Co.）KGaA（M.M.Warburg & CO（AG & Co.）KGaA）（以下「ウォーバーグ」と総称する。）ならびにドイツ銀行のカストディ顧客との間の2007年から2011年の期間におけるCUM-EX取引に関連するウォーバーグからの請求について、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所（Landgericht）から訴状の送達を受けた。ウォーバーグは、2007年から2011年の期間に行われた取引に関するドイツの租税に関する補償をドイツ銀行に請求した。さらに、ウォーバーグは、これらの取引に関する請求金額を特定しない形での損害賠償を請求した。ウォーバーグは、2007年から2011年の期間に受領した税査定通知に基づき、合計250百万ユーロ（そのうち166百万ユーロは租税、84百万ユーロは利息に関する）を請求した。2020年3月20日、ウォーバーグは、ドイツ銀行に対する請求の範囲を広げ、当該取引に関する2020年3月18日のCUM-EX刑事裁判においてボン地方裁判所が発した176百万ユーロ（そのうち166百万ユーロは租税、10百万ユーロは利息に関する）の刑事罰としての財産没収命令に関してウォーバーグを補償するよう求めた。2021年7月28日、ドイツ連邦裁判所（BGH）は刑事罰としての財産没収を確認した。2020年9月23日、フランクフルト地方裁判所は、納税義務者（Steuerschuldner）であるウォーバーグが第一義的に責任を負うものであり、ウォーバーグはドイツ銀行に対する支払請求を行うことはできないという理由から、ウォーバーグのドイツ銀行に対する請求をすべて棄却した。同地方裁判所は、さらに、いずれの請求も時効であると判断した。2020年10月29日、ウォーバーグはこの決定に対し、これを不服としてフランクフルト・アム・マイン高等裁判所（Oberlandesgericht）に上訴した。2021年12月1日、ウォーバーグは請求を第1審のものより減額した。ウォーバーグは、今度は86百万ユーロ（そのうち63百万ユーロは租税、23百万ユーロは利息に関する）を請求している。また、ウォーバーグは刑事罰としての財産没収に関して54百万ユーロを請求している。2022年3月2日の判決において、フランクフルト・アム・マイン高等裁判所はウォーバーグの上訴をすべて棄却した。同高等裁判所は、その判断についてドイツ連邦裁判所（BGH）への上告を認めなかった。ウォーバーグはこの決定に対し、上告不許抗告（Nichtzulassungsbeschwerde）を申し立てた。

2021年1月25日、ドイツ銀行は、2009年および2010年における二つの投資ファンドの取引それぞれに関するウォーバーグ・インベスト・カピタルアンラーゲゲゼルシャフトmbH（ウォーバーグ・インベスト）からの請求について、ハンブルク地方裁判所（Landgericht）から訴状の送達を受けた。ウォーバーグ・インベストは、両ファンドのファンド管理会社であった。ウォーバーグ・インベストは、ドイツ銀行およびその他複数の当事者を連帯債務者（Gesamtschuldner）として、当該二つのファンドが行ったCUM-EX取引に関するドイツの租税に関する補償を請求している。さらに、ウォーバーグ・インベストは、これらの取引に関する請求金額を特定しない形での損害賠償を請求している。2020年11月、ウォーバーグ・インベスト



は、当該ファンドのうち一つについて、61百万ユーロの租税債務通知を税務当局から受領した。ドイツ銀行は、公開情報に基づき、他方のファンドの租税額を約49百万ユーロと見積もっている。ウォーバーグ・インベストは、特に、公序良俗（ドイツ民法第826条）に反して故意に損害を与えたとの主張およびドイツ銀行が公序良俗に反するビジネスモデル（sittenwidriges Geschäftsmodell）に参加した疑いに基づき、ドイツ銀行を含む複数の当事者に対し請求を申し立てた。2021年7月5日、ドイツ銀行は、同地方裁判所に抗弁の陳述書を提出した。2021年12月31日、当該手続の他の被告2名は、ドイツ銀行を含む複数の当事者に対し、争う旨の通知（Streitverkündung）を送達した。2022年9月30日、ウォーバーグ・インベストはドイツ銀行に関するものに限り訴訟（Rücknahme der Klage）を取り下げた。

CUM-EX問題に起因するリスクは定量化が難しく、これらのリスクが顕在化する可能性を予測するのは困難である。既に主張されている民事上の請求または将来第三者により主張される可能性のある請求について、ドイツ銀行が最終的に責任を負うことになった場合、当行の財務状態または業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、その過去の仲介者およびコンサルタントの雇用ならびに貴金属取引でのスプーフィング（見せ玉）に関して、DOJと訴追延期合意（DPA）を締結した。当行がDPAに違反した場合、DPAの期間が延長されるか、または当行が刑事訴追もしくはその他の措置の対象となる可能性があり、いずれの場合においても、その結果として追加の罰金、制裁金、和解金、支払いまたは当行グループに対するその他重大な悪影響が生じる可能性がある。

2021年1月8日、ドイツ銀行は、その過去の仲介者およびコンサルタントの雇用に関してDOJと訴追延期合意（DPA）を締結し、当行グループのDPA上の義務の一環として、当該行為に関して約80百万米ドルを支払うことに同意した。また、DOJとのDPAには、貴金属取引でのスプーフィングに関する合意解決も含まれていた。当行の貴金属取引でのスプーフィングに関するDPA上の義務の一環として、当行は、約8百万米ドル（そのうち約6百万米ドルは、2018年のCFTCとの合意解決によるものである。）を支払うことに同意した。また同日、当行は、当行グループの仲介者およびコンサルタントの関与に関して、当行の米国海外腐敗行為防止法の遵守状況に関する行為に対する調査を決着させるため、SECとの間で和解に達した。ドイツ銀行は、このSECとの和解において約43百万米ドルを支払うことに同意した。当行がDPAに違反した場合、DPAの期間が延長されるか、もしくは当行が刑事訴追またはその他の措置を受ける可能性があり、いずれの場合においても、その結果として追加の罰金、制裁金、和解金、支払いまたは当行に対するその他重大な悪影響が生じる可能性がある。2022年2月28日、DOJによる調査の結果として当行はその子会社であるDWSにおいてESG関連の情報に関する一定の主張について適時に報告を行わず2021年のDPAに違反したとされたことを受けて、当行は、関連する内部管理の実施について監視人が証明できるよう、2023年2月まで現行の監視人設置を延長し、従前の訴追延期合意の諸条件を遵守することについてDOJと合意した。DOJは、必要と考える場合、2021年のDPAについてさらなる措置を講じることにつき、すべての権利を留保している。

当行グループは、当行グループが業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法は一層複雑化し、発展している。慣例的な税務調査、税務訴訟ならびにその他の形式の税務手続および税務争訟の解決によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行グループの事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法は一層複雑化している。現在の政治および規制環境において、税務当局および裁判所の税法および規制の解釈ならびにその適用は常に進展しており、税務当局による検査は一層厳しくなっている。経済協力開発機構（OECD）の税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting）施策により生じた国際課税原則の広範囲かつ継続的な変更は、当行およびその子会社に対して多大な不確実性を生み出しており、また、各加盟国が当該要件の国内法化にあたり、異なるアプローチを採用しうるため、あるいは一方的措置を講じることを選択しうるため、今後、税務争訟または二重課税の事例が増加する可能性がある。その例としては、2020年に全面施行された、特定の租税に関する取決めの開示を義務付けるEU指令、または2024年課税年度から施行される可能性のある、OECDの国際的な最低法人税率（第二の柱）を実施する旨の最近のEU指令がある。税務当局は、一定のクロスボーダー貸付またはデリバティブ取引に関連する配当に係る源泉徴収税の減額の適用を受ける納税者の適格性に注目しており、2021年中にドイツ連邦財務省がこの分野における追加の行政指針を発行している。また、税源浸食・租税回避防止税（Base Erosion Anti-Abuse Tax）の規定を含む2017年末の米国税制改正がなされて以降、多くの指針が出されているものの、依然として不確実性が残り、今後数年にわたり、さらなる解釈指針が必要となる可能性がある。2022年8月、米国において、2023年課税年度から適用される新たな法人代替ミニマム税または「CAMT」を含む、2022年インフレ抑制法が制定された。これらの規定は解釈の対象となるため不確実性が残り、さらなる解釈指針が示される可能性がある。その結果、慣例的な税務調査、税務訴訟およびその他の形式の税務手続または税務争訟の解決ならびに急速に変化し一層複雑化かつ不確実化する税法および税原則によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行グループの事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。



米国議会委員会およびその他の米国政府機関は、特に当行ならびに米国の行政機関の特定の元メンバー（トランプ前大統領、その家族およびその他の側近を含む。）との間の潜在的な取引について、当行グループに情報を求めており、また今後求める可能性があり、メディアの大きな注目により、当行は特にそのレピュテーションおよび潜在的な事業上の損失のリスクに晒されている。

多くのメディア機関は、米国議会委員会および米国政府機関が、特に当行ならびに米国政府の行政機関の特定の元メンバー（トランプ前大統領、その家族およびその他の側近を含む。）との間の潜在的な取引について、当行に情報を求めており、または今後求める可能性があると報道している。こうした実際のまたは潜在的な請求および照会ならびに当行グループの回答に注目が集まることにより、当行に重大な悪影響を及ぼしうるレピュテーションおよびその他のリスクが生じる可能性がある。ドイツ銀行は、権限ある政府のすべての照会に協力する方針である。

当行グループは、特定の過去のコルレス銀行取引関係（ダンスケ銀行を含む。）について、規制当局および法執行当局から情報提供の要請を受けており、メディアの大きな注目により、当行は、特にそのレピュテーションおよび潜在的な事業上の損失のリスクに晒されている。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行グループの業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、特定の過去のコルレス銀行取引関係（ダンスケ銀行を含む。）について、規制当局および法執行当局から情報提供の要請を受けている。ドイツ銀行は、調査当局に情報を提供し、またその他の方法により調査当局に協力している。当行はまた、2015年にダンスケ銀行エストニア支店との間のコルレス銀行取引関係を停止する前に同支店の顧客のために行った当行による過去のコルレス銀行取引の処理（それには法律、規制または当行方針の違反の有無、および関連する内部管理体制の有効性が含まれる。）に重点をおいた内部調査を完了した。

これらの件にメディアおよび市場の注目が集まることにより、当行の調査ならびに規制当局および法執行当局の調査で不正行為の証拠が出なかった場合でも、特にレピュテーション・リスクが生じる可能性がある。その結果、特に当行の取引高が減少するおそれがあり、これが当行グループの財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、その金融犯罪対策（米国におけるものを含む。）について、規制当局および法執行当局から情報提供の要請を受けている。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行グループの業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、その金融犯罪対策について、過去数年間にわたり、米国におけるものを含め、全般的におよび特定の顧客、取引相手方または事象に関して、規制当局および法執行当局から情報提供の要請を受けている。これらの照会の範囲には、顧客の新規登録およびKYCプロセス、取引監視のシステムおよび手続、疑わしい取引の報告を行うか否かの意思決定プロセス、エスカレーション手続ならびにその他の関連するプロセスおよび手続が含まれる。当行はこの捜査に協力している。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行グループの業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当行は、制裁および通商禁止措置ならびにAMLコンプライアンスに関する過去の命令および和解の遵守ならびにリスク管理上の問題に関する是正合意および義務に関する事項の解決に向けて、規制当局との協議を継続的に行っている。

ドイツ銀行は、特定のFXデリバティブ商品の過去の販売に関する社内調査に関連して、特定の規制当局から情報提供の要請を受けている。ドイツ銀行は、その規制当局に情報を提供し、また、その他の方法によりその規制当局に協力している。これとは別に、2021年9月30日、ドイツ銀行はパラディウム・ホテルズ・グループ（Palladium Hotels Group）内の4社からイングランド高等裁判所およびウェールズ高等裁判所に提訴された請求の送達を受けた。

パラディウム・ホテルズ・グループ（PHG）各社は、2014年から2019年にかけてドイツ銀行と締結したFXデリバティブ取引に関して500百万ユーロと推定される損失を被ったとして返還または損害賠償を請求している。彼らは、ドイツ銀行が取引に関して、過失による虚偽表示、虚偽の説明、および/またはPHGに対する注意義務に違反したと主張している。また、4社のPHG請求者のうちの1社は、一部の取引に参入する法的能力を欠いていたとも主張されている。2021年12月17日、ドイツ銀行は、PHGがデリバティブの使用経験が豊富な洗練された投資家であること、ドイツ銀行がPHGのアドバイザーまたは受託者として行為していないこと、取引はPHG自身の取引戦略および商業目的を反映したものでPHGの完全な承認を得て実行されたこと、虚偽表示はなかったこと、当該PHG請求者がこれらの取引に参入する能力を有していたこと、PHGが関連する潜在的な利益およびリスクの両方を十分に理解していたことを理由に、請求に異議を唱える答弁書を提出した。2022年4月1日、PHGは

ドイツ銀行の答弁書に対する回答書を提出した。2022年11月14日、事件運営会合の手続審理が行われ、裁判所は、2025年初頭に開始される見込みの裁判への手続の日程を設定する命令を下した。

万が一、当行がPHGに対して責任を負うことが判明した場合、その損害額は大きく、当行の業績に影響を与える可能性がある。

刑事上の手続における当行もしくはその関連会社の有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行グループの一部事業に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。

ドイツ銀行およびその関連会社は、これまで刑事上および規制上の執行手続の対象となったことがあり、現在もその対象となっている。特に、ロンドン銀行間取引金利に関する不正行為についてのDOJによる調査の合意解決の一環として、当行の子会社であるDBグループ・サービス(UK)リミテッド(DB Group Services (UK) Limited)は、2015年にDOJと司法取引を行い、同社はこれに基づき、電子通信詐欺の一つの訴因について有罪を認め、その後、同社に対して有罪判決が下された。また、KOSPI指数の急落問題に関連して、当行の子会社であるドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニー(Deutsche Securities Korea Co.)は、その1名の従業員による直物/先物に関連した市場操作に係る使用者としての刑事責任につき有罪判決を受けた。この刑事裁判の判決は上訴審で覆ったが、韓国の検察当局はこの決定に対し、これを不服として上訴している。当行グループおよびその子会社はまた、その他の刑事上もしくは規制上の執行手続または調査の対象となっている。

当行もしくはその関連会社の有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行グループが特定の事業活動を行うための資格の喪失につながる可能性がある。特に、かかる有罪答弁または有罪判決は、一定の資産運用戦略に関連する年金制度に対して資産運用サービスを提供するために必要な適用除外である1974年米国従業員退職所得保証法(ERISA)に基づく「適格専門資産運用業者」(QPAM)禁止取引適用除外の規定に基づく、当行グループの資産運用関連会社のQPAMとしての資格を喪失させる可能性がある。当行の資産運用関連会社がERISA制度のための取引に使用することができる、法律上の適用除外およびその他の行政上の適用除外は複数存在し、また、多くの場合はQPAM適用除外に依拠する代わりにこれらを使用することができるが、QPAMとしての資格の喪失は、当該資格に依拠する顧客(顧客との取引に当該資格が法律上必要とされることによるか、または当行が当該資格の維持を顧客との間で契約上合意していることによるかを問わない。)に、当行との取引を中止させるかまたは差し控えさせる可能性があり、より一般的には当行のレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、顧客が、かかる資格の喪失を、当行の資産運用関連会社が何らかの理由でERISAの管轄当局である米国労働省(DOL)の資産運用業者全般としての承認を失った証であると誤解し、これを理由に当行グループとの取引を中止するかまたは差し控える可能性もある。このことは、当行の業績、特に米国におけるアセット・マネジメント事業の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。2017年12月29日、DOLは、DBグループ・サービス(UK)リミテッドの有罪判決およびドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニーの有罪判決(後者の有罪判決はその後覆ったため、現在は上訴審で争っている。)にもかかわらず、当行の複数の関連会社がQPAMとしての資格を維持することを認める個別の3年間の適用除外を公表した。かかる適用除外はその後、DOLによりさらに3年間延長され、2024年4月17日まで有効とされるが、ドイツ銀行またはその関連会社が他の事案で有罪判決を受けた場合等にはこれより早期に終了する可能性がある。これらの有罪判決により発生する資格喪失期間は2027年4月17日までであるため、当行は、その時点でのQPAMとしての資格喪失を回避するためには、2024年4月18日までにさらなる適用除外を受けておく必要がある。

#### その他のリスク

当行の伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務に加え、当行グループは、非伝統的な与信業務にも従事しており、第三者の証券の保有を伴う取引または複雑なデリバティブ取引への従事といった取引にまで与信が拡大されている。これらの非伝統的な与信業務は、当行の信用リスクへのエクスポージャーを著しく増大させる。

銀行および金融サービス提供会社として、当行グループは、金銭、証券その他の資産につき、当行に対して義務を負う第三者がその義務を履行しないおそれがあるというリスクを負っている。伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務以外の当行の業務の多くも、当行グループを信用リスクに晒している。

特に、インベストメント・バンクを通じて当行が遂行する業務の大半は、多くの場合、他の取引に付随して与信取引を伴う。非伝統的な信用リスクの発生源は、例えば、第三者の証券の保有、相手方が当行に対して支払義務を負うスワップ契約

またはその他のデリバティブ契約の締結、実行された証券、先物、通貨または商品の取引が、相手方の未交付または決済代理人、取引所、決済機関もしくはその他の仲介金融機関のシステム障害により期限に決済できないこと、およびその他の取決めを通じた与信の拡大等から発生する可能性がある。トレーディングの相手方等これらの取引の当事者は、倒産、政治経済上の事由、流動性の欠如、事業の失敗その他の理由により、ドイツ銀行に対する義務の不履行に陥る可能性がある。

当行グループのデリバティブ取引の多くは、個別に交渉され、標準化されておらず、これによりポジションの撤退、譲渡または決済が困難になりうる。一定の信用デリバティブは、当行が支払いを受領するためには、相手方に対して裏付証券、ローンまたはその他の債務を交付することが求められる。多くの場合、当行は、裏付証券、ローンまたはその他の債務を保有しておらず、また今後もこれを取得することができない可能性がある。その結果、当行は、本来なら当行グループに支払われるべき支払いを受けられず、または決済が遅延し、これにより当行のレピュテーションおよび将来の業務の可能性が失われ、また、当行グループに課せられる費用も増大する可能性がある。欧州連合の法律（EMIR）および米国の法律（ドッド・フランク法）は、一定のOTCデリバティブについて標準化、マーギニング（証拠金の評価）、集中決済および取引報告の要件を導入した。かかる要件は、当該デリバティブにより相手方および金融システムが被るリスクを削減することを目的とするが、当行が従事する取引の取引高および収益性を減少させる可能性があり、また、当行はかかる規定を遵守することにより多額の費用を負担する可能性がある。

世界規模の金融危機において直面した極めて厳しい市場環境は、レバレッジド・ファイナンス市場およびストラクチャード・クレジット市場を含め、当行グループが非伝統的な信用リスクを伴う業務を行っている一部の分野に著しい悪影響を及ぼしており、今後も類似した市場環境が生じた場合には、同様の状況が発生する可能性がある。

当行の資産および負債の多くの部分は、公正価値で計上された金融商品から構成されており、公正価値の変動は損益計算書において計上されている。かかる変動により、当行は過去にも損失を被っており、また今後もさらに損失を被る可能性がある。

貸借対照表に記載された資産および負債の多くの部分は、当行が公正価値で計上した金融商品から構成されており、公正価値の変動は損益計算書において計上されている。公正価値とは、強制的売却または清算時売却以外の場合で、取引を希望する知識を有する当事者間の独立当事者間取引において資産または負債が交換されうる現在の価値をいう。公正価値で計上された資産の価値が低下した場合（または公正価値で計上された負債の価値が上昇した場合）、これに対応する公正価値の不利な変動が損益計算書に計上される。かかる変動は相当な金額にのぼり、また将来においても相当な金額となる可能性がある。

一定のクラスの金融商品について、観察可能な価格またはインプットは利用できない。かかる場合、公正価値は特定の商品につき適切であると当行グループが考える評価手法を用いて算定される。公正価値を算定する評価手法の適用には、推定および経営陣の判断が伴い、その程度は市場における商品の複雑性および流動性の度合いにより異なる。経営陣の判断は、適切なパラメーター、仮定条件およびモデル手法の選択および適用に必要となる。市場環境の悪化その他の原因により仮定条件のいずれかが変動した場合、その後の評価により当行の金融商品の公正価値が著しく変動し、当行は損失を計上することを余儀なくされる可能性がある。

ドイツ銀行のエクスポージャーおよびこれに関連する公正価値の変動は、対象資産に関わるヘッジ取引により計上しうる公正価値の上昇を差し引いて計上される。しかしながら、当行はかかる公正価値の上昇を今後実現することができない可能性があり、また、ヘッジ取引の公正価値は、例えばヘッジ取引の相手方の信用状態の低下等、様々な理由により、今後変動する可能性がある。かかる取引価値の低下は、ヘッジ対象資産または負債の公正価値とは切り離されているともいえ、将来損失をもたらす可能性がある。

会計規則に基づき、当行は、そのアセット・マネジメント部門におけるのれんおよびその他の無形資産の価値について、少なくとも年に一度、減損テストを行わなければならない。テストにより減損が存在すると判断された場合、当行は、資産について評価減を行う必要がある。のれんおよびその他の無形資産の減損は、当行グループの収益性および業績に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

のれんは、子会社および関連会社の取得において発生し、被取得企業の取得原価および非支配持分の合計が、取得日に取得した識別可能な純資産の公正価値を超過する額を表章する。当行は、2022年12月31日現在で29億ユーロおよび2021年12月31日現在で28億ユーロののれんをそれぞれ計上した。子会社の取得によるのれんは、資産計上され、毎年または減損発生の兆候がある場合にはより高い頻度で、減損レビューが行われる。無形資産は、分離可能であるか、または契約上もしくはそ

他の法律上の権利から発生しており、かつ、その公正価値が確実に測定できる場合には、のれんとは別に計上される。これらの資産については、少なくとも年1回減損テストが行われ、またその耐用年数の見直しが実施される。当行グループは、2022年に未償却無形資産に対し、68百万ユーロの減損を計上した。かかる無形資産は、アセット・マネジメントにおけるリテール投資運用契約に関連するものであり、2022年第4四半期の純資金流出および割引率の上昇が減損の要因となった。非金融資産の減損評価における回収可能額の決定には、公開市場価格、類似事業の価格、現在価値もしくはその他の評価手法、またはこれらの組み合わせに基づく見積りが必要であり、経営陣は主観的な判断および仮定条件の設定を求められる。これらの見積りおよび仮定条件の設定を用いる結果、基礎となる状況が変化した場合には、報告された金額との間に大きな差異が発生する可能性がある。

のれんおよびその他の無形資産の減損は、当行グループの収益性および業績に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

会計規則に基づき、ドイツ銀行は、各報告期間末に繰延税金資産の見直しを行わなければならない。当行の繰延税金資産の全部または一部を利用できるだけの十分な課税所得が発生する見込みがなくなった場合、当行は、帳簿価額を減額する必要がある。これらの減額は、当行グループの収益性、資本および財務状態に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

当行は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除により生じる、将来の税効果に対する繰延税金資産を認識している。繰延税金資産は、かかる繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異が利用できるだけの十分な課税所得が発生する見込みが高い場合に限り認識される。当行は、2022年12月31日現在で72億ユーロおよび2021年12月31日現在で62億ユーロの繰延税金資産をそれぞれ認識した。

繰延税金資産の金額の決定において、当行は、過去の税負担能力および収益性に関する情報ならびに（適切な場合は）承認された事業計画に基づく予想業績（認められた繰越期間の見直し、利用可能なタックスプランニングの機会およびその他の関連する考慮事項を含む。）を使用する。過去の税負担能力の分析には、報告日時点において最近損失を出した事実が存在したかの判断が含まれ、通常は、当該会計年度の税引前損益を、その前2会計年度の税引前損益との間の永久差異で調整したものにに基づき分析される。各四半期に、当行は、繰延税金資産に関するその見積りを再評価しているが、年度により変動する可能性があり、経営陣の重要な判断を必要とする。例えば、税法の変更または将来の予想業績の変動により、繰延税金資産の調整が発生し、かかる決定が行われた期間の法人所得税費用に計上されるかまたは資本に直接計上される可能性がある。

これらの調整は、当行グループの収益性または資本に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、その年金債務の測定に重大な影響を及ぼす可能性のある年金リスク（当行グループの収益に重大な影響を及ぼしうる金利リスク、インフレリスク、長寿リスクおよび流動性リスクを含む。）に晒されている。

ドイツ銀行は、その従業員のために、確定給付制度を含む多数の退職後給付制度を有している。当行の各種制度は、当該制度の性質および内容に基づいて会計処理される。一般に、確定給付制度については、参加者に発生する給付額は、各従業員の報酬および勤続年数に基づく。当行グループは、その確定給付制度の債務の大半を賄うために外部に様々な年金信託を保持している。当行グループの資金積立の原則は、確定給付債務の資金積立を、現地の法定要件を満たすことを条件として、制度資産によって債務の90%から100%の間で維持することにある。当行はまた、一定の制度については、資金積立手法は（例えば現地の規制または実務に変更が生じた場合等に）一定期間ごとに見直すものの、積立不足のままとすべきと判断した。当行の積立不足の制度に係る債務は、貸借対照表上に計上される。外部資金により積立てられる確定給付制度のほとんどについては、現地の最低資金積立要件がある。当行グループは、その資金積立の原則を基準として、追加拠出金について決定することができる。地域によっては、例えば英国のように、拠出金の水準について年金制度受託者および当行とが共同で合意する。当行はまた、複数の国において退職金制度および退職後給付補償制度のスポンサーを務めるだけでなく、主に米国において多くの現従業員および退職従業員のための複数の退職後医療補償制度のスポンサーを務める。退職後医療補償制度は、通常、適格退職者の医療費について定額控除を行った上で一定割合を支払う。

当行は、ガバナンスおよびリスク管理のためのガイドライン（資金積立、資産配分および数理上の仮定の設定を含む。）を策定し、維持する。ここでのリスク管理とは、市場の動向（例えば金利、クレジット・スプレッド、価格インフレ）、資産投資、規制上または法律上の要件、および人口構成の変化（例えば長寿）の監視に関する当行のリスクの管理および統制をいう。年金制度に積立資金がある限り、保有資産が負債リスクの一部を軽減できるが、投資リスクをもたらす。当行が年

金制度を有する主要な諸国において、退職後給付制度の最大のリスク・エクスポージャーは、採用された投資戦略を通じて部分的に軽減されてはいるものの、クレジット・スプレッド、金利、価格インフレ、長寿リスクおよび流動性リスクの潜在的な変化に関するものである。当行は全般に、市場動向によって年金が当行の財務ポジションに及ぼす影響を、退職後給付の資金調達に伴うトレード・オフ、自己資本規制および現地の資金積立要件または会計上の要件による制約の間のバランスを取りつつ最小化するよう努めている。

すべての年金制度は、予測単位積増方式を用いて、割引率、インフレ率、将来の報酬の増加率、支払中の年金および長寿予想等のデータを加味して、独立した有資格の保険数理士によって毎年評価される。主要各国における当行グループの最も重要な年金制度に関して、各測定日に使用される割引率は、質の高い社債のイールドカーブ（定評ある第三者の指数データ提供者および格付機関から提供された債券母集団を用いて導出される。）に基づき設定され、かかる割引率には各制度の将来予定される給付支払の時期、金額および通貨が反映される。

年金制度の資金積立における当行の投資目的およびこれに関する当行の義務は、確定給付年金制度が当行の主要な財務指標に及ぼす悪影響から当行を守ることにある。当行グループは、制度資産を、年金負債に関する金利、クレジット・スプレッドおよびインフレといった市場リスク要因へのエクスポージャーに密接に関連付けて配分することにより、制度資産が年金債務に含まれるリスク・プロファイルおよび通貨を広範に反映することを目指す。

当行グループの年金負債の動向を握る各種要因が当行に不利な態様で動いた場合、主要な変数に関する当行の仮定が誤っていたことが証明された場合、または、当行の年金負債のための資金積立がそれらの負債をヘッジするのに十分でない場合には、当行はその年金制度に関して、追加の拠出を行うことが求められたり、数理上または会計上の損失に晒される可能性がある。当行グループの従業員給付制度についての詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 注記33 従業員給付」の項に記載されている。

当行グループのリスク管理の方針、手続および方法により、当行グループは認識していなかったリスクまたは予想していなかったリスクに晒され、重大な損失を被る可能性がある。

ドイツ銀行は、リスク管理の方針、手続および評価方法の策定に多大な資源を投入しており、今後も引き続き投入していく考えである。それにもかかわらず、リスク管理の手法および戦略は、あらゆる経済市場環境において、または、あらゆる種類のリスク（当行が認識または予想することができないリスクを含む。）について、当行のリスク・エクスポージャーの軽減にとって十分に有効とはなっておらず、また今後も十分に有効とはならない可能性がある。リスクを管理する当行の数量化ツールおよび測定基準の一部は、当行が利用する過去における市場の動きについての観測に基づいている。当行グループは、当行のリスク・エクスポージャーを数量化するため、かかる観測に統計ツールおよびその他のツールを利用している。2008年金融危機において、金融市場は前例のない水準のボラティリティ（価格動向の急激な変化）ならびに従来観測された資産クラス間の相関関係（価格が連動する範囲）の破綻および流動性の著しい悪化に直面した。このボラティリティの高い市場環境において、当行グループのリスク管理ツールおよび測定基準は、当行が被ったいくつかの損失の予測に失敗しており、将来においても重大なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、ドイツ銀行の数量モデルは、すべてのリスクを考慮するものではなく、環境全般に関して、場合によっては発生しないものも含め、数多くの仮定を置いている。その結果、リスク・エクスポージャーは、当行が予想しなかったまたはそのモデルにおいて正確に評価されなかった要因から発生し、また今後も発生する可能性がある。このことは、特にその結果生じる事態の多くを現在予測することができない地政学的な展開に鑑みて、リスクを管理する当行グループの能力の制約となっており、また今後も制約となる可能性がある。これにより、当行の損失は、過去の測定が示すものより著しく大きくなっており、また今後も大きくなる可能性がある。

さらに、定量的手法において勘案されないリスクを管理するためのより定性的な当行の手法も、十分なものとはいえない可能性があり、そのために当行が予想外の重大な損失を被る可能性がある。また、既存のまたは潜在的な顧客または取引相手方が当行のリスク管理が不十分であると考えた場合、当該顧客または取引相手方は、当行以外の者と取引を行うか、または、当行との取引を制限する可能性がある。このことにより、当行グループのレピュテーションならびに収益および利益が損なわれる可能性がある。当行グループが、リスクの特定、監視および管理に用いている方針、手続および手段についての詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - リスク・レポート」の項に記載されている。

当行のプロセスの履行上の誤り、当行の従業員の行為、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止もしくは事業継続の喪失または当行グループと取引を行う者に関する同様の問題から発生しうるオペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。

ドイツ銀行は、取引の実施、確認もしくは決済の誤り（意図的であるか否かを問わない。）から発生するオペレーショナル・リスク、または適切に記録、評価もしくは計上されなかった取引から発生するオペレーショナル・リスクを負っている。その一例として、相手方との取引の確認が常に適時に得られるわけではないデリバティブ契約に関するリスクが挙げられる。取引が確認されない限り、当行は、高度の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを負い、不履行が生じた場合は、契約の執行がより難しくなる可能性がある。

また、ドイツ銀行の業務は、多数かつ多様な市場において各種の通貨で大量の取引を日々手動でまたは当行のシステムを通じて処理する当行の能力に大きく依拠している。一部の取引は一層複雑化している。さらに、経営陣は、一部手動処理を伴う、その金融データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに大きく依存している。かかる処理またはシステムのいずれかが適切に稼動しなかった場合、故障した場合、あるいはそこに意図的なもしくは不注意による人為的な過誤や失敗が発生した場合、当行は、財務上の損失を被り、業務が中断され、顧客に対し責任を負い、規制当局の介入を受け、またはレピュテーションを損なう可能性がある。

当行はまた、当行の従業員が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準に従って当行の業務を遂行することに依拠している。当行の従業員がかかる方法で当行の業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被る可能性がある。また、従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、当行グループはまた、レピュテーションの毀損に晒される可能性がある。当行は、これらのリスクを、コンダクト・リスクに分類している。コンダクト・リスクとは、特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用ある規制、法律および内部指針の不遵守等、顧客、取引先または市場の公正性に悪影響を及ぼすおそれのある従業員および代理人（第三者を含む。）による行為に関連するリスクを意味する。米国規制当局は、特にコンダクト・リスクにより一層注目しており、かかる注目の高まりは、調査およびその他の照会ならびに是正要求、規制上およびその他の執行手続の増加、民事訴訟、ならびにコンプライアンス上およびその他のリスクおよび費用の増加をもたらす可能性がある。

当行グループは、特に、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調または停止ならびにITシステムおよびIT基盤の侵害（サイバー攻撃を含む。）による損失リスクに晒されている。かかる損失は、例えば、システムの停止、システムおよびITアプリケーションにおけるサービスの劣化または当行のITシステムのアクセス不能に起因する処理実行の過誤もしくは遅延から生じる可能性があり、業務プロセスを遂行する当行の能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。取引処理に遅延が生じている間に市場環境が悪化したような場合には、営業関連損失を生じさせる可能性がある。IT関連の不備はまた、機密情報の取扱ミス、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、システム修繕に係る追加費用、レピュテーションの毀損、顧客不満足または潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャー（GDPR等の個人情報保護法に基づくエクスポージャーを含む。）を引き起こすおそれがある。

世界のあらゆる産業にわたって、その事業を主たる事業所の場所からではなく自宅から行う動きが続いていることは、歴史的な傾向と比較して、ビジネス慣行の進化を加速させている。当行の技術インフラに対する需要およびサイバー攻撃のリスクは、技術障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの喪失もしくは破損、またはサービスの利用不能につながる可能性があり、行為規範の違反が起こる可能性も高める。

事業継続リスクは、通常の事業活動の中断により損失を被るリスクである。当行は、世界中の多くの地域で業務を行っており、しばしば当行のコントロールの及ばない事態の発生に直面している。当行は不測の事態に対応する計画を策定しているが、各地で業務を行う当行の能力は、例えば当行と取引を行う第三者または当行が業務を行う地域社会または公共インフラに影響を与える事由によるものである場合を含め、当行の業務を支えるインフラの混乱により悪影響を受ける可能性がある。戦争またはその他の軍事行動、生産妨害行為、テロ活動、爆弾による脅威、ストライキ、暴動および当行従業員への暴行等の意図的行為、ハリケーン、大雪、洪水、（COVID-19のパンデミックのような）疾病の世界的流行および地震等の自然災害、または事故、火災、爆発、停電および政治的不安等その他の予測不能な出来事を含むいかなる事象も、かかる混乱の原因となりうる。このような混乱は、当行の事業および財務の状況に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、グローバルな銀行として、報道の対象となることが多い。ドイツ銀行は、メディアとの対話を正式のチームを通じて行っているが、メディアは時に、こうした正式のチャンネル以外の方法でドイツ銀行の従業員に接触を試みることがあり、機密事項を含むドイツ銀行の内部情報が外部報道の対象とされ、当該報道を通じて機密情報が公表される結果とな

る可能性がある。メディアへの漏洩は、特にそれが事実と異なる陳述、流言、憶測または許可されていない意見を含む場合に、ドイツ銀行に多大な影響を及ぼす可能性がある。これにより顧客の信頼または顧客取引の喪失といった財務上の影響を被る可能性があり、また、投資家の信頼を損なうことにより当行の株価または資本性金融商品に影響が出る可能性がある。こうしたリスクに対し当行が自ら防衛する能力は限られている。

ドイツ銀行は、当行の事業および業務を支えるために様々な第三者と取引を行っている。第三者により提供されるサービスには、当行がサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクを伴い、当該第三者により提供されるサービスの責任は、最終的には当行が引き続き負うことになる。また、第三者が、適用ある基準または当行の期待に沿って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失または規制措置もしくは訴訟に晒され、または当行がその取引関係に求めた利益を達成することができない可能性がある。

当行は、その事業および業務を支えるために様々な第三者と取引を行っている。当行グループの事業および業務を支援するために、当該分野における第三者の利用および依存度は年々高まっており、それに伴い、第三者を管理する能力の向上が求められている。その目的は、当行がその中核的業務に焦点を置きつつ、当行の業務上の費用、効率性および効果の点での改善を追求することであり、これには例えば当行のIT近代化の取組みに関連するもの等が挙げられる。当行が第三者と取引を行う事業および業務の性質は変化しており、現在ではクラウドおよびその他の高度な技術プロバイダーの使用を含むサービスのより基礎的な側面も含まれるようになった。このことは、異なるリスクを示すものであり、厳格なリスク評価、適切な契約締結およびそれらのリスクに見合う継続的な監視が必要となる。また、このことにより、当行グループが第三者を日常的に管理する方法だけでなく、また、当該第三者によるサポートを受ける業務サービスの重要性に比例して必要な耐性レベルの評価に関する、規制および規制当局による検査も着実に増加している。

第三者により提供されるサービスには、当行グループ自らがサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクが伴い、最終的には当行グループが引き続き当該第三者により提供されるサービスの責任を負うことになる。当行グループは、かかる第三者が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準ならびに当該第三者が当行グループとの間で合意した契約上の条件およびサービス水準に従ってサービスの提供を行うことに依拠している。当該第三者がこれらの基準に従って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被り、規制措置もしくは訴訟に服し、またレピュテーションの毀損に晒される可能性がある。より一般的には、第三者との関係が当行の期待を満たさない場合、当行グループは、財務リスク（別の第三者へのサービスの移行に関連する経費および費用等）、かかる移行に関連するビジネス・リスクおよびオペレーショナル・リスクに晒される可能性があり、当行が当該第三者との取引関係に求めた利益を達成することができない可能性がある。

ドイツ銀行が第三者のサービス提供者である状況において、ドイツ銀行がその関係から利益を得ることができなくなった場合、サービス契約の解約に伴う収益、コストおよび費用の損失等の財務リスクに晒される可能性がある。

ドイツ銀行のオペレーショナル・システムは、増加するサイバー攻撃およびその他のインターネット犯罪のリスクに晒されており、その結果、顧客または取引先情報に重大な損失が発生し、当行のレピュテーションが損なわれ、また、規制当局による制裁および財務上の損失が生じる可能性がある。

ドイツ銀行は、当行またはその顧客の情報の機密性、完全性および可用性が侵害されるリスクに直面している。このリスクには、ネットワークもしくは情報への不正アクセス、コンピュータ・ウイルスもしくはマルウェアの侵入、もしくはその他の形態のサイバー・セキュリティ攻撃または事故による、当行または当行と取引を行う者のコンピュータ・システムのセキュリティ侵害リスクが含まれる。

金銭的な動機に基づくものおよびその他の高度なサイバー攻撃（ランサムウェアを含む。）は、業界全体で持続的な脅威として観察され、今後さらに頻繁になると予想されている。サプライチェーン攻撃、高リスクのゼロデイ攻撃の頻度の増加、リモートワークまたはクラウドサービスの利用等によってもたらされる脅威の表面化の拡大によって、さらなる脅威がもたらされている。

ドイツ銀行は、プロセスまたはセキュリティ・コントロールの実行におけるエラーを含む、統制環境の失敗およびデータの損失から生じるオペレーショナル・リスクに直面する可能性があり、その結果、業務に支障をきたし、重大な損失につながる可能性がある。同時に、サービスが合意されたとおりに、または、内部基準に沿って提供されない場合、当行は重要な損失または評判を損なうリスクにも直面する可能性がある。サイバー攻撃は、第三者への影響を含め、直接的・間接的に当行グループに影響を与える可能性がある。



ドイツ銀行は、かかる侵害から当行のコンピュータ・システムを保護し、また、当行と取引を行う者が適切なサイバー・セキュリティ予防対策を講じることを確保するために引き続き投資していく。2022年に特に重要だったのは、金融窃取、データ開示、サービスの中断、システムの誤用によるサービスの中断、資産またはデータの破壊およびデータの歪曲、情報セキュリティ規制の遵守ならびに行動リスク等の主な脅威シナリオへの対応に引き続き注力したことであった。また、進化するサイバー攻撃のリスクに対処するため、当行は、引き続きその保護対策の修正および強化ならびに情報セキュリティの脆弱性の調査および是正を行っていく。しかしながら、これらの措置が、当行グループが直面する多くのセキュリティ上の脅威に対して有効であるとは限らない。

近年のサイバー攻撃の頻度の増加および複雑化により、ドイツ銀行を含む世界中の多くの組織に関するリスク・プロファイルが増大しており、当行の経営陣は、これらの攻撃に対する準備態勢の全体的なレベルに大きな注意を払っている。サイバー・セキュリティは、当行の技術環境への依存が継続的に高まっていること、パブリッククラウドの利用等、デジタル・イノベーションの必要性から生じる潜在的なリスク等の要因により、その重要性が高まっている。ドイツ銀行およびその他の金融機関は、会社もしくは顧客の機密情報への不正アクセスの取得、会社データ、資源もしくは事業活動の損害もしくは妨害またはその他インフラの脆弱性の利用を目的とした攻撃を含む、コンピュータ・システムへの攻撃を経験している。当行グループは、今後も引き続きそのような攻撃の標的になることが予想される。当行は、現在のところ、このような攻撃による重大な事業上の影響を被ったことはないが、当行グループは、今後、より重大な攻撃の発生を有効に予測し防ぐことができない可能性もある。

また、いわゆる「新しい働き方」変革に伴い、世界のあらゆる産業にわたって、その事業を主たる事業所の場所からではなく自宅から行う動きにより、当行へのサイバー攻撃のリスクも高まっており、このことは技術障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの喪失もしくは破損、またはサービスの利用不能につながる可能性がある。

攻撃が成功した場合、顧客または自己の情報の漏洩または悪用、コンピュータ・システムの損害、情報技術（IT）システムへのアクセス不能、財務上の損失、改善コスト（調査およびサービス再開に関する費用等）の負担、サイバー・セキュリティ費用（追加の人材、技術または当行と取引を行う第三者に関する費用等）の増額、個人データ漏洩の通知義務、レピュテーションの毀損、顧客不満足および潜在的な規制または訴訟へのエクスポージャー等の結果、当行グループに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

デジタル・イノベーションは、異業種からの参入企業、グローバルなハイテク企業または金融テクノロジー企業等、新たな競争相手に市場参入の機会を提供する。したがって、潜在的な市場シェア喪失のリスクを軽減するために、当行は、デジタル製品およびプロセスリソースへの投資ニーズが高まることを想定している。

市場の動向への対応、顧客のニーズへの迅速な対応、より柔軟な対応、そしてITの耐障害性を向上させるために、当行はGoogle Cloudとの戦略的パートナーシップにより、多数のアプリケーションをパブリッククラウド・コンピューティングおよびストレージ・システムに移行することを決定した。当該Google Cloudとのパートナーシップは、当行のデジタルジャーニーにおける大きなマイルストーンであり、新しいテクノロジーを取り入れるというコミットメントを示すものである。その目的は、商品およびサービスの向上、システムの復元力およびセキュリティならびにレガシー・プラットフォームの運用によるコスト非効率性の削減を通じて、顧客体験を向上させることにある。このような大規模な技術の移行には、セキュリティおよび安定性の問題のリスクを管理するために、必要な資金積立の配分を含む強固なガバナンスおよび計画が必要である。さらに、このプログラムには規制上の大きな関心が寄せられている。また、外部のサービス・プロバイダーと同様に、当行は顧客および銀行の情報を保護するために、最高水準のデータの機密性およびセキュリティの統制を確保する必要がある。これを怠ると、顧客の信頼が損なわれ、金銭的損失につながり、深刻な場合には規制上の罰則、訴訟および個人の損害賠償義務につながる可能性がある。

ドイツ銀行は、取引データ、顧客データ、参照データ等のコアプロセスおよびデータセットに対する全体的なデータ管理戦略を引き続き成熟させている。これには、コア・テクノロジー・インフラストラクチャー全体における当行のエンタープライズ・アーキテクチャーの原則の開発と導入が含まれる。これは、ドイツ銀行の広範なテクノロジーおよびデータ戦略の中心であり、ビジネスの成長および効率化を可能にすると同時に、コントロール環境を強化する。ドイツ銀行の規制当局は、この部分における当行の進展に積極的に注目している。さらに、当行は、情報セキュリティおよび顧客体験の業界標準を確保するために、既存の技術アーキテクチャーと組み合わせて新しい技術および破壊的な技術を受け入れ、取り入れることに関しても課題に直面している。



当行の事業およびインフラ分野における主要な技術改革は、専用のイニシアチブを通じて実行される。これらにより、ITおよび事業のコスト削減、統制の改善、新しい顧客機能の提供による収益の拡大または目標とする顧客の拡大等の効果が期待される。これらのイニシアチブの一つであるUNITYは、ITシステムを旧ポストバンクからドイツ銀行のシステムに移行することで、当行のIT環境を簡素化することを目的としており、2023年の完成までに重要なマイルストーンに直面する。プログラムの実行リスクには、リソース不足、他のプログラムおよび主要な成果物への依存、実装スケジュールの延長、変更関連活動の制御環境への影響、アップグレードされたアプリケーションまたは基盤となるテクノロジーの機能上の問題等がある。当行は、かかるリスクを軽減するためにイニシアチブの管理に努めているが、すべてのリスクが完全に軽減されたとは断言できず、イニシアチブが期待される効果を期待されるスケジュールで十分に達成できないリスクも残っている。

暗号資産のエコシステムは2022年に大きな変動を経験し、重大な固有リスクを抱え続けている。

暗号資産には、極端な価格変動リスク、不明瞭な価格透明性、未発達な流動性があり、市場操作の影響を受けやすい可能性がある。ドイツ銀行の暗号資産関連活動および直接的なリスク・エクスポージャーは極めて限定的であり、金融市場への広範な波及リスクは依然として限定的であると考えられている。現在、暗号資産がもたらすリスクにもかかわらず、当行はこの領域で起きているイノベーションを認識しており、基礎となる技術の利点を活用し、顧客のニーズに対応する可能性のある機会を検討している。しかし、慎重かつ高度に選択的なアプローチを維持することで、当行は機会を逃す可能性がある。

銀行がデジタル資産活動に従事できる能力は、各法域内でのスタンスによって異なるため、ドイツ銀行がこれらの活動への関与が制限される可能性がある。デジタル資産のリスクおよび機会に対処するために必要な政策枠組に関する議論は、個々の暗号資産またはプラットフォームに関連する多数の破産および詐欺事件によって高まっている。

当行グループの決済業務の規模により、かかる業務が適切に行われなかった場合には、当行は重大な損失を被る高度のリスクに晒されている。

当行グループは、大きな規模で決済業務を行っており、また、保有するITランドスケープも一層複雑化し、かつ、相互に密接に連携している。そのため、当行のシステムが短期間でも適切に稼働しなかった場合、当行、当行の顧客またはその他の第三者が多大な損失を被るリスクが発生する。これは、かかる障害の理由が当行の外部に存在する場合にも起こりうるものである。この場合、金銭的な損害は大きくない場合であっても、当行グループのレピュテーションが損なわれる可能性がある。これにより、顧客が当行以外の者と取引を行うようになり、当行グループの収益および利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

継続中の国際的なベンチマーク改革の取組み、特に、銀行間取引金利から代替参照金利（「リスク・フリー・レート」を含む。）への移行により、当行の事業および金融業界に多くの特有のリスクがもたらされる。これらのリスクが顕在化した場合は、当行グループの事業、業績および収益性に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

規制当局および中央銀行は、金融ベンチマーク、特に、金利ベンチマークの頑健性を向上させる目標を設定している。この施策により、2022年末現在、ほとんどのLIBOR設定の公表が停止されたか、または、代表的な形では利用できなくなった。英ポンドLIBORの一定のテナーは、シンセティックLIBORとして、いわゆる「タフレガシー」取引を適切な代替のリスク・フリー・レート（RFR）に移行することを可能にする目的のみのために、一定期間引き続き提供される。限られたテナーの米ドルLIBORの公表は、2023年6月末まで行われる予定であるが、新規に米ドルLIBORを用いることは多くの制限を受けることになる。FCAは現在、方法および許容される「タフレガシー」ユースケースを含め、1か月、3か月、6か月の設定に対するシンセティック米ドルLIBORの要件について協議している。

米国では、2022年3月15日にバイデン大統領の署名により調整可能金利（LIBOR）法が成立した。この法律は、LIBORから代替レートへの移行を規定することで、契約条項が欠如しているか不十分なレガシー契約を変遷されるための明確な連邦政府の解決策を提供する。また、連邦準備制度理事会はこの法律を実施する最終規則を採択し、2023年6月30日以降、適切なフォールバック条項を持たない米ドルLIBORの特定のテナーを参照する米国法に準拠した契約のベンチマーク代替を確立している。

当行グループの資産および負債（当行が取引する金融商品ならびに当行が関与するその他の取引およびサービスを含む。）の大部分は、LIBOR、EONIAまたは類似の銀行間取引金利（IBOR）（主に米ドルLIBOR）およびその他の金融ベンチマークにリンクした金利を有しており、これらは既に廃止されたか、または、将来利用不能とされる可能性がある。レガシー取

引の移行は、顧客関係の構築およびスプレッド調整の合意に左右される場合があり、これらは直ちに実現できない可能性がある。また、レガシー商品の移行は、多数の債券保有者への連絡が技術的に不可能なこと等、構造的要因に阻まれる場合もある。IBOR、特に米ドルLIBORを参照する当行のタフレガシー・エクスポージャーに関しては、リスクが残っている。一部の商品の移行の時期および方法を取り巻く不透明さは、当行、当行の顧客および広くは金融サービス全体にとって引き続き多くのリスクを示している。継続的なリスクには以下のものがある。

- 取引相手方との金融取引契約の規定または後継金利への移行方法に関して発生しうる紛争により、法務リスクおよびコンプライアンス・リスク（コンダクト・リスクを含む。）が生じる可能性がある。金融ベンチマークに連動する多くの金融商品には、他の金融商品とは異なり、当該金融ベンチマークが廃止された場合における後継金利の使用についての規定（いわゆるフォールバック条項）が含まれる。契約のフォールバック条項の質は、ここ最近の多くの商品については改善されているものの、中にはうまく機能しない可能性があるものもあり、リスクは残されている。廃止または移行に関連して、金融商品の取引相手方は、特に当行が後継金利の決定または設定に関与する場合、当該商品についてフォールバック条項により決定された金利に対して異議を唱える可能性がある。かかる紛争により、契約違反、独占禁止法違反、市場濫用行為および/またはその他顧客の不当な扱いに関する請求において訴訟が提起され、または、規制措置が講じられる可能性がある。
- 金融ベンチマークの新規の使用を停止するという規制当局の想定に従うことができないことにより、法務リスクおよびコンプライアンス・リスクが生じる可能性がある。
- SOFR関連商品には流動性が生じているが、廃止日に向けた米ドルLIBORエクスポージャー、またはシンセティックLIBOR（従来のLIBORとは異なる動きをする可能性がある。）を使用するタフレガシー商品に関するエクスポージャーについては、流動性リスクが残っている。
- 金融ベンチマークへの置き替え、またはシンセティックLIBORの使用により、当該ベンチマークにそのリターンが連動する既存の商品および契約の価値およびリターンならびに証券およびその他の商品の取引市場が悪影響を受ける可能性がある。
- フォールバックの手法および時期が異なることにより生じるテナーから通貨にまで及ぶ金利「ベースス」リスク（負債と資産に適用される金利規定が異なることにより生じるリスク）により、市場リスクが発生する可能性がある。フォールバック・プロトコルの適用時期の差異により、新たなベーススが設定され、ヘッジ費用が増大したり、ヘッジの効果が低下したりする可能性があり、また、適用されるフォールバック手法における価値の移転によって損失が生じるおそれがある。既に生じたまたはこれから起こる金融ベンチマークの利用不能および廃止により、当行は、後継金利と廃止された金融ベンチマークとが経済的に同等でない場合には、当行の資産および負債に関して損失を被る可能性がある。
- 金融ベンチマークの廃止およびRFRへの移行により、金融および税務リスクが生じる可能性があり、その結果、ヘッジ会計項目の認識が中止され、当行の収益性が悪影響を受け、または、当行が損失を被るおそれがある。廃止および移行の結果、新たなまたは変更された金融商品に市場データが利用できない場合、金融商品の独立した価格検証もまた困難になる可能性がある。例えば、廃止または移行が、課税目的上の損益認識の問題を生じさせる金融商品の重大な変更とみなされる場合は、税務上の不確実性が生じる可能性がある。
- 規制当局および中央銀行、広範囲に及ぶ市場参加者との連携を要する移行プロセスの複雑性により、技術上のリスクおよびオペレーショナル・リスクが生じる可能性がある。また、RFR商品の開発、顧客契約の文書更改およびインフラの変更（各事業ならびに当行のファイナンス、リスクおよび財務部門全般にわたるシステム、プロセスおよびモデルを含む。）に関する継続的な変更の取組みが要求されている。必ずしもすべてのシステムおよびプロセスについて金融ベンチマークの利用可能性への依拠が特定され、是正されているとは限らないリスクがある。移行プロセスの成功は、基準および規約に関する業界および顧客の合意の達成、移行措置の時期およびシーケンシング、フォワードルッキングのタム物RFRの設定ならびに顧客契約の適時の文書更改に一定程度依拠している。

当行グループは、引き続き代替参照金利への移行を積極的に管理しているが、代替のRFRの実施は、当該金融商品の既存の条件下では不可能または実務上不可能となる可能性があり、この実施により、一定の金融商品の価値および当行グループの収益性に悪影響が及ぶリスクが残っている。会計基準設置機関が制定した移行ルールにより、報告された業績に対して悪影響が及ぶリスクも存在する。

より広範には、既存のベンチマークを改革する施策および当該施策への当行グループの参加（ベンチマーク申告者としての参加を含む。）により、当行グループは法務リスク、風評リスクまたはその他のリスクに晒される可能性がある。特に、モデルを使用し、潜在的には専門家の判断を実行する要請に従ってパネル行として、あるいはベンチマーク運営機関への取引データの提供者としてベンチマーク申告に参加することのオペレーショナル・リスクにより、法務リスクおよびコンプライアンス・リスク（コンダクト・リスクを含む。）が生じる可能性がある。

ドイツ銀行は、金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の適用を受ける。当行がかかる法律および要件に違反した場合、当行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性があり、過去にも対象となったことがある。

当行は、EU、ドイツ連邦銀行、ドイツ連邦経済・輸出管理庁およびその他の当局（米国財務省の外国資産管理局（OFAC）および英国財務省の金融制裁執行局（OFSI）等）により設定された金融上および取引上の制裁ならびに通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の監視、評価および遵守を求められている。制裁は急に変更される可能性があり、また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁が賦課される可能性がある。ロシアによるウクライナ戦争開始後、非常に急速に、米国、EU、英国およびその他の各国により、ロシアの企業および個人に対する新たなかつ広範な制裁が課されており、これらの制裁の多くは非常に迅速な実施が求められている。当行がこれらの新たな制裁について、適時にかつ網羅的に遵守することができなかった場合、当行グループは刑事罰に晒される可能性があり、また、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。ウクライナ戦争以外にも、他の企業および個人に対する新たな制裁が、いつでも課される可能性がある。ドイツ銀行がかかる新規または既存の法律および要件に違反した場合、ドイツ銀行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性があり、過去に対象となったことがある。

米国国務省により、テロ支援国家として指定された国々の取引相手方または米国経済制裁の対象者と取引を行った結果、潜在的顧客および投資家が、当行との取引もしくは当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、または、当行の事業に重大な悪影響を及ぼしうる規制措置もしくは執行措置が講じられることとなる可能性がある。

当行は、イランおよびキューバを含め、米国の包括的制裁の対象となっている一部の諸国または地域（以下「制裁対象国」という。）内の取引相手方（政府により所有され、もしくは支配されている取引相手方を含む。）または米国経済制裁の対象者（以下「制裁対象者」という。）との間で、限定的ではあるが一定量の取引を過去に行ってきたり、現在も行っている。米国の法律は、米国人または米国法域内で行為するその他の者（米国との関連を有する事業を含む。）が制裁対象国または制裁対象者ともしくはそれらに関して取引を行うことを一般的に禁止している。さらに、米国の間接的または「二次的」制裁は、完全な米国法域外において非米国人が特定の活動（特定の事業体および国々との一定の取引を含む。）に従事することに対して制裁を課すとも警告している。このように、米国の制裁は、状況によっては、米国外の地域における活動および非米国人による活動にも及ぶ可能性がある。当行の米国における子会社、支店および従業員は、かかる禁止規定およびその他の規制の適用を受けており、また、当行の米国外における子会社、支店および従業員の中には、かかる禁止規定およびその他の規制の適用を受けているか、受けることになる可能性がある。

ドイツ銀行はドイツ籍の銀行であり、制裁対象国および制裁対象者に関わる当行の業務は、米国法域（米国人が管理もしくは実務を行うことを含む。）の関与を回避し、また、国際連合、欧州連合およびドイツによる制裁および通商禁止措置の遵守を確実にするべく策定された方針および手続に服している。近年の法的規制の展開を受けて、当行は、法的に認められる範囲において、法域に関わりなく他の地域にも適用範囲を拡大している規制上の要件の遵守を推進するために、上記の方針および手続を拡充した。しかしながら、もし、当行の方針には効果がない、あるいは効果がなかったと証明された場合には、当行は、当行のレピュテーション、財務状態または事業に重大な悪影響を及ぼしうる規制または執行措置を課せられる可能性がある。当行グループはまた、遵守違反のリスクを軽減するその他の措置を講じている。2007年に、取締役会は、イラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮等の国々の取引相手方と当行が新規取引を行わないこと、ならびに法的に可能な限りにおいて、当行がかかる取引相手方との間で既に行っている取引を終了することを決定した。2014年にクリミア地域を当該諸国リストに追加し、2021年にはアフガニスタンを追加する一方、スーダンをリストから削除した。当行はまた、キューバの取引相手方との取引を制限することを決定した。イラン、北朝鮮、シリアおよびキューバは現在、米国国務省によりテロ支援国家に指定されている。2022年に、当行は方針を拡大し、2022年のロシアの戦争によって占領されたウクライナ地域に関する広範な禁止事項、ならびにウクライナに対する戦争を踏まえ、ロシアおよびベラルーシに関する規制要件を超える方針制限を盛り込んだ。

当行は、2007年12月31日に閉鎖するまで、イランのテヘランに駐在員事務所を有していた。イランの取引相手方との間で当行グループが行っている残りの取引の大部分は、欧州およびアジアの輸出業者の輸出契約に対して資金を提供するために2007年より前に設定された数件の大規模な貿易金融ファシリティへの貸し手および/またはエージェントとしての参加であった。2018年12月31日現在、かかる融資残高は全額返済されており、また、その後残存するイラン関連のビジネスの大部分は、保証に関する過去の契約上の義務により構成されている。上記の保証の額面金額は近年の総資産の0.01%を大幅に下回っており、当行グループは、イランの取引相手方との取引業務が当行グループの事業全体に対して重要な部分を占めるも

のではなく、過去にも占めていなかったと考えている。イランの取引相手方との取引業務による収益は2022年12月31日に終了した年度の総収益の0.01%を大幅に下回っていた。

2012年イラン脅威削減およびシリア人権法第219条（1934年証券取引法（改正済）第13条(r)）の要請に基づき、当行は、イランおよび当該規定に服するその他の米国による制裁の対象者との取引等に関する一定の情報を開示した。

ドイツ銀行はまた、限定的ではあるが、国際連合、欧州連合またはドイツのいずれの通商禁止措置も適用されないキューバに所在する相手方との取引を行っている。かかる取引は、ごく少数の信用状および現金払込（それぞれ米国との関連はない。）で構成されており、その残高は2022年12月31日現在の当行グループの総資産の0.01%を大幅に下回っている。かかる信用状は、機械等の商品および医療用品の取引に資金を融通している。

当行グループは、2017年以降に発生した米国の経済的制裁におけるその他の重大な変化を遵守するために、プロセスおよび手続を設定している。2017年8月、米国は「敵対者に対する制裁措置法」（以下「CAATSA」という。）を施行したが、そこではロシアに対する既存の米国の制裁措置（米国の制裁対象となるロシアの事業体の指定を含む。）を法制化し、ロシアに対する米国の二次的制裁を拡大し、（ロシア経済の特定の部門を対象とする）既存の部門別制裁を強化し、また、部門別制裁を賦課するロシア経済の部門の追加を許可している。特に、CAATSAに基づく米国の二次的制裁の拡大により、ロシア関連の制裁対象者またはロシアの防衛および諜報部門における特定の事業体との間の、ならびにロシアに関連する一定のエネルギー関連プロジェクトに関する、「重要な」取引等に従事する非米国企業等に対する米国の制裁の賦課が認められている。当行は、米国の制裁措置に違反するまたは制裁対象となるようなロシアの事業体との取引にこれまで従事したことはなく、現在も従事していないものと確信している。しかしながら、米国の制裁措置の解釈および執行において米国当局が持つ広範な裁量権限を考慮すると、当行が現在行っている活動に関して、米国当局が当行に対して執行措置を講じない、あるいは二次的制裁を課さないとの保証はない。かかる措置は、当行グループの事業に重大な影響を及ぼし、また、当行のレピュテーションを損なう可能性がある。さらに、ウクライナ戦争を受けて、米国ならびにその他の諸国およびEUは、ロシアおよびロシアの事業体に対する制裁を拡大しており、かかる措置が当行の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。ウクライナ戦争を受けて、また、ロシアに対する民主主義諸国によるさらなる広範な制裁の実施を受けて、当行は、特にフィルターおよびコントロールの更新、ロシアと関連性のある取引および顧客審査におけるデューデリジェンスの追加、当行の政策および調整プロセスのさらなる制限により、多数の、そして一部新たに開発された制裁を実施するための様々な準備および対応措置を取った。ドイツ銀行は、これらの課題に迅速かつ徹底的に対応したと考えているが、変更の量が非常に多く、その質も複雑なため、当行が規制要件の一部を意図せずに見逃してしまうというオペレーショナル・リスクを増大させている。この規制環境の領域では厳格な責任が適用されるため、このオペレーショナル・リスクは当行の規制リスクにつながり、結果として損失を被る可能性がある。

また、2017年以降、米政権は、ベネズエラ政府およびベネズエラ政府関係者に対して多くの制裁を課している。これらの制裁は、（2019年8月5日から）ベネズエラ政府（国有または国営企業を含む。）が関与するほぼすべての無認可の取引を禁止するものであり、また、当該取引またはディーリングを実質的に支援した者（非米国人）に制裁を課すとも警告している。ベネズエラ政府が関与する米国法域内での経済活動の大部分は、現在、米国の制裁措置により禁じられている。当行グループは、ベネズエラ政府に対するこれらの米国の制裁措置を遵守するために、手段を講じ、また、プロセスおよび手続を設定している。これらの米国の制裁措置に対して、当行は複数の顧客関係を段階的に縮小している。ベネズエラ政府機関については、当行グループは現在、レガシー取引のみ行っている。当行は、ベネズエラ政府に関連して残存する活動のいずれも、米国の制裁措置に違反していないものと確信している。しかしながら、米国の制裁措置の解釈および執行において米国当局が持つ広範な裁量権限を考慮すると、当行グループが現在行っている活動が米国の制裁措置に違反していると米国当局が今後主張しないとの保証はない。

米中間の政治的および貿易上の緊張は、2020年および2021年の一連の制裁および対抗措置につながったが、その一部は特に金融機関に関するものであった。2021年6月、米国は、既存の規制を修正し、中国の軍産複合体との関係があると米国が判断する企業に連動する一定の公開有価証券ならびに当該有価証券のデリバティブまたは当該有価証券への投資エクスポージャーを提供する公開有価証券の米国人による売買を制限する行政命令14032を採択した。行政命令14032は、従前の行政命令に基づいて課されていた類似の制限を修正して明確化した。当行は、これらの要請の遵守を促進するよう当行の管理プロセスの変更を実施しているが、このような措置は、潜在的な規制遵守の問題および法の抵触の問題を引き起こし、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

米国およびその他の地域の政府機関および非政府組織が、制裁対象国、特に中国、イランおよびロシアと取引を行っている主体との取引もしくはかかる主体への投資を禁止し、または、かかる主体への出資の撤退を求める法律、規制もしくは方

針の採用に向けた施策を主導していることを、当行グループは報道等を通じて認識している。かかる施策により、取引禁止の対象とされる主体を、顧客としてもしくは当行の証券への投資家として獲得し、または、維持することが当行にとって不可能となるおそれがある。さらに、かかる対象国との関係により、当行グループのレピュテーションが損なわれる可能性がある。その結果、当行の事業または当行の株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。制裁は急に変更される可能性があり、また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁が賦課される可能性がある。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 財政状態及び経営成績の分析

下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート」の項を参照のこと。

#### キャッシュ・フローの状況の分析

連結キャッシュ・フロー計算書目的では、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

様々な状況で、事業体が保有する現金および現金同等物の残高を当行グループが利用できない場合がある。こうした例には、当行グループまたはその子会社が一般用途で利用できないように為替管理またはその他の法的規制を適用している国で営業活動を行う子会社が保有する現金および現金同等物がある。

当行グループは、ビジネスモデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（以下「マネジメント・アプローチ」という。）。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期借入金の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入れが主要な収益創出活動ではないために財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組債および資産担保証券（コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの事業セグメントによって設計および実行され、収益創出活動である。）ならびに財務部が発行する債務（他の資金源と交換可能であるとみなされている。）である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なるものと捉えられる。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結会社グループの変更による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動および資金の流入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

#### 2022年度および2021年度

以下の表は、ドイツ銀行の2022年度連結財務諸表に基づく2022年度および2021年度のデータの抜粋である。

	2022年	2021年
単位：百万ユーロ（億円）	（監査済）	
営業活動によるキャッシュ・フロー	-2,113 (-3,170)	-2,952 (-4,429)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-17,175 (-25,769)	23,595 (35,402)
財務活動によるキャッシュ・フロー	614 (921)	1,630 (2,446)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	4,354 (6,533)	1,345 (2,018)
現金および現金同等物、期首残高	179,946 (269,991)	156,328 (234,555)
現金および現金同等物、期末残高	165,626 (248,505)	179,946 (269,991)

当行グループの現金および現金同等物は、2021年末現在の1,799億ユーロから減少して、2022年12月31日現在では1,656億ユーロとなった。この減少は主に、中央銀行への利付当座預金および決済勘定が減少したことによるものであった。

当行グループの当期純利益が57億ユーロを計上したことに照らして、また非現金項目に関する収益調整を考慮した結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、2022年末にマイナス21億ユーロ（2021年末はマイナス30億ユーロ）となり、かかる金額は2022年度の現金および現金同等物のマイナス143億ユーロの純減少に含まれていた。現金および現金同等物への影響の残りの部分は、投資活動および財務活動から使用された現金によるものであった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2022年はマイナス172億ユーロ（2021年は236億ユーロ）となった。これには、主にその他の包括利益を通じて公正価値で評価される金融資産およびこれらの金融資産の売却によるキャッシュ・フローに起因するものであった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2021年末は16億ユーロであったのに対し、2022年12月31日現在では614百万ユーロとなったが、これは主にその他の資本構成要素（AT1）の返済によるものであった。

上記の営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの純影響により、現金および現金同等物は減少した。

#### 4【経営上の重要な契約等】

当行は、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

- A . DBベタイリグンクス - ホールディングGmbH
- B . BHWバウパーカッセ ( BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft )
- C . BHW - ゲゼルシャフト・フュア・ヴォーヌクスヴィルトシャフトmbH ( BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH )
- D . ポストバンク・ベタイリグンゲンGmbH ( Postbank Beteiligungen GmbH )
- E . BHWホールディングGmbH ( BHW Holding GmbH )
- F . ドイツェ・オープンハイム・ファミリー・オフィスAG
- G . ノーリスバンクGmbH ( norisbank GmbH )
- H . DWSインベストメントGmbH ( DWS Investment GmbH )
- I . DWSベタイリグンクスGmbH ( DWS Beteiligungs GmbH )
- J . DBキャピタル・マーケッツ ( ドイツェランド ) GmbH ( DB Capital Markets (Deutschland) GmbH )
- K . ポストバンク・フィンナンツベラトゥンクAG ( Postbank Finanzberatung AG )
- L . DWSインターナショナルGmbH ( DWS International GmbH )
- M . DWSリアル・エステートGmbH ( DWS Real Estate GmbH )

上記会社は、当該契約に基づき、当行により支配され、各会社の利益を当行に移転するかまたは当行がその損失を填補するものとされている。

#### 5【研究開発活動】

該当事項なし

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

ドイツ銀行グループは、2022年における土地・建物および備品・器具への設備投資に13億ユーロを費やした。2022年に、535百万ユーロ（簿価）の土地・建物および備品・器具の原価処分が行われた。

### 2【主要な設備の状況】

（単位：百万ユーロ（百万円））

	2021年12月31日	2022年12月31日
（ドイツ銀行）		
土地・建物	95	51
	(14,254)	(7,652)
備品・器具	1,114	1,529
	(167,145)	(229,411)
（ドイツ銀行グループ）		
土地・建物	624	432
	(93,625)	(64,817)
備品・器具	849	1,328
	(127,384)	(199,253)

### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし



## 第5【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

(2022年12月31日現在)

授權株数(株)(注)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)(注)
2,066,773,131	2,066,773,131	-

(注)ドイツ銀行は、上記日付現在有効な定款に、下記のような授權資本および条件付資本の増加の定めを置いている。

授權資本

取締役会は、2026年4月30日以前に、一回または数回にわたり、総額512,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される(授權資本2021年/第I回)。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、オプション権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価額が当該発行価額の最終決定時において既に出場されている当該株式の市場価額を著しく下回っておらず、かつ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく承認を受けて以降発行された株式の総数が、当該承認が有効となった時点における株式資本の10%(当該承認が実行された時点における株式資本の額の方が低い場合には、当該低い額の10%)を超過しない場合にも、新株引受権を完全に排除することができる。当該承認が有効な間に、株式会社法第186条第(3)項第4文を直接適用または準用することにより発行または売出される新株引受権が付与されない株式は、株式資本の10%の上限の計算に含まれる。また、転換社債、ワラント付社債、転換権付利益分配権もしくは利益分配権に関するオプション権および/または転換権(これらの社債または利益分配権が、当該承認が有効な間に、株式会社法第186条第(3)項第4文を直接適用または準用することにより発行される場合に限る。)に対して発行される株式も、この計算に含まれる。取締役会は、新株引受権が付与されない新規発行株式の割合が株主資本の10%を超過しない場合に限り、新株引受権を排除する上記の承認を実行することができる。かかる10%上限の計算は、当該承認が有効となった時点における株式資本の金額に基づいて行われる。当該承認が実行された時点の株式資本の金額がより低い場合には、当該低い額により決せられる。当該承認が有効な間にかつ承認を実行するまでの間に、他の承認を用いて当行株式の発行がなされ、または当行株式の引受けを可能とするもしくは義務づける権利の発行がなされ、これらの株式について新株引受権が排除される場合も、上記の10%上限に算入される。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2026年4月30日以前に、一回または数回にわたり、総額2,048,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される(授權資本2021年/第II回)。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会は、新株引受権が付与されない新規発行株式の割合が株主資本の10%を超過しない場合に限り、新株引受権を排除する上記の承認を実行することができる。かかる10%上限の計算は、当該承認が有効となった時点における株式資本の金額に基づいて行われる。当該承認が実行された時点の株式資本の金額がより低い場合には、当該低い額により決せられる。当該承認が有効な間にかつ承認を実行するまでの間に、他の承認を用いて当行株式の発行がなされ、または当行株式の引受けを可能とするもしくは義務づける権利の発行がなされ、これらの株式について新株引受権が排除される場合も、上記の10%上限に算入される。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

条件付資本

株式資本は、200,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて512,000,000ユーロを上限に条件付で増加する。

この条件付資本は、

a) 2017年5月18日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2022年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、

b) 上記の権限に基づき2022年4月30日以前に当行および/またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合に限り増加できる。

新株式は、転換権および/もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、20,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて51,200,000ユーロを上限に条件付で増加する。この条件付資本増加は、2017年5月18日の株主総会の授権に基づき2022年4月30日以前に付与されたオプションを実行する場合に限られる。この条件付資本は、発行済のオプション権の保有者が当行の株式を受領する権利を行使する場合にのみ増加し、当行はオプションの実行のために自己株式の交付は行わない。新株式は、オプション権の行使により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。

【発行済株式】

(2022年12月31日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式無額面株式	普通株式	2,066,773,131	ドイツ国内各証券取引所 ニューヨーク証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式である。当行定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。
計	-	2,066,773,131	-	-

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】(2022年12月31日現在)

該当事項なし

(4) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在の株主名簿上の株主数は、576,110人であった。

地域別の株主の分布は下記のとおりである。

	株主数(人)	所有株式数(株)
ドイツに所在する株主	565,465	1,054,569,824
アメリカ合衆国に所在する株主	508	252,480,374
その他	10,137	759,722,933
計	576,110	2,066,773,131

(5) 【大株主の状況】

ドイツ銀行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法に規定する所有株式割合3%超の報告義務に基づく通知による、当行の大株主は下記のとおりである。(注1)

名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
ブラックロック・インク (BlackRock, Inc.)	ウィルミントン・デラウェア州	109,824,822	5.38%(注2)

パラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッドS.ÄR.L (Paramount Services Holdings Ltd. S.ÄR.L.)	英領ヴァージン諸島	93,730,998	4.54% (注3)
ダグラス・L・ブラウンスティン (Douglas L. Braunstein)	ニューヨーク (ハドソン・エグゼクティブ・キャピタルLP)	65,716,476	3.18% (注4)
スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド (Supreme Universal Holdings Ltd.)	ケイマン諸島	42,069,382	3.05% (注5)
計	-	311,341,678 (注6)	-

(注1) 株式の保有状況の記載は、主要株主の議決権通知の公表に関するドイツ証券取引法 (WpHG) 第40条の規定に基づいており、日付の記載は、報告義務のある保有割合に達したことを主要株主が開示した日付に基づいている。個別のケースにおいて、異なる通知義務対象者による議決権通知が、物理的に同一の株式保有に係るものとする根拠がある場合、当行は明確性を確保するため、議決権通知をまとめて記載する権利を留保する。ドイツ銀行は、記載の正確性について責任を負わない。

(注2) 2023年3月31日付の数値。ブラックロック・インクは、ドイツ銀行の株式の5.38%を保有し、さらにその他の手段により1.01%の議決権を保有し、合計で6.39%の議決権を有している。所有株式数の割合は、(開示日である2023年3月31日現在の)発行済株式数2,040,242,959株に対する割合である。その後、2023年6月13日現在まで変更の通知は受けていない。

(注3) 2023年1月25日付の数値。所有株式数の割合は、(開示日である2023年1月25日現在の)発行済株式数2,066,773,131株に対する割合である。その後、2023年6月13日現在まで変更の通知は受けていない。

(注4) 2020年11月20日付の数値。所有株式数の割合は、(開示日である2020年11月20日現在の)発行済株式数2,066,773,131株に対する割合である。その後、2023年6月13日現在まで変更の通知は受けていない。

(注5) 2015年8月20日付の数値。所有株式数の割合は、(開示日である2015年8月20日現在の)発行済株式数1,379,273,131株に対する割合である。その後、2023年6月13日現在まで変更の通知は受けていない。

(注6) 筆頭株主4名の所有株式数の合計は、主要株主の議決権通知の公表に関するWpHG第40条の規定に基づき開示された議決権の合計であり、日付の記載は、報告義務のある保有割合に達したことを主要株主が開示した2023年6月13日現在の日付に基づいている。

## 2【配当政策】

### (1) 配当方針

2021年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

配当可能利益968,555,094.00ユーロから、配当支払適格のある2,031,931,059株の無額面株式につき1株当たり0.20ユーロの配当金(総額406,386,211.80ユーロ)を支払う。残高の562,168,882.20ユーロは翌年度に繰り越す。

2022年5月19日開催の年次株主総会は、この提案を採択した。

2022年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

配当可能利益3,568,548,052.09ユーロから、配当支払適格のある2,033,115,837株の無額面株式につき1株当たり0.30ユーロの配当金(総額609,934,751.10ユーロ)を支払う。留保利益の2,500,000,000.00ユーロおよび残高の458,613,299.99ユーロは翌年度に繰り越す。

2023年5月17日開催の年次株主総会は、この提案を採択した。

(2) 1株当たりの配当等の推移

下記の表は、2018年から2022年までの、当行の株式1株当たりの配当等を示したものである。

ドイツ銀行（非連結）

（単位：ユーロ（円））

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
1株当たり配当金	0.11 (17)	- (-)	- (-)	0.20 (30)	0.30 (45)
1株当たり当期純利益	0.25 (38)	-9.52 (-1,428)	-0.86 (-129)	0.93 (140)	2.66 (399)
1株当たり株主資本および準備金（注1）	26.20 (3,931)	16.80 (2,521)	15.95 (2,393)	16.89 (2,534)	19.17 (2,876)
配当性向（%）	44.2	N/A	N/A	21.5	11.3

（注1）配当可能利益を除く。

ドイツ銀行グループ（連結）

（単位：ユーロ（円））

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
基本的1株当たり利益 （注1）（注2）	-0.01 (-2)	-2.71 (-407)	0.07 (11)	0.96 (144)	2.42 (363)
1株当たり株主持分	29.69 (4,455)	26.37 (3,957)	26.04 (3,907)	27.62 (4,144)	29.74 (4,462)

（注1）基本的平均流通株式数は、増資に関連して2017年4月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため、2017年4月より前のすべての期間で修正されている。

（注2）各年度の基本的1株当たり利益は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。利益は、2022年4月、2021年4月、2020年4月、2019年4月および2018年4月にその他Tier1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた479百万ユーロ、363百万ユーロ、349百万ユーロおよび330百万ユーロ（税引前）ならびに292百万ユーロ（税引後）によって調整されている。2019年以降は、税の影響は直接純利益（損失）において認識されている。

### 3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(以下は、下記「(2) 役員状況 - 取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの略歴」の項の取締役会および監査役会のメンバー(提出日現在)の記載を除き、主に当行の2022年の年次報告書に含まれる2022年度に関するコンペンセーション・レポートおよび2023年2月10日付コーポレート・ガバナンス・ステートメントからの引用である。)

#### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

##### 取締役会

ドイツ銀行の取締役会は、当行の利益のための持続的な価値の創造を目的として、法律、その定款および取締役会の参照事項に基づき、当行の経営に責任を負っている。取締役会は、株主、従業員およびその他の当行に関連するステークホルダーの利益を考慮する。取締役会のメンバーは、当行の事業の管理について共同で責任を負っている。取締役会は、グループ取締役会として、統一的なガイドラインに従ってドイツ銀行グループの経営を行っており、すべてのグループ企業を全般的に管理する。

取締役会は、法律および定款に規定されるすべての事項について決定を行い、法律上の要件や社内ガイドラインの遵守を確保する(コンプライアンス)。取締役会はまた、適切な社内ガイドラインの策定および実施を確保するための必要な措置を講じる。取締役会は、特に、当行の経営戦略や戦略的方向性、資源配分、財務/経理および報告、コントロールおよびリスク管理、業務組織の適切な機能、当行業務の環境および社会への影響の体系的な特定および評価ならびにコーポレート・コントロールをその職務とする。取締役会は、取締役会の下に位置する上級管理職の任命や特にグローバルの主要役職者の任命を決定する。グループ内の経営幹部の選任に際しては、取締役会は多様性を考慮に入れ、特に、適切な女性比率を達成するよう努力する。

取締役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、監査役会と緊密に連携する。取締役会は、少なくとも法律および管理ガイドラインに規定される範囲内において、特にグループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わるすべての問題について監査役会に報告する。

当行の取締役会の職務、責任および手続に関する包括的な記述は、その参照事項に明記されており、その最新版は当行のウェブサイト([www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm))上で公表されている。

##### 監査役会

ドイツ銀行の監査役会は、取締役会メンバーを任命し、これを解任し、取締役会メンバーを監督し、これに助言を行い、また、当行の根幹に関わる重要な決定に直接関与する。監督および助言には、特にサステナビリティに関する問題も含まれる。監査役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、取締役会と緊密に連携する。監査役会の内部組織およびその委員会ならびにそのメンバーの要求事項は、コーポレート・ガバナンスに関する会社法の規制を補足する特定の監督上の要求事項に服する。当該要求事項は、とりわけ、ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz)、金融機関の報酬に係る規制(Instanzvergütungsverordnung)、欧州銀行監督機構(EBA)および欧州証券市場監督機構(ESMA)のガイドラインならびに当行の健全性に関する監督当局としての欧州中央銀行の管理実務に基づいている。これらの要求事項は、個別のケースにおいては上場企業を対象としたドイツ・コーポレート・ガバナンス規則(GCGC)の勧告と異なる場合がある。監査役会の委員会の職務、会議の準備およびフォローアップの基本原則ならびにその委員会を含む監査役会の内部手続の一般規則は、監査役会およびその委員会の参照事項に定められる。最新版は、当行のウェブサイト([www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm))上で公表されている。2022会計年度中に開催された会議の回数は、電話、ビデオ会議および実際の出席により開催される会議の詳細とともに、監査役会報告書に記載されている。さらに、従業員代表および株主代表は、それぞれ定期的に事前審議を実施している。

監査役会は、取締役会とともに、長期的な承継計画を策定している。指名委員会は、当行の取締役会で職責を果たす候補者の特定において、会長統括委員会および監査役会を支援する。その際、会長統括委員会は、候補者のプロフィールを記載した職位明細書を作成し、予想される任期を明示する。適切な候補者の特定は、外部の採用コンサルタントと協働で行われる場合もあり、体系的な面接が実施される。このような外部の候補者による承継計画に加え、取締役会および監査役会は、内部の候補者リストも保持している。指名委員会および監査役会は、取締役会の視点からの内部の候補者による承継計画およびそのプロセスに関する報告書を取締役会から定期的に受領する。適切な候補者(外部か内部かを問わない。)を選定するため、指名委員会は、取締役会メンバー全員の知識、技能および経験のバランスおよび多様性を考慮する。また、指名委

員会は、取締役会における多様性（ジェンダー、国籍および年齢等）の推進も図る。監査役会は、株式会社法（AktG）第76（3a）条に従い、法律上要求される最低限のジェンダー参加に関するコンプライアンスを確保する。2017年、株式会社法（AktG）第111（5）条に従い当時適用されていた法令に基づき、監督役会は、2022年6月30日までに取締役会における女性が少なくとも20%という最低目標を定めた。この目標は、取締役会メンバーの2名が女性（クリスティアナ・ライリー氏およびレベッカ・ショート氏）であるため、達成された。この指名委員会の検討結果を基に、会長統括委員会は、監査役会の決議のための候補者案を提出する。監査役会は、この案に基づき取締役会メンバーの任命を決定する。最初の任命期間は、最長3年である。取締役会メンバーは、1または複数の任期で再任されることができ、任期は法律に従い最長5年となる可能性があるが、これによりドイツ銀行では、かかる再任も一般に最長3年としなければならない。取締役会メンバーの任命に関する提案に加え、会長統括委員会は、監査役会が決定する取締役会メンバーの解任に関する提案も行う。

監査役会はまた、報酬管理委員会の提案に基づき、取締役会の個々のメンバーの報酬の総額を決定し、取締役会の報酬制度について定期的に見直しも行き、これを決議する。

監査役会は、少なくとも法律または管理ガイドラインに規定される範囲内において、特にグループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わるすべての問題について取締役会から報告を受ける。さらに、グループ内部監査は定期的に、また重大な不備が発生した場合は不当な遅滞なく、特定された不備について監査委員会に連絡する。監査役会会長は、取締役会メンバーに関する重大な調査結果について適宜報告を受ける。監査役会および取締役会は、情報制度、一般エンゲージメント（相互関係）規約および規制上の議題に関する特定エンゲージメント（相互関係）規約を採択した。これらは、監査役会への報告だけでなく、監査役会による照会や当行従業員からの情報提供の要請ならびにその会議の準備に関する情報交換および会議間の情報交換等についても定める。

監査役会会長は、監査役会が適切に機能するために重要な役割を果たしており、また指導的役割を担っている。監査役会会長は、監査役会の内部組織およびコミュニケーション、監査役会における職務の調整ならびに監査役会と取締役会との間のやり取りに関する内部ガイドラインおよび方針を策定することができる。監査役会開催の間の期間にも、監査役会会長および（適切な場合は）監査役会委員会会長は、取締役会メンバー、特に取締役会会長と定期的に連絡を取り、とりわけ、ドイツ銀行グループの戦略、計画、事業の状況、リスク状況、リスク管理、リスク統制、ガバナンス、コンプライアンス、報酬制度、IT、データならびにデジタル化および重大な訴訟案件の問題について協議する。監査役会会長および（それぞれの業務上の職責の範囲内において）監査役会委員会会長は、ドイツ銀行グループの現状、動向および経営の評価にとって重要性の高い事象について、取締役会会長またはそれぞれ職責を担う取締役会メンバーから遅滞なく連絡を受ける。監査役会会長は、監査役会関連の事項について必要に応じて投資家との議論を行い、また監査役会に対してかかる議論の内容を定期的に報告する。これらは、環境、社会・ガバナンス（ESG）の議題も対象としている。監査委員会委員長は、さらに会議以外に監査人と定期的な協議を行う。

処理のために監査役会の承認を必要とする事項は、当行の定款に明記されている。さらに、監督役会は、承認を必要とする追加の取引を定めることができる。監査役会は、定期的に取り締りメンバーの参加なしで会議も行う。十分に考慮した上でかつ実質的に適切である限り、監査役会またはその委員会は、その職務の遂行のため、監査人、法律アドバイザーその他の内部または外部のアドバイザーに相談することができる。その職務の遂行において、監査役会会長、委員会会長および監査役会メンバーは、取締役会から独立した監査役会事務局のサポートを受ける。

数回の会議において、指名委員会および監査役会は、ドイツ銀行法（KWG）第25d条に基づく法律に規定され少なくとも年に1回実施される監査役会の評価（ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則（GCGC）第D.12条に基づく監査役会の自己評価でもある。）について議論した。この評価の具体的な実施およびスケジュールは、2022年7月26日および2022年10月25日の指名委員会の会議で審議され、決定された。これに関して、外部アドバイザーの利用は義務付けられなかった。この評価は、基本的に、監査役会、監査役会委員会および取締役会の業務に関する広範なアンケート、指名委員会メンバーが取締役会メンバーとともに実施する個別の面接ならびに取締役会および監査役会双方の個々のメンバーの評価に基づき行われた。評価の結果の最終審議および承認は、2023年2月1日の監査役会全体会議において行われ、その結果が最終書面報告書に記載された。監査役会は、監査役会および取締役会が高い水準を達成し、特に取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの専門的資質、個人的信頼性および時間的余裕に関して懸念がないとの見解を引き続き有している。

*監査役会の構成に関わる目的、要件のプロファイル、多様性の概念および実施状況*

監査役会の構成は、国際的に事業を行い、広く各国に拠点を置く銀行の取締役会に対して効果的かつ適切な管理および助言ができることを確保するべきである。この観点から、監査役会のメンバーは全体として、その職務を適切に完遂するための知識、能力および専門家としての経験を有しなければならない。また監査役会および監査委員会のメンバーは全体として銀行セクターを熟知していなければならない。特に、選任提案される個人の清廉、人格、職務遂行の意欲、専門性および独立性には特に注意が払われるべきである。さらに、当該メンバーは、その職務の遂行に十分な時間を費やせることを要する。この目的は、当行グループの活動を考慮した上で、また関連する銀行監督規制の遵守の観点から、不可欠と考えられるすべての知識および経験を、監査役会が全体として有するためである。

2022年12月15日の会議において、監査役会は、資格マトリックスにおいて技能および専門知識について報告できるよう、要件のプロファイルの再編を議論および承認した。監査役会は、一般専門分野を定め、専門分野を拡大した。

一般専門分野：

理想的には、監督役会のすべてのメンバーがこれらの個人資格を保有していることである。

- 商業ビジネス上の問題の理解
- 分析的かつ戦略的な考え方
- ドイツのコーポレート・ガバナンス制度の理解およびその結果としての監督役会メンバーの職務の理解
- ドイツ銀行のビジネスモデルおよび構造の理解
- (i)銀行業務、金融サービス、金融市場および金融業界（当行のホームマーケットならびに欧州および欧州以外の当行の主要市場を含む。）の分野における知識、ならびに(ii)当行にとっての顧客、市場の期待および事業環境の知識といった金融サービス・セクターの基本的理解

これらの専門分野の達成状況は、資格マトリックスの概要の「一般専門分野」という行に報告されている。

拡大された専門分野：

これらの専門分野は、全体として監督役会に言及している（集団適性）。監督役会は、全体として、ドイツ銀行の規模および複雑性に応じて適切な特定専門分野を理解していなければならない。これらは、当行のビジネスモデルおよび当行に適用される特定の法令に基づいている。かかる専門分野は、以下のとおりである。

会計（サステナビリティに関する報告を含む。）：

- 会計（国際財務報告基準（IFRS）およびドイツ商法（HGB）を含む。）および年次財務諸表の監査
- 税務

規制の枠組みおよび法律上の要件：

- 当行が主要業務を行っている国における主要な法的枠組の状況の理解
- 当行の主要関連法制度の理解
- 大企業の業務執行経営陣／監督役会における経験
- 規制の枠組みおよび法律上の要件、特に、当行に関連する法制度の知識
- ホームマーケットにおける社会上、政治上および規制上の期待の知識

人的資本、報酬および企業文化：

- 人事および従業員の管理
- 報酬および報酬制度
- 経営陣メンバーの選定手続およびその適性評価
- 企業文化

リスク管理：

- リスク管理（財務および非財務リスクの調査、評価、軽減、管理および統制、自己資本および流動性の管理、株式保有）
- マネーロンダリング防止ならびに金融犯罪およびテロ資金供与の防止

情報技術、データおよびデジタル化：

- デジタル化（デジタル・バンキングを含む。）
- データ（データ・ガバナンスを含む。）
- 情報技術（IT）、ITシステムおよびITセキュリティ（サイバーリスクを含む。）

戦略、変革および環境、社会・ガバナンス（ESG）の問題：

- ビジネスモデルの戦略的計画およびリスク戦略ならびにそれらの実施
- 気候およびその他環境側面
- 社会的および政治的な期待（特にホームマーケット）ならびにそれらが企業の社会的責任に与える影響に関する知識
- 会社の目的

金融機関の組織構造および管理：

- ガバナンス
- 大規模かつ国際的な規制企業の経営
- 当行の内部組織
- 内部監査
- コンプライアンスおよび内部統制

当行のビジネスモデルを適切に反映させるために、監督役会は、専門的資格だけでなく、様々な顧客セグメントおよび異なる販売市場における資格および経験も証明する。

顧客セグメント

- プライベート・バンキングおよびウェルス・マネジメント
- コーポレート・バンキング
- インベストメント・バンキング
- アセット・マネジメント

地域の専門知識

- ドイツ
- 欧州
- 米州
- アジア太平洋（APAC）

各メンバーの職務遂行への適性は、指名委員会および監査役会ならびに規制当局により、内部および外部の双方から評価され、継続的に判断および監視される。適性評価では、個々のメンバーの専門知識、信頼性および時間的余裕を評価対象とする。加えて、監査役会が管理部門としての職務を果たすために必要な監査役会全体の知識、技能および経験（集団適性）の評価も行われる。欧州中央銀行（ECB）による監査役会メンバーの適性評価に合格することおよびドイツ銀行における任期全体にわたって監査役会メンバーの適性を継続的に保つことは、監査役会メンバーが業務を遂行する上で必須の規制要件となっている。



監査役会は、その構成に関して定められた具体的な目的および要件のプロファイル（以下の資格マトリックスに示される。）を遵守していると確信している。監査役会メンバーは、全体として、その職務を適切に完遂するための知識、能力および専門家としての経験を有している。

監査役会は、株主代表のうち独立性のあるメンバーの数が少なくとも6名となるように構成するものとする。マトリックスは、これに関する情報も提供する。すべてのメンバーは、自主性を持って行動する。すなわち、監督役会メンバーは、自らの職務に積極的に従事し、その職務および責任を遂行する際には、自らの健全、客観的かつ独立した決定および判断を行うことができる。前年度において、監査役会には元取締役会メンバーはいなかった。



専門知識	一般専門分野																			
	会計および報告（サステナビリティに関する報告を含む。）																			
	監査委員会の財務専門家***																			
	会計分野の専門知識***																			
	監査分野の専門知識***																			
	規制の枠組みおよび法律上の要件																			
	人的資本、報酬および企業文化																			
	報酬管理委員会の報酬専門家***																			
	リスク管理																			
	情報技術、データおよびデジタル化																			
	戦略、変革およびESG																			
金融機関の組織構造および管理																				

顧客／事業の専門知識	プライベート・バンキングおよびウェルス・マネジメント																			
	コーポレート・バンキング																			
	インベストメント・バンキング																			
	アセット・マネジメント																			
地域の専門知識	ドイツ																			
	欧州																			
	米州																			
	APAC																			

深く専門的な知識 / 専門家

法律および / または監督規制により要求される規制の専門家 / 専門知識

ER 従業員代表

\* オーバーボーディングでないことの定義：監督役会のすべてのメンバーは、ドイツ銀行の他、様々な会社において認められる数の取締役を務めている。オーバーボーディング、すなわち、別の企業において認められない数の取締役の地位を保持することは、ドイツ銀行法（KWG）第25d(3)条の法的規制に基づき判断される。監査役会メンバーは、同時に最大五つの企業（ドイツ銀行を含む。）の監督機関のメンバーである可能性がある。監査役会メンバーが会社の業務執行取締役でもある場合、監査役会メンバーは、同時に最大三つの企業（ドイツ銀行を含む。）の監督機関のメンバーであることができる。これに該当するかを判断する決定的な要因は、現地の法律を考慮した監督当局の規制要件である。法令上の規制の遵守は、規制当局により継続的に監視される。取締役のオーバーボーディングが発生した場合、監督当局は、ドイツ銀行が監督役会メンバーの任命を無効とし、この監督役会メンバーの職務遂行を禁止するよう要求する可能性がある。

\*\* 独立性の定義。監査役会メンバーは、ドイツ銀行またはその取締役会と重要かつ単に一時的なものではない利益相反を生じる可能性のある個人的または事業上の関係がない場合、独立性を有している。2017年に遡ると、監査役会は、そのメンバーの独立性の継続的評価に関するガイドラインを発表し、これらは独立性に関する規制要件も考慮している。当行には現在、支配株主はいない。

\*\*\* 下記「（3）監査の状況 - 監査および統制」の項に記載される専門家の定義。

監査役会メンバーの通常の定年は70歳である。正当な理由がある個別の場合においては、監査役会メンバーは、最長で70歳を迎えた後4回目に開催される年次株主総会の終了時まで定年を延長することができる。この定年制は、株主総会への選任提案において考慮されており、また次回の監査役会メンバーの選任または今後欠員となる監査役会メンバーの後任の任命についても考慮されるものとする。

2020年7月以降に選任または任命される監査役会での株主代表については、監査役会メンバーの任期は12年を超えてはならない。

監査役会は、メンバーの候補者の提案にあたって多様性を重視する。当行が海外事業を展開していることに照らして、監査役会メンバーには、適切な数の長年にわたる海外経験者が置かれるよう留意するべきである。現在、監査役会メンバーのうち6名は、その専門的職務または生活の本拠をドイツ国外に置いている。さらに、監査役会の株主代表は全員、現在または過去の職務において、例えば、海外事業を行う会社または組織の取締役会メンバーもしくは最高経営責任者またはこれと

同等の執行職として長年の海外経験を有している。これら二つの点から、監査役会は、当行の海外事業に十分考慮が払われていると確信している。その目的は、当行の現在の国際的な特性を維持することにある。

既に2008年に行われた監査役会メンバーの選任以降、候補者選定プロセスに女性を含めることを適切に考慮することの重要性が認識されてきた。株主総会への選任提案について、監査役会は、指名委員会の推奨や、監査役会の女性比率および男性比率がいずれも30%以上であることを求める法律上の要件を考慮する。すなわち、新たな監査役会メンバーの選任または今後欠員となるメンバーの後任の任命のための候補者を検討する際には、適格性のある女性は候補者選定プロセスに含まれ、選任提案において適切に考慮される。2022年度末現在で、従業員代表側と株主代表側の双方において、3名の女性と7名の男性が監査役会メンバーとなっている。したがって、何年も前から現在に至るまで、法定の最低限である30%を満たしていることになる。

年齢構成は多様で、2022年度末現在で38歳から67歳までおり、一般的な定義によるところの3世代に及ぶ。ドイツ銀行の監査役会メンバーとしての経験年数は、2022年度末現在で1年未満から約20年となっている。

メンバーの学歴および職務経歴には、銀行業務、企業経営、経済、監査、法律、ドイツ研究、政治、電子工学および医療が含まれる。監査役会メンバーの経歴は、当行のウェブサイト ([www.db.com/ir/en/supervisory-board.htm](http://www.db.com/ir/en/supervisory-board.htm)) において公表されている。

監査役会メンバーは、同時に主要な競合他社の経営陣として職務を執行し、またはこれに対する監督義務のある職務に就かない。監査役会メンバーに関する一時的なものではない重大な利益相反は、当該メンバーの監査役としての任期の終了をもたらす。監査役会メンバーは、ドイツ銀行法 (KWG) 第25d条により、またドイツ・コーポレート・ガバナンス規則 (CGCG) 第C.4条および第C.5条に基づく勧告により、認められる数を超える数の監査役会メンバーまたは同様の要件を有する会社の監督機関のメンバーの職に就いてはならない。前年度においてこれらの要件は充足されていた。

監査役会の一部のメンバーは、当行が取引関係を有する他の会社において高い地位に就いているかまたは前年においてこれに就いていた。これらの会社との取引は、無関係の第三者との取引と同一の条件で実行された。取締役会および監査役会の意見では、これらの取引は当該相手方に関係を有する監査役会メンバーの独立性に影響を及ぼすものではない。

2022年には、監査役会の下に、会長統括委員会、指名委員会、監査委員会、リスク委員会、規制当局監視委員会 (旧インテグリティ (健全性) 委員会)、報酬管理委員会、戦略およびサステナブル委員会 (旧戦略委員会) ならびにテクノロジー・データおよびイノベーション委員会の8つの常設委員会と、必要な場合に会合が開かれる仲裁委員会が設置されていた。

#### 会長統括委員会

会長統括委員会は、2022年において13回開催された。現地で3回、ビデオ会議で10回開催された。当委員会は、コーポレート・ガバナンスおよび監査役会間の継続的な議題およびその準備に加え、取締役会および監査役会に関する事項を深く取り上げた。これには、指名委員会と協議の上、取締役会の任期の延長、参照事項の改訂版の作成および株主総会準備のための議題を包括的に取り扱ったことが含まれる。会長統括委員会では、会議日程、研修施策、監査役会のための新たなデータルームの導入および様々な特別課題についても取り上げた。当委員会はさらに、取締役会メンバーの職務権限、取締役会 (元)メンバーの費用負担および当行によるTier 1 資本商品の発行についても言及した。

#### 指名委員会

指名委員会は6回開催された。現地で1回、ビデオ会議で5回開催された。2022年において、指名委員会は、法令上および規制上の要求事項を考慮しつつ、取締役会および監査役会の後継者計画について広範に検討した。これに関連して、指名委員会は会長統括委員会と協議の上、2022年に懸案となっていた取締役会人事の任命更新の準備を行った。さらに当委員会は、株主代表の推薦に基づき、株主総会において監査役会がイングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) 氏を監査役会メンバーに選任するよう提案することを決議した。また、当委員会は、監査役会委員会の委員構成、監査役会および取締役会の新メンバーの任命、取締役会の研修施策のさらなる発展、当行の内部方針および手続の定期的な見直しならびに監査役会メンバーおよび取締役会メンバーの適正 (「適合性」) に関する話題も取り上げた。その他、監査役会および取締役会の年次評価、取締役会の女性比率の目標値に関する法改正ならびに当行の上級管理職の多様性の推進等が行われた。

#### 報酬管理委員会

報酬管理委員会は2022年に6回開催された。現地で2回、ビデオ会議で4回開催された。当委員会では、取締役会および従業員に対する報酬制度の仕組みの監視について、特に重点を置いている。当委員会は、2022年の目標および2021年の取締役会の変動報酬を決定するための提案を提出した。また、当委員会は、取締役会の人事異動1件に対応し、それに伴う個人目標の調整を行った。さらに、報酬に関する規制の動向および規制の結果について検討し、取締役会（元）メンバーの変動報酬の要素の停止、没収、クローバックの前提条件の有無の検討にも取り組んだ。また、必要な範囲で、監査役会全体会議に提出する決議案を採択し、決議案に関する推奨事項を作成した。2022年7月における取締役会の参照事項の調整を通じて、当委員会は、コンシクエンス・マネジメントの議題も取り上げた。もう一つの焦点は、取締役会および監査委員会の報酬に関する報酬報告書への対応であった。株主権指令実施法II（ARUG II）およびドイツ株式会社法（AktG）第162条に基づく法的要件の変更にに基づき、報酬報告書は2022年の株主総会での承認のために初めて提出され、その後、監査意見書とともに公表されることになっていた。さらに、当委員会は、重要なリスク・テイクの特定、2021会計年度の変動報酬総額の決定ならびにコンプライアンスおよびリスク機能の責任者の報酬に関する決定を監視した。

#### 委員会への出席率

監査役会メンバーの監査役会およびメンバーとなっていた委員会の会議への出席状況は以下のとおりである。会議への出席は対面またはビデオ会議で行われ、電話での出席はなかった。

会議数 / 出席率 (%)	総会		会長統括委員会		リスク委員会		監査委員会		指名委員会	
	数 / (%)		数 / (%)		数 / (%)		数 / (%)		数 / (%)	
パウル・アッハライトナー (Dr. Paul Achleitner) 監査役会会長 (2022年5月19日まで)	3/3	100	6/7	86	3/3	100	3/3	100	3/3	100
アレキサンダー・ワイナント (Alexander Wynaendts) 監査役会会長 (2022年5月19日から)	5/5	100	6/6	100	3/3	100	3/3	100	3/3	100
ルードヴィヒ・ブロマイヤー・バルテン スタイン (Ludwig Blomeyer-Bartenstein)	8/8	100			6/6	100				
メイリー・クラーク (Mayree Clark)	8/8	100			6/6	100			6/6	100
ヤン・ドゥシェック (Jan Duscheck)	8/8	100			6/6	100				
マンジャ・エイファート (Manja Eifert) (2022年4月7日から)	6/6	100					2/2	100		
ゲルハルト・エッセルベック (Dr. Gerhard Eschelbeck) (2022年5月19日まで)	3/3	100								
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel)	8/8	100								
ティモ・ハイダー (Timo Heider)	8/8	100								
マルティーナ・クレ (Martina Klee)	8/8	100								
ヘンリエット・マルク (Henriette Mark) (2022年3月31日まで)	2/2	100					2/2	100		
ガブリエル・プラツチャー (Gabriele Platscher)	7/8	88					6/6	100		
デトレフ・ポラスチェック (Detlef Polaschek) 監査役会副会長	6/8	75	11/13	85			6/6	100	6/6	100
ベルント・ローゼ (Bernd Rose)	7/8	88					5/6	83		

イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) (2022年5月19日から)	5/5	100								
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain)	8/8	100								
ミシェル・トロニー (Michele Trogni)	8/8	100			6/6	100				
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel)	8/8	100					6/6	100		
シュテファン・フィアテル (Stefan Viertel)	7/8	88			5/6	83	5/6	83		
テオドル・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer)	8/8	100					6/6	100		
フランク・ウェルニッケ (Frank Werneke)	8/8	100	12/13	92					6/6	100
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Professor Dr. Norbert Winkeljohann) 監査役会副会長	8/8	100	11/13	85	6/6	100	6/6	100	6/6	100
フランク・ヴィッター (Frank Witter)	8/8	100					5/6	83		
合計		97		88		98		95		100

会議数/出席率(%)	報酬管理委員会		規制当局監視委員会		戦略およびサステナブル委員会		テクノロジー・データおよびイノベーション委員会		合計	
	数/(%)		数/(%)		数/(%)		数/(%)		数/(%)	
パウル・アッハライトナー (Dr. Paul Achleitner) 監査役会会長(2022年5月19日まで)	4/4	100	3/3	100	1/1	100	2/2	100	28/29	97
アレクサンダー・ワイナント (Alexander Wynaendts) 監査役会会長(2022年5月19日から)	2/2	100	3/3	100	2/2	100	3/3	100	30/30	100
ルードヴィヒ・ブロマイヤー・バルテン スタイン (Ludwig Blomeyer-Bartenstein)			6/6	100					20/20	100
メイリー・クラーク (Mayree Clark)					3/3	100			23/23	100
ヤン・ドゥシェック (Jan Duscheck)							5/5	100	19/19	100
マンジャ・エイファート (Manja Eifert) (2022年4月7日から)									8/8	100
ゲルハルト・エッセルベック (Dr. Gerhard Eschelbeck) (2022年5月19日まで)							2/2	100	5/5	100
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel)			6/6	100					14/14	100
ティモ・ハイダー (Timo Heider)			6/6	100	3/3	100			17/17	100
マルティーナ・クレー (Martina Klee)							5/5	100	13/13	100

ヘンリエッテ・マルク (Henriette Mark) (2022年3月31日まで)					1/1	100			5/5	100
ガブリエル・プラッチャー (Gabriele Platscher)			6/6	100					19/20	95
デトレフ・ポラシェック (Detlef Polaschek) 監査役会副会長	6/6	100			3/3	100			38/42	90
ベルント・ローゼ (Bernd Rose)	5/6	83					4/5	80	21/25	84
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) (2022年5月19日から)							2/2	100	7/7	100
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain)					3/3	100			11/11	100
ミシェル・トロニ (Michele Trogni)					3/3	100	5/5	100	22/22	100
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel)	6/6	100	6/6	100					26/26	100
シュテファン・フィアテル (Stefan Viertel)					1/1	100			18/21	86
テオドル・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer)									14/14	100
フランク・ウェルニッケ (Frank Werneke)	6/6	100			3/3	100			35/36	97
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Professor Dr. Norbert Winkeljohann) 監査役会副会長	2/2	100							39/41	95
フランク・ヴィッター (Frank Witter)									13/14	93
合計		97		100		100		97		96

(2) 【役員状況】

男性20名、女性9名(役員のうち女性の比率31.0%)(提出日現在)

取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの略歴

(取締役会)

氏名 (生年月日)	役職(担当)	略歴 初回就任年 任期満了年	所有株式数 (株)(注1)
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) (1970年4月24日)	取締役会会長(CEO)	1989年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2026年	222,171
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke) (1969年4月18日)	プレジデント、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO)	2017年入行 2017年取締役就任 任期満了年:2026年	74,753
カール・フォン・ローア (Karl von Rohr) (1965年10月16日)	プレジデント、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメント統括責任者	1997年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2023年	30,058
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli) (1973年4月14日)	コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク統括責任者	2004年入行 2019年取締役就任 任期満了年:2025年	149,473
ベルント・ロイケルト (Bernd Leukert) (1967年5月31日)	チーフ・テクノロジー・データ・アンド・イノベーション・オフィサー	2019年入行 2020年取締役就任 任期満了年:2025年	9,477



アレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン (Alexander von zur Mühlen) (1975年8月6日)	アジア太平洋地域チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	1998年入行 2020年取締役就任 任満了年：2026年	359,655
レベッカ・ショート (Rebecca Short) (1974年11月10日)	チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー	1998年入行 2021年取締役就任 任満了年：2024年	51,299
シュテファン・シモン(注2) (Stefan Simon) (1969年9月12日)	チーフ・アドミニストレーティブ・オフィサー	2019年入行 2020年取締役就任 任満了年：2026年	0
オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron) (1971年6月1日)	チーフ・リスク・オフィサー (CRO)	2022年入行 2022年取締役就任 任満了年：2025年	0

(注1) 特に記載のない限り、2023年2月10日現在の所有株式数を記載している。

(注2) シュテファン・シモン氏は、2016年8月から2019年7月31日まで監査役会メンバーであった。

取締役全員の業務上の住所は、ドイツ、60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12である。

取締役は、当行の事業遂行について共同で責任を負っている。取締役会は、法律、定款または取締役会の参照事項により取締役会の決議によることが要請されているすべての事項について決議する。取締役会は、そのメンバーの過半数をもって決議の定足数を構成する。取締役会の決議は、決議に加わった取締役の過半数によって決せられる。賛否同数の場合は、取締役会議長の投票により決せられる。

取締役は、法律および取締役会の参照事項の許容する範囲内で、他の会社の監査役を兼任することができる。

(監査役会)

氏名 (生年月日)	役職/担当	略歴 / 初回就任年 / 任満了年	所有株式数 (株) (注1)
アレキサンダー・ワイナント (Alexander Wynaendts) (1960年8月1日)	監査役会会長	初回就任年：2022年 任満了年：2026年	0
フランク・シュルツ(*) (Frank Schulze) (1968年3月9日)	監査役会副会長	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2023年 任満了年：2028年	577 (注2)
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) (1957年11月5日)	監査役会副会長	ノールベルト・ヴィンケルヨハン・アドバイザー・アンド・インベストメンツ (Norbert Winkeljohann Advisory & Investments) 企業コンサルタント 初回就任年：2018年 任満了年：2027年	0
スザンネ・ブライト(*) (Susanne Bleidt) (1967年4月11日)	-	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2023年 任満了年：2028年	0 (注3)
メイリー・クラーク (Mayree Clark) (1957年3月9日)	-	監査役会メンバー 初回就任年：2018年 任満了年：2027年	109,444
ヤン・ドゥシェック(*) (Jan Duscheck) (1984年12月18日)	-	フェル・デイ労働組合 (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft) ナショナル・ワーキング・グループ・パンキング責任者 初回就任年：2016年 任満了年：2028年	0
マンジャ・エイファート(*) (Manja Eifert) (1971年12月18日)	-	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2022年 任満了年：2028年	103
クラウディア・フィーバー(*) (Claudia Fieber) (1966年10月21日)	-	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2023年 任満了年：2028年	319 (注2)
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel) (1959年9月12日)	-	元ドイツ連邦政府大臣 初回就任年：2020年 任満了年：2025年	0
ティモ・ハイダー(*) (Timo Heider) (1975年5月9日)	-	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2013年 任満了年：2028年	0

ビルギット・ローメン(*) (Birgit Laumen) (1983年2月4日)	-	フェル・デイ労働組合秘書 初回就任年:2023年 任期満了年:2028年	0(注4)
ゲルリンデ M. シーベルト(*) (Gerlinde M. Siebert) (1967年9月21日)	-	ドイツ銀行ガバナンスのグローバル責任者 初回就任年:2023年 任期満了年:2028年	4,056(注5)
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) (1962年11月3日)	-	エイカー・アセット・マネジメントAS(Aker Asset Management AS) チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 初回就任年:2022年 任期満了年:2026年	0
ステファン・アロイシウス・ツカルスキー(*) (注6) (Stephan-Aloysius Szukalski) (1967年1月27日)	-	ドイツ銀行従業員協会(ドイツチャー・バンクアングেশユテルデン・フェアバンド:DBV)(Deutscher Bankangestellten-Verband:DBV) 連合会長 初回就任年:2023年 任期満了年:2028年	0(注7)
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain) (1955年5月26日)	-	監査役会メンバー 初回就任年:2018年 任期満了年:2027年	100,000
ユルゲン・テーゲル(*) (Jürgen Tögel) (1968年4月26日)	-	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年:2023年 任期満了年:2028年	993(注8)
ミシェル・トロニ (Michele Trogni) (1965年6月18日)	-	ジニア・コーポレート・ホールディングスLLC(Zinnia Corporate Holdings LLC) チーフ・エグゼクティブ・オフィサーおよびエルドリッジ(Eldridge) オペレーティング・パートナー 初回就任年:2018年 任期満了年:2027年	15,000
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) (1966年4月19日)	-	監査役会メンバー 初回就任年:2019年 任期満了年:2025年	0
テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) (1959年12月21日)	-	ドイツ取引所AG(Deutsche Börse AG) CEO 初回就任年:2020年 任期満了年:2025年	108,000
フランク・ヴィッター (Frank Witter) (1959年5月29日)	-	監査役会メンバー 初回就任年:2021年 任期満了年:2025年	0

(\*) 従業員代表

(注1) 特に記載のない限り、2023年2月10日現在の所有株式数を記載している。

(注2) 2023年4月20日現在の所有株式数を記載している。

(注3) 2023年4月26日現在の所有株式数を記載している。

(注4) 2023年4月24日現在の所有株式数を記載している。

(注5) 2023年5月17日現在の所有株式数を記載している。また、ゲルリンデ M. シーベルト氏は、2023年5月17日現在、1,117.07の制限付株式報奨(REA)も所有している。

(注6) ステファン・アロイシウス・ツカルスキー氏は、2013年から2015年までおよび2018年から2020年まで監査役会メンバーであった。

(注7) 2023年4月18日現在の所有株式数を記載している。また、ステファン・アロイシウス・ツカルスキー氏は、2023年4月18日現在、1,500のDWS株式を所有している。

(注8) 2023年4月25日現在の所有株式数を記載している。

## 役員の報酬

### 取締役の報酬

ドイツ会計基準第17号の規定に従って、取締役会メンバーは、2022年度の報酬として総額52,870,209ユーロ(2021年度:49,984,668ユーロ)を受け取った。このうち、26,981,982ユーロ(2021年度:26,467,225ユーロ)が固定報酬、1,300,000ユーロ(2021年度:1,300,000ユーロ)が固定手当、1,119,403ユーロ(2021年度:1,115,438ユーロ)が付加給付および23,468,824ユーロ(2021年度:21,102,005ユーロ)が業績連動項目であった。

監査役会は、2022年の上記の報酬を、各人について以下のとおり決定した。

					2022年	
単位:ユーロ	基本給(注1)	短期報奨	長期報奨	報酬総額	目標報酬総額	目標に対する比率

クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	3,600,000	2,754,810	2,578,932	8,933,742	9,000,000	99%
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	2,900,000	2,120,115	2,053,594	7,073,709	7,200,000	98%
カール・フォン・ローア (Karl von Rohr)	3,000,000	2,165,240	2,101,352	7,266,592	7,400,000	98%
ファブリツィオ・カンペッリ (Fabrizio Campelli)	2,466,667	2,053,188	1,966,038	6,485,893	6,583,334	99%
ベルント・ロイケルト (Bernd Leukert)	2,400,000	1,908,550	1,958,078	6,266,628	6,500,000	96%
アレクサンダー・フォン・ ツァ・ミュレン (Alexander von zur Mühlen)	2,400,000	1,891,023	1,958,078	6,249,101	6,500,000	96%
クリスティアナ・ライリー (Christiana Riley)	2,400,000	1,803,385	1,958,078	6,161,463	6,500,000	95%
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	2,400,000	1,966,975	1,958,078	6,325,053	6,500,000	97%
シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon)	2,400,000	1,900,760	1,958,078	6,258,838	6,500,000	96%
オリヴィエ・ヴィニユロン (注2) (Olivier Vigneron)	1,473,333	1,064,039	1,303,173	3,840,545	3,990,278	96%
スチュアート・ルイス(注3) (Stuart Lewis)	1,166,667	798,000	835,765	2,800,432	2,916,667	96%
合計	26,606,667	20,426,085	20,629,244	67,661,996	69,590,279	97%

(注1)「基本給」の列には、監査役会によって設定された目標額が、比較のためユーロ建てで表示されている。実際の受領額は、取締役会メンバーのアレクサンダー・フォン・ツァ・ミュレンおよびクリスティアナ・ライリーについては為替変動のため、ベルント・ロイケルトについては委任契約による報酬と相殺されているため、この目標額とは異なっている。

(注2)2022年5月20日就任。

(注3)2022年5月19日退任。2022年5月31日までのサービス契約期間に応じて按分。

制限付株式報奨(REA)の形で2023年に取締役会メンバーに付与された2022年度の株式報奨数は、それぞれのユーロ建て金額を2023年2月の最終10取引日におけるXetraのドイツ銀行株式終値の平均または2023年2月28日のXetraの終値(11.800ユーロ)のいずれか高い方の金額で除して計算された。

制限付株式報奨  
(追加の保有期間を含む繰延)  
(株)(注1)

取締役会メンバー	
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	226,006
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	176,852
カール・フォン・ローア (Karl von Rohr)	180,788
ファブリツィオ・カンペッリ (Fabrizio Campelli)	170,306
ベルント・ロイケルト (Bernd Leukert)	165,939
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミュレン (Alexander von zur Mühlen)	165,939
クリスティアナ・ライリー (Christiana Riley)	165,939
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	166,316
シュテファン・シモン (Prof. Dr. Stefan Simon)	165,939
オリヴィエ・ヴィニユロン(注2) (Olivier Vigneron)	110,438
スチュアート・ルイス(注3) (Stuart Lewis)	70,828

合計	1,765,289
----	-----------

(注1) 表示目的のために、制限付株式報奨の数値は四捨五入されている。

(注2) 2022年5月20日就任。

(注3) 2022年5月19日退任。

#### 監査役の報酬

監査役会メンバーの報酬の原則は当行の定款に定められている。報酬規定は、2013年に新たに策定され、2022年5月19日の年次株主総会の決議で最終改定が行われ、2022年7月20日に発効した。監査役会メンバーには固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決定された報酬のうち75%は、翌年の最初の3か月の間に明細を提出後、各監査役に対して支払われる。同時に残りの25%については、定款の規定に従って当行によって当行株式(仮想株式)へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役会からの退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役会メンバーに対して支払われるが、各監査役会メンバーが解任を正当化する重大な理由により退任しないことを条件とする。期中に監査役会メンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して(1か月未満の端数は四捨五入)で支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該年度の報酬の25%に失効規定が適用される。2022年度に関して、監査役会メンバーは総額6,833,333ユーロ(2021年度:6,520,833ユーロ)の報酬を受け取り、そのうち5,260,417ユーロは定款の規定に従って2023年の春に支払われる(2022年度:4,965,625ユーロ)。

監査役会の各メンバーは、2022年度について以下の報酬(付加価値税を除く。)を受領した。以下の表は、監査役会メンバーに対してドイツ株式会社法(AktG)第162条第(1)項第1文に基づき、2022年度に支払われた、または支払われるべき報酬を示している。

監査役会メンバー	2022年度報酬				報酬総額 単位:ユーロ
	基本給 単位:ユーロ	基本給 単位:%	委員会の報酬 単位:ユーロ	委員会の報酬 単位:%	
アレクサンダー・ワイナツ (注1) (Alexander Wynaendts)	116,667	24	379,167	76	495,833
パウル・アッハライトナー (注2) (Dr. Paul Achleitner)	83,333	22	291,667	78	375,000
デトレフ・ポラシェック (Detlef Polaschek)	150,000	33	300,000	67	450,000
ルードヴィヒ・ブロマイヤー・ バルテンスタイン (Ludwig Blomeyer- Bartenstein)	100,000	33	200,000	67	300,000
メイリー・クラーク (Mayree Clark)	100,000	23	329,167	77	429,167
ヤン・ドゥシェック (Jan Duscheck)	100,000	33	200,000	67	300,000
マンジャ・エイファート(注 3) (Manja Eifert)	75,000	64	41,667	36	116,667
ゲルハルト・エッセルベック (注2) (Dr. Gerhard Eschelbeck)	41,667	40	62,500	60	104,167
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel)	100,000	50	100,000	50	200,000
ティモ・ハイダー (Timo Heider)	100,000	32	208,333	68	308,333
マルティーナ・クレ (Martina Klee)	100,000	50	100,000	50	200,000
ヘンリエッテ・マルク(注4) (Henriette Mark)	25,000	40	37,500	60	62,500
ガブリエル・プラツチャー (Gabriele Platscher)	100,000	33	200,000	67	300,000
ベルント・ローゼ (Bernd Rose)	100,000	29	250,000	71	350,000
イングヴィ・スリングスタッド (注2) (Yngve Slyngstad)	58,333	58	41,667	42	100,000

ジョン・アレクサンダー・ セイン (John Alexander Thain)	100,000	50	100,000	50	200,000
ミシェル・トロニ (Michele Trogni)	100,000	22	350,000	78	450,000
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel)	100,000	22	350,000	78	450,000
シュテファン・フィアテル (Stefan Viertel)	100,000	31	220,833	69	320,833
テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer)	100,000	50	100,000	50	200,000
フランク・ウェルニッケ (Frank Werneke)	100,000	33	200,000	67	300,000
ノールベルト・ヴィンケルヨ ハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann)	120,833	23	400,000	77	520,833
フランク・ヴィッター (Frank Witter)	100,000	33	200,000	67	300,000
合計	2,170,833	32	4,662,500	68	6,833,333

(注1) 2022年5月19日就任。

(注2) 2022年5月19日退任。

(注3) 2022年4月7日就任。

(注4) 2022年3月31日退任。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査および統制

#### 監査委員会における財務専門家

監査役会は、その監査委員会のメンバーであるダグマー・バルカルセル、テオドール・ヴァイマー、ノールベルト・ヴィンケルヨハン、フランク・ヴィッターおよびアレクサンダー・ワイナンツが、2002年サーベンス・オクスレー法第407条に基づき米国証券取引委員会が制定している規則に定義される「監査委員会における財務専門家」とであると判断した。これらの監査委員会における財務専門家は、1934年米国証券取引所法のルール10A-3の定義に基づき、当行から「独立」している。

また監査役会は、ドイツ株式会社法 (AktG) 第107条第(4)項および第100条第(5)項ならびにドイツ銀行法 (KWG) 第25d条第(9)項に基づき、ダグマー・バルカルセル、テオドール・ヴァイマー、ノールベルト・ヴィンケルヨハン、フランク・ヴィッターおよびアレクサンダー・ワイナンツが財務会計および財務書類の監査において専門家としての知識を有していると判断した。

ダグマー・バルカルセルは、アンドバンク・アセット・マネジメント・ルクセンブルグS.A. (Andbank Asset Management Luxembourg S.A.) およびバークレイズ・ヴィダ・イ・ペンションS.A.U. (Barclays Vida y Pensiones, S.A.U.) の取締役会会長としての長年の経験、ならびにアンティン・インフラストラクチャー・パートナーズS.A. (Antin Infrastructure Partners S.A.) の取締役会メンバーとしての現在の職務を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。テオドール・ヴァイマーは、ヒポ・フェラインス銀行 (HypoVereinsbank) / ユニクレジットAG (UniCredit AG) のチーフ・エグゼクティブ・オフィサー、ERGOグループAG (ERGO Gruppe AG) の監査委員会の元メンバーとしての長年の経験ならびにドイツ取引所の執行委員会委員長としての現在の職務を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。ノールベルト・ヴィンケルヨハンは、監査役としての教育および訓練ならびに様々な監査法人での監査役として、またPwCヨーロッパSE (PwC Europe SE) の取締役会会長としての長年の経験を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。フランク・ヴィッターは、フォルクスワーゲンAG (Volkswagen AG) のチーフ・ファイナンシャル・オフィサーおよびフォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービズAG (Volkswagen Financial Services AG) の取締役会会長としての長年の経験を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。アレクサンダー・ワイナンツは、エイゴンN.V. (Aegon N.V.) のチーフ・エグゼクティブ・オフィサーならびに取締役会および執行委員会の会長としての長年の経験を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。

#### 報酬管理委員会における報酬専門家

ドイツ銀行法（KWG）第25d条第(12)項に基づき、報酬管理委員会のメンバーのうち少なくとも1名は、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、十分な専門知識および専門家としての経験を有していなければならない。監査役会は、報酬管理委員会の勧告に基づき、ダグマー・バルカルセル、アレキサンダー・ワインツおよびノールベルト・ヴィンケルヨハンを報酬管理委員会における報酬専門家に指名することを決議した。各氏はいずれも、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、専門知識および専門家としての経験を有しており、よってドイツ銀行法（KWG）第25d条第(12)項の要件を満たしている。

ダグマー・バルカルセルは、とりわけ、バークレイズPLC（Barclays PLC）の西ヨーロッパ地域の法務部責任者を務めた経験から、レピュテーション・リスクを含む報酬体系に関する包括的な法務経験を有している。

アレキサンダー・ワインツおよびノールベルト・ヴィンケルヨハンは、取締役会会長およびチーフ・エグゼクティブ・オフィサーまたはそのいずれかとしての長年の経験に基づき、リスク管理およびリスク統制の分野において、十分な専門知識および専門家としての経験を有している。

#### ドイツ銀行およびドイツ銀行グループの価値観およびリーダーシップの原則

##### ドイツ銀行グループ行動規範およびシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範

ドイツ銀行グループの行動規範は、ドイツ銀行の取締役会および従業員の全員が従うことが期待される行動に関する目的、価値観、信念および最低基準を定めたものである。これらの価値観および基準は、従業員とドイツ銀行の顧客、競合他社、ビジネス・パートナー、政府当局、規制当局および株主ならびに他の従業員とのやり取りを規律する。また当該規範は、適用法令の遵守に関する指針を定めるドイツ銀行の方針の基礎を形成する。

2002年サーベンス・オクスレー法第406条に基づき、当行は、「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」に適用される特別な義務を伴うドイツ銀行およびドイツ銀行グループのシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範を採択した。現在、シニア・ファイナンシャル・オフィサーは、取締役会会長、チーフ・ファイナンシャル・オフィサーおよびその他のシニア・ファイナンシャル・オフィサーにより構成されている。2022年において、当該倫理規範の変更や適用除外はなかった。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループの行動規範およびシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範の最新版は、当行のウェブサイト（[www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm)）から入手可能である。

##### ドイツ銀行およびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行は、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みの明確化、実施および監督を行うためグループ・ガバナンス機能を設置し、グループ全体にわたってそのガバナンス機能を履行する。グループ・ガバナンスは、優れたコーポレート・ガバナンスの主要な要素に沿った明確な組織構造に焦点を絞りつつ、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループ内のコーポレート・ガバナンス上の問題に取り組む。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループは、国際基準および法律上の規定に従って、コーポレート・ガバナンスの枠組みを確立することに注力している。この目的の達成において、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループは、明確なコーポレート・ガバナンス原則を設定した。

コーポレート・ガバナンスに関する詳細は、当行のウェブサイト（[www.db.com/ir/en/corporate-governance.htm](http://www.db.com/ir/en/corporate-governance.htm)）において公表されている。

#### 関連当事者間取引

関連当事者間取引に関する情報は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 注記36 関連当事者との取引」の項に記載されている。

## 内部統制の実効性

内部統制の実効性に関する情報は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 財務報告に係る内部統制」の項に記載されている。

## ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の遵守

当行は、ドイツ法に基づき、毎年適合宣言を公表することにより、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告の遵守および遵守しない場合の理由について宣言している。また、年次報告書の一部であるコーポレート・ガバナンス・ステートメントは、当行のコーポレート・ガバナンス組織についてのさらなる詳細を提供している。適合宣言は、当行のウェブサイト (<https://investor-relations.db.com/corporate-governance/documents/index#show-content-of-declarations-of-conformity>) から入手可能である。

## 会計監査の状況

当行の主たる会計監査人（外国監査公認会計士）は、ドイツ法に従い、当行の年次株主総会において監査役会の提案に基づいて選任される。当行監査役会の監査委員会が、当該提案を準備する。主たる会計監査人の選任後、監査委員会が契約を締結し、その単独の権限において監査の条件および範囲ならびに監査契約に係るすべての報酬について承認を行うとともに、主たる会計監査人の独立性を監視する。アーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー監査法人（Ernst & Young GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft - 「EY」）は、2021事業年度および2022事業年度それぞれにおいて、当行の主たる会計監査人であった。

## 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

（単位：百万ユーロ（百万円））

区分	前連結事業年度		当連結事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社（注1）	44 (6,602)	0 (0)	50 (7,502)	0 (0)
連結子会社 （注2）	18 (2,701)	2 (300)	18 (2,701)	1 (150)
計	62 (9,302)	2 (300)	68 (10,203)	1 (150)

（注1）当行の監査報酬管理の方法により、当該項目は当行のドイツ国内の本店および支店に関する情報から成る。

（注2）当行の監査報酬管理の方法により、当該項目には当行の海外支店に関する情報も含まれている。

## その他重要な報酬の内容

ドイツ銀行の連結子会社の大多数は、監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬を、EYと同じ会計事務所グループに所属する会計士に支払っているが、そこにはEYによる監査を受けていないDWSとその子会社に関する報酬は含まれていない。

## 外国監査公認会計士等の提出会社および連結子会社に対する非監査業務の内容

EYの提出会社および連結子会社に対する非監査業務には、納税申告書の作成および検討ならびにコンプライアンスに係る支援および助言、当行グループのタックスプランニング戦略および施策に関する税務相談および助言、税法および規制に係るコンプライアンス評価の支援等の税務関連業務が含まれている。

## 監査報酬の決定方針

当行の主たる会計監査人への業務委託は、当行の監査委員会により事前に承認されるかまたは監査委員会が採用する方針および手続に従う必要がある。

( 4 ) 【役員の報酬等】

該当事項なし。取締役および監査役の報酬については上記「( 2 ) 役員の状況」の項を参照のこと。

( 5 ) 【株式の保有状況】

該当事項なし



## 第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行（以下「当行」という。）の邦文の財務書類ならびに当行および連結子会社（以下、合わせて「当行グループ」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において開示された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の英訳を日本語に翻訳したものに、下記の円換算額を併記したものである。当行グループは、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して連結財務書類を作成している。当行の個別財務書類はドイツ商法に準拠して作成されている。当行および当行グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2023年5月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝150.04円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本とドイツ連邦共和国との会計原則および報告実務の主要な相違については、第6の「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー監査法人（ドイツ連邦共和国における独立監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。それらの監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

## 1【財務書類】

## (1) 連結財務書類

## マネジメント・レポート

## 経営および財務の概況

以下の説明および分析は、連結財務諸表および関連の注記と併せて読むべきものである。ドイツ銀行の経営および財務の概況には、国際財務報告基準（IFRS）第8号「事業セグメント」で要求される純収益の構成単位に係るセグメント別の経営成績および企業全体の開示に関する定量的および定性的開示が含まれている。IFRS第8号に基づく追加的な事業セグメントの開示は、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。将来の事象に関する記述は「見通し」の項に開示されている。

## 概要

## 世界経済

経済成長（％） <sup>1</sup>	2022年 <sup>2</sup>	2021年 <sup>3</sup>	主な要因
世界経済	3.3	6.2	2022年度下半期の世界経済は堅調であった。年度末に向けて勢いを失ったものの、工業生産と貿易は拡大した。ウクライナでの戦争の経済的影響は依然として厳しいものであったが、パンデミック状況からの改善が下支えした。消費者物価は大きく上昇し、一部の地域では歴史的な物価水準に達した。ただし、2022年度末までにピークを過ぎた可能性がある。
このうち：先進国	2.7	5.3	先進国は回復力を見せたものの、年度末にかけて勢いを失った。個人消費は消費者物価の急上昇により抑制されたが、供給不足の緩和と輸送コストの低下がGDPの成長を下支えした。特にヨーロッパでは、ウクライナでの戦争の波及効果により価格圧力が高まった。インフレに対抗するために、中央銀行は金融政策を大幅に引き締めた。
このうち：新興国市場	3.7	6.9	新興市場経済は2022年度下半期において、特にアジアだけでなくラテン・アメリカでも堅実に拡大した。エネルギー価格の下落と先進国からの安定した需要が追い風となった。中央銀行は金融引き締め策を継続した。
ユーロ圏経済	3.5	5.3	ユーロ圏経済は2022年度下半期に力強いスタートを切ったが、年度末にかけて勢いが鈍化した。エネルギー価格は、第4四半期にインフレ率を過去最高まで押し上げた。購買力の低下が個人消費の足を引っ張り、高いエネルギーコストは工業生産に打撃を与えた。景気拡大策が下支えとなった。欧州中央銀行（ECB）は、インフレの勢いを削ぐために主要金利を引き上げた。
このうち：ドイツ経済	1.8	2.6	ドイツ経済は、化石燃料の供給における地政学的な変化に適応した。ガスの配給は行われず、貯蔵レベルは順調に推移した。消費者物価のインフレ率は急上昇し、2022年度下半期には過去最高値に達した。2022年度末にかけて勢いが鈍化したものの、財政措置により成長の深刻な落ち込みは回避された。労働市場は安定に寄与した。
米国経済	2.1	5.9	米国経済は当年度下半期に力強く拡大した。労働市場は依然として非常に逼迫しており、エネルギー価格と相まってインフレ率の急上昇の一因となった。米国連邦準備制度理事会は、インフレの勢いを削ぐために、主要な金利を繰り返し大幅に引き上げた。物価上昇、財政支援の減少、財政・金融引き締め策により、GDP成長率は2022年度末にかけて失速した。

日本経済	1.1	2.2	政府が厳格なパンデミック対策を緩和した後、国内需要が急増した。入国規制の緩和により、観光客も再び増加した。日本銀行は景気拡大政策により景気回復を下支えした。インフレ率は上昇したものの、他の先進国ほどの上昇ではなかった。
アジア経済 <sup>4</sup>	4.2	7.3	アジア経済は、特に中国経済の回復の恩恵を受けて、引き続き拡大した。国外の貿易パートナーが非常に順調に発展したこともプラスの影響をもたらした。消費者物価は急上昇したが、2022年度末にピークに達した可能性がある。中央銀行は金融引き締め策を継続した。
このうち：中国経済	3.0	8.4	中国経済は2022年度下半期にかけて徐々に回復した。COVID関連の規制が大幅に緩和されたことで、年度末にはプラスの勢いが生じた。しかしながら、不動産市場が引き続き逆風となっている。財政・金融政策がGDP成長率を下支えした。

1 年間実質GDP成長率（対前年比％）出典：別途記載のものを除き各国の当局。

2 出典：ドイツ銀行リサーチ。

3 パンデミックが経済に及ぼした影響を受け、2021年の経済データの一部は公的な統計機関により改訂されている。その結果、このデータは過年度に公表した数値とは異なる可能性がある。

4 中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、台湾、タイ、ベトナムを含むが、日本を除く。

## 銀行業界

2022年12月31日現在

前年比 成長率(%)	法人向け 貸出	個人向け 貸出	法人預金	個人預金	主な要因
ユーロ圏	5.5	4.0	4.6	3.3	法人向け貸出金の伸びは2022年度に力強く加速したが、年度末にかけて減速した。個人向け貸出は夏にピークに達し、その後、主な原動力である住宅ローンの伸びが金利の急上昇により押し下げられた。法人向けおよび個人向けの顧客預金の拡大は、いずれも年間を通じて鈍化した。
このうち： ドイツ	10.4	4.4	8.4	2.5	法人向け貸出金は、インフレ率の上昇による運転資金の必要性と、ウクライナでの戦争およびエネルギー価格の高騰に起因する流動性需要により、2022年度に過去最高の伸びを見せた。金利の急上昇により住宅ローンの融資が鈍化したため、個人向け貸出は緩やかに減速した。預金の伸びは、法人向けでは堅調を維持したものの、個人向けでは2022年度に過去最低水準にまで落ち込んだ。
米国	13.3	9.7	(1.0) <sup>1</sup>	(1.0) <sup>1</sup>	民間部門向けの貸出は、2022年度を通じて大幅に増加した。法人向け貸出金の残高は過去10年間でほぼ倍増した。ほぼ2桁の成長を遂げた2年間のパンデミックの後、預金合計の伸びは2022年度に失速し、預金残高は実質的に横ばいになった。それでも、2012年度以来ほぼ倍増している。
中国	13.1	5.4	6.7	17.3	個人向け貸出は2022年度に大幅に減少し、過去最低のペースとなったが、法人向け貸出は再び増加した。預金業務は、個人向けでは大幅に勢いを増し、法人向けでは概ね安定していた。

1 セクター別内訳は入手不能であるため、米国の預金合計である。

2022年度におけるグローバルのオリジネーションおよびアドバイザーの業界手数料プールは、過去最高であった2021年度を36%下回り、10年間にわたる成長サイクルが終了したことを示した。さらに、この減少は、2021年度における過去最高の公表取引高となった取引の実行から恩恵を受けたM&Aの手数料プールによって一部相殺された。債券オリジネーションおよび株式オリジネーションの減少は、再び非常に顕著であった。その主な要因は、世界的なエネルギー危機、労働力不足およびサプライチェーンの混乱によるインフレの急上昇とウクライナでの戦争によって引き起こされた、市場の不確実性とボラティリティであった。これらの要因が相まって、発行市場および流通市場で株式発行は過去最低となり、レバレッジ貸出とハイ・イールド債市場も影響を受け、2010年度以来最低の手数料プールを記録した。合併および買収(M&A)業界の手数料プールは2022年度も引き続き堅調であったが、公表される取引量は年間を通じて減少しているため、2023年度上半期に認識する受取手数料に影響を及ぼす見込みである。大規模なM&A取引、プライベート・エクイティおよび(とりわけ)テクノロジー/ヘルスケアといった米国市場の主要なドライバーが最も影響を受け、グローバルの手数料プールに占める米国のシェアが54%から46%に低下した。一方、ボラティリティと不確実性の増大が発行市場でのオリジネーションにマイナスの影響を及ぼし、流通市場における取引が活発化したために、債券および為替の収益プールは2022年度に大幅に増加した。世界で最も取引されている10通貨、金利、新興国市場およびコモディティの分野では取引が増加した。対照的に、年間を通じてスプレッドが一般的に拡大したため、クレジット・フローはより厳しい状況となったが、2022年度第4四半期にはこの傾向がわずかに反転している。ファイナンスの商品は、2021年度下半期から2022年度全体にかけて好調な勢いが概ね維持された。資本市場の活動が2022年度第4四半期に減速し始めたものの、顧客の需要は引き続き堅調であった。

## ドイツ銀行の業績

## ドイツ銀行の業績概要

## 2022年度

税引前利益	56億ユーロ	2021年度と比較して65%増。純収益は前年比7%増の272億ユーロ。利息以外の費用は5%減の204億ユーロ。費用収益比率は2021年度の85%から低下して75%。信用損失引当金繰入額は平均貸出残高の25ベース・ポイントに相当する12億ユーロ。
純利益	57億ユーロ	前年比2倍以上。米国での好調な業績に起因する繰延税金資産評価調整による税金ベネフィット14億ユーロを含む。配当金提案額は2021年度から50%増の1株当たり0.30ユーロ。
主要な財務目標の達成度	RoTE <sup>1</sup> : 9.4%  CET 1比率 : 13.4%  レバレッジ比率 : 4.6%	税引後平均株主資本利益率 (RoE) は8.4%。 コア・バンクの税引後RoTE <sup>1</sup> は11.3%、税引後平均株主資本利益率は10.0%。
コア・バンク	税引前利益 : 65億ユーロ	前年比37%増。純収益は7%増の272億ユーロ。利息以外の費用は3%減の195億ユーロ。
キャピタル・リリース・ユニット	レバレッジ・エクスポージャー : 220億ユーロ	2022年度も引き続きリスク圧縮とコスト削減を実現。レバレッジ・エクスポージャーは前年比43%減。利息以外の費用は36%減。

1 税引後平均有形株主資本利益率。

ドイツ銀行は、2022年度通年で57億ユーロの純利益を計上した。純利益は前年比で2倍以上となり、2007年度以来の最高額に達した。前年度の純利益が当行の米国事業の引き続き好調な業績を反映して274百万ユーロであったのに対し、2022年度の純利益には、年度末の繰延税金評価調整によるプラスの影響14億ユーロが含まれている。当行は、これらの経営成績は、ドイツ銀行の改革によるプラスの影響を示しており、中核となる強みに注力することで当行の収益性、バランスおよびコスト効率が大幅に向上したと考えている。当行は中核事業で収益を伸ばし、継続的にコスト削減を実現した。当年度の信用損失引当金繰入額は、厳しい経済状況にもかかわらず、2022年の目標値と同水準で着地した。バランスシートの限定的なリスク圧縮は、堅実な自己資本比率に貢献した。キャピタル・リリース・ユニットは2019年度から2022年度末にかけてリスク圧縮とコスト削減のマンデートを実行しており、これは当行の改革実行における主要なマイルストーンを達成した。したがって、キャピタル・リリース・ユニットは、2023年度第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなる。ドイツ銀行の経営陣は、2022年度について1株当たり0.30ユーロ（2021年度の1株当たり0.20ユーロから増加）の現金配当を年次株主総会に提案する意向である。

2022年度の当行グループの税引前利益は56億ユーロで、2021年度から65%増加した。これは、純収益が7%増加し、利息以外の費用が前年比で5%減少したことを反映していた。その結果、費用収益比率は2021年度の85%から低下し、2022年度の費用収益比率を70%台前半から半ばとする最新の目標値としてのガイダンスに沿った75%となった。キャピタル・リリース・ユニットを除くコア・バンクは、2021年度の48億ユーロに対して、2022年度には前年比37%増となる65億ユーロの税引前利益を計上した。これは2019年度のコア・バンク発足以来の最高額であった。コア・バンクの利益の伸びは、純収益が7%増加して272億ユーロに達したことと、銀行税が2021年度に比べて210百万ユーロ増加したにもかかわらず利息以外の費用が3%減少したことによるものであった。2022年度のコア・バンクの税引後平均有形株主資本利益率は、2021年度の6.4%から上昇し、9%超という目標を達成して11.3%となった。2022年度のコア・バンクの税引後平均株主資本利益率は、2021年の5.7%から上昇して10.0%となった。コア・バンクの費用収益比率は、2021年度の79%から71%に改善した。

## 当行グループの重要業績評価指標

	2022年度の目標	2022年度末の状況	2021年度末の状況
当行グループの税引後平均有形株主資本利益率 <sup>1</sup>	8.0%	9.4%	3.8%
コア・バンクの税引後平均有形株主資本利益率 <sup>2</sup>	9.0%超	11.3%	6.4%
普通株式等Tier 1資本比率 <sup>4</sup>	12.5%超	13.4%	13.2%
レバレッジ比率 <sup>3,4,5</sup>	4.5%以下	4.6%	4.9%

- 1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。詳細については、英文Annual Report 2022の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。
- 2 ドイツ銀行株主に帰属するコア・バンク純利益に基づく。詳細については、英文Annual Report 2022の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。
- 3 CRR第429a条(1)(n)およびECBの決定第2021/1074号に基づくCOVID-19のパンデミックに伴う一時的免除が2022年3月31日に終了したため、2022年4月1日以降、ドイツ銀行は特定の中央銀行エクスポージャーを除外していない(2021年12月31日現在、990億ユーロ)。特定の中央銀行のエクスポージャーを除外しない場合の、2021年12月31日現在のレバレッジ・エクスポージャーは12,230億ユーロであり、レバレッジ比率は4.5%である。
- 4 この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- 5 2022年度第1四半期より、レバレッジ比率は上記のとおり報告されている。これは完全適用の定義が廃止されたことに伴うものだが、重要な差異は生じていない。過年度の比較情報は、引き続き、ドイツ銀行の以前の完全適用の定義に基づくものである。

2022年度の純収益は、2021年度と比べて18億ユーロ、率にして7%増加し、272億ユーロとなった。これは、2019年度に開始した当行の改革の一環として事業基盤が削減されたにもかかわらず、2016年度以来の最高額となった。コア・バンクの純収益は7%増加し、272億ユーロとなった。これは、コーポレート・バンク、インベストメント・バンクおよびプライベート・バンクの収益の増加を反映しているが、アセット・マネジメントとコーポレートおよびその他の収益の減少により一部相殺されている。キャピタル・リリース・ユニットの純収益は、前年度のプラス26百万ユーロに対し、マイナス28百万ユーロであった。

2022年度の信用損失引当金繰入額は、2021年度の515百万ユーロから増加し、12億ユーロとなった。この前年度からの増加は、2021年度はCOVID-19関連の制限緩和後の景気回復から恩恵を受けたのに対し、2022年度を通じて、ウクライナでの戦争を背景としてマクロ経済状況がより厳しかったことを反映している。信用損失引当金繰入額は、貸出金の平均残高に対する割合が2021年の12ベース・ポイントから増加し、25ベース・ポイントであった。

利息以外の費用は、前年比5%減の204億ユーロとなった。この変動は、ドイツ銀行が2019年度に発表した改革イニシアチブを完了したため、改革費用が大幅に減少したことを一部反映している。この減少は、前年比38%、金額にして210百万ユーロの銀行税の増加と、アセット・マネジメントにおける小口投資運用契約に関連する無形資産の減損68百万ユーロを上回って相殺した。訴訟引当金は、特定の訴訟および規制執行に関する事項における和解やその他の進展の結果、前年比でわずかに増加した。改革費用および銀行税を除いた調整後費用は、前年度と比べてほぼ横ばいの190億ユーロであった。報酬および手当に係る費用の前年比3%の増加は、情報技術関連費用および専門的サービス費用の減少を含む、報酬以外の費用の減少によって相殺された。

法人所得税は、前年度の法人所得税費用880百万ユーロに対して、2022年度は法人所得税ベネフィット64百万ユーロであった。2022年度の実効税率はマイナス1%であった。これは、ドイツ銀行の米国事業の引き続き好調な業績を反映して、前述の繰延税金資産評価調整によるプラスの影響14億ユーロによる恩恵を受けたものである。

2022年度末における普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本比率は、2021年度から13ベース・ポイント増の13.4%であった。レバレッジ比率は、2021年度の4.9%に対して2022年度末は4.6%であった。

特定項目を除いた収益、調整後費用、改革費用を除いた調整後費用、改革費用および銀行税を除いた調整後費用、調整後税引前利益(損失)、税引後平均有形株主資本利益率、ならびに純資産(調整後)は、非GAAP財務指標である。非GAAP財務指標の定義および基礎となるIFRSによる指標との調整については、英文Annual Report 2022の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

コア・バンクの業績概要

単位:百万ユーロ

(別途記載のものを除く。)

	2022年度	2021年度	2020年度
純収益:			
コーポレート・バンク (CB)	6,335	5,151	5,146
インベストメント・バンク (IB)	10,016	9,631	9,286
プライベート・バンク (PB)	9,155	8,234	8,126
アセット・マネジメント (AM)	2,608	2,708	2,229
コーポレートおよびその他 (C&O)	-877	-340	-534
純収益合計	27,238	25,384	24,253
信用損失引当金繰入額	1,243	557	1,763
利息以外の費用:			
報酬および手当	10,652	10,290	10,303
一般管理費	8,864	9,515	8,485
のれんおよびその他の無形資産の減損	68	5	0
再構築費用	-116	263	480
利息以外の費用合計	19,468	20,073	19,269
非支配持分	0	0	0
税引前利益 (損失)	6,527	4,754	3,221
資産合計 (単位:十億ユーロ)	1,275	1,192	1,128
貸出金 (貸倒引当金控除前、単位:十億ユーロ)	487	474	429
従業員数 (フルタイム換算)	84,736	82,702	84,187

過年度のセグメント情報は、現在の体制に合わせて表示されている。

## ドイツ銀行グループ

### ドイツ銀行の組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2022年12月31日現在の総資産規模が1兆3,370億ユーロで、世界最大の金融機関の一つである。2022年度末現在、当行内部の従業員数はフルタイム換算で84,930名であり、58ヶ国において1,536支店（このうち66%がドイツ国内）を運営している。当行グループは、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2022年12月31日現在、当行グループは以下のセグメントで組織されている。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- キャピタル・リリース・ユニット
- コーポレートおよびその他

当行グループでは、コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメント、コーポレートおよびその他をコア・バンクと呼んでいる。

2019年度から2022年度末にかけてリスク圧縮とコスト削減のマנדートを実行したことにより、キャピタル・リリース・ユニットは2023年度第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなる。今後、キャピタル・リリース・ユニットの財務上の影響はコーポレートおよびその他のセグメント内で報告される。この変更には、中核事業への、または中核事業からの資産の譲渡は含まれない。キャピタル・リリース・ユニットの残りの資産の大半は、時間の経過とともに消滅していくことになる。これらは主に金利デリバティブであるが、ポーランドのFXモーゲージ・ポートフォリオやその他特定のセールス/トレーディング（債券および為替）ならびに株式といった資産も含まれる。この変更に伴い、キャピタル・リリース・ユニットを除く当行グループを表すコア・バンクとしての財務数値も報告されなくなり、当行グループは2023年度第1四半期より、コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメント、ならびにコーポレートおよびその他のセグメントで構成されることになる。

さらに、ドイツ銀行グループは、グローバル戦略を一貫して実行するために、国および地域の層からなる組織構造を有している。

当行グループは、世界の大部分の国々における既存顧客および潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引は、以下を通じて行われている。

- 子会社および支店
- 駐在員事務所
- 顧客に対応する1名以上の営業担当者

各部門に関連する資本的支出または資産の処分は、各コーポレート部門の概要に記載されている。

### 経営構造

取締役会は、当行グループを、法人および支店として地域横断的に業務を行うコーポレート部門および管理部門から構成されるマトリックス組織として構築した。

取締役会は、法律、定款および取締役会の規約に従い、当行の経営に対して責任を負っており、当行の利益に関して持続可能な価値を創造することを目的としている。取締役会は、株主、従業員およびその他の当行に關係するステークホルダーの利益を考慮している。取締役会は、統一的なガイドラインに従いドイツ銀行グループを管理し、すべてのグループ会社を統括管理している。

取締役会は、法律および定款に規定されたすべての事項に関する意思決定を行い、法的要件および内部ガイドラインの遵守（コンプライアンス）を確実にする。また、適切な内部ガイドラインが確実に策定および導入されるために必要な措置を講じている。取締役会の責任には、特に、当行の戦略的経営と指示、資源の配分、財務会計および報告、統制およびリスク管理、ならびに企業統制と事業組織の適切な機能化が含まれる。取締役会のメンバーは、当行の事業管理においては連帯責任を有する。

取締役会の各メンバーへの職務的な責任の割当てについては、取締役会以下の上級経営層に責任を委任するための枠組みを定めた「取締役会の業務分掌計画」に記述されている。取締役会は、上級経営職の個々の責任を支持するが、一方で、委員会においては共同で意思決定を行う。同時に、取締役会は、十分な情報に基づく意思決定を行うために、すべての事業にわたる包括的かつ健全な情報共有が重要であることを認識しており、管理委員会、業務幹部委員会、地域委員会とともに、コーポ



レート部門間およびコーポレート部門と取締役会間の情報フローの改善を目的として「グループ・マネジメント委員会」を設置した。グループ・マネジメント委員会は、ドイツ株式会社法では設置が要求されない上層プラットフォームであり、情報交換や業務、成長、収益性について議論するためにすべての取締役会・メンバーと上層の業務代表者で構成されている。

## コーポレート・バンク

### コーポレート部門の概要

コーポレート・バンクは主に、ドイツの「Mittelstand」を含むドイツ国内の法人顧客、大規模や小規模のコマーシャル・バンキングおよびビジネス・バンキング顧客、ならびに多国籍企業へのサービス提供に注力している。同部門はまた、トランザクション・バンキングが提供する特定のサービスに関して金融機関のパートナーとしての役割も有する。

2021年度第1四半期から、コーポレート・バンクは、インスティテューショナル・クライアント・サービス、コーポレート・トレジャリー・サービス、ビジネス・バンキングの3つの顧客カテゴリーに基づいて収益を報告している。インスティテューショナル・クライアント・サービスは、機関投資家顧客向けのキャッシュ・マネジメント、トラスト・アンド・エージェンシー・サービス、およびセキュリティーズ・サービスで構成されている。コーポレート・トレジャリー・サービスは、トレード・ファイナンスおよび貸出の一連のサービス、ならびに多国籍企業およびドイツの大企業および中堅企業顧客向けのコーポレート・キャッシュ・マネジメントを提供している。ビジネス・バンキングは、ドイツの小規模企業および起業家の顧客を対象としており、包括的で概ね標準化された一連の商品を提供している。

2020年1月1日以降、重要な資本的支出または資産の処分はない。

### 商品およびサービス

コーポレート・バンクは、リスク・マネジメント・ソリューション、キャッシュ・マネジメント、貸出、トレード・ファイナンス、信託および仲介業務、ならびにセキュリティーズ・サービスの世界的なプロバイダーである。キャッシュ・マネジメントのサービスには、統合された決済と為替ソリューションが含まれる。トレード・ファイナンスおよび貸出では、貿易書類に関連する業務や保証業務からストラクチャード・トレード・ファイナンスや貸出まで、様々な商品やサービスを提供している。信託および仲介業務は、預託証券、企業信託および文書保管をカバーしている。ドイツ国内外の法人および商業顧客ならびに金融機関の財務部門に焦点を当てて、当行は総合的な専門知識とグローバルネットワークを駆使した統合的なソリューションを提供している。

コーポレート・バンクが提供する一連の商品に加えて、顧客はカバレッジ・チームを通じてインベストメント・バンクの専門知識を利用することができる。

### 販売チャネルおよびマーケティング

コーポレート・バンクのグローバル・カバレッジ部門は、国際的な大口法人顧客に焦点を当てており、カバレッジとリスク・マネジメント・ソリューションズの2つのユニットに組織されている。カバレッジには、グローバル、地域、各国のカバレッジ・チームを通じて、本社レベルおよび子会社を対象とするマルチ商品のゼネラリストが含まれる。リスク・マネジメント・ソリューションズには、外国為替、新興市場、金利商品のスペシャリストが含まれる。このユニットは、顧客に緊密に繋がるように、APAC、米州およびEMEAの地域別に管理されている。

ドイツの法人顧客は、コーポレート・トレジャリー・サービスもしくはビジネス・バンキングという2つのユニットのうちどちらかが担当している。コーポレート・トレジャリー・サービスは、ドイツ銀行とポストバンクの2つのブランドにわたり中堅企業および大企業顧客を対象としており、企業の財務担当者向けにキャッシュ、トレード・ファイナンス、貸出、リスク管理に至るまでの幅広いソリューションを提供している。ビジネス・バンキングは、小規模企業および起業家顧客を対象としており、概ね標準化された一連の商品および特定のバンキング・パートナー・サービス（会計ソリューション等）を提供している。

## インベストメント・バンク

### コーポレート部門の概要

インベストメント・バンクは、ドイツ銀行のセールス/トレーディング（債券および為替）事業、オリジネーションおよびアドバイザリー事業、ならびにドイツ銀行リサーチから構成される。同部門は、これらの市場における伝統的な強みに焦点を当てて、リスク管理、セールスおよびトレーディング、インベストメント・バンキングならびに管理部門における横断的なホールセール・バンキングに関する専門知識を取りまとめている。これによりインベストメント・バンクは、その顧客および商品の枠を越えて経営資源および資本を調整し、当行の戦略的目標を効率的に支援することができる。

2020年1月1日以降、重要な資本的支出または資産の処分はない。

## 商品およびサービス

セールス/トレーディング（債券および為替）は、外国為替、金利、新興市場、クレジット・トレーディングおよびファイナンスにわたり、組織的な販売、取引およびストラクチャリングの専門知識を取りまとめている。セールス/トレーディング（債券および為替）事業はグローバルに展開しており、法人顧客と機関投資家顧客の双方に対し、流動性サービス、マーケット・メイキング・サービス、ならびに債券および為替の広範な商品全体にわたって特化した様々なリスク管理ソリューション（これらは包括的な資金調達商品によって補完されている。）を提供している。テクノロジーの適用および取引ライフサイクルにおけるプロセスの継続的なイノベーションにより、ドイツ銀行はあらゆる顧客の要望および規制要件に対応するための自動化/電子化を強化できている。

オリジネーションおよびアドバイザーは、当部門の起債事業、合併および買収、ならびに焦点を絞った株式の助言および組成のプラットフォームを担っている。オリジネーションおよびアドバイザーは地域別および業種別カバレッジ・チームから構成されており、ヨーロッパ、米国、アジア太平洋地域の当行のハブ拠点と共同で運営されている。これにより、当行の法人顧客に対して幅広い金融商品およびサービスの提供が促進されている。

## 販売チャネルおよびマーケティング

インベストメント・バンクの顧客への対象サービスは主に、独自の債券セールスチームを有するインスティテューショナル・クライアント・グループ、資本市場およびトレジャリー・ソリューションを受け持つコーポレート・バンクのリスク・マネジメント・ソリューションズ、ならびにオリジネーションおよびアドバイザー内のインベストメント・バンキング・カバレッジという、互いに協働している3つのグループによって提供される。これらのグループが緊密に連携することによって一層のシナジー効果を生み出し、顧客に対する商品/ソリューションのクロスセルの拡大につなげている。

## プライベート・バンク

### コーポレート部門の概要

プライベート・バンクは、個人顧客、富裕層の個人顧客、起業家およびファミリー顧客に対するサービスを提供している。また、国際事業においては、商業顧客にも注力している。プライベート・バンクは、プライベート・バンク（ドイツ）事業とインターナショナル・プライベート・バンク事業で構成されている。

プライベート・バンクは、2020年1月1日以降、以下の重要な資産の処分を行った。

2020年11月、ドイツ銀行は、Postbank Systems AGの株式をTata Consultancy Servicesに売却する契約を締結した。この取引は、2020年12月31日に規制当局および政府の承認を得た後に完了した。

2021年8月、ドイツ銀行SpAは、イタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業をチューリッヒ・インシュアランス・グループ（チューリッヒ・イタリー）に売却する契約を締結した。この取引は、規制当局の承認を経て、2022年10月17日に完了した。

2020年1月1日以降、重要な資本的支出はない。

## 商品およびサービス

プライベート・バンクの商品には、決済および口座サービス、信用および預金商品、ならびに投資アドバイスを含む。これらの商品群に含まれる様々なESG商品により、顧客は価値観に沿って、また特定のESG戦略、スコアおよび排除基準に従って、ESGの基準に沿った貸出商品および投資商品を選択することができる。

プライベート・バンク（ドイツ）は、「ドイツ銀行」と「ポストバンク」の2つの強力で相補的な主力ブランドにより、差別化された顧客重視のアプローチを推進している。当部門の業務では、「ドイツ銀行」ブランドのもとで、個人顧客に対する銀行業務ならびに金融商品およびサービス（個別の複雑なアドバイザー・ソリューションを含む。）の提供に注力している。「ポストバンク」ブランドはリテール顧客に対し、標準的な商品と、ダイレクト・バンキングの提供能力に裏付けられた日々のリテール・バンキング・サービスを提供することに焦点を当てている。また、プライベート・バンク（ドイツ）は、Deutsche Post DHL AGと協力して、ポストバンク・ブランドの支店で郵便および小包サービスも提供している。

インターナショナル・プライベート・バンクは、「プレミアム・バンキング」と「ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキング」という2つの顧客セグメントに対する差別化された顧客重視のアプローチも使用している。インターナショナル・プライベート・バンクは顧客にバンキング・サービスおよびその他の金融サービスを提供しており、これらには財産の形成、管理および投資のサポート、個人的または事業上の利益のための資金供給、ならびに機関投資家または法人としてのニーズに対応するサービスの提供が含まれる。

インターナショナル・プライベート・バンクは2022年度末までに、Sal. Oppenheimに関連するレガシー資産およびレガシー負債の大部分の縮小を実質的に完了した。残りの資産または負債は、将来において重大な財務的影響を与えるとは予想されおらず、「ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキング」顧客セグメントの通常の事業に含まれることになる。関連する「特定の収益項目」の開示は、2023年度第1四半期から廃止される。

## 販売チャネルおよびマーケティング

プライベート・バンクは、オムニチャネル・アプローチを推進しており、顧客はサービスや商品へのアクセス等様々な方法を柔軟に選択することができる。

販売チャネルには、プライベート・バンク（ドイツ）およびインターナショナル・プライベート・バンクの支店網が含まれており、顧客向けのアドバイザリー・センターおよびコールセンター、セルフサービス・ターミナルに加え、オンラインおよびモバイル・バンキングを含むデジタルサービスのサポートを受けている。プライベート・バンクはまた、ドイツのBusiness-to-Business-to-Consumerパートナーとの各種提携を含め、自営の金融アドバイザーならびにその他の販売および提携パートナーと協力している。「ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキング」顧客セグメントについて、インターナショナル・プライベート・バンクは、リレーションシップ・マネージャーおよびインベストメント・マネージャーと共に、異なる顧客層をカバーするチームを編成して顧客アプローチを行っており、同部門は、富裕層向け資産運用サービスおよびオープン・アーキテクチャー商品で顧客を支援するクライアント・サービス・エグゼクティブのサポートを受けている。さらに、ドイツではDeutsche Oppenheim Family Offices AGが、同族会社サービス、機密資金に関するサービスおよびアドバイザリー・ソリューションの提供を行っている。

デジタル・チャネルに対する顧客の行動に大きな変化が見られるため、引き続き、事業全体でデジタル機能の拡充に注力している。プライベート・バンクは、顧客に最も便利な方法で商品やサービスを提供するために、将来におけるオムニチャネル・ミックスの最適化を継続している。

## アセット・マネジメント

### コーポレート部門の概要

DWSのブランド名で事業を行うアセット・マネジメント部門は、2022年12月31日現在において8,210億ユーロの運用資産を有し、世界の主要な資産管理機関の一つになることを目指している。DWSは世界中の個人投資家や機関投資家から成る多様な顧客基盤にサービスを提供しており、当行の本国市場であるドイツでも強力なプレゼンスを有している。こうした顧客には、政府機関、企業や財団、ならびに個人投資家が含まれる。規制対象の資産運用会社として、DWSは顧客の受託者として機能し、社会への影響を認識している。責任投資は、DWSが20年以上にわたり築いてきた地位のうち重要な部分を占めている。

ドイツ銀行はDWSの79.49%の所有持分を保有しており、アセット・マネジメントは引き続き当行グループの中核事業である。DWSの株式はフランクフルト証券取引所に上場されている。

2022年度において、DWSはBlackfinとの共同支配企業へのデジタル投資プラットフォームの移転を完了した。DWSは、新たに設立されたMorgenFund GmbHの30%の持分を保有している。

2020年1月1日以降、重要な資本的支出はない。

### 商品およびサービス

DWSは個人投資家および機関投資家に対し、アクティブ運用の株式、債券、現金資産、マルチ・アセット、システムティックおよびクオンツ投資、Xtrackersを含むパッシブおよびオルタナティブ投資等、すべての主要資産クラスへの投資機会を提供している。オルタナティブ投資には、不動産、インフラ、流動性の高い不動産、サステナブル投資等が含まれている。さらに、DWSのソリューション戦略は、伝統的な資産クラスだけでは対応できない顧客ニーズをターゲットとしている。それらのサービスには、保険および年金ソリューション、資産・負債管理、ポートフォリオ管理ソリューションおよび資産配分アドバイザリーが含まれる。

## 販売チャネルおよびマーケティング

DWSの商品は、グローバル販売ネットワークを通じて、EMEA（ヨーロッパ、中東およびアフリカ）、米州、アジア太平洋地域で販売されている。DWSはまた、ドイツ銀行グループに属する他の部門を含む、第三者による販売チャネルも利用している。

## キャピタル・リリース・ユニット

キャピタル・リリース・ユニットは、2019年7月に発足した。その主な目的は、臨機応変に縮小することによって、低リターン資産および十分なリターンをもたらさない事業、または当行の戦略の中核ではなくなった事業に消費されていた資本を解消することである。また、キャピタル・リリース・ユニットはコスト削減にも注力している。

2019年度から2022年度末にかけてリスク圧縮とコスト削減のマニフェストを実行したことにより、キャピタル・リリース・ユニットは2023年度第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなる。今後、キャピタル・リリース・ユニットの財務上の影響はコーポレートおよびその他のセグメント内で報告される。この変更には、中核事業への、または中核事業からの資産の譲渡は含まれない。キャピタル・リリース・ユニット残りの資産の大半は、時間の経過とともに消滅していくことになる。

これらは主に金利デリバティブであるが、ポーランドのFXモーゲージ・ポートフォリオやその他特定のセールス/トレーディング（債券および為替）ならびに株式の資産も含まれる。

キャピタル・リリース・ユニットは、2020年1月1日以降、以下の重要な資産の処分を報告している。

2021年度第4四半期に、キャピタル・リリース・ユニットは、ドイツ銀行のプライム・ファイナンスおよび電子株式トレーディングのプラットフォームのBNPパリバへの移行を完了し、その結果、技術、顧客および従業員を移転した。これにより、2019年度第4四半期に正式に開始した2年間の移行期間が終了した。

## 管理部門

管理部門は、事業部門向けの管理およびサービス業務を行っており、これには、グループ全体の部門を超えたリソース計画、運営および管理に関連する業務、ならびにリスク、流動性および資本の管理に関連する業務が含まれる。

管理部門は、以下の特定の取締役会メンバーの責任管轄下で組織されている。

- ファイナンス
- リスク
- 法務、事業選択および紛争解決室、コンプライアンスならびに金融犯罪対策を含むチーフ・アドミニストレーション・オフィス
- 技術、データおよびイノベーション
- チーフ・トランスフォーメーション・オフィスおよびグローバル・プロキュアメント

管理部門にはまた、コミュニケーション、チーフ・サステナビリティ・オフィス、地域管理、人事、グローバル不動産ならびにグループ内部監査も含まれており、これらは最高経営責任者に報告を行う。

管理部門に起因するコストは、現在、配分計画に基づいて各コーポレート部門に配分されているが、技術開発費用は実際の支出に基づいて各部門に請求される。

コスト管理と当行全体の効率改善に重点を置いた取り組みの一環として、ドイツ銀行はここ数年、ドライバーに基づく原価管理手法を導入し、これに基づいて管理コストを各事業に割り当てている。この新しい手法は2023年度第1四半期から本格的に展開される予定で、管理コストのドライバーに関する透明性を高め、コストとそのサービスの消費部門とをより密接に結びつけることを目的としている。この内部配賦方法の変更は当行グループの費用収益比率および有形株主資本利益率の指標には影響しないが、各部門の指標は今後変更される。

## 重要な資本的支出および資産の処分

各コーポレート部門の直近3事業年度における重要な資本的支出および資産の処分に関する情報は、上述の各コーポレート部門の記述に含まれている。

2020年1月1日以降、第三者による当行グループ株式に対する公開買付はなく、当行は自社勘定において他社の株式に対する公開買付を行っていない。

経営成績

連結経営成績

以下の説明および分析は、連結財務諸表と併せて読むべきである。

要約連結損益計算書

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度 の増加(減少)		2020年度から2021年度 の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純利息収益	13,650	11,155	11,526	2,495	22	-371	-3
信用損失引当金繰入額	1,226	515	1,792	710	138	-1,276	-71
信用損失引当金繰入額控除後の純利息収益	12,425	10,640	9,734	1,785	17	906	9
手数料およびフィー収益 <sup>1</sup>	9,838	10,934	9,424	-1,096	-10	1,510	16
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産/負債に係る純利得(損失) <sup>1</sup>	2,999	3,045	2,465	-45	-1	580	24
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産に係る純利得 (損失)	-216	237	323	-453	N/M	-86	-27
償却原価で測定する金融資産に係る 純利得(損失)	-2	1	311	-3	N/M	-311	-100
持分法適用投資による純利益(損失)	152	98	120	54	56	-23	-19
その他の収益(損失)	789	-58	-141	848	N/M	83	-59
利息以外の収益合計	13,560	14,255	12,503	-695	-5	1,752	14
純収益合計 <sup>2</sup>	25,985	24,895	22,237	1,090	4	2,658	12
報酬および手当	10,712	10,418	10,471	294	3	-53	-1
一般管理費	9,728	10,821	10,259	-1,093	-10	561	5
のれんおよびその他の無形資産の減損	68	5	0	64	N/M	4	N/M
再構築費用	-118	261	485	-379	N/M	-224	-46
利息以外の費用合計	20,390	21,505	21,216	-1,115	-5	289	1
税引前利益(損失)	5,594	3,390	1,021	2,205	65	2,369	N/M
法人所得税費用(ベネフィット)	-64	880	397	-945	N/M	483	122
当期純利益(損失)	5,659	2,510	624	3,149	125	1,886	N/M
非支配持分に帰属する純利益(損失)	134	144	129	-10	-7	15	12
ドイツ銀行株主およびその他の資本 構成要素に帰属する純利益(損失)	5,525	2,365	495	3,159	134	1,870	N/M
その他の資本構成要素に帰属する 純利益(損失)	500	426	382	74	17	44	12
ドイツ銀行株主に帰属する純利益 (損失)	5,025	1,940	113	3,085	159	1,826	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 詳細は本年次報告書の注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

2 信用損失引当金繰入額認識後。

## 純利息収益

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度の増加(減少)		2020年度から2021年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
利息および類似収益合計	24,299	16,599	17,806	7,700	46	-1,207	-7
利息費用合計	10,649	5,444	6,280	5,205	96	-836	-13
純利息収益	13,650	11,155	11,526	2,495	22	-371	-3
平均利付資産 <sup>1</sup>	982,709	937,947	920,444	44,762	5	17,503	2
平均利付負債 <sup>1</sup>	725,268	690,656	685,830	34,612	5	4,826	1
総利回り <sup>2</sup>	2.33%	1.56%	1.82%	0.77 ppt	50	-0.26 ppt	-14
総支払金利 <sup>3</sup>	1.27%	0.50%	0.76%	0.77 ppt	155	-0.26 ppt	-34
純金利差 <sup>4</sup>	1.06%	1.06%	1.06%	-0.00 ppt	-0	-0.00 ppt	-0
純金利差益 <sup>5</sup>	1.39%	1.19%	1.25%	0.20 ppt	17	-0.06 ppt	-5

ppt - パーセンテージ・ポイント

1 各年度の平均残高は、一般に月末残高に基づいて計算される。

2 総利回りは、平均利付資産について稼得された平均金利である。

3 総支払金利は、平均利付負債について支払った平均金利である。

4 純金利差は、平均利付資産について稼得された平均金利と平均利付負債について支払った平均金利の差である。

5 純金利差益は、純利息収益の平均利付資産に対する割合を表したものである。

## 2022年度

2022年度の純利息収益は、2021年度の112億ユーロから25億ユーロ、率にして22%増加し、136億ユーロとなった。これは、金利の上昇および基礎となる事業の堅調な業績が、貸出条件付き長期資金供給オペレーション (TLTRO) プログラムによる恩恵の減少によって一部相殺されたためである。2021年度の利息収益にはTLTRO プログラムに基づく494百万ユーロが含まれていたが、2022年度にはTLTRO プログラムに基づくEU政府補助金に関連した211百万ユーロが含まれていた。全体として、当行の2022年度の純金利差益は、前年度と比べて20ベース・ポイント上昇し、1.39%となった。

## 2021年度

2021年度の純利息収益は、2020年度の115億ユーロから371百万ユーロ、率にして3%減少し、112億ユーロとなった。これは、金利の不利な状況によるマイナスの影響が、事業の成長による利息収益の増加、ならびに預金金利更改およびTLTRO プログラムによる恩恵の増加によって一部相殺されたためである。2020年度の利息収益には、TLTRO プログラムに基づく86百万ユーロとTLTRO プログラムに基づくEU政府補助金に関連した43百万ユーロが含まれていたが、2021年度にはTLTRO プログラムに基づくEU政府補助金に関連した494百万ユーロが含まれていた。全体として、当行の2021年度の純金利差益は、前年度と比べて6ベース・ポイント縮小し、1.19%となった。

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度の増加(減少)		2020年度から2021年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
トレーディング収益	2,782	1,859	2,230	923	50	-370	-17
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得(損失)	-61	1,106	276	-1,167	N/M	831	N/M
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産/負債に係る純利得(損失)	277	79	-40	198	N/M	119	N/M
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)合計	2,999	3,045	2,465	-45	-1	580	24

N/M - 表記するに値しない。

## 2022年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は、2022年度および2021年度とも30億ユーロでほぼ横ばいであった。45百万ユーロ、率にして1%の減少は、コーポレートおよびその他における金利ヘッジ取引のマイナスの影響、ならびにアセット・マネジメントにおける保証の公正価値の不利な変動（これは、その他の収益に同額の相殺効果のある収益が計上されている。）によるものであった。この全体的な減少は、市場活動の継続的な増加と好調な顧客フローによるインベストメント・バンクのデリバティブの時価評価のプラスの影響と、プライベート・バンクのヘッジ活動による時価評価益（これは、その他の収益に同額の相殺効果のあるマイナスの収益が計上されている。）によって一部相殺された。

#### 2021年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は、2020年度の25億ユーロに対して、2021年度には30億ユーロであった。580百万ユーロ、率にして24%の増加は、コーポレートおよびその他における金利ヘッジ取引のプラスの影響、ならびに保証の公正価値の有利な変動およびアセット・マネジメントにおける流動性の低い商品の時価評価額の増加によるものであった。この全体的な増加は、2020年の非常に良好な取引環境と比較して厳しい市況であったことを反映した、インベストメント・バンクのデリバティブの時価評価のマイナスの影響によって一部相殺された。

#### 純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）

当行のトレーディングおよびリスク管理業務は、金利商品およびそれに関連するデリバティブを含んでいる。IFRSにおいては、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品により得た利息および類似収益（すなわち、クーポンおよび配当収益）ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行のトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略を含む様々な要因によって、期ごとに純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）の間を移動することがある。

事業に焦点を当てて説明するために、以下の表は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）を、コーポレート部門別に表示している。

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度 の増加(減少)		2020年度から2021年度 の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純利息収益	13,650	11,155	11,526	2,495	22	-371	-3
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産/負債に係る純利得(損失)合計	2,999	3,045	2,465	-45	-1	580	24
純利息収益および純損益を通じて公正 価値で測定する金融資産/負債に 係る純利得(損失)合計	16,649	14,200	13,991	2,450	17	209	1
コーポレート部門別内訳: <sup>1</sup>							
コーポレート・バンク	3,720	2,666	2,939	1,055	40	-273	-9
インベストメント・バンク	8,265	6,891	7,193	1,374	20	-302	-4
プライベート・バンク	6,612	4,847	4,648	1,765	36	198	4
アセット・マネジメント	-250	246	-98	-496	N/M	345	N/M
キャピタル・リリース・ユニット	-61	-18	-33	-43	N/M	15	-45
コーポレートおよびその他	-1,637	-432	-658	-1,205	N/M	226	-34
純利息収益および純損益を通じて公正 価値で測定する金融資産/負債に 係る純利得(損失)合計	16,649	14,200	13,991	2,450	17	209	1

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

<sup>1</sup> この内訳は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)のみを反映している。各コーポレート部門の商品別の収益合計に関する説明は、注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

#### 2022年度

2022年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)合計は、2021年度の142億ユーロから24億ユーロ増加し、166億ユーロとなった。これは主に、金利環境の改善と基礎となる事業の堅調な業績による純利息収益の増加に起因した。プライベート・バンクでは、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)合計が18億ユーロ増加した。この変動は主に、ヘッジ活動による時価評価益の増加(これは、その他の収益に同額の相殺効果のあるマイナスの収益が計上されている。)によるものであった。金利の上昇と事業の継続的な成長も、前年比の増加にプラスの影響を及ぼした。これらはコーポレート・バンクにおける11億ユーロの増加の主因でもあった。インベストメント・バンクの純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)合計は、市場活動の継続的な増加と好調な顧客フローによりセールス/トレーディング(債券および為替)におけるデリバティブの時価評価のプラスの影響が増加した結果、14億ユーロ増加した。こうした全体的なプラスの影響は、コーポレートおよびその他におけるデリバティブの評価および期間差異、ならびにアセット・マネジメントにおける保証の公正価値の不利な変動によって一部相殺された。

#### 2021年度

2021年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)合計は、2020年度の140億ユーロから209百万ユーロ増加し、142億ユーロとなった。これは主に、保証の公正価値の有利な変動、流動性の低い商品の時価評価額の増加、およびアセット・マネジメントのその他の収益において同額を相殺する連結対象の保証付ミューチュアル・ファンドの評価によるプラスの影響に起因した。この変動は、コーポレートおよびその他における金利ヘッジ取引のプラスの影響によってさらに恩恵を受けた。プライベート・バンクでは、事業の成長によるプラスの影響とTLTROによる恩恵の増加を含めて純利息収益が増加したが、金利の不利な状況によるマイナスの影響により一部相殺された。こうした全体的なプラスの影響は、2020年の非常に良好な取引環境と比較して厳しい市況であったことを反映した、インベストメント・バンクのデリバティブの時価評価のマイナスの影響によって一部相殺された。コーポレート・バンクの収益も、主に金利の不利な状況によるマイナスの影響が、TLTRO、預金金利更改および事業の成長による恩恵を上回ったために減少した。

#### 信用損失引当金繰入額

##### 2022年度

2022年度の信用損失引当金繰入額は、2021年度の515百万ユーロから増加し、12億ユーロとなった。前年度からの増加は、2021年度はCOVID-19関連の制限緩和による景気回復の恩恵を受けたのに対し、2022年度を通じて、ウクライナでの戦争を背景



としてマクロ経済状況が悪化傾向にあったことを反映している。信用損失引当金繰入額は、平均貸出残高の25ベース・ポイントであった。ステージ3に関連する不履行債権引当金は10億ユーロで、地域およびセグメントにかかわらず広範囲に計上されている。当年度の年間を通じてマクロ経済予測が悪化傾向に変動しているため、ステージ1およびステージ2の正常債権引当金は204百万ユーロとなった。

#### 2021年度

2021年度の信用損失引当金繰入額は、COVID-19関連の制限緩和による良好な信用環境および好調な景気回復を反映し、2020年度と比べて13億ユーロ、率にして71%減少し、515百万ユーロとなった。COVID-19危機下で採用されていた標準モデルの短期的な予測の重みを減らし、より長期的な平均値を将来の情報の基準として用いるためのマネジメント・オーバーレイは、2021年度において適用されなくなった。信用損失引当金繰入額の水準の引き下げ要因には、2020年度末時点のマクロ経済の見通しに残る不確実性を考慮するために適用されたマネジメント・オーバーレイを予想された不確実性が実現しなかったために戻入れたことによるプラスの影響も含まれていた。これは、IFRS第9号に基づくモデルの調整後の範囲外であるマクロ経済変数に対応するための新しいマネジメント・オーバーレイにより、一部相殺された。信用損失引当金繰入額は、強固なバランスシートと統制のとれたリスク管理に支えられ、貸出金に占める割合は12ベース・ポイントであった。

貸倒引当金の詳細は、「セグメント別の経営成績」および「リスク・レポート」に記載されている。

## その他の利息以外の収益

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度		2020年度から2021年度	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
手数料およびフィー収益 <sup>1</sup>	9,838	10,934	9,424	-1,096	-10	1,510	16
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産に係る純利得 (損失)	-216	237	323	-453	N/M	-86	-27
償却原価で測定する金融資産に係る 純利得(損失)	-2	1	311	-3	N/M	-311	-100
持分法適用投資による純利益(損 失)	152	98	120	54	56	-23	-19
その他の収益(損失)	789	-58	-141	848	N/M	83	-59
その他の利息以外の収益合計	10,561	11,210	10,038	-649	-6	1,172	12

## 1以下を含む:

信託業務による手数料および フィー:							
管理手数料	300	357	347	-57	-16	10	3
資産運用手数料	3,792	3,734	3,208	58	2	526	16
その他の有価証券業務からの手 数料	490	398	341	91	23	57	17
合計	4,582	4,489	3,896	92	2	594	15
手数料、ブローカー・フィー、有 価証券の引受に係るマークアップ およびその他の有価証券業務から の手数料:							
引受およびアドバイザー・ フィー	1,283	2,162	1,625	-879	-41	537	33
ブローカー・フィー	540	752	637	-212	-28	115	18
合計	1,824	2,914	2,262	-1,091	-37	652	29
その他の顧客サービスによる フィー	3,432	3,530	3,266	-97	-3	264	8
手数料およびフィー収益合計	9,838	10,934	9,424	-1,096	-10	1,510	16

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

## 手数料およびフィー収益

## 2022年度

2022年度の手数料およびフィー収益は、2021年度と比べて11億ユーロ、率にして10%減少し、98億ユーロとなった。この減少は、前年度に比べて、厳しい業界環境が続く中でインベストメント・バンクにおいてオリジネーションおよびアドバイザー関連の収益が大幅に減少したこと、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの収益が減少したこと、ならびに手数料プールが大幅に減少したことに起因している。さらに、プライベート・バンクの手数料およびフィー収益は、厳しさを増したマクロ経済環境を反映して減少した。アセット・マネジメントの運用報酬は、前年度に計上されたマルチ・アセットの多額の運用報酬が当年度は計上されなかったため、前年度を大幅に下回った。これらは、基礎となる事業の堅調な業績によりコーポレート・バンクの手数料およびフィー収益が増加したことによって一部相殺された。

## 2021年度

2021年度の手数料およびフィー収益は、2020年度と比べて15億ユーロ、率にして16%増加し、109億ユーロとなった。この増加は、特別目的買収会社の過去最高の取引高による株式オリジネーションの収益の力強い伸び、合併および買収活動の大幅な伸びならびに当年度の取引高の増加により、引受およびアドバイザー・フィーが537百万ユーロ増加したことに起因している。資産運用手数料は、好調な市場からのマネジメント・フィーの増加と正味資金流入がマルチ・アセットの運用報酬によるプラスの影響と重なったこと、ならびにアセット・マネジメントの不動産に係る運用報酬および取引手数料が増加したことにより、526百万ユーロ増加した。その他の顧客サービスによるフィーは、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの好調な業績により264百万ユーロ改善したが、BGHの判決後にプライベート・バンクの収益にマイナスの影響154百万ユーロが生じ

たことによって一部相殺された。ブローカー・フィーは、主にプライベート・バンクの投資商品からの収益の大幅な増加により115百万ユーロ増加した。

#### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）

##### 2022年度

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2021年度の237百万ドルの利得に対して、2022年度には216百万ドルの損失であった。これは両年度とも、流動性準備金を確保するための債券および有価証券の戦略的売却によるものであった。

##### 2021年度

2021年度のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得は、2020年度と比べて86百万ユーロ、率にして27%減少し、237百万ユーロとなった。これは、流動性準備金を確保するための債券および有価証券の戦略的売却からの利益の減少によるものであった。

#### 償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）

##### 2022年度

償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2021年度の1百万ユーロの利得に対して2022年度には2百万ユーロの損失であったが、これは回収目的保有ポートフォリオに起因していた。

##### 2021年度

償却原価で測定する金融資産に係る純利得は、2020年度の311百万ユーロに対して2021年度は1百万ユーロであったが、これは、回収目的保有ポートフォリオから資産を売却したことによる2020年度の利益が当年度は発生しなかったことに起因していた。

#### 持分法適用投資による純利益（損失）

##### 2022年度

2022年度の持分法適用投資による純利益は、2021年度の98百万ユーロから54百万ユーロ、率にして56%増加し、152百万ユーロとなった。これは、2022年度におけるHuarong Rongde Asset Management Company Limitedの減損費用が2021年度と比べて減少したことに関連している。

##### 2021年度

2021年度の持分法適用投資による純利益は、2020年度の120百万ユーロから23百万ユーロ、率にして19%減少し、98百万ユーロとなった。これは、2021年度においてHuarong Rongde Asset Management Company Limitedの減損を実施したのに対し、2020年度は減損がなかったことに関連している。

#### その他の収益（損失）

##### 2022年度

その他の収益（損失）は、2021年度の58百万ユーロの損失に対して、2022年度には789百万ユーロの収益であった。この改善は、アセット・マネジメントにおける保証の公正価値に係る評価調整によるプラスの影響（これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）において同額の相殺効果のあるマイナスの影響が計上されている。）と、イタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却益を含む、売却目的保有資産の売却益によるプラスの影響に起因している。これは、前述した、プライベート・バンクにおける純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）のプラスの影響に対して相殺効果のあるマイナスの収益が計上されたことにより一部相殺された。

##### 2021年度

その他の収益（損失）は、2020年度の141百万ユーロの損失に対して、2021年度には58百万ユーロの損失であった。この改善は、公正価値ヘッジ会計の調整に関連したプラスの影響によるものであった。さらに、キャピタル・リリース・ユニットにおける前年度より有利な変動は、リスク圧縮の影響の減少によるものであった。これは、アセット・マネジメントにおける保証付ミューチュアル・ファンドの負債に係る評価調整によるマイナスの影響（これは、前述した、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）におけるプラスの影響を相殺する。）により一部相殺された。

#### 利息以外の費用

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度の増加(減少)		2020年度から2021年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
報酬および手当	10,712	10,418	10,471	294	3	-53	-1
一般管理費 <sup>1</sup>	9,728	10,821	10,259	-1,093	-10	561	5
のれんおよびその他の無形資産の減損	68	5	0	64	N/M	4	N/M
再構築費用	-118	261	485	-379	N/M	-224	-46
利息以外の費用合計	20,390	21,505	21,216	-1,115	-5	289	1

N/M - 表記するに値しない。

1 以下を含む：

情報技術関連費用	3,680	4,321	3,862	-641	-15	459	12
不動産関連費および設備費	1,429	1,727	1,724	-298	-17	3	0
規制関連費用、税金および保険 <sup>2</sup>	1,285	1,395	1,407	-110	-8	-12	-1
専門的サービス <sup>3</sup>	858	924	977	-66	-7	-53	-5
バンキング・サービスおよび外注業務 <sup>3</sup>	881	946	967	-64	-7	-21	-2
市場データおよびリサーチ・サービス	378	347	376	31	9	-28	-8
旅費	110	46	76	64	140	-31	-40
マーケティング費用	165	178	174	-13	-7	3	2
その他の費用 <sup>4</sup>	943	938	697	5	0	241	35
一般管理費合計	9,728	10,821	10,259	-1,093	-10	561	5

2 2022年度には762百万ユーロ、2021年度には553百万ユーロ、2020年度に633百万ユーロの銀行税が含まれている。

3 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

4 2022年度には413百万ユーロ、2021年度には466百万ユーロ、2020年度に158百万ユーロの訴訟関連費用が含まれている。訴訟に関する詳細は、注記27「引当金」を参照のこと。

## 報酬および手当

### 2022年度

2022年度の報酬および手当は、2021年度の104億ユーロから294百万ユーロ、率にして3%増加し、107億ユーロとなった。この増加の主因は、外国為替の不利な変動と給与コストの増加であった。

### 2021年度

2021年度の報酬および手当は、2020年度の105億ユーロから53百万ユーロ、率にして1%減少し、104億ユーロとなった。この減少の主因は、人員削減に伴う固定報酬の減少であったが、変動報酬費用の増加により相殺された。

## 一般管理費

### 2022年度

2022年度の一般管理費は、2021年度の108億ユーロから11億ユーロ、率にして10%減少し、97億ユーロとなった。この減少は、当行が2019年度に発表した改革イニシアチブを完了し、改革費用が大幅に減少したことによるものである。さらに、当行の継続的なコスト削減努力を反映して、主要な費用カテゴリーにわたって費用が削減された。訴訟費用は53百万ユーロ減少し、これには預金金利更改の取決めに対するBGHの判決に伴う引当金の戻入れが一部含まれている。これらの減少は、銀行税が前年度に比べて210百万ユーロ増加したことにより一部相殺された。

### 2021年度

2021年度の一般管理費は、2020年度の103億ユーロから561百万ユーロ、率にして5%増加し、108億ユーロとなった。この増加は改革費用が513百万ユーロ増加したことによるものであり、これには、契約の終了とソフトウェアの減損（当行のクラウド技術への移行が一因となり発生したものである。）に一部関連する情報技術関連費用の増加が含まれていた。訴訟費用は308百万ユーロ増加し、これは預金金利更改の取決めに対するBGHの判決に一部関連していた。これらの項目以外に、一般管理費は、専門的サービス費用、旅費、マーケットデータ費用およびリサーチ費用といった主要な費用カテゴリーにわたって削減されたことから、前年度と比べて減少した。

## のれんおよびその他の無形資産の減損

### 2022年度

のれんおよびその他の無形資産の減損費用は、2021年度はコーポレート・バンクにおいて計上された5百万ユーロであったのに対し、2022年度はアセット・マネジメントにおいて米国のミューチュアル・ファンドの小口運用契約に関連して過去に取得した未償却無形資産に対し計上された68百万ユーロであった。

### 2021年度

2021年度において、のれんおよびその他の無形資産の減損費用がコーポレート・バンクで5百万ユーロ発生した。2020年度に計上された減損費用はなかった。

## 再構築費用

### 2022年度

再構築費用は、2021年度の261百万ユーロに対して、2022年度には118百万ユーロの戻入れ益であった。両年度における変動の主因は、プライベート・バンクにおける戦略的目標の実行に関連していた。

### 2021年度

再構築費用は、2020年度の485百万ユーロに対して、2021年度には261百万ユーロであった。この減少の主因は、プライベート・バンクにおける再構築費用の減少であった。

## 法人所得税費用

### 2022年度

法人所得税費用（ベネフィット）は、2021年度の880百万ユーロの費用に対して、2022年度には64百万ユーロのベネフィットであった。2022年度の実効税率はマイナス1%であり、ドイツ銀行の米国事業の引き続き好調な業績を反映して繰延税金資産に対する評価性引当金調整がプラスの14億ユーロとなったことの恩恵を受けた。

### 2021年度

法人所得税費用は、2020年度の397百万ユーロに対して、2021年度には880百万ユーロであった。2021年度の実効税率は26%であり、2021年度における米国の好業績に関連して繰延税金資産に対する評価性引当金調整がプラスの274百万ユーロとなったことの恩恵を受けた。

## 当期純利益（損失）

### 2022年度

当期純利益は、前年度が25億ユーロであったのに対して、2022年度は57億ユーロであった。当期純利益の増加の主因は、中核事業全体での堅調な収益実績、利息以外の費用の減少および繰延税金資産に対する評価性引当金調整による前述の税金ベネフィットであった。これは、信用損失引当金繰入額の増加によって一部相殺された。

### 2021年度

当期純利益は、前年度が624百万ユーロであったのに対して、2021年度は25億ユーロであった。当期純利益の増加の主因は、中核事業における収益の増加と、主に好調な信用環境と良質な融資案件に起因する信用損失引当金繰入額の水準の引き下げであった。これは、利息以外の費用の微増によって一部相殺された。

## セグメント別の経営成績

## ドイツ銀行のセグメント別の業績概要

## 2022年度の税引前利益（損失）

コーポレート・バンク	21億ユーロ	収益の増加と利息以外の費用の減少により、税引前利益は2021年度の10億ユーロから倍増した。税引後RoTE <sup>1</sup> は12.5%、費用収益比率は62%であった。
インベストメント・バンク	35億ユーロ	信用損失引当金繰入額の大幅増と利息以外の費用の微増を反映し、税引前利益は6%減少した。税引後RoTE <sup>1</sup> は9.2%、費用収益比率は62%であった。
プライベート・バンク	20億ユーロ	税引前利益は2021年度の355百万ユーロから5倍以上増加し、2019年度のプライベート・バンク発足以来最高の利益額となった。税引後RoTE <sup>1</sup> は10.6%、費用収益比率は72%であった。
アセット・マネジメント	598百万ユーロ	運用報酬の大幅減を反映し、税引前利益は前年比で27%減少した。税引後RoTE <sup>1</sup> は17.1%、費用収益比率は70%であった。
キャピタル・リリース・ユニット	マイナス932百万ユーロ	税引前損失は、2021年度の税引前損失14億ユーロから32%減少した。この改善は主に、利息以外の費用が前年比で36%減少したことによるものであった。
コーポレートおよびその他	マイナス16億ユーロ	2021年度の税引前損失11億ユーロと比較して、2022年度の損失は増加した。これは主に、評価および期間差異の影響によるものであった。

1 税引後平均有形株主資本利益率。

以下は、事業セグメント別の業績の説明である。下記の事項に関する情報は、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

- 当行のセグメント別開示の形式の変更
- 当行の経営管理報告システムのフレームワーク

当行グループのセグメント報告は、内部のマネジメント・レポート用のシステムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへの資源配分の基礎となっている。各部門へのセグメント区分の基準は、2022年12月31日現在の当行の組織体制である。過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

2022年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	キャピタル・リリー						連結合計
	コーポレート・ バンク	インベストメント・ バンク	プライベート・ バンク	アセット・ マネジメント	ル・リリー ス・ ユニット	コーポレ ートおよび その他	
純収益 <sup>1</sup>	6,335	10,016	9,155	2,608	-28	-877	27,210
信用損失引当金繰入額	335	319	583	-2	-17	8	1,226
利息以外の費用							
報酬および手当	1,421	2,376	2,791	899	60	3,165	10,712
一般管理費	2,547	3,805	3,915	869	864	-2,272	9,728
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	68	0	0	68
再構築費用	-19	15	-113	0	-2	0	-118
利息以外の費用合計	3,949	6,196	6,593	1,836	922	893	20,390
非支配持分	0	15	0	174	0	-190	0
税引前利益(損失)	2,051	3,487	1,979	598	-932	-1,589	5,594
費用収益比率	62%	62%	72%	70%	N/M	N/M	75%
資産 <sup>2</sup>	257,900	676,714	332,524	10,150	61,823	-2,322	1,336,788
非流動資産への追加	3	4	177	41	0	2,269	2,494
リスク・ウェイトド・アセット	74,303	139,442	87,602	12,864	24,284	21,508	360,003
レバレッジ・エクスポージャー <sup>3</sup>	320,767	529,506	344,396	9,462	22,028	14,325	1,240,483
平均割当済株主資本	11,901	26,032	13,584	5,459	3,018	0	59,994
税引後平均株主資本利益率 <sup>4</sup>	12%	9%	10%	7%	-23%	N/M	8%
税引後平均有形株主資本利益率 <sup>4</sup>	12%	9%	11%	17%	-24%	N/M	9%

1 以下を含む：

純利息収益	3,628	3,467	5,223	-65	-227	1,625	13,650
持分法適用投資による純利益 (損失)	4	50	27	66	6	0	152

2 以下を含む：

持分法適用投資	90	501	99	415	16	4	1,124
---------	----	-----	----	-----	----	---	-------

N/M - 表記するに値しない。

3 レバレッジ比率のエクスポージャーは、報告日に適用されるCRRに従って計算されている。当行グループは2020年9月30日より、ECB決定事項(EU)第2020/1306号およびEU第2021/1074号に基づき、ユーロシステムを採用している中央銀行が直面する特定のユーロ・ベースのエクスポージャーをレバレッジ比率エクスポージャーから除外することを認められていた。この除外は2022年3月31日まで適用されていた。セグメント別のレバレッジ・エクスポージャーは、その除外をせずに表示されている。

4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2022年12月31日終了年度：マイナス1%)を反映している。セグメント別の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2022年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2022の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。



2021年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	キャピタル・リリー						連結合計
	コーポレート・ バンク	インベストメント・ バンク	プライベート・ バンク	アセット・ マネジメント	リリー・ ユニット	コーポレート および その他	
純収益 <sup>1</sup>	5,151	9,631	8,234	2,708	26	-340	25,410
信用損失引当金繰入額	-3	104	446	5	-42	5	515
利息以外の費用							
報酬および手当	1,447	2,197	2,813	822	128	3,012	10,418
一般管理費	2,649	3,587	4,447	840	1,306	-2,009	10,821
のれんおよびその他の無形資産の減損	5	0	0	0	0	0	5
再構築費用	42	47	173	2	-2	-0	261
利息以外の費用合計	4,143	5,831	7,433	1,664	1,432	1,002	21,505
非支配持分	0	-17	0	223	0	-206	0
税引前利益(損失)	1,011	3,714	355	816	-1,364	-1,142	3,390
費用収益比率	80%	61%	90%	61%	N/M	N/M	85%
資産 <sup>2</sup>	245,716	615,906	310,496	10,387	131,775	9,713	1,323,993
非流動資産への追加	17	6	149	32	1	1,734	1,939
リスク・ウェイトド・アセット	65,406	140,600	85,366	14,415	28,059	17,783	351,629
レバレッジ・エクスポージャー(完全適用ベース) <sup>3</sup>	299,892	530,361	320,692	10,678	38,830	22,761	1,124,667
平均割当済株主資本	10,301	24,181	12,663	4,815	4,473	0	56,434
税引後平均株主資本利益率 <sup>4</sup>	6%	10%	1%	12%	-23%	N/M	3%
税引後平均有形株主資本利益率 <sup>4</sup>	7%	11%	1%	30%	-23%	N/M	4%

1 以下を含む：

純利息収益	2,605	3,332	4,601	-5	58	564	11,155
持分法適用投資による純利益(損失)	3	-34	40	81	7	1	98

2 以下を含む：

持分法適用投資	72	462	180	349	25	4	1,091
---------	----	-----	-----	-----	----	---	-------

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

3 レバレッジ比率のエクスポージャーは、報告日に適用されるCRRに従って計算されている。当行グループは2020年9月30日より、ECB決定事項(EU)第2020/1306号およびEU第2021/1074号に基づき、ユーロシステムを採用している中央銀行が直面する特定のユーロ・ベースのエクスポージャーをレバレッジ比率エクスポージャーから除外することを認められていた。この除外は2022年3月31日まで適用されていた。セグメント別のレバレッジ・エクスポージャーは、その除外をせずに表示されている。

4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2021年12月31日終了年度：26%)を反映している。セグメント別の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2021年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2022の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

2020年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	キャピタル・リリー						連結合計
	コーポレート・ バンク	インベストメント・ バンク	プライベート・ バンク	アセット・ マネジメント	リリー・ ユニット	コーポレート および その他	
純収益 <sup>1</sup>	5,146	9,286	8,126	2,229	-225	-534	24,028
信用損失引当金繰入額	364	690	711	2	29	-4	1,792
利息以外の費用							
報酬および手当	1,402	2,079	2,867	740	168	3,215	10,471
一般管理費	2,805	3,325	4,242	763	1,774	-2,651	10,259
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	0	0	0
再構築費用	28	14	413	22	5	3	485
利息以外の費用合計	4,235	5,418	7,522	1,526	1,947	568	21,216
非支配持分	0	11	0	157	-0	-169	0
税引前利益(損失)	547	3,166	-108	544	-2,200	-929	1,021
費用収益比率	82%	58%	93%	68%	N/M	N/M	88%
資産 <sup>2</sup>	237,675	573,536	296,596	9,453	197,667	10,333	1,325,259
非流動資産への追加	10	4	202	32	0	3,174	3,423
リスク・ウェイトド・アセット	57,483	128,292	77,074	9,997	34,415	21,690	328,951
レバレッジ・エクスポージャー(完全適用ベース) <sup>3</sup>	273,959	476,097	307,746	4,695	71,726	29,243	1,078,268
平均割当済株主資本	9,945	22,911	11,553	4,757	6,166	0	55,332
税引後平均株主資本利益率 <sup>4</sup>	3%	9%	-1%	8%	-26%	N/M	0%
税引後平均有形株主資本利益率 <sup>4</sup>	3%	10%	-2%	21%	-27%	N/M	0%

1 以下を含む：

純利息収益	2,883	3,325	4,499	1	61	756	11,526
持分法適用投資による純利益(損失)	3	22	23	63	9	1	120

2 以下を含む：

持分法適用投資	69	399	60	304	67	4	901
---------	----	-----	----	-----	----	---	-----

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

3 レバレッジ比率のエクスポージャーは、報告日に適用されるCRRに従って計算されている。当行グループは2020年9月30日より、ECB決定事項(EU)第2020/1306号およびEU第2021/1074号に基づき、ユーロシステムを採用している中央銀行が直面する特定のユーロ・ベースのエクスポージャーをレバレッジ比率エクスポージャーから除外することを認められていた。この除外は2022年3月31日まで適用されていた。セグメント別のレバレッジ・エクスポージャーは、その除外をせずに表示されている。

4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2020年12月31日終了年度：39%)を反映している。セグメント別の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2020年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2022の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

## コーポレート・バンク

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度の増加(減少)		2020年度から2021年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益							
コーポレート・トレジャリー・サービス	3,886	3,125	3,119	761	24	6	0
インスティテューショナル・クライアント・サービス	1,586	1,299	1,280	287	22	19	1
ビジネス・バンキング	863	726	747	136	19	-21	-3
純収益合計	6,335	5,151	5,146	1,185	23	5	0
このうち:							
純利息収益	3,628	2,605	2,883	1,022	39	-278	-10
手数料およびフィー収益	2,354	2,203	2,078	151	7	125	6
その他の収益	354	343	185	11	3	158	86
信用損失引当金繰入額	335	-3	364	338	N/M	-367	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	1,421	1,447	1,402	-25	-2	45	3
一般管理費	2,547	2,649	2,805	-103	-4	-156	-6
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	5	0	-5	N/M	5	N/M
再構築費用	-19	42	28	-61	N/M	13	47
利息以外の費用合計	3,949	4,143	4,235	-193	-5	-92	-2
非支配持分	0	0	0	0	N/M	0	N/M
税引前利益(損失)	2,051	1,011	547	1,040	103	464	85
資産合計(単位:十億ユーロ) <sup>1</sup>	258	246	238	12	5	8	3
貸出金(貸倒引当金控除前、単位:十億ユーロ)	122	122	115	-1	-1	8	7
総従業員数(直接雇用、フルタイム換算、単位:人)	13,980	13,292	13,393	688	5	-102	-1

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

## 2022年度

コーポレート・バンクの2022年度通年の税引前利益は、2021年度の10億ユーロから増加し、21億ユーロとなった。これは、収益の増加と利息以外の費用の減少に起因しているが、信用損失引当金繰入額の増加によって一部相殺された。改革費用、再構築および解雇に係る費用、のれんおよびその他の無形資産の減損ならびに特定の収益項目を調整すると、税引前利益も前年度を74%上回り、21億ユーロとなる。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の6.8%から12.5%に上昇した。税引後平均株主資本利益率は、前年度の6.3%から11.6%に上昇した。費用収益比率は2021年度から80%減の62%であった。

通年の純収益は、前年度から23%増の63億ユーロであった。この収益増加の主因は、金利の上昇と金利更改の継続、手数料およびフィー収益の増加、預金の増加、外国為替レートの変動であった。当年度において、預金額は180億ユーロ、率にして7%増加したが、融資額は10億ユーロ、率にして1%減少した。コーポレート・バンクのすべての業務が収益の増加に貢献した。

コーポレート・トレジャリー・サービスの純収益は、前年度から24%増の39億ユーロとなった。これは、すべての市場での金利の上昇、手数料およびフィー収益の増加、ならびに預金の増加に起因していた。インスティテューショナル・クライアント・サービスの純収益は、金利の上昇と外国為替のプラスの変動の恩恵を受け、前年比22%増の16億ユーロとなった。ビジネス・バンキングの純収益は、前年比19%増の863百万ユーロとなった。これは、2022年度下半期にドイツにおける金利環境がプラスに転じたこと、および口座の金利更改によるフィー収益が増加したことに起因した。

信用損失引当金繰入額は、マクロ経済環境の悪化を反映して、前年度の実質ゼロから当年度は335百万ユーロ(平均貸出残高の27ベシス・ポイント)に増加した。

利息以外の費用は、前年比5%減の39億ユーロであった。これは、外国為替レートの変動によって一部相殺されたものの、報酬以外のイニシアチブと営業外費用の減少がプラスに寄与したためである。改革費用を除いた調整後費用は、前述の報酬以外のイニシアチブと外国為替の変動を反映し、前年比1%減の39億ユーロとなった。

#### 2021年度

コーポレート・バンクの2021年度通年の税引前利益は、2020年度の547百万ユーロから増加し、10億ユーロとなった。これは、信用損失引当金繰入額の減少と利息以外の費用の減少に起因している。改革費用、再構築および解雇に係る費用、のれんおよびその他の無形資産の減損ならびに特定の収益項目を調整すると、税引前利益は前年度を69%上回り、12億ユーロとなる。この増加は主に、信用損失引当金繰入額の減少、訴訟費用の減少および調整後費用の減少に起因しているが、再構築および解雇に係る費用の増加により一部相殺された。

通年の純収益は52億ユーロで、金利の不利な状況が事業の取引残高の増加と預金金利更改によって一部相殺されたため、2020年度から横ばいであった。

コーポレート・トレジャリー・サービスの収益は、前年度と概ね横ばいの31億ユーロとなった。これは、金利の不利な状況が預金金利更改、ECBのTLTROプログラムおよびその他の事業イニシアチブからの恩恵によって相殺されたためである。インスティテューショナル・クライアント・サービスの純収益は、基礎となる事業の業績に牽引され、前年度と比べて19百万ユーロ、率にして1%増加し、13億ユーロとなった。ビジネス・バンキングの純収益は、3%減少し、7億ユーロとなった。これは、金利の不利な状況が事業の成長と預金金利更改の進展を上回ったためである。

信用損失引当金繰入額は、2020年度は364百万ユーロの繰入額であったのに対し、当年度は減損水準の低下ならびにステージ1およびステージ2の繰入額の戻入れを反映して3百万ユーロの正味戻入れとなった。

利息以外の費用は、前年度に発生した訴訟費用が当年度は発生しなかったことを一部反映し、前年比2%減の41億ユーロとなった。改革費用を除いた調整後費用は、人員削減およびその他のイニシアチブにより、前年比1%減の40億ユーロとなった。再構築および解雇に係る費用は、当行の改革プログラムを下支えするために人員削減を行ったことを反映し、前年比で42%増加した。

## インベストメント・バンク

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度の増加(減少)		2020年度から2021年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益							
セールス/トレーディング(債券および為替)	8,935	7,063	7,074	1,871	26	-11	-0
債券オリジネーション	412	1,573	1,500	-1,161	-74	73	5
株式オリジネーション	101	544	369	-443	-81	174	47
アドバイザー	485	491	244	-6	-1	247	101
オリジネーションおよびアドバイザー	998	2,608	2,114	-1,610	-62	494	23
その他	84	-40	99	124	N/M	-139	N/M
純収益合計	10,016	9,631	9,286	385	4	345	4
信用損失引当金繰入額	319	104	690	215	N/M	-587	-85
利息以外の費用							
報酬および手当	2,376	2,197	2,079	179	8	118	6
一般管理費	3,805	3,587	3,325	218	6	262	8
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再構築費用	15	47	14	-32	-68	33	N/M
利息以外の費用合計	6,196	5,831	5,418	365	6	413	8
非支配持分	15	-17	11	32	N/M	-29	N/M
税引前利益(損失)	3,487	3,714	3,166	-227	-6	547	17
資産合計(単位:十億ユーロ) <sup>1</sup>	677	616	574	61	10	42	7
貸出金(貸倒引当金控除前、単位:十億ユーロ)	103	93	69	10	11	24	34
総従業員数(直接雇用、フルタイム換算、単位:人)	7,657	7,152	7,492	505	7	-341	-5

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

## 2022年度

2022年度の税引前利益は、非常に好調であった前年度と比べて227百万ユーロ減少し、35億ユーロとなった。信用損失引当金繰入額の大幅な増加と利息以外の費用の微増が収益の微増を上回って相殺した。

2022年度の純収益は、2021年度と比べて385百万ユーロ、率にして4%増加し、100億ユーロとなった。

セールス/トレーディング(債券および為替)の収益は、ほとんどの事業で前年度を上回る力強い成長を遂げ、前年度と比べて19億ユーロ、率にして26%の増加となる89億ユーロであった。金利、外国為替および新興市場の収益は、市場活動の増加、顧客フローの増加および規律あるリスク管理を反映して、すべて大幅に増加した。ファイナンスの収益は増加したが、これは主に、貸付取引が増加した結果、純利息収益が増加したことによる。クレジット・トレーディングの収益は、前年度に見られたディストレスト債の信用ポジションからの集中的な寄与が当年度はなかったことと、厳しい市場環境により、大幅に減少した。

オリジネーションおよびアドバイザーの純収益は、前年度と比べて16億ユーロ、率にして62%減少し、10億ユーロとなった。債券オリジネーションの収益は前年度を大きく下回り412百万ユーロとなったが、これは主にレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットが、業界全体で見られた業界の手数料プールの大幅な減少とローンの値下げの影響を受けたことによるものであった。投資適格債の収益も、業界平均よりも減少幅は小さい(出典: Dealogic)ものの、前年度から減少した。株式オリジネーションの収益は大幅に減少して101百万ユーロとなったが、これは当年度において発行市場での株式発行が大幅に減少したことを反映していた。アドバイザーの収益は2021年度とほぼ横ばいの485百万ユーロとなったが、手数料プールにおける収益は約15%(出典: Dealogic)減少した。

その他の収益は、2021年度には40百万ユーロの損失であったのに対して、84百万ユーロの収益であった。前年比での収益の増加は主に、特定のデリバティブ負債に対する債務評価調整(DVA)の影響による49百万ユーロの利益(2021年度は28百万ユーロの損失)に起因している。さらに、2021年度は、過年度に計上されたローン担保証券のヘッジ利益の戻入れ(基礎となる信

用損失引当金繰入額の戻入れの結果として生じたものである。)によるマイナスの影響を受けた。こうした影響は2022年度には生じなかった。

信用損失引当金繰入額は、215百万ユーロ増加し、平均貸出金の32ベース・ポイントに相当する319百万ユーロとなった。これは主に、前年度はCOVID-19後の景気回復による恩恵を受けたのに対し、当年度はマクロ経済環境の悪化傾向にあったことによるものであった。

2022年度の利息以外の費用は、前年度と比べて365百万ユーロ、率にして6%増加し、62億ユーロとなった。これは、為替換算の影響および銀行税の増加を反映していた。

## 2021年度

2021年度の税引前利益は、前年度と比べて547百万ユーロ増加し、37億ユーロとなった。この増加は、収益の微増ならびに信用損失引当金繰入額の大幅な減少によるもので、利息以外の費用の増加によって一部相殺された。

2021年度の純収益は、2020年度と比べて345百万ユーロ、率にして4%増加し、96億ユーロとなった。

セールス/トレーディング(債券および為替)の収益は、前年度と概ね横ばいの71億ユーロとなった。ファイナンスの収益は大幅に増加したが、これは、貸付取引の増加による純利息収益の増加と、すべての事業で業績が堅調であったことによる。クレジット・トレーディングの収益は、ディストレスビジネスの好調により大幅に増加した。2020年の良好な取引環境と比較して厳しい市況であったことを反映し、金利および外国為替の収益は大幅に減少した。2020年度に見られた取引量の増加の恩恵を受けなかったアジアでの減少により、新興市場の収益は減少した。これは、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパならびに中東およびアフリカ地域の伸びによって一部相殺され、ラテン・アメリカは概ね横ばいであった。

オリジネーションおよびアドバイザーの純収益は、前年度と比べて494百万ユーロ、率にして23%増加し、26億ユーロとなった。債券オリジネーションの収益は前年度をわずかに上回り16億ユーロとなったが、これは主に、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの業績が好調であり、正常化した投資適格債の発行を前年度よりも上回ったことによるものであった。株式オリジネーションの収益は大幅に増加して544百万ユーロとなったが、これは第1四半期における特別目的買収会社(SPAC)の取引からの収益が過去最高であったこと、およびその後のSPACと買収会社の合併(de-SPAC)からの年間収益を反映している。アドバイザーの収益は大幅に増加し491百万ユーロとなったが、これはM&A活動の伸びと、当年度の公表取引高が過去最高となったことを反映している。

その他の収益は、2020年度には99百万ユーロの収益であったのに対して、40百万ユーロの損失であった。前年比での収益の減少は主に、過年度に計上されたローン担保証券のヘッジ利益の戻入れ(基礎となる信用損失引当金繰入額の戻入れの結果として生じたものである。)に起因しているが、全体として税引前利益への正味の影響はなかった。

信用損失引当金繰入額は、2020年度と比べて587百万ユーロ減少し、平均貸出金の14ベース・ポイントに相当する104百万ユーロとなった。これは主に、COVID-19関連の減損が当年度に発生しなかったことによるものであった。

2021年度の利息以外の費用は、前年度と比べて413百万ユーロ、率にして8%増加し、58億ユーロとなった。これは、報酬費用の増加、銀行税の増加、およびインフラサービス費用の配分を反映していた。

## プライベート・バンク

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度の増加(減少)		2020年度から2021年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益:							
プライベート・バンク(ドイツ)	5,327	5,008	4,989	319	6	19	0
インターナショナル・プライベート・バンク	3,828	3,226	3,136	601	19	90	3
プレミアム・バンキング	953	945	905	8	1	41	4
ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキング	2,874	2,281	2,232	594	26	49	2
純収益合計	9,155	8,234	8,126	921	11	109	1
このうち:							
純利息収益	5,223	4,601	4,499	622	14	102	2
手数料およびフィー収益	3,157	3,207	3,052	-50	-2	155	5
その他の収益	775	426	574	349	82	-148	-26
信用損失引当金繰入額	583	446	711	137	31	-265	-37
利息以外の費用:							
報酬および手当	2,791	2,813	2,867	-22	-1	-54	-2
一般管理費	3,915	4,447	4,242	-533	-12	205	5
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再構築費用	-113	173	413	-285	N/M	-240	-58
利息以外の費用合計	6,593	7,433	7,522	-840	-11	-89	-1
非支配持分	0	0	0	0	N/M	-0	-87
税引前利益(損失)	1,979	355	-108	1,624	N/M	463	N/M
資産合計(単位:十億ユーロ) <sup>1</sup>	333	310	297	22	7	14	5
貸出金(貸倒引当金控除前、単位:十億ユーロ)	265	254	237	10	4	17	7
運用資産(単位:十億ユーロ) <sup>2</sup>	518	554	495	-36	-6	59	12
正味流入額(単位:十億ユーロ)	30	30	16	-0	-1	14	85
総従業員数(直接雇用、フルタイム換算、単位:人)	26,951	28,084	29,748	-1,132	-4	-1,665	-6

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 当行グループは、運用資産を(a)顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行が運用管理する顧客資産と定義する。運用資産は、一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理されているか、または当行に預けられている。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。プライベート・バンク(ドイツ)およびプレミアム・バンキングにおいて、これには定期預金および貯蓄預金が含まれている。ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキングにおいては、すべての顧客の預金は主に投資目的で当行が保有しているものとみなされる。

## 2022年度

2022年度に、プライベート・バンクは、前年度の355百万ユーロから5倍以上の増加となる20億ユーロの税引前利益を計上した。これは、2019年度のプライベート・バンク発足以来の税引前利益として最高額であった。税引後平均有形株主資本利益率は前年度の1.4%から10.6%に上昇し、税引後平均株主資本利益率は、1.3%から9.6%に上昇した。費用収益比率は、収益が11%増加したことと利息以外の費用が11%減少したことを反映して、前年度の90%から改善して72%となった。

純収益は、前年度と比べて11%増加し、92億ユーロとなった。この増加には、主にイタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却益約310百万ユーロ、および2021年度における預金金利更改の取決めに対するドイツ連邦裁判所(BGH)の判決に関連する逸失収益の減少からのプラスの影響等、特別利益項目を一部反映している。これらの影響を調整すると、純収益は、純利息収益の増加、外国為替レートの変動および事業の継続的成長により、前年比で6%の増加である。2022年度の事業成長額は410億ユーロであったが、これには、投資商品への正味資金流入250億ユーロおよび預金50億ユーロからなる運用資産への正味資金流入300億ユーロ、および新規顧客への貸出金純額110億ユーロが含まれている。

プライベート・バンク(ドイツ)は前年比6%増の53億ユーロの純収益を生み出し、これはBGHの判決による逸失収益の減少を一部反映していた。この影響を調整すると収益は4%の増加となるが、これは、預金商品からの純利息収益の増加の影響が、

厳しさを増したマクロ経済環境の影響を受け減少した貸出金収益およびフィー収益の減少の影響を上回って着地したためである。

インターナショナル・プライベート・バンクの純収益は38億ユーロであった。これは、前年比で19%の増加であり、前述の売却益およびSal. Oppenheimのワークアウト業務を調整すると9%の増加であった。この収益の伸びは主に、金利の上昇、貸出残高の継続的な拡大および外国為替レートのプラスの変動による預金収益の増加によるものであった。投資商品からの収益は、正味資金流入の恩恵を受けたものの、厳しさを増した市場環境の影響も受けた。インターナショナル・プライベート・バンクは、貸出金および運用資産全体において通年で290億ユーロの純新規取引高を記録した。これは同部門の発足以来の最高額であった。

運用資産は、前年度末と比べて360億ユーロ減少し、当年度末は5,180億ユーロとなった。この変動は、市場動向によるマイナスの影響として560億ユーロ、イタリアにおけるファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却による純影響額150億ユーロを反映しているが、正味資金流入300億ユーロおよび為替レートの変動による60億ユーロのプラスの影響により一部相殺されている。

信用損失引当金繰入額は、平均貸出残高の22ベース・ポイントに相当する583百万ユーロであった。これは、主にある国際的フランチャイズ事業セクター顧客のエクスポージャーに対する繰入額によるものである。この影響を除けば、ポートフォリオ全体の変動は依然として、貸出残高の質が高いことと厳格なリスク管理が継続されていることを反映している。一方、前年度の信用損失引当金繰入額は、より安定していたマクロ経済環境の恩恵を受け、446百万ユーロであった。

利息以外の費用は、前年比で11%減少し、66億ユーロとなった。この変動は、BGHの判決に関連して前年度に計上された訴訟引当金の戻入益によるプラスの影響、戦略的目標の実行に関連した再構築費用の減少、および調整後費用の前年比5%の減少を反映していた。後者は、人員削減や170超の支店の閉鎖等の改革イニシアチブによる追加的節減に起因していた。継続的なコスト管理と内部サービス費用の配分の減少も、調整後費用の減少に寄与した。これらの影響は、外国為替レートの変動によるマイナスの影響によって一部相殺された。

## 2021年度

2021年度に、プライベート・バンクは、改革戦略の実施および事業の取引残高の増加を優先させることにおいて大きな進展を遂げた。新規事業の正味取引残高は、運用資産および貸出全体で460億ユーロであった。2021年度の税引前利益355百万ユーロは、再構築および解雇に係る費用237百万ユーロならびに改革費用221百万ユーロを含む、改革関連の458百万ユーロの影響を受けた。対する2020年度は税引前損失108百万ユーロであり、これには、Postbank Systems AGの売却によるマイナスの影響88百万ユーロと改革関連の影響642百万ユーロが含まれていた。改革関連の影響およびインターナショナル・プライベート・バンクにおけるSal. Oppenheimのワークアウト業務関連の特定の収益項目を調整後の2021年度における税引前利益は、BGHの判決によるマイナスの影響が284百万ユーロ生じたにもかかわらず、711百万ユーロであった。対する2020年度の調整後の税引前利益は、509百万ユーロであった。前年比の改善は主に、信用損失引当金繰入額の減少と収益の増加を反映している。

2021年度の純収益は、2020年度と比べて109百万ユーロ、率にして1%増加し、82億ユーロとなった。Postbank Systems AGの売却により前年度に発生した前述の損失88百万ユーロと、BGHの判決に関連する2021年度の収益に対するマイナスの影響154百万ユーロを調整すると、収益は前年比で2%増加する。市場環境が正常化に向かう中での投資商品および融資における事業の成長は、金利の不利な状況を上回った。収益はECBのTLTRO プログラムの恩恵も受けた。

プライベート・バンク（ドイツ）の純収益は50億ユーロであり、前年度と同水準であった。BGHの判決と、前述したPostbank Systems AGの売却により前年度に発生したマイナスの影響を除いた収益は、前年比で2%増加した。投資商品およびモーゲージ商品の事業が好調に成長し続けていることにより、大幅な預金マージン圧縮による影響が緩和された。収益の伸びはECBのTLTRO プログラムの恩恵も受けていた。

インターナショナル・プライベート・バンクの純収益は前年度から90百万ユーロ、率にして3%増加し、32億ユーロであった。リレーションシップ・マネージャーの雇用継続に下支えされ、投資商品および貸出事業の持続的成長が、金利低下による不利な状況および為替換算によるマイナスの影響を上回った。収益の伸びはECBのTLTRO プログラムの恩恵も受けた。

運用資産は、2020年12月31日現在と比べて590億ユーロ増加し、5,540億ユーロとなった。この増加は主に、300億ユーロの正味資金流入、市場における評価額の230億ユーロの上昇および為替レートの変動による80億ユーロのプラスの影響によるものである。2021年度の300億ユーロの正味資金流入は、主に投資商品によるものであった。

信用損失引当金繰入額は、2020年度の711百万ユーロに対して、2021年度には446百万ユーロであった。この前年比37%の減少は、より良好となったマクロ経済環境、厳格なリスクの管理および良質な融資案件を反映していた。

利息以外の費用は、前年比で89百万ユーロ、率にして1%減少し、74億ユーロとなった。これは、改革関連の影響の減少を反映しているが、BGHの判決に関連するマイナスの影響128百万ユーロを含む訴訟費用の増加により一部相殺された。改革費用を除いた調整後費用は、前年比で43百万ユーロ、率にして1%増加し、68億ユーロとなった。改革イニシアチブによる追加的節減は、テクノロジーと内部サービスへの支出の増加、預金保護スキームのコストの増加、および業績の改善による変動報酬の



増加によって相殺された。この増加は、年金債務に関連する前年度の一時的給付が当年度は発生しなかったことも反映している。

アセット・マネジメント

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度の増加(減少)		2020年度から2021年度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
<b>純収益</b>							
マネジメント・フィー	2,458	2,370	2,136	88	4	233	11
運用報酬および取引手数料	125	212	90	-86	-41	122	135
その他	24	126	3	-102	-81	123	N/M
純収益合計	2,608	2,708	2,229	-100	-4	478	21
信用損失引当金繰入額	-2	5	2	-6	N/M	3	148
<b>利息以外の費用</b>							
報酬および手当	899	822	740	77	9	82	11
一般管理費	869	840	763	29	3	77	10
のれんおよびその他の無形資産の減損	68	0	0	68	N/M	-0	N/M
再構築費用	0	2	22	-2	-95	-20	-92
利息以外の費用合計	1,836	1,664	1,526	173	10	138	9
非支配持分	174	223	157	-49	-22	66	42
税引前利益(損失)	598	816	544	-217	-27	272	50
資産合計(単位:十億ユーロ) <sup>1</sup>	10	10	9	-0	-2	1	10
運用資産(単位:十億ユーロ)	821	928	793	-106	-11	135	17
正味流入額(単位:十億ユーロ)	-20	48	30	-68	N/M	17	N/M
総従業員数(直接雇用、フルタイム換算、単位:人)	4,283	4,072	3,926	211	5	146	4

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2022年度

税引前利益は、主に運用報酬およびその他の収益の大幅な減少ならびに無形資産の減損により、27%減の598百万ユーロとなった。再構築および解雇に係る費用ならびにのれんおよびその他の無形資産の減損を調整後の税引前利益は、16%減の703百万ユーロであった。

2022年度の純収益は4%減の26億ユーロとなった。これは、2021年度に認識されたアクティブ運用アセット・ファンドからの運用報酬89百万ユーロが当年度は発生しなかったことを反映した運用報酬の大幅な減少、ならびにその他の収益の大幅な減少が、マネジメント・フィーの増加を上回って相殺したためである。

2022年度の利息以外の費用は、10%増の18億ユーロとなった。調整後費用は4%の増加であるが、これは主に、変革と成長に携わる人員の増加による報酬および手当の増加によるものである。営業外費用には、米国のミューチュアル・ファンドの小口運用契約に関連する未償却無形資産の減損68百万ユーロが含まれている。費用収益比率は前年度と比較して9パーセンテージ・ポイント改善し、70%となった。

正味資金流入はマイナス200億ユーロとなった。これは主に、債券、キャッシュおよびパッシブといった利益率の低い商品が、フローに対する業界全体の圧力の影響を受けたことに起因しているが、マルチ・アセットおよびオルタナティブといった利益率の高い商品への正味資金流入によって一部相殺された。ESG商品では、不利な環境にもかかわらず、2022年度に10億ユーロの正味資金流入があった。

2022年度の運用資産は、1,060億ユーロ、率にして11%減少して8,210億ユーロとなった。これは主に、外国為替レートの変動がプラスの影響をもたらした一方で、マーケットの指標がマイナスの傾向にあることおよび正味資金流出があったためである。

以下の表は、2022年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

単位：十億ユーロ	アクティブ株式	アクティブ債券	アクティブ・マルチ・アセット	アクティブ・SQI	アクティブ・キャッシュ	パッシブ	オルタナティブ	運用資産
2021年12月31日現在残高	116	227	70	77	84	238	115	928
流入	16	39	16	10	562	81	17	741
流出	-17	-51	-10	-11	-568	-88	-16	-761
正味流入（流出）額	-1	-12	6	-0	-6	-7	1	-20
為替の影響	2	7	0	0	2	7	4	22
運用成績	-18	-28	-8	-13	0	-38	-2	-108
その他	-0	1	0	-0	-0	-1	0	0
2022年12月31日現在残高	99	194	68	64	80	199	118	821
マネジメント・フィー・マージン（単位：ベース・ポイント）	71	12	31	29	3	18	50	28

2021年度

税引前利益は50%増の816百万ユーロで、調整後の税引前利益は43%増の840百万ユーロであった。この大幅な増加は、純収益の大幅な増加によるものであった。

2021年度の純収益は21%増の27億ユーロとなった。これは主にマネジメント・フィーの増加によるもので、7四半期連続の正味資金流入と運用資産の増加を一部反映した運用報酬およびその他の収益の増加も寄与した。

2021年度の利息以外の費用は、9%増の17億ユーロとなった。改革費用を除いた調整後費用は、報酬および手当に係る費用の増加、ならびに運用資産および取引量の増加に伴うサービス費用の増加を反映して、10%増加した。費用収益比率は前年度より7パーセンテージ・ポイント改善し、61%となった。

正味資金流入は480億ユーロで、主にパッシブとアクティブ（キャッシュ商品を除く。）に起因していたが、オルタナティブとキャッシュの商品にも支えられた。ESG専用ファンドは正味資金流入の年間合計額の40%を占めた。

2021年度の運用資産は1,350億ユーロ、率にして17%増加し、9,280億ユーロに達した。これは、過去最高の正味資金流入、マーケットの指標がプラスの傾向にあることおよび為替レートのプラスの変動が影響した結果であった。

以下の表は、2021年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

単位：十億ユーロ	アクティブ株式	アクティブ債券	アクティブ・マルチ・アセット	アクティブ・SQI	アクティブ・キャッシュ	パッシブ	オルタナティブ	運用資産
2020年12月31日現在残高	97	220	59	69	75	179	93	793

流入	16	47	13	14	510	95	14	708
流出	-16	-43	-9	-11	-504	-69	-9	-660
正味流入（流出）額	-1	5	4	2	6	26	6	48
為替の影響	2	8	0	0	4	8	3	26
運用成績	18	-4	6	5	-0	25	11	60
その他	-0	-0	1	0	-0	-1	1	1
2021年12月31日現在残高	116	227	70	77	84	238	115	928
マネジメント・フィー・マージン（単位：ペーシス・ポイント）	72	13	33	28	3	18	49	28

## キャピタル・リリース・ユニット

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度の増加(減少)		2020年度から2021年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益	-28	26	-225	-54	N/M	251	N/M
信用損失引当金繰入額	-17	-42	29	25	-59	-70	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	60	128	168	-68	-53	-40	-24
一般管理費	864	1,306	1,774	-442	-34	-468	-26
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再構築費用	-2	-2	5	0	-21	-7	N/M
利息以外の費用合計	922	1,432	1,947	-510	-36	-515	-26
非支配持分	-	0	-0	0	N/M	0	N/M
税引前利益(損失)	-932	-1,364	-2,200	431	-32	836	-38
資産合計(単位:十億ユーロ) <sup>1</sup>	62	132	198	-70	-53	-66	-33
総従業員数(直接雇用、フルタイム換算、単位:人)	194	267	472	-73	-27	-205	-43

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

## 2022年度

2022年度においてキャピタル・リリース・ユニットは、主に前年比でのコストの減少を反映して、2021年度の14億ユーロの税引前損失から32%減となる932百万ユーロの税引前損失を計上した。

純収益は、前年度は26百万ユーロの収益であったのに対し、2022年度は28百万ユーロの損失となった。これは、当年度は、昨年リスク圧縮および資金調達からのマイナスの影響を上回って相殺していたプライム・ファイナンスのコスト回収がなかったため収益が減少したためである。

利息以外の費用は前年度と比較して36%減少した。これは主に、調整後費用が35%減少したことに起因しており、内部サービス費用の減少ならびに報酬および手当に係る直接費の減少を反映している。

信用損失引当金繰入額は、2021年度の42百万ユーロの正味戻入れに対して、2022年度は17百万ユーロの正味戻入れであった。いずれの年度の正味戻入れも、船舶およびその他のレガシーポートフォリオ全体の回復によるものであった。

2022年度末現在のレバレッジ・エクスポージャーは220億ユーロとなり、これは2021年度末現在からは43%の減少、2019年度半ばのキャピタル・リリース・ユニット発足以来では91%の減少であった。

2022年度末現在のリスク・ウェイトド・アセット(RWA)は240億ユーロとなり、これは2021年度末現在からは13%の減少、2019年度半ばのキャピタル・リリース・ユニット発足以来では63%(オペレーショナル・リスクRWAを除いた場合は83%)の減少であった。

2019年度から2022年度末にかけてリスク圧縮とコスト削減のマנדートを実行したことにより、キャピタル・リリース・ユニットは2023年度第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなる。今後、キャピタル・リリース・ユニットの財務上の影響はコーポレートおよびその他のセグメント内で報告される。この変更には、中核事業への、または中核事業からの資産の譲渡は含まれない。キャピタル・リリース・ユニット残りの資産の大半は、時間の経過とともに消滅することになる。これらは主に金利デリバティブであるが、ポーランドのFXモーゲージ・ポートフォリオやその他特定のセールス/トレーディング(債券および為替)ならびに株式等の資産も含まれる。

## 2021年度

2021年度においてキャピタル・リリース・ユニットは、主に前年比でのコストの減少を反映して、2020年度の22億ユーロの税引前損失から38%減となる14億ユーロの税引前損失を計上した。

純収益は、前年度は225百万ユーロの損失であったのに対し、2021年度は26百万ユーロの収益となった。これは、プライム・ファイナンスのコスト回収からの収益と貸出金ポートフォリオからの収益が、資金調達、リスク管理およびリスク圧縮の影響により部分的にしか相殺されなかったためである。

信用損失引当金繰入額は、2020年度の29百万ユーロの繰入れに対して、42百万ユーロの正味戻入れであった。この正味戻入れは不動産および船舶のレガシーポートフォリオによるものであった。

利息以外の費用は、前年度と比べて26%減少し、14億ユーロとなった。この変動は主に、調整後費用が37%減少したこと起因しており、内部サービス費用および銀行税の配分の減少、ならびに直接費の減少を反映している。

2021年度末現在のレバレッジ・エクスポージャーは、2020年度末現在の720億ユーロから減少して390億ユーロとなり、2020年度のインベスター・ディープ・ダイブに基づく当部門の最新の2022年度末目標である510億ユーロを上回った。この進展は、ドイツ銀行のプライム・ファイナンスおよび電子株式事業の移転を一部反映している。当該移転は目標のスケジュールに沿って2021年度末までに成功裡に完了した。

2021年度末現在のリスク・ウェイトド・アセットは2020年度末現在の340億ユーロから減少して280億ユーロとなり、当行の2022年度末目標である320億ユーロを上回った。

## コーポレートおよびその他

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から2022年度の増加(減少)		2020年度から2021年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益	-877	-340	-534	-537	158	194	-36
信用損失引当金繰入額	8	5	-4	3	53	9	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	3,165	3,012	3,215	153	5	-204	-6
一般管理費	-2,272	-2,009	-2,651	-263	13	641	-24
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再構築費用	0	-0	3	0	N/M	-3	N/M
利息以外の費用合計	893	1,002	568	-109	-11	435	77
非支配持分	-190	-206	-169	16	-8	-37	22
税引前利益(損失)	-1,589	-1,142	-929	-447	39	-213	23
従業員数(フルタイム換算、単位:人)	31,865	30,103	29,627	1,762	6	476	2

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

## 2022年度

2022年度のコーポレートおよびその他は、2021年度は11億ユーロの税引前損失であったのに対し、主に純収益の減少を反映して、16億ユーロの税引前損失を計上した。

純収益は、2021年度の340百万ユーロの損失に対して、2022年度には877百万ユーロの損失であった。評価および期間差異に関連する収益は、2021年度の158百万ユーロの収益に対して、2022年度には119百万ユーロの損失であった。資金および流動性に関連する純収益は、2021年度の242百万ユーロの損失に対して、2022年度には311百万ユーロの損失であった。

2022年度の利息以外の費用は、2021年度と比べて109百万ユーロ、率にして11%減少し、893百万ユーロとなった。この減少の主因は、主に当行のクラウド技術への移行が一因となり発生した契約締結費用とソフトウェアの減損費用が含まれる、2021年度に計上された改革関連費用603百万ユーロであった。改革関連費用の減少は、2022年度の計画を上回る特定の管理費用(コーポレートおよびその他において一括留保されている。)の増加を上回って相殺した。OECD移転価格ガイドラインにおいて定義される株主取引に関連し、業務部門に配分されなかった費用は、2021年度の460百万ユーロに対して、2022年度には506百万ユーロとなった。

非支配持分は、各部門の税引前利益から控除され、コーポレートおよびその他において戻入れられる。これらは、主にDWSに関連しており、2021年度の206百万ユーロに対して、2022年度には190百万ユーロであった。

## 2021年度

2021年度のコーポレートおよびその他は、2020年度は929百万ユーロの税引前損失であったのに対し、主に利息以外の費用の増加を反映して、11億ユーロの税引前損失を計上した。

純収益は、2020年度の534百万ユーロの損失に対して、2021年度には340百万ユーロの損失であった。評価および期間差異に関連する収益は、2020年度の85百万ユーロの損失に対して、2021年度には158百万ユーロの収益であった。この改善は、ヘッジ会計が適用できない場合の当行の資金調達契約に関連する金利ヘッジ取引の時価評価によるプラスの影響に起因した。資金および流動性に関連する純収益は、2020年度の235百万ユーロの損失に対して、2021年度には242百万ユーロの損失であった。

2021年度の利息以外の費用は、2020年度と比べて435百万ユーロ、率にして77%増加し、10億ユーロとなった。2021年度の利息以外の費用には、一部に当行のクラウド技術への移行が一因となり発生した契約締結費用とソフトウェアの減損費用が含ま

れる、改革関連費用603百万ユーロが含まれていた。OECD移転価格ガイドラインにおいて定義される株主取引に関連し、業務部門に配分されなかった費用は、2020年度の403百万ユーロに対して、2021年度には460百万ユーロとなった。

非支配持分は、各部門の税引前利益から控除され、コーポレートおよびその他において戻入れられる。これらは、主にDWSに関連しており、2020年度の169百万ユーロに対して、2021年度には206百万ユーロであった。

## 財政状態

## 資産

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2022年	2021年	変動額	増減率 (%)
	12月31日 現在	12月31日 現在		
現金、中央銀行預け金およびインターバンク預け金	186,091	199,363	-13,272	-7
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）ならびに借入有価証券担保金	11,478	8,432	3,047	36
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	482,376	491,233	-8,857	-2
このうち：トレーディング資産	92,867	102,396	-9,529	-9
このうち：デリバティブ金融商品のプラスの時価	299,686	299,732	-45	-0
このうち：強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	89,654	88,965	689	1
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	31,675	28,979	2,696	9
償却原価で測定する貸出金	483,700	471,319	12,381	3
その他の資産	141,468	124,668	16,800	13
このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する債権	71,250	71,495	-245	-0
資産合計	1,336,788	1,323,993	12,796	1

## 負債および資本

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2022年	2021年	変動額	増減率 (%)
	12月31日 現在	12月31日 現在		
預金	621,456	603,750	17,706	3
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）ならびに貸付有価証券受入金	585	772	-187	-24
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	388,072	400,857	-12,784	-3
このうち：トレーディング負債	50,616	54,718	-4,102	-7
このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価	282,353	287,108	-4,756	-2
このうち：純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	54,634	58,468	-3,834	-7
その他の短期借入金	5,122	4,034	1,089	27
長期債務	131,525	144,485	-12,959	-9
その他の負債	117,700	102,066	15,634	15
このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する債務	82,711	70,165	12,546	18
負債合計	1,264,460	1,255,962	8,498	1
資本合計	72,328	68,030	4,298	6
負債および資本合計	1,336,788	1,323,993	12,796	1

## 資産および負債の変動

2022年12月31日現在の貸借対照表の総額は1.3兆ユーロであり、2021年度末とほぼ横ばいであった。

2022年度第4四半期に、ドイツ銀行は、2023年6月に満期を迎えるトランシェに関して、TLTROからの借入資金の一部を繰上返済した。これは、TLTROへの参加による借入金の満期プロファイルを積極的に管理するという、当行が既に公表している戦略に沿ったものである。この繰上返済が主因となり、現金、中央銀行預け金およびインターバンク預け金が133億ユーロ、長期債務が130億ユーロ減少した。

トレーディング資産およびトレーディング負債は、それぞれ95億ユーロおよび41億ユーロ減少した。これは主に債券に起因しており、ヨーロッパと米国の金利業務における不安定な市況によりリスクを管理するための債権ポジションの削減と評価額の減少が生じたことが主因であった。

デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価は、前年度とほぼ横ばいで推移した。第1四半期から第3四半期においてはプラスおよびマイナスの時価が増加していたが、第4四半期において主にユーロに対する米ドルの下落および金利カーブの変化によりインベストメント・バンクの為替商品が変動したことから、同水準の金額の減少によって相殺されたものである。

償却原価で測定する貸出金は、主にインベストメント・バンクのファイナンス事業におけるオリジネーションの増加とプライベート・バンクにおけるモーゲージ貸出金の継続的な伸びにより、124億ユーロ増加した。

預金は177億ユーロ増加した。現在のマクロ環境を鑑み、法人顧客はコーポレート・バンクに保有する手元資金を増やしており、プライベート・バンクおよびインベストメント・バンクのグローバル・エマージング・マーケットにおける資金流入も増加している。

その他の資産は168億ユーロ増加した。これは主に、流動性基準を確保しても余剰となる資産を運用し収益を最適化するという当行の戦略的イニシアチブに沿って回収のために保有するものとして分類された債券の増加によるものである。その他の負債は、主に顧客取引と取引活動の増加による未払委託証拠金の増加に起因して、156億ユーロ増加した。

バランスシート全体の変動には、主にユーロに対する米ドル高に起因する為替レートの変動による208億ユーロの増加が含まれていた。外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載される貸借対照表の勘定科目ごとの変動に含まれている。

## 流動性

2022年12月31日現在、委員会委任規則(EU)第2015/61号の定義(規則(EU)第2018/1620号により修正された。)による高品質の流動資産(HQLA)の合計額は、2021年12月31日現在の2,070億ユーロから12億ユーロ増加し、2,190億ユーロとなった。当行グループは、HQLAの要件を満たしていない、またはHQLAの定義に基づく振替制限の対象となっていない、流動性の高い中央銀行適格資産を追加的に保有している。これらの追加的な流動資産は2022年12月31日現在で370億ユーロであり、当行グループの流動性準備金合計は2,560億ユーロとなった。この増加は主に、預金の増加と新規の資本市場発行によるもので、貸出活動の増加とECBのTLTROへの部分的参加により一部相殺された。流動性カバレッジ比率は、2021年度第4四半期末現在では133%で規制要件を520億ユーロ上回っていたのに対し、2022年度第4四半期末現在では142%であり、規制要件を640億ユーロ上回っている。

## 資本

2022年12月31日現在の資本合計は、2021年12月31日現在に比べて43億ユーロ増加した。この変動は複数の要因によるものであり、それらには、55億ユーロの当期利益を計上したことと、その他の資本構成要素(IFRSでは資本として扱われるその他Tier 1証券)を20億ユーロ(2022年4月4日に750百万ユーロと2022年11月14日に13億ユーロ)発行したことが含まれる。また、この増加には、確定給付制度に係る再測定利得によるプラスの影響が553百万ユーロ(税引後)生じたこと、ユーロに対する米ドル高を主因として為替換算によるプラスの影響が452百万ユーロ(税引後)生じたこと、および非支配持分が94百万ユーロ(税引後)生じたことも貢献した。この増加は、2022年5月2日にその他の資本構成要素(IFRSでは資本として扱われるその他Tier 1証券)の返済18億ユーロ、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現純損失867百万ユーロ(税引後)、およびキャッシュ・フローの変動性をヘッジするデリバティブに係る未実現純損失537百万ユーロ(税引後)により一部相殺された。その他の要因としては、その他の資本構成要素に係るクーポン支払額479百万ユーロ、ドイツ銀行株主への現金配当406百万ユーロおよび自己株式の買戻し325百万ユーロが挙げられる。

## 自己資金

2022年12月31日現在のドイツ銀行のCRR/CRDに基づく普通株式等Tier 1資本は、2021年12月31日現在の465億ユーロから16億ユーロ増加し、481億ユーロとなった。リスク・ウェイトド・アセット(RWA)は、2021年12月31日現在の3,516億ユーロから84億ユーロ増加し、2022年12月31日現在で3,600億ユーロとなった。2022年12月31日現在のCET 1資本比率は、2021年12月31日現在の13.2%に対し、13.4%に上昇した。これはCET 1資本の0.5%の上昇に起因しているが、RWAの0.3%の上昇によって一部相殺された。

2022年12月31日現在の当行のTier 1資本は566億ユーロであり、CET 1資本481億ユーロとその他Tier 1資本85億ユーロで構成されている。Tier 1資本は、2021年12月31日現在から12億ユーロ増加した。これは、2021年度末からCET 1資本が16億ユーロ増加し、AT1資本が4億ユーロ減少したことによるものであった。Tier 1資本比率は、2021年12月31日現在と変わらず、2022年12月31日現在においても15.7%であった。

規制上の自己資本合計は、2021年12月31日現在の627億ユーロに対して、2022年12月31日現在において661億ユーロであった。資本合計の増加は、2021年度末からTier 1資本が12億ユーロ増加し、Tier 2資本が22億ユーロ増加したことによるものである。総資本比率は、2021年12月31日の17.8%に対して、2022年12月31日現在では18.4%に上昇した。

## 流動性および資本資源

流動性リスク管理の詳細については、当行グループのリスク・レポートを参照のこと。

## 信用格付



ドイツ銀行は、ムーディーズ・フランスSAS（以下「ムーディーズ」という。）、S&Pグローバル・レーティング・UK・リミテッド（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッドの支社であるフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）およびDBRSレーティングスGmbH（以下「DBRSモーニングスター」といい、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチと合わせて「格付機関」と総称する。）によって格付が行われている。

ムーディーズ、フィッチおよびDBRSモーニングスターは、欧州連合内で設立され、信用格付機関に対する2009年9月16日付の欧州議会および理事会の規則（EC）No.1060/2009（改正済）（以下「CRA規則」という。）に従い、登録されている。S&Pに関して、信用格付は、CRA規則第4条第3項に従い、アイルランドのS&Pの事務所（S&Pグローバル・レーティングス・ヨーロッパ・リミテッド）が承認している。

## 信用格付の推移

格付機関は、当行が2022年度における目標（具体的には収益性のさらなる改善）に向けて行ってきた継続的な取り組みの進展を認識している。これは、ムーディーズによる格付の引き上げと、当年度を通じて行われたDBRSモーニングスターによるアウトルックの更新およびフィッチによる格付とアウトルックの確認に反映された。

2021年7月1日、DBRSモーニングスターは、ドイツ銀行の長期格付のアウトルックを安定的からポジティブに変更した。DBRSモーニングスターは、強固な自己資本比率と適切に管理されたリスク・プロファイルを維持しながら当行の事業を強化し、収益性をより高く、より持続可能なものにしたとして、ドイツ銀行が改革プログラムで達成した大きな進展を反映した。さらに、このアウトルックの変更により、ドイツ銀行は収益性を改善し続けるという予想が強調された。

2021年9月13日、フィッチはドイツ銀行の格付およびポジティブのアウトルックを確認した。この確認は、当行の再構築の順調な進展とビジネス・モデルの安定化、ならびにインベストメント・バンクにおける収益の大幅な改善と事業の安定化を反映している。さらに、これらの格付には、ドイツ銀行の健全な資産の質、資金調達および流動性に加え、適切な資本化も反映されている。

2021年10月12日、ムーディーズはドイツ銀行の長期格付を1段階引き上げた。当行の長期預金および長期のシニア無担保債（シニア優先債）の格付、ならびに発行者格付はA1からA2に引き上げられた。これらの格付のアウトルックは、安定的からポジティブに変更された。また、当行のジュニア-シニア無担保債（シニア非優先債）の格付は、Baa2からBaa1に引き上げられ、ベースライン信用格付（BCA）はbaa3からbaa2に引き上げられた。ムーディーズは、ドイツ銀行が、特に収益性の改善を通じて、中期目標の達成に向けて継続的に進展している点を強調した。ムーディーズは、当行が引き続き収益と利益を拡大するとともにコスト基盤を削減し、慎重かつ十分に管理されたリスク選好を維持すると考えている。

すべての格付機関は、更なる収益性の改善に焦点を置いて、当行の2022年度の目標に向けた更なる進展を注意深く監視していく。また、格付機関は、慎重なリスク管理と強固な資産の質を維持しつつ2022年度以降の持続可能な収益性を実現することを求めている。

## 格付引き下げの潜在的影響

ドイツ銀行は、格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）による1段階および2段階の引き下げが流動性ポジションに与える契約上および仮定上の潜在的影響を計算しており、この影響を毎日の流動性ストレス・テストおよび流動性カバレッジ比率の計算に含めている。シナリオ別のLCRテストおよび流動性ストレス・テストの結果は別途開示されている。

契約上の債務に関して、3つの格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）によって格付が1段階引き下げられた場合のデリバティブのストレス下での流動性の流出に与える仮定上の影響額は、主に契約上のデリバティブ資金および/または必要なマージンが増加するため、約4億ユーロとなる。格付が2段階引き下げられた場合の仮定上の影響額は、主に契約上のデリバティブ資金および/または必要なマージンが増加するため、約4億ユーロとなる。

上記の分析は、3つの格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）が同時に格付を引き下げた場合を想定しており、その場合、前述したドイツ銀行の資金能力も減少することが予想される。この特定の契約に関する分析は、当行独自の流動性ストレス・テスト・シナリオに反映される。

格付が引き下げられた場合のドイツ銀行への実際の影響は予測できず、前述した資金および流動性への潜在的な影響とは異なる可能性がある。

## 選択された格付カテゴリー

	カウンター パーティ・ リスク	シニア優先 債/預金 <sup>1</sup>	シニア非優 先債 <sup>2</sup>	短期格付
ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ニューヨーク）	A1(cr)	A1	Baa1	P-1
スタンダード・アンド・プアーズ（ニューヨーク）	-	A-	BBB-	A-2
フィッチ・レーティングス（ニューヨーク）	A-(dcr)	A-	BBB+	F2



## 契約上の債務の表形式による開示

2022年12月31日現在の要現金支払額

契約上の債務	期間別 要支払額				
	合計	1年未満	1 - 3年	3 - 5年	5年超
単位:百万ユーロ					
長期債務 <sup>1</sup>	145,695	50,053	36,581	32,747	26,314
信託優先証券 <sup>1, 2</sup>	514	514	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期金融負債 <sup>3</sup>	5,351	2,208	1,545	742	855
リース負債の測定に反映されていない将来キャッシュ・アウトフロー <sup>4</sup>	5,889	14	207	406	5,263
リース負債 <sup>1</sup>	5,460	632	807	807	3,214
購入債務	4,221	781	1,622	897	921
長期預金 <sup>1</sup>	26,126	0	12,314	4,077	9,735
その他の長期負債	787	513	62	30	181
合計	194,042	54,716	53,138	39,706	46,482

1 利息の支払いが含まれている。

2 契約上の支払日または最初の償還日。

3 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期債務および長期預金である。

4 詳細は注記22「リース」を参照のこと。

財およびサービスの購入債務には将来の、特に情報技術サービスおよび与信枠管理に関する支払が含まれる。購入債務に関する上記の金額は一部、契約上の最低支払額を表しており、将来の実際支払額はこれより高くなる可能性がある。長期預金からは期日までの残存期間が1年未満の契約は除かれている。一定の条件下では、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一部の長期金融負債の将来の支払は、早期に発生する可能性がある。詳細な情報については連結財務諸表に対する以下の注記を参照のこと。すなわち、注記05「純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）」、注記22「リース」、注記26「預金」および注記30「長期債務および信託優先証券」である。

## 見通し

以下の項は、2023年度における当行グループおよび各業務部門に関するドイツ銀行の見通しの概要を提供している。以下の世界経済の見通しおよび銀行業界の項は、将来の経済および業界の動向に関する当行グループの一般的な予想を反映している。当行のモデルに使用された経済的仮定は、各項で個別に説明されている。

## 世界経済

## 世界経済の見通し

経済成長率(%) <sup>1</sup>	2023年 <sup>2</sup>	2022年	主な要因
<b>世界経済</b>			
GDP	2.7	3.3	2023年初頭から、幾つかの経済指標が改善の兆しを見せている。ヨーロッパでのエネルギー危機の緩和とCOVID-19に関連する中国のゼロコロナ政策の終了が追い風になると見られる一方、予想される米国の景気後退は足かせになる可能性がある。各国の中央銀行は、インフレを抑えるため、2023年に金融引き締め策の実施が予想される。エネルギー価格の下落とベース効果が相まって、インフレのモメンタムを弱めることが予想される。
インフレ率	6.5	8.7	
<b>このうち：先進国</b>			
GDP	0.7	2.7	先進国では、2023年初頭に成長の勢いが鈍化すると予想される。2023年度下半期に米国で景気後退が生じると、年内の回復が鈍化する可能性がある。エネルギー価格の正常化は、成長を支え、供給のボトルネックをさらに緩和すると予想される。インフレ率は中央銀行の目標を引き続き上回る可能性が高い。
インフレ率	4.4	7.4	
<b>このうち：新興国市場</b>			
GDP	3.9	3.7	新興国市場経済は、ややペースは鈍化するものの、2023年に拡大すると予想される。特にヨーロッパ地域は、ウクライナでの戦争による経済的影響を受けている。一方、アジアでは中国の経済活動再開が最も重要な要因になると考えられる。エネルギー価格の下落により、インフレのモメンタムがさらに弱まる可能性がある。中央銀行による金融引き締めはピークを過ぎたと予想される。
インフレ率	7.9	9.5	
<b>ユーロ圏経済</b>			
GDP	0.5	3.5	ユーロ圏のGDP成長率は2023年に鈍化すると予想される。特に、エネルギー危機の緩和と良好なガス貯蔵水準により、これ以上深刻なマイナスの景気後退に陥ることは回避できるはずである。財政支援と供給のボトルネックの緩和により、実質所得のショックが緩和されている。それでも、インフレ率はECBの目標をはるかに上回る可能性がある。2023年度上半期も引き続き金融引き締め策の実施が予想される。米国の景気後退による逆風は、さらなる足かせとなると考えられる。
インフレ率	5.8	8.4	
<b>このうち：ドイツ経済</b>			
GDP	0.0	1.8	ドイツのGDPは2023年に停滞すると予想される。良好なガス貯蔵レベルと幅広い財政支援により、年初の下降傾向は比較的穏やかになると予想される。世界貿易の弱体化と米国で予想される景気後退は、回復への足かせになる可能性がある。インフレ率は、特にエネルギー価格の低下と強力なベース効果により低下する見込みであるが、2023年の年間平均では依然として高水準にとどまると予想される。
インフレ率	6.5	7.9	
<b>米国経済</b>			
GDP	1.0	2.1	連邦準備制度理事会による金融引き締め策の結果、米国経済の成長モメンタムは2023年に大幅に減速すると予想される。少なくとも、2023年度下半期に若干の景気後退が生じる可能性は否定できない。インフレはピークに達した可能性が高いものの、2023年にはまだ連邦準備制度理事会の目標を超過すると考えられる。労働市場の縮小は、インフレ圧力を緩和する上で重要な役割を果たすはずである。
インフレ率	3.6	8.0	
<b>日本経済</b>			
GDP	1.0	1.1	2023年のGDP成長率は、国外の景気減速により幾分鈍化すると予想されるものの、比較的堅調に推移する見込みである。パンデミックによる規制は2022年後半に緩和されたばかりであり、国内需要はまだ回復する可能性がある。業界横断的な賃金交渉サイクルにより、賃金は大幅に上昇する可能性がある。日本銀行は政策の枠組みを調整したが、緩和政策の立場を維持するはずである。
インフレ率	2.1	2.5	

アジア経済 <sup>3</sup>			アジア経済は、予想される中国の景気回復から顕著な恩恵を受けるはずである。しかしながら、先進国の景気減速から逆風が予想される。
GDP	5.3	4.2	
インフレ率	3.4	3.8	その結果、アジアの主要な成長エンジンである輸出が低迷する可能性がある。インフレはピークに達した可能性が高いが、各地域で異なる政府の措置により、不安定な減少につながる可能性がある。
このうち：中国経済			中国経済は、厳格なCOVID-19政策による負担からようやく解放され、
GDP	6.0	3.0	2023年には大きく回復すると予想される。経済活動の再開は、住宅需
インフレ率	2.5	2.0	要にも拍車をかける可能性が高い。不動産政策はすでに大幅に緩和されており、もはや景気回復の妨げにはなっていない。財政および金融政策はいずれも、2023年も緩和が続く可能性が高い。

1 年間実質GDP成長率（対前年比％）。出典：別途記載のものを除き各国の当局。

2 出典：ドイツ銀行リサーチ。

3 中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、台湾、タイおよびベトナムを含むが、日本を除く。

当行の世界経済の見直しには様々なりリスクがある。ウクライナでは地政学的リスクが依然として高く、米国と中国の戦略的対立は引き続き激化する可能性がある。ピークに達した初期の兆候はあるものの、インフレ率は依然として望ましくないほど高い水準にあり、連邦準備制度理事会と欧州中央銀行の両者ともインフレ率の上昇を容認する可能性は低い。インフレが後退しない場合、中央銀行はより積極的な引き締めスタンスをとり、金融市場に急激なネガティブな反応を引き起こし、景気後退を引き起こす可能性が高い。米国では2023年度下半期に景気後退が予想されるが、それよりも早く景気後退が始まるリスクがある。

#### 銀行業界

世界の銀行業界は、2023年に金利が正常化され、さらに上昇することで引き続き恩恵を受ける可能性がある。これにより、資金調達コストが徐々に上昇したとしても、純金利差益は引き続き増加するはずである。同様に、インフレのダイナミクスは、営業費用の増加に影響を及ぼす。昨年の貸出金の急増に続き、多くの主要経済国で金利が上昇し、経済成長が抑制されていることから、住宅ローンと企業向けローンの両方に関してクレジット需要が弱まる可能性がある。資産の質は若干低下する可能性があるものの、全体的に非常に堅調に推移すると予想される。貸倒引当金は、低水準から徐々に上昇し続けている。さらなる危機が起きなければ、資本市場のボラティリティと取引活動は減少する可能性があるが、コーポレート・ファイナンスのモメンタムは昨年の逆風を受けて持ち直す可能性がある。全体として、銀行セクターの収益性と株主への利益は引き続き堅調に推移すると予想される。

ヨーロッパの銀行は、マイナス金利が廃止されたことと、金利の上昇が他の地域よりも長期にわたり継続しており、2023年に低下することはないと予想されることから、他の地域の銀行よりも多くの恩恵を受けると予想される。一方で、ウクライナでの戦争とエネルギー危機に起因する下振れリスクもより顕著である。ECBのTLTRO プログラムの下での大規模なトランシェが2023年6月に期限切れとなり、銀行は市場および顧客からの資金調達にさらに依存することになるため、銀行の資金調達ポジションはさらに正常化するはずである。EUの政策立案者がパーゼルの最終的な規則の実施に合意すれば、完全適用ベースの規制要件が強化される可能性があるものの、資本水準は引き続き堅調に推移する可能性が高い。

米国では、金利上昇の恩恵がヨーロッパよりも早く消滅する可能性があるものの、2023年にはまだ大きな恩恵の影響が残ると予想される。資本市場での発行と合併および買収活動の回復は、特に投資銀行にとって後押しとなる可能性がある。

中国と日本の銀行は、欧米諸国の銀行の事業を後押ししている金利上昇の追い風を感じる可能性は低い。コロナ禍からの中国経済の回復が加速していることは、中国の銀行のパフォーマンスの追い風となる可能性がある。

英国（UK）の欧州連合からの離脱後、英国と欧州連合間の経済関係は当面の間貿易協定により統治されているが、これには、国境を越えた金融サービスが含まれていない。当該サービスは、2つの法域における規制当局間で、現地の規制要件または特別協定のいずれかに準拠することになる。イングランド銀行と英国金融行為監督機構（FCA）は、欧州証券市場監督機構（ESMA）と市場インフラの監督に関する覚書を締結した。英国とEU間の規制当局の協力および同等性評価の適用、停止、撤回のプロセスに関する体系的な枠組みの確立のための覚書は、原則的合意に至っているが、まだ欧州議会により批准されていない。現在までに、期間限定の1つの同等性評価が有効となっている。欧州委員会は、ヨーロッパの企業が英国の中央清算機関に引き続きアクセスできるようにするため、2025年6月まで免除を延長した。欧州委員会は、欧州市場基盤規制に関するさらなる議論のための改訂版も発行した。これは、ヨーロッパにおける清算の将来の構造にも影響を及ぼすと考えられる。

2023年は、2024年5月の欧州議会選挙の前に、ヨーロッパでの立法が行われる最後の年となる。これは、パーゼルの最終パッケージの実行、EUグリーンボンド、リアルタイム決済およびMiFID等、保留中の立法案件の交渉が完了していない場合、それらの案件が欧州議会選挙後まで再開されないことを意味する。英国は、エジンバラ改革を通じて、独自の金融サービスの枠組みの改革を推進する。特定の分野に関するより詳細な提案は、2023年中に公開される見込みである。これにより、英国とヨーロッパの間で金融サービスの枠組みに相違が生じることになる。

## ドイツ銀行グループ

当行グループは、2019年度に発表され、2022年度末に完了した抜本的な改革が、当行グループの強力な基盤につながり、持続可能な成長への道筋を構築し維持する準備ができたと考えている。2022年3月に、ドイツ銀行は2025年度までの戦略的および財務的ロードマップ（「グローバル・ハウスバンク」と称される。）の概要を示し、2025年度の財務目標と資本目標を発表した。

ドイツ銀行の財務目標を含む主要な業績指標について、以下の表に示す。

## 主要な業績指標

財務目標	2022年12月31日	財務目標および 資本目標
		2025年度
税引後平均有形株主資本利益率 <sup>1</sup>	9.4%	10.0%超
複合年間収益成長率 <sup>2</sup>	N/M	3.5~4.5%
費用収益比率 <sup>3</sup>	74.9%	62.5%未満
資本目標		
普通株式等Tier 1資本比率 <sup>4</sup>	13.4%	約13.0%
配当性向 <sup>5</sup>	36%	50%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。詳細については、英文Annual Report 2022のSupplementary Information (Unaudited)、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2 純収益に基づく。

3 利息以外の費用の収益合計に対する割合。収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

4 この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。

5 2022年度の配当は、2021年度の株主に帰属する当期純利益に基づき、普通株式配当金の支払いおよび消却目的の自己株式買戻しの形で2022年度に実行された。

ドイツ銀行は、2025年度までに達成すべき財務目標として、税引後平均有形株主資本利益率を10%超、2021年度から2025年度までの複合年間収益成長率を3.5%~4.5%、および費用収益比率を62.5%未満にすることを再確認している。当行はまた、2025年度以降について、CET 1比率を約13%、配当性向を50%にするという資本目標を確認している。以下の将来の予測はすべて、2023年1月31日の為替レートに基づいている。

2023年度のグループの収益は、前年比で若干増加する見込みである。ドイツ銀行は、各事業の回復力と潜在的成長力、および継続的な事業モメンタムに支えられ、グループ・レベルでの収益が280億ユーロから290億ユーロの範囲の中間あたりになると予想している。コーポレート・バンクの収益は、成長への取り組みと金利環境のさらなる改善により、2023年度には増加すると見込まれている。2023年度のインベストメント・バンクの収益は、セールス/トレーディング（債券および為替）の収益の減少がオリジネーションおよびアドバイザーの収益の大幅な増加（主に債券オリジネーション事業で見込まれる回復に起因する。）によって相殺されるため、概ね横ばいで推移すると予想される。プライベート・バンクの純収益は、概ね横ばいとどまると予想される。同部門では、特定の収益項目と特定の引当金の戻入れによるプラスの影響が2023年度に再度発生することはないと見込まれるものの、金利の上昇と継続的な事業成長から恩恵を受けるはずである。アセット・マネジメントの収益は、市場の安定化を前提として、わずかに減少すると見込まれている。

ドイツ銀行は、費用収益比率の2025年度の目標達成に向けて、当行グループのコスト基盤を管理している。当行グループは引き続き、規律あるコスト管理と進行中のイニシアチブの実施に注力していく。当行は、2023年度の利息以外の費用および調整後費用が2022年度と概ね横ばいで推移すると見込んでいる。2023年度の費用は、当行の構造的な効率化に向けた取り組みの恩恵を受けると予想される。これらには、ドイツのプラットフォームの最適化、テクノロジー・アーキテクチャのアップグレード、プロセスの全面的な再設計、およびインフラの効率性向上のための対策が含まれる。これらの効果は、インフレの圧力を相殺し、事業の成長と統制環境への選択的投資の資金確保に役立つと考えられる。

コスト管理と当行全体の効率改善に重点を置いた取り組みの一環として、ドイツ銀行はここ数年、ドライバーに基づく原価管理手法（DBCM）を導入し、これに基づいて管理コストを各事業に割り当てている。この新しい手法は2023年度第1四半期から本格的に展開される予定で、管理コストのドライバーに関する透明性を高め、コストとそのサービスの消費部門とをより密接に結びつけることを目的としている。この内部配分の変更は当行グループの費用収益比率および平均有形株主資本利益率の指標には影響しないが、各部門の指標は今後変更される。過年度の数値は、これに応じて修正再表示されることになる。したがって、以下に示す、利息以外の費用および調整後費用に関する記述を含む部門別の「見通し」のセクションには、当該手法への変更前と後の傾向が含まれている。

当行グループは、2023年度通年の信用損失引当金繰入額は、持続するマクロ経済および地政学的な不確実性を反映して、2022年度と概ね横ばいとなる、平均貸出残高の25~30ベース・ポイントの範囲に収まると予想している。これに最近のマク

口経済見通しの改善も考慮して、当行は現在、2023年度の信用損失引当金繰入額がこの範囲の下限になると予測している。当行は、2022年度とは異なり、2023年度の信用損失引当金繰入額は、将来におけるマクロ経済指標の悪化というよりも、個々の損失によって引き起こされると予想している。ドイツ銀行は、厳格な引受基準と厳格なリスク管理の枠組みを引き続き遵守していく。予想信用損失の計算に関する詳細は、本報告書の「リスク・レポート」の項を参照のこと。

普通株式等Tier 1資本比率（CET 1比率）は、2023年度末まで、2022年度と概ね横ばいで推移すると予想している。当行グループは、2023年度に信用リスクおよび市場リスクの内部モデルに関して規制上の決定が幾つか行われると予想している。モデルの影響、各リスクへの軽減策、および事業の成長を考慮すると、リスク・ウェイト・アセットは基本的に横ばいで推移すると予想される。ドイツ銀行は、普通株式Tier 1資本比率の目標を約13%とし、また、2023年度末までにCET 1比率を最大分配可能額（MDA）の閾値を200ベース・ポイント上回ることを目指している。モデル決定のタイミングにより、当年度中のCET 1比率が変動する可能性がある。

ドイツ銀行は、現金配当の持続的な伸びを達成すること、ならびに、規制当局の承認と株主の承認を得ることとドイツの会社法要件を満たすことを前提として、収益性の高い成長と今後の規制上の変更を下支えするために必要な額を上回る余剰資本を自社株買戻しを通じて長期的に株主に還元することにコミットしている。そのために、当行グループの戦略的目標を達成することを前提として、取締役会は1株当たりの現金配当を、2021年度について1株当たり0.20ユーロ支払うことを手始めに、今後3年間で年間50%増やす予定である。これは、2025年度までに、2021年度から2024年度に係る累積配当支払額を約33億ユーロにすることに相当する。2024年度に関しては、当行は、2025年度に行われる配当支払いと自社株買戻しを組み合わせることで50%の配当性向合計を達成する予定であり、その後の年度においても50%の配当性向合計を維持していきたいと考えている。したがって、2022年度に既に決定されている3億ユーロの自社株買戻しに加え、2025年度までに当行グループの財務および戦略計画を計画通りに実行することで、2021年度から2025年度に関して約80億ユーロの配当支払いと自社株買戻しの形で行われる、以前に発表された株主への累積配当を下支えすることになる。

事業の性質上、ドイツ銀行は、ドイツ、および米国を含む、ドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。当該事項は、多くの不確実性に左右される。当行グループは、多数の重要な法的問題を解決し、幾つかの法的問題については進展しているが、訴訟および執行環境は引き続き厳しいものとなると予想している。2023年度については、訴訟費用の予測は多数の不確実性の影響を受けるものの、ドイツ銀行では、訴訟費用純額は前年度の実績水準を下回ると見込んでいる。

当行グループの見通しに対するリスクには、マクロ経済および地政学的な不確実性によるビジネス・モデルへの潜在的影響（ウクライナでの戦争を取り巻く不確実性、米国と中国の戦略的対立の激化の可能性、エネルギーおよびコモディティ価格の上昇と継続的なサプライチェーンの混乱の結果としての世界的なインフレ圧力を含む）、景気後退の深刻化と長期化のリスクを含む主要事業国での経済成長の鈍化、外国為替レートの変動による影響、ならびに顧客取引の減少が含まれる。さらに、金利環境等の中央銀行の政策に関する不確実性、パーゼル の枠組みの最終化等の進行中の規制の動向、およびその他の地政学的なイベント・リスクも不利な影響を及ぼす可能性がある。

調整後費用、ならびに税引後平均有形株主資本利益率は、非GAAP財務指標である。非GAAP財務指標の定義および基礎となるIFRSによる指標との調整については、英文Annual Report 2022のSupplementary Information (Unaudited)、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

## 当行グループの事業セグメント

### コーポレート・バンク

コーポレート・バンクでは、マクロ経済上の不確実性はあるものの、金利環境とそのイニシアチブの進展が2023年度の業績を下支えすると予想している。収益は、成長に向けての取組みと金利のさらなる改善により、前年度よりも増加する見込みである。

コーポレート・トレジャー・サービスの収益は、コーポレート・キャッシュ・マネジメント事業の力強いモメンタムと、ストラクチャードおよびフロー・トレード・ファイナンスのソリューションと貸出の伸びにより、増加すると予想される。インスティテューショナル・クライアント・サービスの収益は、事業の成長と預金の増加により、概ね横ばいになると見込んでいる。ビジネス・バンキングでは、主にドイツでの金利上昇により、収益が前年比で大幅に増加する見込みである。

信用損失引当金繰入額は、2023年度には平均貸出残高の25～30ベース・ポイントの範囲で前年度と概ね横ばいで推移すると予想される。

2023年度の利息以外の費用および調整後費用は、主に内部サービス費用の配分の増加を反映して、2022年度と比べて増加することが予想される。規制遵守、顧客確認（KYC）、顧客口座開設プロセスの強化、システムの安定性、統制および行動は、引き続き重点分野となっている。前述のDBCM手法への変更に合わせて前年度を調整すると、コーポレート・バンクの利息以外の費用および調整後費用は2022年度と概ね横ばいで推移すると予想される。

2023年度のコーポレート・バンクのRWIAは、当行グループの貸出業務の増加がモデルの有利な変更により相殺される見込みであるため、概ね横ばいととまると予想している。

当部門の見直しに対するリスクには、マクロ経済および世界的な地政学的不確実性によるビジネス・モデルへの潜在的な影響（ウクライナでの戦争を取り巻く不確実性、継続的なサプライチェーンの混乱による主要事業国の経済成長の低下、エネルギーおよびコモディティ価格の上昇を含む。）、ならびに中央銀行の政策（金利環境等）に関する不確実性が含まれる。さらに、進行中の規制の進展（バーゼル の枠組みの最終化等）、地政学的なイベント・リスク、ならびに顧客取引水準の低下も不利な影響を及ぼす可能性がある。

#### インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの2023年度の収益は、前年度と概ね横ばいになると予想される。2022年度は、過去10年間で最高の収益を記録したセールス/トレーディング（債券および為替）に牽引され、インベストメント・バンクにとって引き続き好調な年であった。これに対し、市場全体でのローンの公正価値の下落に関連して業界全体の手数料プールが前年比で36%減少したことによる影響を受けた、オリジネーションおよびアドバイザーの収益の大幅な減少が相殺された。同部門は2023年度はオリジネーションおよびアドバイザーの収益が部分的に回復すると予想しているが、これはセールス/トレーディング（債券および為替）の収益の正常化に伴い大部分が相殺されてしまう可能性がある。

セールス/トレーディング（債券および為替）の収益は、2022年度と比べて減少すると予想している。金利事業では、機会が存在すると見られる特定の事業領域をターゲットとして構築することを計画しているが、市場の正常化を期待しており、つまり、同事業が2022年度のような収益実績を再達成する可能性は低いと考えている。為替事業では、ユーロマネー外国為替調査で1位に返り咲いた前年度の勢いを維持すると予想される。グローバル・エマージング・マーケット事業では、2022年度のようなRUB資産のボラティリティと関連収益を再び達成することはないと予想されるが、オンショア規模の拡大および顧客のワークフロー・ソリューションのさらなる発展を引き続き目指している。クレジット・トレーディングでは、成長機会が存在するターゲットとなる事業領域に投資する予定であり、前年度を通じて厳しかった全体的な業界環境に一定の改善が見られると予想している。ファイナンス事業では引き続き、資源配分について規律ある選別的な方法を取り、2022年度のように金利の上昇による恩恵を得ることを期待している。

オリジネーションおよびアドバイザーの2023年度の収益は、主に債券オリジネーション事業が回復すると予想されることから、2022年度と比べて大幅に増加すると予想している。レバレッジ債市場およびハイ・イールド債市場は2022年度下半期にほとんど活動がなかったが、マクロ経済環境が正常化し始めることから、同部門は当年度に部分的に回復することを期待している。さらに、同部門は、2022年度に業界全体で発生したローンの公正価値の下落が当年度は発生しないと予想している。投資適格債事業は、前年度からの堅調な業績を維持し、顧客向けのESG機能をさらに発展させるとことが期待される。株式オリジネーションでは、引き続き商品全般にわたって競争力のあるサービスを提供していく予定であり、当年度中に市場が再開し始めると予想している。アドバイザーでは、2022年度下半期における公表取引高の減少により手数料プールが影響を受けると予想しているが、前年度の投資および市場シェア獲得の勢いに乗って事業を構築する予定である。

2023年度の信用損失引当金繰入額は、平均貸出残高の30～35ベース・ポイントの範囲で前年度と概ね横ばいで推移すると予想される。

2023年度の利息以外の費用および調整後費用は、前年度に比べてわずかに増加すると予想される。これは、管理部門における規制関連コストの増加と内部サービス費用の配分の増加に加え、インフレ、銀行税コストの上昇、人材やテクノロジーへの投資を含む戦略的成長イニシアチブにも起因している。前述のDBC手法への変更に合わせて前年度を調整すると、インベストメント・バンクの利息以外の費用および調整後費用は2022年度と概ね横ばいで推移すると予想される。

2023年度は、目標とする事業成長により生じる信用リスクRWAにより、インベストメント・バンクのRWAはわずかに増加すると予想される。規制上のインフレは、リスクを軽減する事業活動によって大部分が相殺される見通しである。

2023年度のインベストメント・バンクの見直しには幾つかのリスクがある。それらリスクには、ウクライナでの戦争を取り巻く不確実性を含むマクロ経済の変化によるビジネス・モデルへの潜在的な影響が含まれ、エネルギーおよび食料価格への二次的影響は引き続き金融市場に大きな影響を与えられとされる。中央銀行の政策、特に金利および資産購入のさらなる縮小に関する政策は、現在の高水準のインフレ率と同様にリスクを生み出す。さらに、規制の枠組みの進展によっては、予想外の規制遵守コストが発生し、同部門の効率化対策の実施が遅れる可能性があり、したがってコスト基盤に不利な影響を及ぼす可能性がある。より広い意味では、その他の予期しない地政学的なイベント・リスクも不利な影響を及ぼす可能性がある。

#### プライベート・バンク

2023年度において、プライベート・バンクは金利上昇環境と継続的な事業成長から恩恵を受けると予想している。また、プライベート・バンクでは、特定の収益項目と特定の引当金の戻入れによる有利な影響が2022年度と同じ規模で発生することはないと予想している。2023年度の利息以外の費用は、継続的なインフレの影響と投資、および内部サービス費用の配分の増加によって増加すると予想されるが、この増加は改革イニシアチブによる継続的な節減によって一部相殺される予想である。

2023年度の純収益は、2022年度と概ね横ばいで推移すると予想される。前年度と比べると、イタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却益が当年度は発生しないこと、およびSal. Oppenheimのワークアウト業務による収益が減少したことによる影響が予想される。これらの特定の項目を除くと、収益は、ドイツの住宅ローン事業の伸



びが鈍化すると予想されるにもかかわらず、金利上昇環境による正味のプラス効果と継続的な事業成長により、2022年度と比べてわずかに増加すると予想される。

プライベート・バンク（ドイツ）の収益は、2022年度に比べてわずかに高くなると予想される。純利息収益は、預金商品からの収益増により増加する見込みであるが、これはECBのTLTROプログラムを含む資金調達による寄与分の減少によって大部分が相殺される可能性がある。フィー収益は、投資商品からの収益の増加（契約条件および規制条件の変更による影響によって一部相殺される。）により、概ね横ばいで推移すると予想される。

インターナショナル・プライベート・バンクの収益は、前述のイタリアにおける利益約310百万ユーロとSal. Oppenheimのワークアウト業務による収益約130百万ユーロが当年度は発生しないことから、2022年度と比べてわずかに減少すると予想される。これらの特定の項目を除くと、収益は、以前からのリレーションシップ・マネージャーの雇用継続に下支えされた継続的な事業成長を反映して、前年度からわずかに増加すると予想される。金利上昇によるプラスの影響は、ECBのTLTROプログラムからの恩恵の減少の影響を相殺する以上のものになると予想される。

プライベート・バンクでは、2023年度は貸出金および運用資産全体にわたる継続的な事業成長を想定しており、対応する運用資産残高は2022年度末に比べて増加すると予想される。ただし、運用資産残高の全体的な動向は、株式指数や為替レート等の市場パラメータに大きく依存する。

2023年度の信用損失引当金繰入額は、平均貸出残高の20～25ペーシス・ポイントの範囲で前年度よりもわずかに増加すると予想される。

2023年度においてRWAは、一部の貸出残高の伸びがポートフォリオの最適化と規制要件の実施における更新により一部相殺されるため、前年度と概ね横ばいになると予想される。

2023年度の利息以外の費用は、2022年度よりも増加すると予想される。これは、2023年度においては、内部サービス費用の配分が増加し、2022年度に計上された引当金の戻入れが発生せず、継続的な改革イニシアチブに伴う再構築費用が増加することを反映している。調整後費用は、前年度と比べてわずかに増加すると予想される。これは、改革イニシアチブによる継続的な節減額が、インフレおよび内部サービス費用の配分の増加による影響を完全には相殺できないためである。前述のDBCM手法への変更に合わせて前年度を調整すると、プライベート・バンクは、2022年度と比べて利息以外の費用がわずかに増加し、調整後費用は概ね横ばいになると予想している。

プライベート・バンクの見通しに対するリスクには、ウクライナでの戦争を取り巻く不確実性、エネルギーおよびコモディティ価格の上昇による世界的なインフレ圧力、継続的なサプライチェーンの混乱、金利に関する不確実性、当行グループが営業活動を行う主な国々の経済成長の鈍化、および顧客取引の減少といったマクロ経済の変更によるビジネス・モデルへの潜在的な影響が含まれる。顧客取引は、株式および信用市場の予想を上回るボラティリティを含め、市場の不確実性の影響を受ける可能性がある。消費者保護措置等の規制要件の実施や、戦略プロジェクトの実行の遅れまたは契約の再交渉に起因する変更があった場合も、収益、資本消費および費用にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

## アセット・マネジメント

アセット・マネジメント・セグメントは主に、ドイツ銀行AGが支配持分を保有しているDWS Group GmbH & Co. KGaAの連結財務成績で構成されている。

現在のマクロ経済の見通しと資産運用業界の課題を考慮して、DWSは、成長と改革に投資する際に規律あるコスト管理のアプローチを維持しつつ、自社を差別化し、クライアントに最高のサービスを提供できる革新的な商品とサービスに注力する予定である。DWSは、その多様な資産基盤が市場における現在の課題に対してある程度の保護を提供し続けることを期待している。DWSは、練り直した戦略の一環として、2022年12月に一連の新しい中期財務目標にコミットした。

アセット・マネジメントは、2022年度末と比較して2023年度末の運用資産が増加し、パッシブおよびオルタナティブ等の成長分野への正味資金流入が見込まれると予想している。これは、戦略的パートナーシップや、ESG関連の販売強化を含む商品イノベーションによってさらに強化されるはずである。2023年度の収益合計は2022年度をわずかに下回ると予想される。2023年度のマネジメント・フィーは、2022年度をわずかに下回ると予想され、運用報酬および取引手数料が大幅に増加するが、その他の収益の大幅な減少により相殺されると見込まれる。さらに、同部門は成長とプラットフォームの改革に向けたさらなる投資を見込んでいるが、これは、継続中の規律あるコスト管理によって一部相殺されることになる。2023年度において、利息以外の費用は2022年度と概ね横ばいで推移し、調整後費用は2022年度と比べて増加すると予想される。前述のDBCM手法への変更によるアセット・マネジメントへの重要な影響はなかった。

アセット・マネジメントの見通しに対するリスクには、マクロ経済および市場の状況、成長見通し、ならびにウクライナでの戦争による継続的な経済的影響が含まれ、これらは同部門の事業、経営成績または戦略計画に不利な影響を及ぼす可能性がある。世界中で経済的および政治的不確実性が高まり、保護主義的および貿易制限的な措置が取られた場合、経済、市場のボラティリティおよび投資家の信頼に予測できない結果がもたらされる可能性があり、ひいては事業の悪化につながり、収益および利益に影響を与える可能性がある。さらに、規制の枠組みの進展によっては、予想外の規制遵守コストが発生し、同部門の効率化対策の実施が遅れる可能性があり、したがってコスト基盤に不利な影響を及ぼす可能性がある。

#### キャピタル・リリース・ユニット

2019年度から2022年度末にかけてリスク圧縮とコスト削減の責務を遂行したことにより、キャピタル・リリース・ユニットは2023年度第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなる。今後、残るポートフォリオ、リソースおよび従業員はコーポレートおよびその他のセグメント内で報告される。キャピタル・リリース・ユニットの残りの資産は、時間の経過とともに消滅することになる。これらは主に金利デリバティブであるが、ポーランドのFXモーゲージ・ポートフォリオやその他特定の債券および為替ならびに株式の資産も含まれる。

#### コーポレートおよびその他

前述のとおり、コーポレートおよびその他には2023年度以降のキャピタル・リリース・ユニットの財務上の影響が含まれる。

コーポレートおよびその他は、当行グループの内部移転価格フレームワークに関連する一定の移転費用を引き続き留保する。また、DB Privat- und Firmenkundenbank AGのドイツ銀行AGへの合併に関する過去の取引関連の費用も発生する。これら両項目を合計すると、2023年度にコーポレートおよびその他に対して約3億ユーロのマイナスの影響が生じると予想される。コーポレートおよびその他は、2023年度通年で約5億ユーロになると予想される株主費用も引き続き留保し、主にDWSからの非支配持分の戻入れも計上する予定である。さらに、コーポレートおよびその他の業績は、経済的にヘッジされているがヘッジ会計の要件を満たしていないポジションの評価および期間差異からの影響を引き続き受けることになる。全体として、2023年度において、コーポレートおよびその他で税引前損失が生じると見込んでいる。

## リスクおよび機会

以下の項では、当行グループが「見通し」の項での予想から起こり得る損失を被るリスクあるいは利益をもたらす可能性につながる将来の傾向または事象に着目している。

当行グループの目標は、様々な外部要因および内部要因の影響を受けるが、その中には当行グループが影響力を行使できないものもある。当行グループの戦略的ターゲットまたは目標が適時かつ成功裏に達成できるかどうかは、不利なマクロ経済およびマーケット・リスクが顕在化した場合、当行グループの複数の中核事業の収益創出能力の低下によって不利な影響を受ける可能性がある。これらのリスクには、持続的なインフレと政策金利の引き上げ傾向、ウクライナで続く戦争、マクロ経済環境の悪化、地政学的リスクの高まり、継続的な規制改革による逆風、および当行の法的手続や規制上の手続への影響が含まれるが、これらに限定されない。2022年度における重点項目は、ガスの供給不足によるヨーロッパでのより顕著な景気後退のリスクであったが、圧力はここ数ヶ月で大幅に緩和された。しかしながら、エネルギー価格の上昇によるインフレの影響により、当行グループを含む企業のコスト構造がさらに圧迫されており、賃金上昇に対する需要は当面高止まりする可能性がある。全体として、これらの傾向は引き続き高水準の不確実性を生み出し、当行グループの業務、戦略計画および財務目標の結果に変動をもたらす可能性がある。

マクロ経済状況、インフレ率および金利環境が現在の予測水準を超えて改善した場合、機会が生じる可能性がある。これにより、収益が増加し、財務目標を達成する当行グループの能力が向上する可能性がある。同時に、インフレ率と金利水準が上昇し、市場のボラティリティが高まると、トレーディング・フローからの収益が増加し、正味利息収益と貸出マージンが増加する可能性がある。ドイツ銀行が強みとする中核分野に焦点を当てて投資することにより、現在予想されているよりも広範囲に、またはより有利な状況で戦略を実行した場合にさらなる機会が生じる可能性がある。

## リスク

### マクロ経済および市況

経済活動の鈍化、金利環境および金融サービス業界の競争激化を含む、多くのマクロおよび市場関連のリスクにより、ドイツ銀行の事業環境および経営成績は不利な影響を受ける可能性がある。

ウクライナで続く戦争と、それに伴うエネルギー価格の上昇およびサプライチェーンの混乱による世界的なインフレ圧力の高まりにより、2023年度および2024年度の世界の成長予測が大幅に下方修正された。主要な中央銀行は、金融引き締め策でこれに対応し、市場金利は、市場のボラティリティが非常に高い中で、2022年度に大幅に上昇した。連邦準備制度理事会が世界的な引き締めサイクルを主導していることを含め、これらの影響と金融環境の逼迫が経済活動に重くのしかかっているため、少なくとも緩やかに景気が後退する可能性は依然として高い。ヨーロッパの主要経済の一部は、2022年度第4四半期に景気後退に突入した。これは主に、エネルギーおよび食料価格の急騰により生活費が個人消費にショックを与えたことに起因していた。市場参加者が連邦準備制度理事会とECBによる政策ターミナルレートに対する期待を高めたため、債券利回りは第4四半期も引き続き上昇傾向にある。これにより、信用損失引当金の増加を含め、損失が拡大し、ひいてはドイツ銀行の計画上の経営成績、財務目標および費用に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。長引くインフレとターミナルレートの上昇は、消費者支出と個人顧客の投資も抑制し、新規の消費者金融および/または住宅ローン貸付の減少につながる可能性がある。

金利の上昇は、当行の顧客向け事業全体における借換リスクおよび潜在的な格下げにつながる可能性もあり、2023年度および2024年度における企業の債務不履行発生率は、顧客の収益が減少するにつれて上昇する可能性が高い。このような環境では、予測不能な債務不履行の件数の増加につながる可能性がある。さらに、インフレ、金利および市場のボラティリティ（サプライチェーンの問題による二次的影響を含む。）により、清算時の回収率に関連するリスクが生じるとともに担保価値が下落し、それによって信用損失引当金への影響が大きくなる可能性がある。これは、資金調達が生産に基づいており、第三者に対する遡求権がない場合に特に当てはまる。したがって、当行は予想を超える額の信用損失引当金を確保しなければならない可能性がある。

比較的穏やかな天候と十分な準備により、2022年度第4四半期にはエネルギー価格の再上昇や物理的不足のリスクは低下したものの、2023年度および2024年度におけるヨーロッパの企業や家計にとっての下振れリスクは残っている。ウクライナでの戦争開始前、ロシアはEUにおける天然ガス供給の約40%を占め、ドイツやその他一部の国ではさらに依存度が高かった。2022年度末までに、ロシアが供給するガスへのEUの依存度は総供給量の約9%にまで減少した。ロシアからのガス供給量が急激に減少したにもかかわらず、大企業や個人世帯での使用量の減少により、ドイツおよびEU全体のガス貯蔵量は2022年度第4四半期も増え続けた。ヨーロッパの天然ガス価格は、ウクライナでの戦争開始前に観察された水準に戻った。見通しが最近改善され、当行は、ガス不足が生じるリスクまたは2023年/2024年の冬のエネルギー配給の必要性が低くなったと考えている。ただし、下振れリスクを完全に排除することはできず、顧客の債務不履行による直接的な影響と経済成長への二次的な影響により、当行に重要な影響が及ぶ可能性がある。

既存のサプライチェーンの制約およびコモディティ価格の高騰と相まって、エネルギー配給の影響を受ける可能性のある業界には、製造、自動車、建設、化学、鉄鋼、金属および鉱業のほか、公益事業、運輸および農業等の重要なインフラが含まれるが、これらに限定されない。ドイツ銀行の顧客の大半、特に規模の大きい顧客は、安定した状況にあると考えているが、一

部の顧客は売上高と利益率に対する一層深刻な圧力に直面している。また、政府の支援策により、個人顧客や個人世帯ではエネルギー価格の上昇の影響をまだ十分には感じていないが、エネルギー価格と全体的なインフレ率が上昇し続ければ、返済がますます困難になる可能性がある。

中国関連の不確実性も重点事項となっている。中国政府はCOVID-19に係る制限を急速に緩和することを発表し、これにより、COVID-19の症例が急増した。経済活動はCOVID-19発生以来の大幅な改善が期待されるものの、障壁も残っている。米国が高度な半導体を含むハイテク製品の中国への輸出に関して広範囲にわたる規制を行う旨が最近発表されたが、これは中国の長期的な成長の可能性を損なう可能性がある。また、中国政府が最近、支援策を発表したものの、中国における高レバレッジの不動産セクターが広範囲かつ持続的に悪化する可能性に対する継続的な懸念がある。これまで、外部機関による多数の格付措置が見られ、格付の大幅な低下が見られた銘柄の中には、最近、投資適格に引き上げられたものもあり、当該セクターの流動性不足が広範囲に及んでいる。経済の安定化は中国政府の重要な優先事項となったが、不動産セクターにおける継続的な流動性の制約と一部で債務不履行が発生するリスクは依然として高い。深刻な下振れ状況では、このリスクは弱体化した企業全体に広がる可能性があり、その結果、信用引当金繰入額の増加を招く可能性がある。

2022年度を通じて、市場と金利の動向は、当行グループの資本市場コミットメントの分配能力およびリスク圧縮能力に影響を与え、取引の価格設定、ヘッジおよび分配をより困難なものにした。当行グループはシステミック・リスクを積極的に管理しているものの、信用スプレッドの拡大と金利の上昇により、2022年度には個々のコミットメントのリスク圧縮が遅れ、それに関連して時価評価損が発生した。市場が悪化すれば市場流動性の低下とそれに伴う投資家のリスク回避を招き、2023年度に当行グループにさらなる損失が発生する可能性がある。しかし、収益と資本に対する下振れリスクは管理可能であると考えており、当行グループは引き続きリスク選好の範囲内で事業を管理するため、ヘッジ戦略を展開する。

全体として、上記のリスクは単独で、または中国と台湾の緊張関係の高まり等のその他のリスク要因と合わさって、当行グループのポートフォリオの質の低下ならびに予想以上の信用損失および市場損失につながる可能性がある。また、顧客の格付けが低下し、引当金の水準が上昇する可能性があるほか、信用枠を利用する顧客の数が増加し、自己資本要件や流動性需要が高まる可能性がある。また、予測不能な債務不履行が生じるリスクも高くなる。金融市場のボラティリティが高まれば、マージンコールの増加、市場リスクRWAの増加および評価性引当金の増加につながる可能性がある。

前述したこれらの環境の変化は、ドイツ銀行の収益力およびコストにも影響を及ぼす可能性があるが、市場の下落およびボラティリティは金融商品の価値にマイナスの影響を及ぼし、当行の評価と期間差異のボラティリティを増大させ、非金融資産の減損につながる可能性がある。これは、金融市場の流動性の低下が価格のボラティリティとより広範な市場ストレスのリスクを悪化させるため、特に重要である。予想外の政策決定や政策の誤りによっても引き起こされる可能性がある市場のボラティリティや厳しいマクロ環境も、取引処理、社内外での不正、ならびに損失隠しの試みや顧客からの訴訟提起の増加を含むコンダクト・リスク等、様々な非金融リスクにおける固有リスクの増加につながる可能性がある。

また、ノンバンク金融機関による特定の活動を含むプライベート・クレジット市場も、重点事項の一つである。ノンバンク金融機関セクターは非常に幅広く、一貫した定義もなく、多様なリスク・プロファイルと脆弱性を特徴としている。1行または複数の大規模なノンバンク金融機関が破綻した場合、ドイツ銀行を含む各銀行およびその他の債権者や出資者に直接的な損失をもたらす可能性がある。金利の上昇、リスク回避、市場の非流動性および経済の減速といった広範囲にわたる市場の不安定性はすべて、リターン低下と投資家による資本再配分により、破綻の可能性を高める。内部リスク管理アプローチは、基礎となる相手方のリスク・プロファイルおよび集中リスクのエクスポージャーに見合ったものであるが、当行は過去に特筆すべき損失を経験していないものの、将来的にはそうなる可能性がある。

暗号資産エコシステムは、2022年度に重要なボラティリティが見られ、依然として重大な固有リスクがある。金融セクターへのリスクには特に、金融犯罪の増加、規制リスク、法的リスク、情報セキュリティ・リスクおよびテクノロジー・リスクによる潜在的な損失が含まれる。さらに、暗号資産は極端な価格変動リスクを伴い、価格の透明性に欠けることが多く、流動性が未発達であり、市場操作の影響を受けやすい可能性がある。ドイツ銀行の暗号資産関連の活動と直接的なリスク・エクスポージャーは非常に限定的であり、金融市場に広範な影響を及ぼすリスクは依然として限定的であると考えられる。暗号資産が現在もたらしめているリスクはあるものの、当行はこの分野で起きているイノベーションを認識しており、基盤となるテクノロジーの利点を活用して顧客のニーズに応えられる機会を模索している。

当行グループの貸借対照表上の資産および負債の大半は、公正価値で測定される金融商品であり、公正価値の変動は当行グループの損益計算書で認識される。こうした変動の結果として、当行グループでは過去に損失が生じており、将来においてさらなる損失を負うこともある。当行グループは、主に米ドルおよび英ポンドに関連する外国為替レートの変動に関連するリスクにさらされている。当行はまた、資産および負債の大半を償却原価で計上している。これらの資産の公正価値は帳簿価額を下回る可能性があり、資産が満期到来前に売却された場合、実現損失が生じる可能性がある。

同様に、ドイツ銀行の流動性準備金の価値の減少および市場性の低下により流動性リスクが生じ、当該リスクがストレス事象においてキャッシュ・アウトフローをカバーするための資金調達額に影響を及ぼす可能性がある。既に減損した資産価値に加えて、追加的なヘアカットが生じる可能性がある。さらに、有価証券は、レポ/ホールセール市場における価値の減少だけでなく、中央銀行との与信枠取引を行うための担保として適格でなくなる可能性もある。同時に、当行グループの流動性ポジションは、デリバティブ契約等の相手方が担保差し入れの義務を果たせない場合にも損なわれる可能性があり、その場合、当行は他の手段で不足分を補う必要がある。

当行グループは、金利リスク、インフレ・リスク、長寿リスク等、ドイツ銀行の年金債務の測定に重大な影響を及ぼす可能性がある年金リスクにさらされており、これは当行グループの利益に重大な影響を及ぼす可能性がある。

複数の主要な下振れリスクが同時に顕在化し、および/またはより顕著な景気減速と併せて発生した場合、ドイツ銀行の事業環境へのマイナスの影響は、現時点の予想よりも深刻なものとなる可能性がある。

## 政治的リスク

経済活動の低迷、金融市場の調整、コンプライアンス・リスク、金利水準の低下等、多くの政治的および地政学的なリスクおよび事象がドイツ銀行の事業環境にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

2022年2月24日、ロシアはウクライナに対する大規模な軍事行動を開始した。これを受け、西側諸国は、ロシアおよびベラルーシを対象に広範な制裁（資産凍結や取引規制を含む。）を課した。制裁環境は今後もウクライナでの戦争の進展により変わる可能性があり、新たな直接的または間接的な二次制裁が猶予なく課される可能性もある。また、金融機関に最も直接的な影響を及ぼす制裁は既に実施されていると当行は考えているものの、現在の大規模な制裁が引き続き実施され、さらなる制限が導入される可能性がある。これまでに発表された前例のない規模の制裁は、そのすべてが法域間で完全に整合しているわけではなく、急速に進展する制裁環境の中で日常業務の管理においてエラーが発生するリスクを含め、運用の複雑さを著しく高めている。また、新たな制裁措置やロシア政府による対抗措置により、ドイツ銀行モスクワおよびドイツ銀行グループによる関連要件の現地での適用や実施に差異が生じる可能性がある（ドイツ銀行モスクワは現地の法律を遵守する必要がある。）。これは今後、法律の抵触を引き起こし、特定の免除の適用が必要となると考えられる。また、制裁やロシアによる対抗措置により、ウクライナでの戦争の結果として当行が終了を望む、または終了する必要がある取引および/または関係性を、ライセンスまたは認可で定められた期間内に縮小することが困難になる可能性がある。さらに広い意味では、ロシアが非対称戦争に転じ、ロシアまたはその代理人が西側諸国に対して報復行動をとるリスクが高まっており、当行およびその業務に直接的または間接的に影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行はロシアにおいて内部の技術リソースを活用しており、当該リソースは当行の多くの重要なアプリケーションの開発に貢献しているが、ドイツ銀行モスクワも当行グループからの特定のリソースに依存している。西側諸国からの制裁、ロシアの国家主導の行動や管理措置等により、当行グループがこうした技術リソースを活用する能力が損なわれたり、失われたりするリスクがある。また、当行グループのロシアにおける子会社に影響が及ぶ場合、国際企業の現地子会社への法人向け銀行サービスの提供にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

2022年度において、ドイツ銀行は、グローバルおよびリージョナル・クライシス・マネジメントを含む、専用の統治構造を利用して危機を管理した。金融および非金融リスクの両観点から、現在進行中の状況の影響は依然として不確実である。ロシアおよびウクライナに対する直接的な金融エクスポージャーは抑制されており、2022年度を通じて減少しているものの、下振れシナリオでは高次の影響が顕在化し、当行グループの目標を達成する能力に影響が及ぼされる可能性がある。規制環境または課せられた制裁を含むその他の制限により、当行グループにおけるロシアに関連する事業活動が実行不能になったり、当行グループの資産に対する支配が失われたりする可能性がある。事業継続方針および危機管理方針を既に整備しているものの、この紛争が人事関連の問題を引き起こしたり事業継続を不可能にさせたりすることで、当行グループの事業が混乱し、重大な損失につながる可能性がある。

ウクライナでの戦争による広範な地政学的影響は、依然として不透明である。中長期的には、とりわけ国際通貨基金が、脱グローバル化が生活水準と成長に及ぼす潜在的な影響を強調してきた。このような背景のもと、米国と中国の緊張関係は、貿易と技術関連の問題、香港、台湾、人権およびサイバー・セキュリティを含む幅広い領域で依然として高まっている。米国は、中国企業や当局者に特定の制裁、輸出制限、投資制限を課しており、中国は、一部の米国企業や当局者に制裁を課し、また、制裁の領域外適用を目的とした規制を阻止する枠組みを導入した。また、EUも人権問題に関連して中国に制裁を課したが、中国も反対に制裁を課した。こうした措置は規制遵守および法的問題の衝突を引き起こす可能性があり、その影響は重大かつ不利なものとなる可能性がある。当行グループは中国と台湾の軍事衝突を当面の基本ケースとは考えていないが、深刻化した場合の潜在的なマイナス影響は大きく、ドイツ銀行の計画上の経営成績および財務目標に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。また、ロシア関連で観察された状況と同様に、緊張が激化すると、中国対米国という構図で経済の二極化がさらに進む可能性があり、その潜在的な影響は予測が困難である。

当行の事業環境および財務目標にマイナスの影響を及ぼす可能性のあるその他の地政学的リスクには、ウクライナでの戦争の深刻化および/または中東での政治的緊張の高まりが含まれ、エネルギー価格をさらに押し上げる可能性がある。イランは諸外国が現在進行中の反政府デモを煽っていると非難しているが、その暴力的な取締まりや、テヘランがロシアとより緊密に連携していることから、イラン核合意が成功裏に復活する可能性は弱まっている。これらの動きは、この地域における紛争のリスクを高める可能性がある。

多くの民主主義国では、政治的二極化の拡大、社会的不満の高まりおよびインフレ率の上昇から、国内の政治的課題が生じている。これらの課題は、政治的意思決定プロセスを阻害し、必要な構造改革を妨げ、当行のリスク・プロファイルに直接的または間接的に影響を及ぼす可能性のあるマイナスの経済的影響につながる可能性がある。米国では、前例のないソブリンのテクニカル・デフォルトを回避するため、議会は2023年度後半に債務上限を引き上げる必要がある。議会在分裂しているため、テクニカル・デフォルトを回避できたとしても、新たな対決が迫っており、市場のボラティリティが高まる可能性がある。ヨーロッパでは、エネルギー価格のショックがエネルギー多消費型産業の国際競争力を脅かす可能性がある。労働市場は

今のところ堅調に推移しているが、エネルギー価格が高止まりし、経済成長が鈍化する中、社会統合政策への資金拠出に加えて、気候変動対策や外部からの脅威に対抗するための軍事装備への支出ニーズの高まりにより、政府財政への圧力が高まる可能性がある。

英国がEUの単一市場と関税同盟から脱退してからの3年間、不確実性およびそれに伴う経済の下振れリスクは低下した。ドイツ銀行は、2020年度末までに完了したEEA（欧州経済圏）の顧客の勘定をドイツ銀行AGフランクフルトに移すプログラムのおかげで、EEAに拠点を置く顧客にサービスを提供し続けることができた。EEAの顧客に関連するすべての規制活動が英国のEU離脱後の新しいライセンス法の中で確実に実施されるようにするために、販売およびカバレッジスタッフがEU加盟国に配置されている。ただし、英国とEUの交渉は続いているため、既存の取引で広範囲にカバーされていない金融サービスに関しては不確実性が残ったままである。英国のCCP（中央清算機関）に関して現行の一時的な同等性の取り決めの延長を2025年6月まで認めることを欧州委員会が2022年度上半期に発表したことにより、英国の清算機関へのアクセスが2022年6月（従前の延長が失効した日）よりEU企業に与えられなくなるというリスクはなくなった。EUと英国における金融サービスの同等な体制がない場合、当行は英国に対して、および英国から、金融サービスを提供する能力を制限されることになる。この延長の性質と2025年6月の最終的な結果についての議論は、2023年度も継続される。欧州委員会は、企業は一時的な同等性が2025年に再延長されることを期待すべきではなく、そのように計画を立てるべきであると助言している。2022年12月19日より、ドイツ銀行は健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構による規制および健全性規制機構による限定的な規制の対象となっている。

## 戦略

2022年3月10日のインベスター・ディープ・ダイブで発表した当行グループの戦略は、2025年までの期間に係る当行グループおよび各部門の財務目標と目標を示したものである。当行グループは継続的に計画を立て、状況の変化に対応しているが、事業環境が世界的に著しく悪化することにより、公表されている目標を達成できない場合、さらなる減損や引当金等の予想外の損失を被る場合、収益性が計画を下回る場合、または資本基盤やより広範な財政状態の崩壊が発生する場合があります。これによりドイツ銀行の経営成績および株価は重大で不利な影響を受ける可能性がある。これには、ドイツ会計規則（HGB）に基づくドイツ銀行AG単体の財務諸表上の配当可能利益の規程が適用されるため、当行グループが株主に対して望ましい利益の分配を行うことができないリスクも含まれる。当該目標が規制当局に対するコミットメントである場合、未達成の場合は、これらの規制当局または格付機関による措置につながる可能性がある。このような場合、当行グループは最低資本目標を確実に達成するための措置を講じる必要がある。これらの措置や対応は、当行グループの事業、経営成績または戦略計画および目標に不利な影響を及ぼす可能性がある。

ウクライナでの戦争とその世界経済への継続的な影響、ならびに世界的なサプライチェーンの混乱、インフレ見通しおよび政策金利に関する不確実性を含むその他のマクロ経済の動向は、財務目標および非財務目標を達成する当行グループの能力に影響を及ぼす可能性がある。中央銀行による金融引き締めは金利マージンの改善を後押しする可能性があるものの、特定の市場セグメントでは顧客数が減少する可能性がある。地政学的緊張がさらに高まった場合、市場のボラティリティが大きくなり、主要市場の経済見通しに不利な影響を及ぼし、国境を越えた事業が複雑化する可能性がある。各政府の支援策は、当行グループの主要市場における潜在的な景気後退の影響を軽減する可能性がある。

ドイツ銀行は、すべての部門において競争の激しい市場で事業を展開している。資本を配備し、投資資金を調達する能力は、重要な成功要因である。当行グループは、市場での地位を守り、成長機会を実現するために、競争の進展を継続的に監視し、それに対応している。このような状況における競合相手には、大規模な国際銀行、小規模な国内銀行および新興のノンバンクが含まれる。

労働市場の状況は著しく厳しくなり、特にインドと米国では競争が激化した。2022年度における従業員数の減少は、すべての地域で2021年度を上回った。これらの影響は、当行グループの提供可能な報酬水準を抑えるようにという規制当局からの要請と相まって、当行グループは有能な従業員を惹きつけて定着させる上で不利な立場に置かれる可能性がある。さらに広い意味では、2023年度および2024年度においては徐々にしか緩和されないと予想される世界的なインフレ率の上昇が、利息以外の費用を圧迫し、コスト目標を達成する当行グループの能力を低下させる可能性がある。

当行グループはこれまで、この「戦略」の項で様々な資本目標を示してきた。その一つはCET 1比率に関連するもので、ドイツ銀行は、当行の最大分配可能額（MDA）の閾値から200ベース・ポイント以上（2023年度に多少の変動があり得る。）上回る余裕を持つようにCET 1比率を維持することを目指している。当行グループの自己資本比率の推移は、特に、中核事業の業績、再構築費用の程度、フロント・トゥ・バック最適化プログラム等の変革イニシアチブによる関連利益の実現、潜在的な訴訟および規制当局の執行措置に関連するコスト、中核事業のバランスシート利用の増加、当行の税金および年金勘定の変動、その他の包括利益への影響、ならびに規制および規制上の専門的基準の変更を反映している。

また、事業や資産を有利な価格で売却することまたは売却自体が困難となる可能性があり、市場の動向にかかわらず、これらの資産やその他の投資から重大な損失を被る、または契約上の取引が成立しない可能性がある。

当行グループは、継続中の改革および通常の実業過程の一環として、契約および基本合意書を締結する。これらが暫定的な性質のものまたは条件付である場合、当行グループは、最終的な合意の履行または提案された合意が締結に至らず、かかる合意に伴う便益を得ることが危うくなるリスクにさらされる。

上記のすべてが、当行グループのCET 1比率およびその他の目標比率に重要な影響を及ぼす可能性がある。したがって、本報告書の「戦略」の項で強調されているように、例えば当行のMDA閾値を200ベース・ポイント以上上回る余裕を持つようにするというCET 1比率目標、費用収益率の目標、または税引後平均株主資本利益率の目標に届かない可能性がある。



## 流動性リスクおよび資金調達リスク

2022年10月12日、ムーディーズはドイツ銀行のすべての格付を1段階引き上げた。これには、長期預金格付を（A2から）2012年以来の最高水準となるA1に引き上げ、見通しを安定的としたことが含まれる。2022年9月、フィッチは、ドイツ銀行AGの長期発行体デフォルト格付がBBB+、パイアリティ格付がbbb+であると確認し、すべての格付について見通しをポジティブとした。別の格付機関2社によるドイツ銀行の長期信用格付は引き続き、S&PでA+（見通しは安定的）、DBRSモーニングスターでA High（見通しはポジティブ）を維持している。

高い信用格付にもかかわらず、ドイツ銀行の潜在的なリスクは依然として残っており、流動性、事業活動および収益性は、債券資本市場の利用、当行子会社からの資金調達、または市場全体もしくは個別企業の流動性制約の期間中に資産売却を実施できないことにより、不利な影響を受けることがある。こうした状況は、現在の地政学的状況またはマクロ経済状況のような当行グループの事業に関連ない状況により発生する可能性があり、したがって、当行グループの管理が及ばないところである。例えば、現在の地政学的および経済的環境はドイツ銀行の信用スプレッド水準に不利な影響を及ぼし、金利水準の上昇が（特に短期資金調達における）借入コストの上昇を招いた。

中央銀行によるインフレ抑制のための量的引き締めは、金利の上昇につながった。これにより、マネーサプライが減少し、資金調達市場への圧力が強まり、流動資産の評価に影響を及ぼす可能性がある。インフレが続けば、中央銀行によるさらなる引き締めが必要となり、ヨーロッパおよび米国の経済が著しく減速し、企業のデフォルトが増加する可能性がある。その結果、金融市場の混乱、または当行グループに特有の状況（訴訟、規制問題、ならびに当行の事業、ビジネス・モデル、戦略、不利な経済条件や市場条件に対抗する当行の回復力における実際のまたは認識された弱点から当行の財務力を判断し、相手方が当行の事業への資金提供を渋る等）が生じる可能性がある。また、ECBは金融政策ツールの条件を修正する可能性がある。これは、ドイツ銀行の収益の伸びにマイナスの影響を及ぼし、当行の金利感応度を変化させ、より広範な市場の価格設定に影響を及ぼす可能性がある。

さらに、インフレと消費者物価水準の高止まりは、消費者が貯蓄で支出増を補うため、ドイツ銀行の中核であるリテール市場における預金水準の低下につながる恐れがある。このため、銀行間でリテール預金の価格競争が起こり、ドイツ銀行の資金調達コストが増加するだけでなく、ドイツ銀行の主要な資金源の一つであるリテール預金残高がさらに圧迫される可能性がある。

ドイツ銀行は、ウクライナ情勢、ならびにドイツ銀行の財務および流動性ポジションに影響を及ぼす可能性のある様々な要因（エネルギー調達や経済制裁を含む。）に起因する二次的な経済的影響を引き続き監視している。現在、当行グループの流動性指標は引き続き堅固でほとんど影響を受けておらず、進行中の危機を乗り越えるための強力な基盤となっている。

マクロ経済の不確実な動向は、外国為替市場のボラティリティにより、または約定した取引条件に対するドイツ銀行の履行能力に相手方が懸念を抱いているために、当行に対するエクスポージャーの制限を求めている場合には、当行の外国為替取引実施能力が低下する可能性がある。さらに、当行のバランスシートにおける為替のミスマッチの拡大は、ユーロ（当行の現地通貨）の価値が他の主要通貨に対して大幅に下落し、異なる通貨での流動性ニーズをサポートすることが困難になる場合には、担保の流出の増加につながる可能性がある。

エマージング・リスクの一つとして、デジタル決済とブロックチェーンは、市場の流動性と資金調達の深度およびボラティリティに影響を及ぼす可能性があり、また、資金調達のコストに一時的影響を及ぼすことによって収益性に不利な影響をもたらす可能性がある分野と考えられている。

ドイツ銀行の流動性カバレッジ比率および安定調達比率は規制上の最低要件を引き続き十分に上回っているが、地政学的動向またはマクロ経済動向、およびそれらに関連する経済的影響等のリスクが流動性の指標に圧力をかけ、流動性不足と資金流出が生じるおそれがある。

## 規制監督の改革、評価および手続

前回の金融危機で識別された脆弱性に対応するために実施および提案された規制改革、ならびに規制当局による監視および裁量権の強化により、当行では中期的に、多額の費用負担が必要となり、重要な不確実性が生じ、当行グループの事業計画および戦略計画を実施する能力が不利な影響を受ける可能性がある。当行に対して資本の増加の維持を求めるこれらの変更は、より全般的に厳しくなっている環境と同様に、当行のビジネス・モデル、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの事業に影響を及ぼす将来の変化がいくつかある。その一つに、（CRR を通じた）パーゼルの最終化に関する改革の実施が挙げられる。しかし、これらの変化の実施については、政策立案者がすべての主要な法域において依然として大きな議論を行っている。現在、当行は、EUにおけるパーゼルの最終化の実施により、特に、リスク領域の大半で当行のエクスポージャーに対するリスク・ウェイトが高くなることから、2025年に自己資本要件が引き上げられると予想している。また、パーゼルの最終化に含まれる新しい資本フロアの導入により、当行のエクスポージャーに対するリスク・ウェイトは2028年/2029年からさらに増加すると予想している。破綻処理の実行可能性、破綻処理の施策およびマクロブルーデンスの枠組みに関する規制改革も、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。さらに、規制変更は、主要事業体の資金調達方法にも影響を及ぼす可能性があり、これは事業の運営方法に影響を与え、業績に不利な影響を及ぼす可能性がある。また、規制措置によっては、当行のビジネス・モデルの変更を余儀なくされる、または一部の事業活動が行えなくなる可能性がある。



欧州委員会も、2023年に向けて、EUのマクロプルーデンス体制とEUの証券化体制レジームの見直し、および証券化のより技術的な側面の見直しを行うことを発表した。これらの変更により、資本バッファ、証券化のための追加資本またはRWAの増加を含め、資本要件の水準が上昇する可能性がある。

監督当局は、定期的な監督レビューおよび評価プロセス（SREP）の結果を踏まえ、資本上乘せもしくは規制上の調整を課す場合がある。こうした調整は、例えば、当行グループの統制環境における不備によってもたらされる追加的なリスクを反映する、または特定の商品もしくは取引の処理に関する監督上の検査の結果を踏まえて生じる可能性がある。リスクテイクに関してECBが焦点を当てている分野の一つはレバレッジド貸出であり、ECBは2022年3月28日に単一監督メカニズムの下ですべての銀行に宛てた書簡で期待される事項を明確にし、これらの期待に準拠していないと評価された金融機関に対しては、将来のSREPの決定において定量的措置を検討する意向を表明した。2022年度のSREPに続き、ドイツ銀行は、2023年1月1日以降に維持されるブルデンシャル資本要件に関する決定について、ドイツ銀行の第2の柱の要件が20ベース・ポイント引き上げられるとの通知をECBから受けた。この引き上げは、ECBが新たに導入した、レバレッジド・ファイナンス業務に対するリスクの個別評価によるものである。さらに広い意味では、SREPの決定には、ECBが、EBAまたはECBが実施した規制上のストレス・テストを基に導き出す決定も含まれる。ECBの各銀行の業績評価は、第2の柱の要件のレベルを決定し通知するための定量的観点、および第2の柱のガイダンスのレベル評価の一側面である定量的観点から行われる。ECBは、既に過去のSREPの決定でこれらの権限を行使しており、実地検査の検出事項に対処するために権限の行使を継続する場合もある。極端な場合、当行グループに適用される規則に違反があった場合には特定の活動や法域内で営業活動を行う認可を一時停止し、罰金を科すことができる。

また、監督当局は、カウンターシクリカル保全バッファやシステミック・リスク・バッファを含むマクロプルーデンス資本バッファの引き上げ等、他の資本上乘せを課す場合がある。ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）は、2023年2月に引き上げを行うことを既に発表している。

世界中の規制当局も、マクロプルーデンス・ツールの使用を通じて、マクロ経済リスクに対処するために資本上乘せを課す場合がある。これには、グループ全体で、または国家レベルでの地域活動にのみ、あるいは特定の種類のエクスポージャー（住宅ローン等）にのみ適用できるCET 1バッファの増加が含まれる。これらのツールの使用は、EUまたはその他の関連する法域で適用されるマクロプルーデンスの枠組みによって規定されており、通常、BaFinのような各国のマクロプルーデンス政策当局によって決定されるが、その決定はマクロ経済リスクに関する中央銀行の分析に基づいて行われることが多い。

EU圏外の中央清算の取り決めに起因するEUの潜在的な金融安定リスクは、2023年も引き続き注目される。2022年2月8日、欧州委員会は、英国の中央清算機関に関する一時的な同等性の取り決めに2025年6月30日まで延長することを公表した。一時的な同等性の取り決めに失効するまでのこの3年間、欧州委員会は、ユーロ建て商品の清算業務をEUの中央清算機関に振り向ける措置に引き続き注力する。これに関連して、2022年11月7日、欧州委員会は欧州市場インフラ規制の再整備に関する立法案を公表した。このパッケージは、EUのCCPの競争力を高め、ユーロ建て商品の清算をEUのCCPに向け、第三国のCCPに対するEUレベルの監督を強化することを目的としている。さらに、欧州委員会は、未解決となっている、第三国のCCPがEUの顧客にサービスを提供し続けるための同等性の決定に引き続き取り組んでおり、欧州の証券規制当局である欧州証券市場監督局は、同等性の決定が既に存在する特定の第三国のCCPについて、資本配分目的の適格なCCPとして分類する、または分類し続けるための承認に引き続き取り組んでいる。また、インドとEUの当局は、清算を行うEU加盟国がインドのCCPを介して清算を継続できるようにするための覚書（MoU）に署名する必要がある。当該MoUについては現在協議中である。ESMAは、当該MoUの署名期限を2023年4月30日に設定した。署名されない場合、インドのCCPは認識されなくなる。これらの同等性および認識の決定の結果と潜在的な緩和措置によっては、これらの決定は当行の規制自己資本にマイナスの影響を与え、当行の事業コストを増加させる可能性がある。

2022年度、当行は、価格上昇の影響を緩和するために、家計への潜在的な資金提供のための転嫁対策として追加課税や税金の導入の可能性について、ヨーロッパの加盟国全体で政治的圧力が高まるのを目の当たりにしてきた。一部の国では、そのような課税を導入したり、ドラフト案を公表したりしている。そのような税金や課税が実施された場合、当行の収益性および本業の資本の成長にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は気候リスクの評価および管理に対するアプローチを継続的に開発および実施し、当行のプラットフォーム全体にわたって気候関連要因の統合を推進しているが、当行グループが低炭素経済への移行措置を採用または実施しなかった場合、急速に変化する規制と利害関係者からの要求のいずれも、当行グループの事業、経営成績または戦略計画に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### 法規制執行手続および税務調査

当行グループは、複数の法規制執行手続および調査ならびに税務調査の対象となっている。かかる手続の結果を予測することは困難であり、当行グループの計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。これらの事象が当行グループの予想よりも不利な結果で終結した場合、その費用および当行グループの事業または業務に必要な変更に関して、または当行グループの事業および業績予測に対する否定的な認識、ならびに関連ビジネスへの影響が増加する場合、当行グループは戦略的目標を達成することができない、または当該目標の変更を余儀なくされる場合がある。

#### コンプライアンスおよび金融犯罪防止に関するリスク

金融犯罪に対抗し、適用される法規制を遵守することは、ドイツ銀行をはじめとする銀行の安定性および国際金融システムの統合性を確保するために不可欠である。

当行が法規制および関連する監督当局の期待を遵守して業務を遂行することを確実にするためには、強固で効果的な内部統制環境と適切なインフラ（人員、方針および手続、統制テスト、ITシステムから成る。）が必要である。

当行のコンプライアンス統制や監視プロセス、ならびに当行の事業およびサービスの適切な実施を確保し、市場の乱用、インサイダー取引および違反行為を防止するためのその他の内部統制プロセスは、随時、特定の法域の規制当局の審査および/または調査の対象となっている。

さらに、当行のマネーロンダリング防止（AML）および顧客確認（KYC）のプロセスと統制は、当行の商品およびサービスの悪用による金融犯罪の防止を目的としており、引き続き複数の法域において規制当局による審査、調査および強制措置の対象となっている。当行は引き続き、内部統制環境の実効性を高め、規制要件の改訂に対応するようインフラを改善し、また当行および/または規制当局や監視当局により特定される不備を補うよう努めていく。

2018年9月に、BaFinはドイツ銀行に対し、適切な内部セーフガード措置を講じ、マネーロンダリングやテロ資金供与を防止するための一般的なデューデリジェンス義務を遵守するように命じた。2019年2月には、当行グループ全体のコルレス銀行業務におけるリスク管理プロセスを見直し、必要に応じて調整することを命じ、また2021年4月には、顧客ファイルの定期的なレビューに関し、より適切な内部セーフガード措置の採用とデューデリジェンス義務の遵守を命じた。こうした命令の拡大は、コルレス関係と取引の監視にも適用される。2022年9月28日、BaFinはドイツ銀行AGに対し、2018年9月21日および2019年2月15日にBaFinが発行した命令を実行するために、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とした特定の措置を講じるよう命令した。BaFinは、命じた措置の実施状況を監視するとともに、実施の進捗状況をBaFinに評価・報告する特別代表を任命した。

当行がインフラおよび統制環境を適時に大幅に改善できない場合、当行は罰金または罰則の対象となるだけでなく、当行の事業の側面において規制当局の介入を受ける可能性がある。特に、当行は、制裁・禁輸措置やAMLコンプライアンスに関連する過去の命令および和解の遵守、ならびにリスク管理上の問題に関連する改善合意および義務に関する事項を解決するために、規制当局との協議を継続している。

2022年7月、当行は過去の事項における2件の疑わしい取引の報告（SAR）の提出が遅れたという行政違反に対して7百万ユーロの罰金を受け入れ、それにより、2022年4月29日にドイツ銀行本社で捜査が行われた、当該事項に関するフランクフルトの検査当局の捜査は終了した。

より一般的には、当行は、高度に規制が強化された訴訟環境で事業を行っており、法的および規制上の制裁や評判の低下だけでなく、重要かつ金額の見積りが困難である負債やその他の費用が発生する可能性がある。当行は、当行がより速いペース、かつ、より質の高い方法で統制を改善することを期待している監督当局と定期的な対話を継続している。ドイツ銀行は、この指摘を理解しており、これらの期待に応えることにコミットしている。

当行に対する法的手続のいずれかが解決された場合、または調査の結果、当行が適用される法律を遵守していなかったと判断された場合、当行は、重大な損害、罰金、業務の制限、是正措置、刑事訴追、またはその他当行の財政状態に重大で不利な影響を及ぼす可能性があるほか、広範なメディアの注目による当行の評判および事業の潜在的損失に対するリスクにさらされる可能性がある。刑事訴訟手続における当行またはその関係会社の有罪判決、または当行またはその関係会社が対象となる規制上の命令あるいは執行命令、和解または合意は、当行の特定の事業に不利な影響を及ぼす可能性がある。

本書の他の箇所でもより詳細に説明されているように、ウクライナでの戦争により、ロシアの国家機関、企業およびロシアに關係する個人に対する制裁が大幅に強化された。ドイツ銀行は、AFCの制裁・禁輸チームが主導する強化されたコミュニケーション、ガイダンスおよび運用サポートにより、これらの制裁を管理している。

#### リスク管理の方針、手続および手法ならびにオペレーショナル・リスク

当行グループは、マーケット・リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、風評リスクおよびモデル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきた。しかしながら、すべての経済・市場環境において、または当行が識別もしくは予測できないリスクを含むあらゆる種類のリスクに対して、当行のリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。当行グループが規制目的上のリスク・ウェイトド・アセットの算定にモデルを用いている場合、潜在的な欠陥により、規制当局がインプットのパラメータの再調整やモデルの全面的な見直しを課す場合がある。

ドイツ銀行は、内部統制環境の不備または取引処理等のプロセス実行のエラー、ならびに事業継続不能に伴うオペレーショナル・リスクにさらされる場合があり、これにより、事業が混乱し、重大な損失につながる場合がある。同時に、第三者の与信枠が合意どおりに、または当行の社内基準に沿って提供されない場合、重大な損失またはレピュテーションの毀損のリスクにも直面する可能性がある。

ドイツ銀行は、世界的銀行としてニュースで取り上げられることが多い。ドイツ銀行は、公式なチームを通じてメディアとの対話を行っているが、一部のメディアがこうしたチャンネル外でドイツ銀行の従業員に接触することがあり、機密事項を含むドイツ銀行の内部情報が外部のニュース報道の対象となることがあった。メディアへのリークは、特に不正確な発言、うわさ、憶測や未承認の意見が含まれる場合、ドイツ銀行に深刻な影響をもたらす可能性がある。これは、顧客からの信用失墜や取引喪失といった財務的影響につながることもあり、投資家の信頼を損なうことによって当行の株価や当行グループの資本性

金融商品に影響が及ぶ可能性がある。当行はこれらのリスクを管理するためのプロセスを整備しているが、当行がこれらのリスクから自らを守る能力には限界がある。

また、当行グループは、特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用される規制、法律および内部指針の不遵守を含む、不適切な実務に関連するリスクからなるコンダクト・リスクにさらされている。例えば、従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、重大な損失のみでなく、レピュテーションの毀損にもつながる場合がある。

主要オフィスではなく自宅でビジネスを行うという世界の産業全体で続いている変化が、商慣行の従来の傾向からの進化を加速させている。当行の技術インフラに対する要求およびサイバー攻撃の発生リスクは、技術障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの喪失や破壊またはサービスの停止をもたらす可能性があり、また、違反行為が生じる可能性も高める。

これらの事象によって、訴訟対象となり、財務上の損失を被り、ビジネス活動が阻害され、顧客への賠償責任を負い、規制当局の監視対象となり、政府による介入が行われ、当行グループの評判を損なう可能性がある。同時に、これらのサイバー、情報セキュリティおよびその他のリスクを管理するためには、その統制を継続的に適応させる必要がある。

消費者保護措置等の規制要件の実施や当行グループの戦略プロジェクトの実行に遅れがあった場合も、当行グループの収益および費用にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。また、ボラティリティの高い市場からのリターンによって、市場監視のモニタリングおよび取引処理に関する要請は増加しており、今後も増加し続ける可能性がある。当行のベンダーおよびサービス提供者も、相手方が契約上の義務を履行できなくなるリスクを伴う同様の課題に直面しており、当行がこうした契約から得ようとしている便益もリスクにさらされている。

地政学的事象やその他の急速に進展する事象等から生じる金融および非金融リスクの影響を管理するため、ドイツ銀行は、グローバルおよびリージョナル・クライシス・マネジメントを含む、専用の統治構造を敷いている。該当がある場合は、追加の統制およびプロセスが既に採用されているか、採用されることになる。これには、取締役会を含む上層の利害関係者が最新の情報を得られるようにする追加的な報告も必要になると考えられる。2022年に急速に悪化したリスク環境を背景に、ドイツ銀行は、リスク管理の観点から、2023年度も引き続き厳しい年になると予想している。

### 第三者リスク

第三者取引は、ドイツ銀行を含むあらゆる金融サービス会社の日常業務を順調に行うために不可欠である。当行グループの事業および業務を支援するため、第三者の利用および第三者への依存度は当該セクターにおいて年々増加しており、第三者の管理能力の向上が必要となっている。第三者の集中リスクや重要な第三者に対する適切なガバナンスと監視については、引き続き規制当局が大きな関心を持っている。さらに、バリューチェーン全体のリスクを理解し管理するために、環境・社会・ガバナンス（ESG）関連のリスクについて精査中である。

当行グループが第三者を利用する目的の性質も進化しており、現在ではクラウドやその他の先進技術の利用等、より基幹的な側面でのサービスやインフラも含まれている。これは新たなリスクを表しており、強固なリスク評価、適切な契約およびこれらリスクに見合った継続的な監視が必要である。また、第三者の日々の管理方法だけでなく、第三者がサポートする事業サービスの重要性に比例して必要となる回復力のレベルを評価するための規制や規制当局による調査が着実に増えてきている。

ドイツ銀行は、第三者リスクの管理において、明確な方針および手続を始め、事業が第三者と契約する際に使用する一元化されたリスク手続に至るまで確立されたアプローチを用いている。しかしながら、第三者により提供されるサービスは、当行グループが自らサービスを行い、最終責任を負う場合と同等のリスクを当行にもたらすものである。ドイツ銀行は、第三者が、適用される法規制を遵守しつつ当行と合意した契約条件およびサービスレベルに従ってサービスを提供することを、その第三者に求めている。第三者がこれらの基準に従ってビジネスを行わない場合、ドイツ銀行は重大な損失を被り、規制措置、訴訟または風評被害にさらされる可能性がある。一般的には、第三者との関係が当行グループの期待に合わない場合、当該サービスを他の第三者に移管する費用の発生による金融リスク、ならびに当該移管に関連する事業リスクおよびオペレーショナル・リスクにさらされる可能性があり、当行が第三者との関係から得ようとしていた便益を受けられない可能性がある。当行は、現在の統制環境を強化するために第三者リスク管理の枠組みを支える新しい技術プラットフォームを実装し、また、この変更を利用して、2022年度第4四半期にプロセスおよび統制を改善した。2023年度以降もさらなる強化が予定されている。

2022年度の地政学的事象を受け、当行は、ウクライナでの戦争とそれに伴う対ロシア制裁の影響を受ける可能性のある第三者に対する監視を強化した。

ドイツ銀行が第三者のサービス提供者である状況において、ドイツ銀行がその関係から利益を得ることができなくなった場合、当行はサービス契約の解約に伴う逸失収益、コストおよび費用等の財務リスクにさらされる可能性がある。

### のれんおよびその他の無形資産の減損

のれんは、年1回、または減損の発生兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損の見直しが行われる。

その他の無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。これには、ソフトウェアの減損に関するテストが含まれる。

非金融資産の減損の評価における回収可能額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法またはこれらの組み合わせに基づく見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性がある。のれんおよびその他の無形資産の減損は、収益性および経営成績に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

## 年金債務

ドイツ銀行は、従業員のために多数の退職後給付制度（確定給付制度を含む。）のスポンサーとなっている。当行の年金負債を決定付ける要因が当行にとって不利な方向に変動した場合、または主要な変数に関する当行の仮定が誤っていることが判明した場合、または当行の年金負債の資金拠出がその負債を十分にヘッジできない場合、当行は年金制度に対して追加拠出を要求されるか、または年金制度に関する数理計算上または会計上の損失にさらされる可能性がある。

## 繰延税金資産

当行は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について繰延税金資産を認識する。当行の繰延税金資産の全部もしくは一部を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高くなった場合、帳簿価額を減額する必要がある。当行は四半期ごとに、繰延税金資産に関連する見積りを再評価するが、この見積りは随時変化することがあり、また、経営陣による重要な判断を必要とする。見積りの変更による繰延税金資産の減額は、当行の収益性、資本および財政状況に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

## 技術、データおよびイノベーション

デジタル改革は、異業種の参加者、グローバルなハイテク企業やフィンテック企業等の新たな競合他社が市場参入する機会を与えている。これにより、当行の事業では、市場シェアの潜在的損失のリスクを軽減するために、デジタル商品やプロセスのリソースへの投資の必要性が高まると予想している。

当行は、市場の動向への対応、顧客ニーズへのより迅速かつ柔軟な対応、およびIT障害からの回復力の改善のため、Google Cloudとの戦略的パートナーシップを通じて、多数の社内アプリケーションをパブリッククラウドに移行することを決定した。今回のGoogle Cloudとのパートナーシップは、当行のデジタル化における主要なマイルストーンであり、新しい技術を受け入れることへのコミットメントを示している。その目的は、商品およびサービス、システムの回復力やセキュリティの改善によって顧客体験を向上させること、また従来のプラットフォームの運用による非効率な費用を削減することである。このような大規模な技術移行には、セキュリティと安定性の問題に関するリスクを管理するために必要な資金配分を含む、強固なガバナンスと計画が必要である。さらに、このプログラムは規制当局から大きな関心を集めている。また、外部のサービス提供者と同様に、当行は、顧客および銀行情報の保護のために、データの機密性とセキュリティの統制について最高水準を確保しなければならない。これを達成できなかった場合、顧客の信頼を損ない、金銭的損失が発生し、さらに深刻な場合には、規制上の罰金、訴訟および個人への損害賠償義務が生じる可能性がある。

ドイツ銀行は、デジタル化が進み、情報セキュリティに関連する脅威の様相が絶えず変化する環境下で事業を行っている。情報セキュリティは、当行にとって依然として重点事項である。ランサムウェアを含む、金銭目的のサイバー攻撃やその他の巧妙なサイバー攻撃は、業界を問わず持続的な脅威として観察され、今後さらに発生頻度が増えると予想される。さらに、サプライチェーン攻撃、深刻なゼロデイ攻撃の頻度の増加、およびリモートワークやクラウドサービスの利用等に、脅威が拡大している。

ドイツ銀行は、プロセスやセキュリティ統制の実行エラーを含む統制環境の不備、およびデータ損失に伴うオペレーショナル・リスクにさらされる可能性があり、これにより当行の事業が混乱し、重大な損失につながる可能性がある。同時に、サービスが合意どおりに、または社内基準に沿って提供されない場合、当行は重大な損失またはレピュテーションの毀損のリスクにも直面する可能性がある。

重要な業務をサポートする第三者の商品およびサービスに依存することは、当行が新たな、また進化している情報セキュリティ攻撃の標的となる恐れがあるため、当行のリスク体制に影響を及ぼす可能性がある。このようなリスクにより、規制要件の強化とともに、第三者のセキュリティに関する詳細にわたる監督および継続的な監視、ならびにテクノロジー主導による第三者のセキュリティ機能の継続的な成熟が必要となっている。ドイツ銀行は、必要に応じて、グローバルな第三者リスク管理プログラム（情報セキュリティ統制に関する必須義務を含む。）によって情報セキュリティの第三者リスクを管理している。

ドイツ銀行のシステムは、顧客や顧客情報の重大な損失、評判の低下、規制上の罰則や財務上の損失につながる可能性がある、サイバー攻撃やその他のインターネット犯罪のリスクの増大にさらされている。したがって、ドイツ銀行は、そのような被害からコンピュータシステムを保護し、ベンダーが適切なサイバー・セキュリティ対策を採用することを確実にするための投資を継続している。ただし、これらの対策は、ドイツ銀行グループが直面する多くのセキュリティ上の脅威に対して効果的ではない可能性がある。ドイツ銀行およびその他の金融機関は、企業あるいは顧客の機密情報への不正アクセス、企業データ、資源あるいは事業活動に対する損害または妨害、またはインフラの脆弱性の悪用を目的とした攻撃を含む、コンピュータシステムへの攻撃を経験している。ドイツ銀行グループは、今後もこのような攻撃の標的になり続けると予想している。当行はこれまでのところ、これらの攻撃による事業への重大な影響を経験していないが、当行グループは、より深刻な将来の攻撃を効果的に予測して防止することができない可能性がある。

ドイツ銀行は、取引データ、顧客データ、参照データ等のコアプロセスおよびデータセットに対する全般的なデータ管理戦略を成熟させている最中である。これには、中核となる技術インフラ全体にわたる当行のエンタープライズ・アーキテクチャに係る原則を開発し、実装することが含まれる。これは、ドイツ銀行の広範なテクノロジーおよびデータ戦略の中心であり、

ビジネスの成長と効率化を可能にすると同時に、統制環境を強化するものである。ドイツ銀行の規制当局は、ドイツ銀行が戦略においてこの部分を確実に進展させるよう積極的に取り組んでいる。さらに、当行には業界標準の情報セキュリティと顧客体験を確保するために、既存の技術アーキテクチャとともに、新しい革新的技術を受け入れ、導入するという課題もある。

当行の事業領域およびインフラ領域における主要な技術革新は、専門的な取り組みを通じて実行されている。これらの取り組みによる恩恵としては、ITおよび事業のコスト削減、統制の改善、新たな顧客機能またはターゲットを絞った顧客成長の提供による収益の増加が挙げられる。このような取組みの一つであるUNITYは、旧ポストバンクからドイツ銀行ブランドの事業へのITシステムの移行を通じてIT環境の簡素化を目指しており、2023年度の完了前に重要な節目を迎える。取り組みに伴う実行リスクには、資源不足、他のプログラムや主要な成果物（KDとも呼ばれる）への依存、導入スケジュールの延長、統制環境の活動を変更することによる影響、若しくはアップグレードされたアプリケーションまたは基礎となる技術の機能性の問題等が含まれ、これらは、期待される恩恵を完全に享受できないリスクを部分的に軽減するために慎重に管理されている。

#### 環境・社会・ガバナンスに係るリスク

世界的な温暖化の影響、気候変動とネット・ゼロ経済への移行に対する社会の関心の高まりにより、規制当局と銀行業界は、金融リスクおよび非金融リスクの新たな原因が生じている。これらには、例えば、頻度と深刻度が増している異常気象から生じる物理的リスクに加えて、炭素集約型産業が、より高い課税、需要の減少、潜在的な金融アクセスの制限または座礁資産化の可能性に直面するといった移行リスクが含まれる。これらのリスクは、幅広い金融リスクおよび非金融リスクの種類にわたり、ドイツ銀行に影響を及ぼす可能性がある。

気候やより広範なESG関連の課題について、政府、規制当局、株主、その他の機関からの金融機関に対する精査が強化され、規制上の報告要件も課されている。そのため、当行が低炭素経済への移行を支援し、生物多様性を保護し、その他の環境リスク（森林や水に関連するリスク等）を管理し、またサプライチェーンにおける人権侵害を防止しているとみなされない場合、当行は風評リスクにさらされることになる。このような要求を受け入れない場合、または戦略計画を適切に実行できない場合、当行グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性がある。さらに、このような気候リスクおよびその他の環境リスクを測定および評価するためのデータと手法は、まだ発展途上にある。顧客が包括的かつ整合的な気候リスクおよびその他の環境リスクを開示していないということは、当行も業界全体も、自身の気候関連リスク管理の開示において推定値に大きく依存していることを意味する。

ドイツ銀行は、ポートフォリオに係る排出量を2050年までにネット（実質）ゼロにする等、事業活動と運営を持続可能な形で管理する取り組みにコミットしている。2022年10月には、4つの主要な炭素集約型セクターのネット・ゼロ目標が公表され、これらの目標は社内リスク管理フレームワークとプロセスに完全に統合されている。当行は、ポートフォリオの排出量や排出強度が線形的に減少するとは考えていないものの、ネット・ゼロ削減への道筋から大きく逸脱すると、当行は評判リスクにさらされる可能性がある。当行は2023年度に、より広範なセクターに係る目標を発表する予定である。当行は、事業活動全体にわたって環境関連要因の統合を促進するため、シナリオ分析やストレス・テストの開発により、気候リスクおよび環境リスクの管理に関するアプローチを継続的に開発し、実施している。

## 機会

### マクロ経済および市況

GDP成長率、失業率の水準、金利環境、金融サービス業界の競争状況等の経済状況が現在の予測水準を上回って改善した場合、収益が増加する可能性がある。これらの影響は、費用の増加によってのみ一部相殺される可能性はあるものの、財務目標を達成する当行グループの能力を向上させる可能性がある。同時に、インフレ率、金利および市場ボラティリティの上昇は、例えば、プライベート・バンク顧客、コーポレート・バンク顧客、および機関投資家のポートフォリオの再配分による取引フローの増加に起因する収益増加、純利息収益の増加、当行グループの貸借対照表全体での貸付マージンの増加等、多くの機会をもたらす可能性がある。2022年度には、ユーロと米ドルの金利上昇に支えられて当行グループ全体で純金利マージンが改善した一方、トレーディング収益は不安定な市場環境における顧客フローの増加から恩恵を受けた。

当行グループの貸借対照表上の資産および負債の大半は、公正価値で計上する金融商品であり、公正価値の変動は損益計算書に認識されている。このような公正価値の変動により、当行グループは将来において利益が実現する可能性がある。

### 規制変更

規制変更は、銀行による優れた商品またはサービス提供を促進する場合があります。市場における差別化の機会を与えることがある。例えば、報告基準が持続可能な財務を目指して継続的に発展しているため、市場は持続可能な財務イニシアチブをより広範に受け入れるように発達していく可能性がある。顧客や市場が持続可能な財務に関連する取組みを採用しているため、当行グループは顧客に提供するサービスの強化を図ることによって自らを差別化できる機会を得る可能性がある。

### 戦略

ドイツ銀行の戦略は2022年3月10日のインベスター・ディープ・ダイブで発表され、その中で、当行グループが株主への配当を徐々に大きく引き上げ、財務力やその他のリソースを当行の顧客フランチャイズやリスク選好に整合する形で最適に配分できるようにするという当行グループのアプローチが説明された。そのため、当行グループの戦略の実施程度が予想を上回ったり、予想より有利な環境で実施されたりした場合には、さらなる機会が創出される可能性がある。これには、マクロ経済、市場、地政学的な状況が計画より好転することによる潜在的な利益、および競争環境における有利な変化（特定の市場における従来の、または新興のノンバンクの競合他社の撤退等）も含まれる。

業務およびプロセスの改善がドイツ銀行の計画上の仮定を上回り、費用の効率化が予想を上回る速度または程度で実現された場合には、これもドイツ銀行の経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。また、市場がドイツ銀行の継続的な改革努力、格付の引き上げおよび持続的な収益実績に好意的に反応すれば、その進捗はさらに刺激される可能性がある。これにより、資金調達コストの削減、さらに当行の収益性の向上につながる可能性がある。

当行は、中核となる強みのある分野に投資することで、当行グループの目標とする成長の戦略を追求し、ドイツ銀行のすべての顧客にとって最初の窓口となり、顧客のあらゆる金融ニーズに対応する「グローバル・ハウスバンク」となることを期待している。ドイツ銀行は、150年以上の伝統、グローバルなネットワーク、市場の専門知識、包括的な商品群、および優れたリスク管理が、当行グループの進化の次の段階への準備に役立つと期待している。これは、効率性を高め、資本規律を維持しながら、事業をさらに成長させることにより、持続的に利益を上げることに焦点を当てるものである。

コーポレート・バンクでは、ドイツ銀行は、コーポレート・バンクのグローバルなネットワークとカバレッジ・モデルを活用して市場をリードするフランチャイズ全体に多面的な機会を見込んでいる。ドイツ銀行は、リスク管理ソリューションを新しい財務プラットフォーム機能と組み合わせ、コーポレート・バンクを顧客のエネルギー転換を支援する主要パートナーとして確立し、ヨーロッパでの地位を築き、アジア・太平洋地域にさらに拡大することで、収益を増大させることを期待している。

インベストメント・バンクは、債券および融資商品において引き続き世界的なリーダーであり、ドイツ銀行はこの地位を固め、獲得した市場シェアを維持することに注力している。当部門はこれを達成するために、オリジネーションおよびアドバイザリーのプラットフォームの強みも組み合わせ、商品提供を強化し多様化するために現在の事業に近い成長分野へ特定の投資を行うことに照準を合わせている。これは、ポートフォリオ全体におけるコストと資本の継続的な最適化、および統制環境のさらなる強化により補完される。さらに、当部門の顧客対応の効率化に重点を置き、提供するサービスをさらに発展させることにより、グローバルな顧客基盤全体にわたって関係性の強さと深さを向上させることを意図している。

プライベート・バンクについて、当行グループは引き続き、ドイツのリテール、国際リテールおよびビジネス顧客に注力しており、また主にアドバイザリーの領域での成長に注力する。ウェルス・マネジメント事業については、特にEMEAおよびアジア・太平洋地域において成長の機会があると考えている。

DWSの法人で構成されるアセット・マネジメントは、2022年12月7日に開催されたDWSのキャピタル・マーケット・デー（Capital Markets Day）において、成熟した資産クラスでのリーダーシップを維持し、他の地域や商品を選択的に成長させ、主要な資産運用会社としての地位を確立するという戦略を説明した。成長分野には、パッシブ投資やオルタナティブ商品に資産をさらに移行させることによる収益機会も含まれる。



ドイツ銀行は引き続き、当行全体を挙げて持続可能性に重点を置いており、顧客の関心が気候変動にさらに向けられるにつれて、この分野に成長機会があることを中核事業全体で目の当たりにしてきた。顧客の強い投資意欲を踏まえ、ドイツ銀行は引き続きサステナブル・ファイナンスを重要な投資機会であり投資分野であると考えている。気候変動リスクを管理するためのリスク選好方針の策定に向けた幅広い取り組みの中で、当行は、顧客支援、例えば、信頼性の高い脱炭素戦略の策定やその移行支援等の機会を見出している。

当行の顧客であるかないかを問わず、個人や機関は、ESG関連の機会が長期的な収益にとって重要であるという見方を強めており、当行は、これが主要な差別化要因になり得ると考えている。この点に関して、事業全体において投資プロセスや取引のマンデートを与える際の意思決定プロセスにESG要因を含めることが増えてきている。そのため、ドイツ銀行は、当行と顧客の両方が共通のESG目標を達成し、全体的なESG戦略を推進できるように金融商品や投資機会を開発し、提供していく予定である。さらに、当行は、ESG活動を推進することにより、追加的な収益機会の獲得のみならず、ブランドおよび利害関係者の認知の向上につながる可能性があると考えている。

全体として、ドイツ銀行には、資金調達、アドバイスおよびリスク管理に対する顧客のニーズを支援することで市場シェアを獲得し、顧客基盤を拡大する機会がある。

COVID-19のパンデミックのレベルが後退し、顧客および競合他社が「ニューノーマル」に適応していることから、事業環境は好機を迎えている。この点に関して、ドイツ銀行は現在、フューチャー・オブ・ワーク（Future of Work）プログラムの実施を通じて、不動産費用を含めた持続的な費用削減を目指す等、オペレーティング・モデルのさらなる最適化に注力している。

### 繰延税金資産

ドイツ銀行は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について繰延税金資産を認識する。当行グループの繰延税金資産の全部もしくは一部を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高くなった場合、帳簿価額を減額し、評価調整を認識する必要がある。当行は四半期ごとに、繰延税金資産に関連する見積りを再評価するが、これは随時変化することがあり、また、経営陣による重要な判断を必要とする。当行グループは2019年度に、英国や米国等、改革の影響を受ける法域の繰延税金資産に関連する28億ユーロの評価調整を認識した。2019年度以降、米国事業の改革が成功したことにより収益性が大幅に改善したため、当行の繰延税金資産の帳簿価額の一部は回収され、当行は米国における繰延税金資産に関するプラスの繰延税金資産評価調整を2022年度第4四半期に14億ユーロおよび2021年度第4四半期に274百万ユーロ認識した。影響を受ける法域での当行グループの今後の業績によっては、改革に伴って、あるいは時間の経過とともに、当行がそれ以前に評価調整を計上していた繰延税金資産の帳簿価額が回復していく可能性がある。この結果、将来においてプラスの評価調整が増加し、当行グループの実効税率が低下する可能性がある。

### テクノロジー、データおよびイノベーション

デジタル改革は、当行グループ独自の商品ポートフォリオを拡充し、第三者と商品パートナーシップを締結して市場化までの時間短縮から恩恵を受けることによって、既存顧客グループからの収益性を向上させ、新規顧客グループを獲得するための様々な収益機会を提供する。内部・外部の商品と顧客の需要をマッチングし、単一の中央プラットフォームで取引を実施するプラットフォーム経済ならびにオープン・バンキングといった市場トレンドにより、当行には、こうしたエコシステムにおいて有力なプレイヤーとなれる明らかな機会がある。目標は、総合サービスのエコシステムを発展させることであり、リテール預金市場、自動財務計画サービス（ロボ・アドバイザー）、ドイツ銀行のバンキング・プラットフォームを活用した保険助言サービスといった分野向けに様々な企業が様々なコンポーネントを開発している。その他の機会には、トークン経済によって促進される業界変革の可能性が含まれる。分散型台帳技術（DLT）および関連するユースケースには、長期的な可能性がある。例えば、資産のトークン化は、流動性の低い資産を取引可能にする機会を提供する。また当行グループは機会を利用して、データ機能の拡大、より良い顧客体験のための個別サービスの改善、ならびに当行のサービス提供構築のための人工知能といった革新的な技術の活用を進めていく。当行グループのグローバルな展開により、様々な地域にわたり迅速かつ効率的に商品を拡充することが可能になる。

当行は、変化を推進し、当行への技術導入を加速させ、前述の市場機会を収益化するため、テクノロジー・データ・イノベーション（TDI）部門（業務部門とインフラ部門のすべての技術担当ユニットを含む。）を一つ有している。TDIでは、どの業務部門やインフラ部門であっても、すべてのユニットが同じ基準で業務を行い、共有技術を活用する。この集中型アプローチにより、当行は、集中化された設定における主要な戦略的課題に対処し、エンジニアリングとイノベーションの文化を推進し、中長期的なデジタルサービスおよび新しいビジネス・モデルへの投資を行うことが可能になる。

費用の面では、デジタル化によって、各業務部門には著しい効率性向上の機会がもたらされる。顧客自身によるデジタル口座開設等のデジタル・アプリケーションに投資することによって、フロントからバックまでのプロセスの自動化と生産性向上が可能となる。高度なデータ機能の開発により、顧客および市場の動向を正確に予想し、不正の低減と商品の値付けの効率化を高め、また、最新技術を活用して規制上の義務を遵守する能力を強化できるようになると考えられる。ここでも、TDI組織は、特定の戦略的イニシアチブを加速させ、全体的なコストを削減するための中心的な役割を果たすことが期待されている。



ドイツ銀行とGoogle Cloudは、2020年末に戦略的パートナーシップを締結した。複数年にわたるこの協力関係は、当行のクラウドへの移行を加速させ、新しい商品やサービスを共同で革新することを目的としている。このパートナーシップにより、ドイツ銀行は、必要に応じて容量を増減できる、標準化され技術的に常に最新の環境から恩恵を受けることができる。また、当行は、クラウド上の新しい技術に直接アクセスし、それらを新しいアプリケーションの開発に使用することもできる。当行の顧客は、将来、商品やサービスがより迅速に開発され、市場に投入されるというメリットを享受することができる。

また、当行は2022年12月に、進行中の技術変革の範囲内で人工知能（AI）および機械学習能力（ML）の利用を加速するために、NVIDIAとの複数年にわたるイノベーション・パートナーシップを発表した。このパートナーシップは、インテリジェント・アバター、音声AI、不正検知等の幅広いアプリケーションを活用することで、リスク管理における当行のリーダーシップを強化し、効率を高め、顧客サービスを向上させることを目的としている。

この提携は、両社が数ヶ月にわたり多数の潜在的ユースケースを検証した予備業務の後に行われた。これらの業務には、大規模なリスク計算の高速化、大規模言語モデルを使用した非構造化データから重要情報を抽出して金融取引の相手方に関する早期警告サイン等の結果を取得すること、従業員を表す3D仮想アバターの初期コンセプトを開発して社内システムの操作や人事関連の質問への対応を支援すること等が含まれる。

[次へ](#)

## リスク・レポート

### はじめに

#### IFRS第7号に従った開示

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）「金融商品：開示」の要求に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示を提供している。また、「信用リスクの管理および資産の質」の項、「資産の質」の項、「信用リスクの軽減」の項、および連結財務諸表に対する注記の注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に詳述される、IFRS第9号の基礎となる分類および測定ならびに減損の要件も勘案している。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる情報は、本リスク・レポートを通して、水色の網掛け（本書では『 』で表示されている。）で印付けされている。

欧州規制(EU)第2019/876号および指令(EU)第2019/878号は、2021年6月30日に適用となった規制枠組みの様々な変更を伴うCRR/CRDの修正、および内部モデル手法の範囲に含まれないデリバティブのエクスポージャー価値を決定するための時価評価方式に代わるカウンターパーティ信用リスクの新たな標準化アプローチ（SA-CCR）を導入した。また、集合投資事業への銀行勘定投資や中央清算機関へのデフォルト・ファンド拠出のリスク・ウェイトを決定するための新たな枠組みが導入された。さらに、規制上の最低レバレッジ比率3%は、Tier 1資本と規制上のレバレッジ・エクスポージャーの比率として決定されている。加えて、オンバランスおよびオフバランスのエクスポージャーに関連して、安定的な調達プロファイルを維持することを銀行に要求する最低100%の安定調達比率（NSFR）が導入された。

ドイツ銀行は、期日を経過した信用債務の重要性の閾値に関するEBAの技術基準（ECB規制(EU)第2018/1845号で実施）と債務不履行の定義の適用に関するガイドラインに基づく債務不履行の定義を適用した。ドイツ銀行は、2021年8月にECBの承認を受けた後、同年に新たな要件を導入した。新たな要件は、パーゼル に基づく債務不履行の定義に置き換わるもので、IFRS第9号に基づくステージ3へのトリガーとなるものとして、年次報告書全体を通して、すべての主要なリスク指標に適用される。

CET 1の全指標について、現行のCRR/CRDで規定されているとおり、当行グループは2020年6月30日以降IFRS第9号に関連する経過措置を適用している。

#### パーゼル 自己資本フレームワークの第3の柱に従った開示

パーゼル 自己資本フレームワークの第3の柱に従ったドイツ銀行の開示は、欧州連合において金融機関に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制またはCRR）（最近の修正を含む。）により実施され、EBAガイドライン「規制(EU)第575/2013号の第8部の第2編および第3編で言及される金融機関の情報の公的開示に関する技術基準の実施に関する最終草案」ならびに第3の柱の開示に適用される関連ガイドラインによりサポートされており、ドイツ銀行のウェブサイトにある当行グループの第3の柱の報告書において公表されている。

#### 開示強化タスクフォースの原則および推奨に従った開示

2012年度において、金融安定理事会（FSB）の支援に基づく民間の取り組みとして、リスク開示強化のための基本原則を作成し、既存のリスク開示の改善を推奨することを主要な目的として、開示強化タスクフォース（EDTF）が設立された。ドイツ銀行は推奨された開示を本リスク・レポートにおいて導入しており、当行の第3の柱の報告書においても導入している。

### リスクおよび資本の概要

#### 主要なリスク指標

「リスクと機会」の項で上述されているとおり、当行は様々な金融および非金融リスク要因にさらされている。2022年は年間を通じて、世界経済が現在も続くウクライナでの戦争による高い不確実性の影響を受けるにつれ、経済成長の見通しは、持続的なインフレの高まり、金利環境およびサプライチェーンの混乱によって悪化した。経済活動や金融市場に対する潜在的なダウンサイド・リスクが依然として高まっている。

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施されるドイツ銀行の総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク比率や対応する指標である。普通株式等Tier 1比率、経済的適正自己資本比率、レバレッジ比率、総損失吸収力、自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件、流動性カバレッジ比率、安定調達比率、ストレスのかかった正味流動性ポジションは、ハイレベルな指標として機能し、戦略的な計画や、リスク選好のフレームワーク、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも年に1回は取締役会によりレビューされ、承認されている。

普通株式等Tier 1比率

リスク・ウェイトド・アセット

2022年12月31日現在：13.4%	2022年12月31日現在：3,600億ユーロ
2021年12月31日現在：13.2%	2021年12月31日現在：3,516億ユーロ

経済的適正自己資本比率

2022年12月31日現在：239%  
2021年12月31日現在：206%

経済的資本

2022年12月31日現在：209億ユーロ  
2021年12月31日現在：235億ユーロ

レバレッジ比率

2022年12月31日現在<sup>1</sup>：4.6%  
2021年12月31日現在（完全適用ベース）<sup>2 3</sup>：4.9%

レバレッジ・エクスポージャー

2022年12月31日現在：12,400億ユーロ  
2021年12月31日現在<sup>3</sup>：11,250億ユーロ

総損失吸収力（TLAC）

2022年12月31日現在（リスク・ウェイトド・アセット・ベース）：32.2%  
2022年12月31日現在（レバレッジ・エクスポージャー・ベース）：9.3%  
2021年12月31日現在（リスク・ウェイトド・アセット・ベース）：31.0%  
2021年12月31日現在（レバレッジ・エクスポージャー・ベース）：9.7%

自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件（MREL）

2022年12月31日現在：34.4%  
2021年12月31日現在：32.7%

流動性カバレッジ比率

2022年12月31日現在：142%  
2021年12月31日現在：133%

ストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）

2022年12月31日現在：481億ユーロ  
2021年12月31日現在<sup>4</sup>：433億ユーロ

安定調達比率（NSFR）

2022年12月31日現在：120%  
2021年12月31日現在：121%

- 2022年度第1四半期より、レバレッジ比率は上記のとおり報告されている。これは完全適用の定義が廃止されたことに伴うものだが、重要な差異は生じていない。
- 過年度の比較情報は、ドイツ銀行の以前の完全適用の定義に基づくものである。
- CRR第429a条(1)(n)およびECBの決定第2021/1074号に基づくCOVID-19のパンデミックに伴う一時的免除が2022年3月31日に終了したため、2022年4月1日以降、ドイツ銀行は特定の中央銀行エクスポージャーを除外していない（2021年12月31日現在：990億ユーロ）。特定の中央銀行のエクスポージャーを一時的に除外しない場合の、2021年12月31日現在のレバレッジ・エクスポージャーは12,230億ユーロであり、レバレッジ比率は4.5%である。
- 2021年12月現在のsNLPは、インベストメント・バンクのポートフォリオにおける商品バリエーションに係るモデルの変更により、476億ユーロから433億ユーロに更新された。

さらに、ドイツ銀行は、リスクが貸借対照表および収益性に及ぼす潜在的影響をポートフォリオの見直しとストレス・テストを通じて評価する。ストレス・テストは、ドイツ銀行の戦略計画のレジリエンス・テストにも使用される。これらのテストの結果は、現在利用可能な資本および流動性準備金と利用可能な軽減策を合わせて、潜在的なストレス期間に耐えうるだけの十分な水準にあることを示唆している。

当行グループは、事業戦略に及ぼす潜在的な影響をはじめとする、上記または以下の項に記載されているドイツ銀行がさらされるリスクが、当行のリスク・プロファイルの真実かつ公正な概観を示していると結論づけている。

詳細については、「リスク・プロファイル」「リスク選好およびリスク能力」、「リスクおよび資本計画」、「ストレス・テスト」、「再建および破綻処理計画」、「リスクおよび資本管理」、「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」、「流動性カバレッジ比率」、ならびに「ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項を参照のこと。

リスク・プロファイル

以下の表は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクについて計算された経済的資本需要額により測定された、2022年および2021年12月31日現在のドイツ銀行の総合的リスク・ポジションを示している。ドイツ銀行の総合的な経済的リスク・ポジションは、リスク種類間の分散効果を考慮している。

リスク種類別経済的資本需要額により測定された総合的リスク・ポジション

2021年度から  
2022年度の増加(減少)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	単位： 百万ユーロ	単位： %
信用リスク	11,802	11,725	76	1
マーケット・リスク	6,355	7,920	-1,565	-20
トレーディング・マーケット・リスク	1,387	2,292	-904	-39
トレーディング以外のマーケット・リスク	4,968	5,628	-660	-12
オペレーショナル・リスク	4,668	4,937	-270	-5
戦略リスク	1,854	3,173	-1,319	-42
分散効果 <sup>1</sup>	-3,778	-4,213	435	-10
経済的資本需要額合計	20,900	23,542	-2,642	-11

<sup>1</sup> 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果。

ドイツ銀行の2022年12月31日現在の経済的資本需要額合計は、2021年12月31日現在の235億ユーロから26億ユーロ、率にして11%減少し、209億ユーロとなった。これは、マーケット・リスク、戦略リスクおよびオペレーショナル・リスクの経済的資本需要額の減少によるもので、分散効果により一部相殺された。

マーケット・リスクの経済的資本需要額は、2022年12月31日現在で64億ユーロとなり、2021年度末から16億ユーロ、率にして20%減少した。この減少は主に、インベストメント・バンクにおける与信およびホールセール貸出金残高の減少、当行グループの確定給付年金制度資産における信用エクスポージャーの減少、株式報酬制度から生じるエクイティ・リスクの低下、および財政融資活動によるレート・エクスポージャーの減少に起因するものである。

戦略リスクの区分には、収益変動リスクから生じる経済的資本(ソフトウェア資産から生じる潜在的損失も含まれる。)、納税額の再決定リスク、一時差異に係る繰延税金資産に関連するリスクの自己資本賦課が含まれている。2022年12月31日現在の戦略リスクの経済的資本は、2021年12月31日現在と比較して13億ユーロ、率にして42%減少し、19億ユーロとなった。この減少は、ソフトウェア資産のモデル強化の実施、一時差異に係る繰延税金資産の減少、および納税額の再決定リスクの低下を反映している。

2022年12月31日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2021年12月31日現在の49億ユーロから3億ユーロ、率にして5%減少し、合計47億ユーロとなった。当行グループのオペレーショナル・リスクRWAの変動と同様、この減少は内部損失プロファイルの緩和、特に当行グループの資本モデルに供給される損失頻度の低下が主な要因である。詳細については、「オペレーショナル・リスク管理」の項を参照のこと。

信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、戦略リスク間の経済的資本需要額のリスク分散効果は、2022年12月31日現在で38億ユーロとなり、2021年度末と比べて4億ユーロ、率にして10%減少した。この減少は主に、基礎となるリスク種類プロファイルの変化を反映している。

ドイツ銀行が事業活動を組み合わせていることは、業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行グループはまた、経済的資本の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。当該測定基準は、グループ・レベルでの各業務部門のリスク・プロファイルを反映しており、クロス・リスクの影響を考慮している。

経済的資本によって測定されたドイツ銀行の業務部門のリスク・プロファイル

2022年12月31日現在

単位：百万 ユーロ (別途記載の ものを除 く。)	コーポレ ート・バン ク	インベ ストメン ト・バン ク	プライ ベート・ バンク	アセ ット・ マネジ メント	キャ ピタル ・リ リース ・ユニ ット	コー ポレ ート およ び その 他	合計	合計 (%)
信用リスク	2,760	4,259	2,344	53	194	2,192	11,802	56
マーケット・ リスク	343	1,177	662	180	108	3,886	6,355	30
オペレー ショナル ・リスク	424	1,852	611	273	1,507	0	4,668	22
戦略リスク	0	0	0	0	0	1,854	1,854	9
分散効果 <sup>1</sup>	-440	-1,308	-543	-162	-758	-567	-3,778	-18
EC合計	3,088	5,980	3,073	344	1,051	7,365	20,900	100

EC合計 (%)	15	29	15	2	5	35	100	N/M
----------	----	----	----	---	---	----	-----	-----

N/M - 表記するに値しない。

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果。

2021年12月31日現在

単位：百万 ユーロ (別途記載の ものを除 く。)	コーポレー ト・バンク	インベスト メント・ バンク	プライベ ート・バンク	アセット・ マネジメン ト	キャピタ ル・リリー ス・ユニッ ト	コーポレー トおよび その他	合計	合計 (%)
信用リスク	2,984	4,869	2,519	60	376	917	11,725	50
マーケット・ リスク	306	2,094	570	83	140	4,728	7,920	34
オペレーショ ナル・リスク	446	2,002	602	269	1,619	0	4,937	21
戦略リスク	242	10	32	0	1	2,888	3,173	13
分散効果 <sup>1</sup>	-478	-1,533	-540	-145	-826	-693	-4,213	-18
EC合計	3,500	7,442	3,183	267	1,309	7,840	23,542	100
EC合計 (%)	15	32	14	1	6	33	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果。

コーポレート・バンクのリスク・プロファイルは、トレード・ファイナンス、コマーシャル・バンク、キャッシュ・マネジメントの商品およびサービスの提供で占められている。経済的資本需要は主に信用リスクから生じており、トレード・ファイナンスとコマーシャル・クライアント業務に起因している。コーポレート・バンクの経済的資本需要額は、事業配分プロセスの変更による戦略リスクと、信用リスクのエクスポージャーの減少を主因として、2021年度末から4億ユーロ減少した。

インベストメント・バンクのリスク・プロファイルは、ファイナンスおよびトレーディング業務から生じるあらゆる種類の主要リスクで占められる。インベストメント・バンクの信用リスクは広く業務ユニットに跨っているが、特にグローバル・クレジット・トレーディング、金利およびレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットにおいて顕著である。マーケット・リスクは、主にトレーディングおよびマーケット・メイキング活動から生じている。インベストメント・バンクの経済的資本需要額は、マーケット・リスクおよび信用リスクが低下した結果、2021年度末から15億ユーロ減少した。マーケット・リスクの経済的資本需要額は、主に社債残高の減少、ならびにレバレッジ貸出および商業用不動産パイプラインに係る減少により、9億ユーロ減少した。信用リスクの経済的資本需要額の6億ユーロの減少は、商業用不動産やレバレッジ貸出ポートフォリオといった領域におけるカウンターパーティ・リスクの低下に起因するものであった。

プライベート・バンクのリスク・プロファイルは、ドイツのリテール顧客、インターナショナルのリテール顧客および法人顧客ならびにウェルス・マネジメント顧客が生み出す信用リスクと、投資リスク、顧客預金のモデル化および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。プライベート・バンクの経済的資本需要額は、分散効果や勘定の質の改善による2億ユーロの信用リスクの減少を主因として、2021年度末から1億ユーロ減少した。これは、個人顧客のローンや預金に影響を及ぼす金利環境の変化を起因としたマーケット・リスクの1億ユーロの増加により一部相殺された。

アセット・マネジメントは、受託資産運用会社として、顧客に代わって金銭を投資する。そのため、主なリスク要因は非金融的である。マーケット・リスクの経済的資本需要は、主にトレーディング以外のマーケット・リスク（保証商品やファンドへの共同投資から生じるリスク）によってもたらされる。アセット・マネジメントの経済的資本需要額は、分散効果の低下が主な要因となり、前年比1億ユーロ増加した。

キャピタル・リリース・ユニットは、2022年度も非戦略的資産の清算および最終決済を継続した。年間を通じて達成されたリスク種類間のリスク圧縮は、2021年度末と比較して3億ユーロの経済的資本需要額の減少をもたらした。この減少は、ポートフォリオが縮小した結果、分散効果が低下したことで一部相殺された。

コーポレートおよびその他のリスク・プロファイルは、主に財務活動からの構造的外国為替リスク、年金リスク、株式報酬リスクおよび金利リスクと財務活動のための投資からの信用リスクによるトレーディング以外のマーケット・リスク、ならびに納税額の再決定リスク、ソフトウェア資産関連リスクおよび一時差異に係るIFRSに基づく繰延税金資産に関連する資本費用に伴う戦略リスクで構成されている。コーポレートおよびその他の経済的資本需要額は、信用リスクの上昇により一部相殺されたものの、マーケット・リスクと戦略リスクが低下したことにより、2021年度末から5億ユーロ減少した。戦略リスクの経済的資本需要額は、ソフトウェア資産のモデル強化の実施、一時差異に係る繰延税金資産の減少、および納税額の再決定リスクの低下により、10億ユーロ減少した。マーケット・リスクの経済的資本需要額は、当行グループの確定給付年金制度資産にお

ける信用エクスポージャーの減少、株式報酬制度から生じるエクイティ・リスクの低下、およびクロスカレンシー・ベース・リスクの低下により、8億ユーロ減少した。これは、ドイツ銀行の国債ポートフォリオのエクスポージャーの増加を主因とする信用リスクの13億ユーロの増加により一部相殺された。

## リスクおよび資本のフレームワーク

### リスク管理原則

ドイツ銀行のビジネス・モデルには固有のリスクが含まれる。リスクには金融リスクと非金融リスクがあり、オンバランスのリスクとオフバランスのリスクが含まれる。ドイツ銀行の目標は、株主、従業員、およびその他の当行に関係するステークホルダーの利益を考慮し、当行の利益のために持続可能な価値を創造することである。リスク管理フレームワークは、利用可能な資本および流動性の範囲内で、予定しているリスク負担と実際のリスク負担を取締役会が表明したリスク選好に整合させることにより、この目的に寄与している。

ドイツ銀行のリスク管理フレームワークは、様々な要素から構成されており、確立された内部統制メカニズムが含まれる。各要素について原則および基準が設定されている。

『

- 組織構造は、すべてのリスク種類について役割と責任を明確に定義した、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）モデルに従ったものでなければならない。
  - 第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、金融リスクか非金融リスクかにかかわらず、当該リスクが発生している部門内でリスクを管理し、当該リスクについて説明責任を果たす、当行における役割を指す。第1のLoDは、所定のリスク選好の範囲内でこれらのリスクを管理し、適切なリスク・ガバナンスおよびリスク文化を確立し、第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）により定義されたリスク種類のフレームワークを遵守している。
  - 第2のLoDは、特定のリスク種類に関するリスク管理フレームワークを定義する、当行における役割を指す。第2のLoDは、リスク種類のフレームワークの実施とリスク選好の遵守を独立した立場で評価し、検証している。また、リスクの識別、評価および管理の方法に関して第1のLoDのアドバイザーとしての役割を担っている。
  - 第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）は、グループ監査部であり、リスク管理システムおよび内部統制システムの整備、運用の有効性および効率の妥当性に関して独立した立場で客観的な保証を行うことについて、説明責任を有している。
- すべての従業員は、自身をリスク・マネジャーと見なし、当行のリスク選好、リスク管理基準および価値観に従って行動しなければならない。
- 取締役会によって承認されたリスク選好は、当行グループのすべてのレベルで適用し、遵守しなければならない、違反した場合には相応の対応を伴う。
- リスクは識別し、評価しなければならない。
- リスクは、リスクの適切な軽減や効果的な内部統制システムを通じて、積極的に管理しなければならない。
- リスクは、承認されたモデルを用いた正確、完全かつ適時なデータを使用して測定し、報告しなければならない。
- 悪化シナリオに対するストレス・テストを定期的実施し、適切な緊急時対応プランを確立しなければならない。』

当行グループは、すべての従業員が、自身の行動から生じる可能性のあるリスクを完全に理解して全体的な視点で捉え、その結果を理解し、当行のリスク選好に照らしてそれらを適切に管理しなければならないという、強靱なリスク文化を促進している。当行は、従業員が、当行の行動規範に沿った、強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、ドイツ銀行の方針は、負担したリスク（リスク選好に照らして負担したリスクを含む。）を当行の業績評価および報酬プロセスにおいて考慮することを要求している。この期待は、ドイツ銀行の全従業員を対象としたコミュニケーション・キャンペーンや必須の研修を通じて、引き続き強化されている。さらに、取締役会・メンバーおよび上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するために頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。

ドイツ銀行のリスク管理と内部統制システムについては、ドイツ銀行の第3の柱の報告書（特に「リスク管理の目的と方針、エンタープライズ・リスク」の項）で詳述されている。また、リスク管理と内部統制システムには、サステナビリティ関連の目的もカバーされている（2022年度非財務報告書の、特に「サステナビリティ戦略と実行」および「気候リスク」の章に記載されている）。

取締役会の意見では、確立されているリスク管理の枠組みと内部統制システムは、全体として、当行のビジネス・モデルとリスク・プロファイルにとって適切かつ有効である。

『

## リスク・ガバナンス

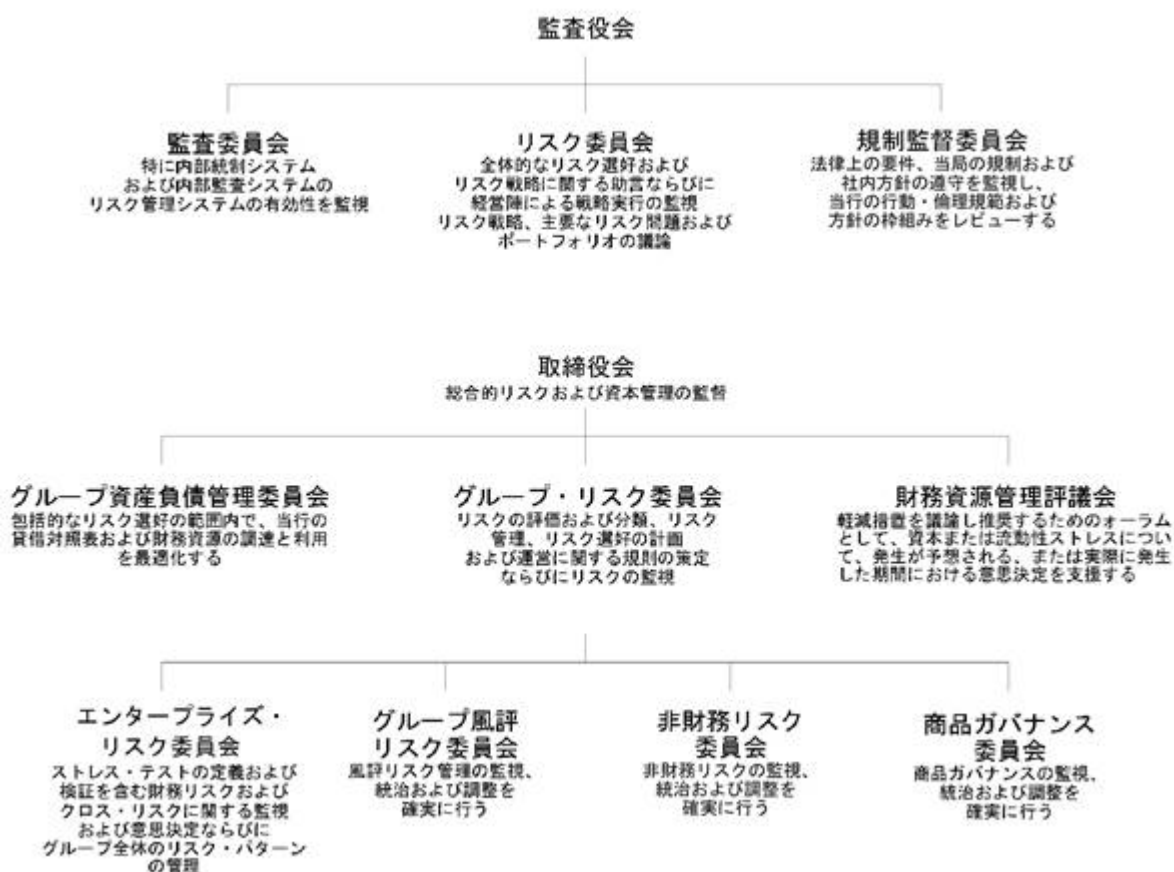
ドイツ銀行の世界中の日々の業務は当行が業務を行うそれぞれの法域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令に当行グループが準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行（ECB）は、ドイツ銀行の主要な監督機関として協力して対応している。

いくつかの管理階層により団結したリスク・ガバナンスを行っている。

- ドイツ銀行の監査役会は、リスク状況、リスク管理およびリスク統制（風評リスクに関連する項目を含む。）ならびに重要な訴訟事件に関して、定期的に報告を受ける。監査役会は特定のトピックに対処するため様々な委員会を組織している（これらの委員会に関する詳しい内容については、コーポレート・ガバナンス・レポートの「取締役会および監査役会」の「常設委員会」の項を参照のこと。）。
- リスク委員会の会議において、取締役会は、リスク・エクスポージャーの現状および将来予測、リスク・ポートフォリオ、リスク選好、リスク戦略、ならびにドイツ銀行AGのリスク状況の評価および監督に関連があると思われる事項について報告する。また、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金についても報告する。リスク委員会は、全体的なリスク選好、集積されたリスク・ポジションおよびリスク戦略に関連する問題に関して助言を行い、監査役会がリスク委員会の活動を常に把握しているようにする。
- 規制監督委員会は、数ある責任の中でも特に、法律上の要件、当局の規制および当行の方針の遵守を向上させる取締役会の取り組みを監視している。規制監督委員会はまた、当行の行動・倫理規範および方針の枠組みをレビューし、要請があれば、リスク委員会が法的リスクおよび風評リスクを監視および分析するための支援をする。取締役会は、事業活動に重要な関連性がある規制当局とのやりとりについて委員会に通知する。
- 監査委員会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性と取締役会により識別された不備の是正に対する監視に際し、監査役会を支援する。
- 取締役会は、法律、定款および規約を遵守しつつ、当行グループの利益のために（すなわち株主、従業員および当行グループに関連するその他のステークホルダーの利益を考慮に入れて）持続可能な価値を創造することを目的とした、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立し、法律上の要件および社内のガイドラインを遵守する責任を負っている。取締役会は、重要なリスクおよび自己資本関連の問題のレビューおよび決定を行う中心的なフォーラムとしてグループ・リスク委員会を設置した。グループ・リスク委員会は通常、週に一度開催される。グループ・リスク委員会は、一部の役割を個人や小委員会に委任している。グループ・リスク委員会およびその小委員会については以下に詳述されている。



ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造』



以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- グループ・リスク委員会には様々な役割と特別な権限があり、これには、新規のまたは変更のあった重要なリスクおよび資本モデルの承認、ならびにリスクの一覧、ハイレベルなリスク・ポートフォリオ、リスク・エクスポージャーの変動ならびに内部および規制上のグループ全体のストレス・テストの結果のレビューが含まれる。さらに、グループ・リスク委員会は、主要なリスク管理方針、グループ・リスク選好ステートメント、グループ再建計画および緊急時資金調達プラン、包括的なリスク選好パラメータ、ならびに再建や上申に係る指標等、取締役会の承認が必要な事項のレビューと提言も行う。グループ・リスク委員会は、グループ全体のリスクおよび資本計画プロセスにおける取締役会の補佐も行う。
- 非金融リスク委員会はドイツ銀行グループの非金融リスク管理を監視、統治および調整し、当行グループの主要な非金融リスク（倫理違反リスクや金融犯罪リスクを含む。）のリスク横断的で全体的な視点を確立している。非金融リスクに関するリスク選好許容度のフレームワークを定義づけ、非金融リスクのオペレーティング・モデルの有効性（業務部門と統制機能の間の相互依存を含む。）を監視およびコントロールすること、ならびに新たに発生しつつある当行グループに関連する非金融リスクの進展を監視することを課されている。
- グループ風評リスク委員会は、風評リスク委員会による管理の監視、統治および調整に係る責任を有し、振り返りおよび学習のプロセスを提供している。例外的な場合において、事案はグループ風評リスク委員会に回付される。当該例外には事案がリージョナル風評リスク委員会によって否認され、業務部門が不服を申し立てる場合や、リージョナル風評リスク委員会が3分の2の過半数による決定を行うことができない場合が含まれる。委員会は、グループ全体の風評リスク問題に関する指針を提供しており、慎重に扱うべきトピックについてはドイツ銀行グループの適切なレベルに伝達している。グループ風評リスク委員会の小委員会であるリージョナル風評リスク委員会は、取締役会に代わり、各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整に係る責任を有している。
- エンタープライズ・リスク委員会は、様々なリスク項目からリスクの専門家を集め、企業全体のリスクの傾向、事象およびリスク横断的なポートフォリオに重点的に取り組む義務を負い設置されたものである。その義務の一環として、エンタープライズ・リスク委員会は、グループのリスク一覧、特定の国および業界の限界値の引き上げ、より厳格なグループ全体のストレス・テストおよびリバース・ストレス・テストのシナリオ・デザインの概要の承認を行う。また、リスク選好度に照らしたグループ全体のストレス・テストの結果、リスクの見通し、新たに発生しつつあるリスク、な

らびに企業全体のリスクに影響を及ぼすトピックについて、レビューを行う。また、気候および環境リスクの枠組みを監督する。

- 商品ガバナンス委員会は、商品のライフサイクルを通じて商品および取引に関連する主要な金融および非金融リスクの全体的かつリスク横断的な視点を確立することにより、当行グループの商品ガバナンスにおける適切な監視、統治および調整を確実にを行う義務を有している。
- 財務資源管理評議会は、取締役会から権限を委譲された最高財務責任者と最高リスク責任者が議長を務め、当行の金融危機管理を監督する特別ガバナンス機関である。財務資源管理評議会は、緊急時資金調達プランおよびグループ再建計画の両方について実施を監督する単一の評議会を開催する。この評議会は、資本または流動性ストレスについて、新たに発生しつつある、または実際に発生した際取るべき軽減措置について提言を行う。具体的には、財務資源管理評議会は、ストレス・シナリオを想定して資本および流動性のポジションを分析し、資本および流動性に関連する事項について提言を行い、意思決定の実行を監督している。
- グループ資産負債管理委員会は、取締役会により設置された。その任務は、取締役会が設定した包括的なリスク選好の範囲内で、当行の貸借対照表および財務資源の調達と運用を最適化することである。

取締役会のメンバーであるドイツ銀行の最高リスク責任者は、流動性リスク、信用リスク、マーケット・リスク、エンタープライズ・リスク、モデル・リスクおよび非金融リスク（オペレーショナル・リスクおよび風評リスクを含む。）の適切な識別、測定、監視、軽減、報告を伴うリスク管理フレームワークを確立するために、グループ全体かつ部門横断的な責任を負う。ただし、特定のリスクについては、業務分掌計画に従い、他の部門で枠組みを構築している。

最高リスク責任者は、最高リスク責任者機能に対する直接的な管理責任を有している。最高リスク責任者機能におけるリスク管理および統制業務は通常、以下の管理に重点を置いた、特化したリスク管理ユニットに割り当てられている。

- 特定のリスク種類
- 特定の事業におけるリスク
- 特定の地域におけるリスク

これらの特化したリスク管理ユニットは通常、以下の中核的業務を担っている。

- 取締役会が設定し、事業部門および業務ユニットで適用されるリスク選好と整合させる。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手続および手法を決定し導入する。
- リスク限度枠を設定し、承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

各業務部門・地域の最高リスク責任者は、それぞれの業務の総体的観点から、業務部門および地域の戦略、リスク意識および所有ならびにリスク選好の遵守を検証して影響を及ぼす。

財務部とリスク部は、互いに、また業務部門からも独立して活動しながら、当行が引き受けたリスクを数値化および検証する共同責任を負っている。』

## リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、ドイツ銀行がその戦略目標を達成するために引き受ける準備のある、全体的なリスク水準およびリスク種類を示しており、定量的指標および定性的記述の組み合わせとして定義される。リスク能力は、ドイツ銀行の資本および流動性基盤、リスク管理および統制能力ならびにドイツ銀行の規制上の制約に照らして引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、リスク戦略および計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時に金融リスクおよび非金融リスクの両方についてリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。また、当計画がリスク選好およびリスク能力を遵守しているかどうかについて、ストレス下の市場状況においてテストする。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、リスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび限界値が設定され、追加措置のための上申要件が定められる。ドイツ銀行は、ドイツ銀行がさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の指標として機能するリスク指標を指定している。これに加えて、リスクおよび再建管理フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。

リスク選好および戦略ならびにその監視と比較したドイツ銀行のリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。求められるリスク選好が違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は適切なガバナンス組織に対して明らかにされる。

## リスクおよび資本計画

### 戦略的および資本計画

ドイツ銀行は、当行グループおよびその業務分野のための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンに基づく資本、資金調達およびリスクに関する総合的な見直しを作成することを目的としている。このプロセスは長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行グループは、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、ドイツ銀行の主要な損益目標（収益および費用を含む）、資本供給、資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して協議される。このプロセスにおいて、翌5年間の目標は、世界のマクロ経済見直しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトムアップからトップダウンの目標が具体化される。これは、初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は四半期ごとに計画され、4年目および5年目は年間計画となっている。提案されたボトムアップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略的方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトムアップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の目標が含まれている。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画は監査役会に提示される。

戦略的および資本計画は、欧州における強い基盤と世界的なネットワークを有するドイツにおける有数の銀行になるという当行グループのビジョンを支援するために策定され、以下を確実にを行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行グループは以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行グループの適正自己資本を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テスト分析を適用する。

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、当行グループの目標を達成する軌道を確実に維持できるように、戦略を緩和する可能性とともに協議される。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行グループが、国内の監督者により示されたソルベンシーに関連するグループの監督レビューおよび評価プロセス（SREP）の要求を遵守していることも確実にする。

2022年2月、ECBIは、当行の第2の柱の要件を2021年から据え置くという決定をし、当該決定が2022年3月1日に発効することをドイツ銀行に通知した。これにより、ECBの第2の柱の要件はRWAの2.50%に据え置かれた。2022年12月31日現在、ドイツ銀行は連結ベースで、最低10.48%のCET 1比率、最低12.45%のTier 1資本比率および最低15.07%の自己資本合計比率を維持する必要がある。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、1.41%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、2.50%の資本保全バッファ、0.07%のカウンターシクリカル資本バッファ（年間を通じて変更される可能性がある）、ならびに2.00%のG-SII/0-SIIバッファ（いずれかが高い方）で構成される。したがって、Tier 1所要自己資本には、1.50%のTier 1最低所要自己資本と0.47%の第2の柱の要件が追加で含まれ、総所要自己資本には、2.00%のTier 2最低所要自己資本と0.63%の第2の柱の要件が追加で含まれる。また、ECBIはドイツ銀行に対し、追加的な第2の柱のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱のガイダンス」と呼ばれる。）をドイツ銀行が維持することを期待している旨、また、これはあくまでガイダンスとみなされ、少なくとも2022年度末まではこのガイダンスへの違反により資本健全化計画の提出またはCET 1資本を再構築する方策の実行が要求されることはない旨を直接通知した。

2022年12月22日に、ドイツ銀行はECBから、2022年度のSREPの結果を受けて2023年1月1日より適用される2023年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。この決定によりECBの第2の柱の要件はRWAの2.70%に変更され、2023年1月1日から発効される。そのうち少なくとも1.52%をCET 1資本で、2.03%をTier 1資本でカバーする必要がある。

2022年1月、BaFinは、2023年2月1日以降ドイツのカウンターシクリカルバッファが0.75%となることを発表した。これは、ドイツの信用エクスポージャーの現在のシェアを考慮すると、ドイツ銀行グループの約30ベース・ポイントのCET 1資本要件に相当する。さらに、BaFinは、2023年2月1日以降のドイツの住宅用不動産エクスポージャーについて、2%のセクター別システミック・リスク・バッファとなることを発表した。これは、現在のドイツの住宅用不動産エクスポージャーを考慮すると、ドイツ銀行グループの約20ベース・ポイントのCET 1資本要件に相当する。

#### 内部自己資本評価プロセス

ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセス（ICAAP）は、ドイツ銀行が継続的にさらされているリスクをカバーするのに十分な資本を維持していることを確保する、十分に確立された複数の要素から構成されている。

- リスクの識別および評価：リスク識別プロセスは、ICAAPの基礎を形成し、これにより当行グループのリスク一覧が作成される。識別されたすべてのリスクについて、その重要性が評価される。詳細は「リスクの識別および評価」の項に記載されている。
- 資本需要/リスク測定：リスク測定モデルは、資本により十分に制限することができないリスク（流動性リスク等）を除く、すべての重要なリスクをカバーするのに必要な規制自己資本需要および経済的資本需要を定量化するために適用されている。詳細は「リスク・プロファイル」および「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」の項に記載されている。
- 資本供給：資本供給の定量化とは、予想外の損失を吸収するために利用可能な資本資源の定義を指す。詳細は「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」ならびに「経済的適正自己資本」の項に記載されている。
- リスク選好：ドイツ銀行は、その戦略目標を達成するために引き受ける準備のあるリスク水準を表す、一連の定性的記述、定量的指標および限界値を設定している。限界値の違反は、適正自己資本を守る目的で管理活動を発動する、専用のガバナンス・フレームワークの対象となる。詳細は「リスク選好およびリスク能力」ならびに「主要なリスク指標」の項に記載されている。
- 資本計画：適正自己資本の指標に対する当行のリスク選好の限界値は、資本計画において将来的に適正自己資本を守るために満たさなければならない限界を構成している。詳細は「戦略的および資本計画」の項に記載されている。
- ストレス・テスト：当行の強靱性と全体的な実行可能性を証明するために、資本計画の数値も様々なストレス・テスト・シナリオの下で考慮される。また、規制適正自己資本および経済的適正自己資本の指標も、仮想ストレス・シナリオでのドイツ銀行の資本ポジションを常に評価し、ストレス下の脆弱性を検出するために、年間を通じて定期的なストレス・テストの対象となっている。詳細は「ストレス・テスト」の項に記載されている。
- 適正自己資本の評価：適正自己資本は年間を通じて継続的に監視されているものの、ICAAPは専用の年間自己資本比率の声明（CAS）を用いて結論を出している。この評価は、特定の結論および将来的に適正自己資本を守るために取るべき管理活動に関連付けられている、ドイツ銀行の適正自己資本に関する取締役会の声明で構成されている。

ICAAPの一環として、ドイツ銀行は規範的内部視点と経済的内部視点とを区別している。規範的内部視点とは、資本関連のすべての法的要件および監督当局からの要求をベースラインおよび悪化シナリオにおいて継続的に達成する能力の複数年にわたる評価を指す。経済的内部視点とは、内部経済的資本需要モデルと内部経済的資本供給の定義を用いた内部プロセスを指す。どちらの視点も、継続的にドイツ銀行の継続性を維持することに重点を置いている。

#### ストレス・テスト

ドイツ銀行は、内部および外部のストレス・テスト要件および外部から課されるストレス・テスト要件を満たすためにストレス・テスト・フレームワークを設定している。内部のストレス・テストは、社内で開催された手法に基づいており、（リスク種類ごと、かつリスク横断的な）様々なリスク管理手法においてその結果が使用されている。内部のストレス・テストは、ドイツ銀行のリスク・フレームワークの不可欠な一部をなしており、従来のリスク指標を補完している。リスク横断的なストレス・テストのフレームワークである、グループ全体のストレス・テスト・フレームワーク（GWST）は、様々な銀行管理プロセス、特に、戦略的計画策定プロセス、ICAAP、リスク選好フレームワークや資本配分に利用されている。逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが実施される。規制上のストレス・テスト（例えば、EBAストレス・テスト、米国ベースのCCAR（包括的資本分析およびレビュー）ストレス・テスト）は、規制当局が定めるプロセスおよび手法に厳格に従っている。

ドイツ銀行の内部ストレス・テストは、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷ならびに逆境下での銀行特有の事象の影響を評価するために定期的に実施されている。当行のストレス・テストのフレームワークは、様々な重大度および地域のホットスポットに対応する、通常の感応度に基づく、シナリオ・ベースのアプローチで構成されている。すべての重要なリスク種類がストレス・テスト活動に含まれる。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有の下振れリ

スク分析ならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような更なる規制上の要件によって補完される。適用される手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため、ドイツ銀行の内部検証チーム（モデル・リスク管理部）から定期的な調査を受ける。

ドイツ銀行のリスク横断的なストレス・テストの初期段階は、事業専門家と協力して、シナリオ設計委員会と呼ばれる公式のフォーラムを通じて、ERMリスク・リサーチによりマクロ経済の低迷シナリオを定義することから構成される。ERMリスク・リサーチは世界中の政治および経済の推移を監視しており、潜在的に有害なシナリオを識別するマクロ経済ヒートマップを維持している。定量的モデルおよび専門家の判断に基づき、為替レート、金利、GDP成長率または失業率のような経済パラメータが、当行の事業への影響を反映するために適宜設定される。シナリオ・パラメータは、リスク・ユニットにおいて特定分野の専門家による特定のリスク・ドライバーに置き換えられる。当行のストレス・テストのための内部モデルのフレームワークに基づき、リスク・ウェイトド・アセット、損益への影響およびリスク種類ごとの経済的資本等の主要な測定基準がストレス下で算定される。これらの結果はグループ・レベルで集約され、ストレス下におけるCET 1比率、ECA比率、MREL比率およびレバレッジ比率等の主要な測定基準が算定される。流動性カバレッジ比率（LCR）や流動性準備金に対するストレスの影響も考慮される。内部ストレス・テストのタイム・ホライズンは、使用事例やシナリオの前提により1年から5年の間である。エンタープライズ・リスク委員会（ERC）は最終的なストレス結果のレビューを行う。これらの結果を当行の所定のリスク選好と比較し、一定の限度枠を超える場合には、ERCは、全体的な戦略的および資本計画と整合した、ストレスの影響を和らげるための特定の軽減措置も検討する。また、この結果は、危機の際の当行の回収可能性に関して重要な再建計画に織り込まれる。この結果は、特定の業務の脆弱性に対する重要な知見を提供し、当行の全体的なリスク・プロファイルの評価に貢献するものであることから、最高水準の注意を喚起するために取締役会以下上級管理職に提出される。

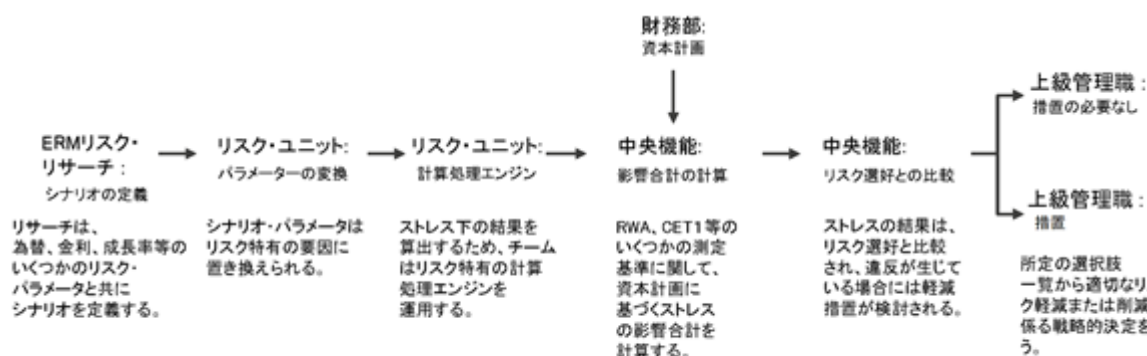
2022年度に実施されたグループ全体のストレス・テストが示唆するところによると、当行の資本はグループ再建計画に定義される利用可能な軽減策と合わせた場合、内部で設定されたストレスの撤退水準に達している。

リスク横断的なリバース・ストレス・テストは、GWSTフレームワークを活用し、通常、ドイツ銀行のビジネス・モデルに関して、当行が存続不可能になるシナリオを決定することにより年次で実施される。このようなリバース・ストレス・テストは、リスク種類別に監視されているトップ・リスクをもとに、仮定のマクロ経済シナリオとそれを補強する固有の事象に基づくものである。存続不可能になるようなシナリオと現在の経済環境との比較を踏まえ、このような仮定のストレス・シナリオが発生する可能性は極めて低いと考えられる。このことから、当行の見解では、当行の事業の継続性はリスクにさらされていない。

2020年度末からは、ドイツ銀行はリスク選好シナリオの頻度を月次に引き上げ、より厳格なリスク選好の監視を可能にすることで、枠組みをさらに強化してきた。

すべての重要なリスク種類および主要な収益の流入出を含めるGWSTに加え、ドイツ銀行は、規制上の要件に従って、すべての関連リスク指標に関する個別のストレス・テスト・プログラムを整備している。関連するストレス・テスト・プログラムについては、個々のリスク管理手法を記述する項を参照のこと。

### ドイツ銀行グループのGWSTフレームワーク



また、ドイツ銀行は、米国ドッド＝フランク法に従って実施された米国ベースのCCARストレス・テストにも参加した。連邦準備制度理事会（FRB）は、DB USA CorporationとDWS USA Corporationのストレス資本の減耗度を公表した。これは、仮定の深刻なストレス環境に耐えた後でも、各エンティティの資本が充実していることを示すものであった。

2022年、当行はECBの気候リスクのストレステスト（CST22）に初めて参加した。このテストは、欧州の銀行の気候リスク・ストレステスト能力と、特定の仮定と様々な気候シナリオの下での移行リスクおよび物理的リスクに対する脆弱性を評価することを目的とするものである。CST22の結果は資本に直接影響を与えるものではなかったが、年次のSREP評価に定性的な方法で反映される。

## リスクの測定および報告システム

ドイツ銀行のリスク測定システムは、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、風評リスク、エンタープライズ・リスクおよびモデル・リスクに関し、規制上の報告および外部開示ならびに内部経営管理報告に利用されている。リスク・インフラは、関連する法人企業および業務部門を包含し、リスク・ポジション、適正自己資本および限度枠、限界値または目標値の利用について関連機能に対し定期的にまたは特別に行われる報告のための基礎を提供している。CFOおよびCRO機能に設置されたユニットが、リスク関連データの十分な質および統一性を確保しながら、リスクの測定、分析および報告を行う責任を引き受けている。当行グループのリスク管理システムは、リスクに基づく監査アプローチに従ってグループ監査部によってレビューされている。

ドイツ銀行の報告は、ドイツ銀行のリスク管理アプローチの不可欠な部分であり、グループ・レベルおよび重要な法人企業に関する一貫した情報、ならびにリスク種類、業務部門および重要な業務ユニット別の内訳を提供する組織設定と一致している。

以下の原則は、ドイツ銀行の「リスクの測定および報告」の実務を手引きするものである。

- ドイツ銀行は、リスク選好およびリスクと経済価値に関する検討に照らして取られたリスクを、当行グループ、業務部門、重要な業務ユニット、重要な法人企業、リスク種類、重要な資産クラス、ポートフォリオおよび相手先といった当行グループ全体の様々なレベルで監視する。
- リスク報告は正確、明確、有用かつ完全であることが求められ、重要な金融および非金融リスクに関する当行のリスク・プロファイルが明確に理解されるような簡潔な方法で情報を伝えるために、調整された有効なリスク・データを伝達しなければならない。
- エンタープライズ・リスク委員会やグループ・リスク委員会等の上級リスク委員会、ならびにリスクおよび資本管理に責任を負う取締役会は、定期的に報告を受ける（必要に応じて臨時報告も受ける。）。
- ドイツ銀行の専任チームは、重要な金融および非金融リスクを積極的に管理する。また、リスクの事前識別と管理を可能にし、特定のリスク種類における、および複数のリスクにわたる過度の集中を回避するために（クロス・リスクの観点）、必要な経営情報が用意されていることを確保しなければならない。

前述の原則を適用するにあたり、ドイツ銀行はすべてのリスク報告の共通基盤を維持しており、ドイツ銀行が一貫した情報（精度と利用者視点によってのみ異なる。）を提供できるようにするための分離された報告努力を最小限に抑えることを目指している。

当行は、規制上の報告および外部開示ならびにリスクおよび重要なリスク種類に関する内部経営管理報告を支援する当行グループのリスク測定システムにおいて、多くの指標を特定している。ドイツ銀行は、こうした指標のうち、当行が選好、限度枠、限界値または目標をグループ・レベルで設定した中で最も重要なもの、および/または議論や意思決定のために上級管理職に日常的に報告されるものを「主要なリスク指標」に指定している。特定された主要なリスク指標には、適正自己資本および流動性に関する指標が含まれる。詳細は、「主要なリスク指標」の項に記載されている。

多くの報告書が当行全体で使用されているが、ドイツ銀行は、上級管理職へのリスク情報の提供を通じてドイツ銀行のリスク管理フレームワークを支え、関連する統治機関による当行のリスク負担業務の効果的な監視、誘導およびコントロールを可能にするために重要なものを「主要なリスク・レポート」に指定している。主要なリスク・レポートが受領者の要求事項を満たすよう、レポート作成機能は、主要なリスク・レポートが明瞭かつ有益であるかどうかを定期的に確認する。

ドイツ銀行の中央のガバナンス組織に当行グループのリスク・プロファイル関連の情報を提供するために用いる、リスクおよび資本管理に関する主要な報告書は、以下のとおりである。

- 月次のリスクおよび資本プロファイルレポートはクロス・リスクに関する報告書であり、ドイツ銀行のリスク・プロファイルの包括的見解を示すものである。このレポートは、エンタープライズ・リスク委員会、グループ・リスク委員会および取締役会を経て監査役会のリスク委員会にも提出される。リスクおよび資本プロファイルには、リスク種類ごとの事業別の概要および企業全体のリスク問題が含まれている。また、重要なグループ・リスク選好の測定基準やその他の重要なポートフォリオのリスク種類管理の測定基準、ならびにリスクの進展に関する最新情報（特に注目される分野を取り上げ、対応するリスク管理戦略に関する最新情報も提供している。）も含まれている。
- 週次のリスク・レポートは、主要なリスク分野全般のハイレベルかつ時局的な問題を網羅する週次の報告書であり、毎週金曜日にエンタープライズ・リスク委員会、グループ・リスク委員会および取締役会のメンバーを経て監査役会のリスク管理委員会メンバーにも提出される。週次のリスク・レポートは解説が個別の項目に対応していることや、よりボラティリティの高いリスク指標に注目したテーマを対象とすることを特徴とする。
- ドイツ銀行は、グループ全体のマクロ経済に関する複数のストレス・テストを実施している。月次のリスク選好シナリオは、当行のストレス損失選好度を設定し、定期的に監視するという目的に資するものである。さらに、テーマ別シナリオもあり、それらはエンタープライズ・リスク委員会に報告され、そこで議論され、必要と思われる場合にはグループ・リスク委員会に上申される。ストレスのかかった重要業績評価指標は、グループ・リスク選好の限界値に対してベンチマークされる。



上記の報告書は、ドイツ銀行のリスク・プロファイルをグループ・レベルで総体的に監視およびレビューするために使用されているが、リスク・プロファイルの監視およびコントロールのために使用される他の補完的な標準および特別の経営管理報告書（リスク種類別またはフォーカス・ポートフォリオ別の報告書を含む。）もある。

#### 再建および破綻処理計画

EUにおいて、単一破綻処理メカニズム規制（SRM規制）ならびに銀行再建および破綻処理指令（BRRD）は、新たな金融危機の可能性の低減、ストレス下における金融機関のレジリエンス強化および最終的には納税者の資金を毀損することなく長期的な金融制度の安定性を支えることを目的としている。

SRM規制およびBRRDの規定（これらは、ドイツ再建および破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz, SAG）によってドイツで実施された。）に従い、ドイツ銀行は、有害事象の影響を適時かつ調整された方法で特定し、管理するために設計された再建および破綻処理計画の枠組みを維持する。

当行は、取締役会によって承認されたグループ再建計画を設計および維持する。2022年の最新の計画書には、とりわけ、以下が含まれる。

- 更新された全体的な再建能力は、4つの厳しいストレス・シナリオに対して評価されており、厳しい資本および流動性ストレス・シナリオに十分耐えうるものである。
- すべての再建指標のレベルは、新たなグループ・リスク選好と整合しており、早期警戒指標が新たに追加された。

一方で、当行グループの破綻処理計画は、銀行自身ではなく破綻処理当局により作成される。ドイツ銀行は、当行のグループ破綻処理計画を策定している単一破綻処理委員会およびドイツ連邦金融監督庁（BaFin）と緊密に作業を行っている。当該計画は現在のところ、望ましい破綻処理戦略としてシングル・ポイント・オブ・エントリーのベイルインに基づいている。シングル・ポイント・オブ・エントリーのベイルイン戦略の下では、グループの安定化のため、親会社であるドイツ銀行AGは資本性金融商品（普通株式等Tier 1、その他Tier 1、Tier 2）およびベイルインに適格なその他の負債の元本削減および/または株式への転換により増資を行うことになる。BRRD（SAGで導入済）はこうした金融機関に対し、金融機関の資本再構成のためにベイルインの手法を適用してから1ヶ月以内に、金融機関の長期的な存続可能性の回復を目的とする、破綻原因に対処した事業再編計画を作成するよう要求している。破綻処理計画の目的において、DBは事業継続性を更に支え、改善するため、EU以外の法に準拠する顧客との財務契約に解約停止条項を追加し、主要なサービス契約に継続条項を含める等の追加的な準備を概ね完了した。EU法に準拠する財務契約およびサービス契約は既に制定法で網羅されており、破綻処理の施策のみを理由とする契約の終了を防止している。

BRRDはEU加盟国の銀行に対し、十分な損失吸収と資本再構成能力を確立することにより、自己資本および適格負債に関する最低要件を常に満たしているよう要求している。グローバルにシステム上重要な銀行であるドイツ銀行は、MRELの要件とは別に、総損失吸収能力の国際的な最低要求基準の対象である。TLACは、ベイルインのために維持しなければならない金融商品の金額および適格性に関して厳格な要件を規定している。特に、TLAC金融商品はその他のシニア負債に劣後すること（いわゆるシニア「非優先」債を含むが、規制上の資本性金融商品の形のものも含む。）が義務付けられている。これにより、ベイルインがシニア優先プレーンバニラ債、「仕組み商品」である負債性金融商品、預金およびデリバティブ等のその他のシニア（「優先」）債に影響を及ぼす前に負担をさせるべき資本およびTLAC金融商品に対し、ベイルインが最初に適用されることが保障されている。

ドイツ銀行AGは米国において、改正後の2010年ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（ドッド＝フランク法）の第1編により、情報を完全にするか対象を絞るかのいずれかの形で破綻処理および運営計画（米国破綻処理計画）を作成し、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（FDIC）が設定した期間内に両規制当局に提出することを要求されている。ドイツ銀行AGは米国破綻処理計画において、ドイツ銀行AGの米国における特定の重要なエンティティおよび事業について整然とした破綻処理を行う戦略を実行できることを実証する必要がある。ドイツ銀行AGのように、こうした計画を要求されている国外に拠点を置く対象会社に関しては、米国破綻処理計画は、子会社、支店、代理店、ならびに米国を拠点としているか業務の全体または重要部分が米国で行われている事業にのみ関連している。ドイツ銀行の米国破綻処理計画は、ドイツ銀行の米国の重要なエンティティにおけるシングル・ポイント・オブ・エントリー戦略を記載しており、当行の中間持株会社の1社であるDB USA Corporationがどのように、米国の重要なエンティティの子会社を支援するために流動性と資金を提供し、これらの子会社が適用される破綻処理手続を行うことなく、支払能力を維持したまま清算できるようにするかを規定している。

2021年12月17日までに、ドイツ銀行は最初の「焦点を絞った」2021年米国破綻処理計画を提出した。これには、ドイツ銀行の米国破綻処理戦略の中核要素（資本、流動性、資本増強戦略等）と、COVID-19パンデミック対応からの教訓をドイツ銀行がどのように処理計画プロセスに組み込んだかが記載されている。2022年12月16日、連邦準備制度理事会とFDICは、ドイツ銀行の2021年米国破綻処理計画と他の銀行の計画のレビュー結果を公表し、ドイツ銀行の計画に欠陥や不備は検出されなかった。ドイツ銀行へのフィードバックレターの中で、両機関は、破綻処理可能性の向上のためさらなる進展が必要とされる領域を指摘しており、ドイツ銀行は次回の完全な破綻処理計画の提出において対応する必要がある。提出は2024年7月1日に予定されている。

## リスクおよび資本管理

### 資本管理

ドイツ銀行の財務機能は、該当がある場合、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルでソルベンシー、自己資本比率、レバレッジおよびペイルイン比率を管理している。財務部は、ドイツ銀行の資本戦略（それ自体はグループ・リスク委員会が策定し取締役会が承認する。）を実施する。財務部は直接的に、またはグループ資産負債管理委員会を通じて、特に株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動に対するヘッジ、主要な金融資源のキャパシティの設定、帳簿上の資本の配分ならびに地域別の資本計画を管理している。当行は、経済的および規制上の両方の観点から、IFRSベースの会計上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本を考慮して、ドイツ銀行の健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行は引き続き、ドイツ銀行の全体的な資本の需要と供給を監視および調整し、常に適切なバランスを保っている。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1資本、その他Tier 1およびTier 2資本性金融商品ならびにTLAC/MREL適格負債性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、ドイツ銀行の発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1資本を積み増し、カウンターシクリカルバッファを創出する機会となっている。

財務部は、ユーロに対する外国為替レートの変動に対するドイツ銀行のCET 1比率と資本の感応度を管理している。この目的において、財務部は、取締役会が承認したリスク選好の制約の範囲内で適切なヘッジ戦略を開発および実行する。ドイツ銀行の在外子会社および支店に投下された資本は、ヘッジされていないか、部分的にヘッジされているか、完全にヘッジされているかのいずれかである。財務部は、これにより、外貨建ての自己資本、資本控除項目およびリスク・ウェイトド・アセットによる影響のバランスを取ることを目的としている。また、財務部は関連するヘッジ費用とマーケット・リスク・ウェイトド・アセットへの影響を考慮している。



## 金融資源の上限設定

主要な金融資源の使用は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標の資源キャパシティは、ドイツ銀行のCET 1およびレバレッジ比率の目標値と合わせてドイツ銀行の年次戦略計画の中で見直される。ドイツ銀行の四半期プロセスの一環として、グループ資産負債管理委員会は、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しに照らして調整された資本需要総額（RWAとRWAに相当する特定の資本控除項目の合計と定義される。）およびレバレッジ・エクスポージャーの部門別の資源の上限を承認する。これらの限度枠は、緊密な監視プロセスおよび超過計上メカニズムにより実行される。

全体的な規制上の資本要件は主に、ドイツ銀行のCET 1比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれかが拘束力の強い方の制約に左右される。内部的な資本配分については、当行グループの普通株式等Tier 1比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重みづけされている。普通株式等Tier 1比率およびレバレッジ比率への貢献は、RWAおよびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）によって測定される。当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済リスク・エクスポージャーの指標である。のれん、その他の無形資産および事業に関連する資本需要合計に含まれる規制上の資本控除項目は各セグメントに直接配分され、配分された有形株主資本とそれぞれの利益率が算定される。

ドイツ銀行の子会社の大部分とドイツ銀行の複数の支店には、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。ドイツ銀行の資本および流動性ポジションを策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。ドイツ銀行の全世界の支店および子会社の重要な資本要件はすべて、実行前にグループ投資委員会に提出され、承認される。

さらに、財務部はドイツ銀行の年金委員会のメンバーで、ドイツにおけるドイツ銀行最大の年金基金の資産運用を監視する、関連投資委員会のメンバーでもある。これらの投資委員会は、当行の資本基盤と分配能力を保護するための当行の投資目的に沿って、当該基金の投資戦略を設定している。

『

## リスクの識別および評価

ドイツ銀行の事業および管理部門に係るリスクは、ストレス状況下を含め、定期的に識別されている。この評価は第1のLoDと第2のLoDの両方からのインプットを組み込み、識別されたリスクの重要性が、その深刻度と実現可能性に基づいて評価される。リスクの評価は、将来を見据えた視点を応用した新たに発生しつつあるリスクに対する見方によって補完されている。このリスクの識別および評価プロセスにより、リスク一覧が得られ、該当する場合、関連する事業、事業体および支店を横断する当行グループの重要なリスクが捕捉される。

リスク一覧の定期的な更新は、上級管理職に報告され、レビューされ説明が求められる。その後、当行グループの主要なリスク管理プロセスに通知される。これらには、ドイツ銀行のリスク・プロファイルに応じたストレス・シナリオの策定、リスク選好度の設定とモニタリングに関する情報提供が含まれる。また、リスク一覧のリスクは、リスク種類の分類法におけるリスクと紐づけられる。』

## 信用リスク管理および資産の質

### 信用リスクのフレームワーク

『

信用リスクは、ドイツ銀行が売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（ドイツ銀行では、併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、当行のトレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）、ならびに当行の顧客との直接的トレーディング業務（OTCデリバティブ等）の一部である。これらにはトレーディング債券および負債性有価証券も含まれる。また、持分投資の帳簿価額が当行の「信用リスク」の項に開示されている。ドイツ銀行は当行のマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

リスク種類の分類法に基づき、信用リスクは、債務不履行／格付遷移リスク、取引／決済リスク（エクスポージャー・リスク）、軽減策リスクおよび信用集中リスクの4つの主要カテゴリーに分けられている。これは、定期的に行われるリスク識別および重要性評価により補完されている。

- 信用リスクの主要な要素である債務不履行／格付遷移リスクは、相手先が支払義務の不履行に陥る、または債務不履行の発生可能性を増加させるような信用の質の重要な低下を経験するリスクである。
- 取引／決済リスク（エクスポージャー・リスク）は、既存の、偶発的な、または潜在的な将来の正のエクスポージャーから生じるリスクである。

- 軽減策リスクは、リスク軽減策が期待どおりに進行しないことにより損失が増加するリスクである。
- 集中リスクは、特定の単一の相手先、国、業界または商品の状況が悪化し、それによりその相手先、国、業界または商品に対するドイツ銀行の信用エクスポージャーのリスク・プロファイルが不相应に悪化するリスクである。  
ドイツ銀行は以下の原理および原則を用いて信用リスクを管理している。
- 信用リスク管理（CRM）は、DBグループの3つの防衛線モデルの第2のLoDの一部を構成する。主要なリスクテイクерおよびオーナーとしての事業は第1のLoDを、グループ監査部は第3のLoDを構成する。
- コンプライアンスは別の取締役会のメンバーに報告されているため、信用リスク機能は取締役会レベルまでコンプライアンス機能から独立している。
- 当行の各部門において、与信意思決定の基準、プロセスおよび原則が一貫して適用される。
- 信用リスク管理の主要原則は、顧客の信用に関するデューデリジェンスである。最初の防衛線である当行の業務部門の担当者と共同で、ドイツ銀行の顧客の選択が達成される。
- ドイツ銀行は、分散された信用ポートフォリオを維持することで、過度の集中リスクおよびテール・リスク（多額の非予想損失）を防ぐことを目指している。特定の顧客、業界、国および商品への集中は、当行のリスク選好に対して評価および管理される。
- ドイツ銀行は、相手先およびポートフォリオ・レベルに係る大きな、過度の信用リスクを回避することを目指して、引受基準を維持している。その関連で、ドイツ銀行は、無担保のキャッシュ・ポジションを締結し、リスク軽減目的でヘッジを積極的に使用する。加えて、ドイツ銀行は担保契約を通じて当行グループのデリバティブ・ポートフォリオを担保することを目指しており、基礎となる市場の変動からの信用リスクをさらに軽減するために追加的に集中リスクをヘッジすることがある。
- あらゆる相手先に対する新たな与信枠および与信枠の延長（エクスポージャー制限の増加等）にはすべて、設定された与信権限の範囲内で、最低限必要な与信限度額の計算に対応した、適切な権限レベルでの与信承認が必要である。ドイツ銀行は、資格および経験に応じて各人に与信承認権限を委譲し、これを定期的にレビューする。
- ドイツ銀行は、当行の連結グループ全体にわたる各債務者に対するすべての信用エクスポージャーを（CRR第4条(1)(39)の要求および関連する規制ガイダンスに従って）「一債務者の原則」に基づいて管理する。当該原則に基づき、相互関連のある借手グループ（例えば、ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有する場合）に対する与信枠はすべて、一グループの下に統合される。
- ドイツ銀行は、内部顧客格付を算出し、取引を分析および承認し、特定のポートフォリオを監視し、ワークアウト顧客をカバーするための専門チームを（必要に応じて）信用リスク管理部内に設置している。商品に関する適切な専門性を確認するため、組成された信用リスク管理チームは、それぞれの信用業務分野と連携している。
- 必要に応じて、ドイツ銀行は法人企業レベルで信用エクスポージャーを管理するプロセスを確立している。
- CRR第190条の要件を満たすため、DBグループは、求められる与信プロセスに関する様々な統制を、当該統制を実行するのに最も適している第2のLoDユニットに割り当てている。

#### 信用リスクの測定

信用リスクは、以下に記載されている信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに重要な構成要素によって測定される。

信用格付は、当行の引受および与信プロセスの不可欠な部分であり、とりわけ、相手先およびポートフォリオ・レベルにおけるリスク選好の決定、与信意思決定、取引価格設定だけでなく信用リスクに関する規制自己資本需要の決定のための基礎を提供する。相手先はそれぞれ格付けされ、各格付は少なくとも年1回見直されなければならない。相手先に関する継続的な監視は、格付が最新状態に保たれることに貢献する。信用格付なしで与信限度枠が設定/承認されてはならない。各信用格付に関して適切な格付アプローチを適用しなければならず、算出された信用格付は関連システムにおいて設定されなければならない。エクスポージャー・クラス（特定の商品の種類、中央政府および中央銀行、機関、法人ならびにリテールを含む。）の固有の特性を最もよく反映するために、様々な格付アプローチが確立されている。

当行の同質でないポートフォリオにおける相手先は、ドイツ銀行の独立した信用リスク管理機能によって格付けされる。カントリー・リスク関連の格付は、ERMリスク・リサーチから入手される。

ドイツ銀行の格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、ドイツ銀行は行内の評価手法、スコアカードおよび当行の相手先の信用度を評価するための当行の21等級に分かれた格付等級を適用している。』

既存の信用モデルに対する変更および新規モデルの導入については、当該モデルを与信意思決定および自己資本計算に最初に使用する前に、または当該手法を大幅に変更する前に、信用リスク管理のリーダーが委員長を務める規制信用リスク・モデル委員会（RCRMC）による承認を得なければならない。別途、すべての重要なモデルの変更および新たなモデルについては、モデル・リスク管理部による承認が必要となる。適切な場合、重要ではない変更は、代理権の下で委任を受けたいずれかの機能の者が承認することができる。さらに、規制上の承認が必要な場合もある。モデルの開発から独立した立場で、モデル・リス

ク管理部がモデルの評価を実施する。内部方針で規定する定期的な検証プロセスの結果は、当該検証結果が変更につながらない場合であっても、RCRMCに報告される。

ドイツ銀行は、リスク・ウェイト・アセットを測定して信用リスクに関する規制自己資本需要を算定するにあたり、「先進的」、「基礎的」および「標準的」アプローチを用いており、このうち、先進的および基礎的が当行の規制当局により認められている。

先進的内部格付手法（IRBA）は、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これによりドイツ銀行は、当行の内部信用格付手法に加え、特定のその他のリスク・パラメータに関する内部の見積りを使用することができる。これらの手法およびパラメータは、内部リスク測定および管理プロセスにおける長年使用されてきた主要な構成要素であり、与信承認手続、経済的資本および予想損失の計算、ならびに内部での信用リスクの監視および報告を支援する。関連パラメータには、デフォルト確率（PD）、規制上のリスク・ウェイトを算出するデフォルト時損失率（LGD）およびマチュリティ（M）、ならびに規制上のデフォルト時エクスポージャー（EAD）の見積りの一部としての与信換算掛目（CCF）が含まれる。デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引（SFT）の大部分に関して、ドイツ銀行はEADを計算するために、CRRおよびSolVに従って内部モデル手法（IMM）を使用している。当行の内部格付システムの大部分については、これらのパラメータを評価するために、7年を超える過去の情報が利用可能である。ドイツ銀行の内部格付手法では、スルー・ザ・サイクル格付ではなくポイント・イン・タイム格付を目指しているが、支払能力に関する規制要件に従って、観察されたデフォルト率の長期平均値に基づき補正されている。

基礎的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能なアプローチであり、機関は、機関内部の格付手法を使用し、一方で、他のすべてのリスク・パラメータについては事前に定められた規制上の数値を使用することができる。内部見積りの対象となるパラメータにはPDが含まれ、一方、LGDおよびCCFは規制上のフレームワークにおいて定められている。基礎的IRBAは、旧ポストバンクで保有する一定のエクスポージャーに適用されている。

ドイツ銀行は、信用リスク・エクスポージャーのサブセットに対して標準的アプローチを適用している。標準的アプローチでは、規制当局によって事前に定められた固定のリスク・ウェイトに従って、または外部格付の適用を通じて、信用リスクを測定する。ドイツ銀行は、CRR第150条に従って、一定の信用エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。これらは主に、ドイツ連邦共和国およびその他のドイツの公共部門事業体に対するエクスポージャーならびに必要な条件を満たす他の欧州連合加盟国の中央政府に対するエクスポージャーである。これらのエクスポージャーが標準的アプローチ内のエクスポージャーの大半を占め、その大部分は0%のリスク・ウェイトを受ける。しかし、内部目的では、これらのエクスポージャーは内部の信用評価の対象となっており、リスク管理および経済的資本プロセスの中に完全に組み込まれている。

上記の規制自己資本需要に加えて、ドイツ銀行では経済的資本モデルにより信用リスクに係る内部資本需要を決定する。

ドイツ銀行は、信用リスクの要素として、債務不履行リスク、カントリー・リスクおよび決済リスクに関する経済的資本を計算している。当行の経済的資本のフレームワークに沿って、信用リスクに関する経済的資本は、ある1年間の非常に多額の非予想損失総額を99.9%の確率で吸収するレベルに設定される。ドイツ銀行の信用リスクに関する経済的資本は、相関的格付遷移のモンテカルロ・シミュレーションを通じて、ポートフォリオの損失分布から算出される。損失分布は、2段階でモデル化される。第1段階では、個々の信用エクスポージャーが、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失のパラメータに基づいて特定される。第2段階では、地理的地域および業界に対応した経済的要因を導入することにより、複合デフォルト確率がモデル化される。次に、内部で開発したモデルを使用してポートフォリオ損失のシミュレーションが行われるが、これには格付遷移および返済期限の影響が考慮される。誤方向デリバティブ・リスク（すなわち、債務不履行の場合のデリバティブの信用エクスポージャーが、債務不履行が起こらなかったシナリオよりも高くなる。）の影響は、CRRに基づいてデリバティブおよび証券金融取引に関するデフォルト時エクスポージャーを算出する際に当行自身のアルファ係数を適用することでモデル化される。ドイツ銀行は、予想損失、および損失分布から算出された経済的資本を、取引レベルまで下ろして割り当てることで、取引、顧客および業務レベルの管理を可能にしている。

『

ドイツ銀行の信用ポートフォリオを管理するために当行が適用する主要な構成要素である信用格付（取引の承認やリスク選好の設定を含む。）のほかに、ドイツ銀行はすべての信用エクスポージャーに対する信用限度枠を設定する。与信限度枠は、特定期間にドイツ銀行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、ドイツ銀行は内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額はヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、ドイツ銀行は現在の時価および当行と相手先との法的契約に基づく関連するタイム・ホライズンにわたる潜在的エクスポージャーを検討する。ドイツ銀行は、個々の取引およびポートフォリオのリスクとリターンの特徴についても考慮に入れる。リスクとリターンの測定基準は、資本の消費だけでなく顧客収益の変動を説明する。

#### IFRS第9号に基づく減損損失

次の章では、当行グループは、IFRS第9号の減損フレームワークの概要と、それがドイツ銀行の信用リスク管理活動にどのように組み込まれているかを説明する。最初の項では、当行グループのIFRS第9号に基づくモデルと手法、ならびに主要なモデル

の仮定について説明する。次に、現在のマクロ経済環境に照らして、2022年度における注力分野とドイツ銀行がECLの計算において最新動向をどのように評価したか、とりわけ、モデルが2022年度および2022年度末現在において識別した不確実性の影響とともに、当行グループの主要な仮定の合理的な変更による影響を適切に考慮したかに焦点を当て説明する。これらの信用リスク管理活動は、信用リスクに対する当行の全体的な統制とガバナンスの枠組み、ならびにECLモデルに対するガバナンスに組み込まれている。これらの活動には、定期的な実施される新たなリスクが発生していないかのレビュー、ポートフォリオの詳細な分析、個々の借手レベルでの日常的なリスク管理、および定期的なモデルの検証が含まれるが、これらに限定されない。「IFRS第9号に基づくモデルに適用されるマネジメント・オーバーレイ」の項で、当行グループは、上記の主要な仮定を含め、関連する仮定およびECLの計算へのインプットのレビューをどのように実行したか、また、モデルのレビューの一環として、潜在的なモデルの不正確性をどのように評価したか、そして、オーバーレイの形式での是正措置が必要かどうかを説明している。当行グループはまた、2022年度期中および2022年度末現在において計上された各マネジメント・オーバーレイの概要と背景を説明する。主要な仮定の合理的な変更の影響について透明性を高めるために、当行グループは別の項でモデルの感応度を示し、最後に、IFRS第9号に基づくモデルの結果の主要な要因を説明する。

#### IFRS第9号のモデルと手法に関する記述

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価で測定する、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定するすべての信用エクスポージャー、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。当行の減損アプローチの目的上、当行グループはこれらの商品を金融資産と呼ぶ。

当行グループは、IFRS第9号に基づき、以下のとおり信用損失引当金を算定している。

- ステージ1は、当初認識後に信用リスクが著しく増加していないと想定される金融資産が分類される。
- ステージ2には、債務不履行とはなっていないが、当初認識時以降に信用リスクが著しく増加しているすべての金融資産が含まれる。
- ステージ3は、所要自己資本規制（CRR）第178条に基づくドイツ銀行の方針に従い、債務不履行とみなされる金融資産からなる。当行グループでは、こうした金融資産を減損金融資産、不履行金融資産、デフォルト金融資産と定義している。
- 信用リスクの著しい増加は、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来予測的な情報に基づく定性的情報および定量的情報を用いて決定される。
- 購入または組成した信用減損（POCI）の金融資産は、当初認識時に減損の客観的証拠が存在する資産である。

IFRS第9号の減損アプローチは、当行グループの信用リスク管理手続の不可欠な一部である。予想信用損失（ECL）の見積りは、当行グループのECLモデルを用いた、パラメータに基づく自動ECL計算によって行われるか、または信用責任者によって決定される。どちらの場合も、各金融資産について個別に計算が行われる。同様に、ステージ間の移行が必要かどうかの決定も資産ごとに個別に行われる。当行グループのECLモデルは、ステージ1とステージ2のすべての金融資産、ならびに同質のポートフォリオ（すなわち、信用リスク特性が類似したリテールおよび小規模事業に対する貸出金）内のステージ3の金融資産に対する信用損失引当金の算定に用いられる。ステージ3に含まれる当行の同質でないポートフォリオにおける金融資産およびPOCI資産に対する信用損失引当金は、信用責任者により個別に決定される。

当行グループは、ECLの測定に、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）という3つの主要構成要素を使用している。当行グループは、ECLの算定のため、パーゼル内部格付手法（IRBA）に基づく資本需要の算定および内部リスク管理の実務に使用される既存のパラメータを可能な限り活用している。これらのパラメータは、IFRS第9号の要件（例えば、一時点における格付の使用および規制上のパラメータにおける景気後退のアドオンの除去）を満たすために必要に応じて調整される。将来の経済変数の予測をステージ1およびステージ2のECLの測定に組み込むことにより、各ステージの信用損失引当金への影響が生じる。全期間のECLを計算するために、当行グループの計算には、経済予測を反映した移行マトリックスから、対応する残存期間のPDを算出する。

#### ステージの決定と信用リスクの著しい増加

当初認識時にPOCIに該当しない金融資産はステージ1に反映される。信用リスクが著しく増加した場合、当該金融資産はステージ2に移される。信用リスクの著しい増加は、格付関連指標とプロセス関連指標を用いて決定される。ステージ3への金融資産の分類は、借手が債務不履行に陥っている場合に行われる。借手が債務不履行に陥った場合、当該借手のすべての金融資産はステージ3に移される。

ステージ2の格付関連指標：当行グループは、報告日における借手の全期間PDと、当初認識日における見積りの全期間PDを比較し、IFRS第9号の減損の範囲において借手のPDと、その結果借手の取引のいずれかに重要な変化があったかどうかを判断する。過去に観測された格付遷移情報と様々な経済シナリオのサンプリングに基づき、全期間PDの格付分布が得られる。この分布の分位点は相手先クラスごとに定義されており、全期間PDの限界値として選択される。ある取引の現在の全期間PDが、残存期間にわたり、この限界値を超える場合、当該金融資産は信用リスクが著しく増加しているものとしてステージ2に移される。ステージ2の限界値の定義に使用される分位値は、専門家の判断を用いて決定され、年1回検証されており、IFRS第9号適用以

降、変更はなされていない。適用される限界値は、借手の当初の信用の質、過去に予想された残存期間、現在の残存期間および相手先クラスによって異なる。経営陣は、定義されたアプローチと分位値は、金融資産の信用リスクが著しく増加したことを示す意味のある指標であると考えている。

ステージ2のプロセス関連指標は従来のリスク管理指標を用いて導き出され、当行の見解では、金融資産の信用リスクが著しく増加しているという状況を表す。これには、信用ウォッチリストに強制的に追加された借手、ワークアウト手続に移管された借手、支払いが30日以上延滞している、または条件が緩和された借手が含まれる。1つ以上のプロセス関連指標または格付関連指標の条件が満たされ、金融資産の借手が債務不履行の定義を満たす状態になっていない限り、資産はステージ2にとどまる。ステージ2の指標の条件が満たされなくなり、かつ金融資産が債務不履行にもなっていない場合、当該金融資産はステージ1に戻される。条件が緩和された正常金融資産の場合、猶予期間は、金融資産がステージ1に分類される前の2年間となり、これは規制ガイダンスに基づくものである。

借手が債務不履行に陥った場合、当該借手のすべての取引はステージ3に分類される。借手の債務不履行が事後的に解消された場合、規制ガイダンスに基づく是正条件（猶予期間を含む。）が適用され、3ヶ月以上、または破綻した再構築の場合は1年である。規制上の猶予期間または条件が満たされると、借手はデフォルトに分類されなくなり、ステージ2またはステージ1に移される。

ステージ3のECLの計算では、同質なポートフォリオおよび同質でないポートフォリオにおける取引と、POCI金融資産とを区別している。当行グループは、ステージ3の取引および同質なポートフォリオの取引に対する取引ごとの信用損失引当金の決定に、パラメータに基づく自動アプローチを使用している。これらの取引について、LGDパラメータは時間に依拠するよう部分的にモデル化されている。すなわち、債務不履行後の時間経過に伴う回収予定額の減少を考慮している。ステージ3に含まれる当行の同質でないポートフォリオに対する金融の信用損失引当金は、POCI資産に対する信用損失引当金と同様に信用責任者により決定され、取締役会を含む設定された権限に沿って承認されなければならない。これにより、信用責任者は、報告日現在入手可能な情報と、借手および金融資産ごとの回収予測を検討することができる。

#### 主要なインプット要因の見積手法

当行グループのECLの算定における主要なインプット要因の最初の1つは、当行の内部格付システムから導出された借手の1年間のPDである。当行グループは、当行グループのすべてのエクスポージャーについて21段階の格付評価基準に基づいて、関連する借手の信用エクスポージャーごとにPDを割り当てている。

借手に割り当てられる格付は内部で開発された格付モデルに基づいて導出されている。このモデルは、顧客に関連する、一貫性のある区別可能な基準を設定し、一部の顧客に与えられた特定の一連の基準に基づいて格付を付与するものである。この一連の基準は、一般的な顧客行動、財務データおよび外部データ（格付機関等）を含む、各顧客セグメントに関連する情報セットから作成される。使用される方法は、統計的スコアリング・モデルから、利用可能な関連する定量的および定性的情報を考慮に入れた、専門家によるモデルにまで及ぶ。専門家によるモデルは通常、「中央政府および中央銀行」、「機関」、および「法人」のエクスポージャー・クラスにおける借手に適用されるが、統計的スコアリング・モデルに利用可能な十分なデータ基盤がある「法人」は例外である。「法人」と「リテール」では、統計的スコアリング・モデルまたは両方のアプローチを組み合わせたハイブリッド・モデルが一般的に用いられている。定量的格付手法は、ロジスティック回帰等の適用される統計的モデル化手法に基づいて開発されている。

1年間のPDは、スルー・ザ・サイクル・マトリックスおよびマクロ経済予測を用いて、複数年PDカーブに拡張される。マクロ経済のベースライン予測をはじめとする経済シナリオに基づき、スルー・ザ・サイクル・マトリックスは初めに、通常は2年間の、ポイント・イン・タイム格付遷移マトリックスに転換される。ポイント・イン・タイム・マトリックスの計算は、マクロ経済変数と借手の債務不履行および格付行動との関連を利用し、その関連は、過去のマクロ経済変数（MEV）や回帰分析手法による格付時系列から導出される。最後に、合理的かつ裏付可能な予測が入手可能な期間のポイント・イン・タイム格付遷移マトリックスから複数年のPDカーブが導出される。それらの期間を超える部分については、スルー・ザ・サイクル格付遷移マトリックスに基づいて推定される。

ECLの算定における2つ目の主要なインプットはLGDパラメータであり、これは借手が債務不履行となった場合の損失強度と定義される。これは、債務不履行事象が発生した際に回収できないエクスポージャーの見積りを提供するものであり、したがって、損失強度を把握するものである。概念として、LGDの見積りは借手のデフォルト確率とは無関係である。ステージ1およびステージ2に適用されるLGDモデルは、規制上のLGDモデルに基づくものがあるがIFRS第9号の要件（景気後退のアドオンの除外とワークアウトの間接費の除外）について調整されており、損失の主な要因（担保のレベルや質、顧客や商品の種類、貸出枠の優先順位等）が、リスク要因としてLGDの見積りに反映されていることを確認している。当行のLGDモデルでは、当行グループは担保付エクスポージャー（ヘアカット適用後の担保価値）に担保の種類別のLGDパラメータを割り当てている。債務不履行に陥った同質のポートフォリオに関するLGD設定は、デフォルト後の時間経過に部分的に依拠し、統計的手法を用いて当行グループの数十年間の損失と回収実績に基づいて調整されるか、または重要性の低いポートフォリオについては、専門家の判断により特定のLGDモデルの入力パラメータ（キュアレート等）が決定される。

3つ目の主要なインプットは金融資産の存続期間にわたるデフォルト時エクスポージャーであり、これは予想される返済プロファイル（均等償却、元利均等、一括返済等）を考慮してモデル化される。期限前返済オプションに重要性はないと考えられるため、すべてのポートフォリオについてモデル化されていない。当行は、EADの額を計算するために、具体的な与信換算掛目（CCF）を適用する。概念として、EADは、債務不履行時の借手に対する信用エクスポージャーの見込額と定義される。取引が未使用限度額を伴うものである場合、借手の債務不履行の場合に予想される未払額を適切に反映するために、未使用限度額の割合を未払額に加算する。これは、コミットメントに関して、債務不履行時の利用率が現在の債務残高よりも高い可能性があるという仮定を反映している。取引が追加の偶発的要素（すなわち、保証）を含む場合、債務不履行の場合に引き出される保証額を見積るために、CCFモデルの一部として追加の割合が適用される。このようなパラメータの調整は過去の内部データのほか、実証分析や専門家の判断に基づいており、借手および商品の種類を考慮している。規制目的上、監督上のCCF値を適用する必要があるのに対して、IFRS第9号では内部の見積りを適用している。

#### 予想残存期間

IFRS第9号では全期間のECLを算定することが求められ、これは金融資産の予想残存期間が主要なインプット要因となる。全期間のエCLは、金融資産の予想される残存期間にわたる債務不履行の事象を表す。当行グループは、当行グループが信用リスクにさらされる契約上の最長期間（借手の延長オプションを含む。）にわたる債務不履行リスクを考慮して、予想信用損失を測定する。

個人向け当座貸越、クレジット・カード利用枠および特定の法人向けリボルビング貸出枠は通常、貸出金と未利用のコミットメントの要素の両方を含んでいる。このような要求払の貸出枠の予想残存期間は、通常は当行グループが信用リスクの上昇を認識した場合にのみ解約されることから、契約上の残存期間を超える。予想残存期間は、過去の情報、ならびに与信限度額の引き下げや貸出枠の解約といった当行グループの信用リスク管理部の取り組みを考慮して見積られる。このような貸出枠が信用リスク管理部による個別審査の対象である場合、ECLの計算に使用される残存期間は12ヶ月である。信用リスク管理部による個別審査の対象ではない貸出枠については、当行はECLの計算に24ヶ月の残存期間を適用している。

#### IFRS第9号に基づくモデルで使用される金利

ECLの算定においては、当行グループはIFRS第9号に従い、実効金利（EIR）の近似値を適用する。これは通常、約定金利である。約定金利はECLモデル、利息の認識、およびECLの割引において一貫して用いられており、EIRと大きく異なるものではないため、適切な近似値であるとみなされる。

#### IFRS第9号の予想信用損失の計算における担保化の検討

ECLモデルは、ある金融資産の残存期間中の各時点における担保のレベルを予測するものである。報告日現在、当該モデルはドイツ銀行の経済的資本モデルに適用されている既存の担保分配プロセスを使用している。このモデルでは、各適格担保の清算価値を関連する金融資産に配分し、各金融資産の担保付部分と無担保部分とを区別している。ECL算定においてその後、当行グループは、担保付と無担保のエクスポージャーについて上記LGDを適用し、担保付と無担保のエクスポージャーについて別々にECLを算定している。

ECLモデルでは、保証等の個人担保に関して、担保の相対的なレベルが長期的に安定していることを前提としている。償却対象となる貸出金の場合、エクスポージャー残高と担保価値は時間の経過とともに減少する。不動産等の現物担保については、ECLは担保の絶対価値が一定であると仮定する。償却対象となる貸出金の場合、エクスポージャーの担保付部分は時間の経過とともに増加し、融資比率はそれに応じて減少する。

特定の金融保証契約は、保証された金融資産にとって不可欠である。このような場合、金融保証は当該金融資産の担保とみなされ、保証による利益は保証された金融資産のECLを軽減するために用いられる。

#### 将来予測的な情報

IFRS第9号では、信用損失引当金は、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮した上で、不当なコストや労力を払うことなく入手可能な合理的かつ支持できる将来予測的な情報に基づき計上される。

将来予測的な情報を当行グループの信用損失引当金に盛り込むため、当行は以下の2つの主要な要素を用いている。

- 基本シナリオとして、当行グループは外部調査によるマクロ経済予測（GDPおよび失業率に関するコンセンサス等）を利用する。さらに、ストレス・テスト用に当初開発されたシナリオ拡大モデルが、外部のコンセンサス・データでカバーされないマクロ経済変数の予測に利用される。すべての予測は、これらの各変数の最も可能性の高い変動を反映して予測される。当行グループは、四半期におけるマクロ経済の要因に関する予測を定期的に更新し、また、潜在的なモデルの不正確性の側面（例えば、モデルにすでに含まれていない場合の、モデルの調整に使用された過去の範囲に含まれないMEVパラメータ）をMEVの監視フレームワークの一部として見直し、オーバーレイの必要性を評価する。
- その後、統計的手法を適用して、基本シナリオ予測を、マクロ経済変数の確率分布によって定義される複数のシナリオを対象とするシナリオ分析に変換する。これらのシナリオはベースライン予測との乖離を特定する。その後、シナリオ

の分布が、ステージ2の格付関連指標の箇所で前述したECLの計算や金融資産の信用の質の著しい悪化の識別に適用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎として用いられる。

当行グループのリスクおよび金融信用損失引当フォーラムは、最新のマクロ経済変数を含む将来予測的な情報の影響を毎月監視し、追加のオーバーレイが必要かどうかを判断する。金利とインフレは個別にMEVに含まれていないが、金利とインフレの上昇が予測に浸透するにつれて、これらのリスクの経済的影響は、GDP成長率、失業率、株式および信用スプレッドに反映される。2022年12月31日現在、ECLモデルに適用されたコンセンサス・データは、最新のマクロ経済の動向とMEVの不確実性を反映しているとみなされ、追加のオーバーレイの必要はなかった。

前述のとおり、マクロ経済変数をECLの計算に織り込む当行グループのアプローチでは、8つの個別の四半期観察結果を用いて、今後2年間の予測を反映している。当グループは、8四半期後の予測をマクロ経済変数と過去の傾向を基に作成している。

以下の表は、2022年12月31日および2021年12月31日現在の、IFRS第9号に基づくモデルにおける将来予測的な情報の適用に組み込まれるマクロ経済変数を示している。

#### 適用された将来予測的な情報

	2022年12月31日現在 <sup>1,2</sup>	
	1年目 (四半期平均)	2年目 (四半期平均)
コモディティ - 金	1,745.84	1,797.74
コモディティ - WTI	90.19	88.79
クレジット - CDX Emerging Markets	260.99	239.03
クレジット - CDX High Yield	489.77	476.53
クレジット - CDX IG	85.33	84.94
クレジット - High Yield Index	4.46	4.31
クレジット - ITX Europe 125	101.26	96.50
株式 - MSCI Asia	1,178	1,176
株式 - Nikkei	28,427	29,287
株式 - S&P500	3,933	4,011
GDP - アジア開発途上国	3.95%	4.60%
GDP - 新興国市場	3.31%	3.94%
GDP - ユーロ圏	0.87%	0.53%
GDP - ドイツ	(0.26)%	1.00%
GDP - イタリア	0.32%	0.68%
GDP - 米国	0.62%	0.61%
不動産価格 - 米国CREインデックス	352.41	343.97
失業率 - ユーロ圏	7.03%	7.15%
失業率 - ドイツ	3.22%	3.33%
失業率 - イタリア	8.24%	8.53%
失業率 - 日本	2.56%	2.42%
失業率 - スペイン	13.06%	12.98%
失業率 - 米国	4.05%	4.75%

1 2022年12月12日現在のMEVであるが、2022年12月30日までほぼ変化はなかった。

2 1年目は2022年度第4四半期から2023年度第3四半期、2年目は2023年度第4四半期から2024年度第3四半期。



2021年12月31日現在<sup>1,2</sup>

	1年目 (四半期平均)	2年目 (四半期平均)
コモディティ - 金	1,764.58	1,696.51
コモディティ - WTI	73.19	68.21
クレジット - CDX Emerging Markets	231.80	268.64
クレジット - CDX High Yield	353.42	399.62
クレジット - CDX IG	59.53	63.98
クレジット - High Yield Index	3.95	4.46
クレジット - ITX Europe 125	61.37	69.93
株式 - MSCI Asia	1,543	1,514
株式 - Nikkei	29,673	30,764
株式 - S&P500	4,777	5,033
GDP - アジア開発途上国	3.78%	6.26%
GDP - 新興国市場	3.72%	5.38%
GDP - ユーロ圏	4.67%	2.91%
GDP - ドイツ	3.35%	2.86%
GDP - イタリア	5.17%	2.33%
GDP - 米国	4.46%	2.79%
不動産価格 - 米国CREインデックス	348.86	377.26
失業率 - ユーロ圏	7.41%	7.07%
失業率 - ドイツ	3.13%	2.83%
失業率 - イタリア	9.18%	8.92%
失業率 - 日本	2.73%	2.53%
失業率 - スペイン	14.26%	13.66%
失業率 - 米国	4.05%	3.68%

- 1 2021年12月31日現在のMEV。調整後の範囲外のMEVは、モデル内で調整されるか、後述するマネジメント・オーバーレイを通して調整される。
- 2 1年目は2021年度第4四半期から2022年度第3四半期、2年目は2022年度第4四半期から2023年度第3四半期。

## 2022年度における重点事項

2022年度のドイツ銀行のマクロ経済環境は、地政学的な不確実性と、エネルギー価格の大幅な上昇、サプライチェーンの混乱、金利の上昇、インフレ、および主要国の経済見通しの悪化の影響を受けた。しかし、2022年度第4四半期の終わりまでに、ヨーロッパの暖冬がエネルギーに関する懸念を和らげ、エネルギー価格が後退し、ヨーロッパと米国でインフレがピークに達した可能性があるという期待が観察されたため、経済見通しは安定した。見通しは依然として厳しいものの、深刻な悪化のリスクは大幅に緩和されている。

ドイツ銀行のECLモデルが、2022年度を通じてマクロ経済環境のすべての不確実性を考慮していることを確認するために、当行グループは、潜在的なマイナス面を評価し、当行の信用戦略とリスク選好を管理するために新たに発生したリスクを検討した。全体として、これらレビューの結果として取られた措置により、2022年12月31日現在、当行は予想信用損失に係る引当金を適切に認識している。

2022年度においては重点事項として、ウクライナでの戦争に起因する一次および二次リスクに関するいくつかの分析を行った。これには、ロシアとウクライナにおける当行のエクスポージャーの包括的な分析が含まれており、エネルギー価格の上昇とインフレが幅広いポートフォリオに与える影響も含まれている。2022年度第1四半期および第2四半期に、ロシアの顧客へのエクスポージャーの大半が要注意リストに含められ、ステージ2に移された。当行グループのウクライナに対する貸出金エクスポージャーの純額に金額的重要性はない(2022年12月31日現在: 64百万ユーロ、2021年12月31日現在: 42百万ユーロ)。

エネルギー価格の上昇に関連するリスクは、エネルギー価格に対する感応度が高い業界や地域を注意深く監視すること、また、調査や詳細な議論を通じて最も脆弱なセクターの顧客との契約内容をリスクに対応するよう更新し、各リスク・プロファイルとかかるセクターにおける全体的な影響を評価することで管理された。これらの措置の結果、当行グループは、これらの脆弱なエクスポージャーのいずれかに信用リスクの大幅な上昇があったかどうかを、適時かつ事前に特定することができた。その結果、一部の顧客との契約関係が要注意リストに含められ、ステージ2に移された。

全体として、ドイツ銀行は、地理的地域、事業およびセクターにわたって分散された貸出金ポートフォリオに基づく保守的なリスク・プロファイルを有している。2022年12月31日現在、ドイツ銀行のドイツにおける貸出金残高は2,350億ユーロであり、ポートフォリオの質に対する当行の信頼は、保守的な貸出基準と十分に分散されたエクスポージャーに支えられている。ドイツの貸出金残高の約75%はプライベート・バンクにあり、その約90%は低リスクのドイツの小口モーゲージに関連してい



る。ドイツのモーゲージ市場では、顧客は通常10年以上にわたって固定金利を利用する。これは、当行の長期固定金利モーゲージ・ポートフォリオに反映されており、現在のLTVは66%である。当行はまた、2023年に満期を迎えるローン比率が低いプロファイルであるため、レバレッジドローンの借換案件が低く抑えられた等、構造的要因からの恩恵も受けた。

2022年12月31日現在、当行グループのドイツの法人向け貸出金残高は630億ユーロで、主にトレード・ファイナンスと商業用ローンで構成されており、多数の顧客にわたって分散されている（つまり、上位15社がポートフォリオに占める割合はわずか6%である。）。ドイツの法人向けポートフォリオの信用の質は高く、2022年12月31日現在、貸出金の71%が投資適格であり、ステージ3の貸出金エクスポージャーはわずか2%である。当行グループは、IFRS第9号に基づくモデルにより、格下げ、信用リスクの著しい増加が捉えられるため（例えば、条件を満たす場合、またはデフォルトの定義を満たす相手先を識別した場合、借手を要注意リスト（ステージ2）に含める。）、ECLモデルにより、ドイツのリテールおよび法人向け貸出金ポートフォリオに係る引当金が適切に計上されると考えている。

当行グループはまた、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクにおいて、債務水準が高いおよび/またはインタレスト・カバレッジ・レシオが低いために金利上昇に対して脆弱である可能性があるとして判断された脆弱なポートフォリオおよび/または相手先に焦点を当てたレビューを実施した。レビューは、強固な信用ガバナンスとプロセスをサポートするポートフォリオ/相手先のレビューに追加の階層を組み込むよう設計されている。とりわけ、信用責任者は、上記の懸念に基づき、追加の構造強化または担保化の潜在的な必要性と、相手先を要注意リストに追加する必要があるかどうかを評価した。これらのレビューの実施には、とりわけ商業用不動産（CRE）およびレバレッジドローンの各ポートフォリオが含まれるが、これらに限定されない。ドイツ銀行の重点CREポートフォリオは、330億ユーロ、または当行の貸出金合計の7%であり、インベストメント・バンクとコーポレート・バンクのコアCRE業務ユニット内のノンリコースローンで構成されている。当行のCRE貸出活動は主に第一順位モーゲージ担保であり、中程度の融資比率で構成されている。CREエクスポージャーの51%は米国、36%はヨーロッパ、13%はアジアにあり、ローンの組成は主に、一流ゲートウェイ都市等の不動産が流動的な地域の資産に集中している。ポートフォリオは物件種類ごとに分散されており、事務所スペースに最も高い34%が集中しているのに対し、ホスピタリティとリテールはそれぞれ12%と11%にとどまる。加重平均LTVは、インベストメント・バンクで約61%、コーポレート・バンクで約53%である。

インベストメント・バンクのオリジネーションおよびアドバイザーのポートフォリオにおける当行グループのレバレッジドローン、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットのエクスポージャーは40億ユーロ（当行の貸出金合計のわずか1%）であり、総想定元本ベースで上位10社がポートフォリオの11%を占め、過度の集中リスクがなく、業界セクターにわたって十分に分散されている。エクスポージャーの約79%は第一順位担保付与信枠であり、その大半がリボルビングである。残りの21%は資産ベースの貸出であり、ほぼすべてが米国におけるもので、過去に重要な貸倒損失は発生してはいない。該当する場合、CREおよびレバレッジ貸出の顧客は、十分に確立された当行の信用プロセスに従って、ステージ2（要注意リストの基準を満たしている場合等）、または債務不履行の場合はステージ3に移された。

2022年12月31日現在、当行グループの中国に対する貸出金残高エクスポージャーは61億ユーロ、または貸出金合計の1%であり、そのうち、ステージ2に分類されるのはわずか7%、ステージ3に分類されるのはわずか3%であった。当行グループは、地政学的リスクの高まりを踏まえ、より定期的に中国におけるエクスポージャーをレビューし、最も脆弱なセクターにおける中国の顧客に対する当行のリスク選好をさらに引き締め、必要と思われる場合は監視を強化した。

上述のレビューの結果は、エンタープライズ・リスク委員会や信用リスク選好および管理フォーラムといった関連するガバナンスフォーラムで議論されており、リスクを軽減し、適切なECL引当金を計上するために、適切な行動と措置が講じられた。例えば、必要に応じて、顧客の格付けが最新のマクロ経済の動向を反映するように更新された場合、顧客は要注意リスト（ステージ2）に移され、条件緩和措置が交渉され、与信限度額が引き下げられ、可能な場合には担保が増額された。全体として、当行グループは、日々のリスク管理活動と上述の詳細な分析に基づいて、2022年12月31日現在、ECL引当金を適切に計上していると考えている。ただし、以下の項では、2022年度末現在で追加のオーバーレイが必要かどうかをさらに検討する。

#### IFRS第9号に基づくモデルアウトプットに適用されるマネジメント・オーバーレイ

当行グループは、ECLの算定における主要なインプットを定期的にレビューし、潜在的なモデルの不正確性について議論し、オーバーレイの形式で是正措置の必要性を評価する。2022年の困難な地政学的環境のため、当行グループは、モデルに含まれていないマクロ経済環境における不確実性があるかどうかも検討した。以下の表は、2021年12月31日現在のマネジメント・オーバーレイと、2022年12月31日までの変動について詳細を示している。

#### 2021年12月31日から2022年12月31日までのオーバーレイの変動

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2021年12月31日現在のオーバーレイ	新たなオーバーレイ	中止されたオーバーレイ	2022年12月31日現在のオーバーレイ
オーバーレイの内容	以下に対する影響			

建設資材価格の上昇による建設リスク	ステージ1およびステージ2のプライベート・バンクのモーゲージ・ポートフォリオ	15	0	-15	0
モデル調整（FLIモデルの調整済み範囲外のMEV）	ステージ1およびステージ2の金融資産	56	0	-56	0
債務不履行の新たな定義により必要となる再調整	ステージ3の主にプライベート・バンクの金融資産	-57	-35	0	-92
ロシア・ウクライナに関連する不確実性 <sup>1</sup>	ステージ1とステージ2のすべての金融資産	0	127	-127	0
モデルの調整（1つのポートフォリオで無効になっているWTI原油価格インデックス）	ステージ1およびステージ2のインベストメント・バンクの金融資産	0	39	-39	0
合計		14	131	-237	-92

1 2022年度第1四半期においてロシア/ウクライナをめぐる不確実性に関して計上された44百万ユーロのオーバーレイは、2022年度第2四半期に戻し入れられた。2022年度第2四半期にロシア/ウクライナをめぐる不確実性に関して計上された83百万ユーロのオーバーレイは、2022年度第3四半期に戻し入れられた。

当行グループは、2021年12月31日現在から2022年12月31日までのIFRS第9号に基づくモデルのアウトプットに以下のオーバーレイを適用した。

#### 建設資材価格の上昇による建設リスク

2021年、当行グループは、建築資材の不足や価格高騰による予算超過のリスクに対応するため、15百万ユーロのオーバーレイを計上した。このオーバーレイは、リスクがなくなり、建設リスクが貸出基準に組み込まれたことから、2022年度第1四半期に戻し入れられた。

#### モデル調整（調整済み範囲外のMEV）

当行グループは、FLIモデルの調整済み範囲外であると特定された、COVID-19パンデミック中のMEV予測（特にGDP）の前年度からの極端な変動に関連するモデルの不確実性に対応するために追加のオーバーレイを適用した。モデルはこのようなMEVの極端な変動に対応するよう調整されていなかったため、当行グループは当該モデルがかかる状況で予想信用損失を過小評価していることを懸念した。2021年12月31日現在、オーバーレイは56百万ユーロであった。2022年度上半期にMEVが調整済み範囲内におさまったため、オーバーレイは戻し入れられた。この戻入れにより、当行グループの信用損失引当金が減少した。

#### 債務不履行の新たな定義により必要となる再調整

2021年に、当行グループは、ステージ3への分類のトリガーとなる債務不履行の新たな定義を導入した。債務不履行の新たな定義の導入は主に、同質のポートフォリオにおいてステージ3が増加したプライベート・バンクに影響を及ぼした。定義の変更はこれらのポートフォリオの予想損失合計に重要な影響を与えないことから、関連するLGDパラメータがモデルにおいて更新されなかったため、この変更によりステージ3の引当金が過大計上された。統計的再調整には追加の経験的データが必要であるため、次のLGDの再調整は2023年度下半期に設定された。オーバーレイは、再調整が完了するまで計上される。再調整効果の見積りは2022年度第1四半期に見直され、92百万ユーロに引き上げられ、2022年12月31日現在も、変更されていない。92百万ユーロのマイナスのオーバーレイにより当行グループの信用損失引当金が減少するが、ECLモデルにおいて算出されたステージ3の引当金の過大計上を相殺するものである。

#### ロシア・ウクライナに関連する不確実性

2022年度第1四半期において、当行グループは、ウクライナでの戦争による経済見通しに関連する全体的な不確実性に固有のマネジメント・オーバーレイ44百万ユーロを計上した。このオーバーレイは、不確実性がMEVに含まれたため、2022年度第2四半期に戻し入れられた。しかし、2022年6月末に向けて、マクロ経済見通しはさらに弱まった。これは、ロシアからヨーロッパ（特にドイツ）へのガス供給をめぐる懸念の増大を主因とするもので、その他にも、インフレ対策として実施される米国およびその他の市場でのより積極的な金融引き締め策に対する市場予測も影響している。いずれの進展も6月下旬に加速したが、タイミングにより、コンセンサス予測には反映されなかった。その結果、当行は信用損失引当金を83百万ユーロ増額するためのオーバーレイを計上したが、MEV予測に反映された後、2022年度第3四半期に戻し入れられた。

2022年度第3四半期、当行グループは、9月初旬にノード・ストリーム1のパイプラインを介するドイツへのロシアのガス供給が停止したこと、また、9月下旬にノード・ストリーム1およびノード・ストリーム2の各パイプラインが攻撃されたことを注意深く監視した。2022年9月30日現在、コンセンサス・データには、ガス供給に関する不確実性が含まれていたため、第3四半期にはオーバーレイが計上されなかった。

「将来予測的な情報」の項で上述されているとおり、2022年12月31日現在、ウクライナでの戦争、地政学的事象、金利の上昇またはインフレに関連する不確実性については、これらの不確実性がMEVに反映されているため、オーバーレイは必要ないと判断された。

#### モデル調整（WTI原油価格インデックス）

当行グループは、ECLの算定に原油価格の将来予測的な情報を組み込むためのモデルの影響に対応するために、マネジメント・オーバーレイを導入した。これまで、原油価格の上昇は通常、需要主導であり、良好な経済環境を反映するものであった。そのため、IFRS第9号に基づくモデルはこのシナリオにおけるECL引当金を戻し入れるよう設計されていた。2022年度第1四半期の原油価格の上昇は、供給リスクとウクライナでの戦争の影響によるものであった。原油価格の上昇は、石油やガスの生産者等の業界に常にプラスの影響を与えるが、供給の問題に起因する原油価格の上昇は、他の業界やポートフォリオにマイナスの影響を与える。このため、特定の業界について戻し入れた引当金をWTI原油価格インデックスの上昇に基づいて元に戻すために、2022年3月31日現在、42百万ユーロのオーバーレイが計上された。2022年6月30日に終了した期間においてオーバーレイを39百万ユーロまで減額し、2022年9月30日に終了した期間においては27百万ユーロまで減額し、2022年度末において全額戻し入れられた。このオーバーレイは、当行グループの信用損失引当金を増加させた。

#### 総合的な評価

当行グループが追加のオーバーレイを必要とするかどうかを評価する際に、特に現在の地政学的环境において、進化または新たに発生するリスクを定期的に見直す。上述の2022年度の重点項目に含まれる措置と同様に、これらの措置には、顧客の調査とインタビューや、事業、地域、セクター全体のポートフォリオの分析が含まれる。さらに、当行グループは、主要なモデルのインプットと仮定（フィーダー・モデルのものを含む。）を定期的に見直して検証し、専門家の判断が適用される場合は、当行グループのリスク管理フレームワークに沿っていることを確認する。2022年12月31日現在、当行グループは、IFRS第9号に基づくECLモデルに反映されていない追加のダウンサイド・リスクを特定しておらず、債務不履行の新たな定義に関連する既存のオーバーレイ以外に追加のオーバーレイを必要とするモデルの欠陥を特定していない。

#### モデルの感応度

当行グループは、IFRS第9号に基づくモデルに含まれる3つの主要なモデルの仮定を特定した。これらには、将来予測的なマクロ経済変数、借手に信用リスクの著しい増大がありステージ2に移すかどうかを判断するための定量的基準、およびステージ3の均質なポートフォリオに関するLGDの設定が含まれる。以下で、当行は、ECLモデルに適用されたこれらの主要な仮定が当行の基本ケースの予想から逸脱した場合の潜在的な影響に関する感応度分析を示している。

#### マクロ経済変数

以下の表は、主要なMEV予測の潜在的変動に対するECLモデルの感応度を示しており、2022年12月31日および2021年12月31日現在における、MEVのグループごとに適用されたステージ1とステージ2の1シグマの下方シフトと上方シフトによるECLの影響額を示している。シグマのシフトは、統計および確率の計算に使用される標準偏差であり、確率変数の値の分布の測定値である。これらのグループはそれぞれ同じカテゴリーのMEVで構成されている。

- GDP成長率：米国、ユーロ圏、ドイツ、イタリア、アジア開発途上国、新興国市場
- 失業率：米国、ユーロ圏、ドイツ、イタリア、日本、スペイン
- 株式：S&P500、Nikkei、MSCI Asia
- 信用スプレッド：ITX Europe 125、High Yield Index、CDX IG、CDX High Yield、CDX Emerging Markets
- 不動産：商業用不動産価格インデックス
- コモディティ：WTI原油価格、金価格

金利とインフレは上記のMEVに個別に含まれていないが、金利とインフレの上昇が予測に浸透し、ECLモデルおよび下記の感応度分析に含まれるため、これらのリスクの経済的影響は、GDP成長率、失業率、株式および信用スプレッドといったその他のマクロ経済変数に適切に反映される。

さらに、感応度分析には、MEVグループ合算の影響のみが含まれる（すなわち、複数のMEVグループ間の潜在的な相関関係またはマネジメント・オーバーレイの影響は考慮されていない。）。ステージ3のECLは影響を受けず、そのモデリングはマクロ経済シナリオから独立しているため、以下の表には反映されていない。

感応度の影響は、2021年12月31日現在と比較して2022年12月31日現在で大幅に増加している。これは、2022年12月31日現在において、ウクライナでの戦争、地政学的环境および金利上昇とインフレの影響による継続的な経済の不確実性を考慮して、感応度分析の基礎となるECLが全体的に増加しているためである。

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - グループ・レベル

2022年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位：百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位：百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-83.3	-1pp	101.4
失業率	-0.5pp	-40.8	0.5pp	58.0
不動産価格	5%	-5.6	-5%	6.0
株式	10%	-15.8	-10%	19.6
信用スプレッド	-40%	-37.9	40%	42.6
コモディティ <sup>1</sup>	10%	-14.8	-10%	15.6

1 ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。1pp（パーセンテージ・ポイント）は、例えばGDPが3%から4%に変動する。1%（パーセンテージの変動）は、例えば不動産価格が100から101に変動する。

2021年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	ECLへの影響 単位：百万ユーロ		ECLへの影響 単位：百万ユーロ	
	上方シフト	口	下方シフト	口
GDP成長率	1pp	-49.4	-1pp	55.5
失業率	-0.5pp	-23.8	0.5pp	25.4
不動産価格	5%	-3.9	-5%	4.2
株式	10%	-7.2	-10%	9.4
信用スプレッド	-40%	-20.9	40%	23.5
コモディティ	10%	-15.0	-10%	16.2

2022年度第2四半期および第3四半期に、当行グループは様々なシナリオを実施し、ロシアのヨーロッパへのガス供給の停止が予想よりも急激な景気減速につながり、ヨーロッパの企業や家計全体でより広範な債務不履行が発生した場合の下方影響を評価した。そのような要素に基づき、当行グループは、当該事象により、18ヶ月にわたって最大約20ベース・ポイントの信用損失引当金を追加で計上する可能性があるものと見積もった。2022年度末現在、当行グループは、前述のシナリオが実現せず、妥当ではないと認識している。ドイツのガス貯蔵所は、冬の間、企業や家庭に供給が行きわたるように十分に満たされ、エネルギー価格は大幅に下落し、代替エネルギー源が特定された。

当行グループは、感応度分析で考慮すべき特定のダウンサイド・シナリオが他に存在するかどうかを検討したが、金利とインフレに関する不確実性はすでにMEVに組み込まれており、当行はポートフォリオにおいて特定の脆弱な信用リスクの集中を観察しなかったため、当行グループは、1標準シグマのシフトがモデルのECL感応度に関する最良の情報を提供すると考えている。

部門レベルでは、当該感応度分析は2022年および2021年12月31日に終了した各事業年度について実施され、インベストメント・バンクについてはGDP成長率、信用スプレッド、コモディティ価格が支配的な要因であることが明らかになったのに対し、コーポレート・バンクとプライベート・バンクのモデルの感応度は主にGDP成長率と失業率の変動に関連している。プライベート・バンクのモデルの感応度の表は、基礎となるポートフォリオに関連する主要なMEVとして、GDP成長率と失業率のみを示している。

## IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - コーポレート・バンク

2022年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	ECLへの影響 単位：百万ユーロ		ECLへの影響 単位：百万ユーロ	
	上方シフト	口	下方シフト	口
GDP成長率	1pp	-21.7	-1pp	24.6
失業率	-0.5pp	-12.2	0.5pp	14.0
不動産価格	5%	-1.1	-5%	1.1
信用スプレッド	-40%	-7.5	40%	9.1
コモディティ <sup>1</sup>	10%	-4.3	-10%	4.6

<sup>1</sup> ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。

2021年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位：百万ユー 口	下方シフト	ECLへの影響 単位：百万ユー 口
GDP成長率	1pp	-12.5	-1pp	13.7
失業率	-0.5pp	-8.9	0.5pp	9.6
不動産価格	5%	-0.5	-5%	0.5
信用スプレッド	-40%	-4.3	40%	4.9
コモディティ	10%	-4.5	-10%	5.0

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - インベストメント・バンク

2022年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位：百万ユー 口	下方シフト	ECLへの影響 単位：百万ユー 口
GDP成長率	1pp	-35.3	-1pp	36.9
失業率	-0.5pp	-5.3	0.5pp	6.1
不動産価格	5%	-4.5	-5%	4.8
株式	10%	-5.8	-10%	7.3
信用スプレッド	-40%	-26.3	40%	28.5
コモディティ <sup>1</sup>	10%	-9.8	-10%	10.3

<sup>1</sup> ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。

2021年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位：百万ユー 口	下方シフト	ECLへの影響 単位：百万ユー 口
GDP成長率	1pp	-24.5	-1pp	27.7
失業率	-0.5pp	-3.7	0.5pp	4.2
不動産価格	5%	-3.4	-5%	3.6
株式	10%	-2.4	-10%	3.1
信用スプレッド	-40%	-14.4	40%	15.8
コモディティ	10%	-10.1	-10%	10.8

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - プライベート・バンク

2022年12月31日現在				
	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	ECLへの影響 単位：百万ユーロ		ECLへの影響 単位：百万ユーロ	
	上方シフト	口	下方シフト	口
GDP成長率	1pp	-21.8	-1pp	34.5
失業率	-0.5pp	-20.7	0.5pp	34.9

2021年12月31日現在				
	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	ECLへの影響 単位：百万ユーロ		ECLへの影響 単位：百万ユーロ	
	上方シフト	口	下方シフト	口
GDP成長率	1pp	-10.0	-1pp	10.7
失業率	-0.5pp	-9.7	0.5pp	9.8

ステージ1の借手の全期間の予想信用損失の影響

前述のとおり、当行グループは、影響を受ける借手が全期間のECL（ステージ2）への移行を必要とする信用リスクの著しい増加を決定するために、定量的基準と定性的基準の両方を利用している。ドイツ銀行がステージ1の借手すべてについて全期間の予想信用損失を計上した場合、2022年12月31日現在および2021年12月31日現在の当行グループの信用損失引当金それぞれ56億ユーロおよび54億ユーロは、2022年度末および2021年度末で約44%増加することとなる。

ステージ3のLGDの設定

同質なポートフォリオのステージ3における当行グループの信用損失引当金は、2022年12月31日現在で19億ユーロ、2021年12月31日現在で22億ユーロである。ECL引当金を決定する際の主な要因は、個々のポートフォリオによって異なる、見積デフォルト時損失率である。デフォルト時損失率は、回収率、担保の売却による収入、およびキュアレートによる影響を受ける。ポートフォリオによっては、とりわけ予想キュアレートに関する専門家の判断が要因として含まれるものもある。すべての同質なポートフォリオのLGDが1%上昇した場合、ステージ3のECLは2022年12月31日現在において約19百万ユーロ増加し（うち、11百万ユーロがドイツ、5百万ユーロがイタリアおよび2百万ユーロがスペイン）、2021年12月31日現在で約22百万ユーロ増加する（うち、11百万ユーロがドイツ、7百万ユーロがイタリアおよび2百万ユーロがスペイン）。

IFRS第9号に基づくモデルの結果

2022年度において、信用損失引当金繰入額は12億ユーロであり、2021年度の515百万ユーロと比較して著しく増加している。この増加は、2021年度の全体的に良好であった環境と比較して、ウクライナでの戦争に伴うマクロ経済環境の悪化と減損事象数の増加を反映している。2022年度の引当金繰入額合計には、ロシアとウクライナの顧客に関連する114百万ユーロが含まれており、2021年度は10百万ユーロであった。

2022年度において、204百万ユーロの信用損失引当金繰入額がステージ1およびステージ2に、10億ユーロがステージ3に関連するものであった。2021年度においては、218百万ユーロのステージ1およびステージ2の引当金繰入額、ならびに734百万ユーロのステージ3の引当金繰入額が計上された。ステージ1およびステージ2の引当金繰入額の増加は、主にマクロ経済パラメータの悪化によるものであり、ステージ3の引当金繰入額の増加は、すべての地域および部門に影響を与えた。

事業部門に関して、コーポレート・バンクは、2021年度は3百万ユーロの信用損失引当金繰入額を計上したのに対し、2022年度は335百万ユーロの信用損失引当金繰入額を計上した。前年同期比の増加は主に、マクロ経済見通しの悪化を受けてのステージ1およびステージ2の引当金繰入額によるものであり、前年度の引当金の非常にゆるやかな変動と比較して、当年度は減損の件数が増加した。インベストメント・バンクは、2021年度に104百万ユーロの信用損失引当金繰入額を計上したのに対し、2022年度には319百万ユーロの信用損失引当金繰入額を計上した。前年度は新規の減損件数が少なかったこと、また、ステージ3の引当金繰入額の増加による恩恵を受けたが、当年度の繰入額の増加は主に、新規の減損の件数の増加に起因するものである。プライベート・バンクは、2021年度に446百万ユーロの信用損失引当金繰入額を計上したのに対し、2022年度には583百万ユーロの信用損失引当金繰入額を計上した。前年度は全体的に良好なマクロ経済環境の恩恵を受けたが、当年度の繰入額の増加は主に、マクロ経済見通しの悪化を受けたステージ1およびステージ2の引当金繰入額に起因するものである。

2021年12月31日および2022年12月31日現在、気候関連リスクに係る信用損失引当金に認識された金額に重要性はないと判断している。

IFRS第9号の減損の要件に関連する当行グループの会計方針の詳細については、連結財務諸表に対する注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

#### ロシアに対するエクスポージャー

2022年度における経営陣の注力分野の一つに、ウクライナでの戦争による直接的および間接的影響の特定、評価および管理がある。2014年以降、制裁と潜在的な対抗策のリスクの高まりにより、当行グループはロシアにおける拠点を大幅に削減した。当行は引き続き、積極的なエクスポージャー管理、クライアントへの返済および保証からのロールオフの結果として、2022年度にわたりリスク・ポジションを削減している。

2022年12月31日現在、当行グループのロシアに対する貸出金エクスポージャーは総額ベースで806百万ユーロ（2021年12月31日現在：1,397百万ユーロ）であり、貸出金合計の約0.2%（2021年12月31日現在：0.3%）を占める。純額ベースでは、輸出信用機関による保険やプライベートリスク保険といったリスク軽減策の適用後、貸出金エクスポージャーは379百万ユーロ（2021年12月31日現在：594百万ユーロ）であった。追加の未利用のコミットメントは78百万ユーロ（2021年12月31日現在：961百万ユーロ）であり、契約上の引出し保護および多国籍企業の親会社保証（MNC）の対象となっている。貸出金エクスポージャーの大部分は、重要な事業活動およびキャッシュ・フローがロシア国外にあるロシアの大企業に関連するものである。かかる既存の貸出金はドイツ銀行モスクワによりオンショアで提供されるか、ロシア国外の他のグループ企業によりオフショアで提供される。ウェルス・マネジメント事業は、ロシアと関係のある相手先に対して、当行グループの方針に沿った担保付きのオフショアローンを提供している。グループ全体の戦略に沿って、ロシアと関係のある顧客に対するエクスポージャーは2022年度中に大幅に削減された。

2022年12月31日現在、当行グループは書面による金融保証および取引保証を通じて、ロシアに対する76百万ユーロの偶発エクスポージャー（2021年12月31日現在：541百万ユーロ）を有している。ロシアに対する残存デリバティブ・エクスポージャーは、すべての主要なポジションが解消されており、当行グループが時価ベースでネット・ペイヤーであるため、わずかである。

2022年12月31日現在、当行のウクライナに対する全体的な貸出金エクスポージャーの純額は64百万ユーロ（2021年12月31日現在：42百万ユーロ）である。

上述の要素の一部により、2022年度のポートフォリオに直接の影響が及んだ。これらの影響には、信用リスク・ウェイトド・アセットの増加をもたらしたロシア銘柄の格付けの引き下げ、信用損失引当金の増加および健全性評価の影響の増大が含まれる。より広い意味では、相手先の信用の質が低下したか、または低下しそうな懸念がある場合は、それぞれのエクスポージャーは「要注意リスト」に追加され、ステージ2に含められる。この早期警戒システムの目的は、行動のための十分な選択肢があるうちに、潜在的な問題に対処することである。2022年12月31日現在、要注意リストに追加されたロシア銘柄を除いて、当行グループはその他のロシアに関連するポートフォリオまたは産業について構造的な重要な信用悪化を識別していない。

以下の表は、2022年12月31日現在のロシア中央銀行の翌日物預金8億ユーロ（2021年12月31日現在：5億ユーロ）、IFRS第9号に基づく減損の対象となるその他の債権、およびそれに対応するステージごとの2022年12月31日および2021年12月31日現在の信用損失引当金を含む、ロシアのエクスポージャー総額を示している。



## ステージ別エクスポージャー総額および信用損失引当金

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在			2021年12月31日現在		
	エクスポージャー総額	信用損失引当金 <sup>1</sup>	担保および保証合計	エクスポージャー総額	信用損失引当金 <sup>1</sup>	担保および保証合計
ステージ1	209	0	59	3,198	1	648
ステージ2	1,182	10	375	332	2	263
ステージ3	336	68	152	3	0	2
合計	1,726	79	586	3,534	3	913

1 信用損失引当金は、2022年12月31日現在の11百万ユーロおよび2021年12月31日現在の0百万ユーロのカントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

17億ユーロのエクスポージャー合計は、上述の8億ユーロのロシアに対するエクスポージャー、78百万ユーロの未利用のコミットメントおよび8億ユーロのロシア中央銀行のルーブル建ての無担保翌日物預金（2022年12月31日現在、引き続きステージ2に反映される。）から構成される。残存無担保エクスポージャー（ロシア中央銀行のルーブル建ての無担保翌日物預金を除く。）は主に、ECAの保険および契約上の引出し保護の対象である未利用のコミットメントによる影響を受ける。

## マーケット・リスク

当行グループは、ロシアに対するマーケット・リスクを、リスク・プロファイルに関する定期的なリスク評価の実施により管理している。より広範囲な伝播リスクを軽減するために、事象が起こる前および事象が起こった直後の直接的なエクスポージャーを減少させるための措置が2022年度第2四半期にとられた。これは、追加のヘッジと選択的なリスク圧縮により達成された。当行グループは引き続き、異なるシナリオの伝播ストレス・テストの実施により、状況を注視している。2022年9月12日、ロシアのCDSオークションが完了し、回収率は56%に設定され、2022年9月23日に決済プロセスが完了した。2022年12月31日現在、ドイツ銀行は引き続き、ロシアに対する直接的なマーケット・リスク・エクスポージャーの水準を全体的に低く維持している。

## ロシアの事業

当行グループは、ロシアで事業活動を行う子会社、有限会社「ドイツ銀行」（ドイツ銀行モスクワ）を有している。当該子会社は、国際企業の現地子会社にコーポレート・バンキング・サービスを提供している。2022年12月31日現在、当行グループのロシアにおける自己資本合計は3億ユーロ（2021年12月31日現在：2億ユーロ）であり、この資本の～40%の為替リスクがヘッジされている（2021年12月31日現在：～80%がヘッジされている。）。ドイツ銀行モスクワの資産合計は11億ユーロ（2021年12月31日現在：15億ユーロ）であり、そのうち約8億ユーロ（ロシア・ルーブル相当額、2021年12月31日現在：5億ユーロ）がロシア中央銀行に預け入れられている。現地の事業は完全に自己資金で行われ、クロスボーダーの資金調達には必要ない。

また、当行グループはロシアでテクノロジー・サービス・センター、有限会社ドイツ銀行テックセンター（DBTC）を運営しており、当該センターは世界各国で運営されるテクノロジー・センターの一つである。DBTCは、インベストメント・バンクとコーポレート・バンクの「チェンジ・ザ・バンク（change-the-bank）」活動の実現に注力している。当行グループは引き続き、世界各国の他のテクノロジー・センターにタスクの再割当を行うことにより、DBTCにおける運営のリスク圧縮を行っている。当行グループは、ロシアのサービス・センターの開発能力を対象とした、アジアを含む世界各国の他のテクノロジー・センターの能力に関するストレス・テストを実施した。ロシアのテックセンターで保全されるデータまたはコードは存在しない。

2022年、当行グループは次のテクノロジー・センターをドイツのベルリンに設立した。当該センターは主に、アプリの開発や新たなテクノロジーの統合を通じて、インベストメント・バンクとコーポレート・バンクの目標達成を支援する。当行グループは引き続き、現地採用の従業員とともにベルリン・テクノロジー・センターを拡大する一方、人工知能と機械学習の専門知識のハブを統合するため、ロシアのテックセンターからベルリンへのリソースの移転も行われた。これにより、当行グループがクライアントにとって重要な価値を提供し、業務の効率的な運営をさらに強化する機会が提供される。

当行グループは、DBTCからの一部のリソースについてコミット済みの移転コストについて引当を計上している。

## コンプライアンスおよび金融犯罪防止に関するリスク

当行グループは、ウクライナ侵攻後に変化している、そして今後も変化する制裁の状況に迅速に適応している。制裁の実行後、当行はいくつかの措置を講じた。これには、制裁スクリーニングと取引フィルタリングに関する当行の関連リストの迅速な更新、企業へのガイダンスの策定と普及、解釈の問題に関する政府機関との関与、およびオープンポジションを定期的に解約することを可能にする特別なライセンスを求めること等が含まれるが、これらに限定されない。AFC機能、特にその制裁・制

限部門は、急速に変化する規制環境を考慮すると、現在の状況下で重要な役割を果たし、必要に応じて企業に最新のガイダンスを提供する。

#### IFRS第9号 - COVID-19対策を背景とした債務不履行、条件緩和およびIFRS第9号に関するEBAガイダンスの適用

2020年3月25日に公表されたEBAの「COVID-19対策を背景とした債務不履行、条件緩和およびIFRS第9号に関する健全性フレームワークの適用に関する声明」では、「機関は、一定程度の判断を用いて、長期的には現在の状況により信用状態への影響を受けない借手と、信用力を回復する可能性が低い借手とを区別することが期待される」としている。当行は、ポートフォリオの見直しを実施し、主にインベストメント・バンクおよびコーポレート・バンクの多くの顧客にこの規制ガイダンスを適用している。

EBAはさらに、「COVID-19のパンデミックに対応するための公的および民間主導の支払猶予は、当該猶予が借手固有でない場合、適用される国内法、あるいは関連する信用機関により合意され、広く適用されている業界またはセクター全体の民間イニシアチブに基づいて、自動的に支払猶予として分類する必要はない」という見解を示している。ドイツ銀行は、内部リスク管理プロセスにこのガイダンスを導入している。

#### COVID-19のパンデミックを背景とした法的・非法的支払猶予および公的保証スキーム

2020年に、欧州銀行協会（EBA）は「COVID-19対策を背景とした債務不履行、条件緩和およびIFRS第9号に関する健全性フレームワークの適用に関する声明」を法的・非法的支払猶予に関するガイダンスとともに発表した。

以下の表は、2022年12月31日および2021年12月31日現在のEBAによる支払猶予の対象となる期限切れの貸出金、COVID-19に関連する条件緩和措置の対象となる貸出金、および公的保証スキームの下で新たに組成された貸出金の概要を示したものである。2021年12月31日以降、COVID-19に関連する条件緩和措置および公的保証スキームの下で新たに組成された貸出金はない。

#### COVID-19関連措置のステージ別内訳

2022年12月31日現在						
単位：百万ユーロ	法的・非法的支払猶予		COVID-19に関連する 条件緩和措置		公的保証スキーム	
	総帳簿価額	予想信用損失	総帳簿価額	予想信用損失	総帳簿価額	予想信用損失
ステージ1	4,377	-6	1,835	-2	2,159	-3
ステージ2	1,060	-22	1,027	-16	816	-9
ステージ3	541	-152	337	-77	190	-37
合計	5,978	-180	3,199	-95	3,165	-49

2021年12月31日現在						
単位：百万ユーロ	法的・非法的支払猶予		COVID-19に関連する 条件緩和措置		公的保証スキーム	
	総帳簿価額	予想信用損失	総帳簿価額	予想信用損失	総帳簿価額	予想信用損失
ステージ1	5,381	-10	3,330	-6	3,079	-2
ステージ2	1,288	-30	2,602	-31	770	-9
ステージ3	698	-162	965	-122	103	-14
合計	7,368	-202	6,897	-158	3,952	-25

COVID-19に関連する条件緩和措置：2022年12月31日現在、32億ユーロの貸出金に対してCOVID-19の条件緩和措置が提供されている。2022年12月31日現在、88%を超えるクライアントの債権は正常債権であり、当行のECLの水準は引き続き安定している。支払猶予貸出金はすべて、24ヶ月間の猶予期間に達するまで、支払猶予として分類される必要がある。

EBAによる支払猶予は、政府が制定した法的支払猶予と金融機関のグループが供与する非法的支払猶予に分けられる。

支払猶予は主に、ドイツ、イタリアおよびスペインにおいて与えられ、2020年度末および2021年度末までに期限切れとなった。支払猶予を利用した顧客の95%超が支払いを再開している。2021年12月31日現在、該当するものは、30百万ユーロ未満である。2022年度に、支払猶予の対象となる顧客の数および規模は、返済によりさらに大幅に減少した。2022年12月31日現在、ほぼすべての支払猶予が終了しており、現在も該当するものは4.5百万ユーロである。

公的保証スキームの下で新たに組成された貸出金：当行グループは、2022年12月31日現在、公的保証スキームの下で約34億ユーロの貸出金を組成している。貸出金のうちの約17億ユーロはKfWが資金提供するプログラムを通じてドイツ国内で供与されたものである。そのうち、2億ユーロは当該貸出金および保証の条件がIFRS第9号に基づく認識中止規準を満たしていることから認識が中止され、17億ユーロはスペインにおいて組成された。2022年12月31日現在、公的保証が提供された貸出金の94%は、引き続き定期的に返済されている。』

## 資産の質

IFRS第9号に基づく「資産の質」の項では、減損会計の対象となる負債性金融商品の質について記載する。当該商品は、IFRS第9号上、償却原価で測定される負債性商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品（FVOCI）、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメント（以下総称して「金融資産」という。）から構成される。

『

## 減損会計の対象となる金融資産の概要

以下の表は、IFRS第9号の要件に従い金融資産をステージ別に区分し、それぞれのエクスポージャー額および信用損失引当金の概要を示したものである。

## 減損会計の対象となる金融資産の概要

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在					2021年12月31日現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
償却原価で測定 <sup>1</sup>										
総帳簿価額	721,546	45,335	11,379	1,041	779,300	710,271	40,653	11,326	1,297	763,548
信用損失引当金 <sup>2</sup>	533	626	3,656	180	4,995	440	532	3,740	182	4,895
うち貸出金										
総帳簿価額	433,081	43,711	10,686	1,027	488,504	425,342	38,809	10,653	1,272	476,077
信用損失引当金 <sup>2</sup>	507	619	3,491	174	4,790	421	530	3,627	177	4,754
OCIを通じて公正価値で測定										
公正価値	31,123	482	70	0	31,675	28,609	326	44	0	28,979
信用損失引当金	14	12	43	0	69	15	10	16	0	41
オフバランス										
名目価額	296,062	18,478	2,625	8	317,173	276,1574	14,498	2,582	11	293,2484
信用損失引当金 <sup>3</sup>	144	97	310	0	551	108	111	225	0	443

1 償却原価で測定する金融資産は、償却原価で測定する貸出金、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レボ）、借入有価証券担保金ならびにその他の資産の特定の低位区分から構成される。

2 信用損失引当金は、2022年12月31日現在の14百万ユーロおよび2021年12月31日現在の4百万ユーロのカントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

3 信用損失引当金は、2022年12月31日現在の9百万ユーロおよび2021年12月31日現在の6百万ユーロのカントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

4 過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されている。

## カントリー・リスク引当金

当行グループは、国家の直接的介入（債務支払猶予または資本規制等）により、顧客が別の法域の債務を履行するための資金をクロスボーダーで移転できない場合、移転リスクについてカントリー・リスク引当金を計上している。移転リスクを定量化するために、当行は予想損失の計算を使用する。これにより、PDはリスク・リサーチによって提供されるカントリー・リスクの格付けを反映することとなる。2022年度末現在、当行グループは、オンバランスおよびオフバランス・シート項目に対して23百万ユーロのカントリー・リスク引当金を計上した。2021年度末現在から13百万ユーロ増加しており、主にロシアに居住する顧客に対するエクスポージャーによるものである。

## 償却原価で測定する金融資産

以下の表は、IFRS第9号の要件に従いステージ別に区分した、該当報告期間における償却原価で測定する金融資産および関連する信用損失引当金の変動の概要を示したものである。

## 当報告期間におけるエクスポージャーの変動

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ	総帳簿価額				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	710,271	40,653	11,326	1,297	763,548
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	106,702	5,554	923	-1	113,177
信用度の変動による振替	-2,101	666	1,435		0
認識中止に至らなかった変更による増減	0	-0	-6	0	-6
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産	-103,660	-2,177	-2,583	-258	-108,679
償却済債権戻入額	0	0	68	3	71
為替およびその他の変動	10,334	639	216	0	11,189
期末残高	721,546	45,335	11,379	1,041	779,300

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産は、主にステージ1において増加し、2022年度に160億ユーロ、率にして2%増加した。

ステージ1のエクスポージャーは、主にインベストメント・バンクおよびプライベート・バンクにおいて回収のために保有する負債性有価証券および償却原価で測定する貸出金が増加したことにより110億ユーロ、率にして2%増加した。これは、中央銀行預け金の減少により一部相殺された。

ステージ2のエクスポージャーは、マクロ経済見通しの悪化によりプライベート・バンクの償却原価で測定する貸出金が増加したことを主因として、50億ユーロ、率にして12%増加した。

ステージ3のエクスポージャーは、プライベート・バンクとPOCIローン・ポートフォリオにおける減少を主因として、2022年度は203百万ユーロ、率にして2%とわずかに減少した。これは新たな債務不履行に起因するコーポレート・バンクにおける増加により一部相殺された。

## 前報告期間におけるエクスポージャーの変動

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在				
	総帳簿価額				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	651,941	35,372	10,655	1,729	699,697
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	78,565	7,507	305	-102	86,277
信用度の変動による振替	-155	-1,109	1,264	0	0
認識中止に至らなかった変更による増減	-1	-0	-16	0	-17
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産	-34,157	-1,891	-1,271	-372	-37,691
償却済債権戻入額	0	0	55	23	78
為替およびその他の変動	14,078	774	333	19	15,204
期末残高	710,271	40,653	11,326	1,297	763,548

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産は、主にステージ1において増加し、2021年度に640億ユーロ、率にして9%増加した。

ステージ1のエクスポージャーは、主にインベストメント・バンクおよびプライベート・バンクの償却原価で測定する貸出金が増加したこと、また中央銀行預け金の残高の増加により、580億ユーロ、率にして9%増加した。

ステージ2のエクスポージャーは、2021年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスク・レポート」の「IFRS第9号の減損損失」の項に記載されるとおり、ステージ2のプロセス関連トリガーの改良により主にインベストメント・バンクで増加し、50億ユーロ、率にして15%増加した。

ステージ3のエクスポージャーは、プライベート・バンクおよびインベストメント・バンクにおける新たな債務不履行により、2021年度は240百万ユーロ、率にして2%とわずかに増加した。これは、コーポレート・バンクおよびキャピタル・リリース・ユニットのほか、当行グループのPOCI貸出金ポートフォリオにおける減少によって一部相殺された。

## 当報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在				
	信用損失引当金 <sup>2</sup>				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI <sup>4</sup>	合計
期首残高	440	532	3,740	182	4,895
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	-32	204	887	22	1,081
信用度の変動による振替	122	-121	-0	N/M	0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産 <sup>3</sup>	0	0	-1,014	-28	-1,043
償却済債権戻入額	0	0	68	3	71
為替およびその他の変動	2	12	-25	1	-10
期末残高	533	626	3,656	180	4,995
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額 <sup>1</sup>	90	82	886	22	1,081

1 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。

2 信用損失引当金には、2022年12月31日現在の14百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

3 この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。

4 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2022年度において46百万ユーロおよび2021年度において0百万ユーロであった。

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金は、主にステージ1およびステージ2に起因して、2022年度に100百万ユーロ、率にして2%増加した。

ステージ1の引当金は、上述のとおり、マクロ経済見通しの悪化に起因して93百万ユーロ、率にして21%増加した。

ステージ2の引当金は、上述のとおり、マクロ経済見通しの悪化に起因して94百万ユーロ、率にして18%増加した。

ステージ3の引当金は、インベストメント・バンクとコーポレート・バンクの新たな繰入により一部相殺されたものの、プライベート・バンクの不良債権ポートフォリオの売却により、87百万ユーロ、率にして2%減少した。

当行グループのステージ3のカバレッジ比率（ステージ3の償却原価で測定される金融資産（POCIを除く。）で除したステージ3の信用損失引当金（POCIを除く。）として定義される。）は、前年度の33%から当年度において32%となった。

マクロ経済環境の悪化により、信用度の変動によるステージ1への振替純額は、2022年度においては前年同期比でわずかに減少した。信用度の変動によるステージ2からの振替純額は、2022年度通年でも減少した。これは主に、COVID-19パンデミックからの回復を受けて、前年度にステージ2の引当水準が低下したためである。

2022年度のステージ3への振替純額（POCIを除く。）は、2021年度と比較して減少した。2022年度において信用度の変動によるステージ3への振替純額に重要性はなかったが、これはステージ3からの振替が、ステージ3への振替より多かったため相殺された結果である。これは、上述のとおり、前年度のステージ1およびステージ2の引当水準が低かったことに起因する。

#### 前報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在				
	信用損失引当金 <sup>2</sup>				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI <sup>4</sup>	合計
期首残高	544	648	3,614	139	4,946
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	-245	85	615	26	480
信用度の変動による振替	138	-197	58	N/M	0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産 <sup>3</sup>	0	0	-561	-5	-566
償却済債権戻入額	0	0	55	23	78
為替およびその他の変動	3	-4	-41	-0	-43
期末残高	440	532	3,740	182	4,895
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額 <sup>1</sup>	-107	-112	673	26	480

1 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。

2 信用損失引当金には、2021年12月31日現在の4百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

3 この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。

4 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2021年度において0百万ユーロおよび2020年度において46百万ユーロであった（過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されている。）。

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金は、主にステージ1およびステージ2における減少に起因して、2021年度に51百万ユーロ、率にして1%とわずかに減少した。

ステージ1の引当金は、2021年度有価証券報告書に記載のとおり、マクロ経済見通しの更新に起因して104百万ユーロ、率にして19%減少した。

ステージ2の引当金は、2021年度有価証券報告書に記載のとおり、マクロ経済見通しの更新に起因して117百万ユーロ、率にして18%減少した。

ステージ3の引当金は、プライベート・バンクとインベストメント・バンクの新たな債務不履行、ならびに既存のPOCI貸出金ポートフォリオに対する引当金の増加により、169百万ユーロ、率にして5%増加した。これは、コーポレート・バンクとキャピタル・リリース・ユニットにおける減少により一部相殺されている。

#### 業務部門別償却原価で測定する金融資産

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在									
	総帳簿価額 <sup>1</sup>					信用損失引当金				
	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計
コーポレート・バンク	114,983	11,030	2,879	0	128,892	91	99	963	0	1,153
インベストメント・バンク	164,443	10,288	2,375	1,041	178,147	145	89	491	180	904
プライベート・バンク	243,896	22,609	5,870	0	272,375	283	433	2,167	0	2,883

アセット・マネジ メント	1,861	49	0	0	1,910	0	0	0	0	0
キャピタル・リ リース・ユニット	1,769	115	115	0	2,000	1	2	34	0	36
コーポレートおよ びその他	194,594	1,244	140	0	195,978	13	4	1	0	18
合計	721,546	45,335	11,379	1,041	779,300	533	626	3,656	180	4,995

1 各業務部門の総帳簿価額の金額は、各業務部門からコーポレートおよびその他への現金残高の再配分後に報告されている。

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在									
	総帳簿価額 <sup>1</sup>					信用損失引当金				
	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計
コーポレート・バ ンク	116,332	10,165	2,113	0	128,611	56	83	901	0	1,040
インベストメン ト・バンク	147,177	9,783	2,487	1,264	160,711	106	78	356	182	723
プライベート・バ ンク	235,067	19,526	6,496	33	261,122	269	365	2,383	0	3,018
アセット・マネジ メント	2,218	58	0	0	2,276	1	1	0	0	2
キャピタル・リ リース・ユニット	2,743	210	212	0	3,165	2	1	99	0	103
コーポレートおよ びその他	206,734	910	18	0	207,663	6	3	1	0	10
合計	710,271	40,653	11,326	1,297	763,548	440	532	3,740	182	4,895

1 各業務部門の総帳簿価額の金額は、各業務部門からコーポレートおよびその他への現金残高の再配分後に報告されている。

#### 産業部門別償却原価で測定する金融資産

以下の表は、当行グループの産業別の資産の質の概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいている。NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) は、欧州の標準的な産業分類システムである。

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計
	農業、林業および 漁業	425	76	23	0	525	1	1	8	0
鉱業および採石	2,227	137	70	0	2,434	4	5	23	0	32
製造	25,151	4,670	1,163	84	31,068	35	64	519	3	620
電気、ガス、蒸気 および空調の供給	6,226	563	51	0	6,839	4	5	33	0	42
上下水道、廃棄物 処理および修復工 事	624	63	39	0	726	1	1	6	0	8
建設	3,453	540	203	87	4,282	5	9	91	10	115
卸売および小売、 自動車および二輪 車の修繕	18,710	2,530	733	31	22,004	20	30	383	3	437
輸送、倉庫	5,233	642	225	28	6,127	9	8	65	-0	83
宿泊、食品サービ ス	1,385	466	112	6	1,969	2	5	59	1	67
情報および通信	7,096	614	127	17	7,854	14	13	94	0	122
金融および保険	356,491	8,991	1,999	402	367,883	129	73	472	46	720
不動産	41,450	6,345	896	238	48,929	30	22	116	71	239
専門的、科学およ び技術活動	6,147	721	218	1	7,087	6	9	104	0	119
事務サポートサー ビス	8,429	1,003	383	18	9,833	9	13	94	6	121
行政、国防および 社会保障	30,984	418	923	0	32,325	15	0	17	0	33
教育	205	41	4	0	251	0	1	2	0	3
健康保険サービス および社会福祉事 業	4,188	351	83	0	4,622	8	12	12	0	32
芸術、娯楽および レクリエーション	922	185	28	1	1,137	1	5	2	0	9
その他のサービス 業	7,198	818	226	123	8,365	10	6	133	25	174
個人事業主の活動 および自家用製 品・サービスの製 造	194,959	16,160	3,874	6	215,000	229	343	1,423	15	2,010
地域外の組織およ び団体	41	0	0	0	41	0	0	0	0	0
合計	721,546	45,335	11,379	1,041	779,300	533	626	3,656	180	4,995



2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
農業、林業および漁業	544	73	29	0	646	1	1	11	0	12
鉱業および採石	2,771	95	63	0	2,929	3	0	13	0	17
製造	31,776	3,466	957	97	36,296	24	361	481	3	543
電気、ガス、蒸気および空調の供給	4,414	174	117	0	4,705	2	2	41	0	45
上下水道、廃棄物処理および修復工事	580	51	50	0	680	1	2	8	0	11
建設	3,672	375	271	128	4,446	8	5	178	-1	190
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	19,582	1,355	747	32	21,717	18	19	397	3	436
輸送、倉庫	4,513	862	378	29	5,782	12	12	72	-0	96
宿泊、食品サービス	1,356	769	122	18	2,265	1	9	62	-2	70
情報および通信	6,431	257	157	16	6,860	10	4	98	0	112
金融および保険	359,874	6,711	1,756	491	368,832	94	48	245	541	442
不動産	34,827	5,339	1,115	271	41,551	16	22	97	55	190
専門的、科学および技術活動	6,017	751	225	34	7,027	6	9	107	0	122
事務サポートサービス	9,477	1,767	467	24	11,736	11	21	132	4	167
行政、国防および社会保障	18,174	2,073	49	0	20,295	5	11	5	0	21
教育	190	34	5	0	228	0	1	2	0	3
健康保険サービスおよび社会福祉事業	3,620	331	105	0	4,056	4	6	18	0	28
芸術、娯楽およびレクリエーション	690	371	11	1	1,073	2	3	3	1	8
その他のサービス業	8,564	920	225	140	9,850	6	12	1161	49	183
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	193,159	14,880	4,477	16	212,532	218	309	1,653	16	2,196
地域外の組織および団体	40	0	1	0	41	0	0	1	0	1
合計	710,271	40,653	11,326	1,297	763,548	440	532	3,740	182	4,895

1 過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されている。

地域別償却原価で測定する金融資産

2022年12月31日現在										
総帳簿価額						信用損失引当金				
単位：百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
ドイツ	317,241	19,904	3,689	0	340,835	201	333	1,619	13	2,166
西ヨーロッパ(ドイツを除く。)	141,935	9,828	3,171	712	155,646	178	194	1,224	162	1,758
東ヨーロッパ	8,050	1,174	386	0	9,609	3	7	97	0	107
北アメリカ	173,084	10,504	1,628	149	185,366	81	55	289	5	431
中央および南アメリカ	4,525	253	82	5	4,865	6	2	5	0	12
アジア/太平洋	58,621	2,967	1,475	112	63,174	40	28	330	3	400
アフリカ	3,144	177	843	0	4,164	8	0	7	0	15
その他	14,946	527	105	63	15,642	16	6	86	-4	105
合計	721,546	45,335	11,379	1,041	779,300	533	626	3,656	180	4,995

2021年12月31日現在										
総帳簿価額						信用損失引当金				
単位：百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
ドイツ	316,467	17,941	3,581	33	338,023	191	298	1,653	14	2,156
西ヨーロッパ(ドイツを除く。)	134,187	9,224	3,652	937	148,000	134	156	1,533	150	1,973
東ヨーロッパ	6,818	494	99	0	7,412	2	4	53	0	59
北アメリカ	174,574	8,853	2,131	145	185,703	53	55	180	16	304
中央および南アメリカ	3,908	206	197	7	4,318	3	0	13	2	18
アジア/太平洋	58,984	2,351	1,518	137	62,990	45	8	227	2	282
アフリカ	2,081	1,319	39	0	3,439	3	11	1	0	16
その他	13,252	263	110	38	13,664	10	0	791	-2	88
合計	710,271	40,653	11,326	1,297	763,548	440	532	3,740	182	4,895

1 過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されている。

格付区分別償却原価で測定する金融資産

2022年12月31日現在										
総帳簿価額						信用損失引当金				
単位：百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
iAAA-iAA	251,598	228	0	0	251,826	3	0	0	0	3
iA	106,548	580	0	14	107,142	9	1	0	0	10
iBBB	172,643	6,246	0	0	178,889	63	21	0	0	84
iBB	152,063	14,891	0	0	166,954	212	91	0	0	302
iB	35,626	17,717	0	14	53,358	218	276	0	6	501
iCCC以下	3,068	5,672	11,379	1,013	21,132	28	237	3,656	174	4,095
合計	721,546	45,335	11,379	1,041	779,300	533	626	3,656	180	4,995

2021年12月31日現在										
総帳簿価額						信用損失引当金				
単位：百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
iAAA-iAA	257,805	471	0	0	258,276	2	0	0	0	2
iA	99,418	1,325	0	9	100,753	6	1	0	0	7
iBBB	163,434	3,938	0	0	167,371	39	12	0	0	51
iBB	151,290	11,898	0	0	163,188	150	71	0	0	221
iB	33,572	17,942	0	16	51,530	205	253	0	6	463
iCCC以下	4,752	5,079	11,326	1,272	22,430	39	195	3,740	177	4,151
合計	710,271	40,653	11,326	1,297	763,548	440	532	3,740	182	4,895

ステージ3の償却原価で測定する金融資産を有する債務者に対する追加資金の当行グループの既存の貸出コミットメントは、2022年12月31日現在では621百万ユーロ、2021年12月31日現在では384百万ユーロであった。

ステージ3の償却原価で測定する金融資産に対して保有していた担保

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在			2021年12月31日現在		
	総帳簿価額	担保	保証	総帳簿価額	担保	保証
償却原価で測定する金融資産（ステージ3） <sup>1</sup>	11,379	3,431	1,439	11,326	4,140	496

<sup>1</sup> ステージ3は、ここではPOCI以外の資産のみで構成される。

2022年度において、ステージ3の償却原価で測定する金融資産に対して保有していた担保および保証は、主にインベストメント・バンクおよびプライベート・バンクに起因して、234百万ユーロ、または率にして5%増加した。

完全に担保に供されているため、当行グループは、ステージ3の償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金を2022年度において916百万ユーロ、2021年度において1,130百万ユーロ計上しなかった。

償却原価で測定する条件変更資産

契約上のキャッシュ・フローが再交渉またはその他の方法で条件変更された場合に、金融資産は条件変更されたと看做される。再交渉または条件変更の結果、旧金融商品の認識の中止および新金融商品の認識が生じる場合と、生じない場合とがある。この項では、認識の中止が生じなかった条件変更資産について記述する。

IFRS第9号において、金融資産の条件が再交渉または変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利（EIR）で割引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された金融資産について、当該資産の信用リスクが著しく増加しているか否かの判断には以下の比較が反映される。

- 変更後の条件に基づく報告日現在の残存期間のデフォルト確率（PD）
- 当初認識時のデータおよび当初の契約条件に基づき見積られた残存期間のPD

以下の表は、IFRS第9号の各ステージに区分した、報告期間における償却原価で測定する条件変更金融資産の概要を示している。

償却原価で測定する条件変更資産

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在					2021年12月31日現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
条件変更前の償却原価の帳簿価額	0	0	47	0	47	0	22	17	0	40
認識された条件変更による利得/損失の純額	0	-0	-6	0	-6	-1	0	-16	0	-16

2022年度に、当行では、信用関連の条件変更起因して、償却原価で測定する条件変更資産が7百万ユーロ、率にして17%増加した。当行グループは、上記の表にCOVID-19に起因する条件変更を含めていない。COVID-19に関連する条件変更の詳細については、「COVID-19のパンデミックを背景とした法的・非法的支払猶予および公的保証スキーム」の項を参照のこと。

2022年度において、当行グループでは、ステージ1に改善した条件変更資産はなかった。当行では、その後ステージ2およびステージ3へ再度悪化した資産も発生しなかった。

2021年度において、当行グループでは、ステージ1に改善した条件変更資産の額に重要性はなかった。当行では、その後ステージ2およびステージ3へ再度悪化した資産も発生しなかった。

#### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

減損会計の対象となる、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値（FVOCI）は、2021年12月31日現在では290億ユーロであったのに対し、2022年12月31日現在、320億ユーロとなった。当該資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準を維持した（2022年12月31日現在は69百万ユーロであり、2021年12月31日現在は41百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、FVOCIの金融資産に関する更なる詳細は開示していない。

#### オフバランスの貸出コミットメントおよび保証業務

下記の表は、IFRS第9号の要件に従い、当行グループのオフバランスの金融資産をステージ別に区分し、それぞれの想定元本および信用損失引当金の概要を示したものである。

#### 当報告期間における想定元本の変動

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在				
	想定元本				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	276,157	14,498	2,582	11	293,248
新規事業を含む変動	16,078	361	62	-3	16,498
信用度の変動による振替	-3,047	3,166	-119	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	6,874	452	100	-0	7,427
期末残高	296,062	18,478	2,625	8	317,173
そのうち：金融保証	61,083	5,283	971	0	67,337

#### 前報告期間における想定元本の変動

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在				
	想定元本				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	251,795 <sup>1</sup>	8,723	2,587	1	263,106 <sup>1</sup>
新規事業を含む変動	18,247	3,236	-273	10	21,220
信用度の変動による振替	-2,177	2,019	158	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	8,292	521	110	0	8,923
期末残高	276,157 <sup>1</sup>	14,498	2,582	11	293,248 <sup>1</sup>
そのうち：金融保証	55,477	2,975	1,036	0	59,488

<sup>1</sup> 過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されている。

## 当報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在				
	信用損失引当金 <sup>2</sup>				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	108	111	225	0	443
新規事業を含む変動	21	-1	78	0	99
信用度の変動による振替	12	-15	3	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	4	3	3	0	9
期末残高	144	97	310	0	551
そのうち：金融保証	95	56	226	0	378
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金 繰入額 <sup>1</sup>	33	-16	82	0	99

1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

2 信用損失引当金には、2022年12月31日現在の9百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

## 前報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在				
	信用損失引当金 <sup>2</sup>				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	144	74	200	0	419
新規事業を含む変動	-43	38	18	0	13
信用度の変動による振替	3	-5	2	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	3	3	6	0	12
期末残高	108	111	225	0	443
そのうち：金融保証	69	64	164	0	297
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金 繰入額 <sup>1</sup>	-40	33	19	0	13

1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

2 信用損失引当金には、2021年12月31日現在の6百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

## 法的請求

執行請求の対象資産は、全額または一部が償却された資産であり、当行グループが引き続き当該資産について回収努力を行っているものから構成される。このような執行請求には、例えば、当行が引き続きリソース（当行グループの法務部門/CRMワークアウト・ユニット等）を法的手段または外部の回収機関を通じた回収のために投入している場合が含まれる。また、執行請求には、金額の回収見込みおよび回収の時間枠に関わらず、当行が残高および未決済の法的請求権を保持している場合も該当する。特定の法域によっては、回収案件が数年に及ぶことが一般的である場合もある。

報告期間中に償却され、依然として執行請求の対象である金融資産の残高は、2022年度において、主にコーポレート・バンクおよびプライベート・バンクにおける175百万ユーロとなった。2021年度において、法的請求は234百万ユーロとなり、主にコーポレート・バンク、インベストメント・バンクおよびプライベート・バンクに関連するものであった。』

## 償却原価で測定する再交渉された資産および支払猶予資産

経済的または法的理由により、当行は、財政的困難に直面する、または直面する可能性のある借手との間に支払猶予合意を締結し、一定期間に限り契約上の債務を緩和する場合がある。当行の法人顧客に関しては、各取引および顧客特有の事実および状況を考慮の上、個別のアプローチが適用される。消費者貸出金に関しては、当行は一定期間に限り支払猶予を提供し、残高の全部もしくは一部または将来の割賦払いの支払を後の時点まで猶予する。しかし、当該期間中に支払われない金額（経過利息を含む。）は、後の時点で埋め合わせされなければならない。返済オプションには、残存期間にわたる分割、一括払いまたは期日延長が含まれる。支払猶予は制限されており、顧客の経済状況、当行のリスク管理戦略および現地の法律に依存する。支払猶予合意が締結された場合には、以下に記載する減損の測定が実施され、必要な場合には減損損失が計上され、対象貸出金はその後減損債権として計上される。

当行グループの償却原価で測定する支払猶予資産の管理および報告において、当行はEBAによる支払猶予および不良債権の定義（規制(EU)第575/2013号第99条(4)に基づく、支払猶予および不履行エクスポージャーに関する監督報告についての実施技術基準（ITS）に従っている。当行グループは、資産がITSに記載された条件を満たした時点で支払を猶予されたものとして報告し、ITSの停止要件を満たした時点で支払猶予資産の当行の報告から除外している（すなわち、契約は履行中と見なされ、最低2年間の猶予期間が経過しており、猶予期間の少なくとも半分の期間にわたって総額として重要でない元本または利息を定期的に支払っており、猶予期間の終了時に債務者へのエクスポージャーのいずれも30日以上経過していない。）。

2020年に、COVID-19のパンデミックの結果として供与された条件緩和措置が上記の規制に追加された。これらの措置は、EBAガイダンスに準拠したステージ移行を通常は引き起こさない場合でも、以下の表に含まれている。対照的に、COVID-19関連の支払猶予は以下の表と関連性がない。詳細については、「COVID-19のパンデミックを背景とした法的・非法的支払猶予および公的保証スキーム」の項を参照のこと。

#### 償却原価で測定する支払猶予金融資産

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在					償却原価で測定する支払猶予貸出金合計
	履行				不履行	
	ステージ1	ステージ2	ステージ1	ステージ2		
ドイツ	729	1,563	0	21	1,066	3,379
ドイツ以外	1,254	3,139	60	13	3,299	7,764
合計	1,983	4,702	60	34	4,365	11,143

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在					償却原価で測定する支払猶予貸出金合計
	履行				不履行	
	ステージ1	ステージ2	ステージ1	ステージ2		
ドイツ	690	1,903	0	17	1,056	3,665
ドイツ以外	2,478	3,489	135	25	3,949	10,076
合計	3,168	5,391	135	42	5,004	13,741

#### 償却原価で測定する支払猶予金融資産の変動

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
期首残高	13,741	13,459
期中に支払猶予貸出金に分類されたもの	3,196	4,945
期中に非支払猶予貸出金に振り替えられたもの（返済を含む。）	-5,899	-4,934
信用損失償却	-142	-43
為替レートおよびその他の変動	248	313
期末残高	11,143	13,741

償却原価で測定する支払猶予資産は、2022年度において26億ユーロ、率にして19%減少した。これは、COVID-19関連の支払猶予措置の縮小によるものだが、インベストメント・バンクとコーポレート・バンクにおける増加により一部相殺された。

償却原価で測定する支払猶予資産は、2021年度において、282百万ユーロ、率にして2%の微増であった。

#### 取得した担保

当行グループは、受入担保の所有権を得るか、または他の信用補完を要求するといういずれかの場合にのみ、担保を取得し貸借対照表上に計上している。取得した担保は、秩序ある方法によりまたは売却を通じて売却可能となり、かかる受取金は未返済債務の返済または削減に充てられる。当行は通常、取得した物件を当行グループの事業の用途に供することはない。

#### 報告期間中に取得した担保

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度
商業用不動産	2	0
住宅用不動産 <sup>1</sup>	1	2
その他	0	0
報告期間中に取得した担保合計	4	2

1 担保権が実行された住宅用不動産の帳簿価額は、2022年12月31日現在で62百万ユーロおよび2021年12月31日現在で67百万ユーロであった。

上記の表に示された、取得した担保は、IFRS第10号に基づき証券化信託を連結した結果計上された担保を除いている。当行グループはこれらの信託に対して、2021年度において46百万ユーロの担保を取得したが、2022年度においては取得した担保はなかった。』

#### デリバティブ - 信用評価調整

当行は、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（CVA）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットティング契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。

#### デリバティブでの債務不履行の場合の取扱い

標準的な貸出金資産の場合とは異なり、当行では通常、現時点での再調達原価の動向や相手先の行為によって、当該取引に基づく将来の支払義務が不履行となるリスクの存在が示唆された場合に、当行のデリバティブ取引の信用リスクを管理するための、より多くの選択肢を有している。これらの状況の下、当行では多くの場合、関連するデリバティブ契約に基づいて、追加担保の確保や、直前の通知によるデリバティブ取引の終了または清算が可能である。

顧客との間のOTCデリバティブ取引のマスター・アグリーメントおよび関連する担保契約により、通常、当行の信用エクスポージャーの大部分は担保によって保証される。また、それらの契約には広範な標準的または特定の終了権も規定されており、これにより、当行は相手先の債務不履行や不履行リスクが高いことを示唆するその他の状況に迅速に対応できる。

当行の契約終了権は、相手先の債務不履行の可能性の適時な識別と対応を確実に行うための役割および責任を明確に記載した内部の方針および手続により定められている。これらの手続には必要な清算およびトレーディング規制が含まれている。デリバティブ取引の終了を決定した結果、相手先に差額債務が残った場合、当行では当該債務をデリバティブ以外の債権に組み直し、通常の特別債権管理プロセスを通じてこれを管理する。このため、会計目的上、当行には通常、不履行のデリバティブは表示されない。

誤方向リスクは、相手先に対するエクスポージャーが当該相手先の信用の質と負の相関関係にある場合に発生する。CRR第291条(2)および(4)に従って、当行は、いくつかの誤方向リスク階層（特定の誤方向リスクおよび国/産業/地域レベルで一般的に明示的な誤方向リスクならびに一般的な潜在的誤方向リスク）を監視するための月次のプロセスを有しており、当該プロセスによって誤方向リスクにさらされる取引により発生する関連エクスポージャーが自動的に選択され、責任ある与信業務担当者にコメントを求めめるために提示される。その後、誤方向リスク報告書は月次で信用リスク上級管理職に提出される。さらに、当は、当行自身のアルファ係数（CRR第284条(9)の定義による。）を調整するための確立されたプロセスを利用して、当行のデリバティブおよび証券金融取引ポートフォリオにおける全体的な誤方向リスクを見積っている。プライベート・バンク（ドイツ）のデリバティブのカウンターパーティ・リスクは、当行グループにとって重要性はなく、保有担保は通常、現金の形態である。

『

#### 信用リスクの管理および軽減

##### 相手先レベルでの信用リスクの管理

信用関連の相手先は主に、与信チーム内の信用責任者に割り当てられる。与信チームは、相手先の種類（金融機関、会社または個人等）経済圏（例えば、新興市場）または商品（ストラクチャード・クレジット）に応じて構成されており、必要に応じて専門の格付アナリスト・チームの支援を受ける。各信用責任者は、これらの相手先および当該相手先に関連する信用関連取引に係る信用リスクを管理するための、適切な専門知識および経験を有している。リテール顧客については、与信意思決定および信用監視は、効率性のため高度に自動化されている。信用リスク管理部は、これらの高度に自動化されたリテール与信プロセスにおいて使用される各プロセスおよび手法を全面的に監視する。各信用責任者は、割り当てられた相手先のポートフォリオについて、継続的な信用監視を実施する責任を負う。ドイツ銀行はまた、リスク増大/損失リスクが増加している可能性のある信用エクスポージャーを初期段階で識別することを目的とした手続を整備している。

ドイツ銀行が債務不履行損失のリスクの高まりを呈する程度まで信用の質が低下したかまたは低下しそうな懸念のある相手先を識別した場合は通常、それぞれのエクスポージャーを「要注意リスト」に記載する。ドイツ銀行は、信用エクスポージャーを効果的に管理し潜在的損失を最小化するために、当行のリスク管理手法の適用により、問題の起こる可能性が示された相手先を十分前もって識別することを目標としている。この早期警戒システムの目的は、行動のための十分な選択肢があるうちに、潜在的な問題に対処することである。この早期のリスク発見はドイツ銀行の与信カルチャーの基本理念であり、これらのポジションに対する経営陣の意識を高めることを目的としている。

与信限度枠は、信用リスク管理機能が委譲された与信権限を行使することで設定される。これは、リスク選好を考慮に入れ、対象の相手先の予想される決済のパターンを反映する方法で、信用リスク管理が事前に承認した限度枠内でなければならない決済リスクに関しても同様である。与信承認は、各与信権限保有者による与信報告書への署名をもって文書化され、将来の参考のために保管される。

与信権限は通常、各人の専門的資格および経験に応じて、個人の与信権限として各人に委譲される。委譲された与信権限はすべて、それらが権限保有者の個々の実績に照らして相応であることの確保を支援するために、定期的にレビューされる。

各個人の与信権限が必要な与信限度枠を設定するのに不十分である場合、対象取引は、より上位の与信権限保有者に委ねられるか、必要に応じて適切な与信委員会に委ねられる。個人および委員会の権限が適切な限度枠を設定するのに不十分である場合、当件の承認は取締役会に委ねられる。

#### 相手先レベルでの信用リスクの軽減

相手先の信用の質および当行グループのリスク選好の決定と、エクスポージャーと当行の集中リスク選好の整合性を図ることに加えて、ドイツ銀行はまた、信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を減少させるために、様々な信用リスク軽減技法を使用する。信用リスクの軽減は次の形態で適用される。

- 適切な条件が付された、包括的かつ法的強制力のある与信文書。
- 債務の回収を増加させることで損失を減少させる様々な形式の担保。担保管理の主要な原則には、法的効力および強制力、慎重かつ現実的な担保評価、リスクと規制上の自己資本の削減、コストの効率性が含まれる。
- 当行の戦略的法人貸出（SCL）によって実行されるヘッジを含む、債務者の債務不履行リスクを第三者に対し移転するリスクの移転。証券化といったリスク圧縮ツールを利用する可能性もある。
- デリバティブおよび証券金融取引（レボ取引等）からの信用エクスポージャーを減少させるネットティングおよび担保契約。
- 主に当行のカウンターパーティ・ポートフォリオ管理デスクを通じたCDS契約を用いた、CVAを含むデリバティブのカウンターパーティ・リスクのヘッジ。

#### 担保

ドイツ銀行は、信用リスクにさらされる顧客から担保を受け取ること、または法的効力および強制力のある契約により合意された第三者により担保を提供されることについて定期的に合意しており、理由を付した書面による法的意見により文書化されている。担保とは、譲渡もしくは差入資産（資金提供）または第三者の債務の形（非資金提供）での信用プロテクションであり、相手先の債務不履行リスクの代わりとなるか、または債務不履行の際の回収を改善させることにより、エクスポージャーの信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。ドイツ銀行は通常、各事業にとって価値があり、かつ適格と認められるあらゆる種類の担保を対象としているが、特定の事業または地域においては、それぞれの市場の慣習に従い、または効率性の観点から、担保の種類を制限することがある。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、質の高い引受基準や、CRR第194条(9)に従った相手先の債務返済能力の十分な評価の必要性に取って代わるものではない。

ドイツ銀行は受入担保を以下の2種類に分類している。

- 金融およびその他の担保は、相手先がその第一義的な債務を履行する能力がないか、または履行する意思のない場合に、差入担保資産を清算することにより、ドイツ銀行がエクスポージャー残高の全部または一部を回収することを可能にする。現金担保、有価証券（株式、債券）、他の請求権またはトレーディング在庫の差入または譲渡担保、動産（例えば、工場、機械、船舶および航空機）および不動産が通常この範疇に入る。すべての金融担保は、それぞれの信用エクスポージャーに対して定期的に（多くの場合は毎日）再評価され、測定される。不動産を含むその他の担保の価値は、内部および/または外部の専門家による定期的なレビューまたは再評価を含む確立されたプロセスに基づいて監視される。
- 保証担保は、法的契約に基づく債務を履行する相手先の能力を補完するものであり、このため相関関係にない第三者により提供される。信用状、保険契約、輸出信用保険、保証、クレジット・デリバティブおよびリスク・パーティシペーションが通常この範疇に入る。相関関係にある顧客のグループメンバー（通常、親会社）が提供する保証やハードコンフォートレターも認められ、承認された格付スコアカードにおいてリスク移転に使用される。保証人の投資不適格価格付の保証担保は限定されている。

ドイツ銀行のプロセスは、当行グループがリスク軽減の目的で受け入れる担保が高品質であることの確保を目指している。これには通常、実現可能および測定可能な担保資産に関する法的効力および強制力のある文書整備のためのプロセスが含まれ、受入プロセスにおいて社内の専門鑑定人、適切な資格、スキルおよび経験を有する社内の専門チーム、または規制上のプロセスで義務付けられる適切な外部鑑定人によって評価される。適用される評価は、一般に認められた評価手法またはモデルに従う。担保の種類に固有の適切な頻度で、また、関連するリスク・パラメータを考慮して、事象に応じたレビューにより、価値の継続的な正確性がモニターされている。価値の毀損の可能性が高いかつ重要性がある場合には再評価が行われ、それに伴ってその後のモニタリングが調整される可能性がある。特定の取引に関する担保の適切性の評価は、与信意思決定の一部であり、適用される担保のヘアカット含めて保守的に実施されなければならない。ドイツ銀行は、担保の種類に特有のヘアカッ



トを設定しており、これは定期的にレビューおよび承認される。この点においてドイツ銀行は、相手先のリスクが担保価値の悪化リスクと正に相関する「誤方向」リスクの特性を回避するよう努めている。保証担保については、保証人の信用度の分析プロセスが、相手先に関する与信評価プロセスとリンクされている。』

担保の評価は、清算シナリオの下で検討される。清算価値は、担保の慎重な準備と秩序ある清算を通じて公正な価格を得るという基本ケースのシナリオにおける、担保の貨幣化または実現化による期待収益に等しい。担保は、時間の経過とともに価値が変動する（動的価値）か、そうでない（静的価値）かのいずれかである。動的な清算価値には通常、流動性や市場性の側面に対応するための、実現可能価額に対するセーフティ・マージンやヘアカットが考慮される。

『

当行グループは、特に下記の事項に基づき、適格担保に清算価値を割り当てている。

- 出発点としての担保の市場価値、および／または貸出価額、想定元本または額面価額。
- 担保の種類：担保付エクスポージャーの通貨と担保の通貨のミスマッチ（もしあれば）、満期のミスマッチ（もしあれば）。
- 適用される法的環境または法域（オンショア担保対オフショア担保）。
- 合意された終了条項に関連する市場の流動性およびボラティリティ。
- 借手の株式または有価証券を担保に供した場合（この場合は一般に、完全な相関関係があることから清算価値はゼロである。）等、借手のパフォーマンスと担保価値との間の相関関係。
- 物的担保の質、および訴訟リスクや環境リスクの発生可能性。
- 関連する方針により規定されている、回収リスク（すなわち、平均清算期間における価格リスク、ならびに処理／利用／販売に係るコスト）を反映した、担保の種類ごとに決められたヘアカット（0～100％）。

担保のヘアカットの設定は通常、利用可能な過去の内部および／または外部の回収データ（適切な場合には、専門家の意見も利用可能である。）に基づいている。当該設定は、リスク管理部の専門家から提供される回収および評価に関する予測という形で、将来的な要素も組み込んでいる。異なる種類の担保の清算から予想される収益を考慮すると、それぞれの価値変動、市場特有の清算コストおよび期間、ならびに適用されるヘアカットは、0～100％の間で変動する。データが十分に入手できない、または決定的でない場合は、通常よりも保守的なヘアカットを適用しなければならない。ヘアカットの設定は、少なくとも毎年見直される。』

## リスクの移転

第三者に対するリスクの移転は、当行の総合的リスク管理プロセスの重要な一部を形成し、完全な売却、シングル・ネームおよびポートフォリオのヘッジならびに証券化を含む様々な形式で行われる。リスクの移転は、個別に承認された職務に従って、それぞれの業務ユニットおよび当行の戦略的法人貸出によって行われる。

戦略的法人貸出は、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク部門全体の機関および法人の信用ポートフォリオ、レバレッジド・ポートフォリオおよびドイツ中小企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの残余信用リスクを管理している。

集中的価格照会サービスとして、戦略的法人貸出は業務に対し、貸出申込のための観察または算出された資本市場相場を提供する。しかしながら、その業務がその信用リスクを締結できるか否かの決定は依然として信用リスク管理部が一手に行う。

戦略的法人貸出は、リスク管理規律を強化し、リターンを改善し、より効率的に資本を使用するために、信用リスクのフレームワークの中で2つの主要な目的に集中している。

- 信用ポートフォリオ内のシングル・ネームに対する信用リスクの集中を減少させる。
- 債権売却、ローン担保証券による証券化、債務不履行保険担保ならびにシングル・ネームおよびポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップを含む技法を利用することにより信用エクスポージャーを管理する。

## デリバティブおよび証券金融取引のネットティングおよび担保契約

ネットティングは、取引所で取引されるデリバティブとOTCデリバティブ取引の双方に適用される。ネットティングはまた、リスク軽減に関する文書、仕組みおよび性質により基礎となる信用リスクとのネットティングが認められる範囲で、適用法および当行の金融契約ネットティング・担保に係る法的な方針および手続（以下総称して「ネットティング方針」という。）に従って、証券金融取引（レポ取引、有価証券貸付取引および信用貸借取引等）にも適用される。デリバティブと証券金融取引の間のクロスプロダクト・ネットティングが特定のケースで使用される場合があるが、当行は規制目的でクロスプロダクト・ネットティングを使用することはない。

取引所で取引されるデリバティブはすべて、中央清算機関（CCP）を通じて清算される。当該機関は、取引を行う各事業体の間に入り、各事業体の相手先となる。法的に要求されている場合、または利用可能な場合、および当行の相手先と合意した範囲で、ドイツ銀行はCCPクリアリングをOTCデリバティブ取引にも利用する。

ドッド＝フランク法および関連する米国先物商品取引員会（CFTC）の規則は、特定の相手先と取引する場合の限定的な例外はあるものの、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト

ト・スワップを含む。)に関する米国での強制的なCCPクリアリングを要求している。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号(EMIR)、ならびに当該規則に基づく委員会委任規則(EU)第2015/2205号、(EU)第2015/592号および(EU)第2016/1178号は、特定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なCCPクリアリングを導入した。EU圏内での強制的なCCPクリアリングは、一定の金利デリバティブについては2016年6月21日に、特定のiTraxxベースのクレジット・デリバティブおよび追加金利デリバティブについては2017年2月9日に開始した。EMIRの第4条(2)により、管轄当局にはグループ内取引について強制的なCCPクリアリングを免除する権限があるが、これは、グループ内取引の完全連結や、適切な一元的リスク評価、測定および統制の手段の適用といった特定の要件が満たされている場合に限る。当行は、Deutsche Bank Securities Inc.およびDeutsche Bank Luxembourg S.A.を含む複数の規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関するクリアリングの免除を認められており、これを利用することができる。当行は2022年12月31日現在、グループ内における58の二者間の関係に関して、EMIRのクリアリング義務のグループ内免除を認められている。クリアリング義務の対象となる関連取引タイプにすべてのエンティティが参加するわけではないため、免除の範囲は異なる。58の二者間の関係のうち、14の関係は両エンティティとも完全免除が認められている欧州連合(EU)で設立されており、44の関係は片方のエンティティが第三国で設立されている(以下「第三国関係」という。)。第三国関係では、クリアリング義務の対象となる新しい資産クラスごとに繰り返し適用することが要求され、このプロセスは2017年度中に実施された。「プレグジット」に伴い、一部のエンティティの地位がEUのエンティティから第三国のエンティティへと変更されたが、クリアリング免除の観点で、当行への影響はなかった。

CCPの規則および規制では通常、同日同通貨払いのすべての金額に関する二者間の相殺(以下「ペイメント・ネットティング」という。)を規定しており、それにより当行の決済リスクが削減される。CCPが適用するビジネス・モデルに応じて、このペイメント・ネットティングは、CCPによって清算される当行のデリバティブのすべてに対してか、または少なくとも同じクラスを成すデリバティブに対して適用される。CCPの規則および規制の多くは、CCPの債務不履行時における清算されたすべての取引の終了、クローズ・アウトおよびネットティング(以下「クローズ・アウト・ネットティング」という。)も規定しており、それにより当行の信用リスクが削減される。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、ドイツ銀行は、関連するCCPのクローズ・アウト・ネットティング規定が法的に妥当であり強制力があり、当行のネットティング方針に従って承認されたとドイツ銀行が確信する範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

CCPクリアリングが利用できない場合、OTCデリバティブ取引から生じる信用リスクを削減するために、ドイツ銀行は当行の相手先と標準的なマスター・アグリーメント(国際スワップおよびデリバティブ協会(ISDA)によって発行されたデリバティブ用マスター・アグリーメントやドイツの金融デリバティブ取引に関するマスター・アグリーメント等)を締結することを定期的に模索している。マスター・アグリーメントは、相手先の債務不履行時に、マスター・アグリーメントの下に締結されたデリバティブ取引から生じる権利と義務のクローズ・アウト・ネットティングを可能とし、当該相手先に対する純債権または純債務に一本化する。ペイメント・ネットティングは随時、当行の決済リスクを軽減できるマスター・アグリーメントの条件に基づき、同一の支払日を有する複数の取引(外国為替取引等)について、相手先と合意される場合がある。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、ドイツ銀行は、すべての関連法域でマスター・アグリーメントが法的に妥当であり強制力があり、クローズ・アウト・ネットティングが当行のネットティング方針に従って承認されているとドイツ銀行が判断する範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

ドイツ銀行はさらに、マスター・アグリーメントの付随契約として信用補充条項(credit support annexes)(CSA)を締結することで、デリバティブ関連信用リスクを一層削減している。これらの条項では通常、対象エクスポージャーの定期的(通常は毎日)な証拠金授受を通じてのリスク軽減を規定している。CSAではまた、相手先が証拠金請求に応じられなかった場合に関連するデリバティブ取引を終了させる権利を規定している。ネットティングと同様に、ドイツ銀行が当該条項に強制力があると考える場合、これをエクスポージャー測定に反映する。』

マスター・アグリーメントの付随契約としてのCSAの一部においては、格付トリガーが規定されており、当事者の格付が引き下げられた場合には追加担保の差入れが要求される。ドイツ銀行はさらに、当事者の格下げ時における追加的な契約終了事象を規定したマスター・アグリーメントも締結している。CSAおよびマスター・アグリーメントにおけるこれらの格下げ規定は、通常は両当事者に対して適用されるが、ドイツ銀行のみに適用されるアグリーメントもある。ドイツ銀行は、格下げに伴う当行の潜在的な偶発的支払債務につき、流動性リスクに関するストレス・テストおよび流動性カバレッジ比率のアプローチにおいて継続的に分析および監視している。当行の信用格下げによる定量的影響の評価については、「流動性リスク」の項の「ストレス・テストの結果」の表を参照のこと。

ドッド=フランク法およびそれに基づくCFTCの規則(CFTC規則第23.504段落を含む。)、ならびにEMIRおよびそれに基づく委員会委任規則(すなわち、委員会委任規則(EU)第2016/2251号)は、マスター・アグリーメントおよび関連するCSAの強制使用を導入し、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引の締結前または締結と同時にこれらの実行を義務付けた。また、特定の文書化は、米国の自主規制機関が採用する米国の証拠金規制により義務付けられている。米国の自主規制機関による証拠金規制により、ドイツ銀行は、他のデリバティブ・ディーラー、ならびに(a)米国の証拠金規制で定義されている「財務情報エンドユーザー」であり、かつ(b)クリアリングされていないスワップ、クリアリングされていない証券派生スワップ、外国

為替予約および外国為替スワップの前年度の6月、7月および8月における日次平均名目金額総額が80億米ドルを超える当行の相手先に対し、当行のデリバティブ・エクスポージャーに関して当初証拠金を差入れ、回収することを要求されている。米国の証拠金規制はまた、上記に該当しないデリバティブ・ディーラーおよび特定の財務情報のエンドユーザーである相手先に対しても、当行のデリバティブに関して変動証拠金を差入れ、回収することをドイツ銀行に要求している。これらの証拠金規制には、当初証拠金に関して50百万米ドルの限界値が設けられており（ただし、変動証拠金に関する限界値は設けられていない。）、最低振替額は両証拠金を合わせて500,000米ドルである。米国の証拠金規制は大手銀行に対して2016年9月から、また変動証拠金に関する追加要件は2017年3月1日に発効しており、当初証拠金に関する追加要件は2017年9月から2022年9月まで段階的に発効している。

EMIRの証拠金規制を実施する委員会委任規則(EU)第2016/2251号に基づき、CSAでは、限界値をゼロ、最低振替額を500,000ユーロ以内として、日次評価および日次の変動証拠金の授受を規定しなければならない。80億ユーロを超える大きなデリバティブ・エクスポージャーの場合は、当初証拠金も差入れなければならない。EMIRにおける変動証拠金に関する要件は2017年3月1日付で発効しているが、当初証拠金に関する要件は当初2021年9月1日までに段階的に導入される予定であった。しかしながら、2021年2月17日に公表された法改正の期限が2022年まで延長された。委員会委任規則(EU)第2016/2251号の第31条に基づき、一定の要件が満たされている場合、EU加盟国は、一部のネットイング適用外の法域における相手先とは証拠金の交換を行わないことを決定することができる。EMIRの第11条(5)から(10)に基づき、管轄当局は、特定の要件が満たされている場合にグループ内取引について証拠金授受の義務を免除する権限を有する。これらの要件の一部はEMIRのクリアリングの免除（上記参照）と同じ内容であるものの、グループ会社同士の資金の即時振替または負債の返済に関して現行の、または予見される実務上の規制や法的規制がない場合等、追加的な要件も含まれている。当行は、この免除規定を利用している。当行は、Deutsche Bank Securities Inc. およびDeutsche Bank Luxembourg S.A. を含む一部の規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関する担保の免除を申請し、認められた。当行は2022年12月31日現在、[db.com/legal-resources/european-market-infrastructure-regulation/intra-group-exemptions-margining](https://www.db.com/legal-resources/european-market-infrastructure-regulation/intra-group-exemptions-margining)において公表されている、グループ内における多数の二者間の関係に関して、EMIRの担保設定義務のグループ内免除を認められている。いくつかの二者間の関係については、EMIRの第11条(5)に基づくEMIRの証拠金の免除を適用することができる。すなわち、両エンティティが同じEU加盟国において設立されているため、申請または公表を必要としない。第三国の子会社については、グループ内免除は当初、2022年6月30日か、EMIRの第13条(2)に基づくEU委員会による同等の決定の公表から4ヶ月後のいずれか早い方までに限定されていた。ただし、同等の決定が適用可能な場合に追跡免除アプリケーションが作成され、供与される場合はこの限りではない。2023年2月13日、規則(EU)第2016/2251号の修正が官報に掲載された。この修正は、免除の終了日を2025年6月30日まで延長するものである。申請要件は「EMIR 3.0」で廃止される可能性があるが（欧州委員会の提案 COM (2022年) 697最終版を参照のこと。）、ドイツ銀行は、必要が生じた場合にグループ内証拠金の準備が整っていることを確認するプロセスを引き続き整備する。

『

#### 信用リスク軽減内における集中

実施された信用リスク軽減内における集中は、類似する経済特性を備えた多数の保証人およびクレジット・デリバティブの提供者が同等の業務に従事し、経済または業界の状況変化が当該保証人および提供者の契約上の債務を満たす能力に影響を及ぼす場合に発生する可能性がある。集中リスクは、担保ポートフォリオ（第三者に対する複数の請求権や債権等）においても発生する可能性があり、それらは、適切な場合、評価プロセスおよび/または立入検査の中で保守的に考慮される。ドイツ銀行は、様々な手法および測定基準を使用して、当行の信用リスク軽減活動および潜在的な集中を監視している。』

信用リスク軽減の適用および潜在的な集中の影響に関連した定性的および定量的詳細については、「最大信用リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。

『

#### ポートフォリオ・レベルでの信用リスクの管理

エンタープライズ・リスクおよび信用リスク・ポートフォリオ管理は、ポートフォリオ・レベルで集中リスクを管理するための枠組みを定めている。これには、与信承認の文脈で考慮する必要のある、グループ、部門、業務ユニット、法人、支店、資産クラス、国、産業レベルといった様々な側面において、信用リスク選好度を戦略的に設定、モニタリング、レビュー、報告および管理することが含まれる。さらに、エンタープライズ・リスクおよび信用リスク・ポートフォリオ管理は、リスク種別にみた当行のリスク・プロファイルについて包括的かつ全体的な概観を示している。

ポートフォリオ・レベルでは、信用リスクの著しい集中は、類似する経済特性を備えた、または同等の業務に従事する多数の相手先に対する重要なエクスポージャーを有することから生じる可能性がある。すなわち、これらの類似性により、契約上の債務を満たす能力が、経済または業界の状況変化から同様の影響を受ける可能性がある。

ドイツ銀行のポートフォリオ管理のフレームワークは、集中を許容範囲内に維持するために、当行グループの信用リスク・ポートフォリオ内における集中の包括的な評価を支援する。

リスクとポートフォリオの動向は、信用リスク管理のリーダーといった信用リスク管理機能全体からの代表者を含む、信用リスク選好およびポートフォリオ管理フォーラムで定期的に議論される。

#### 業界リスク管理

業界リスクを管理するため、ドイツ銀行は会社および金融機関の相手先を様々な業界別サブ・ポートフォリオにグループ分けしている。ポートフォリオについては、ポートフォリオの規模、リスク・プロファイルおよびリスクの進展に応じて定期的にレビューを行っている。より大きな/よりリスクの高いポートフォリオは、少なくとも年に1回レビューされる。このレビューでは、業界動向および当行の信用ポートフォリオに対するリスクを強調し、クロス・リスクの集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイルを分析し、景気悪化の場合のストレス・テストの結果を組み込む。最後に、この分析は、対象とするポートフォリオに関する与信戦略を定めるために使用される。

当行の業界限度枠のフレームワークでは、各業界のサブ・ポートフォリオ内の相手先に対する与信限度総額の限界値が設定されている。リスク管理の目的上、産業部門全体の限度総額は、本報告書の他の場所で適用されているNACE (Nomenclature des Activités Economiques dans la Communauté Européenne) コードに基づく観点とは必ずしも一致しない。最近の動向を議論し必要な場合の対応に合意するため、エンタープライズ・リスク委員会のために業界ポートフォリオの概略が定期的に作成される。

信用リスク以外では、当行の業界リスク・フレームワークは、トレーディング可能な信用ポジションに係る限界値から構成され、業界に関連する重要な非金融リスクは注意深く監視されている。

#### カントリー・リスク管理

地域および国の観点からの過度の集中を回避することもまた、当行の信用リスク管理フレームワークの不可欠な一部である。その達成のために、日本以外のアジア、中央東ヨーロッパ、中東およびアフリカ、ラテンアメリカの国々、ならびに特定の先進国市場(内部のカントリー・リスク格付に基づく。)にカントリー・リスク限界値が適用される。業界リスクと同様に、カントリー・ポートフォリオについても、ポートフォリオの規模、リスク・プロファイルおよびリスクの進展に応じて定期的にレビューを行っている。より大きな/よりリスクの高いポートフォリオは、少なくとも年に1回レビューされる。このレビューでは、とりわけ、主要なマクロ経済と政治リスクの動向および見通し、ポートフォリオの構成と質、通常およびストレスのかかった状況でのクロス・リスクの集中を評価し、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイルを分析する。これに基づき、また、当行グループのリスク選好および戦略を考慮して、カントリー・リスクの選好および戦略が設定される。

当行のカントリー・リスクのフレームワーク内で、限界値が、各国特有の経済的および政治的事象に左右される信用リスク総額を管理するために、各国における相手先の信用リスク・エクスポージャーに対して設定される。これらの限界値には、国外の多国籍企業の子会社を含む現地で設立された事業体、ならびに国外で設立されたにもかかわらず、経済的にまたは事業面で特定の国に大きく依存している企業に対するエクスポージャーが含まれる。また、ギャップ・リスク限界値が、国内の誤方向リスク・エクスポージャーに起因する損失リスクを管理するために設定される。そのため、リスク管理の目的上、すべての国におけるエクスポージャー総額は内部リスクに基づく観点に依っており、本報告書の他の場所で適用されている地域別エクスポージャーに基づく観点とは異なる場合がある。信用リスク以外では、当行のカントリー・リスクのフレームワークは、信用リスク・ポジション取引の市場価値総額を測定する、トレーディング・ポジションの限界値を含んでいる。新興市場については、特定の国のストレス・シナリオの下で当行のポートフォリオ全体のトレーディング・ポジションに及ぼす損益計算書上の影響を測定する限界値も設定されている。さらに、上記の国々におけるドイツ銀行事業体の資本やグループ内資金調達エクスポージャーに関する限界値も、これらのクロスボーダー・ポジションに固有の移転リスクに鑑みて設定されている。重要な非金融リスクは注意深く監視されている。ドイツ銀行のカントリー・リスク格付は、カントリー・リスクを管理する上で主要な手法である。これらは以下を含んでいる。

- ソブリン格付(ERMにより設定および管理される。): 当該国がその外国通貨または現地通貨建の各債務を履行できない確率の指標。
- 移転リスク格付(ERMにより設定および管理される。): 「移転リスク事象」(すなわち、国家の直接的介入により外貨の入手または資産の移転ができないことに起因して、さもなければ支払能力のある債務者がその債務を履行できないリスク)の発生確率の指標。

すべてのソブリン格付および移転リスク格付は、少なくとも年に1回レビューされる。

#### 商品/資産クラス特有のリスク管理

当行の相手先、業界およびカントリー・リスク・アプローチを補完するものとして、ドイツ銀行は特定の商品/資産クラス特有のリスク集中に重点を置き、リスク管理目的上必要な場合には限度枠または限界値を設定している。特定のリスク限度枠は、特定の種類の取引の集中が一定の状況下で重大な損失につながる可能性がある場合に特に設定される。この点において、金融市場の機能の混乱、各商品もしくは資産クラスが影響を受けやすい、または資産クラスに共通するその他のリスク・ドラ

イバーに対する市場パラメータの大幅な変動、マクロ経済のデフォルト・シナリオまたは他の要因により、相関損失が生じる可能性がある。

#### 資本市場取引の引受

リスクの一部を第三者に売却または販売する目的でドイツ銀行がコミットメントを引き受ける場合における、引受リスクのある取引に特に重点が置かれている。これらのコミットメントには、借入資本市場でのシンジケーションを目的とした銀行貸出の実行および債券発行のためのつなぎ融資提供の約束が含まれている。一部の引受コミットメントはさらに信用スプレッドの拡大の形でのマーケット・リスクにもさらされているため、与信枠の売却または債券の発行に成功しないという固有のリスクは、売却の遅延、基礎となる貸出金の資金調達および価格設定リスクで構成される。該当する場合、ドイツ銀行は、この信用スプレッド・リスクを、承認されたマーケット・リスク限度枠のフレームワーク内で動的にヘッジしている。

ドイツ銀行が主にレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの業務ユニットを通じて実行しているレバレッジ貸出は、ドイツ銀行が引受を積極的に行っている主要な商品である。このビジネス・モデルは、大部分が未積立の引受コミットメントを資本市場に分配することに焦点を当てた、報酬ベースの分配アプローチである。上記の分配および信用スプレッドの変動に係るリスクはこの業務ユニットにも当てはまるが、特定の名目上の限度枠およびマーケット・リスク限度枠の範囲内で管理されている。後者による管理では、事業の引受パイプラインを市場の歪みに対してもヘッジする必要がある。当行のレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの業務ユニットの報酬ベースのモデルには、ドイツ銀行の貸借対照表上にあるシングル・ネームへのリスクの集中に対する制限的アプローチが含まれている。その結果、著しい集中を伴うことなくポートフォリオ全体が多様化する。結果として生じる長期のオンバランスシートのポートフォリオも、包括的な与信限度枠とヘッジのフレームワークの対象となる。

ドイツ銀行はまた、主にインベストメント・バンクの商業用不動産業務ユニットにおいて、商業用不動産に関連する引受リスクを負っている。商業用不動産業務ユニットでは、資本市場での証券化またはシンジケーションを目的として、他の貸手に貸出金が組成される場合がある。前述した売却の遅延や価格決定リスク等の固有の引受リスクは、名目価値の制限、マーケット・リスク限度枠および市場の歪みのリスクに対するヘッジ取引を通じて管理されている。

ドイツ銀行は引受リスクに加え、特定のリスク動向（商業用不動産に対するリスクおよび証券化ポジションによるリスクを含む。）を伴う取引の集中にも重点を置いている。

加えて、当行グループのプライベート・バンクおよび特定のコーポレート・バンク業務は、モーゲージおよび消費者向け融資商品のリテール・ポートフォリオならびに企業顧客向け商品等、信用リスク特性が類似したポートフォリオに関して当行のリスク選好を設定する、商品特有の戦略を通じて管理されている。ここでは、リスク分析はポートフォリオ・レベルで行われ、さらに業務ユニットおよび国/地域に区分される。個々の顧客に関する分析の重要性は二次的である。ウェルス・マネジメントでは、商品および担保の種類や流動性に基づいて世界的な集中の目標レベルが設定される。

[次へ](#)

## マーケット・リスクの管理

### マーケット・リスクのフレームワーク

ドイツ銀行の業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行グループのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場のインプライド・デフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。マーケット・リスクは、エクスポージャーに関する会計上、経済上および規制上の見解に影響を及ぼす可能性がある。

マーケット・リスク管理部は、ドイツ銀行の独立したリスク機能の一部であり、マーケットおよび評価リスク管理グループに属している。マーケット・リスク管理部の主目的の一つは、各業務ユニットのリスク・エクスポージャーが、定義された戦略に見合う承認されたリスク選好の範囲内に収まるようにすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスクテイク（以下「業務ユニット」という。）ならびに他の統制およびサポート・グループと密接に連携している。

当行グループは、マーケット・リスクを大きく異なる3種類のリスクに区分する。

- トレーディング・マーケット・リスクは、インベストメント・バンク部門およびコーポレート・バンク部門のマーケット・メーカーおよびクライアント促進活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- 取引債務不履行リスクは、トレーディング金融商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、バンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスク、ならびに当行グループの年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から生じるマーケット・リスクが含まれる。トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客の預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデリングから生じるリスクも含まれる。

マーケット・リスク管理部のガバナンスは、すべてのマーケット・リスクの監視、有効な意思決定および上級管理職への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行グループのマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および業務ユニットへの関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。』

### マーケット・リスクの測定

当行グループでは、会計上、経済上および規制上の検討事項を組み込んだ包括的な一連のリスク指標により、すべての種類のマーケット・リスクを正確に測定することを目指している。

マーケット・リスクは、内部で開発されたいくつかの主要リスク指標や、規制により定義づけられたマーケット・リスクのアプローチによって測定される。

『

### トレーディング・マーケット・リスク

当行グループのトレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっているリスク選好フレームワークを適用することである。取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、立案および合意された事業計画に基づいて、コーポレート部門および当該部門の個々の業務ユニットに配分する。ドイツ銀行のマーケット・リスク管理部では、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオ、各地域または各種マーケット・リスクに配分することで各業務ユニットの限度枠を設定するために、リーダーが業務ユニットとの調整を行う。

バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的および重要な補足的手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、事業計画およびリスクとリターンの評価を考慮して、感応度および集中/流動性、エクスポージャー、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

各業務ユニットが限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部が設定したマーケット・リスク限度枠は、使用されているリスク管理手法に応じて、日次、週次および月次で監視される。



## 内部で開発されたマーケット・リスクのモデル』

### バリュー・アット・リスク (VaR)

『

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因する公正価値のポジションの潜在的な損失額を測る定量的指標である。

当行グループのトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、内部モデルアプローチに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に、感応度に基づくモンテカルロ・アプローチによる当行の内部モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。2020年10月に、ECBはVaRモデルをヒストリカル・シミュレーション・アプローチに大幅に変更することを承認した。そのため、現在、一部のポートフォリオは引き続き感応度に基づくアプローチに基づいているものの、大部分は全面的再評価に基づくヒストリカル・シミュレーション・アプローチとなっている。この新しいアプローチは、リスク管理と所要自己資本の両方に対して使用されている。

新しいアプローチは、リスクのより正確なモデリングを提供し、当行グループの分析機能を強化し、リスク管理のためのより効果的なツールを提供するものである。ヒストリカル・シミュレーションVaRの導入により、マーケット・リスクのより正確な概観を得られるだけでなく、マーケット・リスクのシステムとモデルが一日の終わりに行われる価格評価にさらに整合するよう調整された。

リスク管理VaRは、99%の信頼水準および1日の保有期間に合わせて調整されている。これは、当行グループの見積りでは、当行グループのトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。規制資本目的では、VaRモデルは99%の信頼水準と10日の保有期間に合わせて調整されている。

この計算は、過去1年の市場データをインプットとして使用するヒストリカル・シミュレーション技法を用い、当該1年の期間中のリスク要因間の相関関係を観察している。

VaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。VaRモデルに含まれるリスク要因のリストは定期的に見直され、モデル・パフォーマンスの継続的なレビューの一環として改善される。

当モデルは、主に、全面的再評価アプローチによって、線形および（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み込んでいるが、特定のポートフォリオについては感応度に基づくアプローチも利用している。全面的再評価アプローチでは、価格設定関数へのインプットとして、リスク要因の過去の変動を用いる。このアプローチは計算コストが高いものの、特にストレス・シナリオでは非線形的ポジションのマーケット・リスクをより正確に把握できる。感応度に基づくアプローチは、基礎となるリスク要因に対する感応度を、それらのリスク要因の過去の変動と組み合わせて用いる。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるとする仮定を含意する。

VaRにより、当行グループは、公正価値エクスポージャーにわたって一貫した指標を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネッティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaRの結果を使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来事象（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）VaRによる将来の潜在的損失の過小評価を引き起こす可能性もあれば、（COVID-19のパンデミックのような）重大なストレスが生じた期間の直後に過大評価を引き起こす可能性もある。
- 保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定またはバンキング勘定内にはVaRモデルですべてを把握できないリスクが存在する可能性がある（部分的にしか把握されないか、まったく把握されない。）。

現在当行のVaRモデルでは把握されないリスクを体系的に把握し評価するプロセスは、さらなる開発および改善が行われている。これらのリスクの重要性の水準を決定するための評価が行われ、重要なリスクは当行の内部モデルへの組み込みが優先される。VaRに含まれないリスクは、リスク・ノット・インVaR (RNIV) のフレームワークにより定期的に監視され評価される。このフレームワークも2020年度に大幅な見直しが行われた。これには、手法をヒストリカル・シミュレーション・アプローチに合わせて調整することが含まれる。これにより、手法に不足している項目の使用や資本化の可能性について、より正確に見積ることができる。

ドイツ銀行は、内部リスク・モデルの継続的開発に努めており、当該モデルのレビュー、検証および改善のために多くの資源を配分している。

#### ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク

『

ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク (SVaR) は、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク値を、1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。当行グループは、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク値を、信頼水準99%を用いて計算する。ストレスのかかったVaRは、保有期間は10日で計算される。SVaRの計算には、バリュエーション・アット・リスクの計算に用いるのと同じシステム、取引情報およびプロセスが利用される。唯一の相違点は、重大な金融ストレス期(すなわち、高いボラティリティを特徴とする。)からの過去の市場データおよび観察された相関関係が、ヒストリカル・シミュレーションのインプットとして使用される点である。』

ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスクの計算のためのストレス期間の選定プロセスは、過去の期間のウィンドウを用いて計算したVaRと現在のSVaRとの比較に基づくものである。過去のウィンドウにおいて、現在のSVaRよりも高いVaRが算出される場合には、さらに調査を行い、その後SVaRのウィンドウを適宜更新する。このプロセスは四半期ごとに行われる。

2022年度において、ドイツ銀行グループのストレス期間の選定プロセスは上記のとおり行われた。その結果、2022年度において様々な期間で用いられたSVaRのウィンドウには、2008/09年の金融危機および直近2020年のCOVID-19によるストレス期間が含まれた。

#### 追加的リスクに係る自己資本賦課

『

追加的リスクに係る自己資本賦課は、トレーディング勘定における信用感度の高いポジションについて、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。当行グループは、コンスタント・ポジション・アプローチの下で資本ホライズンを1年、ポートフォリオの損失分布の分位値を99.9%として行う追加的リスクに係る自己資本賦課の計算、および追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額の個別ポジションへの配分に、モンテカルロ・シミュレーションを使用している。』

このモデルでは債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを、すべてのポートフォリオについて、正確かつ一貫した定量的アプローチにより捕捉する。追加的リスクに係る自己資本賦課計算上の重要なパラメータは、個別ポジションのエクスポージャー、回収率、デフォルトおよび遷移の確率が類似している期限の格付、ならびに発行体の相関関係を特定するパラメータである。

#### マーケット・リスク標準的アプローチ

特定のマーケット・リスク標準的アプローチ(以下「MRSA」という。)は、特定の種類の投資ファンドおよびCRR/CRDに規定される長寿リスクについて、トレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するために使用される。

長寿リスクとは、寿命連動型の保険契約および取引に係る価値の損失をもたらす平均余命の不利な変動のリスクである。リスク管理目的では、ストレス・テストおよび経済的資本の配分もまた、長寿リスクの監視および管理に使用される。

#### マーケット・リスクのストレス・テスト

ストレス・テストは、極端な市場イベントおよび各リスク要因の変動の潜在的影響を評価する重要なリスク管理技法である。これは、ドイツ銀行のポジションのマーケット・リスクを評価するために使用中核的な定量的ツールの一つであり、VaRおよび経済的資本を補完する。マーケット・リスク管理部は、多様なリスクを把握するために、複数の種類のストレス・テスト(ポートフォリオ・ストレス・テスト、個別の特定ストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオ)を実施し、さらにグループ全体のストレス・テストにも貢献している。これらのストレス・テストはまた、様々な重要度をカバーしており、当行の収益の安定性と適正自己資本をテストするために設計されている。

#### トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本

ドイツ銀行のトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本モデルであるスケールリングされたストレスのかかったVaRに基づくEC (SVaRに基づくEC) は、2つの中核的な構成要素から成る。「共通リスク」要素は全業務にわたるリスク・ド



ライバーをカバーし、「業務特有のリスク」要素は業務特有のストレス・テスト一式を通じて「共通リスク」要素を補強する。両構成要素は、過去に観察された深刻な市場のショックに対して調整されている。共通リスクはスケーリングされたバージョンのSVaRフレームワークを用いて算定されるが、業務特有のストレス・テストは、共通リスク要素において把握されない、より商品/業務に特有のリスク（複合ベース・リスク等）および高順位のリスクを把握するよう設計されている。SVaRに基づくECは、モンテカルロSVaRフレームワークを用いている。

#### 取引債務不履行リスクに関する経済的資本

取引債務不履行リスクに関する経済的資本は、当行グループのトレーディング勘定および公正価値バンキング勘定にわたる関連する信用エクスポージャーを把握する。トレーディング勘定のエクスポージャーは、格付け、規模および流動性に基づいて設定したシングル・ネームへの集中およびポートフォリオの限界値を通じてマーケット・リスク管理部により監視される。シングル・ネームへの集中リスクの限界値は、2つの主要な測定基準、すなわち、デフォルト・エクスポージャー（現在の回収率による瞬間的なデフォルトの損益への影響）および債券相当時価（回収率0%によるデフォルト・エクスポージャー）である。分散効果および集中による影響を把握するため、当行は、取引債務不履行リスクに関する経済的資本と信用リスクに関する経済的資本を併せて計算する。取引債務不履行リスクの計算に係る重要なパラメータは、エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率ならびに期限である。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、ポートフォリオ・モデルの債務不履行および格付の相関関係によって決定される。これらの相関関係は、国、地理的地域および業界の典型を表すシステムティックな要因を通じて特定される。

#### トレーディング・マーケット・リスクの報告

マーケット・リスク管理部の報告は、リスク・プロファイルに関する透明性を生み出し、組織の全レベルに対して中核となるマーケット・リスク・ドライバーの理解を促進している。取締役会および上級ガバナンス委員会は、マーケット・リスク、規制自己資本およびストレス・テストに関して、定期的に報告を受け、必要に応じて特別な報告を受ける。上級リスク委員会は、複数の頻度（週次または月次等）でリスク情報を受け取る。

さらに、マーケット・リスク管理部は、日次および週次でマーケット・リスクに関する個別の報告書を作成し、日次で各業務の所有者の限度枠利用度に関する報告書を作成する。

#### 公正価値で計上される資産の規制上の慎重な評価

CRR第34条に準拠して、金融機関は、公正価値で測定されるすべての資産に対してCRR第105条の健全性評価の要件を適用し、必要な追加的価値修正の金額をCET 1資本から控除しなければならない。

当行は追加的価値修正の金額を、委員会委任規則(EU)第2016/101号に定義されている手法に基づき算定した。

2022年12月31日現在の追加的価値修正の金額は20.2億ユーロであった。2021年12月31日現在の金額は18億ユーロであった。この増加は主に、COVID-19のパンデミックによる極端な市場変動を考慮するための一時的な救済措置を定めた欧州委員会委任規定(EU)第2020/866号の修正により、分散効果が通常の水準に戻ったことに起因する。

2022年12月31日現在の追加的価値修正を差し引いた予想損失の減少は123百万ユーロであり、これは追加的価値修正が当行のCET 1資本に及ぼしたマイナスの影響を部分的に軽減している。

#### トレーディング以外のマーケット・リスク

『

トレーディング以外のマーケット・リスクは、年金制度および保証といったバンキング勘定におけるトレーディング・ユニットの範囲外の活動から主に発生し、取引に係る様々な会計処理に関して考慮すべき事項を組み込んでいる。その分野において、当行グループがリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は、金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類の行動パターンの変化からのリスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク（構造的な外国為替リスクを含む。）、エクイティ・リスク（株式報酬関連リスク、公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）である。』

トレーディング・マーケット・リスクと同様に、当行グループのリスク選好および限度枠フレームワークは、トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーを管理するためにも適用されている。グループ全体では、これらのエクスポージャーの把握は、取締役会が設定した、資産クラス全体のすべてのマーケット・リスクへのエクスポージャーを把握するためのマーケット・リスクの経済的資本の限度枠、ならびにバンキング勘定における金利リスクの収益および経済価値に基づく限度枠を通じて行われる。これらの限度枠は、マーケット・リスク管理部によって部門レベルまたはポートフォリオ・レベルに分割される。トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーの限度枠フレームワークをさらに捕捉するため、業務ごとに一連のストレス・テストが実施され、バリュー・アット・リスクおよび感応度の限度枠が、使用されているリスク指標に応じて日次または月次ベースで監視される。

## バンキング勘定における金利リスク

バンキング勘定における金利リスク（IRRBB）は、当行グループのバンキング勘定のエクスポージャーに影響を及ぼす金利の変動から生じる、当行グループの資本と収益の両方に対する現在または将来のリスクである。これには、バンキング勘定の金融商品の期間構造から生じるギャップ・リスク、異なる金利カーブを用いて価格が決定されている金融商品の金利の相対的変動による影響を表すベシス・リスク、ならびにオプション・デリバティブ・ポジションや金融商品に組み込まれているオプション要素から生じるオプション・リスクが含まれる。

当行グループは、IRRBBのエクスポージャーを、経済価値および収益ベースの指標を用いて管理する。グループ財務部は、フレームワークの導入とリスク選好の遵守を評価および検証する第2の防衛線（LoD）としての役割を担うマーケット・リスク管理部とともに、金利リスクを一元的に管理するよう義務付けられている。第3のLoDとしての役割を担うグループ監査部は、リスク管理システムおよび内部統制システムの整備の適切性、運用の有効性および効率性に関して独立した立場で客観的な保証を行うことについて、説明責任を有している。グループ資産負債管理委員会（以下「ALCo」という。）は、銀行勘定のリスクおよび純利息収益の管理に特に重点を置きながら、当行グループの構造的な金利リスク・ポジションを監督し、指揮する。ALCoは、金利カーブ等の主要な市場パラメータに対する財務資源および関連する指標の感応度を監視し、部門別/事業別の財務資源の限度枠の遵守を監視する。

経済価値ベースの指標は、会計処理とは独立した、金利変動から生じた資産、負債およびオフバランスシートのエクスポージャーのバンキング勘定の経済価値における変動を見るものである。これにより、当行グループは、リスク管理のための内部ストレス・シナリオに加え、EBAが定義した6つの標準シナリオの下で、バンキング勘定の経済価値の最大減少額としてエクイティの経済価値の変動（EVEの変動）を測定する。当行グループは、内部のストレス・シナリオおよびリスク選好度の報告について、本開示で使用されている様々なモデリング仮定を適用している。複数の通貨にわたるエクイティの経済価値の変動（EVEの変動）を集計する際、DBはプラスの変動にウェイトの要素を適用せずにマイナスとプラスの変動を合算する。さらに、金融機関からの満期の定めのない預金だけでなく、自己資本の利率デュレーションについても、行動モデル上の仮定を用いている。

収益ベースの指標は、所定のタイム・ホライズンにわたり、金利変動から生じる純利息収益（NII）の予想変動を、所定のベンチマークのシナリオと比較して見るものである。これにより、当行グループは、リスク管理のための内部ストレス・シナリオに加え、EBAが定義した6つの標準シナリオの下で、市場のインプライド・カーブのシナリオと比較した12ヶ月間の最大減少額として、純利息収益の変動を測定する。

当行グループは、トレーディング以外のポジションから生じる金利リスクを所定の限度枠内でヘッジする技法を採用している。トレーディング以外の資産および負債ポジションに起因する金利リスクは、財務マーケット・アンド・インベストメント部門を通じて管理される。そのため、当行グループはデリバティブ取引を利用し、公正価値ヘッジ会計やキャッシュ・フロー・ヘッジ会計といった、複数のヘッジ会計の手法を適用している。公正価値ヘッジの場合、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動を管理するために金利スワップおよびオプション契約を用いる。キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の観点におけるヘッジの場合は、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による変動利付金融商品のキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを管理するために、金利スワップを用いる。

当行グループは、デリバティブのヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動と、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動の関連性に基づき、ヘッジ関係におけるヘッジの有効性の評価と測定を行っている。

「モデル・リスク管理」機能は、すべてのマーケット・リスクのモデルに関して、ドイツ銀行のグループ全体のリスク・ガバナンスのフレームワークに沿ったIRRBBの測定に使用されるモデルについて、独立した検証を行う。

Varと金利リスクの感応度の計算は日次で行われ、経済価値の金利リスクおよび収益に対するリスクの測定および報告は月次で実施される。当行グループは通常、内部管理システムにおいて、本レポートの開示に関して適用されるものと同じ測定基準を使用する。

ドイツ銀行の主なモデリング仮定は、当行グループのプライベート・バンク部門およびコーポレート・バンク部門におけるポジションに適用されている。これらのポジションは、預金および貸出金商品に関する当行グループの顧客の行動が変化するリスクにさらされている。当行グループは、定められたガバナンスのプロセスに従い、当該仮定を定期的にテストし、適宜更新する。当グループはとりわけ、金利上昇の初期段階で、預金の金利更改が想定よりも遅れることが観察された際に、当該仮定を変更した。

当行グループは、ポートフォリオの平均金利更改期間を決定するために、複製ポートフォリオ・アプローチを通じて満期の定めのない預金の金利リスク・エクスポージャーを管理している。複製ポートフォリオを構築するため、満期の定めのない預金のポートフォリオは、業務ユニット、通貨、商品および所在地といった側面によりクラスター化される。金利更改期間に影響を及ぼす主な側面は、市場金利に対する預金金利の弾力性、預金残高のボラティリティおよび観察可能な顧客の行動に基づく。報告期間において、こうした複製ポートフォリオすべてに割り当てられた平均金利更改日期間は1.98年であり、ドイツ銀行では最長の金利更改期間を15年としている。

貸出金商品および定期預金商品において、ドイツ銀行は顧客の期限前返済/引出行動を検討する。パラメータは、過去の観察結果、統計的分析および専門家の評価に基づいている。

さらに、当行グループは通常、契約上の通貨でIRRBB関連の測定基準を計算し、結果として得られた測定基準を報告目的で集計している。経済価値ベースの測定基準を計算する場合、純利息は貸借対照表において大部分が除外されている。

#### バンキング勘定における信用スプレッド・リスク

ドイツ銀行は、バンキング勘定（主に財務部の流動性準備金ポートフォリオの一部として）に保有している債券の信用スプレッド・リスクにさらされている。バンキング勘定における信用スプレッド・リスクは、独立した監視機能の役割を担うマーケット・リスク管理部門とともに、業務部門が、承認されたリスク選好の範囲内におさまるよう管理している。個々の金融商品について認識された信用の質の変化により、基礎となる金利に対する相対的スプレッドに変動が生じる可能性があるため、このリスク区分は、バンキング勘定における金利リスクに密接に関連している。信用スプレッドの感応度および信用スプレッド・エクスポージャーのバリュエーション・アット・リスクの計算は、通常は日次で実行され、経済的資本およびストレス・テストの測定と報告は月次で実行される。

#### 外国為替リスク

外国為替リスクは、各事業体の機能通貨以外の通貨建てのトレーディング以外の資産および負債のポジションから生じる。外国為替リスクの大部分は、内部ヘッジを通じて、インベストメント・バンク内のトレーディング勘定に移転されるため、トレーディング勘定のバリュエーション・アット・リスク数値を通じて反映および管理される。移転されていない残りの外国為替リスクは、残余リスクのみがポートフォリオ内に残るように、同一通貨建ての投資のマッチ・ファンディングを通じて軽減されている。上記のアプローチの少数の例外は、トレーディング・ポートフォリオについて要約されているように、通常のマーケット・リスク管理部門の監視および報告プロセスに従っている。

トレーディング以外のオープン為替リスクの大半は、現地資本のドイツ銀行グループの報告通貨への換算、および関連する資本ヘッジ・ポジションから生じる。そのため、為替レートの変動に対する当行グループの資本比率の感応度を無効にするために、限定的な関連通貨については構造的な空売りポジションをとっている。

#### エクイティ・リスクおよび投資リスク

トレーディング以外のエクイティ・リスクは、主にバンキング勘定の非連結投資の保有および当行グループの株式報酬制度から生じる。

ドイツ銀行のバンキング勘定の非連結エクイティ投資の保有は、戦略的投資およびオルタナティブ投資資産に区分される。戦略的投資は、一般に、当行の業務フランチャイズを支援するために行った取得に関連しており、中長期的な投資ホライズンで行われる。オルタナティブ資産は、自己勘定投資およびその他の非戦略的投資資産から成る。自己勘定投資は、プライベート・エクイティ、不動産、ベンチャー・キャピタルおよびヘッジ・ファンドまたは投資信託に対する直接投資である一方、不良債権のポジションのワークアウトにおいて回収した資産またはプライベート・エクイティおよび不動産に対するその他のレガシー投資資産は非戦略的性質である。

戦略的投資に関する投資提案、およびコミットされた目標に対する進捗状況とパフォーマンスの監視は、グループ投資委員会によって評価される。規模によっては、戦略的投資には、グループ投資委員会、取締役会または監査役会の承認が必要とされる場合がある。

信用リスク管理部門のプリンシパル・インベストメントは、リスク関連のガバナンスとオルタナティブ資産活動の監視に責任を有する。新規のまたは増額された自己勘定投資コミットメントのレビューは、エンタープライズ・リスク委員会によってオルタナティブ資産投資のリスク管理フォーラムとして設置されたプリンシパル・インベストメント・コミットメント承認グループの担当業務である。プリンシパル・インベストメント・コミットメント承認グループは、その権限により投資を承認するか、その権限を超える案件については取締役会の承認を求めて提言を行う。取締役会は、エンタープライズ・リスク委員会の提言に応じて、業務部門および様々なリスク・ポートフォリオについて投資限度枠を設定する。

保有持分投資は、定期的に行われるグループ全体のストレス・テストおよび月次のマーケット・リスクの経済的資本の計算に含まれている。

#### 年金リスク

当行グループは、旧・現従業員のための多数の確定給付年金制度からのマーケット・リスクにさらされている。年金制度におけるマーケット・リスクは、各年金制度の制度資産の時価の潜在的低下または年金負債の現在価値の増加により実体化する。マーケット・リスク管理部門は、確定給付年金制度に係る資産および負債のマーケット・リスクの定期的な測定、監視、報告および管理の責任を有する。年金制度におけるマーケット・リスクは、金利リスク、インフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、長寿リスクを含むが、これらに限定されるものではない。当行グループの確定給付年金制度債務およびその管理の詳細については、「連結財務諸表に対する注記」の項の注記33「従業員給付」を参照のこと。

## 銀行勘定に関するその他のリスク

資産管理業務におけるマーケット・リスクは主に元本保証型のファンドまたは口座から生じるが、当行のファンドに対する共同投資からも生じる。

## トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本

『

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、標準的トレーディング・マーケット・リスクEC手法を適用して、もしくは各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の変動、各資産クラスの流動性、および行動に選択可能性がある商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたトレーディング以外のマーケット・リスク・モデルの使用を通して計算される。』

## オペレーショナル・リスク管理

### オペレーショナル・リスク管理フレームワーク

ドイツ銀行は、オペレーショナル・リスクに欧州銀行監督局によるシングル・ルールブックの定義、すなわち、「オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味する。オペレーショナル・リスクには法的リスクを含むが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれず、すべての銀行商品および活動に組み込まれている。」を適用している。オペレーショナル・リスクは、当行の非金融リスクのサブセットを構成している。

ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクの選好は、事業を行う結果として当行が受け入れる意思のあるオペレーショナル・リスクの程度を規定している。当行は、日々の業務のみならず戦略的にも意識的にオペレーショナル・リスクを負担している。当行は特定の種類のオペレーショナル・リスク事象（法規制の違反および不正行為等）について選好を設定しない場合があるが、事業目標を達成するために一定程度のオペレーショナル・リスクを受け入れなければならない場合もある。残存リスクがリスク選好の範囲外にあると評価された場合は、リスクを是正すること、リスクに保険を掛けること、または事業を中止することを含め、リスク削減措置を講じなければならない。

オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、当行のオペレーショナル・リスクの識別、評価、測定、監視および軽減に使用される、相互に関連する一連の手法およびプロセスである。その構成要素は、当行の最も重要なオペレーショナル・リスクを管理する包括的かつリスクに基づくアプローチを提供するために連携して機能するように設計されている。オペレーショナル・リスク管理フレームワークの構成要素には、オペレーショナル・リスクの選好の設定および遵守に対する当行グループのアプローチ、オペレーショナル・リスクの種類および統制の分類法、オペレーショナル・リスク管理プロセス（各ツールを含む。）の最低基準、ならびに当行のオペレーショナル・リスク資本モデルが含まれる。

### 組織およびガバナンス構造

日々のオペレーショナル・リスクの管理の一義的責任は該当リスクが発生する各業務部門および管理部門にある一方、非金融リスク管理部（NFRM）がグループ全体のオペレーショナル・リスクを監視し、リスクの集中を識別して報告し、当行全体にわたるオペレーショナル・リスク管理フレームワークの一貫した適用を促進する。NFRMは、最高リスク責任者が率いるグループ・リスク機能である最高リスク・オフィスの一部である。

最高リスク責任者はNFRMのリーダーを任命し、リーダーはオペレーショナル・リスク管理フレームワーク（オペレーショナル・リスク資本モデルを含む。）の効果的、効率的かつ規制に準拠した設計、監督および維持に関して説明責任を有する。NFRMのリーダーは、グループ全体でのオペレーショナル・リスク管理フレームワークの実施を監視し、検証するとともに、全体的なリスク水準を当行のオペレーショナル・リスク選好に照らして監視する。

最高リスク責任者が議長を務める非金融リスク委員会は、グループの主要なオペレーショナル・リスクのリスク横断的な視点を確立することにより、取締役会に代わり当行グループにおけるオペレーショナル・リスク管理の監視、ガバナンスおよび調整に関して責任を有している。その意思決定の権限は、当行の業務部門および管理部門のリスク・プロファイルに影響を与え得るすべてのオペレーショナル・リスク問題のレビュー、アドバイスおよび管理を含んでいる。第1および第2のLoDの双方から人員が出席する複数のサブフォーラムが、非金融リスク委員会を支援し、その任務を効果的に遂行する。グループ・レベルの非金融リスク委員会に加え、各業務部門でも、組織の様々なレベルのオペレーショナル・リスクについて監視と管理を行う第1のLoDの非金融リスク・フォーラムを設置している。

オペレーショナル・リスクのガバナンスは、金融リスクおよび非金融リスクのすべてのリスクを管理するための当行の第3のLoDアプローチに従っている。オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、第1および第2のLoDの中核的な役割とそれぞれの責任を含むオペレーショナル・リスク・ガバナンス基準を設定し、有効なリスク管理と適切かつ独立した検証に関する役割を確実にしている。

第1のLoDのオペレーショナル・リスク要件：第1のLoDとして、リスク保有者はオペレーショナル・リスクに関して全面的な説明責任を有し、定義されたリスク選好に照らしてこれらを管理する。

リスク保有者とは、その活動がオペレーショナル・リスクを生じさせるような、または当該リスクにさらされている、当行における役割である。業務部門および管理部門のリーダーは、それぞれのオペレーショナル・リスクのプロファイルの識別、組織内におけるこれらのリスクの積極的な管理、リスク選好の範囲内に維持するためのオペレーショナル・リスクの軽減または受け入れに関する経営判断、ならびに第1のLoDの構築および維持のために、適切な組織構造を決定しなければならない。

第2のLoDのオペレーショナル・リスク要件：リスク種類管理責任者は、包括的なリスク種類である「オペレーショナル・リスク」の下にあるすべてのサブ・リスク種類の第2のLoD統制機能としての役割を担う。

リスク種類管理責任者はフレームワークを構築し、彼ら自身が統制する特定のオペレーショナル・リスクの種類に関するグループ・レベルのリスク選好文書を定義する。リスク種類管理責任者は、最低限のリスク管理および統制の基準を定義し、リスク保有者による日々のプロセスにおけるこれらの基準の実施ならびにリスク負担およびリスク管理業務を独立した立場で監視し、検証する。リスク種類管理責任者は、独立した立場でオペレーショナル・リスクを監督し、集約されたリスク種類プロファイルに関する報告書を作成する。リスク種類管理責任者はリスク選好に照らしてリスク種類のプロファイルを監視し、予測可能なリスク選好の違反につながるリスク決定については拒否する権利を有する。リスク種類の専門家として、リスク種類管理責任者はリスク種類とその分類法を定義し、第1のLoDにおけるリスク種類のフレームワークの実施を支援し、促進する。独立性を維持するため、リスク種類管理責任者の役割は管理部門にのみ配置されている。

リスク種類管理責任者としてのNFRMのオペレーショナル・リスク要件（包括的なリスク種類である「オペレーショナル・リスク」）：オペレーショナル・リスクのリスク種類管理責任者/リスク統制機能として、NFRMは包括的なオペレーショナル・リスク管理フレームワークの設定と維持、および当行グループのオペレーショナル・リスク資本の十分な水準を決定する。

- 第2のLoDのリスク統制機能として、NFRMはオペレーショナル・リスク選好に対する当行のアプローチを定義し、その遵守、違反および結果について監視する。NFRMは、業務ユニットの総体的なオペレーショナル・リスク・プロファイルに関連する、第1のLoDによるリスクおよび統制の評価ならびにリスク管理活動を独立した立場でレビューし、検証する（一方、リスク種類管理責任者は、特定のリスク種類に関連する活動を監視し、検証する。）。NFRMは、リスクの監視および必要に応じてリスク選好の範囲内に当行のオペレーショナル・リスクを戻すための補完統制を提案する。また、当行のオペレーショナル・リスク・プロファイルとトップ・リスク（すなわち、リスク選好の範囲外の当行における重要なオペレーショナル・リスク）を設定し、定期的に報告する。
- オペレーショナル・リスクに関する特定分野の専門家として、NFRMはオペレーショナル・リスクの将来を考慮したリスク管理を促すリスクに関する独立した見解を提供し、リスク保有者と積極的に協働し（第1のLoD）、当行全体におけるリスク管理基準および統制基準の実施を促進している。
- NFRMには、取締役会に提案する目的で、オペレーショナル・リスクに必要な資本について十分なレベルを決定するためのアプローチを設計、実施および維持する責任がある。これには、先進的計測手法（AMA）に基づくオペレーショナル・リスク資本需要および予想損失の計算および配分が含まれる。

## オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクに内在する広範なサブ・リスクの種類を管理するため、オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、当行全体におけるオペレーショナル・リスクのすべての種類に適用される一連の手法およびプロセスを提供している。これらにより、当行グループのオペレーショナル・リスクに関するリスク選好に關係するオペレーショナル・リスク・プロファイルを決定すること、オペレーショナル・リスクのテーマおよび集中を系統的に識別すること、ならびにリスクを軽減する手段および優先度を明確にすることが可能となる。

2022年度において、当行は引き続き、リスク管理プロセスのさらなる統合と簡素化、当行の中央機能による統制の充実化、オペレーショナル・リスク損失事象の識別および分析を行うためのシステムの更新、リスク選好に係るガバナンスの強化、ならびに第1のLoDと第2のLoDの双方による銀行全体の様々なレベルでの統制活動の強化を通じて、オペレーショナル・リスクの管理の成熟化を図った。

損失データの収集：内部のデータ（損益計算書に10,000ユーロ以上の影響を及ぼすもの）と関連する外部のオペレーショナル・リスク事象は独自かつ適時に検証される。重要なオペレーショナル・リスク事象は、事業パートナー、リスク統制およびその他の管理部門の間で密接に連携して第1のLoDにおいて行われる教訓分析とリード・アクロス分析を明確に定義するきっかけとなる。教訓レビューは、重要なオペレーショナル・リスク事象の原因を分析し、その根本的な原因を識別し、再発の可能性を減らすための適切な是正措置を文書化する。リード・アクロス・レビューは、教訓プロセスでの結論を得て、教訓レビューで識別された類似のリスクおよび統制の弱点が、まだ問題には発展していないとしても、当行の他の領域に存在するかどうかを分析する。これにより、予防措置を取ることができる。2022年度に、当行はdbIRSに代わるオペレーショナル・リスク事象を識別および管理するための新しいシステム（事象管理アプリケーション「EMApp」）を導入した。損失事象に係る過去のデータはdbIRSからEMAppに移行され、その網羅性とオペレーショナル・リスク・モデルへの潜在的な影響がテストされ、文書化された。

シナリオ分析：オペレーショナル・リスク・プロファイルは、探索的シナリオ分析を日々のリスク管理活動に組み込むことによって補完される。シナリオ分析は、リスク特定および管理ツールとして使用され、これにより、リスク所有者とリスク種類管理責任者は、当行の既存のオペレーショナル・リスク・プロファイルの潜在的なギャップを特定するための基礎として、リスクに対する潜在的なエクスポージャーを調査することができる。シナリオの筋書きは、内部損失、エマージング・リスク・レビュー、トップ・リスクの集中度および外部の同業他社のオペレーショナル・リスクの損失事象のレビューに基づくものである。実際および潜在的な将来の損失事象からの情報を体系的に利用することで、例えばディープ・ダイブ分析やリスク・プロファイルのレビューを通して、テーマ別の感応度を特定し、同様のインシデントの可能性を積極的に減少させるよう努める。2022年度には、シナリオ実行の際の第1のLoDと第2のLoDにおける役割と責任をさらに明確にすることで、シナリオ分析プロセスが強化された。また、シナリオ分析は引き続き、特にウクライナ/ロシア紛争、エネルギー不足等のエマージング・リスクのテーマへの影響を評価する際に、オペレーショナル・レジリエンスの発揮に重要な役割を果たし、当行が危機管理に関する決定に備えるのを支援する。

リスク・アンド・コントロール評価：リスク・アンド・コントロール評価プロセスは、業務部門および管理部門（第1のLoD）から生じるリスクの一連のボトムアップの評価、それらを管理するために実施されている統制の有効性、ならびにリスク選好の範囲内外のリスクを、リスク選好に戻すために必要な是正措置から成る。これにより、第1および第2のLoDのいずれも、当行の重要なオペレーショナル・リスクを明確に把握することができる。2022年度に、当行は引き続き、動的なトリガーに基づくアプローチをリスクと統制の評価に組み込み、非金融リスク・ガバナンス・ミーティングを通じてリアルタイムで当行のリスク・プロファイルをレビューした。さらに、当行は引き続き、リスクを軽減するための統制環境の有効性について、リスク所有者に透明性の高い情報を提供するために、中央機能の統制ならびに保証および評価活動の成熟化を図った。

トップ・リスク：当行は、トップ・リスクについて定期的に報告し、分析を行うことにより、これらが適切に軽減されていることを立証している。すべてのリスク同様、トップ・リスクは、リスクが発生する可能性と、リスクが発生した場合の当行への影響の両方の観点から評価され、当行にとって特に重要なリスクをこの評価を通じて識別している。この報告により、計画された是正措置および統制の強化による影響に関して、将来を見据えた視点が提供される。また、この報告には、将来的にトップ・リスクとして発展する可能性のある、新たに発生しつつあるリスクとテーマも含まれている。トップ・リスク削減プログラムは、当行のトップ・オペレーショナル・リスクのテーマをリスク選好の範囲内に戻すために重要な、最も重要なリスク削減活動を構成している。2022年度に、当行グループのトップ・リスク報告の頻度が、部門のトップ・リスク報告頻度に合わせて月次から四半期に1回へと変更された。リスクおよび是正措置の更新は、リスクと統制の評価プロセスを介して動的に反映される場合がある。

改革リスク評価：当行内でのイニシアチブの重要な変更によるリスクを適切に識別および管理するために、改革リスク評価プロセスを整備し、当行のリスク・プロファイルおよび統制環境への改革の影響を評価している。このプロセスでは、金融および非金融リスク種類の両方の影響が考慮されており、規制当局のイニシアチブ、システム移行、リスク是正プロジェクト、戦略的な変更、組織の変更、当行内の不動産の移転等のイニシアチブに適用される。2022年度には、評価の堅牢性を向上させるために多くの変更が導入された。この目的のために、評価を最終化するためのスケジュールの延長、テンプレートの改善ならびに評価に対して検証および情報提供を行う第2のLoDの役割が強化された。

リスク選好：非金融リスク選好度は事業を行う結果として当行が受け入れる意思のある非金融リスクの程度である。非金融リスクの選好フレームワークは、組織全体のリスク選好度を測定および監視するための共通のアプローチを提供する。当行の所定のリスク選好に対するオペレーショナル・リスク・プロファイルを監視し、差し迫った問題を組織に対して適時に警告するために非金融リスクの選好指標が使用されている。2022年度には、強化されたリスク選好フレームワークが設計され、サブセットまたはリスク種類に対してテストされた。2023年度には、アプローチのさらなる改良とより完全な実施計画に重点が置かれる。

検出事項および危機管理：検出事項および危機管理プロセスによって、当行は、把握する統制の脆弱性および不備に関連するリスクを軽減し、経営陣は、追加の是正措置やリスク許容の必要性に関してリスクに基づく意思決定を行うことができる。検出事項の管理プロセスからのアウトプットは、内部および外部のステークホルダーに対して、当行が積極的に統制の脆弱性を識別し、リスク選好の許容レベル内で関連するリスクを管理する手段を講じていることを示すものである必要がある。

#### オペレーショナル・リスクの種類のフレームワーク

オペレーショナル・リスクは、当行グループのリスク分類法の上のリスク種類であり、風評リスクとともに、非金融リスクを構成する。オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、規制上および業界が設定したオペレーショナル・リスクの定義に基づき、ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクの識別、評価、測定、監視および軽減に使用される、相互に関連する一連の手法およびプロセスである。これは、より詳細なレベルでオペレーショナル・サブ・リスク種類に適用され、当行がオペレーショナル・リスク・プロファイルを集約および監視できるようにする。これらのオペレーショナル・サブ・リスク種類は様々な管理部門によりコントロールされ、以下が含まれる。

- コンプライアンス部は、法律の遵守を促進・強化し、当行においてコンプライアンスおよび倫理的行為の文化を推進することにより、当行の銀行免許を保持するための独立した第2レベルの管理機能を遂行する。コンプライアンス部は、業務部

門に支援および意見を提供し、また、他の管理部門や規制当局と協力して、当行のリスク選好に応じた当行のコンプライアンス・リスクの管理に対するリスクベースのアプローチを確立・維持し、法令違反の発見、軽減および防止が可能となるよう支援する。コンプライアンス部は、コンプライアンス・リスクの識別、評価、軽減、監視および報告、第2レベルでの統制を実施する。これらの評価および管理の結果は取締役会および監査役会に定期的に報告される。コンプライアンス部は、規制管理チームの規制上の関与も支援する。

- 金融犯罪リスクは、金融犯罪対策（AFC）機能が、専門プログラムのメンテナンスおよび開発を通じて管理する。AFCのプログラムは、規制要件および監督要件に基づいている。AFCは、役割および責任を定義し、マネーロンダリング、テロの資金調達、制裁措置および禁輸措置の不遵守、ならびにその他の犯罪行為（不正、賄賂の授受、汚職、その他の犯罪等）から生じる金融犯罪リスクの識別と管理を行う専属の機能を設置している。AFCは、内部の方針、プロセスおよび統制の定期的な策定、機関特有のリスク評価および従業員研修により、金融犯罪防止に関する戦略を更新している。
- 法務部（グループ・ガバナンスおよびグループ・データ・プライバシーを含む。）は独立した管理部門であり、取締役会、監査役会（利害の対立が発生しない範囲において）、業務部門や管理部門に対しても法的助言を提供すること、ならびに当行の法的リスク、内部コーポレート・ガバナンス・リスクおよびデータの機密性に係るリスクに関連する当行グループのガバナンス・フレームワークの設定と維持のために取締役会を支援することが義務付けられている。これには、特に以下の内容が含まれるが、これらに限定されない。
  - 取締役会および監査役会に対し、両組織の活動の法的側面に関して助言を提供する。
  - 各活動に係る法的および規制上の要件の遵守のために、規制当局対応支援を含め、ドイツ銀行のすべての部門に助言を提供する。
  - ドイツ銀行グループが利用する外部弁護士と契約し、管理する。
  - ドイツ銀行グループの訴訟および係争中の規制上の事項（係争中の人事問題を含む。）を管理し、外部の規制当局の執行調査に対するドイツ銀行グループの対応を管理する。
  - 内部調査の法的側面に関して助言を提供する。
  - ドイツ銀行グループのグローバル・ガバナンス・フレームワークを設定し、業務ユニットの枠を越えた適用を促進し、その実施状況を評価する。
  - 明確で一貫性のある役割と責任に基づき、リスクと説明責任を整合させるために、効率的な意思決定の支援に適した効率的なコーポレート・ガバナンス構造を策定し、保護する。
  - ドイツ銀行グループの方針、手続およびフレームワークに関する文書を維持し、当行グループの方針、手続およびフレームワークに関する文書を保管する役割を果たす。
  - データ・プライバシーに関する法律、規則、規制に関する助言、ドイツ銀行グループのデータ・プライバシーに関するリスクと統制のフレームワークを維持する。
  - 上記に関し、適切な品質保証を確保する。
- NFRM商品ガバナンス部は、商品ライフサイクル・リスクを監督し、新商品承認（NPA）部およびシステムティック・プロダクト・レビュー（SPR）部のリスク横断的なプロセスを管理する。これらのプロセスは、ライフサイクルにおける新商品・サービスの発売および商品・サービスの変更に関連するリスクを管理するように設計された統制のフレームワークの中核となるものである。当行全体に適用されるリスク横断的なプロセスは、商品ライフサイクルの様々なステージをカバーしており、NPA部は発売前、またシステムティック・プロダクト・レビュー部は発売後に焦点を当てている。発売前のNPAプロセスの主な目的は、NPAに関連する商品やサービス、ならびに関連するプロセスおよびインフラにおけるすべてのリスク（金融リスクおよび非金融リスクの両方）が適切に評価されることを確実にすることである。発売後のシステムティック・プロダクト・レビュー・プロセスは、商品をそのまま発売し続けるか、変更や発売中止の必要があるかを判断するため、すべての商品を定期的にレビューすることに焦点を当てている。2022年度に、NFRM商品ガバナンス部は、新商品のリスク管理を改善するための継続的な複数年プログラムであるFuture Stateオペレーティング・モデルの開発を継続した。NFRM商品ガバナンス部は、ESG等のエマージング・リスクを引き続き監視し、適切な検討を行う。
- NFRMは、複数のオペレーショナル・レジリエンス・リスクのリスク種類管理責任者である。その権限には、取引処理業務およびインフラ・リスクに対する統制の二次的な監督が含まれる。これらの統制の目的は、技術やプロセスの中断を阻止すること、データ、記録および情報セキュリティの信頼性、完全性および利用可能性を維持すること、ならびに技術的な停止、建物の停電、サイバー攻撃、自然災害、物理的セキュリティ・リスクまたは安全性リスクに起因する中断時に重要な業務プロセスおよび機能を復旧するための強固な計画を各業務部門および管理部門において確実に整備することである。NFRMのリスク種類管理責任者はまた、包括的な第三者リスク管理フレームワークを提供することにより、当行の内部および外部のベンダー契約から生じるリスクも管理する。

#### オペレーショナル・リスクの測定

ドイツ銀行は、AMAに基づく技法を用いて、オペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。AMAによる資本計算は、損失分布アプローチに基づいている。シナリオデータにより補完された、過去の内部



損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスクデータ・エクステンジ・アソシエーション協会のデータ）からの総損失を使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。損失分布アプローチ・モデルは、複数年にわたって発生する事象に関する損失を、ヒストリカル損失プロファイルにおいては単年度の事象として認識することにより保守的に測定している。

損失分布アプローチ・モデルの中で、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わせられ、1年のタイム・ホライズンにわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が、規制上の要件に適合した方法で純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。その後、資本が定性的調整および予想損失を控除した後、各業務部門に割り当てられる。

オペレーショナル・リスクに係る所要規制自己資本および経済的資本は、99.9%分位値から算出される。詳細については「内部適正自己資本」の項を参照のこと。所要規制自己資本および経済的資本はいずれも、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

規制自己資本および経済的資本の需要に関する計算は、四半期ベースで行われる。NFRMは、資本需要の定量化のアプローチを確立して維持し、ガバナンス・プロセスが適切に策定、検証および変更されることを確実にすること目的としている。検証は、独立の検証機能により、当行グループのモデル・リスク管理プロセスに従って行われる。

#### オペレーショナル・リスク資本の変動の要因

2022年12月31日現在、当行グループのオペレーショナル・リスク損失は528百万ユーロであった。顧客、商品および商慣行」および「その他」からの損失が、オペレーショナル・リスクの規制自己資本需要および経済的資本需要の80%に起因するものであった。

当行のオペレーショナル・リスク・プロファイルの範囲内の法的リスクとの関連性に鑑み、当行が、当行だけでなく銀行業界全体に影響を及ぼすような法的事項の進展を内部および外部のデータソースからの情報に依拠して検討する場合における、現在係属中の民事訴訟および規制執行事項の管理および測定に特に注目した。複数年にわたる訴訟手続の性質を反映し、これらのリスクの測定ではさらに、法的事項のライフサイクルを通じて様々な段階でリスクを把握することによって、確実性のレベルの変化も考慮に入れている。

概念的には、当行は、所定の確率で超過しない年間のオペレーショナル・リスク損失を算定することにより、法的リスクを含むオペレーショナル・リスクを測定する。この損失額は、IFRSの基準により当行の財務諸表に反映されている要素と、当行の財務諸表で引当金として反映されている金額を超える要素の影響を受ける。

当行が50%超の発生可能性があるとする法的損失は、IFRSに基づくグループの財務諸表に既に反映されている。これらの損失には、損失の発生可能性が高いと見なされ、IAS第37号に従って確実に測定可能な特定の期間における、既存および新規の訴訟に係る引当金の純変動が含まれる。

IAS第37号に基づく認識基準を満たさないため当行の財務諸表に引当金として反映されていない、不確実な法務的損失は、「規制自己資本需要または経済的資本需要」において考慮されている。

訴訟損失をAMAモデルで数値化するため、当行は過去の損失、引当金、偶発債務および法務的予測を考慮する。法的な予測は通常、発生可能性が低いと見なされるものの合理的に発生し得る法的事項から発生する可能性のある潜在的損失の範囲で構成される。合理的に発生し得る損失は、現在係属中の法的手続および新たな法的手続により生じる可能性があり、これらは訴訟事項に対応する弁護士により、少なくとも四半期ごとに見直される。

AMAモデルで使用される「関連する損失データ」に法務的予測が含まれる。法務的予測の予測範囲は1年に限定されず、1年を超える資本タイム・ホライズンとなっており、また、基礎となる損失が報告期間内に早期に解消されるものと保守的に仮定し、複数年にわたる訴訟事項の性質を勘案する。

#### 流動性リスク管理

『

流動性リスクは、ドイツ銀行グループが支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的な可能性から生じる。グループの流動性リスク管理フレームワークは、戦略計画を遂行するに際し、当行グループが常に支払義務を履行し（日中を含む。）、流動性リスクおよび資金調達リスクを取締役会が承認したリスク選好の範囲内で管理することができるように必要なすべてのガイダンスと統制が整備されていることを確認しなければならない。当該フレームワークは、関連性があり重要な流動性リスク要因を、オンバランスもしくはオフバランスで考慮している。

#### 流動性リスク管理フレームワーク

当行グループの流動性リスク管理の原則は、グローバルの「流動性リスク管理方針」（LRMP）に文書化されており、そのフレームワークは「流動性リスク管理フレームワーク」に文書されている。8つの主要なリスク管理慣行（リスク・ガバナンス、リスク組織（3つのLoD）、リスク文化、リスク選好と戦略、リスクの識別と評価、リスク軽減と管理、リスクの測定と報告、



ストレス計画立案と実行)を遵守している。流動性リスク管理機能が発行する追加的な方針および手続はすべて(グローバルおよびローカルの両方)は、流動性リスクに係る慣行に特有の要求事項をさらに定義している。それらは、LRMPの下位にあるものであり、LRMPが定める基準に従う。流動性管理機能は、「リスク管理方針」に定められている3つの防衛線に従って組織されている。各事業ラインと財務部は、当行の流動性ポジションを管理するために必要なステップを遂行する第1のLoDから構成されている。リスク機能は第2のLoDで構成され、リスク選好および当行グループ・レベルの管理基準の設定を含む第1のLoDによって実施される活動に対して、独立したリスク監視、異議申し立ておよび検証を行う責任を負う。グループ監査部は、第1のLoDと第2のLoDの両方の活動を監督する第3のLoDで構成されており、流動性リスク管理フレームワークにおける役割と責任は、関係するすべての利害関係者に明確さと透明性を提供するグローバル・レスポンシビリティ・マトリクスの中で策定され、文書化されている。

ECBのSREP(2018年11月に発行された修正ILAAPの要件を含む。)に従って、ドイツ銀行は内部適性流動性評価プロセス(ILAAP)を実施している。当該プロセスは取締役会により少なくとも年に1回レビューされ承認されている。流動性リスク管理は、財務流動性管理の義務の範囲内で行われる活動に対して継続的な監視を行い、銀行のリスク選好の遵守を確保しつつ、グループの流動性を最も効果的に管理し、事業活動を推進する。内部適性流動性評価プロセスは当行の流動性リスク管理フレームワークの包括的な文書化および評価を提供しており、これには、グループがさらされている主要な流動性リスクおよび資金調達リスクの識別、これらのリスクがどのように識別、監視および測定されているかについての記載、これらのリスクを管理および軽減するために用いた手法やリソースに関する記載が含まれている。

取締役会は、当行グループの資産負債管理委員会(ALCO)およびリスク委員会による提言に基づいたリスク選好だけでなく、当行の流動性リスクおよび資金調達リスクの戦略を定めている。取締役会は、少なくとも年に1回、リスク選好のレビューおよび承認を行う。リスク選好は、流動性リスクならびに当行グループの長期資金調達および発行計画を監視および統制するために、当行グループと主要な流動性事業体(KLE)(ドイツ銀行AGを含む。)に適用されている。

当行の流動性リスク選好は、定性的原則やそれを裏付ける定量的指標を通じて、「リスク選好ステートメント」に示されており、「リスク選好方針」で定められた基準に準拠している。このリスク選好ステートメントはさらに、「流動性リスク管理方針」に定められるリスク選好の上限、非リスク選好の上限、閾値、早期警戒指標から構成される流動性リスク管理フレームワークによって支えられている。

ドイツ銀行は、流動性リスク管理部により定められた専用のストレス・テストおよびリスク選好フレームワークを導入し、これにより、当行の流動性ポジションが当行グループとKLE全体、および通貨間でのバランスを維持している。

財務部は、取締役会が承認した関連測定基準にわたるリスク選好に従い流動性および資金調達を管理しており、その準拠を確実にするために、事業レベルの上限を含む複数の手段を実施している。そのため、財務部は、業務ポートフォリオ内の流動性の基礎となるリスク特性を識別、分析および監視するために、流動性リスク管理部および業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動および市場環境から生じる当行グループの流動性ポジションの変化に関して、定期的に協議している。

さらに、当行グループは、地域の流動性指標のすべてが、定義されたリスク選好に準拠して管理されることを流動性に関連する各エンティティレベルで確認している。ローカル・レベルでの余剰流動性は、ドイツ銀行AGのハブ拠点においてプールされ、ローカル・レベルの流動性不足はドイツ銀行AGのハブ拠点からの支援によって補うことができる。企業間の流動性の移転は、当行グループの流動性運営機能のほか、LCR、NSFR(第1の柱)およびsNLP(第2の柱)といった指標への準拠を考慮したローカル・レベルの流動性管理者が関与する「関係会社間の資金調達方針」に概説されている承認のフレームワークの対象となり、規制上の貸付要件等により他のグループ企業への流動性移転が制限されている企業の余剰流動性は、移転不可と見なされ、連結グループ余剰流動性の計算には含まれない。

取締役会は、週次の流動性ダッシュボードを通して、リスク選好や内部および市場の指標といった主要な流動性指標に対する当行グループの実績について報告を受ける。流動性および財務報告・分析部(LTRA)は、当行グループにおいて、規制上の流動性に関する対外報告(第1の柱)および流動性リスクに関するマネジメントへの内部報告(第2の柱)の両方を正確かつ適時に行う全体的な責任を負う。さらに、LTRAは、財務部およびLRMの双方の流動性リスク・フレームワークとそのガバナンスを支援するために、管理情報システムとそれに関連する分析の開発に関する責任を負う。

年次の戦略計画策定プロセスの一環として、戦略計画が当行グループのリスク選好に引き続き従っていることを確実にするため、財務部は予想される取引水準に基づき、米ドルの通貨エクスポージャーを含む主要な流動性および資金調達の測定基準の推移を予測している。

ドイツ銀行は、リテール預金、機関預金、無担保および担保付ホールセール資金調達、資本市場における債券発行を含む幅広い資金調達源泉を有している。グループALCoは、取締役会のリスク選好および戦略に沿って、当行グループの貸借対照表および財務資源の調達と運用を最適化することを取締役会から委任されている、意思決定が可能な当行グループのガバナンス機関である。そのため、グループALCoは、当行グループの資金調達戦略を定義、承認、最適化するという包括的な責任を有する。

ドイツ銀行のグループ緊急時資金調達プランは、実際の、または予想される流動性ストレス事象に当行グループがどのように対応するかを概説している。これには、資金を調達し、ストレス下で銀行の主要な流動性指標を回復するためにとり得る、

意思決定を伴う一連の行動が含まれる。緊急時資金調達プランには、明確なガバナンス構造および明確に定義された流動性リスク指標が含まれており、流動性ストレス事象時に迅速な報告および効果的な意思決定、コミュニケーションならびに調整が行われるようになっている。ドイツ銀行は、定義された危機的状況下における偶発事象、回復、および破綻のシナリオにわたって資本および流動性の監督責任を負う、財務資源管理評議会を設置している。

#### 短期流動性およびホールセール資金調達

当行グループは、12ヶ月間のタイム・ホライズンにわたり日次でホールセール資金調達源泉からのすべての契約上のキャッシュ・フローを追跡している。この目的上、当行グループは、主に財務マーケット・プール部門が調達する無担保負債および主にインベストメント・バンク部門が調達する担保付負債がホールセール資金調達に含まれると考えている。ホールセール資金調達の相手先には、通常、企業、銀行およびその他の金融機関、政府および国家が含まれている。

当行グループは、市場ストレスの影響を最も受けやすいことが歴史的に明らかになっているホールセール資金調達の相手先に対するエクスポージャーを制限するために、一連の限度枠および閾値を設定している。ホールセール資金調達限度枠は、日次で監視され、期間ごとの限度枠を設けた担保付および無担保資金調達の全通貨にわたるホールセール資金調達の合計残高に対して適用される。流動性準備金は、短期の潜在的なストレスに対する主要な緩和剤となる。

「流動性リスク・エクスポージャー：資金調達の分散」の項にある表は、当行グループの短期のホールセール資金調達および資本市場発行の契約上の満期日を示している。

#### 流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析

グローバルの内部流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析は、流動性フレームワーク内で流動性リスクを測定し当行グループの短期流動性ポジションを評価するために用いられている。これは日々のオペレーショナルキャッシュ管理プロセスを補完するものである。契約上および行動上のモデル化されたキャッシュ・フロー情報に基づく長期流動性戦略は、資金調達マトリクスとして知られる長期的指標に示されている（以下の「資金調達リスク管理」を参照。）。

グローバル流動性ストレス・テストのプロセスは、取締役会の承認したリスク選好に従い財務部により管理される。財務部は全体の手法の設計、流動性リスク・ドライバーの選択、および入力値をストレス・テストの結果に変換するための適切な仮定（パラメータ）の決定に責任がある。流動性リスク管理部は、ストレス・シナリオを定義する責任がある。モデル・リスク管理が定める原則および方針の要件に基づき、流動性リスク管理部とモデル・リスク管理部は、流動性リスク・モデルによる見積りとモデルによらない見積りに対して独立した検証を実施する。LTRAは、財務部、流動性リスク管理部およびITと連携してこれらの手法を実施し、ストレス・テストの計算を行う責任がある。

当行グループの流動性ポジションに対する突然かつ重大なストレス事象の影響を説明および評価するために、ストレス・テストおよびシナリオ分析が使用される。ドイツ銀行は、当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジション（以下「sNLP」という。）を計算するための厳選された4つのシナリオを有している。これらのシナリオは、当行グループが経験し得る潜在的な結果を把握するよう、最も重大なシナリオは、市場全体の事象および固有のストレス事象（当行グループの格付引き下げを含む。）の組み合わせから生じる潜在的な結果を見積る。この各シナリオの下で、異なったタイム・ホライズンおよび複数の流動性リスク・ドライバーにおける流動性ストレス事象の影響が、すべての事業ラインおよび商品分野に与える影響を含めて検討される。シナリオ分析からのアウトプットは、シナリオがすべてのリスク種類に及ぼす影響を検討するグループ全体のストレス・テストに織り込まれる。

さらに分析には、貸出枠の利用、デリバティブ契約に基づく担保要求の増加および格付関連トリガーが契約で定められている預金からのアウトフローといった、ストレス下で発生する可能性がある偶発的な流動性リスクからの潜在的な資金調達要求が含まれる。次いで、対策（ストレス事象下において発生したアウトフローを埋め合わせるために当行グループが取る措置）が検討される。この対策には、当行グループのビジネス・モデルに重要な影響を与えることのない、当行グループの流動性準備金の利用、およびその他の制約を受けない市場性のあるその他の資産からの流動性の創出が含まれる。

ストレス・テストは、流動性リスク管理に関連して、定義されたエンティティについて、グローバル・レベルで実施される。ストレス分析は、8週間のストレス・ホライズンをカバーする。この期間は、グループ・レベルで流動性が積極的に誘導および評価される流動性危機において最も重要な期間と考えられる。すべての通貨を総合したストレス・テストに加え、重要な通貨（ユーロ、米ドルおよび英ポンド）ごとのストレス・テストが実施される。グローバル・レベルおよび米国の流動性ストレス・テストでは、12ヶ月の期間をカバーする。さらに、ストレス・テストの結果は、現地の規制当局の要求に応じて、特定のリスク制限とともに12ヶ月間にわたって監視される。気候およびESGに関連する事象等、当行グループに影響を及ぼす可能性のある潜在的な下振れ事象の影響を反映するため、特別な分析が実施される場合もある。リスク・ドライバーならびにオンバランスおよびオフバランスの商品からの流動性フローを反映するために関連するストレスの仮定が適用される。一連のストレス・テストのシナリオおよび仮定は定期的にレビューされ、ストレス・テストの手法が改善された場合に更新される。

当行グループは、日次の流動性ストレス・テストを補完するものとして、エンタープライズ・リスク・マネジメント部が担当する定期的なグループ全体のストレス・テストも実施している。グループ全体のストレス・テストは、定義されている他の

リスク種類と合わせて流動性リスクを分析し、資本ポジションと流動性ポジションの両方への影響や相互作用を評価するものである（「ストレス・テストに基づくリスクおよび資本のフレームワーク」を参照。）。

「流動性リスク・エクスポージャー：ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項にある表は、多様なシナリオ下での内部グローバル流動性ストレス・テストの結果を示している。』

#### 流動性カバレッジ比率

内部的なストレス・テストの結果に加え、当行グループは、取締役会が承認した流動性カバレッジ比率（LCR）に関するリスク選好を導入している。LCRは、30日間のストレス・シナリオにわたる当行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、正味キャッシュ・アウトフロー合計（30日間にわたって契約上のエクスポージャーとモデル化されたエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、ストレスのかかったシナリオにおける流動性の調達に使用できる高品質の流動資産（HQLA）の金額として定義されている。

LCRIは、内部的なストレス・テストのフレームワークを補完するものである。最低規制要件を上回る比率を維持することにより、LCRは、当行グループが短期的な流動性ストレスを軽減するための十分な流動性リソースを有していることを確保することを目指している。

内部流動性ストレス・テストとLCRの主な相違点には、タイム・ホライズン（8週間対30日）、流動性準備金とLCRのHQLAの区分やヘアカットの違い、様々な資金調達カテゴリーに関する流出率、ならびに様々な資産に関する流入の仮定（例えば、貸出金の返済）が含まれる。当行グループの内部流動性ストレス・テストには、日中の流動性の仮定に関連する流出も含まれるが、LCRに明確に反映されていない。

『

#### 資金調達リスク管理および資金調達の分散

ドイツ銀行は、規制ガイドラインに従い、固有の資金調達リスクを測定する一連の内部指標を開発した。これらは、規制指標である安定調達比率（NSFR）とともに、管理目的で考慮される。

当行グループの構造的資金調達リスクの監視および管理のための内部の主な手段は、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスでは、タイム・ホライズンが1年を超えるものに関する当行グループの構造的資金調達プロファイルの評価する。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資金調達関連資産および負債をその契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することができ、潜在的な流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。

流動性プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の満期プロファイルが流動性プロファイルを適切に反映していない場合は、仮定のモデリングによって置き換えられる。貸借対照表の流動項目（1年以内）または一致する調達済の構造（資産と負債が直接的に一致し、流動性リスクがないもの）は、期限分析に含まれない場合がある。

当行グループのIFRSに基づく貸借対照表を背景として、事業ライン別のボトムアップの評価をトップダウンの調整と組み合わせている。1年を超える資産および負債の累積期間プロファイルにより、当行グループの満期構造における長期的な調達余剰または短期的な調達不足が識別可能となっている。そのため、累積プロファイルは、10年超のバケットから1年超のバケットまで作成されている。資金調達マトリクスは、重要な通貨（米ドルおよび英ポンド）についても実施される。

当行グループは、幅広い資金源に依存している。これらにより、流動性ポジションが二重に保護される。第一に、ストレス事象は資金調達市場に様々な影響を与える可能性があるため、十分に分散された資金調達ポートフォリオを維持することで、当行グループへの影響が平均して軽減される。第二に、流動性ストレスが発生した場合、幅広い資金調達源にアクセスすることで、様々な資金調達市場を利用する当行グループの能力が大幅に向上する。商品の多様化は、一部の安定性の低い商品の明示的な閾値によって補完される。さらに、相手先の分散が不十分であると、特に資金の期間が短い場合、当行グループの流動性および資金調達ポジションに不利な影響を及ぼす可能性がある。そのため、財務部は当行グループの主要な資金調達相手先の動向を監視している。

ドイツ銀行グループの資金調達ポジションの安定性は、様々な形態の業界リスクによって不利な影響を受ける可能性がある。これらは通常、中長期的な構造である傾向があり、経済および当行のバランスシートに長期的に大きな影響を与える可能性がある。DBは、エマージング・リスクについて特別な分析を行い、その傾向が資金調達ポジションに与える影響を評価し、必要と判断された場合には軽減措置が適時に講じられるようにしている。さらに、財務部は、重要な資金調達市場における現在の市場アクセス情報を定期的に評価している。市場アクセス情報は四半期ごとにまとめられ、グループALCoに提示される。

ドイツ銀行は、借換業務の分散のため、抵当ファンブリーフ債（Pfandbriefe）を発行できるライセンスを有しており、仕組みカバード・ボンドを発行するプログラムを維持している。また、当行グループは引き続き、スペイン法（Cedulas）に基づきカバード・ボンドを発行するためのプログラムを運用している。当行グループはECBのTLTROプログラムにも加入している。また、当行グループは、2020年度にグリーン債のフレームワークを導入することで、潜在的な投資家基盤を拡大した。2020年度に初めてグリーン債を発行して以降、当行グループは継続的にグリーン債の発行を拡大してきた。さらに、複数の仕

組みグリーン債、初めてのグリーン預金とグリーン買戻契約（レポ）が実施された。DB内の様々なチームが、資産および負債の側面で当行グループの環境に関する活動に取り組んでいる。

「流動性リスク・エクスポージャー：資金調達分散」のグラフは、流動性リスク・ポジションに貢献する外部資金調達源泉の構成を、十億ユーロ単位で、および外部資金調達源泉総額に対する割合で示している。』

#### 安定調達比率

安定調達比率（NSFR）は、当行の構造的資金調達プロファイルを評価するための規制上の指標である。NSFRは、オンバランスおよびオフバランスの活動に関して安定的な調達プロファイルを維持することを銀行に要求することで、中長期的な資金調達リスクを低減することを意図している。当該比率は、所要安定調達額（様々な保有資産の流動性の特性の関数）に対する、利用可能な安定調達額（資本および負債のうち、安定的な調達源と見込まれる部分）の金額として定義されている。

NSFRリスク選好度の最低水準は、規制上の要件に準拠するよう、ドイツ銀行AGのほか、当行グループに対しても設定されている。

#### 資本市場発行

債券発行は、資本証券だけでなくシニア無担保債やカバード・ボンドを含んでおり、当行グループの重要な資金調達源泉であり財務部により直接管理されている。財務部は、少なくとも年に1回、ALCOでの承認を受けた後、年次の長期資金調達計画をGRCが提言を行えるよう提出し、その後取締役会から承認を受ける。この計画は、業務展開の予想に基づいた世界的なおよび各国の資金調達需要および流動性要件により決定されるものである。当行グループの資本市場発行は、満期が集中することを避けるため年次の発行計画を通して動的に管理される。

#### 資金移転価格

すべての業務や地域には移転価格決定フレームワークが適用され、（ ）基礎となる流動性リスクに従った資産の価格決定、（ ）流動性価値に従った負債の価格決定、および（ ）適切な流動性準備金を提供するための費用に従った偶発流動性エクスポージャーの価格決定を促進している。

このフレームワーク内で、資金調達および流動性リスクの費用および便益は、ドイツ銀行の流動性に関する経済的コストを反映する市場価格に基づいて当行グループの業務ユニットに配分される。財務部は、当行グループの流動性リスク・ガイドラインに従って、追加的な財務上のインセンティブを設定する可能性がある。当該フレームワークは、資金調達コストの流動性ユーザーへのグループ全体の綿密な配分を確保する一方で、各業務が安定的、長期的、かつストレス準拠の資金調達を生み出すためのインセンティブに基づくフレームワークも提供している。

2022年度を通じて、当行は、資金調達コストの最適化をさらに支援するとともに、管理ツールとしての有効性を高めることを目的として2019年度に開始された内部のFTPフレームワークの変更の改善に対して、引き続き一定の効果上げた。追加情報については、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

#### 流動性準備金

『

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、制約を受けない流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。流動性準備金の計算においては、日中の特定の要件および強制的な最低準備預金が直接控除されるが、その他の日中の流出は当行グループの内部流動性モデルにおいて表される。』

主要な通貨にわたる流動性準備金の大部分は、親会社および当行グループが活動を行う重要な拠点の在外支店の中央銀行口座、ならびにストレスのかかった期間に緩和剤とするためだけに設定された、財務部が管理する専用の戦略的流動性準備金（SLR）で集中的に保有される。すべての資産クラスにおける流動性準備金構成の健全性を確保するために、重要な通貨について現金最低水準が維持されている。今後は、市場との対話を踏まえ、業界内の比較可能性を高める観点から、流動性準備金に代わる、高品質の流動資産への注力を図っていく。

#### 資産の制約

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランス資産およびオフバランスの資産から構成されている。通常、カバード・ボンドまたはその他の自己証券化によるストラクチャー商品等の長期資本市場の担保付発行を支援する目的で貸出金に制約が課されるが、その一方で、債務および株式ポートフォリオに担保付ベースで融資を行うのはインベストメント・バンク部門の通常の活動である。さらに、規制上の資産の制約の報告に関するEBAのテクニカル・スタンダードに従って、決済システムに供された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対する強制的な最低準備

預金等)は制約を受ける資産と見なされる。また、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含まれる。

## エンタープライズ・リスク・マネジメント

エンタープライズ・リスク管理部(ERM)は、業界、国および信用リスクのリスク選好度の管理といった、すべての事業および地域にわたる積極的なポートフォリオ管理を推進する、リスク横断的な機能である。主な責任には以下が含まれる。

- エマージング・リスクと動向の分析、将来予測的なストレス・テスト、ポートフォリオの集中、ディープ・ダイブ分析、特別な事象報告を通じて洞察を提供する。
- 資本リスク選好を含む、当行の内部自己資本評価プロセスを監督する。
- グループ再建計画を調整および実施する。
- 気候リスク管理フレームワークを開発および管理する。
- 上級管理職や規制当局を含む主要な利害関係者にリスクの報告と分析を提供する。
- 信用リスクに対するリスク管理機能としての役割を果たす。

## 戦略リスク

戦略リスクは、(仮定の欠陥による)誤った事業計画、事業計画の効果的ではない実行、または計画の重要な乖離への対応の欠如に起因して収益(その他の重要なリスクを除く。)が不足するリスクである。戦略リスクは、マクロ経済環境に対する当行のエクスポージャー、競争環境の変更、および規制や技術面での進展から生じる。また、戦略リスクは、戦略的ポジショニングのミス、当行による計画された戦略実行の失敗および/または計画目標より低いパフォーマンスに対する効果的な対策実施の失敗からも生じる可能性がある。

戦略計画は毎年策定され、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画は監査役会に提示される。計画は、その仮定、信頼性、整合性の観点から繰り返し見直しが行われる。当年度において、事業戦略の実行は、目標に対する実績を評価するために、定期的に監視されている。このプロセスに関するさらに包括的な説明は、「戦略的および資本計画」の項に詳述されている。

戦略リスクは、極端であるが現実的な市況下における12ヶ月間のコスト削減では相殺しきれない、税引前利益の予期せぬ未達によって引き起こされる潜在的損失を定量化する専用のリスク・モデルによって測定される。

戦略リスクの第2のLoD機能はリスク・ガバナンスとリスク戦略である。財務部は、各業務部門とともに、第1のLoDであり、関連するリスクの主要なリスク管理者となっている。

## 資本リスク

資本リスクは、ドイツ銀行が、平常時およびストレス状況下において、既存および計画中の事業活動ならびに関連リスクを支えるのに十分な水準のまたは構成の資本供給ができないリスクと定義される。

銀行の資本リスク・フレームワークは、ドイツ銀行がさらされているリスクをカバーするのに十分な資本を継続的に維持することを目的とする複数の要素から構成されている。このフレームワークは、銀行全体の戦略計画プロセスに強固に統合されており、ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセスと密接に結びついている(詳細は、「内部自己資本評価プロセス」の項を参照のこと。)。財務部は、各業務部門とともに、関連するリスクの主要なリスク管理者となっており、第1のLoDとされる。ERMは、資本リスクに対して第2のLoDとして機能する。

財務機能は、資本リスクをグループ・レベルで、また、ローカル・レベルにおいて適宜管理している。これには、資本性金融商品の発行および買戻しの管理が含まれる(詳細は、「資本管理」の項を参照のこと。)。さらに、主要な資本資源に関する部門別の上限は、当行グループの資本リスク選好との整合性を確保するよう、グループ資産負債管理委員会によって承認される(詳細は、「金融資源の上限設定」の項を参照のこと。)。

ERMは資本リスク・フレームワークを設定し、資本リスク・プロファイルを評価し、独立した見直しを行う。これには、主要な自己資本比率に関するリスク選好の閾値の設定が含まれる。閾値の違反は、ドイツ銀行の再建計画の遂行に至るまで、管理活動を発動する、専用のガバナンス・フレームワークの対象となる。閾値はまた、資本計画に限界値を定め、ストレス・シナリオ下での資本リスクの定期的な評価に完全に組み込まれている。

『

## ポートフォリオの集中リスク

リスクの集中は、特定のリスク種類内(すなわち信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク項目内の集中)および異なるリスク種類間(リスク間の集中)の同一または類似のリスク要因の集合を示している。リスクの集中は、相手先、事業、地域/国、業界および商品の中でおよびこれらに横断的に起こる。リスクの集中の管理および監視は、以下の定量的および定性的アプローチを通じて達成される。

- リスク項目内の集中は、個別のリスク機能（エンタープライズ・リスク、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよび戦略的リスク管理）別に評価、監視および軽減される。これは、各リスク種類に応じた異なる水準の上限を設定および/または管理することによって支援される。
- リスク間の集中は、定量的なトップダウンのストレス・テストならびに他のリスク種類から独立したリスクのテーマを識別および評価し銀行全体の総体的観点から行われる定性的なボトムアップのレビューを通じて管理される。信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク間の分散効果は、これらのリスク種類間の不完全な相関関係から生じる分散効果を定量化する専用のリスク・モデルによって測定される。リスク種類の分散効果の計算は、個別のリスク種類に関する独立した経済的資本の数値が、経済的に合理的な方法で確実に集計されることを目的としている。

リスクの集中の監視に関する最上位のガバナンス組織は、2022年度を通じて、グループ・リスク委員会(GRC)であった。

## 環境、社会、ガバナンスに関するリスク

世界的な温暖化の影響、気候変動とネット・ゼロ経済への移行に対する社会の関心の高まりにより、規制当局と銀行業界は、新たな金融リスクおよび非金融リスクの増大にさらされている。これらには、頻度と深刻度が増している異常気象から生じる物理的リスクに加えて、炭素集約型産業が、より高い課税、需要の減少、潜在的な金融アクセスの制限に直面するといった移行リスクが含まれる。これらのリスクは、幅広い金融リスクおよび非金融リスクの種類にわたり、ドイツ銀行に影響を及ぼす可能性がある。

気候やより広範なESG関連の課題について、政府、規制当局、株主、その他の機関からの金融機関に対する精査が強化されており、当行グループが生物多様性と人権を保護するための低炭素経済への移行を支援しなければ、風評リスクにさらされることになる。また、ESGリスクを積極的に管理し、グリーンウォッシュを防止するために、ドイツ銀行は規制ガイダンスに沿ってESGリスク管理フレームワークを見直し、強化することが求められている。現在利用可能な整合的かつ包括的なESGデータと手法が不足しているということは、当行がこれらのリスクを評価し、気候関連の開示に高度な不確実性を取り込む際には、代替の見積りや定性的アプローチに大きく依拠するということを意味している。

ドイツ銀行は、ポートフォリオを2050年までに排出量ネット・ゼロに沿ったものにするを含め、事業活動と運営を持続可能な形で管理することにコミットしている。2022年10月、ドイツ銀行は、石油とガス（上流）、エネルギー、自動車（小型車）および鉄鋼の4つの主要な炭素集約型セクターについて、ネット・ゼロに沿った中間（2030年）および最終（2050年）の目標を発表した。目標は、社内のリスク管理のフレームワークとプロセスに完全に組み込まれている。

ドイツ銀行では、最高経営責任者が議長を務めるグループ・サステナビリティ委員会が、すべての重要なサステナビリティに関する取り組みを決定する。2022年度において、当行初の最高サステナビリティ責任者を任命し、ESG変革の管理と監視を担当するサステナビリティ運営委員会を設立した。リスク、資本、流動性に関する項目のレビューおよび意思決定の中心的な場として、最高リスク責任者を委員長とするグループ・リスク委員会を設置している。これには、当行の気候および広範なESGリスク・フレームワークの策定に関する責任が含まれている。専任のESGリスク・フォーラムが、ESGリスクの当行の既存の金融リスクおよび非金融リスク管理フレームワークへの統合を監督している。

ドイツ銀行の事業活動は、リスク選好の定性的原則、リスク選好の定量的指標およびKPIとともに、役割、責任をまとめた専用の気候および環境リスク方針に準拠している。また、当行の環境および社会の方針では、特定のセクターに対する具体的な規制の概要が示されている。ドイツ銀行は、当行グループのリスク識別プロセス、内部の気候リスク分類法、ポートフォリオ資金による排出量と集約度の定期的な内部報告およびネット・ゼロ目標の達成度を含む、多くの補完的なツールを用いてリスクを識別し、評価している。』

## モデル・リスク管理

### はじめに

モデル・リスクは、不正確または誤使用されたモデル（およびモデルによらない見積り）のアウトプットに基づく決定から悪影響が生じる可能性をいう。モデル・リスクは、財務上の損失や不十分なビジネスまたは戦略上の意思決定につながる、または評判を損なう可能性がある。ドイツ銀行は、モデルの使用およびモデルによらない見積り（以下総称して「見積りアプローチ」という。）が他のリスク種類に影響を与え得ること、また、モデル・リスクは他のリスク種類全体の総リスクを変動させることができる個別のリスクであることを認識している。

ドイツ銀行は、与信引受、エクスポージャー評価、商品およびポジション、リスク測定、顧客資産の管理および保護、ならびに適正資本および引当金等の幅広い分野で見積りアプローチを用いている。「見積りアプローチ」という用語は、インプットデータを加工して定量的見積りを作成するための、専門家による判断、統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的または定性的な手法、システムまたはアプローチである「モデル」または「モデルによらない見積り」を指す。見積りアプローチは現実の世界の関係性を簡略化して表現するものであり、仮定と判断に基づいている。したがって、当行はモデル・リスクにさらされており、当該リスクの識別、測定および適切な管理が必要である。

モデル・リスク管理は、取締役会を含むすべての経営陣が監督する。モデル・リスクの管理は、第2の防衛線が設計および監視するフレームワークにより支えられている。

#### モデル・リスク管理フレームワークとガバナンス

モデル・リスクは、当行のレベル1のリスクの1つであり、定量的および定性的なリスク選好ステートメントの設定ならびに以下の事項の管理を通じて、最高リスク責任者により監督されている。

- リスク選好、規制要件および業界のベストプラクティスに整合しており、ステークホルダーに対して明確な役割と責任を定めた、モデル・リスクの方針および手続、ならびにそれらの裏付け文書。
- 継続中のモデル・リスクのフレームワークの構成要素（リスク評価および検証を含む。）を支援する、すべてのモデル・リスクの一覧。
- 検証、承認、展開、監視を含む、開発から撤去に至るすべてのモデル・リスクの主要な統制。
  - モデルおよびモデルによらない見積りが意図した対象と目的のために適切に設計され、実施されていること、また、モデルの利用において期待したとおりに機能し続けるよう統制が整備されていることを検証する、独立検証およびその後の第2のLoDによる承認。
  - 限界と脆弱性を識別し、その結果、調整やオーバーレイ等の使用条件となる指摘事項や補完的統制が導かれる統制。
- モデル・リスクに関連するトピックの監視と上申を行う上級管理職によるフォーラムを含む、モデル・リスク・ガバナンス、ならびにモデル・リスク選好指標の更新に関する取締役会への月次報告およびモデル・リスクの更新に関する監査役会への定期報告。

#### 報告期間における進展：

2022年度において、ドイツ銀行は、モデル・リスク・フレームワークのあらゆる側面を含み、モデル・リスクの識別、測定、監視、報告、管理、軽減等、銀行全体の慣行との整合性をもたらす新たなモデル・リスク管理方針を導入した。

この新たなフレームワークは、強化されたモデル・インベントリ・システムの開発によって支えられており、これは、他のすべての既存のインベントリを置き換える、唯一の戦略的な当行全体のモデル・リスク・プラットフォームとなるものである。このシステムは当行全体のモデル・リスクの効果的かつ効率的な管理のために、引き続き改良される。

#### 風評リスク管理

当行グループのリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいはドイツ銀行の価値や信念と一致していないと受け取る可能性がある関係、行動または行動の欠如により、ドイツ銀行のブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

ドイツ銀行は、重大な風評リスクを伴う取引や関係、防衛、ゲーム、アダルト・エンターテインメント業界等、本質的に風評リスクが高い分野、または特定の環境上の懸念がある分野での取引や関係に対する選好を制限している。風評リスクは、様々なステークホルダー（例えば、国民、顧客、株主および規制当局等）のプラクティスに対する認識が、予測不可能に変化する可能性があるため、排除することは不可能である。ドイツ銀行は、収益性を強化し、風評リスクを最小限におさえるための持続可能な基準を推進することに務めている。

風評リスクをもたらす可能性のある事項について、事前に積極的な意思決定を行うことによって可能な限りドイツ銀行の風評被害を防ぐプロセスを管理するために、風評リスク・フレームワーク（本フレームワーク）が整備されている。本フレームワークは、風評リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定している。別のリスク種類、統制またはプロセスにおける障害から生じる可能性がある風評リスクは、関連するリスク種類のフレームワークを介して別途対処されるため、この項では扱わない。

風評リスクは、相手先のプロファイル、取引あるいは商品の事業目的／経済的実体、高リスク産業、環境および社会に関する考慮、ならびに取引あるいは商品の性質またはその構造および条件に関する潜在的な問題を含む（これらに限定されない。）複数の原因から発生する可能性がある。

風評リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主に戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

#### ガバナンスと組織体制

本フレームワークは、すべての業務部門および地域に適用される。DWS固有の問題はDWS専属の風評リスク委員会がレビューし、必要に応じてDWSのエグゼクティブ・ボードに上申される。

当行の評判を守る責任は個々の従業員にあるが、風評リスク問題を識別、評価、管理、監視および必要に応じて上申または報告する一義的な責任は、一義的なリスク所有者であるドイツ銀行の各業務部門にある。各業務部門は、中程度または重大な風評リスクと見なされる問題を評価するプロセスである、各部門の風評リスク評価手続を確立している。



当該部門RRAPは、重大な風評リスク問題を各リージョナル風評リスク委員会に上申しなければならない。本フレームワークはまた、風評リスクの観点から本質的にリスクが高くなっていると見なされ、リージョナル風評リスク委員会への上申を義務づける複数の問題を設定している。第2のLoD委員会であるリージョナル風評リスク委員会は、ドイツ銀行の各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整を確実に行う責任を有している。リージョナル風評リスク委員会は少なくとも四半期に1回、必要に応じて特別会議を開催する。グループ風評リスク委員会（GRRC）は、グループ・リスク委員会および取締役会を代表してドイツ銀行の風評リスクに対する監視、管理調整の責任を負っている。グループ風評リスク委員会はまた、グループ全体に影響を及ぼし、特別な状況においては、地域レベルで解決できない可能性のある事例をレビューする。



## リスクおよび資本のパフォーマンス

## 資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL

## 自己資本

ドイツ銀行の自己資本の計算は、金融機関に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(CRR)ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関の健全性の監督に関するEU指令第2013/36号(CRD)(その後の規制および指令に伴い更なる修正が加えられている。)に基づいた自己資本水準に立脚している。CRDは、ドイツの法律に導入されている。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(KreditwesengesetzまたはKWG)に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及している。したがってグループ内の保険会社および金融部門以外の事業体はここに含まれていない。

2022年度末現在有効であった規制に基づく自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1資本(CET 1資本)およびその他Tier 1資本(AT1資本)に細分化される。

CET 1資本は、主に、規制上の調整(すなわち、プルデンシャル・フィルターおよび控除)の対象となる(保有株式を控除した)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む。)およびその他の包括利益累計額、ならびに連結CET 1資本への組み入れに適格な少数株主持分から構成されている。CRR第32条から第35条に基づくCET 1資本のプルデンシャル・フィルターには、( )証券化売却益、( )キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに( )追加評価調整が含まれる。CET 1資本控除には、例えば( )無形資産(プルデンシャルバリューを超える部分)、( )将来の収益性に依存する繰延税金資産、( )予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、( )確定給付年金基金資産正味額、(v)金融部門事業体との資本の相互持合い、および(vi)一定の基準を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、Tier 2)に対する重要な投資および重要でない投資が含まれる。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1資本は、AT1資本金金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1資本への算入に適格な非支配持分から構成されている。CRR/CRDのもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、更なる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2資本は、適格な資本金金融商品、関連する株式プレミアム勘定、ならびに劣後長期債務、一定の信用損失引当金および連結Tier 2資本への算入に適格な非支配持分から構成されている。Tier 2資本として適格であるためには、資本金金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本金金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利、または信用に連動した配当条項を含んではならない。

本報告書の比較期間において、ドイツ銀行は特定の数値を、その他Tier 1およびTier 2金融商品に適用される自己資本金融商品に関するCRRの定義に基づき表示している。

2022年度第1四半期以降、CET 1、Tier 1資本および自己資本合計は報告値で表示されている。2022年度第1四半期より、「完全適用」の定義は、重要でない差異しか生じないため廃止された。

## 資本金金融商品

取締役会は、2026年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買い戻すことにつき、2021年度年次株主総会から承認を取得済みである。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。2021年度年次株主総会から2022年度年次株主総会(2022年5月19日)までの間に、59.8百万株が買い戻された。同期間または次の期間に、株式報酬のために合計33.3百万株が買い戻された。残りの26.5百万株は、株主への資本分配を目的とした消却のために買い戻された。さらに、48.8百万個のコール オプションが、今後の株式報酬のために買い戻された。2022年度年次株主総会の時点で、買戻しによる保有自己株式数は34.8百万株であり、うち26.5百万株が消却のため、8.3百万株が株式報酬のためのものである。

2022年度年次株主総会において、2027年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買い戻す権限が取締役に付与された。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。この権限は、2021年度年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。2022年度年次株主総会から2022年12月31日までの間に、買い戻された株式またはコール・オプションはない。2022年12月31日現在、買戻しによる保有自己株式数は28.9百万株であった。うち、26.5百万株は消却のための買戻しに関連するものである。残りの2.4百万株は、次の期間に株式報酬を目的として使用される株式に関連するものである。

2017年度年次株主総会以降、2021年度年次株主総会での更新を経て、2022年12月31日現在、取締役会が利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ（1,000百万株）であった。2022年4月30日、現金を対価とする条件付資本512百万ユーロ（200百万株）と株式報酬を要因とする条件付資本51.2百万ユーロ（20百万株）が未使用のまま期限切れとなった。

さらに、2022年度年次株主総会では、90億ユーロ相当のその他Tier 1資本として適格となる規制要件を満たす参加証券およびその他のハイブリッド負債性有価証券の2027年4月30日以前の発行を認めた。

AT1およびTier 2金融商品の経過措置が、2022年1月1日まで適用されていた。2011年12月31日以前に発行された、現在適用される完全適用ベースのCRR/CRDの下でAT1またはTier 2資本として適格でなくなった資本性金融商品は、移行期間中にグランド・ファーザー規定が適用され、2013年から2022年の間に段階的に除外された。（2012年12月31日時点で引き続き流通している、グランド・ファーザー規定が適用されるポートフォリオに関して）その認識の上限は2020年度に20%、2021年度に10%であった。2022年1月1日現在、グランド・ファーザー規定は適用されていない。

2019年6月27日から適用されている現在のCRRは、2019年6月27日より前に発行されたAT1およびTier 2金融商品について更なるグランド・ファーザー規定を定めている。特別目的事業体を通じて発行されたAT1およびTier 2金融商品は、2021年12月31日まで適用除外であった。2022年度においては、2019年6月27日以降に適用された特定の新たな要件を満たしていないAT1およびTier 2金融商品のうち、2025年6月26日まで適格であるAT1およびTier 2金融商品に対してのみ経過措置が存在する。ドイツ銀行が2022年度中に有していた適格金融商品に重要性がなかったため、「完全適用」と「経過措置」の金額の間に重要な差異はなかった。

現在のCRRに基づき、当行グループは2022年12月現在、86億ユーロの適格AT1金融商品を保有している。2022年度に、当行は20億ユーロのAT1ノートを発行し、想定元本17.5億ユーロのAT1金融商品を償還した。

2022年12月31日現在、Tier 2資本性金融商品は、合計95億ユーロ（名目価額117億ユーロ）であった。2022年度に、当行は名目価額15億ユーロおよび12.5億米ドル（12億ユーロ相当）のTier 2資本性金融商品を発行し、想定元本15百万ユーロのTier 2資本性金融商品が期限を迎えた。

#### 最低所要自己資本と追加的自己資本バッファー

当行グループに適用される第1の柱のCET 1資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1資本を最大1.50%およびTier 2資本を最大2.00%充当できる追加のリソースが要求される。

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付といった特定の業務の制限等の監督措置が発せられることがある。2022年度においてドイツ銀行は規制上の自己資本の最低要件を遵守していた。

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の組み合わせられた資本バッファーの要件が、2022年以降、全面的に施行された。第1の柱の最低所要自己資本に加えて、これら資本バッファーの要件を満たさなければならないが、経済的ストレス期に取崩し可能である。

資本保全バッファーは、CRD第129条に基づきドイツ銀行法第10c条に導入され、2022年以降、RWAに対するCET 1資本比率2.50%の要件に相当する。

カウンターシクリカル資本バッファーは、過度な信用拡大が法域のシステム全体のリスクの増加と関連する時に設定される。当該バッファーは、RWAに対するCET 1資本比率が0%から2.50%の間で様々であり、例外的に、2.50%よりも高くなり得る。当行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファーは、当行の関連する信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターシクリカル資本バッファーの加重平均である。2022年12月31日現在、機関特有のカウンターシクリカル資本バッファーは、0.07%であった。

上記のバッファーに加えて、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）等の各国の当局が、CRRによってカバーされていない長期的な非シクリカル・システム・リスクおよびマクロ・プルデンシャル・リスクを回避および軽減するためのシステム・リスク・バッファーを要求する可能性がある。当局は、最大でRWAに対するCET 1資本比率5.00%の追加的なバッファーを要求する可能性がある。2022年度末現在、システム・リスク・バッファーはドイツ銀行には適用されていなかった。

ドイツ銀行は、ドイツ連邦銀行と合意のうえ、BaFinによって引き続きグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SII）に指名された。その結果、G-SIIバッファーとして、2019年に公表された指標に基づき2022年にRWAに対するCET 1資本比率1.50%が要求されている。この評価は2022年にFSBにより確認された。さらに、BaFinは、ドイツ銀行のG-SIIバッファー要件が、2023年と2024年は据え置かれることを公表した。ドイツ銀行は引き続き、当行のウェブサイトにて指標を公開する。

加えて、ドイツ銀行は、ドイツ連邦銀行と合意のうえ、BaFinによって「その他のシステム上重要な金融機関」（O-SII）として分類されており、2022年には2.00%の追加的な資本バッファーの要件を連結ベースで満たさなければならない。したがって、ドイツ銀行の場合、2022年のO-SIIバッファーは2.00%となる。BaFinは、ドイツ銀行のO-SIIバッファー要件が2023年は据え置かれることを公表した。システム上重要な金融機関のバッファー（G-SIIバッファーまたはO-SIIバッファー）のいずれか高い方を適用しなければならない。

さらに、第2の柱の監督上の検証・評価プロセス（SREP）に従って、欧州中央銀行（ECB）は、法令の要件（いわゆる、第2の柱の要件）よりも厳格な所要自己資本を個々の銀行に課す可能性がある。

2022年2月、ECBは、当行グループの第2の柱の要件を2021年から変更しないという決定をし、当該決定が2022年3月1日に発効することを当行グループに通知した。これにより、ECBの第2の柱の要件はRWAの2.5%となった。2022年12月31日現在、ドイツ銀行は連結ベースで、最低10.48%のCET 1比率、最低12.45%のTier 1資本比率および最低15.07%の自己資本合計比率を維持する必要がある。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、1.41%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、2.50%の資本保全バッファ、0.07%のカウンターシクリカル資本バッファ（年間を通じて変更される可能性がある。）、ならびに2.00%のG-SII/0-SIIバッファ（いずれか高い方）で構成される。したがって、Tier 1所要自己資本には、1.50%のTier 1最低所要自己資本と0.47%の第2の柱の要件が追加で含まれ、総所要自己資本には、2.00%のTier 2最低所要自己資本と0.63%の第2の柱の要件が追加で含まれる。また、ECBはドイツ銀行に対し、追加的な第2の柱のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱のガイダンス」と呼ばれる。）をドイツ銀行が維持することを期待している旨、また、これはあくまでガイダンスとみなされ、少なくとも2022年度末まではこのガイダンスへの違反により資本健全化計画の提出またはCET 1資本を再構築する方策の実行が要求されることはない旨を直接通知した。

2022年12月22日に、ドイツ銀行はECBから、2022年度のSREPの結果を受けて2023年1月1日より適用される2023年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。この決定によりECBの第2の柱の要件はRWAの2.70%に設定され、2023年1月1日から発効される。そのうち少なくとも1.52%をCET 1資本で、2.03%をTier 1資本でカバーする必要がある。

2022年1月、BaFinは、2023年2月1日以降ドイツのカウンターシクリカル資本バッファが0.75%となることを発表した。これは、ドイツの信用エクスポージャーの現在のシェアを考慮すると、ドイツ銀行グループの約30ベース・ポイントのCET 1資本要件に相当する。さらに、BaFinは、2023年2月1日以降のドイツの住宅用不動産エクスポージャーについて、2%のセクター別システミック・リスク・バッファとなることを発表した。これは、現在のドイツの住宅用不動産エクスポージャーを考慮すると、ドイツ銀行グループの約20ベース・ポイントのCET 1資本要件に相当する。

下表は、2022年と2023年にドイツ銀行に適用される、第1の柱と第2の柱（「第2の柱のガイダンス」を除く。）の異なる最低所要自己資本および資本バッファの要件の概要を示している。

#### 総所要自己資本および資本バッファの概要

	2022年	2023年
第1の柱		
CET 1最低所要自己資本	4.50%	4.50%
合算後のバッファの要件	4.57%	5.07%
資本保全バッファ	2.50%	2.50%
カウンターシクリカル資本バッファ <sup>1</sup>	0.07%	0.37%
システミック・リスク・バッファ <sup>2</sup>	0.00%	0.20%
以下の最大要件：	2.00%	2.00%
G-SIIバッファ	1.50%	1.50%
O-SIIバッファ	2.00%	2.00%
第2の柱		
第2の柱のCET 1資本のSREPアドオン（「第2の柱のガイダンス」を除く。）	2.50%	2.70%
うち、CET 1資本によりカバーされる部分	1.41%	1.52%
うち、Tier 1資本によりカバーされる部分	1.88%	2.03%
うち、Tier 2資本によりカバーされる部分	0.63%	0.68%
第1の柱および第2の柱のCET 1所要自己資本合計 <sup>3</sup>	10.48%	11.09%
第1の柱および第2の柱のTier 1所要自己資本合計	12.45%	13.10%
第1の柱および第2の柱の総所要自己資本	15.07%	15.77%

- ドイツ銀行のカウンターシクリカル資本バッファの要件は、各報告日時点のEBAおよびバーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって定められた各国ごとのバッファ率ならびにドイツ銀行の関連する信用エクスポージャーも算定の基礎となる。2023年度のカウンターシクリカル資本バッファ率は、2023年度における既知のカウンターシクリカル資本バッファの変動に基づき0.37%と算出されている。カウンターシクリカル資本バッファは、その構成要素に応じ、年度を通じて変更されることがある。
- システミック・リスク・バッファは、2023年度の予算数値ベースで0.20%と算出されている。ただし、追加的な指令によって変更される可能性がある。
- 第1の柱と第2の柱（「第2の柱のガイダンス」を除く。）のCET 1総所要自己資本は、SREPに基づく所要自己資本、システミック・リスク・バッファの所要自己資本、資本保全バッファの所要自己資本、カウンターシクリカル資本バッファの所要自己資本、G-SIIとO-SIIのいずれか高い方を合計することによって算出される。

#### 自己資本の変動

2022年12月31日現在のドイツ銀行の規制自己資本合計は、2021年12月31日現在の627億ユーロに対して、661億ユーロであった。2022年12月31日現在のTier 1資本は566億ユーロであり、481億ユーロのCET 1資本と85億ユーロのAT1資本で構成されている。Tier 1資本は、2021年12月31日現在と比べて12億ユーロ増加した。これは、2021年度末からCET 1資本が16億ユーロ増加したこととAT1資本が4億ユーロ減少したことによるものである。2022年12月31日現在のTier 2資本は、2021年12月31日現在の74億ユーロに対して、95億ユーロであった。

CET 1資本の16億ユーロの増加は、2022年12月31日終了年度の55億ユーロのプラスの純利益を主因とするものであり、14億ユーロの当年度末における繰延税金資産のプラスの評価調整が含まれ、将来の普通株式配当の規制上の控除額とAT1クーポン支払額の13億ユーロによって一部相殺された。これは、規制(EU)第575/2013号( ECB/2015/4 )の第26条(2)に従い中間または通年の利益をCET 1資本で認識するというECBの決定(EU)第2015/656号に則ったものである。また、CET 1資本は、為替換算調整額によるプラスの影響8億ユーロ（資本控除項目における為替レートによる反対効果2億ユーロ控除後）と、公正価値評価に伴う実現利益6億ユーロにより増加した。

これらのプラスの影響は、18億ユーロの繰延税金資産からの控除（米国における繰延税金資産のプラスの評価調整14億ユーロを含む。）、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る13億ユーロの未実現損失（ユーロおよび米ドルの金利上昇を主因とする8億ユーロと米ドル金利の上昇に伴うキャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値評価損を要因とする5億ユーロ）、3億ユーロの株式買戻し、市場価格の分布およびリスク・プロファイルの変更を主因とする2億ユーロのプルデンシャル・フィルターによる規制上の調整の増加（追加的価値調整）、ならびに割引率の上昇を主因とする2億ユーロの年金債務の増加により一部相殺された。

AT1資本の4億ユーロの減少は、2022年度第1四半期に想定元本17.5億ユーロのAT1資本性金融商品が償還されたこと、また、2022年1月1日以降6億ユーロのAT1金融商品が適用除外になったことが主因であり、これは、2022年度第2四半期に想定元本7.5

億ユーロのAT1資本性金融商品、第4四半期に想定元本12.5億ユーロの別のAT1資本性金融商品が新規発行されたことにより一部相殺された。

Tier 2資本の22億ユーロの増加は、2022年度第1四半期に想定元本27億ユーロのTier 2資本性金融商品が新規発行されたことと、3億ユーロの為替の影響を主因とするものであり、8億ユーロのTier 2資本性金融商品の償却により一部相殺された。

自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む。）

	2022年12月		2021年12月31日現在
	31日現在 <sup>3</sup>		
	CRR/CRD	CRR/CRD 完全適用 ベース	CRR/CRD
単位：百万ユーロ			
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金			
資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金	45,458	45,864	45,864
利益剰余金	12,305	10,506	10,506
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	-1,314	-444	-444
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後） <sup>1</sup>	4,183	1,379	1,379
その他	1,002	910	910
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	61,634	58,215	58,215
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整			
追加評価調整（マイナスの金額）	-2,026	-1,812	-1,812
その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整を除く。）	600	-14	-14
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,024	-4,897	-4,897
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-3,244	-1,466	-1,466
予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-466	-573	-573
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,149	-991	-991
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-0	0	0
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10% / 15% 基準超過額、適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10% / 15% 基準超過額）（マイナスの金額）	0	-151	-151
その他の規制上の調整 <sup>2</sup>	-2,225	-1,805	-1,805
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-13,536	-11,709	-11,709
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	48,097	46,506	46,506

単位：百万ユーロ	2022年12月 31日現在 <sup>3</sup>	2021年12月31日現在	
	CRR/CRD	CRR/CRD 完全適用 ベース	CRR/CRD
その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品			
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	8,578	8,328	8,328
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	0	N/M	600
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	8,578	8,328	8,928
その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整			
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-60	-60	-60
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額			
その他の規制上の調整	0	0	0
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-60	-60	-60
その他Tier 1 (AT1) 資本	8,518	8,268	8,868
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	56,616	54,775	55,375
Tier 2 (T2) 資本	9,531	7,328	7,358
自己資本合計 (TC = T1 + T2)	66,146	62,102	62,732
リスク・ウェイトド・アセット合計	360,003	351,629	351,629
自己資本比率			
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	13.4	13.2	13.2
Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	15.7	15.6	15.7
自己資本合計比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	18.4	17.7	17.8

N/M - 表記するに値しない。

- 1 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号( ECB/2015/4 )の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。
- 2 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく12億ユーロの資本控除(2021年12月：11億ユーロ)、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく10億ユーロの資本控除(2021年12月：7億ユーロ)、CRR第36条(1)(n)に基づく最低価額コミットメントから生じた7.4百万ユーロの資本控除(2021年12月：17百万ユーロ)、ならびにCRR第473a条に基づくIFRS第9号の移行規定による14.7百万ユーロのCET 1の減少(2021年12月：39百万ユーロ)が含まれている。
- 3 2022年度第1四半期より、重要な差異が生じなくなったことから完全適用ベースが廃止されたため、情報は報告値で表示されている。過年度の比較情報は変更されておらず、ドイツ銀行の以前の完全適用ベースに基づいている。
- 4 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

## 株主持分の自己資本への調整

	CRR/CRD	
	2022年12月31日 現在	2021年12月31日 現在
単位：百万ユーロ		
会計上の貸借対照表による株主持分合計	61,959	58,027
事業体の連結除外 / 連結	29	265
そのうち：		
資本剰余金	0	0
利益剰余金	29	265
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	0	0
規制上の貸借対照表による株主持分合計	61,988	58,292
少数株主持分（連結CET 1に含めることが認められている額）	1,002	910
AT1クーポンおよび株主配当控除 <sup>1</sup>	-1,342	-987
CRR第28号(1)に基づきCET 1として認められない資本性金融商品	-14	0
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	61,634	58,215
追加評価調整	-2,026	-1,812
その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整を除く。）	600	-14
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,024	-4,897
将来の収益性に依存する繰延税金資産	-3,244	-1,617
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,149	-991
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
その他の規制上の調整 <sup>2</sup>	-2,691	-2,378
普通株式等Tier 1資本 <sup>3</sup>	48,097	46,506

- 1 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。
- 2 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく12億ユーロの資本控除（2021年12月：11億ユーロ）、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく10億ユーロの資本控除（2021年12月：7億ユーロ）、CRR第36条(1)(n)に基づく最低価額コミットメントから生じた7.4百万ユーロの資本控除（2021年12月：17百万ユーロ）、ならびにCRR第473a条に基づくIFRS第9号の移行規定による14.7百万ユーロのCET 1の減少（2021年12月：39百万ユーロ）が含まれている。
- 3 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。



## 自己資本の変動

単位：百万ユーロ	CRR/CRD	
	2022年12月31日に終了した12ヶ月間	2021年12月31日に終了した12ヶ月間
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期首残高	46,506	44,885
普通株式 (純額)	-2	0
資本剰余金	-79	-26
利益剰余金	5,945	2,834
自己普通株式、売却 (+) および購入 (-) の純影響	-325	1
その他の包括利益累計額の増減	-870	675
AT1クーポンおよび株主配当控除 <sup>1</sup>	-1,342	-987
追加評価調整	-215	-381
のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後) (マイナスの金額)	-127	-262
将来の収益性に依存する繰延税金資産 (一時差異から発生するものを除く。)	-1,779	-113
予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	107	-474
確定給付年金基金資産 (関連する税金負債を控除後) (マイナスの金額)	-158	-219
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産 (10%および15%基準超過額、CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後)	151	-77
その他 (規制上の調整を含む。)	285	650
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期末残高	48,097	46,506
その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期首残高	8,868	6,848
その他Tier 1に適切な資本の新規発行	1,967	2,487
満期到来したおよび償還された金融商品	-2,350	-500
その他 (規制上の調整を含む。)	33	33
その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期末残高	8,518	8,868
Tier 1資本	56,616	55,375
Tier 2 (T2) 資本 - 期末残高	9,531	7,358
規制自己資本合計 <sup>2</sup>	66,146	62,732

1 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。

2 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

## 不履行エクスポージャー (NPE) の最低損失カバレッジ

2019年4月、EUは、不履行エクスポージャーのブルデンシャル・バック・ストップ準備金に関するCRR (規制(EU)第575/2013号) を修正する要件規制(EU)第2019/630号を公表した。この規制により、最低損失カバレッジ要求額が満たされない場合は、第1の柱はCET 1資本から控除されることになる。この規制は、2019年4月25日より後に組成され、債務不履行となったエクスポージャーに適用される。

さらに、ECBIは、2018年3月に「銀行の不良債権処理に関するECBガイダンス補足版：不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に対する監督上の期待」を、また2019年8月に「不履行エクスポージャーのカバレッジに対する監督上の期待に関するコミュニケーション」を公表した。

公表されたECBのガイダンスは、2018年4月1日より後に新たに債務不履行に陥ったすべての貸出金に適用され (2018年4月1日以降、ECB - new NPE)、EU規制と同様に、各銀行に対して最低減損カバレッジ要求額が満たされない場合に措置を講じるよう求めている。各銀行が講じる措置についてECBが満足しない場合、ECBは年に一度のSREPの議論の中で、銀行に第2の柱に係る措置を課す可能性がある。

前述のECBのガイダンスとSREP勧告により要求されているとおり、当行グループは2020年度末に、第2の柱に係る措置として不履行エクスポージャーに対する慎重な引当額を決定するためのフレームワークを導入した。

2018年4月1日より前に債務不履行に陥った顧客から生じる不履行エクスポージャーに関する期待最低損失カバレッジ (ECB - NPE Stock) については、年率10%の増加を前提に100%の期待カバレッジの段階的導入が想定された。最初のステップとして、2017年度末現在の銀行の正味不良債権比率に基づいて銀行を3つの比較可能なグループに割り当て、次のステップで、潜在的な影響に関する各銀行の2026年度末までの返済能力の評価を行った。ドイツ銀行はグループ1に割り当てられており、グルー

プ1では、担保付貸出金については2024年末までに、無担保貸出金については2023年末までに100%の最低損失カバレッジを完全適用することが求められている。

不履行エクスポージャーの最低損失カバレッジ要求額と、債務不履行となった（ステージ3の）資産についてIFRS第9号に従って計上されたリスク準備金との間の不足額は、2022年12月31日現在1.048百万ユーロであり、これはCET 1から控除された。このCET 1に関する追加費用は追加的な損失準備金とみなされ、これによりRWAが933百万ユーロ軽減されている。

#### 不履行エクスポージャーの損失カバレッジ

2022年12月31日現在				
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	エクスポ ージャーの額 <sup>1</sup>	最低損失 カバレッジ 要求額合計	カバレッジ 利用可能額	適用される カバレッジ 不足額
コーポレート・バンク	4,378	795	1,176	316
インベストメント・バンク	14,665	8,182	10,117	383
プライベート・バンク	6,101	1,250	2,202	315
アセット・マネジメント	0	0	0	0
キャピタル・リリース・ユニット	142	64	41	32
コーポレートおよびその他	140	2	0	2
合計	25,426	10,294	13,535	1,048

<sup>1</sup> CRR第47c条に従ったエクスポージャーの額。

2021年12月31日現在				
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	エクスポ ージャーの額 <sup>1</sup>	最低損失 カバレッジ 要求額合計	カバレッジ 利用可能額	適用される カバレッジ 不足額
コーポレート・バンク	3,746	626	1,109	119
インベストメント・バンク	14,671	7,823	10,155	273
プライベート・バンク	7,119	1,263	2,449	311
アセット・マネジメント	0	0	0	0
キャピタル・リリース・ユニット	253	120	102	42
コーポレートおよびその他	22	3	0	3
合計	25,811	9,835	13,816	748

<sup>1</sup> CRR第47c条に従ったエクスポージャーの額。

## リスク・ウェイト・アセットの変動

以下の表は、RWAの概要を、リスク種別および業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャ関連ポジションのセグメント別の再配分（該当がある場合）の影響の合計およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

## リスク種別および業務部門別のリスク・ウェイト・アセット

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在						合計
	コーポレート・バンク	インベストメント・バンク	プライベート・バンク	アセット・マネジメント	キャピタル・リリース・ユニット	コーポレートおよびその他	
信用リスク	68,022	93,184	79,865	9,417	3,141	15,585	269,214
決済リスク	0	63	0	0	0	61	124
信用評価調整（CVA）	130	5,144	29	4	812	65	6,184
マーケット・リスク	847	17,895	72	28	1,493	5,796	26,131
オペレーショナル・リスク	5,304	23,155	7,637	3,414	18,839	0	58,349
合計	74,303	139,442	87,602	12,864	24,284	21,508	360,003

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在						合計
	コーポレート・バンク	インベストメント・バンク	プライベート・バンク	アセット・マネジメント	キャピタル・リリース・ユニット	コーポレートおよびその他	
信用リスク	59,588	93,125	77,632	11,017	5,426	16,964	263,752
決済リスク	0	1	0	0	10	49	60
信用評価調整（CVA）	120	4,879	167	9	1,098	55	6,327
マーケット・リスク	128	17,565	40	33	1,293	715	19,773
オペレーショナル・リスク	5,571	25,031	7,527	3,357	20,232	0	61,718
合計	65,406	140,600	85,366	14,415	28,059	17,783	351,629

RWAは、2021年度末現在の3,516億ユーロに対し、2022年12月31日現在では3,600億ユーロであった。84億ユーロの増加は、マーケット・リスクRWAと信用リスクRWAに起因しており、オペレーショナル・リスクRWAにより一部相殺された。マーケット・リスクRWAの増加64億ユーロは、バックテスティングの異常値を受けた資本乗数の上昇、過去1年間の枠においてデータの変動が大きかったことによるVaRの増加の組み合わせから生じたVaRおよびSVaRの増加を主因とするものである。信用リスクRWAの55億ユーロの増加は、為替の変動、ECBが義務付けたモデル調整およびその他手法の更新、市場の不確実性を背景とした影響、ならびに中核事業成長を主因とするものであった。これは、キャピタル・リリース・ユニットおよびアセット・マネジメントにおけるRWAの減少、ならびにヘッジされたエクスポージャーおよび持分投資の取り扱い方法の更新により一部相殺された。オペレーショナル・リスクRWAが34億ユーロ減少したのは主に、資本モデルに織り込まれるドイツ銀行の内部損失のプロファイルの改善によるものであった。

下表は、報告期間における信用リスク、信用評価調整、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに関して観察されたリスク・ウェイト・アセットの変動の主要な要因の分析を提供している。また、RWAから算出される所要自己資本の変動を8%の自己資本比率で示している。

## カウンターパーティ信用リスクを含む、信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在		2021年12月31日現在	
	信用リスクRWA	所要自己資本	信用リスクRWA	所要自己資本
信用リスクRWA期首残高	263,752	21,100	222,708	17,817
勘定の規模	-6,254	-500	4,719	378
勘定の質	-478	-38	-899	-72
モデル更新	-179	-14	-97	-8
手法および方針	8,244	659	30,172	2,414
取得および処分	0	0	131	10
外国為替変動	5,320	426	6,431	514
その他	-1,191	-95	587	47
信用リスクRWA期末残高	269,214	21,537	263,752	21,100

## うち、カウンターパーティ信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在		2021年12月31日現在	
	カウンター パーティ 信用リスクRWA	所要自己資本	カウンター パーティ 信用リスクRWA	所要自己資本
カウンターパーティ信用リスクRWA期首残高	24,780	1,982	23,814	1,905
勘定の規模	-1,734	-139	-4,527	-362
勘定の質	-41	-3	-422	-34
モデル更新	0	0	125	10
手法および方針	0	0	4,805	384
取得および処分	0	0	0	0
外国為替変動	584	47	986	79
その他	0	0	0	0
カウンターパーティ信用リスクRWA期末残高	23,589	1,887	24,780	1,982

信用リスクRWAの変動の表における主な要因の分類は、開示強化タスクフォース（EDTF）の推奨に完全に則ったものである。当行グループのポートフォリオの規模および構成の自律的变化は、「勘定の規模」の区分において考慮されている。「勘定の質」の区分は主に、ポートフォリオの格付遷移、デフォルト時損失率、モデル・パラメータの再調整ならびに担保および相殺に関する範囲の変更による影響を示している。「モデル更新」の区分には、モデルの高度化および先進的モデルの拡張が含まれている。外部要因ないし規制上の変更（新規制の適用等）に起因して生じるRWAの変動は、「手法および方針」の項において考慮されている。「取得および処分」の区分は、新規事業や処分関連業務に明確に割り当てられる重大なエクスポージャーの変動を表示するためのものである。上記区分に該当しない変動は、「その他」の区分に含まれている。

2021年12月31日以降の信用リスクRWAの2.1%（55億ユーロ）の増加は、主として「手法および方針」の区分および外国為替関連の変動によるものである。これは、「勘定の規模」の区分、「その他」の区分、「勘定の質」の区分および「モデル更新」の区分における変動により一部相殺された。「手法および方針」の区分は主にEBAガイドラインの導入による影響を反映し、持分投資の取り扱い方法の更新により一部相殺された。これらの増加は「勘定の規模」の区分における減少により一部相殺され、これは、バランスシート管理の影響として、ドイツ銀行のポートフォリオの構成の変更を反映するものであった。「勘定の質」の区分における減少は、ヘッジされたエクスポージャーの取り扱い方法の更新および格付けの変更の影響を反映しており、市場の不確実性および特定の保証の取り扱い方法の更新に伴う影響により一部相殺された。また、「その他」の区分における減少は繰延税金資産RWAの減少を反映している。さらに、「モデル更新」の区分における減少はドイツ銀行のIRBAモデルの細分化に起因するものである。

2021年12月31日以降のカウンターパーティ信用リスクRWAの4.8%（12億ユーロ）の減少は、バランスシート管理の一環としてのトレーディング業務における減少に起因する「勘定の規模」の区分における減少と、とりわけ格付けの変更の影響に起因する「勘定の質」の区分における減少を主因とするものであった。これは、当年度における外国為替変動により一部相殺された。

CRR/CRDの規制枠組みに基づき、当行グループは、カウンターパーティの信用度を考慮に入れたCVAを用いてRWAを算出することが要求される。CVA RWAには、OTCデリバティブ・エクスポージャーに関連した予想されるカウンターパーティ・リスクからの時価評価損のリスクが含まれる。当行グループは、CVAの大半を、BaFinによって認可された当行グループ独自の内部モデルに基づき算出している。

## 信用評価調整に係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在		2021年12月31日現在	
	CVA RWA	所要 自己資本	CVA RWA	所要 自己資本
CVA RWA期首残高	6,327	506	8,392	671
リスク水準の変動	1,217	97	-450	-36
市場データの変動および再調整	-200	-16	-1,581	-126
モデル更新	-1,160	-93	0	0
手法および方針	0	0	0	0
取得および処分	0	0	-33	-31
外国為替変動	0	0	0	0
CVA RWA期末残高	6,184	495	6,327	506

1 過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて表示されている。

CVA RWAの変動は、幾つかの区分に細分化される。「リスク水準の変動」には、ポートフォリオの規模および構成の変化が含まれる。「市場データの変動および再調整」には、市場データの水準の変動、ボラティリティの変動、再調整が含まれる。「モデル更新」は、CVA RWAに用いられるIMM信用エクスポージャー・モデルまたはバリュエーション・アット・リスク・モデルのいずれかの変更である。「手法および方針」は、規制の改正に関連する。重要な事業取得または処分は、該当する名称の区分に表示される。

2022年12月31日現在のCVA RWAは62億ユーロであり、2021年12月31日現在と比較すると、1億ユーロ、率にして2%の減少となっている。わずかな減少は主に手法の改良による正味の影響であり、その結果、第2四半期の減少が当年度における事業活動に伴う増加により相殺された。

#### マーケット・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在					総所要
	VaR	SVaR	IRC	その他	RWA合計	自己資本
マーケット・リスクRWA期首残高	3,538	9,360	3,657	3,219	19,773	1,582
リスク水準の変動	-175	1,986	-17	266	2,061	165
市場データの変動および再調整	2,651	-617	0	-593	1,441	115
モデル更新/変更	100	-650	0	0	-550	-44
手法および方針	1,299	2,142	0	0	3,441	275
取得および処分	0	0	0	0	0	0
外国為替変動	0	0	0	113	113	9
その他	0	0	0	0	0	0
マーケット・リスクRWA期末残高	7,413	12,221	3,639	2,857	26,131	2,091

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在					総所要
	VaR	SVaR	IRC	その他	RWA合計	自己資本
マーケット・リスクRWA期首残高	12,109	6,983	7,005	2,799	28,897	2,312
リスク水準の変動	-1,067	537	-3,349	28	-3,850	-308
市場データの変動および再調整	-4,943	0	0	334	-4,609	-369
モデル更新/変更	-2,196	2,675	0	0	479	38
手法および方針	-366	-835	0	0	-1,201	-96
取得および処分	0	0	0	0	0	0
外国為替変動	0	0	0	57	57	5
その他	0	0	0	0	0	0
マーケット・リスクRWA期末残高	3,538	9,360	3,657	3,219	19,773	1,582

マーケット・リスクの分析は、バリュエーション・アット・リスク（VaR）、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク（SVaR）および追加的リスク資本賦課（IRC）に係る当行の内部モデルにおける変動、ならびに上表の「その他」の区分に含まれるマーケット・リスク標準的アプローチ（MRSA）の結果を対象としている。MRSAは、特定の種類の投資ファンドおよびCRR/CRDに規定される長寿リスクについて、トレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するために使用される。

市場データの水準、ボラティリティ、相関関係、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の区分に含まれている。手法の高度化またはリスクの範囲の拡大等、マーケット・リスクRWAの内部モデルに対する変更は、「モデル更新」の区分に含まれている。「手法および方針」の区分には、規制の改正によるマ

ケット・リスクRWAモデルおよび算定の変更が反映されている。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の区分に配分される。「外国為替変動」の影響は、CRMおよび標準的アプローチの手法についてのみ算定されている。

2022年12月31日現在、マーケット・リスクRWAは、2021年12月31日に比べて64億ユーロ、率にして32%増加し、261億ユーロとなった。この増加は、当年度のバックテスティングの異常値の増加を背景とした資本乗数の上昇に伴う「手法および方針」の区分と、1年間における市場のボラティリティの上昇を含めることによるバリュエーション・リスクに影響を与える「市場データの変動および再調整」の区分によるものであった。さらに、定期的なストレス期間の選定レビューを受けて、計算に使用される1年間の枠が変更されたため、ストレスのかかったバリュエーション・リスクが増加した。

#### オペレーショナル・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

	2022年12月31日現在		2021年12月31日現在	
	オペレーショナル・リスク RWA	所要 自己資本	オペレーショナル・リスク RWA	所要 自己資本
単位：百万ユーロ				
オペレーショナル・リスクRWA期首残高	61,718	4,937	68,899	5,512
損失プロファイルの変動（内部および外部）	-3,405	-272	-8,000	-640
予想損失の変動	-166	-13	-113	-9
フォワード・ルッキングなリスク構成要素	794	63	-278	-22
モデル更新	-669	-54	1,210	97
手法および方針	78	6	0	0
取得および処分	0	0	0	0
オペレーショナル・リスクRWA期末残高	58,349	4,668	61,718	4,937

内外の損失事象の変動は、「損失プロファイルの変動」の区分に反映されている。「予想損失の変動」の区分は、部門別事業計画および過去の損失に基づき、特定の制約に従い、AMA自己資本の計数から控除されている。「フォワード・ルッキングなリスク構成要素」の区分には定性的調整が反映されており、事業環境および内部統制要因に重点を置いた、非金融リスク（NFR）選好の指標およびRCAスコアを通じたオペレーショナル・リスクの日常的管理活動の実効性と実績が反映されている。「モデル更新」の区分には、モデルの変更の実施といったモデルの高度化が含まれる。「手法および方針」の区分には、規制上のアドオン等、外部による変更が反映されている。「取得および処分」には、新規事業または処分された事業に明確に配分することができる重要なエクスポージャーの変動が含まれる。

全体的なオペレーショナル・リスクRWAの34億ユーロの減少は、主に資本モデルに供給される損失頻度の低下によるものであった。

控除可能な損失のわずかな増加がRWAの2億ユーロの減少につながり、フォワード・ルッキングな構成要素がRCAスコアのわずかな変動による影響を受けたため、RWAが8億ユーロ増加した。

モデル更新によるRWAの7億ユーロの減少は、2つのプロセス変更によるものであった。1つ目の変更は、フォワード・ルッキングな構成要素へのインプットの反映の精緻化で、2つ目の変更は、当行のリスク管理プロセスにおけるシナリオ分析要素の改善の結果によるものであった。

#### 経済的資本

##### 経済的適正自己資本

ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセス（ICAAP）は、当行の継続性を維持することを目的としている。内部適正自己資本は、経済的観点から、以下の表に示すとおり、経済的資本供給を内部経済的資本需要で除した比率として評価される。

##### 経済的資本供給および需要の合計

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く。）

	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
経済的資本供給の構成要素		
株主持分	61,959	58,027
非支配持分 <sup>1</sup>	897	858
AT1クーポン控除	-319	-298
証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得	790	42
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整	-190	-56
追加評価調整	-2,026	-1,812
無形資産	-3,677	-3,583

一時差異から発生するものを除く、IFRSに基づく繰延税金資産	-3,937	-1,653
予想損失ショートフォール	-466	-573
確定給付年金基金資産	-1,176	-991
その他の調整	-1,864	-1,492
経済的資本供給	49,989	48,470
経済的資本需要の構成要素		
信用リスク	11,802	11,725
マーケット・リスク	6,355	7,920
オペレーショナル・リスク	4,668	4,937
戦略リスク	1,854	3,173
分散効果	-3,778	-4,213
経済的資本需要合計	20,900	23,542
経済的適正自己資本比率	239%	206%

1 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

経済的適正自己資本比率は、2021年12月31日現在の206%と比べ、2022年12月31日現在では239%であった。この比率の上昇は主に、経済的資本需要の減少と経済的資本供給の増加によるものであった。経済的資本供給は、株主資本の39億ユーロの増加を主因として、2021年度末から15億ユーロ増加した。株主資本の増加は、55億ユーロの純利益によるものであり、これは13億ユーロの未実現損失の増加と3億ユーロの自社株買いによって一部相殺された。このプラスの影響は、IFRSに基づく繰延税金資産から一時差異を除く評価調整に関連する23億ユーロの資本控除の増加によって一部相殺された。経済的資本需要の減少は、「リスク・プロファイル」の項で説明されている。

## レバレッジ比率

ドイツ銀行は、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行グループは収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行グループは、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行グループは、グループ・リスク委員会による議論および管理活動を発動する。

## CRR/CRDフレームワークに従ったレバレッジ比率

リスク以外に基づくレバレッジ比率は、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的指標としての役割を果たすことを目的としたものである。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」指標を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。

2021年6月28日より、3%の最低レバレッジ比率要件が導入された。2023年1月1日より、追加的なレバレッジ比率のバッファの要件である50%のG-SIIバッファが適用されることになる。ドイツ銀行の追加的要件は0.75%に相当する。

ドイツ銀行のレバレッジ比率エクスポージャーは、CRR第429条から429g条に従い計算されている。

当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランスシートのエクスポージャーおよびその他のオンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFT以外）を含む。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、カウンターパーティ信用リスクの標準的アプローチの修正版（SA-CCR）を使用して算出され、将来の潜在的エクスポージャーに対する現在の再構築コストと規制上定義されたアドオンからなる。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャーの額に含まれる。その結果生じるエクスポージャーの額は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブ・プロテクションの実質想定元本分がさらに減額される。

SFTの構成要素には、SFTに係る債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、カウンターパーティ信用リスクに係る規制上のアドオンが含まれる。

オフバランスシートのエクスポージャーの構成要素は、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）（0%、20%、50%、または100%）に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

オンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFT以外）の構成要素は、資産（デリバティブ、SFTと決済待ちの通常の方法での売買以外）の会計上の価値およびTier 1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。決済待ちの通常の方法での売買に係るエクスポージャーの値は、通常の方法での関連する売買がいずれもデリバリー・バーサス・ペイメント方式で決済される場合に売掛金と買掛金を相殺して決定される。

以下の表は、レバレッジ比率エクスポージャーとレバレッジ比率を表している。レバレッジ比率の共通開示の表では、完全適用ベースと段階的導入ベースのレバレッジ比率と、分子における完全適用ベースと段階的導入ベースのTier 1資本をそれぞれ提供している。Tier 1資本の詳細については、本報告書の「自己資本の変動」の項を参照のこと。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在 <sup>1</sup>
公表された財務諸表における資産合計	1,337	1,324
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	2	1
デリバティブ金融商品に関する調整	-171	-163
証券金融取引（SFT）に関する調整	1	2
オフバランス項目に関する調整（すなわち、オフバランスシートのエクスポージャーの信用相当額への転換）	128	115
その他の調整	-57	-154
レバレッジ比率エクスポージャーの総額	1,240	1,125

<sup>1</sup> CRR第429a条(1)(n)およびECBの決定第2021/1074号に基づくCOVID-19のパンデミックに伴う一時的免除が2021年3月31日に終了したため、2022年4月1日以降、ドイツ銀行は特定の中央銀行エクスポージャーを除外していない（2021年12月31日現在、990億ユーロ）。特定の中央銀行のエクスポージャーを一時的に除外しない場合、レバレッジ・エクスポージャーは2021年12月31日現在で12,230億ユーロとなる。



## レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ

(別途記載のものを除く。)

2022年12月31日現在 2021年12月31日現在  
1

デリバティブ・エクスポージャー合計	130	138
証券金融取引エクスポージャー合計	96	91
オフバランスシートのエクスポージャー合計	128	115
その他の資産	897	791
Tier 1資本の算定上控除された資産額	-11	-9
Tier 1資本(完全適用ベース) <sup>2</sup>	N/M	54.8
レバレッジ比率エクスポージャーの総額 <sup>2</sup>	N/M	1,125
レバレッジ比率(完全適用ベース、%) <sup>2</sup>	N/M	4.9
Tier 1資本(段階的導入ベース)	56.6	55.4
レバレッジ比率エクスポージャーの総額	1,240	1,125
レバレッジ比率(段階的導入ベース、%)	4.6	4.9

- 1 CRR第429a条(1)(n)およびECBの決定第2021/1074号に基づくCOVID-19のパンデミックに伴う一時的免除が2021年3月31日に終了したため、2022年4月1日以降、ドイツ銀行は特定の中央銀行エクスポージャーを除外していない(2021年12月31日現在、990億ユーロ)。特定の中央銀行のエクスポージャーを一時的に除外しない場合、レバレッジ・エクスポージャーは2021年12月31日現在で12,230億ユーロとなり、レバレッジ比率は4.5%となる。
- 2 2022年度第1四半期より、レバレッジ比率は上記のとおり報告されている。これは完全適用の定義が廃止されたことに伴うものだが、重要な差異は生じていない。過年度の比較情報は、ドイツ銀行の以前の完全適用の定義に基づくものである。

## 2022年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2022年4月1日以降、ドイツ銀行はレバレッジ・エクスポージャーから特定の中央銀行エクスポージャーを除外していない。CRR第429a条(1)(n)およびECBの決定第2021/1074号に基づくCOVID-19パンデミックの中でのこの一時的免除は、2022年3月31日に終了した。その結果、該当する最低レバレッジ比率も引き上げる必要はなくなり、3.0%と設定されている。

2022年12月31日現在、レバレッジ比率は4.6%となった(2021年12月31日現在では4.9%)。これは、2022年12月31日現在のTier 1資本566億ユーロの、適用されるエクスポージャーの額12,400億ユーロに対する比率である(2021年12月31日現在では、それぞれ554億ユーロおよび11,250億ユーロ)。990億ユーロの特定の中央銀行のエクスポージャーを一時的に除外しない場合、レバレッジ・エクスポージャーは2021年12月31日現在で12,230億ユーロとなり、レバレッジ比率は4.5%となる。

2021年12月31日の特定の中央銀行のエクスポージャーの一時的除外を考慮しない場合、2022年度においてレバレッジ・エクスポージャーは170億ユーロ増加して12,400億ユーロとなり、これは主に、130億ユーロ増加したオフバランスのレバレッジ・エクスポージャーによるもので、取消不能の貸出コミットメントの想定元本が同額増加した。デリバティブおよびSFTに関連しない資産項目のレバレッジ・エクスポージャーは80億ユーロ増加した。これは貸借対照表残高の変動(詳細については、本報告書の「資産および負債の変動」の項を参照のこと。)を反映している。貸出金は140億ユーロ増加、現金および中央銀行預け金/インターバンク預け金は130億ユーロ減少、デリバティブ以外のトレーディング資産は70億ユーロ減少した。未決済残高は、総額ベースでの10億ユーロの減少と一致して純額ベースで10億ユーロ減少した。残りの資産項目は、主に回収のために保有する負債性有価証券に関連して、150億ユーロ増加した。さらに、SFT関連項目(売戻条件付買入有価証券、借入有価証券担保金およびプライム・ブローカレッジ業務に係る債権)は、貸借対照表残高の変動と一致して60億ユーロ増加した。また、デリバティブ関連のレバレッジ・エクスポージャーが80億ユーロ減少した。Tier 1資本の算定上控除された資産額のマイナス20億ユーロの増加は、繰延税金資産の資本控除の増加を主に反映している。

2022年度におけるレバレッジ・エクスポージャーの増加には、為替レートのプラスの変動(主に、米ドルの対ユーロでの上昇)の影響による220億ユーロが含まれている。外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載されるレバレッジ・エクスポージャーごとの変動に含まれている。

Tier 1資本の変動の主な要因については、本報告書の「自己資本の変動」の項を参照のこと。

## 自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件および総損失吸収力

## MRELの要件

自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件(MREL)の要件は、信用機関の破綻処理に係る統一的なルールおよび統一的な手続(単一破綻処理メカニズム規制、SRMR)を定めた欧州連合の規制、ならびにドイツ再建および破綻処理法によりドイツの法律に組み込まれた、信用機関の再建および破綻処理の枠組みを定めた欧州連合の指令(銀行再建および破綻処理指令、BRRD)により導入された。

現在要求されているMRELの水準は、それぞれの望ましい破綻処理方針に応じて、監督対象の銀行ごとに管轄破綻処理機関により個別に決定される。ドイツ銀行AGの場合、MRELは単一破綻処理委員会により決定される。MRELに関して法定の最低水準はないが、SRMR、BRRDおよび委任規則により、要求されるMRELの水準を決定する際に破綻処理機関が考慮しなければならない基準が規定されている。ガイダンスは、SRBによって毎年発行されるMRELの方針を通じて提供される。SRBが決定する拘束力のあるMREL比率は、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）を通じてドイツ銀行に伝達される。

SRBは、拘束力のあるドイツ銀行AGのMREL比率要件を2021年度第4四半期に改定し、これはただちに適用された。これらの新たな要件は、2019年6月のSRMRおよびBRRDの修正と規制(EU)第2019/877号および指令(EU)第2019/879号の公表を通じて、銀行改革パッケージの法的変更を初めて反映している。その結果、MRELおよび劣後MRELの要件は、TLOFに対する割合としてではなく、RWAとLREに対する割合として表されることになる。連結ベースのMREL比率要件はRWAの24.05%およびLREの6.88%に設定された。そのうちRWAの20.27%およびLREの6.88%は、自己資本および劣後金融商品について満たしていなければならない。

年次の定期レビューの結果、および、中央銀行に対する特定のエクスポージャーをLREから除外するための一時的な救済措置を終了するために欧州中央銀行が実施したMREL要件への影響に関する特別評価に基づき、SRBは2022年第2四半期にドイツ銀行AGに対する拘束力のあるMREL比率要件を更新し、これは直ちに適用される。現在の連結ベースのMREL比率要件はRWAの24.89%およびLREの7.01%である。そのうちRWAの20.28%およびLREの7.01%は、自己資本および劣後金融商品について満たしていなければならない。

RWAベースのMRELおよび劣後MREL要件に加えて、2022年12月31日現在、4.57%の合算後のバッファの要件を満たす必要がある。

#### TLACの要件

2019年6月27日より、グローバルにシステム上重要な銀行であるドイツ銀行は、総損失吸収能力（TLAC）の国際的な最低要求基準の対象となっている。TLACの要件は、2019年6月の自己資本要求規則および自己資本要求指令の修正と規制(EU)第2019/876号および指令(EU)第2019/878号の公表を通じて導入された。

このTLACの要件はリスクに基づく分母とリスク以外に基づく分母の両方に基づいており、2021年12月31日までの移行期間において、RWAの16%に合算後のバッファの要件を加えたものとLREの6.00%のうちいずれか高い方に設定されている。2022年1月1日以降は、RWAの18%に合算後のバッファの要件を加えたものとLREの6.75%のうちいずれか高い方に設定されている。

#### MREL比率の変動

2022年12月31日現在、利用可能なMRELは1,237億ユーロであり、これはRWAの34.35%に相当する。これは、ドイツ銀行がMRELの要件1,061億ユーロを176億ユーロ上回る十分な余剰MRELを有していることを意味する（すなわち、合算後のバッファの要件を加えたRWAの29.46%）。ドイツ銀行の利用可能なMRELの1,159億ユーロは自己資本および劣後負債であり、対応するMRELの劣後比率はRWAの32.20%、バッファはドイツ銀行の劣後性要件895億ユーロに対し、264億ユーロとなる（すなわち、合算後のバッファの要件を加えたRWAの24.85%）。2021年12月31日現在と比較して、ドイツ銀行のMRELの要件と劣後MRELの要件の両方を上回る余剰は、主に自己資本と適格負債の両方の増加により増加した。これは、ドイツ銀行のMREL要件の増加により一部相殺された。これらの変動は、ドイツ銀行のTLAC比率にも影響を及ぼした。ドイツ銀行の要件に対する余剰MRELおよびMREL劣後性はいずれも、RWAにより抑制される。

#### TLAC比率の変動

2022年12月31日現在、TLACは1,159億ユーロであり、対応するTLAC比率は、RWAの32.20%、LREの9.34%であった。これは、ドイツ銀行がTLACの要件837億ユーロ（LREの6.75%）に対し、322億ユーロの十分な余剰TLACを有していることを意味する。

#### MRELおよびTLACの開示

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く。）

2022年12月31日現在 2021年12月31日現在

#### TLAC / MRELに含まれる規制自己資本の要素

普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	48,097	46,506
TLAC / MRELにおいて適格なその他Tier 1 (AT1) 資本性金融商品	8,518	8,868
TLAC / MRELにおいて適格なTier 2 (T2) 資本性金融商品		
TLAC / MRELに係る調整前のTier 2 (T2) 資本性金融商品	9,531	7,358
Tier 2 (T2) 資本性金融商品のTLAC / MRELに係る調整	1,898	1,208
TLAC / MRELにおいて適格なTier 2 (T2) 資本性金融商品	11,429	8,566
TLAC / MRELに含まれる規制自己資本の要素合計	68,045	63,941

#### TLAC / MRELに含まれるその他の要素

シニア非優先プレーンバニラ債	47,862	45,153
----------------	--------	--------

他のG-SIIの適格な負債性金融商品の保有 (TLACのみ)	0	0
総損失吸収力 (TLAC)	115,907	109,094
他のG-SIIの適格な負債性金融商品の保有の戻入れ (TLACのみ)	0	0
利用可能な自己資本および劣後適格負債 (劣後MREL)	115,907	109,094
シニア優先ブレンバニラ債	4,552	5,759
シニア優先債仕組み商品	3,215	0
利用可能な自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件 (MREL)	123,674	114,853
リスク・ウェイト・アセット (RWA)	360,003	351,629
レバレッジ比率エクスポージャー (LRE)	1,240,483	1,124,667
TLAC比率		
TLAC比率 (RWAに対する割合)	32.20	31.03
TLACの要件 (RWAに対する割合)	22.57	20.53
TLAC比率 (レバレッジ・エクスポージャーに対する割合)	9.34	9.70
TLACの要件 (レバレッジ・エクスポージャーに対する割合)	6.75	6.00
RWAの要件に対する余剰TLAC	34,638	36,919
LREの要件に対する余剰TLAC	32,174	41,614
MRELの劣後性		
MRELの劣後比率 (RWAに対する割合)	32.20	31.03
MRELの劣後性要件 (RWAに対する割合)	24.85	24.79
MRELの劣後性要件を上回る余剰	26,430	21,909
MREL比率		
MREL比率 (RWAに対する割合)	34.35	32.66
MRELの要件 (RWAに対する割合)	29.46	28.58
要件に対する余剰MREL	17,600	14,372

#### 自己資本および適格負債

MRELおよびTLACの要件を満たすために、ドイツ銀行は、十分な額の適格負債性金融商品を確実に維持する必要がある。MRELおよびTLACにおいて適格な金融商品は、規制上の資本性金融商品（自己資本）と、適格負債と呼ばれる一定の基準を満たしている負債である。

MRELおよびTLACの文脈で言及される自己資本は、残存期間が1年超5年未満であり、規制自己資本に比例配分ベースでのみ反映されているTier 2資本性金融商品の全額を含んでいる。

適格負債とは、損失吸収資本としての適切な構造を確保するとされる適格基準を満たしている、破綻処理対象会社であるドイツ銀行AGが発行した負債である。その結果、適格負債からは、保険預金保護制度の対象である預金、またはドイツの破綻処理法の下で優先される預金（例えば、個人および中小企業顧客からの預金）が除外されている。とりわけ、担保付負債およびデリバティブ負債は一般的に除外されている。組込デリバティブを伴う負債性金融商品は、特定の条件下で含めることができる（例えば、既知の固定または増加元本）。さらに、適格負債は、少なくとも1年の満期までの残存期間を有していなければならない。また、償却または転換を有効にするためには、欧州連合加盟国の法律に基づいて発行されているか、または契約条件にペイルイン条項が含まれていなければならない。SRBIは、2018年11月15日以前に英国法に基づいて発行された負債について移行期間を定めた。これには、法的強制力のある有効なペイルイン条項は含まれていないが、英国のEU離脱後も2025年6月28日までは適格負債に含めることができる。

また、適格負債は、TLACおよびMRELの劣後性要件を満たすために劣後していなければならない。2017年1月1日より、ドイツ銀行法では、銀行の他のシニア債の中でも「上位で非優先」と位置付けられている法的に劣後する負債性有価証券について、新たなクラスを規定している（ただし、Tier 2金融商品として適格なもの等、銀行の契約上の劣後負債には優先する。）。2018年7月21日にドイツで実施された欧州連合による調和化の取り組みを受けて、銀行は現在、適格シニア債の特定の発行を非優先と優先のいずれに区分するかを決定することが認められている。こうしたルールの下でドイツ銀行AGが発行した「上位で非優先」の負債性金融商品は、従来のルールにより「上位で非優先」として分類された発行済の負債性金融商品と同順位である。これらの「上位で非優先」の発行はすべて、TLACおよびMRELの劣後基準を満たしている。

『

#### 信用リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行では、「信用リスクのフレームワーク」で定義される相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。

## 最大信用リスク・エクスポージャー

最大信用リスク・エクスポージャーの表は、表示期間の財務諸表において相殺の対象とならない関連保有担保およびその他の信用補完（ネットティングおよびヘッジ）を考慮前の直接的エクスポージャーを示している。信用補完のネットティングの構成要素は、法的強制力のあるネットティング・アグリーメントの影響、および差入現金担保に対するデリバティブのマイナスの時価評価による相殺を含む。信用補完の担保の構成要素は主に、不動産、現金の形態による担保、および有価証券関連の担保を含む。担保に関して当行グループは、内部で決定したヘアカットを適用し、加えて、すべての担保価値につき、それぞれの担保付エクスポージャー・レベルを上限としている。

## 最大信用リスク・エクスポージャー

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在					
	最大信用 リスク・エク スポージャー <sup>1</sup>	減損評価 対象	ネットイン グ	担保	保証および クレジット ・デリバ ティブ <sup>2</sup>	信用補完 合計
償却原価で測定する金融資産 <sup>3</sup>						
現金および中央銀行預け金	178,897	178,897	-	0	-	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	7,199	7,199	-	0	0	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	11,479	11,479	700	10,771	-	11,471
借入有価証券担保金	0	0	-	0	-	0
貸出金	488,504	488,504	-	269,428	38,899	308,327
信用リスクにさらされるその他の資産 <sup>4,5</sup>	98,505	93,221	29,232	888	317	30,437
償却原価で測定する金融資産合計 <sup>3</sup>	784,584	779,300	29,933	281,087	39,216	350,236
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>6</sup>						
トレーディング資産	90,180	-	-	1,573	1,264	2,837
デリバティブ金融商品のプラスの時価	299,686	-	227,299	53,273	6	280,579
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	88,799	-	2,480	78,920	69	81,469
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	63,855	-	2,480	61,376	0	63,855
借入有価証券担保金	17,414	-	-	17,300	0	17,300
貸出金	1,037	-	-	78	46	124
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	168	-	-	0	94	94
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	478,833	-	229,779	133,767	1,433	364,978
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	31,675	31,675	0	2,622	879	3,500
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	2,156	2,156	-	1,732	0	1,732
借入有価証券担保金	0	0	-	0	0	0
貸出金	4,069	4,069	-	11	879	890
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	31,675	31,675	-	2,622	879	3,500
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 <sup>7</sup>	67,214	67,214	-	4,738	7,482	12,220
取消可能または取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント <sup>7</sup>	251,021	249,959	-	24,769	5,694	30,463
オフバランスシート合計	318,234	317,173	-	29,507	13,176	42,683
最大信用リスク・エクスポージャー	1,613,327	1,128,148	259,712	446,982	54,704	761,398

1 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（738,733百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。

2 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。

3 いずれも信用損失引当金控除前の総額である。

4 いずれも償却原価による総額である。ただし、適格ヘッジ・デリバティブは純損益を通じて公正価値で反映されている。

5 会計上の分類にかかわらず、売却目的保有資産を含んでいる。

6 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

7 数値は名目金額で反映されている。

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	最大信用 リスク・エクスポージャー <sup>1</sup>	減損評価 対象	ネットイン グ	担保	信用補充	
					保証および クレジット ・デリバ ティブ <sup>2</sup>	信用補充 合計
償却原価で測定する金融資産 <sup>3</sup>						
現金および中央銀行預け金	192,025	192,025	-	0	-	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	7,345	7,345	-	0	0	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	8,370	8,370	-	8,070	-	8,070
借入有価証券担保金	63	63	-	63	-	63
貸出金	476,077	476,077	-	247,109	33,353	280,462
信用リスクにさらされるその他の資産 <sup>4,5</sup>	83,314	79,361	30,639	709	206	31,555
償却原価で測定する金融資産合計 <sup>3</sup>	767,193	763,240	30,639	255,951	33,559	320,150
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>6</sup>						
トレーディング資産	97,080	-	-	2,217	1,091	3,308
デリバティブ金融商品のプラスの時価	299,732	-	238,411	41,692	37	280,140
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	87,873	-	2,176	75,960	187	78,324
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	59,931	-	2,176	57,755	0	59,931
借入有価証券担保金	18,355	-	-	17,978	0	17,978
貸出金	895	-	-	190	187	378
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	140	-	-	0	82	82
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	484,825	-	240,587	119,869	1,398	361,854
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	28,979	28,979	0	2,097 <sup>8</sup>	891	2,988
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	1,231	1,231	-	1,186 <sup>8</sup>	0	1,186
借入有価証券担保金	0	0	-	0	0	0
貸出金	4,370	4,370	-	20 <sup>8</sup>	891	911
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	28,979	28,979	-	2,097	891	2,988
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 <sup>7</sup>	59,394	59,394	-	3,077	6,857	9,934
取消可能または取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント <sup>7</sup>	234,432 <sup>8</sup>	233,754 <sup>8</sup>	-	18,545	5,888	24,433
オフバランスシート合計	293,825	293,148	-	21,622	12,746	34,368
最大信用リスク・エクスポージャー	1,574,822	1,085,367	271,227	399,539	48,593	719,359

1 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（491,407百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。

2 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。

3 いずれも信用損失引当金控除前の総額である。

4 いずれも償却原価による総額である。ただし、適格ヘッジ・デリバティブは純損益を通じて公正価値で反映されている。

5 会計上の分類にかかわらず、売却目的保有資産を含んでいる。

6 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

7 数値は名目金額で反映されている。

8 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

2022年12月31日現在の最大信用リスク・エクスポージャーの全般的な増加は385億ユーロであった。これは主に、償却原価で測定する貸出金の124億ユーロ、信用リスクにさらされるその他の資産の152億ユーロ、該当するすべての測定区分にわたる中

中央銀行ファンド貸出金、売却条件付買入有価証券および貸付有価証券受入金の70億ユーロ、取消不能コミットメントおよび金融保証の244億ユーロの増加によるものである。これらの増加は、現金および中央銀行預け金ならびにインターバンク預け金の133億ユーロ、トレーディング資産の69億ユーロの減少により一部相殺された。

2022年12月31日現在、トレーディング資産には、トレーディング債券802億ユーロ（2021年12月31日現在：855億ユーロ）が含まれており、そのうち83%超（2021年12月31日現在：83%超）が投資適格であった。

信用補完は、3つの区分（ネットティング、担保および保証/クレジット・デリバティブ）に分けられる。市場動向が無担保エクスポージャーの積み上げにつながらないように、ヘアカット、定期的な証拠金請求に関するパラメータの設定、および担保評価に関する専門家の判断が採用されている。すべての区分は、定期的に監視およびレビューされる。受入れ信用補完の全体は、分散されており、適切な質であり、大部分が現金、高格付の国債ならびに主に高格付の銀行および保険会社からの第三者保証である。これらの金融機関は主に欧州諸国および米国に所在している。さらに当行は、同質のリテール・ポートフォリオに関して、流動性の高い資産およびモーゲージ（主にドイツにおける住宅用不動産から主に構成される。）の担保プールを有している。

#### 主要な信用エクスポージャーの区分

以下の表は、ドイツ銀行の主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消可能または取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、負債性有価証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、貸借対照表に償却原価で測定する貸出金、純損益を通じて公正価値で測定する貸出金またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する貸出金の総額（信用損失引当金控除前）である。「貸出金」には、短期の売却を目的として購入および保有する、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている「トレーディング債権」も含まれる。規制上の観点からは、「トレーディング債権」の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「取消可能または取消不能貸出コミットメント」は、取消可能または取消不能の貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットティングおよび受入現金担保考慮後の、当行グループが締結した店頭デリバティブ取引から生じる当行の信用エクスポージャーである。当行の貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適格なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合も、受入現金担保およびIFRSの下で認められる範囲内のネットティングを考慮している。
- 「負債性有価証券」は、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。これらは、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、また、貸借対照表に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（いずれの場合も信用損失引当金控除前）のいずれかの会計区分で計上されており、損益を通じて公正価値で測定の区分も含む。「負債性有価証券」には、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーである「トレーディング債券」が含まれる。規制上の観点からは、「トレーディング債券」の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「レポおよびレポ形式の取引」は、逆レポ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（受入担保およびIFRSの下で認められる範囲内のネットティングを考慮後）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、売却目的保有資産、未収利息、ならびに伝統的な証券化ポジションは、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

別途記載のない限り、以下の表は、担保およびリスク軽減または構造的補完の考慮前の信用エクスポージャーを反映している（ただし、信用補完後のOTCデリバティブを除く。）。

#### 業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

	2022年12月31日現在							
	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバティブ	純損益を通じて公正価値で測定するもの <sup>1</sup>	純損益を通じて公正価値で測定するもの <sup>2</sup>	取消可能または取消不能貸出コミットメント <sup>3</sup>	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの <sup>4</sup>
単位：百万ユーロ								
コーポレート・バンク	121,543	497	312	3,797	155,299	61,134	72	

インベストメント・バンク	103,072	7,198	883	272	51,299	3,515	24,353
プライベート・バンク	264,893	7	7	0	43,737	2,503	388
アセット・マネジメント	23	0	0	0	92	9	0
キャピタル・リリース・ユニット	1,753	253	3	0	39	25	3,767
コーポレートおよびその他	-2,781 <sup>8</sup>	0	0	0	555	27	387
合計	488,504	7,955	1,205	4,069	251,021	67,214	28,967

2022年12月31日現在

	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引 <sup>7</sup>			合計
	償却原価で測定するもの <sup>5</sup>	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの <sup>6</sup>	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの	
単位：百万ユーロ							
コーポレート・バンク	617	12	0	1,042	0	0	344,326
インベストメント・バンク	4,800	82,947	1,606	10,437	74,662	0	365,044
プライベート・バンク	804	3	2	0	0	0	312,345
アセット・マネジメント	0	3,728	80	0	0	0	3,932
キャピタル・リリース・ユニット	0	141	0	0	103	0	6,083
コーポレートおよびその他	19,375	1,193	23,763	0	6,504	2,156	51,180
合計	25,596	88,025	25,450	11,479	81,270	2,156	1,082,910

- 1 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金122億ユーロを含む。
- 2 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金54.9百万ユーロを含む。
- 3 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシート・エクスポージャー26億ユーロを含む。
- 4 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 5 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券327.6百万ユーロを含む。
- 6 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券15.1百万ユーロを含む。
- 7 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- 8 コーポレートおよびその他の償却原価で測定する貸出金の残高がマイナスとなっているのは、主にプライベート・バンクのモーゲージ業務に関連するポートフォリオのヘッジ会計プログラムに起因している。



2021年12月31日現在

			貸出金		オフバランスシート		OTCデリバ ティブ
	償却原価で 測定する もの <sup>1</sup>	純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの <sup>2</sup>	純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの <sup>3</sup>	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの <sup>2</sup>	取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント <sup>3</sup>	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの <sup>4</sup>
単位：百万ユーロ							
コーポレート・バンク	122,310	255	311	4,169	143,244 <sup>8</sup>	55,560	190
インベストメント・バンク	92,966	8,590	702	202	50,768	1,764	17,415
プライベート・バンク	254,439	0	7	0	39,660	1,883	524
アセット・マネジメント	23	0	1	0	110	9	0
キャピタル・リリース・ユ ニット	2,222	344	15	0	41	31	5,813
コーポレートおよびその他	4,117	0	0	0	608	146	203
合計	476,077	9,189	1,035	4,370	234,432	59,394	24,146

2021年12月31日現在

	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引 <sup>7</sup>			合計
	償却原価で 測定するも の <sup>5</sup>	純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの <sup>6</sup>	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの <sup>6</sup>	償却原価で 測定するも の <sup>6</sup>	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの <sup>6</sup>	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの <sup>6</sup>	
単位：百万ユーロ							
コーポレート・バンク	839	15	0	862	0	0	327,754
インベストメント・バンク	3,332	88,692	1,045	6,692	74,441	0	346,608
プライベート・バンク	525	1	2	0	0	0	297,041
アセット・マネジメント	0	3,582	154	0	0	0	3,879
キャピタル・リリース・ユ ニット	0	625	0	0	3,397	0	12,489
コーポレートおよびその他	10,154	2,452	22,177	879	448	1,231	42,415
合計	14,849	95,367	23,377	8,433	78,286	1,231	1,030,186

- 1 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金124億ユーロを含む。
- 2 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金28.1百万ユーロを含む。
- 3 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシート・エクスポージャー26億ユーロを含む。
- 4 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 5 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券368.2百万ユーロを含む。
- 6 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券15.8百万ユーロを含む。
- 7 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- 8 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

ドイツ銀行の主要な信用エクスポージャー合計は、前年度から527億ユーロ増加した。

- 業務部門別では、主要な信用エクスポージャー合計は、インベストメント・バンクで184億ユーロ、コーポレート・バンクで166億ユーロ、プライベート・バンクで153億ユーロ、ならびにコーポレートおよびその他で88億ユーロの増加であったが、キャピタル・リリース・ユニットにおける64億ユーロの減少で一部相殺された。コーポレートおよびその他の業務部門には主に、財務部のエクスポージャーが含まれている。
- 商品別では、業務部門別の主要な信用エクスポージャーに含まれるすべての商品でエクスポージャーの増加が見られた。

## 産業部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

以下の表は、当行の産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいて割り当てられている。NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) は、欧州の標準的な産業分類システムであり、本報告書の他の場所で適用されている内部リスクに基づく観点とは必ずしも一致しない。

	2022年12月31日現在						
	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバティブ				
単位：百万ユーロ	償却原価で測定するもの <sup>1</sup>	トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの <sup>2</sup>	取消可能または取消不能貸出コミットメント <sup>3</sup>	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの <sup>4</sup>
農業、林業および漁業	524	2	0	0	275	17	2
鉱業および採石	2,392	248	40	0	5,636	2,644	41
製造	30,534	380	7	1,431	58,584	13,053	1,863
電気、ガス、蒸気および空調の供給	4,893	107	75	28	6,479	3,779	145
上下水道、廃棄物処理および修復工事	725	0	0	0	457	158	245
建設	4,239	233	0	21	3,198	2,927	75
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	21,535	224	39	806	16,947	6,795	570
輸送、倉庫	5,547	409	22	90	6,254	1,061	170
宿泊、食品サービス	1,965	7	0	0	1,137	110	14
情報および通信	7,002	489	62	231	14,567	3,317	960
金融および保険 <sup>8</sup>	116,558	3,186	620	969	74,787	28,173	22,881
不動産 <sup>9</sup>	47,973	1,556	101	41	7,251	192	452
専門的、科学および技術活動	7,013	124	0	0	5,070	2,309	108
事務サポートサービス	7,470	199	192	62	5,101	1,062	413
行政、国防および社会保障	5,287	552	10	128	6,767	60	398
教育	249	0	0	0	125	53	169
健康保険サービスおよび社会福祉事業	4,523	31	0	0	1,898	146	36
芸術、娯楽およびリクリエーション	1,128	1	0	50	1,507	106	83
その他のサービス業	4,152	206	39	210	4,037	793	68
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	214,795	0	0	1	30,943	455	189
地域外の組織および団体	1	0	0	0	0	2	85
合計	488,504	7,955	1,205	4,069	251,021	67,214	28,967

2022年12月31日現在

	負債性有価証券			レボおよびレボ形式の取引 <sup>7</sup>			合計
	償却原価で測定するもの <sup>5</sup>	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの <sup>6</sup>	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの	
単位：百万ユーロ							
農業、林業および漁業	0	8	0	0	0	0	828
鉱業および採石	34	362	2	0	0	0	11,398
製造	64	983	41	0	0	0	106,939
電気、ガス、蒸気および空調の供給	78	732	35	1,515	0	0	17,867
上下水道、廃棄物処理および修復工事	0	23	0	0	0	0	1,609
建設	29	621	1	0	0	0	11,344
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	0	357	2	0	0	0	47,275
輸送、倉庫	117	537	14	0	0	0	14,220
宿泊、食品サービス	0	26	0	0	0	0	3,259
情報および通信	108	579	2	0	0	0	27,317
金融および保険 <sup>8</sup>	4,669	18,440	4,421	9,965	75,497	2,156	362,322
不動産 <sup>9</sup>	405	1,703	548	0	0	0	60,222
専門的、科学および技術活動	27	206	115	0	0	0	14,973
事務サポートサービス	39	268	5	0	0	0	14,811
行政、国防および社会保障	19,782	59,291	19,991	0	5,768	0	118,034
教育	0	113	17	0	0	0	727
健康保険サービスおよび社会福祉事業	88	49	12	0	0	0	6,783
芸術、娯楽およびレクリエーション	0	125	0	0	0	0	3,001
その他のサービス業	115	2,636	18	0	4	0	12,277
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	0	0	0	0	0	0	246,383
地域外の組織および団体	40	964	229	0	0	0	1,322
合計	25,596	88,025	25,450	11,479	81,270	2,156	1,082,910

- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金122億ユーロを含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金54.9百万ユーロを含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシート・エクスポージャー26億ユーロを含む。
- 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券327.6百万ユーロを含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券15.1百万ユーロを含む。
- 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- 企業（持株会社を含む。）、資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクター（社内の顧客分類に基づく。）に対するエクスポージャー、それぞれ850億ユーロ、430億ユーロ、540億ユーロ、150億ユーロ、220億ユーロ、130億ユーロを含む。
- ノンリコースの商業用不動産の「フォーカス」ポートフォリオは330億ユーロである。

2021年12月31日現在

	貸出金		オフバランスシート		OTCデリバティブ		
	償却原価で測定するもの <sup>1</sup>	トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの <sup>2</sup>	取消可能または取消不能貸出コミットメント <sup>3</sup>	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの <sup>4</sup>
単位：百万ユーロ							
農業、林業および漁業	645	2	0	0	593	36	3
鉱業および採石	2,783	190	0	33	5,220	1,893	32
製造	35,404	348	26	1,042	51,706	11,612	5,034
電気、ガス、蒸気および空調の供給	4,548	226	46	0	5,068	2,807	360
上下水道、廃棄物処理および修復工事	681	0	0	0	484	175	67
建設	4,374	234	2	40	2,939	2,714	256
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	21,285	196	34	930	16,368	7,135	298
輸送、倉庫	5,330	334	87	316	5,729	947	515
宿泊、食品サービス	2,259	5	0	8	1,308	136	7
情報および通信	6,363	286	80	658	13,837	2,896	924
金融および保険 <sup>8</sup>	106,343	3,219	578	1,099	68,414 <sup>10</sup>	24,361	13,369
不動産 <sup>9</sup>	40,629	2,478	30	83	6,486	208	822
専門的、科学および技術活動	6,959	63	0	0	5,245	2,147	85
事務サポートサービス	9,759	472	71	22	5,114	816	496
行政、国防および社会保障	6,183	757	12	124	6,519 <sup>10</sup>	105	1,037
教育	225	0	0	0	132	56	255
健康保険サービスおよび社会福祉事業	3,869	111	25	0	1,646	141	157
芸術、娯楽およびレクリエーション	1,062	6	0	0	1,899	88	56
その他のサービス業	4,941	262	44	14	4,790	810	91
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	212,434	0	0	1	30,934	311	253
地域外の組織および団体	1	0	0	0	0	2	31
合計	476,077	9,189	1,035	4,370	234,432	59,394	24,146

2021年12月31日現在

	負債性有価証券			レボおよびレボ形式の取引 <sup>7</sup>			合計
	償却原価で測定するもの <sup>5</sup>	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの <sup>6</sup>	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの	
単位：百万ユーロ							
農業、林業および漁業	0	12	0	0	0	0	1,291
鉱業および採石	4	371	2	0	0	0	10,529
製造	4	1,746	37	0	0	0	106,960
電気、ガス、蒸気および空調の供給	15	601	1	0	0	0	13,669
上下水道、廃棄物処理および修復工事	0	22	0	0	0	0	1,429
建設	60	456	10	0	0	0	11,086
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	6	335	2	0	0	0	46,589
輸送、倉庫	306	888	1	0	0	0	14,452
宿泊、食品サービス	0	91	0	0	0	0	3,814
情報および通信	78	1,007	9	0	0	0	26,137
金融および保険 <sup>8</sup>	3,542	18,588	4,511	8,428	76,317	1,231	330,001
不動産 <sup>9</sup>	381	2,405	129	0	0	0	53,650
専門的、科学および技術活動	28	176	157	0	0	0	14,860
事務サポートサービス	27	323	3	0	0	0	17,103
行政、国防および社会保障	10,185	63,108	18,216	0	1,957	0	108,203
教育	0	275	0	0	0	0	942
健康保険サービスおよび社会福祉事業	0	468	0	0	0	0	6,417
芸術、娯楽およびレクリエーション	0	131	0	0	0	0	3,241
その他のサービス業	174	2,693	14	5	12	0	13,849
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	0	0	0	0	0	0	243,933
地域外の組織および団体	40	1,671	287	0	0	0	2,032
合計	14,849	95,367	23,377	8,433	78,286	1,231	1,030,186

1 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金124億ユーロを含む。

2 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金28.1百万ユーロを含む。

3 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシート・エクスポージャー26億ユーロを含む。

4 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

5 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券368.2百万ユーロを含む。

6 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券15.8百万ユーロを含む。

7 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

8 企業（持株会社を含む。）、資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクター（社内の顧客分類に基づく。）に対するエクスポージャー、それぞれ790億ユーロ、370億ユーロ、490億ユーロ、110億ユーロ、230億ユーロ、110億ユーロを含む。

9 ノンリコースの商業用不動産の「フォーカス」ポートフォリオは310億ユーロである。

10 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

当該ポートフォリオは、当行の「信用リスク管理原則」に規定された同一の与信引受要件に従っており、それには、シングル・ネーム、国、業界および商品/資産クラス特有の集中に応じた多様な統制が含まれている。

リスクの一部を第三者に売却または販売する目的での貸出金の引受等の重要な取引は、上級信用リスク管理専門家、ならびに（規模に応じて）引受委員会および/または取締役会のレビューと承認を受ける。こうした取引の組成および価格決定は、リスク圧縮が適時に達成できるよう、また（ドイツ銀行が市場価格リスクを取る場合には）こうしたマーケット・リスクが軽減されるよう、極めて重要視されている。

上記の区分に含まれている当行グループの償却原価で測定する貸出金のエクスポージャーは、大半が良質の借手に対するものである。また、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクを中心に、貸出金エクスポージャーは当行の戦略的法人貸出を通じた更なるリスク軽減の対象になっている。

ドイツ銀行の個人の貸出金エクスポージャーは、プライベート・バンクのポートフォリオに主に関連している。

上表の不動産に対する当行の償却原価で測定する貸出金のエクスポージャー480億ユーロは、NACEコード分類に基づいている。当行の貸出金ポートフォリオに含まれる商業用不動産（以下「CRE」という。）の「フォーカス」ポートフォリオ330億ユーロは、インベストメント・バンクおよびコーポレート・バンク内のコアCRE業務ユニットにおけるノンリコースCRE貸出金で構成されている。

主に米国および欧州において組成された当行グループの商業用不動産貸出金は通常、基礎となる不動産に対する第一順位のモーゲージにより担保されている。ドイツ銀行は、固定および変動金利の貸出金を組成しており、金融機関が販売する準不履行および不履行の貸出金を（通常は大幅に割引いて）厳選して取得している。これらのための引受プロセスは厳格であり、当該エクスポージャーは個別のポートフォリオ限度枠に基づいて管理される。与信引受要件の政策ガイドラインにより、ローン組成時のLTV比率を通常75%未満とすることが規定されている。さらに、基礎となる担保の重要性に鑑み、評価チーム（独立の信用リスク管理機能の一部）が、すべての担保付貸出金について、独立した外部の鑑定を依頼する。評価チームは、報告された不動産価格を定期的にレビューし、批判的に検討することに責任を負う。ドイツ銀行は、銀行市場または証券化による分配のための貸出金を組成している。これに関連して、ドイツ銀行はシンジケート・ローンの一部は頻繁に留保しているが、証券化されたポジションは完全に売却する場合がある（規制上、経済的リスクの留保が求められる場合を除く。）。例外的な場合にのみ、メザニン債またはその他の債務の劣後トランシェを留保している。当行はまた、資本の充実した不動産投資信託およびその他の不動産会社を対象とした、保守的に引き受ける無担保信用枠にも関与している。

商業用不動産の評価額および賃貸料収入は、基礎となる不動産に影響を及ぼすようなマクロ経済の状況や固有イベントにより、著しい影響を受ける可能性がある。したがって、当該ポートフォリオは高リスクとして分類され、そのため、集中に関して、上述の厳重な制約が課されている。

2022年12月31日現在、相手先上位10件に対する当行グループの信用エクスポージャーは、これらの区分における当行の信用エクスポージャー総額のうち11%（2021年12月31日現在：8%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先とのものであるが、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

金融および保険に対するドイツ銀行の信用エクスポージャー合計は、2022年12月31日現在において3,623億ユーロであり、これには資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクターおよび企業（持株会社を含む。）に対するエクスポージャーも含まれている。2022年12月31日現在、すべての該当する測定区分にわたる貸出金の合計1,213億ユーロ、すべての該当する測定区分にわたるレポおよびレポ形式の取引の合計876億ユーロ、ならびにオフバランスシート活動1,030億ユーロは、主に、インベストメント・バンクおよびコーポレート・バンクのポートフォリオに関連しており、これらの大部分は北アメリカおよび欧州の地域で保有されていた。

地域別の主要な信用エクスポージャーの区分

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ	償却原価で測定するもの <sup>1</sup>	トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの <sup>2</sup>	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバティブ
					取消可能または取消不能貸出コミットメント <sup>3</sup>	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの <sup>4</sup>
欧州	338,920	2,647	724	1,708	142,035	41,773	19,293
内訳：							
ドイツ	234,705	444	42	462	80,857	16,364	4,872
英国	7,937	184	229	329	9,759	4,067	6,673
フランス	3,696	99	75	70	7,264	2,095	1,364
ルクセンブルグ	15,472	400	67	124	7,525	747	855
イタリア	24,578	145	8	25	3,709	5,354	291
オランダ	9,009	165	45	200	8,279	2,519	1,404
スペイン	17,429	326	8	107	3,460	4,037	503
アイルランド	5,234	125	234	129	3,234	266	565
スイス	6,772	32	0	117	7,277	2,897	294
ポーランド	2,324	0	0	26	758	190	7
ベルギー	1,532	12	0	77	1,730	571	193
ロシア連邦 <sup>8</sup>	537	18	0	41	75	64	0
ウクライナ <sup>8</sup>	44	270 <sup>9</sup>	0	0	3	5	0
その他の欧州 <sup>8</sup>	9,650	428	16	0	8,105	2,598	2,274
北アメリカ	101,736	2,998	350	1,687	98,137	11,766	5,542
内訳：							
米国	87,794	2,713	290	1,520	92,551	10,585	4,485
ケイマン諸島	5,202	103	4	23	2,026	445	419
カナダ	1,919	78	2	118	1,884	463	372
その他の北アメリカ	6,821	104	54	25	1,676	274	266
アジア / 太平洋	39,502	1,517	109	602	9,268	12,507	3,910
内訳：							
日本	1,349	120	46	22	589	487	374
オーストラリア	2,964	196	0	0	2,478	769	259
インド	7,861	27	3	23	1,154	3,408	179
中国	4,189	3	12	3	407	1,583	591
シンガポール	5,402	390	22	164	1,408	1,258	277
香港	2,525	84	0	40	695	846	357
その他のアジア / 太平洋	15,213	698	25	351	2,537	4,154	1,873
その他の地域	8,346	793	22	72	1,580	1,168	222
合計	488,504	7,955	1,205	4,069	251,021	67,214	28,967

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ	負債性有価証券			レボおよびレボ形式の取引 <sup>7</sup>			合計
	償却原価で測定するもの <sup>5</sup>	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの <sup>6</sup>	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの	
欧州	10,218	40,948	7,321	4,912	26,494	418	637,411
内訳：							
ドイツ	701	7,968	672	1,795	3,035	12	351,927
英国	1,212	8,399	708	585	8,519	0	48,598
フランス	0	6,161	870	6	7,337	0	29,038
ルクセンブルグ	0	1,816	702	0	549	0	28,257
イタリア	4,868	3,570	953	200	480	0	44,180
オランダ	0	2,057	24	177	212	0	24,091
スペイン	1,486	3,390	1	1,485	24	0	32,256
アイルランド	1,270	1,543	4	0	1,346	0	13,948
スイス	0	491	2	0	215	0	18,096
ポーランド	0	113	2,944	0	149	0	6,511
ベルギー	40	2,271	342	0	1	0	6,769
ロシア連邦 <sup>8</sup>	0	15	0	0	0	0	750
ウクライナ <sup>8</sup>	0	17	0	0	0	0	339
その他の欧州 <sup>8</sup>	643	3,139	99	664	4,628	406	32,651
北アメリカ	12,359	24,416	14,616	4,365	43,893	0	321,863
内訳：							
米国	12,340	23,644	14,359	976	21,484	0	272,741
ケイマン諸島	0	276	0	3,389	17,904	0	29,790
カナダ	0	350	180	0	4,494	0	9,859
その他の北アメリカ	19	146	77	0	11	0	9,473
アジア / 太平洋	2,878	19,347	3,344	2,126	10,652	1,301	107,063
内訳：							
日本	25	2,759	481	284	6,374	0	12,909
オーストラリア	1,989	1,328	315	0	946	0	11,243
インド	481	4,856	49	0	6	1,012	19,058
中国	0	1,384	209	0	292	0	8,675
シンガポール	0	847	159	0	210	0	10,136
香港	186	559	254	0	64	0	5,611
その他のアジア / 太平洋	196	7,613	1,877	1,842	2,761	290	39,430
その他の地域	141	3,314	170	77	232	437	16,573
合計	25,596	88,025	25,450	11,479	81,270	2,156	1,082,910

- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金122億ユーロ含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金54.9百万ユーロを含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシート・エクスポージャー26億ユーロを含む。
- 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券327.6百万ユーロを含む。
- 2022年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券15.1百万ユーロを含む。
- 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- 現在進行中のロシア連邦とウクライナの間の国境紛争を背景とした、項目の追加。
- 融資に起因するウクライナのトレーディング貸出金に対するエクスポージャーは、国際的な開発銀行によって実質的に保証されている。より広範なリスク軽減の仕組みを考慮すると、正味エクスポージャーに重要性はない。



2021年12月31日現在

			貸出金		オフバランスシート		OTCデリバ ティブ
	償却原価で 測定する もの <sup>1</sup>	トレーディ ング - 純損 益を通じて 公正価値で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの <sup>2</sup>	取消可能ま たは取消不 能貸出コ ミットメン ト <sup>3</sup>	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの <sup>4</sup>
単位：百万ユーロ							
欧州	341,429	3,411	702	1,365	136,446	35,814	13,525
内訳：							
ドイツ	235,389	407	20	173	79,787 <sup>10</sup>	14,388	1,535
英国	6,331	529	243	297	8,851	2,796	4,480
フランス	3,581	59	2	55	6,840	2,179	925
ルクセンブルグ	14,195	517	82	53	7,743 <sup>10</sup>	713	646
イタリア	24,316	227	9	0	3,484	4,510	398
オランダ	9,383	137	102	384	8,391	2,237	1,226
スペイン	16,283	246	0	43	3,215	3,464	668
アイルランド	4,652	262	234	72	2,687	210	549
スイス	13,083	34	0	110	6,156	2,710	145
ポーランド	2,293	0	0	16	401	116	14
ベルギー	1,426	5	0	76	1,724	578	212
ロシア連邦 <sup>8</sup>	806	54	0	51	629	209	27
ウクライナ <sup>8</sup>	109	441 <sup>9</sup>	0	0	3	22	0
その他の欧州 <sup>8,11</sup>	9,583	492	10	37	6,535	1,683	2,700
北アメリカ	87,628	3,904	132	2,060	87,422	9,411	7,853
内訳：							
米国	73,007	3,156	91	1,836	83,050 <sup>10</sup>	8,685	6,839
ケイマン諸島	5,709	157	3	0	1,555	80	396
カナダ	935	291	0	200	1,977	419	218
その他の北アメリカ	7,976	301	37	24	839	227	401
アジア / 太平洋	40,093	944	185	874	9,151	12,786	2,605
内訳：							
日本	1,921	62	108	48	608	519	656
オーストラリア	2,112	264	25	0	2,248	532	257
インド	7,948	4	6	18	920	3,440	95
中国	5,606	9	0	42	480	1,913	554
シンガポール	5,750	127	23	135	1,157	1,566	157
香港	3,146	89	0	51	1,258	752	181
その他のアジア / 太平洋	13,610	390	23	581	2,480	4,064	706
その他の地域	6,926	931	16	71	1,414	1,383	163
合計	476,077	9,189	1,035	4,370	234,432	59,394	24,146

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	負債性有価証券			レボおよびレボ形式の取引 <sup>7</sup>			合計
	償却原価で測定するもの <sup>5</sup>	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの <sup>6</sup>	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの	
欧州	3,464	45,063	7,578	2,745	32,525	484	624,550
内訳：							
ドイツ	548	7,152	932	274	3,301	32	343,936
英国	951	8,604	1,151	571	8,824	0	43,628
フランス	0	6,482	1,411	5	12,910	0	34,448
ルクセンブルグ	57	2,471	497	0	971	0	27,944
イタリア	314	3,655	315	85	729	0	38,042
オランダ	212	2,157	51	29	38	0	24,347
スペイン	74	7,193	199	1,126	500	0	33,012
アイルランド	1,143	1,264	3	2	3,158	0	14,237
スイス	3	583	4	0	140	0	22,968
ポーランド	0	73	1,870	0	76	0	4,859
ベルギー	33	1,932	805	0	7	0	6,798
ロシア連邦 <sup>8</sup>	0	14	36	0	0	0	1,826
ウクライナ <sup>8</sup>	0	2	29	0	0	0	606
その他の欧州 <sup>8,11</sup>	130	3,481	274	653	1,870	452	27,900
北アメリカ	8,618	26,899	10,363	2,551	38,688	0	285,528
内訳：							
米国	8,600	25,959	10,059	517	26,173	0	247,972
ケイマン諸島	0	238	0	2,034	11,679	0	21,851
カナダ	0	476	235	0	834	0	5,586
その他の北アメリカ	18	225	69	0	3	0	10,119
アジア/太平洋	2,718	21,369	5,053	2,868	7,000	508	106,154
内訳：							
日本	25	2,951	556	0	3,672	0	11,127
オーストラリア	1,597	1,726	510	0	515	0	9,787
インド	617	5,067	944	0	253	360	19,670
中国	16	1,576	560	0	594	0	11,349
シンガポール	9	860	246	0	107	0	10,136
香港	213	742	246	0	184	0	6,861
その他のアジア/太平洋	242	8,447	1,990	2,868	1,675	147	37,224
その他の地域	49	2,037	384	268	72	240	13,954
合計	14,849	95,367	23,377	8,433	78,286	1,231	1,030,186

- 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金124億ユーロ含む。
- 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金28.1百万ユーロを含む。
- 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシート・エクスポージャー26億ユーロを含む。
- 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券368.2百万ユーロを含む。
- 2021年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券15.8百万ユーロを含む。
- 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- 現在進行中のロシア連邦とウクライナの間の国境紛争を背景とした、項目の追加。
- 融資に起因するウクライナのトレーディング貸出金に対するエクスポージャーは、国際的な開発銀行によって実質的に保証されている。より広範なリスク軽減の仕組みを考慮すると、正味エクスポージャーに重要性はない。
- 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。
- その他の欧州には、エクスポージャー合計が2百万ユーロ未満のペラルーシが含まれている。

上記の表は、ドイツ銀行の地域別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先の所在国に基づいて割り当てられている。上述の所在地の観点は、本報告書の他の場所で適用されている内部リスクに基づく観点とは必ずしも一致しない。

当行グループの貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行グループの本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行グループのモーゲージ貸出および住宅ローン業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ、トレーディング資産ならびにレポおよびレポ形式の取引内においては、地域の観点からの最大の集中は、欧州および北アメリカにあった。』

#### 信用エクスポージャーの分類

ドイツ銀行はまた、業務部門ごとに調整された最高リスク責任者の権限に合わせ、業務部門に基づいて信用エクスポージャーを分類している。以下の項は、コーポレート・バンクとインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを併せて示している。その次の項は、プライベート・バンクの信用エクスポージャーについて説明している。

#### コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー

下記の表は、主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスクの測定」の項を参照のこと。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー  
区分 - 総額

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載  
のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率 <sup>1</sup>	償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの			OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	オフバランスシート		純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの <sup>2</sup>
			トレーディ ング - 純 損益を通じ て公正価値 で測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの		取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント	偶発負債	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	22,753	179	128	137	32,252	6,145	8,138	
iA	0.04%超 0.11%以下	43,603	344	282	1,481	56,873	28,877	9,535	
iBBB	0.11%超 0.5%以下	58,909	974	249	1,476	64,674	17,103	4,040	
iBB	0.5%超 2.27%以下	59,719	2,446	143	744	30,618	7,168	2,179	
iB	2.27%超 10.22%以下	30,926	2,196	101	141	19,330	3,589	478	
iCCC以下	10.22%超 100%以下	8,706	1,555	291	89	2,851	1,767	55	
合計		224,616	7,694	1,195	4,069	206,598	64,649	24,425	

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載  
のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率 <sup>1</sup>	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定する もの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	1,565	45,619	150	1,110	33,990	-	152,166
iA	0.04%超 0.11%以下	1,850	10,753	217	3,366	14,134	-	171,315
iBBB	0.11%超 0.5%以下	661	11,597	75	2,884	9,435	-	172,078
iBB	0.5%超 2.27%以下	664	12,999	727	2,714	16,825	-	136,946
iB	2.27%超 10.22%以下	347	1,502	421	1,404	279	-	60,714
iCCC以下	10.22%超 100%以下	331	489	15	0	0	-	16,150
合計		5,417	82,960	1,606	11,479	74,662	-	709,370

1 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー  
区分 - 純額

2022年12月31日現在<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率 <sup>2</sup>	償却原価で 測定する もの	トレーディ ング - 純 損益を通じ て公正価値 で測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	貸出金		OTCデリバ ティブ
						オフバランスシート	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	12,790	179	100	24	31,486	4,128	3,414
iA	0.04%超 0.11%以下	32,026	87	282	1,354	55,080	26,877	7,069
iBBB	0.11%超 0.5%以下	29,648	592	134	1,020	60,166	13,600	2,779
iBB	0.5%超 2.27%以下	24,889	1,479	101	538	27,922	5,724	1,831
iB	2.27%超 10.22%以下	9,078	1,553	51	132	17,751	2,262	424
iCCC以下	10.22%超 100%以下	4,025	1,047	123	89	2,765	984	49
合計		112,456	4,936	791	3,157	195,169	53,576	15,565

2022年12月31日現在<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率 <sup>2</sup>	負債性有価証券			レボおよびレボ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定するも の	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	1,565	45,619	150	11	0	-	99,465
iA	0.04%超 0.11%以下	1,850	10,753	217	180	47	-	135,823
iBBB	0.11%超 0.5%以下	661	11,263	75	0	174	-	120,113
iBB	0.5%超 2.27%以下	391	12,687	202	171	1,909	-	77,845
iB	2.27%超 10.22%以下	143	922	368	0	0	-	32,682
iCCC以下	10.22%超 100%以下	120	394	15	0	0	-	9,611
合計		4,730	81,638	1,028	362	2,130	-	475,538

<sup>1</sup> IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

<sup>2</sup> ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

下記の表は、2021年度における主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー区分 - 総額

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率 <sup>1</sup>	貸出金		オフバランスシート		OTCデリバ ティブ		
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て公正価値 で測定する もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの <sup>2</sup>	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	23,066	130	13	159	26,753 <sup>3</sup>	3,545	4,008
iA	0.04%超 0.11%以下	41,041	138	202	1,151	57,557 <sup>3</sup>	27,267	4,502
iBBB	0.11%超 0.5%以下	61,562	789	192	1,967	57,300 <sup>3</sup>	14,362	2,710
iBB	0.5%超 2.27%以下	51,617	4,058	296	857	26,794	6,799	5,923
iB	2.27%超 10.22%以下	29,606	2,333	111	207	22,360	3,479	373
iCCC以下	10.22%超 100%以下	8,385	1,397	198	29	3,247	1,872	90
合計		215,276	8,845	1,013	4,370	194,011	57,324	17,606

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率 <sup>1</sup>	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定する もの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	1,253	49,214	0	473	35,615	-	144,229
iA	0.04%超 0.11%以下	1,433	11,698	108	1,127	17,831	-	164,055
iBBB	0.11%超 0.5%以下	439	11,786	90	2,035	9,144	-	162,378
iBB	0.5%超 2.27%以下	265	13,621	225	1,844	11,363	-	123,659
iB	2.27%超 10.22%以下	357	1,745	590	1,475	361	-	62,995
iCCC以下	10.22%超 100%以下	423	643	32	600	128	-	17,045
合計		4,171	88,707	1,045	7,554	74,441	-	674,362

- 1 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。
- 2 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。
- 3 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー  
区分 - 純額

2021年12月31日現在<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率 <sup>2</sup>	償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの			貸出金	オフバランスシート		純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの
			トレーディ ング - 純 損益を通じ て公正価値 で測定する もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント		偶発負債	OTCデリバ ティブ	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	16,959	130	13	45	25,562 <sup>3</sup>	2,664	2,518	
iA	0.04%超 0.11%以下	31,570	53	202	998	55,421 <sup>3</sup>	24,751	3,087	
iBBB	0.11%超 0.5%以下	32,646	633	89	1,752	54,126 <sup>3</sup>	12,207	2,287	
iBB	0.5%超 2.27%以下	26,315	2,451	208	435	24,316	5,343	5,843	
iB	2.27%超 10.22%以下	10,221	1,551	45	167	21,138	2,236	370	
iCCC以下	10.22%超 100%以下	4,336	961	67	29	3,079	1,095	90	
合計		122,047	5,779	624	3,427	183,642	48,295	14,195	

2021年12月31日現在<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率 <sup>2</sup>	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定する もの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	1,253	49,214	0	16	0	-	98,375
iA	0.04%超 0.11%以下	1,433	11,698	108	0	22	-	129,344
iBBB	0.11%超 0.5%以下	439	11,773	90	67	22	-	116,130
iBB	0.5%超 2.27%以下	260	13,583	225	14	259	-	79,252
iB	2.27%超 10.22%以下	334	1,745	590	0	0	-	38,397
iCCC以下	10.22%超 100%以下	361	621	32	0	0	-	10,672
合計		4,080	88,635	1,045	97	304	-	472,169

1 IFRSの規定に基づいて適切な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

3 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

上記の表は、2022年度におけるコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクのエクスポージャー総額が全体として350億ユーロ、率にして5%増加したことを示している。償却原価で測定する貸出金は、主に複数の事業にわたる成長により、93億ユーロ増加した。オフバランスシートのポジションは、主に期中に発行された新規のコミットメントおよび保証により、199億ユーロ増加した。OTCデリバティブは主に金利商品で68億ユーロ増加し、レポおよびレポ形式の取引はインベストメント・バンクで41億ユーロ増加した。地域の観点から見ると、これらの増加は主に米国、ドイツおよび英国に所在する取引相手に起因していた。これらの増加は、債券のロング在庫ポジションの減少による負債性有価証券の39億ユーロの減少により、一部相殺された。

当行グループは、上記のリスク軽減手法を用いて当行グループのコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。「正味」エクスポージャーを示した表は、当行グループのコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーの変動（担保、保証およびヘッジを控除後）を開示している。

#### 信用エクスポージャーに関するリスク軽減

戦略的法人貸出（以下「SCL」という。）ユニットは、当行の法人信用エクスポージャーのリスク軽減を支援している。SCLのリスク削減活動の名目金額は、主にオリジネーションおよびアドバイザー事業における新規発行活動により、2021年12月31日現在の317億ユーロから2022年12月31日現在の339億ユーロに増加した。

SCLは、2022年度末現在、金融保証により大部分を裏付けられているシンセティック・ローン担保証券により、貸出金および貸出関連コミットメント275億ユーロの信用リスクを軽減した。2021年12月31日現在、このポジションの総額は270億ユーロであった。

また、2022年12月31日現在、SCLは基礎となる名目金額が64億ユーロのクレジット・デリバティブを保有していた。2021年12月31日現在、このポジションの総額は47億ユーロであった。ポートフォリオ管理活動のために使用されたクレジット・デリバティブは公正価値で会計処理されている。

また、他の事業においても、シングル・ネームへの集中リスクを軽減するためにヘッジを活用し、無担保エクスポージャーの管理には民間のリスク保険や輸出信用機関の保険を利用している。

#### プライベート・バンクの信用エクスポージャー

#### プライベート・バンクの信用エクスポージャー、ステージ3の信用エクスポージャーおよび純信用コスト

	エクスポージャー 総額 (単位： 百万ユーロ)		うち、貸出金 (単位： 百万ユーロ)		ステージ3の信用 エクスポージャー (単位： 百万ユーロ)		純信用コスト (エクスポージャー 総額に対する%) <sup>1</sup>	
	2022年 12月31日 現在	2021年 12月31日 現在	2022年 12月31日 現在	2021年 12月31日 現在	2022年 12月31日 現在	2021年 12月31日 現在	2022年 12月31日 現在	2021年 12月31日 現在
PBドイツ	198,102	194,486	174,611	169,639	2,632	2,668	0.11%	0.12%
消費者向け融資	29,529	29,638	15,594	15,360	1,373	1,446	0.80%	0.77%
モーゲージ	163,611	159,825	155,249	150,082	1,163	1,187	-0.01%	0.00%
企業向け融資	1,292	1,310	898	905	6	7	0.04%	0.07%
その他	3,670	3,713	2,870	3,291	90	27	0%	0.01%
インターナショナル・プ ライベート・バンク	114,243	102,556	90,283	84,800	3,401	4,037	0.32%	0.21%
消費者向け融資	10,972	11,007	8,894	8,940	378	435	1.11%	0.71%
モーゲージ	12,133	12,950	12,033	12,889	431	701	-0.05%	0.21%
企業向け融資	15,130	13,226	12,898	11,320	1,048	968	0.76%	0.83%
ウェルス・マネジメン ト	75,214	64,553	56,425	51,570	1,543	1,933	0.17%	0.00%
その他	794	819	33	81	0	0	0.02%	-0.01%
総額	312,345	297,041	264,893	254,439	6,033	6,705	0.19%	0.15%

<sup>1</sup> 各貸借対照表の日付に終了した12ヶ月間における純信用コストを当該貸借対照表日現在におけるエクスポージャー総額で除した割合。

消費者向け融資は、個人向け分割返済ローン、信用枠およびクレジット・カードに区分される。消費者向け融資業務は無担保であり、貸出金のリスクは、顧客の質に依存する。多様な貸出要件（顧客の格付、最大貸出金額および最長期間を含むが、これに限定されない。）が規定されており、これを地域の状況および/または借手の環境に適合させる（すなわち、消費者貸



出金については、最大貸出金額は顧客の正味所得を考慮する。)。当該ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は主に自動判定エンジンを用いて導き出される。

モーゲージ業務は住宅用不動産（主に所有者占有である。）に関する融資であり、欧州（主にドイツだが、スペインおよびイタリアにもある。）における多様な業務チャネルにより販売される。モーゲージ貸出金ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質および基礎となる担保を評価することにより決定される。貸出金額は一般に、消費者向け融資貸出金よりも大口であり、より長期のタイム・ホライズンで供与される。当行の引受基準およびプロセスならびに、それぞれの担保の分散されたポートフォリオ（顧客／不動産）に基づき、モーゲージ・ポートフォリオは低リスクとして、また消費者向け融資は高リスクとして分類されている。

企業向け融資は、小規模事業、中小企業および大企業向けの信用商品を指す。商品の範囲には、当座預金、信用枠、投資貸付またはリボルビング貸出枠、ファクタリング、リースおよびデリバティブが含まれる。顧客は主にイタリアおよびスペインに所在しているが、信用供与は主に欧州を中心とする海外の子会社にも及ぶ。

ウェルス・マネジメントは、富裕層、高額個人資産家（HNW）および超高額個人資産家（UHNW）の個人およびファミリー事務所向けに、オーダーメイドの資産管理ソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。これらは、一任勘定のポートフォリオ管理、ならびに従来型および代替的な投資ソリューションも含み、計画的リスク管理、資産形成プランニング、融資および家族事務所向けサービスにより補完されている。ウェルス・マネジメントのエクスポージャー総額は、（容易に換金可能な流動性のある担保／有価証券に対する）ロンバード貸付と、（流動性の低い担保に対する）ストラクチャード貸付に分けられる。ロンバード・ポートフォリオの信用リスク水準は基礎となる担保の質の評価により決定されるが、ストラクチャード・ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質と担保の両方の評価により決定される。商品の範囲には、担保付ロンバード貸付およびモーゲージ貸付、当座預金（欧州のみ）、信用枠およびその他の貸出金が含まれ、これらより少ないが、デリバティブや保証商品も含まれる。顧客は世界中に所在している。

#### プライベート・バンクのモーゲージの融資比率（LTV）<sup>1</sup>

	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
50%以下	63%	64%
50%超70%以下	17%	17%
70%超90%以下	11%	10%
90%超100%以下	3%	3%
100%超110%以下	2%	2%
110%超130%以下	2%	2%
130%超	2%	2%

<sup>1</sup> エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTV比率は、エクスポージャー金額を基礎となる不動産の評価額に対する比率として表現する。

当行グループのLTV比率は、エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、監視され、必要に応じて定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関するエクスポージャーは、各担保価値の分が減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって担保されたエクスポージャーが含まれている。それ以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行グループの信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行グループのリスク管理の不可欠な部分である。当行グループは通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2022年12月31日現在、当行グループのモーゲージ貸出ポートフォリオに関連するエクスポージャーの63%はLTV比率が50%以下であり、前年度より若干低下した。

#### デリバティブによる信用エクスポージャー

すべての取引所売買デリバティブ取引は、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じて決済されている。これらの機関の規則および規制では、こうした取引から生じる現在および将来のすべての信用リスク・ポジションにつき日次の証拠金規制を規定している。当行は、可能な範囲で、CCPのサービスをOTCデリバティブ取引にも使用しており（以下「OTCクリアリング」という。）、これによりCCPの決済システムを通じて達成される信用リスク軽減から恩恵を受けている。

ドッド＝フランク法は、OTCデリバティブの規制（特定のOTCデリバティブの強制的なクリアリング、プラットフォーム・トレーディングおよび取引報告を含む。）に関する広範なフレームワークと、スワップ・ディーラー、証券派生スワップの

ディーラー、主要なスワップ参加者および主要な証券派生スワップの参加者の登録、自己資本、証拠金、業務遂行基準、帳簿記録管理およびその他の要件に関する規則を規定している。ドッド=フランク法および関連するCFTCの規則は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国でのOTCクリアリングを義務付けている。米国内のクリアリングされていないデリバティブ取引に対する証拠金規制は、2016年9月に開始された。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）は、中央清算されないOTCデリバティブに関する多数のリスク軽減技法を2013年に、またOTCおよび取引所売買デリバティブに関する報告を2014年に導入した。一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なクリアリングは、2016年6月に開始し、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での証拠金規制は、2017年2月に開始された。ドイツ銀行は、クリアリングされていないデリバティブの要件に関してEMIRの証拠金の対象となる第1カテゴリーのカウンターパーティに対し、2017年2月からEU圏内において当初証拠金と変動証拠金の両方の授受を実施した。

CFTCはドッド=フランク法の最も重要な規定を導入する規則を採用した。さらに最近では、2020年9月に、CFTCは、2013年からのCFTCによるクロスボーダー・ガイダンスと関連するノー・アクション・リリーフ・レターに基づく米国のスワップ規則を、クロスボーダーで適用する（当該ガイダンスを置き換える場合もある。）最終規則を公表した。同じくドッド=フランク法に従い、CFTCは2020年10月に、特定のコモディティおよび経済的に同等のスワップ、先物ならびにオプションに関してポジション限界値を課す規制を最終決定した。

SECも、証券派生スワップ・ディーラーおよび主要な証券派生スワップ参加者の登録、取引報告、自己資本、証拠金、リスク軽減手法、業務遂行基準、取引の確認および検証、帳簿記録管理および財務報告、ならびにクロスボーダーの要件に関する規則を最終決定している。2021年11月より、一般的にこれらの要件に準拠することが義務付けられた。

最後に、米国の健全性規制当局（連邦準備制度理事会、FDIC、米国通貨監督庁、農業信用管理機構および米国連邦住宅金融局）は、CFTCおよびSECの証拠金規則の代わりに米国の健全性規制の対象となっているスワップ・ディーラーおよび証券派生スワップのディーラー（ドイツ銀行等）に適用される、クリアリングされていないスワップおよび証券派生スワップに関して証拠金規制を設ける最終規則を採用した。ドイツ銀行は2016年9月より、米国の自主規制機関による証拠金規制の対象となる第1カテゴリーのカウンターパーティに対し、米国内のクリアリングされていないデリバティブに対する当初証拠金と変動証拠金の両方の授受を実施した。それよりも規模の小さいカウンターパーティに対する当初証拠金に関する追加要件は、2017年9月から2022年9月までの間に段階的に導入されており、関連する適用開始日は、当事者およびその関連会社の取引量に応じてそれぞれ異なる。

以下の表は、取引所売買デリバティブおよびOTCデリバティブの資産・負債について、名目金額および時価総額をクリアリング・チャンネル別に示している。

## クリアリング・チャネルおよびデリバティブの種類別のデリバティブの名目金額

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ	名目金額の 期限別分類				プラスの 時価	マイナスの 時価	正味時価
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計			
金利関連：							
OTC	14,487,820	10,421,941	7,332,258	32,242,019	144,155	132,350	11,805
二者間（額）	1,422,223	2,200,127	1,501,758	5,124,107	118,768	107,854	10,914
CCP（額）	13,065,597	8,221,814	5,830,501	27,117,911	25,387	24,496	891
取引所売買	515,543	117,763	45	633,351	663	624	39
金利関連合計	15,003,362	10,539,704	7,332,304	32,875,370	144,818	132,974	11,844
通貨関連：							
OTC	6,368,113	1,007,862	403,215	7,779,190	141,531	135,670	5,861
二者間（額）	6,246,281	998,771	403,037	7,648,090	140,039	134,420	5,619
CCP（額）	121,831	9,090	178	131,100	1,492	1,250	242
取引所売買	19,869	0	0	19,869	17	20	-3
通貨関連合計	6,387,981	1,007,862	403,215	7,799,058	141,548	135,690	5,858
エクイティ / 指数関連：							
OTC	14,769	8,447	1,021	24,236	598	2,012	-1,414
二者間（額）	14,769	8,447	1,021	24,236	598	2,012	-1,414
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	156,839	44,868	1,078	202,784	3,213	2,978	234
エクイティ / 指数関連合計	171,607	53,315	2,099	227,021	3,811	4,991	-1,179
クレジット・デリバティブ関連：							
OTC	193,047	1,238,463	91,903	1,523,414	9,899	8,311	1,589
二者間（額）	101,699	87,969	30,933	220,600	3,611	2,078	1,533
CCP（額）	91,348	1,150,495	60,970	1,302,813	6,288	6,233	55
取引所売買	0	0	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ関連合計	193,047	1,238,463	91,903	1,523,414	9,899	8,311	1,589
コモディティ関連：							
OTC	1,827	16,546	1,492	19,865	86	231	-144
二者間（額）	1,827	16,546	1,492	19,865	86	230	-145
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	21,943	1,860	0	23,803	177	186	-9
コモディティ関連合計	23,770	18,405	1,492	43,668	263	416	-154
その他：							
OTC	48,427	4,877	106	53,410	752	747	5
二者間（額）	48,427	4,877	106	53,410	752	747	5
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	5,250	0	0	5,250	12	11	1
その他合計	53,676	4,877	106	58,660	764	758	6
OTC業務合計	21,114,002	12,698,136	7,829,996	41,642,134	297,022	279,320	17,702
二者間業務合計	7,835,226	3,316,737	1,938,347	13,090,309	263,854	247,341	16,513
CCP業務合計	13,278,776	9,381,399	5,891,650	28,551,825	33,168	31,979	1,189
取引所売買業務合計	719,442	164,491	1,123	885,056	4,081	3,819	262
総計	21,833,444	12,862,626	7,831,119	42,527,190	301,103	283,139	17,964
プラスの時価（ネットティング および受入現金担保考慮後）	-	-	-	-	29,744	-	-

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	名目金額の 期限別分類				プラスの 時価	マイナスの 時価	正味時価
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計			
金利関連：							
OTC	13,625,153	10,672,998	6,717,198	31,015,349	167,037	154,392	12,645
二者間（額）	1,541,797	1,976,392	1,542,479	5,060,668	156,247	143,526	12,721
CCP（額）	12,083,356	8,696,606	5,174,718	25,954,681	10,790	10,865	-76
取引所売買	730,798	286,032	514	1,017,344	174	131	43
金利関連合計	14,355,951	10,959,030	6,717,712	32,032,693	167,211	154,523	12,688
通貨関連：							
OTC	5,323,845	847,188	420,701	6,591,734	108,030	108,282	-252
二者間（額）	5,220,578	843,099	420,511	6,484,189	107,244	107,347	-103
CCP（額）	103,267	4,088	190	107,545	786	934	-148
取引所売買	20,765	0	0	20,765	2	8	-6
通貨関連合計	5,344,610	847,188	420,701	6,612,499	108,032	108,289	-258
エクイティ / 指数関連：							
OTC	25,341	9,272	2,881	37,493	5,595	3,666	1,929
二者間（額）	25,341	9,272	2,881	37,493	5,595	3,666	1,929
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	184,194	44,141	2,286	230,621	3,455	4,723	-1,267
エクイティ / 指数関連合計	209,535	53,413	5,167	268,115	9,050	8,388	661
クレジット・デリバティブ関連：							
OTC	129,185	823,005	85,102	1,037,292	15,611	16,359	-748
二者間（額）	78,553	71,414	34,561	184,529	2,102	2,466	-364
CCP（額）	50,632	751,591	50,540	852,763	13,509	13,892	-384
取引所売買	0	0	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ関連合計	129,185	823,005	85,102	1,037,292	15,611	16,359	-748
コモディティ関連：							
OTC	2,764	3,419	1,421	7,605	105	107	-2
二者間（額）	2,764	3,419	1,421	7,605	105	107	-2
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	27,241	1,356	0	28,598	218	225	-6
コモディティ関連合計	30,006	4,776	1,421	36,203	323	332	-8
その他：							
OTC	40,047	3,565	157	43,769	606	675	-69
二者間（額）	40,047	3,565	157	43,769	606	675	-69
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	8,786	186	0	8,971	5	9	-5
その他合計	48,832	3,751	157	52,741	610	684	-74
OTC業務合計	19,146,335	12,359,447	7,227,460	38,733,243	296,983	283,480	13,503
二者間業務合計	6,909,080	2,907,161	2,002,011	11,818,253	271,899	257,787	14,111
CCP業務合計	12,237,255	9,452,286	5,225,448	26,914,990	25,084	25,692	-608
取引所売買業務合計	971,784	331,716	2,800	1,306,300	3,854	5,095	-1,241
総計	20,118,119	12,691,163	7,230,260	40,039,542	300,837	288,575	12,262
プラスの時価（ネットイング および受入現金担保考慮後）	-	-	-	-	25,518	-	-

## 株式エクスポージャー

下記の表は、IFRSの定義に基づく持分投資の各報告日における帳簿価額をトレーディングとトレーディング以外に分けて表示している。ドイツ銀行は、各ポジションをマーケット・リスクおよび他の適切なリスクのフレームワーク内で管理している。

### 株式エクスポージャーの構成

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
トレーディング株式	2,374	5,094
トレーディング以外の株式 <sup>1</sup>	2,077	2,644
株式エクスポージャー合計	4,451	7,739

<sup>1</sup> 2022年12月31日現在101百万ユーロおよび2021年12月31日現在87百万ユーロの持分投資ファンドを含む。

2022年12月31日現在、当行グループのトレーディング株式エクスポージャーのうち21億ユーロは、インベストメント・バンクが保有している。トレーディング株式全体では、主に市場ボラティリティ、オプションの失効および証券化の増加に起因して、前年度から27億ユーロ減少した。

[次へ](#)

トレーディング・マーケット・リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行グループのトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスクの額

『

以下の表およびグラフは、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行グループのトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスクの額をヒストリカル・シミュレーションに基づき示している。』

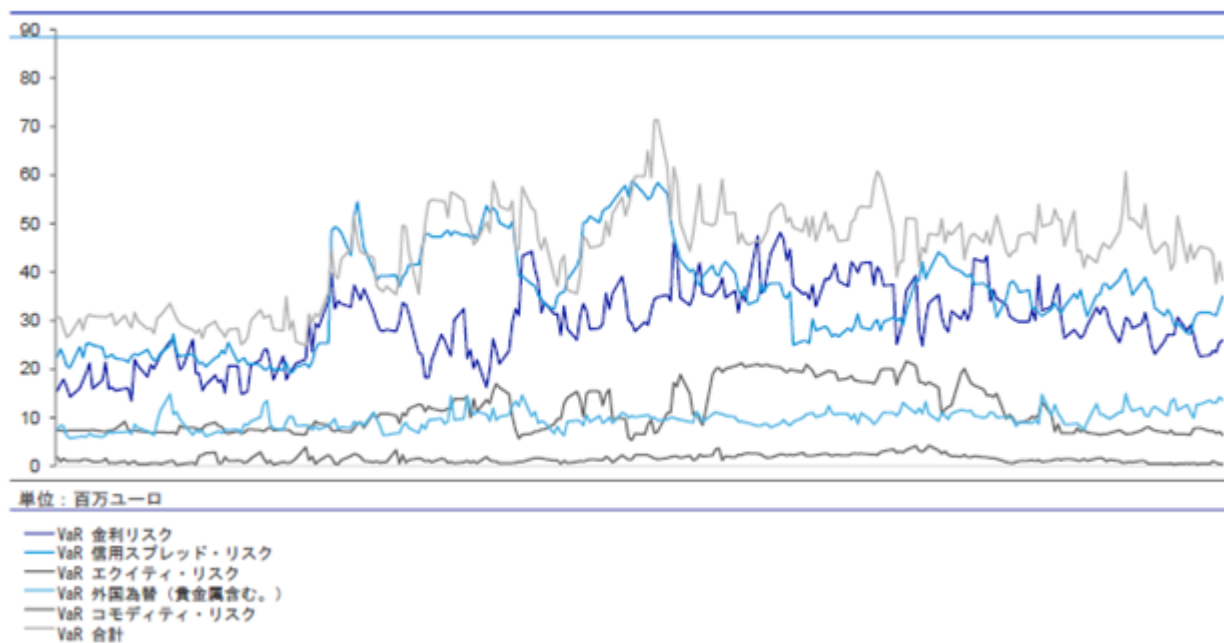
トレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク（リスク種類別）<sup>1</sup>

単位： 百万ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク <sup>2</sup>		コモディティ価格リスク	
	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度
平均	44.0	37.5	-43.3	-37.2	29.4	23.1	35.4	27.9	11.4	13.0	9.7	9.5	1.5	1.1
最大	71.4	69.0	-21.7	-21.0	48.1	38.5	58.7	60.3	21.7	20.1	15.0	25.2	4.3	7.9
最小	24.9	27.7	-67.1	-76.9	13.4	11.3	19.3	17.5	5.4	6.8	5.8	4.4	0.3	0.3
『期末	38.3	31.1	-43.3	-27.0	26.0	16.6	35.0	24.1	6.4	8.3	13.6	8.1	0.5	1.0

1 2022年度の数値は2022年12月31日現在。2021年度の数値は2021年12月31日現在。

2 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

ヒストリカル・シミュレーションに基づく2022年度のリスク種類別バリュー・アット・リスクの推移



2022年度の平均バリュー・アット・リスクは44百万ユーロであり、2021年度の平均と比較して6.5百万ユーロ、率にして17%増加した。この増加は、1年連続期間において、主に金利エクスポージャーに影響を与えるマーケット・ボラティリティが増加したことを織り込んだことを主因とするものである。

『

規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。』

トレーディング・ユニットの追加的リスクに係る平均、最大、最小自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）<sup>1,2,3</sup>

単位：百万ユーロ	合計		クレジット・トレーディング		コア金利		エマージング・マーケット		その他 <sup>4</sup>	
	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度
平均	319.0	436.6	54.5	118.1	137.0	211.4	110.2	188.3	17.4	-81.2
最大	414.0	604.1	130.6	154.6	305.0	574.5	332.4	267.9	51.2	59.1
最小	272.4	292.5	-33.2	62.5	53.2	60.1	39.3	84.4	-31.7	-224.9
『期末	291.2	292.5	11.6	85.4	161.9	78.0	100.2	133.1	17.4	-4.0

- 1 金額はそれぞれ、2022年12月31日および2021年12月31日に先立つ12週間の当該数値の変動幅を示している。
- 2 ビジネスラインの内訳は、現在のビジネス構造をより良く反映するために2022年度の報告で更新されている。
- 3 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。
- 4 その他には、キャピタル・リリース・ユニットが含まれる。

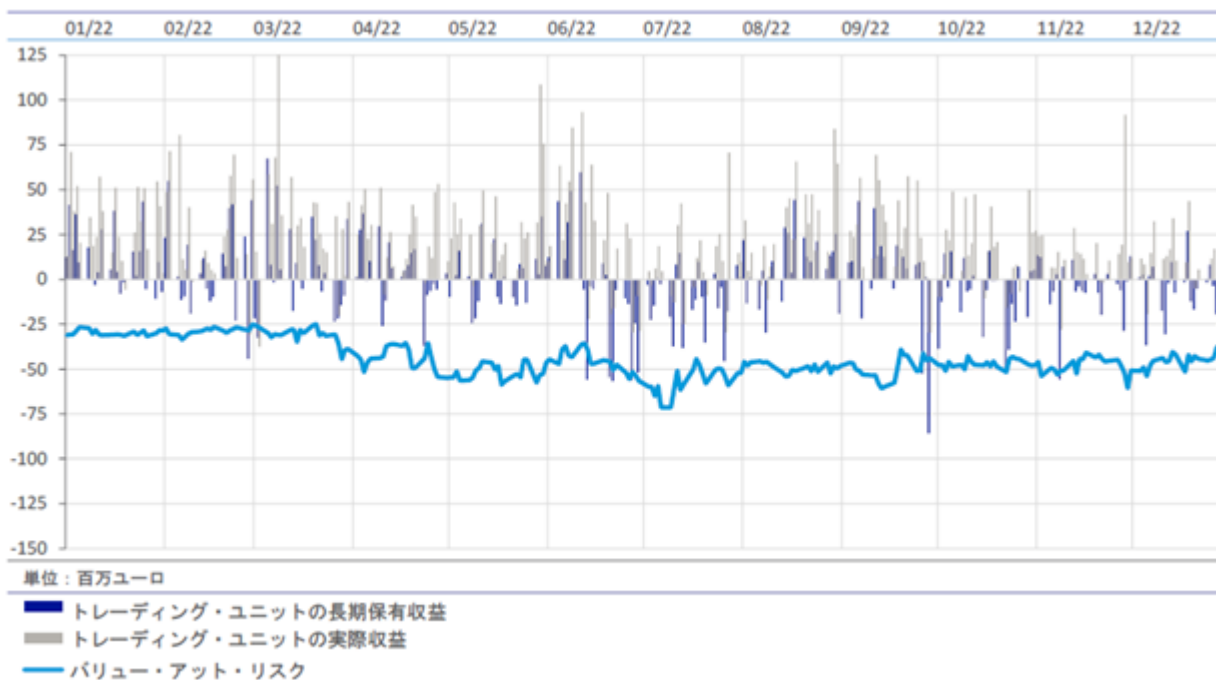
2022年度末の追加的リスクに係る自己資本賦課は291百万ユーロであり、2021年度末とほぼ同水準であった。2022年度末時点の追加的リスクに係る自己資本賦課の平均は319百万ユーロであり、2021年12月31日に終了した期間の平均から118百万ユーロ、率にしてマイナス27%減少した。この追加的リスクに係る自己資本賦課額の平均の2022年度における減少は、債券および為替トレーディング業務における欧州の国債ポジションの変動および長期のクレジット・インデックス・エクスポージャーの削減に起因していた。

#### トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテストの結果

2022年度に、当行グループは、長期保有による損失がトレーディング勘定のバリュー・アット・リスクを上回るという異常値を多数観察した。これは、金利および信用スプレッドの市場ボラティリティが急激に拡大し、バリュー・アット・リスクの計算に用いられた直前の1年間の市場変動幅よりも大きくなったことに起因する。

バックテストの結果、異常値の基礎となる理由の分析、バリュー・アット・リスク・モデル手法に含まれる補完により、当行グループは、バリュー・アット・リスク・モデルは正常な市況下におけるトレーディング・マーケット・リスクに関する適切な指標を維持していると引き続き考えている。以下のグラフは、トレーディング・ユニットについて、日次長期保有収益を報告期間中の取引日の前営業日終了時点のバリュー・アット・リスクと比較したものである。トレーディング・ポジションの予想される潜在的な損失を長期保有収益と視覚的に比較するために、バリュー・アット・リスクはマイナスの金額で示されている。数値は百万ユーロ単位で表示されている。このグラフは、トレーディング・ユニットが、2022年度の取引日の84%においてプラスの長期保有収益を達成し、2022年度においてグローバルな異常値が発生したことを示している。

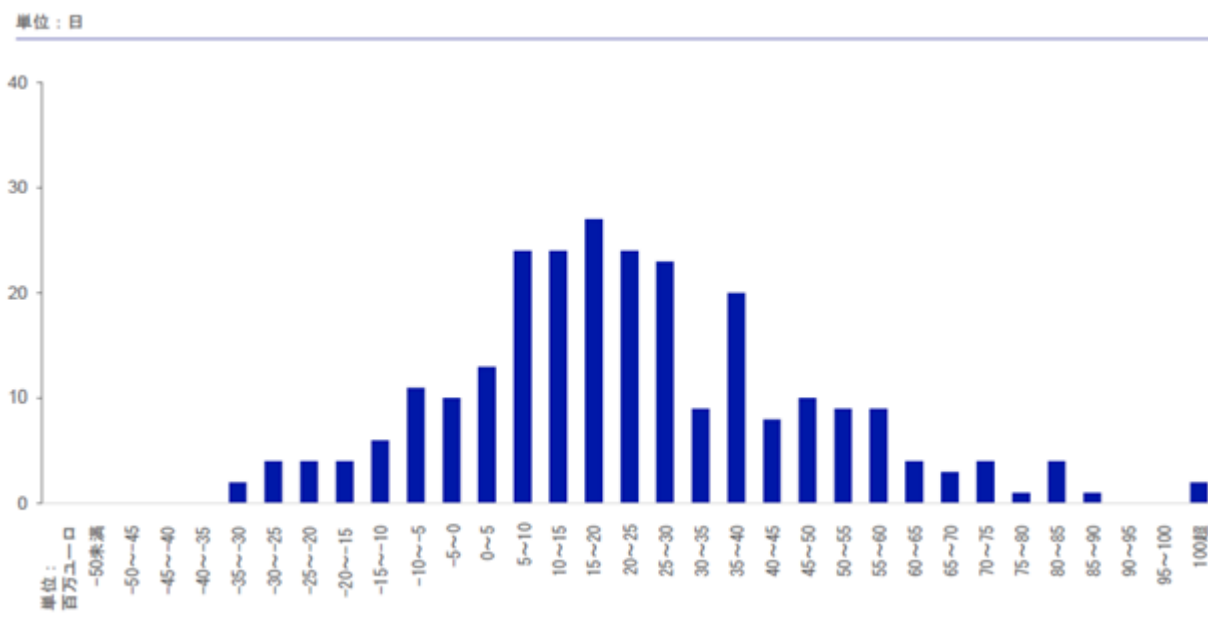
EU MR4 - VAR見積りと損益の比較



ドイツ銀行グループのトレーディング・ユニットの日次収益

以下の棒グラフは、当行グループのトレーディング・ユニットの日次収益の分布を示している。日次収益は、新しい取引、フィーおよび手数料、長期保有収益、引当金、キャリーおよびその他の収益から成る収益の合計として定義される。これは、百万ユーロ単位で横軸に示される、当行グループが各トレーディング収益水準を達成した取引日数を表示している。

2022年度の当行グループのトレーディング・ユニットの日次収益の分布



トレーディング・ユニットは、2022年度は取引日の84%においてプラスの収益を達成し、2021年度通年と同水準であった。



トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャー

『

トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額

以下の表は、トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額のリスク種類別内訳を示している。

経済的資本使用額のリスク種類別内訳

単位：百万ユーロ	経済的資本使用額	
	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
金利リスク	1,752	1,853
信用スプレッド・リスク	29	21
エクイティ・リスクおよび投資リスク	841	1,031
外国為替リスク	1,460	1,509
年金リスク	803	1,128
保証型ファンド・リスク	82	85
トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオ合計	4,968	5,628

経済的資本の数値においては、様々なリスク種類間の分散効果が考慮されている。

2022年12月31日現在のトレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は50億ユーロであり、2021年度末の経済的資本使用額を6億ユーロ下回った。

- 金利リスク：ギャップ・リスク、ベシス・リスクおよびオプション・リスク（モデル化された、満期の定めのない預金に組み込まれた顧客の行動が変化するリスクや前払いリスク等）を含む、バンキング勘定の金利リスクに関する経済的資本賦課。2022年12月31日現在の経済的資本使用額は合計で1,752百万ユーロであり、これに対して2021年12月31日現在では1,853百万ユーロであった。
- 信用スプレッド・リスク：信用スプレッド・リスクにさらされているバンキング勘定のポートフォリオに関する経済的資本賦課。2022年12月31日現在の経済的資本使用額は29百万ユーロであり、これに対して2021年12月31日現在では21百万ユーロであった。
- エクイティ・リスクおよび投資リスク：当行グループの株式報酬制度から生じる当行自身の株価の構造的なショート・ポジション、および戦略的投資や代替資産等の非連結の投資保有から生じるエクイティ・リスクに係る経済的資本賦課。2022年12月31日現在の経済的資本使用額は841百万ユーロであり、これに対して2021年12月31日現在では1,031百万ユーロであった。経済的資本貢献額の減少は、ヘッジ量の増加による株式報酬のショート・ポジションの減少を主因とするものであった。
- 外国為替リスク：外国為替リスクは主に、当行の自己資本比率が為替レートの変動に対して影響を受けにくくするための当行グループの構造的ポジションから生じる。2022年12月31日現在の経済的資本使用額は1,460百万ユーロであり、これに対して2021年12月31日現在では1,509百万ユーロであった。
- 年金リスク：このリスクは、金利リスクおよびインフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクならびに長寿リスクを含む、当行グループの確定給付制度債務から生じる。経済的資本使用額は、2022年12月31日および2021年12月31日現在、それぞれ803百万ユーロおよび1,128百万ユーロであった。経済的資本使用額の減少は主に、金利の上昇から生じた信用エクスポージャーの減少に起因していた。
- 保証型ファンド・リスク：2022年12月31日現在の経済的資本使用額は82百万ユーロであり、これに対して2021年12月31日現在では85百万ユーロであった。』

## バンキング勘定における金利リスク

以下の表は、EBAが定義した6つの標準シナリオの下でバンキング勘定における当行グループの純利息収益への影響額および金利変動によるバンキング勘定ポジションの経済価値の変動を示している。

## EBAシナリオによるバンキング勘定における経済価値および純利息収益の金利リスク

単位：十億ユーロ	EVEの変動		NIIの変動 <sup>1</sup>	
	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在
平行上昇	-4.6	-3.5	1.9	1.4
平行低下	1.3	0.1	-1.1	-0.9
スティーブ化	-0.1	-0.0	-0.4	-0.7
フラット化	-1.4	-1.3	1.5	1.1
短期金利上昇	-2.4	-1.7	2.3	1.7
短期金利低下	1.2	0.4	-1.2	-0.9
最大	-4.6	-3.5	-1.2	-0.9

単位：十億ユーロ	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在
Tier 1資本	56.6	55.4

<sup>1</sup> 純利息収益（NII）の変動は、各シナリオの予測NIIにおける、変更された金利と市場のインプライド・レートとの差異を反映している。感応度は、トレーディング・ポジションとDWSを除外した、一定の為替レートで固定された貸借対照表額に基づいている。これらの数値には、ヘッジ会計に不適格な一元管理されたポジションに対する時価評価損益（MtM）/その他の包括利益（OCI）の影響は含まれていない。

2022年12月現在の純資産の経済価値の最大損失額はマイナス46億ユーロであり、これに対して2021年12月現在ではマイナス35億ユーロであった。2022年12月現在、EVEの最大損失額はTier 1資本の8.1%に相当する。

BaFinの定義による、全通貨にわたるイールドカーブのプラス200ベース・ポイントの平行シフトにより生じる純資産の経済価値（EVE）の最大損失額は、2022年12月現在においてマイナス46億ユーロであり、これは自己資本合計の6.9%に相当する。

「平行上昇」の金利シナリオにおける純資産の経済価値の最大損失額の増加は、主にドイツ銀行の財務部におけるリスク・ポジションの変化によるものであった。これらのリスクは、IRRBBの枠組みの一部であり、定義されたリスク管理によって管理されている。

2022年12月現在の純利益収益（NII）の1年間の最大損失額はマイナス12億ユーロであり、これに対して2021年12月現在ではマイナス9億ユーロであった。

金利低下シナリオにおける12ヶ月間の純利息収益感応度の最大損失額はマイナス約3億ユーロ増加した。

短期金利低下シナリオにおける純利息収益の最大損失額の増加は、主に2022年度に観察されたユーロ金利の上昇によるものであった。この増加により、規制基準の下限シナリオで適用される金利の下落ショックが増加し、それに対応する純利息収益の損失が増加する。

また、金利の上昇により、NIM（純金利差益）は基本シナリオではより正常化し、下落ショックのシナリオでは圧縮された。

以下の表は、金利の下落および上昇ショックから生じた、ドイツ銀行のバンキング勘定ポジションに係る経済価値の変動を通貨別に示している。

## 通貨別のバンキング勘定における経済価値の金利リスク

単位：十億ユーロ	2022年12月31日現在	
	平行上昇	平行低下
ユーロ	-3.5	1.2
米ドル	-1.2	0.6
その他	0.1	-0.5
合計	-4.6	1.3

オペレーショナル・リスク・エクスポージャー

オペレーショナル・リスク - リスク・プロファイル

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）

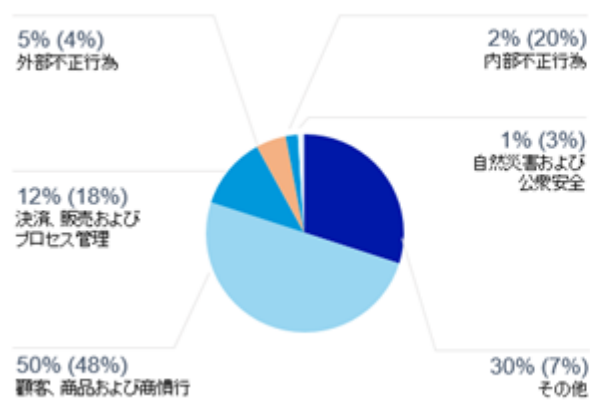
単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度 <sup>1</sup>
顧客、商品および商慣行	263	347
その他	158	78
決済、販売およびプロセス管理	65	38
外部不正行為	28	12
内部不正行為	7	72
自然災害および公衆安全	7	6
合計	528	553

<sup>1</sup> 2021年度の損失の数値は、事後的な損失の計上および組替に起因して、前年度の表示から修正された。損失は、保険金相殺後の金額で報告されている。

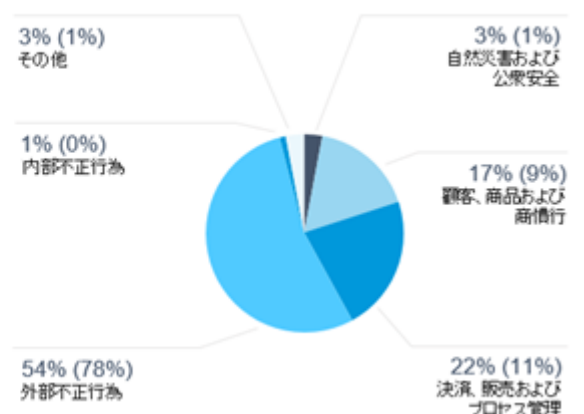
2022年12月31日現在のオペレーショナル損失は、25百万ユーロ減少して528百万ユーロとなった。損失の全体的な減少は「内部不正行為」イベント・タイプに起因するもので、「決済、販売およびプロセス管理」および「外部不正行為」の増加により一部相殺された。法的損失は「顧客、商品および商慣行」および「その他」において、和解金および未解決の訴訟に対する訴訟引当金の変動を合算するとほぼ横ばいであった。

2022年度（2017年度から2021年度）に発生したイベント・タイプ別のオペレーショナル損失<sup>1</sup>

オペレーショナル損失の分布（計上日）



オペレーショナル損失の頻度（最初の計上日）



<sup>1</sup> 括弧内の比率は、2017年度から2021年度の期間に発生した損失に係る損失の頻度および損失の金額にそれぞれ対応している。頻度および金額は後に変更される可能性がある。

「オペレーショナル損失の分布」（左上のグラフ）は、2022年度の純損益の数値を用いたイベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失の計上割合を要約している（2017年度から2021年度までの5年間の比較期間の平均を括弧内に表示）。「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプがオペレーショナル損失の50%を占めており、主に和解金および未解決の訴訟に対する訴訟引当金の変動で構成されている。

「オペレーショナル損失の頻度」（右上のグラフ）は、イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク事象の割合を（損失が2022年度に最初に認識されたイベントの数に基づいて）要約している（2017年度から2021年度までの5年間の比較期間の平均を括弧内に比較表示）。最も頻度が高い「外部不正行為」イベント・タイプは、観察されたすべての損失事象の54%を占めた。このイベント・タイプは2022年度のイベント損失の頻度の分布に大いに貢献したものの、他のイベント・タイプと比較して損失の規模に重要性はなかった。

当行は、純損益に10,000ユーロ以上の影響を及ぼすすべてのオペレーショナル・リスク損失事象を包括的に網羅することを目指しているが、この項に示されている合計は、損失事象の検出や計上の遅れにより過小評価されている可能性がある。

流動性リスク・エクスポージャー  
資金調達市場および資本市場発行

□

ウクライナでの戦争や世界的なインフレ懸念が市場の重荷となり、信用スプレッドにマイナスの影響を与える等、2022年度のマクロ環境は引き続き厳しいものとなった。このような背景にもかかわらず、当行は市場をうまく切り抜け、年度末までに150億から200億ユーロの2022年発行計画を成功させた。

市場における当行のクレジット・パフォーマンスについては、当行のシニア非優先現物債のスプレッドが同業他社と比較して拡大したが、10月22日以降はユーロと米ドルで同業他社を上回った。このアウトパフォーマンスは、10月にムーディーズがドイツ銀行の信用格付けを引き上げたことが後押しとなった。

この資金調達源泉は、AT 1債（20億ユーロ）、Tier 2債（26億ユーロ）、シニア非優先債（88億ユーロ）、シニア優先（非仕組み）債（28億ユーロ）およびカバード・ボンド（35億ユーロ）と多岐にわたった。また、2022年度の150億から200億ユーロの発行計画にはなかった仕組み債43億ユーロの発行を行った。これらの仕組み債を除くと、当行グループの発行総額は197億ユーロに上った。2022年度の総額240億ユーロの発行は、ユーロ（135億ユーロ）、米ドル（89億ユーロ）、英ポンド（8億ユーロ）およびその他の通貨合計（5億ユーロ）に分けられた。

2022年度の発行に係る当行グループの投資家基盤は、資産運用会社および年金基金（40%）、リテール顧客（7%）、銀行（18%）、政府および政府機関（1%）、保険会社（9%）ならびにその他の機関投資家（25%）で構成されていた。地理的分布の内訳は、ドイツ（24%）、それ以外の欧州（41%）、米国（19%）、アジア/太平洋（14%）およびその他（2%）であった。3ヶ月物Euribor/リスク・フリー利子率に対する発行の平均スプレッドは、通年で194ベース・ポイントであった。平均残存期間は5.7年であった。発行量としては、当行の発行活動は2022年度上半期と下半期で均等であった。当行グループは、2022年度第1四半期に73億ユーロ、第2四半期に48億ユーロ、第3四半期に71億ユーロ、第4四半期に48億ユーロを発行した。』

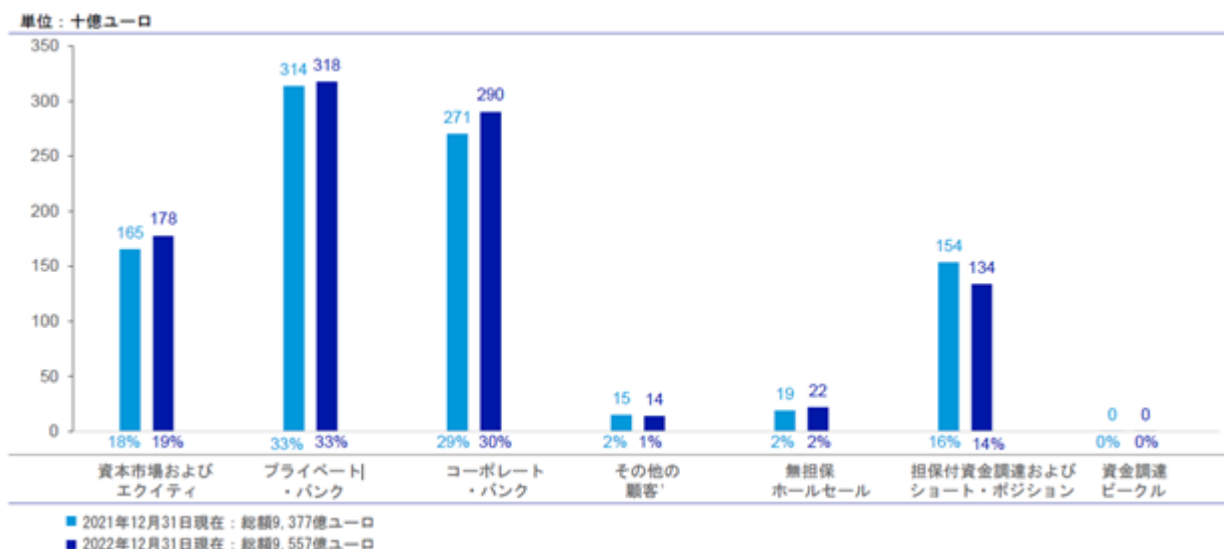
2023年度の当行グループの発行計画は、2022年度よりも少ない130億から180億ユーロであり、資本性金融商品、シニア非優先債、シニア優先債およびカバード・ボンドで構成される。さらに、当行グループはこの資金調達の一部を米ドル建てで行う予定であり、クロスカレンシー・スワップ契約を締結して残りの需要を管理することがある。当行では、2023年度に、資本市場発行の合計約120億ユーロ（法的に行使可能なコール・オプションを除く。）の返済期限が到来する。

#### 資金調達の分散

『

2022年度において、外部資金調達総額は、2021年12月31日現在の9,377億ユーロから180億ユーロ増加し、2022年12月31日現在では9,557億ユーロとなった。この増加は主に、コーポレート・バンクへのインフロー（預金が198億ユーロ増加）によるものであった。プライベート・バンクにおけるDBの最も安定した預金は、主に国際ナショナル・プライベート・バンクにおいて39億ユーロ増加した。無担保ホールセール資金調達ポートフォリオは、預金のインフローにより30億ユーロ増加した。また、資本市場およびエクイティは、エクイティにおける43億ユーロの増加および78億ユーロの長期債の発行に起因して123億ユーロ増加した。担保付資金調達およびショート・ポジションの199億ユーロの減少は、DBの110億ユーロのTLTROの期限前償還、ならびにトレーディング負債の41億ユーロの減少およびレボ取引の48億ユーロの減少に関連するものであった。

外部資金調達源泉の構成』



『

1 その他の顧客には、信託預金、X-marketsノートおよび委託証拠金ノプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）が含まれる。

参考：貸借対照表合計1兆3,368億ユーロ（1兆3,240億ユーロ）に対する調整：2022年12月31日および2021年12月31日現在それぞれ、デリバティブおよび決済残高2,965億ユーロ（3,068億ユーロ）、委託証拠金およびプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）のネットिंगの影響に関する加算504億ユーロ（490億ユーロ）、その他の非資金調達負債342億ユーロ（305億ユーロ）。』

無担保ホールセール資金調達、資産担保CPおよび資本市場発行債券の返済期限<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在							
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	小計 1年以内	1年超 2年以内	2年超	合計
銀行からの預金	549	156	528	1,200	2,432	0	526	2,958
その他のホールセール顧客からの預金	4,477	4,448	3,502	1,690	14,118	869	927	15,915
CDおよびCP	88	801	1,438	782	3,109	0	9	3,118
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0
シニア非優先プレーンバニラ債	2,271	285	1,920	823	5,299	13,284	33,478	52,061
シニア優先プレーンバニラ債	19	0	125	1,077	1,221	3,610	3,897	8,727
シニア仕組み債	143	542	1,392	940	3,017	1,958	11,064	16,040
カバード・ボンド/ABS	518	0	599	389	1,506	3,084	11,799	16,389
劣後負債	0	10	2,581	307	2,899	1,723	16,151	20,773
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8,066	6,242	12,086	7,208	33,601	24,528	77,851	135,980
内訳：								
担保付きのもの	518	0	599	389	1,506	3,084	11,799	16,389
無担保のもの	7,548	6,242	11,487	6,818	32,095	21,444	66,051	119,591

1 財務諸表上その他の資本構成要素として報告されているその他Tier 1ノートが含まれている。コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日で表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は加味されていない。

担保付資金調達の取引額は、自己債務との相殺除去後の金額で報告されている。

1年以内に満期が到来する無担保ホールセール負債、資産担保CPおよび資本市場発行債券の合計金額は2022年12月31日現在320億ユーロであり、流動性準備金合計の2,560億ユーロと比較して読まれたい。

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	小計 1年以内	1年超 2年以内	2年超	合計
銀行からの預金	1,556	572	447	490	3,065	63	52	3,180
その他のホールセール顧客からの預金	4,577	3,944	1,178	2,276	11,975	617	957	13,549
CDおよびCP	242	288	1,009	1,014	2,553	0	0	2,553
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0
シニア非優先プレーンバニラ債	1,375	2,932	1,836	2,590	8,733	6,259	37,858	52,850
シニア優先プレーンバニラ債	3	39	38	9	89	3,394	2,520	6,003
シニア仕組み債	105	487	546	1,471	2,610	2,325	10,162	15,096
カバード・ボンド/ABS	110	151	723	361	1,345	1,509	11,356	14,210
劣後負債	0	0	2,016	280	2,296	1,336	13,949	17,581
その他	213	0	0	0	213	0	0	213
合計	8,180	8,413	7,794	8,491	32,878	15,503	76,854	125,234
内訳：								
担保付きのもの	110	151	723	361	1,345	1,509	11,356	14,210
無担保のもの	8,070	8,262	7,070	8,130	31,533	13,994	65,497	111,024

以下の表は、短期の無担保ホールセール資金調達、資産担保CP資金調達および資本市場発行債券の通貨別内訳を示している。

無担保ホールセール資金調達、資産担保CPおよび資本市場発行（通貨別内訳）

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在					2021年12月31日現在				
	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計
銀行からの預金	1,216	963	47	732	2,958	986	797	414	984	3,180
その他のホールセール顧客からの預金	4,437	9,047	278	2,152	15,915	3,346	7,946	201	2,055	13,549
CDおよびCP	1,035	1,423	133	527	3,118	1,370	837	0	345	2,553
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シニア非優先プレーンバニラ債	24,052	21,826	2,735	3,448	52,061	25,583	21,244	2,297	3,726	52,850
シニア優先プレーンバニラ債	3,125	5,415	0	186	8,727	1,989	3,838	0	176	6,003
シニア仕組み債	6,712	7,517	24	1,785	16,040	6,720	6,395	12	1,970	15,096
カバード・ボンド/ABS	16,387	2	0	0	16,389	14,210	0	0	0	14,210
劣後負債	10,070	9,597	917	189	20,773	8,396	8,216	774	195	17,581
その他	0	0	0	0	0	213	0	0	0	213
合計	67,035	55,792	4,134	9,019	135,980	62,813	49,272	3,698	9,451	125,234
内訳：										
担保付きのもの	16,387	2	0	0	16,389	14,210	0	0	0	14,210
無担保のもの	50,648	55,790	4,134	9,019	119,591	48,603	49,272	3,698	9,451	111,024

## 流動性準備金

親会社（支店を含む。）および子会社別の当行グループの流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2022年12月31日現在		2021年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	166	166	181	181
親会社（在外支店を含む。）	138	138	144	144
子会社	28	28	37	37
流動性の高い有価証券 （国債、政府保証債および政府機関債を含む。）	56	56	40	40
親会社（在外支店を含む。）	35	35	20	20
子会社	21	21	20	20
その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券	34	31	20	18
親会社（在外支店を含む。）	29	26	15	13
子会社	5	5	5	5
流動性準備金合計	256	253	241	239
親会社（在外支店を含む。）	202	199	179	177
子会社	54	54	62	62

2022年12月31日現在の当行グループの流動性準備金は2,560億ユーロであり、これに対して2021年12月31日現在では2,410億ユーロであった。150億ユーロの増加の内訳は、流動性の高い有価証券の増加約160億ユーロおよびその他の制約を受けない有価証券の増加140億ユーロが、現金および現金同等物の減少150億ユーロにより相殺されたものである。この変動は主に、預金の増加および資本市場新規発行に起因しており、ECBのTLTROの返済および貸出活動の増加により一部相殺された。当年度の当行グループの四半期平均流動性準備金は2,520億ユーロであり、これに対して2021年度では2,470億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、流動性準備金の時価を表し、一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行の仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

## 流動性カバレッジ比率

2022年12月31日現在の年度末LCRは141.6%であり、これに対して2021年12月31日現在では133.1%であった。

当行グループの12ヶ月間の加重平均LCRは135%であった。これは委員会委任規則(EU)第2015/61号、およびCRR第435条に基づく流動性リスク管理に関する開示を補完するLCRの開示に関するEBAガイドラインに従って算定されている。

## LCR構成要素

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
	調整後加重値合計 (平均)	調整後加重値合計 (平均)
平均値計算用データ数	12	12
高品質の流動資産	218	220
純資金流出額合計	161	155
流動性カバレッジ比率(LCR)(%)	135%	142%

## 資金調達リスク管理

## 構造上の資金調達

資金調達の指標はすべて（通貨合算、米ドル建ておよび英ポンド建ての資金調達指標）、2022年度末および2021年度末現在で、それぞれのリスク選好に沿っていた。

## ストレス・テストおよびシナリオ分析

2022年度末時点において、当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジションは480億ユーロであり、これに対して2021年度末時点においては430億ユーロであった。増加の主因は事業活動によるもので、手法の変更により一部相殺された。

## 全通貨の世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2022年12月31日現在			2021年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ <sup>1</sup>	ギャップ 解消 <sup>2</sup>	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ <sup>1</sup>	ギャップ 解消 <sup>2</sup>	正味流動性 ポジション
システミック・マーケット・リスク	120	234	114	100	215	115
1段階の格下げ（DB独自）	90	234	145	78	215	137
重大な格下げ（DB独自）	154	251	97	152	235	84
☐ 複合シナリオ <sup>3,4</sup>	205	254	48	195	239	43

1 負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

2 流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

3 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

4 2021年12月現在のsNLPは、インベストメント・バンク・ポートフォリオにおける商品バリエーションに係るモデル変更により476億ユーロから433億ユーロに更新された。これにより、主にユーロのsNLPに影響が及び、210億ユーロから180億ユーロに修正再表示されている。

## ユーロの世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2022年12月31日現在			2021年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ <sup>1</sup>	ギャップ 解消 <sup>2</sup>	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ <sup>1</sup>	ギャップ 解消 <sup>2</sup>	正味流動性 ポジション
複合シナリオ <sup>3</sup>	95	109	14	91	109	18

1 負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

2 流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

3 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

## 米ドルの世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2022年12月31日現在			2021年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ <sup>1</sup>	ギャップ 解消 <sup>2</sup>	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ <sup>1</sup>	ギャップ 解消 <sup>2</sup>	正味流動性 ポジション
複合シナリオ <sup>3</sup>	81	103	22	78	88	10

1 負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

2 流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

3 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

## 英ポンドの世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2022年12月31日現在			2021年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ <sup>1</sup>	ギャップ 解消 <sup>2</sup>	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ	ギャップ 解消	正味流動性 ポジション
複合シナリオ <sup>3</sup>	6	11	5	4	8	4

1 負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

2 流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

3 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

以下の表は、全通貨に関する格付機関による1段階または2段階の格下げが発生した場合に契約上の義務により追加で要求される担保の金額を表示している。

## 契約上の義務

2022年12月31日現在

2021年12月31日現在



単位：百万ユーロ	1段階の格下げ	2段階の格下げ	1段階の格下げ	2段階の格下げ
デリバティブ契約による積立または委託証拠金の要求	389	434	205	294
その他の契約による積立または委託証拠金の要求	0	0	0	0

#### 安定調達比率

安定調達比率は、2021年度第4四半期末の121%（規制上の要件に対する余剰額1,050億ユーロ）に対し、2022年度第4四半期末は120%（規制上の要件に対する余剰額990億ユーロ）であった。この減少はECBのTLTROの返済および貸出活動の増加を主因とするもので、預金の増加および資本市場新規発行により一部相殺された。

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
	調整後加重値合計	調整後加重値合計 （平均）
利用可能な安定調達額（ASF）	606	602
所要安定調達額（RSF）	507	498
安定調達比率（NSFR）（単位：%）	120%	121%

#### 資産の制約

この項では、ドイツ銀行法に従って、銀行規制目的上の連結機関グループにおける資産の制約について言及している。ここには、保険会社および金融部門以外の会社は除外されている。当行グループの保険子会社が担保に差入れた資産については連結財務諸表に対する注記20「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に、保険会社の保険契約者に対する債務を履行するために保有する制約を受ける資産については連結財務諸表に対する注記37「子会社に関する情報」に記載されている。

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランスおよびオフバランスの資産から構成されている。また、規制上の資産の制約の報告に関するEBAのテクニカル・スタンダードに従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対して預け入れることが要求される最低準備預金等）は制約を受ける資産と見なされている。当行グループはまた、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

すぐに利用可能な資産とは、それ以外の制約を受けず、かつ自由に移転可能な形態のオンバランスおよびオフバランスの資産のことである。公正価値で測定する金融資産（借入有価証券担保金、売却条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価を除く。）および売却可能投資のうち制約を受けないものはすべて、すぐに利用可能であると見なされる。

すぐに利用可能な価値は、何らかのストレスのかかった流動性価値（流動性ストレス・シナリオの下で利用可能な制約を受けない流動資産の分析については、「流動性準備金」の項を参照のこと。）ではなく、オンバランスおよびオフバランスの貸借対照表上の帳簿価額または公正価値を表す。制約を受けないその他のオンバランスおよびオフバランスの資産は、担保付資金調達およびその他の担保付債務の担保として差入れられていない資産、またはそれ以外ですぐに利用可能とは見なされない資産である。この区分には、借入有価証券担保金、売却条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価が含まれる。同様に、顧客に対する貸出金は、既に移転可能な形態に事前にパッケージされており、かつ、未だ資金調達の創出に利用されていない範囲でのみ、すぐに利用可能と見なされる。現在その他の資産に表示されているそうした貸出金の要素が資金創出の利用に適した形態へとパッケージされ得ることを考えると、これは最も保守的な見方である。

制約を受ける資産および受けない資産

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2022年12月31日現在			
	帳簿価額			
	資産	制約を受ける資産	制約を受けない資産 すぐに利用可能	その他
負債性有価証券	136	59	77	0
資本性金融商品	3	1	2	0
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	186	14	172	0
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 <sup>1</sup>	11	0	0	11
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>2</sup>				
トレーディング資産	8	0	8	0
デリバティブ金融商品のプラスの時価	300	0	0	300
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 <sup>1</sup>	82	0	0	82
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	1	0	1	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>2</sup>	6	0	4	2
貸出金	525	74	14	438
その他の資産	80	47	0	33
合計	1,339	194	279	866

1 借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

2 負債性有価証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2022年12月31日現在			
	受入担保の公正価値			
	資産	制約を受ける資産	制約を受けない資産 すぐに利用可能	その他
受入担保：	310	254	48	6
負債性有価証券	299	250	48	0
資本性金融商品	2	1	0	0
その他の受入担保	9	3	0	6

2021年12月31日現在				
帳簿価額				
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	資産	制約を受ける資産	制約を受けない資産	
			すぐに利用可能	その他
負債性有価証券	131	66	65	0
資本性金融商品	7	2	5	0
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	199	14	186	0
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 <sup>1</sup>	8	0	0	8
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>2</sup>				
トレーディング資産	10	0	10	0
デリバティブ金融商品のプラスの時価	300	0	0	300
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 <sup>1</sup>	78	0	0	78
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	1	0	1	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>2</sup>	6	0	4	1
貸出金	513	86	6	420
その他の資産	73	45	0	28
合計	1,325	212	277	836

- 1 借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。
- 2 負債性有価証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。

2021年12月31日現在				
受入担保の公正価値				
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	資産	制約を受ける資産	制約を受けない資産	
			すぐに利用可能	その他
受入担保：	260	223	35	2
負債性有価証券	254	219	35	0
資本性金融商品	4	4	0	0
その他の受入担保	2	0	0	2

#### 資産および金融負債の期限分析

財務部は資産および負債の期限分析を管理している。資産および負債のモデリングは、契約上の期限が流動性リスク・ポジションを適切に反映していない場合に必要となる。これに関連する最も重要な例は、リテールおよびトランザクション・バンキング顧客からのすぐに返済可能な預金であり、これらは最も深刻な金融危機を通じても一貫して高い安定性を示している。

モデリング・プロファイルは、全般的な流動性リスク管理のフレームワーク（1年以内の短期流動性ポジションについては「流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項を、1年超の長期流動性ポジションについては「構造的資金調達」の項を参照のこと。）の一部であり、取締役会により定められ承認される。

以下の表は、それぞれ2022年および2021年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での資産合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前通 知を含む。)	1ヶ月超 3ヶ月超 6ヶ月超								合計
		1ヶ月 以内	3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	
現金および中央銀行預け金 <sup>1</sup>	164,090	13,138	1,639	0	0	29	0	0	0	178,897
インターバンク預け金(中央銀行以外) <sup>1</sup>	6,315	265	181	83	166	181	0	0	6	7,195
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	9	2,646	3,990	356	519	895	1,721	1,342	0	11,478
対銀行	3	305	869	22	5	600	1,626	1,322	0	4,750
対顧客	6	2,342	3,121	334	514	295	95	21	0	6,728
借入有価証券担保金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対顧客	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	410,982	47,537	6,495	3,577	3,381	3,973	2,130	655	3,646	482,376
トレーディング資産	91,150	0	0	0	0	1,437	0	0	280	92,867
固定利付有価証券および貸出金	88,153	0	0	0	0	0	0	0	4	88,156
持分証券およびその他の変動利付有価証券	2,098	0	0	0	0	1,437	0	0	276	3,811
その他のトレーディング資産	900	0	0	0	0	0	0	0	0	900
デリバティブ金融商品のプラスの時価	299,686	0	0	0	0	0	0	0	0	299,686
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	20,145	47,537	6,495	3,577	3,381	2,443	2,130	582	3,365	89,654
売戻条件付買入有価証券	7,623	42,880	4,868	2,274	3,142	1,647	1,207	215	0	63,855
借入有価証券担保金	12,445	3,594	1,167	202	0	0	7	0	0	17,414
固定利付有価証券および貸出金	77	390	460	1,096	239	153	810	328	2,842	6,396
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の金融資産	0	673	0	4	0	643	106	39	523	1,989
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0	0	0	0	94	0	74	1	168
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価	0	260	441	225	88	49	15	65	275	1,417
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	3	3,857	1,557	803	696	380	1,606	11,093	11,681	31,675
売戻条件付買入有価証券	0	2,156	0	0	0	0	0	0	0	2,156
借入有価証券担保金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負債性有価証券	0	1,305	883	426	413	184	1,088	9,570	11,581	25,450

貸出金	3	396	673	377	283	195	518	1,523	100	4,069
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸出金	18,559	29,007	28,590	19,767	10,310	12,875	39,165	99,180	226,246	483,700
対銀行	199	530	415	490	154	178	2,157	2,119	906	7,148
対顧客	18,360	28,477	28,175	19,277	10,156	12,697	37,008	97,061	225,340	476,552
リテール	3,040	1,475	5,077	1,760	1,344	1,389	5,222	16,190	176,847	212,344
法人およびその他の顧客	15,320	27,001	23,098	17,517	8,813	11,308	31,786	80,871	48,493	264,208
その他の金融資産	66,077	9,465	2,339	3,385	1,155	3,549	3,488	4,134	16,595	110,187
金融資産合計	666,034	106,175	45,231	28,196	16,316	21,931	48,124	116,469	258,448	1,306,924
その他の資産	9,158	754	2	3,592	5	3,442	231	1,270	11,410	29,865
資産合計	675,193	106,929	45,232	31,788	16,321	25,373	48,355	117,740	269,858	1,336,788

1 「現金および中央銀行預け金」ならびに「インターバンク預け金（中央銀行以外）」のポジションには、ロシアの銀行（主にロシア中央銀行）に預け入れられている761百万ユーロが含まれている。

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前通 知を含む。)	1ヶ月超 3ヶ月超 6ヶ月超								合計
		1ヶ月 以内	3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	
現金および中央銀行預け金 <sup>1</sup>	186,020	5,513	488	0	0	0	0	0	0	192,021
インターバンク預け金(中央銀行以外) <sup>1</sup>	6,153	641	191	120	119	114	0	0	4	7,342
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	178	1,979	2,042	569	992	144	831	1,633	0	8,368
対銀行	168	1,375	740	303	277	8	629	1,611	0	5,111
対顧客	10	604	1,302	266	715	136	202	23	0	3,257
借入有価証券担保金	0	63	0	0	0	0	0	0	0	63
対銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対顧客	0	63	0	0	0	0	0	0	0	63
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	420,971	47,776	7,155	2,514	1,190	3,577	747	1,966	5,336	491,233
トレーディング資産	100,079	0	76	0	0	1,815	0	4	423	102,396
固定利付有価証券および貸出金	94,607	0	0	0	0	0	0	0	130	94,737
持分証券およびその他の変動利付有価証券	4,801	0	76	0	0	1,815	0	4	293	6,989
その他のトレーディング資産	671	0	0	0	0	0	0	0	0	671
デリバティブ金融商品のプラスの時価	299,732	0	0	0	0	0	0	0	0	299,732
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	21,155	47,776	7,079	2,514	1,142	1,762	663	1,962	4,912	88,965
売戻条件付買入有価証券	6,373	44,027	5,850	1,934	895	202	56	594	0	59,931
借入有価証券担保金	14,777	2,829	663	86	0	0	0	0	0	18,355
固定利付有価証券および貸出金	5	198	374	415	242	726	437	1,228	4,125	7,750
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の金融資産	0	722	193	79	4	834	170	140	787	2,929
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	6	0	0	0	48	0	84	1	1	140
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価	0	124	57	103	11	92	25	223	469	1,106
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	2,188	1,897	1,281	890	738	2,236	5,970	13,778	28,979
売戻条件付買入有価証券	0	1,231	0	0	0	0	0	0	0	1,231
借入有価証券担保金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負債性有価証券	0	502	950	689	532	626	1,772	4,560	13,746	23,377
貸出金	0	455	947	593	358	112	464	1,410	32	4,370
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸出金	16,962	39,291	27,993	23,939	11,882	12,449	29,518	89,735	219,550	471,319

対銀行	282	885	899	503	274	183	441	3,387	753	7,607
対顧客	16,680	38,406	27,095	23,436	11,609	12,265	29,077	86,348	218,796	463,712
リテール	2,782	5,143	4,262	2,092	1,071	2,209	4,337	16,256	171,602	209,754
法人およびその他の顧客	13,898	33,263	22,833	21,343	10,537	10,056	24,740	70,093	47,195	253,958
その他の金融資産	65,378	7,742	1,223	1,206	1,322	3,306	4,879	3,968	8,022	97,046
金融資産合計	695,661	105,317	41,047	29,732	16,406	20,420	38,237	103,496	247,160	1,297,477
その他の資産	8,445	1,258	1	2,118	31	2,576	130	1,372	10,585	26,516
資産合計	704,106	106,575	41,048	31,851	16,437	22,996	38,367	104,868	257,744	1,323,993

1 「現金および中央銀行預け金」ならびに「インターバンク預け金（中央銀行以外）」のポジションには、ロシアの銀行（主にロシア中央銀行）に預け入れられている526百万ユーロが含まれている。

以下の表は、それぞれ2022年および2021年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の負債合計の期限分析を示している。

## 最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オー バーナイ トおよび1 日前 通知を含 む。)	1ヶ月超 3ヶ月超 6ヶ月超									合計
		1ヶ月 以内	3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超		
預金	378,174	34,971	97,284	55,043	16,398	14,629	7,638	7,975	9,344	621,456	
対銀行	41,570	1,052	9,089	8,984	6,248	1,592	2,965	5,699	7,853	85,053	
対顧客	336,605	33,919	88,196	46,059	10,150	13,038	4,673	2,276	1,491	536,404	
リテール	155,180	5,491	58,382	28,637	1,334	1,273	943	579	84	251,903	
法人およびその他の 顧客	181,425	28,428	29,813	17,422	8,816	11,764	3,730	1,697	1,407	284,500	
トレーディング負債	332,969	0	0	0	0	0	0	0	0	332,969	
トレーディング証券	49,860	0	0	0	0	0	0	0	0	49,860	
その他のトレーディ ング負債	756	0	0	0	0	0	0	0	0	756	
デリバティブ金融商品 のマイナスの時価	282,353	0	0	0	0	0	0	0	0	282,353	
純損益を通じて公正価値 で測定するものとして指 定された金融負債	9,686	27,208	10,285	2,175	774	388	852	2,355	911	54,634	
買戻条件付売却有価証 券	7,484	27,026	10,131	2,028	658	228	554	351	55	48,517	
長期債務	1,740	60	64	116	113	115	292	1,895	854	5,250	
純損益を通じて公正価 値で測定するものとし て指定されたその他の 金融負債	462	122	90	31	2	45	6	109	2	868	
投資契約負債	0	0	0	0	0	469	0	0	0	469	
ヘッジ会計に適切なデリ バティブ金融商品のマイ ナスの時価	0	144	182	94	78	16	46	47	181	787	
中央銀行ファンド借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
買戻条件付売却有価証券	170	182	144	20	0	0	25	16	15	573	
対銀行	59	101	122	3	0	0	0	0	9	293	
対顧客	111	81	23	17	0	0	25	16	6	279	
貸付有価証券受入金	12	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
対銀行	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
対顧客	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
その他の短期借入金	3,002	1,878	135	34	9	61	0	0	0	5,118	
長期債務	0	3,085	27,434	6,756	4,994	4,355	17,537	43,826	23,539	131,525	
負債性有価証券 - 優先	0	3,050	2,068	2,510	3,206	3,791	13,091	35,427	15,413	78,556	
負債性有価証券 - 劣後	0	0	25	1,309	0	0	36	7,095	2,670	11,135	
その他の長期債務 - 優 先	0	34	25,340	2,882	1,770	501	4,385	1,242	5,433	41,588	
その他の長期債務 - 劣 後	0	0	0	55	18	63	25	62	23	245	
信託優先証券	0	0	0	500	0	0	0	0	0	500	



その他の金融負債	90,316	776	996	470	160	1,779	723	1,136	2,517	98,873
金融負債合計	814,329	68,243	136,461	65,092	22,411	21,697	26,821	55,355	36,507	1,246,916
その他の負債	17,544	0	0	0	0	0	0	0	0	17,544
資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	72,328	72,328
負債および資本合計	831,874	68,243	136,461	65,092	22,411	21,697	26,821	55,355	108,835	1,336,788
オフバランスのコミットメントの付与	45,318	11,115	15,621	22,407	12,160	24,447	43,057	105,306	38,803	318,234
銀行	1,150	1,021	1,561	1,886	1,894	2,366	2,748	2,634	4,955	20,214
リテール	15,916	820	1,005	335	608	2,212	875	727	8,900	31,398
法人およびその他の顧客	28,253	9,274	13,055	20,186	9,659	19,869	39,434	101,945	24,948	266,622

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前 通知を含 む。)		1ヶ月超	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超 9ヶ月以内	1年超	2年超	5年超	合計
	1ヶ月 以内	3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	2年以内		5年以内			
預金	393,371	23,033	95,474	49,687	10,775	9,937	4,726	7,095	9,652	603,750
対銀行	42,195	2,312	8,091	9,328	5,619	1,637	2,374	5,105	7,652	84,315
対顧客	351,176	20,721	87,383	40,359	5,156	8,299	2,352	1,989	1,999	519,435
リテール	158,038	3,040	59,964	28,293	889	745	416	495	127	252,006
法人およびその他の 顧客	193,138	17,681	27,419	12,066	4,267	7,555	1,936	1,494	1,873	267,429
トレーディング負債	341,827	0	0	0	0	0	0	0	0	341,827
トレーディング証券	54,235	0	0	0	0	0	0	0	0	54,235
その他のトレーディ ング負債	483	0	0	0	0	0	0	0	0	483
デリバティブ金融商品 のマイナスの時価	287,108	0	0	0	0	0	0	0	0	287,108
純損益を通じて公正価値 で測定するものとして指 定された金融負債	12,038	22,809	4,219	648	13,987	2,114	376	1,497	780	58,468
買戻条件付売却有価証 券	10,802	22,069	4,077	548	13,855	1,950	1	3	58	53,364
長期債務	1,008	0	35	36	87	59	368	1,439	667	3,699
純損益を通じて公正価 値で測定するものとし て指定されたその他の 金融負債	228	740	106	64	44	105	7	54	56	1,404
投資契約負債	0	0	0	0	0	562	0	0	0	562
ヘッジ会計に適格なデリ バティブ金融商品のマイ ナスの時価	0	317	362	187	188	48	34	252	79	1,467
中央銀行ファンド借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	226	2	30	39	1	0	440	2	8	747
対銀行	218	1	28	37	1	0	440	0	3	727
対顧客	8	2	2	2	0	0	0	2	5	21
貸付有価証券受入金	24	0	0	0	0	0	0	0	0	24
対銀行	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
対顧客	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18
その他の短期借入金	2,676	639	114	536	2	67	0	0	0	4,034
長期債務	0	1,838	31,616	10,889	1,452	3,637	17,832	48,166	29,054	144,485
負債性有価証券 - 優先	0	1,772	3,287	2,934	1,345	2,849	12,901	34,760	21,780	81,629
負債性有価証券 - 劣後	0	0	14	0	0	0	1,231	4,879	2,479	8,603
その他の長期債務 - 優 先	0	66	28,315	7,955	93	788	3,597	8,397	4,749	53,960
その他の長期債務 - 劣 後	0	0	0	0	15	0	103	130	46	293
信託優先証券	0	0	0	264	0	264	0	0	0	528
その他の金融負債	78,320	1,358	1,988	329	171	284	762	1,235	1,828	86,274
金融負債合計	828,483	49,996	133,803	62,580	26,576	16,912	24,169	58,245	41,401	1,242,165
その他の負債	13,797	0	0	0	0	0	0	0	0	13,797
資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	68,030	68,030

負債および資本合計	842,280	49,996	133,803	62,580	26,576	16,912	24,169	58,245	109,432	1,323,993
オフバランスのコミットメントの付与	42,737	11,379	15,969	18,800	8,712	24,010	34,770	99,808	37,641	293,825
銀行	1,243	1,538	2,018	2,115	1,502	2,555	2,180	3,167	4,592	20,910
リテール	16,057	783	683	163	165	2,058	257	822	10,258	31,244
法人およびその他の顧客	25,437	9,058	13,267	16,523	7,045	19,397	32,334	95,819	22,790	241,670

1 過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されている。

## サステナビリティ

サステナビリティは、ドイツ銀行の「グローバル・ハウスバンク」戦略の中心的要素である。2022年度において、当行は、サステナブル・ファイナンス、方針およびコミットメント、人材と自社の事業運営、ソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメントという4つの柱を重点項目とし、サステナビリティ戦略の実行を継続した。この4つの柱を進めることによって、当行は、パリ気候協定の目標および国連の持続可能な開発目標の達成に向けて最大限の貢献を行うことが可能になる。当行は、国連環境計画・金融イニシアティブに参加し、国連グローバル・コンパクトの10原則および「責任銀行原則」に署名し、ネット・ゼロ・バンキング・アライアンスに加盟するなど、世界的なサステナビリティの枠組みと取組みを正式に承認した。本章では、独自のサステナビリティ戦略を設定しているDWSは対象としていない。

2022年度において、ドイツ銀行は、最高サステナビリティ責任者を任命し、最高経営責任者に報告することによってサステナビリティのガバナンスをさらに強化し、サステナビリティ変革の管理・監督の責任を負うサステナビリティ戦略ステアリング・コミッティーを設置した。これによって、当行は事業部門、管理部門および地域を超えてサステナビリティ活動の運営、測定、管理をさらに推進することができ、また、環境・社会規制の遵守を確実にすることができる。当行のサステナビリティのガバナンスには、現在、サステナビリティ専任の3つのフォーラムが含まれている。最上位のフォーラムはグループ・サステナビリティ委員会である。同委員会は、最高経営責任者を委員長とし、グループ・レベルのサステナビリティ関連事項の上級意思決定機関として機能している。グループ・サステナビリティ委員会およびサステナビリティ戦略ステアリング・コミッティーに加え、第3のフォーラムとしてサステナビリティ評議会は、当行全体の変化を刺激し、新しいテーマを識別するために、当行における知識交換を促進することが求められている。さらに、当行は、既存のグループ・サステナビリティ・チームを、当行のサステナビリティ戦略の策定に責任を負う専任の戦略・地域ガバナンス・チームならびに日々の変革の管理および関連規制の識別と評価に責任を負う執行・データ・規制チームで補完した。3つのチームすべてが、当行の新しいチーフ・サステナビリティ・オフィスを形成する。グループ・サステナビリティは、当行のサステナビリティの枠組みを前進させ、グループ全体のサステナビリティに関する方針やコミットメントの遵守を監督し、当行の利害関係者に透明性を提供する責任を保持する。チーフ・サステナビリティ・オフィスに加えて、当行の事業部門や管理部門それぞれにESGの専門家がおり、事業機会やリスクに迅速に対応できるように努めている。ESG目標の達成度は、当行の上級経営幹部の業績連動報酬の評価基準の中に含まれている。

### サステナブル・ファイナンス

ドイツ銀行は、2020年1月以降の累積的なサステナブル投融資の取引量について、2022年末までに2,000億ユーロ超、2025年末までに累計5,000億ユーロを達成するという目標を掲げている。DWSが運用するESG資産はこの数値には含まれていない。

### 方針およびコミットメント

2022年度において、ドイツ銀行は、気候関連財務情報開示タスクフォースの勧告に従い、包括的な気候関連リスク・フレームワークの導入を継続した。ドイツ銀行は、主要な炭素集約型産業に対する企業向け融資のエクスポージャーと融資による排出量のカーボン・フットプリントおよび2030年と2050年の調整後のネット・ゼロ目標を公表した。これらの目標は、石油・ガス（探査段階）、発電、自動車（軽量自動車）、鉄鋼といった炭素集約型セクターを対象としており、ネットゼロ・バンキング・アライアンスの創設メンバーとしての当行のコミットメントを反映して、2030年までに融資による排出量（スコープ3）を大幅に削減することにしている。

### 人材と事業運営

ドイツ銀行はさらに、2025年までに再生可能電力を100%使用するというコミットメントを導入した。2022年度において、当行は、自社の世界中での電力消費の95.7%を再生可能エネルギー源から受け、総エネルギー消費量を13.3%削減した。さらに、当行は、ベンダーにサステナビリティ格付の取得を義務付けた。年間500,000ユーロを超える新規契約については、当行は、信頼できるサステナビリティ格付機関から提供されたESG格付を取得しているベンダーとのみ協働することになる。当行はまた、環境への影響に関する新たな企業の社会的責任プログラムである「How we live」を立ち上げ、環境団体や非営利団体と連携して自然保護や環境保護、関連する社会的課題への対応を目指している。

### ソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメント

ドイツ銀行とベルリンのヨーロッパ・スクール・オブ・マネジメント・アンド・テクノロジーは、両者の協力の一環として、新たにサステナブル・ファイナンスの寄付講座を開設することを発表した。さらに、ドイツ銀行は、レジリエンス・ハブと協力して国連気候変動会議（COP 27）に代表を派遣し、第2回「dbAccessグローバルESG年次会議」を主催した。この会議はステークホルダーにとって重要な関連する環境・社会・ガバナンスの検討事項に対応するための企業のエンゲージメント・フォーラムとなることを意図するものであった。

サステナビリティに関するより詳細な情報は、当行の2022年度非財務報告書において公表されている。これには、ドイツ商法第315条第3項に準拠したドイツ銀行の非財務諸表が含まれている。非財務報告書のPDFは、当行グループのインベスター・リレーションズのウェブサイト ([db.com/annual-reports](https://www.db.com/annual-reports)) で公表されている。

## 従業員

## 当行グループの従業員数

2022年12月31日現在、当行の雇用従業員数は合計84,930名であった（2021年12月31日現在：82,969名）。当行は従業員数をフルタイム換算で計算している。これは、パートタイム従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

以下の表は、2022年、2021年および2020年12月31日現在における当行のフルタイム換算の従業員数を示している。

従業員数 <sup>1</sup>	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在	2020年12月31日現在
ドイツ	35,594	35,741	37,315
欧州（ドイツ以外）、中東およびアフリカ	18,379	19,311	19,617
アジア/太平洋	23,236	20,215	19,430
北アメリカ <sup>2</sup>	7,534	7,556	8,149
ラテン・アメリカ	187	145	148
従業員合計	84,930	82,969	84,659

1 フルタイム換算の従業員数。四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

2 主に米国。

2022年度において、当行の従業員数は、事業の成長、IT機能の強化および国際化を主因として、1,961名（2.4%）増加した。

- ドイツでは、ロシアからの労働力の移転によって一部相殺されたものの、主にプライベート・バンクにおける再構築施策により、従業員が147名（0.4%）減少した。
- 北アメリカでは、コーポレート・バンクでの減少を主因として、従業員が23名（0.3%）減少した。
- ラテン・アメリカでは、ブラジルでの増加を主因として、従業員が42名（29.0%）増加した。
- ドイツを除く欧州、中東およびアフリカでは、ロシアにおける当行のプレゼンスの低下を主因として、従業員が933名（4.8%）減少した。
- アジア/太平洋では、インドおよびオペレーション・センターでの増加を主因として、従業員が3,021名（14.9%）増加した。

以下の表は、2022年、2021年および2020年12月31日現在における部門別のフルタイム換算の従業員数の占める割合を示している。

従業員 <sup>1</sup>	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在	2020年12月31日現在
コーポレート・バンク（CB）	16.5%	16.0%	15.8%
インベストメント・バンク（IB）	9.0%	8.6%	8.9%
プライベート・バンク（PB）	31.7%	33.8%	35.1%
アセット・マネジメント（AM）	5.0%	4.9%	4.6%
キャピタル・リリース・ユニット（CRU）	0.2%	0.3%	0.6%
管理部門	37.5%	36.3%	35.0%

1 四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

- コーポレート・バンクでは、オペレーションおよび統制部門での増加を主因として、従業員が688名（5.2%）増加した。
- インベストメント・バンクでは、オペレーションおよび統制部門ならびに債券での増加を主因として、従業員が505名（7.1%）増加した。
- プライベート・バンクでは、ドイツでの減少を主因として、従業員が1,132名（4.0%）減少した。
- アセット・マネジメントでは、英国、ドイツおよびアジア/太平洋での増加を主因として、従業員が211名（5.2%）増加した。
- キャピタル・リリース・ユニットでは、英国での減少を主因として、従業員が73名（27.2%）減少した。
- 管理部門では、事業上重要な外部委託を行っていた役職の内部化を主な要因とするテクノロジー・データおよびイノベーション（1,168名）での増加を主因として、従業員が1,762名（5.9%）増加した。

## 退職後給付制度

当行グループは、従業員のために多数の退職後給付制度（確定拠出制度と確定給付制度の両方）のスポンサーになっている。

確定給付制度債務が2百万ユーロを超える確定給付制度をカバーしている当行グループの世界的に調整された会計処理において、当行グループのグローバル保険数理士が、各国で任命された保険数理士が行った評価をレビューしている。

財務上および人口統計上の仮定の決定に関する当行グループのグローバルな原則を適用することにより、当行グループはそれらの仮定が最善の見積りであり、不偏で相互に矛盾しないこと、および世界的に一貫性があることを確実にする。

当行グループの従業員給付制度の詳細については、連結財務諸表に対する注記33「従業員給付」を参照のこと。

#### 人材の採用

2020年度は、主にCOVID-19のパンデミックにより、従業員の自己都合退職率が低下した。2021年度の自己都合退職率は、COVID-19のパンデミック前の水準まで戻った。2022年度の労働市場の状況は大幅に厳しくなり、自己都合退職率はCOVID前の水準を上回った。ドイツ銀行は、特に米国とインドにおいて、市場での競争が極めて激しい状況に直面している。グループ・レベルの自己都合退職率は10.1%（2021年度：7.9%、2020年度：5.9%）であった。自己都合退職率が前年度比で2.2%上昇したのは主に、アジア/太平洋（2022年度：18.4%、2021年度：14.6%）および米州（2022年度：18.2%、2021年度：17.0%）での自己都合退職率の上昇によるものであった。

人材採用は当行にとって引き続き重要な優先事項である。2022年度においては、主に、成長分野（インターナショナル・プライベート・バンクやアセット・マネジメント等）のフロントオフィスの補充に注力した。また、主にインドにおけるオペレーション・センターの強化および規制関連の役割（クライアント・ライフサイクル・マネジメントや金融犯罪対応等）の需要の高まりに応じた人材の採用に注力した。

当行は、改革アジェンダの推進支援を行う大卒者の採用を戦略的優先事項として引き続き取り組んでいる。当行は2022年度に793名（2021年度：890名）の大卒者を採用した。当行はまた、ITを中心に、外部委託をしていた1,806名（2021年度：1,697名）の役割を内部化した。

#### 内部キャリア・モビリティの促進

内部モビリティは、資格要件を満たす有能な従業員を育成し定着させて、その専門知識と経験による恩恵を当行が享受し続ける上で重要な役割を果たす。当行は、従業員がスキルや経験を高められるよう、部門間のモビリティを推進している。さらに、内部モビリティは、当行の余剰人員および採用コストの削減に役立っている。

ドイツ銀行は、2022年度において、当行の内部モビリティ戦略の実行を継続し、組織内からの適切な候補者で欠員全体の3分の1を補充することを約束している。欠員は通常、まず、2週間以上グループ内で公示される。内部候補者に高い優先順位を付すことで、再構築の影響を受けた従業員が当行で新たな役割を見つける支援をしている。

2022年度には、欠員全体の27.3%（2021年度：31.0%）が内部で補充された（ポストバンクを除く。）。欠員補充にかかった期間は平均86日間（2021年度：81日間）であった。

## ダイバーシティおよびインクルージョン

ダイバーシティおよびインクルージョンは当行の価値観を構築する基礎であり、グローバル・ハウスバンクという目標の前提条件である。当行は、すべての文化、国、人種、民族、性別、性的指向、障害、信仰、背景および経験から有能な従業員を引きつけ、育成し、定着させることを目指している。当行は、誰もが歓迎され、尊敬され、傾聴され、公平に扱われていると感じ、また、貢献し、成長できるような包括的な職場環境を創り出すことによって、すべての従業員に帰属意識を感じてほしいと願っている。

2022年度を通して、当行は、女性および過小評価されているその他グループのメンバーの昇進を支援することにより、ダイバーシティ、公平性およびインクルージョンを当行の文化と従業員の慣行に組み入れることに継続的に取り組んできた。当行の取り組みには、人材の招致と採用の目標達成、より強固なキャリア計画、リーダーシップの育成、視野を広げる機会、および上級管理職によるサポートが含まれる。当行は引き続き、当行の人材に、インクルージョンの実践を身に着けさせ、人材関連の公平な意思決定の実施方法を理解させるよう努めている。

2022年度末現在、監査役会メンバーのうち6名、割合で30%（2021年度：30%）が女性であった。これは、2015年にドイツで発効した性別クォータ制に関する法律に基づき、共同決定制度の上場ドイツ企業に対する新たな法定要件である30%を満たしている。

2017年度に設定した監査役会の目標は、2022年6月30日までに、取締役会に少なくとも20%の女性メンバーを置くことである。当該目標を達成するためには、8名から12名の取締役会において2名の女性メンバーが必要となる。Christiana Riley氏とRebecca Short氏が取締役会に任命されたことで、この目標は2022年6月30日に達成された。現行のドイツの性別クォータ制に関する法律(Zweites Führungspositionen-Gesetz, FüPoG II)では、3名以上のメンバーがいる取締役会には少なくとも女性1名と男性1名を任命することが求められており、追加目標は義務付けられていない。2022年12月31日現在、当行はこの要求事項を満たしていた。

当行の35 by 25コミットメントの一環として、当行は、2025年までにマネジング・ディレクター、ディレクター、ヴァイス・プレジデントに占める女性の割合を最低35%にするという目標を設定している（アセット・マネジメントおよびキャピタル・リリース・ユニットを除く。）。当行はまた、取締役会の1階層か2階層下の階層に占める女性の割合を最低30%にすることも計画している（アセット・マネジメントおよびキャピタル・リリース・ユニットを除く。）。

当行は、組織全体で上級管理職に占める女性の割合を増やすことにコミットしているが、このコミットメントを達成するのは当行の個々の事業である。国や業態によって文化や社会的課題が異なるため、当行の各地域や事業には、それぞれ独自のダイバーシティ、公平性およびインクルージョンの取り組みがある。取締役会はこれらの目標にコミットし、当行は変化を加速化するために焦点を絞った取り組みを整備している。こうした取り組みは、人材の採用から、育成、定着、昇進に至るまで、従業員のライフサイクル全体にわたって実施されている。



## 主要従業員指数

以下は、従業員指数およびKPIの抜粋である。ドイツ銀行グループの人材に関する測定値、戦略的な人事の優先順位と業績に関する詳細は、当行の2022年度人事報告書を参照のこと。

	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在	2020年12月31日現在
女性従業員数（%、人数） <sup>1</sup>			
女性マネジング・ディレクター	20.9%	19.3%	18.4%
女性ディレクター	26.7%	25.7%	25.1%
女性ヴァイス・プレジデント	33.5%	32.8%	32.4%
女性アシスタント・ヴァイス・プレジデントおよびアソシエイツ	41.8%	41.3%	40.6%
女性非管理職	59.7%	60.4%	59.9%
女性従業員数合計	46.4%	46.6%	46.4%
年齢（%、人数） <sup>2</sup>			
15 - 29歳	15.4%	14.7%	14.9%
30 - 39歳	28.1%	28.1%	28.4%
40 - 49歳	26.7%	27.1%	27.1%
50 - 59歳	25.0%	25.7%	25.2%
59歳超	4.8%	4.5%	4.4%
パートタイム従業員（全従業員における割合）			
ドイツ	26.0%	26.8%	27.2%
欧州（ドイツ以外）、中東およびアフリカ	5.4%	5.6%	5.8%
米州	0.3%	0.3%	0.2%
アジア/太平洋	0.1%	0.2%	0.1%
パートタイム従業員合計	12.9%	13.8%	14.3%
ドイツでの研修生割合	3.5%	4.1%	4.2%
	2022年度	2021年度	2020年度
コミットメント指標	69%	71%	69%
イネーブルメント指標	73%	73%	76%
自己都合退職率			
ドイツ	3.7%	2.2%	2.6%
欧州（ドイツ以外）、中東およびアフリカ	9.7%	7.9%	5.6%
米州	18.2%	17.0%	10.1%
アジア/太平洋	18.4%	14.6%	11.3%
自己都合退職率合計	10.1%	7.9%	5.9%
健康割合（%） <sup>3</sup>	91.8%	93.1%	92.7%

1 ポストバンク（子会社を含む。）の企業内で使用される役職名は、唯一の選択肢として名目上表示されているものであり、契約の上で定義されているものでも合意されているものでもない。

2 四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

3 健康割合：100-（（病欠日総数x100）/総勤務日数）（ドイツ）。

## 財務報告に係る内部統制

### 全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（ICFR）」を確立し、維持する責任を負っている。当行グループの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が承認した国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行グループの監査役会議長および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。当行グループの財務報告に係る内部統制には、虚偽表示を防止するために整備された開示の統制および手続も含まれる。

### 財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表が原因で利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的で財務報告に係る内部統制を確立している。さらに、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行った。これは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」に基づいていた。COSOは、統制システムの整備を促進し、その妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、財務報告に係る内部統制の確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務諸表に計上されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務ならびに所有権は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、財務報告に係る内部統制も含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、財務報告に係る内部統制のための開示の統制および手続またはシステムは、すべての誤謬、過失もしくは故意による誤謬（不正）を完全には防止できない可能性がある。また、将来期間の有効性評価の予測に関しては条件の変化により統制が不十分になる、または方針もしくは手続の遵守の程度が時間の経過とともに低下するリスクにさらされる。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

### 財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

財務報告に係る内部統制システムには、以下の方針および手続が含まれる。

- 合理的な範囲で詳細、正確かつ公正に、当行の資産の取引および処分を反映する会計記録を行うこと。
- 一般的に公正妥当な会計原則に従って財務諸表を作成するために必要な取引が記録され、入金・出金取引については経営陣の承認のみにより行われていることを合理的に保証する。
- 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある当行資産の未承認の購入、使用もしくは処分を防止するまたは適時に発見することを合理的に保証する。

#### 内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は年度ごとに、財務報告に係る内部統制システムの妥当性及び有効性について正式な評価を行う。この評価は、統制環境のほか、財務報告に係る内部統制システムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因全体から、HGB第315条で要求される証拠の種類および範囲が決まる。かかる証拠は、財務報告に係る内部統制が有効に設定されているかを経営陣が評価する上で必要とするものである。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続または財務報告に係る内部統制評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣が更なる統制上の問題に気付く場合や、発見事項を裏付ける場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる場合がある。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、財務報告に係る内部統制の整備および運用の有効性について評価する。監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配付される。これらの報告書は、財務報告に係る内部統制の全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2022年12月31日現在で財務報告に係る内部統制は適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

## ドイツ商法第315a条第1項に基づく情報および説明報告書

### 授権および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、連結財務諸表注記32「普通株式」を参照のこと。

### 議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行またはその子会社は、2022年度においてポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

### 全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

### 特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

### 従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

### 取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法(第84条)およびドイツ銀行定款(第6条)により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上のメンバーで構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役は、1任期最長5年までで選任することができる。また、再任もしくは、最長5年までの任期を1期以上、延ばすことができる。ドイツ共同決定法(Mitbestimmungsgesetz、第31条)は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が取締役会に対し、1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所(Amtsgericht)が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う(ドイツ株式会社法第85条)。

ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz)および欧州中央銀行の規制(EU)第468/2014号(SSMフレームワーク規制)により、取締役の選任前に、当該メンバーが経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的経験を有する証明を、欧州中央銀行(ECB)、ドイツ連邦金融監督公社(BaFin)およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない(銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項、SSMフレームワーク規制第93条)。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会(Hauptversammlung)による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役の必要員数を満たしていない場合に、ECBまたはBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される(銀行法第45c条第1項から第3項、SSMフレームワーク規制第93条第2項)。

## 定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本からの発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役会に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

## 取締役会の株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2021年5月27日の年次株主総会において、取締役会は、2026年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2022年5月19日の年次株主総会において、取締役会は、2027年4月30日まで、決議がなされた時点または当該権限が行使された時点（価格がより低い場合）における株式資本の合計10%まで、ドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授權に基づき購入される自己株式は、いかなる時でもそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が予定した買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付を引受なければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を定めることができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授權に基づき証券取引所を通じてまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、会社の株主持分または会社の営業活動を支えるその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほか取締役会は、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび/または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、株式の新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

取締役会はまた、株式会社法第71条第1項第8号に従って購入した株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して株主の新株引受権を除外して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員もしくは執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を現金を対価として第三者に売却する権限が与えられている。当該授權は、当該授權に基づいて売却される株式数が、当該授權が有効となる時点または当該授權の行使時点（金額がより低い場合）の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、オプション権および/または転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権による転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授權に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2022年5月19日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授權に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授權に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の

最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2027年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-10%を下回ってもいない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

取締役が支配の変更の枠内で当行を退行する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

## ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行グループのウェブサイト（<https://www.db.com/ir/en/reports.htm>）および第4章「Corporate Governance Statement according to Sections 289f, 315d of the German Commercial Code / Corporate Governance Report」から入手可能である。

## 単体親会社の情報（HGB）

### はじめに

ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な構成要素である。ドイツ銀行グループの管理は、IFRSによる当行グループのコーポレート部門の実績に基づいている。ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行グループの取り組みおよび目標設定に完全に組み込まれている。当行グループの業績は、最終的にはドイツ銀行AGの業績に影響している。さらに、当行は規制自己資本に関してドイツ銀行法（KWG）第2a条に基づくオプションを適用しているため、規制自己資本比率はグループ・レベルにおいてのみ適用される。

このため、この統合マネジメント・レポートに記載されているドイツ銀行グループに関する情報は、通常ドイツ銀行AGについても関連し、該当するものである。ドイツ銀行AGの理解を促す追加情報は、本項に含まれている。本項に含まれる財務情報は、特に明記しない限り、ドイツ商法（「Handelsgesetzbuch」、HGB）に準拠して作成されている。HGBに準拠して作成された財務情報に関する詳細については、別個の報告書に含まれるドイツ銀行AGの財務諸表に対する注記に記載されている。

### ドイツ銀行AGの業績

当行グループの業績を評価するパラメータの1つに、株主に対して配当を行う能力がある。この能力は、HGBに従い決定されるドイツ銀行AGの配当可能利益に依存する。その上、HGBに準拠して作成されたドイツ銀行AGの財務情報は通常、上記の「はじめに」に記載されている事情により、当行グループの財務成績の評価または管理について概して関連性が低い。

ドイツ銀行AGは、2021年度に純利益19億ユーロを計上したのに対し、2022年度には純利益55億ユーロを計上した。営業損益は217百万ユーロの損失で、金利水準の上昇によって生じた複数のプラスとマイナスの影響およびウクライナでの戦争の結果、昨年比で338百万ユーロ減少した。金利水準の上昇は、純利息収益の増加およびトレーディング損益の改善をもたらすが、年金資産や流動性準備金の有価証券の評価額の低下にもつながる。ウクライナでの戦争によって増大した不確実性は、特定のサービスに対する顧客の需要の減少および信用リスク引当金の増加につながった。管理費はほぼ横ばいであった。

営業損益外の利益は、過年度の減損を一部戻入れたことを主因とする関連会社に対する投資の評価調整として純額42億ユーロのプラス計上が主な項目である。これに加え、18億ユーロの法人所得税ベネフィットも55億ユーロの純利益に寄与した。

取締役会および監査役会は、1株当たり0.30ユーロの配当を支払い、利益剰余金に25億ユーロを繰り入れ、残りの分配可能利益を繰り越すことを年次株主総会で提案する予定である。

## 損益計算書

## 要約損益計算書

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	増 減	
			百万ユーロ	%
利息収益 <sup>1</sup>	23,911	12,959	10,952	85
配当等収益 <sup>2</sup>	1,840	1,443	398	28
総利息収益	25,751	14,402	11,350	79
利息費用	15,550	5,369	10,181	190
純利息収益	10,201	9,033	1,169	13
手数料収益	8,767	9,052	-285	-3
手数料費用	2,672	2,240	431	19
純手数料収益	6,095	6,811	-716	-11
トレーディング純損益	2,898	1,266	1,633	129
このうち、ドイツ商法第340e条に基づく トレーディング関連特別準備金戻入益	0	0	0	N/M
収益合計	19,195	17,110	2,085	12
賃金および給料	4,687	4,758	-71	-1
強制社会保険拠出金 <sup>3</sup>	2,032	1,246	786	63
人件費	6,720	6,005	715	12
その他の管理費用 <sup>4</sup>	9,788	10,419	-631	-6
管理費用	16,508	16,424	83	1
その他の営業収益 / 費用の差額	-1,308	-560	-748	134
リスク引当金	1,596	4	1,591	N/M
営業利益	-217	121	-338	N/M
その他の収益 / 費用の差額	3,816	-658	4,474	N/M
特別損益	95	-145	240	N/M
一般的銀行業リスクのための資金への取崩 / (繰入)	0	2,200	-2,200	N/M
税引前純利益	3,694	1,518	2,176	143
税金	-1,813	-400	-1,412	N/M
純利益 (損失)	5,506	1,919	3,588	187
前期繰越利益	562	0	562	N/M
資本準備金の取崩	0	0	0	N/M
利益剰余金への繰入	2,500	950	1,550	163
- その他の利益剰余金	2,500	950	1,550	163
配当可能利益	3,569	969	2,600	N/M

N/M - 表記するに値しない。

- 貸出および短期金融市場業務、固定利付有価証券ならびに政府登録債による収益。
- 株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分ならびに関係会社に対する投資（利益移転契約を含む。）による収益。
- 年金およびその他の従業員給付費用を含む。
- 有形固定資産および無形資産の減価償却を含む。



純利息収益は2022年度に12億ユーロ増加して102億ユーロとなった。配当等収益は、関連会社からの拠出により398百万ユーロ増加した。利息費用控除後の貸出および有価証券からの純利息収益は769百万ユーロ増加し、これは主に金利環境の有利な影響によるものであった。

純手数料収益は、発行市場取引の低迷を反映して証券事業からの純手数料収益が378百万ユーロ減少したことを主因として、前年度から716百万ユーロ減少して61億ユーロとなった。

2022年度のトレーディング純損益は、前年度から16億ユーロ増加して29億ユーロとなった。この増加は主に市場取引の継続的な増加および堅調な顧客フローによるものであった。

人件費は2021年度から715百万ユーロ増加して67億ユーロとなった。これは主に確定給付制度費用の増加によるものであった。

#### 従業員の地理的内訳（フルタイム換算）

従業員数（フルタイム換算） <sup>1</sup>	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在	増減
ドイツ	22,201	21,589	+612
欧州（ドイツを除く）	7,522	7,703	-181
米州	447	454	-7
アフリカ/アジア/オーストラリア	5,115	5,113	+2
合計	35,285	34,859	+426

<sup>1</sup> 従業員数（フルタイム換算）=パートタイム従業員（見習生および研修生を除く。）数を労働時間の比に応じて調整した後の合計人数。

ドイツの従業員数の増加は、主にロシアからの従業員の異動によるものであり、主にプライベート・バンクにおける再構築施策の実施によって一部相殺された。ドイツを除く欧州では主に英国で従業員数が減少した。

その他の管理費用は、2021年度の104億ユーロから631百万ユーロ減少して、2022年度は98億ユーロとなった。有形固定資産および無形資産の減価償却および償却を除いたその他の管理費用は、541百万ユーロ減少して86億ユーロとなった。この推移は主に、IT機器に係る費用が351百万ユーロ減少したこと、および建物に係る費用が132百万ユーロ減少したことによるものであり、銀行税が179百万ユーロ増加したことにより一部相殺された。2022年度の有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却は、90百万ユーロ減少して11億ユーロとなった。

その他の営業収益/費用の差額は、2021年度の560百万ユーロの費用から、2022年度は13億ユーロの費用となった。この推移は主に、年金制度資産に係る純費用および従業員関連引当金が10億ユーロ増加したことによるものであり、民事上の損害賠償、違約金および罰金の費用が156百万ユーロ減少したことにより一部相殺された。

2022年度において、信用関連リスク引当金の変動および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金純額の合計は、2021年度から16億ユーロ増加して16億ユーロとなった。この推移は貸出業務におけるリスク引当金が710百万ユーロ増加したこと、および流動性準備金において保有する有価証券の損失が881百万ユーロ増加したことに起因していた。貸出業務におけるリスク引当金の推移は、ウクライナにおける戦争を背景としたマクロ経済のより厳しい状況を反映しており、これに対して2021年のリスク引当金はCOVID-19関連の制限緩和に伴う景気回復の恩恵を受けていた。流動性準備金において保有する有価証券の純損失は、2022年度に金利水準が大幅に上昇し、評価額が下落したことに起因した。この評価損は、流動性準備金において保有する有価証券に対する経済的ヘッジ手段である金利スワップからの11億ユーロの決済益により一部相殺されている。

その他の収益/費用の差額は、関係会社に対する投資の評価調整、有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却、ならびに損失引受による費用により、38億ユーロの利益（2021年度：658百万ユーロの損失）となった。

関係会社に対する投資の評価調整純額は42億ユーロの利益（2021年度：298百万ユーロの損失）となり、主に米国における1件の投資に関連していた。この投資については、当行の米国事業において業績が堅調に推移していることを反映して、将来の収益性に関する見通しが継続して改善されていることに基づき、過年度に計上された減損を一部戻入している。

さらに、2022年度の有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却は92百万ユーロであり、主に備品および設備に関連していた（2021年度：216百万ユーロ）。過年度の減損は、主に自社開発したソフトウェアに関連していた。

損失引受による費用は281百万ユーロ（2021年度：145百万ユーロ）であった。

特別利益および特別損失の純額は、特別利益95百万ユーロ（2021年度：特別損失145百万ユーロ）であった。

当年度において、ドイツ商法第340g条に従い一般的銀行業リスクのための資金は、前年度に22億ユーロの一部取崩しを行った後に変動はなかった。

当行は、前年度においては法人所得税ベネフィット400百万ユーロを計上したのに対し、2022年度においては法人所得税ベネフィット18億ユーロを計上した。当年度の法人所得税ベネフィットは、主に繰延税金資産の認識および測定の変更ならびに非課税所得によるものであった。

ドイツ銀行AGは、2021年度に純利益19億ユーロを計上したのに対し、2022年度には純利益55億ユーロを計上した。

利益剰余金が25億ユーロ増加し、2022年度の配当可能利益は36億ユーロとなった。当行は、1株当たり0.30ユーロの配当を年次株主総会で提案する予定である。これにより、基準日における発行済株式数に応じて、配当可能利益が最大で612百万ユーロ減少することになる。また、追加で25億ユーロを利益剰余金に繰り入れ、残りの配当可能利益を繰り越すことも提案される予定である。

#### 貸借対照表

単位：百万ユーロ	2022年12月31日	2021年12月31日	増減	
	現在	現在	百万ユーロ	%
<b>資産</b>				
銀行および顧客に対する債権 (中央銀行預け金および公共部門事業体の負債性金融商品を含む。)	694,455	666,732	27,722	4
関係会社に対する参加持分および投資	30,927	26,519	4,407	17
債券、その他の有価証券および株式	70,912	60,479	10,433	17
トレーディング資産	234,670	246,705	-12,036	-5
その他の資産	21,379	19,673	1,706	9
資産合計	1,052,343	1,020,109	32,234	3
<b>負債および株主資本合計</b>				
銀行および顧客に対する負債	673,859	644,803	29,056	5
証券形態の負債	87,090	79,681	7,409	9
トレーディング負債	178,394	197,069	-18,675	-9
引当金	7,457	5,972	1,485	25
株主資本	39,625	34,913	4,712	13
劣後負債、資本参加権、その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品、一般的銀行業リスクのための資金	24,747	21,333	3,414	16
その他の負債	41,171	36,338	4,833	13
負債および株主資本合計	1,052,343	1,020,109	32,234	3

ドイツ銀行AGの総資産は、2022年12月31日現在10,520億ユーロとなった。2021年12月31日現在からの3%の増加は主に、銀行および顧客に対する債権（中央銀行預け金および公共部門事業体の負債性金融商品を含む。）によるものであった。正味の増加は主に、銀行および顧客に対する負債の増加によるものであった。

貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）

単位：十億ユーロ	2022年12月31日 現在	2021年12月31日 現在	増減	
			十億ユーロ	%
顧客に対する債権	434	421	13	3
残存期間：				
5年以内 <sup>1</sup>	318	305	13	4
5年超	116	116	0	0
銀行に対する貸出金	48	43	5	12
残存期間：				
5年以内 <sup>1</sup>	36	34	2	7
5年超	12	9	3	32
合計	482	463	18	4

1 要求払および無期限のものを含む。

貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）は、185億ユーロ（4%）増加して4,818億ユーロとなった。この推移は主に、顧客に対する債権が134億ユーロ（3%）増加し4,340億ユーロとなったこと、および貸出金総額で報告される銀行に対する貸出金が51億ユーロ（12%）増加し478億ユーロとなったことによるものである。

トレーディング以外の銀行に対する債権（貸出金を除く。）は、2021年12月31日現在から935億ユーロ増加して1,728億ユーロとなった。

当行の有価証券ポートフォリオ（トレーディング資産を除く。）は、主に債券の増加により104億ユーロ増加して709億ユーロとなった。

トレーディング資産は、2021年12月31日現在から120億ユーロ（5%）減少して2,347億ユーロとなった。これは主に、トレーディング債権が212億ユーロ（22%）減少し732億ユーロとなったこと、ならびにトレーディング証券が94億ユーロ（13%）減少し645億ユーロとなったことに起因しており、トレーディング・デリバティブ金融商品のプラスの時価が184億ユーロ（24%）増加し963億ユーロとなったことにより一部相殺された。

関係会社に対する投資は、44億ユーロ増加して308億ユーロとなった。この増加は、44億ユーロの評価増と為替換算による3億ユーロのプラスの影響に起因しており、3億ユーロの評価減により一部相殺された。4億ユーロの増資は、同額の資本の返還によって相殺された。

銀行に対する負債、顧客に対する負債および証券形態の負債に関する詳細は以下の表に示されている。

## 負債の内訳

単位：十億ユーロ	2022年12月31日 現在	2021年12月31日 現在	増減	
			十億ユーロ	%
銀行に対する負債	149	152	-3	-2
要求払	64	58	6	10
契約期限または通知期限付	85	94	-9	-9
顧客に対する負債	525	493	32	7
貯蓄預金	60	62	-3	-4
その他の負債				
要求払	345	334	11	3
契約期限または通知期限付	121	97	24	24
証券形態の負債	87	80	7	9
発行債券	84	77	7	9
証券形態のその他の負債	3	3	1	29
このうち：短期金融市場証券	3	2	1	48

トレーディング負債は、2021年12月31日現在から187億ユーロ（9%）減少して1,784億ユーロとなった。これは主に、トレーディングに適格なその他の負債が214億ユーロ（28%）減少し557億ユーロとなったこと、および有価証券（ショート・ポジション）が74億ユーロ（16%）減少し377億ユーロとなったことに起因しており、トレーディング・デリバティブ金融商品のマイナスの時価が102億ユーロ（14%）増加し850億ユーロとなったことにより一部相殺された。

その他Tier 1規制上の自己資本に関する商品は、前年度の86億ユーロに対し、90億ユーロとなった。対前年比の変動は、2022年度に新たに発行されたAT1商品および外国為替の影響に関連している。

ドイツ銀行AGの株主資本は、396億ユーロとなった。47億ユーロの増加は主に、2022年度の配当可能利益およびその他の利益剰余金の増加によるものである。

過年度と同様、当行は、規制自己資本に関して、ドイツ銀行法（KWG）第2a条のもとで利用可能なオプションを利用しており、ドイツ銀行グループのみに関する自己資本要件を表示している。

要約：当行は安定的な資金調達、高い流動性基盤および当行グループ資本の基盤となる強固な規制自己資本を維持した。詳細については、リスク・レポートの「流動性リスクおよび資本規制」の項を参照のこと。

## グループの中でのドイツ銀行AGの管理

本章の内容は本年次報告書のグループに係る各項、特に「リスク・レポート」、「見通し」、「リスクおよび機会」および「財務報告に係る内部統制」と併せて読むべきものである。

### リスク管理

ドイツ銀行AGに対するリスクの影響は、ドイツ銀行の他の法人企業に対する影響と切り離せない。主に以下の理由による。

- コーポレート部門を含め、当行グループの管理構造は、顧客のニーズに沿ったものになっている。法的な構造は現地の法令によって決定されるため、当該管理構造に沿ったものになるとは限らない。例えば、ある国における当行グループの業務がドイツ銀行AGの支店として扱われるか別個の子会社として扱われるかが、現地の法令によって決まることもある。しかし経営陣は、それが支店扱いとなるか子会社扱いとなるかに関わりなく、当行の業務におけるリスクを監視しなければならない。
- 適切なリスク監視とリスク管理のためには、当行グループの利益状況が一定のリスク要因、例えば、個々の顧客や証券発行体の信用度または市場価格の変動にどの程度まで依存しているかに関する知識が必要である。したがって、各エクスポージャーの分析は、法人企業を超えて行う必要がある。特に、ある借手についての信用リスクに関しては、ある会社への信用エクスポージャーがいくつかのグループ会社にまたがっているかドイツ銀行AG一行に集中しているかは、意味を持たない。ドイツ銀行AGに影響するリスクのみを別途監視すれば、その会社が支払不能に陥った場合に当行グループの直面する、また間接的には親会社であるドイツ銀行AGの直面する潜在的エクスポージャーを見逃すことになる。
- 個々のリスク要因は、相関関係を有する場合もあれば、互いに独立している場合もある。この相関関係の性質や範囲を見積ることができれば、当行グループの経営陣は、各顧客グループ、各発行体、各国にわたって業務を分散することにより、全体的なリスクを大幅に削減することができる。このリスク相関関係もまた、グループの法的構造および部門構造とは無関係である。したがって経営陣は、グループ全体にわたり法人企業を超えてリスク管理をしなければ、分散によるリスク軽減効果を最大限に生かすことはできない。

上に述べた理由から、ドイツ銀行AGのすべてのリスクの識別、監視および管理は、グループ全体のリスク管理プロセスに統合されている。当行グループの方針により、ドイツ銀行AGは、法令上および規制上の要件をすべて遵守している。

ドイツ銀行AGの流動性カバレッジ比率（LCR）は、2021年12月31日現在では121%であったのに対し、2022年12月31日現在は130.8%である。安定調達比率（NSFR）は、2021年12月31日現在の109%から横ばいで、2022年12月31日現在109%である。どちらの比率も、ドイツ銀行AGにおける適切な流動性レベルおよび安定した資金調達を確保するために別個に算出されている。

### 見通しおよび戦略

ドイツ銀行AGは、当行グループの親会社として、個々のグループ部門の戦略および計画を定めている。ドイツ銀行AGは、自己の業務および子会社からの利益配分を通じてグループ部門の業績に関与している。したがって、当行グループの見通しはすべてのグループ部門を包含しており、親会社に限定されていない。加えて、主要な財務指標はグループ・レベルでのみ定められている（配当可能利益の金額を除く。）。

## リスクおよび機会

### リスク

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、当行グループと比較して、追加的なリスク、すなわち、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づくグループ財務諸表よりも大きな損失となるリスクに直面している。これに関して、以下の項目は重大なリスクを伴う。

- 地域の政治・経済環境、地域の規制要件の増加、再編または上場株式の株価の変動によってもたらされる、関係会社への投資の潜在的な評価調整。
- ドイツ商法第253条第2項に基づき平均金利で割り引くことによって金利水準が上昇したにもかかわらず、長期引当金（とりわけ年金債務）の増加。
- 特に、金利水準が上昇している環境下での制度資産のマイナスの評価調整。上記の評価手法のために、金利が上昇した場合、年金債務の減少による相殺効果がない可能性があることによる。
- 利付銀行勘定が予想される信用リスクのコストと管理費用をカバーするのに十分な金利マージンを生じさせない場合、ドイツ会計基準書IDW RS BFA 3に基づき引当金を設定する潜在的な要件。長引く低金利環境とHGBに基づくAT1商品に係るクーポンの支払いの費用としての処理によって、当該リスクが増加する。

さらに、関係会社からの収益または利益剰余金により、ドイツ銀行に十分な配当金支払を行うことができず、そのためにドイツ銀行AGが予定したとおりの配当金支払をできない可能性があるというリスクがある。

### 機会

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、当行グループと比較して、追加的な機会、すなわち、過年度にIFRSに基づく損益計算書において認識し得る実現利益のように、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づき当行グループが得られるよりも利益が得られるような方法で報告される場合がある。

加えて、親会社としてのドイツ銀行AGは、関係会社からの分配される利益が増加することにより、ある年度で当行グループの純利益への貢献より高い収益を示す可能性がある。

### 財務報告に係る内部統制

IFRSに基づく当行グループの年次報告書に関して実行される統制は、HGBに基づく当行の財務諸表にも同様に適用されている。これらの統制に加え、以下を含む特定のHGB関連の統制が実施される。

- HGB特有の残高について実施される、支店間の調整および消去。
- 国外の支店およびドイツの本社レベルのIFRSとHGBとの間の再評価および再分類項目の分析的レビュー。

### ドイツ銀行AGの非財務諸表

ドイツ商法（HGB）の第340a条第1a項および第289b条第3項に基づく詳細は、<https://investor-relations.db.com/reports-and-events/annual-reports/>に開示されている統合非財務報告書に記載されている。

## 平等な待遇および報酬に関する報告書

ドイツ報酬透明性法（Entgelttransparenzgesetz）第21条および第22条に基づき、また、労働協約に拘束される事業主として、ドイツ銀行AGは、男女の平等な待遇を促進し男女の平等な賃金を確立するための取り組みについてを、5年ごとにマネジメント・レポートの付属書類として報告する義務がある。ドイツ銀行AGはまた、これらの取り組みの効果についても報告する必要がある。最初の報告書は、2017年に発行した2016年度に係るマネジメント・レポートの付属書類として作成された。年次財務諸表およびマネジメント・レポートとは異なり、5年間の取り組みの変遷は前述の法令の要件に従って表示される。

### 男女の平等な待遇を促進するための取り組み

ドイツ銀行AGは、報告対象期間である2017年度から2021年度まで継続して、女性管理職の支援を含む企業戦略および人事戦略の一環として、「ダイバーシティー、公平性およびインクルージョン」の活動を進めてきた。

当行のサステナビリティ戦略（ESG）の一環として、また、ドイツの性別クオータ法に従い、2021年5月、取締役会は、取締役会の下での2つの管理職階層に占める女性の割合に関する目標を上向きに更新した。当行は、2025年12月31日までに取締役会の1階層が2階層下の階層に占める女性の割合を最低30%とすることを計画している。ドイツ銀行は、法定の要件に加え、2011年度以降、リーダーシップに占める女性の割合についてグループ全体の目標を設定している。また、取締役会は、リーダーシップに占める女性の割合について、当行の自主的な目標を刷新した。「35 by 25」と呼ばれる当行の目標の一環として、2025年までに、ドイツ銀行AGのマネジング・ディレクター、ディレクターおよびヴァイス・プレジデント全体に占める女性の割合を最低35%とすることとした。これらの目標は、取締役会およびグループ・マネジメント委員会による「バランス・スコアカード」評価の一部となっている。

ドイツ銀行AGは、人材の獲得、開発および昇進のための様々な取り組みを行っており、全従業員のライフサイクルに影響を与え、組織内での機会均等を推進している。これらの取り組みには以下が含まれる。

- 日々の行動に影響を与え、測定可能な影響を達成するために設計された、5つの主要なグローバル・イニシアチブについて、取締役会およびグループ・エグゼクティブ委員会のメンバーからの目に見えるサポート。ドイツについては特定のアジェンダが設定されており、ドイツ・マネジメント委員会が定期的に議論され、必要に応じて調整されている。
- 当行内部の「女性グローバル・リーダー」（Women Global Leaders）および「実績あるトップ・リーダー育成戦略」（Accomplished Top Leaders Advancement Strategy）プログラムは、パフォーマンスの高いディレクターおよびマネジング・ディレクターの女性がより広範な責務を任せられ、明確な昇進機会を与えられることをサポートしている。
- 女性幹部を対象としたグローバルな社内ネットワークである「シュナイダー・レネ・カドレ（Schneider-Lenné Cadre）」は、組織の最上位階層でのダイバーシティー、公平性およびインクルージョンを持続的に推進することを目的としている。シュナイダー・レネ・カドレのネットワークのメンバーは、カルチャーの変化を促進し、当行全体の人材をサポートする。
- すべての職位のパフォーマンスの高い女性が、リーダーとして活躍し、専門職としての新たな責任を果たせるように設計された、部門横断的なグループ全体のコーチングおよびメンタープログラム。
- 全スタッフ、特に管理職向けの、無意識の偏見への対処法に関する研修およびコミュニケーション・フォーマット。
- テクノロジーやデータ・イノベーションの分野や、新卒者等を対象とした、ドイツ銀行AGに女性人材を採用するためのキャンペーン。
- 「ダイバーシティー、公平性およびインクルージョン」の原則を、人事プロセスに体系的に統合する。これには、採用、昇進、定期的な報告、ならびに新任管理職から経験豊富な管理職まで、あらゆるレベルの管理職を対象とした幅広い研修や情報提供機会が含まれる。

また、こうした活動や取り組みは、より広い意味で、従業員のワークライフバランスを幅広く支援するものである。例えば、育児や介護といった家庭での義務に対する支援、福利厚生、勤務時間・勤務場所を考慮した柔軟な働き方、有給休暇取得の機会、育児休暇から就職・復職する親へのコーチングといった、具体的なニーズに応じたプログラムを実施している。

ドイツ銀行AGは、管理職に占める女性の割合に関して進歩を遂げており、また、女性のためのトップ事業主として度々表彰されている。実施された様々な活動や取り組みのプラスの効果は、ドイツ銀行AGの管理職に占める女性の割合の増加に反映されている。

2017年度から2021年度1までの報告期間におけるドイツ株式会社法第96条第2項、第111条第5項および第76条第4項に準拠したドイツ銀行によるドイツ法定性別クオータの実施

	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度
ドイツ銀行AGの監査役会に占める女性の割合	30.0%	30.0%	35.0%	35.0%	35.0%
ドイツ銀行AGの取締役会における女性の人数	2	1	0	2	3

ドイツ銀行AGの取締役会の1階層下の管理職階層における女性の割合	20.0%	20.0%	19.7%	20.8%	18.0%
ドイツ銀行AGの取締役会の2階層下の管理職階層における女性の割合	27.5%	23.9%	19.5%	20.9%	19.6%

1 すべての数値は、各報告年度における12月31日現在の数値を表す。

グループ全体の活動、取り組みおよび指標の詳細については、2017年度から2021年度までの当行の包括的な人事レポートを参照のこと。

#### 男女の平等な賃金を確保するための取り組み

ドイツ銀行AGの従業員の報酬総額は、主に基本報酬と変動報酬から構成されている。基本報酬は、主に従業員のタスク、責任、資格および経験に基づいて測定される。多くの場合、基本報酬は、団体交渉協定等の団体協約、企業の合意またはその他の職務明細書に基づくものである。これらの明細書により、従業員の職務の種別、関連する基本給およびその後の昇給が決定される。これらの協定や明細書は、男女の平等な賃金の基礎となるものである。

2017年度以降、グローバルで適用可能な新たな報酬体系が、労働協約適用対象の従業員にも適用されるようになった。これは当初、2016年度に労働協約適用対象外の従業員に導入されたものである。職階および事業分野別の固定報酬と変動報酬の比率について、全従業員に適用される参照レートを導入することで、より透明性の高い報酬アプローチを実現している。さらに、変動報酬に適用されるグループで統一された一定の率を用いることで、従業員に当行の財務成績が平等に反映される。グループ変動報酬の導入により、個人の報酬総額に対する個人の裁量変動報酬の割合が全体的に低下した。これらの取り組みにより、不平等な待遇の可能性が著しく抑えられる。

その後、このアプローチは継続的に改良されてきた。このような背景から、当行は、従業員の職務と報酬との関連性を一層高め、その関係性をより透明性の高いものとするよう努めてきた。2020年度には、労働協約適用対象外の従業員を対象とした職務ベースの報酬アプローチが導入され、各職務に特定の固定給レンジが割り当てられた。

2020年度において、Privat- und Firmenkunden AGとドイツ銀行AGの合併により、当行の従業員グループは、旧ドイツ・ポストバンクAGの報酬制度の対象となる従業員にも拡大された。これらの従業員の大半はドイツ・ポストバンクAGの団体賃金契約の対象となる一方、労働協約適用対象外の従業員の賃金は一般的な労働協約の対象となる。対象となる公務員の給与は、連邦給与法に基づいている。

詳細については、2017年度から2021年度までの当行の包括的な人事レポートを参照のこと。

#### 統計

ドイツにおけるドイツ銀行AGの平均従業員数（外国支店を除く。）

	2021年度	2020年度 <sup>1</sup>	2019年度	2018年度	2017年度
女性	12,816	10,459	4,973	5,091	5,198
フルタイム	6,800	5,709	3,133	3,232	3,320
パート	6,016	4,750	1,840	1,859	1,878
男性	12,810	11,027	7,018	7,227	7,325
フルタイム	12,127	10,479	6,784	6,962	7,076
パート	683	548	234	265	249

1 旧DB Privat- und Firmenkundenbank AGの従業員は、2020年5月の合併以降の平均従業員数に含まれている。

[次へ](#)



## 報酬報告書

### はじめに

2022年度の報酬報告書において、ドイツ銀行グループの詳細な報酬情報を提供している。

### 取締役および監査役の報酬報告書

2022年度の取締役および監査役の報酬報告書は、ドイツ株式会社法第162条に基づき、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（以下「ドイツ銀行AG」または「当行」という。）の取締役会ならびに監査役会が共同で作成したものである。報酬報告書は、ドイツ銀行の取締役および監査役の報酬制度の基本的な特徴を記述し、2022年度にドイツ銀行が現取締役、元取締役、現監査役および元監査役にそれぞれ付与した報酬および支払うべき報酬に関する情報を提供している。

本報酬報告書は、特に、ドイツ株式会社法第162条および銀行の報酬制度監督要件に関する規則（*InstitutsVergV*）の現行の法規制要件を満たし、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード（*GCGC*）に規定される勧告が考慮されている。また、資本市場志向の企業の会計規則（ドイツ商法（*HGB*）、国際財務報告基準（*IFRS*））の適用要件や、持続可能な取締役報酬制度のワーキング・グループが公表したガイドラインにも準拠している。

### 従業員の報酬報告書

本報酬報告書の本項目は、ドイツ銀行グループの従業員に適用される報酬制度および報酬構造に関する情報を開示している。本報酬報告書は、グループの報酬フレームワークの詳細な情報を提供しており、2022年度の変動報酬の決定について記載している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関する規制（*Institutsvergütungsverordnung - InstVV*）に基づき特に重要なリスク・テイカー（*MRT*）として識別された従業員の報酬に関する定量的情報開示も含まれる。

## 取締役の報酬

### 取締役報酬の原則

#### 取締役報酬の設定および見直しに関する責任および手続

監査役会は、その全体として、報酬制度の設計に関する意思決定、ならびに各取締役の報酬額および報酬手続の設定に対する責任を有する。報酬統制委員会は、監査役会の任務である報酬制度の実行に係る設計および監視を支援し、監査役会の決議案を作成する。必要に応じて、報酬統制委員会は、報酬制度を調整するよう監査役会に提言する。重要な変更があった場合、または少なくとも4年ごとに、ドイツ株式会社法第120a条第1項に従い、取締役の報酬制度に対する承認を得るために株主総会に提案される。報酬制度は、直近では2021年度株主総会において過半数の97.76%をもって承認された。

承認された報酬制度に基づき、監査役会は、各取締役の職務責任の範囲と複雑性、取締役会での取締役としての就任期間ならびに当行の財務状況を考慮し、各事業年度における各取締役の目標報酬総額を設定する。その過程で、監査役会は、一般的な市場報酬を考慮し、また水平比較と垂直比較の双方に基づき、報酬総額（最大報酬）の上限を設定する（追加情報は「取締役報酬の適切性および設定された最高報酬額の遵守状況」の項に記載されている。）。

#### 指針原則：取締役報酬と企業戦略との整合性

ドイツ銀行は、経済成長と社会的発展を促進することにより、顧客、従業員、投資家および社会全般に積極的に貢献することを目指している。ドイツ銀行は、顧客にソリューションを提供し、顧客による価値創造の促進に積極的に貢献したいと考えている。このアプローチは、ドイツ銀行の競争力、収益性、強固な資本および流動性ポジションに基づく業務遂行を行うことも意図している。ドイツ銀行は、リスクと収益を適切に連動させる企業文化にコミットしている。

バランスのとれたビジネス・モデル、健全なリスク管理および強固なバランスシートを伴う安定的かつ有望な基盤を礎に、ドイツ銀行は2022年3月のインベスター・ディープ・ダイブ（Investor Deep Dive）において、持続可能で収益性の高い成長を目標とする、2025年度までの当行グループの戦略の概要を説明した。目標は年間3.5%から4.5%の収益成長である。同時に、投資余力を確保し、オペレーショナル・レバレッジを改善するため、コスト規律の維持にコミットする。目標は、2025年度までに費用収益比率を62.5%未満に引き下げると同時に、10%超の魅力的な有形株主資本利益率を生み出すことである。資本配分の目標は、配当と自己株式の買戻しを組み合わせることにより、2025年度以降、配当性向50%を達成することである。当行は、働き方を変え、さらに革新的で、そして選ばれる雇用主であり続けるために、引き続き経営および統制に注力し、明確な経営アジェンダに従う。

株主の利益のために、取締役報酬の制度は、ドイツ銀行の事業戦略および持続可能かつ長期的な発展に沿ったものであり、設定された目標を一貫して達成するための適切なインセンティブを提供する。固定および変動報酬項目からなる報酬総額の構成、短期および長期的期間にわたる業績の評価、ならびに関連する挑戦的な業績パラメータの検討を通じて、グループ戦略の実行およびグループの持続可能かつ長期的な業績との整合性に対して明確かつ理解しやすい方法で報酬が付与される。したがって、目標と目的の構造は、財務的および非財務的パラメータと指標のバランスのとれた組み合わせからなる。

報酬制度の構造を通じて、取締役は、過度のリスクを負うことなく、ドイツ銀行の戦略と結びついた目標と目的を達成し、個々に、またチームとして、ドイツ銀行の長期的かつ前向きな発展に向けて邁進するよう動機づけられている。したがって、監査役会は、株主の利益に沿った報酬と業績との間に常に強い関連性（成果報酬関連性）があることを確認している。

## 報酬原則

報酬制度の設計および個々の報酬額の評価は、以下に要約される報酬原則に基づいている。この観点から、監査役会は決議を採択する際には、これらを考慮する。

企業戦略	取締役報酬の制度はドイツ銀行の戦略と密接に結び付いており、その結果、不均衡なリスクをとることなく、戦略の遂行と当行グループの長期的かつ前向きな発展に取り組むことに重点を置いている。
株主の利益	報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また報酬の配分および付与の方法を構築する際には、株主の利益が常に考慮される。
個人および全体の目標	個人、部門および全体の目標の設定は、取締役が責任を負うそれぞれの業務部門、管理部門または地域の持続的かつ長期的な発展のみならず、集合的な経営体としての取締役会のパフォーマンスを促進する。
長期的な観点	ドイツ銀行の業績との長期的な結び付きは、短期目標に比べて長期目標の割合を大きく設定し、変動報酬を繰延形式でのみ付与し、そのほとんどを最長7年間の権利確定および保有期間を有する株式に基づく報酬として付与することによって確保されている。
持続可能性	ドイツ銀行の環境・社会・ガバナンス（ESG）戦略に沿った目標は、責任ある行動をとるインセンティブとなり、持続可能性の観点からも、ドイツ銀行の長期的な業績に重要な貢献を果たす。
適切性および上限（キャップ）	報酬額の適切性は、同業他社との水平比較および従業員間の垂直比較に基づく報酬の見直しならびに達成可能な変動報酬および最高報酬額に対する適切な上限設定によって確保されている。
透明性	組織における不必要な複雑さを回避し、また、明確かつ理解しやすい報告を通じて、報酬制度の透明性は投資家や社会からの期待と規制要件に従って向上する。
ガバナンス	報酬制度の構築および個々の報酬を決定するための評価は、規制および法令要件のフレームワークの範囲内で行われる。

## 2022年度の報酬関連の進展

## 2022年度における事業展開および取締役報酬と企業戦略との整合性

取締役の報酬は、ドイツ銀行の戦略目標と密接に連動している。各取締役と合意した個人目標および全体目標ならびに2022年度の評価パラメータはすべて、期首に報酬統制委員会で議論され、その後、監査役会で決議された。これらの目標は、当行グループの戦略的改革を全体的に推進している。2023年度期首に決定された2022年度の目標の達成度は、個人目標がどの程度達成され、当行の業績に貢献したかを反映している。

過去3年半にわたり、ドイツ銀行は経営陣の下で改革を遂げることができた。中核となる強みに改めて注力することにより、当行は大幅に収益性を高め、バランスを改善し、コスト効率を高めた。この戦略を規律ある形で実行した結果、当行は、極めて厳しい状況下でも顧客を支援することができ、強固なリスク規律と健全な資本管理によりレジリエンスを証明してきた。

2022年度末時点において、税引前利益は56億ユーロに達した。これは前年度比65%の増加で、15年間で最高の業績となった。税引後有形株主資本利益率は9.4%に上昇した。収益は、顧客ビジネスの増加を背景に、7%増加して272億ユーロとなった。同時に、ドイツ銀行はコストをさらに5%、204億ユーロまで削減した。費用収益比率は通年で85%から75%に低下した。

2022年度のすべての事業セグメントの収益性を反映して、コーポレート・バンクとプライベート・バンクが最も重要な成長ドライバーとなり、それぞれ23%と11%の収益増加となった。両部門とも過去最高の利益を達成した。2022年度において、コーポレート・バンクの純収益は前年同期比で23%増の63億ユーロ、純利息収益は39%増、手数料およびフィー収益は7%増となった。プライベート・バンクの純収益は前年同期比で11%増の92億ユーロであった。インベストメント・バンクの債券および為替が継続して好調であったことにより、昨年のオリジネーションおよびアドバイザーの減速を十分に補い、収益は4%増加した。アセット・マネジメントの収益は4%減の26億ユーロであったが、ほぼすべての主要市場で見られたような急激な落ち込みはなかった。

2022年度の業績には、ドイツ銀行の改革への取り組みの効果が表れている。当行は中核事業における収益の成長を達成し、コスト削減を継続した。リスク引当金は、厳しい環境にもかかわらず目標値に沿ったものとなった。バランスシート上のリスク圧縮に注力することにより、強固な自己資本比率に貢献し、キャピタル・リリース・ユニットの移行完了は改革の実行における主要なマイルストーンとなった。

個人目標は短期項目（短期報奨（STA））にまとめられており、目標変動報酬総額の40%を占めている。監査役会は、2022年度におけるこれらの項目の達成度を105.69%から127.54%に決定した。全体の組織としての取締役会の成果は、目標変動報酬総額の60%を占める長期項目（長期報奨（LTA））に反映される。全体として、2022年度のみに基づく全体目標の達成度は86.29%であった。この達成度は、2022年度に付与される長期報奨の60%を占めており、30%は2023年度、10%は2024年度に対するものである。過年度における達成度（2021年度から30%、2020年度から10%）も2022年度の長期報奨に影響し、2022年度における同項目の達成度は、3事業年度の加重達成度に基づき79.60%となった。個人の達成度の詳細については、「事業年度における報酬制度の適用」の表題で本報告書の概要として記載している。

#### 2022年度における取締役の変更および報酬の決定

Stuart Lewis氏は、2022年5月19日の株主総会日付で、取締役兼最高リスク責任者を退任した。同氏の後任であるOlivier Vigneron氏が2022年5月20日付で任命された。Olivier Vigneron氏は、ドイツ銀行のシニア・グループ・ディレクター（Generalbevollmächtigter）として、2022年3月1日付で業務を開始していた。そのため、最高リスク責任者の任務と責任を円滑に移行することが可能であった。

2022年度を通じて、取締役会は10名で構成され、女性の割合は20%であった。

監査役会は、取締役の報酬水準を年に1回見直し、当該見直しを支援する外部の報酬アドバイザーを定期的に関与させるとともに、これらのアドバイザーが取締役会およびドイツ銀行から独立していることを確認している。2022年度に、監査役会は外部の報酬アドバイザーの支援を受けて、類似する企業（同業他社グループ）を考慮した報酬水準の見直しを行った。監査役会は、この見直しの結果を踏まえ、また、取締役としての期間や取締役会内での責任分野の変更等のその他の側面を考慮し、2022年度の報酬について以下の決定を行った。

Olivier Vigneron氏の取締役兼最高リスク責任者としての全体的な目標報酬は、管理部門または地域に対して責任を有する他の取締役と同等の報酬水準に設定された。これは年間6.5百万ユーロの目標値に相当する。目標報酬総額は、同氏の前任者の目標報酬総額を7.14%下回る。

2022年3月、James von Moltke氏は、最高財務責任者（CFO）としての職務に加え、ドイツ銀行AGのプレジデントに任命された。この選任は、取締役会内での責任分野の拡大と、追加の任務となる。監査役会は、責任分野の拡大と、すでに6年目となる取締役会における同氏の上級メンバーとしての地位を考慮し、同氏の目標報酬総額を年間400,000ユーロ増額し、年間7.4百万ユーロとすることを2022年7月1日付で決定した。これは5.71%の増加に相当する。

Fabrizio Campelli氏は2021年5月1日に、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの責任をChristian Sewing氏から円滑に引き継いだ。外部の報酬アドバイザーによる報酬水準の見直しで、世界的な欧州の銀行の2つの同業他社グループの中で、年間6.5百万ユーロという全体的な目標報酬は他の取締役と比較して低いことが示された。また、取締役としての同氏の任期はさらに3年間延長された。これらの理由から、監査役会は、目標報酬総額を年間7百万ユーロに増額することを決定し、これは7.69%の増加に相当する。この増加は、2022年11月1日付の同氏の任期延長と同時に発効した。

2022年度、取締役会は、従業員間における承認されていないコミュニケーション・チャンネルの利用が、ドイツ銀行のカルチャーの欠陥を示すことを認めた。これに伴い、取締役会はカルチャー上のシグナルを設定したいと考え、業績管理の一環として、本事業は個人の報酬に影響させるべきであると監査役会に提案した。これにより、2021年12月31日時点で在任のすべての取締役は、2021年度の変動報酬をそれぞれ75,000ユーロ減額することに合意した。これは、2023年3月1日に支払い予定の制限付奨励報奨を上記金額分減額することにより行われた。

2022年度の変動報酬を決定する際、監査役会は、業績評価において、達成された財務上のマイルストーンと各取締役による貢献度を積極的に考慮した。さらに、取締役会は規制当局の高い期待に応えるために、様々な措置を講じて強力なコミットメントをもって改善活動を継続してきたものの、監査役会は、最近の進展にもかかわらず、全体的な改善スケジュールの延長や特定の領域における再計画および/またはマイルストーンの未達を取締役報酬において認識する必要があると考えた。このため、監査役会は、報酬統制委員会からの提案に基づき、同事業年度に在任であった取締役全員に対して、個人の業績に基づいて計算された短期報奨の個人の達成度から5%を差し引いた。短期報奨の算定方法の詳細については、「事業年度における報酬制度の適用」の表題で本報告書に記載している。

## 2022年度年次株主総会における2021年度報酬報告書の承認

2022年3月11日に公表されたドイツ銀行取締役および監査役の2021年度報酬報告書は、ドイツ株式会社法第120a条第4項に従い、2022年5月19日の定時株主総会の承認を求めて提案された。当該報酬報告書は株主総会で88.03%の過半数をもって承認された。

## 2021年度報酬報告書からの改善点

昨年度の報酬報告書は概して株主に好評であったが、当行は報告の質を向上させるよう常に努めている。株主の利益のために、当行は、今年度はより多くの情報を提供し、以下により透明性を高めている。

- 取締役の報酬に関連する変更の意思決定について、さらに包括的な根拠を提供
- 各取締役の全体的な達成度を含む、個人目標に関する情報の充実
- 最高経営責任者（CEO）および最高財務責任者（CFO）のバランス・スコアカードの重要業績評価指標（KPI）の開示（全体的な達成度を含む。）
- CEOおよびCFOの短期報奨（STA）項目である個人目標および年次優先事項に対する成果の評価を要約
- 長期報奨（LTA）のグループ項目の表を、目標／実績および達成度を含むように拡張
- 個人の達成度を示す3年間の評価期間の詳細を提供し、LTA項目ごとの達成度を評価
- 2023年度から実施される取締役の報酬構造の改善を含む、2023年度に設定される目標に関する見通しを開示

## 報酬決定の原則

### 取締役の報酬制度の構造

報酬制度は、固定および変動の報酬項目で構成される。固定報酬と変動報酬を合わせて、取締役の報酬総額を形成する。監査役会は、すべての報酬項目についての目標額と最高額（上限）を定める。

### 2022年度における取締役の報酬制度

項目	目的	実施項目
<b>固定報酬</b>		
基本給	基本給は、それぞれの役割と責任を遂行する取締役に報いるものである。固定報酬は、公正かつ市場志向の収益を確保し、過度のリスクを回避することを目的としている。さらに、取締役には、経常的な付加給付金および年金給付のための拠出金が付与される。	- 毎月の支払で、年間2.4百万ユーロから3.6百万ユーロの年間基本給
付加給付		- 社用車および運転手サービス、該当する場合、引越費用、住宅手当、保険料および事業代表としての費用の払戻し
年金		- 適切な額の年金を提供するため、650,000ユーロの単一かつ契約上年1回合意された年金制度の拠出金または手当
<b>変動報酬</b>		
短期報奨（STA）	STAは、企業戦略に沿った短期および中期的な目標を達成するために、各取締役が果たす個々の価値貢献に報いるものである。3つの項目から構成されており、取締役の役割と責任に応じて設定され、取締役の達成度による影響を個別に受ける場合がある。	- 個人の業績に関連する3つの項目を含む、変動報酬総額の40% (1) 個人目標（20%） (2) 個人別バランス・スコアカード（10%） (3) 年次優先事項（10%） - 最大目標達成度150% - 1年の評価期間 - 4つのトランシェによる制限付奨励報奨（現金に基づく支払い）- 最短で付与から1年後、3年後、5年後および7年後 - 達成度100%の目標額は1.640百万ユーロから2.160百万ユーロ

長期報奨 (LTA)	<p>変動報酬の決定において、戦略と結びついた長期的な目標を達成することに焦点が置かれる。これを強調するため、監査役会は、LTAが変動報酬総額に占める割合を60%として、この項目に重点を置いている。LTAについては、監査役会が各取締役の全体の目標を設定する。LTAの重要な部分を占めるのはESG要因である。2021年度の導入以降、さらに発展するドイツ銀行のサステナビリティ戦略は、取締役報酬と体系的に連動している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 4つのグループ目標を含む、変動報酬総額の60%</li> <li>(1) ESG要因 (20%)</li> <li>(2) 相対的総株主利益率 (15%)</li> <li>(3) 本業の資本の成長 (15%)</li> <li>(4) グループ項目 (10%)</li> <li>- 最大目標達成度150%</li> <li>- 重み付け60% (事業年度 (FY))、30% (FY+1) および10% (FY+2) による3年の評価期間</li> <li>- 4つのトランシェによる制限付株式報奨 (株式に基づく支払い) - それぞれ付与後1年間の保有期間を伴い、最短で2年後、3年後、4年後および5年後の支払い</li> <li>- 達成度100%の目標額は2.460百万ユーロから3.240百万ユーロ</li> </ul>
---------------	---	---

概要

報酬項目	最大	繰延部分	追加的トピック
<p><b>変動</b></p> <p>短期報奨 - 重み付け40% 個人目標 (評価期間=1年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 20% 個人目標</li> <li>- 10% 個人別バランス・スコアカード</li> <li>- 10% 年次優先事項</li> </ul> <p>長期報奨 - 重み付け60% 全体目標 (評価期間=3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 20% ESG</li> <li>- 15% 相対的総株主利益率</li> <li>- 15% 本業の資本の成長</li> <li>- 10% グループ項目</li> </ul>	150%	<p>現金に基づく*</p> <p>段階的権利確定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 株式に基づく</li> <li>- 段階的権利確定</li> <li>- 保有期間1年</li> </ul>	<p>以下の対象となる:</p> <p>失効規定 クローバック規定</p> <p>株式保有ガイドライン 退職金 支配の変更</p>
<p><b>固定</b></p> <p>基本給</p> <p>年金制度/手当</p> <p>付加給付</p>	100%		

\* 個別のケースにおいて、監査役会が、STA (の一部) を株式保有ガイドラインに沿って株式に基づく報奨として付与する決定をしない場合。

ドイツ銀行AGの取締役の報酬制度に関する詳細は、当行のウェブサイト「2021年1月以降の取締役の報酬制度」に掲載されている。

目標報酬総額と最高報酬額の構成

監査役会は各取締役に対し、株主総会で承認された報酬制度に基づく目標 (参照) 報酬総額を決定する。また、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に従い、固定報酬と短期および長期的な変動報酬が目標報酬総額に占める相対的な割合も決定する。これに関連して、監査役会は、特に長期目標の達成に連動する変動報酬が、短期目標に連動する変動報酬部分を上回ることを確認している。

各取締役の目標報酬総額を設定する際に、監査役会は、各取締役の職務責任の範囲と複雑性、ならびに各取締役の実績と就任年数を考慮する。さらに、適切な同業他社の市場データに基づき、報酬額の適切性を見直す。監査役会は、これらの基準に基づき、目標報酬総額に占める報酬項目の割合を以下のように設定した。

## 各報酬項目に配分された年間目標報酬総額の相対的割合（％）

報酬項目	報酬総額に対する相対的割合
基本給	33-37%
定期的な付加給付	1%
年金勤務費用 / 年金手当	7-9%
短期報奨	22-23%
長期報奨	33-34%
参照報酬総額	100%

取締役の報酬は、複数の方法で制限（上限が設定）されている（最大報酬額）。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz – KWG）第25a条第5項に従い、固定報酬と変動報酬の比率は通常1：1（上限規制）、すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならないが、当行の株主が固定報酬と変動報酬の比率を1：2まで引き上げることを決議した場合はこの限りではない。2014年5月の株主総会において、この選択肢を活用し比率を1：2に引き上げた。

監査役会は追加的に、短期目標（STA）および長期目標（LTA）の最大達成度を一律、目標変動報酬の150%に制限した。さらに、基本給、STAおよびLTAの合計額に対する9.85百万ユーロの制限（上限）を追加的に明記した。これは、報酬額の増加につながるような目標達成度であっても、報酬額は9.85百万ユーロを超えてはならないことを意味する。目標達成度を評価した後、変動報酬または報酬総額の算定結果が特定の上限を超えた場合には、変動報酬を減額することとしている。これは、STAとLTAを按分して減額することによって行われる。

## 基本給および変動報酬の目標額ならびに最大額

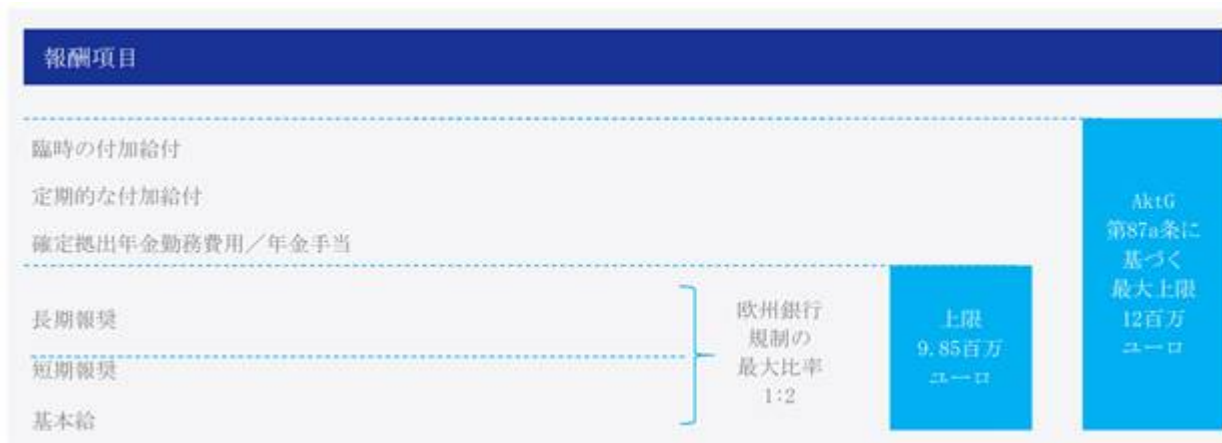
単位：ユーロ				2022年度	2021年度
	基本給	短期報奨	長期報奨	報酬総額 <sup>1</sup>	報酬総額 <sup>1</sup>
CEO					
目標値	3,600,000	2,160,000	3,240,000	9,000,000	9,000,000
最大値	3,600,000	3,240,000	4,860,000	9,850,000	9,850,000
プレジデント <sup>2,3</sup>					
目標値	3,000,000	1,760,000	2,640,000	7,400,000	7,400,000
最大値	3,000,000	2,640,000	3,960,000	9,600,000	9,600,000
コーポレート・バンク（CB）およびインベストメント・バンク（IB）担当取締役 <sup>3</sup>					
目標値	2,800,000	1,680,000	2,520,000	7,000,000	6,500,000
最大値	2,800,000	2,520,000	3,780,000	9,100,000	8,550,000
その他すべての取締役 <sup>3</sup>					
目標値	2,400,000	1,640,000	2,460,000	6,500,000	6,500,000
最大値	2,400,000	2,460,000	3,690,000	8,550,000	8,550,000

1 基本給および変動報酬の総額の上限は、監査役会が設定した上限とする。

2 プレジデントならびにプライベート・バンク（PB）/ アセット・マネジメント（AM）および財務（CF0）担当取締役。

3 報酬の決定の詳細については、「2022年度の取締役の変更および報酬の決定」の項を参照のこと。

また、ドイツ株式会社法第87a条第1項第2文第1号に基づき、各取締役の報酬総額の上限を12百万ユーロ（最高報酬額）としている。最高報酬額は、すべての取締役に一律に設定されている。最高報酬額は、該当する事業年度のすべての報酬項目の合計である。これには、基本給、STAおよびLTAのみならず、企業年金制度または年金手当の付加給付ならびに勤務費用も含まれる。



## 事業年度における報酬制度の適用

### 固定報酬

基本給、付加給付および年金制度への拠出または年金手当による固定報酬部分は、役務契約における個別契約に従い、事業年度内に固定報酬として付与された。ドイツ銀行法第25a条第5項の要求事項および2014年5月の年次株主総会の決定に従い、固定報酬と変動報酬の比率は通常1:2(上限規制)に制限されている。したがって、目標報酬の一部として基本給を決定する際に、変動報酬が最大値である固定報酬の200%を超えないことを考慮しなければならない。

付加給付費用および年金勤務費用の支出額の年額は変動する。ドイツ銀行の年金制度への拠出額は、すべての取締役に対して一律に設定されているが、拠出が行われる年度にドイツ銀行が負担する勤務費用の金額は、事業年度内における取締役としての就任年数、取締役の年齢および保険数理上の数値に基づいて変動する(追加情報は「通常の契約終了時の給付」の項に記載されている。)



## 変動報酬

監査役会は、報酬統制委員会の提案に基づき、2022年度の取締役の変動報酬を決定した。変動報酬は、目標変動報酬に対する重み付けを40%とする短期項目（短期報奨（STA））と、重み付けを60%とする長期項目（長期報奨（LTA））の2つの項目で構成される。

2022年度の業績評価に使用されたすべての目標、測定および評価基準は、ドイツ銀行の戦略に基づくものであり、株主総会で承認された報酬制度に沿ったものである。目標は、取締役に適切なインセンティブを設定し、ドイツ銀行の収益拡大と株主の利益との整合性を促進し、サステナビリティの側面と気候保護を包含することによってドイツ銀行の社会的責任を果たすことを目的として選定された。高い目標は、当行の野心を反映している。目標が達成されない場合、達成度はゼロとなる可能性もあり、目標を上回る達成をした場合、最大達成度は目標値の150%に制限される。

## 財務的目標と非財務的目標のバランス

財務的目標および非財務的目標は、目標を設定する際にバランスのとれた方法で考慮される。2022年度は、変動報酬総額に関して財務的目標をより重視し、重み付けを約68%とした。財務的目標も非財務的目標も、事業年度末に定量的または定性的に測定可能な方法で選定された。目標の約75%は定量的に測定可能であり、約25%は定性的に測定可能である。

## 短期報奨（STA）

2022年度の短期報奨額は、評価期間における短期的な個人および部門目標の達成度に基づいている。当該評価期間は事業年度と一致し、1年間である。

短期報奨額は以下の3つの項目から構成され、異なる重み付けがなされている。

- 個人目標（50%）
- 個人別バランス・スコアカード（25%）
- 年次優先事項（25%）

これらの各項目について、監査役会は、明確に構成された年度末評価プロセスを翌年度期首に行い、達成度を決定する。3つの項目の達成度が各取締役の全体的な達成度を決定し、これにより、前年度の短期項目の金額が決定される。

## 短期報奨の現金価値の算定

	短期報奨（40%）		
	個人目標（50%）	バランス・スコアカード（25%）	年次優先事項（25%）
目標額 <sup>1</sup>	820,000 - 1,080,000	410,000 - 540,000	410,000 - 540,000
目標達成度	0% - 150%	0% - 150%	0% - 150%
STA項目による全体的な目標額	0 - 1,620,000	0 - 810,000	0 - 810,000
全体的な目標STA額	0 - 3,240,000		

<sup>1</sup> 目標額は取締役の職務責任により異なり、100%を基準としている。当期中の就任または退任時期によって按分。

## 個人目標

監査役会は期首に、各取締役の個人および部門目標（個人目標）を設定する。各目標の重み付け、および評価のための定量的または定性的に測定可能な業績基準も設定される。目標は、業績と報酬の適切な整合性を確保し、「成果主義」の原則を考慮に入れるために、挑戦的、野心的、かつ十分に具体的なものとなるよう選択される。

個人目標は、企業戦略から導き出され、その実行を促進するものである。これらは、取締役それぞれの職務責任分野およびドイツ銀行の全体的な戦略を推進する上での各自の職務責任分野における貢献を考慮して、取締役ごとに設定される。さらなるサステナブル戦略の策定や規制上の改善活動の推進等のESG目標も個人目標として含まれる。個人目標は、プロジェクトまたは地域目標として定義することもできる。業務上の施策に加え、戦略的プロジェクトや取り組みの実行が、例えばドイツ銀行の構造、組織、および持続可能な発展に寄与することにより戦略の実行に直接的に役立つ場合、目標として合意することもできる。

2022年度期首に、4つから7つの個人目標が異なる重み付けで、各取締役に設定された。これらの目標について、監査役会は、財務的な重要業績評価指標（KPI）、マイルストーンの達成度、最高経営責任者（CEO）および/または監査役会からのフィードバック、関係者からのフィードバックならびに定性的評価等、明確な期待値ならびに財務および/または非財務的な業績評価基準を期首に割り当てている。これにより、監査役会は、目標の具体的な実行に向けた各取締役の業績貢献度を客観的に評価することができる。

年度末における達成度の決定は、予め定められたプロセスに従って行われる。まず、全取締役が目標達成度について最初の自己評価を行う。自己評価された達成度はその後、最高経営責任者（CEO）および報酬統制委員会の委員長との対話の中で議論される。これらの対話からのフィードバックに基づき、報酬統制委員会は、監査役会の決議案を作成する。この目的のために、達成度は、予め定義された重み付けに従い、各取締役の平均に合算される。

以下の概要は、監査役会で決議された取締役に対する目標および達成度を示したものである。

取締役	重み付け	個人目標	達成度
Christian Sewing	25%	ドイツ銀行の長期的ビジョンとポジショニングのさらなる発展	131.50%
	20%	ドイツ銀行グループの短期的戦略の実行およびマイルストーンの達成	
	15%	ドイツ銀行の文化のさらなる進化	
	15%	人事・不動産部門の改革の監督	
	15%	銀行全体におけるESGとサステナブル・バンキング戦略のさらなる発展	
	10%	主要な政治的利害関係者とのポジショニング強化	
James von Moltke	30%	グループ業績管理によるグループ財務計画の確実な実行	126.75%
	15%	新たな戦略の策定を推進	
	15%	投資家や格付機関とのエンゲージメント強化を推進	
	10%	バランスシートと流動性の最適化	
	10%	流動性改善プログラムの実行	
	10%	財務およびアナリティクス強化を含めたグループ財務戦略の実行	
	10%	誠実性と行動を重視し、ドイツ銀行の文化をさらに進化させるためのCEOの支援	
Karl von Rohr	30%	効率性、成長および持続的収益性を含むプライベート・バンクの戦略遂行	131.75%
	10%	新たな戦略を策定し、グループの財務目標を達成するためのCEOの支援	
	15%	金融犯罪分野における重要な改善活動の確実な実施	
	20%	監視の役割を通じたDWS戦略の遂行を支援	
	15%	ドイツおよびEMEA地域を監視	
	10%	誠実性と行動を重視し、ドイツ銀行の文化をさらに進化させるためのCEOの支援	
Fabrizio Campelli	30%	コーポレート・バンクとインベストメント・バンク部門の戦略実行と持続可能な収益性の達成	130.00%
	20%	コーポレート・バンクとインベストメント・バンクの統制の改善と、その有効性の規制当局に対する実証	
	20%	コーポレート・バンクとインベストメント・バンクの新たな戦略策定の推進	
	10%	コーポレート・バンクとインベストメント・バンクのフロント・オフィスとバック・オフィス（F2B）のより強固な連携の推進	
	10%	英国・アイルランド地域の監督	
	10%	誠実性と行動を重視し、ドイツ銀行の文化をさらに進化させるためのCEOの支援	
	10%	CEOの支援	

Bernd Leukert	35%	テクノロジー、データおよびイノベーション（TDI）戦略実行と、2025年度戦略に沿ったTDI優先事項の展開	122.00%
	20%	テクノロジー：IT体制のさらなる改善	
	20%	データ：品質向上の推進	
	15%	イノベーション：顧客中心のテクノロジー・アプローチをドイツ銀行全体で推進	
	10%	誠実性と行動を重視し、ドイツ銀行の文化をさらに進化させるためのCEOの支援	
Alexander von zur Mühlen	40%	2025年度戦略に沿ったAPAC地域の戦略実行と展開	123.50%
	30%	APACフランチャイズと顧客重視の強化	
	20%	APAC地域の金融犯罪分野における統制文化の醸成と重要な改善活動の実施	
	10%	誠実性と行動を重視し、ドイツ銀行の文化をさらに進化させるためのCEOの支援	
Christiana Riley	40%	米州の金融犯罪分野における重要な改善活動の実施を含む、米国の規制上の改善措置とエンゲージメント、ならびに2022年度の包括的資本分析およびレビュー（CCAR）	119.00%
	30%	2025年度戦略に沿った米州地域の戦略実行と展開	
	20%	顧客エンゲージメントの強化	
	10%	誠実性と行動を重視し、ドイツ銀行の文化をさらに進化させるためのCEOの支援	
Rebecca Short	25%	改革議題の実行	120.00%
	20%	CRUでのコスト削減の推進	
	20%	グローバルでのコスト削減の推進	
	15%	卓越した調達・購買を推進	
	10%	新たな戦略策定と財務的アスピレーションの育成を支援	
	10%	誠実性と行動を重視し、ドイツ銀行の文化をさらに進化させるためのCEOの支援	
Prof. Dr. Stefan Simon	40%	金融犯罪分野における重要な改善活動の実施の推進	122.50%
	15%	規制当局との戦略的連携の強化の推進	
	15%	銀行全体の訴訟ポートフォリオのさらなる減少	
	10%	CAOの統制フレームワークの構築とオペレーション化の推進	
	10%	CAOの方針設定および実行の見直しを推進	
	10%	誠実性と行動を重視し、ドイツ銀行の文化をさらに進化させるためのCEOの支援	
Olivier Vigneron (2022年5月20日就任)	50%	強固なリスク・リターン文化の醸成とリスク組織の継続的な強化	105.00%
	20%	非金融リスク管理の強化	
	20%	規制および内部監査の指摘事項への追加的対応	
	10%	誠実性と行動を重視し、ドイツ銀行の文化をさらに進化させるためのCEOの支援	

Stuart Lewis (2022年5月19日退任)	25%	組織全体での強固なリスク・リターン文化の醸成	121.25%
	20%	後継者への引き継ぎ	
	20%	規制および内部監査の指摘事項への追加的対応	
	15%	リスク組織を引き続き整備・強化	
	10%	ベンダー管理の改善	
	10%	誠実性と行動を重視し、ドイツ銀行の文化をさらに進化させるための	
	10%	CEOの支援	

定性的目標については、監査役会は、期首に期待値ならびに財務的および/または非財務的業績基準を策定しており、これにより、監査役会は、対象年度の翌年度期首に評価される、目標の具体的な実行に対する各取締役の貢献度を客観的に評価することができる。個人目標に沿って決定された達成度は、予め定義された重み付けに従って合算され、各取締役の平均値が算出される。決定された目標達成度にSTAの変動報酬目標額の50%という目標額を乗じる。これが、個人目標を構成する項目について計算された支払額となる。

#### CEOおよびCFOのSTA個人目標に対する成果報酬の概要

取締役	個人目標 -成果報酬の概要
Christian Sewing (CEO)	<p>監査役会は、Christian Sewing氏が2022年度における主要な財務目標および目的を達成し、15年間で最高の業績をドイツ銀行にもたらした功績を評価した。Sewing氏は、ドイツ銀行の改革アジェンダを実行および完了し、当行の将来の成長を位置付けた。Christian Sewing氏はドイツ銀行の長期的ビジョンを継続的に牽引し、2025年度のグローバル・ハウスバンク (Global Hausbank) 戦略をさらに発展させた。</p> <p>Sewing氏は、当行全体での組織運営とリーダーシップを確実に遂行するために、組織構造を最適化した。優れたリーダーシップやパートナーシップを奨励するために、「Leadership Kompas」を当行全体で開始し、ドイツ銀行の働き方文化や事業モデルをさらに進化させた。これにより、Sewing氏はドイツ銀行の価値を向上させたことに加えて、リーダーとしての8つの行動ルールを周知し、当行の誠実性と行動の文化を強化した。Sewing氏は引き続き規制上の改善活動を重視し、データと統制の改善に取り組んだ。監査における重大な指摘事項は2022年度に是正することができたが、監査役会は、銀行全体の改善活動において強化や注力が必要な領域もあると考えている。Sewing氏は将来性のあるテクノロジー開発を引き続き行うために、Berlin Tech Centerの開設を早急に進め約700名の従業員をロシアから移転させた。特筆すべきは、ドイツ銀行内のヴァイス・プレジデント、ディレクターおよびマネジング・ディレクターの役割における多様性の割合が、Sewing氏のリーダーシップのもと37.7%に改善したことである。</p> <p>監査役会は、Sewing氏は当行全体の環境・社会・ガバナンス (ESG) とサステナビリティ戦略を進化させることにより、サステナブルな機関としてのドイツ銀行の位置付けをさらに強化したことも認めた。Sewing氏は、2025年度末のサステナブル融資額5,000億ユーロの目標にコミットし、ネットゼロへのコミットメントに沿った部門別脱炭素化目標の開示を牽引した。Sewing氏は当行グループを強固な顧客中心主義に導き、法人顧客に対するESG事項の戦略的なアドバイザーとしてのドイツ銀行の位置付けを促進した。同時に、ドイツ銀行の政治的および規制上の位置付けと能力を、ドイツ国内外でのエンゲージメントを加速化することを通じて強化することに成功した。同氏は、政府代表との対話の進め方についてインプットを提供する役割を果たし、連邦政府との出張訪問に定期的に同行した。</p>

監査役会は、James von Moltke氏のリーダーシップのもとでの取り組みが、金融機関およびグループ全体にプラスの影響を与えてきたことを評価した。James von Moltke氏の目標はすべてまたはほぼすべて達成された。戦略ワーキング・グループの副委員長としての役割において、同氏は2025年度のグローバル・ハウスバンク（Global Hausbank）戦略を力強く牽引し、持続的な事業成長、費用の効率化および資本配分を促進するための将来の投資ニーズのバランスをとる、2025年度以降の説得力ある財務計画を策定した。監査役会は、von Moltke氏による株式投資家、信用投資家、信用格付機関との積極的な対話を評価し、信用格付機関については過去18ヶ月間の厳しい状況の中で4段階引き上げに貢献し、事業の成長と資金調達コストを支えた。

James von  
Moltke  
(CFO)

James von Moltke氏は最高改革責任者と緊密に連携し、例えば主なイニシアチブや追加的な施策の見直しを通じて、当行グループの費用計画を実行した。改善プログラムの重要なマイルストーンは順調に達成されているが、監査役会は、銀行全体の改善活動において強化や注力が必要な領域もあると考えている。von Moltke氏は、収益、リスクと費用、統制KPIに係る透明性の向上、特に不利な傾向や推移を早期に識別することに注力し、取締役会が適切な緩和措置を講じられるよう、すべての業務および管理部門にわたる規律ある月次業績レビュープロセスを引き続き実行した。さらに、バランス・スコアカードの枠組みは、現行のグループおよび部門の優先事項を反映し、適切かつ一貫した業績測定と組織牽引を行えるよう、継続的に更新されている。

監査役会は、von Moltke氏が、金融機関の効率性と将来の成功を促進するためのイノベーションに注力したことを評価した。これまでの具体的な成果は、金融の変更ポートフォリオにわたるdbAgite@Scaleの設置であり、これにより早期に適合性かつ付加価値のある変更イニシアチブの実行が可能となった。監査役会はまた、von Moltke氏が誠実なトップとしての姿勢を示して手本となり、機能や組織を引き続き牽引したことを評価した。これは、財務部門内全体で、規制関連の不正行為が存在しないことから証明される。

105.00% - 131.75% 2022年度における取締役の個人目標達成度の範囲

#### 個人別バランス・スコアカード

バランス・スコアカードにより、重要業績評価指標の概要を把握し、具体的な行動とその結果としての組織へのカスケードを通じて、戦略的目標を業務における実務に落とし込むことが可能となる。バランス・スコアカードは、当行にとって重要業績評価指標を推進および管理する適切なツールである。重要業績評価指標は、財務目標および非財務目標の達成度を予め定義された測定パラメータと照らし合わせて確認し、また、対象年度の業績を翌年度期首に透明性をもって測定するために使用できる。同時に、バランス・スコアカードは、グループ全体の各部門の優先事項を概観するものである。

取締役会の事業配分計画に従った職務責任に基づき、各取締役は、少なくとも1つの個人別バランス・スコアカードと最大4つのバランス・スコアカードが割り当てられる。取締役に複数のバランス・スコアカードが割り当てられている場合、これらは活動の規模に応じて相互に加重される。4名の取締役は、複数の職務および/または部門責任により、複数のバランス・スコアカードを有している。以下の表はバランス・スコアカードの数とそれぞれの重み付けを示している。

取締役	重み付け	バランス・スコアカード
Christian Sewing	60%	グループ / 会長
	40%	人事 / コーポレート不動産
James von Moltke	100%	最高財務責任者
Karl von Rohr	40%	プライベート・バンク
	40%	アセット・マネジメント
	10%	ドイツ地域
	10%	ヨーロッパ、中東およびアフリカ（EMEA）地域
Fabrizio Campelli	35%	コーポレート・バンク
	35%	インベストメント・バンク
	20%	コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの運営および統制
	10%	英国・アイルランド地域
Bernd Leukert	100%	テクノロジー、デジタル化およびイノベーション

Alexander von zur Mühlen	100%	APAC地域
Christiana Riley	100%	米州地域
Rebecca Short	50%	グローバル購買を含む、最高変革責任者
	50%	キャピタル・リリース・ユニット
Professor Dr. Stefan Simon	100%	最高総務責任者
Olivier Vigneron <sup>1</sup>		
Stuart Lewis <sup>2</sup>	100%	最高リスク責任者

1 2022年5月20日就任。

2 2022年5月19日退任。

各取締役の職務責任は、予め定められた主要な財務数値および最大3つのカテゴリーの非財務目標に紐づいている。この3つのカテゴリーは以下のとおりである。



合計56の重要業績評価指標（KPI）がこれらのカテゴリーに割り当てられており、そのうち8から21の一連のKPIが、職務責任の領域に応じて、各取締役の個人別バランス・スコアカードに組み込まれている。バランス・スコアカードの手法は、2018年度の導入以来改良され、変化する重点事項に合わせて調整されている。例えば、環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面を報酬制度において促進するために、2021年度以降、ESGのトピックをバランス・スコアカードや長期報奨（LTA）においてもさらに考慮するようになった。

個々のカテゴリー内のKPIは、取締役ごとに、対応する目標、閾値および対応する評価パラメータとともに期首に設定される。さらに、各カテゴリーに比率の重み付けが設定されている。全体的なバランス・スコアカードにおける個々のカテゴリーの重み付けは、取締役の職務責任に応じて最大65%とすることができる。バランス・スコアカードのKPIは年間を通じて継続的に測定されるが、全体的な評価は期末に行われる。

各取締役の最終的な達成度を決定するための計算ロジックは、以下のとおりである。

第1ステップでは、各KPIの達成レンジが決定される。最低閾値に達しない場合、このKPIの達成度はゼロに設定される。KPIの上限値に到達すると、達成度は150%に設定される。概要を明確に示すため、バランス・スコアカードは、定められた評価基準に基づいて、各個人目標が達成された、またはそれを超えた（「緑」）、100%未満の達成であった（「アンバー」）、または達成されなかった（「赤」）かを示す。

第2ステップでは、第1ステップからのKPIの評価と、その結果として各カテゴリーに適用されるレンジを考慮して、各カテゴリーの達成度が計算される。カテゴリーのすべての目標を超えると、カテゴリーの達成度は最大150%となる。しかし、カテゴリーの最低閾値が達成されていない場合は、達成度は0%である。

第3ステップでは、カテゴリーの全体的な達成度とその重み付けから、個々のバランス・スコアカードの全体的な達成度が導き出される。

Christian Sewing会長の個人別バランス・スコアカード<sup>1</sup>

KPIカテゴリー	KPIカテゴリー	KPI	2022年度の成果	達成度
経営成績・資本・リスク		調整後直接費用ベース	「調整後直接費用ベース」KPIは、会長の部門の費用目標を測定する。「調整後費用」とは、訴訟、解雇、改革および減損費用を目標値から控除した金額である。2022年度における調整後直接費用ベースは459百万ユーロで目標を約3%下回った。	
		調整後直接費用ベース - グループ	ドイツ銀行グループの「調整後直接費用ベース」は2022年度において199億ユーロであり、目標を約1.5%上回った。	
	50%	レバレッジ比率 - グループ	「レバレッジ比率」は自己資本規制 / 所要自己資本指令の定義に従ったレバレッジ・エクスポージャー総額に対する当行のコア資本の比率である。2022年度における外部レバレッジ比率の目標である4.5%は達成された。	
		NFRM複合統制	「非金融リスク管理」統制の目標は、3つの主要項目である(1)フレームワーク実行の遵守、(2)リスク統制評価および(3)リスクの識別に基づいた複合加重スコアである。2022年度の目標スコア 1.49に対し、結果はスコア 1.00と大きく上回った。	
		レッドフラッグ	「レッドフラッグ」は該当するリスク関連の方針および統制プロセスの違反に割り当てられる。会長の部門における目標では最大1つのレッドフラッグが許容されるが、2022年度においてレッドフラッグはなかった。	
文化・統制・行動・フランチャイズ		カルチャー・パルス・サーベイ	「カルチャー・パルス・サーベイ」KPIは、5つのカルチャーに関する質問に対する好意的な回答の単純平均で測定される。2022年度の目標は75%であり、結果は77%と大きく上回った。	125%
	50%	ジェンダーの多様性 (VP/D/MD)	「ジェンダーの多様性」KPIは、ドイツ銀行グループ内のヴァイス・プレジデント、ディレクターおよびマネジング・ディレクターの母集団に占める女性の割合である。2022年度においては、会長の部門の目標39.9%に対し、結果は41%と明らかに目標以上の達成であった。	
		期限超過の指摘事項 (F3/F4)	「期限超過の指摘事項」KPIは、( )内部、および( )規制上の指摘事項を対象とする「重要」および「重大」な指摘事項を含む、期限超過の指摘事項の数をカウントする。2022年度においては目標0に対し、平均1.5の期限超過の指摘事項があった。	
		メディアの評判	当行グループの「メディアの評判」KPIは、外部のプロバイダーであるUnicepta (ベース: ドイツ銀行のグローバル・メディア・リスト) により提供されるドイツ銀行のメディア・カバレッジ全体の指数である。-1が完全に否定的、1が完全に肯定的とし、目標スコア0に対し、2022年度のスコアは-0.05でほぼ達成された。	
		ESG格付指数	「ESG格付指数」は、当行の5つのコアとなるESG格付で達成されたスコア / 格付の均等加重指数値である。2022年度のスコアは、目標の122.00に対し117.00であった。	

<sup>1</sup> グループ / 会長のバランス・スコアカードは、CEOの2つのバランスカード (グループ / 会長および人事 / コーポレート不動産) のうちの1つを表す。バランス・スコアカードの全体的な達成度は、2つのバランス・スコアカードの組み合わせに基づき決定される。

James von Moltke CF0の個人別バランス・スコアカード

KPIカテゴリー	KPIカテゴリー	KPI	2022年度の成果	達成度
経営成績・資本・リスク		調整後直接費用ベース	「調整後直接費用ベース」KPIは、財務部門の費用目標を測定する。「調整後費用」とは、訴訟、解雇、改革および減損費用を目標値から控除した金額である。2022年度における調整後直接費用ベースは567百万ユーロで目標を約0.07%下回った。	
		調整後直接費用ベース - グループ	ドイツ銀行グループの「調整後直接費用ベース」は2022年度において199億ユーロであり、目標を約1.5%上回った。	
	60%	レバレッジ比率 - グループ	「レバレッジ比率」は自己資本規制/所要自己資本指令の定義に従ったレバレッジ・エクスポージャー総額に対する当行のコア資本の比率である。2022年度における外部レバレッジ比率の目標である4.5%は達成された。	
		NFRM複合統制	「非金融リスク管理」統制の目標は、3つの主要項目である(1)フレームワーク実行の遵守、(2)リスク統制評価および(3)リスクの識別に基づいた複合加重スコアである。2022年度の目標スコア 1.49に対し、結果はスコア 1.06と大きく上回った。	
		レッドフラッグ	「レッドフラッグ」は該当するリスク関連の方針および統制プロセスの違反に割り当てられる。財務部門における目標では最大2つのレッドフラッグが許容されるが、2022年度においてレッドフラッグはなかった。	
文化・統制・行動・フランチャイズ		流動性リスク制限規律	「流動性リスク制限規律」KPIとは、流動性リスク制限規律の測定値としてグループの流動性カバレッジ比率(LCR)とグループのストレスのかかった正味流動性ポジションを合算し、1つの指標にしたものである。2022年度の目標値である 0.00は100%達成された。	128%
		監査CEAG(12ヶ月平均)	「統制環境評価グレード」とは、監査指摘事項に関連する7つの項目(完了、未解決、重大、期限超過、再発、内部識別、リスク許容レート)にわたる部門のパフォーマンスに基づいたスコアである。2022年度は目標スコア3に対し、スコア2.93でほぼ達成された。	
	30%	参照データ適用	「参照データ適用」KPIは、提供ドメインとそれらのコアプロセスの組み合わせごとに、正確な(関連)参照データ・サービスを持つレコードの割合を測定する。2022年度の目標61%は、最終結果が52%となり、完全には達成できなかった。	
		カルチャー・パルス・サーベイ	「カルチャー・パルス・サーベイ」KPIは、5つのカルチャーに関する質問に対する好意的な回答の単純平均で測定される。2022年度の目標は75%であり、結果は74.44%とほぼ達成された。	
		ジェンダーの多様性(VP/D/MD)	「ジェンダーの多様性」KPIは、ドイツ銀行グループ内のヴァイス・プレジデント、ディレクターおよびマネジング・ディレクターの母集団に占める女性の割合である。2022年度において、財務部門の目標35.70%に対し、結果は35.40%とほぼ達成された。	
		ESG格付指数	「ESG格付指数」は、当行の5つのコアとなるESG格付で達成されたスコア/格付の均等加重指数値である。2022年度のスコアは、目標の122.00に対し117.00であった。	
デジタル化・イノベーション	10%	アプリ廃止効果(アプリ維持費用)	「アプリ廃止効果」KPIは、該当年度において合意され優先事項となった範囲における活動の廃止により達成される費用削減の効果について報告する。2022年度の費用削減効果は1.5百万ユーロで、目標を16%上回った。	



バランス・スコアカード（社内的なトラッキング・ツールとしての機能の図示）

バランス・スコアカード（例）

KPIカテゴリー	加重 KPI カテゴリー	KPI	目標	実績	達成度	達成	結果のレンジ <sup>1</sup>	評価	重み付け× 係数	最終結果
経営成績・資本・ リスク	30%	KPI 1	目標	実績	達成度		緑からアンバー (75%-125%)	110%	33%	76%
		KPI 2	目標	実績	達成度					
		KPI n	目標	実績	達成度					
文化・統制・行動・ フランチャイズ	50%	KPI 1	目標	実績	達成度		緑から赤 (50%-100%)	70%	35%	
		KPI 2	目標	実績	達成度					
		KPI n	目標	実績	達成度					
イノベーション・ デジタル化	20%	KPI 1	目標	実績	達成度		アンバーから赤 (25%-75%)	40%	8%	
		KPI 2	目標	実績	達成度					
		KPI n	目標	実績	達成度					

1 KPIカテゴリーの結果のレンジ：緑（100-150%）、緑からアンバー（75-125%）、緑から赤（50-100%）、アンバーから赤（25-75%）、赤（0%）。

取締役が1つ以上のバランス・スコアカードを有している場合、予め定義されたバランス・スコアカードの重み付けに基づいた最終的な全体的な達成度を決定するために、第4ステップが追加で実施される。

## 取締役ごとのバランス・スコアカード達成度

取締役	バランス・スコアカード 達成度
Christian Sewing	129.00%
James von Moltke	128.00%
Karl von Rohr	117.00%
Fabrizio Campelli	125.00%
Bernd Leukert	116.00%
Alexander von zur Mühlen	116.00%
Christiana Riley	100.00%
Rebecca Short	140.00%
Professor Dr. Stefan Simon	118.00%
Olivier Vigneron <sup>1</sup>	115.00%
Stuart Lewis <sup>2</sup>	115.00%

1 2022年5月20日就任。

2 2022年5月19日退任。

100.00% - 140.00% 2022年度における取締役のバランス・スコアカード達成度のレンジ

## 年次優先事項

統一された年次優先事項は、すべての取締役について設定される。監査役会は、年次優先事項を用いて、各取締役に予め定義された年度の重点トピックに対する収益性および各取締役の業績貢献度を評価する。これらの重点トピックは、ドイツ銀行の戦略から導き出されたものであり、戦略をさらに支援することを意図している。この短期報奨（STA）の項目により、現在の優先事項に応じて、業務上の重点項目を年次で設定することが可能となる。評価に用いられる業績基準は、財務的および非財務的な性質の両方を有することができる。

2022年度について、監査役会は、年次優先事項として、以下の重点トピックを特定した。

- 評価年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応
- バランス・スコアカードの主要な成果物のうち、他の目的の下でまだ評価されていないもの

監査役会は、特にリスク管理の観点から、事業年度中に発生した特定事象、また、時には予期せぬ事象や進展に対して、各取締役がどのように対応したかを評価する。その達成度は期末に定性的に評価される。

企業戦略においては、監査役会は、各取締役に割り当てられ、年間を通じて測定される「ブック・オブ・ワーク（Book of Work）」における企業戦略に関連する、ワン・バンク・クライアント・セントリシティ（One Bank Client Centricity）、脱炭素化および改革の目標、従業員管理および最適化ならびにグローバル・レポート等々の主要な成果物の達成度を評価する。各活動はさらに、マイルストーンの計画どおりの達成、財務数値目標およびベースラインに対する収益の向上等、定量的な測定を可能にする測定基準と結びついている。これに基づいて、各取締役の個人別の業績達成度を事業年度末に導き出すことができる。

## 取締役ごとの年次優先事項達成度

取締役	重み付け	年次優先事項	達成度
Christian Sewing	50%	2022年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応	145.00%
	50%	バランス・スコアカードの主要な成果物	
James von Moltke	50%	2022年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応	137.50%
	50%	バランス・スコアカードの主要な成果物	
Karl von Rohr	50%	2022年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応	137.50%
	50%	バランス・スコアカードの主要な成果物	
Fabrizio Campelli	50%	2022年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応	140.00%
	50%	バランス・スコアカードの主要な成果物	
Bernd Leukert	50%	2022年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応	130.00%
	50%	バランス・スコアカードの主要な成果物	
Alexander von zur Mühlen <sup>1</sup>	100%	2022年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応	122.50%
Christiana Riley	50%	2022年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応	125.00%
	50%	バランス・スコアカードの主要な成果物	
Rebecca Short	50%	2022年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応	125.00%
	50%	バランス・スコアカードの主要な成果物	
Professor Dr. Stefan Simon	50%	2022年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応	125.00%
	50%	バランス・スコアカードの主要な成果物	
Olivier Vigneron (2022年5月20日就任)	50%	2022年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応	120.00%
	50%	バランス・スコアカードの主要な成果物	
Stuart Lewis (2022年5月19日退任)	50%	2022年度に発生した事象 / 進展に対する建設的かつ柔軟な対応	122.50%
	50%	バランス・スコアカードの主要な成果物	

<sup>1</sup> 2022年度のバランス・スコアカードの主要な成果物は合意されなかった。

CEOおよびCFOのSTA年次優先事項に対する成果報酬の概要

取締役	年次優先事項 - 成果報酬の概要
Christian Sewing (CEO)	<p>監査役会は、多くの課題（とりわけウクライナ戦争、COVID-19のパンデミックおよびエネルギー危機）により全体的に厳しかった2022年度を考慮するとともに、同時に、堅調な経営成績と顧客やその他の利害関係者からのフィードバックにも反映されるように、ドイツ銀行にとって好調な年であった。監査役会は、Christian Sewing氏のスチュワードシップのもと、当行の改革と強固な収益成長によりモメンタムを高めたことに報いた。インフレ圧力とエネルギー危機の中、Sewing氏はドイツ銀行を政府機関の「ソリューションの一部」そしてアドバイザーとしての位置づけることに成功した。監査役会は、Sewing氏は取締役会 / グループの経営委員会の後継者育成計画を牽引しつつ、人事（HR）のリーダーと協働し、主な改革トピックの積極的な牽引者としての人事組織の影響力を高めた。同時に、特に34カ国におけるFuture of Workフレームワークの実行（グローバルの従業員の95%）、ESGの大望をグループおよび部門レベルで推進する最高サステナビリティ責任者機能の設置、インフラのロケーション戦略の最適化と実行を含む、2022年度のマイルストーンに対する著しい進捗を遂げた。</p>
James von Moltke (CFO)	<p>監査役会は、マクロ環境が変化する混乱の2022年度において、財務計画の遵守と財務目標の達成を牽引したJames von Moltke氏による取り組みに報いた。ウクライナでの戦争やCOVID-19のパンデミックによる混乱の中、von Moltke氏は主要な顧客との対話を増やし、リレーションシップを深め、2022年度のインベスター・ディープ・ダイブ（Investor Deep Dive）の成功にも同様に貢献した。Bundesverband Deutscher Bankenの預金保護委員会会長としての役割において、von Moltke氏は預金保護スキーム見直しを牽引した主要な一人であり、これは2022年度に無事完了し、金融機関にとって長期的にリスク削減とプラスの財務的な便益をもたらす結果となった。さらに2022年度、von Moltke氏は、間接費をより正確に部門配分することにより管理費用の透明性と責任を向上させるドライバー・ベースの費用管理の展開等、財務における幅広い範囲で主要な目標を達成した。最後に、同氏はESG報告基準の遵守と統治フレームワークの改善を確実に行った。</p>

120.00% - 145.00% 2022年度における取締役の年次優先事項の達成度のレンジ

## 短期報奨の全体的な達成度

2022年度について、監査役会が定義した短期報奨の3つの項目に結びついた目標の達成度に基づいて、以下の全体的な達成度が取締役に対して決定されている。

## 短期報奨の全体的な達成度

	個人別の達成度 (%)			STAの全体的な達成度		
	個人別目標 (50%)	バランス・ス コアカード (25%)	年次優先 事項 (25%)	達成度	5%差し引き後 の達成度 1	達成度 (単位：ユー ロ)
Christian Sewing	131.50%	129.00%	145.00%	134.25%	127.54%	2,754,810
James von Moltke	126.75%	128.00%	137.50%	129.75%	123.26%	2,120,115
Karl von Rohr	131.75%	117.00%	137.50%	129.50%	123.03%	2,165,240
Fabrizio Campelli	130.00%	125.00%	140.00%	131.25%	124.69%	2,053,188
Bernd Leukert	122.00%	116.00%	130.00%	122.50%	116.38%	1,908,550
Alexander von zur Mühlen	123.50%	116.00%	122.50%	121.38%	115.31%	1,891,023
Christiana Riley	119.00%	100.00%	125.00%	115.75%	109.96%	1,803,385
Rebecca Short	120.00%	140.00%	125.00%	126.25%	119.94%	1,966,975
Professor Dr. Stefan Simon	122.50%	118.00%	125.00%	122.00%	115.90%	1,900,760
Olivier Vigneron <sup>2</sup>	105.00%	115.00%	120.00%	111.25%	105.69%	1,064,039
Stuart Lewis <sup>3</sup>	121.25%	115.00%	122.50%	120.00%	114.00%	798,000

1 事業年度において在任であったすべての取締役について、短期項目の達成度から5%を差し引いている（「2022年度の実績の変更に伴う報酬の決定」の項を参照のこと）。

2 2022年5月20日就任。

3 2022年5月19日退任。2022年5月31日までの役務契約期間に按分。

105.69% - 127.54% 2022年度における取締役のSTAの全体的な達成度のレンジ

## 長期報奨 (LTA)

変動報酬を決定する際には、ドイツ銀行の戦略と結び付いた長期目標の達成が重視される。この点を強調するため、監査役会は、長期報奨 (LTA) の目標変動報酬総額に占める割合を60%とすることを決定した。各事業年度の期首に、監査役会は、LTAに係る取締役の長期全体目標を定める。2022年度のLTAにおける目標および重み付けは以下のとおりである。

- ESG要因 (33.33%)
- ドイツ銀行株式の相対的総株主利益率 (25%)
- 本業の資本の成長 (25%)
- グループ項目 (16.67%)

すべてのLTAの目標は3年間にわたって評価される。各目標の目標報酬の60%に、評価年度の達成度を乗じるため、各事業年度の最大の割合を占めることとなる。該当する目標に対する目標報酬の30%は前事業年度の達成度に基づき、10%はその前の事業年度の達成度に基づき決定される。これにより、評価年度の全体的な加重達成度が導き出される。

## 3年間の評価期間



ESG

ドイツ銀行は、脱炭素化等のサステナビリティ関連のイニシアチブを率先して主導し、より環境的に、社会的に、そして財務的に十分にガバナンスがとれた経済に貢献することを目指している。当行のサステナビリティ戦略と取締役報酬を緊密かつ一貫性をもって結びつけるため、監査役会は、当行の戦略的サステナビリティ目標を環境・社会・ガバナンス（ESG）項目に統合し、その結果をLTAの全体目標の1つとして実行することを決議した（ESG項目）。

ESG項目はLTAの33.33%で、最も大きな割合を占めている。これは変動報酬総額の20%に相当し、ドイツ銀行にとってのESGアジェンダの重要性を強調している。各事業年度の期首に、監査役会は、ESG項目にまとめられたすべての目標について、目標ならびに上限および下限を設定する。事業年度の達成度の評価は遡及的に行われる。定量的に測定可能なKPI（AML / KYC改善活動を除くすべて）の達成度を、0%および100%、100%、ならびに100%から150%のカテゴリーで評価するために線形計算手法が用いられている。以下の表は、2022年度の目標金額、期末実績およびその達成度を示したものである。

ESG		下限 (0%)	目標 (100%)	上限 (150%)	実績	相対的 加重	評価
環境	サステナブル 投融資	210億ユーロ (530億ユーロ増)	2,600億ユーロ (1,030億ユーロ増)	3,300億ユーロ (1,730億ユーロ増)	2,312億 ユーロ	12.5%	42.4%
	当社グ ループ の事業	関連する主要セク ター（2セクター 以下）の目標設定 完了	関連する主要セク ター（4セク ター）の目標設定 完了	関連する主要セク ター（6セクター 以上）の目標設定 完了	4主要 セクター	10%	100%
	2019年度比の建物に係るエネルギー総 消費量（キロワットアワー/平方メー トル）	-15%	-17%	-19%	約-17%	7.5%	100%
社会	従業員のフィードバック文化	55%	75%	95%	73%	5%	90%
	ジェンダーの多様性 (ヴァイス・プレジデント/ディレク ター/マネジング・ディレクター)	29.9%	30.7%	31.2%	30.70%	15%	100%
ガバナンス	規制環境評価グレード (評価およびグループ監査リスク/統 制文化グレード) 一年次平均	2	3.5	5	2.4	12.5%	36.67%
	マネーロンダリング防止/ 顧客確認の改善活動	0%	100%	150%	50%	37.5%	50%
						100%	64.38%

1 サステナブル投融資の目標（ESGのKPI + 1,030億ユーロ）は2022年度期首に設定された。742.0億ユーロの総額の増加は、新たな規制上の要求（MiFiD）によるマイナスの影響により相殺された結果、2022年度末に580億ユーロと報告された。しかし、このマイナスの影響は目標達成の決定には考慮されなかった。

ESGの全体的な達成度

年度	3年間の加重達成度				
2020	10%	×	37.50%	=	3.75%
2021	30%	×	89.38%	=	26.81%
2022	60%	×	64.38%	=	38.63%

2022年度のESG項目の全体的な達成度は、7つのサブ項目の加重達成度に基づいて計算され、64.38%に設定された。この結果、LTAのうちESG項目に帰属する部分の3年間の全体的な加重達成度は69.19%となる。

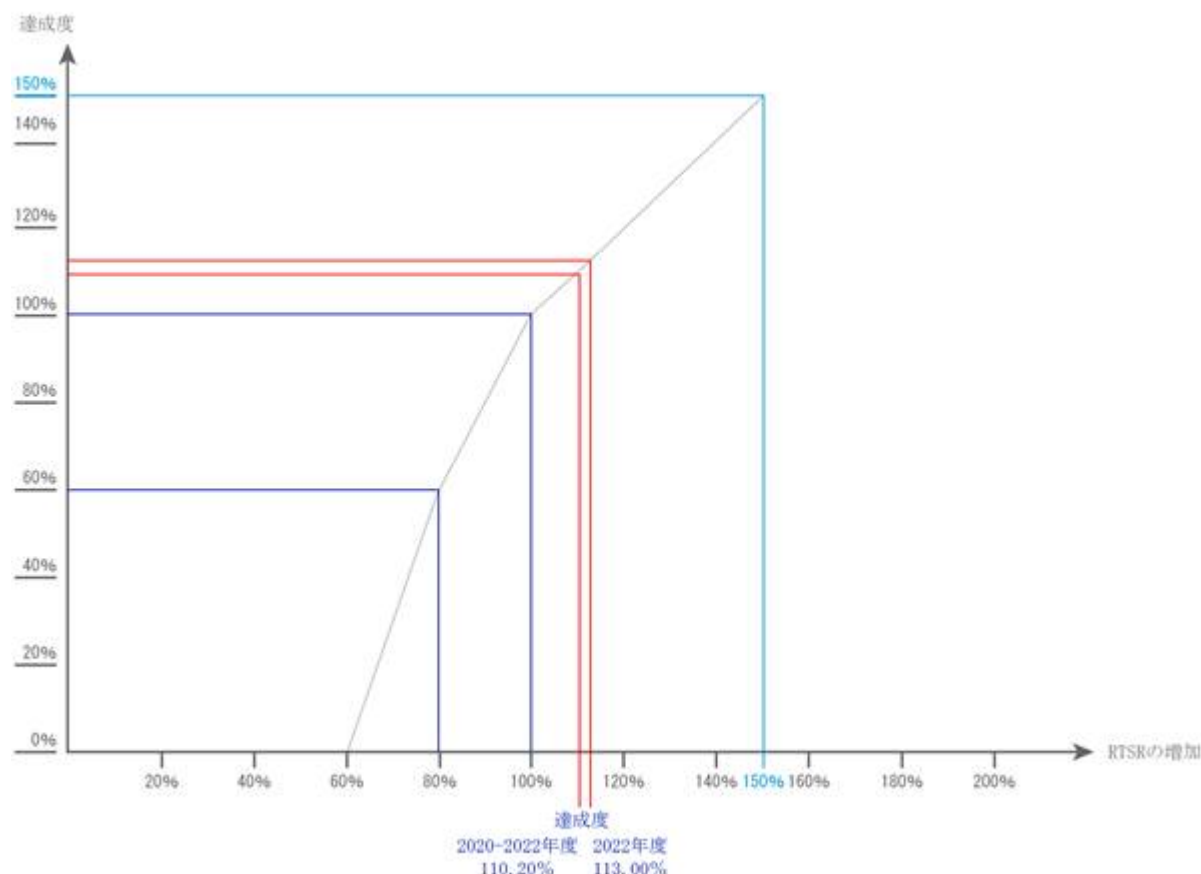
69.19% 2020年度から2022年度の期間におけるLTAのESG達成度

相対的総株主利益率 (RTSR)

当行の主要な戦略目標は、同業他社の株式のパフォーマンスと比較したドイツ銀行株式のパフォーマンス（相対的総株主利益率 (RTSR)）である。ドイツ銀行株式のRTSRの目標は、選定された金融機関と比較して、ドイツ銀行株式の持続的パフォーマンスを強化することを意図している。RTSRは、取締役の利益と株主の利益を結びつける。さらに、RTSRはパフォーマンスを相対的に測定し、関連する同業他社を上回るためのインセンティブを生み出している。総株主利益率は、株価パフォーマンスに、理論的に再投資された総配当額を加算したものとして定義される。RTSRは、同業他社グループの平均総株主利益率に対して、ドイツ銀行株式の総株主利益率に基づいて導出および計算されたものである。

RTSRが100%を超える場合には、目標達成度は目標値の上限150%まで比例して増加する。すなわち、100%を超えてからは、1パーセンテージ・ポイント増加するごとに目標達成度は1%増加する。RTSR平均が100%未満の場合には、目標達成度は不均等に減少する。RTSRが80%から100%未満の範囲においては、1パーセンテージ・ポイント減少するごとに目標達成度は2パーセンテージ・ポイント減少する。RTSRが60%から80%未満の範囲においては、1パーセンテージ・ポイント減少するごとに目標達成度が3パーセンテージ・ポイント減少する。RTSRが評価期間全体で60%を超えない場合は、目標達成度はゼロとなる。

RTSR の増加と達成度



RTSRの計算の基礎として使用される同業他社グループは、基本的に類似の事業活動ならびに類似の規模および国際的存在を有する会社から選定される。監査役会は、同業他社グループ構成の見直しを定期的に行う。2021年度以降におけるRTSRの同業他社グループは、Banco Santander、Bank of America、Barclays、BNP Paribas、Citigroup、Credit Suisse、HSBC、JP Morgan Chase、Société Générale、UBSおよびUniCreditの11行で構成されている。

#### RTSRの全体的な達成度

年度	3年間の加重達成度			
2020	10%	×	160.00%	= 16.00%
2021	30%	×	88.00%	= 26.40%
2022	60%	×	113.00%	= 67.80%

2022年度、ドイツ銀行の総株主利益率は、同業他社グループの11行中、8行を上回った。2022年度の達成度は113%となった。この結果、LTAのうちRTSRに帰属する部分の3年間の全体的な加重達成度は110.20%となる。

110.20% 2020年度から2022年度の期間におけるLTAのRTSR達成度

#### 本業の資本の成長

ドイツ銀行のもう1つの重要な目標は、その成長である。監査役会は、取締役が成長を促進するインセンティブとして、純額ベースでの本業の資本の成長をLTAの長期目標と定義した。

本業の資本の成長は、以下に列挙した当事業年度中に発生した変動（連結持分変動計算書に記載されている。）を前事業年度の12月31日現在の株主持分合計で除した残高と定義される。

- 税引後包括利益合計
- 税引後追加資本項目のクーポン
- 税引後確定給付年金制度の再測定利益（損失）
- オプションプレミアムおよびドイツ銀行株式に対するオプションのその他影響
- 自己株式売却純利益（損失）

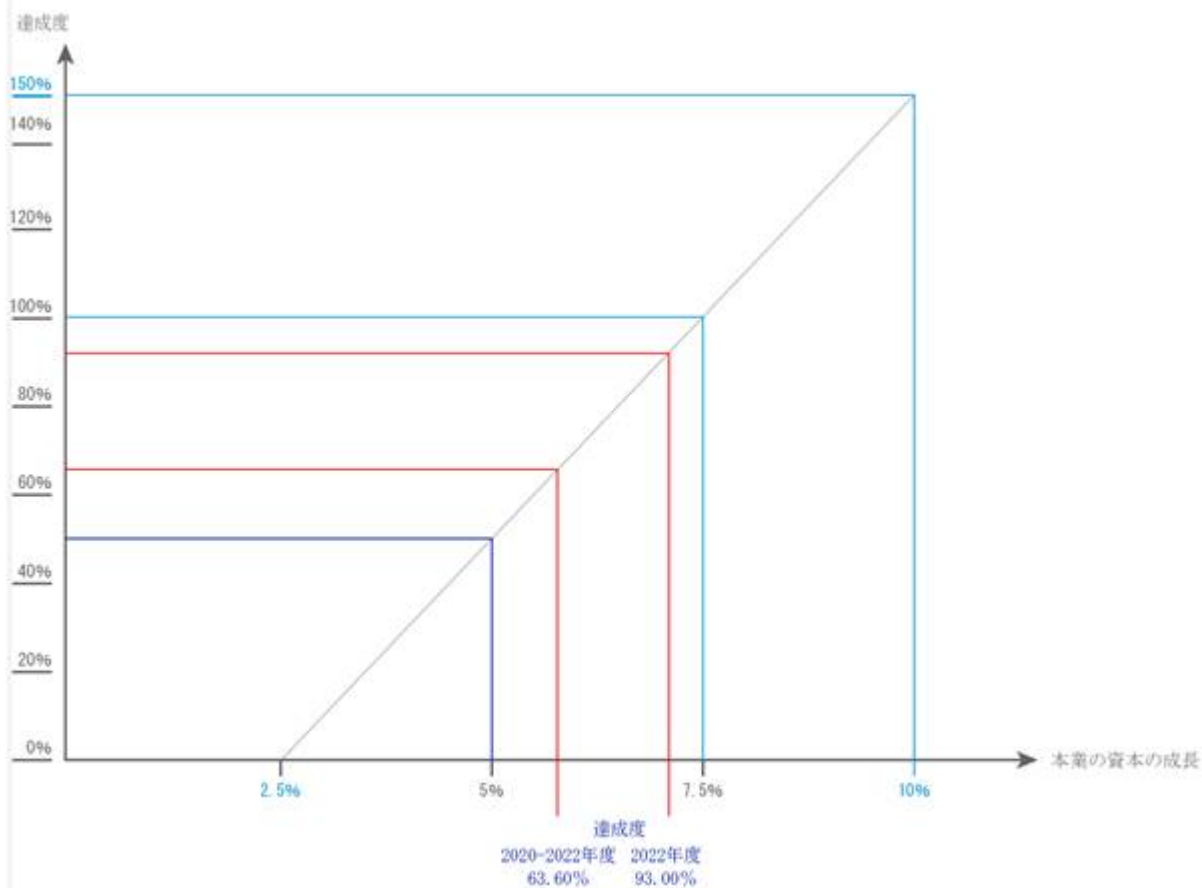
したがって、「本業とは関係のない」株主資本変動額、特に配当金の支払いまたは増資は目標達成には含まれない。

目標達成度は、本業の資本の成長率の平均2.5%（下限）から始まり、0.05%の成長ごとに1%増加し、上限は150%（本業の資本の成長率が10%以上（上限）となった場合がこれに該当する。）である。資本の成長率が2.5%を超えない場合、目標達成度はゼロである。



本業の資本の成長と達成度

本業の資本の成長と達成度



本業の資本の成長の全体的な達成度

年度	3年間の加重達成度			
2020	10%	×	0%	= 0%
2021	30%	×	26.00%	= 7.80%
2022	60%	×	93.00%	= 55.80%

上記の定義に基づく本業の資本の成長は、2022年度に7.16%とプラスに推移し、下限の閾値2.5%を上回った。この結果、2022年度の達成度は93%、LTAのうち本業の資本の成長に帰属する部分の3年間の全体的な加重達成度は63.60%となる。

63.60% 2020年度から2022年度の期間におけるLTAの本業の資本の成長の達成度

#### グループ項目

グループ項目を通じ、監査役会は、企業戦略を支える主要な財務数値を取締役報酬と結びつけることにより、当行の資本、リスク、費用および利益プロファイルを持続的に促進するインセンティブを確立する。また、グループ項目は、従業員の報酬制度の項目であるため、従業員の報酬を結び付けるものでもある。

グループ項目		目標	実績	達成度
普通株式等Tier 1資本比率	当行の普通株式等Tier 1資本比率は、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに対するリスク・ウェイト・アセットの比率。	13.00% 以上	13.4%	
有形株主資本利益率	平均有形株主資本に対する株主に帰属する当期純利益（または当期純損失）の比率。後者は、株主資本からのれんおよびその他の無形資産を控除して決定される。	8%	9.4%	
費用収益比率（CIR）	利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される、	70%	75%	80.00%
サステナブル融資額 <sup>1</sup> （単位：10億ユーロ）	「ドイツ銀行グループのサステナブル融資フレームワーク」で定義される、2022年度においてコーポレート・バンク、インベストメント・バンクおよびプライベート・バンクで推進された新たな融資、資本市場での発行および投資の金額。	80.00	74.20	

<sup>1</sup> サステナブル投融資の目標（GVCのKPI + 800億ユーロ）は2022年度期首に設定された。742.0億ユーロの総額の増加は、新たな規制上の要求（MiFID）によるマイナスの影響により相殺された結果、2022年度末に580億ユーロと報告された。しかし、このマイナスの影響は目標達成の決定には考慮されなかった。

#### 本業の資本の成長全体的な達成度

年度	3年間の加重達成度			
2020	10%	×	72.50%	= 7.25%
2021	30%	×	77.50%	= 23.25%
2022	60%	×	80.00%	= 48.00%

グループ項目の4つの目標すべてに均等に重み付けされた達成度は、2022年度において80%であった。この結果、LTAのうちグループ項目に帰属する部分の3年間の全体的な加重達成度は78.50%となる。

78.50% 2020年度から2022年度の期間におけるLTAのグループ項目の達成度

長期報奨の全体的な達成度

	達成度				LTAの全体的な達成度	
	ESG要因 (33.33%)	RTSR (25%)	本業の資本 の成長 (25%)	グループ 項目 (16.67%)	達成度	達成度 (単位： ユーロ)
Christian Sewing						2,578,932
James von Moltke						2,053,594
Karl von Rohr						2,101,352
Fabrizio Campelli						1,966,038
Bernd Leukert	69.19%	110.20%	63.60%	78.50%	79.60%	1,958,078
Alexander von zur Mühlen						1,958,078
Christiana Riley						1,958,078
Rebecca Short						1,958,078
Professor Dr. Stefan Simon						1,958,078
Olivier Vigneron <sup>1</sup>	64.38%	113.00%	93.00%	80.00%	86.29%	1,303,173
Stuart Lewis <sup>2</sup>	69.19%	110.20%	63.60%	78.50%	79.60%	835,765

<sup>1</sup> 2022年5月20日就任。2022年3月1日に取締役就任のため、長期的な達成度は1年間の評価に基づく。

<sup>2</sup> 2022年5月19日退任（2022年5月31日までの役務契約期間）。

79.60% 2020年度から2022年度の期間におけるLTAの全体的な達成度

取締役報酬の適切性および設定された最高報酬額の遵守状況

監査役会は、個々の報酬項目の適切性および報酬総額を定期的に見直す。取締役報酬の適切性を見直しにおいて、2022年度の達成度に基づく取締役報酬は適切であると結論付けた。

水平的な適切性

水平比較を通じて、監査役会は、目標とする報酬総額が、取締役会の責務および成果ならびに当行の状況および市場慣行に照らして適切であることを確認する。これに関連して、特に、類似する企業（同業他社グループ）における報酬の水準と構造が検討される。ドイツ銀行の市場ポジション（とりわけ、事業セクター、規模および国）を考慮した適切な会社が比較対象として使用される。水平的な適切性の評価は、以下の3つの同業他社グループと比較して行われる。

同業他社グループ1：

このグループは以下のグローバル銀行11行で構成される

- 類似のビジネス・モデル
- 類似の規模（貸借対照表、従業員数および時価総額で測定）

この同業他社グループの11行は相対的総株主利益率の測定に用いられる銀行と一致している（「相対的総株主利益率」の項を参照のこと）。これらは、Banco Santander、Bank of America、Barclays、BNP Paribas、Citigroup、Credit Suisse、HSBC、JP Morgan Chase、Société Générale、UBSおよびUniCreditである。

同業他社グループ2：

このグループは以下の欧州銀行16行で構成される

- 類似のビジネス・モデル
- 類似の規模（貸借対照表、従業員数および時価総額で測定）

これらは、Banco Bilbao Vizcaya Argentaria、Banco Santander、Barclays、BNP Paribas、BPCE、Rabobank、Crédit Agricole、Crédit Mutuel、Credit Suisse、HSBC Holdings、ING Bank、Intesa Sanpaolo、Nordea Bank、Société Générale、UBS GroupおよびUniCreditである。

### 同業他社グループ3：

このグループはドイツ株価指数（DAX）の企業を含む

取締役報酬の水平的な適切性は、監査役会により毎年見直される。監査役会は、水平的な適切性を見直しに外部の報酬アドバイザーを定期的に関与させるとともに、これらのアドバイザーが取締役会およびドイツ銀行から独立していることを保証している。監査役会は、取締役の報酬総額の目標設定にあたり、見直しの結果を考慮する。

### 垂直的な適切性

水平比較に加えて、監査役会は、取締役の報酬と従業員の報酬を比較する垂直比較を検討する。垂直比較においては、監査役会は、特に、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従い、一定期間における報酬の推移を検討する。これには、取締役報酬と2つの従業員グループの報酬を比較することが含まれる。検討されるのは、上級経営陣の報酬であり、取締役会より1つ下のレベルの管理職、各部門の上級幹部委員会メンバー、ドイツ銀行グループ内の重要な機関の取締役、経営責任を有する取締役会・レベル1の役員で構成される。一方、取締役の報酬は、世界中のドイツ銀行グループのその他のすべての従業員（労働協約適用対象従業員および労働協約適用対象外の従業員）の報酬と比較される。

### 設定された最高報酬額（上限）の遵守状況

最高報酬限度額（上限）は、各取締役に対して12百万ユーロに設定されている。これは、事業年度に付与された報酬の実際の費用および/または実際の支出に基づいている。基本給は固定額である。付加給付の費用は、各年度において取締役によって異なる。ドイツ銀行の年金制度への拠出額または年金手当は、すべての取締役に対して同額に設定されている。しかしながら、ドイツ銀行の年金勤務費用について期中に当行が認識すべき金額は、保険数理上の変数に基づいて変動する。短期報奨（STA）および長期報奨（LTA）の複数年の変動報酬項目の費用額は、繰延期間のため最長7年までは確定しないため、2022年度に設定された最高報酬限度額の遵守は、最長2030年度までの事業年度の報酬報告書の枠組みでしか決定できない。しかしながら、ドイツ株式会社法第87a条に規定されている最高報酬限度額の遵守は、2022年度においては既に保証されている。

### 繰延および保有期間

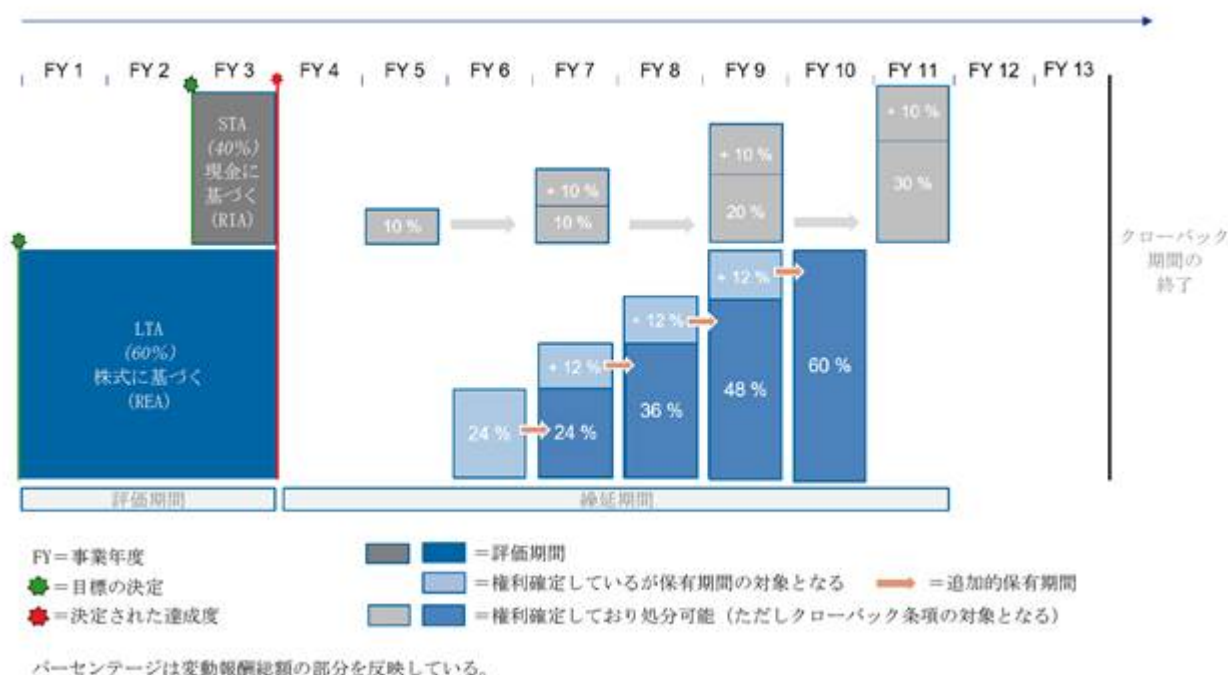
銀行の報酬制度監督要件に関する規制（InstitutsVergV）は、取締役の変動報酬の決定について3年の評価期間を設けることが一般的であると規定している。ドイツ銀行は、この要件に従い、長期報奨（LTA）の各目標を3年間にわたって評価している。取締役が当行グループに最近加わったばかりであるため、関連する3年間を当該取締役に帰属させられない場合は、目標達成度は当該取締役に帰属させることが可能な期間について決定する。LTAの繰延期間は、原則5年である。評価期間が所定の最短期間に満たない場合、付与される変動報酬の繰延期間は、評価期間に満たない年数分、延長される。短期報奨（STA）の評価期間は1年である。STAの繰延期間は原則7年である。

長期報奨（LTA）は、株式に基づく商品（制限付株式報奨（REA））の形式で付与される。支払いは、4つのトランシェで5年間の繰延期間にわたって、評価期間終了後の2年目に40%のトランシェ、評価対象期間終了後3年目、4年目および5年目に各20%の3つのトランシェで行われる。繰延期間後は、各トランシェのREAにも1年間の追加の保有期間が適用される。したがって、取締役は、REAの原資産である株式を最短で3年後、またそのすべてを6年後まで処分できない。繰延期間および保有期間中、REAの価値はドイツ銀行株式のパフォーマンスに連動するため、当行の長期的な業績に連動し、その結果、取締役のインセンティブとドイツ銀行の業績との整合性が強化される。

短期報奨（STA）は通常、繰延現金報酬（制限付奨励報奨（RIA））の形式で付与される。STAは評価期間終了後1年目、3年目、5年目および7年目の合計7年間にわたり、各25%ずつ4つのトランシェで支払われる。しかし、STAが変動報酬総額の50%を超える場合、50%を超える部分も制限付株式報奨（REA）の形式で付与される。これは、規制要件に従い、変動報酬総額の最低50%は株式に基づく報酬の形式で付与されるようにするためである。50%を超える部分については、LTAからの株式報酬と同様の繰延規則が適用される。

ドイツ銀行の米国における一部の事業体で特定機能を担う者については、適用される規制により、上述の制限付株式報奨（REA）と制限付奨励報奨（RIA）ではなく、別の制度に基づき報酬を受け取ることが要求される。これらの者への制限付報酬は、制限付株式報奨と制限付現金報奨で構成される。当該受給者は報奨日から当該報奨の実質的受益者となり、当該報奨は受給者のために保持される。これらの報奨は、（業績条件と失効規定を含む、適用される制度規則および報奨ステートメントに従い）一定期間の制限付である。この制限期間は、ドイツ銀行に適用される通常の繰延報酬の保有期間と整合している。取締役でこれらの規則が適用されるのは、ドイツ銀行USA Corp.のCEOとしての役割からChristiana Riley氏である。

RIAおよびREAには、繰延および保有期間中に特定の失効条件が適用される（追加情報は「バックテスト、マルスおよびクローバック」の項に記載されている。）。



#### バックテスト、マルスおよびクローバック

報酬項目を複数年にわたって繰延形式で付与することにより、長期的なインセンティブが生まれ出される。さらに、個々のトランシェは、権利が確定するまで特定の失効条件の対象となる。

監査役会は、取締役が過去に達成した結果が持続可能であるかを定期的に見直している（バックテスト）。変動報奨の付与の基礎となる成果が持続可能でないと判明した場合、当該報奨の一部または全部が失効する場合がある。

また、当行グループの業績がマイナスとなった場合、以前に付与された変動報奨の全部または一部が失効することを繰延期間中に宣言される場合がある。さらに、特定のソルベンシーまたは流動性の条件を満たしていない場合には、当該報奨の全部または一部が失効する場合がある。さらに、報奨は、個人の不正行為（規制の違反を含む。）、正当な理由のある解雇、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても全部または一部が失効する場合がある（マルス）。

さらに、銀行の報酬制度監督要件に関する規制第18条第5項および第20条第6項（InstitutsVergV）の規定に従い、取締役の契約は、特定の取締役個人が業績にマイナスの貢献をした場合に、監査役会が既に支払われた、または交付された報酬の返還を要求することも認めている（クローバック）。クローバックは、各事業年度に関して繰延形式で付与された報酬項目の最後のトランシェの繰延期間終了から最長2年間、当該事業年度の変動報酬全体について可能である。

監査役会は、各支払期日の前に適宜、取締役会の変動報酬項目の全額または一部の失効（マルス）または返済要求（クローバック）の可能性を定期的に見直している。2022年度において、報奨の失効またはクローバックはなかった。

#### 株式に関する情報および株式所有義務の履行状況（株式保有ガイドライン）

すべての取締役は一定数のドイツ銀行株式を相当数取得し、長期保有しなければならない。この要件は取締役本人とドイツ銀行および株主との一体化を促進し、ドイツ銀行の事業の発展に長期的な結び付きを確保することを目的とする。

最高経営責任者については、保有する株式数は年間基本給の総額の200%に相当し、その他の取締役については、年間基本給の総額の100%に相当する。株式所有義務の要件は、まず、取締役に任命以降（待機期間）に付与された株式に基づく変動報酬の合計が、株式所有義務の1.33倍に相当した日時点で履行されなければならない。要件の遵守状況は半期ごとに見直される。株式の必要数を満たしていない場合、取締役は次回の見直しまでに不足を是正しなければならない。

変動報酬の付与に関連して、監査役会は、株式所有義務が履行されるまで、長期報奨（LTA）のみならず、短期報奨（STA）の一部またはSTAの全体を株式で付与することを個別に決議することができる。これは、株式所有義務のより迅速な遵守を保証することを意図している。

[次へ](#)

## 取締役

以下の表は、2022年2月11日および2023年2月10日現在において現取締役が保有している発行済株式報奨の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報奨の数を示している。

取締役	2022年2月11日		交付数	失効数	2023年2月10日
	現在の残高	付与数			現在の残高
Christian Sewing	693,230	202,143	-	-	895,373
James von Moltke	564,465	153,123	-	-	717,588
Karl von Rohr	519,839	160,670	-	-	680,509
Fabrizio Campelli	338,899	149,265	32,994	-	455,170
Bernd Leukert	151,300	147,039	3,037	-	295,302
Alexander von zur Mühlen	278,282	145,900	46,275	-	377,906
Christiana Riley	248,345	147,092 <sup>1</sup>	102,810 <sup>2</sup>	-	292,627 <sup>3</sup>
Rebecca Short	92,754	106,028 <sup>4</sup>	26,517	-	172,265
Professor Dr. Stefan Simon	149,373	145,979	29,574	-	265,778
Olivier Vigneron <sup>5</sup>	-	-	-	-	130,539

1 基礎となる制度に基づき、当初付与された制限付株式147,092株は付与時に課税され、74,278株は税引後ベースとして残る。「繰延および保有期間」の項にある対応する図を参照のこと。

2 関連する制度に基づき支払うべき課税額をカバーするために付与された株式報奨72,814株が含まれる（脚注1参照）。

3 基礎となる制度に基づく正味74,278株の権利を含む（脚注1参照）。

4 同氏の取締役就任前に2022年度に付与された8,020株を含む。

5 2022年5月20日就任。

以下の表は、2022年2月11日および2023年2月10日の報告日現在において、現取締役が保有しているドイツ銀行株式総数ならびに株式に基づく報奨および株式所有義務の充足度を示している。

取締役	2023年2月10日現在							
	2022年 2月11日現在 ドイツ銀行 株式数 (単位: ユニット)	ドイツ銀行 株式数 (単位: ユニット)	制限付株式 報奨/ 発行済株式数 (追加の保有 期間で繰延) (単位: ユニット)	うち、株式所 義務の対象と なる制限付株 式報奨/ 発行済株式 数の75% (追加の保有 期間で繰延) (単位: ユニット)	株式所義務の 対象となるド イツ銀行株式 および制限付 株式報奨/発 行済株式数 (単位: ユニット)	株式保有 義務を 履行しな ければ ならない 有/無	必要な株式 所有義務の 水準 (単位: ユニット) <sup>1</sup>	充足率 (単 位:%)
Christian Sewing	192,000	222,171	895,373	671,530	893,701	無	635,257	141%
James von Moltke	74,753	74,753	717,588	538,191	612,944	有	264,690	232%
Karl von Rohr	30,058	30,058	680,509	510,382	540,440	有	264,690	204%
Fabrizio Campelli	132,010	149,473	455,170	341,377	490,850	無	247,044	199%
Bernd Leukert	7,882	9,477	295,302	221,477	230,954	有	211,752	109%
Alexander von zur Mühlen	320,829	359,655	377,906	283,430	643,085	無	211,752	304%
Christiana Riley	82,504	100,620	292,627	219,470	320,090	有	211,752	151%
Rebecca Short	36,451	51,299	172,265	129,199	180,498	無	211,752	85%
Prof. Dr. Stefan Simon	0	0	265,778	199,334	199,334	無	211,752	94%
Olivier Vigneron <sup>2</sup>	-	0	130,539	97,904	97,904	無	211,752	46%
合計	876,487	997,506	4,283,058	3,212,294	4,209,800			

1 株式所有義務の対象となるドイツ銀行株式および株式報奨/発行済株式総額の算定は、11.338ユーロ(2023年2月10日のXetraの終値)の株価に基づいている。

2 2022年5月20日就任。

すべての取締役は、2022年度における株式所有義務を履行しているか、または現在、待機期間中にある。

取締役会会長であるSewing氏は、同氏の月次給与純額の15%をドイツ銀行株式に2019年9月から2022年12月末まで投資することに自発的にコミットしている。いずれの場合にも、毎月22日またはその取引日の翌日に購入される。

## マニフェスト終了時点の給付

## 通常の契約終了時の給付

監査役会は、取締役に年金制度給付の受給権を配分する。これらの受給権は確定拠出年金制度に関連するものである。この年金制度では、取締役就任時点で、参加する取締役に個人の年金口座が設定される。

取締役会会長を含む取締役は一律、契約上確定した固定金額に基づく650,000ユーロの年間拠出金を受け取る。拠出金には、年齢関連要因によって60歳まで利息が事前に発生する。初選任に伴う受給権または2021年度以降の再任に伴う受給権については、利息は年平均2%で発生し、従来受給権については4%となる。61歳以降は、前年12月31日現在の年金口座残高に対し、上記金利を適用したことにより生じる額と同額の拠出金が年金口座に振り込まれる。年間拠出額は、合算で、(退職年齢、障害または死亡)の年金事象が発生した場合に将来の年金給付を行うために利用可能な年金資本額を構成している。年金口座残高は当初から権利確定している。

取締役がドイツ以外の所得税を課されている場合、年額650,000ユーロの現金給付による年金手当を確定拠出年金の受給権の代替として選択することができる。これには、慣例的な年金制度の拠出金を受け取ることは、年金手当を受け取ることよりも、取締役にあっては、税務上重要な不利ではないという前提条件が付されている。このオプションは、取締役の任期にわたって行使することができる。

以下の表は、2022年度および2021年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2022年度に在任中の各取締役の2021年12月31日および2022年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の差異は、取締役会での在任期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違によるものである。

取締役	年間拠出額		利息		勘定残高		勤務費用 (IFRS)		確定給付制度債務の現在価値 (IFRS)	
	(各年度)		(各年度)		(年度末)		(各年度)		(年度末)	
	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度
単位：ユーロ										
Christian Sewing	760,500	773,500	0	0	7,276,500	6,516,000	529,109	701,494	5,422,875	6,263,328
James von Moltke	845,000	871,000	0	0	5,034,250	4,189,250	638,068	820,820	3,945,284	4,095,605
Karl von Rohr	728,000	754,000	0	0	5,449,001	4,721,001	652,035	772,131	4,864,821	4,866,754
Fabrizio Campelli	946,836	1,007,500	0	0	3,181,754	2,234,918	605,376	906,767	2,148,218	2,091,609
Bernd Leukert	786,500	812,500	0	0	2,734,334	1,947,834	637,939	785,526	2,317,651	1,957,432
Alexander von zur Mühlen <sup>1</sup>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Christiana Riley <sup>1</sup>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Rebecca Short	819,000	554,668	0	0	1,373,668	554,668	475,091	476,303	826,548	496,829
Prof. Dr. Stefan Simon	845,000	871,000	0	0	3,009,501	2,164,501	629,482	824,015	2,311,957	2,128,664
Olivier Vigneron <sup>2</sup>	644,584	0	0	0	644,584	0	423,955	0	446,932	0
Stuart Lewis <sup>3</sup>	303,335	754,000	0	0	6,715,273	6,411,938	258,440	756,618	6,115,579	6,919,079

<sup>1</sup> 取締役は「付与された報酬および未払いの報酬(支給額の表)」の項に示される年金手当を受け取る。

<sup>2</sup> 2022年5月20日就任。

<sup>3</sup> 2022年5月19日退任。



#### 期限前解約時の給付

正当な理由により選任の取消しまたは解雇通告を行う権利が当行にない場合、当行の都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に従い、退職金の支払額は、最大で年間報酬の2倍までであり、役務契約残存期間に対する報酬として支払うであろう金額を超えてはならない。退職金の算定は、前事業年度の年間報酬と、該当する場合は当事業年度の予想年間報酬に基づいて行われる。退職金は、とりわけ銀行の報酬制度監督要件に関する規制（InstitutsVergV）の規定に基づき、規制および法令要件に従って決定および付与される。

支配権の変更があった場合、取締役は役務契約を終了する特別な権利を有している。しかし、そのような場合には、退職金を受け取る権利を有さない。

#### その他の役務契約

##### 役務契約期間

取締役会の役務契約期間は就任期間に連動しており、ドイツ株式会社法第84条に従い、最長5年である。監査役会は、少なくとも任期満了の6ヶ月前までに、再任について決定するものとする。取締役再任の場合、役務契約は更新された就任期間分、延長される。

初選任については、契約期間は3年を超えない。取締役会の役務契約は、明示的な終了通知を必要とせず、任期満了とともに自動的に終了する。

##### その他のマニデートによる報酬に係る基本給の減額

取締役の役務契約には、ドイツ株式会社法第18条に基づき、いかなる企業体（特に、当行の監査役会、アドバイザー・ボードまたは当行のグループ企業の類似する機関）のメンバーとしての各自の立場において与えられる報酬を受領しないことを確認する義務が含まれている。したがって、取締役はドイツ銀行子会社のボードでのマニデートに関する報酬は受け取らない。

取締役の基本給は、ドイツ銀行グループに属さない会社において、（特に、監査役会またはアドバイザー・ボード）のマニデートからの報酬の50％に相当する額が減額される。マニデートおよび暦年当たり100,000ユーロを超えない報酬については、そのような減額は行われない。

2022年度において、取締役1名について、ドイツ銀行グループに属さない会社におけるマニデートからの報酬額が閾値を超過したため、基本給が当該報酬分、減額された。

##### 契約終了後競業禁止条項

取締役退任後、取締役には原則として1年間の競業禁止条項が付されている。競業禁止期間中、ドイツ銀行は、取締役の年間基本給の65％に相当する報酬（待機手当「Karenzentschädigung」）を取締役に支払う。待機手当は退職金に対する請求に対して払い込まれるものとする。さらに、待機手当は、取締役が競業禁止中に、自営業、給与またはその他の支払いを有する活動により稼得したいかなる収入によっても減額される。ドイツ銀行は、取締役の契約終了後の競業禁止条項の遵守を免除することができる。そのような免除が認められた場合、ドイツ銀行は待機手当（「Karenzentschädigung」）を支払う義務が終了する。

Stuart Lewis氏は2022年5月19日付で取締役を退任した。役務契約は2022年5月19日付で円満に終了した。想定されたとおり、また、同氏の役務契約に従い、契約終了後競業禁止条項（「Karenzentschädigung」）の報酬として、同氏の年間基本給の65％に相当する1,820,000ユーロが合意された。契約終了後競業禁止条項は、役務契約に規定される2022年6月1日から2023年5月31日までの期間に適用される。

##### 報酬制度からの逸脱

2022年度において、報酬制度からの逸脱はなかった。

## 2022年度における取締役報酬

## 現取締役

## 2022年度報酬総額

監査役会は、前述の2022年度および2021年度の報酬を個人別に次のとおり決定した。

単位：ユーロ						2022年度	2021年度
	基本給 <sup>1</sup>	短期報奨	長期報奨	報酬総額	目標報酬総額	目標に対する 比率	報酬総額
Christian Sewing	3,600,000	2,754,810	2,578,932	8,933,742	9,000,000	99%	8,812,448
James von Moltke	2,900,000	2,120,115	2,053,594	7,073,709	7,200,000	98%	6,748,426
Karl von Rohr	3,000,000	2,165,240	2,101,352	7,266,592	7,400,000	98%	7,143,047
Fabrizio Campelli	2,466,667	2,053,188	1,966,038	6,485,893	6,583,334	99%	6,248,949
Bernd Leukert	2,400,000	1,908,550	1,958,078	6,266,628	6,500,000	96%	6,191,549
Alexander von zur Mühlen	2,400,000	1,891,023	1,958,078	6,249,101	6,500,000	96%	6,162,166
Christiana Riley	2,400,000	1,803,385	1,958,078	6,161,463	6,500,000	95%	6,192,916
Rebecca Short	2,400,000	1,966,975	1,958,078	6,325,053	6,500,000	97%	4,127,244
Prof. Dr. Stefan Simon	2,400,000	1,900,760	1,958,078	6,258,838	6,500,000	96%	6,164,216
Olivier Vigneron <sup>2</sup>	1,473,333	1,064,039	1,303,173	3,840,545	3,990,278	96%	-
Stuart Lewis <sup>3</sup>	1,166,667	798,000	835,765	2,800,432	2,916,667	96%	6,728,126
合計	26,606,667	20,426,085	20,629,244	67,661,996	69,590,279	97%	64,519,087

1 「基本給」の列には、監査役会が設定した目標値が、比較可能性の観点からユーロで示されている。実際の支給額は、取締役である Alexander von zur Mühlen氏およびChristiana Riley氏は為替変動、Bernd Leukert氏はマンデートからの報酬の相殺により、この目標値とは異なる。支給額は「付与された報酬および未払いの報酬（支給額の表）」の項に示されている。

2 2022年5月20日就任。

3 2022年5月19日退任。2022年5月31日までの役務契約期間に按分。

制限付株式報奨（REA）の形で2023年度に取締役に付与された2022年度の株式報奨数は、それぞれのユーロ建て金額を2023年2月の最終10取引日におけるXetraのドイツ銀行株式終値の平均または2023年2月28日のXetraの終値（11.800ユーロ）のいずれか高い方の金額で除して計算された。

取締役	制限付株式報奨 (追加の保有期間を含む繰延) (単位：ユニット) <sup>1</sup>
Christian Sewing	226,006
James von Moltke	176,852
Karl von Rohr	180,788
Fabrizio Campelli	170,306
Bernd Leukert	165,939
Alexander von zur Mühlen	165,939
Christiana Riley	165,939
Rebecca Short	166,316
Prof. Dr. Stefan Simon	165,939
Olivier Vigneron <sup>2</sup>	110,438
Stuart Lewis <sup>3</sup>	70,828
合計	1,765,289

1 表示目的のために、制限付株式報奨の数値は四捨五入されている。

2 2022年5月20日就任。

3 2022年5月19日退任。

付与された報酬および未払いの報酬（支給額の表）

以下の表は、ドイツ株式会社法第162条第1項第1文に従い、2021年度の取締役に対して、2022年度および2021年度中に支払われた報酬および未払いとなっている報酬を示したものである。これには、報告期間中に各取締役に実際に支払われたか、もしくは支給された（「支払われた」）報酬項目、または報告期間中にすでに法的な支払期限が到来していたが支給されていない（「未払い」）報酬項目が含まれる。

報酬額のほかに、ドイツ株式会社法第162条第1項第2文に基づく報酬総額の固定報酬および変動報酬の相対的比率も表に示している。

	Christian Sewing				James von Moltke			
	2022年度		2021年度		2022年度		2021年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
<b>固定報酬項目</b>								
基本給	3,600	82%	3,600	93%	2,900 <sup>2</sup>	77%	2,800	70%
年金手当	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	216	5%	-8.0 <sup>1</sup>	0%	84	2%	52	1%
<b>固定報酬合計</b>	<b>3,816</b>	<b>87%</b>	<b>3,592</b>	<b>93%</b>	<b>2,984</b>	<b>79%</b>	<b>2,852</b>	<b>71%</b>
<b>変動報酬項目：</b>								
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2017年度の制限付奨励報奨： 早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%	0	0%	140	3%
2017年度の制限付奨励報奨： サインオン	0	0%	0	0%	67	2%	67	2%
2018年度に対する2019年度の 制限付奨励報奨	232	5%	232	6%	169	4%	169	4%
2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨	43	1%	43	1%	43	1%	43	1%
2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨	304	7%	0	0%	213	6%	0	0%
このうち株式報奨：								
2017年度の制限付株式報奨： 早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%	0	0%	124	3%
2014年度に対する2015年度の DBエクイティ・プラン	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	308 <sup>3</sup>	8%	616 <sup>3</sup>	15%
<b>変動報酬合計</b>	<b>579</b>	<b>13%</b>	<b>275</b>	<b>7%</b>	<b>799</b>	<b>21%</b>	<b>1,157</b>	<b>29%</b>
<b>報酬総額</b>	<b>4,394</b>	<b>100%</b>	<b>3,867</b>	<b>100%</b>	<b>3,783</b>	<b>100%</b>	<b>4,009</b>	<b>100%</b>

1 経済活動に係る社用車の費用がその他の付加給付費用を上回るため、2021年度はマイナスの残高となる。

2 報酬の決定の詳細については、本報告書の「2022年度における取締役の変更および報酬の決定」の項を参照のこと。

3 変動付加給付は、2022年6月30日まで支給された住宅手当を表す。

	Karl von Rohr				Fabrizio Campelli			
	2022年度		2021年度		2022年度		2021年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
<b>固定報酬項目</b>								
基本給	3,000	87%	3,000	93%	2,467 <sup>1</sup>	90%	2,400	99%
年金手当	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	8	0%	24	1%	57	2%	12	0%
<b>固定報酬合計</b>	<b>3,008</b>	<b>87%</b>	<b>3,024</b>	<b>93%</b>	<b>2,524</b>	<b>92%</b>	<b>2,412</b>	<b>100%</b>
<b>変動報酬項目：</b>								
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2017年度の制限付奨励報奨：								
早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2017年度の制限付奨励報奨：								
サインオン	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2018年度に対する2019年度の								
制限付奨励報奨	169	5%	169	5%	0	0%	0	0%
2019年度に対する2020年度の								
制限付奨励報奨	43	1%	43	1%	7	0%	7	0%
2020年度に対する2021年度の								
制限付奨励報奨	224	5%	0	0%	213	6%	0	0%
このうち株式報奨：								
2017年度の制限付株式報奨：								
早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2014年度に対する2015年度の								
DBエクイティ・プラン	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
<b>変動報酬合計</b>	<b>435</b>	<b>13%</b>	<b>211</b>	<b>7%</b>	<b>220</b>	<b>8%</b>	<b>7</b>	<b>0%</b>
<b>報酬総額</b>	<b>3,444</b>	<b>100%</b>	<b>3,235</b>	<b>100%</b>	<b>2,744</b>	<b>100%</b>	<b>2,420</b>	<b>100%</b>

1 報酬の決定の詳細については、本報告書の「2022年度における取締役の変更および報酬の決定」の項を参照のこと。

	Bernd Leukert				Alexander von zur Mühlen			
	2022年度		2021年度		2022年度		2021年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
<b>固定報酬項目</b>								
基本給	2,397 <sup>1</sup>	92%	2,394 <sup>1</sup>	99%	2,567 <sup>2</sup>	75%	2,345 <sup>2</sup>	74%
年金手当	0	0%	0	0%	650	19%	650	21%
付加給付	8	0%	25	1%	121	4%	64	2%
<b>固定報酬合計</b>	<b>2,404</b>	<b>93%</b>	<b>2,419</b>	<b>100%</b>	<b>3,338</b>	<b>98%</b>	<b>3,059</b>	<b>97%</b>
<b>変動報酬項目：</b>								
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2017年度の制限付奨励報奨：								
早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2017年度の制限付奨励報奨：								
サインオン	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2018年度に対する2019年度の								
制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2019年度に対する2020年度の								
制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2020年度に対する2021年度の								
制限付奨励報奨	188	4%	0	0%	74	2%	0	0%
このうち株式報奨：								
2017年度の制限付株式報奨：								
早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2014年度に対する2015年度の								
DBエクイティ・プラン	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	0	0%	98	3%
<b>変動報酬合計</b>	<b>188</b>	<b>7%</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>	<b>74</b>	<b>2%</b>	<b>98</b>	<b>3%</b>
<b>報酬総額</b>	<b>2,593</b>	<b>100%</b>	<b>2,419</b>	<b>100%</b>	<b>3,412</b>	<b>100%</b>	<b>3,157</b>	<b>100%</b>

1 表示されている固定報酬には、マンドートからの報酬が含まれている。

2 固定報酬は現地通貨で付与されるため、為替レート変動の影響を受ける。

	Christiana Riley				Rebecca Short			
	2022年度		2021年度		2022年度		2021年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
<b>固定報酬項目</b>								
基本給	2,612 <sup>1</sup>	72%	2,328 <sup>1</sup>	76%	2,400	99%	1,600	100%
年金手当	650	18%	650	21%	0	0%	-	0%
付加給付	204	6%	85	3%	36	1%	6	0%
<b>固定報酬合計</b>	<b>3,466</b>	<b>95%</b>	<b>3,063</b>	<b>99%</b>	<b>2,436</b>	<b>100%</b>	<b>1,606</b>	<b>100%</b>
<b>変動報酬項目：</b>								
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2017年度の制限付奨励報奨：								
早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2017年度の制限付奨励報奨：								
サインオン	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2018年度に対する2019年度の								
制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2019年度に対する2020年度の								
制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2020年度に対する2021年度の								
制限付奨励報奨	186	4%	0	0%	0	0%	0	0%
このうち株式報奨：								
2017年度の制限付株式報奨：								
早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2014年度に対する2015年度の								
DBエクイティ・プラン	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	1	0%	17	1%	0	0%	0	0%
<b>変動報酬合計</b>	<b>187</b>	<b>5%</b>	<b>17</b>	<b>1%</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>
<b>報酬総額</b>	<b>3,653</b>	<b>100%</b>	<b>3,079</b>	<b>100%</b>	<b>2,436</b>	<b>100%</b>	<b>1,606</b>	<b>100%</b>

1 固定報酬は現地通貨で付与されるため、為替レート変動の影響を受ける。

	Professor Dr. Stefan Simon				Olivier Vigneron (2022年5月20日就任)			
	2022年度		2021年度		2022年度		2021年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
<b>固定報酬項目</b>								
基本給	2,400	96%	2,400	98%	1,473	98%	-	-
年金手当	0	0%	0	0%	0	0%	-	-
付加給付	10	0%	46	2%	35	2%	-	-
<b>固定報酬合計</b>	<b>2,410</b>	<b>97%</b>	<b>2,446</b>	<b>100%</b>	<b>1,508</b>	<b>100%</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>変動報酬項目：</b>								
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2017年度の制限付奨励報奨：								
早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%	0	0%	-	-
2017年度の制限付奨励報奨：								
サインオン	0	0%	0	0%	0	0%	-	-
2018年度に対する2019年度の								
制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	-	-
2019年度に対する2020年度の								
制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	-	-
2020年度に対する2021年度の								
制限付奨励報奨	78	2%	0	0%	0	0%	-	-
このうち株式報奨：								
2017年度の制限付株式報奨：								
早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%	0	0%	-	-
2014年度に対する2015年度の								
DBエクイティ・プラン	0	0%	0	0%	0	0%	-	-
付加給付	0	0%	0	0%	0	0%	-	-
<b>変動報酬合計</b>	<b>78</b>	<b>3%</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>報酬総額</b>	<b>2,488</b>	<b>100%</b>	<b>2,446</b>	<b>100%</b>	<b>1,508</b>	<b>100%</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

Stuart Lewis (2022年5月19日退任)

	2022年度		2021年度	
	単位：	単位：	単位：	単位：
	千ユーロ	%	千ユーロ	%
<b>固定報酬項目</b>				
基本給	1,167	44%	2,800	91%
競争避止手当	1,062	40%	0	0%
年金手当	0	0%	0	0%
付加給付	32	1%	80	3%
<b>固定報酬合計</b>	<b>2,260</b>	<b>85%</b>	<b>2,880</b>	<b>94%</b>
<b>変動報酬項目：</b>				
繰延変動報酬				
このうち制限付奨励報奨：				
2017年度の制限付奨励報奨：				
早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%
2017年度の制限付奨励報奨：				
サインオン	0	0%	0	0%
2018年度に対する2019年度の				
制限付奨励報奨	156	6%	156	5%
2019年度に対する2020年度の				
制限付奨励報奨	43	2%	43	1%
2020年度に対する2021年度の				
制限付奨励報奨	188	4%	0	0%
このうち株式報奨：				
2017年度の制限付株式報奨：				
早期退職割増報奨金	0	0%	0	0%
2014年度に対する2015年度の				
DBエクイティ・プラン	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%
<b>変動報酬合計</b>	<b>387</b>	<b>15%</b>	<b>199</b>	<b>6%</b>
<b>報酬総額</b>	<b>2,648</b>	<b>100%</b>	<b>3,079</b>	<b>100%</b>

監査役会は、報告年度に承認された過年度の繰延報酬部分について、それぞれの業績条件が満たされていることを確認した。

元取締役

付与された報酬および未払いの報酬（支給額の表）

以下の表は、ドイツ株式会社法第162条第1項第1文に従い、2022年度に元取締役に支払われた報酬および未払いの報酬を示したものである。これには、報告期間中に元取締役に実際に支給された（「支払われた」）報酬項目、または報告期間中にすでに法的な支払期限が到来していたが支給されていない（「未払い」）報酬項目が含まれる。ドイツ株式会社法第162条第5項に従い、2012年12月31日より前に取締役の役務を終了した元取締役の個人データは提供されていない。



	Frank Kuhnke 2021年4月30日退任		Werner Steinmüller 2020年7月31日退任		Sylvie Matherat 2019年7月31日退任		Garth Ritchie 2019年7月31日退任	
	2022年度		2022年度		2022年度		2022年度	
	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%
競争禁止手当	520	32%	0	0%	0	0%	0	0%
繰延変動報酬								
制限付奨励報奨	212	13%	283	100%	132	99%	268	100%
株式報奨	894	55%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%
年金給付	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
報酬総額	1,626	100%	283	100%	134	100%	268	100%

	Nicolas Moreau 2018年12月31日退任 2022年度			
	DB AG	DWS Management GmbH	全体	
	単位： 千ユーロ	単位： 千ユーロ	単位： 千ユーロ	単位：%
繰延変動報酬				
制限付奨励報奨	79	90	169	53%
株式報奨 <sup>1</sup>	0	126	126	40%
付加給付	21	0	21	7%
年金給付	0	0	0	0%
報酬総額	101	216	317	100%

1 表示された株式報奨は、DWS Management GmbHにより付与された株式に基づく商品である。これらの商品の詳細はDWSの年次報告書に記載されている。

	Frank Strauß 2019年7月31日退任		Kimberly Hammonds <sup>1</sup> 2018年5月24日退任		Dr. Marcus Schenck 2018年5月24日退任		John Cryan 2018年4月8日退任	
	2022年度		2022年度		2022年度		2022年度	
	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%
繰延変動報酬								
制限付奨励報奨	326	100%	52	73%	65	100%	47	100%
株式報奨	0	0%	20	28%	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
年金給付	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
報酬総額	326	100%	71	100%	65	100%	47	100%

1 Kimberly Hammonds氏は2022年に逝去されたため、2023年度報酬報告書以降「付与されたまたは未払い」の表内での開示はなくなる。

	Hermann-Josef Lamberti 2012年5月31日退任		Josef Ackermann 2012年5月31日退任	
	2022年度		2022年度	
	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%
繰延変動報酬				
制限付奨励報奨	0	0%	0	0%
株式報奨	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%
年金給付	1,492	100%	959	100%
報酬総額	1,492	100%	959	100%

## 2023年度の見通し

### 目標報酬総額と最大報酬額

2023年度の目標報酬総額は、2022年度において有効な、または調整された目標報酬総額から原則変更されない。

取締役の報酬の上限は、2022年度から変更はない。これは、変動報酬の最大達成度を150%とすることを意味し、基本給、STAおよびLTAの合計額は9.85百万ユーロを上限とする。さらに、ドイツ株式会社法（AktG）第87a条第1項第2文第1号に従い、報酬総額について設定された制限は、事業年度に基づく上限として、すべての取締役に対して一律12百万ユーロに据え置かれる。

### 2023年度の報酬構造および目標

現行の報酬制度はうまく機能し、正しい結果を生み出している。しかしながら、制度は非常に複雑であると認識されている。このため、報酬統制委員会は制度そのものを大幅に変更することなく、報酬構造を簡素化するための選択肢を複数の会議で議論した。報酬構造は引き続き2021年度の株主総会で承認された報酬制度に沿ったものとなるが、2023年度以降の制度の全体的な複雑性を軽減するため、適切な調整が行われた。

### 短期報奨（STA）

2022年度と概ね変わらず、2023年度の短期報奨（STA）の金額は目標変動報酬総額の40%とし、短期および中期的な個人および部門目標の個人の達成度に基づいて決定される。

2022年度において、短期報奨は3つの報酬項目から構成されていた。2023年度から、「年次優先事項」項目は、独立した報酬項目として削除され、残りの2つの報酬項目に年次優先事項の2つの目標が割り当てられる。5%に重み付けされた非財務的目標は「個人の目標」項目に割り当てられ、5%に重み付けされた財務的目標は「バランス・スコアカード」項目に割り当てられる。

2023年度以降のSTA項目は以下のとおりである。

- 個人目標（25%）：3つから4つの個人目標または部門目標および1つの追加的な非財務的「行動目標」
- バランス・スコアカード（15%）：個人および部門/地域のダッシュボードおよび主要な成果物。

2023年度における短期報奨の具体的な目標は、2023年度報酬報告書で適時的に開示される。

### 長期報奨（LTA）

長期報酬（LTA）は、引き続き目標変動報酬総額の60%とし、当行の戦略と結びついた長期的な全体目標で構成される。

2022年度における長期報奨は、4つの報酬項目で構成されていた。「ESG」項目および「相対的総株主利益率」項目の重み付けは、2023年度も変更なく据え置かれる。「本業の資本の成長」および「グループ項目」の各項目は、重み付け25%の「グループ財務」に統合される。本業の資本の成長とRoTEは資本の増加を正確に反映しているため、本業の資本の成長は個別の目標として削除される。

2023年度以降のLTA項目は以下のとおりである。

- ESG項目（20%）
- 相対的総株主利益率（15%）
- グループ財務（CET 1、RoTEおよびCIR）（25%）

これらの変更は、全体として、報酬構造を簡素化する改善点である。これらは、全体的な構造の一貫性を保ちながら、個人の目標をより重視するものである。

ESG  
当社の報酬制度とサステナビリティ戦略を常に一致させるため、ESG項目は、その評価と評価基準を含め、当行の事業運営に係る温室効果ガス排出量の削減を明確に重視するために改定および調整され、さらには、当行の顧客をネットゼロへの道筋に導いている。残りのKPIは、長期的な比較と一貫性のある評価測定の観点から、変更なく据え置かれる。  
2023年度のESG目標は以下となる。

ESG			下限 (0%)	目標 (100%)	上限 (150%)	2023年度の 相対的加重
環境	サステナブル 融資	サステナブル投資事業の拡大	2,650億ユーロ	3,150億ユーロ	3,650億ユーロ	12.5%
		気候リスク管理を牽引 - ネットゼロ移行計画の詳細を公表し、ネットゼロ/バンキング・アライアンスのコミットメントと整合させるため、主要産業セクターの炭素集約度をさらに削減する目標を2023年度末までに設定	関連する主要セクター（2セクター以下）の目標設定完了	関連する主要セクター（4セクター）の目標設定完了	NZBAが推奨する関連する主要8セクター（すべて）の目標設定完了	12.5%
	当行グループの 事業	2019年度比の建物に係るエネルギー総消費量 (キロワットアワー/平方メートル)	-17%	-21%	-23%	5%
社会		従業員のフィードバック文化（直近のサーベイの結果）	72%	75%	78%	5%
		ジェンダーの多様性 (VP/D/MD)	31%	31.8%	32.3%	10%
ガバナンス		統制環境-統制環境評価グレード (評価およびグループ監査リスク/統制文化グレード) 一年次平均	1.5	3	5	15%
		AML/KYC改善活動	0%	100%	150%	40%
						100%

1 目標値は、2022年度末の累計総額2,150億ユーロに基づき、前年度比1,000億ユーロの増加となる。

選定された同業他社グループの平均株主利益率に対する相対的総株主利益率の目標値および本業の資本の成長の目標値について、2023年度も引き続き変更はない。

「財務グループ目標」項目は重要な財務指標が含まれており、これは当行の戦略目標として伝達され、当行にとって適切な統制手段となる。2023年度の目標は、「コア資本比率（CET 1比率）」、「有形株主資本利益率（RoTE）」および「費用収益比率（CIR）」である。2022年度において、3つの目標すべてがグループ項目の一部であった。

## 監査役の報酬

監査役の報酬は定款第14条に定められており、必要に応じて株主総会において改定することができる。2013年度に再設計された直近の報酬規定の改定は2022年5月19日の株主総会で決議され、2022年7月20日に発効した。その結果、以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（監査役報酬）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、当該金額の2倍を受け取り、副会長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長には、以下のとおり追加の年間固定報酬が支払われる。

委員会 単位：ユーロ	2022年12月31日現在	
	委員長	委員
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
任命委員会	100,000	50,000
調停委員会	0	0
規制監視委員会 <sup>1</sup>	200,000	100,000
会長委員会	100,000	50,000
報酬統制委員会	100,000	50,000
戦略およびサステナビリティ委員会 <sup>1</sup>	100,000	50,000
テクノロジー、データおよびイノベーション委員会	200,000	100,000

<sup>1</sup> 2022年7月28日、監査役会は、公正委員会のタスクの重点事項を対外的により明確にするため、公正委員会を規制監視委員会に改称することを決議した。同じ理由から、監査役会は2022年12月15日、戦略委員会を戦略およびサステナビリティ委員会と改称することを決議した。

決定された報酬の75%は、翌年の年初3ヶ月間に明細を提出した後で各監査役に支給される。同時に残りの25%は、当行により直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする（失効規定）。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げて、または切下げて、按分により支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能による代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能に基づき必要とされるセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

#### 2022年度および2021年度の監査役の報酬

各監査役は2022年度および2021年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。以下の2つの表は、ドイツ株式会社（AktG）第162条第1項第1文に従い、2022年度および2021年度に監査役に支払われた報酬および未払いの報酬を示している。

監査役	2022年度報酬						
	基本給		委員会の報酬 <sup>1</sup>		報酬総額	うち、2023年度 第1四半期に支払	
	単位：ユーロ	単位：%	単位：ユーロ	単位：%	単位：ユーロ	単位：ユーロ	単位：%
Alexander Wynaendts <sup>2</sup>	116,667	24%	379,167	76%	495,833	371,875	75%
Dr. Paul Achleitner <sup>3</sup>	83,333	22%	291,667	78%	375,000	375,000	100%
Detlef Polaschek	150,000	33%	300,000	67%	450,000	337,500	75%
Ludwig Blomeyer-Bartenstein	100,000	33%	200,000	67%	300,000	225,000	75%
Mayree Clark	100,000	23%	329,167	77%	429,167	321,875	75%
Jan Duscheck	100,000	33%	200,000	67%	300,000	225,000	75%
Manja Eifert <sup>4</sup>	75,000	64%	41,667	36%	116,667	87,500	75%
Dr. Gerhard Eschelbeck <sup>3</sup>	41,667	40%	62,500	60%	104,167	104,167	100%
Sigmar Gabriel	100,000	50%	100,000	50%	200,000	150,000	75%
Timo Heider	100,000	32%	208,333	68%	308,333	231,250	75%
Martina Klee	100,000	50%	100,000	50%	200,000	150,000	75%
Henriette Mark <sup>5</sup>	25,000	40%	37,500	60%	62,500	62,500	100%
Gabriele Platscher	100,000	33%	200,000	67%	300,000	225,000	75%
Bernd Rose	100,000	29%	250,000	71%	350,000	262,500	75%
Yngve Slyngstad <sup>2</sup>	58,333	58%	41,667	42%	100,000	75,000	75%
John Alexander Thain	100,000	50%	100,000	50%	200,000	150,000	75%
Michele Trogni	100,000	22%	350,000	78%	450,000	337,500	75%
Dr. Dagmar Valcárcel	100,000	22%	350,000	78%	450,000	337,500	75%
Stefan Viertel	100,000	31%	220,833	69%	320,833	240,625	75%
Dr. Theodor Weimer	100,000	50%	100,000	50%	200,000	150,000	75%
Frank Werneke	100,000	33%	200,000	67%	300,000	225,000	75%
Prof. Dr. Norbert Winkeljohann	120,833	23%	400,000	77%	520,833	390,625	75%
Frank Witter	100,000	33%	200,000	67%	300,000	225,000	75%
合計	2,170,833	32%	4,662,500	68%	6,833,333	5,260,417	77%

1 2022年度における監査役会の委員会の各メンバーは、「3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員状況」に表示されている。

2 2022年5月19日監査役就任。

3 2022年5月19日監査役退任。

4 2022年4月7日監査役就任。

5 2022年3月31日監査役退任。

2021年度報酬

監査役	基本給		委員会の報酬 <sup>1</sup>		報酬総額	うち、2022年度 第1四半期に支払	
	単位：ユーロ	単位：%	単位：ユーロ	単位：%		単位：ユーロ	単位：%
Dr. Paul Achleitner	200,000	23%	670,833	77%	870,833	653,125	75%
Detlef Polaschek	150,000	33%	300,000	67%	450,000	337,500	75%
Ludwig Blomeyer- Bartenstein	100,000	33%	200,000	67%	300,000	225,000	75%
Frank Bsirske <sup>2</sup>	83,333	33%	166,667	67%	250,000	250,000	100%
Mayree Clark	100,000	22%	350,000	78%	450,000	337,500	75%
Jan Duscheck	100,000	37%	170,833	63%	270,833	203,125	75%
Dr. Gerhard Eschelbeck	100,000	46%	116,667	54%	216,667	162,500	75%
Sigmar Gabriel	100,000	50%	100,000	50%	200,000	150,000	75%
Timo Heider	100,000	34%	191,667	66%	291,667	218,750	75%
Martina Klee	100,000	59%	70,833	41%	170,833	128,125	75%
Henriette Mark	100,000	40%	150,000	60%	250,000	187,500	75%
Gabrielle Platscher	100,000	33%	200,000	67%	300,000	225,000	75%
Bernd Rose	100,000	31%	220,833	69%	320,833	240,625	75%
Gerd Alexander Schütz <sup>3</sup>	41,667	83%	8,333	17%	50,000	50,000	100%
John Alexander Thain	100,000	50%	100,000	50%	200,000	150,000	75%
Michele Trogni	100,000	26%	291,667	74%	391,667	293,750	75%
Dr. Dagmar Valcárcel	100,000	22%	350,000	78%	450,000	337,500	75%
Stefan Viertel	100,000	41%	141,667	59%	241,667	181,250	75%
Dr. Theodor Weimer	100,000	50%	100,000	50%	200,000	150,000	75%
Frank Werneke <sup>4</sup>	8,333	100%	0	0%	8,333	6,250	75%
Prof. Dr. Norbert Winkeljohann	100,000	20%	395,833	80%	495,833	371,875	75%
Frank Witter <sup>5</sup>	58,333	41%	83,333	59%	141,667	106,250	75%
合計	2,141,666	33%	4,379,166	67%	6,520,833	4,965,625	76%

1 2021年度における監査役会の委員会の各メンバーは、2021年度の有価証券報告書の「3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員  
の状況」に表示されている。

2 2021年10月27日監査役退任。

3 2021年5月27日監査役退任。

4 2021年11月25日監査役就任。

5 2021年5月27日監査役就任。

明細を提出した後、2022年度の各監査役について決定された報酬の25%は、12.0496ユーロ（2023年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均）の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2022年度に退任した監査役の報酬総額は現金で支払われた。

以下の表は、2022年度の報酬の一部として2023年度の年初3ヶ月間に転換された仮想株式数（小数第3位まで）、前年度からの変動、報酬の一部として発生した仮想株式数、ならびに監査役就任期間中に累積した仮想株式総数、前年度からの変動、および退任した監査役に対して2023年2月に支払われた金額を示している。

## 仮想株式数

監査役	2022年度の報酬の一部として2023年2月に 転換	対前年比 変動率 単位：%	現在の任期中 に発生した 総数	合計（累積）	対前年比 変動率 単位：%	2023年2月に 支払 単位：ユーロ <sup>1</sup>
Alexander Wynaendts <sup>2</sup>	10,287.340	N/A	0	10,287.340	N/A	0
Dr. Paul Achleitner <sup>3</sup>	0	N/A	104,444.785	104,444.785	0%	1,258,518
Detlef Polaschek	9,336.410	-4%	44,909.808	54,246.218	21%	0
Ludwig Blomeyer- Bartenstein	6,224.273	-4%	29,939.872	36,164.145	21%	0
Mayree Clark	8,904.168	-8%	39,849.378	48,753.546	22%	0
Jan Duscheck	6,224.273	7%	25,398.115	31,622.388	25%	0
Manja Eifert <sup>4</sup>	2,420.551	N/A	0	2,420.551	N/A	0
Dr. Gerhard Eschelbeck <sup>3</sup>	0	N/A	18,653.863	18,653.863	0%	224,772
Sigmar Gabriel	4,149.515	-4%	8,974.025	13,123.540	46%	0
Timo Heider	6,397.169	2%	25,846.336	32,243.505	25%	0
Martina Klee	4,149.515	13%	15,418.158	19,567.673	27%	0
Henriette Mark <sup>5</sup>	0	N/A	24,949.893	24,949.893	0%	300,636
Gabriele Platscher	6,224.273	-4%	29,939.872	36,164.145	21%	0
Bernd Rose	7,261.652	5%	27,174.511	34,436.163	27%	0
Yngve Slyngstad <sup>2</sup>	2,074.758	N/A	0	2,074.758	N/A	0
John Alexander Thain	4,149.515	-4%	19,959.915	24,109.430	21%	0
Michele Trogni	9,336.410	11%	33,979.446	43,315.856	27%	0
Dr. Dagmar Valcárcel	9,336.410	-4%	26,921.443	36,257.853	35%	0
Stefan Viertel	6,656.514	28%	5,199.369	11,855.883	128%	0
Dr. Theodor Weimer	4,149.515	-4%	7,339.140	11,488.655	57%	0
Frank Werneke	6,224.273	N/M	179.289	6,403.562	N/M	0
Prof. Dr. Norbert Winkeljohann	10,806.030	1%	38,562.948	49,368.978	28%	0
Frank Witter	6,224.273	104%	3,047.906	9,272.179	204%	0
合計	130,536.837	9%	530,688.072	661,224.909	37%	1,783,926

<sup>1</sup> 2023年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継のシステム）の終値の平均株価12.0496ユーロに基づく。

<sup>2</sup> 2022年5月19日就任。

<sup>3</sup> 2022年5月19日退任。

<sup>4</sup> 2022年4月7日就任。

<sup>5</sup> 2022年3月31日退任。

従業員より選出された監査役（Jan Duscheck氏およびFrank Werneke氏を除く。）は全員、ドイツ銀行グループにより雇用されている。2022年度において、当行グループは当該メンバーに対し、監査役の報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.28百万ユーロを支払った。

当行グループに雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行グループは、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2022年度において、当行グループに雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.07百万ユーロを確保した。

当行の取締役会の合意により、Paul Achleitner博士（監査役会会長2022年5月19日退任）は無償で当行の様々な代表職務を果たし、当行の事業機会の創出に関わった。これらの任務は、ドイツ銀行AGの監査役会会長の職務責任に関連するものであった。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行はPaul Achleitner博士に対し、当行の利益において当該業務に関して無料で管理および支援サービスを提供した。したがって、Paul Achleitner博士は、これらの活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利があった。Paul Achleitner博士は、これらの任務のために無料で当行のセキュリティおよび車両サービスを利用可能であった。当行はまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担した。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はPaul Achleitner博士の監査役会会長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直された。ドイツ銀行とAchleitner博士との間のこの契約に基づき、2022年度において51,000ユーロ（2021年度：95,000ユーロ）に相当する支援サービスが提供され、194,000ユーロ（2021年度：209,589ユーロ）の費用が払戻された。

#### 報酬および利益の推移の比較表示

以下の表は、当行および当行グループの年度ごとの利益および報酬の推移ならびにフルタイム換算の従業員の平均報酬の比較を示したものである。ドイツ株式会社法第162条第1項第2文第2号に従って提供される情報は、5年の報告期間に達するまで、1事業年度の過年度からの変動を含むよう継続的に拡大される。2025年度からは、過去5年間の年次の変動を示すことになる。

現取締役および元取締役の報酬に関する情報は、ドイツ株式会社法第162条第1項第2文第1号に基づき、報酬報告書における支払われた報酬または未払いの報酬に関する個別の計算書を反映している。当行の利益の推移に関する表示は、法的要件に従い、独立した上場会社、すなわち、ドイツ銀行AGの利益の推移を反映している。したがって、ドイツ銀行AGの純利益（純損失）を用いて、ドイツ株式会社法第162条第1項第2文第2号が意味する利益を表示する。取締役報酬は、グループの数値に基づいて測定されるため、比較目的のため、当行グループの利益数値を追加的に表示している。これらのグループの利益数値は、当期純利益（当期純損失）、費用収益比率および有形株主資本利益率（RoTE）である。比較の対象となる従業員グループについては、ドイツ銀行グループのグローバルな従業員を鑑み、ドイツ銀行グループに関連するデータを使用した。比較の対象となる従業員グループは、ドイツ銀行グループの全世界の従業員で構成される。



	2022年度	2021年度	2020年度	2022年度から 2021年度の 変動 単位：%	2021年度から 2020年度の 変動 単位：%
<b>1. 当行の利益推移</b>					
ドイツ銀行AGの純利益（純損失） （単位：百万ユーロ）	5,506	1,919 <sup>1</sup>	-1,769	187	N/M
ドイツ銀行グループの純利益（純損失） （単位：百万ユーロ）	5,525	2,365	495	134	N/M
ドイツ銀行グループの費用収益比率（単位：%）	74.9%	84.6%	88.3%	-11	-4
ドイツ銀行グループの有形株主資本利益率 （RoTE）（単位：%）	9.4%	3.8%	0.2%	147	N/M
<b>2. 従業員の平均的な報酬</b>					
全世界のフルタイム換算 <sup>2</sup>	125,301	120,336	113,350	4	6
<b>3. 取締役報酬（単位：千ユーロ）</b>					
現取締役					
Christian Sewing（2015年1月1日就任）	4,394	3,867	3,352	14	15
James von Moltke（2017年7月1日就任）	3,783	4,009	3,635	-6	10
Karl von Rohr（2015年11月1日就任）	3,444	3,235	2,930	6	10
Fabrizio Campelli（2019年11月1日就任）	2,744	2,420	2,222	13	9
Bernd Leukert（2020年1月1日就任）	2,593	2,419	2,222	7	9
Alexander von zur Mühlen（2020年8月1日就任）	3,412	3,157	1,282	8	146
Christiana Riley（2020年1月1日就任）	3,653	3,079	3,034	19	1
Rebecca Short（2021年5月1日就任）	2,436	1,606	-	52	N/M
Prof. Dr. Stefan Simon（2020年8月1日就任）	2,488	2,446	1,007	2	143
Olivier Vigneron（2022年5月20日就任）	1,508	-	-	N/M	N/M
当事業年度中に退任した取締役					
Stuart Lewis（2022年5月19日退任）	2,648	3,079	2,912	-14	6
当事業年度より前に退任した取締役					
Frank Kuhnke（2021年4月30日退任）	1,626	2,264	2,207	-28	3
Werner Steinmüller（2020年7月31日退任）	283	3,117	2,436	-91	28
Sylvie Matherat（2019年7月31日退任）	134	211	2,719 <sup>3</sup>	-36	-92
Garth Ritchie（2019年7月31日退任）	268	2,071	4,185 <sup>3</sup>	-87	-51
Frank Strauß（2019年7月31日退任）	326	326	2,168	N/M	-85
Nicolas Moreau（2018年12月31日退任）	317	299	1,826	6	-84
Kimberly Hammonds（2018年5月24日退任）	71	124	52	-43	138
Dr. Marcus Schenck（2018年5月24日退任）	65	65	65	N/M	N/M
John Cryan（2018年4月8日退任）	47	47	47	N/M	N/M
Hermann-Josef Lamberti（2012年5月31日退任）	1,492	1,414	1,450	6	-2
Josef Ackermann（2012年5月31日退任）	959	924	911	4	1
<b>4. 監査役の報酬（単位：千ユーロ）</b>					
現監査役					
Alexander Wynaendts（2022年5月19日就任）	496	-	-	N/M	N/M
Detlef Polaschek（2018年5月24日就任）	450	450	450	N/M	N/M
Prof. Dr. Norbert Winkeljohann （2018年8月1日就任）	521	496	450	5	10
Ludwig Blomeyer-Bartenstein （2018年5月24日就任）	300	300	300	N/M	N/M
Mayree Clark（2018年5月24日就任）	429	450	425	-5	6
Jan Duscheck（2016年8月2日就任）	300	271	250	11	8

Manja Eifert (2022年4月7日就任)	117	-	-	N/M	N/M
Sigmar Gabriel (2020年3月11日就任)	200	200	167	N/M	20
Timo Heider (2013年5月23日就任)	308	292	250	5	17
Martina Klee (2008年5月29日就任)	200	171	150	17	14
Gabriele Platscher (2003年6月10日就任)	300	300	300	N/M	N/M
Bernd Rose (2013年5月23日就任)	350	321	275	9	17
Yngve Slyngstad (2022年5月19日就任)	100	-	-	N/M	N/M
John Alexander Thain (2018年5月24日就任)	200	200	200	N/M	N/M
Michele Trogni (2018年5月24日就任)	450	392	350	15	12
Dr. Dagmar Valcárcel (2019年8月1日就任)	450	450	425	N/M	6
Stefan Viertel (2021年1月1日就任)	321	242	-	33	N/M
Dr. Theodor Weimer (2020年5月20日就任)	200	200	108	N/M	85
Frank Werneke (2021年11月25日就任)	300	8	-	N/M	N/M
Frank Witter (2021年5月27日就任)	300	142	-	111	N/M
元監査役					
Dr. Paul Achleitner (2022年5月19日退任)	375	871	802	-57	9
Frank Bsirske (2021年10月27日退任)	-	250	300	N/M	-17
Dr. Gerhard Eschelbeck (2022年5月19日退任)	104	217	150	-52	45
Henriette Mark (2022年3月31日退任)	63	250	250	-75	N/M
Gerd Alexander Schütz (2021年5月27日退任)	-	50	175	N/M	-71
Stephan Szukalski (2020年12月31日退任)	-	-	200	N/M	N/M
Katherine Garrett-Cox (2020年5月20日退任)	-	-	100	N/M	N/M

1 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて調整されている。

2 従業員の平均報酬は、フルタイム換算に基づく。2020年度から2022年度は決定アプローチが改善されている。

3 2020年度の解雇給付を含む。

## 独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

私たちは、ドイツ株式会社法（AktG）第162条に準拠して作成された、2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度におけるドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の添付の報酬報告書およびそれに関連する開示について監査を行った。

### 業務執行取締役と監査役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの業務執行取締役および監査役会は、AktG第162条の要求事項に準拠して本報酬報告書および関連する開示を作成する責任を負っている。また、業務執行取締役および監査役会は、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない報酬報告書および関連する開示を作成する責任を負っている。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、本報酬報告書および関連する開示について意見を表明することにある。私たちは、ドイツ経済監査士協会（以下「IDW」という。）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、監査を行った。これらの基準は、私たちが倫理上の要求事項を遵守し、報酬報告書および関連する開示に重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得るための監査を計画および実行することを要求する。

監査においては、報酬報告書および関連する開示において報告される金額に関する監査証拠を入手する手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正または誤謬による報酬報告書および関連する開示の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択される。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、状況に応じて適切な監査手続を立案および実行するために、報酬報告書および関連する開示の作成に係る内部統制を検討するが、これは企業の内部統制の有効性について意見を表明するためのものではない。また、監査には、業務執行取締役および監査役会が採用した会計方針および会計上の見積りの合理性を評価するとともに、報酬報告書および関連する開示の全体的な表示を評価することも含まれている。

私たちは、私たちが入手した証拠が、意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

### 意見

私たちの監査の結果得られた情報に基づく意見では、2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度における報酬報告書および関連する開示は、すべての重要な点において、AktG第162条の財務報告規定に準拠している。

### その他の事項 - 報酬報告書の正式な監査

本監査報告書に記載されている報酬報告書の監査には、AktG第162条第3項で要求される報酬報告書の正式な監査および監査報告書の発行が含まれる。私たちの監査では、報酬報告書の内容に対し無限定適正意見を表明しているが、これには、報酬報告書の開示がすべての重要な点においてAktG第162条第1項および第2項に基づき行われていることに関する意見も含まれている。

### 責任制限

本報告書に添付の2017年1月1日にIDWによって発行された「経済監査士および経済監査士事務所の一般エンゲージメント条件」は、本エンゲージメントに適用され、本エンゲージメントの文脈における私たちの責任および第三者に対する責任も規定している。

エシュボルン / フランクフルト・アム・マイン、2023年3月13日

アーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー  
監査法人

レシュケン  
経済監査士  
[ドイツ公認会計監査人]

マイ  
経済監査士  
[ドイツ公認会計監査人]

## 従業員の報酬（無監査）

2022年度の従業員の報酬報告書の内容は、自己資本要求規則（CRR）第450条第1項（a）から（j）、および銀行の報酬制度監督要件に関する規制（*Institutsvergütungsverordnung*、InstVV）第16条に規定される報酬に係る定性的および定量的開示要件に基づく。

本報酬報告書はグループ全体の視点で作成されており、ドイツ銀行グループのすべての連結会社を対象としている。規制要件に従い、ドイツ銀行グループ内の次に掲げる「重要な金融機関」について、2022年度に係る同様の報告書が作成されている。「重要な金融機関」とは、BHW Bausparkasse AG（ドイツ）、Deutsche Bank Luxembourg S.A.（ルクセンブルク）、Deutsche Bank S.p.A.（イタリア）、Deutsche Bank Mutui S.p.A.（イタリア）およびDeutsche Bank S.A.E.（スペイン）を指す。

## 規制環境

規制要件の遵守を確保することは、当行のグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行は、報酬に関する規制要件を率先して適用するよう努めている。そして、今後も既存および新たな要件をすべて遵守するために、当行の健全性監督機関である欧州中央銀行（ECB）と緊密に連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループ・レベルで自己資本要求規則 / 指令（CRR/CRD）の対象となる。CRR/CRDは、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstVVに置き換えられている。これらの規則は、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に適用されている。InstVVの意味において「重要な金融機関」であるため、当行グループは、ドイツ銀行法および委員会委任規則第2021/923号において定められた最新の基準に従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすとみなされる業務を行うすべての従業員（重要なリスク・テイカーまたはMRT）を識別している。ドイツ銀行はMRTを、グループ・レベル、「重要な金融機関」のレベル、およびドイツ銀行法に従い、すべてのCRR機関の単独レベルで識別している。

業界特有の規制を考慮に入れ、また、InstVVに従い、当行グループの一部の（特にDWSグループ内の）子会社には、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（AIFMD）、譲渡可能証券の集団投資事業指令（UCITS）および投資サービス会社指令（IFD）等のセクター固有の報酬規則が適用され、これには国内法化されたものも含まれる。これらの子会社においてもMRTが識別されている。識別された従業員には、欧州証券市場監督機構（ESMA）および欧州銀行監督局（EBA）が公表した健全な報酬方針に関する該当するガイドラインに記載の報酬規定が適用される。

ドイツ銀行は、当行の顧客と直接または間接的に関わっている従業員を対象とした規制（国内法化された金融商品市場指令（MiFID）等）についても考慮している。したがって、これらの従業員が当行の顧客の利益を最大化すべく行動していることを確認することを目的として、「関係者」と見なされる従業員のための特定の規定が導入されている。

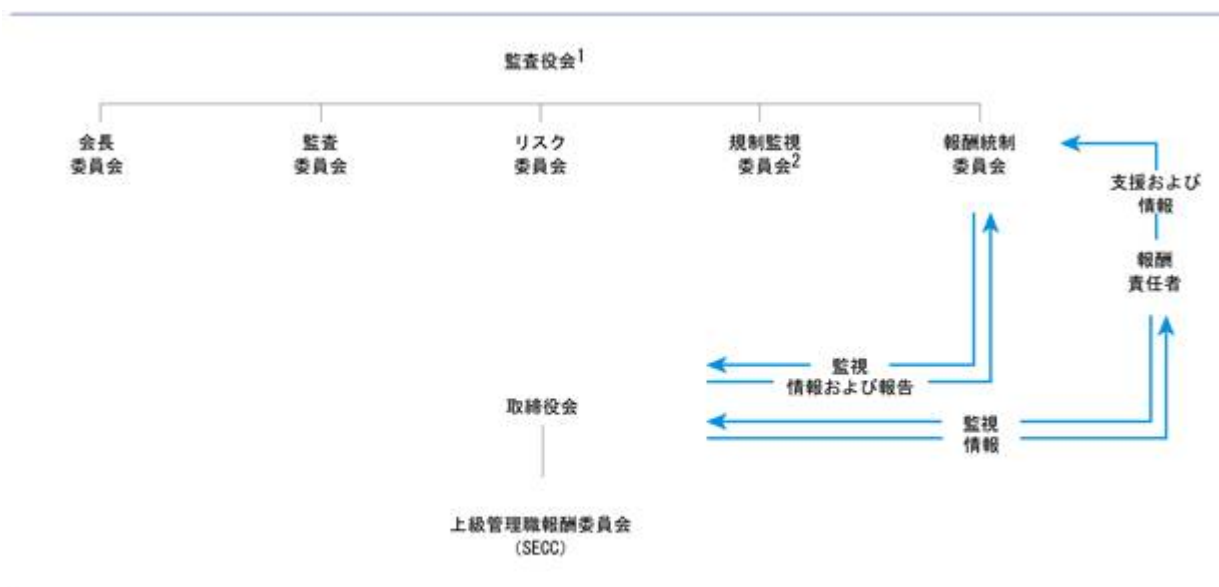
必要に応じて、ドイツ銀行には、現地の規制当局によって施行されている特定の規則および規制も適用される。これらの要件の多くはInstVVと一致しているが、差異が明らかである場合、当行グループは規制当局との積極的かつオープンな議論によって、影響を受ける従業員や拠点を当行グループの全体的なグループ報酬フレームワークに留めながら、現地の規制に遵守している。この例として、連邦準備制度理事会の要件に基づき米国の「対象となる従業員」に適用される報酬構造が挙げられる。いかなる場合にも、InstVVの要件が最低基準として世界中で適用される。

## 報酬ガバナンス

ドイツ銀行が強固なガバナンス構造を有することによって、当行グループの報酬戦略および方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。監査役会と取締役会の双方は、報酬統制委員会（CCC）報酬責任者や上級管理職報酬委員会（SECC）等の特定の委員会や機能によって支えられている。

当行グループの統制部門は、各々の役割に従って、当行グループの報酬制度の設計および適用、MRTの識別ならびに変動報酬の総額の決定に関与している。これには、従業員の行動や事業関連リスクによる影響、業績基準、報酬および退職金の付与ならびに事後リスク調整の評価が含まれる。

## 報酬ガバナンス構造



<sup>1</sup> 団中の委員会は監査役会を構成するすべての委員会を網羅していない。

<sup>2</sup> 公正委員会は規制監視委員会に置き換えられた。

### 報酬統制委員会（CCC）

監査役会は、ドイツ銀行AGの取締役の報酬制度の構造を構築および監視することを支援するCCCを設立した。さらに、CCCは取締役会とSECCが構築したドイツ銀行グループの従業員の報酬制度の適切性を監視する。CCCは、変動報酬の総額が妥当であり、リスク、資本および流動性の状況、ならびに事業戦略およびリスク戦略と整合しているかを見直す。さらに、CCCは、監査役会によるMRTの識別プロセスの監視を支援する。

CCCは、監査役会会長ならびに株主を代表するその他2名の監査役および従業員を代表する3名の監査役で構成されている。同委員会は2022暦年において6回の会合を開いた。リスク委員会のメンバーが2回の会合にゲストとして出席し、リスク委員会会長が4回の会合にゲストとして出席した。詳細は、年次報告書の監査役会の報告書に記載されている。

### 報酬責任者

取締役会はCCCと共同で、ドイツ銀行AGおよび当行のドイツにおける「重要な金融機関」の監査役会が報酬制度に関連する任務を遂行することを支援する報酬責任者を任命した。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用、MRTの識別および報酬開示に継続的に関与する。報酬責任者は、すべての関連する監視の責任を単独で遂行し、従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも年1回提供し、定期的にCCCを支援し、助言を行う。

### 上級管理職報酬委員会（SECC）

SECCは、取締役会によって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。SECCは報酬および給付の戦略および方針を構築する。さらに、SECCは、当行グループおよび部門の業績を報酬に関連した決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素を使用し、年間の変動報酬の総額およびそれを事業部門や管理部門全体へに配分することに関して、取締役会に適切な提言を行う。

独立性を維持するために、管理部門および統制部門に属しており、当行グループの事業部門に所属していない代表者のみがSECCのメンバーとなる。2022年度は、SECCメンバーは人事のグローバル・リーダーおよび最高財務責任者を共同委員長とし、コンプライアンスのグローバル・リーダー、評価および報酬のグローバル・リーダー、さらに投票メンバーとしての財務担当者およびリスク担当で構成されている。報酬責任者、報酬副責任者および財務部から参加するもう1名の代表は、投票メンバーではない。SECCは通常、会合を毎月開催するが、報酬プロセスの期間はより高い頻度で開催する。2022評価年度においては報酬プロセスに関連した会合が合計20回開かれた。

### 報酬および給付の戦略

ドイツ銀行は、当行自身の報酬フレームワークが、ドイツ銀行の戦略目標を支える重要な役割を果たすことを認識している。報酬制度によって、当行は、当行の目標の達成に必要な人物を惹きつけるまたは定着させることができる。報酬および給付の戦略は、以下に要約されるとおり、ドイツ銀行の事業戦略、リスク戦略および企業の価値観や信念と整合している。

当行グループの報酬慣行の5つの主な戦略

- すべてのビジネスモデルおよび国を跨って、人材を惹きつけ、定着させる当行グループの顧客重視のグローバルな銀行戦略の実現を支援する
- 当行グループの長期的および持続可能な業績および発展、ならびにこれに応じたリスク戦略を支援する
- 費用抑制と効率性にもとづく長期業績を促進および支援する
- 当行グループの報酬慣行が、不適切なリスク負担の回避、資本および流動性の計画との持続的な整合性の確保、規制の遵守によって、安全であることを確保する
- 当行グループの企業の価値観となる公正、持続的業績、顧客重視、革新、統制、パートナーシップを適用し促進する

中核的な報酬原則

- リスクを考慮に入れ、報酬を株主持分および持続的な当行全体の収益性と整合させる（環境、社会およびガバナンス（ESG）リスクを含む）
- ジェンダー・ニュートラルかつ簡潔で透明性のある報酬の設計を適用する
- 従業員と当行全体の持続可能な業績を最大化する
- 才能ある人材を惹きつけ定着させる
- 報酬を様々な部門および責任のレベルを反映するように調整する
- 規制要件の遵守を確保する

## グループ報酬フレームワーク

報酬フレームワークは通常、すべての地域および事業ラインにおいて全世界で適用可能であり、固定報酬（FP）と変動報酬（VC）の適切なバランスを重視している。なお、2つの報酬を合わせて、以下「総報酬（TC）」を形成している。この報酬フレームワークは、当行グループのすべてのレベルの持続的業績に対する報奨と整合するものであると同時に、報酬決定の透明性および株主および従業員への影響を高めるものである。報酬フレームワークの基礎となる原則は、年功序列、勤続年数、性別または民族の違いに関係なく、全従業員に等しく適用される。

CRDおよびその後採用されたドイツ銀行法の規定に従い、ドイツ銀行は固定報酬項目と変動報酬項目の比率を最大1:1にする必要があるが、2014年5月22日に株主の承認を得て1:2に増加させた。年次株主総会出席者の株式資本の27.68%に相当する有効投票数に基づいた賛成率は95.27%であった。しかし、当行は、InstWVにより定義された統制部門の比率が最大2:1である一方、特定の管理部門（法務、グループ税務および人事等）に属する従業員については最大1:1に据え置くべきであると判断した。統制部門は、リスク、コンプライアンス、金融犯罪防止、グループ監査、ならびに報酬責任者および報酬副責任者から構成される。

当行は、各従業員の役割に対する参照価額を定めた「参照総報酬（RTC）」を適格従業員に割り当てている。この参照価額は、従業員にFPとVCに関する方向付けを示すものである。各個人の実際のTCは、VCの決定に応じて、「参照総報酬」と同額、もしくはそれ以上またはそれ以下になる可能性がある。

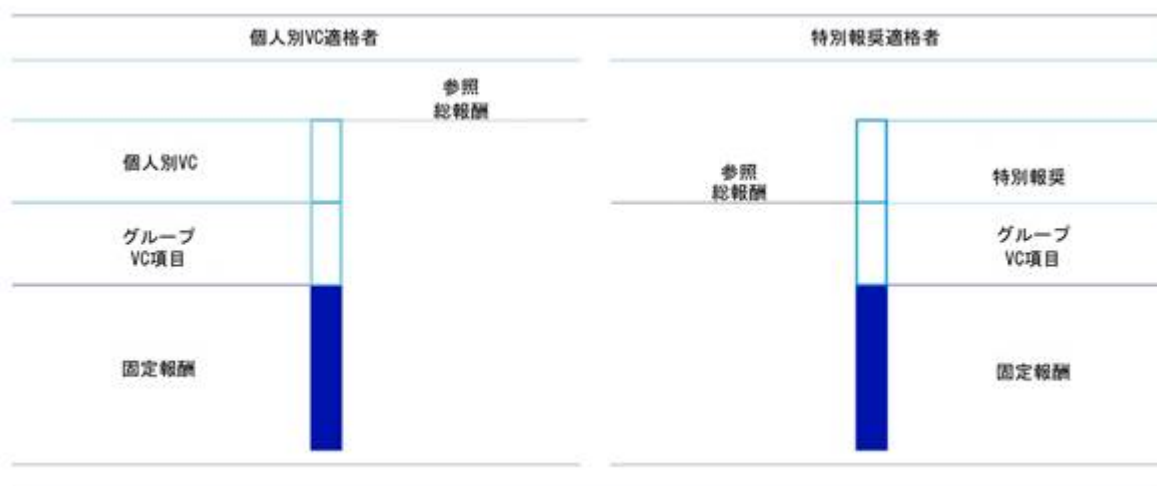
固定報酬は、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。FPの適切な水準は、それぞれの役割、内部での比較および適用される規制上の要件において一般的な相場を参照して決定される。FPは、適切な人材を惹きつけて定着させる上で重要な役割を果たす。従業員の大半にとって、FPは主要な報酬項目である。

変動報酬は、グループ、部門および個人レベルでの負担能力および業績を反映している。この報酬により、当行は、文化にプラスの影響を与える適切な奨励を通して個人の業績を区別し、行動の原動力とすることができる。また、コスト・ベースに柔軟性をもたらす。VCは、一般的に2つの項目からなる。すなわち、「グループVC項目」と「個人別VC項目」である。

グループVC項目は、報酬フレームワークの包括的目標の1つであり、VCとグループの業績の間の明確な結び付きを確保するものである。当行の戦略目標の1年間における達成度を評価するため、2022年度のグループVC項目を決定する基礎として活用された4つの重要業績評価指標（KPI）は、普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率、費用収益比率（CIR）、税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）およびESG-サステナブル融資取引高であった。これらの4つのKPIは、当行の自己資本、費用、収益性およびサステナビリティ目標を示すものでもある。

個人別VC項目は、「個人別VC」または「特別報奨」の形で付与される。これらのVC項目のいずれかを受け取る従業員の権利は、部門、地域、専門性および役職による。業績へのマイナスの貢献または不正行為があった場合は、従業員のVCは減額されるか、ゼロになる可能性がある。VCの付与および支給は当行グループの負担能力に左右される。この報酬フレームワークでは、既存の雇用関係において、引き続きVCは保証されない。このような取り決めは、雇用初年度にある新規採用者等極めて限定的にのみ行われ、当行の標準的な繰延要件の対象となる。

## 報酬フレームワークの主な項目



個人別VCは複数の財務および非財務要素を考慮に入れる。これらには、該当する部門別の業績、従業員の個々の業績やおよび行動、価値や信念の固持、ならびに当行の戦略的決定およびリテンションの考慮等の追加的要因を含む。

特別報奨は、下層の従業員による優れた貢献を適時に透明性が高い方法によって認識し、報奨を付与する機会を与える。一般的に、特別報奨の予算の全体的規模は、対象範囲に含まれる従業員数に対して設定されたFPの割合と直接結び付いており、部門レベルで管理されるプロセスにおける推薦および貢献へのレビューを受けて、年に最大4回支給することができる。



InstVWでは、退職金は変動報酬とみなされる。当行の退職金に係るフレームワークは、InstVWの各要件との完全合致を確実にするものである。

従業員給付は「総報酬」を補完するものであり、規制上の観点からはFPとみなされる。これは、当該給付が業績または裁量とは直接的に関係しないためである。これらの給付は、それぞれの市場慣行および要件に従い付与される。年金費用は、世界各地で当行の給付ポートフォリオの主要素となっている。

#### 特定の報酬構造を持つ従業員グループ

当行の一部の領域では、規制の範囲内で上述のグループ報酬フレームワークと一部異なる報酬構造が適用されている。

#### ポストバンク部門

通常、旧ポストバンクの幹部社員はドイツ銀行の報酬構造に従っているが、ポストバンク部門のその他の社員の報酬は、労働組合またはそれぞれの労働者評議会と合意された特定のフレームワークに基づいている。労働協約が存在しない場合、報酬は個別契約に従う。通常、ポストバンク部門の非幹部社員および協約従業員はVCを受け取るが、VCの構造と割合は会社ごとに異なる場合がある。

#### DWS

DWSの資産運用会社および従業員の大半はAIFMD、UCITSまたはIFDに該当するが、限られた一部の従業員は当行グループのグループ報酬フレームワークおよびInstVWの適用範囲に留まっている。DWSは、AIFMD / UCITS / IFDの要件に沿った独自の報酬ガバナンス、報酬方針、報酬構造およびリスク・テイクの識別プロセスを構築している。こうした構造やプロセスは、必要に応じてInstVWと整合しているが、アセット・マネジメント事業に合うように調整されている。ESMAガイドラインに従い、DWSの報酬戦略は、固定報酬と変動報酬の適切な比率を確保するように設計されている。

通常、DWSはドイツ銀行グループのアプローチと同等の報酬規則を適用しているが、可能な場合はDWSグループに関連したパラメータを使用している。グループ報酬フレームワークとの顕著な相違点として、DWS株式およびファンド連動型金融商品と結び付けられた株式に基づく金融商品の使用が挙げられる。これは、従業員の報酬とDWSの株主および投資家の利益との連携の向上につながる。

#### 労働協約適用対象従業員（協約従業員）

ドイツ銀行グループには、ドイツにおいて15,191名（フルタイム換算）の協約従業員がいる。協約従業員は、労働組合と使用者団体の間で締結された労働協約（*Tarifvertrag für das private Bankgewerbe und die öffentlichen Banken*）の適用、または各労働組合と直接交渉された協約の適用を受ける。協約従業員の報酬は本報酬報告書の定量的開示に含まれている。

#### 業績連動型変動報酬の決定

当行は報酬に関する意思決定プロセスのガバナンスに注力している。緊密に事業および個人双方の業績に結び付いた報酬決定のための規則に基づく強固な一連の原則が適用された。

VCの総額はいずれの評価年度においても、当行の収益性、支払能力および流動性ポジションの評価から導き出され、当行の戦略的目標の達成を支える業績に基づき、各部門および管理部門のVCプールが決定される。

最初のステップで、ドイツ銀行は、リスク選好フレームワークに沿った当行の収益性、ソルベンシーおよび流動性ポジションを評価する。これは、規制要件に沿って当行が何を与えることが「できる」か（すなわち、当行グループの負担能力）を決定するために、当行の複数年の戦略的計画を全体的な視点で見直すことを含む。次のステップで、当行は部門別のリスク調整後の業績（すなわち、当行が当行の成功への貢献に対して適切な報酬を提供するために何を与える「べき」か）を評価する。

部門別の業績評価の際、様々な事項が考慮される。業績は、財務および（バランス・スコアカードに基づいた）非財務目標に照らして評価される。フロント・オフィス部門の財務目標は、特に当行グループが将来晒される可能性のあるリスクの度合いを参照すること、およびこれらのリスクから生じる重要な予想外の損失を吸収するために必要な資本額によって、適切にリスク調整される。管理部門については、財務業績評価は主にコスト目標に基づいている。管理部門（特に統制部門）のVC配分は、ドイツ銀行全体および各部門の両方の業績に応じて決定されるが、これらの部門が監督する部門の業績によっては決定されない。

変動報酬指針原則は個々の従業員レベルで策定されており、個人別VCを決定する際に検討すべき要素および指標を詳細に定めている。管理職は、VC配分のバランスが図られ、リスク・テイクが不当に奨励されていないことを確保するために、個人のリスク・テイク活動を絶対的および相対的な面から十分に評価しなければならない。検討すべき要素および指標には、（ ）事業の成果（「何を」）、すなわち定量的および定性的な財務的、リスク調整済みおよび非財務的な業績指標、ならびに（ ）行動（「どのように」）、すなわち統制部門または懲戒処分からの定性的インプットといった文化、行動および統制の検討等が含まれるが、これらに限定されるものではない。通常、業績は1年間で評価されるが、「重要な金融機関」の取締役については、3年間の業績が考慮される。

## 変動報酬構造

報酬構造は、当行の従業員および当行グループの長期業績を促進および支援するメカニズムが働くように設計されている。VCの一部がアップフロント報奨によって支払われる一方で、当該構造はVCの適切な一部を繰り延べることによって、グループの持続可能な業績に連動させる必要がある。VCの両方の部分について、ドイツ銀行株式が金融商品として効果的な方法として使用され、報酬をドイツ銀行の持続可能な業績および株主の利益と連動させている。

当行は引き続き、特定の従業員グループのVCの範囲および繰延額に係る規制要件および最低繰延期間を超えている。繰延率と期間は、従業員、部門および業務ユニットのリスク区分に基づいて決定される。該当する場合、当行は、VCが50,000ユーロ以上に設定されている、またはVCがTCの3分の1を超えるMRTの変動報酬について、一部繰延を開始する。MRT以外の者についての繰延は、より高額なVC額から開始される。InstVWに規定されるとおり、MRTについては、平均して最低40%（上級経営陣については60%）の繰延率の適用対象となる。重要な業務ユニット（MBU）のMRTについては、当行は最低50%の繰延率を適用している。最低60%以上の繰延が必要なMRTのVCの基準額は、500,000ユーロに設定されている。

さらに、コーポレート・バンク（CB）、インベストメント・バンク（IB）またはキャピタル・リリース・ユニット（CRU）のディレクターおよびマネジング・ディレクターは、500,000ユーロを超えるVCについて、100%のVC繰延率の適用対象となる。さらに、これらの従業員で固定報酬が500,000ユーロを超える場合、すべてのVCが繰り延べられる。

以下の表に詳述されているように、繰延期間は、従業員グループによって3年から5年の間である。

### 2022年度の報奨の種類別概要（DWSグループを除く。）

報奨の種類	概要	対象者	繰延期間	保有期間	割合
アップフロント： 現金VC	アップフロント報奨の現金部分	適格な従業員	N/A	N/A	VCが50,000ユーロ以上またはVCがTCの1/3を超えるMRT：アップフロントVCの50% 2022年度のTCが500,000ユーロ以下のMRT以外：アップフロントVCの100%
アップフロント： 株式アップフロント報奨（EUA）	アップフロント報奨の株式部分（保有期間にわたってドイツ銀行の株価に連動）	VCが50,000ユーロ以上またはVCがTCの1/3を超える全MRT 2022年度のTCが500,000ユーロ超の全従業員	N/A	12ヶ月	アップフロントVCの50%
繰延： 制限付奨励報奨（RIA）	繰延現金部分	繰延VCを有する全従業員	段階的均等権利確定： MRT：4年 上級経営陣 <sup>1</sup> ：5年 IB/CB/CRUのMRT以外： 4年 その他MRT以外：3年	N/A	繰延VCの50%
繰延： 制限付株式報奨（REA）	繰延株式部分（権利確定期間および保有期間にわたるドイツ銀行の株価に連動）	繰延VCを有する全従業員	段階的均等権利確定： MRT：4年 上級経営陣 <sup>1</sup> ：5年 IB/CB/CRUのMRT以外： 4年 その他MRT以外：3年	MRTの場合は 12ヶ月	繰延VCの50%

N/A - 該当なし

1 2022評価年度の年間報酬の目的上、「上級経営陣」は、「ドイツ銀行AGのMB-1ポジション」、「事業部門上級幹部委員会」の投票メンバー、「重要な金融機関」の取締役および管理責任を有するそれぞれのMB-1ポジションと定義される。ドイツ銀行AGの取締役会の特定の繰延規則については、取締役の報酬報告書を参照のこと。

従業員には、繰延報酬または報奨に関する権利を売却、担保供与すること、譲渡または付与することが認められない。変動報酬をヘッジする経済効果を有する取引、例えば、株式を基礎とする報奨に係る価格変動リスクを相殺することができない。人事およびコンプライアンス部門は、報酬責任者による監視の下、一丸となって従業員のトレーディング活動を監視し、全従業員がこの要件を遵守していることを確保する。

## 変動報酬の事後リスク調整

変動報酬の事後リスク調整に関連する規制要件に従い、当行グループは、当行グループの従業員の行動および業績に係る長期的な見解が繰延VCの重要な要素であると考えている。その結果、以下のとおり繰延報奨が業績条件および失効規定の対象となる。

2022評価年度に付与されたドイツ銀行グループの変動報酬の業績条件および失効規定の概要

規定	説明	失効
ソルベンシーおよび流動性	権利確定前および交付前の四半期末にCET1資本比率、レバレッジ比率、経済的適正自己資本比率、流動性カバレッジ比率、流動性準備金のいずれかが所定のリスク選好の閾値を下回った場合	リスク選好の閾値およびグループ/部門税引前利益の条件を満たしたかによって、今後交付予定の繰延報奨の次のトランシェ/株式アップフロント報奨の10%から100%。
グループ税引前利益	交付日前の事業年度の調整後のグループ税引前利益がマイナスである場合 <sup>1</sup>	ソルベンシーと流動性の条件、部門税引前利益の条件（該当する場合）を満たしたかによって、今後交付予定の繰延報奨の次のトランシェの10%から100%。
部門税引前利益	交付日前の事業年度の調整後の部門税引前利益がマイナスである場合 <sup>1</sup>	交付予定の繰延報奨の次のトランシェの10%から100%。ソルベンシーと流動性の条件、グループ税引前利益の条件を満たしたかによる。
失効規定 <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 内部方針および手続の違反または該当する法令の違反あるいは統制の欠陥があった場合</li> <li>- 報奨が後に著しく不正確であると見なされた業績の測定または仮定に基づいていることが判明した場合</li> <li>- 著しく不利な事象が発生し、参加者が十分に影響を受けると考えられる場合</li> <li>- 現行の規制要件を遵守するために失効が要求されている場合</li> </ul>	未交付の報奨の最大100%
クローバック	InstVVに基づくMRTが重大な損失もしくは規制上の制裁/監督措置を招く行為に関与した場合、または適正な行動基準に関する外部もしくは内部の関連規則を遵守しなかった場合	報奨の最後の権利確定日から2年後前までに交付された報奨の100%

1 明確に定義および規定される関連する損益項目の調整（事業再構築、のれんまたは無形資産の減損等）を考慮している。

2 各制度規則に定められているとおり、他の規定が適用される場合がある。

## 2022年度の報酬の決定

### 2022年度末における検討および決定

報酬に関するすべての決定は、規制要件の範囲内で行っている。これらの要件は、ドイツ銀行の報酬を決定するための包括的なフレームワーク原則を形成している。特に、報酬に関する決定が当行の健全な資本基盤と流動性準備金の維持に弊害をもたらさないことを経営陣は保証しなければならない。

地政学的な不確実性やマクロ経済の課題が高まる中、当行は10年以上にわたり最高の業績を達成してきた。これは、2019年度に発表した当行の戦略的改革が成功裏に完了したことを明確に示している。ドイツ銀行の主要な目標は達成され、収益力は著しく改善した。その結果、税引前利益56億ユーロ、純利益57億ユーロとなり、当行の収益性は著しく向上している。

2022年度はドイツ銀行にとって好調な年であったが、当行は、2022年度の変動報酬と繰延構造を決定する際に、慎重かつ将来予測的なアプローチを再度適用した。負担能力の範囲内を維持する必要性と従業員に公平に報いる必要性とのバランスをとった。年度末業績に基づくVCの水準を決定する際には、当行は、達成された改革および好調な業績を、現在の不確実な経済見通しならびに健全な資本計画および長期的な資本の安定性を考慮して重み付けをした。この結果、2022年度のVCの水準は、グループおよび部門レベルで、当行の経営成績よりも保守的なものとなった可能性がある。過年度と同様、SECCIは、当行の資本および流動性の基盤ならびに野心的なコスト目標の両方について、潜在的なVC報奨の影響を継続的に監視し、見直しを行った。

これらすべての要因を十分に考慮し、取締役会は、当行は2022年度の期末における業績に基づくVCプール21.26億ユーロを含む変動報酬を付与することができることを決定した（2021年度：20.99億ユーロ）。ドイツ銀行AGの取締役会のVCは、常に監査役会により別個のプロセスで決定されており、以下の表および図に含まれている。

2023年3月に付与された2022年度全体のVC報奨の一環として、グループVC項目は、本報告書の「グループ報酬フレームワーク」の項に記載されるとおり、設定された4つのKPIの評価に従って、すべての適格な従業員に付与された。取締役会は、2022年度におけるグループVC項目の支払率を、2021年度の77.5%および2020年度の72.5%に対して、80%と決定した。

2022年度末の業績に基づくVCが前年度比で微増したのは、ドイツ銀行の好調な業績および健全性の必要性の両方を反映したものである。

2022年度の報酬費用 - 全従業員

	2022年度								2021年度		
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） <sup>1</sup>	監査役会 <sup>2</sup>	取締役会 <sup>3</sup>	IB <sup>3</sup>	CB <sup>3</sup>	PB <sup>3</sup>	AM <sup>3</sup>	CRU <sup>3</sup>	統制部門 <sup>3</sup>	全社機能 <sup>3</sup>	グループ合計	グループ合計
従業員数（フルタイム換算）	20	10	7,657	13,980	26,951	4,283	194	6,725	25,130	84,930	82,969
報酬総額	7	76	2,256	1,306	2,540	772	52	779	2,457	10,237	9,912
基本給および手当	7	28	1,209	946	1,910	473	30	631	1,907	7,135	6,811
年金費用	0	6	71	76	152	41	2	53	139	540	537
InstVV第2条による固定報酬	7	35	1,280	1,022	2,062	514	32	684	2,046	7,674	7,348
年度末業績に基づくVC <sup>4</sup>	0	41	945	226	284	209	17	76	327	2,126	2,099
その他のVC <sup>4</sup>	0	0	4	6	43	32	0	5	19	110	135
退職金	0	0	27	52	151	17	3	14	65	328	330
InstVV第2条による変動報酬	0	41	976	284	478	258	19	94	411	2,563	2,564

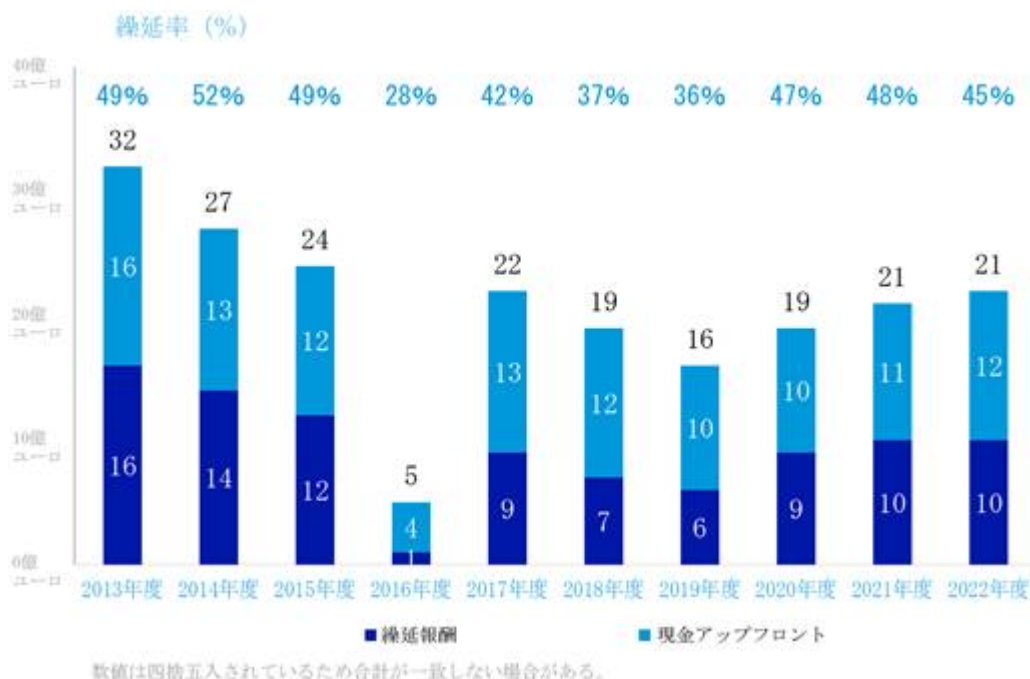
<sup>1</sup> 表は四捨五入による差異を含む場合がある。2022年12月31日現在のFTE（フルタイム換算）。

<sup>2</sup> 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。当該監査役は従業員数のグループ合計においては考慮されていない。従業員の代表者については、監査役会での役割に対する報酬のみが考慮されている（従業員としての報酬は該当する部門の欄に含められている。）。ドイツ銀行AGの監査役の報酬は、「グループ合計」に反映されていない。

<sup>3</sup> 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。「IB」= インベストメント・バンク、「CB」= コーポレート・バンク、「PB」= プライベート・バンク、「AM」= アセット・マネジメント、「CRU」= キャピタル・リリース・ユニット。「統制部門」には、最高リスク・オフィス、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪防止の領域が含まれる。「全社機能」は、統制部門にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理部門が含まれる。従業員の通年の報酬は、年度末時点の役割に基づく欄に配分されている。

<sup>4</sup> 「年度末業績に基づくVC」には、個人別VCおよびグループVCが含まれる。「その他のVC」には、サインオン報奨やリテンション報奨、特別報奨および協約従業員および公務員に関する特定のVC項目も含まれる。また、ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付（変動報酬として分類される。）も含まれる。本表には前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨（早期退職割増報奨金）は含まれない。

各年に報告された年度末業績に基づく変動報酬および繰延率 - 全従業員



ドイツ銀行は、規制上の最低要件を超えた繰延構造を引き続き適用しており、2022年度には全体的な繰延率（非MRT母集団を含む全従業員）は45%となった。MRT母集団のみに関しては、繰延率は90%に達する。

重要なリスク・テイカーの報酬の開示

グローバル・ベースで、2021年度の1,263名に対して、2022年度においては1,426名の従業員がInstVVのMRTとして識別された。この増加は、定量的なMRT数が減少（報酬に起因）したことによるものである。2022年度のグループMRT数は1,171名にのぼる。さらに、194名（うち、44名がグループMRT）が「重要な金融機関」により、123名（うち、17名がグループMRTおよび1名が「重要な金融機関」により識別されたMRT）がその他のCRR機関により識別された。これらのすべてのMRTに対する連結ベースでの報酬項目の詳細は、InstVV第16条およびCRR第450条に従い、以下の表に示されている。

繰延の取り決めおよび支払手段について、その他のCRR機関により識別された87名のMRTの総報酬額18.7百万ユーロ（うち、退職金を含む変動報酬7.2百万ユーロ）は、CRD第94条(3)ポイント(a)に規定される特例による給付、グループまたは「重要な金融機関」により識別された61名のMRTの総報酬額9.7百万ユーロ（うち、退職金を含む変動報酬1.6百万ユーロ）は、CRD第94条(3)ポイント(b)に規定される特例による給付である。

## 2022年度の重要なリスク・テイカーの報酬 (REM 1)

2022年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) <sup>1</sup>		その他の重要なリスク・テイカー				グループ合計
	監査役会 <sup>2</sup>	取締役会 <sup>3</sup>	上級経営陣 <sup>4</sup>			
MRTの数 <sup>5</sup>	20	10	236	1,021	1,286	
固定報酬総額	7	35	157	628	826	
うち：現金に基づく	5	30	148	597	780	
うち：株式または相当する所有持分	2	0	0	0	2	
うち：株式連動型商品または相当する現金以外の商品	0	0	0	0	0	
うち：その他の商品	0	0	0	0	0	
うち：その他の形式	0	5	9	31	45	
MRTの数 <sup>5</sup>	0	10	231	984	1,224	
変動報酬総額 <sup>6</sup>	0	41	129	579	750	
うち：現金に基づく	0	21	69	302	392	
うち：繰延	0	20	46	228	294	
うち：株式または相当する所有持分	0	21	52	277	349	
うち：繰延	0	21	42	227	290	
うち：株式連動型商品または相当する現金以外の商品	0	0	7	1	8	
うち：繰延	0	0	5	1	5	
うち：その他の商品	0	0	1	0	1	
うち：繰延	0	0	1	0	1	
うち：その他の形式	0	0	0	0	0	
うち：繰延	0	0	0	0	0	
報酬総額	7	76	286	1,207	1,576	

1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。

3 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。

4 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGの「MB-1ポジション」、「事業部門上級幹部委員会」の投票メンバー、重要な金融機関およびその他のCRR機関の取締役、ならびに管理責任を有する各「MB-1ポジション」と定義される。

5 対象者のみ（監査役会および取締役会については人数、残りの部分についてはフルタイム換算の人数）。したがって合計は、グループMRTとして識別された個人の合計1,426名とならない。

6 「変動報酬」には、ドイツ銀行の2022年度の年度末業績に基づくVC報奨、その他のVCおよび退職金が含まれる。ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付（変動報酬として分類される。）も含まれる。本表には、前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨（早期退職割増報奨金）は含まれない。

重要なリスク・テイカーの保証付変動報酬および退職金（REM 2）

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) <sup>1</sup>	2022年度				
	監査役会 <sup>2</sup>	取締役会 <sup>3</sup>	上級経営陣 <sup>4</sup>	その他の重要なリスク・テイカー	グループ合計
<b>保証付変動報酬</b>					
MRTの数 <sup>5</sup>	1	0	1	9	10
総額	0	0	0	8	8
うち：事業年度中に支払われ、賞与上限には考慮されないもの	0	0	0	2	2
<b>過年度に付与された退職金のうち、事業年度中に支払われたもの</b>					
MRTの数 <sup>5</sup>	0	0	0	0	0
総額	0	0	0	0	0
<b>事業年度中に支払われた退職金</b>					
MRTの数 <sup>5</sup>	0	0	10	38	48
総額 <sup>6</sup>	0	0	11	21	32
うち：事業年度中に支払われたもの	0	0	9	20	29
うち：繰延	0	0	2	1	3
うち：事業年度中に支払われ、賞与上限には考慮されないもの	0	0	9	20	29

1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。

3 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。

4 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGの「MB-1ポジション」、「事業部門上級幹部委員会」の投票メンバー、重要な金融機関およびその他のCRR機関の取締役、ならびに管理責任を有する各「MB-1ポジション」と定義される。

5 対象者のみ（HCによりすべてのカテゴリーについて報告）。

6 退職金は通常、賞与上限を考慮しない。2022年度に一括で支払われた退職金の最高額は4,054,481ユーロである。



重要なリスク・テイカーの繰延報酬 (REM 3)

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） <sup>1</sup>	2022年度							
	過去の評価期間について付与された繰延報酬総額	うち当事業年度に権利確定	うち翌事業年度に権利確定	当事業年度に権利確定する繰延報酬に対する当事業年度の業績調整額	将来の評価年度に権利確定する繰延報酬に対する当事業年度の業績調整額	事後的な非明示的調整による当事業年度の調整総額 <sup>5</sup>	当事業年度に実際に支払われた当事業年度以前に付与された繰延報酬総額 <sup>6</sup>	過去の評価期間について付与されたが保有期間が適用される繰延報酬総額
監査役会 <sup>2</sup>	1	0	0	0	0	0	0	0
現金に基づく	0	0	0	0	0	0	0	0
株式または同等の所有持分	0	0	0	0	0	0	0	0
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の商品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の形式	0	0	0	0	0	0	0	0
取締役会 <sup>3</sup>	91	9	83	0	0	-5	9	3
現金に基づく	39	5	34	0	0	0	5	0
株式または同等の所有持分	52	4	49	0	0	-5	4	3
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の商品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の形式	0	0	0	0	0	0	0	0
上級経営陣 <sup>4</sup>	357	104	253	0	0	-16	104	47
現金に基づく	174	53	121	0	0	0	53	0
株式または同等の所有持分	167	48	119	0	0	-14	48	44
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	14	3	11	0	0	-2	3	3
その他の商品	2	0	2	0	0	0	0	0
その他の形式	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の重要なリスク・テイカー	1,601	441	1,160	1	3	-75	438	137
現金に基づく	820	248	573	1	1	0	246	0
株式または同等の所有持分	777	192	585	0	1	-74	191	137
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	4	1	2	0	0	-1	1	0
その他の商品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の形式	0	0	0	0	0	0	0	0
総額	2,049	554	1,496	1	3	-96	551	188

1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。

3 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。

4 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGの「MB-1ポジション」、「事業部門上級幹部委員会」の投票メンバー、重要な金融機関およびその他のCRR機関の取締役、ならびに管理責任を有する各「MB-1ポジション」と定義される。

5 金融商品価格の変動による繰延報酬額の変動。

6 当事業年度に権利確定した、当事業年度以前に付与された報酬と定義される（保有期間が適用される場合を含む。）。

## 重要なリスク・テイカーの高所得者の報酬 (REM 4)

単位：ユーロ	2022年度	2021年度
	従業員数 <sup>1</sup>	従業員数 <sup>2</sup>
報酬総額 <sup>3</sup>		
1,000,000以上1,499,999以下	299	234
1,500,000以上1,999,999以下	120	115
2,000,000以上2,499,999以下	47	56
2,500,000以上2,999,999以下	36	33
3,000,000以上3,499,999以下	16	19
3,500,000以上3,999,999以下	12	19
4,000,000以上4,499,999以下	9	9
4,500,000以上4,999,999以下	5	4
5,000,000以上5,999,999以下	7	10
6,000,000以上6,999,999以下	6	6
7,000,000以上7,999,999以下	8	8
8,000,000以上8,999,999以下	4	3
9,000,000以上9,999,999以下	2	3
10,000,000以上10,999,999以下	1	1
合計	572	520

1 MRTのみで構成される(2022年度の離職者を含む。)

2 グループMRTのみで構成される。合計(重要な金融機関およびその他のCRR機関のMRTを含む。)は524名のMRT高所得者に相当する。

3 FPおよびVCの全項目を含む(退職金を含む。)。早期退職割増報奨金は含まれていない。

2022年度には合計572名のMRTが1百万ユーロ以上の報酬総額を受け取った。

## 重要なリスク・テイカーの報酬報奨 (REM 5)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを 除く) <sup>1</sup>	経営体の報酬								事業分野		合計	
	監査役会 <sup>2</sup>	取締役会 <sup>2</sup>	経営体 合計	IB <sup>2</sup>	CB <sup>2</sup>	PB <sup>2</sup>	AM <sup>2</sup>	CRU <sup>2</sup>	統制部門 <sup>2</sup>	独立した内 部統制部門 <sup>2</sup>		
重要なリスク・テイ カーの総数 <sup>3</sup>												1,286
うち：経営体	20	10	30	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
うち：上級経営陣 <sup>4</sup>	N/A	N/A	N/A	16	29	59	6	6	88	32	236	
うち：その他の重 要なリスク・テイ カー	N/A	N/A	N/A	578	79	127	6	15	133	83	1,021	
重要なリスク・テイ カーの報酬総額	7	76	83	945	110	154	28	19	177	60	1,576	
うち：変動報酬 <sup>5</sup>	0	41	41	471	58	72	13	9	73	14	750	
うち：固定報酬	7	35	41	475	53	82	15	10	104	46	826	

1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。「IB」= インベストメント・バンク、「CB」= コーポレート・バンク、「PB」= プライベート・バンク、「AM」= アセット・マネジメント、「CRU」= キャピタル・リリース・ユニット。「統制部門」には、最高リスク・オフィス、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪防止の領域が含まれる。「全社機能」は、統制部門にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理部門が含まれる。

3 監査役会および取締役会については人数、残りの部分についてはフルタイム換算の人数。したがって合計は、MRTとして識別された個人の合計1,426名とならない。

4 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGの「MB-1ポジション」、「事業部門上級幹部委員会」の投票メンバー、重要な金融機関およびその他のCRR機関の取締役、ならびに管理責任を有する各「MB-1ポジション」と定義される。

5 「変動報酬」には、ドイツ銀行の2022年度の年度末業績に基づくVC報奨、その他のVCおよび退職金が含まれる。ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付(変動報酬として分類される。)も含まれる。本表には、前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨(早期退職割増報奨金)は含まれない。

[次へ](#)

## 連結損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2022年度	2021年度	2020年度
利息および類似収益 <sup>1</sup>	5	24,299	16,599	17,806
利息費用	5	10,649	5,444	6,280
純利息収益	5	13,650	11,155	11,526
		( /20,480)	( /16,737)	( /17,294)
信用損失引当金繰入額	19	1,226	515	1,792
信用損失引当金繰入額控除後の純利息収益		12,425	10,640	9,734
		( /18,642)	( /15,964)	( /14,605)
手数料およびフィー収益	6	9,838	10,934	9,424
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	5	2,999	3,045	2,465
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失）	7	-2	1	311
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）		-216	237	323
持分法適用投資による純利益（損失）	16	152	98	120
その他の収益（損失）	8	789	-58	-141
利息以外の収益合計		13,560	14,255	12,503
		( /20,345)	( /21,388)	( /18,760)
報酬および手当	33	10,712	10,418	10,471
一般管理費	9	9,728	10,821	10,259
のれんおよびその他の無形資産の減損	23	68	5	0
再構築費用	10	-118	261	485
利息以外の費用合計		20,390	21,505	21,216
		( /30,593)	( /32,266)	( /31,832)
税引前利益（損失）		5,594	3,390	1,021
		( /8,393)	( /5,086)	( /1,532)
法人所得税費用（ベネフィット）	34	-64	880	397
当期純利益（損失）		5,659	2,510	624
		( /8,491)	( /3,766)	( /936)
非支配持分に帰属する純利益（損失）		134	144	129
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）		5,525	2,365	495

<sup>1</sup> 2022年、2021年および2020年12月31日終了年度における利息および類似収益には、実効金利法に基づいて算定されたそれぞれ196億ユーロ、132億ユーロおよび139億ユーロが含まれている。

株式1株当たり利益

単位：ユーロ（円）	注記	2022年度	2021年度	2020年度
普通株式1株当たり利益： <sup>1</sup>	11			
基本的		2.42 ( /363)	0.96 ( /144)	0.07 ( /11)
希薄化後		2.37 ( /356)	0.93 ( /140)	0.07 ( /11)
株式数 単位：百万株				
基本的1株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数		2,084.9	2,096.5	2,108.2
希薄化後1株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数		2,125.6	2,143.2	2,170.1

<sup>1</sup> 2022年4月、2021年4月および2020年4月にそのTier 1ノートについて支払ったクーポンに関して479百万ユーロ（税引前）、363百万ユーロ（税引前）および349百万ユーロ（税引前）の利益からマイナスの修正が加えられている。その他Tier 1ノートについて支払ったクーポンは、ドイツ銀行株主に帰属しないため、IAS第33号に基づく計算において控除する必要がある。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

## 連結包括利益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2022年度	2021年度	2020年度
損益計算書に認識された純利益（損失）	5,659 ( /8,491)	2,510 ( /3,766)	624 ( /936)
<b>その他の包括利益</b>			
<b>純損益に振り替えられない項目</b>			
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	1,203	804	149
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る信用リスクに起因する公正価値純利得（損失）、税引前	91	-15	-24
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	-667	-202	82
<b>純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目</b>			
<b>その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産</b>			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-1,285	-344	676
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	216	-237	-323
<b>キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ</b>			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-819	1	-14
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	71	-54	4
<b>売却目的保有として分類された資産</b>			
期中未実現純利得（損失）、税引前	0	0	0
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	0	0	0
<b>外貨換算調整勘定</b>			
期中未実現純利得（損失）、税引前	329	1,117	-1,819
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-20	-14	6
<b>持分法適用投資</b>			
期中純利得（損失）	20	-5	1
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計	596 ( /894)	285 ( /428)	-122 ( / 183)
その他の包括利益（損失）、税引後	-267 ( / 401)	1,334 ( /2,002)	-1,385 ( / 2,078)
包括利益（損失）合計、税引後	5,392 ( /8,090)	3,844 ( /5,768)	-762 ( / 1,143)
<b>以下に帰属：</b>			
非支配持分	185	212	59
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素	5,207	3,632	-821

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

## 連結貸借対照表

単位：百万ユーロ（億円）	2022年 注記 12月31日現在	2021年 12月31日現在
資産：		
現金および中央銀行預け金	178,896	192,021
インターバンク預け金（中央銀行以外）	7,195	7,342
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	20	11,478
借入有価証券担保金	20	-0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング資産	92,867	102,396
デリバティブ金融商品のプラスの時価	299,686	299,732
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	89,654	88,965
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	168	140
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	12,13,20,35	482,376
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	15	31,675
持分法適用投資	16	1,124
償却原価で測定する貸出金	18,19,20	483,700
土地建物および設備	21,22	6,103
のれんおよびその他の無形資産	23	7,092
その他の資産 <sup>1</sup>	24,25	118,293
当期税金資産		1,584
繰延税金資産	34	7,272
資産合計		1,336,788
		( /2,005,717)
		( /1,986,519)

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在
負債および資本：			
預金	26	621,456	603,750
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	20	573	747
貸付有価証券受入金	20	13	24
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			
トレーディング負債		50,616	54,718
デリバティブ金融商品のマイナスの時価		282,353	287,108
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		54,634	58,468
投資契約負債		469	562
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	12,13,20,35	388,072	400,857
その他の短期借入金	29	5,122	4,034
その他の負債 <sup>1</sup>	22,24,25	113,714	97,796
引当金	19,27	2,449	2,641
当期税金負債		388	600
繰延税金負債	34	650	501
長期債務	30	131,525	144,485
信託優先証券	30	500	528
負債合計		1,264,460	1,255,962
		( /1,897,196)	( /1,884,445)
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ	32	5,291	5,291
資本剰余金		40,513	40,580
利益剰余金		17,800	12,607
自己普通株式、取得原価	32	-331	-6
その他の包括利益（損失）累計額、税引後		-1,314	-444
株主持分合計		61,959	58,027
		( /92,963)	( /87,064)
その他の資本構成要素		8,578	8,305
非支配持分		1,791	1,698
資本合計		72,328	68,030
		( /108,521)	( /102,072)
負債および資本合計		1,336,788	1,323,993
		( /2,005,717)	( /1,986,519)

1 売却目的保有の非流動資産および処分グループが含まれる。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

## 連結持分変動計算書

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株 式、取得原価
2019年12月31日現在残高	5,291 ( /7,939)	40,505 ( /60,774)	9,644 ( /14,470)	-4 ( / 6)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	0	0	495	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	-349	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	223	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-131	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	208
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	11	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-279
自己株式の売却	0	0	0	68
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	0	221	0	0
2020年12月31日現在残高	5,291 ( /7,939)	40,606 ( /60,925)	10,014 ( /15,025)	-7 ( / 11)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	0	0	2,365	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	-2	0
現金配当の支払	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	-363	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	592	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-99	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	312
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	29	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-50	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-346
自己株式の売却	0	0	0	35
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	0	94	0	0
2021年12月31日現在残高	5,291 ( /7,939)	40,580 ( /60,886)	12,607 ( /18,916)	-6 ( / 9)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	0	0	5,525	0



その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-406	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	-479	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	553	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-48	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	370
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	17	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-58	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-695
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	0	22	1	0
2022年12月31日現在残高	5,291	40,513	17,800	-331
	( / 7,939)	( / 60,786)	( / 26,707)	( / 497)

## 未実現純利得（損失）

単位：百万ユーロ（億円）	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、税引後 <sup>2</sup>	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因、税引後 <sup>2</sup>	キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ、税引後 <sup>2</sup>	売却目的保有として分類された資産、税引後 <sup>2</sup>
2019年12月31日現在残高	45 ( /68)	25 ( /38)	14 ( /21)	0 ( /0)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	233	-18	-7	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
2020年12月31日現在残高	278 ( /417)	7 ( /11)	7 ( /11)	0 ( /0)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	-398	-13	-40	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	2	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
2021年12月31日現在残高	-120 ( / 180)	-3 ( / 5)	-33 ( / 50)	0 ( /0)

包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	-867	65	-537	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
2022年12月31日現在残高	-986	62	-570	0
	( / 1,479)	( /93)	( / 855)	( /0)

単位：百万ユーロ（億円）	外貨換算調整 定、税引後 <sup>2</sup>	持分法適用投資 による未実現純 利得（損失）	その他の包括利 益累計額、税引 後 <sup>1</sup>
2019年12月31日現在残高	336	0	421
	( /504)	( /0)	( /632)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	-1,747	-1	-1,539
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0
その他	0	0	0
2020年12月31日現在残高	-1,411	-1	-1,118
	( / 2,117)	( / 2)	( / 1,677)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	1,129	-5	672
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	2
現金配当の支払	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0
その他	0	0	0
2021年12月31日現在残高	-282	-6	-444
	( / 423)	( / 9)	( / 666)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	452	16	-870
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0

株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0
その他	0	0	0
2022年12月31日現在残高	171	10	-1,314
	( /257)	( /15)	( / 1,972)

単位：百万ユーロ（億円）	株主持分 合計	その他の資本 構成要素 <sup>3</sup>	非支配持分	資本合計
2019年12月31日現在残高	55,857 ( /83,808)	4,665 ( /6,999)	1,638 ( /2,458)	62,160 ( /93,265)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	-1,044	0	57	-987
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-77	-77
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-349	0	0	-349
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	223	0	2	225
報告期間中の株式報奨の純変動	-131	0	-4	-135
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	208	0	0	208
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	11	0	0	11
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	-279	0	0	-279
自己株式の売却	68	0	0	68
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	221	1,159 <sup>4</sup>	-28	1,352
2020年12月31日現在残高	54,786 ( /82,201)	5,824 ( /8,738)	1,587 ( /2,381)	62,196 ( /93,319)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	3,038	0	207	3,245
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-85	-85
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-363	0	0	-363
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	592	0	4	597
報告期間中の株式報奨の純変動	-99	0	-2	-101
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	312	0	0	312
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	29	0	0	29
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-50	0	0	-50
自己株式の購入	-346	0	0	-346
自己株式の売却	35	0	0	35
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	94	2,481 <sup>4</sup>	-13	2,562
2021年12月31日現在残高	58,027 ( /87,064)	8,305 ( /12,461)	1,698 ( /2,548)	68,030 ( /102,072)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	4,655	0	177	4,832
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0

現金配当の支払	-406	0	-96	-502
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-479	0	0	-479
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	553	0	8	561
報告期間中の株式報奨の純変動	-48	0	-1	-49
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	370	0	0	370
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	17	0	0	17
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-58	0	0	-58
自己株式の購入	-695	0	0	-695
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	24	273 <sup>4</sup>	5	301
2022年12月31日現在残高	61,959	8,578	1,791	72,328
	( /92,963)	( /12,870)	( /2,687)	( /108,521)

1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。

2 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。

3 ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1ノートを含む。

4 その他の資本構成要素の発行、購入および売却による収入（純額）を含む。

## 連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2022年度	2021年度	2020年度
当期純利益（損失）	5,659 ( /8,491)	2,510 ( /3,766)	624 ( /936)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
当期純利益（損失）を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：			
信用損失引当金繰入額	1,226	515	1,792
再構築費用	-118	261	485
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	128	-276	-665
繰延法人所得税、純額	-852	19	-296
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	3,529	3,568	2,192
持分法適用投資の純利益（損失）に対する持分	-129	-197	-103
非資金損益項目等調整後利益（損失）	9,443 ( /14,168)	6,400 ( /9,603)	4,030 ( /6,047)
営業資産および負債の純変動に関する調整：			
中央銀行および銀行への利付定期預金	102	97	-1,202
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）ならびに借入有価証券担保金	-3,046	102	5,688
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,511	-12,124	8,597
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-31	309	-430
償却原価で測定する貸出金	-5,101	-41,628	-1,098
その他の資産	-459	8,046	-11,743
預金	11,686	33,269	-2,154
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債 <sup>1</sup>	-6,046	11,144	-3,233
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）ならびに貸付有価証券受入金	-187	-3,249	678
その他の短期借入金	1,065	477	-1,638
その他の負債	12,377	-17,823	7,030
優先長期債務 <sup>2</sup>	-17,019	-6,191	13,282
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	2,249	19,559	9,892
その他、純額	-8,658	-1,341	3,036
営業活動によるキャッシュ・フロー	-2,113 ( / 3,170)	-2,952 ( / 4,429)	30,736 ( /46,116)
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
収入：			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却	15,450	52,131	38,325
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の満期償還	21,557	21,424	32,964
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の売却	0	67	10,110
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の満期償還	6,519	5,468	4,890
持分法適用投資の売却	118	23	69
土地建物および設備の売却	22	114	24
購入：			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-42,991	-46,801	-82,709
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券	-16,696	-7,166	-4,011
持分法適用投資	-171	-100	-3
土地建物および設備	-337	-550	-512



企業結合 / 事業売却による純資金受取 (支出) 額	439	-5	5
その他、純額	-1,086	-1,010	-1,045
投資活動によるキャッシュ・フロー	-17,175	23,595	-1,892
	( / 25,769)	( /35,402)	( / 2,839)
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
劣後長期債務の発行	2,716 <sup>3</sup>	1,146	1,684
劣後長期債務の返済および償還	-90 <sup>3</sup>	-42	-1,169
信託優先証券の発行	0 <sup>4</sup>	0	0
信託優先証券の返済および償還	0 <sup>4</sup>	-504	-676
リース債務の元本部分	-607	-679	-653
普通株式の発行	0	0	0
自己株式の購入	-695	-346	-279
自己株式の売却	0	35	76
その他の資本構成要素 (AT1) の発行	2,000	2,500	1,153
その他の資本構成要素 (AT1) の返済	-1,750	0	0
その他の資本構成要素 (AT1) の購入	-4,058	-2,662	-792
その他の資本構成要素 (AT1) の売却	4,074	2,642	798
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-479	-363	-349
非支配持分への配当の支払	-96	-85	-77
非支配持分の純変動	5	-13	-28
ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払	-406	0	0
その他、純額	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	614	1,630	-311
	( /921)	( /2,446)	( / 467)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	4,354	1,345	-1,074
	( /6,533)	( /2,018)	( / 1,611)
現金および現金同等物の純増加 (減少)	-14,320	23,618	27,459
現金および現金同等物、期首残高	179,946	156,328	128,869
現金および現金同等物、期末残高	165,626	179,946	156,328
営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む。			
法人所得税支払 (受取) 額、純額	1,288	1,031	805
利息支払額	9,468	5,557	6,937
利息受取額	22,667	15,807	18,498
配当受取額	87	364	307
現金および現金同等物の構成要素			
現金および中央銀行預け金 <sup>5</sup>	159,876	174,089	149,323
インターバンク預け金 (中央銀行以外) <sup>6</sup>	5,749	5,857	7,006
合計	165,626	179,946	156,328
	( /248,505)	( /269,991)	( /234,555)

- 2022年12月31日および2021年12月31日終了年度において、優先長期債務の発行がそれぞれ25億ユーロおよび13億ユーロ、返済および償還がそれぞれ738百万ユーロおよび10億ユーロ含まれている。
- 2022年12月31日および2021年12月31日終了年度において、発行がそれぞれ364億ユーロおよび336億ユーロ、返済および償還がそれぞれ442億ユーロおよび395億ユーロ含まれている。
- 劣後長期債務における現金以外の変動は合計でマイナス141百万ユーロであり、主に公正価値の変動マイナス464百万ユーロおよび外国為替の変動321百万ユーロによるものである。
- 信託優先証券における現金以外の変動は合計でマイナス28百万ユーロであり、主に公正価値の変動マイナス33百万ユーロによるものである。
- 2022年12月31日現在190億ユーロ、2021年12月31日現在179億ユーロおよび2020年12月31日現在169億ユーロの中央銀行への利付定期預金を含んでいない。
- 2022年12月31日現在14億ユーロ、2021年12月31日現在15億ユーロおよび2020年12月31日現在21億ユーロの銀行への利付定期預金を含んでいない。

2022年12月31日現在、現金および中央銀行預け金にはロシア中央銀行への定期預金および要求払預金759百万ユーロが含まれている。これらは為替制限の影響を受ける。そのうち、期末日現在、要求払預金40百万ユーロは現金および現金同等物の条件を満たしている。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

## 連結財務諸表に対する注記

01 -

## 重要な会計方針および重要な会計上の見積り

## 会計の基本的事項

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（60325フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12）（以下「ドイツ銀行」または「親会社」という。）はドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立された株式会社である。ドイツ銀行およびドイツ銀行が支配的財務持分を有するすべての事業体（以下総称して「当行グループ」または「ドイツ銀行」という。）は、あらゆる範囲の法人・機関投資家向けバンキング、個人顧客向けおよび資産運用の商品およびサービスを世界的規模で提供している。

添付の連結財務諸表は当行グループの表示通貨であるユーロで表示されている。百万ユーロ単位で表示されているすべての財務情報は、百万単位未満を四捨五入している。当連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。

2023年3月17日の公表に先立ち、2023年3月9日に取締役会によって作成された当行グループの2022年度連結財務諸表は、2023年3月16日に監査役会によって承認された。

## EUカーブアウト

当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠して金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウト版を適用した目的は、当行グループのヘッジ会計アプローチを当行グループのリスク管理実務および欧州の主要競合他社の会計慣行と整合させることにある。IAS第39号のEUカーブアウト版では、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができ、ヘッジの非有効性は、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合にのみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には、ヘッジ関係が非有効とはみなされない。IASBが公表したIFRSでは、公正価値マクロ・ヘッジのヘッジ会計をコア預金に適用することはできない。さらにIASBが公表したIFRSでは、ヘッジの非有効性は、公正価値マクロ・ヘッジのすべてのヘッジ関係について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を上回った場合と下回った場合のいずれであっても認識される。

2022年12月31日に終了した事業年度において、IAS第39号のEUカーブアウト版の適用により、税引前利益には147百万ユーロ、税引後利益には105百万ユーロのプラスの影響が生じた。2021年12月31日に終了した事業年度において、EUカーブアウト版の適用により、税引前利益には128百万ユーロ、税引後利益には85百万ユーロのマイナスの影響が生じた。

当行グループの規制自己資本およびその比率も、IAS第39号のEUカーブアウト版に基づいて報告されている。利益への影響はCET 1資本比率の計算にも影響している。EUカーブアウト版の適用により、CET 1資本比率には2022年12月31日に終了した事業年度に約3ペーシス・ポイントのプラスの影響、2021年12月31日に終了した事業年度に約2ペーシス・ポイントのマイナスの影響が生じた。

## IFRS第7号による開示（ウクライナにおける戦争および気候関連リスクの開示を含む）

IFRS第7号「金融商品：開示」で要求される金融商品から生じるリスクの性質および範囲に関する開示はマネジメント・レポートのリスク・レポートの項に記載されており、連結財務諸表の不可欠な一部である。

ウクライナにおける戦争による関連リスク、エクスポート・ジョーおよび金融商品の減損（オーバーレイの利用を含む。）への影響に関する詳細の開示は、リスク・レポートの「IFRS第9号に基づく減損」および「ロシアに対するエクスポート・ジョー」の項に記載されている。

気候関連リスクの開示は、リスク・レポートの「エンタープライズ・リスク・マネジメント」の章の「環境、社会、ガバナンスに関するリスク」の項に記載されている。

監査済の開示は、リスク・レポートにおいて水色で（本書では『 』で表示されている。）記載されている。

## 会計上の見積りの変更

2022年度第2四半期に、市場データとの整合性を高めるために、確定給付制度の割引カーブに対する再調整がユーロ圏のカーブに適用され、その結果、310百万ユーロの利得がその他の包括利益に認識された。

2022年度第3四半期に、当行グループは自己信用調整の算定方法の精緻化を実施した。精緻化により、実施後にベンチマーク金利を超えるスプレッドはすべて自己の信用と見なされる。過年度においては、スプレッドは、市場レベルでの資金調達の要

素（当行グループの連結損益計算書において利得または損失として認識）や固有の自己の信用要素（その他の包括利益に認識）にまでパラメータ化されていた。2022年度におけるこの見積りの変更による影響として、55百万ユーロの損失（税引前）が当行グループの連結損益計算書に認識された。アプローチの精緻化により、自己信用評価方法における他行との整合性が高まることが期待される。

## 重要な会計上の見積り

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類の資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告期間中の収益・費用の金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがある。当行グループの重要な会計方針は「重要な会計方針」に記載されている。

当行グループの会計方針の一部は、複雑で主観的な判断および仮定の使用を要する重要な会計上の見積りを必要としており、その中には本質的に不確定で変更が生じやすい事項を対象とするものもある。このような重要な会計上の見積りは、毎期変動し、当行グループの財政状態、財政状態の変動または経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、重要な会計上の見積りには、当期において経営陣が別の見積りを用いることが合理的に可能であったものも含まれる。当行グループが識別した、重要な会計上の見積りを含む重要な会計方針は以下のとおりである。

- 関連会社の減損（以下の「関連会社」を参照。）
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の減損（以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」を参照。）
- 公正価値の決定（以下の「公正価値の決定」を参照。）
- 取引日利益の認識（以下の「取引日利益の認識」を参照。）
- 貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」を参照。）
- のれんおよびその他の無形資産の減損（以下の「のれんおよびその他の無形資産」を参照。）
- 繰延税金資産の認識および測定（以下の「法人所得税」を参照。）
- 法律上/規制上の偶発事象および不確実な税務ポジションに関する会計処理（以下の「引当金」を参照。）

## 重要な会計方針

当行グループの重要な会計方針は以下に記載するとおりである。前述および後述の会計方針の変更および会計上の見積りの変更を除き、これらの方針は、2020年度、2021年度および2022年度に一貫して適用されている。

## 連結の原則

当連結財務諸表の財務情報は、親会社であるドイツ銀行AGと、一定のストラクチャード・エンティティを含むその連結対象の子会社とを併せ、単一の経済単位として表示した財務情報を含んでいる。

## 子会社

当行グループの子会社は、当行グループが直接的または間接的に支配している事業体である。事業体に対する支配は、事業体への関与により当行グループがさらされる変動リターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる当行グループの能力によって証明される。

当行グループは、様々な動機のために、ストラクチャード・エンティティのスポンサーとなったり、第三者がスポンサーのストラクチャード・エンティティと関わりを持ったりしている。その動機には、顧客に別個の法的事業体への投資保有を可能とするため、顧客にオルタナティブ資産への共同投資を可能とするため、資産証券化取引のため、信用保全商品の売買のため等が含まれる。

当行グループは、事業体の連結の要否を判断するに当たり、以下の様々な支配要因を評価する。

- 事業体の目的および設計
- 関連性のある活動およびこれらがどのように決定されるか
- 当行グループの権利により関連性のある活動を指図する能力が生じるか否か
- 当行グループが変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか否か
- 当行グループがそのリターンの額に影響を及ぼすようにそのパワーを用いる能力を有しているか否か

議決権が実質的なものであり、当行グループが直接的または間接的に事業体の議決権の過半数を保有している場合、支配を有しているとみなされる。ただし、他の投資者が単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している証拠がある場合を除く。

実質的とみなされる潜在的な議決権も支配を評価する際に検討される。

また、同様に当行グループは、議決権の過半数を支配していないが単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している場合の支配の存在を評価している。これは、株式の保有の規模および分散により、当行グループが投資先の活動を指図する能力を有する状況において生じる可能性がある。

当行グループは、少なくともすべての四半期報告日において連結の状況を再評価する。したがって、一つ以上の支配要因の変動につながるすべての構造変動の発生時に再評価が要求される。これは、意思決定権の変更、契約上の取決めの変更、財務上、所有権または資本構造の変更および当初の文書化において予想されていたトリガー事象に伴う変更を含んでいる。

連結会社間の取引高、残高、およびグループ会社間の取引に係る未実現利得はすべて、連結に当たり相殺消去されている。

また、連結目的上、全グループを通じて一貫した会計方針が適用されている。子会社株式の第三者に対する発行は、非支配持分として扱われている。非支配持分に帰属する利益または損失は、連結損益計算書および連結包括利益計算書上、区分して報告されている。

当行グループは子会社の支配の喪失日に：a)当該子会社の資産（帰属するのれんを含む。）および負債につき、その帳簿価額で認識の中止を行い、b)元子会社に対する非支配持分の帳簿価額について認識の中止を行い、c)受取対価の公正価値および子会社株式の分配を認識し、d)元子会社に対する残存投資をその公正価値で認識し、e)上記項目の結果として生じた差額を利得または損失として損益計算書に認識する。当該子会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額はすべて、連結損益計算書に組み替えられるか、または他のIFRSの基準で要求される場合は利益剰余金に直接振り替えられる。

## 関連会社

関連会社に対する投資は、持分法により会計処理される。関連会社は、企業の経営および財務の方針に関する経営管理上の意思決定に対して、当行グループが重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない企業である。一般的に、当行グループが議決権の20%から50%を保有する場合には重要な影響力があると推定される。現時点で行使可能または転換可能となっている潜在的議決権の存在および影響は、当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮される。当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮されるその他の要因には、取締役会（ドイツの株式会社の場合は監査役会）への役員の派遣および重要な会社間取引がある。これらの要因が存在する場合には、特定の投資について、当行グループの投資が議決権株式の20%未満であったとしても持分法による会計処理の適用が要求されることがある。

持分法による会計処理では、関連会社および共同支配企業に対する当行グループの投資は、当初、取得原価（関連会社の取得において発生した、直接関連する取引コストを含む。）で計上され、その後、取得後の関連会社または共同支配企業の純利益（または損失）および関連会社または共同支配企業の資本に直接計上されたその他の変動の両方に対する当行グループの比例按分持分を反映して、増額（または減額）される。関連会社の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正され、連結損益計算書において持分法適用投資による純利益（損失）として報告されている。連結会社間の売上から生じる関連会社の純損益に対する当行グループの持分は、連結に当たり相殺消去される。関連会社または共同支配企業の取得に伴い生じたのれんは、当該投資の帳簿価額（減損損失累計額を控除後）に含められる。のれんは個別に報告されないため、特に減損テストは行われない。しかし、持分法適用投資全体に関しては各貸借対照表日に減損テストが行われる。

減損の客観的証拠がある場合、投資の回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値の高い方）と帳簿価額を比較することにより、減損テストが行われる。過去の期間に認識された減損損失は、最後に減損損失が認識された以後、投資の回収可能価額の決定に使用された見積りの変更があった場合にのみ戻し入れられる。その場合、投資の帳簿価額が高い方の回収可能価額に増額される。減損損失の戻入れにより増額する関連会社に対する投資の帳簿価額は、過年度に当該投資に対し減損損失が認識されていなかったと仮定した場合の帳簿価額を超過しないものとする。

当行グループは、関連会社または共同支配企業に対する重要な影響力を喪失した日に、当該持分法適用投資の処分に係る利得または損失（残存投資の公正価値および関連会社の処分による収入の合計金額と当該投資の帳簿価額との差額に相当する。）を認識する。当該関連会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、投資先が関連資産または負債を直接処分した場合に要求されるのと同じ基準で会計処理される。

重要な会計上の見積り：減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損の見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として每期変動する可能性があるため、当行グループではこれを、重要な会計上の見積りと考えている。

## 外貨換算

当連結財務諸表は、当行グループの表示通貨であるユーロで作成されている。当行グループでは多様な事業体が異なる機能通貨を用いている。機能通貨とは、その事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である。

個々の事業体は、外貨建ての収益、費用、利得および損失を、認識日の為替レートを用いて、機能通貨で計上する。

個々の事業体の機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、期末の決算日レートにより換算される。これらの項目の換算および決済の結果生じる外国為替差損益は、換算金額を当該貨幣性資産および負債をヘッジする外貨関連取引（デリバティブ）から認識される金額と紐付けするために、連結損益計算書上、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）として認識される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、過去の取引日レートにより換算される。純損益を通じて公正価値で計上する非貨幣性項目に係る換算差額は、純損益に認識される。

表示通貨への換算目的上、在外営業活動体の資産および負債は期末の決算日レートで換算され、損益項目は取引日レートで、または実際レートに近似していれば平均為替レートでユーロに換算される。在外営業活動体の換算に伴い生じる為替差額は、その他の包括利益に含まれる。在外子会社に関しては、為替差額のうち非支配持分に帰属する部分は、非支配持分に認識される。

（その営業に対する支配または重要な影響力の喪失を伴う）在外子会社および在外関連会社の処分時に、その他の包括利益に認識されていた累積為替差額の全額は、純損益に組み替えられる。

支配の喪失を伴わない在外子会社の部分的な処分においては、当該処分が所有者との取引とみなされることから、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から非支配持分に組み替えられる。重要な影響力の喪失を伴わない関連会社の部分的な処分においては、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から純損益に組み替えられる。

## 利息、手数料およびフィー

純利息収益 - すべての利付資産および負債からの利息収益および費用は、実効金利法を用いて、純利息収益として認識される。実効金利（EIR）法とは、将来キャッシュ・フローの見積額を使用して、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、利息収益または費用を適切な期間にわたり配分する方法である。

実効金利の計算に使用される将来キャッシュ・フローの見積額には、当該資産または負債に関するすべての契約条件により決定されるキャッシュ・フロー、その実効金利の不可欠な一部と判断されたすべてのフィー（手数料を含む。）、直接的増分取引コスト、およびその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。ただし、純損益を通じて公正価値で計上される金融商品の場合は、公正価値の決定に重要な観察不能なインプットが使用されていないことを条件として、関連するすべてのフィーが当該金融商品の当初認識時にトレーディング収益に認識される。

金融資産が信用減損している場合、利息収益は償却原価に実効金利を適用して計算される。金融資産の償却原価は、減損引当金による調整後の金融資産の総帳簿価額である。購入したまたは信用減損しているものとして当初認識された資産の利息収益は、予想信用損失を考慮に入れた信用調整後の実効金利を用いて計算される。

当行グループは、マイナス金利の利付資産に係る支払利息を利息費用に含め、また、マイナス金利の利付負債に係る受取利息を利息収益に含めて表示している。

当行グループは、実効金利法を用いて算出した利息収益および利息費用を、当行グループの連結損益計算書において個別に表示している。

手数料およびフィー収益 - 当行グループはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の5段階の収益認識モデルを手数料およびフィー収益の認識に適用している。当該モデルに基づき、財およびサービスの支配が移転した時点、つまり、契約上の履行義務が充足された時点で収益を認識しなければならない。

したがって、第1段階で顧客との契約を識別した後、第2段階では顧客に提供する履行義務または一連の別個の履行義務を識別する。当行グループは、サービスが別個のものとなり得るか、契約の観点において別個のものであるかを検証しなければならない。約束しているサービスが別個のものであるのは、顧客がそのサービスからの便益を、それ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせ得ることができ、かつ、サービスを顧客に移転するという約束が、契約の中の他の約束と区分して識別可能な場合である。収益の額は、契約で規定された履行義務に関して契約上合意された取引価格に基づき測定される。契約に変動対価が含まれる場合、当行グループは、顧客に約束した財またはサービスを移転するのと引き換えに受け取ることのできる金額で当該対価を見積もる。収益は、識別された履行義務が充足された時点で利益または損失に認識される。当行グループは、残存する履行義務の情報を、それが当初の予想期間が1年以内の契約の一部である場合は開示していない。

当行グループは、契約における各履行義務の基礎となる別個のサービスの契約開始時に独立販売価格を決定し、これらの独立販売価格に応じて取引価格全体を配分している。独立販売価格は、ドイツ銀行が、約束しているサービスを単体で個別に顧客に販売する価格である。独立販売価格の最良の証拠となるのは、当行グループが類似の状況において類似の顧客に対して個別にサービスを販売する場合の、当該サービスの観察可能な価格である。当行グループによるサービスの販売が個別の顧客に

対するものではない場合、適切な手法を用いて独立販売価格を見積る。例えばローンのシンジケート取引において、当行グループは取引日利益の認識要件を適用し、他の市場参加者が同様の単体のサービスを提供する際の価格を考慮する。このように、独立販売価格を見積る際、当行グループは合理的に入手可能なすべての情報（市況を含む。）を考慮する。その場合、当行グループは観察可能なインプットを最大限に利用し、類似の状況と整合する見積りの手法を適用する。

当行グループは、資産運用手数料およびパフォーマンス・フィーが発生する、単一の履行義務を構成する資産運用サービスを提供している。資産運用手数料およびパフォーマンス・フィーの構成要素は変動対価であるため、当行グループは各報告日に、顧客に約束したサービスの移転と引き換えに受け取ることのできるフィーの金額を見積もっている。当該資産運用サービスから生じる便益は、一定期間にわたり顧客が同時に受け取って消費する。当行グループはその履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定し、収益を一定期間にわたり認識する。その際、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いかどうかの不確実性を解消しなければならない。管理手数料の構成要素の場合、これは月次または四半期ごとのサービス期間の終了時であり、パフォーマンス・フィーの場合は、履行の要素に関連する不確実性がすべて解消された日である。

オフバランス・シートで会計処理されないコミットメントに関連する貸出コミットメント・フィーは、当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が低い場合には、当該コミットメントの期間にわたり、手数料およびフィー収益に認識される。当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が高い場合には、当該貸出コミットメント・フィーは貸出開始時まで繰り延べられ、当該貸出金の実効金利の調整額として認識される。

手数料およびフィー収益は、その大部分が、一定期間にわたり顧客が受け取って消費するサービスにより稼得される：管理、資産運用、国外のコマーシャル・ビジネス、貸出金の処理および保証ならびにその他各種顧客サービス。当行グループはその履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定し、これらのサービスからの収益を一定期間にわたり認識する。その際、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いかどうかの不確実性を解消しなければならない。

その大部分がある時点でのサービス提供または取引タイプのサービスの提供により稼得される手数料およびフィー収益には、その他の有価証券業務、引受およびアドバイザー・フィー、ブローカー・フィー、国内決済、外国通貨／為替事業および仲介手数料が含まれる。

手数料およびフィー収益の創出に直接関連する増分費用は、連結損益計算書の手数料およびフィー収益に純額で表示される。この中には、収益と関連費用が発生するサービスに関して当行グループが契約上（つまり、本人として）履行義務を負う場合の収益および関連費用が含まれるが、当行グループが契約上の履行義務を負わず、代理人として行動する場合は含まない。当行グループが本人であるか代理人であるかの決定は、基礎となるサービス契約の契約条件に基づく。手数料およびフィーの収益および費用の総額は「注記06 - 手数料およびフィー収益」に開示されている。

## 金融資産

当行グループはIFRS第9号の分類および測定要件に従い、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（「元本および利息の支払のみ（以下「SPPI」という。）」とも呼ばれる。）の両方に基づき金融資産を分類している。3つのビジネス・モデルがある。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産。これはその後償却原価で測定され、当行グループの連結貸借対照表上の複数の勘定科目に計上される。
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産。これは当行グループの連結貸借対照表上のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上される。
- その他 - 「回収のために保有」もしくは「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産。これは当行グループの連結貸借対照表上の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として計上される。

ビジネス・モデルの評価は、当初認識時の事実および状況に基づいて判断する必要がある。本評価の一環として、当行グループは、定量的要因（例えば、予想される頻度および売却の数量）および定性的要因を考慮しており、定性的要因としては、ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産の業績が、どのように評価され当行グループの主要経営幹部に報告されているか、ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産の業績に影響を与えるリスクと、特に、マーケット・リスクおよび信用リスクが管理されている方法、当該ビジネスの管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか）が挙げられる。この測定により、資産は「回収のために保有」、「回収し、売却するために保有」または「その他」のビジネス・モデルのいずれかに分類される。

当行グループが「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルのいずれかの金融資産を保有する場合、金融資産の分類を決定するために、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。元本残高に係るSPPIである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。基本的な融資の取決めにおける利息は、特定の期間中に残存していた元本金額に関する

る貨幣の時間価値と信用リスクへの対価である。利息には、他の基本的な融資リスク（例えば、流動性リスク）や金融資産を特定の期間にわたって保有することに関連したコスト（例えば、管理コスト）への対価および基本的な融資の取決めと整合的な利益マージンも含まれる場合がある。

#### 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」の基準を満たしていない金融資産は、その他のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される。さらに、当該金融資産には、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルの基準を満たしているものの、SPPIではない、または当行グループが公正価値オプションに基づき指定した金融資産が含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類される金融資産は公正価値で測定され、実現および未実現損益が純損益を通じて公正価値で測定する資産／負債に係る純利得（損失）に含まれる。トレーディング貸出金および負債性有価証券などの利付資産に係る利息ならびに資本性金融商品に係る配当金は、利息および類似収益に表示される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される金融資産は、取引日に認識または認識中止される。取引日とは、当行グループが資産の購入または売却を確約した日である。

トレーディング資産 - 金融資産は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成、取得または負担された場合、または識別された金融商品から成るポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、トレーディング目的保有として分類される。トレーディング資産には、負債性有価証券および資本性有価証券、トレーディング目的で保有するデリバティブならびにトレーディング貸出金が含まれている。この中には「その他」のビジネス・モデルに割り当てられ、トレーディング目的で保有するデリバティブとして表示された貸出コミットメントが含まれる。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 - 当行グループは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれのビジネス・モデルにも該当しないトレーディング以外の金融資産を「その他」のビジネス・モデルに割り当て、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類している。当該金融資産には、主として公正価値で管理される売却契約が含まれる。さらに当行グループは、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当する、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない金融資産を強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類している。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 - 指定しなかった場合には後に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定することになる一部の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。ただし、その指定が測定または認識の不整合性を除去または大幅に低減する場合に限る。当行グループは公正価値オプションの指定を、信頼性の高い公正価値の見積りが可能な金融商品のみ認めている。

#### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で分類され、測定される。

FVOCIでは、金融資産はその公正価値で測定され、変動があればその他の包括利益（以下「OCI」という。）に認識され、IFRS第9号の予想信用損失モデルのもとで減損の評価が行われる。このモデルでは、（将来の予想信用損失に基づき）純損益を通じて引当金が計上される。当行グループの減損に関する方針の詳細は、「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（IFRS第9号）」の項に記載されている。FVOCI資産の外貨換算影響額は、実効金利法による利息の要素と同様に純損益に認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得（損失）に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

FVOCIに分類される金融資産は取引日に認識または認識中止される。取引日とは、当行グループが資産の購入または売却を確約した日である。

トレーディング以外の資本性金融商品をFVOCIとして指定することは可能である。ただし、当行グループによるこの区分の使用は限定的になる見込みであり、現在まで使用されていない。

#### 償却原価で測定する金融資産

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。



この測定区分では、金融資産は、当初認識時に公正価値で測定される。その後、帳簿価額から元本の返済を控除し、実効金利法による償却累計額を加減する。当該金融資産は、IFRS第9号の予想信用損失モデルに基づき減損の評価が行われる。このモデルでは、将来の予想信用損失に基づき引当金が認識される。当行グループの金融商品の減損に関する方針の詳細は、「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（IFRS第9号）」の項に記載されている。償却原価で測定する金融資産は決済日ベースで認識される。

償却原価で測定される金融資産には主に、償却原価で測定する貸出金、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券、借入有価証券および「その他の資産」に表示される一部の債権が含まれる。

#### 金融資産および金融負債の条件変更

金融資産の条件が再交渉または変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと当初の実効金利で割り引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された当該金融資産は、引き続き当初の実効金利で利息が発生する。条件変更により認識が中止される場合、当初の商品の認識が中止され、新たな商品が公正価値で認識される。

組成以降、信用リスクの著しい増大を経験しておらず、その金融資産を早期に解約するための容易に行使可能な権利を有している債務者と非信用関連または商業的な再交渉が行われた場合は、当初の取決めの認識が中止され、新たに交渉された取引条件に基づく新規の金融資産が認識される。

信用関連の条件変更（すなわち、当初認識以降の信用リスクの著しい増大による条件変更）または債務者が早期に解約するための容易に行使可能な権利を有していない条件変更に関して、当行グループは、その条件変更によって金融資産に重大な条件変更がなされたかと、そのために認識が中止されるかどうかについて評価する。この評価には、契約条件変更に係るキャッシュ・フロー変動による影響の定量的評価と、さらに必要な場合、契約条件変更による影響の定性的評価が含まれる。これらの条件変更が重要でないと判断された場合、その金融資産の認識は中止されず、上述の認識が中止されない条件変更として会計処理される。

変更が重要であると判断された場合、旧商品の認識が中止され、新たな商品が認識される。当行グループはその後、12ヶ月間の予想信用損失に基づく信用損失引当金を認識する。ただし、条件変更により当初の金融資産の認識が中止され、その後、新たな金融資産が当初認識時に信用減損していたことを示す証拠がある場合、新たな金融資産は組成時に信用減損している金融資産として認識され、当初認識時にステージ3に分類される（後述の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」の項を参照のこと。）。

金融負債の条件が再交渉または条件変更された場合、当行グループは、その条件変更によって金融負債に重大な条件変更がなされたかと、そのために認識が中止されるかどうかについて評価する。この評価には、契約条件変更に係るキャッシュ・フロー変動による影響の定量的評価と、さらに必要な場合、契約条件変更による影響の定性的評価が含まれる。これらの条件変更が重要でないと判断された場合、その金融負債の認識は中止されず、当初の契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利で割り引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。認識中止の場合は、当初の金融負債の認識が中止され、新たな負債が公正価値で認識される。

#### 貸出コミットメント

貸出コミットメントは、その他のビジネス・モデルに割り当てられ、トレーディング目的で保有するデリバティブとして表示されている場合を除き、オフバランス項目のままである。当行グループは、オフバランスの貸出コミットメントに関して、市場金利または信用スプレッドの変動から生じる公正価値の変動を認識および測定していない。しかし、後述の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」の項に明示されているように、これらのオフバランスの貸出コミットメントはIFRS第9号の減損モデルの範囲に含まれる。

#### 金融負債

IFRS第9号の下で、金融負債は実効金利法を用いて償却原価で測定されるが、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については異なる。

#### 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には、トレーディング負債、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および非参加型投資契約（以下「投資契約」という。）が含まれる。IFRS第9号に基づき、これらは公正価値で計上され、実現および未実現損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に計上される。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債について、当行グループ自身の信用の要素に起因する公正価値の変動は、その他の包括利益に認識する。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融負債は、取引日に認識または認識中止される。取引日とは、当行グループが金融負債の発行または買戻しを確約した日である。

利付負債に係る利息は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に対する利息費用として表示されている。

トレーディング負債 - 発行債務から生じる金融負債は、短期の買戻しを主な目的として組成または負担された場合、トレーディング目的保有に分類される。トレーディング負債は主にデリバティブ負債（一部の貸出コミットメントを含む。）およびショート・ポジションから成る。また、この中には、資金調達によって生じた貸出金がその他のビジネス・モデルに割り当てられることから、未利用の貸出コミットメントがトレーディング目的で保有するデリバティブに分類される貸出コミットメントも含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - トレーディング負債の定義を満たさない一定の金融負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されるには、金融負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。(1)その指定により、測定上または認識上の不一致が解消または著しく減少する、(2)金融負債から成るグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは(3)その商品が一つまたは複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く。(a)当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは(b)ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合。)。さらに、当行グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債には、レポ、貸出コミットメントおよび仕組債が含まれている。

投資契約 - 当行グループの投資契約はすべて、当行グループが保有する特定の資産に対応するユニット・リンク契約である。当行グループは、こうした契約により契約負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。投資契約には、重要な保険リスクまたは任意の参加権という特徴が含まれていない。これらの契約に係る負債は、現在のユニット価格に貸借対照表日現在の契約保有者に帰属するユニット数を乗じて決定される。この金額は公正価値を表しているため、当該負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されている。投資契約に基づき集められた預金は、投資契約負債の調整として会計処理される。投資契約に帰属可能な投資収益は連結損益計算書に含まれている。投資契約の請求金額は、公表された勘定残高に対する支払金額の超過額を反映している。投資契約の保険契約者は、保険証書の管理、投資運用、解約またはその他の契約サービスに関してフィーが課される。

#### 組込デリバティブ

ハイブリッド金融負債契約の中にはデリバティブ部分とデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は金融負債の主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、金融負債の主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド金融負債契約自体が純損益を通じて公正価値で測定するものとして計上されていない場合には、当該組込デリバティブは区分して公正価値で計上され、その利得および損失は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に認識される。金融負債の主契約については引続き、適切な会計基準に従って会計処理される。組込デリバティブの帳簿価額は、金融負債の主契約と同一の連結貸借対照表科目に計上される。一定のハイブリッド金融負債商品は、公正価値オプションを使用して、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

#### 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から負担した取引コストを控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。償却原価で測定する金融負債は決済日ベースで認識される。

#### 金融商品の相殺

現時点で、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を当行グループが有しており、かつ、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有する場合にのみ、金融資産と金融負債は相殺され、純額で連結貸借対照表に表示される。認識された金額を相殺する法的権利は、通常の事業過程ならびに当行グループおよびその相手先の債務不履行、支払不能および破産が生じた場合の両方において法的強制力がなければならぬ。他のすべての場合には総額で表示され

る。金融資産と金融負債が連結貸借対照表上相殺される場合、適用される会計基準により特に禁止されていない限り、関連する収益および費用項目もまた連結損益計算書上相殺される。

当行グループが適用した相殺の大部分は、デリバティブならびにレボおよび逆レボに関連している。相殺の大部分は、金利デリバティブおよび関連する委託証拠金残高に適用される。これらは、中央清算機関を通じて清算されている。詳細な情報については注記17「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

## 公正価値の決定

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の独立第三者間取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されている。活発な市場で取引されている商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引の価格を示している場合には、その相場価格を使用して決定される。

当行グループは、以下の条件を満たした場合に、正味リスク・エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債の一定のポートフォリオを測定している。

- 金融資産および金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、特定のマーケット・リスク（または複数のマーケット・リスク）または特定のカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき管理されている。
- 公正価値が経営幹部に対して提供されている。
- 金融資産および金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されている。

このポートフォリオの評価アプローチは、当行グループがマーケット・リスクおよびカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーを管理する方法と整合している。

重要な会計上の見積り - 活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、当行グループは評価技法を使用して商品の公正価値を設定している。このため、評価技法へのパラメータ入力値は、可能な場合には、活発な市場で取引される関連のある商品の価格から算出された観察可能なデータに基づく。これらの評価技法は、ある程度の経営陣の見積りおよび判断を必要としており、その程度は商品または市場の価格の透明性および商品の複雑性に左右される。

公正価値を見積る際に、経営陣の判断が下される必要がある。経営陣の重要な判断が要求される分野は、識別、文書化され、評価統制プロセスおよび標準的な月次報告サイクルの一環として上級経営者に対して報告される。専門家モデル検証および評価統制グループは、主観および判断の分野に注意を払っている。

活発な市場における相場がある金融商品の公正価値の設定に要求される経営陣の判断の度合いは僅かである。同様に、業界全体で標準的であり、かつ、すべてのパラメータ入力値が活発な市場において相場がある場合の評価モデルを使用して評価される商品については、主観または判断はほとんど要求されない。

要求される主観レベルおよび経営陣の判断の程度は、専門的で洗練されたモデルを使用して評価される金融商品および一部または全部のパラメータ入力値の流動性が低いまたは観察可能性が低い金融商品については、より重要である。経営陣の判断は、適切なパラメータ、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。特に、データが頻度の低い市場取引から入手される場合、外挿法および内挿法が適用されなければならない。特定の商品に関する市場データが入手不可能である場合、価格決定のための入力値は、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価すること、ならびに評価対象の実際の金融商品および現在の市況を反映させるための適切な調整を行うことにより決定される。異なる評価技法により金融商品の公正価値に幅が生じる可能性がある場合、経営陣は、公正価値を適切に表す当該見積りの範囲内のポイントを決定しなければならない。さらに、一定の評価調整は、公正価値を決定するために経営陣の判断を要求する場合がある。

公正価値で計上される金融資産および負債は、その公正価値の決定に用いた評価方法への入力値に従って開示することが要求される。具体的には、活発な市場における相場価格（レベル1）を用いて評価したものの、観察可能なパラメータに基づく評価技法（レベル2）を用いて評価したものの、および重大な観察可能でないパラメータを使用した評価技法（レベル3）を用いて評価したものに区分することが要求される。経営陣の判断は、一定の金融商品をどの分類に割当てるべきかの判定において要求される。これは特に、評価が多数のパラメータにより決定され、その一部は観察可能だがその他は観察不能な場合に生じる。さらに、金融商品の分類は、市場の流動性およびそれによる価格の透明性の変化を反映するために、時間の経過とともに変更される可能性がある。

当行グループは、観察不能なパラメータに代えて合理的に考え得る代替値を使用することによりレベル3の金融商品に与える影響についての感応度分析を提供している。合理的に考え得る代替値の決定には、経営陣の重要な判断が要求される。

償却原価で測定する金融商品（貸出金、預金および長短期の発行債務を含む。）について、当行グループは公正価値を開示している。一般に、これらの金融商品についてはトレーディング活動が限定的かまたは存在しないため、その公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

公正価値の決定に関する評価手法および評価統制ならびに定量的開示の詳細については、注記13「公正価値で計上される金融商品」および注記14「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」を参照のこと。

## 取引日利益の認識

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品の公正価値が、活発な市場における市場相場価格から入手される場合、または他の観察可能な現在の市場取引との比較により裏付けられる場合、あるいは観察可能な市場データを組み込んだ評価手法に基づいている場合に、取引日利益が認識される。評価技法で使用された重要な入力値に観察不能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、評価技法により示された取引日現在の利益は繰り延べられる。

繰延金額は、取引日から市場が観察可能となると見込まれる日までの期間または取引の約定期間（いずれか短い方）にわたり、系統的な方法を用いて認識される。市場の推移または商品自体が満期に近づくにつれて変動する商品の経済的プロファイルおよびリスク・プロファイルを反映するため、このような手法が使用される。取引日繰延利益の残額は、取引が観察可能となった時に連結損益計算書に認識される。取引日損失が生じる稀な状況では、損失が発生した可能性が高く、かつ損失金額を信頼性をもって見積ることが可能な範囲に限って、取引開始時に損失が認識される。

重要な会計上の見積り - 経営陣の判断は、基礎となる金融商品の評価技法に重要で観察不能な入力値があるか否かの判定において要求される（金融商品の公正価値の決定の際に要求される経営陣の判断については、「公正価値の決定」の項を参照のこと。）。繰り延べ後に当該取引日利益の認識を決定する際には、パラメータの観察可能性および/またはリスクの軽減を裏付ける、その時点での最新の事実および状況に関する慎重な評価が要求される。

## デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブは、金利リスク、為替リスク、信用リスクおよびその他の市場価格リスクに対するエクスポージャー（予定取引から生じるエクスポージャーを含む。）を管理するために使用されている。会計目的上デリバティブとみなされるすべての独立した契約は、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で連結貸借対照表に計上される。

トレーディング目的で保有するデリバティブに係る公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）に含まれる。

## ヘッジ会計

IFRS第9号には、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択が含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定したため、2018年1月1日現在、IFRS第9号のヘッジ会計を適用していない。当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠し、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウトでは、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができ、ヘッジの非有効性は、適用するすべての公正価値マクロ・ヘッジ会計について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合にのみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には認識されない。

会計目的上、ヘッジには3種類ある。それは(1)資産、負債または未認識の確定コミットメントの公正価値変動のヘッジ（公正価値ヘッジ）、(2)可能性が非常に高い予定取引および変動利付資産・負債からの将来キャッシュ・フロー変動のヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ）および(3)在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の表示通貨へ換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）である。

ヘッジ会計が適用される場合、当行グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との関係、ヘッジ取引実行のリスク管理目的および戦略ならびにヘッジされるリスクの性質を指定し文書化する。この文書化には、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するヘッジ手段の有効性を、当行グループがどのように評価するかに関する記述が含まれる。ヘッジの有効性は、ヘッジの開始時および各ヘッジ関係の期間全体を通じて評価される。デリバティブおよびヘッジ対象項目の契約条件が一致している場合でも、ヘッジの有効性を常に評価する。

公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産、負債もしくは未認識の確定コミットメントまたはそれらの一部分の公正価値の変動は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに連結損益計算書に認識される。金利リスクをヘッジする場合、デリバティブおよびヘッジ対象項目の両方に係る発生したまたは支払われた利息は、利息収益または利息費用に計上され、ヘッジ会計の公正価値の修正による未実現損益は、その他の収益に報告される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジ手段の公正価値の変動と、ヘッジされたリスクに関連した市場金利または価格の変動によるヘッジ対象項目の公正価値の変動の純影響額として測定される。

デリバティブが終了したか、またはヘッジ関係が指定解除されたために、負債性金融商品の公正価値ヘッジが当該商品の満期到来前に中止された場合、当該負債性金融商品の帳簿価額になされた金利関連の公正価値修正（ベースス・アジャストメント）の残額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。その他の種類の公正価値修正については、また、公正価値ヘッジ対象資産または負債が売却されるかまたは売却以外で認識が中止される場合にはいつでも、あらゆるベースス・アジャストメントが認識の中止に係る損益の計算に含められる。

将来のキャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益に報告される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が連結損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に連結損益計算書に組み替えられる。したがって、金利リスク・ヘッジについては、その金額は、ヘッジ対象取引に係る発生利息の計上と同一の期間に償却され、利息収益または利息費用に計上される。

ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、実際のヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の絶対的な累積的変動が、仮定の最適ヘッジの公正価値の絶対的な累積的変動を超過する部分がある場合に、その超過部分の変動として測定される。

金利リスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額に残存する金額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。ただし、ヘッジ取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、この金額は即時にその他の収益に組み替えられる。その他のリスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額の関連する金額は、予定取引からの利益もしくは損失と同一の連結損益計算書の項目および期間に組み替えられるか、または予定取引が今後発生する見込みがなくなった場合にはその他の収益に組み替えられる。

在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の機能通貨に換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、直物外国為替レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分は、ヘッジが有効である限り、外貨換算調整勘定としてその他の包括利益に計上され、残額はその他の収益として連結損益計算書に計上される。

ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動はその後、在外営業活動体の処分時に純損益に認識される。

ヘッジ手段であるデリバティブは、その他の資産およびその他の負債として計上される。デリバティブがその後ヘッジ関係から指定解除された場合は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に振り替えられる。

#### 貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての信用エクスポージャーならびに貸出コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。下記の減損方針において、これらの金融商品は「金融資産」と呼ばれる。

IFRS第9号の下での減損損失の決定には、潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時に引当金を計上する予想信用損失（以下「ECL」という。）モデルが使用される。

#### 予想信用損失決定への段階アプローチ

IFRS第9号は、組成日または購入日時点では信用減損していない金融資産の減損について3段階のアプローチを定めている。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- ステージ1: 当行グループは、すべての金融資産について12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時以降に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- ステージ2: 当行グループは、信用リスクが当初認識以降に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間のデフォルト発生確率、全期間のデフォルト時損失率およびデフォルト時エクスポージャーに基づくECLの決定が必要となる。この段階では、組成または購入時からの信用リスクの増大と、ステージ1の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。
- ステージ3: 当行グループは、信用減損している金融資産について、当該資産の回収可能な予想キャッシュ・フローを通じてデフォルト確率が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。当行グループの債務不履行の定義は、規制上の定義と整合している。当初認識時の信用減損金融資産はステージ3に分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。これらの購入または組成した信用減損（以下「POCI」という。）資産の会計処理については、以下で詳述する。

#### 信用リスクの著しい増加

金融商品の信用リスク（すなわち、債務不履行リスク）が当初認識時以降に著しく増加しているか否かを決定する際に、当行グループは、関連性があり、かつ過度の費用および努力なしに入手できる、合理的で裏付け可能な情報を考慮する。これには、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来予測的な情報（マクロ経済要因を含む。）に基づく定性的情報および定量的情報が含まれる。著しい信用悪化の評価は、12ヶ月間のECLに基づく引当金の測定から全期間のECLに基づく引当金（すなわち、ステージ1からステージ2）への移行を決定する上で重要である。

信用リスクの著しい増大があったかどうかを判断するための当行グループの枠組みは、内部の信用リスク管理（以下「CRM」という。）プロセスと整合しており、以下を利用している。

- 格付関連指標 - 報告日現在の全期間のPDと当初認識日現在の全期間の予想PDを比較するモデルに基づき、その後は分位点アプローチを適用して金融資産がステージ2へ移行するトリガー・ポイントを定義するための閾値を決定する。
  - プロセス関連指標 - 既存のリスク管理指標を使用したもので、経営陣の見解では金融資産の信用リスクが著しく増加した状況を表す。この中には、信用ウォッチリストに追加された債務者、強制的にワークアウト手続きに移管された債務者、支払が30日以上延滞している債務者、または支払猶予となった債務者が含まれる。
- これらの指標は、リスク・レポートの「IFRS第9号の減損アプローチ」の項で詳述されている。

### ステージ3の信用減損金融資産

当行グループはIFRS第9号に基づき、信用減損の定義を、自己資本規制178項に基づき規制目的上で債務不履行となった金融資産と整合させている。

金融資産が信用減損しているためにステージ3にあるか否かの判断では債務不履行リスクのみに焦点を当て、担保または保証などの信用リスク軽減策の影響を考慮しない。特に以下の場合に金融資産は信用減損し、ステージ3にあるとする。

- 当行グループが、債務者が当行グループに対する信用債務を支払う可能性は低いと考えている。判断には、経済的または法的理由から、信用減損の定性的指標である譲歩を借手に与える支払猶予が含まれる場合がある。
- 債務者による契約上の元本または利息の支払いが90日以上延滞している。

信用減損したとみなされる金融資産について、ECL引当金は当行グループが被ると予想される損失額をカバーする。ECLの見積りは、同質でないポートフォリオの場合は個別に、同質のポートフォリオの場合は当行グループのECLモデルを通じて、ポートフォリオに基づくパラメータをこれらのポートフォリオの個々の金融資産に適用することによって行われる。この見積りではシナリオに応じて調整した割引キャッシュ・フローが使用されている。

ECLの算定時に、将来の経済状況の予測が考慮される。全期間の予想損失は、契約に基づき当行グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、当行グループが受け取る見込みであるキャッシュ・フローとの差額に確率加重した現在価値に基づいて見積もられる。

金融資産は、信用損失引当金を計上しない（すなわち、減損損失が発生する見込みがない）ものの信用減損しておりステージ3にあると分類される場合がある。これは、担保の価値による。当行グループの自動化されたECLの算定は月次で行われるが、当行グループの同質のポートフォリオについて、ステージ3のECLの個別の評価は、少なくとも四半期ごとに実施しなければならない。

### ステージ3の購入または組成時の信用減損金融資産

金融資産は、当初認識時に減損の客観的証拠がある場合、購入または組成時に信用減損しているとみなされる。このような信用減損した金融資産はPOCI金融資産と呼ばれる。POCI金融資産は全期間予想信用損失を反映して測定され、全期間予想信用損失のその後の変動はすべて、プラスかマイナスかにかかわらず、信用損失引当金の構成要素として損益計算書に認識される。POCI金融資産はその金融資産の全期間にわたりステージ3にのみ分類可能である。

### 償却

当行グループは、回収の合理的な見込みがない金融資産の総帳簿価額を減額する。償却は、金融資産全体に関連する場合も、その一部分に関連する場合もあり、認識中止の事象に該当する。当行グループはこの決定に際し、以下を含むがこれらに限定されないあらゆる関連情報を考慮している。

- 当行グループによる担保権実行によっても回収ができない、または回収できない確率が高い。
- 相当の額が回収されていない、または今後回収されない担保権の抹消。
- 今後の回収が合理的に予想されない状況がある。

債権回収のために借手に対して起こした法的手続が決着する前に償却することは可能であり、債権を回収する当行グループの法的権利が償却によって喪失することはない。

### IFRS第9号モデルで使用される金利

ECLの算定においては、当行グループはIFRS第9号に従い、実効金利の近似値を適用する。これは通常、約定金利である。約定金利は、ECLモデル、利息の認識およびECLの割引において一貫して用いられており、実効金利と大きく異なるものではないため、適切な近似値であるとみなされる。

#### 減損分析において考慮される金融資産の担保

IFRS第9号は、担保およびその他の信用補完から予想されるキャッシュ・フローをECLの計算に反映させるよう求めている。担保および保障に関する主要な点は以下のとおりである。

- 担保の適格性。つまり、どの担保をECLの計算に考慮すべきか。
- 担保の評価。つまりどの担保（清算）価値を使うべきか。
- 取引期間にわたり利用可能な担保の金額の予想。

これらの概念の概要はリスク・レポートの「IFRS第9号の減損アプローチ」の項に詳述されている。

重要な会計上の見積り - 金融資産の減損に関連する会計上の見積りおよび判断は重要な会計上の見積りである。というのは、使用される基礎となる仮定は、每期変動する可能性があり、かつ、当行グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるからである。

資産の減損評価を行う際には、経営陣の判断が要求される。これはとりわけ、経済および金融が不確実な状況と、予想キャッシュ・フローの進展および変更がより急速に、かつより予測困難な状態で起こり得る状況下で将来予測的な情報およびシナリオを推定する際に、特に必要となる。将来キャッシュ・フローの実際の金額およびその時期は、経営陣によって使用された見積りと異なる場合がある。その結果、計上された引当金と異なる実際の損失が発生する場合がある。

ステージ3の同質ではない貸出金に関して、減損引当金の決定には、地域の経済状況、相手先の財務上の実績、および容易に利用可能な市場がない可能性のある保有担保の価値等の事項に関連して、相当量の経営陣の判断の使用が要求される。

ステージ1およびステージ2の予想信用損失およびステージ3のうち同質である貸出金の減損引当金の決定は、当行グループのECLモデルを使用して算定される。当該統計モデルは、多数の見積りおよび判断を織り込んでいる。当行グループは、当該モデルならびに基礎となるデータおよび仮定について定期的なレビューを実施している。債務不履行の発生可能性、損失回収率、および外国の借手が債務の返済を履行するために必要な外国通貨の移転能力に関する判断等が特に、このレビューにおいて織り込まれる。COVID-19のパンデミックおよびウクライナにおける戦争の影響を受け、2020年初頭から以下の重要な会計上の見積りに関する経営陣の判断の範囲は拡大している。

- 将来予測的な情報：将来予測的な情報は、マクロ経済予測に基づく複数年のPDカーブに対する調整として、当行グループの信用損失引当金の測定に織り込まれている。主要なマクロ経済変数（MEV）は、定量的および定性的判断のバランスを反映して識別される。MEVの精度を評価するためにバックテストやモデルの感応度といった統計分析が実施される一方で、信用管理部門の専門家によるインプットを使用することで、経営陣はモデルの全般的な動きに対する確証を得ることができる。最終的なモデルのパラメータ化は、内部ガバナンス・フォーラムにおける影響のレビューおよび検証、ならびにモデル・リスク管理機能により独立して実施された検証に基づき行われる。さらに、予想信用損失の算定において経営陣の最善の見積りがECL引当金に反映されるように、モデル変更の一環として行われたモデルテスト分析および継続的なモニタリング・フレームワークによって見積アプローチの概念的な健全性が確保されている。
- 信用リスクの著しい増加：リスク・レポートの「IFRS第9号の減損アプローチ」の項に記載のとおり、当行グループは金融資産の信用リスクが当初認識後に著しく増加したかを決定するために、格付関連指標を使用している。同質でないポートフォリオ内の金融資産については、格付けは信用管理部門の専門家の判断に基づき取引相手ごとに個別に決定される。同質のポートフォリオ内の金融資産については（顧客関係が多いため）格付けプロセスは大部分が自動化され、信用責任者が個別の取引相手に対する判断を要求することは少なくなっている。同質のポートフォリオと同質でないポートフォリオのいずれも、金融資産の信用リスクが著しく増加したかを決定するための格付関連指標は、報告日現在の全期間のPDと当初認識日現在の全期間の予想PDを比較するモデルに基づき、その後は分位点アプローチを適用して金融資産がステージ2へ移行するトリガー・ポイントを定義するための閾値を決定する。ステージ2の閾値を定義するための分位点は、当行グループのリスク機能の特定分野の専門家によって決定される。これは当行グループのIFRS第9号のフレームワークにおける重要な判断の一つであり、年に1回詳細なステージ移動分析、過去の動きとのベンチマーク調査および同業他社との比較を基に検証される。
- 同質のポートフォリオに対するステージ3のLGDの設定：当行グループの同質のポートフォリオについて、時間経過に部分的に依拠したLGD（回収の見込みが低いほど顧客の債務不履行期間が長いことを反映し、それによって担保付と無担保のエクスポージャーを区別している。）に基づく自動化プロセスにより、ステージ3の信用損失引当金が決定される。LGDは、当行グループが過去数十年間で蓄積してきた損失の実績、売却された不良債権のポートフォリオの市場価格の実績および専門家の判断を用いて調整される。重要性の低いポートフォリオの場合、経験に基づくLGDの調整、特に主要インプットの一つである顧客のキュアレートの決定は、部分的に信用管理部門の専門家の判断により裏付けられる。LGDの設定は年1回検証され、通常、モデル・リスク管理機能の一環である当行グループの独立したモデル検証プロセスによるレビューが行われる。



定量的開示は、注記18「貸出金」および注記19「信用損失引当金」ならびにリスク・レポートにおける「IFRS第9号に基づく減損」の章の「モデルの感応度」の節に記載されている。

## 金融資産および負債の認識の中止

### 金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または当行グループが同資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一件または複数件の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、金融資産の認識の中止が検討される。

当行グループは、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、譲渡した金融資産の認識の中止を行う。

当行グループは、既に認識済の金融資産を譲渡する一方で当該資産に関連する実質上すべてのリスクおよび経済価値を留保する取引を締結する（例えば、第三者に対する売却で、当行グループが同一の相手先とトータル・リターン・スワップを同時に締結する場合）。これらの種類の取引は、担保付資金調達取引として会計処理される。

金融資産の所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない取引では、同資産に対する支配が留保されない場合（すなわち、譲受人が譲渡資産を売却できる実際上の能力を有する場合）に、当行グループは譲渡資産の認識を中止する。譲渡において留保される権利および義務は、適宜資産および負債に区分して認識される。資産に対する支配が留保されている場合には、その継続的関与を有する範囲において、当行グループは資産の認識を継続する。この継続的関与の範囲は、当行グループが依然として譲渡資産の価値の変動リスクにさらされる範囲によって決定される。

認識中止の基準は、資産全体ではなく資産の一部の譲渡や、適用可能な場合には類似した金融資産のグループ全体に対しても適用される。資産の一部を譲渡する場合には、当該一部は、個別に識別したキャッシュ・フロー、資産の完全比例配分額、または個別に識別したキャッシュ・フローの完全比例配分額でなければならない。

既存の金融資産が同一の相手先による実質上異なる条件の他の資産と交換された場合、または既存の金融資産の条件が実質上変更された場合（支払猶予の措置またはその他の理由により）、既存の金融資産の認識が中止され、新たな資産が認識される。各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

### 証券化

当行グループは、様々な消費者金融資産および商業用金融資産を証券化している。これは当該資産をストラクチャード・エンティティに譲渡し、ストラクチャード・エンティティが当該資産の取得に出資する投資家に証券を発行することによって達成される。証券化を控えている金融資産は、適宜「金融資産および負債」の項の方針に基づき分類および測定される。ストラクチャード・エンティティが連結されない場合、譲渡資産は、金融資産の認識の中止に係る方針に基づき、全部または一部の認識中止の要件を満たすことがある。シンセティック証券化ストラクチャーには通常、「デリバティブおよびヘッジ会計」の項の方針が適用されるデリバティブ金融商品が含まれる。認識中止の要件を満たさない譲渡は、担保付資金調達として報告されるか、または継続的関与に係る負債の認識を生じさせる場合がある。投資家および証券化ビークルは通常、金融資産の発行体が当該資産の当初条件の履行を怠った場合に、当行グループの他の資産に対する償還請求権をもたない。

証券化金融資産に対する持分は、優先または劣後トランシェ、利息のみのストリップス債またはその他の留保持分（以下、合わせて「留保持分」という。）の形式で留保することができる。当行グループの留保持分によりストラクチャード・エンティティの連結が行われず、また譲渡資産の継続的認識も行われない場合、当該持分は通常、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、公正価値で計上される。類似金融商品の評価と同様に、留保トランシェまたは金融資産の当初およびその後の公正価値の決定は、入手可能な場合には市場相場価格を使用して、またはイールド・カーブ、期限前償還率、デフォルト率、損失強度、金利のボラティリティおよびスプレッドといった変数を利用した内部の価格決定モデルを使用して行われる。価格決定に使用する仮定は、類似証券の観察可能な取引に基づいており、入手可能な場合には外部の価格決定ソースにより確認される。類似証券の観察可能な取引およびその他の外部の価格決定ソースが入手できない場合、公正価値の決定には経営陣の判断が要求される。また、当行グループは定期的に証券化された金融資産に対する持分を保有する場合があります、これを償却原価で計上している。

当行グループが、非連結の証券化事業体に対する財務的支援を提供する現在の債務（法的または契約上のいずれか）を有している場合、当該債務が信頼性をもって測定可能であり、債務の決済のために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合には引当金が設定される。

資産の認識が中止される場合、受取対価と譲渡資産の帳簿価額の差額と等しい損益が計上される。資産の一部の認識が中止される場合、証券化に係る損益は、譲渡金融資産の帳簿価額に部分的に依拠し、その帳簿価額は、譲渡日現在の相対的公正価値に基づいて、認識が中止された金融資産と留保持分に割り当てられる。

### 金融負債の認識の中止



金融負債は、負債に基づく義務が免責もしくは取消されるか、または失効した時に認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸手による実質上異なる条件の他の負債と交換された場合、または既存負債の条件が実質上変更された場合、このような交換または変更は、当初負債の認識の中止および新負債の認識として扱われ、各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

#### 売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券

売戻条件付買入有価証券（以下「逆レポ」という。）および買戻条件付売却有価証券（以下「レポ」という。）は担保付融資として扱われ、それぞれ現金支払額および受取額を公正価値として当初認識される。現金を支払う当事者は、融資の担保としての役目を果たす、融資した元本以上の市場価額を有する有価証券を占有する。逆レポに基づく受入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を取得しないため貸借対照表に認識されず、レポに基づく差入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を放棄しないため貸借対照表から認識を中止されない。貸借対照表から認識を中止されない、レポに基づく差入有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記20「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

IFRS第9号に基づき、当行グループは公正価値ベースで管理される逆レポのポートフォリオをその他のビジネス・モデルに割り当て、これを「強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産」として分類している。

逆レポに係る利息収益およびレポに係る利息費用は、それぞれ利息収益および利息費用として報告される。

#### 借入有価証券および貸付有価証券

有価証券借入取引は通常、当行グループが有価証券の貸手に対し現金を預託することを要求している。有価証券貸付取引の場合、当行グループは通常、貸付有価証券の市場価額以上の額相当の現金または有価証券で担保を受け取る。当行グループは、借入有価証券および貸付有価証券の公正価値を監視しており、必要な場合には追加の担保を支払うかまたは受け取っている。

借入れた有価証券自体は財務諸表に認識されない。これらが第三者に売却された場合には、当該有価証券を返還する義務が、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として計上され、その後の損益は連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に計上される。相手先に貸出された有価証券も連結貸借対照表に引き続き計上される。

当行グループは現金貸出額または現金受取額を連結貸借対照表上それぞれ借入有価証券および貸付有価証券として計上している。

受取または支払フィーは、それぞれ利息収益および利息費用に報告される。連結貸借対照表から認識を中止されない、相手先に貸付けた有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記20「金融資産の譲渡、担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

#### のれんおよびその他の無形資産

のれんは子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。

のれんの計算目的上、取得資産、負債および偶発負債の公正価値は、市場価額を参照するかまたは予想将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより決定される。この割引は、市場利子率を使用するか、またはリスク・フリー利子率とリスク調整後の予想将来キャッシュ・フローを使用するかいずれかにより行われる。被取得企業に対する非支配持分は、公正価値または被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例持分のいずれかで測定される（これは、企業結合ごとに決定される。）。

子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、資金生成単位（以下「CGU」という。）（他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位）であり、かつ、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分されるが、これには内部経営管理目的でのれんが監視される事業レベルが考慮される。資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローが、他の資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローからおおむね独立しているか否かを識別する際には、種々の要因が考慮される。それには、経営陣が企業の事業をどのように監視しているかや、経営陣が企業の資産および事業を継続するか処分するかについてどのように決断するかが含まれる。

のれんがCGUに配分されており、当該単位内の事業が処分される場合、処分損益を決定する際に、これに帰属するのれんが当該事業の帳簿価額に含まれる。

コーポレートの資産は、合理的かつ一貫して配分可能な場合、CGUに配分される。それが不可能な場合、コーポレート資産を含めずに個別のCGUの評価が行われる。その後、合理的かつ一貫して配分可能な最小限のCGUのグループごとに評価が行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。耐用年数を確定できる無形資産は、償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。耐用年数を確定できる顧客関連無形資産は、その見積耐用年数に基づき1年から20年の期間にわたり定額法で償却される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

一定の無形資産は耐用年数を確定できないため償却されないが、少なくとも年1回、事象または状況の変化が減損発生の可能性を示唆している場合にはそれ以上の頻度で、減損テストが行われる。

社内利用目的のために開発または取得されたソフトウェアに関する原価は、将来の経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、かつその原価を信頼性をもって測定可能な場合に、資産計上される。資産計上された原価は、当該資産の耐用年数（3年、5年または10年のいずれかとみなされている。）にわたり定額法を用いて償却される。適格原価には、材料およびサービスの外部直接費ならびに社内利用目的ソフトウェア計画に直接関係した従業員の給与および給与関連費が含まれる。間接経費ならびに研究段階またはソフトウェアの使用準備完了後に発生した費用は、発生時に費用計上される。資産計上されたソフトウェア原価は、ソフトウェアが未だ開発段階にある場合は年1回、使用に供されてからは減損の兆候がある場合は随時、減損テストが行われる。

重要な会計上の見積り - 非金融資産の減損の評価における回収可能価額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法（コスト・アプローチ等）またはその組み合わせに基づいた見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性があるため、当行グループではこの見積りを非常に重要と考えている。

定量的開示は、注記23「のれんおよびその他の無形資産」に記載されている。

## 引当金

引当金は、当行グループが過去の事象の結果として現在、法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に認識される。

引当金として認識された金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、貸借対照表日現在の債務の決済に必要なとされる対価の最善の見積りである。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合、引当金は、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該債務に固有のリスクを反映した税引前割引率を使用して割引かれ、債務の決済に必要なと予想される支出額の現在価値で測定される。時間の経過による引当金の増加は利息費用として認識される。

引当金の決済に必要なとされる一部または全部の経済的便益が第三者から回収されると見込まれている場合（例えば、保険契約によって債務が保証されているため）で、補償を受け取ることが事実上確実な場合には、資産が認識される。

当行グループが不利な契約を有している場合、当該契約に基づく現在の債務は引当金として認識、測定される。不利な契約とは、契約の債務を履行するために不可避なコストが、当該契約により受領が見込まれる経済的便益を上回る契約を言う。

重要な会計上の見積り - 訴訟および規制上の手続から発生する可能性のある潜在的損失に係る引当金の決定においては、見積りの使用が重要である。当行グループは、訴訟および規制上の手続から発生する可能性のある潜在的損失について、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」に準拠して、そうした損失の発生する可能性が高く、かつ見積可能な範囲内で、これらを見積り、引当金を計上している。これらの見積りを行う際には重要な判断が要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。

法的問題に関する偶発事象は、多くの不確実性に左右され、個々の問題の結果について確信を持って予測することは不可能である。重要な判断は、偶発事象に関して発生可能性を評価し見積りを行う際に要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。当行グループの訴訟、仲裁および規制上の手続に関する負債の総額は、案件ごとに決定され、他の要素の中でも特に、各案件の進捗、類似の案件における当行グループの経験と他社の経験、および弁護士の意見と見解を考慮した上で、発生可能性の高い損失の見積額を示している。当行グループの訴訟問題の結果を予測することは、原告が実質的または算定不可能な損害賠償を求めている場合には特に、本質的に困難である。当行グループの訴訟、規制上の手続および仲裁手続に伴う不確実性に関する追加情報については、注記27「引当金」を参照のこと。

## 法人所得税

当行グループは、各管轄区の税法の規定に従って、連結財務諸表に含まれた取引の当期および繰延の税効果を認識している。当期税金および繰延税金は、純損益に認識される。ただし、税金が資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合には、関連する税金は資本またはその他の包括利益に直接認識される。

繰延税金資産および負債は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産は、これらの繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高い範囲内でのみ認識される。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表日現在施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、資産が実現または負債が決済される期間に適用されると見込まれる税率に基づき測定される。

当期税金資産および負債は、(1)それらが同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループから発生し、(2)相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ(3)それらを純額で決済または同時に実現する意思がある場合に相殺される。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産および負債が、同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループに対して、同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合に相殺される。

繰延税金負債は、当行グループによって一時差異の解消の時期がコントロールされ、かつ予見可能な将来に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分から生じた将来加算一時差異に関して計上される。繰延税金資産は、予見可能な将来に一時差異が解消され、一時差異が利用可能な十分な課税所得が得られる可能性が高い範囲内でのみ、このような投資から生じた将来減算一時差異に関して計上される。

その他の包括利益に直接借方計上または貸方計上される、金融資産（FVTOCIに分類される。）の公正価値の再測定、キャッシュ・フロー・ヘッジおよびその他の項目に関連する繰延税金は、同じくその他の包括利益に直接貸方計上または借方計上され、その後繰延税金に関連する基礎となる取引または事象が連結損益計算書に認識された時点で連結損益計算書に認識される。

株式報酬取引について、当行グループは、株式で支払われた報酬に関連して税額控除を認められることがある。税務目的上減算可能な金額は、計上された報酬費用の累積額とは異なる可能性がある。当行グループは、各報告日において、現在の株価に基づき予想される将来の税額控除額を見積らなければならない。関連する当期および繰延の税効果は、当該期間の連結損益計算書に収益または費用として認識される。税務目的上減算可能または減算可能と見積った金額が、報酬費用の累積額を超過する場合、超過タックス・ベネフィットが資本に直接認識される。

重要な会計上の見積り - 繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担実績および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。過去の税金負担実績の分析には、報告日現在、過去の利益の期間または直近の損失の実績があるかどうかも含まれる。過去の利益の期間または直近の損失の実績は、税引前損益から永久差異を調整した金額に基づき決定され、通常、当期および直前の2事業年度をカバーする。四半期ごとに当行グループは、繰延税金資産に関連する見積りを再評価する。

当行グループは、繰延税金資産に関連する会計上の見積りを、その基礎となる仮定が每期変動する可能性があり、経営陣の重要な判断が要求されることから、重要な会計上の見積りと考えている。例えば、税法の改正や、過去の税金負担実績の変更または将来の計画上の経営成績に差異が生じることにより、繰延税金資産の帳簿価額が変更される可能性がある。当行グループが将来において、繰延税金資産純額の全部または一部を実現できなかった場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に借方計上されることとなる。当行グループが将来において、過去に未認識とした繰延税金資産を認識した場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に貸方計上されることとなる。

また、見積りの使用は、不確実な法人所得税ポジションから生じる可能性のある潜在的損失に係る引当金の算定においても重要である。当行グループは、IAS第12号「法人所得税」およびIFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、不確実な法人所得税ポジションから生じる可能性のある潜在的損失に係る引当金を見積り、計上している。これらの見積りを行う上で重要な判断が要求されており、それによって当行グループの最終的な負債が大きく異なる可能性がある。

当行グループの繰延税金に関する更なる情報（認識した繰延税金資産に関する定量的開示を含む。）については、注記34「法人所得税」を参照のこと。

## 企業結合および非支配持分

当行グループは、取得法を使用して企業結合を会計処理している。当行グループが子会社に対する支配を獲得した日現在で、取得原価が、受取対価（移転された現金および現金以外の対価（資本性金融商品）を含む。）、条件付対価、被取得企業に対して以前に保有していた資本持分、および発生したかまたは引き受けた負債の公正価値として測定される。取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の公正価値に対する当行グループの持分を上回る場合、その超過額は、のれんとして計上される。取得原価および非支配持分の総額が、識別可能な純資産の公正価値を下回る場合には（負ののれん）、その他の収益に利得が計上される。取得関連コストは発生した期間に費用として認識される。

段階的に達成される企業結合（以下「段階的取得」という。）の場合、以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には純損益に認識される。以前に保有していた投資に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、当行グループが以前に保有していた資本持分を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で認識される。

非支配持分は、連結貸借対照表において、資本の独立項目として、当行グループの株主持分と明確に区分して表示されている。非支配持分に帰属する純利益は、連結損益計算書上に、区分して開示されている。子会社に対する所有持分の変動のうち、支配の変更とならないものは、所有者間の取引として処理され、資本剰余金に報告される。

## 売却目的保有の非流動資産

個々の非流動資産（および処分グループ）は、当該資産（および処分グループ）の慣例的な売却条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能であり、かつ、その売却の可能性が非常に高いとみなされる場合に、売却目的保有として分類される。売却の可能性が非常に高いと言えるためには、経営陣が売却計画の実行を確約し、買手を積極的に探していなければならず、実質的に規制当局の承認待ちのものがいない状態である必要がある。さらに、資産（および処分グループ）は現在の公正価値との関係において合理的な販売価格をもって積極的に売り込まれており、かつ、売却が1年以内に完了する見込みでなければならない。売却目的保有として分類するための基準を満たす非流動非金融資産（および処分グループ）は、その帳簿価額と処分コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定され、貸借対照表の「その他の資産」および「その他の負債」に表示される。基準を満たす金融資産および負債は、引き続きIFRS第9号に準拠して測定される。非流動資産（および処分グループ）が売却目的保有に分類される際、比較数値は表示されない。

## 土地建物および設備

土地建物および設備は、自己使用不動産、リース資産改良費、設備およびソフトウェア（オペレーティング・システムのみ）を含んでいる。使用権資産は、当行グループの連結貸借対照表上、土地建物および設備に含めて表示されている。自己使用不動産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。減価償却費は通常、資産の見積耐用年数にわたり定額法を用いて認識される。建物の見積耐用年数は、25年から50年であり、設備（購入した建物の初期改良費を含む。）については3年から10年である。リース資産改良費は資産計上され、その後リース期間が当該改良費の見積耐用年数（通常は3年から25年）のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。建物および設備の減価償却費は一般管理費に含められる。維持修繕費も一般管理費に計上される。処分損益は、その他の収益に含められる。

土地建物および設備は、各四半期報告日に、減損の兆候の有無について評価される。かかる兆候が存在する場合、回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値または使用価値の高い方）を見積らなければならない。回収可能価額が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用価値は、資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

## 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者がある負債性金融商品の条件に従った支払を期日に履行できなかった場合に保有者が被る損失を補填するために、保証発行者が所定の支払を行うことを要求する契約である。

## 供与された金融保証

当行グループは、公正価値ベースで管理される一定の供与された金融保証に対して公正価値オプションを適用することを選択している。当行グループが公正価値で測定するものとして指定していない金融保証は、保証が供与された日の公正価値で当初認識される。当初認識の後、このような保証に基づく当行グループの負債は、償却累計額控除後の当初認識額と、貸借対照表日現在の金融債務を決済するのに必要な支出の最善の見積額のいずれか高い方で測定される。これらの見積りは、類似取引の実績および過去の損失の実績に基づき経営陣により決定される。

保証に関連する負債が増加した場合は、信用損失引当金繰入額として連結損益計算書に計上される。

## 購入した金融保証

購入した金融保証は、その金融保証が、回収のために保有（HTC）または回収し、売却するために保有（HTC&S）のビジネス・モデルを伴う負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結したものである場合、IAS第37号に基づく補填が生じるとみなされる。その結果、購入した金融保証により当行グループが被った損失の補填を受けることがほぼ確実である場合には、予想信用損失のその後の増加に関して補填資産を認識する。したがって、借手の信用リスクが著しく低下した場合、全期間の予想信用損失と同額の補填資産が認識され、当行グループの連結貸借対照表のその他の資産に表示される。これに対応する補填利得は、当行グループの連結損益計算書に信用損失引当金の減少として認識される。

HTCまたはHTC&Sのビジネス・モデルに割り当てられる負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結した購入金融保証は、当行グループが発行するローン担保証券（CLO）に組み込まれる場合がある。こうした組み込まれた保証は、補填資産として個別に会計処理されず、償却原価で保有するCLOの負債の一部として会計処理される。当行グループは、CLOに組み込まれた金融保証の対象となる借手の信用リスクが著しく増大した場合、当該CLOからの契約上の払戻額（このような組み込まれた保証からの便益を含む。）の見積りを定期的に修正する。この修正は、（CLOによる保証の範囲内で）当該負債性金融商品の全期間の予想信用損失に基づいている。

その他のビジネス・モデルに含まれる負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結した購入金融保証は、純損益を通じて公正価値で会計処理される。

## リース取引

当行グループは、主に土地建物に関するリース契約を、借手として締結している。その他のカテゴリーは社用車および技術・IT機器である。

当行グループは契約開始時に、契約がリースまたはリースを含んだものであるかどうかを評価する。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合はこれに該当する。

当行グループは、基礎となる資産が少額である場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースについて単一の認識および評価アプローチを適用している。当行グループは借手としてリース開始日に、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリースの支払債務を表すリース債務を認識する。

使用権資産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で測定され、リース債務の再測定に応じて調整される。使用権資産のコストには、リース債務の金額にリース開始日以前に支払ったリース料を調整し、当初発生した直接費を加えた金額、ならびに基礎となる資産の解体および除却または原資産の敷地の原状回復にかかる費用の見積りから受領したリース・インセンティブを控除した金額が含まれる。使用権資産はリース期間にわたり定額法で減価償却される。

リース債務は、リース期間にわたり支払われるリース料の現在価値で測定される。リース料には、固定リース料（実質上の固定リース料を含む。）から受け取るリース・インセンティブを控除した金額と、変動リース料のうち指数またはレートに応じて決まる金額が含まれる。指数またはレートに応じて決まるものでない変動リース料は、当該リース料が発生する契機となった事象または状況が生じた期間に費用として認識される。

当行グループはリース料の現在価値の計算において、リースの計算利率が容易に算定できないため、リース開始日現在の追加借入利率を使用している。リース開始日後のリース債務の金額は、利息の増加を反映して増加し、リース料の支払いに伴い減少する。さらに、条件変更、つまりリース期間の変更またはリース料の変更（リース料の算定に使用される指数またはレートの変更による将来のリース料の変更等）があった場合、リース債務の帳簿価額は再測定される。

使用権資産は、各四半期報告日に、減損の兆候の有無について評価される。かかる兆候が存在する場合、回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値）を見積らなければならないため、回収可能価額が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用権資産は個別のキャッシュ・フローを生み出さないため、使用価値の算定にあたり、当行グループは合理的に得ることのできるサブリースの収益を考慮する。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

当行グループは使用権資産を「土地建物および設備」に、リース債務を「その他の負債」として計上している。

当行グループは、当行グループの短期リース（開始日からのリース期間が12ヶ月以内であるリース）に、短期リースに関する認識の免除を適用している。また、少額とみなされる技術・IT設備のリースに、少額資産のリースに関する認識の免除を適用している。短期リースおよび少額資産のリースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法で費用として認識される。

## 従業員給付

### 年金給付

当行グループは、多数の年金制度を提供している。確定拠出制度に加え、確定給付制度として会計処理される退職給付制度も存在する。当行グループのすべての確定拠出制度の資産は、独立して管理されているファンドにおいて保有されている。拠出額は通常、給与の一定割合として決定され、従業員の提供するサービスに基づき、通常、拠出年度に費用計上される。

確定給付制度として会計処理されるすべての退職給付制度は、確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用を決定するため予測単位積増方式を用いて評価される。この方法においては、人口統計、昇給、金利およびインフレ率に関する仮定を含む数理計算に基づき決定が行われる。数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。当行グループの給付制度の大部分は、積立式である。

主要国における当行グループの最も重要な年金制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールド・カーブ（信頼性の高い第三者のインデックス・データの提供業者や格付機関から入手した社債の全世界の情報から算出）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。

#### その他の退職後給付

さらに、当行グループは、主に米国に居住している多数の現従業員および退職従業員に対し、非積立式拠出制の退職後医療制度を維持している。これらの制度は、退職者の適格医療費および歯科治療費が所定の免責額を超えた後にその所定の割合を支払うものである。当行グループは、これらの制度に対し、給付の支払期日に現金で資金を供給している。退職給付制度と同様に、これらの制度は、予測単位積増方式を用いて評価される。数理計算上の差異は、全額が発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。

年金給付およびその他の退職後給付の会計処理に関する更なる情報については、注記33「従業員給付」を参照のこと。

#### 解雇給付

解雇給付は、当行グループが通常の退職日前に雇用を終了させた場合や、従業員が当該給付を見返りに自発的退職を受け入れた場合に発生する。当行グループが詳細で正式な計画を明確に確約しており、撤回する現実的な可能性がない場合に、当行グループは解雇給付を負債および費用として認識する。自発的退職を勧奨するために行った募集の場合、かかる解雇給付は当該募集を受け入れると予想される従業員数に基づいて測定される。給付の期日が報告期間終了後12ヶ月より後に到来する場合、当該給付は現在価値に割り引かれる。その割引率は、優良社債の市場利回りを参照して決定される。

#### 株式を基礎とした報酬

資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。株式報奨については、公正価値は当該株式の市場相場価格から当該従業員の受け取らない予想配当金の現在価値を減額した上で、権利確定日後に何らかの制約があればその影響を調整する。修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を超過するよう報奨が修正された場合、再測定が行われ、それによる公正価値の増加は追加の報酬費用として認識される。

当行グループは、認識済報酬費用に対応する金額を資本剰余金（以下「APIC」という。）に計上する。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。見込まれる失効の見積りは、実際の失効があった場合または見込みの変更について、定期的に調整される。早期退職規定により名目的であるが非実体的な勤務期間を含む付与に関しては、費用認識の時期は、費用の償却期間を付与日から（権利確定日ではなく）従業員が報奨の適格基準を満たす日までに短縮することで早められる。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。

現金決済型の株式を基礎とした報奨の報酬費用は、各貸借対照表日ごとに公正価値で再測定され、関連する従業員の勤務が提供される権利確定期間にわたり認識される。関連する債務は支払時までその他の負債に含まれる。

#### 政府補助金

当行グループは、当該補助金を受領し、また、当該補助金に付随する条件を満たすという合理的な確証がある場合に政府補助金を認識する。便益は、当行グループが補助金により関連するコストの補填を受ける予定の期間にわたり、認識され、関連費用の減少として表示される。

当行グループは、TLTRO の下での借入から発生する便益を、IAS第20号に基づく市場金利以下の貸出金による政府補助金とみなしている。政府補助金による収益は、当行グループが補助金により関連する借入コストの補填を受ける予定の期間の利息収益に認識される。過年度においては、当行グループはすべてのTLTRO 関連の便益をIAS第20号の範囲における政府補助金として会計処理していた。2022年3月、IAS第20号の範囲における市場金利以下の貸出金の会計処理を明確化したTLTROの会計処理に関して、IASBはIFRS解釈指針委員会（IFRS IC）の最終決定を承認した。この問題に関する決定により、IAS第20号が適用される要素は、TLTRO の下での借入から発生する金融負債の当初の帳簿価額と、受け取った収入の差額に限定される。TLTRO 関連の金融負債の当初の帳簿価額は、当初認識時において、将来における関連する便益の受領について当行グループが合理的保証を得ている場合に受け取った収入とは異なる。便益の残額は、金融負債の実効金利に基づきIFRS第9号に準拠して会計処理さ

れる。IFRS ICの決定により当行グループの会計処理が調整され、基準金利の割引から発生した便益は引き続きIAS第20号に基づく政府補助金として会計処理される一方で、上記の新規貸付割引の条件を満たすことにより発生する便益はIFRS第9号に基づき会計処理されることとなった。これは当行グループが当初借入時に、新規貸付割引の下で正味貸付の基準値を満たしているかの合理的保証が得られなかったためである。

当行グループがTLTRO 資金供給プログラムに関して認識する便益についての詳細は、注記05「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純損益」を参照のこと。

#### 自己普通株式購入義務

ドイツ銀行株式の先渡購入契約およびドイツ銀行株式を基礎数値とする売建プット・オプションは、株式数が固定され、固定額の現金による現物決済が必要とされる場合、自己普通株式購入義務として報告される。契約開始時に、この義務は先渡契約またはオプションの決済金額の現在価値で計上される。ドイツ銀行株式の先渡購入契約および売建プット・オプションについては、対応する額が株主持分に借方計上され、自己普通株式購入義務振替額として報告される。

負債は発生主義により会計処理され、当該負債に係る利息コスト（貨幣の時間価値および配当から成る。）は、利息費用として報告される。このような先渡購入契約および売建プット・オプションの決済時には、負債が消滅し、株主持分の借方計上額は自己普通株式に組み替えられる。

このような先渡契約の対象となっているドイツ銀行普通株式は、基本的1株当たり利益計算目的では社外流通とみなされないが、希薄化後1株当たり利益計算目的では、実際に希薄化している範囲で社外流通とみなされる。

ドイツ銀行株式に係るオプションおよび先渡契約で、株式数が固定され、現物決済が必要とされる場合は資本として分類される。ドイツ銀行株式を基礎数値とするその他のすべての契約は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として計上される。

#### 連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書目的では、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

様々な状況で、事業体が保有する現金および現金同等物の残高を当行グループが利用できない場合がある。こうした例には、当行グループまたはその子会社が一般用途で利用できないように為替管理またはその他の法的規制を適用している国で営業活動を行う子会社が保有する現金および現金同等物がある。

当行グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（以下「マネジメント・アプローチ」という。）。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期借入金の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入が主要な収益創出活動ではないために財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの事業セグメントによって設計および実行され、収益創出活動である。）、ならびに財務部が発行する債務（他の資金源と交換可能であるとみなされている。）である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なるものととらえられる。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結会社グループの変動による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動および資金の流出入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。



02 -

## 最近適用された会計基準書および新しい会計基準書

### 最近適用された会計基準書

2022年度に当連結財務諸表の作成上適用された、当行グループに関係がある会計基準書は以下のとおりである。

#### IAS第37号 引当金、偶発負債および偶発資産

2022年1月1日に、当行グループはIAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」の修正を適用した。当該修正は、契約が不利な契約であるかどうかの評価にあたり、企業がどのような費用を検討すべきかを明確化し、契約を「履行するためのコスト」が「当該契約に直接的に関連するコスト」から構成されることを明記したものである。契約に直接的に関連するコストは、当該契約を履行するための増分コストまたは契約の履行に直接的に関連するその他のコストの配分のいずれかとなりうる。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えなかった。

#### IFRSの2018-2020年サイクルの改善

2022年1月1日に、当行グループは、2018-2020年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトの一環として、複数のIFRS基準の修正を適用した。これには、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第16号「リース」およびIAS第41号「農業」に関連する、表示、認識または測定に関する会計上の変更を伴う修正、ならびに用語または編集上の修正が含まれていた。IFRS第9号の修正は、企業が金融負債の認識を中止するかどうかの評価を行う際にどのような報酬を含めるかについて明確化したものであった。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えなかった。

### 新しい会計基準書

2022年12月31日現在では適用時期が到来していなかったために当連結財務諸表の作成上は適用されなかった会計基準書は以下のとおりである。

#### IFRS第16号 リース

2022年9月、IASBはIFRS第16号「リース」の修正を公表した。これは、IFRS第15号に基づき売却として会計処理される要件を満たすセール・アンド・リースバック契約を、売手である貸手がどのように事後測定するかを明確化したものである。当該修正は2024年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。当該修正は、EUの承認をまだ受けていない。

#### IFRS第17号 保険契約

2017年5月に、IASBはIFRS第17号「保険契約」を公表した。これは、当該基準の範囲内における保険契約の認識、測定、表示および開示の原則を確立するものである。IFRS第17号は、企業が各国の会計基準を用いて保険契約を会計処理することを許容していたがために数多くの異なるアプローチが生じていたIFRS第4号を置き換えている。IFRS第17号は、すべての保険契約について一貫した方法での会計処理を求めることにより、IFRS第4号によって生じていた比較可能性の問題を解決して投資家と保険会社の双方に利益をもたらすものである。保険負債は、取得原価ではなく現在価値を用いて会計処理されることになる。この情報は定期的に更新され、より有用な情報を財務諸表の利用者に提供することになる。IFRS第17号は、2023年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループの現在の事業活動に基づき、IFRS第17号が当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすことはない見込みである。

2020年6月に、IASBはIFRS第17号「保険契約」の修正を公表し、2017年のIFRS第17号公表後に特定された懸念事項と適用に関する課題に対応している。当該修正は2023年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。

2021年12月に、IASBはIFRS第17号「保険契約」の修正を公表した。これはIFRS第17号およびIFRS第9号を同時に初度適用した企業に対して、IFRS第17号の移行要件を狭い範囲で修正したものである。当該修正は（選択した場合）、IFRS第17号を初度適用した際に適用される。



#### IAS第12号 法人所得税

2021年5月、IASBはIAS第12号「法人所得税」の修正を公表した。当該修正は、単一の取引における資産および負債に関連した繰延税金の取り扱いを変更し、IAS第12号15項(b)およびIAS第12号24項に規定された当初認識の免除の適用除外を導入するものである。これにより、当初認識時に将来減算一時差異と将来加算一時差異の両方が発生し、その結果同額の繰延税金資産および負債が認識されるような取引には当初認識の免除は適用されない。当該修正は2023年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。これらの修正はいずれも当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。

#### IAS第1号 財務諸表の表示

2020年1月および2020年7月に、IASBはIAS第1号「財務諸表の表示：負債の流動・非流動の分類」の修正を公表した。当該修正は、負債の流動・非流動の分類は報告期間末時点で存在する権利に基づくことを明確化している。また、当該修正は企業が負債の決済を延期する権利を行使するかどうかについての見込みにより分類が影響を受けないことを明確化しており、決済が現金、資本性金融商品、その他の資産またはサービスの相手方への移転を指すことを明確化している。当該修正は2024年1月1日以後開始事業年度から適用される見込みであり、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。当該修正は、EUの承認をまだ受けていない。

2022年10月、IASBはIAS第1号の追加修正を公表した。これは、負債およびその他の金融負債を事業体がどのように流動または非流動負債として分類するかについての上述の要件を修正したものである。これに伴い、事業体が報告日以前に遵守しなければならない条項のみが、流動または非流動負債の分類に影響を及ぼすことが明確化されている。過去の修正に合わせて、新たな修正は2024年1月1日以後開始事業年度から適用される見込みであり、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。当該修正は、EUの承認をまだ受けていない。

2021年2月、IASBはIAS第1号および「IFRS実務記述書第2号」の修正を公表した。これは、財務諸表開示の会計方針を決定する上での指針を示すことを目的としている。これに伴い、事業体は重要な会計方針ではなく、重要性のある会計方針を開示することが求められるようになる。当該修正は2023年1月1日以後開始事業年度から適用される見込みであり、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの経営成績には重大な影響を与えない見込みであるものの、当行グループの会計方針の開示が変更されることになる。

## 取得および処分

## 企業結合

2022年度および2020年度において、当行グループは企業結合として会計処理される取得は行わなかった。

2021年度第3四半期において、当行グループはベルリンを拠点とする新興の決済サービス・プロバイダーであるBetter Payment Germany GmbHの100%の株式取得を完了した。当該取得を通じて、当行グループは決済処理および決済承認の市場シェアの拡大を目指している。当該取得の対価としての公正価値は、現金5百万ユーロと、取得後3年以内にいくつかのKPIを達成することを条件にしたアーンアウトの対価3百万ユーロから成る。暫定的な取得原価の配分を実施した結果、当行グループはコーポレート・バンクの資金生成単位（CGU）に割り当てられるのれん5百万ユーロを計上した。コーポレート・バンクのCGUの評価により、新たに計上されたのれんは減損しているとみなされ、2021年度にただちに償却された（注記23「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。）。

## 処分

2022年度、2021年度および2020年度において、当行グループはいくつかの子会社／事業の処分を完了した。これらの処分は主に、当行グループが以前に売却目的保有として分類していた事業である。2022年度にはBlackFinとのパートナーシップの一環であるDWSのデジタル投資プラットフォームの移転およびイタリアでの金融アドバイザー事業のZurich Italyへの売却、2021年度にはグローバル・プライム・ファイナンスおよび電子株式のプラットフォームのBNPパリバへの移転完了、2020年度にはPostbank Systems AGの売却が含まれていた。詳細については、注記24「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。2022年度、2021年度および2020年度においてこれらの処分に対して受け取った対価総額（このうち現金）は、それぞれ488百万ユーロ（現金439百万ユーロ）、34百万ユーロ（現金0百万ユーロ）および7百万ユーロ（現金7百万ユーロ）であった。以下の表は、これらの処分に含まれていた資産および負債を示している。

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
現金および現金同等物	1,126	0	2
残りの全資産	659	3,507	7
処分資産合計	1,785	3,507	9
処分負債合計	1,676	8,102	79

## 事業セグメントおよび関連情報

当行グループのセグメント情報は、「マネジメント・アプローチ」に従って作成されている。これは、最高業務意思決定者（ドイツ銀行取締役会）が、セグメントに資源を配分し経営成績を評価するために日常的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

### 事業セグメント

当行グループのセグメント報告は、内部経営管理報告システムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへの資源配分の基礎となっている。

当行グループの事業運営は、以下のセグメントから成る部門構造に基づき編成された。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- キャピタル・リリース・ユニット
- コーポレートおよびその他

前年度と比較して、コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、アセット・マネジメント、キャピタル・リリース・ユニットならびにコーポレートおよびその他のコーポレート部門に関するセグメント情報は、その範囲に変更はなかったが、プライベート・バンクの収益の表示が変更された。関連するセグメント情報の概要は以下のとおりである。

コーポレート・バンクはコーポレート・トレジャリー・サービス、インスティテューショナル・クライアント・サービス、ビジネス・バンキングの区分で収益を報告している。

インベストメント・バンクは、セールス/トレーディング（債券および為替）、オリジネーションおよびアドバイザー、ならびにその他の区分で収益を報告している。

プライベート・バンクはプライベート・バンク（ドイツ）およびインターナショナル・プライベート・バンクの区分で収益を報告している。2022年度第2四半期の報告から、報告体制と顧客カバレッジモデルの整合性を高めるために、インターナショナル・プライベート・バンクにおける収益の内訳が精緻化された。インターナショナル・プライベート・バンクの収益は現在、「ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキング」および「プレミアム・バンキング」という顧客セグメントに分類されている。「ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキング」は、プライベート・バンキングの対象顧客、富裕層および超富裕層の顧客、起業家向けバンキングの提供対象となる法人顧客を合わせたものである。インターナショナル・プライベート・バンクの「プレミアム・バンキング」には個人顧客、富裕層の個人顧客、コマーシャル・バンキングの顧客（すなわち起業家向けバンキングの対象とならないすべての小規模事業顧客および中小企業顧客）が含まれる。過年度の比較数値は、現在の体制に合わせて表示されている。

アセット・マネジメントはマネジメント・フィー、運用報酬および取引手数料、その他の区分で収益を報告している。

キャピタル・リリース・ユニットは、セールス/トレーディング（株式）事業から移転された残りの資産、特に低利回りの債券ポジション、旧コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの非戦略的ポートフォリオ、ならびにポーランドにおける旧プライベート・アンド・コマーシャル・バンクの残存する貸出金ポートフォリオが含まれる。

コーポレートおよびその他には、個人向けの事業セグメントに配分されていない、一元的に計上される収益、費用および資源ならびに当行グループのバランスシート・ヘッジに使用されるデリバティブについて生じる評価および期間差異が含まれる。これらは会計上の影響であり、評価損は基礎となる商品が満期に向かうにつれ、時間の経過とともに回収される見込みである。

さらに、当該報告期間中の経営陣の決定に基づき、さらなる部門変更が導入された。過年度のセグメント情報は、現在の体制に合わせて表示されている。

### セグメント純損益の測定

セグメント報告は、セグメント別の経営成績を管理報告上の区分方法を基に表示すること（事業セグメントの経営成績と連結財務諸表の経営成績との調整を含む。）を要求している。当該調整は、本注記中の「セグメント別の経営成績」の項に表示されている。各セグメントについて提供される情報は、最高経営意思決定者により定期的に検討されているセグメント純損益、資産およびその他の情報に関する内部経営管理報告に基づいている。当行グループの内部経営管理報告では、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間残高が含まれていない。当行グループの内

部管理報告は、セグメント負債または利息費用を個別に考慮していない。同様に、減価償却および償却、税金費用ならびにその他の包括費用は内部で個別に表示されないため、ここには開示されていない。

当行グループの経営管理報告において使用されている、IFRSに準拠しない会計処理方法は、評価の相違または分類の相違のいずれかである。最大の評価の相違は、経営管理報告上は公正価値で測定するのに対し、IFRSでは償却原価で測定すること、および自己株式に係るトレーディング損益を経営管理報告上は収益に認識する（インベストメント・バンク）のに対し、IFRSでは資本に認識することに関連している。主要な分類の相違は、非支配持分に関連している。これは、収益、信用損失引当金繰入額、利息以外の費用および法人所得税費用に対する少数株主の正味持分である。非支配持分は、経営管理報告上は事業の税引前利益の構成要素として報告（コーポレートおよびその他で戻入）され、IFRSでは純利益の配分先の一つの構成要素として報告される。

当行グループの事業活動はその性質が多岐にわたり、かつその営業活動は統合されているため、収益および費用項目を各事業セグメントへ配分するために一定の見積りおよび判断がなされている。

経営管理報告システムは、各事業セグメントの活動により使用または提供される資金の価値に従い、当行グループの内部資金移転価格のフレームワークに基づき、当行グループ外部からの純利息収益を配分している。さらに、自己株式による資金調達を行う法的に独立した事業単位を保有する競合他社との比較可能性を保つため、当行グループは、各事業セグメントの平均株主資本の割合に応じて、当行グループ連結資本に係る名目上の正味利息収益を配分している。

経営陣は、資本および関連比率に関する一定の指標が各事業セグメントの財務成績に関するより有用な指標を提供すると考えているため、これらを内部経営管理報告システムの一環として利用している。当行グループは、投資家およびアナリストが、当行グループ経営陣の事業経営について洞察を深め、当行グループの経営成績をよりよく理解できるように、これらの指標を開示している。

#### 平均株主資本の配分

株主資本は各セグメントの所要規制自己資本に基づき当行グループのセグメントに全額配分される。所要規制自己資本は、当行グループの普通株式等Tier 1資本（CET1）比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの総合的な貢献を反映している。3つの要素それぞれへの貢献は、その相対的な重要性和当行グループに対する制約を反映して加重計算される。CET1比率およびレバレッジ比率に対する貢献は、リスク・ウェイトド・アセットおよびレバレッジ比率エクスポージャーを通じて測定される。当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済リスク・エクスポージャーの指標である。のれんおよびその他の無形資産は、配分された有形株主資本および各リターンの算定を可能にするために、当行グループのセグメントに直接帰属する。株主資本および有形株主資本は月次で配分され、四半期および通年にわたる平均値が算出される。

#### 戦略的流動性準備金に係る利得および損失の配分

2022年度第1四半期から、戦略的流動性準備金で稼得された各部門の年度内の利得または損失の配分手法が改善されている。新手法導入の一環として、年度内の利得および損失のボラティリティは、基礎となる各事業部門の業績をより正確に反映させるため、コーポレートおよびその他において一元的に管理されている。新手法の導入はグループ全体の収益または年間の業務分掌に影響を与えていない。そのため2022年度、2021年度および2020年度における通年の業績への影響はなかった。

#### 米国非課税有価証券

純収益、税引前利益（損失）および関連比率の構成要素としての純利息収益は、インベストメント・バンクの米国非課税有価証券について、完全な課税対象ベースで表示されている。これにより、経営陣は、課税対象有価証券と非課税有価証券のパフォーマンスを比較可能な形で測定することができる。この表示により、インベストメント・バンクの純利息収益は、2022年度通年において33百万ユーロ、2021年度通年において40百万ユーロ、2020年度通年において45百万ユーロ増加した。この増加は、コーポレートおよびその他における戻入を通じて、当行グループの連結数値において相殺されている。大部分の米国非課税有価証券に関して完全な課税対象ベースの純利息収益の算定に使用した税率は、2022年度、2021年度および2020年度において21%である。

#### 管理部門におけるフルタイム従業員の再編

2021年度第3四半期における決定により、最高執行責任者の取締役会における独立した役職が廃止されたため、約9,000名のフルタイム換算の従業員がコーポレートおよびその他から事業セグメントに異動した。それにより、最高執行責任者の業務のうち、以前は管理部門で実施されていたインベスト・バンクおよびコーポレート・バンク支援事業に関連する部分が、これら

の部門に移管され、セグメント別の比較財務情報はそれに応じて表示されている。コストは、コーポレートおよびその他から各管理部門のサービスを利用している事業セグメントに配賦されるが、この移管によってコーポレートおよびその他からの配賦ではなく各部門の直接負担として表示されるようになったものであり、この変更によるセグメントレベルの重要な財務上の影響はない。

## セグメント別の経営成績

以下の表は、当行グループの事業セグメント別の業績（IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。）を示すものである。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度						連結合計
	コーポレー ト・バンク	インベスト メント・バ ンク	プライベ ート・バンク	アセット・ マネジメン ト	キャピタ ル・リリ ース・ユニ ット	コーポレー トおよびそ の他	
純収益 <sup>1</sup>	6,335	10,016	9,155	2,608	-28	-877	27,210
信用損失引当金繰入額	335	319	583	-2	-17	8	1,226
利息以外の費用							
報酬および手当	1,421	2,376	2,791	899	60	3,165	10,712
一般管理費	2,547	3,805	3,915	869	864	-2,272	9,728
のれんおよびその他の無形資 産の減損	0	0	0	68	0	0	68
再構築費用	-19	15	-113	0	-2	0	-118
利息以外の費用合計	3,949	6,196	6,593	1,836	922	893	20,390
非支配持分	0	15	0	174	0	-190	0
税引前利益（損失）	2,051	3,487	1,979	598	-932	-1,589	5,594
費用収益比率	62%	62%	72%	70%	N/M	N/M	75%
資産 <sup>2</sup>	257,900	676,714	332,524	10,150	61,823	-2,322	1,336,788
非流動資産への追加	3	4	177	41	0	2,269	2,494
リスク・ウェイトド・ア セット	74,303	139,442	87,602	12,864	24,284	21,508	360,003
レバレッジ・エクスポ ージャー算定値 <sup>3</sup>	320,767	529,506	344,396	9,462	22,028	14,325	1,240,483
平均割当株主資本	11,901	26,032	13,584	5,459	3,018	0	59,994
税引後平均株主資本利益率 <sup>4</sup>	12%	9%	10%	7%	-23%	N/M	8%
税引後平均有形株主資本利益 率 <sup>4</sup>	12%	9%	11%	17%	-24%	N/M	9%
<sup>1</sup> 以下を含む：							
純利息収益	3,628	3,467	5,223	-65	-227	1,625	13,650
持分法適用投資による純利益 (損失)	4	50	27	66	6	0	152
<sup>2</sup> 以下を含む：							
持分法適用投資	90	501	99	415	16	4	1,124

N/M - 表記するに値しない。

- 3 レバレッジ比率エクスポージャーは、報告日現在適用されるCRRに基づき計算されている。2020年9月30日より、当行グループは規制(EU)第2020/1306号および(EU)第2021/1074号に基づき、レバレッジ比率エクスポージャーからユーロシステムの中央銀行に対応した特定のユーロ建エクスポージャーを除いて表示することが認められた。この除外は2022年3月31日まで適用される。セグメント別のレバレッジ・エクスポージャーは、こうした除外を除いて表示されている。
- 4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率（2022年12月31日終了年度：マイナス1%）を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2022年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文 Annual Report 2022 の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

2021年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレー ト・バンク	インベスト メント・バ ンク	プライベ ート・バンク	アセット・ マネジメン ト	キャピタ ル・リリー ス・ユニッ ト	コーポレー トおよびそ の他	連結合計
純収益 <sup>1</sup>	5,151	9,631	8,234	2,708	26	-340	25,410
信用損失引当金繰入額	-3	104	446	5	-42	5	515
利息以外の費用							
報酬および手当	1,447	2,197	2,813	822	128	3,012	10,418
一般管理費	2,649	3,587	4,447	840	1,306	-2,009	10,821
のれんおよびその他の無形資 産の減損	5	0	0	0	0	0	5
再構築費用	42	47	173	2	-2	-0	261
利息以外の費用合計	4,143	5,831	7,433	1,664	1,432	1,002	21,505
非支配持分	0	-17	0	223	0	-206	0
税引前利益(損失)	1,011	3,714	355	816	-1,364	-1,142	3,390
費用収益比率	80%	61%	90%	61%	N/M	N/M	85%
資産 <sup>2</sup>	245,716	615,906	310,496	10,387	131,775	9,713	1,323,993
非流動資産への追加	17	6	149	32	1	1,734	1,939
リスク・ウェイトド・ア セット	65,406	140,600	85,366	14,415	28,059	17,783	351,629
レバレッジ・エクスポ ージャー算定値(完全適用ベ ース) <sup>3</sup>	299,892	530,361	320,692	10,678	38,830	22,761	1,124,667
平均割当株主資本	10,301	24,181	12,663	4,815	4,473	0	56,434
税引後平均株主資本利益率 <sup>4</sup>	6%	10%	1%	12%	-23%	N/M	3%
税引後平均有形株主資本利益 率 <sup>4</sup>	7%	11%	1%	30%	-23%	N/M	4%
<sup>1</sup> 以下を含む：							
純利息収益	2,605	3,332	4,601	-5	58	564	11,155
持分法適用投資による純利益 (損失)	3	-34	40	81	7	1	98
<sup>2</sup> 以下を含む：							
持分法適用投資	72	462	180	349	25	4	1,091

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせている。

3 レバレッジ比率エクスポージャーは、報告日現在適用されるCRRに基づき計算されている。2020年9月30日より、当行グループは規制(EU)第2020/1306号および(EU)第2021/1074号に基づき、レバレッジ比率エクスポージャーからユーロシステムの中央銀行に対応した特定のユーロ建エクスポージャーを除いて表示することが認められた。この除外は2022年3月31日まで適用される。セグメント別のレバレッジ・エクスポージャーは、こうした除外を除いて表示されている。

4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2021年12月31日終了年度：26%)を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2021年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2022の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

2020年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレー ト・バンク	インベスト メント・バ ンク	プライベ ート・バンク	アセット・ マネジメン ト	キャピタ ル・リリ ース・ユニ ット	コーポレー トおよびそ の他	連結合計
純収益 <sup>1</sup>	5,146	9,286	8,126	2,229	-225	-534	24,028
信用損失引当金繰入額	364	690	711	2	29	-4	1,792
利息以外の費用							
報酬および手当	1,402	2,079	2,867	740	168	3,215	10,471
一般管理費	2,805	3,325	4,242	763	1,774	-2,651	10,259
のれんおよびその他の無形資 産の減損	0	0	0	0	0	0	0
再構築費用	28	14	413	22	5	3	485
利息以外の費用合計	4,235	5,418	7,522	1,526	1,947	568	21,216
非支配持分	0	11	0	157	-0	-169	0
税引前利益(損失)	547	3,166	-108	544	-2,200	-929	1,021
費用収益比率	82%	58%	93%	68%	N/M	N/M	88%
資産 <sup>2</sup>	237,675	573,536	296,596	9,453	197,667	10,333	1,325,259
非流動資産への追加	10	4	202	32	0	3,174	3,423
リスク・ウェイトド・ア セット	57,483	128,292	77,074	9,997	34,415	21,690	328,951
レバレッジ・エクスポ ージャー算定値(完全適用ベ ース) <sup>3</sup>	273,959	476,097	307,746	4,695	71,726	29,243	1,078,268
平均割当株主資本	9,945	22,911	11,553	4,757	6,166	0	55,332
税引後平均株主資本利益率 <sup>4</sup>	3%	9%	-1%	8%	-26%	N/M	0%
税引後平均有形株主資本利益 率 <sup>4</sup>	3%	10%	-2%	21%	-27%	N/M	0%
1 以下を含む：							
純利息収益	2,883	3,325	4,499	1	61	756	11,526
持分法適用投資による純利益 (損失)	3	22	23	63	9	1	120
2 以下を含む：							
持分法適用投資	69	399	60	304	67	4	901

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせている。

- 3 レバレッジ比率エクスポージャーは、報告日現在適用されるCRRに基づき計算されている。2020年9月30日より、当行グループは規制(EU)第2020/1306号および(EU)第2021/1074号に基づき、レバレッジ比率エクスポージャーからユーロシステムの中央銀行に対応した特定のユーロ建エクスポージャーを除いて表示することが認められた。この除外は2022年3月31日まで適用される。セグメント別のレバレッジ・エクスポージャーは、こうした除外を除いて表示されている。
- 4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2020年12月31日終了年度：39%)を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2020年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2022の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。



## コーポレート・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から 2022年度の増加 (減少)		2020年度から 2021年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
コーポレート・トレジャリー・サービス	3,886	3,125	3,119	761	24	6	0
インスティテューショナル・クライアント・サービス	1,586	1,299	1,280	287	22	19	1
ビジネス・バンキング	863	726	747	136	19	-21	-3
純収益合計	6,335	5,151	5,146	1,185	23	5	0
このうち：							
純利息収益	3,628	2,605	2,883	1,022	39	-278	-10
手数料およびフィー収益	2,354	2,203	2,078	151	7	125	6
その他の収益	354	343	185	11	3	158	86
信用損失引当金繰入額	335	-3	364	338	N/M	-367	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	1,421	1,447	1,402	-25	-2	45	3
一般管理費	2,547	2,649	2,805	-103	-4	-156	-6
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	5	0	-5	N/M	5	N/M
再構築費用	-19	42	28	-61	N/M	13	47
利息以外の費用合計	3,949	4,143	4,235	-193	-5	-92	-2
非支配持分	0	0	0	0	N/M	0	N/M
税引前利益(損失)	2,051	1,011	547	1,040	103	464	85
資産合計(単位：十億ユーロ) <sup>1</sup>	258	246	238	12	5	8	3
貸出金(貸倒引当金総額を含む、単位：十億ユーロ)	122	122	115	-1	-1	8	7
従業員数合計(直接雇用、フルタイム換算)	13,980	13,292	13,393	688	5	-102	-1

N/M - 表記するに値しない。

過年度のセグメント情報は、現在の体制に合わせて表示されている。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

インベストメント・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から 2022年度の増加 (減少)		2020年度から 2021年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
セールス/トレーディング(債券 および為替)	8,935	7,063	7,074	1,871	26	-11	-0
債券オリジネーション	412	1,573	1,500	-1,161	-74	73	5
株式オリジネーション	101	544	369	-443	-81	174	47
アドバイザー	485	491	244	-6	-1	247	101
オリジネーションおよびアドバイ ザリー	998	2,608	2,114	-1,610	-62	494	23
その他	84	-40	99	124	N/M	-139	N/M
純収益合計	10,016	9,631	9,286	385	4	345	4
信用損失引当金繰入額	319	104	690	215	N/M	-587	-85
利息以外の費用							
報酬および手当	2,376	2,197	2,079	179	8	118	6
一般管理費	3,805	3,587	3,325	218	6	262	8
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再構築費用	15	47	14	-32	-68	33	N/M
利息以外の費用合計	6,196	5,831	5,418	365	6	413	8
非支配持分	15	-17	11	32	N/M	-29	N/M
税引前利益(損失)	3,487	3,714	3,166	-227	-6	547	17
資産合計(単位:十億ユーロ) <sup>1</sup>	677	616	574	61	10	42	7
貸出金(貸倒引当金総額を含む、 単位:十億ユーロ)	103	93	69	10	11	24	34
従業員数合計(直接雇用、フルタ イム換算)	7,657	7,152	7,492	505	7	-341	-5

N/M - 表記するに値しない。

過年度のセグメント情報は、現在の体制に合わせて表示されている。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

## プライベート・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から 2022年度の増加 (減少)		2020年度から 2021年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率(%)
純収益：							
プライベート・バンク(ドイツ)	5,327	5,008	4,989	319	6	19	0
インターナショナル・プライベート・バンク	3,828	3,226	3,136	601	19	90	3
プレミアム・バンキング	953	945	905	8	1	41	4
ウェルス・マネジメントおよび 起業家向けバンク	2,874	2,281	2,232	594	26	49	2
純収益合計	9,155	8,234	8,126	921	11	109	1
このうち：							
純利息収益	5,223	4,601	4,499	622	14	102	2
手数料およびフィー収益	3,157	3,207	3,052	-50	-2	155	5
その他の収益	775	426	574	349	82	-148	-26
信用損失引当金繰入額	583	446	711	137	31	-265	-37
利息以外の費用：							
報酬および手当	2,791	2,813	2,867	-22	-1	-54	-2
一般管理費	3,915	4,447	4,242	-533	-12	205	5
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再構築費用	-113	173	413	-285	N/M	-240	-58
利息以外の費用合計	6,593	7,433	7,522	-840	-11	-89	-1
非支配持分	0	0	0	0	N/M	-0	-87
税引前利益(損失)	1,979	355	-108	1,624	N/M	463	N/M
資産合計(単位：十億ユーロ) <sup>1</sup>	333	310	297	22	7	14	5
貸出金(貸倒引当金総額を含む、 単位：十億ユーロ)	265	254	237	10	4	17	7
運用資産(単位：十億ユーロ) <sup>2</sup>	518	554	495	-36	-6	59	12
正味流入額(単位：十億ユーロ)	30	30	16	-0	-1	14	85
従業員数合計(直接雇用、フルタイム 換算)	26,951	28,084	29,748	-1,132	-4	-1,665	-6

N/M - 表記するに値しない。

過年度のセグメント情報は、現在の体制に合わせて表示されている。

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 当行グループは、運用資産を(a)顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行が運用管理する顧客資産と定義する。当行グループは、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。プライベート・バンク(ドイツ)およびプレミアム・バンキングにおいて、これはすべての期間における預金および貯蓄預金を含む。ウェルス・マネジメントおよび起業家向けバンキングにおいては、当行のすべての顧客の預金が主に投資目的で保有されているものとみなしている。

アセット・マネジメント

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から 2022年度の増加 (減少)		2020年度から 2021年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
マネジメント・フィー	2,458	2,370	2,136	88	4	233	11
運用報酬および取引手数料	125	212	90	-86	-41	122	135
その他	24	126	3	-102	-81	123	N/M
純収益合計	2,608	2,708	2,229	-100	-4	478	21
信用損失引当金繰入額	-2	5	2	-6	N/M	3	148
利息以外の費用							
報酬および手当	899	822	740	77	9	82	11
一般管理費	869	840	763	29	3	77	10
のれんおよびその他の無形資産の 減損	68	0	0	68	N/M	-0	N/M
再構築費用	0	2	22	-2	-95	-20	-92
利息以外の費用合計	1,836	1,664	1,526	173	10	138	9
非支配持分	174	223	157	-49	-22	66	42
税引前利益(損失)	598	816	544	-217	-27	272	50
資産合計(単位:十億ユーロ) <sup>1</sup>	10	10	9	-0	-2	1	10
運用資産(単位:十億ユーロ)	821	928	793	-106	-11	135	17
正味流入額(単位:十億ユーロ)	-20	48	30	-68	N/M	17	N/M
従業員数合計(直接雇用、フルタイム 換算)	4,283	4,072	3,926	211	5	146	4

N/M - 表記するに値しない。

過年度のセグメント情報は、現在の体制に合わせて表示されている。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

## キャピタル・リリース・ユニット

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から 2022年度の増加 (減少)		2020年度から 2021年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益	-28	26	-225	-54	N/M	251	N/M
信用損失引当金繰入額	-17	-42	29	25	-59	-70	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	60	128	168	-68	-53	-40	-24
一般管理費	864	1,306	1,774	-442	-34	-468	-26
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再構築費用	-2	-2	5	0	-21	-7	N/M
利息以外の費用合計	922	1,432	1,947	-510	-36	-515	-26
非支配持分	-	0	-0	0	N/M	0	N/M
税引前利益(損失)	-932	-1,364	-2,200	431	-32	836	-38
資産合計(単位:十億ユーロ) <sup>1</sup>	62	132	198	-70	-53	-66	-33
従業員数合計(直接雇用、フルタイム換算)	194	267	472	-73	-27	-205	-43

N/M - 表記するに値しない。

過年度のセグメント情報は、現在の体制に合わせて表示されている。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

## コーポレートおよびその他

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年度	2021年度	2020年度	2021年度から 2022年度の増加 (減少)		2020年度から 2021年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益	-877	-340	-534	-537	158	194	-36
信用損失引当金繰入額	8	5	-4	3	53	9	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	3,165	3,012	3,215	153	5	-204	-6
一般管理費	-2,272	-2,009	-2,651	-263	13	641	-24
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再構築費用	0	-0	3	0	N/M	-3	N/M
利息以外の費用合計	893	1,002	568	-109	-11	435	77
非支配持分	-190	-206	-169	16	-8	-37	22
税引前利益(損失)	-1,589	-1,142	-929	-447	39	-213	23
従業員数(フルタイム換算)	31,865	30,103	29,627	1,762	6	476	2

N/M - 表記するに値しない。

過年度のセグメント情報は、現在の体制に合わせて表示されている。

## 全社的開示

当行グループの全社的開示には、内部および外部の相手先からの純収益が含まれる。内部相手先からの収益の除外は、過度なIT投資を要し、また、当行のマネジメント・アプローチに合致しない。当行グループの純収益の構成要素の詳細については、「マネジメント・レポート：経営および財務の概況：経営成績：コーポレート部門」を参照のこと。

以下の表は、2022年、2021年および2020年12月31日終了年度における地域別の純収益合計(信用損失引当金繰入額控除前)を示している。コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメントおよびキャピタル・リース・ユニットについて示された情報は、主に収益が計上される当行グループの事務所の所在地に基づき分類されている。コーポレートおよびその他に関する情報は、コーポレートおよびその他の管理責任が本部にあるため、全世界レベルでのみ表示されている。

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
ドイツ：			
コーポレート・バンク	3,164	2,593	2,538
インベストメント・バンク	587	450	431
プライベート・バンク	5,878	5,481	5,456
アセット・マネジメント	1,266	1,385	992
キャピタル・リリース・ユニット	7	4	23
ドイツ合計	10,902	9,914	9,441
英国：			
コーポレート・バンク	143	144	110
インベストメント・バンク	4,343	3,642	3,552
プライベート・バンク	3	-2	31
アセット・マネジメント	356	336	292
キャピタル・リリース・ユニット	14	-122	-383
英国合計	4,858	3,997	3,602
その他の欧州、中東およびアフリカ：			
コーポレート・バンク	1,162	900	934
インベストメント・バンク	383	255	358
プライベート・バンク	2,191	1,783	1,682
アセット・マネジメント	275	286	344
キャピタル・リリース・ユニット	13	26	35
その他の欧州、中東およびアフリカ合計	4,024	3,249	3,355
米州（主に米国）：			
コーポレート・バンク	974	750	768
インベストメント・バンク	3,033	3,904	3,285
プライベート・バンク	466	364	362
アセット・マネジメント	580	537	465
キャピタル・リリース・ユニット	-55	41	50
米州合計	4,998	5,596	4,929
アジア／太平洋：			
コーポレート・バンク	892	764	796
インベストメント・バンク	1,671	1,381	1,660
プライベート・バンク	617	608	594
アセット・マネジメント	131	163	136
キャピタル・リリース・ユニット	-6	77	49
アジア／太平洋合計	3,305	2,993	3,236
コーポレートおよびその他	-877	-339	-534
連結純収益 <sup>1</sup>	27,210	25,410	24,028

1 連結純収益は、利息および類似収益、利息費用および利息以外の収益合計（手数料およびフィー純収益を含む。）から成っている。収益は、当行グループの会計記録を行っている事業所の所在地に基づいて、各国に帰属させている。当行グループの帳簿上の取引場所は、顧客の本社または他の事業所の所在地と異なることがあり、また、取引を締結または促進した当行グループの職員の所在地と異なることがある。所在地の異なる職員および顧客ならびに他の第三者の関与する取引を当行グループが計上する場所は、しばしば取引の性質、規制上の検討事項および取引処理上の検討事項等の他の検討事項により左右される。

## 連結損益計算書に対する注記

05 -

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）

## 純利息収益

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
利息および類似収益：			
現金および中央銀行預け金に係る利息収益	1,936	160	321
インターバンク預け金（中央銀行以外）に係る利息収益	352	67	325
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	504	273	318
貸出金	14,088	10,477	11,439
その他	1,969	1,747	896
償却原価で測定する資産からの利息および類似収益合計	18,849	12,724	13,298
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利息収益	798	501	635
実効金利法を用いて算出した利息および類似収益合計	19,647	13,225	13,933
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4,652	3,374	3,873
利息および類似収益合計	24,299	16,599	17,806
このうち：金融負債に係るマイナスの利息費用	959	1,217	636
利息費用：			
利付預金	3,902	1,244	1,941
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	304	148	169
その他の短期借入金	111	71	62
長期債務	2,409	1,484	1,612
信託優先証券	13	3	42
その他	1,119	876	807
償却原価で測定する利息費用合計	7,858	3,825	4,633
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	2,791	1,619	1,648
利息費用合計	10,649	5,444	6,280
このうち：金融資産に係るマイナスの利息収益	461	786	582
純利息収益	13,650	11,155	11,526

2022年、2021年および2020年12月31日終了年度におけるその他の利息収益には、貸出条件付の長期資金供給オペレーション（以下「TLTRO」という。）プログラムに基づく政府助成金に関連する0百万ユーロ、0百万ユーロおよび43百万ユーロがそれぞれ含まれていた。

## ECBの貸出条件付き長期資金供給オペレーション（TLTRO プログラム）の影響

ECBの政策審議会は、世帯および企業に対する信用供与や現在の経済の混乱を支援するため、TLTROの資金供給プログラムの条件に複数の修正を加えることを決定した。

TLTROに基づく基準金利は、主要な資金供給オペレーションの平均金利である。ただし、50ベース・ポイントの割引（以下「基準金利の割引」という。）が適用される2020年6月24日から2022年6月23日の期間を除く。TLTROの下で適用可能な金利は、特定の正味貸付の基準値を満たす場合に適用される「新規貸付割引」によってさらに低下する可能性がある。したがって、2020年3月1日から2021年3月31日の間に適格正味貸付が0%を超える銀行は、2020年6月24日から2021年6月23日までの借入金について平均預金金利を0.5%下回る金利を支払うことになる。2020年6月24日から2021年6月23日の期間以外の金利は、平均預金金利となる。ただし、2020年10月1日から2021年12月31日の間の適格正味貸付が0%を超える場合に、銀行が借入金について平均預金金利を0.5%下回る金利を支払う2021年6月24日から2022年6月23日の間は例外として除外される。2022年10月27日、ECBは金利計算の変更を公表した。その結果、平均預金金利に等しい現行の金利計算は2022年11月22日に終了した。2022年

11月23日より、残るすべてのTLTRO オペレーションに係る金利は、当該日以降に適用されるECBの主要金利の平均に連動する。

当行グループは、TLTRO の下での借入から発生する当初の便益を、IAS第20号に基づく市場金利以下の貸出金による政府補助金とみなし、その後の便益をIFRS第9号に基づき認識している。当行の政府補助金に関する会計方針は、本報告書の「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」の章に詳述されている。

2022年12月31日現在、当行グループはTLTRO 資金供給プログラムの下で337億ユーロを借り入れている（2021年12月31日現在：447億ユーロ）。2022年12月31日に終了した12ヶ月間において、TLTRO プラグラムからの純利息収益は、211百万ユーロであった（2021年12月31日：494百万ユーロ）。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
トレーディング収益（損失）：			
セールス / トレーディング（債券および為替）	5,353	2,780	3,457
その他のトレーディング収益（損失）	-2,571	-921	-1,228
トレーディング収益合計（損失）	2,782	1,859	2,230
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得（損失）：			
金融資産の種類別内訳：			
負債性有価証券	-43	95	5
資本性有価証券	47	812	114
貸出金および貸出コミットメント	-5	18	-38
預金	14	2	-9
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるその他のトレーディング以外の金融資産	-73	180	203
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得（損失）合計：	-61	1,106	276
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得（損失）：			
金融資産 / 負債の種類別内訳：			
貸出金および貸出コミットメント	-2	11	15
預金	4	5	-1
長期債務	265	48	-71
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産 / 負債	11	15	16
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	277	79	-40
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	2,999	3,045	2,465



## 合算ベースの純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失)

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
純利息収益	13,650	11,155	11,526
トレーディング収益 (損失) <sup>1</sup>	2,782	1,859	2,230
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得 (損失)	-61	1,106	276
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)	277	79	-40
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	2,999	3,045	2,465
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失) 合計 <sup>2</sup>	16,649	14,200	13,991
コーポレート・トレジャリー・サービス	2,503	1,812	2,071
インスティテューショナル・クライアント・サービス	572	328	313
ビジネス・バンキング	645	526	555
コーポレート・バンク	3,720	2,666	2,939
セールス / トレーディング (債券および為替)	8,697	6,917	6,991
その他の商品	-432	-26	202
インベストメント・バンク	8,265	6,891	7,193
プライベート・バンク (ドイツ)	4,619	3,114	2,956
インターナショナル・プライベート・バンク	1,993	1,733	1,693
プライベート・バンク	6,612	4,847	4,648
アセット・マネジメント	-250	246	-98
キャピタル・リリース・ユニット	-61	-18	-33
コーポレートおよびその他	-1,637	-432	-658
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失) 合計	16,649	14,200	13,991

1 トレーディング収益 (損失) にはヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブによる利得および損失が含まれる。

2 過年度のセグメント情報は、現在の体制に合わせて表示されている。

当行グループのトレーディングおよびリスク管理業務は、金利金融商品およびそれに関連するデリバティブの重要な業務を含む。IFRSにおいて、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品により得た利息および類似収益 (すなわち、クーポンおよび配当収益) ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行グループのトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略等様々な要因に応じて、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益または純利得 (損失) のいずれかの区分に期ごとに組み替えることができる。上記の表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失) を業務部門別にまとめたものである。

06 -

## 手数料およびフィー収益

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
手数料およびフィーの収益および費用：			
手数料およびフィー収益	12,512	13,730	12,044
手数料およびフィー費用	2,675	2,796	2,620
純手数料およびフィー収益	9,838	10,934	9,424

## 商品種類別、事業セグメント別収益の内訳

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2022年12月31日現在						連結合計
	コーポ レート・ バンク	インベ ストメン ト・バン ク	プライ ベート・ バンク	アセッ ト・マネ ジメント	キャピタ ル・リ リース・ ユニット	コーポ レートお よびその 他	
主要な業務：							
管理手数料	218	33	254	17	0	-3	520
資産運用手数料	18	1	363	3,642	-0	0	4,024
その他の有価証券業務からの手数料	512	-0	47	0	0	0	559
引受およびアドバイザー・フィー	35	1,373	12	0	0	-52	1,368
ブローカー・フィー	19	253	1,164	65	-1	0	1,501
国内決済に係る手数料	479	3	1,006	0	0	8	1,497
海外取引に係る手数料	466	33	62	0	0	-5	556
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	15	0	5	0	0	-0	19
貸出金の処理および保証に係る手数料	618	298	292	0	3	2	1,213
仲介手数料	23	2	523	0	0	13	562
その他の顧客サービスからのフィー	282	277	10	122	3	1	695
手数料およびフィー収益合計	2,684	2,273	3,739	3,847	6	-36	12,512
総費用							-2,675
手数料およびフィー純額							9,838

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポ レート・ バンク	インベ ストメン ト・バン ク	プライ ベート・ バンク	アセッ ト・マネ ジメント	キャピ タル・リ リース・ ユニット	コーポ レートお よびその 他	連結合計
主要な業務：							
管理手数料	231	27	259	21	4	-2	539
資産運用手数料	16	1	369	3,570	-0	0	3,956
その他の有価証券業務からの手数料	423	-0	43	1	0	0	467
引受およびアドバイザー・フィー	35	2,258	12	0	-0	-41	2,264
ブローカー・フィー	22	246	1,302	96	118	-0	1,784
国内決済に係る手数料	441	4	864	0	0	10	1,320
海外取引に係る手数料	456	23	95	0	-0	-2	572
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	11	0	5	0	0	-0	16
貸出金の処理および保証に係る手数料	564	279	305	0	5	5	1,157
仲介手数料	12	3	617	0	0	11	644
その他の顧客サービスからのフィー	282	562	40	121	4	2	1,011
手数料およびフィー収益合計	2,494	3,403	3,910	3,809	132	-18	13,730
総費用							-2,796
手数料およびフィー純額							10,934

2020年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポ レート・ バンク	インベ ストメン ト・バン ク	プライ ベート・ バンク	アセッ ト・マネ ジメント	キャピ タル・リ リース・ ユニット	コーポ レートお よびその 他	連結合計
主要な業務：							
管理手数料	245	17	235	23	1	-3	518
資産運用手数料	19	1	319	3,090	-0	0	3,429
その他の有価証券業務からの手数料	365	0	35	0	0	0	401
引受およびアドバイザー・フィー	29	1,688	13	0	1	-42	1,688
ブローカー・フィー	21	357	1,103	72	113	-1	1,665
国内決済に係る手数料	436	-2	951	-0	0	8	1,394
海外取引に係る手数料	409	25	104	0	0	-3	536
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	4	0	6	0	0	-0	11
貸出金の処理および保証に係る手数料	529	210	305	0	7	7	1,058
仲介手数料	9	2	579	1	1	12	604
その他の顧客サービスからのフィー	276	289	39	131	4	1	741
手数料およびフィー収益合計	2,344	2,588	3,689	3,317	127	-20	12,044
総費用							-2,620
手数料およびフィー純額							9,424

2020年度の手数料およびフィー収益ならびに総費用は、それぞれ182百万ユーロ修正再表示されている。この変更による手数料およびフィー収益純額への影響はない。

収益は履行義務が充足された時点で認識される。履行義務は、ファンドの実績がハードルレート（投資家に提供される、合意された最低年間利回り）を超えた場合に充足される。2022年12月31日現在、オルタナティブファンドにより充足すべき履行義務は267百万ユーロ、期間は2024年から2026年までの3年間であった（2021年12月31日現在、244百万ユーロ、期間は2023年から2027年までの5年間）。充足すべき履行義務の増加は、主にファンドの評価額および資産の売却によるものである。

2022年12月31日および2021年12月31日現在、当行グループの手数料およびフィー収益の未収残高はそれぞれ798百万ユーロおよび834百万ユーロであった。2022年12月31日および2021年12月31日現在、当行グループの手数料およびフィー収益に関連する契約負債残高はそれぞれ63百万ユーロおよび70百万ユーロであった。契約負債は、サービスの完了前に対価を受取っている顧客に対して将来のサービスを提供する当行グループの義務から生じる。受取債権と契約負債の残高が每期著しく異なっていないことは、これらが主に、月次の当座預金サービスや四半期ごとの資産運用サービスなどの1年未満のサービス期間に係る経常的なサービス契約に関連しているという事実を反映している。その結果、前期の契約負債残高は通常、翌期の収益として認識される。提供されるサービスと引き換えに顧客が行う支払は通常、特定のサービス期間にわたり当行グループがサービスを履行することを条件とするため、当行グループが支払を受ける権利は、当該履行義務が完全に完了したサービス期間の終了時に発生する。したがって、計上されている契約資産残高は重要性がない。

## 07 -

## 償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失）

2022年12月31日に終了した12ヶ月間において、当行グループは償却原価で測定する金融資産473百万ユーロ（2021年12月31日：539百万ユーロおよび2020年12月31日：100億ユーロ）を売却した。2020年度の比較期間における売却は主に、ポストバンクにおける回収のために保有する金融資産ポートフォリオおよびトレジャリー部門における回収のために保有する金融資産ポートフォリオからの売却に関連していた。ポストバンクの当行グループへの統合の一環として、ポストバンクの債券ポートフォリオを売却する決定がなされた。トレジャリー部門の売却は、バンキング勘定における金利リスクを管理する戦略の再編の一環として行われた。売却の結果、回収のために保有するビジネス・モデルは、当該ポートフォリオにおける将来の資産取得に利用することができなくなった。

これらの有価証券の認識の中止により生じた利得（損失）は以下の表のとおりである。

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
利得	11	15	344
損失	-13	-15	-33
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失）	-2	1	311

## 08 -

## その他の収益（損失）

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
その他の収益（損失）：			
保険料	3	3	3
ヘッジ会計に適切なヘッジ関係による純利得（損失）	-151	124	-306
残りのその他の収益（損失） <sup>1</sup>	937	-185	163
その他の収益（損失）合計	789	-58	-141

<sup>1</sup> 2022年、2021年および2020年12月31日終了年度において、売却目的保有の非流動資産および処分グループに関連する純利得（損失）をそれぞれ404百万ユーロ、10百万ユーロおよびマイナス59百万ユーロ含んでいる。

## 09 -

## 一般管理費

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
一般管理費：			
情報技術関連費用	3,680	4,321	3,862
不動産関連費および設備費	1,429	1,727	1,724
規制関連費用、税金および保険 <sup>1</sup>	1,285	1,395	1,407
専門的サービス報酬	858	924	977
バンキング・サービスおよび外注業務	881	946	967
市場データおよびリサーチ・サービス	378	347	376
旅費	110	46	76
マーケティング費用	165	178	174
その他の費用 <sup>2</sup>	943	938	697
一般管理費合計	9,728	10,821	10,259

1 2022年度には762百万ユーロ、2021年度には553百万ユーロおよび2020年度に633百万ユーロの銀行税が含まれている。

2 2022年度には413百万ユーロ、2021年度には466百万ユーロおよび2020年度に158百万ユーロの訴訟関連費用が含まれている。訴訟に関する詳細は、注記27「引当金」を参照のこと。

## 10 -

## 再構築

再構築は、主として2019年度第3四半期に公表した当行グループの戦略の変更によるものである。当行グループは当行をさらに強化し、成長に向けて位置付け、組織構造を簡略化することを目指す明確な施策を有しており、これを実施した。またこの施策は、プロセスの最適化および合理化、ならびにシナジーの活用により効率化を進めることで、調整後費用を削減することを目標としている。

再構築費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の加速償却を補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。

2022年度において、当行グループは2019年7月に公表した戦略的改革における重要なマイルストーンを達成し、再構築プログラムの多くが完了し、残る再構築引当金の基礎となる仮定が見直された結果、引当金の部分的戻入が発生した。2022年度全体で、当行グループは連結損益計算書の貸方に118百万ユーロを認識した。

## 部門別の再構築費用純額

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
コーポレート・バンク	-19	42	28
インベストメント・バンク	15	47	14
プライベート・バンク	-113	173	413
アセット・マネジメント	0	2	22
キャピタル・リリース・ユニット	-2	-2	5
コーポレートおよびその他	0	-0	3
再構築費用純額合計	-118	261	485

## 種類別の再構築費用純額

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
再構築 - 従業員関連	-117	241	479
このうち：			
解雇給付	-132	224	441
繰延報酬の加速償却	15	16	36
社会保障	0	1	1
再構築 - 従業員関連以外	-1	21	6
再構築費用純額合計	-118	261	485

2022年12月31日、2021年12月31日および2020年12月31日現在の再構築引当金は、それぞれ248百万ユーロ、582百万ユーロおよび676百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、来年に使用される見込みである。

2022年度において、再構築を通じてフルタイム換算で903名の職員が削減された（2021年度：1,362名および2020年度：1,447名）。

## 組織変更

フルタイム換算の職員数	2022年度	2021年度	2020年度
コーポレート・バンク	113	228	303
インベストメント・バンク	54	149	100
プライベート・バンク	594	776	630
アセット・マネジメント	1	10	48
キャピタル・リリース・ユニット	0	13	69
インフラストラクチャ	141	186	297
フルタイム換算の職員数合計	903	1,362	1,447

11 -

## 1株当たり利益

基本的1株当たり利益の金額は、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）を期中平均社外流通普通株式数で除して計算する。平均社外流通普通株式数は、平均発行普通株式数から平均自己株式数および現物決済先渡購入契約に基づき取得される平均株式数を控除し、繰延株式制度における未分配の権利確定済株式報奨を加算することにより算定される。

希薄化後1株当たり利益は、ストック・オプション、転換社債、権利未確定の繰延株式報奨および先渡契約等、普通株式を発行することになる発行済証券またはその他の契約について普通株式への転換を想定したものである。上記の金融商品は、各報告期間において希薄化効果がある場合にのみ、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれる。

## 基本的小よび希薄化後1株当たり利益の計算

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）	5,525	2,365	495
その他の資本構成要素について支払ったクーポン	-479	-363	-349
ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 基本的1株当たり利益計算上の分子	5,046	2,002	146
希薄化証券の影響	0	0	0
転換想定後のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 希薄化後1株当たり利益計算上の分子	5,046	2,002	146
株式数（単位：百万株）			
加重平均社外流通株式数 - 基本的1株当たり利益計算上の分母	2,084.9	2,096.5	2,108.2
希薄化証券の影響：			
先渡契約	0.0	0.0	0.0
従業員株式報酬オプション	0.0	0.0	0.0
繰延株式	40.7	46.6	62.0
その他（トレーディング・オプションを含む。）	0.0	0.0	0.0
希薄化性潜在的普通株式	0.0	0.0	0.0
転換想定後の修正加重平均株式数 - 希薄化後1株当たり利益計算上の分母	2,125.6	2,143.2	2,170.1

## 1株当たり利益

単位：ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
基本的1株当たり利益	2.42	0.96	0.07
希薄化後1株当たり利益	2.37	0.93	0.07

2022年12月31日現在、基本的1株当たり利益を希薄化する可能性のある金融商品の残高はなく、希薄化後1株当たり利益の計算には含まれていない。

## 連結貸借対照表に対する注記

12 -

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

単位：百万ユーロ	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融資産：		
トレーディング資産：		
トレーディング証券	84,012	92,536
その他のトレーディング資産 <sup>1</sup>	8,855	9,860
トレーディング資産合計	92,867	102,396
デリバティブ金融商品のプラスの時価	299,686	299,732
トレーディング目的保有として分類された金融資産合計	392,553	402,128
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産：		
売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	63,855	59,931
借入有価証券担保金	17,414	18,355
貸出金	1,037	895
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるその他の金融資産	7,348	9,784
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産合計	89,654	88,965
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
貸出金	168	139
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	168	140
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	482,376	491,233

1 2022年および2021年12月31日現在、それぞれ80億ユーロおよび92億ユーロの売買可能貸出金が含まれている。

単位：百万ユーロ	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融負債：		
トレーディング負債：		
トレーディング証券	49,860	54,235
その他のトレーディング負債	756	483
トレーディング負債合計	50,616	54,718
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	282,353	287,108
トレーディング目的保有として分類された金融負債合計	332,969	341,827
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券（レポ）	48,517	53,364
貸出コミットメント	12	7
長期債務	5,250	3,699
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	856	1,397
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	54,634	58,468
投資契約負債	469	562
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	388,072	400,857

## 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債

当行グループは、様々な貸出関係を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した。貸出枠は、引き出された貸出資産および未利用の取消不能貸出コミットメントから構成される。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する最大エクス



ポージャーはその公正価値である。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する当行グループの最大エクスポージャーは、2022年および2021年12月31日現在それぞれ168百万ユーロおよび139百万ユーロであった。信用リスクに対するエクスポージャーは、未利用の取消不能貸出コミットメントについても存在し、主にカウンターパーティ信用リスクである。

公正価値オプションに基づき指定された売却条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に係る信用リスクは、担保を保有することで軽減されている。これらの金融商品の評価は、受け取った担保の形態による信用補完を考慮している。このため、当期においても累積的にも、これらの金融商品に係るカウンターパーティ信用リスクの変動に起因する重要な変動はない。

#### カウンターパーティ信用リスクの変動に起因する金融資産の公正価値の変動

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
信用リスクにさらされている金融資産の名目金額	168	136
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	0	1
公正価値の累積的変動	1	0
信用リスクを軽減するために使用されたクレジット・デリバティブの名目金額	90	98
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	0	0
公正価値の累積的変動	0	0

#### 当行グループの信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値の変動<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
その他の包括利益に表示		
公正価値の累積的変動	77	7
損益計算書に表示		
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	0	0
公正価値の累積的変動	0	0

<sup>1</sup> 金融負債の公正価値は、当該金融負債の信用リスクを組み込んでいる。連結対象のストラクチャード・エンティティが発行した金融負債の公正価値の変動は除かれている。これは、当該変動は当行グループの信用リスクには関連しないが、法律上分離されたストラクチャード・エンティティの信用リスク（ストラクチャード・エンティティが保有する担保に左右される。）に関連するためである。

#### 期中の資本の利得または損失の累計額の振替

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
期中の資本の利得または損失の累計額	0	0

#### 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債の認識中止時に認識された額

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
認識の中止時に認識されたその他の包括利益に表示される額	0	0

金融負債の契約上の満期時の返済額が帳簿価額を超過する額<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
未利用の貸出コミットメントを含む <sup>2</sup>	3,308	2,943
未利用の貸出コミットメントを除く	892	607

- 1 当行グループが返済を要求される可能性のある最も早い契約上の満期日に負債が償還されると仮定している。支払額が確定していない場合、報告日現在存在する条件を参照して決定される。
- 2 未利用の貸出コミットメントに対する満期時の契約上のキャッシュ・フローは融資枠をすべて利用するものと仮定している。

13 -

## 公正価値で計上される金融商品

### 評価方法および統制

当行グループは、評価プロセスに対する内部統制基準、手法および手続を管理する確立した評価統制のフレームワークを有している。

活発な市場における相場価格 - 活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引発生時の価格を示している場合、その相場価格を使用して決定される。

評価技法 - 当行グループは、活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、金融商品の公正価値を設定するために評価技法を使用する。金融商品に使用される評価技法には、モデリング技法、代用金融商品の気配値の利用、最近のあまり定期的でない取引の価格、およびブローカーの気配値が含まれる。

一部の金融商品については、価格よりも相場またはその他のパラメータが引用される。この場合には、市場相場または市場パラメータが、公正価値を決定するための評価モデルへの入力値として使用される。一部の金融商品については、モデリング技法は、業界標準モデル（例えば、割引キャッシュ・フロー分析および標準的なオプション価格決定モデル）に従っている。これらのモデルは、見積将来キャッシュ・フロー、割引ファクターおよびボラティリティ・レベルに左右される。より複雑なまたは固有の金融商品については、より洗練されたモデリング技法が要求され、仮定やより複雑なパラメータ（相関性、期限前償還率、デフォルト確率および損失強度等）に依拠する場合がある。

評価モデルは、複数のパラメータ入力値を要求することが多い。パラメータ入力値は、可能な限り、観察可能なデータに基づいているか、または活発な市場で取引される関連金融商品の価格から得られている。パラメータ入力値について観察可能なデータが入手可能でない場合、その他の市場の情報が考慮される。例えば、入手可能である場合、ブローカーの気配値およびコンセンサス・プライシングの情報がパラメータ入力値を裏付けるために使用される。パラメータ入力値を裏付けるための観察可能な情報が入手可能でない場合、パラメータ入力値は、その他の関連する情報源（類似取引の価格、過去のデータ、経済指標およびリサーチ情報等）に基づいており、それらには評価対象の実際の金融商品の条件および現在の市況を反映させるための適切な調整がなされる。

評価調整 - 評価調整は、評価プロセスの不可欠な一部である。適切な評価調整を行う際に、当行グループは、買呼値 / 売呼値スプレッド、相手先 / 自己の信用および資金調達リスク等の要因を考慮する手法に従う。買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整は、仲値の評価を適切な買呼値または売呼値の評価に調整するために要求される。買呼値または売呼値の評価は金融商品の公正価値を最良に表しているため、その公正価値とされる。ロング・ポジションの帳簿価額は仲値から買呼値へ調整され、ショート・ポジションの帳簿価額は仲値から売呼値へ調整される。買呼値 / 売呼値の評価調整は、関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値、およびその他のブローカー・ディーラー、またはその他の取引知識のある相手先の気配値により決定される。金融商品の相場価格がすでに買呼値 / 売呼値である場合には、買呼値 / 売呼値の追加の評価調整は不要である。金融商品の公正価値がモデリング技法により得られる場合、当該モデルへのパラメータ入力値は通常仲値の水準である。当該金融商品は一般的にポートフォリオ・ベースで管理され、一定の要件を満たす場合には、評価調整は、当行が有する純エクスポージャーの手仕舞いコストを個々の市場またはカウンターパーティ・リスクに反映するために行われる。これらの調整は関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値およびその他のブローカー・ディーラーの気配値から決定される。

複雑な評価モデルを使用する場合や、流動性の比較的低いポジションが評価対象である場合には、これらのポジションに係る買呼値 / 売呼値の水準を市場から直接入手することができない可能性がある。このため、これらのポジションの手仕舞いコストについては、モデルおよびパラメータの見積りを行わなければならない。これらの調整が策定される場合、当行グループは、ポジション自体に加え、モデルに関連した評価リスクを綿密に調査し、結果として生じた調整は継続ベースで厳密に監視される。

相手先の信用評価調整（CVA）は、評価技法に既に相手先の債務不履行リスクに関連する予想信用損失ファクターが含まれていない場合に限り、予想信用損失を補填するために要求される。CVAの金額は、関連するすべての店頭（OTC）デリバティブに適用され、入手可能な市場の情報（クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）スプレッドを含む。）に基づき、保有担保、関連するネットティングの取決めの影響、予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。相手先のCDSスプレッドが入手不可能な場合には、関連する代用品が使用される。

当行グループの純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたOTCデリバティブ負債および発行済ノートの負債）の公正価値には、当行グループの自己の信用リスクの変動を測定するため評価調整（すなわち、デリバティブの債務評価調整（DVA）および仕組み債の自己信用調整（OCA））が織り込まれる。デリバティブ負債については、当行グループは、すべての相手先の当行グループに対する予想される将来エクスポージャーを評価することにより、自己の信用度を考慮する。その際には、破綻処理中のデリバティブ債権の優先順位（法定劣後）を考慮した、当行グループの市場でのCDS水準および予想デフォルト時損失率に基づいて、当行グループが差し入れた担保、関連するネットティングの取決めの影響、当行グループの予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を勘案する。発行済ノートの負債は、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、測定日現在で類似の金融商品の発行または買い戻しが行われると仮定した場合のスプレッドを用いて割り引かれる。IFRS第9号に基づき、自己の信用要素はその他の包括利益（OCI）で報告される。

2022年度第3四半期に、当行グループは自己信用調整の算定方法の精緻化を実施した。精緻化により、ベンチマーク金利を超えるスプレッドはすべて自己の信用と見なされる。過年度においては、スプレッドは、市場レベルでの資金調達に必要（当行グループの連結損益計算書において利得または損失として認識）や固有の自己の信用要素（その他の包括利益を通じて計上）に分けられていた。2022年度第3四半期におけるこの見積りの変更による影響として、55百万ユーロの損失（税引前）が当行グループの連結損益計算書に認識され、対応する金額の増加が当行グループの連結包括利益計算書に認識された。当該修正により、自己信用評価における他行との整合性が高まることが期待される。

CVAおよびDVAを決定する場合には、必要に応じて公正価値の算定に追加の調整が行われる。この調整は、特定の取決めの予想損失の見積りに起因するか、または評価対象の信用リスクが入手可能なCDS金融商品によって表される信用リスクと性質上異なる場合に行われる。

調達評価調整（FVA）は、デリバティブ・ポジションの公正価値に市場で暗に示された資金調達コストを取り入れるために要求される。FVAは、無担保および部分的に担保に付されているデリバティブに適用される割引スプレッドを反映しており、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを評価することにより決定される。

モデリング技法で使用される仮定に不確実性がある場合、モデル価格を金融商品の予想市場価格に調整するために追加調整が行われる。通常、そうした取引の買呼値／売呼値の水準は観察可能性が比較的低く、これらの調整は当該取引に関連した流動性プレミアムを計算することにより買呼値／売呼値を見積ることを目的としている。金融商品が十分に複雑なため、取引を手仕舞いするコストがそのコンポーネント・リスクを手仕舞いするコストよりも高くなる場合には、これを反映させるために追加調整が行われる。

IFRSの要求事項により、当行グループは資産または負債の価格設定の際に市場参加者が利用する仮定を利用しなければならない。該当する場合、これらの仮定には気候変動に関する仮定が含まれる可能性がある。当行グループは、市場インプットに織り込み済みの部分を超える気候変動について、公正価値に対する重要な調整を行っていない。

評価統制 - 当行グループは、評価統制のフレームワークを管理および開発し、ならびに評価統制プロセスを管理する、リスク機能内の独立した専門的な評価統制のグループを有している。当該専門家機能の権限には、正式な評価統制方針のフレームワークの考案および管理に加え、すべての業務に対する独立した評価統制プロセスの実行、評価統制手法および技法の継続的な開発が含まれる。経営者の判断が評価プロセスの一部を形成する領域に、当該独立した評価統制のグループの特別な注意が向けられている。

評価統制プロセスの結果は、標準的な月次報告サイクルの一環として回収および分析がなされる。予め設定および承認された許容度を超える差異は、財務機能および上級経営管理職の両方に上げられ、レビュー、解消され、また、必要に応じて調整される。

公正価値が評価モデルにより決定される場合の金融商品については、モデル内で使用される仮定および技法は、当行グループのリスク管理機能の一部である独立した専門家モデル検証グループによって独立して検証される。

相場価格およびパラメータ入力値は、取引所、プライシング・サービス提供者、ブローカーの確定呼値およびコンセンサス・プライシング・サービスを含む多数の第三者情報源から入手される。価格情報源は、それらが示す公正価値の情報の質を決定するために検証および評価されるが、評価の確実性および関連性がより高いものが、より重要視される。その結果は、モデル評価が市場価格に調整されることを確保するために、市場における実際の取引と比較される。

モデルへの価格およびパラメータ入力値、仮定ならびに評価調整は、独立した情報源に対する検証が行われる。観察可能な情報の不足のためにこれらを独立した情報源に対して検証できない場合、公正価値の見積りは、その妥当性を評価する手続の

対象となる。このような手続には、独立生成モデル（既存のモデルが独立して再調整される場合を含む。）を使用する再評価の実施、適切な代用金融商品およびその他のベンチマークに対する評価の査定、外挿法の実施が含まれている。可能な場合には、市場取引に対して評価モデルの結果を調整することにより、評価技法によって市場の水準を反映した公正価値の見積りが算出されるか否かに関する評価が行われる。

#### 公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定でき、かつ、市場で観察される金融商品が当行グループの手許有高内の価格決定される金融商品の代表的なものである場合の金融商品である。

これらには、活発かつ流動性の高い取引所で取引されている国債、デリバティブおよび資本性有価証券が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用される入力値がすべて観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一部のCDS、多くの債務担保証券（CDO）、および多くの流動性の比較的低い株式が含まれている。

レベル3 - 直接観察可能でない市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、観察不能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす要素を有する。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券（ABS）、流動性の低いICDO（現金およびシンセティック）、第三者割当増資、多くの商業用不動産（CRE）貸出金、流動性の低い貸出金および一部の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品の帳簿価額<sup>1</sup>

	2022年12月31日現在			2021年12月31日現在		
	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2)	観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル3)	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2)	観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル3)
単位：百万ユーロ						
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング資産	42,035	42,285	8,547	51,020	42,561	8,815
トレーディング証券	41,826	39,133	3,053	50,814	38,108	3,614
その他のトレーディング資産	209	3,152	5,494	206	4,453	5,201
デリバティブ金融商品のプラスの時価	4,914	285,208	9,564	4,347	286,343	9,042
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,605	82,259	5,790	2,764	81,304	4,896
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	75	94	0	91	49
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	15,892	13,108	2,676	13,375	13,302	2,302
公正価値で測定するその他の金融資産	1,706	-294 <sup>2</sup>	5	105	922 <sup>2</sup>	78
公正価値で保有する金融資産合計	66,153	422,640	26,675	71,611	424,524	25,182
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング負債	43,163	7,419	34	48,364	6,272	83
トレーディング証券	43,162	6,667	30	48,363	5,838	33
その他のトレーディング負債	2	752	3	0	434	49
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	3,256	270,596	8,500	5,208	272,120	9,781
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0	51,843	2,792	0	56,728	1,740
投資契約負債	0	469	0	0	562	0
公正価値で測定するその他の金融負債	240	1,753 <sup>2</sup>	-511 <sup>3</sup>	5	3,026 <sup>2</sup>	-179 <sup>3</sup>
公正価値で保有する金融負債合計	46,660	332,080	10,815	53,576	338,707	11,424

1 注記01 - 「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。

2 ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。

3 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

2022年12月31日までに、レベル1からレベル2へのトレーディング証券（10億ユーロの資産）、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産（770百万ユーロの資産）の振替が行われた。また、レベル2からレベル1へのトレーディング証券（700百万ユーロの資産）の振替が行われた。レベル1とレベル2の割り当ては流動性テストの手續に基づいている。

## 評価技法

当行グループは、評価プロセスおよび公正価値測定に対する内部統制基準、手法、評価技法および手続を管理する確立した評価統制のフレームワークを有している。ロシアによる戦争を含む世界的な経済環境および地政学的状況は引き続き、極端なインフレ、金利の上昇および世界の金融市場におけるボラティリティによって特徴づけられる。これにより、買呼値 / 売呼値スプレッドが公正価値を表していることを確認するための評価など、特定の分野に追加的な焦点を当てて見直す必要が生じた。

以下は、当行グループが取引している様々な種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券 - 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（CDOを含む。）が含まれる。ABSは、それが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに上昇する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合、ABSは、適用可能であれば、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能な入力値を最大限に利用した業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準の外部モデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定の取引の元本および利息の支払を計算する。入力値には期限前償還率、損失仮定（タイミングおよび深刻度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらの入力値 / 仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 - 特定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはその他の信用市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります。それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣化ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 - 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ入力値を使用して評価される。パラメータ入力値は、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。比較的活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格または入力値が入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当行グループの信用リスクの測定を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ビークルが発行するその他の仕組み証券が含まれ、これらは活発な市場で取引されていないことがある。これらの

金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことによって決定される。マーケット・リスク・パラメータは、資産として保有する類似金融商品と整合する手法で評価される。例えば、仕組み債に組み込まれたデリバティブは、上記の「店頭デリバティブ金融商品」の項に記載された同様の手法を使用して評価される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券受入金および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

投資契約負債 - 投資契約負債に関連する資産は当行グループが所有する。当行グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

重要で観察不能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）

公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融資産および金融負債の一部は、観察不能な入力値に対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で表示することを要求されている。

トレーディング証券 - 特定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーのこのレベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期の減少は主に、売却、決済、損失およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間の振替によるものであり、購入および発行によって一部相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類されるデリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要で観察不能なパラメータに基づき評価される。観察不能なパラメータは、特定の相関関係、特定のより長期的なボラティリティ、特定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、ボラティリティが観察不能な特定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不能な特定のバスケット・オプション、より長期的な金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不能な特定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。

当期における資産の増加は、これらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、決済および損失によって一部相殺されている。当期における負債の減少は、決済および損失によるものであり、その一部はこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替によって相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要で観察不能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング債権から構成される。レベル3の貸出金は、流動性の低いレバレッジ貸出金および流動性の低い住宅用・商業用モーゲージ貸出金から構成される。当期における増加は、購入、発行およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、売却、決済および損失によって一部相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産は、回収のために保有するものにも、回収して売却するために保有するものにも分類されない、トレーディング以外の金融資産のビジネス・モデルから構成される。これは主に、公正価値ベースで管理される逆レボ契約を含む。さらに、この分類には、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない、回収のために保有するもの、または回収して売却するために保有するものに分類されるトレーディング以外の金融資産モデルも含まれる。当期における増加は、利得、発行、購入、売却およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、売却および決済によって一部相殺されている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類された。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要で観察不能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定のハイブリッド債の発行は、重要で観察不能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期における資産の増加は、これらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間の振替および利得によるものであり、その一部は決済によって相殺されている。当期における負債の増加は、発行およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間の振替によるものであり、決済および利得によって一部相殺されている。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産には、トレーディング目的でなく、市場の流動性が非常に低い場合の不良債権のポートフォリオが含まれている。当期における増加は、購入、発行およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、売却、決済および損失によって一部相殺されている。



## レベル3に分類された金融商品の調整

## レベル3に分類された金融商品の調整

単位： 百万ユーロ	2022年12月31日現在									
	連結会社 グループの 期首残高	変動	利得/ 損失合計 <sup>1</sup>	購入	売却	発行 <sup>2</sup>	決済 <sup>3</sup>	レベル3へ の振替 <sup>4</sup>	レベル3か らの 振替 <sup>4</sup>	期末残高
公正価値で保有 する金融資産： トレーディング 証券	3,614	0	-380	2,226	-1,974	80	-344	606	-776	3,053
デリバティブ金 融商品のプラス の時価	9,042	0	-4,755	0	0	0	-423	8,011	-2,310	9,564
その他のトレー ディング資産	5,201	-0	-178	748	-1,945	2,998	-1,419	875	-785	5,494
強制的に純損益 を通じて公正価 値で測定される トレーディング 以外の金融資産	4,896	-0	332	652	-142	1,373	-1,430	702	-593	5,790
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 資産	49	0	2	0	0	0	-45	88	0	94
その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	2,302	0	-107 <sup>5</sup>	79	-338	977	-752	549	-36	2,676
公正価値で測定 するその他の金 融資産	78	0	0	0	0	0	0	0	-74	5
公正価値で保有 する金融資産合 計	25,182	-0	-5,087 <sup>6,7</sup>	3,706	-4,399	5,428	-4,413	10,831	-4,573	26,675
公正価値で保有 する金融負債： トレーディング 証券	33	0	-3	0	0	0	-0	0	0	30
デリバティブ金 融商品のマイナ スの時価	9,781	0	-3,256	0	0	0	-633	4,454	-1,845	8,500
その他のトレー ディング負債	49	0	-51	0	0	0	5	0	0	3
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 負債	1,740	0	-55	0	0	1,140	-202	178	-10	2,792
公正価値で測定 するその他の金 融負債	-179	0	-380	0	0	0	64	16	-31	-511
公正価値で保有 する金融負債合 計	11,424	0	-3,746 <sup>6,7</sup>	0	0	1,140	-766	4,649	-1,887	10,815

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得(損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現純利得(損失)および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品について、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表

は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。

- 5 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失189百万ユーロおよび損益計算書に認識された2百万ユーロ（純利得（損失）に表示）が含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は425百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は35百万ユーロの損失である。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2021年12月31日現在

単位： 百万ユーロ	連結会社 グループの		利得/ 損失合計 <sup>1</sup>	購入	売却	発行 <sup>2</sup>	決済 <sup>3</sup>	レベル3か レベル3へ の振替 <sup>4</sup>		期末残高
	期首残高	変動						の振替 <sup>4</sup>	の振替 <sup>4</sup>	
公正価値で保有 する金融資産： トレーディング 証券	3,066	-2	-263	3,183	-2,445	0	-106	766	-585	3,614
デリバティブ金 融商品のプラス の時価	8,725	0	890	0	0	0	-727	2,938	-2,783	9,042
その他のトレー ディング資産	5,117	0	237	500	-2,194	2,868	-1,635	714	-406	5,201
強制的に純損益 を通じて公正価 値で測定される トレーディング 以外の金融資産	4,618	0	425	493	-288	243	-733	1,064	-926	4,896
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 資産	0	0	-0	0	0	48	0	0	0	49
その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	2,037	0	61 <sup>5</sup>	53	-150	662	-560	350	-150	2,302
公正価値で測定 するその他の金 融資産	20	0	2	0	0	0	-17	0	74	78
公正価値で保有 する金融資産合 計	23,583	-2	1,351 <sup>6,7</sup>	4,229	-5,076	3,821	-3,777	5,831	-4,777	25,182
公正価値で保有 する金融負債： トレーディング 証券	2	0	0	0	0	0	-0	33	-2	33
デリバティブ金 融商品のマイナ スの時価	8,200	0	509	0	0	0	-367	3,059	-1,620	9,781
その他のトレー ディング負債	0	0	-15	0	0	0	0	64	0	49
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 負債	960	0	15 <sup>8</sup>	0	0	992 <sup>8</sup>	-314	198	-112	1,740
公正価値で測定 するその他の金 融負債	-294	0	-12	0	0	0	33	13	81	-179
公正価値で保有 する金融負債合 計	8,867	0	498 <sup>6,7,8</sup>	0	0	992 <sup>8</sup>	-647	3,367	-1,652	11,424

1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得(損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現純利得(損失)および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方の変動に起因している。

2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。

3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。

4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品について、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。

5 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失13百万ユーロが含まれている。

- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は447百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は44百万ユーロの損失である。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。
- 8 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせている。

### 観察不能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不能なパラメータ入力値に左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不能な入力パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当行グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。

当行グループが関連する金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2022年12月31日現在では、公正価値は最大で20億ユーロ増加または14億ユーロ減少した可能性がある。2021年12月31日現在では、公正価値は最大で17億ユーロ増加または12億ユーロ減少した可能性がある。

2021年12月31日から2022年12月31日までの感応度を示す金額の変動は、プラスの公正価値変動が220百万ユーロの増加、マイナスの公正価値変動が142百万ユーロの増加となった。

プラスおよびマイナスの公正価値変動の増加は、当期における当行グループのレベル3の資産の増加とおおむね整合しており、レベル3の資産は2021年12月31日現在の252億ユーロから増加し、2022年12月31日現在では267億ユーロとなり、当行グループのレベル3の負債は2021年12月31日現在の114億ユーロから減少し、2022年12月31日現在では108億ユーロとなった。これらの変動はレベル3の資産および負債総額の約3%の増加に相当する。

2021年12月31日から2022年12月31日までのプラスの公正価値変動は13%の増加に相当し、マイナスの公正価値変動は12%の増加に相当する。プラスおよびマイナスの公正価値変動の増加はいずれも、当行グループのレベル3の3%増よりも比例的に大きく、主に金利およびインフレに関連したより広範なマクロ経済環境におけるボラティリティの増大に起因している。

当行グループによるレベル3の観測不能なパラメータの感応度の計算は、慎重性に基づく評価の目的上、評価の不確実性の測定に使用されるアプローチと一致している。慎重性に基づく評価とは、公正価値で保有する資産に対する資本要件である。これは、欧州委員会委任規則（EU）第2016/101号（規則（EU）第2019/876号（CRR）第34条を補完する。）に準拠し、評価の不確実性を定量化して資産計上する仕組みを提供するものであり、第105（14）条に準拠し算定された公正価値で測定するすべての資産に係る追加の評価調整額を、CET 1資本からの減額として適用するよう金融機関に求めている。この計算では、慎重性に基づく評価において、関連する資産および負債に対して実施される出口価格分析が使用される。公正価値が慎重に測定されていることがすでに明らかな場合、感応度の下落が限定される可能性がある。

この開示は、評価を観察不能な入力パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。このため上記に開示された見積りは貸借対照表日現在における公正価値の真の不確実性より大きくなる可能性がある。さらに、当該開示は公正価値の将来の変動を予測または暗示するものではない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不能な入力パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不能な入力パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

### 金融商品の種類別の感応度分析の内訳<sup>1</sup>

	2022年12月31日現在		2021年12月31日現在	
	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
単位：百万ユーロ				
有価証券：				
負債性有価証券	239	274	267	256
商業用モーゲージ担保証券	15	20	18	15

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	20	26	13	9
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	204	228	236	233
資本性有価証券	114	80	94	65
デリバティブ：				
信用	218	125	163	109
エクイティ	70	63	105	100
金利関連	605	217	409	232
外国為替	37	30	34	31
その他	59	110	98	82
貸出金：				
貸出金	618	459	570	340
その他	0	0	0	0
合計	1,959	1,357	1,739	1,215

1 観察不能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示されている。

#### 重要で観察不能な入力値の感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数の入力値を使用する場合、特定の入力値の選択が他の入力値の可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用された入力値の最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。その次に、主要な各パラメータの種類の詳細な説明が、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに記載されている。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいくほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate）および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate）は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否か見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。）における、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。年率換算デフォルト率が高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価は、一部のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の指標であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右され

る。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高くなる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高くなる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの間関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA（利息、税金、減価償却費および償却費前利益）倍率法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEV/EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV/EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不能な入力値に関する定量的情報

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法 <sup>1</sup>	重要で観察不能な入力値(レベル3)	範囲
	資産	負債			
公正価値で保有する金融商品 - 公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品					
トレーディング目的で保有するモーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券：					
商業用モーゲージ担保証券	22	0	価格に基づく技法	価格	0% 100%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	182 1,720
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	128	0	価格に基づく技法	価格	0% 99%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	169 2,672
				回収率	16% 95%
				年率換算デフォルト率	0% 16%
				年率換算期限前償還率	3% 29%
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計	151	0			
負債性有価証券およびその他の債務証券	4,720	2,625	価格に基づく技法	価格	0% 181%
トレーディング目的保有	2,741	30	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	62 1,369
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	2,741				
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,844				
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	0	2,594			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	135				
資本性有価証券	787	0	マーケット・アプローチ	価格/純資産価額	0% 100%
トレーディング目的保有	161	0		企業価値/EBITDA(倍率)	5 13
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	626		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	8% 20%
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	0		価格に基づく技法	価格	0% 150%
貸出金	8,819	3	価格に基づく技法	価格	0% 122%
トレーディング目的保有	5,298	3	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	133 1,520
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	925				
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	94	0		回収率	40% 75%
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,502				
貸出コミットメント	0	12	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	94 925
				回収率	35% 76%
			ローン価格決定モデル	利用率	0% 100%
その他の金融商品	2,629 <sup>2</sup>	186 <sup>3</sup>	割引キャッシュ・フロー	IRR	7% 13%
				レボ・レート(ベース・ポイント)	2 525
公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計	17,106	2,825			

1 評価技法および続く重要な観察不能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産196百万ユーロ、強制的に公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の金融資産24億ユーロおよびその他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産38百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券141百万ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債45百万ユーロが含まれている。

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法	重要で観察不能な 入力値(レベル3)	範囲
	資産	負債			
公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：					
金利デリバティブ	6,360	4,546	割引キャッシュ・ フロー	スワップ・レート (ベース・ポイント) インフレ・スワッ プ・レート 年率換算デフォルト 率 年率換算期限前償還 率	-1,748 1,301 -1% 14% 0% 15% 0% 19%
			オプション価格決定 モデル	インフレ・ボラティ リティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関 係	1% 6% 0% 43% -1% 99% -90% 90%
クレジット・デリバティブ	577	517	割引キャッシュ・フ ロー	信用スプレッド (ベース・ポイント) 回収率	1 4,885 0% 40%
エクイティ・デリバティブ	452	1,155	相関関係価格決定モ デル オプション価格決定 モデル	信用相関関係 株式ボラティリティ インデックス・ボラ ティリティ インデックス間の相 関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	25% 69% 0% 75% 13% 30% 88% 96% 0% 0% 1% 11% 0% 6%
FXデリバティブ	1,646	1,976	オプション価格決定 モデル	ボラティリティ 相場ボラティリティ	-12% 48% 0% 0%
			割引キャッシュ・フ ロー	スワップ・レート (ベース・ポイント)	-6 46
その他のデリバティブ	534	-205 <sup>1</sup>	割引キャッシュ・フ ロー オプション価格決定 モデル	信用スプレッド (ベース・ポイント) インデックス・ボラ ティリティ コモディティ相関関 係	- - 0% 91% 0% 85%
デリバティブ金融商品の時価 合計	9,569	7,989			

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法 <sup>1</sup>	重要で観察不能な入 力値(レベル3)	範囲
	資産	負債			
公正価値で保有する金融商品 - 公 正価値で保有するデリバティブ以 外の金融商品： トレーディング目的で保有する モーゲージ担保証券およびその他 の資産担保証券：					



商業用モーゲージ担保証券	47	0	価格に基づく技法	価格	0%	114%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	81	1,235
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	81	0	価格に基づく技法	価格	0%	112%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	85	1,495
				回収率	0%	85%
				年率換算デフォルト率	0%	2%
				年率換算期限前償還率	0%	27%
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計	128	0				
負債性有価証券およびその他の債務証券	5,074	1,654	価格に基づく技法	価格	0%	212%
トレーディング目的保有	3,383	33	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	12	571
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	3,383					
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,568					
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	0	1,621				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	123					
資本性有価証券	660	0	マーケット・アプローチ	価格/純資産価額	0%	101%
トレーディング目的保有	103	0		企業価値/EBITDA(倍率)	5	17
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	557		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	6%	20%
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	0		価格に基づく技法	価格	0%	139%
貸出金	8,184	49	価格に基づく技法	価格	0%	275%
トレーディング目的保有	5,188	49	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	34	2,117
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	769					
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	48	0		回収率	40%	85%
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,179					
貸出コミットメント	0	7	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	128	906
				回収率	40%	75%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
その他の金融商品	2,016 <sup>2</sup>	112 <sup>3</sup>	割引キャッシュ・フロー	IRR	7%	16%
				レポ・レート(ベース・ポイント)	-27	400
公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計	16,062	1,823				

- 1 評価技法および続く重要な観察不能な入力値は、各ポジション合計に関連している。
- 2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産13百万ユーロおよび強制的に公正価値で測定されるその他の金融資産20億ユーロが含まれている。
- 3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券112百万ユーロが含まれている。

2021年12月31日現在

		公正価値			
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	資産	負債	評価技法	重要で観察不能な 入力値(レベル3)	範囲
公正価値で保有する金融商品： デリバティブ金融商品の 時価：					
金利デリバティブ	4,725	4,724	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (ベース・ポイント)	-80 817

			インフレ・スワップ・レート	1%	5%
			年率換算デフォルト率	0%	20%
			年率換算期限前償還率	4%	24%
		オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ	0%	9%
			金利ボラティリティ	0%	31%
			金利間の相関関係	-1%	99%
			ハイブリッド相関関係	-70%	100%
クレジット・デリバティブ	686	827	割引キャッシュ・フロー	2	6,630
			信用スプレッド(ベース・ポイント)		
			回収率	0%	40%
		相関関係価格決定モデル	信用相関関係	30%	63%
エクイティ・デリバティブ	766	1,749	オプション価格決定モデル		
			株式ボラティリティ	25%	68%
			インデックス・ボラティリティ	11%	80%
			インデックス間の相関関係	88%	91%
			株式間の相関関係	0%	0%
			株式先渡	0%	9%
			インデックス先渡	0%	5%
FXデリバティブ	1,816	1,913	オプション価格決定モデル		
			ボラティリティ	-33%	59%
			相場ボラティリティ	0%	0%
その他のデリバティブ	1,127	3881	割引キャッシュ・フロー	-	-
			信用スプレッド(ベース・ポイント)		
		オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ	0%	131%
			コモディティ相関関係	15%	86%
デリバティブ金融商品の時価合計	9,120	9,601			

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3に分類された金融商品は、その公正価値に重大な影響を及ぼす観察不能なインプットを有している。しかし、その金融商品に対する他のインプットは観察可能（すなわちレベル1または2）である可能性がある。そのため、レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は観察不能なパラメータのみによるものではない。さらに、ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーのレベル1または2に分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純利益のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
公正価値で保有する金融資産：		
トレーディング証券	-298	-332
デリバティブ金融商品のプラスの時価	-2,907	1,556
その他のトレーディング資産	-251	93
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	247	241
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-0	-0
公正価値で測定するその他の金融資産	0	3
公正価値で保有する金融資産合計	-3,209	1,560
公正価値で保有する金融負債：		
トレーディング証券	3	-0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	1,634	-1,292
その他のトレーディング負債	2	15
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	55	11
公正価値で測定するその他の金融負債	358	8
公正価値で保有する金融負債合計	2,053	-1,269 <sup>1</sup>
合計	-1,156	291 <sup>1</sup>

<sup>1</sup> 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせた。

## 取引日利益の認識

評価技法で使用された入力値に重要で観察不能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で測定に分類された金融商品に関して、重要で観察不能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の期中の変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度
期首残高	462	454
期中の新規取引	265	212
償却	-111	-142
満期取引	-60	-61
その後の観察可能性の変動	-9	-4
為替レートの変動	3	2
期末残高	550	462

14 -

## 公正価値で計上されない金融商品の公正価値

公正価値で計上されない金融商品は、公正価値ベースで管理されていない。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、当行グループの貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

以下の金融商品は主として短期であり、その帳簿価額は公正価値の合理的な見積りを表している。

資産	負債
現金および中央銀行預け金	預金
インターバンク預け金（中央銀行以外）	中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	貸付有価証券受入金
借入有価証券担保金	その他の短期借入金
その他の資産	その他の負債

多数の均質貸出金による小口貸出ポートフォリオ（住宅用モーゲージ等）の場合、公正価値は、信用の質が同等の発行体への貸出について、当行グループの新しい貸出金利を使用して、ポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、商品の種類ごとに計算される。小口ポートフォリオの主要インプットは、過去と現在の商品マージンの差異および予想期限前償還率である。帳簿価額に含まれる資本計上されたブローカー・フィーも、公正価値とみなされる。

法人貸出ポートフォリオは、貸出金固有の信用スプレッドおよび当行グループの資金調達コストを基に、満期までの貸出金を割引くことにより見積もられる。

長期債務および信託優先証券の場合、公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格により決定される。市場相場価格が入手可能でない場合、公正価値は、類似の特性を有する金融商品が市場で取引される場合の金利で残存する契約上のキャッシュを割引く評価技法を使用して見積もられる。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値<sup>1</sup>

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による評価 技法 (レベル2)	観察不能な パラメータ による評価 技法 (レベル3)
<b>金融資産：</b>					
現金および中央銀行預け金	178,896	178,896	178,896	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	7,195	7,195	0	7,194	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	11,478	11,505	0	10,363	1,142
借入有価証券担保金	0	0	0	0	0
貸出金	483,700	461,070	0	12,038	449,032
その他の金融資産	110,066	107,878	16,046	90,842	989
<b>金融負債：</b>					
預金	621,456	629,629	1,736	627,893	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	573	572	0	572	0
貸付有価証券受入金	13	13	0	13	0
その他の短期借入金	5,122	5,121	0	5,115	7
その他の金融負債	93,135	93,135	2,007	91,127	0
長期債務	131,525	127,743	0	123,525	4,219
信託優先証券	500	426	0	426	0

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による評価 技法 (レベル2)	観察不能な パラメータ による評価 技法 (レベル3)
<b>金融資産：</b>					
現金および中央銀行預け金	192,021	192,021	192,021	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	7,342	7,342	0	7,342	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	8,368	8,429	0	7,651	778
借入有価証券担保金	63	63	0	63	0
貸出金	471,319	476,674	0	13,682	462,991
その他の金融資産	97,282 <sup>2</sup>	97,426 <sup>2</sup>	9,048	88,029 <sup>2</sup>	349
<b>金融負債：</b>					
預金	603,750	604,645	307	604,338	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	747	745	0	745	0
貸付有価証券受入金	24	24	0	24	0
その他の短期借入金	4,034	4,035	0	4,010	25
その他の金融負債	81,047	81,047	2,023	79,023	0
長期債務	144,485	146,871	0	141,189	5,683
信託優先証券	528	587	0	587	0

1 注記01 - 「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示されている。

2 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせている。

2022年12月31日現在、貸出金の公正価値と帳簿価額の差額は主にドイツにおける長期の小口モーゲージに係る現在の金利と約定金利との差異によるものである。2022年度末現在、預金の公正価値は帳簿価額を上回っていた。これは、IAS第39号のEUカーブアウト版（当行がコア要求払預け金のポートフォリオに公正価値ヘッジ会計を適用することを認めている）に基づき、帳簿価額にはマクロ・ヘッジ会計による調整が含まれていたためであった。長期債務および信託優先証券の場合、公正価値と

帳簿価額との差額は、当行グループが貸借対照表日現在において類似の期限および劣後の債務を発行した場合の金利が、当該金融商品が発行された時の金利と比較して変動したことに起因している。2022年12月31日現在の公正価値の減少は、2021年12月31日と比べて金利環境が上昇していることと一致している。上表に含まれる帳簿価額には、経済的ヘッジによる影響は含まれていない。

[次へ](#)

15 -

## その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	2,156	1,231
負債性有価証券：		
ドイツ政府	602	876
米国財務省および米国政府機関	12,334	8,770
米国地方自治体	392	253
その他の外国政府	9,960	10,965
企業	708	604
その他の資産担保証券	0	0
モーゲージ担保証券（米国連邦機関債を含む。）	486	714
その他の負債性有価証券	969	1,194
負債性有価証券合計	25,450	23,377
貸出金	4,069	4,370
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	31,675	28,979

16 -

## 持分法適用投資

関連会社および共同支配企業に対する投資は、持分法により会計処理されている。

2022年12月31日現在、当行グループは関連会社53社および共同支配企業9社（2021年12月31日現在：それぞれ59社および10社）に対する持分を保有している。関連会社2社は当行グループにとって重要性があるとみなされている。

2022年12月31日現在における重要な投資<sup>1</sup>

投資	主たる事業地	関係の性質	保有割合
Huarong Rongde Asset Management Company Limited	中国、北京市	戦略的投資	40.7%
Harvest Fund Management Co., Ltd.	中国、上海市	戦略的投資	30.0%

<sup>1</sup> 当行グループは、これらの被投資会社に対して、保有割合および取締役会の議決権行使により重要な影響力を有している。

Huarong Rongde Asset Management Company Limitedの要約財務情報<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在	2020年12月31日現在
純収益合計	-138	76
当期純利益	-102	54
その他の包括利益	0	0
包括利益合計 <sup>2</sup>	-102	54

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在	2020年12月31日現在
流動資産	2,738	2,979
非流動資産	568	247
資産合計	3,306	3,226
流動負債	2,132	1,273
非流動負債	460	1,180
負債合計	2,592	2,453
非支配持分	0	0
持分法適用被投資会社の純資産	714	773

1 当行グループとHuarong Rongde Asset Management Company Limitedの報告期限が異なるため、持分法による取り込み数値は2022年12月においては2021年12月の中国GAAPによる監査済財務数値に基づいており、2021年12月においては2020年12月の中国GAAPによる監査済財務数値に基づいている。

2 当行グループはHuarong Rongde Asset Management Company Limitedから、2022年度の報告期間中に0百万ユーロ（2021年度：0百万ユーロ）の配当金を受領した。当行グループは、2021年度の確定配当金9百万ユーロを受領する権利がある。

Huarong Rongde Asset Management Company Limitedの純資産合計と当行グループの帳簿価額の調整<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在	2020年12月31日現在
持分法適用被投資会社の純資産	714	773
被投資会社の株主資本に対する当行グループの保有割合	40.7%	40.7%
純資産に対する当行グループの持分	291	315
のれん	0	0
無形資産	0	0
その他の調整 <sup>2</sup>	-64	-97
帳簿価額	227	218

1 当行グループとHuarong Rongde Asset Management Company Limitedの報告期限が異なるため、持分法による取り込み数値は2022年12月においては2021年12月の中国GAAPによる監査済財務数値に基づいており、2021年12月においては2020年12月の中国GAAPによる監査済財務数値に基づいている。

2 2022年度において、累計減損損失は73百万ユーロ（2021年度は97百万ユーロ）である。この損失は、2021年度以降に発生した中国の不動産セクターの低迷による信用評価額の下落により減損を認識したものである。



## Harvest Fund Management Co., Ltd.の要約財務情報

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在 <sup>1</sup>	2021年12月31日現在 <sup>2</sup>
純収益合計	982	1,190
当期純利益	234	305
その他の包括利益	7	-2
包括利益合計 <sup>3</sup>	241	304

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
流動資産	1,319	1,372
非流動資産	945	982
資産合計	2,264	2,354
流動負債	967	1,080
非流動負債	169	207
負債合計	1,136	1,287
非支配持分	47	40
持分法適用被投資会社の純資産	1,081	1,027

1 2022年12月の数値は2022年度の非監査財務数値に基づいている。

2 2021年12月の数値は2021年度の監査済財務数値に基づいている。

3 当行グループはHarvest Fund Management Co., Ltd. から、2022年度の報告期間中に45百万ユーロ（2021年度：68百万ユーロ）の配当金を受領した。

## Harvest Fund Management Co., Ltd.の純資産合計と当行グループの帳簿価額の調整

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在 <sup>1</sup>	2021年12月31日現在 <sup>2</sup>
持分法適用被投資会社の純資産	1,081	1,027
被投資会社の株主資本に対する当行グループの保有割合	30%	30%
純資産に対する当行グループの持分	324	308
のれん	18	17
無形資産	15	15
その他の調整	4	1
帳簿価額 <sup>3</sup>	361	341

1 2022年12月の数値は2022年度の非監査財務数値に基づいている。

2 2021年12月の数値は2021年度の監査済財務数値に基づいている。

3 2022年度において減損損失はない（2021年度は0百万ユーロ）。

## 個々には重要性のない当行グループの関連会社および共同支配企業に対する持分に関する財務情報（合算ベース）

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
当行グループにとって個々には重要性のないすべての関連会社の帳簿価額	536	532
継続事業からの利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額	100	87
非継続事業からの税引後利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額	0	0
その他の包括利益のうち当行グループの持分の合算額	15	-6
包括利益合計のうち当行グループの持分の合算額	115	81

17 -

## 金融資産と金融負債の相殺

当行グループは、注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットティングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

## 資産

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在						
	金融資産 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	マスター・ ネットティ ング契約の影 響	現金担保	金融商品 担保 <sup>1</sup>	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力あり）	20,068	-8,621	11,447	-700	0	-10,746	1
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力なし）	31	0	31	0	0	-25	6
借入有価証券担保金（強制力あ り）	0	0	0	0	0	0	0
借入有価証券担保金（強制力な し）	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力あり）	506,114	-141,991	364,123	-229,779	-41,907	-80,591	11,846
このうち：デリバティブ金融商 品のプラスの時価（強制力あ り）	306,192	-16,087	290,106	-227,299	-41,904	-9,076	11,826
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力なし）	118,253	0	118,253	0	-1,101	-10,167	106,984
このうち：デリバティブ金融 商品のプラスの時価（強制力な し）	9,581	0	9,581	0	-966	-1,327	7,288
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	624,366	-141,991	482,376	-229,779	-43,008	-90,759	118,830
償却原価で測定する貸出金	483,700	0	483,700	0	-12,278	-66,762	404,660
その他の資産	130,663	-12,370	118,293	-29,232	-95	-14	88,952
このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	3,704	-2,287	1,417	-1,089	-95	-14	220
ネットティングの対象となる残りの 資産	2,156	0	2,156	0	0	0	2,156
ネットティングの対象とならない残 りの資産	238,785	0	238,785	0	-111	-2,995	235,680
資産合計	1,499,770	-162,982	1,336,788	-259,712	-55,492	-171,299	850,285

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マスター・ ネットイン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	621,456	0	621,456	0	0	0	621,456
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力あり）	9,032	-8,621	411	0	0	-410	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力なし）	162	0	162	0	0	-51	111
貸付有価証券受入金（強制力あり）	7	0	7	0	0	-7	0
貸付有価証券受入金（強制力なし）	6	0	6	0	0	-6	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力あり）	508,275	-141,849	366,426	-230,359	-26,319	-44,516	65,232
このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	287,402	-16,382	271,019	-227,766	-26,319	-2,319	14,615
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力なし）	21,646	0	21,646	0	-880	-4,245	16,521
このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	11,333	0	11,333	0	-736	-209	10,388
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	529,921	-141,849	388,072	-230,359	-27,199	-48,761	81,753
その他の負債	126,226	-12,512	113,714	-44,114	-76	-2	69,522
このうち：ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	837	-51	787	-622	-76	-2	87
ネットイングの対象とならない残りの負債	140,633	0	140,633	0	-0	0	140,632
負債合計	1,427,442	-162,982	1,264,460	-274,473	-27,275	-49,238	913,475

資産

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融資産 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	マスター・ ネットイン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保 <sup>1</sup>	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力あり）	14,449	-8,532	5,917	0	0	-5,667	251
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力なし）	2,451	0	2,451	0	0	-2,403	48
借入有価証券担保金（強制力あ り）	63	0	63	0	0	-63	0
借入有価証券担保金（強制力な し）	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力あり）	471,122	-117,007	354,115	-240,587	-33,953	-71,766	7,808
このうち：デリバティブ金融商 品のプラスの時価（強制力あ り）	296,520	-11,959	284,561	-238,411	-33,950	-4,516	7,685
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力なし）	137,118	0	137,118	0	-2,026	-12,124	122,968
このうち：デリバティブ金融 商品のプラスの時価（強制力な し）	15,170	0	15,170	0	-1,963	-1,263	11,944
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	608,240	-117,007	491,233	-240,587	-35,978	-83,890	130,777
償却原価で測定する貸出金	471,319	0	471,319	0	-12,271	-60,794	398,254
その他の資産	109,182	-5,398	103,785	-30,639	-101	-63	72,981
このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	1,211	-106	1,106	-881	-101	-63	61
ネットティングの対象となる残りの 資産	1,231	0	1,231	0	0	0	1,231
ネットティングの対象とならない残 りの資産	247,994	0	247,994	0	-141	-2,320	245,532
資産合計	1,454,930	-130,937	1,323,993	-271,227	-48,492	-155,200	849,074

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

## 負債

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マスター・ ネットイン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	603,750	0	603,750	0	0	0	603,750
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力あり）	9,275	-8,532	743	0	0	-743	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力なし）	4	0	4	0	0	0	4
貸付有価証券受入金（強制力あり）	22	0	22	0	0	-22	0
貸付有価証券受入金（強制力なし）	2	0	2	0	0	-2	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力あり）	497,045	-117,101	379,944	-240,380	-27,607	-50,690	61,267
このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	288,685	-12,551	276,134	-237,915	-27,607	-4,063	6,549
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力なし）	20,913	0	20,913	0	-1,261	-4,658	14,994
このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	10,975	0	10,975	0	-1,261	-157	9,556
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	517,958	-117,101	400,857	-240,380	-28,868	-55,347	76,261
その他の負債	103,100	-5,304	97,796	-38,678	-49	-2	59,067
このうち：ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	2,174	-708	1,467	-1,378	-49	-2	37
ネットティングの対象とならない残りの負債	152,788	0	152,788	0	0	0	152,788
負債合計	1,386,900	-130,937	1,255,962	-279,058	-28,918	-56,117	891,870

「貸借対照表上、相殺される総額」の欄は、注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載されたすべての基準に従って相殺される金額を開示している。

「マスター・ネットティング契約の影響」の欄は、マスター・ネットティング契約の対象であるが、純額決済/同時決済の基準を満たさなかったため、または相殺に係る権利が相手先の債務不履行のみを条件としているために相殺されなかった金額を開示している。その他の資産およびその他の負債に係る表示金額には、それぞれ未収委託証拠金および未払委託証拠金が含まれている。

「現金担保」および「金融商品担保」の欄は、資産および負債の合計金額（相殺されなかったものを含む。）に関連して受け取ったまたは差入れた現金担保および金融商品担保の金額を開示している。

強制力のないマスター・ネットティング契約または類似契約とは、現地の破産法の下で相殺に係る権利が支持されない可能性のある法域において履行される契約を言う。

デリバティブのプラスの時価に対して受け取った現金担保およびデリバティブのマイナスの時価に対して差入れた現金担保は、それぞれ「その他の負債」および「その他の資産」内の残高に計上されている。

開示されている現金担保および金融商品担保の金額は、その公正価値を反映している。現金担保および金融商品担保に関する相殺に係る権利は、相手先の債務不履行を条件としている。

18 -

## 貸出金

表示されている貸出金全体には、償却原価で測定に分類された貸出金、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する貸出金および純損益を通じて公正価値で測定する貸出金が含まれる。

以下の表は、当行グループの産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいている。NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) は、欧州の標準的な産業分類システムである。

## 産業別分類による貸出金

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
農業、林業および漁業	526	647
鉱業および採石	2,679	3,006
製造	32,352	36,820
電気、ガス、蒸気および空調の供給	5,103	4,819
上下水道、廃棄物処理および修復工事	725	681
建設	4,494	4,651
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	22,605	22,444
輸送、倉庫	6,067	6,067
宿泊、食品サービス	1,972	2,272
情報および通信	7,783	7,387
金融および保険	121,333	111,239
不動産	49,671	43,220
専門的、科学および技術活動	7,137	7,022
事務サポートサービス	7,922	10,324
行政、国防および社会保障	5,977	7,076
教育	249	225
健康保険サービスおよび社会福祉事業	4,554	4,005
芸術、娯楽およびレクリエーション	1,180	1,068
その他のサービス業	4,606	5,261
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	214,796	212,436
地域外の組織および団体	1	1
貸出金総額	501,732	490,671
(繰延費用) / 前受収益	131	227
(繰延費用) / 前受収益控除後貸出金	501,601	490,444
控除：信用損失引当金	4,848	4,779
貸出金合計	496,754	485,665

## 信用損失引当金

信用損失引当金には、償却原価で測定する金融資産、OCIを通じて公正価値で測定する金融資産、ならびにオフバランスの貸出コミットメントおよび保証業務に係る引当金が含まれる。

## 償却原価で測定する金融資産に係る信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在				
	信用損失引当金 <sup>2</sup>				合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POC14	
期首残高	440	532	3,740	182	4,895
新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動	-32	204	887	22	1,081
信用度の変動による振替	122	-121	-0	N/M	0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産 <sup>3</sup>	0	0	-1,014	-28	-1,043
償却済債権戻入額	0	0	68	3	71
為替およびその他の変動	2	12	-25	1	-10
期末残高	533	626	3,656	180	4,995
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 <sup>1</sup>	90	82	886	22	1,081

- 1 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。
- 2 信用損失引当金には、2022年12月31日現在において14百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。
- 3 この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。
- 4 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2022年度において46百万ユーロおよび2021年度において0百万ユーロであった。

## 償却原価で測定する金融資産に係る信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在				
	信用損失引当金 <sup>2</sup>				合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POC14	
期首残高	544	648	3,614	139	4,946
新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動	-245	85	615	26	480
信用度の変動による振替	138	-197	58	N/M	0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産 <sup>3</sup>	0	0	-561	-5	-566
償却済債権戻入額	0	0	55	23	78
為替およびその他の変動	3	-4	-41	-0	-43
期末残高	440	532	3,740	182	4,895
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 <sup>1</sup>	-107	-112	673	26	480

- 1 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。
- 2 信用損失引当金には、2021年12月31日現在において4百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。
- 3 この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。
- 4 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2021年度において0百万ユーロおよび2020年度において46百万ユーロであった（前年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。）。

償却原価で測定する金融資産に係る信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2020年12月31日現在				
	信用損失引当金 <sup>2</sup>				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POC1 <sup>4</sup>	合計
期首残高	549	492	3,015	36	4,093
新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動	-44	309	1,348	72	1,686
信用度の変動による振替	77	-125	49		0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産 <sup>3</sup>	0	0	-781	0	-781
償却済債権戻入額	0	0	58	0	58
為替およびその他の変動	-38	-28	-75	31	-110
期末残高	544	648	3,614	139	4,946
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 <sup>1</sup>	33	184	1,397	72	1,686

1 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。

2 信用損失引当金には、2020年12月31日現在において5百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

3 この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。

4 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2020年度において46百万ユーロであった（前年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。）。

OCIを通じて公正価値で測定する金融資産の信用損失引当金<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在				
	信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POC1	合計
OCIを通じて公正価値で測定	14	12	43	0	69

1 OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準で推移した（2021年12月31日現在は41百万ユーロであり、2022年12月31日現在は69百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、当行グループは前年比の変動に関する詳細を提供しない。

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在				
	信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POC1	合計
OCIを通じて公正価値で測定	15	10	16	0	41

1 OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準で推移し、ほぼ横ばいであった（2020年12月31日現在20百万ユーロであり、2021年12月31日現在は41百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、当行グループは前年比の変動に関する詳細を提供しない。

単位：百万ユーロ	2020年12月31日現在				
	信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POC1	合計
OCIを通じて公正価値で測定	12	6	2	0	20

1 OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準を維持し、ほぼ横ばいであった（それぞれ、2019年12月31日現在35百万ユーロであり、2020年12月31日現在は20百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、当行グループは前年比の変動に関する詳細を提供しない。



## オフバランスのポジションに係る信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在				
	信用損失引当金 <sup>2</sup>				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	108	111	225	0	443
新規事業を含む変動	21	-1	78	0	99
信用度の変動による振替	12	-15	3	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	4	3	3	0	9
期末残高	144	97	310	0	551
そのうち：金融保証	95	56	226	0	378
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 <sup>1</sup>	33	-16	82	0	99

1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

2 信用損失引当金には、2022年12月31日現在において9百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在				
	信用損失引当金 <sup>2</sup>				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	144	74	200	0	419
新規事業を含む変動	-43	38	18	0	13
信用度の変動による振替	3	-5	2	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	3	3	6	0	12
期末残高	108	111	225	0	443
そのうち：金融保証	69	64	164	0	297
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 <sup>1</sup>	-40	33	19	0	13

1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

2 信用損失引当金には、2021年12月31日現在において6百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

## オフバランスのポジションに係る信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2020年12月31日現在				
	信用損失引当金 <sup>2</sup>				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	128	48	166	0	342
新規事業を含む変動	13	21	41	0	75
信用度の変動による振替	0	0	-1	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	3	4	-6	0	1
期末残高	144	74	200	0	419
そのうち：金融保証	99	43	115	0	257
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 <sup>1</sup>	13	22	40	0	75

1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

2 信用損失引当金には、2020年12月31日現在において4百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

20 -

## 金融資産の譲渡、担保に差入れたおよび担保として受け取った資産

当行グループは、貸借対照表上の金融資産を譲渡する取引を締結しており、その結果、一定の基準に応じて、譲渡された資産全体の認識を中止するのに適格である場合もあれば、継続的関与を有する範囲において、譲渡された資産を引き続き認識しなければならない場合もある。これらの基準は、注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されている。

金融資産が認識中止に適格でない場合、当該譲渡は担保付資金調達取引としてみなされ、受け取った対価により対応する負債が生じる。当行グループはその他の目的でこれらの金融資産を使用する権限を有していない。当行グループが締結するこの性質の最も一般的な取引は、当行グループが実質的にすべての関連する信用リスク、株価リスク、金利リスクおよび外国為替リスクならびに資産および関連する収益の流出入に関する経済価値を留保する、買戻契約、有価証券貸付契約およびトータル・リターン・スワップである。

## 認識中止の要件を満たさなかった資産の種類および関連取引に関する情報

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
<b>譲渡資産の帳簿価額</b>		
以下の取引により認識を中止されなかったトレーディング証券：		
買戻契約	30,201	44,898
有価証券貸付契約	8,313	5,444
トータル・リターン・スワップ	1,461	1,766
その他	4,480	4,028
トレーディング証券合計	44,455	56,136
その他のトレーディング資産	171	244
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,077	760
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,351	5,642
償却原価で測定する貸出金 <sup>1</sup>	104	13
その他	3,815	481
合計	51,973	63,276
関連負債の帳簿価額	43,820	57,522

1 関連負債が譲渡資産に対してのみ償還請求権がある貸出金の帳簿価額および公正価値は、2022年12月31日および2021年12月31日現在においてゼロであった。関連負債の帳簿価額および公正価値は同額で、正味ポジションが0となった。

## 当行グループが継続的関与を有する譲渡資産の帳簿価額

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
<b>当初譲渡資産の帳簿価額</b>		
トレーディング証券	1,059	1,050
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	328	308
<b>認識継続資産の帳簿価額</b>		
トレーディング証券	34	61
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	16	15
関連負債の帳簿価額	95	102

当行グループは、新規または既存の契約上の権利および義務のいずれかを通じて譲渡資産の将来のパフォーマンスに対して一定のエクスポージャーを留保しており、当該資産の認識中止に適切となる可能性がある。この継続中の関与は新規の金融商品として認識される予定で、譲渡された当初の金融資産とは異なる場合がある。代表的な取引には、組成された貸出金が譲渡された非連結の証券化事業体による優先債券の留保、当行グループが資産のポートフォリオを売却したストラクチャード・エンティティとの融資の取決め、またはクレジット・コンティンジェント・スワップ付き資産の売却が含まれる。当行グループの当該取引に対するエクスポージャーは重要でないと思なされている。これは、譲渡資産に関連するリスクの実質的な留保により、認識中止の要件を当初満たさないためである。結果的に継続中の関与とみなされない取引には、訴訟の場合に譲渡が無効になる可能性がある詐欺的行為に係る通常の保証、適切なパス・スルーの取決め、およびパフォーマンスに連動しない標準的な信託または管理報酬が含まれる。

完全に認識が中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ貸借対照表への影響

	2022年12月31日現在			2021年12月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	損失に対する最大エクスポージャー <sup>1</sup>	帳簿価額	公正価値	損失に対する最大エクスポージャー <sup>1</sup>
単位：百万ユーロ						
償却原価で測定する貸出金						
証券化債券	357	321	321	283	302	302
その他	0	0	0	0	0	0
償却原価で測定する貸出金合計	357	321	321	283	302	302
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産						
証券化債券	30	30	30	29	29	29
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	0	0	0	465	465	465
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産合計	30	30	30	494	494	494
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：						
証券化債券	739	629	629	709	713	713
その他	0	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	739	629	629	709	713	713
継続中の関与を示す金融資産合計	1,126	981	981	1,486	1,509	1,509
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融負債						
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	0	0	0	8	8	0
継続中の関与を示す金融負債合計	0	0	0	8	8	0

1 損失に対する最大エクスポージャーは、帳簿価額に負債として認識されない未利用の貸出コミットメントの名目価額を加えたものとして定義されている。

完全に認識が中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ損益計算書への影響

	2022年12月31日現在			2021年12月31日現在		
	損益(年度累計)	損益(累積)	処分による利得(損失)	損益(年度累計)	損益(累積)	処分による利得(損失)
単位：百万ユーロ						
証券化債券	41	112	-8	30	81	48
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	-0	-0	0	41	41	0
認識中止資産への継続中の関与により認識された純利得(損失)	40	112	-8	72	123	48

当行グループは主に、担保付融資の担保として、また、買戻契約、有価証券借入契約およびその他の借入契約のために、あるいはOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、資産を担保に差入れる。担保差入れは基本的に、標準的な証券化借入契約およびその他の下記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。2022年12月31日現在、当行は280億ユーロの証券化借入および担保付自己社債を、ECBのTLTROプログラムまたは市場標準の証券金融取引の担保として差入れている。以下の表の貸出金にはこの残高が含まれている。

当行グループが負債または偶発負債の担保として差入れた資産の帳簿価額<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	37,216	51,165
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,375	6,395
貸出金	73,305	79,485
その他	5,306	611
合計	118,202	137,656

1 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を除く。

債権者に担保として差入れた、売却または再担保差入れ可能な資産合計<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	40,997	48,426
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,408	5,252
貸出金	2,716	2,073
その他	593	481
合計	45,715	56,233

1 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を含む。

当行グループは主に、逆レボ契約、有価証券貸付契約、デリバティブ取引、顧客有価証券担保貸出金およびその他の取引において担保を受け入れている。これらの取引は一般的に、標準的な担保付融資活動およびその他の上記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。当行グループは、取引完了時に同等の有価証券を返還することを条件に、担保権者として当該担保を売却または再担保差入れする権利を有している。当該権利は主に空売り、貸付有価証券受入金および買戻条件付売却有価証券をカバーするために使用される。

受入担保の公正価値

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
担保として受け取った有価証券およびその他の金融資産	309,107	260,003
このうち：		
売却または再担保差入れした担保	254,856	222,232

21 -

土地建物および設備

単位：百万ユーロ	所有者 占有不 動産	設備	リース 資産改 良費	建設仮 勘定	所有する 土地建物 および設 備（IAS 第16号）	リース資 産の使用 権（IFRS 第16号）	合計
取得原価：							
2021年1月1日現在残高	587	2,343	2,897	387	6,214	4,844	11,058
連結会社グループの変動	-1	0	0	0	-1	0	-1
増加	0	113	46	391	550	254	804
振替	58	-8	354	-321	83	367	451
「売却目的保有」（への）/からの分類変更	-131	-16	-94	-1	-241	0	-241
処分	0	187	146	79	412	165	578
為替レートの変動	1	38	45	21	105	139	244
2021年12月31日現在残高	514	2,283	3,102	398	6,297	5,439	11,737
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0
増加	0	94	65	178	337	971	1,308
振替	0	109	362	-377	94	78	171
「売却目的保有」（への）/からの分類変更	0	-7	-12	0	-19	-0	-19
処分	11	72	35	0	118	417	535
為替レートの変動	-1	27	42	16	84	117	201
2022年12月31日現在残高	503	2,434	3,523	216	6,676	6,187	12,863
減価償却および減損累計額：							
2021年1月1日現在残高	317	1,856	1,989	0	4,163	1,347	5,510
連結会社グループの変動	-1	0	0	0	-1	0	-1
減価償却費	16	140	204	0	360	631	991
減損損失	12	7	39	1	59	99	158
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	18	18
振替	57	16	10	0	84	2	85
「売却目的保有」（への）/からの分類変更	-115	-15	-62	0	-191	0	-191
処分	0	178	125	0	303	133	436
為替レートの変動	1	34	39	0	74	29	103
2021年12月31日現在残高	288	1,860	2,095	1	4,244	1,957	6,201
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	13	141	194	0	348	573	922
減損損失	1	0	4	0	4	6	11
減損損失の戻入	4	0	0	0	4	17	21
振替	0	61	24	0	86	3	89
「売却目的保有」（への）/からの分類変更	0	-6	-9	0	-15	0	-15
処分	11	55	28	0	93	393	486
為替レートの変動	-1	20	24	0	43	17	60
2022年12月31日現在残高	286	2,022	2,304	1	4,613	2,147	6,760
帳簿価額：							
2021年12月31日現在残高	226	423	1,007	398	2,054	3,482	5,536
2022年12月31日現在残高	217	412	1,219	215	2,063	4,040	6,103

土地建物および設備に係る減価償却費、減損損失および減損損失の戻入は、損益計算書の一般管理費に計上されている。

売却制限付の土地建物および設備の項目の帳簿価額は、2022年12月31日現在および2021年12月31日現在において、それぞれ25百万ユーロおよび22百万ユーロであった。

土地建物および設備の取得のコミットメントは、2022年度末現在において150百万ユーロおよび2021年度末現在において35百万ユーロであった。

当行グループは土地建物、車両およびIT機器を含む多くの資産をリースし、これらについて使用権資産を計上している。2022年度における使用権資産の増加は971百万ユーロであり、主として新規の不動産リースを反映している。2022年度に認識された573百万ユーロの減価償却費は、主として不動産リースに係る使用権資産を、契約期間にわたり予定どおりに使用したことによるものであった。2022年12月31日現在、土地建物および設備合計に含まれる使用権資産の帳簿価額40億ユーロは、主に40億ユーロのリース不動産および10百万ユーロの車両リースである。当行グループのリース資産の詳細およびIFRS第16号に基づき要求される関連する開示については、注記22「リース」を参照のこと。

## リース

当行グループは、土地建物および設備を対象とするリース契約の下で借手として開示を行っている。当行グループは、財務成績および財政状態を最も適切に説明する方法で、IFRS第16号に基づく関連情報の表示についての判断を行っている。

当行グループは、土地建物、車両およびIT機器を含む多くの資産をリースしている。当行グループは大部分のオフィスおよび支店について、長期賃貸契約に基づく借手となっている。リース契約の大部分は、リースを一定期間延長する選択権、価格調整条項、および一般的なオフィス賃貸市場の条件に合わせたエスカレーション条項を含む通常の諸条件に基づいて行われている。しかし、このようなリース契約には、当行グループの配当支払能力、負債による資金調達取引への参画、または更なるリース契約の締結に対して制限を課すような条項は含まれていない。

2022年12月31日（2021年12月31日）現在、当行グループは、帳簿価額40億ユーロ（35億ユーロ）の使用権資産を貸借対照表の土地建物および設備に計上した。主な使用権資産は、リース資産40億ユーロ（35億ユーロ）および車両リース10百万ユーロ（11百万ユーロ）である。使用権資産の当年度の変動に関する詳細については、注記21「土地建物および設備」を参照のこと。

使用権資産の認識に対応して、2022年12月31日（2021年12月31日）現在、当行グループは、帳簿価額45億ユーロ（40億ユーロ）のリース債務を貸借対照表のその他の負債に計上した。2022年12月31日現在、当該リース債務には、2011年12月1日にセール・アンド・リースバックを実施したフランクフルト・アム・マインにあるグループ本社に関する将来のリース料の割引価額488百万ユーロが含まれている。当該契約は、2021年度第4四半期に、2036年度末までの期限付で延長され、2つのリース延長選択権（2つの期間は2046年度末までさらに5年）が含まれる。

2022年度および2021年度に、リース債務の合計に関して計上された利息費用は、それぞれ85百万ユーロおよび86百万ユーロである。これらの債務による割引前キャッシュ・フローの契約上の期限は、注記31「金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析」に記載されている。

2022年度（2021年度）に、当行グループがIFRS第16号に基づく認識の免除を適用することを決定した（これに伴い使用権資産および対応するリース債務は貸借対照表に計上しない。）短期リースおよび少額資産のリースに関連して、それぞれ1百万ユーロ（2百万ユーロ）および0百万ユーロ（0百万ユーロ）の費用が認識された。

2022年度（2021年度）に使用権資産のサブリースによって計上した収益は、合計29百万ユーロ（34百万ユーロ）である。

2022年度（2021年度）のリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計は691百万ユーロ（767百万ユーロ）であり、主として不動産賃貸に関する費用683百万ユーロ（754百万ユーロ）である。このキャッシュ・アウトフロー合計額のうち、607百万ユーロ（679百万ユーロ）はリース債務の元本部分に対する支払額であり、84百万ユーロ（87百万ユーロ）は利息部分に対するものであった。

当行グループが借手として負担する可能性のある将来のキャッシュ・アウトフローの合計は、リース債務の測定に反映されておらず、主に延長オプションから生じる潜在的支払エクスポージャー（2022年度：57億ユーロ）および開始前であるが当行が確約している将来のリース料（2022年度：155百万ユーロ）を含んでいる。これらの予想残存期間は、以下の表に記載されている。

リース債務の測定に反映されていない、当行グループが負担する可能性のある将来のキャッシュ・アウトフロー

単位：百万ユーロ

2022年12月31日現在 2021年12月31日現在

リース債務に反映されていない将来のキャッシュ・アウトフロー：

1年以内	14	10
1年超5年以内	613	539
5年超	5,226	5,849
リース債務に反映されていない将来のキャッシュ・アウトフロー	5,852	6,398

23 -

## のれんおよびその他の無形資産

## のれん

## のれんの変動

2022年12月31日および2021年12月31日終了年度におけるのれんの帳簿価額の変動ならびにのれんの総額および減損損失累計額を資金生成単位（以下「CGU」という。）別に以下に示している。

当行グループの事業活動は以下の部門構成で編成されている。コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントの各コーポレート部門を含むコア・バンクと、キャピタル・リリース・ユニットである。各コーポレート部門およびキャピタル・リリース・ユニットはそれぞれCGUとみなされる。

表示およびセグメント開示の変更に関する詳細については、注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

## 資金生成単位に配分されたのれん

単位：百万ユーロ	インベスト メント・バ ンク	コーポレ ート・バ ンク	アセット・ マネジメ ント	プライベ ート・バ ンク	合計
2021年1月1日現在残高	0	0	2,739	0	2,739
期中に取得したのれん	0	5	0	0	5
パーチェス法による会計処理の調整額	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0
「売却目的保有」からの / (への) 分類変更	0	0	-56	0	-56
「売却目的保有」に分類されない処分に関連する のれん	0	0	0	0	0
減損損失 <sup>1</sup>	0	-5	0	0	-5
為替レートの変動 / その他	0	0	123	0	123
2021年12月31日現在残高	0	0	2,806	0	2,806
のれんの総額	3,854	602	3,295	3,716	11,467
減損損失累計額	-3,854	-602	-489	-3,716	-8,662
2022年1月1日現在残高	0	0	2,806	0	2,806
期中に取得したのれん	0	0	0	0	0
パーチェス法による会計処理の調整額	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0
「売却目的保有」からの / (への) 分類変更	0	0	0	0	0
「売却目的保有」に分類されない処分に関連する のれん	0	0	0	0	0
減損損失 <sup>1</sup>	0	0	0	0	0
為替レートの変動 / その他	0	0	113	0	113
2022年12月31日現在残高	0	0	2,919	0	2,919
のれんの総額	4,079	629	3,408	3,717	11,834
減損損失累計額	-4,079	-629	-489	-3,717	-8,915

1 のれんの減損損失は、損益計算書においてのれんおよびその他の無形資産の減損として計上されている。



2022年度におけるのれんの変動は、当行グループの通貨以外の通貨で保有されているアセット・マネジメントののれんの外国為替レートの変動のみが含まれている。

2021年度におけるのれんの変動は、DWSのデジタル投資プラットフォームをBlackFinとの合併事業に指定売却したこと（注記24を参照のこと。）および外国為替レートの変動に伴う、アセット・マネジメントののれん56百万ユーロの売却目的保有資産への分類変更に関連している。決済サービス・プロバイダー（Better Payment Germany GmbH）を2021年9月に取得したことに伴い、取得原価の配分を実施した結果、当行グループはコーポレート・バンクのCGUに配分された5百万ユーロののれんを当初認識した（注記03を参照のこと。）。その後、当該CGUの帳簿価額に対する回収可能価額の継続的な不足額を評価した結果、新たに認識したのれんは減損しているとみなされ、2021年度中に全額償却された。

2020年度におけるのれんの変動は、当行グループの通貨以外の通貨で保有されているアセット・マネジメントののれんの外国為替レートの変動のみに関連している。

#### のれんの減損テスト

減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」の記載に基づき、適切なCGUに配分される。当行グループの主要なCGUは、前述のとおりとなる。アセット・マネジメントののれんについては年に1度、第4四半期に、CGUの回収可能価額と帳簿価額を比較することにより減損テストを行う。加えて、当行グループは、トリガー・イベントを識別した場合にはいつでも、のれんをテストする。回収可能価額は、CGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額である。のれんが計上されたCGUのうち、2020年度、2021年度および2022年度に年に1度の減損テストが実施されたのはアセット・マネジメントのCGUのみであった。これらの期間におけるアセット・マネジメントののれんの減損テストの結果、アセット・マネジメントのCGUの回収可能価額がそれぞれの帳簿価額を上回っていたため、減損損失は発生しなかった。

当行グループの戦略または銀行業界における一部の政治リスクもしくはグローバル・リスク、既に採択されている規制の実施および既に議論されている法律の導入に関する不確実性に関するレビューにより将来ののれんの減損が生じる可能性がある。

#### 帳簿価額

主要なCGUの帳簿価額は、当行グループの株主資本配分フレームワークに基づく資本配分モデルを使用して算出される（詳細については注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。）。この配分では、評価日時点の当行グループの資本合計が用いられる。これには、ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して追加的な資本の構成要素に分類されるその他Tier 1ノート（以下「AT1ノート」という。）が含まれる。資本合計は、非支配持分に帰属するのれんの追加調整について修正される。

#### 回収可能価額

当行グループは、使用価値と売却コスト控除後の公正価値（公正価値のヒエラルキーのレベル3）の高い方に基づき主要なCGUの回収可能価額を決定している。当行グループは、銀行業務およびその規制環境の特性を反映する割引キャッシュ・フロー（DCF）モデルを用いている。このモデルでは、それぞれの所要規制自己資本を満たした後に株主に分配される見積将来収益の現在価値を計算する。当該回収可能価額は、AT1ノートの公正価値も含んでおり、主要なCGUに配分されている。

DCFモデルは、財務5ヶ年計画に基づく収益予測およびそれぞれの資本化の仮定、ならびに規制の展開による影響に関するより長期間な予想を使用するが、これらは現在価値に割引かれる。将来の収益および所要自己資本の見積りには、過去および現在の業績ならびに各市場、マクロ経済および規制環境全体における発展予想の判断および検討が含まれる。当初の5年間を超える収益予測は、適宜、持続可能な水準を算定するために修正される。継続企業の場合、アセット・マネジメントのCGUの資本に対するキャッシュ・フローは、3.0%を上限（2021年度：2.7%を上限）とする一定の長期成長率により増加するか、またはそれへ収束すると仮定される。これは、CGUの収益見通し、ならびに国内総生産およびインフレ率の推移予想に基づくもので、残存価値に取り込まれる。

主要な仮定および感応度

主要な仮定：CGUのDCF価値は、損益予測、適用される割引率（資本コスト）、また、比較的範囲は少ないが、長期成長率の影響を受ける。適用される割引率は、資本資産価格決定モデルに基づき決定され、リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびシステムティック・マーケット・リスクをカバーする値（ベータ値）で構成される。リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびベータ値の値は、外部の情報源を使用して決定される。CGUに特有のベータ値は、それぞれの同業他社グループに基づき決定される。これらのすべての構成要素の変動は、割引率の計算に影響を与える可能性がある。アセット・マネジメントのCGUに関して、2022年度および2021年度に適用された割引率（税引後）は、それぞれ10.3%および9.1%であった。

経営陣は、内部分析および外部分析の組合せに基づき以下の表の主要な仮定における値を決定した。効率化およびコスト削減プログラムに関する見積りは、現在までの進捗ならびに予定されている将来のプロジェクトおよびイニシアチブに基づいている。

経営陣による主要な仮定は以下のとおりである。

のれんを含む主な 資金生成単位	主要な仮定の説明	主要な仮定に関連した不確実性およびマイナスの影響を及ぼし得る潜在的な事象 / 状況
アセット・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 成熟市場（エクイティ、マルチ・アセットおよび債券等）におけるトップの地位の維持</li> <li>- Xtrackersやオルタナティブのような真の強みの分野の拡大</li> <li>- デジタル機能の更なる構築</li> <li>- 販売パートナーの拡大、グローバル事業の拡大およびマージンの高いホールセール・セグメントへのリーチ</li> <li>- 部門の機能を利用した独立型のオペレーティングおよびガバナンス・モデル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 当行グループの投資戦略にとって不利な厳しい市場環境とボラティリティ</li> <li>- 主要な市場および商品における不利なマージンの変動と、予想を超える不利な競争水準</li> <li>- ビジネス・リスク / 実行リスク（例えば、市場の不確実性による資金フロー（純額）目標の未達成、優秀な顧客対応スタッフの喪失、不利な投資パフォーマンス、効率化が予想を下回ること）</li> <li>- 規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響</li> </ul>

感応度：回収可能価額の回復力を測るため、DCFモデルに使用される主要な仮定（割引率および収益予想等）の感応度が測定される。現在、アセット・マネジメントの回収可能価額は帳簿価額を14%（10億ユーロ）超過している。

回収可能価額を帳簿価額に合わせるための特定の主要な仮定の変更

主要な仮定の変更	アセット・マネジメント
割引率（税引後）の上昇	
変更前	10.3%
変更後	11.3%
各期間に予想される将来の収益の変更	11.0%
長期成長率	
変更前	3.0%
変更後	1.1%

その他の無形資産

2022年12月31日および2021年12月31日終了年度におけるその他の無形資産の資産クラス別の変動

	購入した無形資産						償却対象となる	内部生成無形資産	その他の無形資産合計
	償却対象とならない		償却対象となる						
	小口投資運用契約	その他	償却対象とならない購入した無形資産合計	顧客関連無形資産	契約に基づく無形資産	ソフトウェアおよびその他			
単位：百万ユーロ									
取得原価 / 製造原価：									
2021年1月1日現在残高	945	441	1,386	1,356	70	778	2,204	7,910	11,499
増加	0	0	0	13	0	22	35	1,106	1,141
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0	5	4
処分	0	0	0	0	0	12	12	86	98
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	0	0	0	0	-40	-40
振替	0	0	0	-5	0	0	-5	-1	-6
為替レートの変動	71	1	72	34	0	1	35	125	231
2021年12月31日現在残高	1,017	440	1,457	1,398	70	789	2,257	9,018	12,732
増加	0	0	0	0	0	45	45	1,145	1,191
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	-6	-6	-20	-26
処分	0	0	0	0	0	37	37	122	160
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	0	0	0	0	-32	-32
振替	0	0	0	-9	0	0	-9	0	-9
為替レートの変動	67	0	67	32	0	0	32	128	226
2022年12月31日現在残高	1,083	441	1,524	1,421	70	792	2,283	10,116	13,923
償却および減損累計額：									
2021年1月1日現在残高	239	439	678	1,340	70	633	2,043	4,793	7,513
当期の償却	0	0	0	6	0	37	43	974	1,017 <sup>1</sup>
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
処分	0	0	0	0	0	12	12	85	97
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	0	0	0	0	-9	-9
減損損失	0	0	0	3	0	0	3	149	152 <sup>2</sup>
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0	3	3	0	2
為替レートの変動	18	0	18	34	0	1	35	83	136
2021年12月31日現在残高	257	439	696	1,383	70	662	2,115	5,904	8,714
当期の償却	0	0	0	3	0	37	40	980	1,020 <sup>3</sup>
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	-6	-6	-20	-26
処分	0	0	0	0	0	35	35	122	157
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	0	0	0	0	-25	-25
減損損失	68	0	68	0	0	0	0	30	98 <sup>4</sup>
減損損失の戻入	0	0	0	3	0	0	3	0	3 <sup>5</sup>
振替	0	0	0	3	0	0	3	0	3
為替レートの変動	17	0	17	31	0	0	31	78	126
2022年12月31日現在残高	342	439	781	1,417	70	659	2,146	6,824	9,750
帳簿価額：									

2021年12月31日現在残高	760	1	761	15	0	128	143	3,114	4,018
2022年12月31日現在残高	741	2	743	4	0	133	137	3,293	4,173

- 10億ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- 152百万ユーロは、内部開発したソフトウェアの減損（149百万ユーロ）および顧客関連無形資産の減損（3百万ユーロ）から成り、いずれも一般管理費に計上される。
- 10億ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- 98百万ユーロは、のれんおよびその他の無形資産に計上された小口投資運用契約の減損68百万ユーロおよび一般管理費に計上された内部開発ソフトウェアの減損30百万ユーロから成る。
- 3百万ユーロは、一般管理費に計上された顧客関連無形資産の減損の戻入である。

#### 償却対象となる無形資産

2022年度において、償却対象となる無形資産は純額で173百万ユーロ増加した。これは10億ユーロの償却費を含んでおり、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（10億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（30百万ユーロ）によるものである。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる11億ユーロのプラスが、償却費および減損費用による純帳簿価額へのマイナスの影響を大きく相殺した。ユーロの為替レートが主要通貨に対して下落したことに伴い、純額で50百万ユーロの為替レートのプラスの変動が生じた。

2021年度において、償却対象となるその他の無形資産にはほぼ変動はなく、純額で21百万ユーロの若干の減少があった。これは10億ユーロの償却費を反映しており、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（10億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（149百万ユーロ）によるものである。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる11億ユーロのプラスで純帳簿価額の減少が相殺された。ユーロの為替レートが主要通貨に対して下落したことに伴い、42百万ユーロの為替レートのプラスの変動が生じた。

2020年度において、償却対象となるその他の無形資産は161百万ユーロ減少した。これは10億ユーロの償却費によるものであり、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（10億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（50百万ユーロ）であった。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる11億ユーロのプラスで純帳簿価額の減少が相殺された。ユーロの為替レートが主要通貨に対して上昇したことに伴い、112百万ユーロの為替レートのマイナスの変動が生じた。

耐用年数を確定できるその他の無形資産は通常、その耐用年数にわたり定額法によって償却される。

#### 資産クラス別のその他の償却対象となる無形資産の耐用年数

	耐用年数
内部生成無形資産：	
ソフトウェア	10年以内
購入した無形資産：	
顧客関連無形資産	20年以内
その他	10年以内

#### 償却対象とならない無形資産

当行グループは、この資産クラス内に、耐用年数が確定できないとみなされている、特定の契約に基づく無形資産およびマーケティング関連の無形資産を認識している。

具体的には、当該資産クラスは小口投資信託に関連する投資運用契約（詳細は以下に記載。）および特定の商標権から構成されている。これらの無形資産に特有の性質により、市場価格は通常観察可能でないため、当行グループはこれらの資産をインカム・アプローチに基づき、税引後DCF法を使用して評価している。

小口投資運用契約：当該資産は、合計741百万ユーロであり、当行グループの米国の小口投資信託業務に関連しており、アセット・マネジメントのCGUに配分されている。小口投資運用契約は、特定期間において様々な投資信託を管理する独占権をアセット・マネジメントに与える契約である。これらの契約は容易に少額の費用で更新可能であるため、これらの契約は予見可能な契約期間の制限を有すると見込まれていない。そのため、管理下の関連資産を管理する権利は、無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれている。この無形資産は、2002年度におけるZurich Scudder Investments, Inc.の取得日現在の第三者による評価に基づく公正価値で計上された。

回収可能価額は、複数期間超過収益法を使用して処分コスト控除後の公正価値として計算され、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された。処分コスト控除後の公正価値を決定する上での主要な仮定には、資産ミックス、フロー予測、実効手数料率、割引率および残存価額成長率が含まれる。年次の減損テストに適用された割引率（資本コスト）は、2022

年度において10.6%（2021年度において9.8%）であった。2022年度に適用された残存価額成長率は、3.8%（2021年度：4.1%）であった。年に1度の評価の見直しの結果、減損も過年度の減損の戻入も（2021年度においてもいずれも）生じなかった。

正味アウトフローおよび第4四半期に割引率を10.9%へと変更したことが減損の兆候のトリガーとなり、年度末において減損テストにより再評価された。当該再評価の結果、減損損失は68百万ユーロとなり、当行グループの損益計算書ののれんおよびその他の無形資産に認識された。

24 -

## 売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上のその他の資産およびその他の負債に含まれている。

単位：百万ユーロ	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在
現金および銀行預け金	0	6
貸出金（純額）	40	0
土地建物および設備	0	9
のれんおよびその他の無形資産	0	88
その他の資産	0	296
売却目的保有に分類された資産合計	40	398
投資契約負債	208	0
その他の負債	0	252
売却目的保有に分類された負債合計	208	252

2022年12月31日および2021年12月31日現在、売却目的保有として分類される非流動資産に関連して、その他の包括利益（損失）累計額（税引後）に直接認識された未実現利得（損失）はなかった。

### 2022年度

#### BlackFinとのパートナーシップの一環としてのDWSによるデジタル投資プラットフォームの移転完了

2021年9月、DWS Group（以下「DWS」という。）とBlackFin Capital Partners（以下「BlackFin」という。）は、包括的なソリューションとサービスを提供するデジタル投資プラットフォームをプラットフォーム・エコシステムへと共同で展開するための長期的な戦略パートナーシップに合意した。DWSはデジタル投資プラットフォームをBlackFinとの共同支配企業に移転し、30%の持分を保有することに合意した。デジタル投資プラットフォームを新たに設立した会社であるMorgenFund GmbHに移転する取引は、2022年11月30日付で完了した。対価の一部として、当行グループは当該会社の30%の持分（アセット・マネジメント部門において持分法で会計処理され、保有されている。）を受け取った。

#### イタリアの金融アドバイザー事業のZurich Italyへの売却

2021年8月、ドイツ銀行とZurich Insurance Group Italy（以下「Zurich Italy」という。）は、Zurich Italy Bank S.p.A.によるイタリアのドイツ銀行の金融アドバイザー事業の取得に合意した。売却の完了は2022年10月17日に発表された。当該契約の条件に基づき、合計1,085名のファイナンシャル・アドバイザー、96名の従業員、および約160億ユーロの運用資産（うち10億ユーロは、ドイツ銀行により現在も管理されている一任勘定のポートフォリオ管理）がZurich Bank Italy S.p.A.に移転された。税引前売却益は総額で312百万ユーロであり、2022年度第4四半期のプライベート・バンク・セグメントの利益として計上された。

### 2021年度

#### グローバル・プライム・ファイナンスおよび電子株式トレーディングのプラットフォームのBNPパリバへの移転完了

2019年7月に発表された当行グループの戦略的変革および再編計画の一環として、ドイツ銀行は、セールス/トレーディング（株式）業務から撤退することについて開示した。これに関連して、ドイツ銀行は、BNPパリバS.A.（以下「BNPパリバ」とい

う。)との間で、テクノロジーおよび従業員をBNPパリバに移転し、顧客がBNPパリバに移管されるまで当該プラットフォームの運用を継続する契約を締結した。当行グループとBNPパリバは2022年1月5日に、顧客、テクノロジーおよび主要な従業員のBNPパリバへの移転が、目標としていたスケジュール通りの2021年度末までに成功裏に完了したことを発表した。

25 -

## その他の資産およびその他の負債

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金 / 未収委託証拠金	50,394	48,675
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権	4	5
決済日経過の未決済有価証券取引	2,385	3,579
未決済の通常取引に係る受取債権	18,467	19,236
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	71,250	71,495
回収のために保有する負債性有価証券	25,500	14,800
未収利息	3,588	2,084
売却目的保有資産	40	398
その他	17,916	15,008
その他の資産合計	118,293	103,785

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金 / 未払委託証拠金	62,824	52,875
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	24	583
決済日経過の未決済有価証券取引	2,982	1,549
未決済の通常取引に係る支払債務	16,882	15,158
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	82,711	70,165
未払利息	2,826	1,625
売却目的保有負債	208	252
リース負債	4,470	3,965
その他	23,500	21,789
その他の負債合計	113,714	97,796

売却目的保有資産および負債に関する更なる詳細については、注記24「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

26 -

## 預金

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
無利息要求払預金	246,804	225,782
利付預金		
要求払預金	131,370	167,590
定期預金	158,851	122,478
貯蓄預金	84,431	87,901
利付預金合計	374,652	377,969
預金合計	621,456	603,750

27 -  
引当金

## 引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	オペレー ショナル・ リスク	民事訴訟	規制執行	再構築	その他	合計 <sup>1</sup>
2021年1月1日現在残高	89	355	492	676	396	2,007
連結会社グループの変動	0	0	0	0	2	2
新規繰入額	62	475	110	302	641	1,590
取崩額	2	112	113	339	470	1,036
戻入額	106	78	40	58	151	434
為替レート変動の影響 / 割引の解消	0	6	26	1	7	40
振替	-0	-1	0	-0	24	22
2021年12月31日現在残高	42	644	475	582	448	2,192
連結会社グループの変動	0	0	0	0	-0	-0
新規繰入額	14	285	290	3	653	1,246
取崩額	3	136	216	201	582	1,138
戻入額	8	166	0	137	110	421
為替レート変動の影響 / 割引の解消	-0	1	23	0	1	26
振替	0	-1	-3	1	-13	-16
2022年12月31日現在残高	45	627	570	248	398	1,888

<sup>1</sup> 連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用損失引当金が開示されている注記19「信用損失引当金」を参照のこと。

## 引当金の種類

**オペレーショナル・リスク** オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。オペレーショナル・リスク引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟および規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払いが営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、コスト、重複および複雑性の大幅な削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記10「再構築」を参照のこと。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料、銀行税に対する引当金およびモーゲージ買戻し請求を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。



## 引当金および偶発負債

当行グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合のみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。かかる債務を信頼性をもって見積ることが不可能な場合、引当金は認識されず、当該債務は偶発負債とみなされる。偶発負債はまた、将来の経済的流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い、潜在的債務を含んでいる。特定の請求に対して引当金が設定されている場合、偶発負債は計上されない。ただし、複数の請求から成る案件もしくは一連の案件については、請求に対して引当金が計上される場合もあれば、偶発負債が計上される場合もある（または引当金も偶発負債も計上されない場合もある。）。

当行グループは、当行グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当行グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関およびその他は金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。

どの請求が損失の可能性が「高い」、または「高い」よりも低い「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関して発生する可能性のある損失を見積るに当たり、当行グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁判機関による判決、類似の案件における当行グループの経験および他社の経験（当行グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件における他社による和解（当行グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。

2022年12月31日および2021年12月31日現在、当行グループが民事訴訟および規制執行案件について認識している引当金は、上表に記載されている。当行グループが資金の流出の可能性が高いと考えるが引当金を認識していない一部の案件については、当行グループは潜在的な流出の金額を信頼性をもって見積ることが不可能であったためである。

信頼性の高い見積りが可能な案件について、当行グループは、2022年12月31日現在、可能性が「ほとんどない」よりは高いが「高い」よりも低い将来損失の合計は、民事訴訟案件については約18億ユーロ（2021年12月31日：17億ユーロ）、規制執行案件については1億ユーロ（2021年12月31日：1億ユーロ）になると見積っている。これらの数値は、当行グループの潜在的負債が連帯負債である案件、およびかかる負債が第三者によって支払われると当行グループが予想する案件を含んでいる。その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低いものの、その金額を信頼性をもって見積ることは不可能であると考えており、このため、かかる案件を偶発負債の見積りに含めていない。さらに、その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性は「ほとんどない」と考えており、そのため、引当金を認識しておらず、偶発負債の見積りにも含めていない。

当該発生可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知/未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当行グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁判機関による将来の判決または規制機関や訴訟相手による可能性の高い訴訟や見解に関する当行グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当行グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。可能性のある損失の見積額は、設定される引当金と同様に、規制当局または訴訟相手により当初求められる金額よりも大幅に少なくなる可能性があり、また少なくなることが多い。あるいは、発生する可能性のある潜在的な最大損失は、当行グループに不利な最終判決をもたらす案件に関するものであった。さらに、当行グループが事業を行ういくつかの法域において、訴訟相手は求める金額を表明するよう要求されないことが多く、要求される場合でも、金額には通常の申立における事実の主張または法的請求に適用される同様の要件が適用されない可能性がある。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当行グループが判断する問題、ならびに信頼性の高い見積りが可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性は「ほとんどない」と当行グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当行グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当行グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当行グループは、（当行グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当行グループ

は、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当行グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻しすることがある。

#### 現在の個別の訴訟

以下は、当行グループが重要な引当金を計上している、または重大な偶発負債の可能性が「ほとんどない」よりも高い、または重要な事業リスクもしくは評判リスクの可能性のある民事訴訟および規制執行案件（または一連の案件）に関する記載であり、類似した案件は統合され、一部の案件は数件の訴訟または請求から成る。開示された案件には、損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが、当行グループが可能性のある損失を信頼性をもって見積ることができない案件も含まれる。案件は、当行グループがそれぞれについて使用している表題に基づき、英語のアルファベット順に表示されている。

#### 過去のコルレス銀行関係を含むマネーロンダリング防止事項

ドイツ銀行は、Danske Bankを含む特定の過去のコルレス銀行関係に関して、政府当局から情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は捜査当局に対し、情報提供を行った、または協力を行っている。当行は法律、規制または銀行の方針の違反が発生していたか否か、および関連する内部統制環境の有効性を含め、2015年にDanske Bankエストニア支店とのコルレス銀行関係を停止する以前に当行が同支店の顧客のために行った過去の処理に注力した内部調査も完了している。

当行グループは、これらの調査に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。これは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたためである。

2020年7月7日、ニューヨーク州金融サービス局（DFS）は、ドイツ銀行の元3顧客であるDanske Bankエストニア支店、ジェフリー・エプスタインおよびFBME Bankとの関係に関連してドイツ銀行がニューヨーク州の銀行法に違反したと判断し、これら3顧客との過去の関係に関連して150百万米ドルの民事制裁金を科すとの同意命令を出した。ドイツ銀行は2020年度第3四半期に当該金額を支払った。

2020年7月15日、ドイツ銀行は、ニュージャージー州連邦地方裁判所に提訴された、当行がマネーロンダリング防止（AML）統制の有効性と関連する是正措置に関して重要な虚偽記載を行ったと主張する証券集団訴訟の被告に指名された。訴状では、当行とDanske Bankエストニア支店、ジェフリー・エプスタインおよびFBME Bankの関係に関連する、DFS同意命令で提起された統制の不備に関する主張に言及している。2022年3月31日、裁判所は、当該訴訟をニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）に移送する申立を認め、2022年5月18日、SDNY裁判所は棄却の申立を一部認め、一部却下した。2022年9月23日、ドイツ銀行は当該訴訟を解決するため、原告と26.25百万米ドルの和解契約を締結し、同額の引当金を計上した。2023年2月6日、裁判所は、再訴不能な形で却下の最終判断および命令を下し、当該和解を承認し、訴訟を再訴不能な形で却下した。

**進行中の規制当局との協議** ドイツ銀行は、制裁、禁輸およびAML遵守に関連する過去の命令の遵守および和解、ならびにリスク管理の問題に関する救済契約および義務に関する事項を解決するため、規制当局と協議を進行中である。

当行グループは、この調査に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。これは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたためである。

**BGH** 2021年4月27日、ドイツ連邦憲法裁判所（BGH）は、通知後、一定期間にわたり異議申立がない場合は顧客が同意したものとみなすドイツ銀行の一般条件で使用されている特定の条項は、顧客（*Verbraucher*）との関係において無効であるとの判決を下した。当行グループは、2021年5月27日に当該判決の根拠書面を受領した。問題の条項は、ドイツの銀行業界では広く用いられていた。BGHは、いずれも消費者保護協会が提起した請求を却下した、ケルンの地方裁判所と高等地方裁判所の両者による以前の判決を覆した。この判決の結果、この手数料変更条項に基づいて2018年以降に導入または増額された手数料は有効でない可能性があり、顧客は各銀行手数料の返済を請求することができる。本件に関する当行グループの訴訟損失引当金は、2022年12月31日現在、約6百万ユーロである。

**Cum-exに関する調査および訴訟** ドイツ銀行は顧客のCum-ex取引に関連して、法執行機関から情報および文書請求を含む照会を受けている。「Cum-ex」とは、配当金に課される源泉所得税に関してドイツの税額控除または還付を得る目的で、配当金権利確定日前後（配当金権利確定日前の取引日および権利確定日後の決済日）にドイツの株式を取引する活動を指す。この中には特に、同一の配当金支払いに関して、かかる控除または還付を請求する市場参加者が複数発生した取引構造が含まれる。ドイツ銀行はこれらの案件について法執行機関に協力している。

2017年8月以降、ケルンの検察庁（*Staatsanwaltschaft Köln*、以下「CPP」という。）は当行の特定の元顧客のCum-ex取引に関連して、ドイツ銀行の2名の元従業員に関する犯罪調査を行っている。当該手続において、ドイツ銀行はドイツ行政犯罪法第30条に基づく潜在的な二次的参加者となっている。ドイツ銀行はCPPに協力している。2019年5月末から6月初旬にかけて、CPPはドイツ銀行の現従業員および元従業員ならびに元取締役5名に対して追加の犯罪調査を開始した。2020年7月に、CPPの調査資

料の閲覧の過程において、ドイツ銀行は、CPPが調査をさらに拡大し、元取締役1名と当時の取締役1名を含む当行の現職員および元職員をさらに調査対象に加えたことを知った。2022年10月、CPPはフランクフルトおよびエシュボルンのドイツ銀行のオフィスを捜査した。捜査令状に基づき、CPPは調査の範囲を拡大し、さらにドイツ銀行の現従業員および元従業員ならびに追加で元取締役1名を調査対象に加えた。調査はまだ初期段階にあり、調査範囲がさらに拡大する可能性がある。

2021年5月、ドイツ銀行は、Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA（以下「Sal. Oppenheim」という。）の法的継続会社であるDeutsche Oppenheim Family Office AG（以下「DOAG」という。）が受領した情報要請を通じて、CPPが特定されていないSal. Oppenheimの元従業員に対するCum-ex取引に関連する犯罪調査を2021年度に開始したことを知った。DOAGは2021年9月13日および10月15日に請求された情報を提供した。

ドイツ銀行は参加者であり、特に元カストディ顧客2社のCum-ex取引に関連し、これらの顧客の代理として電子還付手続（*elektronisches Datenträgerverfahren*）を通じた源泉所得税の還付請求を申請していた。2018年2月、ドイツ銀行はドイツの連邦国税庁（*Bundeszentralamt für Steuern*、以下「FT0」という。）から、元カストディ顧客1社に対して支払われた税還付に関して約49百万ユーロの請求を受けた。ドイツ銀行は同額の正式な通知を受領する見込みである。2019年12月20日、ドイツ銀行は、別の元カストディ顧客の代理で申請した税還付請求に関連して、2020年1月20日までに2.1百万ユーロを支払うよう求める責任通知をFT0から受け取った。2020年、ドイツ銀行は請求された支払いを行い、当該責任通知に対して異議を申し立てた。2021年7月28日、ドイツ銀行は、2016年に既に清算されていたドイツ銀行の顧客に対して送達されない可能性があるため、2019年12月付の修正された租税査定に関する通知は妥当な管理行為ではないとする書簡をFT0から受け取った。同日、FT0はドイツ銀行に対し、別の責任通知を発行し、誤った納税証明書を発行したと主張した。2022年5月30日、責任通知に対するドイツ銀行の異議申立は却下された。2022年7月1日、ドイツ銀行は、この却下に対する請求をケルン財政裁判所（*Finanzgericht Köln*）に提出した。

2018年2月26日付の書簡により、The Bank of New York Mellon SA/NV（以下「BNY」という。）は、BHF Asset Servicing GmbH（以下「BAS」という。）および/またはFrankfurter Service Kapitalanlage-GmbH（現在の名称はBNY Mellon Service Kapitalanlage-Gesellschaft mbH、以下「Service KAG」という。）に関して発生したCum-exに関連する可能性がある税金負債について、ドイツ銀行に補償を求める意図があることを通知した。ドイツ銀行は、2010年度のSal. Oppenheim取得の一環としてBASおよびService KAGを取得し、同年BNYに売却していた。BNYは、潜在的な税金負債を120百万ユーロ（年利6%の利息を除く。）と見積っている。2020年11月および12月に、BNYの弁護士は、BNYおよび/または（特に）Service KAGが、2009年および2010年の特定の投資ファンドによるCum-ex関連取引に関する見積額について、税務当局から通知を受け取ったことをドイツ銀行に通達した。BNYは当該通知に意義を申し立てている。BNYは、当該投資ファンドのうち1ファンドに関連する60.6百万ユーロの支払命令を税務当局から受け取ったことに伴い、ドイツ銀行と協議の上、2022年9月に13.6百万ユーロを税務当局に支払った。当該ファンドに関連する残りの47百万ユーロは、Warburg Invest Kapitalanlagegesellschaft mbH（当該投資ファンドのファンド・マネージャー）により支払われた。さらに、BNYは、当該投資ファンドのうちの別の1ファンドに関連する11.8百万ユーロの支払命令を税務当局から受け取ったことに伴い、ドイツ銀行と協議の上、2023年1月から2月にかけて7.9百万ユーロを税務当局に支払った。当該ファンドに関連する残りの3.9百万ユーロは、Hansainvest Hanseatische Investment-GmbH（当該投資ファンドのファンド・マネージャー）により支払われた。さらに、BNYは、当該投資ファンドのうちのさらに別の1ファンドに関して、2023年2月13日を支払期限とする制裁金としての利子（*Hinterziehungszinsen*）11.6百万ユーロに関する通知および支払要請をフランクフルト税務署から受け取った。BNYは、ドイツ銀行と協議の上、支払要請に関する執行停止（*Aussetzung der Vollziehung*）を申請した。BNYがドイツ銀行と協議の上でフランクフルト税務署に2021年に支払った当該ファンドに関する基礎となる責任の額は、18.3百万ユーロであった。

2019年2月6日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所（*Landgericht*）において、2007年から2011年の間にM.M.Warburg & CO Gruppe GmbHおよびM.M. Warburg & CO (AG & Co.) KGaA（以下総称して「Warburg」という。）がドイツ銀行のカストディ顧客との間で行ったCum-ex取引に関連して、Warburgによる請求がドイツ銀行に送達された。Warburgは2007年から2011年にかけて行われた取引に関連するドイツの税金について、ドイツ銀行による補償を求めた。さらに、Warburgは、これらの取引に関連する金額不確定の損害賠償を求めた。2007年から2011年の間に受領した租税査定に関する通知に基づき、Warburgは総額250百万ユーロ（うち、166百万ユーロは税金に関連し、84百万ユーロは利息に関連している。）を求めた。2020年3月20日、同じ取引に関するCum-exの刑事裁判で2020年3月18日にボン地方裁判所が発行した刑事没収命令176百万ユーロ（うち、166百万ユーロは税金に関連し、10百万ユーロは利息に関連している。）に関連し、Warburgはドイツ銀行に対し、Warburgに補償するよう請求した。2021年7月28日、ドイツ連邦通常裁判所（BGH）は、刑事没収を認めた。2020年9月23日、フランクフルト地方裁判所は、Warburgには税債務者（*Steuerschuldner*）としての主たる責任があり、ドイツ銀行からの支払いを要求することはできないという理由で、ドイツ銀行に対するWarburgの請求を完全に却下した。裁判所はさらに、すべての請求は時効であるとした。2020年10月29日、Warburgは当該判決についてフランクフルト・アム・マイン高等裁判所（*Oberlandesgericht*）に上訴した。2021年12月1日、Warburgは第一審の手続から請求を減額した。Warburgは現在、86百万ユーロ（うち、63百万ユーロは税金に関連し、23百万ユーロは利息に関連している。）を請求している。さらに、Warburgは刑事没収に関連する54百万ユーロを請求している。2022年3月2日付の判決で、フランクフルト・アム・マイン高等裁判所

(*Oberlandesgericht*) は、Warburgの上訴を完全に却下した。裁判所はドイツ連邦通常裁判所 (BGH) に対する当該判決の上訴を認めなかった。Warburgは当該否認 (*Nichtzulassungsbeschwerde*) に対して上訴した。

2021年1月25日、ハンブルグの地方裁判所 (*Landgericht*) において、2009年および2010年における2つの投資ファンドの取引にそれぞれ関連し、Warburg Invest Kapitalanlagegesellschaft mbH (以下「Warburg Invest」という。) による請求がドイツ銀行に送達された。Warburg Investは両ファンドのファンド・マネージャーであった。Warburg Investは、当該2ファンドにより行われたCum-ex取引に関連するドイツの税金について、連帯債務者 (*Gesamtschuldner*) としてのドイツ銀行および他の複数の当事者による補償を求めている。さらに、Warburg Investは、これらの取引に関連する金額不確定の損害賠償を求めている。2020年11月、当該ファンドのうちの1つについて、Warburg Investは税務当局から61百万ユーロの納税義務通知を受け取った。公表されている情報に基づき、ドイツ銀行は、もう一方のファンドへの課税額は約49百万ユーロになると見積っている。Warburg Investは、特に、公共政策に反する国際的損害(ドイツ民法第826条)に関する主張およびドイツ銀行が公共政策に反するビジネス・モデルに参加した (*sittenwidriges Geschäftsmodell*) との告発に基づき、ドイツ銀行を含む複数の当事者に対して請求を提起した。2021年7月5日、ドイツ銀行は裁判所に抗弁の意見書を提出した。2021年12月31日、当該手続の他の2被告はドイツ銀行を含む複数の当事者に控訴通知 (*Streitverkündung*) を送達した。2022年9月30日、Warburg Investは当該訴訟 (*Rücknahme der Klage*) のうちドイツ銀行に関連する部分を取り下げた。

2021年2月26日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所 (*Landgericht*) はドイツ銀行にSeriva Vermögensverwaltungs GmbH (以下「Seriva」という。) による請求を送達した。Serivaは、ドイツ銀行がSerivaのCum-ex取引の観点から2017年4月に取り下げた特定の納税証明書 (*Steuerbescheinigungen*) をドイツ銀行が再発行することを要請している。ドイツ銀行は2021年4月6日にSerivaによる請求の意見書に回答した。2021年7月5日、ドイツ銀行はSerivaから概要説明の回答を受け取った。ドイツ銀行は2021年8月17日に回答した。当該審理は2022年2月7日に行われた。2022年2月28日付の判決で、裁判所はSerivaの請求を却下した。Serivaは当該判決に上訴しなかったため、当該却下は最終的かつ拘束力がある。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したかどうかについて開示していない。

外国為替調査および訴訟 ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行った世界中の特定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力した。これに関連して、ドイツ銀行は、外国為替取引および外国為替ビジネスのその他の側面について内部グローバル調査を行った。

2018年11月7日、資産運用会社グループは、併合された集団和解に参加せず、個別に訴訟を提起した（*Allianz他 対 Bank of America Corporation他*）。被告による棄却申立は2020年5月28日に認められ、一部が却下された。原告は、2020年7月28日に第三修正訴状を提出した。事実に関する開示手続は2022年にほぼ終了し、専門家による開示手続が進行中である。ドイツ銀行はまた、イスラエルにおいて提起された併合修正集団訴訟において被告として指名されている。当該訴訟は、米国の併合訴訟と同様の事実を主張しており、イスラエルの競争法およびその他の訴因に基づき、損害賠償を請求している。当該訴訟は初期段階にある。

2020年11月11日、ドイツ銀行は、上述の*Allianz他 対 Bank of America Corporation他*を提起したのと同じ原告の多くが英国高等法院（商事裁判所）において提起した訴訟において指名された。当該請求は*Allianz他 対 Bank of America Corporation他*と同様の事実の主張に基づくものである。2022年3月4日、高等法院は、訴訟を英国競争審判所に移送する命令を下した。ドイツ銀行は、米国および英国における*Allianz*訴訟について原則として和解する合意に達した。

2021年5月4日、Deutsche Bank S.A. – Banco Alemãoは、ブラジル輸出者協会（AEB）がブラジルにおける特定の為替ディーラーおよび関係する金融機関に対し、サンパウロ中央法域民事裁判所において提起した反トラスト民事訴訟において指名された。当該訴訟は、ブラジルの競争当局であるCADEにより調査された行為に基づく事実を主張しており、ブラジルの競争法に基づく損害賠償を請求している。2022年2月22日、裁判長は、当該訴訟は集団訴訟に適していないとして、当該訴訟を却下した。AEBはこの判決に対して上訴している。ドイツ銀行にはまだ訴状が送達されていない。

当行グループは、開示することがこの問題の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

銀行間取引金利事項 規制および法執行案件 ドイツ銀行は、様々な規制当局および法執行機関に対し、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）およびその他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体の調査に関連した情報要請に回答し、協力している。

2013年から2017年にかけて、ドイツ銀行は、欧州委員会、米国司法省（DOJ）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融行為監督機構（FCA）、DFSおよびその他の規制当局と、銀行間取引金利事項に関する和解を締結した。様々な銀行間取引金利の設定に関するドイツ銀行のその他の調査は引き続き進行中である。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、残りの調査に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

民事訴訟の概要 ドイツ銀行は、以下の段落において説明される、様々な銀行間取引金利の設定に関する不正とされる操作に関連する米国における7件の民事訴訟ならびに英国、イスラエル、アルゼンチンおよびスペインにおける各1件の継続中の訴訟の当事者となっている。ドイツ銀行および他の多数の被告に対する、推定上の集団訴訟を含む民事訴訟の大部分が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）において係属中である。2件を除く米国のすべての民事訴訟が、米ドルLIBORの設定に関する操作の結果、損失が発生したと主張する当事者を代表して提起された。また、ドイツ銀行に対する、米ドルLIBORに関連しない12件の米国における民事訴訟がSDNYに提起され、このうち、1件の併合訴訟が英ポンド（GBP）LIBOR、1件の訴訟がスイスフラン（CHF）LIBORに関連している。

上述の米国における7件の民事訴訟のすべてに対する損害賠償請求が、米国商品取引法、連邦および州反トラスト法、米国威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法ならびにその他の連邦法および州法の違反を含む、様々な法的理論を根拠に主張されている。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

米ドルLIBOR 1件を除き、これらの米ドルLIBORに関する米国の民事訴訟はすべて、SDNYにおいて広域係属訴訟（以下「米ドルLIBOR MDL」という。）の一部として併合されている。ドイツ銀行に対して係属中の多数の個別訴訟およびそれらの類似性を鑑み、米ドルLIBOR MDLに併合されている民事訴訟は、該当する訴訟すべてに関する下記の概要に含まれている。個別訴訟の状況または判決がドイツ銀行に対して重要である場合を除き、個別の訴訟の開示はされていない。

2013年3月から2019年3月の、請求範囲を限定する一連の米ドルLIBOR MDLについての判決を受けて、原告は現在、反トラスト法に基づく請求、米国商品取引法および米国証券取引所法に基づく請求ならびに州法の不正、契約、不当利得およびその他の不法行為に係る請求を主張している。裁判所はまた、対人管轄権の欠如および時効を過ぎていることを根拠として一部の原告の請求を却下する判決を下している。

2016年12月20日、地方裁判所は、反トラスト法に基づく一部の請求を却下する判決を下したが、その他については請求を認めた。複数の原告が2016年12月20日付の地方裁判所の判決について米国第二巡回控訴裁判所に控訴しており、これらの控訴は

地方裁判所で進行中の訴訟と並行して手続が行われた。2021年12月30日、第二控訴裁判所は地方裁判所の反トラスト法における当事者適格の根拠とする判決を認めたが、裁判所の対人管轄権を根拠とする判決を破棄し、これらの訴訟を今後の手続のため地方裁判所に差し戻した。2022年3月9日、被告（ドイツ銀行を含む。）は2021年12月30日の控訴裁判所の判決をレビューするよう米国最高裁判所に移送命令の許可を求める申立を行った。米国最高裁判所は、被告の申立を2022年6月21日に却下した。

2022年12月13日、原告は、米ドルLIBOR MDLの一部として以前停止されていた係属中の1件の集団訴訟（*Guaranty Bank & Trust Co. 対 Credit Suisse Group AG*他）において、自発的取り下げの通知を提出し、当該訴訟のすべてを取り下げた。裁判所は原告の当該MDL訴訟を2022年12月14日に終了させた。

2023年1月11日、ドイツ銀行と原告は、米ドルLIBOR MDLの一部として係属中の非集団訴訟（*City of Houston 対 Bank of America Corp.* 他）において、原告がドイツ銀行に対して行っている請求の却下を求めた。裁判所は原告の請求を2023年1月12日に却下した。2023年1月11日、ドイツ銀行と原告は、米ドルLIBOR MDLの一部として係属中の併合された10件の非集団訴訟（*The Regents of the University of California 対 Bank of America Corp.* 他；*City of Richmond*他 対 *Bank of America Corp.* 他；*City of Riverside*他 対 *Bank of America Corp.* 他；*County of Mendocino* 対 *Bank of America Corp.* 他；*County of Sacramento* 対 *Bank of America Corp.* 他；*County of San Diego* 対 *Bank of America Corp.* 他；*County of San Mateo*他 対 *Bank of America Corp.* 他；*County of Sonoma*他 対 *Bank of America Corp.* 他；*East Bay Municipal Utility District* 対 *Bank of America Corp.* 他；および *San Diego Association of Governments* 対 *Bank of America Corp.* 他）において、原告がドイツ銀行に対して行っている請求の却下を求めた。裁判所は原告の請求を2023年1月12日に却下した。

2023年1月17日、原告は、米ドルLIBOR MDLの一部として以前停止された係属中の1件の非集団訴訟（*George Maragos 対 Bank of America Corp.* 他）において、自発的取り下げの通知を提出し、当該訴訟のすべてを取り下げた。

2020年8月、原告は、米ドルLIBORが今日まで下落していると主張し、カリフォルニア州北部地区米国連邦地方裁判所において複数の金融機関に対する非集団訴訟を提起した。2020年11月10日、原告は裁判所に、暫定的および恒久的差止命令の申立を行った。2020年11月11日、一部の被告は訴訟をSDNYに移送する申立を行い、当該申立の概要説明は完了している。2021年5月24日、原告は、原告が以前に請求した差止命令を裁判所が下さない正当な理由を示す命令の申立を行った。被告は当該申立の無効を申し立てた。2021年6月3日、裁判所は（ ）訴訟をSDNYに移送する原告の申立を却下し、（ ）5月24日の原告の申立の無効を求める被告の申立を却下し、（ ）2021年9月9日に差止命令の申立のための審理を設定する命令を下した。2021年9月9日、裁判所は差止命令の申立に関する審理を開催し、暫定的に申立を却下した。2021年12月23日、裁判所は差止命令の申立を却下する文書による判決を下した。2022年9月13日、裁判所は被告による却下申立を認めたが、原告による修正許可の申立を認めた。2022年10月5日、原告は修正訴状を提出した。被告は修正訴状の却下を求める申立を2022年11月4日に行い、依然として係属中である。当該訴訟は米ドルLIBOR MDLの一部ではない。

さらに、米国に本社を置く破綻した金融機関19社の代理人として米国連邦預金保険公社（FDIC）によって提起された米ドルLIBORに関する英国の民事訴訟が1件あり、欧州連合の機能に関する条約第101条、1998年英国競争法第1章第2項および米国の州法に基づく損害賠償請求が主張されている。2022年2月、米ドルLIBORに関する反トラスト法に基づく請求に対する米国第二巡回控訴裁判所の判決を受けて、英国LIBOR訴訟は、ドイツ銀行に対してFDICが米国で提起した並行訴訟に関する状況の明確化のために、2022年7月31日まで停止された。FDICは、訴訟を復活させるための申請を2022年7月18日に提出した。英国における停止期限が過ぎたことを受け、2022年12月に開催されたケース・マネジメント・カンファレンスにおいて、英国の裁判所は破綻した金融機関のうちの3社をサンプルとして裁判を行うよう命じた。当該「サンプル銀行」の裁判は、2026年2月の19週間の裁判の一覧に含まれている。2022年12月28日、SDNYは、本案の却下を申し立てるこれらの請求が存続する限りにおいて、被告による当該請求を将来抗弁する権利を留保することを条件として、ドイツ銀行（およびその他の海外の被告）に対する米国における特定の請求を復活させるというFDICの申請を認めた。

LIBORに基づく金利のアルゼンチン国債の保有者が被ったとされる損害の賠償を求める、LIBORに関する別の集団訴訟がアルゼンチンで提起された。ドイツ銀行はこの訴訟について抗弁している。

*SIBOR*および*SOR* シンガポール銀行間取引金利（*SIBOR*）およびスワップ・オファー・レート（*SOR*）を操作したとする原告の推定上の集団訴訟が依然として係属中である。2019年7月26日、SDNYは被告による当該訴訟の却下申立を認め、ドイツ銀行に対するすべての請求を却下し、第四修正訴状の提出許可を求める原告の申立を却下した。原告はこの判決に対して、米国第二巡回控訴裁判所に上訴した。2021年3月17日、裁判所はSDNYの判決を破棄し、当該訴訟を地方裁判所に差し戻した。2021年10月1日、原告（ドイツ銀行を含む。）は2021年3月17日の控訴判決所の判決をレビューするよう米国最高裁判所に事件移送命令書に対する許可を求める申立を行った。当該上訴は2022年1月10日に却下された。2021年10月25日、原告は第四修正訴状を提出し、これに対し被告は2021年11月24日に却下を申し立てた。2022年3月17日、ドイツ銀行は当該訴訟を解決するため、原告と11百万米ドルの和解契約を締結した。2022年6月9日、裁判所は当該和解に対して予備承認を与えた。2022年10月10日、原告は当該和解の最終承認を求める申立を行った。2022年11月29日、裁判所は和解の最終承認を与えた。したがって、当該訴訟は上記の訴訟総数には含まれていない。ドイツ銀行が支払った和解金額は、ドイツ銀行の訴訟引当金に現在は反映されていない。

*GBP LIBOR* 英ポンド (GBP) LIBORを操作したとして、推定上の集団訴訟が依然として係属中である。2018年12月21日、SDNYは当該訴訟の棄却を求める被告の申立を一部認め、ドイツ銀行に対するすべての請求を却下した。原告は上訴申立を行った。SIBORおよびSOR集団訴訟の上訴に関する裁判所の判決を待つ間、米国第二巡回控訴裁判所は上訴を一時停止するよう命じた。SIBORおよびSOR集団訴訟の2021年3月17日の裁判所の判決を受けて、当該上訴は継続している。原告は最初の準備書面を2021年10月21日に提出し、ドイツ銀行を除くすべての被告(被控訴人)は概要説明を2022年1月20日に提出した。また、2022年1月20日、原告は(1)ドイツ銀行に関する上訴の分離、(2)ドイツ銀行に関する分離された上訴の停止、および(3)原告とドイツ銀行との間の和解提案の承認を審議するためにドイツ銀行に関する本件の該当部分を限定的に地方裁判所に差し戻す申立を行った。第二巡回控訴裁判所は2022年1月26日に原告の申立を認めた。2022年3月31日、ドイツ銀行は当該訴訟を解決するため、原告と5百万米ドルの和解契約を締結した。原告は2022年7月29日に当該和解の予備承認を求める申立を行った。

*CHF LIBOR* スイスフラン (CHF) LIBORを操作したとする原告の推定上の集団訴訟は依然として係属中である。2019年9月16日、SDNYは被告による当該訴訟の却下申立を認め、ドイツ銀行に対するすべての請求を却下した。原告は上訴申立を行った。SIBORおよびSOR集団訴訟の上訴に関する裁判所の判決を待つ間、米国第二巡回控訴裁判所は上訴を一時停止するよう命じた。2021年3月17日のSIBORおよびSOR集団訴訟に関する裁判所の判決を受けて、CHF LIBOR訴訟は今後の手続のために地方裁判所に差し戻された。2022年4月18日、ドイツ銀行は当該訴訟を解決するため、原告と13百万米ドルの和解契約を締結した。原告は2022年6月29日に当該和解の予備承認を求める申立を行った。2022年11月23日、原告は第三修正訴状を提出した。2023年2月15日、裁判所は当該和解に対して予備承認を与えた。

*スペインEURIBORに関する請求* スペインにおいて、銀行およびその他の金融機関からのモーゲージ貸出金を保有する原告が、欧州委員会による2013年12月4日の決定を受けてドイツ銀行による共謀行動に起因する損害賠償を主張し、77件の請求(少なくとも258名の原告を含む。)が裁判所で通知または発行された。77件の請求のうち、69件では主張する損失額を総額1百万ユーロと数値化しているが、6件(うち1件は184名の潜在的な原告を含む。)ではまだ数値化していない。77件の請求のうち、51件の請求が裁判所で開始され、期限が設定された様々な段階にあるが、35件の請求は既に裁判所によって最終的に却下または原告により取り下げられており、また、1件の判決は上訴される可能性があり、複数の請求が欧州司法裁判所(ECJ)によるTrucks Cartel判決の結果および/またはECJへのさらなる上申結果が出るまで停止されている。ECJによる2022年6月22日のTrucks Cartel判決では、スペインEURIBORの請求を原告が通知/発行する時効期限は2022年6月30日に失効する旨が確認された。したがって、原告による請求の通知/発行の最終期限は過ぎている。



ジェフリー・エプスタインに関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、当行とジェフリー・エプスタインとのかつての顧客関係（個人として、および関連当事者や事業体を通じて）について、規制当局および法執行機関から情報要請を受けている。2018年12月、ドイツ銀行は、2013年8月に開始したエプスタインとの関係終了に向けた手続を開始した。ドイツ銀行は捜査当局に対し、情報提供または協力を行っている。当行はエプスタインとの関係に関する内部調査も完了している。

上述のとおり、2020年7月7日、DFSは、ドイツ銀行の元3顧客であるDanske Bankエストニア支店、ジェフリー・エプスタインおよびFBME Bankとの関係に関連してドイツ銀行がニューヨーク州の銀行法に違反したと判断し、これら元3顧客との関係に関連して150百万米ドルの民事制裁金を科すとの同意命令を出した。ドイツ銀行は2020年度第3四半期に当該金額を支払った。また、上述の通り、当行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）における、当行とジェフリー・エプスタインおよびその他の事業体との関係に関連する主張を含む証券集団訴訟の被告に指名されている。ドイツ銀行は当該訴訟で和解契約を締結し、裁判所は2023年2月6日付の命令でこれを承認した。

当行グループは、ジェフリー・エプスタインの調査に関する引当金または偶発負債を設定していない。ジェフリー・エプスタインに関するその他の調査は継続中である。

2022年11月24日、ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）に、名前が公表されていないジェフリー・エプスタイン（エプスタイン）の性的搾取の被害者により提起された推定上の集団訴訟において被告として指名されており、2013年8月から2018年12月の当行によるエプスタインに対する銀行サービスの提供に関連し、人身取引被害者保護法（TVPA）、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（RICO）およびニューヨーク州法に基づき当行に対する請求を主張している。当該訴訟では、当行とジェフリー・エプスタインの関係に関連する、DFS同意命令で提起された統制の不備に関する主張に言及している。ドイツ銀行は2022年12月30日に、当該訴状の棄却を求める申立を行った。2023年1月13日、原告は修正訴状を提出した。2023年2月7日、ドイツ銀行は、修正訴状を棄却する申立を行った。

当行グループは、この訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したかどうかについて開示していない。これは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたためである。

モーゲージ関連および資産担保証券 - 発行人および引受人としての民事訴訟 ドイツ銀行は、住宅用モーゲージ担保証券（RMBS）およびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、民間の当事者により提起された多数の民事訴訟において被告として指名されている。下記に記載のこれらの訴訟には、売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。当行グループはこれらの民事訴訟のいくつかに関して引当金を計上しているが、すべてについては計上していない。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、Novastar Mortgage Corporationが発行した6件のRMBS売出しの引受人の1社としての役割に関連して、集団訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。当該訴訟は、かかる売出しにおいて証券を購入した投資家集団を代表する原告により提起された。当事者は、総額165百万米ドルで解決する合意に達し、かかる金額の一部は当行によって支払われた。2017年8月30日、FHFA / Freddie Macは、和解に対して異議を申立て、その後すぐに、和解承認手続の継続要請を地方裁判所が却下したことに対して上訴申立を行ったが、当該申立はFHFA / Freddie Macにとって不利な内容で解決した。裁判所は2019年3月7日に、FHFA / Freddie Macの異議申立に対して和解を承認した。FHFAは2019年6月28日に上訴を申し立てたが2022年3月14日に却下され、その後の再審理の申請も2022年6月2日に棄却された。FHFAは米国高等裁判所に裁量上訴を求める申請を行わない選択をしたため、和解への抗弁は終了した。

ドイツ銀行は、RMBSの売出しに関連して、Citizens National BankとStrategic Capital Bank（すべての被告に対して、明らかにされていない金額の損害賠償を主張している。）の管財人としてFDICによって提起された1件の訴訟において被告となっている。この訴訟において、控訴裁判所は、出訴期限を理由に過去に却下された請求を再開させ、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却された。2017年7月31日、FDICは第二修正訴状を提出し、それに対して被告は2017年9月14日に棄却申立を行った。2019年10月18日、被告による棄却申立は却下された。2022年5月13日、FDICはRMBSの売出しの1件に関して自発的に請求を取り下げ、ドイツ銀行は残りの請求の却下を求める略式判決の申立を行った。ドイツ銀行による申立は2022年7月8日現在、十分な概要説明が行われている。開示手続はドイツ銀行の申立の解決まで停止される。

2014年6月、受託者としてのHSBCは、ACE Securities Corp. の2006-SL2 RMBSの売出しのモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が買戻しを行っていないと主張して、過去の訴訟について再審理を行うよう、ニューヨーク州裁判所にドイツ銀行に対する訴訟を提起した。同売出しにおけるモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が提供した表明・保証の違反を主張し、受託者としてのHSBCがドイツ銀行に対して提起した別の訴訟の却下を申立てる上訴の結果が出るまで、当該再訴は保留されている。2016年3月29日、裁判所は再訴を却下した。原告は上訴し、2019年11月19日、控訴裁判所はこの却下を支持した。2019年12月19日、原告はニューヨーク州控訴裁判所に上訴申立を行ったが、2020年2月13日に却下された。2020年3月16日、原告はニューヨーク州控訴裁判所に上訴の許可を求める申請を行い、2020年9月1日に認められた。控訴裁判所は2022年5月19日に口頭審理を行い、2022年6月16日に当該訴訟の却下を支持した。



ドイツ銀行は、当初はRMBSの投資家により、その後は受託者としてのHSBCによりニューヨーク州裁判所に提起された2件のRMBS信託に関する訴訟において被告となっている。当該訴訟はACE Securities Corp.の2006-FM1およびACE Securities Corp.の2007-ASAP1 RMBSの売出しのそれぞれにおいて、貸出金水準について表明・保証違反があったと主張している。両訴訟は2018年3月28日、出訴期限を理由に第一審裁判所により却下された。原告は却下に対して上訴した。2019年4月25日、第一控訴部は表明・保証違反および誠実・公正な取扱いという黙示の契約義務違反に関する請求の却下を支持したが、表明・保証違反の疑いを受託者に通知するのを怠ったとして、修正訴状の提出許可を求める申立の却下を破棄した。HSBCは2019年4月30日に修正訴状を提出し、ドイツ銀行は2019年6月3日に回答を提出した。開示手続は進行中である。ACE 2006-FM1に関連する訴訟においてどの却下が支持されたかについて、原告は2019年10月25日、ニューヨーク州民事訴訟法および規則第205(a)条に基づき、表明・保証違反の請求の再審理を求める2つの訴状（1つはHSBC、1つは証券権利者による。）を提出した。2019年12月16日、ドイツ銀行はこれらの訴訟の棄却申立を行った。2022年7月2日、裁判所は当該証券権利者の訴訟の却下申立を認めた。原告は2022年8月4日に第一控訴部に上訴し、当該上訴は未解決である。2022年10月4日、裁判所は上述のSL2訴訟における控訴裁判所の判決の観点から、HSBC訴訟を却下した。2022年11月7日、原告は上訴を申し立て、依然として係属中である。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

モーゲージ関連および資産担保証券 - 受託者としての民事訴訟 特定のRMBS信託の受託者として、Deutsche Bank National Trust Company（以下「DBNTC」という。）およびDeutsche Bank Trust Company Americas（以下「DBTCA」という。）（以下総称して「受託者」という。）は3件の個別の民事訴訟ならびにDBNTCは4件目の民事訴訟において、受託者の役割に関して、投資家によって提起された訴訟の被告となっている。これらの訴訟は概ね、受託者が当該信託の受託者としての一定の義務の適切な履行を怠ったとして、契約違反、信託義務違反、利益相反を回避する義務の違反、過失および/または米国の1939年信託証券法の違反に関する請求を主張するものである。

4件の訴訟には以下の訴訟が含まれる。(a) National Credit Union Administration Board（以下「NCUA」という。）は、18件の信託に対する投資家として、総額37億米ドルを超える実現損失が担保に生じたと主張している。(b) 43件の信託に対する投資家として、一定のCDO（以下総称して「Phoenix Light」という。）および「数億米ドルの損害賠償」を求めている。(c) 50件のRMBS信託に対する投資家として、Commerzbank AGは「数億米ドルの損失」を求めている。(d) IKB International, S.A.（清算中）およびIKB Deutsche Industriebank A.G.（以下総称して「IKB」という。）は、17件のRMBS信託の投資家として、特定のRMBS証券に関する請求をIKBが自発的に取り下げる前に、当初268百万米ドルを超える損害賠償を請求している。NCUA訴訟では、修正訴状の却下を求めるDBNTCの申立は一部が認められて一部が却下され、NCUAの不法行為については却下されたが、その契約違反の請求は続けられることとなった。両当事者は一部略式判決を申し立て、これらの申立は十分な概要説明が行われ、裁判所に係属中である。2022年2月8日、裁判所はPhoenix Light訴訟において、DBNTCおよびDBTCAによる略式判決の申立を認め、Phoenix Lightによる略式判決の申立を却下し、この訴訟を却下した。2022年3月10日、Phoenix Lightは、裁判所による申立却下と略式判決に係る命令に関連して上訴申立を行った。当該上訴は十分な概要説明が行われ、口頭審理は保留となっている。2022年2月8日、裁判所はCommerzbank訴訟において、DBNTCおよびDBTCAによる略式判決の申立の一部を認め、一部を退け、不法行為についてはすべて却下し、当該信託の多くに関する契約違反を却下し、Commerzbankによる略式判決の申立をすべて却下した。開示手続は進行中である。2021年1月27日、裁判所はIKB訴訟において、受託者の却下申立を一部認めて一部を退け、IKBによる請求の一部を却下したが、契約違反および不法行為については一部を継続することを認め、2021年5月10日、受託者は当該命令の特定の事項に関連して上訴申立を行い、2021年5月20日、IKBは当該命令のその他の事項に関連する交差上訴申立を行った。2022年8月30日、ニューヨーク州最高裁判所控訴部第一控訴部は、第一審裁判所による却下申立に対する命令を一部認め、一部破棄した。2022年9月30日、DBNTCおよびDBTCAは、当該決定の控訴裁判所への上訴許可を求める申立を行い、同日にIKBは、第一控訴部による決定の特定の側面に係る再審理またはニューヨーク州控訴裁判所への上訴許可の申立を行った。2022年11月10日、第一控訴部はDBNTCおよびDBTCAによる控訴裁判所への上訴許可を求める申立を認め、IKBによる再審理の申立を却下し、控訴裁判所への上訴許可を求めるIKBの申立は議論の余地があるとして却下した。DBNTCおよびDBTCAによる上訴は、現在概要説明中である。開示手続は進行中である。

当行グループはこれらの訴訟の一部に関して偶発負債および引当金を設定しているが、かかる開示がこれら訴訟の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該偶発負債の金額を開示していない。

オフ・チャンネル・コミュニケーション調査 2022年9月27日、米国証券取引委員会（SEC）およびCFTCは、ドイツ銀行AGおよびその子会社であるDeutsche Bank Securities Inc.（以下「DBSI」という。）、DWS Investment Management Americas, Inc.（以下「DIMA」という。）およびDWS Distributors, Inc.（以下「DDI」といい、DIMAと合わせて「DWS」という。）を含む複数の金融機関と、証券会社、投資顧問、スワップ・ディーラーおよび先物取次業者に適用される記録保持要件の遵守に関する業界全体

にわたる調査を実施することで合意したと発表した。SECおよびCFTCは、ドイツ銀行、DBSIおよびDWS（該当する場合）において、承認されていない個人端末から電子メッセージ・チャンネルを通じて従業員がメッセージを送受信したことにより、それぞれの記録保持義務に従い保持が要求される特定の電子上のやりとりが保持されていなかったことを発見した。SECおよびCFTCはまた、関連する監督上の不備も発見した。これらの合意のもと、DBSIとDWSは125百万米ドルの民事制裁金をSECに支払い、ドイツ銀行とDBSIは75百万米ドルの民事制裁金をCFTCに支払った。当該合意の一部として、ドイツ銀行、DBSIおよびDWSは、関連する方針および手続、研修、監視措置、技術的なソリューションならびに懲戒の枠組みをレビューし、発見事項および勧告とともにSECおよびCFTCに報告書を提出するために、コンプライアンス・コンサルタントを雇用している。

**ポーランドのモーゲージ事項** 2016年以降、Deutsche Bank Polska S.A.の特定の顧客は、同行の外貨建て貸出金契約には不当な条項が含まれており、無効であると主張してDeutsche Bank Polska S.A.に対して訴えを起こした。これらの顧客は、総額384百万ユーロを超える当該契約に基づく過払分とされる金額の払戻を要求しており、3,000件以上の民事請求がポーランドの裁判所で開始されている。このような訴訟はポーランドにおける業界全体の問題であり、他行も同様の請求を受けている。Deutsche Bank Polska S.A.は、自行を防御し、裁判でのこのような請求に抗弁するために必要な法的手続を有しており、今後も対応を講じる。

当行グループは、外貨建て貸出金に関連する既存および潜在的な訴訟からの潜在的損失をカバーするためのポートフォリオ引当金を設定している。ポートフォリオ引当金の額は約283百万ユーロであり、特に、現地の裁判所および欧州連合司法裁判所により、将来において見積りの変更の対象となり得る。

**ポストバンク任意的公開買付** 2010年9月12日、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG（ポストバンク）の全株式の取得を目的とした任意的公開買付を実施する決定を発表した。2010年10月7日、当行は正式な公開買付書類を発行し、ポストバンクの株主に対してポストバンク株式1株当たり25ユーロの対価を提示した。当該買付では、ポストバンクの株式合計約48.2百万株を取得した。

2010年11月、ポストバンクの元株主で公開買付を受け入れたEffecten-Spiegel AGが、提示価格は余りにも低く、適用されるドイツ法を遵守して決定されなかったと主張する請求をドイツ銀行に対して提起した。原告は、ドイツ買収法第30条に従って、Deutsche Post AGが保有していたポストバンクの議決権をドイツ銀行に帰属させるべきであったため、ドイツ銀行が、遅くとも2009年には、ポストバンクの全株式を対象とした強制的公開買付を行うべきであったと主張している。これに基づき、原告は2010年の任意的公開買付でポストバンクの株式についてドイツ銀行が提示した対価は、1株当たり57.25ユーロに引き上げられるべきであったと主張している。

ケルン地方裁判所（*Landgericht*）は、2011年に当該請求を却下し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を却下した。連邦裁判所は、この判決を棄却し、原告による一部の主張の証拠を得るよう、ケルン高等裁判所に当該案件を差し戻した。

2010年の公開買付を受け入れたポストバンクの別の元株主も、2014年以降、ケルン地方裁判所およびケルン高等裁判所でそれぞれ係属中のEffecten-Spiegel AGがドイツ銀行に対して提起した請求と同様の請求を提起している。2017年10月20日、ケルン地方裁判所は、1件の手続にまとめられた合計14件の訴訟の請求を認める判決を下した。ケルン地方裁判所は、ドイツ銀行が2008年に既に強制的公開買付を行うべきであり、その場合には公開買付において提示すべき適切な対価はポストバンク株式1株当たり（25ユーロではなく）57.25ユーロとなるはずであったとの見解を示した。公開買付を受け入れた株主に対しては追加で1株当たり32.25ユーロの対価を支払うことになる。ドイツ銀行はこの判決に対して控訴し、Effecten-Spiegel AGの控訴に係る審理も行ったケルン高等裁判所第13委員会が担当となった。

2019年および2020年に、ケルン高等裁判所は、両訴訟における複数の証人を召喚した。聴取を受けた個人には、ドイツ銀行、Deutsche Post AGおよびポストバンクの現および元取締役会メンバー、ならびにポストバンク取引に関与したその他の個人が含まれていた。ケルン高等裁判所はさらに、ドイツ銀行とDeutsche Post AGが2008年および2009年に締結した該当する書類の提出を命じた。そのためドイツ銀行は、2019年にこれらの取引書類の原本を裁判所に提出した。

2020年12月16日、ケルン高等裁判所は判決を下し、Effecten-Spiegel AGの請求を完全に却下した。さらに、2020年12月16日に下された判決において、ケルン高等裁判所は、ケルン地方裁判所による2017年10月20日付の判決に対するドイツ銀行の控訴を認め、関連する原告によるすべての請求を却下した。ケルン高等裁判所は両判決に関する申立をドイツ連邦憲法裁判所（*Bundesgerichtshof*）に求めることを認め、関連するすべての原告はそれぞれの申立を、2021年2月までに提出した。2022年12月13日、ドイツ連邦憲法裁判所は、ケルン地方裁判所の判決を退け、当該訴訟を高等裁判所に差し戻す決定を発表した。

ドイツ銀行は、2017年度末直前にさらに多くの訴訟を提起され、これらのほとんどはケルン地方裁判所で現在係属中である。新たな原告の一部は、2010年のポストバンク株式の任意的公開買付においてドイツ銀行AGが提示した対価は1株当たり64.25ユーロまで引き上げられるべきであったと主張している。

これらの案件に関連してドイツ銀行に対して求められている支払請求は、合計で約700百万ユーロ（利息を除く。）である。

当行グループは、これらの訴訟に関して偶発負債を設定しているが、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該偶発負債の金額を開示しない。

ポストバンク買付に関連する今後の手続 2015年9月、ポストバンクの元株主は、2015年8月のポストバンクの株主総会で採択されたスクイズアウトの決議を取り消すために、ケルン地方裁判所でポストバンクに対して株主訴訟（無効確認訴訟）を提起した。とりわけ、原告は、ドイツ銀行が強制的公開買付を実施しなかったという主張に基づき、ドイツ銀行により保有されるポストバンク株式の議決権は停止の状態であったと主張した。スクイズアウトは完了しており、当該手続自体には逆転効果はないが、賠償金の支払いが発生する可能性がある。原告は上記のEffecten-Spiegelの手続で主張されたものと類似の法律的主張を参照している。2017年10月20日に下された判決において、ケルン地方裁判所は、スクイズアウトの決議は無効であると宣言した。しかし、裁判所はドイツ銀行が強制的公開買付を行わなかったという主張に基づいて議決権の停止に依拠しなかったが、2015年8月のポストバンクの株主総会において、ポストバンクがポストバンク株主の情報に係る権利を侵害していたと主張した。ポストバンクはこの判決に対して上訴した。2020年5月15日、DB Privat- und Firmenkundenbank AG（2018年の合併によるポストバンクの法的後継会社）はドイツ銀行AGと合併した。2020年7月3日、ドイツ銀行AGは2015年のスクイズアウトを覆すことができないことを考慮し、この訴訟に残るわずかな経済的重要性に当該上訴を続けるための努力とコストが見合わなくなったとの理由により、無効確認訴訟に係る上訴を取り下げた。その結果、ポストバンクの株主総会において、ポストバンクが株主の情報に係る権利を侵害したと判断した第一審の判決が確定した。

2010年の任意的公開買付より前にポストバンク全株式の強制的公開買付を行う義務をドイツ銀行が負っていたか否かという法律上の問題も、係属中の2件の審査手続（*Spruchverfahren*）に影響を及ぼす可能性がある。これらの手続は、2015年に行われたポストバンク株主のスクイズアウトに関連して提示した補償額ならびに2012年にDB Finanz-Holding AG（現在のDB Beteiligungs-Holding GmbH）とポストバンクの間で締結された支配の行使および損益の移転に係る合意（*Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag*）に関連して提示した補償額および年間報酬支払額の増額を求めて、ポストバンクの元株主が開始したものである。

審査手続の申請者は、審査手続における適切な補償額を決定する際に、提示価格1株当たり57.25ユーロでポストバンクの強制的公開買付を実施するドイツ銀行の潜在的義務は明白であると主張した。ケルン地方裁判所は当初、2件の判決において申請者の法律上の見解に従っていた。2019年6月の決定で、ケルン高等裁判所は、支配および損益移転契約の実施に関する審査手続において、この法律上の見解を明らかに断念する立場を取った。この決定によれば、2010年の任意的公開買付の前にドイツ銀行がすべてのポストバンク株の強制的公開買付を実施する義務を負っていたかどうかは、適切な補償額の決定には無関係である。ケルン地方裁判所がこのスクイズアウトに関する審査手続において同じ法的立場を取る可能性は高い。2020年10月1日、ケルン地方裁判所は、支配および損益移転契約に関する審査手続（2012年12月5日付）において、ドイツ株式会社法第304条（*jährliche Ausgleichszahlung*）に基づく年次報酬をポストバンク株式1株当たり0.12ユーロから1.78ユーロに引き上げ、ドイツ株式会社法第305条（*Abfindungsbetrag*）に基づく和解額をポストバンク株式1株当たり4.56ユーロから29.74ユーロに引き上げるとする判決を下した。和解額の増額は約492,000ユーロの旧ポストバンク株式に関連し、年次報酬の増額は約7百万ユーロの旧ポストバンク株式に関連している。ドイツ銀行および申請者は当該判決に対する上訴の申立を行っている。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示しない。

ロシア/英国の株式売買に係る調査 ドイツ銀行は、モスクワとロンドンで特定のクライアントがドイツ銀行と締結した、株式売買の状況について調査している。調査対象取引の総額は金額の重要性が高い。ドイツ銀行による法律、規制または方針の違反の可能性および関連する内部統制環境についての内部調査は完了しており、ドイツ銀行は調査により特定された結果を評価した。現在までに、一部のドイツ銀行の方針に対する違反およびドイツ銀行の統制環境の不備が特定されている。ドイツ銀行は、当該調査のいくつかの法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行機関に助言を行っている。ドイツ銀行は、本件において特定の個人に関して懲戒処分を行っている。

2017年1月30日、DFSおよびFCAは、本件の調査に関連して当行と和解したと発表した。当該和解により、上記の株式売買関連の調査も含めた当行の投資銀行部門のAML管理機能に関するDFSおよびFCAの調査は終了した。和解契約の条件に基づいて、DFSは同意命令を発し、これに従い、ドイツ銀行は425百万米ドルの民事制裁金を支払うこと、および最長2年間にわたり独立した監視人を設置することに合意した。FCAとの和解契約の条件に基づき、ドイツ銀行は約163百万英ポンドの民事制裁金を支払うことに合意した。

2017年5月30日、連邦準備制度理事会は、当案件および連邦準備制度理事会が識別した他のAMLに係る問題を解決して当行と和解したと発表した。ドイツ銀行は罰金41百万米ドルを支払った。ドイツ銀行はまた、独立の第三者を雇い、銀行秘密法/AMLプログラムを評価し、ドイツ銀行の子会社であるDeutsche Bank Trust Company Americasの特定の外国コルレス銀行業務を見直すことに合意した。当行は書面による改善計画およびプログラムの提出も求められ、継続的な改善を行っている。

ドイツ銀行は、DOJ（当該証券売買について独自の調査を継続中であると理解されている。）を含む規制当局および法執行機関に引き続き協力している。当行グループは、残りの調査に関する引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

ソブリン債、国際機関債および政府関係機関債（SSA債）に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、SSA債取引に関連する情報および書類提出等の要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

2022年12月6日、欧州委員会はドイツ銀行に対し、ユーロ建SSA債、ソブリン債、カバード・ボンドおよび政府保証債の流通市場取引に関連して欧州連合の競争法に違反している可能性があるとする反対意見書を送付し、ドイツ銀行は本案件について欧州委員会に積極的に協力し、その結果、追訴を免じられた。反対意見書の送付は欧州委員会による調査のステップで調査の結果を予断するものではなく、現在進行中である。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において直接的な市場参加者により2022年12月9日に提起された1件の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、ユーロ建ソブリン債の流通市場を操作した疑いに関して、反トラスト法の違反があったと主張している。この訴状は3倍賠償および弁護士費用を求めている。この訴訟は初期段階にある。

ドイツ銀行はまた、オンタリオ州上級裁判所およびカナダ連邦裁判所においてそれぞれ2017年11月7日および2017年12月5日に提起された推定上の集団訴訟においても被告となっており、これらの訴訟はSSA債の流通市場を操作した疑いに関して、反トラスト法およびコモン・ローの違反を主張している。これらの訴状は、補償的および懲罰的損害賠償を求めている。2022年7月20日、ドイツ銀行は、ドイツ銀行のすべての被告に対する連邦法に基づくSSA請求を解決する国内和解契約を締結した。和解契約はカナダ連邦裁判所の承認を必要とする。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において提起され併合された推定上の集団訴訟において被告として指名されており、当該訴訟は米国反トラスト法の違反とメキシコ国債の取引に関する不当利得を主張している。2019年10月に裁判所は、原告の併合修正訴状を却下するよう求める被告の申立を、再訴可能な形で認めた。2019年12月、原告は第二修正訴状を提出し、それに対して裁判所は、2020年11月30日に再訴可能な形で棄却した。2021年5月20日、原告は再審議をを求める申立を行い、2022年3月30日に却下された。2022年9月15日、原告（控訴人）は第二控訴裁判所に控訴を通知し、最初の準備書面を2022年11月7日に提出した。被告（被控訴人）による異議申立は2023年2月6日に提出された。2021年1月22日、ドイツ銀行は、メキシコ公正取引委員会（COFECE）が、DB Mexicoおよび元トレーダー2名、ならびに他の金融機関6社および他のトレーダー9名がメキシコ国債流通市場における独占的な実務に関与していたとして罰金を課すことで和解に達したと報告された。DB Mexicoは上訴した。DB Mexicoに対する罰金は約427,000米ドルであった。

上記の他に、当行グループは、こうした開示が結果に著しく不利な影響を及ぼしうると結論付けたため、上記案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国財務省証券に関する調査 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、米国財務省証券の入札、取引および関連する市場活動に関する情報および書類提出等の要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

DBSIは、米国財務省証券市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法、米国商品取引法およびコモン・ローの違反があったと主張する複数の推定上の集団訴訟において被告となっていた。これらの訴訟はニューヨーク州南部地区に併合されている。2017年11月16日、原告は併合修正訴状を提出したが、DBSIを被告としなかった。2017年12月11日、裁判所は再訴可能な形でDBSIを集団訴訟から外した。2021年3月31日、裁判所は、被告による当該訴訟の却下申立を認めた。2021年5月14日、原告は第二修正訴状を提出したが、その際もDBSIを被告としなかった。被告は第二修正訴状の棄却をを求める申立を提出し、2022年3月31日に認められた。原告は、2022年4月28日に上訴申立を行った。

2020年6月18日、CFTCは、2013年1月から12月にかけて東京を拠点とするトレーダー2名によるスプーフィングの疑いに関してDBSIとの和解に基づく命令を下した。ドイツ銀行は、当該事案における調査結果または結論を認めることも否定することもせず、民事制裁金1.25百万米ドルを含む当該命令に合意した。

当行グループは、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示しない。これは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたためである。

米国財務省スプーフィング訴訟 上述の当行によるCFTCとの和解を受けて、ドイツ銀行AGおよびDBSIに対する5件の個別の推定上の集団訴訟がイリノイ州北部地区で提起された。当該訴訟は、ドイツ銀行と名前が公表されていないその他の事業体が、2013年1月から12月にかけて、米国財務省証券の先物およびオプション契約ならびにユーロドル先物およびオプション契約市場をスプーフィングするスキームに関与していたと主張している。原告は2020年11月13日に併合訴状を提出した。ドイツ銀行AGおよびDBSIは、2021年1月15日に棄却をを求める申立を提出し、棄却申立の概要説明は2021年4月16日に完了した。2021年9月20日、裁判官は、当事者適格の問題および対人管轄権の発見事項に関する補足的概要説明を命じた。2022年7月20日、裁判官は、当事者適格の問題について限定的な対人管轄権の開示手続を命じた。対人管轄権の開示手続は進行中であり、次の状況報告書の期限は2023年4月5日である。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示しない。

## 信用関連コミットメントおよび偶発負債

## 取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

通常の事業活動の過程において、当行グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当行グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当行グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当行グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めらるであろう。当行グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記すべての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当行グループの取消可能貸出コミットメント、取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

## 取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
取消不能貸出コミットメント <sup>1</sup>	202,595	184,634
取消可能貸出コミットメント	48,425	49,798
偶発負債	67,214	59,394
合計	318,234	293,825

<sup>1</sup> 前年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

## その他のコミットメントおよびその他の偶発負債

以下の表は、当行グループのその他の取消不能貸出コミットメントおよびその他の偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

## その他のコミットメントおよびその他の偶発負債

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
その他のコミットメント <sup>1</sup>	0	0
その他の偶発負債	73	77
合計	73	77

<sup>1</sup> 前年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

## 政府援助

当行グループは、事業活動の過程において、輸出信用機関（以下「ECA」という。）による保証を通じての政府支援を、定期的に申請および受領している。この保証は、貿易関連ストラクチャード・ファイナンスおよび短中期トレード・ファイナンス事業において、新興市場および程度はより少ないが先進国市場への輸出および投資に係る融資に関連した移転リスクおよび債務不履行リスクをカバーする。輸出指向の国々のほぼすべてが、こうしたECAを設置して、自国の輸出業者を支援している。ECAは、各国政府の名の下にその代理として活動を行っており、政府機関として直接設置されているものと、民間企業として組織され政府の代理として行動する公式な権限を政府から付与されているものとがある。こうしたECA保証の諸条件は、ECAのほとんどが経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のコンセンサス・ルールの範囲内で活動を行っていることから、大体似通っている。OECDのコンセンサス・ルールは、OECD加盟国の政府間合意の一つであるが、様々な輸出国間で公正な競争が行われることを確保することを意図した基準を定義している。

一部の諸国では、ECA保証付融資に関して、政府支援による専用の資金提供プログラムが提供されている。当行グループは、輸出される商品およびサービスに係る融資において顧客支援にこうしたプログラムを利用している。当行グループはまた、一定の融資において、国内および国際政府機関から、各政府の利益のために、融資を支援するための政府保証を、担保として受けている。当行グループが受けるこうしたECA保証の大部分は、韓国の代理として行動する韓国輸出信用機関（Korea Trade Insurance CorporationおよびThe Export-Import Bank of Korea）、ドイツ連邦共和国の代理人として行動するEuler-Hermes Kreditversicherungs-AG、イタリア共和国の代理人として行動するイタリア輸出信用保険会社（SACE S.p.A.）またはグレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国の代理人として行動する英国輸出信用保証局により発行されたものであった。

## 税金に係る取消不能支払コミットメント

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、単一破綻処理基金（SRF）およびドイツ預金保護に基づく銀行税に関連する取消不能支払コミットメントは、2022年12月31日現在において13億ユーロ、2021年12月31日現在において11億ユーロであった。

29 -

## その他の短期借入金

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
その他の短期借入金：		
コマーシャル・ペーパー	1,899	1,840
その他	3,223	2,194
その他の短期借入金合計	5,122	4,034

30 -

## 長期債務および信託優先証券

## 最も早い契約期限別の長期債務

単位：百万ユーロ	2023年 度期限	2024年 度期限	2025年 度期限	2026年 度期限	2027年 度期限	2027年度 より後の 期限	2022年 12月31日 現在合計	2021年 12月31日 現在合計
優先債務：								
債券およびノート：								
固定利付	13,207	10,856	8,893	10,916	9,622	10,491	63,986	63,446
変動利付	1,419	2,235	3,023	2,398	573	4,921	14,571	18,182
その他	30,528	4,385	451	457	334	5,433	41,588	53,960
劣後債務：								
債券およびノート：								
固定利付	58	10	2,504	1,946	2,455	2,670	9,644	7,191
変動利付	1,276	26	190	0	0	0	1,491	1,412
その他	135	25	0	42	20	23	245	293
長期債務合計	46,622	17,537	15,061	15,761	13,004	23,539	131,525	144,485

当行グループには、2022年度および2021年度の債務に関して、元本および利息の債務不履行またはその他の違反はなかった。

信託優先証券<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
固定利付	0	0
変動利付	500	528
信託優先証券合計	500	528

1 無期限の金融商品であり、当行グループの選択により将来の特定の日に償還可能である。

## 金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3ヶ月超 12ヶ月以内	期限 1年超5年以内	期限 5年超
無利息預金	246,804	0	0	0	0
利付預金	131,585	132,641	92,629	16,414	9,735
トレーディング負債 <sup>1</sup>	50,664	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価 <sup>1</sup>	282,353	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	24,942	19,335	4,696	4,082	3,478
投資契約負債 <sup>2</sup>	0	0	469	0	0
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 <sup>3</sup>	0	326	187	93	181
中央銀行ファンド借入金	0	0	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	3,603	398	21	41	15
貸付有価証券受入金	12	1	0	0	0
その他の短期借入金	3,003	2,149	142	0	0
長期債務	1	34,050	17,377	71,882	22,529
信託優先証券	0	0	514	0	0
リース負債	36	144	453	1,613	3,214
その他の金融負債	90,334	1,655	2,023	453	15
オフバランスの貸出コミットメント	192,286	0	0	0	0
金融保証	28,083	0	0	0	0
合計 <sup>4</sup>	1,053,708	190,699	118,511	94,578	39,167

1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。

2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。

3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。

4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。



2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3ヶ月超 12ヶ月以内	期限 1年超5年以内	期限 5年超
無利息預金	225,782	0	0	0	0
利付預金	168,927	118,909	70,899	12,195	10,015
トレーディング負債 <sup>1</sup>	54,676	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価 <sup>1</sup>	287,108	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	30,911	7,582	16,764	2,249	2,438
投資契約負債 <sup>2</sup>	0	0	562	0	0
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 <sup>3</sup>	0	678	423	286	79
中央銀行ファンド借入金	0	0	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	227	33	40	448	8
貸付有価証券受入金	24	0	0	0	0
その他の短期借入金	2,676	953	607	0	0
長期債務	0	36,692	14,770	71,239	31,449
信託優先証券	0	0	529	0	0
リース負債	37	142	503	1,750	2,082
その他の金融負債	78,311	3,225	337	456	12
オフバランスの貸出コミットメント	175,114	0	0	0	0
金融保証	24,024	0	0	0	0
合計 <sup>4</sup>	1,047,818	168,213	105,435	88,624	46,084

1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。

2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。

3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。

4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

[次へ](#)

## 追加的注記

32 -  
普通株式

## 普通株式

ドイツ銀行の株式資本は、記名式無額面普通株式から成る。ドイツの法律では、各株式は引受済資本に対する均等な持分を表している。したがって、株式1株の名目価値は2.56ユーロであり、株式資本合計額を株式数で除することにより算定されている。

株式数	発行済かつ 全額払込済	自己株式	社外流通
2021年1月1日現在の普通株式	2,066,773,131	-1,346,166	2,065,426,965
株式報酬制度に基づく株式の発行 増資	0	0	0
自己株式の購入	0	-35,979,884	-35,979,884
自己株式の売却または割当	0	36,647,102	36,647,102
2021年12月31日現在の普通株式	2,066,773,131	-678,948	2,066,094,183
株式報酬制度に基づく株式の発行 増資	0	0	0
自己株式の購入	0	-55,830,172	-55,830,172
自己株式の売却または割当	0	27,577,502	27,577,502
2022年12月31日現在の普通株式	2,066,773,131	-28,931,618	2,037,841,513

全額払込まれていない発行済普通株式はない。

当行グループは年次株主総会での権限付与を受け、株式の買戻しを行った。当該取引はすべて株主持分に計上され、これらの活動に関して収益および費用は計上されなかった。年度末現在保有の自己株式は、主に株主に対する資本分配を目的とした消却および今後の株式報酬に充当の予定である。

## 授權資本

取締役会は、現金払込に対する新株発行による増資を行う権限を付与されている。2022年12月31日現在、ドイツ銀行AGIは、2026年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授權資本枠2,560,000,000ユーロを有している。詳細は定款第4条に規定されている。

授權資本	対価	新株予約権	失効日
512,000,000ユーロ	現金	株式会社法第186条第3項第4号に従って除外されることがあり、また、オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。	2026年4月30日
2,048,000,000ユーロ	現金	オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。	2026年4月30日

## 条件付資本

取締役会は、転換権またはオプション権付の参加証券および/または転換社債および/または新株予約権付社債を一度にまたは数回に分けて発行する権限を付与されている。参加証券、転換社債または新株予約権付社債は、ドイツ銀行AGの関係会社によって発行される場合もある。この目的のために、株式資本は、これらの転換権および/または交換権の行使時または強制転換時という条件付で増額された。

条件付資本	条件付資本の目的	失効日
512,000,000ユーロ	参加証券、転換社債もしくは新株予約権付社債に連動する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権またはオプション権を行使する場合、または転換権付参加証券もしくは転換社債に係る転換義務の保有者がその転換義務を履行する場合に使用することができる。	2022年4月30日
51,200,000ユーロ	失効日以前に付与されたオプション権を行使するために使用することができる。また、発行済オプション権の保有者が株式を受領する権利を行使し、株式の引渡しに自己株式が用いられない場合にのみ使用される。	2022年4月30日

当該権限は未使用のまま、2022年4月30日に失効した。他に条件付き資本は存在しない。

## 配当

以下の表は、2022年、2021年および2020年12月31日終了年度の提案または宣言された配当金額をそれぞれ示している。

	2022年度（提案）	2021年度	2020年度
宣言現金配当（単位：ユーロ）	611,352,454	413,000,000	0
普通株式1株当たり宣言現金配当（単位：ユーロ）	0.30	0.20	0.00

貸借対照表日以降に宣言された配当はない。

33 -

## 従業員給付

### 株式報酬制度

当行グループは、ドイツ銀行エクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受け取る条件付権利を表している。報奨の受給者は報奨の権利確定期間の間は配当を受け取る権利を有していない。

ドイツ銀行エクイティ・プランの諸条件に従い付与された株式報奨は、受給者が該当する権利確定期間（またはアップフロント報奨のリリース期間）終了前に自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効することがある。解雇または退職等の場合には、権利確定は通常、離職後も継続する。繰延株式報奨は、リリースまで失効規定および業績条件の対象となる。

法律上またはその他の制限により株式の受渡に支障がある国では、報奨を付与するためにドイツ銀行エクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランが使用され、一部の法人の従業員については、現地の規制要件により、繰延株式の代わりに制限付株式が用いられる。

この表には取締役会に付与された報奨は含まれていない。DWSエクイティ・プランに基づく報奨の付与については、「DWS株式に基づく報酬制度」の項を参照のこと。

以下の表は、これらのシェア・プランの基本条件を示している。

付与された年度	ドイツ銀行 エクイティ・プラン	権利確定 スケジュール	適格者
2022年度 <sup>4</sup>	年次報奨	1/4 : 12ヶ月 <sup>1</sup> 1/4 : 24ヶ月 <sup>1</sup> 1/4 : 36ヶ月 <sup>1</sup> 1/4 : 48ヶ月 <sup>1</sup>	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (CB/IB/CRUおよびInstVV MRT) <sup>2</sup>

	年次報奨	1/3：12ヶ月 <sup>1</sup> 1/3：24ヶ月 <sup>1</sup> 1/3：36ヶ月 <sup>1</sup>	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (CB/IB/CRU以外) <sup>2</sup>
	年次報奨	1/5：12ヶ月 <sup>1</sup> 1/5：24ヶ月 <sup>1</sup> 1/5：36ヶ月 <sup>1</sup> 1/5：48ヶ月 <sup>1</sup> 1/5：60ヶ月 <sup>1</sup>	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (上級経営者)
	リテンション / 新規雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員
	退職金	個別に設定	特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件
	年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利 確定 <sup>3</sup>	選ばれた従業員
2019年度-2021年度 <sup>4</sup>	年次報奨	1/4：12ヶ月 <sup>1</sup> 1/4：24ヶ月 <sup>1</sup> 1/4：36ヶ月 <sup>1</sup> 1/4：48ヶ月 <sup>1</sup>	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (CB/IB/CRUおよび重要な業務ユニ ットにおけるInstVV MRT) <sup>2</sup>
	年次報奨	1/3：12ヶ月 <sup>1</sup> 1/3：24ヶ月 <sup>1</sup> 1/3：36ヶ月 <sup>1</sup>	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (CB/IB/CRU以外) <sup>2</sup>
	年次報奨	1/5：12ヶ月 <sup>1</sup> 1/5：24ヶ月 <sup>1</sup> 1/5：36ヶ月 <sup>1</sup> 1/5：48ヶ月 <sup>1</sup> 1/5：60ヶ月 <sup>1</sup>	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (上級経営者)
	リテンション / 新規雇用 / オフサイクル <sup>5</sup>	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員
	退職金	個別に設定	特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件
	年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権 利確定 <sup>3</sup>	規制従業員
2017年度-2018年度 <sup>4</sup>	年次報奨	1/4：12ヶ月 <sup>1</sup> 1/4：24ヶ月 <sup>1</sup> 1/4：36ヶ月 <sup>1</sup> 1/4：48ヶ月 <sup>1</sup> または、54ヶ月後 に一括で権利確定 <sup>1</sup>	年次業績連動報奨に選ばれた従業員  上級管理職グループのメンバー
	退職金	個別に設定	特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件
	リテンション / 新規雇用 / オフサイクル	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員

- 1 InstVVの規制従業員（および上級経営者）については、さらに12ヶ月（2017年度から2018年度に付与された報奨は6ヶ月）のリテンション期間が適用される。
- 2 2019年度付与時は、これらの部門はCIBと呼ばれていた。2020年度および2021年度付与時には、CIBはCBとIBとCRUに分かれている。
- 3 株式受渡しはさらに12ヶ月のリテンション期間後に行われる。
- 4 2018年度から2022年度の年次報奨およびリテンション / 新規雇用に対する報奨には、制限付株式報奨制度に基づき付与された報奨が含まれる。
- 5 オフサイクル報奨は2020年度まで付与されていた。

さらに、当行グループは、グローバル・シェア・パーチェス・プランという名称の包括的な従業員株式所有制度を提供している。グローバル・シェア・パーチェス・プランは、特定の国の従業員に、ドイツ銀行の株式を1年間にわたり毎月払いで購入する機会を提供している。当行グループはその購入期間の終わりに、従業員がもう1年ドイツ銀行グループに在籍することを条件に、獲得株式1株につき1株（最大10株）の無償株式を割り当てる。2022年11月から始まった期には、18ヶ国の従業員計11,451名が当該制度に加入していた。

当行グループはその他現地の株式報酬制度を有しているが、個別でも総額でも連結財務諸表にとって重要なものはない。

以下の表は、株式報奨ユニットの変動を示している。また、ドイツ銀行エクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づく付与も含まれている。

株式ユニット（単位：千）	2022年度	2021年度
1月1日現在残高	121,818	119,206
付与	45,114	50,554

リリース	-34,121	-43,206
失効	-4,872	-4,537
その他の変動	-411	-200
12月31日現在残高	127,528	121,818

以下の表は、当年度における報奨の付与、リリースおよび残高に関する主要な情報を示したものである。

	2022年度			2021年度		
	期中に付与された 報奨1ユニット 当たりの 加重平均公正価値	期中のリリース時 の加重平均株価	契約上の加重平均 残存期間	期中に付与された 報奨1ユニット 当たりの 加重平均公正価値	期中のリリース時 の加重平均株価	契約上の加重平均 残存期間
DBエクイティ・プラン	9.53ユーロ	10.04ユーロ	1.5年	9.25ユーロ	10.58ユーロ	1.7年

現金の支払いを伴う株式に基づく報酬取引により負債が生じ、それは2022年および2021年12月31日終了年度において、それぞれ合計約9百万ユーロおよび8百万ユーロであった。

発行済株式報奨の付与総額は、2022年および2021年12月31日現在、それぞれ約10億ユーロおよび9億ユーロであった。このうち約8億ユーロおよび7億ユーロが、報酬費用として当該報告年度またはそれ以前に認識された。このため、2022年および2021年12月31日現在、繰延株式報酬に関する未認識の報酬費用は、それぞれ約2億ユーロおよび2億ユーロであった。

#### DWS株式に基づく報酬制度

DWSグループは、DWSエクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、指定された期間におけるDWS株式の価額を参照して現金支払を受け取る条件付権利を付与するものである。

2018年9月、DWS株式評価益権（SAR）プランに基づき、IPO関連の一度限りの報奨がDWSグループ従業員全員に付与された。限られた数のDWSの上級管理職には、代わりにDWSエクイティ・プランに基づくIPO関連の一度限りのパフォーマンス・シェア・ユニットが付与された。取締役会メンバーに対しては、DWSエクイティ・プランに基づくIPO関連の一度限りの報奨が、2019年1月に付与された。

DWS株式評価益権プランは、特定の条件下で、一定期間における一定数の名目上のDWS株式の価額の上昇（または利得）と同等の現金支払を受け取る権利を表している。この報奨は、DWS株式、議決権またはこれらに関連する配当金を受け取る権利を付与するものではない。

DWSエクイティ・プランは、特定の条件下で、指定された期間におけるDWS株式の価額を参照して現金支払を受け取る権利を付与する架空の株式制度である。

株式報酬制度の報奨の受給者は、当該報奨の権利確定期間中は配当を受け取る権利がない。

任意の株式報酬制度の諸条件に従って付与された株式報奨は、該当する権利確定期間（またはアップフロント報奨のリリース期間）の終了前に受給者が自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効する。解雇または退職等の場合は、権利確定期間は通常、離職後も継続する。

以下の表は、DWSの株式報酬制度の基本条件を示している。

付与された年度	報奨の種類	権利確定スケジュール	適格者
2021年度-2022年度	年次報奨	1/4: 12ヶ月 <sup>1</sup>	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (InstVV MRT)
		1/4: 24ヶ月 <sup>1</sup>	
		1/4: 36ヶ月 <sup>1</sup>	
		1/4: 48ヶ月 <sup>1</sup>	
	年次報奨	1/3: 12ヶ月 <sup>1</sup>	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (InstVV MRT以外)
		1/3: 24ヶ月 <sup>1</sup> 1/3: 36ヶ月 <sup>1</sup>	
2019年度-2020年度	年次報奨 (上級経営者)	1/5: 12ヶ月 <sup>1</sup>	取締役会のメンバー
		1/5: 24ヶ月 <sup>1</sup>	
		1/5: 36ヶ月 <sup>1</sup>	
		1/5: 48ヶ月 <sup>1</sup> 1/5: 60ヶ月 <sup>1</sup>	
	年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 <sup>1</sup>	規制従業員
リテンション / 新規雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員	
2019年度-2020年度	年次報奨	1/3: 12ヶ月 <sup>1</sup>	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
		1/3: 24ヶ月 <sup>1</sup>	
		1/3: 36ヶ月 <sup>1</sup>	
	年次報奨 (上級経営者)	1/5: 12ヶ月 <sup>1</sup>	取締役会のメンバー
		1/5: 24ヶ月 <sup>1</sup>	
		1/5: 36ヶ月 <sup>1</sup>	
		1/5: 48ヶ月 <sup>1</sup>	
		1/5: 60ヶ月 <sup>1</sup>	
年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 <sup>1</sup>	規制従業員	
リテンション / 新規雇用 / オフサイクル <sup>4</sup>	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員	
退職金	個別に設定	特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件	
パフォーマンス・シェア・ ユニット報奨 (IPOに関連 する2019年度に付与された 一度限りの報奨)	1/3: 2022年3月 <sup>1</sup> 1/3: 2023年3月 <sup>1</sup> 1/3: 2024年3月 <sup>1</sup>	取締役会のメンバー	
2018年度	リテンション / 新規雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員
	パフォーマンス・シェア・ ユニット報奨 (IPOに関連 する一度限りの報奨)	1/3: 2022年3月 <sup>1</sup>	選ばれた上級管理職
		1/3: 2023年3月 <sup>1</sup>	
		1/3: 2024年3月 <sup>1</sup>	
SAR報奨 (IPOに関連する 一度限りの報奨)	MRT以外: 2021年6月1日 <sup>3</sup> MRT: 2023年3月1日 <sup>1,3</sup>	全DWS従業員 <sup>2</sup>	

- 1 個々の規制状況により、6ヶ月間のリテンション期間 (AIFMD/UCITS MRT) または12ヶ月間のリテンション期間 (InstVV MRT) が権利確定後に適用される。
- 2 従業員がパフォーマンス・シェア・ユニット報奨を受け取った場合を除く。
- 3 付与済報奨については、権利確定 / リテンション期間の経過後、4年の行使期間が適用される。
- 4 オフサイクル報奨は、InstVV以外の規制従業員のみが付与される。

以下の表は、株式報奨ユニットの変動を示している。

株式ユニット(単位:千)	DWSエクイティ・プラン			DWS SARプラン		
	2022年度	2021年度	2021年度	2022年度	2021年度	2021年度
	報奨数	報奨数	報奨数	加重平均行使価格 (単位:ユーロ)	報奨数	加重平均行使価格 (単位:ユーロ)
期首残高	2,415	2,418	948	24.65	1,254	24.65
付与	1,005	709	0	-	0	-
発行または行使	-1,042	-583	-40	24.65	-256	24.65
失効	-55	-110	-4	24.65	-14	24.65
期日到来	0	0	-16	24.65	-36	24.65
その他の変動	6	-18	-1	24.65	0	24.65
期末残高	2,329	2,415	887	24.65	948	24.65
このうち行使可能なもの	0	0	678	24.65	739	24.65

以下の表は、当年度における報奨の付与、リリースおよび残高に関する主要な情報を示したものである。

	2022年度			2021年度		
	期中に付与された 報奨1ユニット 当たりの 加重平均公正価値	期中のリリース/ 行使時の加重平均 株価	契約上の加重平均 残存期間	期中に付与された 報奨1ユニット 当たりの 加重平均公正価値	期中のリリース/ 行使時の加重平均 株価	契約上の加重平均 残存期間
DWSエクイティ・プラン	27.67ユーロ	29.24ユーロ	1.3年	30.44ユーロ	37.24ユーロ	1.7年
DWS SARプラン	N/A	31.89ユーロ	3.0年	N/A	39.59ユーロ	4.0年

2022年および2021年12月31日現在、付与済の株式に基づく報奨の公正価値はそれぞれ約67百万ユーロおよび83百万ユーロであった。当該報奨のうち約58百万ユーロおよび69百万ユーロは、それぞれ2022年度末および2021年度末までに損益計算書に認識され、このうち2022年および2021年12月31日現在の約25百万ユーロおよび29百万ユーロは完全に権利が確定した報奨に関連するものであった。2022年および2021年12月31日現在、株式に基づく報酬制度に関する未認識費用合計はそれぞれ約10百万ユーロおよび14百万ユーロであり、これは将来の株価の動きに左右される。

DWS株式評価益権プランの報奨の公正価値は一般化されたブラック・ショールズ・モデルを用いて測定されている。発生した負債は、決済されるまで各報告期間末に再測定される。主なインプットは報告日の市場価値であり、報奨の保有期間にわたる過去の配当金がある場合は割り引き、当行グループを離職する適格従業員数および早期退職の適格従業員数の見積りを含む権利確定の予想水準と実績水準の調整を行う。報奨付与日および測定日における公正価値の測定に用いられたインプットは以下のとおりである。

	測定日 2022年12月31日	測定日 2021年12月31日
ユニット(単位:千)	887	948
公正価値	7.65ユーロ	10.99ユーロ
株価	30.36ユーロ	35.48ユーロ
行使価格	24.65ユーロ	24.65ユーロ
予想ボラティリティ(加重平均)	32%	32%
予想残存期間(加重平均)の年数	3.0	4.0
予想配当額(収益に対する%)	66%	65%

DWSの株価のインプライド・ボラティリティについて市場での取引が限定的であることから、DWSの株価の予想ボラティリティは、前の5年間にわたる競合他社グループの過去のボラティリティの評価に基づいている。予想配当額の水準は、直近のDWSグループのコミュニケーションに連動している。

退職後給付制度

## 制度の特性

当行グループは、従業員のために、確定拠出制度および確定給付制度双方の複数の退職後給付制度に資金を提供している。当行グループの制度は、制度の特性および実体に基づいて会計処理が行われている。一般的に確定給付制度の場合には、加入者の発生給付額は、各従業員の報酬と勤続期間に基づいた金額となる。確定拠出制度への拠出額は通常、各従業員報酬の一定割合に基づいたものとなる。この注記の残りは、主に当行グループの確定給付制度に重点を置いている。

当行グループの確定給付制度は、給付の性質およびリスクの違いや、各規制環境の違いを反映して、主に地域別に記載されている。特に、現地の規制当局の定める要件が大幅に異なる場合があり、それにより給付制度の設計や資金調達がある程度決定される。主要な情報は加入者の状況別でも表示されており、当行グループの債務の期日に関する広範な指標を提供している。

2022年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	3,193	287	218	593	4,291
受給待機中の加入者	1,827	1,375	523	83	3,808
受給中の加入者	5,017	1,214	461	207	6,899
確定給付制度債務合計	10,037	2,876	1,202	884	14,999
制度資産の公正価値	10,351	3,768	996	962	16,077
積立率（％）	103%	131%	83% <sup>1</sup>	109%	107%

1 米国の確定給付制度債務合計は、確定給付年金制度に加え、未積立の米国メディケア・プラン（120百万ユーロ）を含む。メディケアを除いた米国の確定給付年金の積立率は92%である。

2021年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	4,626	632	243	635	6,136
受給待機中の加入者	2,535	3,020	564	118	6,237
受給中の加入者	5,936	1,277	544	274	8,031
確定給付制度債務合計	13,097	4,929	1,351	1,027	20,404
制度資産の公正価値	12,642	6,019	1,148	1,079	20,888
積立率（％）	97%	122%	85% <sup>1</sup>	105%	102%

1 米国の確定給付制度債務合計は、確定給付年金制度に加え、未積立の米国メディケア・プラン（170百万ユーロ）を含む。メディケアを除いた米国の確定給付年金の積立率は97%である。

当行グループの確定給付制度債務の大半はドイツ、英国および米国に関連するものである。それ以外の国では、スイスにおける債務が最大となっている。ドイツおよび一部の欧州大陸諸国では、退職後給付は通常、各労使協議会、労働組合およびその同等組織と団体ベースで合意される。当行グループの主な年金制度は、被信託者、受託者、またはそれらと同等の人物によって管理されている。

退職後給付は従業員の報酬全体の中で重要な部分を占めている場合がある。当該制度の設計が、それぞれの市場で従業員にとって魅力的なものである一方、当行グループにとってより長期的に提供できる持続可能なものでなければならない、というのが当行グループのアプローチである。同時に、当行グループでは当該給付の支給に係るリスクを制限しようと努めている。その結果当行グループでは、近年多くの地域で、確定拠出制度の提供に移行している。

これまで当行グループでは通常、退職前の最終給与に基づいて年金制度を提供してきた。こうした種類の給付が依然として、受給待機中および受給中の加入者に関する年金債務の重要部分を占めている。現在、ドイツおよび米国では、在職中の従業員のための主要な確定給付年金制度はキャッシュ・バランス制度であり、当該制度では当行グループは従業員の現在の報酬に基づいて年間の金額を個人の勘定に拠出する。制度規定に応じて、当該勘定は、固定金利または当行グループの投資リスクを制限するために一定の基礎となる投資の市場変動に参加することにより、増額される。特にドイツでは、制度規定内に保証給付額（例えば、最低でも拠出された金額の支払い）を定めている場合がある。受益者は通常、退職時に、累積勘定残高を一括で受け取るか、固定数の年賦払いで受け取るか、また終身年金に変換して受け取るかを選択することができる。この変換は多くの場合、退職時の市況および推定死亡率に基づいて行われる。

当行グループではまた、一部の国において退職および解雇手当制度に、ならびに主に米国では多数の在職中の従業員および退職従業員向けのいくつかの退職後医療制度に資金を提供している。退職後医療制度は通常、適格退職者の医療費が所定の免



責額を超えた後に、所定の割合を支払うものである。米国では、退職者がメディケアとして適格になった時点で、当行グループが医療費払戻口座に対する拠出を行い、当該退職者は当行グループの医療プログラムに基づく資格を喪失する。当行グループの2022年12月31日および2021年12月31日現在の退職後医療制度の確定給付制度債務はそれぞれ合計144百万ユーロおよび201百万ユーロであった。給付構造と組み合わせると、当該退職後医療制度負債の性質および規模を2022年度末の当行グループの貸借対照表の規模と比較して考慮すると、これらの制度は当行グループに関する限定的なリスクを表している。

以下に示す当行グループの確定給付制度からの給付支払予定額には、従業員の過去および予想される将来の勤務に帰属する給付が含まれており、また当行グループの外部の年金信託より支払われる額と、非積立式制度について当行グループから直接支払われる額の双方が含まれている。

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
2022年度の実際の給付支払額	485	131	92	67	775
2023年度の給付支払予定額	522	151	84	71	828
2024年度の給付支払予定額	528	127	85	71	811
2025年度の給付支払予定額	550	138	86	66	840
2026年度の給付支払予定額	564	146	90	64	864
2027年度の給付支払予定額	582	161	90	65	898
2028年度から2032年度の給付支払予定額	3,165	917	456	331	4,869
確定給付制度債務の加重平均期間（年）	13	16	9	9	12

#### 複数事業主制度

当行グループは、ドイツにおいて他の金融機関とともにBVW Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G. (BVW) のメンバーである。BVWは、ドイツにおける適格従業員に対し、当行グループの退職後給付保証を補完するものとして、退職給付を提供している。事業主と従業員の双方が、定期的にBVWへの拠出を行う。BVWは、退職する個人に対して固定額の年金を提供し、制度内において余剰資産が発生した場合には、その固定額が増額される。ドイツの法律では、従業員に当該給付を支給する最終責任は事業主にある。インフレの影響で退職者に対する給付債務が増加することで給付が増額する場合もある。BVWは複数事業主確定給付制度であるが、業界の慣例に従い、当行グループでは、当行グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を識別するのに十分な情報が入手可能でないことから、当該制度を確定拠出制度として会計処理している。この処理は主に、BVWが制度資産の全額を受益者にも加入企業にも配分しないことによるものである。

#### ガバナンスおよびリスク

当行グループでは、当行グループの年金および関連リスクを世界的に監視するため、年金委員会を維持している。当該委員会は、四半期ごとに開催され、上級管理職報酬委員会に直接報告を行い、年金運営委員会による支援を受けている。

この一環として、当行グループでは、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。

取得の際および取得後や、外部環境（法令、税制等）の変化がある場合に、一般的な制度の設計や制度改訂の可能性等のトピックが検討される。制度へのいかなる変更も、グループ人事部（一定の基準を上回る場合は年金委員会も）の承認を要するプロセスを経た上で行われる。

年金リスク管理は当行グループのリスク管理制度に組み込まれており、制度資産および負債の価値、IFRSおよび所要規制自己資本に関して、資本市場の動き（金利、信用スプレッド、物価インフレ等）の重要性を考慮してマーケット・リスクを重視している。このためリスク管理は、特定の測定基準およびリスク管理フレームワーク（該当する場合にはリスク限度枠または基準値を設定する等）による定期的な測定、監視および報告を含んでいる。リスク管理業務には、人口統計上の仮定および他の数理計算上の仮定（寿命リスク等）のような他の金融リスクの検討、見直しおよび測定だけでなく、モデル、バリュエーションおよび他の非金融リスクの評価も含まれている。

当行グループの主要な年金諸国において、当行グループの最大の退職後給付制度リスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価インフレおよび寿命の潜在的変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。年金制度が積立てられている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。

全体的に当行グループは、退職後給付の資金調達、規制自己資本および各地域の積立または会計処理の要件による制約に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当行グループの財政状態に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。

#### 積立

当行グループは、確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、様々な外部の年金信託を継続的に利用している。当行グループの積立原則は、現地の法的要件をすべて満たすことを条件として、確定給付制度債務の積立について、債務の90%か

ら100%の範囲の制度資産を維持することである。また当行グループでは、一部の制度については積立を行わないことを決定しているが、その積立アプローチは定期的なレビュー（現地の規制や慣行に変更があった場合等）の対象となる。当行グループの非積立式制度の債務は、貸借対照表に未払計上されている。

外部積立されている確定給付制度の多くには、現地の最低積立要件が定められている。当行グループは、当行グループの積立原則に基づいて、追加的な制度拠出を決定することができる。英国等、受託者と当行グループが共同で拠出水準に合意している地域もある。ほとんどの国において、当行グループは、確定給付制度債務に対する制度資産の積立超過からの経済的便益を、主に将来の拠出額の減額の形で得られると見込んでいる。当行グループの主要な積立式確定給付制度において比較的高水準の積立水準および採用された投資戦略を考えると、適用され得る最低積立要件が短期的に当行グループを重大で不利な現金逼迫の状況下に置くことはないと予想している。当行グループは当行グループの積立原則に基づいて、当行グループの資産から支払われた給付の返還を求めないことは、当期において外部の年金信託に対して現金の拠出を行うことと同じであると考えている。

2022年度において、市場が大きく動いた結果、ドイツの年金制度の大半が黒字化した。当行グループは年金信託に対して、2022年度において信託の代わりに当行の資産から支払われた給付と過年度に請求しなかった返還額約860百万ユーロを請求し、当行グループの目標積立率の上限を超える積立額を削減した。

退職後医療制度については、当行グループは雇用期間にわたって債務を未払計上し、支払期日到来時に当行グループの資産から給付を行っている。

2022年、大幅な市場の変化により、ドイツのほとんどの年金制度で過剰な資金調達が行われた。

当グループは、受託会社から8億6,000万ユーロの払い戻しを受けましたが、これは2022年までの年金支払額と前年からの未払い額に相当するものでした。

この金額は、2022年分の年金支払額と前年度の未返還額に相当します。これにより、当グループはこの結果、当グループは、積立水準に関する自主規制の上限を超過する金額を削減しました。

#### 数理計算の手法および仮定

すべての制度の測定日は12月31日である。すべての制度は、独立した適格保険数理士により予測単位積増方式を用いて評価されている。世界規模での一貫性を確保するために、当行グループの方針において数理計算上の仮定の設定についてのガイダンスを提供している。これは当行グループの年金委員会により最終決定されるものである。当行グループの上級経営者は、主要な数理計算上の仮定の変動や変更に関する情報を定期的に受け取っている。

12月31日現在の確定給付制度債務を算定する上で適用される主要な数理計算上の仮定が、加重平均の形式で以下に示されている。

	2022年12月31日現在				2021年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国 <sup>1</sup>	その他	ドイツ	英国	米国 <sup>1</sup>	その他
割引率(%)	3.80%	4.77%	5.34%	3.99%	1.10%	1.86%	2.73%	1.92%
物価インフレ率(%)	2.62%	3.71%	2.20%	2.16%	2.19%	3.73%	2.30%	1.88%
将来給与水準の名目上昇率(%)	2.81%	3.71%	2.30%	3.14%	2.42%	4.23%	2.40%	2.69%
年金支給額の名目上昇率(%)	2.97%	3.32%	2.20%	0.85%	2.10%	3.49%	2.30%	1.05%
65歳時の余命の仮定								
測定日現在65歳の男性	21.3%	23.6%	22.0%	22.0%	21.3	23.5	21.9	22.0
測定日現在65歳の女性	23.6%	25.4%	23.4%	24.1%	23.5	25.1	23.3	24.0
測定日現在45歳の男性	22.6%	24.9%	23.3%	23.5%	22.6	24.6	23.3	23.4
測定日現在45歳の女性	24.7%	26.7%	24.8%	25.5%	24.6	26.5	24.7	25.4
適用した死亡率表	修正 Richttafeln Heubeck 2018 G	SAPS(S3) Light/Very Light表と CMIの2021 年予測	PRI2012年 とMP2021年 の予測	各国特有 の表	修正 Richttafeln Heubeck 2018 G	SAPS(S3) Light/Very Light表と CMIの2020 年予測	PRI2012 年と MP2021年 の予測	各国特有 の表

1 キャッシュ・バランス制度の付与利率は、米国30年物国債の利回りと一致している。

主要国における当行グループの最も重要な年金制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールド・カーブ（信頼性の高い第三者の市場データの提供者から入手した社債ユニバースの情報をういて算出されている。）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。2022年度第2四半期に、市場データとの整合性を高めるために、確定給付制度の割引カーブに対する再調整がユーロ圏のカーブに適用され、その結果、310百万ユーロのベネフィットがその他の包括利益に認識された。

ユーロ圏および英国における物価インフレの仮定は、各測定日現在のこれらの市場におけるインフレ・スワップ率に基づく、市場のインフレ指標を参照して設定されている。その他の国における物価インフレの仮定は、通常、Consensus Economics Inc.の長期予測に基づいている。

将来の給与水準の上昇率および年金支給額の上昇率に関する仮定は、必要に応じて、制度ごとに策定される。各制度は、物価インフレの仮定に基づいて、および当行グループの報奨構造または市場ごとの方針ならびに関連する現地の法律および制度特有の要件を反映させることにより、設定される。

その他の仮定としては、死亡率の仮定は、確定給付制度に基づく当行グループの債務を測定する上で重要となる場合がある。これらの仮定は、それぞれの国における現時点での最善の見積りに従い設定されている。将来の潜在的な寿命の改善は考慮され、また必要に応じて含まれる。死亡率の仮定が長期にわたること、およびパンデミックが健康状態に及ぼす長期的な影響が明確ではないことから、いずれの地域においても、年次評価プロセスの一環として捕捉された最新のデータのほかに、COVID-19の影響に対する具体的な仮定は設定されていない。

## 負債および資産の増減の調整表 - 財務諸表に与える影響

単位：百万ユーロ	2022年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	13,097	4,929	1,351	1,027	20,404
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	164	18	10	38	230
利息費用	142	88	39	20	289
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	17	2	0	0	19
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	-3,055	-1,966	-196	-183	-5,400
人口統計上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	80	29	-5	0	104
実績により生じた数理計算上の差異	79	97	3	25	204
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	0	0	16	17
給付の支払	-485	-131	-92	-67	-775
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却	-2	0	0	-2	-4
為替レートの変動	0	-190	92	9	-89
その他	-0	0	0	0	0
期末残高	10,037	2,876	1,202	884	14,999
このうち：					
非積立式	0	10	143	75	228
積立式	10,037	2,866	1,059	809	14,771
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	12,642	6,019	1,148	1,079	20,888
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	139	108	33	19	299
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	-1,594	-1,982	-184	-130	-3,890
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	0	0	16	17
事業主による拠出額 <sup>1</sup>	-353	0	0	28	-325
給付の支払 <sup>2</sup>	-485	-130	-77	-60	-752
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却	1	0	0	-1	0
為替レートの変動	0	-243	79	11	-153
その他	0	0	0	0	0
制度管理費用	0	-4	-3	0	-7
期末残高	10,351	3,768	996	962	16,077
期末現在の積立状況	314	892	-206	78	1,078
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	0	0	0	-90	-90
利息費用	0	0	0	0	0
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	-12	-12

為替レートの変動	0	0	0	-5	-5
期末残高	0	0	0	-107	-107
認識された純資産（負債）	314	892	-206	-29	971 <sup>3</sup>

返還権の公正価値	0	0	0	3	3
----------	---	---	---	---	---

- 純額には2022年度の給付の支払および2021年度に請求されなかった給付支払の返還が含まれる。
- 積立式制度のみ。
- このうち1,326百万ユーロはその他の資産に、355百万ユーロはその他の負債に認識された。

単位：百万ユーロ	2021年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	13,532	4,917	1,327	1,031	20,807
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	177	23	10	40	250
利息費用	80	63	31	16	190
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	28	-15	0	-1	12
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた					
数理計算上の差異	-319	-220	-50	-21	-610
人口統計上の仮定の変更により生じた					
数理計算上の差異	0	-5	3	-14	-16
実績により生じた数理計算上の差異	75	-16	20	1	80
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	0	0	14	15
給付の支払 <sup>1</sup>	-477	-134	-87	-67	-765
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	316	97	28	441
その他	0	0	0	0	0
期末残高	13,097	4,929	1,351	1,027	20,404
このうち：					
非積立式	0	14	197	90	301
積立式	13,097	4,915	1,154	937	20,103
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	12,658	5,705	1,107	987	20,457
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	76	74	26	14	190
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	243	5	7	46	301
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	0	0	14	15
事業主による拠出額	141	0	4	32	177
給付の支払 <sup>1</sup>	-477	-134	-75	-52	-738
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	374	82	39	495
その他	0	0	0	0	0

制度管理費用	0	-5	-3	-1	-9
期末残高	12,642	6,019	1,148	1,079	20,888
期末現在の積立状況	-455	1,090	-203	52	484
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	0	0	0	-38	-38
利息費用	0	0	0	0	0
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	-48	-48
為替レートの変動	0	0	0	-4	-4
期末残高	0	0	0	-90	-90
認識された純資産（負債）	-455	1,090	-203	-38	394 <sup>2</sup>
返還権の公正価値	0	0	0	0	0

1 積立式制度のみ。

2 このうち1,207百万ユーロはその他の資産に、813百万ユーロはその他の負債に認識された。

当行グループは2022年12月31日現在、フランスにおいて約3百万ユーロの返還権を有している。これは以前のCRPBファンドの積立超過に関連するもので、当該超過額は、DB AGパリ支店の退職手当支払いの資金として利用可能であることが2022年度に確認された。その他に、当行グループに係る返還権はない。

#### 投資戦略

当行グループの投資目標は、確定給付年金制度が主要な財務指標に及ぼす不利な影響から当行グループを保護することである。市況が不利な状況において当該制度のIFRSに基づく積立状況を保持することを主眼としている。2021年度以降、競合する主要な財務指標のバランスを図るために、特定の市場における投資戦略が変化している。投資マネージャーは、年金制度の受託者および投資委員会と合意したとおり、投資権限またはガイドラインに従って年金資産を運用している。

主要な確定給付制度のIFRSに基づく積立状況を保持するために、当行グループは年金負債対応投資アプローチを適用している。関連するトレードオフのバランスを保つことで、資本市場の変動による確定給付制度債務の現在価値の変動と制度資産の変動のミスマッチから生じるリスクが最小化される。これは、制度負債の金利、信用スプレッドおよびインフレに対するマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするよう制度資産を配分することで達成される。これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映したものになる。

マーケット・リスクに関する望ましいヘッジ・レベルが現物金融商品（すなわち社債や国債）で達成できない場合には、デリバティブが用いられる。デリバティブ・オーバーレイには、主に金利、インフレ・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップが含まれる。また、金利先物およびオプション等の他の商品も用いられる。実際には、完全にヘッジされたアプローチは、例えば超長期の社債は市場の厚みが不十分であること、ならびに流動性およびコストの検討から、現実的ではない。そのため制度資産には、長期価値を生み分散効果を得るため、エクイティ、不動産、高利回り債または新興市場債といった、更なるリターンを求める資産区分が含まれている。さらに、この投資戦略の変更により、金利および信用スプレッドによる市場リスクを、年金委員会により管理された確定給付の範囲内で積極的に取ることが認められるようになった。この結果、制度資産から生じる市場リスクが減少した。

2022年度第3四半期において、当行グループは第三者の保険会社とのバイ・イン取引を締結した。当該取引は、既存の資産を資金源とする英国の確定給付年金制度に対する410百万ユーロのエクスポージャーのリスク圧縮を意図したものであり、事業主による追加拠出は要求されない。この保険契約を第3四半期に適格制度資産として認識したことにより、当行グループの財務諸表のその他の包括利益に約35百万ユーロのマイナスの影響が生じた。当行グループは、英国において合計で3件の第三者の保険会社とのバイ・イン契約を締結しており、2022年12月31日現在、当行グループは約12億ユーロの確定給付債務の変動から保護されている。

#### 主要資産クラスへの制度資産の配分

以下の表では、主要資産クラスに対する当行グループの積立式確定給付制度の資産配分を示している（すなわち、エクスポージャーには個々に管理されたポートフォリオ内の現物有価証券および制度資産の投資に使用された合同運用ファンドの基礎となる資産配分が含まれる。）。

以下の表の資産の金額は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産。活発で流動性の高い市場における相場価格から公正価値が直接決定できる市場への投資額）および「その他」の資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル2およびレベル3の資産）の双方を含んでいる。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在					2021年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	34	551	56	69	710	930	321	56	78	1,385
資本性金融商品 <sup>1</sup>	1,046	174	108	186	1,514	1,220	348	151	209	1,928
投資適格債 <sup>2</sup>										
国債	1,860	537	346	169	2,912	2,524	1,918	436	207	5,085
民間債	3,898	1,302	385	315	5,900	5,386	1,894	379	336	7,995
投資不適格債										
国債	89	1	2	3	95	137	1	1	1	140
民間債	282	168	13	17	480	423	142	33	55	653
証券化投資およびその他の負債性投資	45	47	81	7	180	839	124	79	7	1,049
保険	0	1,193	0	9	1,202	1	1,256	0	10	1,267
オルタナティブ										
不動産	690	0	0	105	795	528	0	0	98	626
コモディティ	41	0	0	5	46	25	0	0	5	30
プライベート・エクイティ	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2
その他 <sup>3</sup>	1,008	0	0	51	1,059	46	0	0	50	96
デリバティブ（時価）										
金利	1,294	229	13	7	1,543	518	42	9	2	571
クレジット	6	-112	7	0	-99	65	-87	16	1	-5
インフレ	0	-14	0	13	-1	0	-62	0	14	-48
為替	55	-5	0	4	54	-1	4	0	4	7
その他	3	-303	-15	0	-315	1	118	-12	0	107
制度資産の公正価値合計	10,351	3,768	996	962	16,077	12,642	6,019	1,148	1,079	20,888

- 1 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス）。
- 2 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。
- 3 このポジションには、その他の資産区分に分類できない合同運用ファンドが含まれている。

以下の表は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産）に限定して投資された、当行グループの積立式確定給付制度資産を示したものである。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在					2021年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	-154	551	55	24	476	756	317	48	34	1,155
資本性金融商品 <sup>1</sup>	772	173	108	38	1,091	983	348	151	53	1,535
投資適格債 <sup>2</sup>										
国債	691	537	340	49	1,617	902	1,902	431	77	3,312
民間債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資不適格債										
国債	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
民間債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
証券化投資およびその他の負債性投資	0	45	0	0	45	0	118	0	0	118
保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オルタナティブ										
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コモディティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プライベート・エクイティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デリバティブ（時価）										
金利	0	0	-7	0	-7	0	0	-16	0	-16
クレジット	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
インフレ	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14
為替	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
その他	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1
相場価格のある制度資産の公正価値合計	1,312	1,307	496	111	3,226	2,642	2,688	614	178	6,122

1 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス）。

2 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。



以下の表は、確定給付制度の「相場価格のある」資産と「その他」の資産への資産配分を、投資された主要地域別に示したものである。

2022年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	4	387	126	132	31	30	710
資本性金融商品	29	43	881	327	172	62	1,514
国債（投資適格以上）	372	544	402	1,044	106	444	2,912
国債（投資不適格）	0	1	0	0	2	92	95
民間債（投資適格以上）	347	1,068	1,810	2,100	500	75	5,900
民間債（投資不適格）	16	104	23	327	7	3	480
証券化投資およびその他の負債性投資	32	35	81	21	9	2	180
小計	800	2,182	3,323	3,951	827	708	11,791
割合（％）	7%	19%	28%	34%	7%	6%	100%
その他の資産区分							4,286
制度資産の公正価値							16,077

2021年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	3	174	88	1,039	45	37	1,386
資本性金融商品	36	61	1,182	304	258	87	1,928
国債（投資適格以上）	860	1,799	500	1,153	222	551	5,085
国債（投資不適格）	0	0	0	4	2	134	140
民間債（投資適格以上）	500	1,546	2,437	2,873	539	100	7,995
民間債（投資不適格）	46	61	92	438	9	7	653
証券化投資およびその他の負債性投資	23	97	86	31	809	3	1,049
小計	1,468	3,738	4,385	5,842	1,884	919	18,236
割合（％）	8%	20%	24%	32%	10%	5%	100%
その他の資産区分							2,652
制度資産の公正価値							20,888

制度資産には、2022年12月31日現在および2021年12月31日現在それぞれ、プラスの時価約13億ユーロとプラスの時価約553百万ユーロのグループ企業とのデリバティブ取引が含まれている。制度資産の公正価値には、当行グループが発行した重要な金額の有価証券も、当行グループの資産に対するその他の債権も含まれていない。制度資産には、当行グループで使用している不動産は一切含まれていない。

## 主要なリスク感応度

当行グループの確定給付制度債務は、資本市場の状況や数理計算上の仮定の変更による影響を受けやすい。資本市場の変動および主要な仮定の変更への感応度が以下の表に示されている。各マーケット・リスク要素や仮定は単独で変更されている。確定給付制度債務の感応度は、各仮定に関する制度のデュレーションに基づき、幾何学的な外挿法を用いて概算されている。デュレーションは、基礎となる仮定の変更に対する債務の幅広い感応度を示し、それらの仮定における小規模から中規模の変更に關する合理的な近似値を表すリスク指標の一つである。

例えば、利率デュレーションは、各制度の現地の保険数理士から提供された情報に基づき、利率の変更に対する確定給付制度債務の変動より得られる。結果として得られたデュレーションは、利率の変更によって生じる負債の再測定損失または利得の見積りに用いられる。他の仮定に関しても、各感応度の結果を得るために類似のアプローチが用いられる。

確定給付年金制度では、資本市場の状況の変動が数理計算上の仮定（割引率や物価インフレ率等）を通して制度債務および制度資産の公正価値に影響を及ぼす。当行グループが年金負債対応投資アプローチを適用する場合や英国のように債務の一部に保険を掛ける場合には、かかる変動に対する当行グループの全体的なエクスポージャーは軽減される。主要な資本市場の変動に対する当行グループのリスク・エクスポージャーに関する読者の更なる理解を助けるため、関連するマーケット・リスク要素または基礎となる数理計算上の仮定の変動による確定給付制度債務および制度資産の変動の純影響額が示されている。数理計算上の仮定の変更が制度資産に影響しない場合、確定給付制度債務への影響のみが表示されている。

当行グループの主要制度の資産関連の感応度は、当行グループのマーケット・リスク管理機能が決定したリスク感応度要因を用いて算出される。これらの感応度は、当該制度の投資マネージャーから提供された情報に基づいて計算され、基礎となるリスク要素が変動した場合の、制度資産の時価の予想変動額を反映させるために線形外挿される。

感応度は、資本市場の変動や主要な数理計算上の仮定における長期間にわたる妥当で起こり得る変動を示している。当行グループはこうした資本市場または仮定の変動の可能性について見解を示す立場にはない。これらの感応度は、表示されている変動に関する積立状況への全般的な影響を示してはいるが、その影響の重要性や合理的に可能な代替的仮定値の範囲は、総計の結果を構成する様々な制度の間で異なる場合がある。制度資産や制度債務は類似のリスク要素に影響を受けやすいものの、市場のリスク要素と数理計算上の仮定の相関関係が不完全であるために、実際の制度資産と制度債務の変動が完全にお互いを相殺しない可能性がある。資本市場の状況や主要な数理計算上の仮定の変更が積立状況全般に及ぼし得る非線形の影響から、これら感応度を外挿する場合には注意が必要である。退職後確定給付制度における固有のリスクを軽減するために取り得る経営陣の措置は、これら感応度に反映されていない。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在				2021年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国	その他	ドイツ	英国	米国	その他
利率 (-50bp) :								
DB0の増加額 (-)	-570	-225	-25	-35	-915	-520	-40	-60
制度資産の予想増加額 (+) <sup>1</sup>	290	170	25	10	595	350	35	20
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	-280	-55	0	-25	-320	-170	-5	-40
利率 (+50bp) :								
DB0の減少額 (+)	540	210	25	35	855	470	40	55
制度資産の予想減少額 (-) <sup>1</sup>	-290	-170	-25	-10	-595	-350	-35	-20
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	250	40	0	25	260	120	5	35
信用スプレッド (-50bp) :								
DB0の増加額 (-)	-570	-225	-55	-40	-915	-520	-75	-60
制度資産の予想増加額 (+) <sup>1</sup>	210	65	15	5	595	125	15	10
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	-360	-160	-40	-35	-320	-395	-60	-50
信用スプレッド (+50bp) :								
DB0の減少額 (+)	540	210	50	40	855	470	70	55
制度資産の予想減少額 (-) <sup>1</sup>	-210	-65	-15	-5	-595	-125	-15	-10
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	330	145	35	35	260	345	55	45
物価インフレ率 (-50bp) : <sup>2</sup>								
DB0の減少額 (+)	305	140	10	10	370	365	0	20
制度資産の予想減少額 (-) <sup>1</sup>	-285	-115	0	-5	-290	-270	0	-10
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	20	25	10	5	80	95	0	10
物価インフレ率 (+50bp) : <sup>2</sup>								
DB0の増加額 (-)	-325	-145	-5	-10	-385	-365	0	-25
制度資産の予想増加額 (+) <sup>1</sup>	285	115	0	5	290	270	0	10
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	-40	-30	-5	-5	-95	-95	0	-15
将来給与水準の実質上昇率 (-50bp) :								
DB0の減少額 (+)	30	5	0	10	55	5	0	15
積立状況への純影響額								
将来給与水準の実質上昇率 (+50bp) :								
DB0の増加額 (-)	-30	-5	0	-10	-55	-5	0	-15
積立状況への純影響額								
寿命の10%の改善: <sup>3</sup>								
DB0の増加額 (-)	-215	-60 <sup>4</sup>	-20	-10	-335	-160 <sup>4</sup>	-30	-15
積立状況への純影響額								

1 制度資産の公正価値において予想される変動には、制度資産の公正価値合計額の99%超をカバーするドイツ、英国、米国、チャンネル諸島、スイスおよびベルギー内の最大規模の制度からのシミュレートされた影響額が含まれている。この表示においては、それ以外の制度の制度資産の公正価値には変動がないと仮定している。

2 物価インフレの仮定にリンクする範囲で年金給付額の変動への感応度を組み込んでいる。

3 全体的な平均余命が約1年増加したのと同等と見積られている。

4 バイ・イン取引により制度資産において利得が予想されるため、積立状況への純影響額は30百万ユーロ減少している。2021年度は30百万ユーロの減少であった。

## 予想キャッシュ・フロー

以下の表は、積立式制度に関する当行グループの外部の年金信託への拠出、非積立式制度に関する受益者への直接支払い、および確定拠出制度への拠出を含む、2023年度の退職後給付に関する予想キャッシュ・フローを示している。

単位：百万ユーロ	2023年度
	合計
以下に対する予想拠出額	
確定給付制度資産	150
BVV	55
その他の確定拠出制度	260
非積立式確定給付制度に関する予想給付支払額	25
退職後給付に関連する予想キャッシュ・フロー合計	490

## 従業員給付費用

以下の表は、IAS第19号およびIFRS第2号の規定に基づく特定の費用の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
確定給付制度費用：			
勤務費用 <sup>1</sup>	229	234	246
純利息費用（収益）	-10	0	5
確定給付制度費用合計	219	234	251
確定拠出制度費用：			
BVV	57	58	60
その他の確定拠出制度	258	244	243
確定拠出制度費用合計	315	302	303
退職後給付制度費用合計	534	536	554
強制加入の州の年金制度に対する事業主の拠出額			
ドイツにおける年金関連社会保障の支払い	214	221	233
ポストバンクの郵便局公務員向け年金基金への拠出額	58	66	79
強制加入の州の年金制度に対するその他の拠出額	216	217	245
強制加入の州の年金制度に対する事業主の拠出額合計	488	504	557
株式に基づく報酬費用：			
株式に基づく報酬費用（持分決済型） <sup>2</sup>	405	455	318
株式に基づく報酬費用（現金決済型） <sup>2</sup>	29	35	49
現金定着制度に関する費用 <sup>2</sup>	418	398	329
退職金の支払いに関する費用 <sup>3</sup>	82	184	184

1 勤務費用のうち、退職金に関連する項目については、退職金の支払いに関する費用に組替えられた。

2 新規雇用報奨に関する費用および当行グループの再構築費用の一部として認識された金額を含む雇用終了による未償却の費用の加速償却を含む。

3 未償却の繰延報酬報奨に関する費用の加速償却を除く。勤務費用のうち、退職金に関連する項目については、退職金の支払いに関する費用に組替えられた。

## 法人所得税

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
当期税金費用（ベネフィット）：			
当年度税金費用（ベネフィット）	919	847	739
過年度修正	-132	14	-46
当期税金費用（ベネフィット）合計	787	861	693
繰延税金費用（ベネフィット）：			
一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の発生および解消	424	65	-218
税法および/または税率改正の影響	-20	-26	-11
過年度修正	-1,256	-20	-67
繰延税金費用（ベネフィット）合計	-852	19	-296
法人所得税費用（ベネフィット）合計	-64	880	397

繰延税金ベネフィット合計には、過年度において未認識であった欠損金（税額控除/将来減算一時差異）からのベネフィット、過年度に行われた繰延税金資産の取り崩しの戻入および繰延税金資産の取り崩しから生じる費用が含まれており、これによって繰延税金ベネフィットが2022年度に14億ユーロ増加し、繰延税金費用が2021年度に242百万ユーロ減少し、繰延税金ベネフィットが2020年度に96百万ユーロ減少した。

## ドイツ法定（内国）法人所得税率を適用する場合の金額と実際の法人所得税費用 / （ベネフィット）との差異

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
内国法人所得税率31.3%（2021年度：31.3%および2020年度：31.3%）による予想税金費用（ベネフィット）	1,751	1,061	319
外国税率差異	-117	-92	-38
有価証券およびその他の収益に係る非課税所得	-217	-183	-181
持分法適用投資による損失（利益）	-12	-11	-18
減算不能費用	429	287	293
のれんの減損	-0	1	0
繰延税金資産の認識および測定の変更 <sup>1</sup>	-1,891	-227	96
税法および/または税率改正の影響	-20	-26	-11
株式に基づく報酬に関連する影響	-5	1	-29
その他 <sup>1</sup>	18	69	-34
実際の法人所得税費用（ベネフィット）	-64	880	397

<sup>1</sup> 過年度に関連した当期および繰延税金費用 / （ベネフィット）については、主に「繰延税金資産の認識および測定の変更」および「その他」の項目に反映されている。

当行グループは、引き続き様々な管轄区域の税務当局による調査を受けている。上表の「その他」は、税務当局によるこれらの調査の影響が含まれている。

2022年度および2021年度における繰延税金資産の認識および測定の変更は主に、米国において過去に認識していなかった繰延税金資産を認識した影響によるものであった。繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担実績および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。

繰延税金資産・負債の計算に用いられた法人税、連帯付加税および営業税を含む内国法人所得税率は、2022年度、2021年度および2020年度においては31.3%であった。

## 資本（その他の包括利益／資本剰余金）に借方計上または貸方計上された法人所得税

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
確定給付制度に関連する数理計算上の差異	-642	-207	76
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る信用リスクに起因する公正価値純利得（損失）	-25	5	6
強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産：			
期中未実現純利得／（損失）	254	109	-204
（純損益に振り替えられた）期中実現純利得／（損失）	-61	68	84
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ：			
期中未実現純利得／（損失）	229	-2	4
純損益に振り替えられた純利得／（損失）	-18	15	-1
その他の資本の変動：			
期中未実現純利得／（損失）	192	88	-19
純損益に振り替えられた純利得／（損失）	0	7	14
その他の包括利益に貸方計上（借方計上）された法人所得税	-71	83	-40
資本に貸方計上（借方計上）されたその他の法人所得税	25	45	11

## 当行グループの繰延税金資産・負債（総額）の主要な内訳

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
<b>繰延税金資産：</b>		
繰越欠損金	3,946	1,653
繰越税額控除	2	2
<b>将来減算一時差異：</b>		
トレーディング業務（デリバティブを含む。）	8,157	2,105
従業員給付（持分決済型の株式に基づく報酬を含む。）	1,653	2,533
未収利息費用	1,367	1,428
貸出金および借入金（信用損失引当金を含む。）	791	892
リース	865	857
無形資産	43	52
公正価値OCI（IFRS第9号）	387	53
その他の資産	630	515
その他の引当金	81	110
その他の負債	1	10
<b>繰延税金資産合計（相殺前）</b>	<b>17,923</b>	<b>10,210</b>
<b>繰延税金負債：</b>		
<b>将来加算一時差異：</b>		
トレーディング業務（デリバティブを含む。）	8,561	1,958
従業員給付（持分決済型の株式に基づく報酬を含む。）	245	296
貸出金および借入金（信用損失引当金を含む。）	549	538
リース	780	774
無形資産	594	501
公正価値OCI（IFRS第9号）	70	76
その他の資産	371	214
その他の引当金	85	82
その他の負債	46	54
<b>繰延税金負債合計（相殺前）</b>	<b>11,301</b>	<b>4,493</b>
<b>繰延税金資産および負債（相殺後）</b>		
単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
繰延税金資産として表示	7,272	6,218
繰延税金負債として表示	650	501
<b>繰延税金資産純額</b>	<b>6,622</b>	<b>5,717</b>

繰延税金資産および繰延税金負債の残高の変動は、繰延税金費用／（ベネフィット）と一致しない場合がある。通常、これは、（1）資本に直接計上された繰延税金、（2）ユーロ以外の通貨建税金資産および負債に対する為替レート変動の影響、（3）通常の活動の一環としての企業の取得および処分、ならびに（4）その他の資産および負債の一項目として貸借対照表に表示されている繰延税金資産および負債の分類の変更に起因している。

2022年8月、米国は法人代替ミニマム税（インフレ抑制法）を制定した。これらの新たな条項は2023年に発効予定であり、当行グループの米国における営業活動一般に適用されることになる。法人代替ミニマム税については、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき決定された税引前利益に対して15%の税率が課され、一部に調整が行われる。一般的に、代替ミニマム税負債が将来発生する可能性のある範囲で、繰越税額控除に対応する繰延税金資産が認識され、その結果、負債が無期限に税額控除として繰越される可能性がある。

## 繰延税金資産が認識されなかった項目

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在 <sup>1</sup>	2021年12月31日現在 <sup>1</sup>
将来減算一時差異	-773	-988
無期限	-9,462	-10,331
翌期に期限到来	-0	0
翌期後に期限到来	-471	-5,811
繰越欠損金	-9,933	-16,142
翌期後に期限到来	-0	-20
繰越税額控除	-1	-21

<sup>1</sup> 表中の金額は、連邦法人所得税目的の将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除を参照している。

繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの将来課税所得を稼得する可能性が低いいため、これらの項目について繰延税金資産は認識されなかった。

2022年12月31日および2021年12月31日現在、当行グループは、当期または前期に損失に陥った企業において、繰延税金負債を超過した繰延税金資産をそれぞれ25億ユーロおよび54億ユーロ認識した。これは、各企業が繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の評価に基づいている。繰延税金資産として認識する金額を決定する際に、経営陣は、過去の収益性に関する情報、および、関連があれば、承認された事業計画（税法上の繰越期間、タックス・プランニングの実現可能性およびその他の関連検討事項のレビューを含む。）に基づく営業成績の見通しを用いている。

当行グループは、2022年12月31日および2021年12月31日現在、当行グループの親会社による子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連する一時差異をそれぞれ244百万ユーロおよび242百万ユーロ有しており、これらに関して繰延税金負債は認識されなかった。

35 -

## デリバティブ

## デリバティブ金融商品およびヘッジ活動

当行グループが利用するデリバティブ契約には、スワップ、先物、先渡、オプションおよびその他類似のタイプの契約が含まれる。通常の事業活動の過程において、当行グループは、セールス、マーケット・メーカーおよびリスク管理目的で多様なデリバティブ取引を締結している。デリバティブ商品の利用における当行グループの目的は、顧客のリスク管理ニーズを満たすことおよび当行グループのリスクに対するエクスポージャーを管理することである。

注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された当行グループのデリバティブおよびヘッジ会計に関連する会計方針に従い、すべてのデリバティブは、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で貸借対照表に計上されている。

## セールスおよびマーケット・メーカー目的で保有するデリバティブ

## セールスおよびマーケット・メーカー

当行グループのデリバティブ取引の大半は、セールスおよびマーケット・メーカー活動に関連している。セールス活動には、顧客が現在または将来のリスクを負担、移転、変更または減少させるためのデリバティブ商品の構築およびマーケティングが含まれる。マーケット・メーカーには、スプレッドおよび出来高に基づく収益を生み出すための、他の市場参加者に対する買呼値および売呼値の提示が含まれる。

## リスク管理

当行グループは、資産負債管理の一環として、マーケット・リスクに対するエクスポージャーを減少させるためにデリバティブを利用する。これは、固定利付金融商品の特定ポートフォリオおよび予定取引をヘッジするデリバティブの締結、ならびに貸借対照表全体のエクスポージャーに対する戦略的ヘッジにより達成される。当行グループは金利リスクを、とりわけデリバティブ契約を利用することにより積極的に管理している。デリバティブ金融商品の利用度は、所定の限度枠内で、市況の変化や関連する資産および負債の特性および組み合わせの変化に対応して、随時変更される。

## ヘッジ会計に適格なデリバティブ



デリバティブが注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された特定の基準を満たす場合、当行グループはヘッジ会計を適用している。

公正価値ヘッジ関係において、当行グループは、市場金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動に備えるため、主に金利スワップおよびオプションを用いている。キャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、当行グループは、金利の変動に対するエクスポージャーに備えるため、金利スワップを用いている。当行グループは、外国為替予約および外国為替スワップを用いて、在外営業活動体に対する純投資の財務諸表を期末の直物相場で親会社の報告通貨に換算した結果生じる外貨換算調整に対して、ヘッジを行っている。

#### 金利リスク

当行グループは、既存の、および/または予定されている資産および負債の価格が改定される特性（資金調達や投資活動を含む。）を修正することにより、金利リスクに対するエクスポージャーを管理するために金利スワップとオプションを用いている。金利スワップとオプションは、公正価値ヘッジまたはキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれかに指定される。公正価値ヘッジの場合、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動を管理するために金利スワップおよびオプション契約を用いる。キャッシュ・フロー・ヘッジの場合は、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による変動利付金融商品のキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを管理するために、金利スワップを用いる。

当行グループは、貸出金および債券の新規組成、既存の貸出金および債券の返済、資金調達債務の新規発行ならびに既存の資金調達債務の返済によるポートフォリオにおける頻繁な変動について、金利リスクに対するエクスポージャーをポートフォリオごとに管理している。したがって、ポートフォリオにはダイナミックなヘッジ会計アプローチが適用され、個々のヘッジ関係の指定や指定解除をより頻繁に行っている（月次ベース等）。

当行グループは、デリバティブのヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動と、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動の関連性に基づき、ヘッジ関係におけるヘッジの有効性の評価と測定を行っている。非有効性の原因として考えられるものは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との間における以下の差異に起因している可能性がある。

- ヘッジ対象項目とヘッジ手段の観点からのミスマッチ（金利更改の頻度や時期、返済頻度や償還条項等）。
- ヘッジ対象項目とヘッジ手段の再設定の頻度の違いを考慮した、ヘッジ対象項目とヘッジ手段に適用される割引率の差異。
- ヘッジ手段として用いられるデリバティブの公正価値がヘッジ関係の開始日においてゼロではないことによる、ヘッジ対象項目の観点からのミスマッチ。

#### 外国為替リスク

当行グループは、ローリングの外国為替予約戦略を用いることにより、在外営業活動体に対する投資からの外国為替リスク（米ドルおよび英ポンドを含む。）を純投資ヘッジを通じて管理している。さらに当行グループは、外国為替予約をヘッジ手段として用いることにより、非常に発生可能性の高い特定の外貨建のキャッシュ・フローに対して、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用している。

在外営業活動体に対する投資はヘッジ手段のデリバティブ金融商品の名目金額の範囲でのみヘッジされているため、当行グループは通常、重要な額の非有効性が発生するとは予想していない。非有効性の潜在的な発生原因は、ヘッジ関係の開始日において公正価値がゼロではないデリバティブがヘッジ手段として用いられている場合、結果としてヘッジ対象項目とのミスマッチが生じる場合に限定される。同様に、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用について、外国為替予約商品は通常、基礎となる非常に発生可能性の高い取引の条件に合致しており、当行グループはかかるヘッジ関係に重要な額の非有効性が発生するとは予想していない。

## ヘッジ会計および金利指標改革

以下の表は、IASBによる指標改革の修正の影響を受ける当行グループのヘッジ会計の関係、当行グループがさらされている重要なベンチマーク金利（予想される将来の改革の対象となる。）ならびに2022年12月31日および2021年12月31日現在のデリバティブヘッジ商品の名目価額を示している。2022年12月31日現在、ヘッジ手段、ヘッジ対象項目またはヘッジ対象リスク（2022年の年初に参照停止となったIBORベンチマーク）との間にヘッジ関係はなかった。デリバティブヘッジ商品は、ヘッジ会計の関係を通じて当行グループが管理するリスク・エクスポージャーの程度の近似値を示す。

### IASBベンチマーク改革による修正の影響を受けたヘッジ会計の関係

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
	名目価額	名目価額
公正価値ヘッジ		
CHF LIBOR	0	0
GBP LIBOR	0	0
JPY LIBOR	0	0
USD LIBOR	12,281	20,298

### 公正価値ヘッジ会計

#### 公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在			2022年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動	2021年12月31日現在			2021年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動
	資産	負債	名目価額		資産	負債	名目価額	
公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ	10,392	18,053	257,443	-6,000	4,591	1,928	156,553	-1,424

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度
	ヘッジの 非有効部分	ヘッジの 非有効部分
公正価値ヘッジの結果	349	448

公正価値ヘッジとして指定された金融商品

	2022年12月31日現在				2022年度		
	公正価値ヘッジとして 指定された金融商品の 帳簿価額		公正価値ヘッジ調整の 累計額 - 合計		公正価値ヘッジ調整の 累計額 - 終了したヘッジ関係		ヘッジの有 効部分に用 いられる 公正価値の 変動
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	
単位：百万ユーロ							
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資 産	14,823	0	-2,311	0	-21	0	-2,607
償却原価で測定する債券	336	0	-37	0	0	0	-37
長期債務	0	68,596	0	-6,606	0	-164	8,444
預金	0	135,231	0	-7,727	0	0	7,507
償却原価で測定する貸出金	35,957	0	-6,559	0	0	0	-6,958

	2021年12月31日現在				2021年度		
	公正価値ヘッジとして 指定された金融商品の 帳簿価額		公正価値ヘッジ調整の 累計額 - 合計		公正価値ヘッジ調整の 累計額 - 終了したヘッジ関係		ヘッジの有 効部分に用 いられる 公正価値の 変動
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	
単位：百万ユーロ							
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資 産	12,397	0	-221	0	4	0	-724
償却原価で測定する債券	582	0	5	0	2	0	-12
長期債務	0	62,294	0	1,595	0	302	2,329
預金	0	57,893	0	-646	0	0	1,357
償却原価で測定する貸出金	16,949	0	-751	0	0	0	-1,078

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ

	2022年12月31日現在			2022年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動	2021年12月31日現在			2021年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動
	資産	負債	名目価額		資産	負債	名目価額	
単位：百万ユーロ								
キャッシュ・フ ロー・ヘッジとして 保有する デリバティブ	6	1,219	47,976	-802	49	43	7,451	-75

## キャッシュ・フロー・ヘッジ残高

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在	2020年12月31日現在
資本への計上額 <sup>1</sup>	-790	-42	11
このうち、終了したプログラム関連	0	0	0
当該終了年度に資本に計上された利得（損失）	-819	1	-14
当該終了年度に資本から除かれた利得（損失）	71	-54	4
このうち、終了したプログラム関連	0	0	0
ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の 価値の変動	-899	66	-7
純損益に計上された非有効部分	16	25	-12

<sup>1</sup> 「資本への計上額」は、連結貸借対照表に表示されているその他の包括利益累計額に含まれている。

IAS第39号第96項に従い、資本のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に計上された利得および損失は、ヘッジ手段に係る利得または損失のヘッジ開始日からの累積額とヘッジ対象項目に係る予想将来キャッシュ・フローの公正価値のヘッジ開始日からの変動累積額のうち、少ない方の額である。結果として、ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動は、これがヘッジの有効部分に用いられたヘッジ手段の公正価値の変動を超過する場合には、全額が資本に計上されるわけではない。したがって、損益に計上されるヘッジの非有効部分は、ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動とヘッジの有効部分に用いられたヘッジ手段の公正価値の変動との差額と一致するように必ずしも調整されない。

2022年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジの最長期間は2034年である。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金融商品は、当行グループの連結貸借対照表において、償却原価で測定する貸出金として認識されている。

## 純投資ヘッジ会計

## 純投資ヘッジとして保有するデリバティブ

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在			2022年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動	2021年12月31日現在			2021年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動
	資産	負債	名目価額		資産	負債	名目価額	
純投資ヘッジとして 保有するデリバティブ	1,044	513	45,749	-2,539	227	1,093	39,087	-1,707

単位：百万ユーロ	2022年度		2021年度	
	資本に認識され る公正価値の変 動 <sup>1</sup>	ヘッジの 非有効部分	資本に認識され る公正価値の変 動 <sup>1</sup>	ヘッジの 非有効部分
純投資ヘッジの結果	2,410	-329	1,892	-179

<sup>1</sup> 「資本に認識される公正価値の変動」は、連結貸借対照表に表示されているその他の包括利益累計額に含まれている。

## 純投資ヘッジとして保有するデリバティブのプロファイル

単位：百万ユーロ	1年以内	1年 - 3年以内	3年超 - 5年以内	5年超
2022年12月31日現在				
外国為替予約の名目価額	34,664	229	21	0
外国為替スワップの名目価額	10,776	59	0	0
合計	45,440	288	21	0
2021年12月31日現在				
外国為替予約の名目価額	31,727	36	0	3
外国為替スワップの名目価額	7,239	68	16	0
合計	38,965	103	16	3

当行グループは外国為替予約を戦略的に使用している。上表に示すとおり、先渡契約の大部分は期中に期限を迎える。期限が1年を超える契約金額は重要ではないため、当行グループは平均為替レートの算出を行っていない。

36 -  
関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当行グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

## 経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行の活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当行グループは、取締役会のメンバーおよび親会社の監査役会のメンバーが、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。

## 経営幹部の報酬費用

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度	2020年度
短期従業員給付	37	36	30
退職後給付	5	7	7
その他の長期給付	15	10	2
解雇給付	2	6	0
株式に基づく報酬	17	15	8
合計	76	74	47

上記の表には、従業員から選任された監査役および元監査役が受け取った報酬は含まれていない。ドイツ銀行の従業員としての業務、または元従業員としての身分（退職、年金および繰延報酬）に関して、これらのメンバーに支払われた報酬総額は、2022年12月31日現在では1百万ユーロ、2021年12月31日現在では1百万ユーロおよび2020年12月31日現在では1百万ユーロであった。

2022年12月31日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント5百万ユーロ、ならびに預金8百万ユーロが含まれていた。2021年12月31日現在、当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント8百万ユーロならびに預金13百万ユーロが含まれていた。

加えて、当行グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部に提供している。

## 子会社、共同支配企業および関連会社との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当行グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引は、個々に重要ではないため、以下の表においてまとめて表示されている。

#### 貸出金

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度
貸出金残高、期首現在	153	214
期中の貸出金の変動	-34	159
連結会社グループの変動	0	0
為替レートの変動 / その他 <sup>1</sup>	0	-221
貸出金残高、期末現在 <sup>1,2</sup>	119	153
その他の信用リスク関連取引：		
信用損失引当金	0	0
信用損失引当金繰入額	0	0
保証およびコミットメント	5	28

1 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

2 延滞貸出金は、2022年12月31日現在では0百万ユーロ、2021年12月31日現在では0百万ユーロであった。2022年12月31日現在および2021年12月31日現在、当行グループは上記の貸出金に対してそれぞれ合計0百万ユーロおよび0百万ユーロの担保を保有していた。

#### 預金

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度
預金残高、期首現在	63	49
期中の預金の変動（純額）	-32	14
連結会社グループの変動	0	0
為替レートの変動 / その他	0	0
預金残高、期末現在	31	63

#### その他の取引

関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は、2022年12月31日現在では3百万ユーロ、2021年12月31日現在では2百万ユーロであった。関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は、2022年12月31日現在では0百万ユーロ、2021年12月31日現在では0百万ユーロであった。

関連会社との取引に係るその他の資産は、2022年12月31日現在では33百万ユーロ、2021年12月31日現在では42百万ユーロであった。関連会社との取引に係るその他の負債は、2022年12月31日現在では3百万ユーロ、2021年12月31日現在では1百万ユーロであった。

#### 年金制度との取引

IFRSに基づき、退職後給付制度は関係当事者とみなされている。当行グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当行グループは、これらの制度に対して、投資運用管理サービスを含む金融サービスを提供している。当行グループの年金基金は、ドイツ銀行の株式または有価証券を保有または売買することができる。

#### 関連当事者である年金制度との取引

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度
制度資産内に保有されている当行グループが発行した株式	0	23
その他の資産	5	17
制度資産から当行グループの資産運用管理会社に支払われたフィー	20	22
当行グループが相手先であるデリバティブの時価	1,389	765
当行グループが相手先であるデリバティブの名目金額	12,888	12,309

## 子会社に関する情報

## 当行グループの構成

ドイツ銀行AGは、当行グループの子会社の直接的または間接的な持株会社である。

当行グループは521（2021年度：563）の連結された事業体から構成されており、このうち200（2021年度：225）は連結対象のストラクチャード・エンティティである。当行グループが支配する362（2021年度：376）の事業体については、当行グループが直接的または間接的に100%の所有持分（資本持分）を保有している。159（2021年度：187）の連結された事業体については、第三者もその所有持分（非支配持分）を保有している。2022年および2021年12月31日現在、子会社1社は重要な非支配持分を有している。その他すべての子会社に対する非支配持分は個別でも総額でも当行グループにとって重要ではない。

## 重要な非支配持分を有する子会社

	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
DWS Group GmbH & Co. KGaA		
非支配持分が保有する所有持分と議決権の割合	20.51%	20.51%
事業地	グローバル	グローバル
単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
非支配持分に帰属する純利益	119	161
子会社の非支配持分累計額	1,622	1,545
非支配持分への配当の支払	82	74
要約財務情報：		
資産合計	11,396	11,611
負債合計	3,566	4,166
純収益合計	2,712	2,720
当期純利益（損失）	599	782
包括利益（損失）合計、税引後	783	1,064

## 当行グループの資産へのアクセスまたはその使用に対する重要な制約

法律上、契約上および規制上の要件ならびに非支配持分に対する保護権により、当行グループが資産にアクセスし、それをグループ内の他の事業体との間で自由に移転する能力、および当行グループの負債を決済する能力が制限される場合がある。

資産を使用する当行グループの能力に影響を及ぼす制約は以下のとおりである。

- 当行グループは、買戻契約、証券金融取引、ローン担保証券における債務を担保するため、およびOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、担保を差入れている。
- 連結のストラクチャード・エンティティの資産は、これらの企業が発行した債券を購入した当事者の利益のために保有される。
- 規制上の要件や中央銀行からの要求または現地の会社法により、特定の法域において、当行グループ内の他の事業体との間で資産を移転する当行グループの能力が制限される場合がある。

## 制約を受ける資産

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在		2021年12月31日現在	
	資産合計	制約を受ける資産	資産合計	制約を受ける資産
利付銀行預け金	164,136	108	180,942	196
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	482,376	40,346	491,233	55,325
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	31,675	2,771	28,979	6,648
償却原価で測定する貸出金	483,700	73,500	471,319	79,764
その他	174,902	3,592	151,521	3,233
合計	1,336,788	120,317	1,323,993	145,166

上記の表では、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産を除外している。こうした制約は、現地の関連する貸出要件に基づく場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能な個々のオンバランス項目を識別することは不可能である。これは規制上の最低流動性要件についても同様である。当行グループは現地のストレス時の流動性アウトフローを超える流動性準備金の額を識別する。そうした流動性準備金で、この目的で制約を受けるとみなされる総額は、2022年12月31日現在において199億ユーロ（2021年12月31日現在：255億ユーロ）である。

38 -

## ストラクチャード・エンティティ

## ストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与の性質、目的および範囲

当行グループは、特定の事業目的を達成するために設計されたストラクチャード・エンティティと、様々な事業活動に従事している。ストラクチャード・エンティティとは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業のことである。例としては、議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合が挙げられる。

ストラクチャード・エンティティは、以下の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動。
- 狭義かつ十分に明確化された目的。
- ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本。
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資家への複数の契約上関連した金融商品の形態での資金調達。

ストラクチャード・エンティティの主な用途は、特定の資産のポートフォリオの利用を顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。ストラクチャード・エンティティは法人、信託またはパートナーシップとして設立されることがある。ストラクチャード・エンティティは通常、当該企業が保有する資産に担保されたおよび/またはインデックスされた負債性有価証券および資本性有価証券の発行により、資産購入の資金を調達する。ストラクチャード・エンティティが発行する負債性有価証券および資本性有価証券には、様々な優先劣後水準のトランシェが含まれる場合がある。

注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載のとおり、ストラクチャード・エンティティは、当行グループとストラクチャード・エンティティとの関係の実質が、当行グループが当該企業を支配していることを示唆する場合に連結される。

## 連結対象のストラクチャード・エンティティ

当行グループは、次のような種類の連結対象のストラクチャード・エンティティに財務的支援を提供することを当行グループが要求される可能性のある契約上の取決めを有している。



## 証券化ビークル

当行グループは、多様な資産プールの購入の資金調達のために証券化ビークルを利用している。当行グループはこれらの事業体に対して流動性と信枠の形態で財務的支援を提供している。2022年12月31日および2021年12月31日現在、これらの事業体に対する貸出コミットメント残高はなかった。

## ファンド

当行グループは、当行グループに連結されたファンドに対して、資金提供や流動性と信枠または保証を提供することがある。2022年12月31日および2021年12月31日現在、当行グループが当該ファンドに提供した流動性と信枠および保証の名目価額はそれぞれ11億ユーロおよび12億ユーロであった。

当期中にドイツ銀行は、連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

## 非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティは、議決権、契約、資金提供契約またはその他の手段を通じて当行グループが当該企業を支配していないため連結されていない。非連結のストラクチャード・エンティティに対する当行グループの関与の範囲はストラクチャード・エンティティの種類によって異なる。

以下は、非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与を種類別に説明している。

## リパッケージおよび投資企業

リパッケージおよび投資企業は、有価証券とデリバティブの組み合わせを通じて顧客の投資ニーズに応えるために設立される。当行グループはリパッケージおよび投資企業から獲得されるリターンに影響を及ぼすパワーを有していないため、リパッケージおよび投資企業は当行グループによって連結されない。一般的に、これらの企業は投資家との間で事前に合意した特定の投資リターンを提供するために設立されるものであり、取引期間中に当行グループがその投資戦略やリターンに変更を加えることはできない。

## 第三者資金提供企業

当行グループでは、様々な資産を保有するストラクチャード・エンティティに対して資金を提供している。これらの企業は、資金提供企業、信託および民間投資企業の形態を取る場合がある。当該資金提供は、ストラクチャード・エンティティの資産によって担保される。当行グループの関与は主に、貸出および貸出コミットメントの両方に関係している。

当該取引で使用されるビークルは、借手が融資に係る追加証拠金または担保を拠出するか否かを決定する能力を有している場合には当該借手によって支配されている。借手が融資を継続するか終了するかを決定することができるような場合には、借手が当該ビークルを連結する。

## 証券化ビークル

当行グループでは、固定利付有価証券、法人貸出金、および資産担保証券（ほとんどが商業用モーゲージ担保証券、住宅用モーゲージ担保証券およびクレジット・カード債権）を含む多様な資産プールの購入する証券化ビークルを設立している。これらのビークルは、負債性有価証券および資本性有価証券の複数トランシェを発行することによりこれらの購入に資金を提供しており、その償還はビークル内の資産のパフォーマンスに連動している。

当行グループは、これらの証券化ビークルに資産を移転し、流動性と信枠の形態でこれらの企業へ財務支援を行うことができる。

当行グループではさらに第三者をスポンサーとする証券化ビークルに対して、投資および流動性と信枠の提供を行っている。

証券化ビークルの活動に対する委任されたパワーを有するサービサーまたはスペシャル・サービサーを一方的に解任するパワーまたは能力を当行グループが有していない場合には、当該証券化ビークルは当行グループに連結されない。

## ファンド

当行グループでは、特定の資産への投資保有に対する顧客からの要求に対応するため、ストラクチャード・エンティティを設立している。当行グループではまた、第三者がスポンサーとなっているファンドに投資している。グループ企業は、ファンド・マネージャー、証券保管機関およびその他の役割を担い、グループがスポンサーとなっているファンドおよび第三者のファンドの双方に対して資金や流動性と信枠を提供することがある。提供した資金は、ファンドが保有する基礎となる資産によって担保されている。

ドイツ銀行が代理人とみなされる場合、または他の第三者投資家がファンドの活動を指図する能力を有している場合には、当行グループは当該ファンドを連結しない。

#### その他

これらは、ドイツ銀行または第三者がスポンサーとなっているストラクチャード・エンティティで、上記のいずれの基準にも該当しないものである。当行グループがこれらの企業の意思決定に対してパワーを有していない場合には、これらの企業は当行グループによって連結されない。

#### ストラクチャード・エンティティへの関与により生じた収益

当行グループはファンドに関連した投資運用サービスに対して、マネジメント・フィーのほかに、パフォーマンスに基づくフィーを稼得することがある。ストラクチャード・エンティティに対して提供した資金に関して、利息収益が認識される。ストラクチャード・エンティティとのデリバティブの結果として生じたおよびこれら企業で保有される債券の価値の変動から生じたトレーディング収益は、「純損益を通じて公正価値で保有する金融資産 / 負債に係る純利得 / (損失)」に認識される。

#### 非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与とは、当行グループをストラクチャード・エンティティの業績からのリターンの変動性に晒す契約上および非契約上の関与を指す。非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の例としては、当行グループがストラクチャード・エンティティからのリターンの変動性を吸収する負債または持分投資、流動性と信枠、保証および特定のデリバティブ商品がある。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与には、ストラクチャード・エンティティにリターンの変動性をもたらす金融商品は含まれない。例えば、その目的および設計が信用リスクを投資家にパス・スルーすることである非連結のストラクチャード・エンティティから当行グループが信用プロテクションを購入した場合、当行グループは、変動性を吸収しているのではなく、当該企業に対してリターンの変動性を提供している。そのため、購入した信用プロテクションは、下記の表の目的上、関与とはみなされていない。

#### 非連結のストラクチャード・エンティティへの最大エクスポージャー

損失に対する最大エクスポージャーは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の性質を考慮して判断される。貸出金およびトレーディング金融商品に関する最大エクスポージャーは、その帳簿価額で連結貸借対照表に反映される。当行グループの解釈に従い、デリバティブおよびオフバランスのコミットメント（保証、流動性と信枠および貸出コミットメント等）に関する最大エクスポージャーは、IFRS第12号に基づき名目金額で反映される。当該金額またはそれらの変動は、担保やヘッジによる影響も、そうした損失が発生する可能性も考慮していないため、当行グループが直面する経済的リスクを反映するものではない。2022年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ4,570億ユーロ、3,970億ユーロおよび280億ユーロであった。2021年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ1,040億ユーロ、2,960億ユーロおよび220億ユーロであった。

#### ストラクチャード・エンティティの規模

当行グループでは、ストラクチャード・エンティティの規模に関して異なる指標をその種類に応じて規定している。ストラクチャード・エンティティの規模を評価する上で、以下の指標が適切な指標だと考えられている。

- ファンド - 当行グループがファンド・ユニットを保有している場合には純資産価額または運用資産の金額。当行グループの関与がデリバティブから構成されている場合には、デリバティブの名目金額。
- 証券化 - 当行グループの関与が保有する債券を通じて生じている場合には、発行債券の名目金額（利息のみの有価証券および余剰債券（該当がある場合）を除く。）。当行グループの関与がデリバティブの形態である場合には、当該デリバティブの名目価額。
- 第三者資金提供企業 - 当該企業における総資産。
- リパッケージおよび投資企業 - 発行債券の公正価値。

第三者資金提供企業については規模に関する情報が公表されていないため、当行グループでは当行グループが受け取った / 差し入れた担保または当行グループの当該企業に対するエクスポージャーの名目金額のいずれか大きい方を開示している。

上記の定義に基づき、ストラクチャード・エンティティの規模は総額で2兆7,230億ユーロであり、このうち、大部分の1兆1,380億ユーロはファンドからのものである。2021年度は、それぞれ2兆1,680億ユーロおよび1兆2,510億ユーロであった。

以下の表は、連結財政状態計算書で認識されている当行グループの関与の帳簿価額、およびこうした関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを、ストラクチャード・エンティティの種類ごとに示している。下記の帳簿価額は、担保およびヘッジによる影響を考慮していないため、当行グループが直面するリターンのもとの変動性を反映していない。

## ドイツ銀行の関与に関連した帳簿価額および規模

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供企業	証券化	ファンド	合計
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金	0	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	1	0	319	7	327
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	0	0	87	2,404	2,491
借入有価証券担保金	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	195	8,675	4,956	46,695	60,520
トレーディング資産	145	2,910	3,159	3,660	9,874
プラスの時価（デリバティブ金融商品）	34	4,224	863	5,458	10,580
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	16	1,541	933	37,577	40,067
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	830	298	404	1,532
償却原価で測定する貸出金	212	68,398	31,077	18,896	118,583
その他の資産	0	956	3,293	10,405	14,654
資産合計	408	78,859	40,030	78,810	198,107
<b>負債</b>					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	51	1,251	438	5,021	6,761
マイナスの時価（デリバティブ金融商品）	51	1,251	438	5,021	6,761
その他の短期借入金	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0	0
負債合計	51	1,251	438	5,021	6,761
オフバランスのエクスポージャー	0	10,644	11,045	6,747	28,437
合計	357	88,252	50,637	80,536	219,782

2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供企業	証券化	ファンド	合計
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金	0	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	1	0	0	11	12
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	0	0	82	1,593	1,675
借入有価証券担保金	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	328	7,860	4,923	44,192	57,303
トレーディング資産	172	4,825	3,243	3,980	12,220
プラスの時価（デリバティブ金融商品）	156	300	9	2,671	3,135
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	0	2,735	1,671	37,542	41,948
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	298	1,043	530	1,871
償却原価で測定する貸出金	1,089	60,338	26,406	15,245	103,079
その他の資産	4	575	3,333	12,202	16,114
資産合計	1,422	69,072	35,787	73,773	180,054
<b>負債</b>					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	74	185	20	8,721	9,000
マイナスの時価（デリバティブ金融商品）	74	185	20	8,721	9,000
その他の短期借入金	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	13	13
負債合計	74	185	20	8,734	9,013
オフバランスのエクスポージャー	0	7,765	10,093	3,683	21,541
合計	1,348	76,652	45,861	68,722	192,582

トレーディング資産 - 2022年12月31日および2021年12月31日現在のトレーディング資産合計はそれぞれ99億ユーロおよび122億ユーロであった。これは主に、証券化に対する投資32億ユーロおよび32億ユーロならびにファンドのストラクチャード・エンティティに対する投資37億ユーロおよび40億ユーロからそれぞれ構成されている。当行グループの証券化への関与は、これらの企業に含まれる資産によって担保されている。当行グループがファンド・ユニットを保有している場合、これらは主に信託におけるマーケット・メーカーに関するものであるが、それ以外の場合には顧客に対する発行債券のヘッジとしての機能を果たす。また、組成された第三者資金提供企業への貸出金により生じる信用リスクは、受け取った担保により軽減されている。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 - この区分における関与の大半はファンドへの逆レボ契約が占めており、これらは基礎となる有価証券によって担保されている。

貸出金 - 2022年12月31日および2021年12月31日現在の貸出金は、それぞれ1,186億ユーロおよび1,031億ユーロの証券化トランシェに対する投資および第三者資金提供企業への融資から構成されている。当行グループによる第三者資金提供企業への融資は、当該ストラクチャード・エンティティにおける資産によって担保されている。

その他の資産 - 2022年12月31日および2021年12月31日現在のその他の資産それぞれ147億ユーロおよび161億ユーロは、主に委託証拠金残高から構成されている。

未決済債権 - 未決済債権の残高は、仲介業務等による典型的な顧客とサプライヤーとの関係から生じるものであり、内在するボラティリティは、財務諸表の利用者にストラクチャード・エンティティに対するドイツ銀行のエクスポージャーに関する有効な情報を提供しないため、本開示注記には含まれていない。

#### 財政支援

当期中にドイツ銀行は、非連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティで、2022年12月31日および2021年12月31日現在、当行グループが関与を有していない企業

当行グループはスポンサーとして、企業の法的な立ち上げおよびマーケティングに関与し、以下の様々な形で企業を支援している。

- 企業への資産の移転
- 企業への元手資本の提供
- 企業の継続運営を確保するための運営支援の提供
- ストラクチャード・エンティティへの履行保証の提供

市場参加者がストラクチャード・エンティティを当行グループと合理的に関連付ける場合にも、当行グループは当該企業のスポンサーとみなされる。さらに、ストラクチャード・エンティティのためにドイツ銀行の名称を用いることは、当行グループがスポンサーの役割を果たしていることを示唆する。

スポンサーとなっている企業で、2022年12月31日および2021年12月31日現在、当行グループが関与を有していなかった企業からの総収益は、それぞれ226百万ユーロおよび254百万ユーロであった。当行グループがスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない例には、当該ストラクチャード・エンティティへの元手資本または資金提供が当期中に当行グループに対して既に全額返済されている場合が含まれる。この金額は、ヘッジの影響を考慮しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に認識されている。2022年度において、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティに移転した資産の帳簿価額累計は、証券化に対して34億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して12億ユーロであった。2021年度においては、証券化に対して32億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して14億ユーロであった。

39 -

## 流動および非流動の資産および負債

1年以内または1年を超えて回収または決済される金額の資産および負債の科目別の内訳

## 2022年12月31日現在の資産科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2022年 12月31日現在
現金および中央銀行預け金	178,896	0	178,896
インターバンク預け金（中央銀行以外）	7,189	6	7,195
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	8,415	3,063	11,478
借入有価証券担保金	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	475,945	6,431	482,376
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	7,296	24,380	31,675
持分法適用投資	0	1,124	1,124
償却原価で測定する貸出金	119,109	364,591	483,700
土地建物および設備	0	6,103	6,103
のれんおよびその他の無形資産	0	7,092	7,092
その他の資産	93,565	24,729	118,293
当期税金資産	873	711	1,584
繰延税金資産考慮前の資産合計	891,287	438,229	1,329,516
繰延税金資産			7,272
資産合計			1,336,788

## 2022年12月31日現在の負債科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2022年 12月31日現在
預金	596,500	24,956	621,456
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	517	56	573
貸付有価証券担保金	13	0	13
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	383,954	4,118	388,072
その他の短期借入金	5,122	0	5,122
その他の負債	107,345	6,369	113,714
引当金	2,449	0	2,449
当期税金負債	240	148	388
長期債務	46,622	84,903	131,525
信託優先証券	500	0	500
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,143,261	120,550	1,263,811
繰延税金負債			650
負債合計			1,264,461

## 2021年12月31日現在の資産科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2021年 12月31日現在
現金および中央銀行預け金	192,012	9	192,021
インターバンク預け金（中央銀行以外）	7,318	24	7,342
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	5,904	2,465	8,368
借入有価証券担保金	63	0	63
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	483,183	8,050	491,233
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	6,995	21,984	28,979
持分法適用投資	0	1,091	1,091
償却原価で測定する貸出金	132,516	338,803	471,319
土地建物および設備	0	5,536	5,536
のれんおよびその他の無形資産	0	6,824	6,824
その他の資産	87,654	16,131	103,785
当期税金資産	717	497	1,214
繰延税金資産考慮前の資産合計	916,360	401,415	1,317,775
繰延税金資産			6,218
資産合計			1,323,993

## 2021年12月31日現在の負債科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2021年 12月31日現在
預金	582,278	21,472	603,750
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	297	450	747
貸付有価証券担保金	24	0	24
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	398,203	2,653	400,857
その他の短期借入金	4,034	0	4,034
その他の負債 <sup>1</sup>	92,314	5,482	97,796
引当金	2,641	0	2,641
当期税金負債	411	189	600
長期債務	49,434	95,051	144,485
信託優先証券	528	0	528
繰延税金負債考慮前の負債合計 <sup>1</sup>	1,130,164	125,298	1,255,462
繰延税金負債			501
負債合計			1,255,962

<sup>1</sup> 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

[次へ](#)

## 40 - 後発事象

2019年度から2022年度末にかけてリスク圧縮とコスト削減のマנדートを実行したことにより、キャピタル・リリース・ユニットは2023年度第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなる。今後、残りのポートフォリオ、資源および従業員は、コーポレートおよびその他のセグメント内で報告される。この変更に伴い、キャピタル・リリース・ユニットを除く当行グループを表すコア・バンクとしての財務数値も報告されなくなり、当行グループは2023年度第1四半期より、コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメント、ならびにコーポレートおよびその他のセグメントで構成されることになる。

当行グループは、コスト管理のためにドライバーベースのコスト配賦を2023年度第1四半期から追加的に実施する。この新しい手法は、管理コストの発生原因に関する透明性を高め、コストとそのサービスの消費部門とをより密接に結びつけることを目的としている。この内部配賦方法の変更は当行グループの費用収益比率および有形株主資本利益率の指標には影響しないが、各部門の指標は今後変更される。

## 41 - 規制自己資本に関する情報

### 一般的な定義

ドイツ銀行の自己資本の計算は、金融機関に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(CRR)および金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関の健全性の監督に関するEU指令第2013/36号(CRD)(その後の規制および指令に伴い更なる修正が加えられている。)に基づいた自己資本水準に立脚している。CRDは、ドイツの法律に導入されている。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(Kreditwesengesetz(以下「KWG」という。))に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及している。したがって、グループ内の保険会社および金融部門以外の事業体はここに含まれていない。

2022年度末現在有効であった規制に基づく自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1資本およびその他Tier 1資本に細分化される。

CET 1資本は、主に、規制上の調整(すなわち、ブルデンシャル・フィルターおよび控除)の対象となる(保有株式を控除した)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む。 )およびその他の包括利益累計額、ならびに連結CET 1資本への組み入れに適格な少数株主持分から構成されている。CRR第32条から第35条に基づくCET 1資本のブルデンシャル・フィルターには、( )証券化売却益、( )キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに( )追加評価調整が含まれる。CET 1資本控除には、例えば( )無形資産(ブルデンシャルバリューを超える部分)、( )将来の収益性に依存する繰延税金資産、( )予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、( )確定給付年金基金資産正味額、(v)金融部門事業体との資本の相互持合い、ならびに(vi)一定の基準を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、Tier 2)に対する重要な投資および重要でない投資が含まれる。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1資本は、AT1資本金金融商品および関連する株式プレミアム勘定ならびに連結AT1資本への算入に適格な非支配持分から構成されている。CRR/CRDのもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、更なる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2資本は、適格な資本金金融商品、関連する株式プレミアム勘定、ならびに劣後長期債務、一定の信用損失引当金および連結Tier 2資本への算入に適格な非支配持分から構成されている。Tier 2資本として適格であるためには、資本金金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本金金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利、または信用に連動した配当条項を含んではならない。

本報告書の比較期間において、ドイツ銀行は特定の数値を、自己資本金融商品に関するCRRの定義(その他Tier 1およびTier 2金融商品に適用される。)に基づき表示している。

2022年度第1四半期より、CET 1、Tier 1資本および資本合計は報告どおり表示されている。完全適用ベースの定義は重要でない差異しか生じないため、2022年度第1四半期より廃止された。

### 資本金金融商品



取締役会は、2026年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買い戻すことにつき、2021年度年次株主総会から承認を取得済みである。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。2021年度年次株主総会から2022年度年次株主総会（2022年5月19日）までの間に、59.8百万株が買い戻された。合計33.3百万株は、同期間または今後の期間における株式報酬のために買い戻された。残りの26.5百万株は、株主に資本を配分するために消却目的で買い戻された。さらに、48.8百万のコール・オプションが今後の期間における株式報酬のために買い戻された。2022年度年次株主総会の開催日現在、買戻しによる保有自己株式数は34.8百万株であり、そのうち、26.5百万株は消却目的、8.3百万株は株式報酬目的であった。

2022年度年次株主総会において、2027年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買い戻す権限が取締役に付与された。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。この権限は、前年度年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。2022年度年次株主総会から2022年12月31日までの間に、買い戻された株式またはコール・オプションはなかった。2022年12月31日現在、買戻しによる保有自己株式数は28.9百万株であった。そのうち、26.5百万株は消却目的の買い戻しに関連する。残りの2.4百万株は、今後の期間の株式報酬のために使用される予定の株式に関連する。

2017年度年次株主総会以降、2021年度年次株主総会での更新を経て、2022年12月31日現在、取締役会が利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ（1,000百万株）であった。2022年4月30日、現金を対価とする条件付資本512百万ユーロ（200百万株）および株式報酬を要因とする51.2百万ユーロ（20百万株）は未使用で期日が到来した。

さらに、2022年度年次株主総会では、参加証券およびその他Tier 1資本として2027年4月30日以前に適格となる規制要件を満たすその他のハイブリッド負債性有価証券の90億ユーロ相当の発行を認めた。

AT1およびTier 2金融商品の経過措置は、2022年1月1日まで適用された。2011年12月31日以前に発行された、現在適用される完全適用ベースのCRR/CRDの下でAT1またはTier 2資本として適格でなくなった資本性金融商品は、移行期間中にグランド・ファザー規定が適用され、2013年から2022年の間に段階的に除外された。（2012年12月31日時点で引き続き流通している、グランド・ファザー規定が適用されるポートフォリオに関して）その認識の上限は2020年度に20%、2021年度に10%であった。グランド・ファザー規定は、2022年1月1日現在、適用されなくなった。

2019年6月27日から適用されている現在のCRRは、2019年6月27日より前に発行されたAT1およびTier 2金融商品について更なるグランド・ファザー規定を定めている。特別目的事業体を通じて発行されたAT1およびTier 2金融商品は2021年12月31日までグランド・ファザー規定の対象であった。2022年度において、経過措置はAT1およびTier 2金融商品のみ適用され、2019年6月27日以降に適用される特定の新たな要件を満たしていない場合でも、2025年6月26日までは引き続き適格となる。ドイツ銀行では、2022年度中に適格となった金融商品に重要性はなかったため、「完全適用ベース」と「経過措置」の額との間に重要な差異はないことになる。

現在のCRRに基づき、当行グループは2022年12月現在、86億ユーロの適格なAT1金融商品の残高を有している。2022年度に、当行は20億ユーロのAT1ノートを発行し、想定元本17.5億ユーロのAT1金融商品を償還した。

2022年12月31日現在、Tier 2資本性金融商品は95億ユーロ（名目金額117億ユーロ）であった。2022年度に、当行は名目金額15億ユーロおよび12.5億米ドル（12億ユーロ相当）のTier 2資本性金融商品を発行し、想定元本15百万ユーロのTier 2資本性金融商品が満期到来した。

#### 最低所要自己資本と追加的自己資本バッファ

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付等の特定の業務の制限等の監督措置が発せられることがある。2022年度においてドイツ銀行は規制上の最低所要自己資本規制に従っていた。

## 規制自己資本の内訳

自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む。）

単位：百万ユーロ	2022年 12月31日現在 <sup>3</sup>	2021年12月31日現在	
	CRR/CRD	CRR/CRD完全 適用ベース	CRR/CRD
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金			
資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金	45,458	45,864	45,864
利益剰余金	12,305	10,506	10,506
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	-1,314	-444	-444
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後） <sup>1</sup>	4,183	1,379	1,379
その他	1,002	910	910
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	61,634	58,215	58,215
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整			
追加評価調整（マイナスの金額）	-2,026	-1,812	-1,812
その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整を除く。）	600	-14	-14
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,024	-4,897	-4,897
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-3,244	-1,466	-1,466
予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-466	-573	-573
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,149	-991	-991
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-0	0	0
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10% / 15% 基準超過額、適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10% / 15% 基準超過額）（マイナスの金額）	0	-151	-151
その他の規制上の調整 <sup>2</sup>	-2,225	-1,805	-1,805
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-13,536	-11,709	-11,709
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	48,097	46,506	46,506
その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品			
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	8,578	8,328	8,328
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	0	N/M	600
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	8,578	8,328	8,928
その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整			
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-60	-60	-60
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額			
その他の規制上の調整	0	0	0

その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-60	-60	-60
その他Tier 1 (AT1) 資本	8,518	8,268	8,868
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	56,616	54,775	55,375
Tier 2 (T2) 資本	9,531	7,328	7,358
自己資本合計 (TC = T1 + T2)	66,146	62,102	62,732
リスク・ウェイトド・アセット合計	360,003	351,629	351,629
自己資本比率			
普通株式等Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	13.4	13.2	13.2
Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	15.7	15.6	15.7
自己資本合計比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	18.4	17.7	17.8

N/M - 表記するに値しない。

- 1 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号( ECB/2015/4 )の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づき認識される。
- 2 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく12億ユーロの資本控除(2021年12月31日現在:11億ユーロ)、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく10億ユーロの資本控除(2021年12月31日現在:7億ユーロ)、CRR第36条(1)(n)に基づく最低価額コミットメントから生じた7.4百万ユーロの資本控除(2021年12月31日現在:17百万ユーロ)、ならびにCRR第473a条に基づくIFRS第9号の移行規定による14.7百万ユーロのCET 1の減少(2021年12月31日現在:39百万ユーロ)が含まれている。
- 3 2022年度第1四半期より、完全適用ベースの定義は重要でない差異しか生じないことから廃止されたため、情報は報告どおり表示されている。以前の期間における比較情報に変更はなく、ドイツ銀行の以前の完全適用ベースの定義に基づいている。
- 4 数字は四捨五入しているため、必ずしも合計と一致するものではない。

## 株主持分の自己資本への調整

	CRR/CRD	
	2022年12月31日	2021年12月31日
単位：百万ユーロ	現在	現在
会計上の貸借対照表による株主持分合計	61,959	58,027
事業体の連結除外 / 連結	29	265
このうち：		
資本剰余金	0	0
利益剰余金	29	265
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	0	0
規制上の貸借対照表による株主持分合計	61,988	58,292
少数株主持分（連結CET 1に含めることが認められている額）	1,002	910
AT1クーポンおよび株主配当控除 <sup>1</sup>	-1,342	-987
CRR第28条(1)に基づきCET 1に適格ではない資本性金融商品	-14	0
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	61,634	58,215
追加評価調整	-2,026	-1,812
その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整を除く。）	600	-14
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,024	-4,897
将来の収益性に依存する繰延税金資産	-3,244	-1,617
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,149	-991
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
その他の規制上の調整 <sup>2</sup>	-2,691	-2,378
普通株式等Tier 1資本 <sup>3</sup>	48,097	46,506

1 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号( ECB/2015/4 )の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づき認識される。

2 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく12億ユーロの資本控除（2021年12月31日現在：11億ユーロ）、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく10億ユーロの資本控除（2021年12月31日現在：7億ユーロ）、CRR第36条(1)(n)に基づく最低価額コミットメントから生じた74億ユーロ（2021年12月31日現在：17百万ユーロ）ならびにCRR第473a条に基づくIFRS第9号の移行規定による14.7百万ユーロのCET 1の減少（2021年12月31日現在：39百万ユーロ）が含まれている。

3 数字は四捨五入しているため、必ずしも合計と一致するものではない。

## 資本管理

ドイツ銀行の財務機能は、該当がある場合、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルでソルベンシー、自己資本比率、レバレッジおよびペイルイン比率を管理している。財務部は、ドイツ銀行の資本戦略（それ自体はグループ・リスク委員会が策定し、取締役会が承認する。）を実施する。財務部は直接的に、または当行グループの資産負債管理委員会を通じて、特に株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動に対するヘッジ、主要な金融資源のキャパシティの設定、帳簿上の資本の配分ならびに地域別の資本計画を管理している。当行は、IFRSベースの会計上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本の両方を考慮し、経済的および規制上の両方の観点から、ドイツ銀行の健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行は、適切なバランスを常に達成するために、ドイツ銀行の全体的な資本の需要と供給を継続的に監視および調整している。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1資本、その他Tier 1およびTier 2資本性金融商品ならびにTLAC/MREL適格負債性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、ドイツ銀行の発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1資本を積み増し、カウンターシクリカルバッファを創出する機会となっている。

財務部は、ユーロに対する為替の変動に対するドイツ銀行のCET 1比率および資本の感応度を管理している。この目的において、財務部は、取締役会が承認するリスク選好の制約の範囲内で、適切なヘッジ戦略を策定し、実行する。ドイツ銀行の在外子会社および支店に投下された資本は、ヘッジされていないか、部分的にヘッジされているか、または完全にヘッジされているかのいずれかである。これにより、財務部は、外貨建ての資本、資本控除項目およびリスク・ウェイト・アセットの為替レートの変動による影響のバランスを取ることを目標としている。さらに、財務部は、関連するヘッジコストおよび市場におけるリスク・ウェイト・アセットの影響も考慮する。

## 金融資源の上限設定

主要な金融資源の使用は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標の資源キャパシティは、CET 1およびレバレッジ比率の目標値と合わせてドイツ銀行の年次戦略計画の中で見直される。ドイツ銀行の四半期プロセスの一環として、グループ資産負債管理委員会は、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しに照らして調整された資本需要総額（RWAとRWAに相当する特定の資本控除項目の合計と定義される。）およびレバレッジ・エクスポージャーの部門別の資源の上限を承認する。これらの限度枠は、緊密な監視プロセスおよび超過計上メカニズムにより実行される。

全体的な規制上の資本要件は主に、ドイツ銀行のCET 1比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれかが拘束力の強い方の制約に左右される。内部的な資本配分については、当行グループの普通株式等Tier 1比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重みづけされている。普通株式等Tier 1比率およびレバレッジ比率への貢献は、RWAおよびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）によって測定される。当行グループのストレス下のキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済的リスク・エクスポージャーの指標である。のれん、その他の無形資産、および資本需要総額に含まれる事業関連の規制上の資本控除項目は各セグメントに直接配分され、配分された有形株主資本とそれぞれの利益率が算定される。

ドイツ銀行の子会社の大部分と複数のドイツ銀行の支店は、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。ドイツ銀行の資本および流動性を策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。ドイツ銀行の全世界の支店および子会社の重要な資本要件はすべて、実行前にグループ投資委員会に提出され、承認される。

さらに、財務部は、ドイツ銀行の年金委員会のメンバーであり、ドイツにおけるドイツ銀行最大の年金基金の資産を監視する関連する投資委員会のメンバーを代表している。これらの投資委員会は、当行の資本基盤と配当能力を保護する当行の投資目的に沿って、これらの基金の投資戦略を設定している。

## 42 - ドイツ商法第297-1a条 / 第315a条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産利益率に対する補足的情報

## 人件費

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度
人件費：		
賃金および給料	8,871	8,551
社会保障費	1,841	1,867
このうち：年金に関するもの	1,024	1,038
合計	10,712	10,418

## 従業員

2022年度の平均実働従業員数は85,143名（2021年度：84,298名）で、このうち女性は37,815名（2021年度：37,359名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。国外従業員数は平均49,372名（2021年度：47,460名）であった。

## 取締役会および監査役会の報酬

ドイツ会計基準第17号の規定に従って、取締役は、2022年度の報酬として総額52,870,209ユーロ（2021年度：49,984,668ユーロ）を受け取った。このうち、26,981,982ユーロ（2021年度：26,467,225ユーロ）が固定報酬、1,300,000ユーロ（2021年度：1,300,000ユーロ）が固定手当、1,119,403ユーロ（2021年度：1,115,438ユーロ）が付加給付、23,468,824ユーロ（2021年度：21,102,005ユーロ）が業績連動項目であった。

ドイツ銀行AGの元取締役またはその遺族には、2022年および2021年12月31日終了年度において、それぞれ22,974,014ユーロおよび38,737,800ユーロが支払われた。

元取締役およびその遺族のための年金債務引当金は、2022年および2021年12月31日現在それぞれ158,228,043ユーロおよび184,815,849ユーロであった。

監査役の報酬の原則は当行の定款に定められている。報酬規定は、2013年度に新たに策定され、2022年5月19日の年次株主総会の決議で最終改定が行われ、2022年7月20日に発効した。監査役には固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および会長には、更なる固定の年間報酬が支払われる。決定された報酬のうち75%は、翌年の最初の3ヶ月の間に明細を提出後、各監査役に対して支払われる。同時に残りの25%については、定款の規定に従って当行によって当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役会からの退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役に対して支払われるが、監査役が解任を正当化する重大な理由により退任しないことを条件とする。期中に監査役に変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（1ヶ月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該年度の報酬の25%に失効規定が適用される。2022年度に関して、監査役は総額6,833,333ユーロ（2021年度：6,520,833ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち5,260,417ユーロは定款の規定に従って2023年の春に支払われる（2022年度：4,965,625ユーロ）。

取締役および監査役のために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2022年および2021年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役に対して4,514,404ユーロおよび6,476,340ユーロ、監査役に対して939,889ユーロおよび1,559,179ユーロであった。監査役は2022年度に貸出金93,153ユーロを返済した。

## 総資産利益率

ドイツ銀行法第26a条において、総資産利益率は、当期純利益を平均総資産で除した数値と定義されている。2022年および2021年12月31日終了年度の当該定義に準拠した総資産利益率は、それぞれ0.39%および0.18%であった。

## 親会社についての情報

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトは、ドイツ銀行グループの親会社である。フランクフルト・アム・マインで設立され、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において登録番号HRB 30000で商業登記されている。

## コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に準拠した適合宣言を承認した。当該宣言はドイツ銀行のホームページ（[www.db.com/ir/en/reports.htm](http://www.db.com/ir/en/reports.htm)）で公表されている。

## 主要な会計報酬およびサービス

アーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー監査法人（以下「EYゲーエムベーハー」という。）およびその他のEYメンバー・ファームに対する報酬の内訳

報酬区分（単位：百万ユーロ）	2022年度	2021年度
監査報酬	59	54
このうちEYゲーエムベーハー	46	42
監査関連報酬	8	8
このうちEYゲーエムベーハー	6	6
税務関連報酬	0	1
このうちEYゲーエムベーハー	0	0
その他すべての報酬	1	1
このうちEYゲーエムベーハー	0	0
報酬合計	68	64

監査報酬には、ドイツ銀行AGの年次財務諸表および連結財務諸表の監査に対する職業的専門家によるサービスの報酬が含まれるが、EYによる監査の対象外であるDWSおよびその子会社に対する監査報酬は含まれない。監査関連報酬には、法令によって要求されるその他の保証業務に対する報酬、特に財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビュー、事業分割時および合併時の監査、ならびに内部管理目的およびコンフォートレター発行のための任意監査等の任意の保証業務に対する報酬が含まれる。税務関連報酬には、納税申告書の作成およびレビューと関連する法令遵守に係る支援および助言、当行グループの税務計画戦略およびイニシアチブに関連する税務相談業務および助言、ならびに税法遵守の評価支援に対する報酬が含まれる。

## 43 - 国別の報告

ドイツ銀行法第26a条は、特定の情報を各国別に年次開示することを要求している。開示されている情報は、ドイツ銀行のIFRSグループ勘定に基づいている。しかし、当該情報は本報告書のその他の財務情報と照合できない。これは、2014年12月16日にドイツ連邦銀行より公表された、海外グループ内部取引相殺消去前の各国別情報を開示する規定を含む特定の要件によるものである。これらのドイツ連邦銀行の規定に従って、同じ国におけるグループ内部取引は相殺消去されている。これらの相殺消去は各国の内部経営管理報告において適用される相殺消去と同一である。

子会社および支店の所在地は、設立国または住所および関連する税務管轄区域を考慮して決定される。子会社や支店の会社名、事業の特性、所在地は、注記44「保有株式」を参照のこと。また、ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツおよびロンドン、ニューヨーク、シンガポールといった海外に支店を有している。純収益は、純利息収益および利息以外の収益から構成されている。

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2022年12月31日			
	純収益 (売上高)	従業員（フル タイム換算） <sup>1</sup>	税引前利益 (損失)	法人所得税 (費用) / ベネフィット
オーストラリア	262	273	93	-29
オーストリア	14	73	-3	-0
ベルギー	170	464	15	-4
ブラジル	103	156	63	-26
カナダ	16	12	9	-1
ケイマン諸島	-5	0	-5	0
中国	224	613	95	-24
コロンビア	0	0	1	0
チェコ共和国	34	40	23	-4
フランス	93	207	10	-0
ドイツ	10,208	35,594	1,869	-450
英国	4,738	7,228	1,376	-239
ギリシャ	1	12	2	-0
香港	600	848	54	-10
ハンガリー	30	55	9	-2
インド	729	16,998	423	-186
インドネシア	81	214	33	-9
アイルランド	24	153	10	-3
イスラエル	5	12	2	-1
イタリア	1,643	3,150	700	-161
日本	302	375	115	-22
ジャージー島	3	0	3	-0
ルクセンブルク	798	471	283	-62
マレーシア	92	187	59	-18
モーリシャス	-16	0	-16	-0
メキシコ	8	31	-7	0
オランダ	250	494	-13	3
パキスタン	17	88	10	-5
ペルー	2	0	0	0
フィリピン	24	1,356	-3	1
ポーランド	135	357	-103	-14
ポルトガル	11	40	-1	0
カタール	-0	2	-0	-0
ルーマニア	1	1,317	9	-1



ロシア連邦	129	871	107	-21
サウジアラビア	17	45	-30	0
シンガポール	686	1,818	-74	-3
南アフリカ	21	43	7	-0
韓国	116	187	41	-11
スペイン	622	2,286	152	-48
スリランカ	18	58	2	-1
スウェーデン	5	26	3	-1
スイス	310	599	46	-9
台湾	31	124	-0	-0
タイ	36	110	1	-0
トルコ	79	117	59	-15
UAE	27	197	16	-1
ウクライナ	11	33	7	-1
米国	5,539	7,522	1,188	1,340
ベトナム	34	75	21	-4

1 2022年12月31日現在のフルタイム換算の従業員数。

[次へ](#)

44 -  
保有株式

- 351 子会社（訳注：行頭の数字は英文Annual Report 2022のページ。以下同様）
- 356 連結ストラクチャード・エンティティ
- 360 持分法により会計処理されている会社
- 362 20%超を保有するその他の会社
- 365 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第313条第2項に従って、以下のページはドイツ銀行グループの保有株式を示している。

脚注：

- 1 支配されている。
- 2 ドイツ商法第313条第2項第6号に従って、無限責任の株主としての立場
- 3 ゼネラル・パートナーシップ
- 4 当事業体の特定の資産および関連負債（サイロ）のみが連結された。
- 5 共同支配企業
- 6 重要な影響力があるため持分法により会計処理されている。
- 7 支配されていない。
- 8 IFRSでは持分法により会計処理されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 9 IFRSでは連結されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 10 暫定自己資本7,326.4百万ユーロ / 暫定損益(40.4)百万ユーロ（2022事業年度）
- 11 暫定自己資本7,230.4百万ユーロ / 暫定損益(263.8)百万ユーロ（2022事業年度）
- 12 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類されたため、連結されておらず、持分法により会計処理されてもいない。
- 13 自己資本18.4百万ユーロ / 損益2.8百万ユーロ（2021事業年度）

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
子会社					
1	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	フランクフルト・ アム・マイン		信用機関	
2	ABFS I Incorporated	ルーザービル= ティモニアム		金融機関	100.0
3	Alex. Brown Financial Services Incorporated	ルーザービル= ティモニアム		金融機関	100.0
4	Alex. Brown Investments Incorporated	ルーザービル= ティモニアム		金融機関	100.0
5	Alfred Herrhausen Gesellschaft mbH	ベルリン		その他の企業	100.0
6	Argent Incorporated	ルーザービル= ティモニアム		金融機関	100.0
7	Baldur Mortgages Limited	ロンドン		金融機関	100.0
8	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV- AMC), Inc.	マカティ・シティ		金融機関	100.0
9	Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
10	Better Financial Services GmbH	ベルリン		付随サービス事業	100.0
11	Better Payment Germany GmbH	ベルリン		付随サービス事業	100.0
12	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン		金融機関	100.0
13	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン		信用機関	100.0
14	BHW Holding GmbH	ハーメルン		金融持株会社	100.0
15	Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ		その他の企業	100.0
16	Breaking Wave DB Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
17	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
18	Cardea Real Estate S.r.l.	ミラノ		付随サービス事業	100.0
19	Caribbean Resort Holdings, Inc.	ニューヨーク	1	金融機関	0.0
20	Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京		その他の企業	100.0
21	Cathay Asset Management Company Limited	エベヌ		金融機関	100.0
22	Cathay Capital Company (No 2) Limited	エベヌ		金融機関	67.6
23	China Recovery Fund, LLC	ウィルミントン		金融機関	85.0
24	Cinda - DB NPL Securitization Trust 2003-1	ウィルミントン	1	金融機関	10.0
25	Consumo Srl in Liquidazione	ミラノ		金融機関	100.0
26	D B Investments (GB) Limited	ロンドン		金融持株会社	100.0
27	D&M Turnaround Partners Godo Kaisha	東京		金融機関	100.0
28	DB (Barbados) SRL	クライストチャー チ		付随サービス事業	100.0
29	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		その他の企業	100.0
30	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sendirian Berhad	クアラルンプール		その他の企業	100.0
31	DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		金融機関	100.0
32	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン		付随サービス事業	100.0
33	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト		金融持株会社	100.0
34	DB Boracay LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
35	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト		金融持株会社	100.0
36	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	マドリッド		付随サービス事業	100.0
37	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン		付随サービス事業	100.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
38	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		金融機関	100.0
39	DB Delaware Holdings (Europe) Limited (in voluntary liquidation)	カマーナ・ベイ		金融機関	100.0
40	DB Direkt GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
41	DB Elara LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
42	DB Energy Trading LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
43	DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
44	DB Equity Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		金融機関	100.0
45	DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
46	DB Global Technology SRL	ブカレスト		付随サービス事業	100.0
47	DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
48	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
49	DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
50	DB HR Solutions GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
51	DB Immobilienfonds 5 Wieland KG i.L.	フランクフルト		その他の企業	93.6
52	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エディンバラ	2	金融機関	100.0
53	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン	2	金融機関	100.0
54	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン		金融機関	100.0
55	DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
56	DB International (Asia) Limited	シンガポール		信用機関	100.0
57	DB International Investments Limited	ロンドン		金融機関	100.0
58	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		その他の企業	100.0
59	DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
60	DB Investment Partners Limited	ロンドン		金融機関	100.0
61	DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン		金融機関	100.0
62	DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
63	DB Investment Services GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
64	DB Io LP	ウィルミントン	2	金融機関	100.0
65	DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		金融機関	100.0
66	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン		金融機関	100.0
67	DB Management Support GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
68	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		付随サービス事業	100.0
69	DB Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		その他の企業	100.0
70	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		その他の企業	100.0
71	DB Omega Ltd.	ジョージタウン		金融機関	100.0
72	DB Omega S.C.S.	ルクセンブルグ	2	金融機関	100.0
73	DB Operaciones y Servicios Interactivos, S.L.U.	マドリッド		付随サービス事業	100.0
74	DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
75	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン		金融機関	100.0
76	DB Print GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
77	DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
78	DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		金融機関	100.0
79	DB Re S.A.	ルクセンブルグ		再保険事業	100.0
80	DB Service Centre Limited	ダブリン		付随サービス事業	100.0
81	DB Services (Jersey) Limited	セントヘリア		付随サービス事業	100.0
82	DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
83	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		付随サービス事業	100.0
84	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		付随サービス事業	100.0
85	DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
86	DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
87	DB Trustee Services Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
88	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		その他の企業	100.0
89	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		金融持株会社	100.0
90	DB UK Bank Limited	ロンドン		信用機関	100.0
91	DB UK Holdings Limited	ロンドン		金融機関	100.0
92	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン		金融機関	100.0
93	DB USA Core Corporation	ウエストトレントン		付随サービス事業	100.0
94	DB USA Corporation	ウィルミントン		金融機関	100.0
95	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融持株会社	100.0
96	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	100.0
97	DB VersicherungsManager GmbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
98	DB Vita S.A.	ルクセンブルグ		保険事業	84.0
99	DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
100	DBCIBZ1	ジョージタウン		金融機関	100.0
101	DBFIC, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
102	DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
103	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
104	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
105	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		資産運用会社	100.0
106	DBRMSGP1	ジョージタウン	2, 3	金融機関	100.0
107	DBUK PCAM Limited	ロンドン		金融持株会社	100.0
108	DBUSBZ2, S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	100.0
109	DBX Advisors LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
110	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン	2	付随サービス事業	100.0
111	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	フランクフルト		金融機関	100.0
112	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
113	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		金融機関	100.0
114	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		金融機関	100.0
115	Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
116	Deutsche Access Investments Limited	シドニー		付随サービス事業	100.0
117	Deutsche Aeolia Power Production Société Anonyme	アテネ		その他の企業	95.6
118	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		資産運用会社	100.0
119	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		金融持株会社	100.0
120	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
121	Deutsche Australia Limited	シドニー		金融機関	100.0
122	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		その他の企業	100.0
123	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		信用機関	100.0
124	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		信用機関	100.0
125	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		信用機関	100.0
126	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ		信用機関	100.0
127	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		信用機関	100.0
128	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
129	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト		信用機関	100.0
130	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン		金融機関	100.0
131	Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
132	Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ウィルミントン		その他の企業	100.0
133	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルグ		信用機関	100.0
134	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		信用機関	100.0
135	Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple	メキシコシティ		信用機関	100.0
136	Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		金融機関	100.0
137	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		信用機関	100.0
138	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス		付随サービス事業	100.0
139	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		信用機関	100.0
140	Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
141	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		金融機関	100.0
142	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		信用機関	99.9
143	Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		信用機関	100.0
144	Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		信用機関	100.0
145	Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		金融機関	100.0
146	Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		金融持株会社	100.0
147	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリッド		信用機関	100.0
148	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
149	Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		金融機関	100.0
150	Deutsche Capital Partners China Limited	カマーナ・ベイ		金融機関	100.0
151	Deutsche Cayman Ltd.	カマーナ・ベイ		その他の企業	100.0
152	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
153	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		金融機関	100.0
154	Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
155	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		金融機関	100.0
156	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
157	Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
158	Deutsche Gesellschaft für Immobilien- Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
159	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		付随サービス事業	100.0
160	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルグ		金融機関	100.0
161	Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		付随サービス事業	100.0
162	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		その他の企業	99.8
163	Deutsche Holdings (Grand Duchy)	ルクセンブルグ		金融持株会社	100.0
164	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融持株会社	100.0
165	Deutsche Holdings Limited	ロンドン		金融持株会社	100.0
166	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン		金融機関	100.0
167	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン		金融機関	100.0
168	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン		金融機関	100.0
169	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
170	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		金融持株会社	100.0
171	Deutsche India Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
172	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン		金融機関	100.0
173	Deutsche International Corporate Services Limited	セントヘリア		その他の企業	100.0
174	Deutsche International Custodial Services Limited	セントヘリア		その他の企業	100.0
175	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム		金融機関	100.0
176	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		金融機関	100.0
177	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		その他の企業	100.0
178	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		付随サービス事業	100.0
179	Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		付随サービス事業	100.0
180	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融持株会社	100.0
181	Deutsche Morgan Grenfell Group Limited	ロンドン		金融機関	100.0
182	Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
183	Deutsche Nederland N.V.	アムステルダム		付随サービス事業	100.0
184	Deutsche New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
185	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		金融機関	100.0
186	Deutsche Oppenheim Family Office AG	ケルン		信用機関	100.0
187	Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		付随サービス事業	100.0
188	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン		付随サービス事業	100.0
189	Deutsche Private Asset Management Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		その他の企業	100.0
190	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
191	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		金融機関	100.0
192	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		金融機関	100.0
193	Deutsche Securities Asia Limited	香港		金融機関	100.0
194	Deutsche Securities Inc.	東京		金融機関	100.0
195	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		金融機関	100.0
196	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		金融機関	100.0
197	Deutsche Securities Saudi Arabia (a closed joint stock company)	リヤド		金融機関	100.0
198	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		金融機関	100.0
199	Deutsche Services (CI) Limited	セントヘリア		金融機関	100.0
200	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		付随サービス事業	100.0
201	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
202	Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha	東京		金融機関	100.0
203	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
204	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		その他の企業	100.0
205	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		その他の企業	100.0
206	Deutsche Wealth Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド		資産運用会社	100.0
207	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		その他の企業	78.0
208	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
209	DIP Management GmbH	フランクフルト		金融機関	100.0
210	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
211	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
212	DWS Alternatives France	パリ		その他の企業	100.0
213	DWS Alternatives Global Limited	ロンドン		資産運用会社	100.0
214	DWS Alternatives GmbH	フランクフルト		資産運用会社	100.0
215	DWS Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル		資産運用会社	100.0
216	DWS Beteiligungs GmbH	フランクフルト		金融機関	98.7
217	DWS CH AG	チューリッヒ		金融機関	100.0
218	DWS Distributors, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
219	DWS Far Eastern Investments Limited	台北		金融機関	60.0
220	DWS Global Business Services Inc.	タギッグシティ		付随サービス事業	99.9
221	DWS Group GmbH & Co. KGaA	フランクフルト	2	金融持株会社	79.5
222	DWS Group Services UK Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
223	DWS Grundbesitz GmbH	フランクフルト		資産運用会社	99.9
224	DWS India Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
225	DWS International GmbH	フランクフルト		投資会社	100.0
226	DWS Investment GmbH	フランクフルト		資産運用会社	100.0
227	DWS Investment Management Americas, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0



シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
228	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ		資産運用会社	100.0
229	DWS Investments Australia Limited	シドニー		金融機関	100.0
230	DWS Investments Hong Kong Limited	香港		金融機関	100.0
231	DWS Investments Japan Limited	東京		金融機関	100.0
232	DWS Investments Shanghai Limited	上海		金融機関	100.0
233	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール		金融機関	100.0
234	DWS Investments UK Limited	ロンドン		資産運用会社	100.0
235	DWS Management GmbH	フランクフルト		金融機関	100.0
236	DWS Real Estate GmbH	フランクフルト		金融機関	99.9
237	DWS Service Company	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
238	DWS Shanghai Private Equity Fund Management Limited	上海		金融機関	100.0
239	DWS Trust Company	コンコード		金融機関	100.0
240	DWS USA Corporation	ウィルミントン		金融持株会社	100.0
241	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.l.	ハンブルク		その他の企業	65.2
242	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
243	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン		その他の企業	100.0
244	Elm (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
245	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン		金融機関	100.0
246	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ		その他の企業	100.0
247	Finanzberatungsgesellschaft mbH der Deutschen Bank	ベルリン		付随サービス事業	100.0
248	Fir (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
249	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
250	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG	パート ホンブルク		その他の企業	74.9
251	G Finance Holding Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
252	German American Capital Corporation	ルーザービル= ティモニアム		金融機関	100.0
253	Greenheart (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
254	Greenwood Properties Corp.	ニューヨーク	1	金融機関	0.0
255	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ	2	その他の企業	98.7
256	Grundstücksgesellschaft Kerpen-Sindorf Vogelrutherfeld GbR	トロイスドルフ	2	その他の企業	94.0
257	Grundstücksgesellschaft Köln Oppenheimstraße GbR	トロイスドルフ	2	付随サービス事業	100.0
258	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ	2	その他の企業	78.7
259	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben I GbR	トロイスドルフ	2	その他の企業	90.0
260	Immobilienfonds Wohn- und Geschäftshaus Köln-Blumenberg V GbR	トロイスドルフ	2	その他の企業	99.0
261	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		付随サービス事業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
262	IVAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	100.0
263	J R Nominees (Pty) Ltd	ヨハネスブルグ		その他の企業	100.0
264	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU	キーウ		信用機関	100.0
265	Jyogashima Godo Kaisha	東京		金融機関	100.0
266	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
267	Kidson Pte Ltd	シンガポール		金融機関	100.0
268	Konsul Inkasso GmbH	エッセン		付随サービス事業	100.0
269	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		金融機関	75.0
270	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		金融機関	100.0
271	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		金融機関	100.0
272	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン		金融機関	100.0
273	Maher Terminals Holdings (Toronto) Limited	バンクーバー		金融機関	100.0
274	MEF I Manager, S. à r.l.	マンスバッハ		金融機関	100.0
275	MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		金融機関	100.0
276	MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
277	MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
278	norisbank GmbH	ボン		信用機関	100.0
279	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		付随サービス事業	100.0
280	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		信用機関	100.0
281	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		金融機関	100.0
282	OPB-Oktava GmbH	ケルン		金融機関	100.0
283	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		金融機関	100.0
284	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		金融機関	100.0
285	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
286	Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー		付随サービス事業	100.0
287	PB Factoring GmbH	ボン		金融機関	100.0
288	PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen i.L.	ボン		付随サービス事業	100.0
289	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン		付随サービス事業	100.0
290	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス 島		その他の企業	100.0
291	Postbank Beteiligungen GmbH	ボン		金融機関	100.0
292	Postbank Direkt GmbH	ボン		金融機関	100.0
293	Postbank Filialvertrieb AG	ボン		金融機関	100.0
294	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン		その他の企業	100.0
295	Postbank Immobilien GmbH	ハーメルン		その他の企業	100.0
296	Postbank Leasing GmbH	ボン		金融機関	100.0
297	PT Deutsche Sekuritas Indonesia	ジャカルタ		金融機関	99.0
298	R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー		付随サービス事業	100.0
299	RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
300	Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
301	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
302	RREEF China REIT Management Limited (in members' voluntary winding up)	香港		その他の企業	100.0
303	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
304	RREEF Fund Holding Co.	ジョージタウン		金融機関	100.0
305	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		その他の企業	100.0
306	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
307	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハーメルン		金融機関	100.0
308	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
309	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		金融機関	100.0
310	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
311	Sharps SP I LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
312	Stelvio Immobiliare S.r.l.	ポルツァーノ		その他の企業	100.0
313	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		金融機関	100.0
314	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		金融機関	100.0
315	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン		金融機関	100.0
316	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		金融機関	100.0
317	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
318	Triplereason Limited	ロンドン		金融機関	100.0
319	VÖB-ZVD Processing GmbH	ボン		支払機関	100.0
320	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融機関	100.0
321	World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
連結ストラクチャード・エンティティ					
322	Alguer Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		その他の企業	
323	Alixville Invest, S.L.	マドリッド		その他の企業	
324	Altersvorsorge Fonds Hamburg Alter Wall Dr. Juncker KG	フランクフルト		その他の企業	
325	Amber Investments S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
326	Atlas Investment Company 1 S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	
327	Atlas Investment Company 2 S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	
328	Atlas Investment Company 3 S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	
329	Atlas Investment Company 4 S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	
330	Atlas Portfolio Select SPC	ジョージタウン		金融機関	0.0
331	Atlas SICAV - FIS	ルクセンブルグ	4	その他の企業	
332	Australian Secured Personal Loans Trust	メルボルン		その他の企業	100.0
333	Axia Insurance, Ltd.	ハミルトン	4	その他の企業	
334	Carpathian Investments Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	100.0
335	Cathay Capital Company Limited	エベヌ		金融機関	9.5
336	Cathay Strategic Investment Company Limited	香港		金融機関	
337	Cathay Strategic Investment Company No. 2 Limited	ジョージタウン		金融機関	
338	Cayman Reference Fund Holdings Limited	ジョージタウン		付随サービス事業	
339	Ceto S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	
340	Charitable Luxembourg Four S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	
341	Charitable Luxembourg Three S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	
342	Charitable Luxembourg Two S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	
343	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
344	City Leasing Limited	ロンドン		金融機関	100.0
345	CLASS Limited	セントヘリア	4	その他の企業	
346	Collins Capital Low Volatility Performance II Special Investments, Ltd.	ロードタウン		金融機関	
347	Crofton Invest, S.L.	マドリッド		その他の企業	
348	Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
349	DB Asset Finance I S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	96.9
350	DB Asset Finance II S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	96.9
351	DB Aster II, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
352	DB Aster III, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
353	DB Aster, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
354	DB Aster, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
355	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアノ		金融機関	90.0
356	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	100.0
357	DB Finance International GmbH	フランクフルト		金融機関	100.0
358	DB Holding Fundo de Investimento Multimercado Investimento no Exterior Crédito Privado	サンパウロ		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
359	DB Immobilienfonds 1 Wieland KG	フランクフルト		その他の企業	
360	DB Immobilienfonds 2 KG i.L.	フランクフルト		金融機関	74.0
361	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
362	DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
363	DB Municipal Holdings LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
364	db PBC	ルクセンブルグ	4	その他の企業	
365	DB RC Holdings, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
366	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8052 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
367	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8055 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
368	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8057 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
369	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8060 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
370	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8063 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
371	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8066 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
372	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8067 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
373	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8070 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
374	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8071 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
375	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8073 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
376	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8081 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
377	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8082 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
378	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8083 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
379	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8084 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.5
380	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8085 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
381	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8086 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
382	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8087 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
383	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8088 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
384	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8090 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
385	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8901 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	5.0
386	DB Structured Holdings Luxembourg S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	100.0
387	DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
388	DBX ETF Trust	ウィルミントン	4	その他の企業	
389	De Heng Asset Management Company Limited	北京		金融機関	
390	Deloraine Spain, S.L.	マドリッド		その他の企業	
391	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Deposits	ルクセンブルグ	4	その他の企業	
392	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Note Programme	ルクセンブルグ	4	その他の企業	
393	Deutsche Colombia S.A.S.	ボゴタ		金融機関	100.0
394	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		金融機関	100.0
395	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		金融機関	100.0
396	Deutsche Postbank Funding Trust I	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
397	Deutsche Postbank Funding Trust III	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
398	DWS Access S.A.	ルクセンブルグ	4	その他の企業	
399	DWS Alternatives (IE) ICAV	ダブリン		その他の企業	
400	DWS Funds	ルクセンブルグ	4	その他の企業	
401	DWS Garant	ルクセンブルグ	4	その他の企業	
402	DWS Invest	ルクセンブルグ	4	その他の企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
403	DWS Invest (IE) ICAV	ダブリン		その他の企業	
404	DWS Zeitwert Protect	ルクセンブルグ		その他の企業	
405	DWS-Fonds Treasury Liquidity (EUR)	フランクフルト		その他の企業	100.0
406	Dynamic Infrastructure Securities Fund LP	ウィルミントン		金融機関	
407	Earls Four Limited	ジョージタウン	4	その他の企業	
408	EARLS Trading Limited	ジョージタウン		金融機関	
409	Einkaufszentrum "HVD Dresden" S.à.r.l & Co. KG i.l.	ケルン		その他の企業	
410	Eirles Three Designated Activity Company	ダブリン	4	その他の企業	
411	Eirles Two Designated Activity Company	ダブリン	4	その他の企業	
412	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	100.0
413	Emerging Markets Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	4	その他の企業	
414	Emeris	ジョージタウン		金融機関	
415	Encina Property Finance Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
416	Epicuro SPV S.r.l.	コネリアノ		その他の企業	
417	Erste Frankfurter Hoist GmbH	フランクフルト		金融機関	100.0
418	Fondo Privado de Titulizacion Activos Reales 1 B.V.	アムステルダム		その他の企業	
419	Fondo Privado de Titulización PYMES I Designated Activity Company	ダブリン		その他の企業	
420	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-037	マクリーン		付随サービス事業	100.0
421	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-039	マクリーン		付随サービス事業	100.0
422	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-040	マクリーン		付随サービス事業	100.0
423	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-041	マクリーン		付随サービス事業	100.0
424	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-043	マクリーン		付随サービス事業	100.0
425	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-044	マクリーン		付随サービス事業	100.0
426	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-047	マクリーン		付随サービス事業	100.0
427	G.O. IB-US Management, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
428	GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
429	Galene S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	
430	Gladyr Spain, S.L.	マドリッド		その他の企業	
431	Global Opportunities Co-Investment Feeder, LLC	ウィルミントン		金融機関	
432	Global Opportunities Co-Investment, LLC	ジョージタウン		金融機関	
433	Groton Invest, S.L.	マドリッド		金融機関	
434	GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
435	Havbell Designated Activity Company	ダブリン		その他の企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
436	Histria Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
437	Iberia Inversiones Designated Activity Company (in liquidation)	ダブリン		その他の企業	
438	Iberia Inversiones II Designated Activity Company	ダブリン		その他の企業	
439	Infrastructure Debt Fund S.C.Sp. SICAV-RAIF	ルクセンブルグ		その他の企業	
440	Infrastructure Holdings (Cayman) SPC	ジョージタウン		金融機関	
441	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
442	Investor Solutions Limited	セントヘリア	4	その他の企業	
443	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
444	IVAF (Jersey) Limited	セントヘリア		付随サービス事業	
445	Kelona Invest, S.L.	マドリッド		その他の企業	
446	Kelsey Street LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
447	KH Kitty Hall Holdings Limited	ゴールウェイ		金融機関	
448	Kratus Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
449	Ledyard, S.L.	マドリッド		その他の企業	
450	87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
451	Life Mortgage S.r.l.	コネリアノ		その他の企業	
452	Lindsell Finance Limited	セント ジュリアンズ		付随サービス事業	100.0
453	Lockwood Invest, S.L.	マドリッド		金融機関	
454	London Industrial Leasing Limited	ロンドン		金融機関	100.0
455	Lunashadow Limited	ダブリン		金融機関	
456	2755 LVB I LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
457	Malabo Holdings Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
458	Merlin XI	ジョージタウン		金融機関	
459	Meseta Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		その他の企業	
460	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト	2	金融機関	100.0
461	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融機関	100.0
462	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン		付随サービス事業	100.0
463	NCW Holding Inc.	バンクーバー		金融機関	100.0
464	New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
465	Oasis Securitisation S.r.l.	コネリアノ	1	その他の企業	0.0
466	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
467	OPAL, en liquidation volontaire	ルクセンブルグ	4	その他の企業	
468	Opus Niestandaryzowany Sekurytyzacyjny Fundusz Inwestycyjny Zamkniety	ワルシャワ		その他の企業	
469	OTTAM Mexican Capital Trust Designated Activity Company	ダブリン	4	その他の企業	
470	Palladium Global Investments S.A.	ルクセンブルグ	4	その他の企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
471	Palladium Securities 1 S.A.	ルクセンブルグ	4	その他の企業	
472	PanAsia Funds Investments Ltd.	ジョージタウン	4	金融機関	
473	PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
474	PEIF II SLP Feeder 2 LP	エディンバラ		金融機関	100.0
475	PEIF III SLP Feeder GP, S.à r.l.	セニンガーベルク		金融機関	
476	PEIF III SLP Feeder, SCSp	セニンガーベルク	2	その他の企業	55.1
477	Peruda Leasing Limited	ロンドン		金融機関	100.0
478	PES Carry and Employee Co-Investment Feeder SCSp	ルクセンブルグ		金融機関	1.1
479	PES Carry and Employee Co-Investment GP S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	
480	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マカティ・シティ		金融機関	95.0
481	Property Debt Fund S.C.Sp. SICAV-RAIF	ルクセンブルグ		その他の企業	
482	QR Tower 2, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
483	Quartz No. 1 S.A., en liquidation volontaire	ルクセンブルグ		その他の企業	
484	Radical Properties Unlimited Company	ダブリン		金融機関	
485	Reference Capital Investments Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		金融機関	100.0
486	REO Properties Corporation II	ウィルミントン	1	付随サービス事業	0.0
487	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
488	Riviera Real Estate	パリ		その他の企業	100.0
489	ROCKY 2021-1 SPV S.r.l.	コネリアノ		その他の企業	
490	Romareda Holdings Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
491	RREEF DCH, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
492	Samburg Invest, S.L.	マドリッド		その他の企業	
493	SCB Alpspitze UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト		金融機関	
494	Seaconview Designated Activity Company	ダブリン		その他の企業	
495	Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
496	Somkid Immobiliare S.r.l.	コネリアノ		その他の企業	100.0
497	SP Mortgage Trust	ウィルミントン		その他の企業	100.0
498	SPV I Sociedad Anónima Cerrada	リマ		金融機関	99.9
499	SPV II Sociedad Anónima Cerrada	リマ		付随サービス事業	99.8
500	Style City Limited	ダブリン		金融機関	
501	Swabia 1 Designated Activity Company	ダブリン		その他の企業	
502	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	フランクフルト		金融機関	100.0
503	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		その他の企業	100.0
504	Tasman NZ Residential Mortgage Trust	オークランド		その他の企業	
505	Tech Venture Growth Portfolio, F.C.R.	マドリッド		金融機関	100.0
506	Tech Venture Growth S.C.R., S.A.	マドリッド		金融機関	100.0
507	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0



シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
508	TRS Aria LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
509	TRS Leda LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
510	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
511	TRS SVCO LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
512	TRS Venor LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
513	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	100.0
514	Vermögensfondmandat Flexible (80% teilgeschützt)	ルクセンブルグ		その他の企業	
515	Waltzfire Limited	ダブリン		金融機関	
516	Wedverville Spain, S.L.	マドリッド		その他の企業	
517	Wendelstein 2017-1 UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト		その他の企業	
518	5353 WHMR LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
519	Xtrackers (IE) Public Limited Company	ダブリン	4	その他の企業	0.1
520	Xtrackers II	ルクセンブルグ	4	その他の企業	0.1
521	Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
持分法により会計処理されている会社					
522	A.C.N. 603 303 126 Pty Ltd	メルボルン		金融機関	19.5
523	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		信用機関	26.9
524	Arabesque AI Ltd	ロンドン		金融機関	24.9
525	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		その他の企業	30.0
526	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融機関	49.0
527	Cyber Defence Alliance Limited	ロンドン	5, 6	その他の企業	0.0
528	DBG Eastern Europe II L.P.	セントヘリア		金融機関	25.9
529	Deutsche Börse Commodities GmbH	エシュボルン		その他の企業	16.2
530	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		その他の企業	50.0
531	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ケルン		その他の企業	25.1
532	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
533	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		金融持株会社	21.1
534	dwins GmbH	フランクフルト		その他の企業	18.7
535	Elbe Properties S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
536	Evroenergeiaki Anonymi Etaireia	アテネ	5	その他の企業	40.0
537	FSDB Merchant Services GmbH	フランクフルト		その他の企業	49.0
538	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	パート ホンブルク		その他の企業	41.2
539	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	パート ホンブルク		その他の企業	30.6
540	G.O. IB-SIV Feeder, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	15.7
541	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		その他の企業	36.7
542	gixyz Abwicklungs GmbH i.L.	フランクフルト		その他の企業	33.3
543	Grundstücksgesellschaft Karlsruhe Kaiserstraße GbR	トロイスドルフ	2	その他の企業	40.1
544	Grundstücksgesellschaft Köln-Merheim Winterberger Straße GbR	トロイスドルフ	2	その他の企業	41.6
545	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ	2, 7	その他の企業	62.1
546	Grundstücksgesellschaft Mietwohnhäuser Leipzig-Gohlis GbR	トロイスドルフ		その他の企業	25.0
547	Grundstücksgesellschaft München Synagogenplatz GbR	トロイスドルフ	2	その他の企業	26.0
548	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海		金融機関	30.0
549	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		金融機関	40.7
550	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ	5	金融機関	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
551	Immobilienfonds Büro Center Erfurt am Flughafen Bindersleben III GbR	ケムニッツ	2	その他の企業	20.7
552	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Grafenberg GbR	トロイスドルフ	2	その他の企業	39.0
553	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Parsevalstraße GbR	ケルン	2	その他の企業	30.5
554	Immobilienfonds Köln-Deutz Arena und Mantelbebauung GbR	トロイスドルフ	2	その他の企業	28.9
555	Immobilienfonds Köln-Ossendorf II GbR	トロイスドルフ	2	その他の企業	40.3
556	Ingrid S.à r.l.	ルクセンブルグ	5	その他の企業	23.8
557	iSwap Limited	ロンドン		金融機関	14.0
558	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung i.L.	デュッセルドルフ		金融機関	22.9
559	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft i.L.	デュッセルドルフ		その他の企業	22.9
560	KVD Singapore Pte. Ltd.	シンガポール		金融機関	25.9
561	Lion Residential Holdings S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルグ		金融機関	17.4
562	MorgenFund GmbH	フランクフルト		投資会社	30.0
563	North Coast Wind Energy Corp.	ポートムーディ	5	その他の企業	50.0
564	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
565	Prestipay S.p.A.	ウーディネ	5	金融機関	40.0
566	REDUS DTHG, LLC	ウィルミントン		その他の企業	49.9
567	Relax Holding S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	20.0
568	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		その他の企業	22.5
569	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		その他の企業	49.9
570	Trade Information Network Limited	ロンドン	5	その他の企業	18.6
571	TRAXPAY GmbH	フランクフルト		その他の企業	2.4
572	Triton Beteiligungs S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルグ		その他の企業	33.1
573	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク	7	その他の企業	99.9
574	UKEM Motoryacht Medici Mangusta GbR	トロイスドルフ	6	その他の企業	0.0
575	Ullmann Krockow Esch GbR	トロイスドルフ	6	その他の企業	0.0
576	Ullmann, Krockow, Esch Luftverkehrsgesellschaft bürgerlichen Rechts	トロイスドルフ	6	その他の企業	0.0
577	Volbroker.com Limited	ロッチフォード		金融機関	22.5
578	Weser Properties S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
579	WIS JV LLC	ウィルミントン	5	その他の企業	50.0
580	Wood NewCo S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルグ	7	その他の企業	52.1
581	zeitinvest-Service GmbH	エシュボルン		その他の企業	25.0
582	Zhong De Securities Co., Ltd	北京	5	金融機関	33.3
583	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		金融機関	25.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
20%超を保有するその他の会社					
584	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
585	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
586	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
587	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
588	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
589	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
590	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
591	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
592	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
593	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
594	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
595	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
596	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
597	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
598	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
599	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーナフェルト	8	金融機関	50.0
600	Banks Island General Partner Inc.	トロント	8	金融機関	50.0
601	Benefit Trust GmbH	リュッツェン	9, 10	金融機関	100.0
602	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーナフェルト	8	金融機関	50.0
603	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	33.2
604	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	32.0
605	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ	7, 11	金融機関	98.2
606	DB Advisors SICAV	ルクセンブルグ	9, 12	その他の企業	95.9
607	DB Placement, LLC	ウィルミントン	7, 9	その他の企業	100.0
608	DB RC Investments II, LLC	ウィルミントン	7, 9	その他の企業	99.9
609	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマーナ・ベイ	8	金融機関	33.6
610	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルグ	8	金融機関	49.0
611	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
612	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
613	DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
614	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
615	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
616	DWS Offshore Infrastructure Debt Opportunities Feeder LP	ジョージタウン	8	金融機関	26.3

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分 (%)
617	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
618	Eisler Capital (TA) Ltd	ロンドン	11	その他の企業	34.7
619	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト	8	金融機関	50.0
620	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
621	FÜNFTTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
622	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
623	Glor Music Production GmbH & Co. KG	ロットアッハ・エーガーン	11	その他の企業	29.5
624	GLOR Music Production II GmbH & Co. KG	ロットアッハ・エーガーン	11	その他の企業	28.6
625	HR "Simone" GmbH & Co. KG i.L.	ヨルク	11	その他の企業	24.3
626	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG i.L.	ベルリン	8	金融機関	20.5
627	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン	8	その他の企業	49.0
628	Isaac Newton S.A.	カブレ	7, 9	その他の企業	98.2
629	Kinneil Leasing Company	ロンドン	8	その他の企業	35.0
630	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
631	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト	7, 11, 13	金融機関	77.1
632	M Cap Finance Mittelstandsfonds III GmbH & Co. KG	フランクフルト	11	金融機関	35.7
633	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク	11	その他の企業	39.0
634	Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	40.0
635	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク	11	その他の企業	34.0
636	MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク	11	その他の企業	32.8
637	MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク	11	その他の企業	33.0
638	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
639	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
640	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
641	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
642	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分 (%)
643	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン	1, 2, 8	金融機関	27.7
644	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
645	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
646	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
647	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
648	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
649	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
650	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
651	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
652	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
653	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
654	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
655	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
656	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
657	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
658	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融機関	50.0
659	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
660	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
661	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
662	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
663	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融機関	50.0
664	QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
665	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
666	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
667	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
668	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
669	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG i.L.	デュッセルドルフ	9	金融機関	58.5
670	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
671	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
672	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
673	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
674	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
675	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
676	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	33.2
677	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
678	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG i.L.	デュッセルドルフ	9	金融機関	71.1
679	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
680	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
681	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
682	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
683	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
684	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
685	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
686	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ	7, 9	金融機関	100.0
687	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
688	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
689	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
690	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
691	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融機関	100.0
692	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
693	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
694	SOLATOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
695	SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	9	その他の企業	100.0
696	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	8	金融機関	50.0
697	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
698	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
699	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
700	SOSPITA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
701	SPLENDOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	8	金融機関	50.0
702	STAGIRA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
703	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	9	金融機関	100.0
704	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
705	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
706	SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
707	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
708	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融機関	50.0
709	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
710	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
711	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
712	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融機関	100.0
713	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
714	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG i.L.	デュッセルドルフ	9	金融機関	100.0
715	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG i.L.	デュッセルドルフ	9	金融機関	100.0
716	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
717	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融機関	100.0



シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
718	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
719	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン	8	金融機関	50.0
720	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
721	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	9	金融機関	100.0
722	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
723	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
724	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
725	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
726	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
727	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
728	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
729	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
730	ZABATUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
731	ZAKATUR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
732	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
733	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
734	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
735	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融機関	25.0
736	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
737	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
738	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
739	ZEREVIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
740	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
741	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融機関	50.0
742	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	8	金融機関	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
743	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	8	金融機関	50.0
744	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融機関	50.0
745	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
746	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	8	金融機関	50.0
747	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
748	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
749	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
750	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
751	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	金融機関	50.0
752	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
753	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
754	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	8	その他の企業	50.0
755	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	8	金融機関	25.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分					
756	ABRAAJ Holdings (in official liquidation)	カマーナ・ベイ		金融機関	8.8
757	BÜRGSCHAFTSBANK BRANDENBURG GmbH	ポツダム		金融機関	8.5
758	Bürgschaftsbank Hamburg GmbH	ハンブルク		金融機関	8.7
759	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュベリーン		金融機関	8.4
760	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		金融機関	6.3
761	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルク		金融機関	8.2
762	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		金融機関	5.6
763	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		金融機関	8.7
764	MTS S.p.A.	ローマ		その他の企業	5.0
765	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		信用機関	9.0
766	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		金融機関	6.0
767	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		信用機関	11.8
768	Yensai.com Co., Ltd.	東京		金融機関	7.8

45 -

## ドイツ銀行の改革の影響

2022年12月31日現在、当行グループは2019年7月に公表されたドイツ銀行の改革に関連する影響をすべて計上している。改革に関連する影響は、2021年度は15億ユーロであったのに対し、2022年度は126百万ユーロであった。2019年度の改革フェーズの開始以降、当行グループは改革に関連する影響を合計で85億ユーロ計上した。

改革に関連する影響の一部として、当行グループは改革費用を計上した。改革費用は、2021年度の10億ユーロに対し、2022年度は通年で132百万ユーロ計上された。2019年度の改革フェーズの開始以降、当行グループは改革費用を合計で28億ユーロ計上した。

46 -

## 金利ベンチマーク改革

以下の表は当行グループ外の金融商品の名目価額を示しており、当該名目価額は、レート提示義務の廃止が予想されているIBORを参照している。この表には、レート提示義務が廃止されると予想されている日よりも後に満期日が到来する金融商品が含まれている。これまで英ポンドLIBOR、スイスフランLIBOR、日本円LIBOR、ユーロLIBOR、EONIAおよび2022年初頭に停止された米ドルLIBOR期間を参照していたすべてのポジションは、代替の参照レートに移行済みか、移行の手配が完了するまで英ポンドと日本円のシンセティックIBORを利用している。2022年12月31日現在、英ポンドと日本円のシンセティックLIBORを利用している契約が当グループの名目価額に及ぼす影響は重要ではない（2021年12月31日：約11.5億ユーロ）。その結果、2022年12月31日現在で開示されている金額には米ドルLIBORの金融商品のみが含まれており、当該金融商品の満期は2023年6月30日よりも後に到来する。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	
	米ドルLIBOR	
デリバティブ以外の金融資産	33,862	
貸出金	31,416	
その他	2,445	
デリバティブ金融資産	3,062,368	
金融資産合計	3,096,230	
デリバティブ以外の金融負債	8,666	
債券	7,731	
預金	728	
その他	207	
デリバティブ金融負債	2,835,216	
金融負債合計	2,843,883	
オフバランス・シート	34,914	

単位：百万ユーロ	2021年12月31日現在							
	米ドルLIBOR	英ポンドLIBOR	スイスフランLIBOR	日本円LIBOR	EONIA	その他のLIBOR	マルチプル・ベース <sup>2</sup>	
デリバティブ以外の金融資産	64,584	5,605	182	66	536	469	-	-
貸出金	62,403	5,478	182	59	363	469	-	-
その他	2,181	127	-	7	173	-	-	-
デリバティブ金融資産 <sup>1</sup>	2,829,421	351,302	47,065	523,527	9,042	40,503	167,050	
金融資産合計	2,894,005	356,907	47,247	523,593	9,578	40,971	167,050	
デリバティブ以外の金融負債	17,403	41	-	-	689	-	-	-
債券	6,561	-	-	-	-	-	-	-
預金	10,809	-	-	-	664	-	-	-
その他	32	41	-	-	25	-	-	-
デリバティブ金融負債 <sup>1</sup>	2,669,363	321,430	45,442	502,571	7,151	38,650	144,217	
金融負債合計	2,686,766	321,471	45,442	502,571	7,840	38,650	144,217	
オフバランス・シート	73,166	498	40	95	1,963	33	-	-

1 当行グループは、信用補充条項の契約の一部に係る現金担保残高に関して、金利ベンチマーク改革に対するエクスポージャーも有している。このエクスポージャーは短期的な性質であるため、この表では表示していない。

2 マルチプル・ベースは、改革対象の複数のベンチマークを用いた原契約（英ポンドIBORと米ドルIBORのキャッシュ・フローがある、変動金利と変動金利のスワップ等）に関連している。

[次へ](#)

(2) 個別財務書類

マネジメント・レポート

統合マネジメント・レポート

ドイツ商法（「Handelsgesetzbuch」、以下「HGB」という。）第315条第5項およびHGB第298条第2項の規定に準拠して、ドイツ銀行AGのマネジメント・レポートは、ドイツ銀行グループのマネジメント・レポートに含まれている。統合マネジメント・レポートは、ドイツ銀行グループの2022年度の年次報告書において公表されている。また、統合マネジメント・レポートはドイツ連邦官報に提出され、その後、同官報においても公表されている。

年次報告書は、[www.db.com/ir/en/annual-reports.htm](http://www.db.com/ir/en/annual-reports.htm)から入手することができる。

[次へ](#)

## 2022年12月31日現在の貸借対照表

資産 単位：百万ユーロ（億円）		2022年 12月31日 現在	2021年 12月31日 現在
現金および預け金			
a) 現金		1,793	1,628
b) 中央銀行預け金		67,159	151,543
このうち：ドイツ連邦銀行	4,969		88,738
		68,952	153,171
		( /103,456)	( /229,818)
公共部門事業体負債性金融商品および中央銀行借入適格為替手形			
a) 政府短期証券、割引政府債および類似の公共部門事業体負債性金融商品		636	648
このうち：ドイツ連邦銀行借入適格	340		153
b) 為替手形		17	21
		653	669
		( /980)	( /1,004)
銀行に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		61	0
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		59	124
c) その他の債権		172,761	79,230
		172,881	79,354
		( /259,391)	( /119,063)
このうち：要求払 有価証券担保付債権	108,372 6,479		20,057 6,419
顧客に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		97,740	94,726
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		4,545	6,193
c) その他の債権		351,477	334,247
		453,762	435,166
		( /680,825)	( /652,923)
このうち：有価証券担保付債権	13,984		10,438
公社債およびその他の固定利付有価証券			
a) 短期金融市場証券			
a a) 公共部門発行体		174	280
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	0		0
a b) その他の発行体		0	469
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	0		0
		174	750
			( /1,125)
b) 公社債			
b a) 公共部門発行体		37,626	26,977
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	9,613		4,351
b b) その他の発行体		32,674	32,355
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	23,908		24,690
		70,300	59,333
			( /89,023)
c) 自己負債性金融商品		0	0
額面金額	0		0
		70,474	60,083
		( /105,739)	( /90,149)
株式およびその他の変動利付有価証券		438	396
		( /657)	( /594)
トレーディング資産		234,670	246,705
		( /352,099)	( /370,156)
参加持分		153	176
		( /230)	( /264)
このうち：対銀行	11		11
対金融サービス機関	46		43

関係会社に対する投資		30,774	26,343
		( /46,173)	( /39,525)
このうち：対銀行	5,510		5,438
対金融サービス機関	219		204
信託資産		2,804	2,161
		( /4,207)	( /3,242)
このうち：信託貸出金	387		444
無形資産			
a) 自己開発無形資産		2,884	2,641
b) 購入した無形資産		331	435
c) のれん		14	17
d) 無形資産に係る頭金		0	0
		3,230	3,092
		( /4,846)	( /4,639)
有形固定資産		1,402	1,208
		( /2,104)	( /1,812)
その他の資産		5,844	6,862
		( /8,768)	( /10,296)
前払費用			
a) 発行および貸出金業務関連		12	2
b) その他		924	862
		936	864
		( /1,404)	( /1,296)
繰延税金資産		5,366	3,304
		( /8,051)	( /4,957)
積立超過の制度資産		5	553
		( /8)	( /830)
資産合計		1,052,343	1,020,109
		( /1,578,935)	( /1,530,572)



負債および株主持分 単位：百万ユーロ（億円）	2022年 12月31日 現在	2021年 12月31日 現在
<b>銀行に対する負債</b>		
a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債	125	88
b) 記名発行公共部門ファンドブリーフ債	0	0
c) その他の負債	148,430	151,514
	148,555	151,602
	( /222,892)	( /227,464)
このうち：要求払	63,499	57,923
DSLB移行法に基づく記名式カバード・ボンド	274	380
<b>顧客に対する負債</b>		
a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債	2,131	2,271
b) 記名発行公共部門ファンドブリーフ債	93	93
c) 貯蓄預金		
c a) 3ヶ月の契約通知期限付	56,816	59,352
c b) 3ヶ月超の契約通知期限付	2,818	3,009
	59,634	62,361
d) その他の負債	463,446	428,476
	525,304	493,201
	( /788,166)	( /739,999)
このうち：要求払	345,035	333,746
DSLB移行法に基づく記名式カバード・ボンド	2,210	2,909
<b>証券形態の負債</b>		
a) 発行債券		
a a) 抵当ファンドブリーフ債	8,809	5,737
a b) 公共部門ファンドブリーフ債	0	0
a c) その他の債券	75,035	71,431
	83,843	77,168
b) 証券形態のその他の負債	3,246	2,512
	87,090	79,681
	( /130,670)	( /119,553)
このうち：短期金融市場証券	2,726	1,841
未決済自行引受手形および約束手形	40	105
<b>トレーディング負債</b>	178,394	197,069
	( /267,662)	( /295,682)
<b>信託負債</b>	2,804	2,161
	( /4,207)	( /3,242)
このうち：信託貸出預り金	387	444
<b>その他の負債</b>	37,337	33,201
	( /56,020)	( /49,815)
<b>繰延収益</b>		
a) 発行および貸出金業務関連	497	250
b) その他	533	725
	1,030	976
	( /1,545)	( /1,464)
<b>引当金</b>		
a) 年金および類似の債務に対する引当金	2,241	50
b) 税金引当金	458	577
c) その他の引当金	4,759	5,345
	7,457	5,972
	( /11,188)	( /8,960)
<b>劣後負債</b>	12,761	9,762
	( /19,147)	( /14,647)
<b>資本参加権</b>	30	30
このうち：2年以内に期日到来	10	10
その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品	9,013	8,597
	( /13,523)	( /12,899)
<b>一般的銀行業リスクのための資金</b>	2,944	2,944
	( /4,417)	( /4,417)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づく トレーディング関連特別準備金	1,476	1,476
<b>株主資本</b>		
a) 引受済資本金	5,291	5,291
控除：自己株式の名目額面価額	74	2
	5,217	5,289
条件付資本金0百万ユーロ (2021年12月31日現在：563百万ユーロ)		
b) 資本剰余金	20,938	20,938
c) 利益剰余金		
c a) 法定準備金	13	13
c d) その他の利益剰余金	9,887	7,704

	9,900	7,717
d) 配当可能利益(損失)	3,569	969
		39,625
		( /59,453)
負債および株主持分合計	1,052,343	1,020,109
		( /1,578,935)
偶発負債		
a) 再割引為替手形による偶発負債	0	0
b) 保証および補償契約による負債	62,785	56,181
c) 第三者負債の担保提供により生じる負債	0	0
		62,785
		( /94,203)
その他の契約債務		
b) 募集および引受に係る債務	0	1
c) 取消不能貸出コミットメント	158,116	131,613
		158,116
		( /237,237)
		( /197,472)

## 2022年1月1日から2022年12月31日までの期間に係る損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2022年度	2021年度
利息収益		
a) 貸出および短期金融市場業務	22,141	11,447
このうち：貸出および短期金融市場業務からのマイナスの利息収益	471	716
b) 固定利付有価証券および政府登録債	1,770	1,512
	23,911	12,959
		( /19,444)
利息費用	15,550	5,369
このうち：マイナスの利息費用	1,123	1,066
	8,361	7,590
	( /12,545)	( /11,388)
配当等収益		
a) 株式およびその他の変動利付有価証券	246	338
b) 参加持分	16	9
c) 関係会社に対する投資	1,147	742
	1,409	1,089
	( /2,114)	( /1,634)
利益共同体契約、利益移転契約および部分利益移転契約による収益	431	354
	( /647)	( /531)
手数料収益	8,767	9,052
手数料費用	2,672	2,240
	6,095	6,811
	( /9,145)	( /10,219)
トレーディング純損益	2,898	1,266
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連 特別準備金の戻入	0	0
その他の営業収益	7,176	1,532
管理費用		
a) 人件費		
a a) 賃金および給料	4,687	4,758
a b) 強制社会保険拠出金ならびに年金およびその他の従業員 給付費用	2,032	1,246
	6,720	6,005
このうち：年金費用1,310百万ユーロ（2021年度：570百万ユーロ）		
b) その他の管理費用	8,640	9,181
	15,359	15,185
	( /23,045)	( /22,784)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却、評価減および価値修正	1,241	1,455
	( /1,862)	( /2,183)
その他の営業費用	8,484	2,092
債権および一定の有価証券の評価減および価値修正ならびに信用損失引当金繰 入額	1,596	4
参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券 の評価減および価値修正	0	298
	( /0)	( /447)
参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券 の評価益および処分益	4,189	0
	( /6,285)	( /0)
損失引受による費用	281	145
	( /422)	( /218)
一般的銀行業リスクのための資金からの戻入／への繰入(-)	0	2,200
	( /0)	( /3,301)
経常利益	3,599	1,663
	( /5,400)	( /2,495)
特別利益	114	36
	( /171)	( /54)
特別損失	19	181
	( /29)	( /272)
特別損益	95	-145
	( /143)	( /218)
法人所得税	-1,895	-485
	( /2,843)	( /728)
このうち：繰延税金プラス2,040百万ユーロ （2021年度：プラス643百万ユーロ） 「その他の営業費用」として計上されないその他の税金	83	85

	( /125)	( /128)
	-1,813	-400
	( / 2,720)	( / 600)
純利益（損失）	5,506	1,919
	( /8,261)	( /2,879)
前期繰越利益	562	0
	( /843)	( /0)
	6,069	1,919
	( /9,106)	( /2,879)
資本剰余金の取崩し	0	0
利益剰余金への繰入		
- その他の利益剰余金への繰入	2,500	950
	2,500	950
	( /3,751)	( /1,425)
配当可能利益	3,569	969
	( /5,355)	( /1,454)

[次へ](#)

## 年次財務諸表に対する注記

### 一般的な情報

ドイツ銀行AGの登録名はドイチェ・バンク・アクティエンゲゼルシャフトであり、フランクフルト・アム・マインにおいて法人化されている。フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において登録番号HRB 30000で商業登記されている。

ドイツ銀行AGの2022年度の年次財務諸表は、ドイツ商法（以下「HGB」という。）、ならびに銀行および金融サービス機関財務諸表指令法（以下「RechKredV」という。）に従って作成されたものである。会社法の規定は遵守されている。明瞭性のため数値は百万ユーロ単位で記載してある。本書において表示された数値は四捨五入により、当行が提供する合計額と正確には一致しない場合があり、割合は絶対値を正確に反映していない場合がある。

### 作成の基礎

#### 会計方針：

##### 債権

トレーディング目的で保有する債権は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

銀行および顧客に対する債権のうちトレーディング資産として適格でないものは通常、額面金額または取得原価（必要な減損を控除後）で計上される。その後の報告期間に減損損失の金額が減少し、客観的にその減損の減少が減損認識後に発生した事象に関連している場合には、以前に認識された減損は損益計算書を通じて戻入れられる。

##### リスク引当金

信用損失引当金は、減損ならびにすべての識別可能な信用リスクおよびカントリー・リスク引当金、固有の債務不履行リスク引当金および一般的銀行業リスク引当金で構成される。信用損失引当金は、慎重性の原則に従い、予想損失額で反映される。

外国の貸出先への融資に関する移転リスク（カントリー・リスク）は、経済、政治および地域情勢を考慮に入れた格付システムを用いて評価される。特定の諸外国への国境を越えたエクスポージャーに関する引当金を認識する際には慎重性の原則が適用される。

固有の信用リスクに関する引当金は、商法の原則に従い包括的価値修正の形で反映される。このほか、一般的銀行業リスクに係る引当金は、HGB第340f条に従って計上される。HGB第340f条第3項に基づく相殺オプションが利用されている。

予想損失の計算は、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）というパラメータに準拠している。最後のパラメータにはすべてのリスクのある契約が含まれる。LGDの算定においては、特に不動産担保について、地域別の担保価値評価額を考慮している。保証および貸出コミットメントを含むオフバランスのエクスポージャーに関する信用リスクは、引当金として表示されている。ポートフォリオのリスクがより反映されるように、信用リスクの予測は、マクロ経済要素（欧州および米国のGDP成長率および失業率など）により補完されている。

当行は、12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが減損を引き起こすほど増大していないと仮定した場合に、債務不履行事象による全期間の予想信用損失のうち報告日から12ヶ月以内に予想される部分を表す。

当行は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失を反映するため追加の信用損失引当金を認識する。IFRS第9号の手法を使用するにあたり、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間のPD、全期間のLGDおよび全期間のEADに基づく予想信用損失の計算が必要となる。

当行は、信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能な予想キャッシュ・フローを通じてデフォルト確率が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。

継続的に、また当行グループの全般的統制およびガバナンス・フレームワークの一部として、当行グループはIFRS第9号に基づくモデルに対するオーバーレイが必要かどうかを、各報告期間に評価している。モデルの監視フレームワークでは、マクロ経済環境における急激な変化といったモデルでは捉えられないリスクの有無について検討し、まだ完全には反映されていないモデルの制限または定期的なモデルの強化を特定している。全体的に、当モデルの監視フレームワークにより、当行グループは各報告日現在の予想信用損失の経営陣による最善の見積りを報告することが可能となる。

### 有価証券

トレーディング目的で保有する公社債およびその他の固定利付有価証券ならびに株式およびその他の変動利付有価証券は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

予見可能な将来までの保有を目的とする一定の公社債およびその他の固定利付有価証券の保有分は非流動資産として分類され、厳密でない低価法を用いて会計処理される。これは、各有価証券が、一時的でない減損控除後の取得原価で計上されることを意味する。

公社債およびその他の固定利付有価証券が予見可能な将来まで保有するものでもトレーディング・ポートフォリオの一部を構成するものでもない場合には、それらは流動資産として分類され、厳密な低価法を用いて会計処理される。これは、当該有価証券が、取得原価またはそれぞれ帰属可能な市場価額のいずれか低い金額で計上されることを意味する。

これは、トレーディング・ポートフォリオの一部でない場合に通常流動資産として会計処理される株式およびその他の変動利付有価証券についても同様である。

有価証券は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。

#### 組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体がトレーディング業務として純損益を通じて公正価値で計上されるものではない場合には、当該組込デリバティブはデリバティブ会計の一般原則に従って区分処理される。主契約は償却原価または決済金額で会計処理される。

#### クレジット・デリバティブ

トレーディング目的で保有するまたは発生したクレジット・デリバティブは、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

発生した信用リスクの担保として適格なその他のクレジット・デリバティブは個別で会計処理されず、その基礎となる取引に関するリスク引当金において考慮される。

## トレーディング業務

トレーディング目的で保有するまたは発生した金融商品（デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価を含む。）および貴金属は、リスク調整を控除後の公正価値で認識される。バリュー・アット・リスク調整に加え、トレーディング純損益の利益配当には事実上の制限が存在する。これは、各年度にトレーディング純収益の一部を一般的銀行業リスクのための資金の一部であるトレーディング関連特別準備金に割り当てる必要があるためである。

公正価値は、金融商品が強制または清算による売却以外で、取引知識のある自発的な非関連当事者との間の現在の取引で交換され得る金額として定義されている。入手可能な場合には、公正価値は、観察可能な市場価格およびパラメータに基づくか、または当該価格もしくはパラメータから算出される。観察可能なデータの入手可能性は、商品や市場によって異なり、時間の経過により変動する可能性がある。観察可能な価格または入力値が入手可能でない場合、特定の商品に適合する評価技法が適用される。

公正価値が評価技法を用いて見積られるか、または観察可能な価格もしくはパラメータから算出される場合、重要な判断が要求される可能性がある。このような見積りは本質的に不確実で変更が生じやすい。そのため、実際の経営成績および財政状態は、これらの見積りと異なる可能性がある。

金融商品の公正価値による評価には、手仕舞いコスト、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスク、ならびに無担保のトレーディング・デリバティブに対する資金調達対価に関する評価調整が含まれている。

未実現利得についての残存する実現リスクを反映するため、公正価値の測定結果はリスク調整によって減額され、それはトレーディング資産から控除される。リスク調整は、保有期間10日および信頼水準99%を用いて計算されたバリュー・アット・リスクに基づいている。

トレーディング関連特別準備金は、トレーディング純収益（リスク調整後）の最低10%（ただし、各事業年度のトレーディング純収益の合計金額を超えてはならない。）を繰入れることにより設定されている。トレーディング関連特別準備金は、当該準備金がトレーディング純収益（リスク調整後）の5年平均の50%に達するまで、繰入れる必要がある。

当該準備金は、50%の上限を超える金額の戻入れのため、またはトレーディング純損失を補填するためのみに取崩しが可能である。

トレーディング目的で保有する金融商品および貴金属は、「トレーディング資産」または「トレーディング負債」として貸借対照表上で独立表示されている。コモディティを購入または売却する先渡契約は、基本的に金融商品として適格でないため、トレーディング資産に分類できない。

トレーディング目的で保有する金融商品に係るリスク調整後の公正価値の変動はすべて、「トレーディング純損益」として認識される。利息収益および利息費用は純利息収益に表示される。

特定の条件の下で、トレーディング・デリバティブと相手先が差入れた現金担保が相殺される。これらのデリバティブは、個別の相手先ごとに、信用補完条項（以下「CSA」という。）および日次の現金担保交換が規定されたマスター契約に基づき相殺することができる。個別の相手先ごとの相殺金額には、デリバティブのプラスおよびマイナスの時価ならびに差入または受入担保額が含まれる。

## 評価単位（ヘッジ会計）

会計上、資産、負債、未履行の取引または極めて可能性の高い予定取引（ヘッジ対象項目）および金融商品（ヘッジ手段）が、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成するために評価単位内において指定される場合には、通常の測定規則は適用されない。評価単位は通常、マイクロ・ヘッジの形式で認識される。統計分析、回帰分析およびクリティカル・ターム・マッチ法が予想有効性の評価に適用されている。当行は通常、価値凍結法を利用しており、これはヘッジ対象リスクに関連した価値変動の相殺は計上されないことを意味する。結果として、差し迫った損失に対する引当金として認識される純損失（すなわち、マイナスの非有効部分）が発生しない限り、同じ種類のリスクに関連した公正価値のマイナスの変動は当該ヘッジ期間中に認識されない。

ヘッジ手段に係る利息収益および利息費用（金利スワップ等）は通常、ヘッジ対象項目に係る利息収益／利息費用を控除後の純額で損益計算書上に表示される。これにより、評価単位全体のヘッジ損益を考慮して当該収益／費用を表示することになる。

ヘッジ会計上、コモディティを購入または売却する先渡契約は金融商品として取り扱われる。

## 分類変更

債権および有価証券は当初、トレーディング業務、流動性準備金または非流動投資として分類されなければならない。

当初認識後のトレーディング業務への分類変更は認められておらず、トレーディング業務からの分類変更は例外的な市況（特に、取引する能力に悪影響を及ぼす状況）により意思の変更があった場合にのみ認められている。さらに、トレーディング目的で保有する金融商品は当初認識後、ヘッジ手段として評価単位へと指定することができる。

流動性準備金区分と非流動投資区分の間の分類変更は、当初認識後、経営陣の意思に明確な変更があったときに行われ、文書化される。

当該分類変更は、当該意思に変更があったときに、分類変更日現在の公正価値で行われる。

## 参加持分および関係会社に対する投資

参加持分は、取得原価、またはHGB第253条に基づくオプションを利用してそれより低い公正価値のいずれかで認識される。

関係会社に対する投資は厳密でない低価法により会計処理されている。これは、減損が一時的でないのみなされる場合にのみ評価減が認識されることを意味する。

関係会社の公正価値を決定するために、割引キャッシュ・フロー・モデルが適用される。当該モデルは、リスク調整後の金利を用いて5年間の予想フリー・キャッシュ・フローを割引くものである。5年間の後については、残存価値を決定するために持続可能な計画の策定が予測されている。当該評価には、特定の関係会社に関する測定可能なシナジーが含まれる。

参加持分および関係会社に対する投資は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合に、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。HGB第340c条第2項に基づく相殺オプションが利用されている。

## 有形固定資産および無形資産

有形固定資産および無形資産は、取得原価または製造原価から減価償却累計額または償却累計額を控除した金額で計上される。自己開発のブランド、題字、出版表題、顧客名簿およびこれらに類似する無形資産は認識されない。

永久的と思われる減損については、評価減が行われる。

有形固定資産および無形資産は、客観的に価値の増加が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には評価増が行われなければならない。

少額資産は、取得年度に償却される。



## 資産の認識の中止

資産は通常、法的所有権が移転した時点で認識が中止される。

しかし、当該資産の法的な移転にかかわらず売手が所有に関するリスクおよび経済価値の大部分を留保する場合には、当該資産の認識は中止されない。

有価証券の貸付 / 借入取引および買戻契約により譲渡される有価証券は、譲渡人の貸借対照表において引き続き認識される。その結果、譲渡人は所有に関するリスクおよび経済価値の大部分に引き続きさらされるため、貸付有価証券および譲渡有価証券の認識は中止されない。

## 負債

負債は決済金額または額面金額で認識される。割引発行されるゼロ・クーポン債は、当初の実効金利を用いた現在価値で報告される。

## その他Tier 1資本として適格な金融商品

発行された金融商品で負債として適格なものは、決済金額または額面金額で認識される。利息は、金融商品を保有する投資家への支払いが見込まれる額に基づき認識される。

## 引当金

年金および類似の債務に対する引当金は、保険数理原則に従って認識される。年金引当金は、予測単位積立方式により、ドイツ連邦銀行公表による残存期間を15年と仮定した平均市場金利を使用して計算される（ただし、年金制度の残存期間がそれより短い場合を除く。）。

当行はドイツの確定給付型年金制度の確定給付債務の算定に独自の死亡率の仮定を適用している。「Richttafeln Heubeck 2018G」による死亡率の仮定は、ドイツ銀行独自の従業員および年金受給者の死亡率の実績に応じて調整されている。

年金および類似の債務の決済のためのみに使用される資産で、かつ、ドイツ銀行AGにもいずれの債権者にも支配されていないもの（制度資産）は、公正価値で評価され、各引当金と相殺される。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が設定される。

年金および類似の債務の決済金額が非流動金融資産として保有する有価証券の公正価値のみに基づく場合、当該有価証券の公正価値が最低保証額を上回る場合には引当金は当該公正価値で測定される。

未確定債務や有償契約（トレーディング業務を除く。）に関するその他の引当金は、慎重な商業上の判断原則に従ってその予定決済金額で認識される。未確定債務に関する引当金は、関連するキャッシュ・アウトフローの発生が貸借対照表日後12ヶ月以内に見込まれない場合には、割引かれる。割引効果の振り戻しは、銀行業務に係る引当金が計上される場合は支払利息として、銀行業務に係る引当金が計上されない場合はその他の費用として認識される。

未履行取引から生じる差し迫った損失に対する引当金を認識するか否かについての評価は、トレーディング目的で保有するわけではないすべての利付資産および負債のそれぞれについて、すなわち、報告日現在で存在するバンキング勘定の内のすべてのポジションについて、純損失が発生する可能性が高いかについての評価からなる。

純損失がバンキング勘定内の利付ポジションに発生する可能性が高いかについての評価には、予想将来純利息収益および予想将来直接帰属費用を、報告日現在の利付ポジションと関連する将来予想管理費用とだけでなく、予想将来資金調達および信用リスク費用とも比較することが必要となる。

潜在的引当金の評価は、バンキング勘定における金利関連ポジションの内部管理と整合している。バンキング勘定における金利関連ポジションには、現在価値に基づくアプローチが用いられ、リスクの取得原価による範囲ならびに金利リスクに対してヘッジされたポジションに関する純利息超過額による管理費用の分析により補完されている。

## 繰延税金

資産、負債および経過勘定の会計上の帳簿価額と税務基準額との一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債は互いに相殺され、貸借対照表上、繰延税金資産または繰延税金負債のいずれかとして純額で表示される。繰延税金資産の算定に当たり未使用の繰越欠損金が考慮されるが、考慮されるのは今後5年以内に利用できる範囲のみである。

## 自己株式

ドイツ銀行AGが自己の株式（自己株式）を取得する場合、これらは貸借対照表上、独立項目として取得原価で株主資本から直接控除され、損益計算書には利得も損失も認識されない。

自己株式がその後売却される場合には、上述の控除の戻入れが行われ、当初の取得原価を超過する金額は資本剰余金に認識される。一方、その後の売却により発生した損失は利益剰余金に認識される。

## 通貨の換算

通貨の換算は、HGB第256a条および第340h条に規定された原則に従って行われる。

固定資産として取り扱われる外貨建資産であって、当該通貨によるカバーが個別にとられていないものは取得原価で計上される（ただし、外国為替相場の変動が一時的でない場合には、当該資産の評価減が必要となる。）。その他の外貨建資産および負債ならびに未決済の現金取引は貸借対照表日現在の直物相場仲値で、為替予約取引は貸借対照表日現在の先渡相場で換算される。

当行がHGB第340h条に従い特別なカバレッジ法を適用している外貨建てポジションの定義は、内部リスク管理手続を反映している。

通貨の換算から生じる利得および損失の会計処理は、それらがどの外貨ポジションに関係しているかに左右される。トレーディング資産およびトレーディング負債の通貨の換算から生じる利得および損失、ならびに個別にカバーがとられているポジションの換算から生じる利得および損失は、損益計算書において認識される。同じことが、個別にカバーはとられていないが残存期間が1年以内である外貨ポジションにも適用される。一方、個別にカバーがとられておらず、かつ、残存期間が1年超である外貨ポジションについては、不平等性の原則に従って、通貨の換算から生じる損失のみが認識される。通貨の換算による損益は、トレーディング純損益およびその他の営業収益／費用に含まれている。

国外支店の貸借対照表および損益計算書の諸科目はそれぞれの貸借対照表日現在の仲値でユーロに換算される（報告日法）。貸借対照表科目の直物相場仲値での換算から生じる差額、損益計算書科目の（加重）平均為替レートでの換算から生じる差額は、損益計算書のその他の営業収益または営業費用に反映される。

## 偶発負債および取消不能貸出コミットメント

偶発負債および取消不能貸出コミットメントは、担保金および貸借対照表上に計上済みの引当金を考慮した後の想定元本で認識される。

偶発負債の利用による損失リスクは、それぞれの顧客に対する求償を行使するための既存の能力により低減される。したがって、当該リスクは顧客の信用リスクに基づいている。

取消不能貸出コミットメントは、当行が無条件に取り消しできない、貸出コミットメントの未引出部分を表している。これらは信用リスクの監視対象に含まれる。

## 貸借対照表注記

## 債権の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2022年12月31日 現在	2021年12月31日 現在
銀行に対するその他の債権（要求払の債権を除く）	64,509	59,063
残存期間		
3ヶ月以内	23,528	19,434
3ヶ月超1年以内	9,573	10,417
1年超5年以内	18,321	18,383
5年超	13,088	10,829
顧客に対する債権	453,762	435,166
残存期間		
3ヶ月以内	174,112	150,984
3ヶ月超1年以内	44,929	52,825
1年超5年以内	114,367	108,543
5年超	116,079	115,995
期限を確定できないもの	4,275	6,818

## 有価証券

以下の表は、記載の貸借対照表科目中に含まれる市場性のある有価証券の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	上場		非上場	
	2022年 12月31日 現在	2021年 12月31日 現在	2022年 12月31日 現在	2021年 12月31日 現在
公社債およびその他の固定利付有価証券	40,542	30,152	29,932	29,931
株式およびその他の変動利付有価証券	143	143	18	10
参加持分	0	0	0	0
関係会社に対する投資	0	0	0	0

公社債およびその他の固定利付有価証券のうち705億ユーロには、2023年度に期限を迎えるものが51億ユーロ含まれている。

非流動資産として分類する公社債およびその他の固定利付有価証券は、ドイツ銀行がこれら有価証券を予見可能な将来まで保有する意図があるため、償却原価で計上されている。報告日現在の帳簿価額合計は438億ユーロであり、当行グループの財務部が管理する戦略的流動性準備金に関連するものである。当該有価証券には、高格付の国債、国際機関債および政府関係機関債が含まれている。2022年12月31日現在、このポートフォリオは、帳簿価額が208億ユーロの資産を含み、その現在の時価は合計21億ユーロ帳簿価額を下回っている。

流動資産として分類する公社債およびその他の固定利付有価証券は、厳格な低価法に従って計上されている。2022年12月31日現在、当該有価証券から生じる純利益はマイナス646百万ユーロであった。これには、当該有価証券を経済的にヘッジする目的で利用された金利スワップから生じた実現利益11億ユーロにより部分的に相殺されている。

## 投資ファンドに対する投資

以下の表は、10%を超えて保有する受益証券について、ドイツ国内外の投資ファンドに対する投資の内訳を保有目的別に示している。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	公正価値と帳簿価額との差額
株式ファンド	0	0	0
公社債ファンド	72	72	0
混合ファンド	297	297	0
合計	370	370	0

ファンドに対する投資はトレーディング資産に分類されており、その帳簿価額はその公正価値に相当していた。

受益証券の償還を延期するための条件はファンドごとに異なり、最低資産価額に基づく場合もあれば、ファンド・ディレクターに一任される場合もある。受益証券の日々の償還に関する制限は、ある一時点であまりにも多くの投資家が償還を試みるケースに関連している。こうした場合、ファンドは、償還請求を履行できるようになるまで償還を延期する可能性がある。

## 売却および買戻契約に基づく取引

貸借対照表に計上され、買戻契約に基づいて売却された資産の帳簿価額は181億ユーロであった。これはすべてレポ契約に基づいて売却された有価証券に関連するものであった。

## トレーディング資産および負債

## トレーディング目的で保有する金融商品

以下の表は、トレーディング資産およびトレーディング負債の内訳を示している。

2022年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	トレーディング資産 単位：百万ユーロ
デリバティブ金融商品	96,328
債権	73,246
公社債およびその他の固定利付有価証券	61,176
株式およびその他の変動利付有価証券	3,278
その他の資産	870
リスク調整	-229
合計	234,670

2022年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	トレーディング負債
デリバティブ金融商品	84,993
負債	93,402
合計	178,394

認められている評価方法を使用して公正価値を決定するための基礎的な仮定は「作成の基礎」の項に詳述されている。

マスター・ネットリング契約および日次の担保交換を認める信用補完条項に基づき取引される、トレーディング目的で保有するデリバティブは、貸借対照表においてドイツ銀行AGの外部の相手先ごとに相殺される。各相手先の相殺にはデリバティブおよび差入担保の帳簿価額の両方が含まれる。この中には、トレーディング目的で保有するデリバティブに係るプラスの公正価値1,862億ユーロ（2021年：2,211億ユーロ）およびマイナスの公正価値2,039億ユーロ（2021年：2,136億ユーロ）、また差入担保に関連する債権（158億ユーロ、2021年：312億ユーロ）および負債（335億ユーロ、2021年：237億ユーロ）の相殺が含まれる。相殺に関しては「作成の基礎」を参照のこと。

次の表は、トレーディング・デリバティブに該当する公正価値で評価されるデリバティブの内訳を、種類および数量別に示している。

2022年12月31日現在	
単位：百万ユーロ	想定元本
OTC商品	40,986,375

金利関連取引	31,696,479
為替レート関連取引	7,692,387
クレジット・デリバティブ	1,511,612
株式および指数関連取引	21,448
その他の取引	64,450
取引所売買商品	903,765
金利関連取引	642,519
株式および指数関連取引	212,818
為替レート関連取引	23,656
その他の取引	24,772
合計	41,890,141

将来キャッシュ・フローの金額、時期および信頼性は、金利環境、株式および債券市場の動向、ならびに信用スプレッドおよび債務不履行による影響を受ける。

#### 方法および仮定ならびにリスク調整額

リスク調整の計算は、トレーディング目的で保有するまたは発生した金融商品を組み込んだ規制上のバリュエーション・アット・リスクを計算するためのモデルに基づいている。トレーディング資産の評価には、様々な評価調整（例えば流動性リスクに関する評価調整。「作成の基礎」の「トレーディング業務」の項にさらに詳しく説明されている。）が必要となる場合がある。

バリュエーション・アット・リスク調整（以下「VaR調整」という。）の計算は、保有期間10日および信頼水準99%に基づいている。観察期間は261取引日である。

リスク調整は、規制上のVaR調整に加え、VaR計算ではカバーされないドイツ銀行の自己の信用リスクに関連した追加のリスク数値によって補完された。

リスク調整の絶対額は229百万ユーロである。

#### 金融商品をトレーディングとして分類するための基準の変更

2022年度において、金融商品のトレーディング資産および負債への分類に関する基準に変更はなかった。

#### 劣後資産

以下の表は、各貸借対照表ポジションに含まれる劣後資産の概要を表している。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
銀行に対する債権	845	645
顧客に対する債権	0	0
公社債およびその他の固定利付有価証券	717	1,955
トレーディング資産	2,281	2,354

## デリバティブ金融商品

## 先渡 / 先物取引

貸借対照表日現在で未決済の先渡 / 先物取引は主として次の種類のものであった。

- 金利関連取引：負債性金融商品関連先渡取引、先渡金利契約、金利スワップ、金利先物、証券形態オプション権、金利および指数関連オプション取引およびオプション契約
- 為替レート関連取引：外国為替および貴金属先渡、クロスカレンシー・スワップ、証券形態オプション権、外国為替および貴金属関連オプション取引およびオプション契約、外国為替および貴金属先物
- 株式 / インデックス関連取引：株式先渡 / 先物、指数先物、証券形態オプション権、株式および指数関連オプション取引およびオプション契約
- クレジット・デリバティブ：クレジット・デフォルト・スワップ (CDS)、トータル・リターン・スワップ (TRS)、クレジットリンク債 (CLN)。

上記の種類の取引は、ほとんど例外なくトレーディング業務において金利、為替レートおよび市場価格の変動をヘッジするために締結されている。

## 公正価値で会計処理されないデリバティブ

次の表は、通常は公正価値で会計処理されない、バンキング勘定デリバティブとして計上されるデリバティブ金融商品を示している。

単位：百万ユーロ	想定元本	帳簿価額		2022年12月31日現在 公正価値	
		プラス	マイナス	プラス	マイナス
OTC商品					
金利関連取引	3,109,477	9,454	7,199	53,427	53,579
為替レート関連取引	56,214	484	58	2,195	2,614
クレジット・デリバティブ	4,280	2	76	11	76
その他の取引	43	0	0	0	12
合計	3,170,014	9,939	7,333	55,633	56,281

通常は公正価値で計上されないデリバティブの帳簿価額は、「その他の資産」および「その他の負債」に計上されている。

## 評価単位 (ヘッジ会計)

ドイツ銀行AGは、公正価値ヘッジを通じて評価単位を形成し、基本的に金利スワップおよびオプションを通じて市場金利の変動から生じる固定利付有価証券の公正価値の変動をヘッジしている。

バンキング勘定におけるクレジット・デリバティブが貸出担保として処理するのに適格でない場合、公告IDW RS BFA 1に沿ってヘッジ会計が適用される。

ハイブリッド金融商品に組み込まれた分離可能なデリバティブから生じる追加リスクについても、マイクロ・ヘッジ関係を通じてヘッジされている。

上述のケースに加えて、ドイツ銀行はコモディティ・リスクをマイクロ・ヘッジ関係およびポートフォリオ・ヘッジ関係を通じてヘッジしている。

次の表は、評価単位内のヘッジ対象項目の概要（ヘッジ対象リスクの金額を含む。）を示している。ヘッジ対象資産およびヘッジ対象負債については、その帳簿価額も表示されている。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	
	帳簿価額	ヘッジ対象リスクの金額
ヘッジ対象資産、合計	7,596	-598
ヘッジ対象負債、合計	102,184	5,696

	名目金額	ヘッジ対象リスクの金額
未履行取引	31,202	878

ヘッジ対象リスクの金額がマイナスである場合にはそれぞれ、資産についてはヘッジ関係開始以降の公正価値の累積的減少額、負債については公正価値の累積的增加額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）を意味する。ヘッジ対象リスクのプラスの金額は、資産については公正価値の累積的增加額、負債については公正価値の累積的減少額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）に相当する。

ドイツ銀行AGは、為替予約およびスワップを使用して、為替リスクにさらされる純資産価値を表す支店の拠出資本金および繰越損益に係る為替リスクの公正価値ヘッジを締結している。ヘッジ対象の純ポジションの帳簿価額は115億ユーロである。ヘッジ対象リスクの金額はプラス12億ユーロである。反対方向の直物相場の変動は、最終的に拠出資本金の償還時に相殺される。

ヘッジ対象項目およびヘッジ手段の契約条件が完全に相殺関係にある場合、評価単位に係る有効性の将来に向かっての評価および非有効性の遡及的測定はともに、重要な条件の照合に基づき行われている。加えて、当行は将来の有効性の評価のために統計的手法および回帰分析を利用する場合がある。ドイツ銀行AGは、ヘッジ対象項目とヘッジ手段の公正価値の変動額を比較している（ダラーオフセット法）。評価単位は通常、ヘッジ対象項目の満期までの残存期間にわたり設定される。

#### 関係会社および参加関係のある会社に関する情報

単位：百万ユーロ	関係会社		参加関係のある会社	
	2022年12月 31日現在	2021年12月 31日現在	2022年12月 31日現在	2021年12月 31日現在
銀行に対する債権	54,841	49,786	0	0
顧客に対する債権	46,465	86,466	39	50
公社債および その他の固定利付有価証券	26,386	27,308	9	2
銀行に対する負債	30,173	27,579	4	6
顧客に対する負債	21,888	21,867	10	22
証券形態の負債	0	0	0	0
劣後負債	1,087	1,055	0	0

ドイツ銀行AGの保有株式（20%以上の持分を保有する会社および大企業に関しては議決権の5%超を保有する会社を含む。）の完全なリストは「保有株式」に関する注記に記載されている。

信託業務

	信託資産		信託負債	
	2022年 12月31日 現在	2021年 12月31日 現在	2022年 12月31日 現在	2021年 12月31日 現在
単位：百万ユーロ			単位：百万ユーロ	
銀行に対する債権	2,417	1,717	銀行に対する負債	251
顧客に対する債権	387	444	顧客に対する負債	2,553
公社債およびその他の固 定利付有価証券	0	0		
株式およびその他の変動 利付有価証券	0	0		
参加持分	0	0		
その他の資産	0	0		
合計	2,804	2,161	合計	2,804

銀行に対する債権は主に、顧客の代理として第三者の銀行に預けた、顧客からの預金に関連している。顧客に対する債権は主に、開発銀行または特別目的公共機関が資金提供した貸出金であり、COVID-19のパンデミック下において顧客を支援するための貸出金が含まれている。



## 固定資産

以下の表は固定資産の変動を示している。

単位：百万ユーロ	取得 / 製造原価			減価償却 / 償却、評価減 および価値修正			帳簿価額	
	2022年 1月1日 現在	増加 / 振替	処分	累計額	このうち 当年度	このうち 処分	2022年 12月31日 現在	2021年 12月31日 現在
無形資産	9,475	1,086	21	7,310	992	22	3,230	3,092
自己開発無形資産	7,323	1,044	5	5,477	844	7	2,884	2,641
購入した無形資産	1,434	42	15	1,128	145	15	331	435
のれん	719	0	0	704	2	0	14	17
頭金	0	0	0	0	0	0	0	0
有形固定資産	4,389	436	156	3,266	251	152	1,402	1,208
土地および建物	234	-71	85	27	5	52	512	95
事務所用什器備品	4,155	507	70	3,240	247	100	1,351	1,114
リース資産	0	0	0	0	0	0	0	0

	増減		
参加持分	-23	153	176
関係会社に対する投資	4,431 <sup>3</sup>	30,774	26,343
短期金融市場商品	0	0	0
公社債およびその他の固 定利付有価証券	9,360	43,823	34,463
このうち：HGB第254条 に従って評価単位に含 められているもの	0	0	0
株式およびその他の変動 利付有価証券	-0	0	0
このうち：HGB第254条 に従って評価単位に含 められているもの	0	0	0

RechKredV第34条第3項に基づく金融資産の合算オプションが利用されている。在外支店における貸借対照表日レートによる通貨換算から生じる為替レート変動は、取得 / 製造原価（2022年1月1日現在残高）と減価償却 / 償却、評価減および価値修正の累計額に認識されている。

- 自己開発ソフトウェアに関連する自己開発無形資産の増加。
- 土地および建物が当行の自己の活動の一部として使用された。
- 関係会社に対する投資は、44億ユーロ増加して308億ユーロとなった。この増加は、評価増44億ユーロおよび外国為替換算によるプラスの影響3億ユーロによるもので、評価減3億ユーロにより部分的に相殺された。さらに、増資4億ユーロは同額の資本の返済により充当された。

## 無形資産

無形資産に計上されているのれんは、見積耐用年数である5年から15年にわたって償却される。その決定は、経済的要因および組織的要因（例えば、被取得事業に係る将来の成長見込みおよび利益見込み、予想シナジー効果の様態および期間、顧客基盤の活用ならびに労働力の集約）に基づいている。無形資産に分類されたソフトウェアは、その耐用年数（最長10年）にわたって償却される。

## その他の資産

「その他の資産」58億ユーロは、主に、未収担保金（27億ユーロ）、税額控除（14億ユーロ）および利益共同体契約による未収収益（4億ユーロ）から構成されている。

## 前払費用および繰延収益

前払費用は、61百万ユーロの負債に関する発行額と償還額の差額の割引を含む。

繰延収益は、53百万ユーロのHGB第340e条第2項に基づく割引を含む。

## 繰延税金

繰延税金は、資産、負債および経過勘定のHGB規定の会計処理に基づく帳簿価額とその税務基準額との一時差異につき、当該一時差異が後の報告期間に解消することが見込まれる場合に算定されている。これに関連して、ドイツ銀行AGが株主/パートナーである連結税務グループ子会社/パートナーシップの一時差異も、ドイツ銀行AGの繰延税金の算定に含められる。加えて、繰延税金資産の算定に当たり、未使用の繰越欠損金が今後5年以内に利用が見込まれる範囲で考慮される。繰延税金の測定は、ドイツ銀行AGの税務グループの合算ベースの法人所得税率（現在は31.3%）に基づいている。当該合算ベースの法人所得税率には、法人税、営業税および連帯付加税が含まれている。

一方、パートナーシップ形態のドイツの投資における一時差異から生じる繰延税金は、法人税および連帯付加税のみを含んだ合算ベースの法人所得税率に基づいて測定されており、これは現在15.83%である。

在外支店の繰延税金は、適用される法定税率を使用して測定されており、これは主に20%から33%の範囲内にある。

当報告期間において、合計54億ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に表示された。これは主に、ドイツ銀行AGの「国内の銀行」（連結税務グループ子会社の繰延税金を含む。）およびドイツ銀行AGのニューヨーク支店によるものであった。これらは主に未使用の繰越欠損金および一時差異に基づいており、後者は主に従業員関連の債務ならびに貸出金ポートフォリオおよびトレーディング勘定の公正価値測定に関連している。

## 負債の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在
銀行に対する負債（契約期限または通知期限付）	85,056	93,677
残存期間		
3ヶ月以内	40,761	44,499
3ヶ月超1年以内	20,908	29,011
1年超5年以内	11,549	9,904
5年超	11,838	10,263
貯蓄預金（3ヶ月超の契約通知期限付）	2,818	3,009
残存期間		
3ヶ月以内	1,194	1,342
3ヶ月超1年以内	1,567	1,598
1年超5年以内	57	69
5年超	0	0
顧客に対するその他の負債（契約期限または通知期限付）	120,625	97,060
残存期間		
3ヶ月以内	62,016	52,985
3ヶ月超1年以内	40,713	29,531
1年超5年以内	11,121	6,872
5年超	6,775	7,671
証券形態のその他の負債	3,246	2,512
残存期間		
3ヶ月以内	830	1,445
3ヶ月超1年以内	2,415	1,063
1年超5年以内	2	4
5年超	0	0

発行債券838億ユーロには、2023年度に期限を迎えるものが160億ユーロ含まれている。

## 資産が担保に供されている負債

以下の負債に関して、表中に記載された金額の資産が担保に供されている。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
銀行に対する負債	22,924	19,180
顧客に対する負債	841	1,252
トレーディング負債	1,918	2,073
その他の負債	0	0

## その他の負債

「その他の負債」373億ユーロには、主に、認識中止されなかった負債（286億ユーロ）、受取現金担保（22億ユーロ）、その他の負債（19億ユーロ）、HGB340h条に基づき特にカバーされたFXポジションに関する負債（12億ユーロ）、支払予定の営業費用（12億ユーロ）、ならびに拠出資本金および繰越損益に係るFX再評価による影響（12億ユーロ）が含まれている。

年金および類似の債務

ドイツ銀行AGは、従業員を対象とした退職後給付制度（年金制度）のスポンサーとなっており、当該制度には確定給付制度だけでなく確定拠出制度も含まれている。

これらの年金制度の受給者の大部分は、ドイツに在住している。加入者の発生給付の価値は、主に各従業員の報酬および勤続年数に基づいている。

12月31日がすべての確定給付制度の測定日となっている。すべての制度は予測単位積増方式を使用して評価されている。当該評価には、人口統計の推移、在職中の従業員の昇給、年金の増加およびインフレ率といった一定の数理計算上の仮定の適用が必要となる。割引率はHGB第253条第2項の規則に従って決定されている。

年金制度に関して使用された仮定	2022年12月31日 現在	2021年12月31日 現在
割引率	1.62%	1.76%
インフレ率	2.64%	2.27%
将来給与水準の名目上昇率	2.83%	2.50%
年金支給額の名目上昇率	3.02%	2.17%
死亡表 / 障害表	修正後Richttafeln Heubeck 2018 G	修正後Richttafeln Heubeck 2018 G

これらの確定給付制度の年金給付に係る債務の大部分は、外部積立されている。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が認識される。

ドイツ銀行AGおよびその他金融機関がBVVのメンバーであるドイツの確定拠出制度において、事業主の補助的負債には支払給付およびその法的に要求される増加分が含まれる。

さらに、主にドイツにおいて、例えば勤続年数や早期退職制度に関連したその他の類似の長期債務に対して引当金が認識されている。当行はこれらの制度に対して、キャッシュ・ベースで、給付の支払期限到来時に資金を供給している。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2022年12月31日 現在	2021年12月31日 現在
年金債務（財務諸表認識額）	10,620	9,768
7年平均割引率に基づく名目年金債務	11,098	10,424
割引率の差異により認識される利益	478	656
制度資産の公正価値	8,385	10,271
このうち：		
制度資産の取得原価	9,729	9,711
制度資産内の未実現利得合計	0	560
期末現在の積立超過額（純額）	-2,236	502
制度資産（純額）	-2,236	502
このうち：		
「積立超過の制度資産」認識額	5	553
「年金および類似の債務に対する引当金」認識額	2,241	50

前年度と同様にHGB第253条第6項に従い評価原則を適用したことで、財務諸表において認識される確定給付債務に関して、10年平均割引率を用いた場合と、7年平均割引率を用いた場合との差異が生じた。この478百万ユーロの差異は、配当制限条項の対象となっている。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2022年度	2021年度
制度資産からの運用収益	-1,115	282
年金債務の割引の解消に係る利息費用	360	764
純利息収益（費用）	-1,476	-482
このうち：「その他の営業収益」認識額	4	0
このうち：「その他の営業費用」認識額	-1,479	-482

#### その他の引当金

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在
信用損失引当金	534
差し迫った損失に対する引当金	241
残りのその他の引当金	3,984
その他の引当金合計	4,759

以下の（主要な）リスクの種類に対して、残りのその他の引当金が設定されている。

従業員関連引当金は、従業員に対する追加の給与手当を反映するために設定された。これらは変動報酬および繰延報酬、株式報酬、早期退職債務ならびにその他に関連している。2022年度末現在、引当金の総額は27億ユーロであった。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループの戦略的改革は、当行グループの中核事業に重きを置き、調整後コストを削減し、より迅速な意思決定と実行を可能とすることで、株主に対する持続可能なリターンの大幅な改善を目指している。2022年度末現在、これらの活動に対する引当金は162百万ユーロであった。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金が科されている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2022年度末現在、このリスクに対する引当金は517百万ユーロである。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先およびその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2022年度末現在、このリスクに対する引当金は253百万ユーロである。

オペレーショナル・リスク引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。2022年度末現在、このリスクに対する引当金は21百万ユーロである。オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失を含む。

2022年度末現在、その他の諸引当金310百万ユーロが設定されている。

#### 劣後負債

契約上の劣後負債は、固定利付および変動利付有価証券、記名および無記名社債ならびに約束手形の形態で発行され、その当初の償還期限は主に10年から20年の間である。

ドイツ銀行AGには劣後負債を所定の償還期限前に償還する義務はないが、場合によっては発行体の選択により早期償還が可能である。清算または支払不能の場合には、これらの負債から生じる債権および利息債権は、ドイツ銀行AGの全債権者の非劣後債権に対して劣後する。社債の条件に基づき、これらの資金の資本または他の形態の債務への転換は見込まれていない。これらの条件は、個々に明記されていない劣後負債にも適用される。

## 10億ユーロ超の重要な劣後負債

通貨	金額 単位：百万	種類	発行年度	表面金利	償還期限/次回繰上 償還日 <sup>1</sup>
米ドル	1,500	記名社債	2013年	4.296%	2023年5月24日
ユーロ	1,250	無記名社債	2015年	2.750%	2025年2月17日
米ドル	1,500	無記名社債	2015年	4.500%	2025年4月1日
ユーロ	1,250	無記名社債	2020年	5.625%	2026年2月19日
米ドル	1,250	無記名社債	2021年	3.729%	2030年10月14日
米ドル	1,250	無記名社債	2022年	3.742%	2031年10月7日
ユーロ	1,500	無記名社債	2022年	4.000%	2027年3月24日

1 社債の償還期限。社債には、規制当局による承認または税法の改正を条件とする一定の臨時繰上償還条項が付されている。

すべての契約上の劣後負債（128億ユーロ）に係る費用は総額320百万ユーロであった。これにはデリバティブ・ヘッジに係る損益が含まれる。この数値に含まれる支払期限前の未払利息236百万ユーロは「その他の負債」に報告されている。

さらに、当初の償還期限が1年を超え、かつ発行時の償還額または利息額が不確定な事象に依拠していない場合、一部の負債はドイツ銀行法第46f条第6項に基づき、法的に劣後している。2022年12月現在、これらの非優先負債の額は520億ユーロであった。

## 資本参加権

通貨	金額(単位:百万)	種類	発行年度	表面金利	最初の繰上償還日
ユーロ	20	Dt. Postbank Namensgenussschein Nr. 032	2007年3月5日	5.250%	2026年12月31日
ユーロ	10	Dt. Postbank Namensgenussschein Nr. 038	2007年5月3日	5.500%	2022年12月31日

## その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品

2022年12月31日現在、その他Tier 1ノート(以下「AT1ノート」または「ノート」という。)は、前年度が86億ユーロであったのに対して90億ユーロであった。2022年度における当該ノートに係る利息費用は合計501百万ユーロであり、これには、その他の負債に計上されている2022年度末現在の未払利息319百万ユーロが含まれていた。

AT1ノートは、ドイツ銀行の無担保劣後債である。当該ノートには、発行日から次の金利再設定日までの間、その額面金額に対して固定の年率で利息が付されている。その後金利は5年ごとに再設定される。当該ノートは、いかなる時も理由を問わず利息の支払いを停止できる絶対裁量権をドイツ銀行に要求する場合があり、これをドイツ銀行に認める特徴を含んでいる。停止された場合には、利息の支払いは累積されず、利息の支払いが過年度の不足分を補填するために増額されることはない。当該ノートは永久債であり、ドイツ銀行が、その自由裁量で、それぞれの次回繰上償還日およびその後定められた繰上償還日にまたは他の限られた状況において償還することができる。いずれの場合にも、当該ノートは契約条件に記載された制約および条件の対象となる。例えば、ドイツ銀行は、一定の規制上または税務上の理由により、その自由裁量で、当該ノートの全部(但し一部は不可)を償還することができる。いずれの償還にも、管轄の監督当局による事前の同意が必要となる。当該ノートの償還金額および額面価額は、トリガー事象の発生時に減額される可能性がある。トリガー事象は、連結ベースで算定されたドイツ銀行グループの普通株式等Tier 1資本比率が5.125%を下回ると引き起こされる。当該ノートは、トリガー事象後、一定の条件を満たすことを条件に増額される場合もある。

## 2022年12月31日現在のAT1ノートの残高

通貨	金額(単位:百万)	種類	発行年度	表面金利	次回の繰上償還日
米ドル	1,250	無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート	2014年	4.789%	2025年4月30日
英ポンド	650	無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート	2014年	7.125%	2026年4月30日
米ドル	1,500	無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート	2014年	7.500%	2025年4月30日
米ドル	1,250	無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート	2020年	6.000%	2025年10月30日
ユーロ	1,250	無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート	2021年	4.625%	2027年10月30日
ユーロ	1,250	無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート	2021年	4.500%	2026年11月30日
ユーロ	750	無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート	2022年	6.750%	2028年10月30日
ユーロ	1,250	無期限非累積型固定/その他Tier 1ノート	2022年	10.000%	2027年12月1日

## 外貨

外貨建資産総額は貸借対照表日現在で4,327億ユーロ相当額、負債総額は2,924億ユーロ相当額であった。

## 株主資本

## 自己株式

当行または当行の関係会社は、2022年度中に、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による自己株式を保有も購入もしなかった(トレーディング目的)。

さらに、当行は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による2022年5月19日(2027年4月30日まで有効)および2021年5月27日(2026年4月30日まで有効)の株主総会により、ドイツ株式会社法第237条、238条および239条による自己株式の引出しを含む自己株式を購入する権限を付与された。各売買取引についてそれぞれの制限(普通株式総数の10%まで)が遵守されていた。

加えて、2022年5月19日の年次株主総会は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。各売買取引について、こうしたデリバティブの使用に関する制限が遵守されていた。

ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による保有高は28,931,618株であり、それは株式資本の1.4%に相当した。当行およびその関係会社に、担保として差し入れていた自己株式はなかった。

#### 引受済、授権および条件付資本金の変動

当行の引受済資本金は記名式無額面株式2,066,773,131株に分割されており、1株当たりの名目価値は2.56ユーロである。2022年12月31日現在の当行の自己株式保有高を除いた社外流通株式数は2,037,841,513株（2021年度末：2,066,094,183株）となった。当報告期間の平均社外流通株式数は2,039,933,718株であった。

単位：ユーロ	引受済資本金 <sup>1</sup>	授権資本金	条件付資本金 (未利用)
2021年12月31日現在残高	5,290,939,215.36	2,560,000,000.00	563,200,000.00
2022年12月31日現在残高	5,290,939,215.36	2,560,000,000.00	0

1 自己株式の名目価値を含む。

授権資本金に関する詳細は本書に含まれる統合マネジメント・レポート「ドイツ商法第315a条第1項に基づく情報」に記載されている。

#### 株主資本の変動

単位：百万ユーロ

2021年12月31日現在		34,913
2022年度中の配当		-406
前期繰越利益		-562
自己株式		
- 自己株式の名目価値の変動		-72
- 取得原価の変動		-253
- 実現純利得（トレーディング以外）		-0
- 実現損益（トレーディング）		0
- 実現純損失（トレーディング以外）		-64
利益剰余金の増加		2,500
2022年度の配当可能利益（損失）		3,569
2022年12月31日現在残高		39,625

利益剰余金の増加25億ユーロを考慮した2022年12月31日現在の残りの配当可能利益は36億ユーロであった。当行は株主に対し、1株当たり30セントの配当金を支払い、増加分25億ユーロを利益剰余金に計上し、残りの配当可能利益を次期へ繰越す旨提案する予定である。



## オフバランス取引

当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントについて、引当金が設定されていない限り、オフバランス取引として開示している。偶発負債および取消不能貸出コミットメントの開示をオフバランス表示または引当金としての認識のいずれによって行うかの判断は、信用リスクに関する評価結果を基に行われている。偶発負債および取消不能貸出コミットメントはまた、担保金を受け入れた場合にその金額分減少し、受入担保金は貸借対照表上負債として計上されている。

偶発負債に基づく請求が行われた場合に生じる損失リスクは、それぞれの顧客に対する求償の可能性により低減する。したがって、当該リスクの大半は顧客の信用リスクに基づいている。

顧客に関する信用リスク評価の一環として、または顧客の基本的義務の履行見込に関する評価を用いて、当行は、取消不能の義務を締結する前に、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により生じる損失リスクについて評価を行っている。さらに当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により損失が予想されるかどうかについて、契約期間内に定期的に評価を行っている。一定の状況において、当行は、請求による損失リスクを低減させるため、担保の提供を求めている。当該評価によって見積られた損失額は、引当金として計上されている。

## 取消不能貸出コミットメント

2022年12月31日現在における取消不能貸出コミットメントは1,581億ユーロであり、ノンバンクへの貸出および手形割引の契約債務1,567億ユーロを含んでいた。

ドイツ銀行AGは、顧客の資金調達ニーズを満たすために取消不能貸出コミットメントを締結している。取消不能貸出コミットメントは、ドイツ銀行が取り消しできない同行の貸出義務の未引出部分を表している。これらの契約は、受入担保金および貸借対照表に計上済みの引当金を考慮した後の契約金額で示されている。上記の金額は、これらの契約の多くが引き出されずに期限切れとなるため、予想将来キャッシュ・フローを表していない。取消不能貸出コミットメントは貸借対照表に認識されていないが、ドイツ銀行AGは信用エクスポージャーを監視する際にこれらを考慮している。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を設定する。

ドイツ銀行AGは、特別な業務目的を達成することを目的とした特別目的事業体（以下「SPE」という。）として知られる特定の事業体と様々な事業活動に従事している。SPEの主な用途は、特定の資産およびリスクのポートフォリオへのアクセスを顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。通常、ドイツ銀行AGは、SPEの創設に対して、または同行が投資運用会社、保管機関としての役割、もしくは他の何らかの機能を果たすことでサービス・フィーおよび手数料を受け取ることにより利益を得ている。SPEは法人、信託またはパートナーシップとして設立される。当行は、多くの異なる形態でこれらの事業体に関与することが可能であるが、この関与は主に流動性と信枠（貸借対照表科目の下に記載されるオフバランス項目の中の「その他の契約債務」のうち取消不能貸出コミットメントとして開示される。）により構成される。ドイツ銀行AGは、コマーシャル・ペーパー・コンジット・プログラム、資産証券化、投資信託および不動産リース・ファンドに関連して、SPEに財務的支援を提供している。当該ビークルは、いくつかの重要な投資家市場（モーゲージ担保証券市場およびその他の資産担保証券市場を含む。）が機能する上で不可欠である。これは当該ビークルが、証券化プロセスを通じて生み出される特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に提供するためである。2022年12月31日現在、ドイツ銀行AGのエクスポージャーは、当行の借入条項、自己資本比率、信用格付および配当に重要な影響を及ぼさなかった。

## 偶発負債

通常の事業活動の過程において、ドイツ銀行AGは、顧客に代わり定期的に保証、信用状および信用負債に関する契約を締結している。これらの契約の下、ドイツ銀行AGは、第三者がその義務を果たさなかった場合または契約に基づく義務を履行しなかった場合、受益者に対する支払義務が生じる。このような偶発事象に関して、当行は、いつ、どの程度の請求が行われることになるかについて詳細を知ることはできない。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を認識する。

以下の表は、保証、信用状および信用負債に基づく潜在的支払額（担保金および貸借対照表計上済引当金控除後）の合計を表している。この表は、締結した義務すべてを履行すると同時に顧客に対する求償権がすべて実現しなかった場合に、ドイツ銀行AGが負担する可能性のある最大金額を表している。かかる契約の大半は引き出されずに期限切れとなるか、顧客に対する求償によって引き出しが相殺されるため、当該表はかかる契約から生じる予想将来キャッシュ・フローを表している訳ではない。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
保証	51,996	43,840
信用状	3,701	4,938
信用負債	7,089	7,403

## その他の契約債務

購入契約債務は、所定の条件（例えば、最低数量または最低価格）で商品またはサービスを購入するための法的に強制可能な拘束力のある契約である。ドイツ銀行AGが当該契約を締結する場合、契約の諸条件が商品またはサービスの引渡時の諸条件よりも不利になる、または関連費用が受け取った経済的便益よりも高くなる潜在的リスクがある。損失が予想される場合、ドイツ銀行AGは、不利な契約に対する引当金を設定する場合がある。

商品およびサービス購入契約債務は、2022年12月31日現在合計37億ユーロであり、これには、特に情報技術サービスおよび与信枠管理サービス等に関する将来の支払が含まれている。

リースとは、資産の所有者（貸手）が、定期的な支払いと引き換えに、当該資産を一定期間使用する権利を別の当事者（借手）に付与する契約である。リース契約が借手側の条件付または無条件の解約権を含む場合、当該契約はオペレーティング・リースとして分類される。当該資産の所有に関連する主なリスクおよび便益のすべてが貸手に留保され、貸手は経済的所有者であり続ける。オペレーティング・リースは、借手が当該資産に資源を投資しないことを可能にするような所有の代替手段を提供している。ドイツ銀行AGのオペレーティング・リースから生じた既存の契約債務は、建物および事務所用什器備品に関する賃貸借契約およびリース契約を含んでいる。これらの大部分は、ドイツ銀行AGが借手である建物に関するリース契約である。2022年12月31日現在、賃貸借契約およびリースから生じる支払債務は50億ユーロ（うち22百万ユーロは子会社に関連していた。）であり、契約満了までの残存期間は最長25年となっていた。

2022年12月31日現在、未償却の繰延変動報酬費用の総額は134百万ユーロであった。

株式会社および有限会社に対する出資ならびにその他の出資の未払込分に関する将来の払込義務は、2022年度末現在で22百万ユーロとなり、うち15百万ユーロは子会社に関連するものであった。

預金保護基金規定第5条第10項に基づき、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGが過半数を保有または支配している銀行のためにとった措置によりドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）が何らかの損害を被った場合、同協会に対し補償を行う義務を負っている。

単一破綻処理基金（SFR）およびドイツ預金保護に関連した銀行税に伴う取消不能支払コミットメントは、12億ユーロであった。

先物およびオプション取引所での取引による債務および有価証券が担保として供されている清算機関に対する債務は、2022年12月31日現在で合計34億ユーロであった。

上記以外のその他の偶発負債は合計73百万ユーロである。

## 損益計算書注記

## 市場地域別収益

利息収益、株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分および関係会社に対する投資からの配当等収益、手数料収益、トレーディング純損益ならびにその他の営業収益の合計額は様々な地域から発生しており、RechKredV第34条第2項に従った内訳は以下のとおりである。

単位：百万ユーロ	2022年度	2021年度
ドイツ	18,621	13,810
欧州（ドイツを除く）	16,065	6,131
米州	5,491	3,060
アフリカ/アジア/オーストラリア	3,970	2,884
合計	44,146	25,885

ドイツおよび欧州（ドイツを除く）における収益の増加は主に、利息収益の増加および銀行勘定デリバティブからの収益の増加、ならびにトレーディング収益の改善に起因している。手数料収益は若干減少した。その他の地域でも利息収益の増加から恩恵を受けたが、その他の収益項目の影響により部分的に相殺された。

## 利息収益および利息費用

貸出およびマネー・マーケット・ビジネスからの利息収益には、主として銀行に対する債権およびトレーディング資産に関連するマイナス金利（すなわち債権に係る利息費用）による471百万ユーロが含まれていた。利息費用には、主として銀行に対する債務に関連するマイナス金利（すなわち債務に係る利息収益）による1,123百万ユーロが含まれていた。

## 第三者のための管理および代理業務

次の管理および代理業務が第三者に対して提供された：保管サービス、モーゲージ、保険契約および住宅取得貯蓄契約の委託、信託資産管理ならびに資産運用。

## その他の営業収益および費用

「その他の営業収益」72億ユーロは、トレーディング以外のデリバティブによる損益55億ユーロ、資産および負債の為替換算から生じた利益470百万ユーロならびに引当金の戻入154百万ユーロからなっている。

「その他の営業費用」84億ユーロには主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益60億ユーロ、制度資産に係るマイナスの収益および従業員関連引当金の割引の振戻しから生じた利息費用14億ユーロならびに資産および負債の為替換算から生じた費用624百万ユーロが含まれる。

## 特別損益

特別利益114百万ユーロは再構築活動に関連している（2021年度：利益36百万ユーロ）。特別損失の19百万ユーロは再構築活動を反映している（2021年度：181百万ユーロの損失）。

特別利益および特別損失の純額である特別損益は95百万ユーロであった（2021年度：マイナス145百万ユーロ）。

## HGB第253条第6項および同法第268条第8項に基づく制限金額に関する情報

以下の表は、HGB第268条第8項およびHGB第253条第6項に基づく、利益分配に関して考慮すべき金額を示している。配当可能な剰余金の合計額に配当可能利益を加算した金額は、2022年12月31日現在の制限金額の範囲内である。以下の個々のポジションには該当する場合には繰延税金負債が含まれているため、以下の表の金額は対応する貸借対照表のポジションと相違する可能性がある。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日 現在	2021年12月31日 現在
繰延税金資産	5,895	3,853
自己開発無形資産	2,504	2,317
年金債務引当金の割引に関連する評価の相違	329	451
制度資産に係る未実現利得	0	540
配当不能な金額合計	8,728	7,162

[次へ](#)

## 保有株式

29 - 20%超を保有する会社（訳注：行頭の数字は英文Annual Report 2022のページ。以下同様）

38 - 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

HGB第285条第11号に従って、下記はドイツ銀行AGの保有株式（HGB第285条第11a号に従った情報を含む。）を示している。  
HGB286条第3項第1文第1号に従って、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGの資産および負債、財政状態ならびに経営成績の表示にとって個々の保有持分の自己資本および年次損益の開示が重要でない限り、それらを開示していない。

### 脚注：

- 1 損益移転契約。年次損益は開示されていない。
- 2 2021事業年度の自己資本および年次損益。2022事業年度の現地で一般に公正妥当と認められている会計原則による数値は未入手である。
- 3 サブグループの自己資本および年次損益。 - で始まる以下の会社はサブグループの一部であり、それらの自己資本および年次損益は、サブグループのデータに織り込まれている。
- 4 HGB第285条第11a号に従って無限責任の株主としての立場
- 5 ゼネラル・パートナーシップ

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
20%超を保有する会社						
1	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
2	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
3	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
4	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
5	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
6	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
7	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
8	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
9	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
10	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
11	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
12	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		26.9	273.6	14.9
13	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
14	Alfred Herrhausen Gesellschaft mbH	ベルリン		100.0		
15	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
16	Amber Investments S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルグ		100.0		
17	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
18	Arabesque AI Ltd	ロンドン		24.9	2.5	(2.4)
19	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
20	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
21	Baldur Mortgages Limited	ロンドン		100.0		
22	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		30.0	5.6	3.3
23	Banks Island General Partner Inc.	トロント		50.0		
24	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.	マカティ・シティ		100.0		
25	Benefit Trust GmbH	リュッツェン		100.0	7,326.4	(40.5)
26	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		49.0		
27	Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト		100.0	117.6	(54.7)
28	Better Financial Services GmbH	ベルリン		100.0		
29	Better Payment Germany GmbH	ベルリン		100.0		
30	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン	1	100.0	1,161.3	0.0
31	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン	1	100.0	1,800.6	0.0
32	BHW Holding GmbH	ハーメルン	1	100.0	727.8	0.0
33	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
34	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ		3.2		
35	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		32.0		
36	Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ		100.0		
37	Breaking Wave DB Limited	ロンドン		100.0		
38	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		100.0		
39	Cardea Real Estate S.r.l.	ミラノ		100.0		

40	Carpathian Investments Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
41	Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京		100.0		
42	Cathay Asset Management Company Limited	エベヌ		100.0		
43	Cathay Capital Company (No 2) Limited	エベヌ		67.6	227.4	(17.7)
44	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		98.2		
45	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン		100.0		
46	City Leasing Limited	ロンドン		100.0		
47	Consumo Srl in Liquidazione	ミラノ		100.0		
48	D B Investments (GB) Limited	ロンドン	2	100.0	554.5	(7.6)
49	D&M Turnaround Partners Godo Kaisha	東京		100.0	0.0	3.4
50	Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
51	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ		100.0		
52	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
53	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sendirian Berhad	クアラルンプール		100.0		
54	DB Advisors SICAV	ルクセンブルグ		95.9	7,230.4	(263.8)
55	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン		100.0		
56	DB Asset Finance I S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	96.9	5.6	12.1
57	DB Asset Finance II S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	96.9	5.5	10.3
58	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト	1	100.0	6,303.9	0.0
59	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト	1	100.0	330.2	0.0
60	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	マドリッド		100.0		
61	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
62	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
63	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアノ		90.0		
64	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	100.0	1.3	10.9
65	DB Delaware Holdings (Europe) Limited (in voluntary liquidation)	カマーナ・ベイ		100.0		
66	DB Direkt GmbH	フランクフルト	1	100.0		
67	DB Equity Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	2	100.0	24.1	0.0
68	DB Finance International GmbH	フランクフルト		100.0		
69	DB Global Technology SRL	ブカレスト		100.0	50.2	8.3
70	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		100.0		
71	DB HR Solutions GmbH	フランクフルト		100.0	2.0	(2.1)
72	DB Immobilienfonds 2 KG i.L.	フランクフルト		74.0		
73	DB Immobilienfonds 5 Wieland KG i.L.	フランクフルト		93.6		
74	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン		100.0		
75	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エジンバラ		100.0		
76	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン		100.0	1,661.8	7.9
77	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン		100.0	1,432.4	7.2
78	DB International (Asia) Limited	シンガポール		100.0	429.8	(2.3)
79	DB International Investments Limited	ロンドン		100.0		
80	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		100.0		
81	DB Investment Partners Limited	ロンドン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
82	DB Investment Services GmbH	フランクフルト	1	100.0	47.7	0.0
83	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン		100.0		
84	DB Management Support GmbH	フランクフルト		100.0		
85	DB Municipal Holdings LLC	ウィルミントン		100.0	28.0	87.5
86	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		
87	DB Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
88	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		100.0		
89	DB Operaciones y Servicios Interactivos, S.L.U.	マドリッド		100.0		
90	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	81.5	16.4
91	DB Placement, LLC	ウィルミントン		100.0		
92	DB Print GmbH	フランクフルト	1	100.0		
93	DB RC Investments II, LLC	ウィルミントン		99.9		
94	DB Re S.A.	ルクセンブルグ		100.0		
95	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマーナ・ベイ		33.6		
96	DB Service Centre Limited	ダブリン	2	100.0	21.6	(2.3)
97	DB Services (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
98	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		100.0		
99	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		100.0		
100	DB Structured Holdings Luxembourg S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
101	DB Trustee Services Limited	ロンドン		100.0		
102	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		100.0	4.4	2.7
103	DB UK Bank Limited	ロンドン	2	100.0	721.3	(8.9)
104	DB UK Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	408.3	8.4
105	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン		100.0	2.1	(102.9)
106	DB USA Corporation (Sub-group)	ウィルミントン	3	100.0	12,615.6	51.5
107	-ABFS I Incorporated	ルーザービル=ティモ ニアム		100.0		
108	-Alex. Brown Financial Services Incorporated	ルーザービル=ティモ ニアム		100.0		
109	-Alex. Brown Investments Incorporated	ルーザービル=ティモ ニアム		100.0		
110	-Argent Incorporated	ルーザービル=ティモ ニアム		100.0		
111	-China Recovery Fund, LLC	ウィルミントン		85.0		
112	-DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		100.0		
113	-DB Aster II, LLC	ウィルミントン		100.0		
114	-DB Aster III, LLC	ウィルミントン		100.0		
115	-DB Aster, Inc.	ウィルミントン		100.0		
116	-DB Aster, LLC	ウィルミントン		100.0		
117	-DB Boracay LLC	ウィルミントン		100.0		
118	-DB Elara LLC	ウィルミントン		100.0		
119	-DB Energy Trading LLC	ウィルミントン		100.0		
120	-DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		100.0		
121	-DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		100.0		
122	-DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		100.0		



シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
123	-DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		100.0		
124	-DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		100.0		
125	-DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン		100.0		
126	-DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン		100.0		
127	-DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
128	-DB Io LP	ウィルミントン		100.0		
129	-DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		100.0		
130	-DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		100.0		
131	-DB Omega Ltd.	ジョージタウン		100.0		
132	-DB Omega S.C.S.	ルクセンブルグ		100.0		
133	-DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
134	-DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		100.0		
135	-DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		100.0		
136	-DB RC Holdings, LLC	ウィルミントン		100.0		
137	-DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0		
138	-DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		100.0		
139	-DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		100.0		
140	-DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		100.0		
141	-DB USA Core Corporation	ウエストトレントン		100.0		
142	-DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		100.0		
143	-DBFIC, Inc.	ウィルミントン		100.0		
144	-DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン		100.0		
145	-Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
146	-Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
147	-Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ウィルミントン		100.0		
148	-Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		100.0		
149	-Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		100.0		
150	-Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		100.0		
151	-Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		100.0		
152	-Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		100.0		
153	-Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		100.0		
154	-Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		100.0		
155	-Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		100.0		
156	-G Finance Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
157	-GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		100.0		
158	-German American Capital Corporation	ルーザービル=ティモ ニアム		100.0		
159	-GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		100.0		
160	-Kelsey Street LLC	ウィルミントン		100.0		
161	-87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		100.0		
162	-MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		100.0		
163	-MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		100.0		
164	-MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		100.0		
165	-New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		100.0		
166	-PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		100.0		
167	-QR Tower 2, LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
168	-Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		100.0		
169	-Sharps SP I LLC	ウィルミントン		100.0		
170	-Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		100.0		
171	-World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン		100.0		
172	-Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		100.0		
173	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	573.2	4.2
174	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	42.4	(0.1)
175	DB VersicherungsManager GmbH	フランクフルト	1	100.0		
176	DB Vita S.A.	ルクセンブルグ		84.0	45.2	1.8
177	DBCIBZ1	ジョージタウン		100.0		
178	DBG Eastern Europe II L.P.	セントヘリア		25.9		
179	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン	2	100.0	12.2	5.3
180	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		100.0	242.6	(91.5)
181	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		100.0		
182	DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
183	DBRMSGP1	ジョージタウン	4, 5	100.0	378.7	8.8
184	DBUK PCAM Limited	ロンドン	2	100.0	(108.1)	(0.1)
185	DBUSBZ2, S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
186	DBX Advisors LLC	ウィルミントン		100.0	13.0	6.3
187	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン	4	100.0	78.4	(16.4)
188	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	フランクフルト		100.0		
189	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		100.0		
190	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		100.0		
191	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		100.0		
192	Deutsche Aeolia Power Production Société Anonyme	アテネ		95.6		
193	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0	11.2	(4.4)
194	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		100.0	312.6	31.0
195	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		100.0	10.9	0.1
196	Deutsche Australia Limited (Sub-group)	シドニー	2, 3	100.0	185.9	1.9
197	-Deutsche Access Investments Limited	シドニー		100.0		
198	-Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		100.0		
199	-Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		100.0		
200	-Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
201	-R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
202	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0	69.1	1.2
203	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		100.0	1,261.8	69.9
204	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		100.0	404.2	45.5
205	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0	599.3	7.7
206	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ		100.0		
207	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		100.0	91.1	42.5
208	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト	1	100.0	10.0	0.0
209	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン		100.0	20.5	(8.7)
210	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルグ		100.0	4,859.8	164.9
211	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		100.0	21.9	(6.0)

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本 持分 (%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
212	Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple	メキシコシティ		100.0	68.1	1.1
213	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		100.0	355.6	(95.6)
214	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス		100.0		
215	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		100.0	393.6	45.4
216	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		100.0	99.7	1.3
217	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		99.9	2,327.5	255.1
218	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリッド		100.0	954.5	9.6
219	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		100.0		
220	Deutsche Capital Partners China Limited	カマーナ・ベイ		100.0		
221	Deutsche Cayman Ltd.	カマーナ・ベイ		100.0		
222	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ		100.0	42.6	9.9
223	Deutsche Colombia S.A.S.	ボゴタ		100.0		
224	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		100.0		
225	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		100.0	42.5	15.4
226	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン	2	100.0	11.0	(0.4)
227	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		100.0		
228	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		100.0	12.8	0.2
229	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルグ		100.0	16.4	(4.7)
230	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	1	99.8		
231	Deutsche Holdings (Grand Duchy)	ルクセンブルグ		100.0		
232	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	1,870.9	301.6
233	Deutsche Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	443.0	0.0
234	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン	2	100.0	249.1	(0.2)
235	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン	2	100.0	179.1	(1.3)
236	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン		100.0	117.8	1.6
237	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ	1	100.0	26.5	0.0
238	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		100.0	92.8	17.2
239	Deutsche India Private Limited	ムンバイ		100.0	164.0	42.3
240	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン		100.0		
241	Deutsche International Corporate Services Limited	セントヘリア		100.0		
242	Deutsche International Custodial Services Limited	セントヘリア		100.0		
243	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム		100.0		
244	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		100.0	108.5	2.2
245	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		100.0		
246	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	83.3	(4.4)
247	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
248	Deutsche Morgan Grenfell Group Limited	ロンドン	2	100.0	38.1	(0.5)
249	Deutsche Nederland N.V.	アムステルダム		100.0		
250	Deutsche New Zealand Limited (Sub-group)	オークランド	3	100.0	1.2	0.0
251	-Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
252	-Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		100.0		
253	-Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		100.0		
254	-Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		100.0		
255	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		100.0		
256	Deutsche Oppenheim Family Office AG	ケルン	1	100.0	518.8	0.0
257	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン		100.0		
258	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		100.0		
259	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		100.0		
260	Deutsche Postbank Funding Trust I	ウィルミントン		100.0		
261	Deutsche Postbank Funding Trust III	ウィルミントン		100.0		
262	Deutsche Private Asset Management Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
263	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルグ		49.0		
264	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		100.0	11.3	0.3
265	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0	25.0	0.8
266	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
267	Deutsche Securities Asia Limited	香港		100.0	114.1	1.6
268	Deutsche Securities Inc.	東京	2	100.0	616.5	(53.9)
269	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		100.0	8.7	2.6
270	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		100.0	75.6	3.6
271	Deutsche Securities Saudi Arabia (a closed joint stock company)	リヤド		100.0	80.0	(2.1)
272	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		100.0	113.8	(8.6)
273	Deutsche Services (CI) Limited	セントヘリア		100.0	161.8	1.6
274	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		100.0		
275	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト	1	100.0		
276	Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha	東京		100.0		
277	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		100.0	15.8	(1.1)
278	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		100.0		
279	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		100.0		
280	Deutsche Wealth Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド		100.0		
281	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		50.0		
282	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ケルン		25.1	11.9	0.7
283	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		78.0		
284	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト	1	100.0		
285	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
286	DIP Management GmbH	フランクフルト		100.0		
287	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	100.0		
288	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		21.1		
289	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
290	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
291	DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
292	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
293	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
294	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
295	DWS Alternatives France	パリ		100.0		
296	DWS Alternatives Global Limited	ロンドン		100.0	133.4	(20.0)
297	DWS Alternatives GmbH	フランクフルト	1	100.0	19.5	0.0
298	DWS Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル		100.0	16.1	0.4
299	DWS Beteiligungs GmbH	フランクフルト	1	98.7	336.4	0.0
300	DWS CH AG	チューリッヒ		100.0	18.7	4.7
301	DWS Distributors, Inc.	ウィルミントン		100.0	46.3	4.6
302	DWS Far Eastern Investments Limited	台北		60.0	12.1	1.9
303	DWS Global Business Services Inc.	タギッグ・シティ		99.9		
304	DWS Group GmbH & Co. KGaA	フランクフルト		79.5	8,311.2	413.5
305	DWS Group Services UK Limited	ロンドン		100.0	46.8	9.3
306	DWS Grundbesitz GmbH	フランクフルト	1	9.9	27.7	0.0
307	DWS India Private Limited	ムンバイ		100.0		
308	DWS International GmbH	フランクフルト	1	100.0	82.3	0.0
309	DWS Investment GmbH	フランクフルト	1	100.0	393.6	0.0
310	DWS Investment Management Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0	795.3	(4.3)
311	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ		100.0	389.2	24.1
312	DWS Investments Australia Limited	シドニー		100.0		
313	DWS Investments Hong Kong Limited	香港		100.0	44.1	6.9
314	DWS Investments Japan Limited	東京		100.0	23.7	2.9
315	DWS Investments Shanghai Limited	上海		100.0		
316	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール		100.0	383.6	58.6
317	DWS Investments UK Limited	ロンドン		100.0	184.6	82.5
318	DWS Management GmbH	フランクフルト		100.0		
319	DWS Offshore Infrastructure Debt Opportunities Feeder LP	ジョージタウン		26.3	34.1	2.5
320	DWS Real Estate GmbH	フランクフルト	1	99.9	52.7	0.0
321	DWS Service Company	ウィルミントン		100.0	3.7	(8.1)
322	DWS Shanghai Private Equity Fund Management Limited	上海		100.0		
323	DWS Trust Company	コンコード		100.0	25.8	0.4
324	DWS USA Corporation	ウィルミントン		100.0	1,645.0	133.3
325	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.l.	ハンブルク		65.2		
326	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
327	Eisler Capital (TA) Ltd	ロンドン		34.7		
328	Elbe Properties S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルグ		25.0		
329	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
330	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
331	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
332	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン		100.0		
333	Elm (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
334	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
335	Erste Frankfurter Hoist GmbH	フランクフルト		100.0		
336	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン		100.0		
337	Evroenergeiaki Anonymi Etaireia	アテネ		40.0		
338	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ		100.0		
339	Finanzberatungsgesellschaft mbH der Deutschen Bank	ベルリン		100.0		
340	Fir (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
341	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
342	FSDB Merchant Services GmbH	フランクフルト		49.0		
343	FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
344	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	バート ホンブルク		41.2		
345	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	バート ホンブルク		30.6		
346	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhle "Rimbachzentrum" KG	バート ホンブルク		74.9		
347	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
348	G.O. IB-US Management, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
349	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		36.7	8.2	6.2
350	gixyz Abwicklungs GmbH i.L.	フランクフルト		33.3		
351	Glor Music Production GmbH & Co. KG	ロットアッハ=エー ガーン		29.5		
352	GLOR Music Production II GmbH & Co. KG	ロットアッハ=エー ガーン		28.6		
353	Greenheart (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
354	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ		98.7		
355	Grundstücksgesellschaft Karlsruhe Kaiserstraße GbR	トロイスドルフ		40.1		
356	Grundstücksgesellschaft Kerpen-Sindorf Vogelrutherfeld GbR	トロイスドルフ		94.0		
357	Grundstücksgesellschaft Köln Oppenheimstraße GbR	トロイスドルフ		100.0		
358	Grundstücksgesellschaft Köln-Merheim Winterberger Straße GbR	トロイスドルフ		41.6		
359	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ		62.1		
360	Grundstücksgesellschaft Mietwohnhäuser Leipzig-Gohlis GbR	トロイスドルフ		25.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
361	Grundstücksgesellschaft München Synagogenplatz GbR	トロイスドルフ		26.0		
362	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ		78.7		
363	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海		30.0	1,067.1	320.3
364	HR "Simone" GmbH & Co. KG i.L.	ヨルク		24.3		
365	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		40.7	692.8	(91.2)
366	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		50.0		
367	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG i.L.	ベルリン		20.5		
368	Immobilienfonds Büro Center Erfurt am Flughafen Bindersleben III GbR	ケムニッツ		20.7		
369	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben I GbR	トロイスドルフ		90.0		
370	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Grafenberg GbR	トロイスドルフ		39.0		
371	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Parsevalstraße GbR	ケルン		30.5		
372	Immobilienfonds Köln-Deutz Arena und Mantelbebauung GbR	トロイスドルフ		28.9		
373	Immobilienfonds Köln-Ossendorf II GbR	トロイスドルフ		40.3		
374	Immobilienfonds Wohn- und Geschäftshaus Köln- Blumenberg V GbR	トロイスドルフ		99.0		
375	Ingrid S.à r.l.	ルクセンブルグ		23.8		
376	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
377	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン		49.0		
378	Isaac Newton S.A.	カペレン		98.2		
379	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
380	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
381	I VAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
382	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung i.L.	デュッセルドルフ		22.9		
383	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft i.L.	デュッセルドルフ		22.9		
384	J R Nominees (Pty) Ltd	ヨハネスブルグ		100.0		
385	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU	キーウ		100.0	13.2	4.7
386	Jyogashima Godo Kaisha	東京		100.0	0.1	12.9
387	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト	1	100.0		
388	Kidson Pte Ltd	シンガポール		100.0	17.9	0.4
389	Kinneil Leasing Company	ロンドン		35.0		
390	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
391	Konsul Inkasso GmbH	エッセン	1	100.0		
392	KVD Singapore Pte. Ltd.	シンガポール		25.9	831.7	(230.0)
393	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		75.0		
394	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	25.9	0.9

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
395	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		100.0		
396	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン		100.0		
397	Lindsell Finance Limited	セント ジュリアンズ		100.0		
398	London Industrial Leasing Limited	ロンドン		100.0		
399	2755 LVB I LLC	ウィルミントン		100.0		
400	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト		77.1	18.4	2.8
401	M Cap Finance Mittelstandsfonds III GmbH & Co. KG	フランクフルト		35.7	11.8	0.2
402	Maher Terminals Holdings (Toronto) Limited	バンクーバー		100.0	281.3	2.9
403	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク		39.0		
404	MEF I Manager, S. à r.l.	マンスパッハ		100.0		
405	Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		40.0		
406	MorgenFund GmbH	フランクフルト		30.0		
407	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
408	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
409	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク		34.0		
410	MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク		32.8		
411	MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク		33.0		
412	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン		100.0		
413	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
414	NCW Holding Inc.	バンクーバー		100.0		
415	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
416	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
417	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
418	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
419	norisbank GmbH	ボン	1	100.0	433.9	0.0
420	North Coast Wind Energy Corp.	ポートムーディ		50.0		
421	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
422	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		100.0	26.1	9.1
423	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		100.0	300.0	72.6
424	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
425	OPB-Oktava GmbH	ケルン		100.0		
426	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン		27.7		
427	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		100.0		
428	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
429	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
430	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
431	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
432	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
433	PB Factoring GmbH	ボン	1	100.0	32.6	0.0



シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
434	PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen i.L.	ボン		100.0		
435	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン	1	100.0	32.4	0.0
436	PEIF II SLP Feeder 2 LP	エジンバラ		100.0		
437	PEIF III SLP Feeder, SCSp	セナングルベル		55.1		
438	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
439	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
440	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
441	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
442	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
443	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
444	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
445	Peruda Leasing Limited	ロンドン		100.0		
446	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
447	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
448	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マカティ・シティ		95.0		
449	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス島		100.0		
450	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
451	Postbank Beteiligungen GmbH	ボン	1	100.0	782.0	0.0
452	Postbank Direkt GmbH	ボン	1	100.0	15.9	0.0
453	Postbank Filialvertrieb AG	ボン	1	100.0	37.1	0.0
454	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン	1	100.0	85.8	0.0
455	Postbank Immobilien GmbH	ハーメルン	1	100.0		
456	Postbank Leasing GmbH	ボン	1	100.0		
457	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
458	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
459	Prestipay S.p.A.	ウディネ		40.0	23.1	1.1
460	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
461	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
462	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
463	PT Deutsche Sekuritas Indonesia	ジャカルタ		99.0		
464	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
465	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
466	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
467	QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
468	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
469	REDUS DTHG, LLC	ウィルミントン		49.9		
470	Reference Capital Investments Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
471	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
472	Riviera Real Estate	パリ		100.0		
473	RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0	253.8	131.1

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
474	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		100.0	264.6	156.3
475	RREEF China REIT Management Limited (in members' voluntary winding up)	香港		100.0		
476	RREEF DCH, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
477	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		100.0		
478	RREEF Fund Holding Co.	ジョージタウン		100.0	65.9	10.1
479	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		100.0		
480	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		100.0	(27.4)	10.6
481	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハーメルン	1	100.0		
482	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
483	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
484	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0	45.8	0.2
485	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
486	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
487	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG i.L.	デュッセルドルフ		58.5		
488	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
489	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
490	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
491	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
492	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
493	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
494	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
495	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		33.2		
496	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
497	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG i.L.	デュッセルドルフ		71.1		
498	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
499	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
500	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
501	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
502	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
503	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
504	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
505	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ		100.0		
506	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
507	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
508	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
509	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
510	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
511	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
512	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
513	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
514	SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
515	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
516	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
517	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
518	Somkid Immobiliare S.r.l.	コネリアノ		100.0		
519	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
520	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
521	SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
522	SPV I Sociedad Anónima Cerrada	リマ		99.9		
523	SPV II Sociedad Anónima Cerrada	リマ		99.8		
524	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		22.5		
525	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
526	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		49.9		
527	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		100.0		
528	Stelvio Immobiliare S.r.l.	ボルツァーノ		100.0		
529	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
530	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
531	SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
532	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
533	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	フランクフルト		100.0		
534	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
535	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
536	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
537	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
538	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		100.0		
539	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
540	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
541	Tech Venture Growth S.C.R., S.A.	マドリッド		100.0		
542	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
543	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン		100.0		
544	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
545	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
546	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
547	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		100.0		
548	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
549	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
550	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
551	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
552	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン		50.0		
553	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
554	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト		100.0		
555	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
556	Triplereason Limited	ロンドン		100.0	330.1	0.7
557	Triton Beteiligungs S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルグ		33.1		
558	TRS Aria LLC	ウィルミントン		100.0		
559	TRS Leda LLC	ウィルミントン		100.0		
560	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン		100.0		
561	TRS SVCO LLC	ウィルミントン		100.0		
562	TRS Venor LLC	ウィルミントン		100.0		
563	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
564	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク		99.9		
565	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
566	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
567	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
568	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
569	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
570	Volbroker.com Limited	ロッチフォード		22.5	12.5	0.9
571	VÖB-ZVD Processing GmbH	ボン	1	100.0	28.6	0.0
572	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	172.9	18.0
573	Weser Properties S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルグ		25.0		
574	5353 WHMR LLC	ウィルミントン		100.0		
575	WIS JV LLC	ウィルミントン		50.0		
576	Wood NewCo S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルグ		52.1		
577	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
578	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
579	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
580	ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
581	ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
582	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
583	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
584	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
585	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
586	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
587	zeitinvest-Service GmbH	エシュボルン		25.0		
588	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
589	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
590	ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
591	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
592	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		33.3	164.5	0.2
593	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
594	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
595	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
596	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
597	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
598	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
599	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
600	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
601	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
602	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
603	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
604	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
605	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
606	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
607	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
608	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		

シリ アル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本 持分 (%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分						
609	A.C.N. 603 303 126 Pty Ltd	メルボルン		19.5		
610	ABRAAJ Holdings (in official liquidation)	カマーナ・ベイ		8.8		
611	BÜRGSCHAFTSBANK BRANDENBURG GmbH	ポツダム		8.5		
612	Bürgschaftsbank Hamburg GmbH	ハンブルク		8.7		
613	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュウェリーン		8.4		
614	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		6.3		
615	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルク		8.2		
616	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		5.6		
617	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		8.7		
618	MTS S.p.A.	ローマ		5.0		
619	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		9.0		
620	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		6.0		
621	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		11.8		
622	Yensai.com Co., Ltd.	東京		7.8		

[次へ](#)

その他の情報

支援宣言

次に掲げる子会社に関して、ドイツ銀行AGは、政治リスクの場合を除き、これらの子会社がそれぞれの契約負債を履行できることを保証する。

DB Investments (GB) Limited (ロンドン)	Deutsche Bank Trust Company Americas (ニューヨーク)
DB International (Asia) Limited (シンガポール)	Deutsche Holdings (Grand Duchy) (ルクセンブルグ)
Deutsche Australia Limited (シドニー)	Deutsche Immobilien Leasing GmbH (デュッセルドルフ)
DEUTSCHE BANK A. . (イスタンブール)	Deutsche Morgan Grenfell Group Limited (ロンドン)
Deutsche Bank Americas Holding Corp. (ウィルミントン)	ドイツ証券株式会社 (東京)
Deutsche Bank (China) Co., Ltd. (北京)	Deutsche Securities Asia Limited (香港)
Deutsche Bank Europe GmbH (フランクフルト・アム・マイン)	Deutsche Securities Saudi Arabia (非公開株式会社) (リヤド)
Deutsche Bank Luxembourg S.A. (ルクセンブルグ)	norisbank GmbH (ボン)
Deutsche Bank (Malaysia) Berhad (クアラルンプール)	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU (キーウ)
Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna (ワルシャワ)	000 “Deutsche Bank” (モスクワ)
Deutsche Bank S.A. – Banco Alemão (サンパウロ)	Deutsche Oppenheim Family Office AG (ケルン)
Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española (マドリッド)	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft (ハーメルン)
Deutsche Bank Società per Azioni (ミラノ)	PB Factoring GmbH (ボン)
Deutsche Bank (Suisse) SA (ジュネーブ)	

## ファンドブリーフ法第28条に基づく開示

以下の表は、ファンドブリーフ法第28条により要求される開示事項を示している。これらの開示には、2022年12月31日現在、ドイツ銀行AGが保有している抵当ファンドブリーフ債の情報が含まれている。

## 総合的エクスポージャー（ファンドブリーフ法第28条第1項第1号）

## 抵当ファンドブリーフ債

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在				
	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 最悪の金利および FXレートストレ ス・シナリオ
抵当ファンドブリーフ債	13,038.0	12,199.2	11,029.4	13,674.2	11,029.4
担保資産	16,192.8	14,550.3	12,637.9	17,023.8	12,637.9
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保 資産	15,530.3	14,038.7	12,215.4	16,399.4	12,215.4
ファンドブリーフ法第19条第1項第1号によ る担保資産	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第2号によ る担保資産 <sup>1</sup>	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合（％）	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第3号によ る担保資産 <sup>2</sup>	662.5	511.5	422.6	624.4	422.6
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合（％）	5.1	4.2	3.8	4.6	3.8
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号によ る担保資産（債権）	0	0	0	0	0
担保資産合計に対する割合（％）	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号によ る担保資産（負債）	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合（％）	0	0	0	0	0
担保超過額	3,154.8	2,351.1	1,608.5	3,349.6	1,608.5
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合（％）	24.2	19.3	14.6	24.5	14.6

PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

- 1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を除く。
- 2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産ならびにファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を含む。



2021年12月31日現在

単位：百万ユーロ	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 最悪の金利および FXレートストレ ス・シナリオ
抵当ファンドブリーフ債	13,112.0	13,853.6	12,749.6	15,629.4	12,749.6
担保資産	15,709.4	17,631.5	15,049.5	21,053.2	15,056.5
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保 資産	15,111.9	17,031.7	14,555.8	20,302.9	14,562.8
ファンドブリーフ法第19条第1項第1号によ る担保資産	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第2号によ る担保資産 <sup>1</sup>	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第3号によ る担保資産 <sup>2</sup>	597.5	599.8	493.7	750.3	493.7
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%)	4.6	4.3	3.9	4.8	3.9
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号によ る担保資産(債権)	0	0	0	0	0
担保資産合計に対する割合(%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号によ る担保資産(負債)	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%)	0	0	0	0	0
担保超過額	2,597.4	3,777.9	2,299.9	5,423.8	2,306.9
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	19.8	27.3	18.0	34.7	18.1

PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

- 1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を除く。
- 2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産ならびにファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を含む。

担保資産は、モーゲージにより担保されている顧客に対する債権である。その他の担保資産は、ファンドブリーフ法に従い、公社債およびその他の固定利付有価証券である。

#### 公共ファンドブリーフ債

単位：百万ユーロ	名目価値		正味 現在価値		リスク調整 後の正味 現在価値 <sup>2</sup>	リスク調整 後の正味 現在価値 <sup>2</sup>
	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在
担保資産 <sup>3</sup>	142.8	131.0	125.1	133.3	102.5	136.6
このうち、デリバティ ブ	0	0	0	0	0	0
公共ファンドブリーフ債	90.0	90.0	93.5	112.5	73.5	119.1
超過担保(%)	58.7	45.6	33.8	18.5	39.5	14.7

1 前年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

2 ダイナミック法。

3 ファンドブリーフ法第20条第2項におけるその他の担保資産を含む。

期限プロファイル（ファンドブリーフ法第28条第1項第2号）

抵当ファンドブリーフ債および担保資産の固定金利期間の期限内訳

抵当ファンドブリーフ債

期限プロファイル	ファンドブリーフ債残高の期限内訳		担保プールの固定金利期間	
	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在
単位：百万ユーロ				
6ヶ月未満	533.0	555.0	526.0	562.8
6ヶ月から12ヶ月	160.0	0	509.8	307.2
12ヶ月から18ヶ月	1,184.5	533.0	535.6	361.6
18ヶ月から2年	55.0	160.0	504.9	548.0
2年から3年	1,207.0	2,264.5	864.4	1,106.6
3年から4年	1,631.0	1,207.0	780.2	955.7
4年から5年	2,693.0	2,656.0	1,033.9	922.1
5年から10年	3,552.0	4,634.0	6,112.3	5,962.8
10年超	2,022.5	1,102.5	5,325.6	4,982.5
合計	13,038.0	13,112.0	16,192.7	15,709.4

公共ファンドブリーフ債および担保資産の固定金利期間の期限内訳

公共ファンドブリーフ債

期限プロファイル	担保資産 <sup>1</sup>		公共ファンドブリーフ債	
	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在	2022年 12月31日現在	2021年 12月31日現在
単位：百万ユーロ				
6ヶ月未満	0	30.0	0	0
6ヶ月から12ヶ月	0	25.0	0	0
12ヶ月から18ヶ月	0	0	0	0
18ヶ月から2年	37.0	0	0	0
2年から3年	58.5	37.0	50.0	0
3年から4年	0	33.5	0	50.0
4年から5年	1.3	0	0	0
5年から10年	46.0	0	40.0	25.0
10年超	0	5.5	0	15.0
合計	142.8	131.0	90.0	90.0

1 ファンドブリーフ法第20条第2項におけるその他の担保資産を含む。

担保プールに含まれるデリバティブの割合（ファンドブリーフ法第28条第1項第3号）

2022年12月31日および2021年12月31日現在、担保プールにデリバティブは含まれていなかった。

担保資産の名目価値（ファンドブリーフ法第28条第2項第1a号）

総額155億ユーロ（2021年度：151億ユーロ）のうち、単独で名目価値が0.3百万ユーロ未満の担保資産は124億ユーロ（2021年度：121億ユーロ）、名目価値が0.3百万ユーロから1百万ユーロの担保資産は24億ユーロ（2021年度：22億ユーロ）、名目価値が1百万ユーロから10百万ユーロの担保資産は749百万ユーロ（2021年度：796百万ユーロ）および名目価値が10百万ユーロ超の担保資産は0百万ユーロ（2021年度：0百万ユーロ）であった。

ファンドブリーフ債の国別／登記上の本社所在地別の追加的担保資産（名目価値）（ファンドブリーフ法第28条第1項第4号および第5号）

2022年12月31日および2021年12月31日現在、ファンドブリーフ債の追加的担保資産はなかった。

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた貸出金の、モーゲージ設定不動産の国別および用途別の内訳（ファンドブリーフ法第28条第2項第1b号および第1c号）

抵当ファンドブリーフ債

2022年12月 31日現在	住宅用					商業用						
	集合住宅	戸建住宅	複数世帯住宅	その他	合計	事務所用建物	小売用建物	工業用建物	その他の商業用建物	合計	建物用の土地	合計
ドイツ	3,108.1	8,718.9	2,685.3	0	14,512.4	527.0	150.3	144.2	196.4	1,017.9	0	15,530.3
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,108.1	8,718.9	2,685.3	0	14,512.4	527.0	150.3	144.2	196.4	1,017.9	0	15,530.3

2021年12月 31日現在	住宅用					商業用						
	集合住宅	戸建住宅	複数世帯住宅	その他	合計	事務所用建物	小売用建物	工業用建物	その他の商業用建物	合計	建物用の土地	合計
ドイツ	2,843.6	8,322.5	2,821.6	0	13,987.8	565.2	172.3	162.1	224.4	1,124.1	0	15,111.9
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,843.6	8,322.5	2,821.6	0	13,987.8	565.2	172.3	162.1	224.4	1,124.1	0	15,111.9

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金に係る支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第2項第2号）

2022年12月31日現在および2021年12月31日現在において、抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金について90日以上延滞している支払はなかった。

モーゲージ貸出金に係る追加情報（ファンドブリーフ法第28条第2項第4号）

2022年度および2021年度末現在、担保権実行の手中のものはなかった。2022年度および2021年度において担保権の実行はなく、ドイツ銀行AGがモーゲージに係る損失を防ぐために資産を獲得することはなかった。また、モーゲージ設定者による利息の支払遅延はなかった。

固定金利割合の比較（ファンドブリーフ法第28条第1項第9号）

抵当ファンドブリーフ債

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	名目価値	
	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
固定金利抵当ファンドブリーフ債	10,807	7,862
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％）	83	60
固定金利担保資産	16,092	15,597
担保資産合計に対する割合（％）	99	99

通貨ごとの正味現在価値（ファンドブリーフ法第28条第1項第10号）

2022年12月31日および2021年12月31日現在、抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた外貨建てのモーゲージ貸出金はなかった。

その他の特徴的な要因（ファンドブリーフ法第28条第1項第7号、同法第28条第1項第11号、同法第28条第2項第3号）

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
モーゲージ貸出額を用いて加重した平均LTV比率 <sup>1</sup> （％）	54	54
モーゲージ貸出金の平均経過年数 <sup>2</sup>	5	5
ファンドブリーフ法第13条第1項による制限を超過する債権合計（優先権のない国） <sup>3</sup>	0	0

1 ファンドブリーフ法第28条第2項第3号に基づく。

2 ファンドブリーフ法第28条第1項第11号に基づく。

3 ファンドブリーフ法第28条第1項第7号に基づく。

発行済公共ファンドブリーフ債の担保資産の金額別内訳（名目価値）（ファンドブリーフ法第28条第3項第1号）

単位：百万ユーロ

	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
10百万ユーロ以下	0.0	0.0
10百万ユーロから100百万ユーロ	125.50	125.50
100百万ユーロ超	0.0	0.0
合計	125.50	125.50

## 発行済公共ファンドブリーフ債の担保資産（名目価値）の発行者別種類およびその登記上の所在地（国）（ファンドブリーフ法第28条第3項第2号）

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在		2021年12月31日現在	
	所有	保証	所有	保証
<b>ドイツ</b>				
国	0	0	0	0
公共機関（regional）	37.0	0	92.0	0
公共機関（local）	0	0	0	0
その他の債務者	0	0	0	0
ドイツ合計	37.0	0	92.0	0
輸出促進のために供された保証	0	0	0	0
<b>EUの機関</b>				
国	0	0	0	0
公共機関（regional）	0	0	0	0
公共機関（local）	0	0	0	0
その他の債務者	0	0	0	0
EUの機関合計	0	0	0	0
輸出促進のために供された保証	0	0	0	0
<b>オランダ</b>				
国	88.5	0	33.5	0
公共機関（regional）	0	0	0	0
公共機関（local）	0	0	0	0
その他の債務者	0	0	0	0
オランダ合計	88.5	0	33.5	0
輸出促進のために供された保証	0	0	0	0
所有 / 保証の合計	0	0	0	0
合計	125.5	0	125.5	0

## 発行済公共ファンドブリーフ債および担保資産の特性（ファンドブリーフ法第28条第1項第9号から第10号）

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在	2021年12月31日現在
ファンドブリーフ法第28条第1項第9号による固定金利の割合		
固定金利の公共ファンドブリーフ債（％）	100.00	100.00
固定金利の担保資産（％）	100.00	100.00
ファンドブリーフ法第6条による正味現在価値 - 外貨による現在価値の規則による正味現在価値（百万ユーロ）（ファンドブリーフ法第28条第1項第10号）		
	29.00	17.50

## ドイツ株式会社法第160条第1項第8号による情報

2022年12月31日現在、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第33条に従い各議決権が3%以上の持分を報告した株主として、ドイツ銀行は以下の株主を認識している。

BlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）は、2020年12月31日現在、当行株式の5.23%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2022年12月31日までにBlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）からの更なる報告は受けていない。

Douglas L. Braunstein（Hudson Executive Capital LP）は、2020年11月20日現在、当行株式の3.18%を保有していると報告した。ドイツ銀行は2022年12月31日までにDouglas L. Braunstein（Hudson Executive Capital LP）からの更なる報告は受けていない。

Amundi S.A.（フランス）は、2022年10月19日現在、当行株式の3.07%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2022年12月31日までにAmundi S.A.（フランス）からの更なる報告は受けていない。

Paramount Services Holdings Ltd.（英領ヴァージン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2022年12月31日までにParamount Services Holdings Ltd.（英領ヴァージン諸島）からの更なる報告は受けていない。

Supreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2022年12月31日までにSupreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）からの更なる報告は受けていない。

## 取締役会および監査役会

取締役会のメンバーは2022事業年度に、総額52,870,209ユーロ（2021年度：49,984,668ユーロ）の報酬を受領した。2022事業年度の取締役会のメンバーに付与された株式報酬数は1,765,289株であった。1株当たり11.80ユーロに基づく当該株式報酬の価額は、合計20,830,415ユーロであった。2022年および2021年12月31日終了年度において、ドイツ銀行AGの取締役会の元メンバーまたはその遺族にそれぞれ22,974,014ユーロおよび38,737,800ユーロが支払われた。

取締役会の元メンバーおよびその遺族のための年金債務引当金は、2022年および2021年12月31日現在それぞれ187,137,298ユーロおよび173,184,590ユーロであった。

監査役会のメンバー向けの報酬の原則は当行の定款に定められている。監査役会の各メンバーには固定の年間報酬が支払われる。監査役会のメンバーの年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会の会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および委員長には、更なる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年の最初の3ヶ月の間にインボイスを提出後、監査役会の各メンバーに対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行によって当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役会の退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に監査役会の各メンバーに対して支払われるが、同メンバーが、解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任していないことを条件とする。期中に監査役会のメンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（1ヶ月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2022事業年度に関して、監査役会のメンバーは総額6,833,333ユーロ（2021年度：6,520,833ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち5,260,417ユーロは定款の規定に従って2023年度第1四半期に支払われる（2022年度第1四半期：4,965,625ユーロ）。

ドイツ銀行AGの取締役会のメンバーおよび監査役会のメンバーのために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2022年および2021年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役会のメンバーに対して4,514,404ユーロおよび6,476,340ユーロ、監査役会のメンバーに対して939,889ユーロおよび1,559,179ユーロであった。監査役会のメンバーは2022年度に貸出金93,153ユーロを返済した。

取締役会および監査役会のメンバーは、下記「取締役会」および「監査役会」の項に記載されている。

## 従業員

当年度のフルタイム換算の平均従業員数は35,325名（2021年度：35,848名）で、このうち女性は15,002名（2021年度：15,369名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。ドイツ国外の支店に勤務する従業員は、平均13,108名（2021年度：13,736名）であった。

## コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGの取締役会および監査役会は、2022年10月にドイツ株式会社法（AktG）第161条に基づくドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守を宣言し、これをウェブサイト（[www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm)）上で永久的にアクセスできるようにした。

DWS Group GmbH & Co. KGaAのゼネラル・パートナーのマネジング・ディレクターおよび監査役会も、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に基づくドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守を宣言し、これをウェブサイト（<https://group.dws.com/corporate-governance/declaration-of-conformity-pursuant-to-ss161-german-stock-corporation-act-aktg/>）上で永久的にアクセスできるようにした。

### 監査人が提供する監査以外の業務

ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツ銀行AGの年次財務諸表の監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー監査法人（以下「EY」という。）から一定の監査関連業務および税務関連業務の提供を受けている。

監査報酬は、当行の年次財務諸表および連結財務諸表の監査に対する監査報酬であるが、EYが監査していないDWSおよびその子会社の監査報酬は含まれていない。監査関連報酬には、法令上または規制上要求されるその他の保証業務である、財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビューのほか、内部管理目的の任意監査およびコンフォートレターの発行業務などの任意で実施される保証に係る報酬が含まれる。当行の税務関連報酬には、納税申告書の作成およびレビューとその関連法令遵守に係る支援および助言、当行グループの税務計画戦略およびイニシアチブに関連する税務相談業務および助言ならびに税法遵守の評価支援に係る報酬が含まれる。

ドイツ銀行AGの監査人に対して支払った報酬に関する情報については、当行グループの年次報告書を参照のこと。

### 後発事象

2019年度から2022年度末にかけてリスク圧縮とコスト削減のマニフェストを実行したことにより、キャピタル・リリース・ユニットは2023年度第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなる。今後、残りのポートフォリオ、資源および従業員は、コーポレートおよびその他のセグメント内で報告される。この変更に伴い、キャピタル・リリース・ユニットを除く当行グループを表すコア・バンクとしての財務数値も報告されなくなり、当行グループは2023年度第1四半期より、コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメント、ならびにコーポレートおよびその他のセグメントで構成されることになる。

当行グループは、コスト管理のためにドライバーベースのコスト配賦を2023年度第1四半期から追加的に実施する。この新しい手法は、管理コストの発生原因に関する透明性を高め、コストとそのサービスの消費部門とをより密接に結びつけることを目的としている。この内部配賦方法の変更は当行グループの費用収益比率および有形株主資本利益率の指標には影響しないが、各部門の指標は今後変更される。

## 経営組織

### 取締役会

2022年度における取締役会のメンバーは以下の通りである。

Christian Sewing  
最高経営責任者

James von Moltke  
プレジデント（2022年3月25日就任）

Karl von Rohr  
プレジデント

Fabrizio Campelli

Bernd Leukert

Stuart Lewis  
（2022年5月19日退任）

Alexander von zur Mühlen

Christiana Riley

Rebecca Short

Prof. Dr. Stefan Simon

Olivier Vigneron  
（2022年5月20日就任）



監査役会

2022年度における監査役会のメンバーは以下の通りである。加えて、監査役会のメンバーの居住地を記載している。

Alexander Wynaendts  
- 会長  
(2022年5月19日就任)  
オンメン  
オランダ

Dr. Paul Achleitner  
- 会長  
(2022年5月19日退任)  
ミュンヘン  
ドイツ

Detlef Polaschek\*  
- 副会長  
エッセン  
ドイツ

Professor Dr. Norbert Winkeljohann  
- 副会長  
(2022年7月20日就任)  
オスナブリュック  
ドイツ

Ludwig Blomeyer-Bartenstein\*  
ブレーメン  
ドイツ

Mayree Clark  
ニュー・キャナン  
米国

Jan Duscheck\*  
ベルリン  
ドイツ

Manja Eifert  
(2022年4月7日就任)  
ベルリン  
ドイツ

Dr. Gerhard Eschelbeck  
(2022年5月19日退任)  
クパチーノ  
米国

Sigmar Gabriel  
ゴスラー  
ドイツ

Timo Heider\*  
エンマータール  
ドイツ

Martina Klee\*  
フランクフルト・アム・マイン  
ドイツ

Gabriele Platscher\*  
ブラウンシュバイク  
ドイツ

Bernd Rose\*  
メンデン  
ドイツ

Yngve Slyngstad  
(2022年5月19日就任)  
オスロ  
ノルウェー

John Alexander Thain  
ライ  
米国

Michele Trogni  
リバーサイド  
米国

Dr. Dagmar Valcárcel  
マドリッド  
スペイン

Stefan Viertel\*  
ケルクハイム(タウヌス)  
ドイツ

Dr. Theodor Weimer  
ヴィースバーデン  
ドイツ

Frank Werneke\*  
ベルリン  
ドイツ

Frank Witter  
ブラウンシュバイク  
ドイツ

Henriette Mark\*  
(2022年3月31日退任)  
ミュンヘン  
ドイツ

\* 従業員代表

## 委員会

### 会長委員会

Alexander Wynaendts、委員長（2022年5月19日就任）、Dr. Paul Achleitner、委員長（2022年5月19日退任）  
Detlef Polaschek\*、Frank Werneke\*、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

### 任命委員会

Alexander Wynaendts、委員長（2022年7月28日就任）、メンバー（2022年5月19日就任、2022年7月28日退任）、  
Mayree Clark、委員長（2022年7月28日退任）、メンバー（2022年7月28日就任）  
Dr. Paul Achleitner（2022年5月19日退任）、Detlef Polaschek\*、Frank Werneke\*、Professor Dr. Norbert  
Winkeljohann

### 監査委員会

Frank Witter、委員長（2022年7月28日就任）、メンバー（2022年7月28日退任）、Professor Dr. Norbert  
Winkeljohann、委員長（2022年7月28日退任）、メンバー（2022年7月28日就任）  
Dr. Paul Achleitner（2022年5月19日退任）、Manja Eifert（2022年7月28日就任）、Henriette Mark\*（2022年3月  
31日退任）、Gabriele Platscher\*、Detlef Polaschek\*、Bernd Rose\*、Dr. Dagmar Valcárcel、Stefan Viertel、  
Dr. Theodor Weimer、Alexander Wynaendts（2022年5月19日就任）

### リスク委員会

Mayree Clark、委員長  
Dr. Paul Achleitner（2022年5月19日退任）、Ludwig Blomeyer-Bartenstein\*、Jan Duscheck\*、Michele  
Trogni、Stefan Viertel\*、Professor Dr. Norbert Winkeljohann、Alexander Wynaendts（2022年5月19日就任）

### 規制監視委員会（2022年7月28日設置）（旧公正委員会）

Dr. Dagmar Valcárcel、委員長  
Dr. Paul Achleitner（2022年5月19日退任）、Ludwig Blomeyer-Bartenstein\*、Sigmar Gabriel、Timo Heider\*、  
Gabriele Platscher\*、Alexander Wynaendts（2022年5月19日就任）

### 報酬統制委員会

Professor Dr. Norbert Winkeljohann、委員長（2022年7月28日就任）、Alexander Wynaendts、委員長（2022年5  
月19日就任、2022年7月28日退任）、メンバー（2022年7月28日就任）、Dr. Paul Achleitner、委員長（2022年5月  
19日退任）  
Dr. Gerhard Eschelbeck（2022年5月19日退任）、Detlef Polaschek\*、Bernd Rose\*、Dr. Dagmar Valcárcel、  
Frank Werneke\*

### 戦略およびサステナビリティ委員会（2022年12月15日設置）（旧戦略委員会）

John Alexander Thain、委員長  
Dr. Paul Achleitner（2022年5月19日退任）、Mayree Clark、Timo Heider\*、Henriette Mark\*（2022年3月31日退  
任）、Detlef Polaschek\*、Michele Trogni、Stefan Viertel\*（2022年7月28日就任）、Frank Werneke\*、  
Alexander Wynaendts（2022年5月19日就任）

### テクノロジー、データおよびイノベーション委員会

Michele Trogni、委員長  
Dr. Paul Achleitner（2022年5月19日退任）、Jan Duscheck\*、Dr. Gerhard Eschelbeck（2022年5月19日退任）、  
Timo Heider\*（2022年7月28日退任）、Martina Klee\*、Bernd Rose\*、Yngve Slyngstad（2022年7月28日就任）、  
Frank Witter（2022年7月28日退任）、Alexander Wynaendts（2022年5月19日就任）

### 調停委員会

Alexander Wynaendts、委員長（2022年5月19日就任）、Dr. Paul Achleitner、委員長（2022年5月19日退任）  
Detlef Polaschek\*、Frank Werneke\*、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

\* 従業員代表

マンダイト・リスト

監査役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツ企業における法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

2023年2月現在

2023年2月より前に退任した監査役会のメンバーについては、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した監査役会のメンバーについては、就任日現在の職務が記載されている。

監査役会のメンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Dr. Paul Achleitner (2022年5月19日退任)	ドイツ銀行AG 監査役会会長	当行グループ外における職務	監査役会のメン バー
		Bayer AG	
Alexander Wynaendts (2022年5月19日就任)	ドイツ銀行AG 監査役会会長	当行グループ外における職務	取締役会のメン バー
		Air France-KLM Group S.A.	
		Puissance Holding B.V.	
Ludwig Blomeyer- Bartenstein	ドイツ銀行AG、プレー メンの経営陣のスポー クマン	当行グループ外における職務	取締役会のメン バー (2022年12月退任)
		Bürgschaftsbank Bremen GmbH	
		Frowein & Co. Beteiligungs AG	
Mayree Clark	監査役会のメンバー	当行グループ外における職務	取締役会のメン バー
		Ally Financial, Inc.	
		Allvue Systems Holdings, Inc.	
Jan Duscheck	トレード・ユニオン ver.di (Vereinte Dienstleistungs- gewerkschaft) National Working Group Bankingリーダー	開示の対象となるメンバーや管理職に就 任していない。	
Manja Eifert (2022年4月7日就任)	スタッフ・カウンシル のメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就 任していない。	
Dr. Gerhard Eschelbeck (2022年5月19日退任)	Aurora Innovation, Inc. チーフ・インフォメー ション・セキュリ ティ・オフィサー	当行グループ外における職務	取締役会のメン バー
		Onapsis Inc.	
		WootCloud Inc.	

監査役会のメンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Sigmar Gabriel	旧連邦大臣	当行グループ外における職務	
		GP Günter Papenburg AG	監査役会のメンバー (2022年4月退任)
		Siemens Energy AG	監査役会のメンバー
		ThyssenKrupp Steel Europe AG	監査役会会長 (2022年4月就任)
Timo Heider	スタッフ・カウンシル のメンバー	当行グループにおける職務	
		BHW Bausparkasse AG	監査役会副会長
		PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会副会長
		Pensionskasse der BHW Bausparkasse AG VVaG	監査役会副会長
Martina Klee	スタッフ・カウンシル のメンバー	当行グループ外における職務	
		Sterbekasse für die Angestellten der Deutsche Bank-Gruppe VVaG	監査役会のメン バー
Henriette Mark (2022年3月31日退任)	スタッフ・カウンシル のメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就 任していない。	
Gabriele Platscher	行員	当行グループ外における職務	
		BVV Pensionsfonds des Bankgewerbes AG	監査役会副会長 (2022年7月退任)
		BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	
		BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	
Detlef Polaschek	監査役会副会長；ス タッフ・カウンシルの メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就 任していない。	
Bernd Rose	スタッフ・カウンシル のメンバー	当行グループ外における職務	
		ver.di Vermögensverwaltungs- gesellschaft m.b.H.	監査役会副会長
		当行グループにおける職務	
		Postbank Filialvertrieb AG	監査役会のメン バー
Yngve Slyngstad (2022年5月19日就任)	Aker Asset Management ASの最高経営責任者	開示の対象となるメンバーや管理職に就 任していない。	
John Alexander Thain	監査役会のメンバー	当行グループ外における職務	
		Aperture Investors LLC	取締役会のメンバー
		Pine Island Acquisition Corp.	取締役会会長 (2022年10月退任)
		Pine Island Capital Partners LLC	会長
		Uber Technologies, Inc.	取締役会のメンバー

監査役会のメンバー

職務担当者	役職	会社名	職務
Michele Trogni	Eldridgeオペレーティング・パートナー	当行グループ外における職務	
		Zinnia Corporate Holdings LLC (旧SE2 LLC)	最高経営責任者 (2022年5月就任) および取締役会会長
Dr. Dagmar Valcárcel	監査役会のメンバー	当行グループ外における職務	
		amedes Holding GmbH	監査役会のメンバー
		Antin Infrastructure Partners S.A.	取締役会のメンバー
Stefan Viertel	スタッフ・カウンシルのメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Dr. Theodor Weimer	Deutsche Börse AG 最高経営責任者	当行グループ外における職務	
		Knorr Bremse AG	監査役会のメンバー
Frank Werneke	トレード・ユニオン ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft) 会長	当行グループ外における職務	
		Zweites Deutsches Fernsehen (ZDF)のテレビジョン・カウンシル	メンバー
		ver.di Vermögensverwaltungsgesellschaft m.b.H.	監査役会のメンバー
		ZDF Studios GmbH (旧ZDF Enterprises GmbH)	監査役会のメンバー
Professor Dr. Norbert Winkeljohann	ドイツ銀行AG 監査役会副会長 (2022年7月就任) ; 自身が経営するNorbert Winkeljohann Advisory & Investmentsのコーポレート・コンサルタント	当行グループ外における職務	
		Bayer AG	監査役会会長
		Bohnenkamp AG	監査役会会長
		Georgsmarienhütte Holding GmbH	監査役会のメンバー
		Sievert SE	監査役会会長
Frank Witter	監査役会のメンバー	当行グループ外における職務	
		CGI Inc.	取締役会のメンバー
		Traton SE	監査役会のメンバー
		VfL Wolfsburg-Fußball GmbH	監査役会会長

## 取締役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツ企業における法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づくドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関メンバーには\*の印が付されている。

2023年2月現在

2023年2月より前に退任した取締役会のメンバーについては、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した取締役会のメンバーについては、就任日現在の職務が記載されている。

取締役会のメンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Christian Sewing	取締役会会長	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
James von Moltke	プレジデント (2022年3月就任)	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Karl von Rohr	プレジデント	当行グループにおける職務	
		DWS Group GmbH & Co. KGaA*	監査役会会長
Fabrizio Campelli	取締役会のメンバー	当行グループ外における職務	
		BVW Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.*	監査役会のメンバー
		BVW Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	監査役会のメンバー
Bernd Leukert	取締役会のメンバー	当行グループ外における職務	
		Bertelsmann SE & Co. KGaA*	監査役会のメンバー
		当行グループにおける職務	
		DWS Group GmbH & Co. KGaA*	監査役会のメンバー
Stuart Lewis (2022年5月19日退任)	取締役会のメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Alexander von zur Mühlen	取締役会のメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Christiana Riley	取締役会のメンバー	当行グループ外における職務	
		The Clearing House Payments Company LLC	監査役会のメンバー
		当行グループにおける職務	
		DB USA Corporation	最高経営責任者
Rebecca Short	取締役会のメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Professor Dr. Stefan Simon	取締役会のメンバー	当行グループ外における職務	
		Leop.Krawinkel GmbH & Co. KG	アドバイザー・ カウンシル会長
Olivier Vigneron (2022年5月20日就任)	取締役会のメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	

## ドイツ銀行AGの従業員

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づく職務

ドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関のメンバーである。

2022年12月31日現在

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Martin Ball	当行グループにおける職務	
	norisbank GmbH	監査役会のメンバー
Ina Bandemer	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役会のメンバー
Jörg Bongartz	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役会会長
	000 “Deutsche Bank “	監査役会会長
Sigrid Bowenkamp	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会のメンバー
Rüdiger Bronn	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会のメンバー
Anita Dierickx	当行グループ外における職務	
	FRB – Fonds Minie-Laura-Chipie	監査役会のメンバー
Boudewijn Dornseiffen	当行グループにおける職務	
	000 “Deutsche Bank “	監査役会のメンバー
Sameen Farooqui	当行グループにおける職務	
	000 “Deutsche Bank “	監査役会のメンバー
David Feldmann	当行グループ外における職務	
	Eurex Clearing AG	監査役会のメンバー
Eva Frank	当行グループにおける職務	
	PB Factoring GmbH	監査役会のメンバー
David Gary	当行グループ外における職務	
	CLS Group Holdings AG	非執行役員
Jan-Philipp Gillmann	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	監査役会のメンバー
	000 „Deutsche Bank “	監査役会のメンバー
Philipp Gossow	当行グループにおける職務	
	norisbank GmbH	監査役会のメンバー
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会会長
	Postbank Finanzberatung AG	監査役会会長
Carola Günther	当行グループ外における職務	
	BVV Pensionsfonds des Bankgewerbes AG	監査役会のメンバー
	BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役会のメンバー
Britta Hercher	当行グループ外における職務	
	Bankpower GmbH Personaldienstleistungen	監査役会のメンバー
Jutta Herzog	当行グループにおける職務	
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会のメンバー
Jennifer Hörl	当行グループにおける職務	
	Postbank Finanzberatung AG	監査役会のメンバー

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Marissa Horvatin	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役会のメンバー
Dr. Alexander Ilgen	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会会長
	DWS Investment GmbH	監査役会のメンバー
Angelika Kaefer-Schroeder	当行グループにおける職務	
	norisbank GmbH	監査役会のメンバー
Anke Kirn	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役会のメンバー
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会のメンバー
Stefan Knoll	当行グループにおける職務	
	DWS Grundbesitz GmbH	監査役会のメンバー
Frank Krings	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank (Suisse) SA	取締役会のメンバー
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会のメンバー
Achim Kuhn	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会のメンバー
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会のメンバー
	Postbank Finanzberatung AG	監査役会のメンバー
Manuel Loos	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役会会長
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会会長
Anna Lucarelli	当行グループ外における職務	
	MTS Spa Mercato Telematico dei Titoli di Stato	非執行役員
Chandra Mallika	当行グループにおける職務	
	Deutsche CIB Centre Private Limited	取締役会のメンバー
	Deutsche India Private Limited	取締役会のメンバー
Bas Marteiijn	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会のメンバー
Ole Matthiessen	当行グループ外における職務	
	S.W.I.F.T. SC	取締役会のメンバー
Leonhard Felix Müller	当行グループにおける職務	
	norisbank GmbH	監査役会会長
	Postbank Direkt GmbH	監査役会会長
Christinan Nolting	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	非執行役員
Henning Oldenburg	当行グループ外における職務	
	Beutin AG	監査役会のメンバー
Kirsten Oppenländer	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	非執行役員
Beaux Pontak	当行グループ外における職務	
	Latitude Group Holdings Limited (旧KVD Australia Holdco Pty Ltd)	取締役会のメンバー
Reiner Ramacher	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役会のメンバー
Oliver Resovac	当行グループにおける職務	
	PB Factoring GmbH	監査役会のメンバー



ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Barbara Roerig	当行グループ外における職務	
	AGR Abfallentsorgungs-Gesellschaft Ruhrgebiet mbH	監査役会のメンバー
	Theater + Philharmonie Essen GmbH	監査役会会長
Roland Sahr	当行グループ外における職務	
	Investitionsbank Sachsen-Anhalt – Anstalt der Norddeutschen Landesbank Girozentrale	取締役会のメンバー
Alexandre Sallavaud	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	取締役会のメンバー
Torsten Sauer	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会のメンバー
Nicole Scheidt	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役会のメンバー
Dr. Tatjana Schierack	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会のメンバー
	Postbank Direkt GmbH	監査役会のメンバー
Daniel Schmand	当行グループにおける職務	
	PB Factoring GmbH	監査役会会長
Werner Schmidt	当行グループ外における職務	
	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mbH	監査役会副会長
Frank Schütz	当行グループ外における職務	
	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mbH	監査役会のメンバー
Kaushik Shaparia	当行グループにおける職務	
	Deutsche CIB Centre Private Limited	取締役会のメンバー
	Deutsche India Private Limited	取締役会のメンバー
Eric-M Smith	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Trust Company Americas	取締役会のメンバー
Dr. Anke Steenbock	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役会のメンバー
	norisbank GmbH	監査役会のメンバー
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会のメンバー
Fabian Steinhoff	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会のメンバー
	Postbank Direkt GmbH	監査役会のメンバー
Lars Stoy	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会会長
Jana Symmossek	当行グループにおける職務	
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会のメンバー
Jürgen Tögel	当行グループにおける職務	
	BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役会のメンバー
Meike Webler	当行グループにおける職務	
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会のメンバー
Daniela Weeth	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会のメンバー
Sandra Wirfs	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役会のメンバー
Kay Wolf	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会のメンバー

フランクフルト・アム・マイン、2023年3月9日

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト

取締役会

Christian Sewing	James von Moltke	Karl von Rohr
Fabrizio Campelli	Bernd Leukert	Alexander von zur Mühlen
Christiana Riley	Rebecca Short	Stefan Simon
Olivier Vigneron		

## 取締役会による責任に関するステートメント

当行が知る限りにおいて、かつ適用される報告原則に従って、ドイツ銀行AGの財務諸表は、ドイツ銀行AGの資産、負債、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示しており、当行グループのマネジメント・レポートに統合されたドイツ銀行AGのマネジメント・レポートは、ドイツ銀行AGの予想される展開に関連する主な機会とリスクに係る記述と併せて、ドイツ銀行AGのその展望を含めた経営成績および財政状態に対する公正な評価を含むものである。

フランクフルト・アム・マイン、2023年3月9日

Christian Sewing	James von Moltke	Karl von Rohr
Fabrizio Campelli	Bernd Leukert	Alexander von zur Mühlen
Christiana Riley	Rebecca Short	Stefan Simon
Olivier Vigneron		

## 2【主な資産・負債及び収支の内容】

連結財務諸表に対する注記および年次財務諸表に対する注記を参照のこと。

## 3【その他】

### (1) 後発事象

2023年4月28日、ドイツ銀行は、ヌミス・コーポレーションPlc (Numis Corporation Plc) を現金で買収することに合意したことを発表した。

本取引の条件に基づき、ヌミスの企業価値を約410百万ポンドと評価したことで、ヌミスの株主は1株当たり合計350ペンスを受け取る権利を有することとなる。ヌミスの取締役会は、ヌミスの株主に対して全会一致で本取引を推奨する意向である。ドイツ銀行は、ヌミスの筆頭株主から、本取引に賛成票を投じるという取消不能の確約を得ている。

本取引は、ヌミスの株主による承認および規制当局の承認の取得を含む一定の条件を満たした上で、2023年第4四半期中に完了する予定である。

### (2) 訴訟

連結財務諸表に対する注記27を参照のこと。

#### 4【日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違】

ドイツの銀行は、銀行会計指令法の規則（ドイツ商法（HGB）第340条以下、銀行会計に関する法定規則（RechKredV））に準拠して財務諸表を作成しなければならない。

日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違は、これらの会計規則に基づいて記載されている。

##### (1) 一般原則

ドイツでは、銀行が保有するトレーディング資産および負債として適格な金融商品を除き、会計処理および評価は保守的に行われる。ドイツ商法によれば、会社（銀行を含む。）は以下の原則に従わなければならない。

1) 「低価主義の原則」に基づき、無形資産、有形固定資産および投資等については、時価が原価より下落し、将来回復しないと認められる場合に貸借対照表および損益計算書において簿価の切下げを行い損失を認識しなければならない。流動資産については、時価が原価より下落した場合には、単に一時的なものと見込まれる場合であっても簿価を切り下げ損失を認識しなければならない。

銀行が適用することになっている一般的原则は以下の通りである。

- a. 銀行は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合、固定資産の評価に関する一般的規則に従って、次の資産を評価しなければならない。関係会社持分、参加持分、諸認可権、事業用等の権利および資産ならびに当該権利および資産に対する特許権、土地、第三者の土地に存する建物を含む土地に係る権利および諸建物、工業用設備および機械、その他の設備、工場および事務所設備ならびに建設仮勘定。
  - b. トレーディング資産以外のその他の資産、特に債権および有価証券は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合（上記a. に従って評価される場合）を除き、流動資産の評価に関する規則に従って評価される。
  - c. 資産および債権は、文書化されたリスクについて有効にヘッジする意思と能力がある場合、評価単位に指定することができる。ヘッジされたリスクによる評価利得は、文書化された評価単位における評価損失によって相殺される額を限度として認識することができる。そうした場合、通常は資産も負債も再測定されない（いわゆる「価値凍結法」を使用）。
- 2) 「保守主義の原則」に従い、期末日以前に発生した損失は、実現していない場合でも認識しなければならない。
- 3) 「実現主義の原則」に従い、トレーディング・ポジションまたは上記の評価単位以外の利益はそれが売却または償還によって実現するまで認識してはならない。

日本においては、「低価主義の原則」は、一般的に棚卸資産の評価において適用が認められている。棚卸資産の収益性が低下した場合には、帳簿価額は正味売却価額（売価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものと定義される。）まで切り下げることが要求される。また、固定資産においては「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、回収可能価額（資産または資産グループの正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。「保守主義の原則」および「実現主義の原則」は、「一般に公正妥当と認められる会計原則」の一部である。一定の金融商品は時価で評価し、評価差額を損益または純資産の部に計上しなければならない。

##### (2) 貸借対照表

###### 配 列

貸借対照表の配列法はドイツ商法によって規定されている。一般の配列法とは異なり、銀行に対しては、RechKredVに従って特別な配列法が与えられた。銀行の資産および負債は、厳密な流動性配列法によって列挙されなければならない。これは、銀行以外の会社に対する要件とは全く対照的である。銀行の資産側は、現金およびその他の流動資産から始まり、最後に投資、無形資産、有形固定資産の順に記載される。負債側の最初の科目は「銀行に対する債務」であり、続いてその他の負債、最後に資本金の順に記載される。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の貸借対照表には流動資産・非流動資産および流動負債・非流動負債の分類は使用されない。

###### 評価および分類

銀行会計指令法に準拠して、銀行は全て、ドイツ商法第340条fに従って、固定資産としてもトレーディング資産の一部としても取り扱われていない債権および有価証券に対して秘密剰余金を設定することが認められている。銀行は、かかる債権および有価証券を、ドイツ商法第253条1項1文および3項により銀行以外の会社に対して要求または認可される価額より低い価額で評価することを選択できるが、これは、この低い価額が、銀行業に関連する特殊なリスクから銀行を保護するという慎重な企業判断に従って必要と認められる場合に限られている。秘密剰余金は、当該資産の価額の4%を超えてはならない。

日本においては、秘密剰余金の設定は認められていない。

ドイツにおいては、トレーディング資産を除く流動資産はすべて低価基準で評価しなければならない。当該評価基準はドイツ税法でも採用されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように計上される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「其他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
  - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
  - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

ドイツにおいては、1987年1月1日以降におけるすべての年金契約に基づき年金引当金を積み立てなければならない。年金引当金が計上されていない従前の年金契約については財務諸表に注記されなければならない。評価は予測単位積増方式を使用し、ドイツ連邦銀行（ドイツの中央銀行）公表の残存期間に関連する割引率を適用して実施される。年金債務は制度資産との純額ベースで表示される。制度資産は公正価値で測定されなければならない。

日本においては、一定の数値計算に基づいて退職給付引当金を計上しなければならない。

### (3) 損益計算書

ドイツにおいては、損益計算書の作成にあたり、総原価法と売上原価法の選択適用ができる製造会社とは対照的に、銀行は、RechKredVにより規定された配列法を使用しなければならないが、損益計算書の勘定式と報告式は選択適用ができる。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の損益計算書では、経常損益と特別損益に計算区分を分けているが、営業損益の部と営業外損益の部の区分はない。

ドイツの法律に従って、以下の全部相殺が、「相殺」規則に基づいて容認されている。

- 一部または全部が貸倒処理された債権からの現金受取額の評価益ならびに有価証券の評価益および売却益と当該資産の評価減および償却から生じる費用
- 投資、関係会社出資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減から生じる費用と当該資産の評価増から生じる収益
- トレーディング損益

日本においては、一部の例外を除き、一般に収益および費用は総額主義に従って表示されねばならない。

### (4) トレーディング以外の通貨換算

固定資産として取り扱われる外貨建資産は、同通貨によってカバーされていない限り、取得時の為替レートでユーロに換算されるものとする。外貨建てのその他の資産および負債ならびに貸借対照表日現在で決済されていない現金取引は、貸借対照表日現在の直物レートでユーロに換算されるものとする。先渡契約は、貸借対照表日現在の先渡レートで換算される。

このような通貨換算から生じる費用は、損益計算書に含まれるものとする。このような通貨換算から生じる収益は、当該資産、債務または先物取引が同通貨建ての資産、債務またはその他の先物取引によって特別にカバーされている場合に限り、またはポジションの残存期間が1年未満の場合に、損益計算書に含まれるものとする。その他全ての場合、通貨換算による収益は計上されない。また、通貨換算による費用と相殺もされない。

日本では、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。金融商品は、原則として、決算時の為替相場で円換算額を付す。外貨建金銭債権債務の決済および換算に伴って生じた損益は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

### (5) 財務諸表注記

財務諸表注記は、詳細な説明、特に貸借対照表および損益計算書の詳細な説明を含んでいる。

これらの注記に含まれる情報は、日本における貸借対照表注記、損益計算書注記および附属明細表で開示が要求されている情報と、少なくとも同等の内容を含んでいる。

## (6) 連結財務諸表

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

### 1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているもの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数値計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

### 2) 連結の原則

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、当行グループは当行グループが支配しているすべての投資先を連結している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当行グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

### 3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIFRS第9号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理される。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、非支配持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、非支配持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金として会計処理される。

5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

6) 金融商品の分類および測定



IFRS第9号では、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性（SPPIとも呼ばれる）の両方に基づいて金融資産の分類を決定することが要求される。

#### ビジネス・モデル

IFRS第9号では3つのビジネス・モデルを使用する。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産
- その他 - トレーディング目的で保有、または「回収のために保有」もしくは「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産

元本および利息のみの支払（Solely Payments of Principal and Interest、SPPI）

金融資産が「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれかのビジネス・モデルで保有されている場合、分類を決定するために、契約上のキャッシュ・フローが、当初認識時に元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。

償却原価で測定する金融資産：

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、公正価値オプションで指定されない限り、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時の公正価値から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、減損引当金を調整した金額で測定する。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で分類され、測定される。

FVOCIでは、金融資産はその公正価値で測定され、変動があればその他の包括利益（OCI）に認識され、下記7)で説明されている新たなECLモデルのもとで減損の評価が行われる。FVOCI資産の外貨換算影響額は、実効金利法による利息の要素と同様に純損益に認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得（損失）に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当しない金融資産は、その他のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定される。さらに、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない商品は、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有されていた場合であっても、FVTPLで測定しなければならない。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：

企業は、当初認識時に、指定しなかった場合には後に償却原価またはFVOCIで測定されるであろう金融資産を、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、指定しない場合に資産または負債の測定もしくはそれらに係る利得または損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう認識または測定の不整合（すなわち会計上のミスマッチ）を、その指定が除去または大幅に低減する場合である。

公正価値の変動をその他の包括利益に表示するものとして指定された資本性金融商品：

資本性金融商品に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、当初認識時に、売買目的で保有されていない資本性金融商品の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる。その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。しかし、企業が利得または損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。当行グループによるこの区分の利用は限定的となる見込みであり、これまで利用されていない。

金融負債：

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

トレーディング負債の定義を満たさない一部の金融負債は、公正価値オプションに基づき、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するためには、金融負債は以下の条件のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 指定により、測定または認識に生じる不整合が除去されるか、大幅に削減される
- (2) 金融負債のグループが、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され、そのパフォーマンスが評価される
- (3) 金融商品に1つ以上の組込デリバティブが含まれている（ただし、(a)組込デリバティブが契約上必要とされるキャッシュ・フローを大幅に変更しない、または、(b)分離が禁止されていることがほとんど分析せずに明らかである場合を除く）

金融資産の分類変更：

IFRSでは、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。

金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
  - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
  - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

## 7) 資産の減損

非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。回収可能価額は、非流動資産の売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額である。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合には、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

#### 金融資産の減損：

IFRS第9号において、減損の要求事項は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての負債性金融商品、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証などのオフバランスの貸出コミットメントに適用される。FVPLおよびFVOCIオプションを選択した資本性金融商品には減損（損失評価引当金）の要求事項は適用されない。

IFRS第9号には、組成日または購入日時点では正常債権である金融資産の減損について3段階アプローチが含まれている。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- 第1段階：12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時以降に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- 第2段階：信用リスクが当初認識以降に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失（LTECL）に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間の債務不履行の発生確率（LTPD）に基づくECLの計算が必要となる。この段階では、信用リスクの増大と、第1段階の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。
- 第3段階：信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能なキャッシュ・フローを通じてデフォルト確率（PD）が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。

当初認識時の信用減損金融資産は第3段階に分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式について時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

#### 8) ヘッジ会計

IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」は、ヘッジ会計の要件を修正しているが、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択も含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定し、2018年1月1日にIFRS第9号のヘッジ会計を適用しなかった。

IAS第39号では、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたりリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引または確定約定が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮定の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠して金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウト版を適用した目的は、当行グループのヘッジ会計アプローチを当行グループのリスク管理実務および欧州の主要競合他社の会計慣行と整合させることにある。IAS第39号のEUカーブアウトでは、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができ、ヘッジの非有効性は、適用するすべての公正価値マクロ・ヘッジ会計について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合にのみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には認識されない。IASBが公表したIFRSでは、公正価値マクロ・ヘッジのヘッジ会計をコア預金に適用することはできない。さらに、ヘッジの非有効性は、公正価値マクロ・ヘッジのすべてのヘッジ関係について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を上回った場合と下回った場合のいずれであっても認識される。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず、当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

#### 9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

#### 10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

#### 11) 退職後給付（確定給付制度）

##### a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

##### b) 数理計算上の仮定

###### ・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

###### ・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異を含む確定給付負債（資産）の純額は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の組替調整（リサイクル）を行う。

d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、保証提供者が当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、純損益を通じて公正価値で測定する場合または保険契約として処理する場合を除き、「IFRS第9号の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS第15号の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- 賃貸等不動産の概要
- 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- 賃貸等不動産に関する損益

14) リース取引

IFRS第16号「リース」では、基礎となる資産の価値が低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識するよう借手に求めている。借手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識するよう求められる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。オペレーティング・リースは借手によりオフバランスシートで会計処理され、リース料はリース期間にわたり費用として認識される。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースに

については、オペレーティング・リースの処理と同様に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

#### 15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項、および金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項についての開示が求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

#### 16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」、ならびに改正企業会計基準第10号が適用されている。これらの改正により、金融商品の時価の算定方法の詳細なガイダンスについて一部の例外を除きおおむね国際的な会計基準との整合性が図られた。時価とは、現在の市場環境の下で、時価の算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格をいうと定義されている。

#### 17) 顧客との契約から生じる収益

IFRSでは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が、収益認識の方法および時期について規定している。当基準はIFRS第9号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。IFRS第15号は、すべての顧客との契約に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。

日本では、2018年3月30日に、IFRSにおける収益認識基準と大部分において類似している「収益認識に関する会計基準」がASBJより公表されており、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。

## 第7【外国為替相場の推移】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

## 第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

### 1. 日本における株式事務等の概要

#### (1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当行は、無額面記名式株式を発行している。日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

普通株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）から予め外国証券取引口座約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、代金の決済、証券の保管およびその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）またはその名義人の名義で当行に登録され、当該普通株券は現地保管機関に保管される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を管理する。実質株主明細表には各実質株主の氏名および普通株式持株数が記載される。

#### (2) 株主に対する特典.....なし

#### (3) 株式の譲渡制限.....なし

#### (4) その他の株式事務に関する事項

(イ) 決算期 ..... 毎年12月31日

(ロ) 年次株主総会 ..... 株主総会は、デュッセルドルフ、フランクフルト・アム・マインまたは人口25万超のドイツの都市において営業年度の開始後8か月以内に開催される。（COVID-19のパンデミック危機に対応するため、法律により2020年から2022年8月31日までにおける定時株主総会に関して一定の適用除外が設けられている。）

(ハ) 基準日 ..... 当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する実質株主は、通常、ドイツにおける配当支払日（通常、利益処分案についての株主総会決議が行われた日の翌銀行営業日）に相当する日本での同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。

(ニ) 株券の種類 ..... 無額面株式の1券種

(ホ) 株券に関する手数料... 実質株主は、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設し、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

(ヘ) 通知 ..... 当行が株主に対して行う通知および通信は、普通株式の登録所持有人たる現地保管機関またはその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付し、窓口証券会社はこれをさらに外国証券取引口座約款の規定に従い各実質株主に通知する措置をとる。実費は実質株主に請求される。

(ト) 公告 ..... 日本においては公告は行わない。

### 2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続

#### (1) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関またはその名義人が行う。ただし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関またはその名義人は議決権の行使を行わない。

#### (2) 剰余金の配当請求に関する手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される普通株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関またはその名義人の名義で登録され、当該株券は現地保管機関が保管し、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

普通株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。



(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替えまたは売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨による他、外国証券取引口座約款の規定に従う。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(イ) 配当 ……実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

本書提出日現在、上場株式（当行株式等）の配当に関する日本の課税上の取扱いの概要は次のとおりである。日本の居住者たる個人が日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当については、ドイツにおいて当該配当の支払いの際に徴収されたドイツの国または地方公共団体の源泉徴収税額があるときは、この額を控除した後の金額に対して、2014年1月1日から2037年12月31日までに支払いを受ける配当については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以後に支払いを受ける配当については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収（地方税については特別徴収）が行われる。総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当について確定申告不要を選択した場合は源泉徴収および特別徴収された税額のみで課税関係は終了する。なお、日本の居住者たる個人は、上場株式等への少額の投資に関し、2014年1月1日から2027年12月31日までの間に非課税口座（すなわち、日本個人貯蓄口座（NISA））を開設することにより、当該上場株式等に係る配当について5年間の非課税措置を受けることができる。2024年以降、現行のNISA制度から2023年度税制改正で導入された新NISA制度に移行する予定である。日本の法人が日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当については、所得税のみ、2014年1月1日から2037年12月31日までに支払いを受ける配当については、15.315%、2038年1月1日以後に支払いを受ける配当については、15%の税率による源泉徴収が行われる。

ドイツにおいて徴収された税金は、日本の税法の規定に従い、外国税額控除の対象となる。

(ロ) 売買損益……当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。なお、日本の居住者たる個人は、上場株式等への少額の投資に関し、2014年1月1日から2027年12月31日までの間にNISAを開設することにより、当該上場株式等に係る譲渡益について5年間の非課税措置を受けることができる。2024年以降、現行のNISA制度から2023年度税制改正で導入された新NISA制度に移行する予定である。

(ハ) 相続税 ……当行株式を相続または遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

ドイツでの課税上の取扱いについては、上記「第1 本国における法制等の概要 - 3 課税上の取扱い」の項を参照のこと。

## 第9【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし

### 2【その他の参考情報】

当該事業年度の開始日から本書提出日までの期間において提出された書類および提出日は、以下のとおりである。

提出書類	提出年月日
1. 有価証券報告書および添付書類	2022年6月29日
2. 有価証券報告書の訂正報告書 (上記1.の有価証券報告書の訂正)	2022年6月29日
3. 有価証券報告書の訂正報告書および添付書類 (上記1.の有価証券報告書の訂正)	2022年7月29日
4. 半期報告書および添付書類	2022年9月29日
5. 臨時報告書および添付書類 (金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく)	2022年11月30日
6. 発行登録書(募集)および添付書類	2023年4月13日
7. 発行登録書(売出)および添付書類	2023年4月13日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

(訳文)

## 独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

## 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書

### 意見

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）およびその子会社（グループ）の2021年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに連結財務諸表に対する注記（重要な会計方針の要約を含む。）から成る連結財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に係る銀行のマネジメント・レポートと組み合わせられたグループ・マネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、ドイツ商法第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容については監査を行っていない。当該ステートメントは、グループ・マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで開催されており、当該グループ・マネジメント・レポートの一部である。

私たちの監査の結果得られた合理的基礎に基づく意見では、

- 添付の連結財務諸表は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの2021年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のグループ・マネジメント・レポートは、全体としてグループの状況に関する適切な概観を示している。本グループ・マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。グループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容は対象としていない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる検出事項も発見されなかったことを宣言する。

### 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則（No 537/2014、以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、グループ事業体から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

## 連結財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に係る連結財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において、最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての連結財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な事項であると判断したものについて記す。

### 1. 活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2021年12月31日現在、銀行は、レベル3の公正価値で測定する金融資産を25,182百万ユーロ、金融負債を11,424百万ユーロ保有していた。関連する金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に計上されている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、担保契約が標準的でないデリバティブ、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金、評価調整（信用評価調整）を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これは監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況の評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、公正価値で測定するデリバティブおよび活発な市場における相場価格のないその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価した。

さらに、私たちは、IFRS第13号の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および13に記載されている。

### 2. 将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めること

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2021年12月31日現在、グループは5,379百万ユーロの信用損失引当金を認識し、このうち1,216百万ユーロはステージ1およびステージ2の引当金に関連していた。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率など）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

進行中のCOVID-19パンデミックに起因する経済の不確実性とそれに関連する世界経済へのリスクを考慮すると、将来予測的な情報を見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および多くの判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に将来予測的な情報を含めることは監査上の主要な事項であると考えます。

#### 監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることの評価にあたり、私たちは信用リスク・モデリングの専門家の支援を受けた。

手続の結果、将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることに関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失ならびにステージ1およびステージ2に関する調整の計算に含めることに関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および19に記載されている。

### 3. アセット・マネジメントの現金生成単位ののれんの測定

#### 当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2021年12月31日現在、グループは2,806百万ユーロののれんを計上し、これはほとんどがアセット・マネジメントの現金生成単位（CGU）に計上されたものである。

減損テストの目的上、アセット・マネジメントCGUの回収可能価額は割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して計算される。これに関連して、利益予測、割引率および長期成長率に関する重要な仮定が置かれている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

アセット・マネジメントCGUののれんの測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測、割引率および長期成長率による高度な判断に基づくものであるため、これは監査上の主要な事項である。

#### 監査人の対応

私たちは利益予測の策定プロセスおよびアセット・マネジメントCGUに関するのれんの回収可能価額の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測、割引率および長期成長率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

さらに、前年度からの重要な変更に焦点を当てて、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

アセット・マネジメントCGUの予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価した。さらに、割引率および長期成長率といった、回収可能価額の見積りに使用された重要な評価パラメータを、外部から入手可能な様々な予測の範囲内で評価した。

また、使用された割引キャッシュ・フロー・モデルの計算の正確性について再計算を行った。

のれんの回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、アセット・マネジメントCGUののれんの測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

のれんの測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および23に記載されている。

#### 4. 繰延税金資産の認識および測定

##### 当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2021年12月31日現在、グループは5,717百万ユーロの繰延税金資産純額を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および控除可能な一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な事項である。

#### 監査人の対応

私たちは、控除可能な一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびIAS第12号に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの課税管轄において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連するグループ会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認された事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に際して行われた見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

繰延税金資産の認識および測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および34に記載されている。

#### 5. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

##### 当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

銀行のグループ財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な事項であると考え

る。

##### 監査人の対応

私たちは、IT全般統制およびグループの財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働バージョンにおける変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

さらに、プログラム開発者が、本稼働システムにおける変更の承認権を有していたかどうか、また、責任範囲が機能的に分離されていたかどうかを評価するために、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムそれぞれについて、アプリケーションの本稼働バージョンのアクセス権に基づいて修正を実行することができたかどうかをテストした。

グループの財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

手続の結果、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、統合マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

#### その他の情報

監査役会は、監査役会の報告書について責任を負っている。業務執行取締役および監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードにより、ドイツ株式会社法第161条に基づく宣言について責任を負っている。当該宣言は、統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントならびにドイツ株式会社法第162条に準拠した報酬報告書の一部である。業務執行取締役は、その他すべての点について、その他の情報の責任を負っている。その他の情報は、以下で構成される。

- グループ・マネジメント・レポートで言及するウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の特に以下の項目。

- 非財務報告書



- ドイツ商法第297条第2項第4文およびドイツ商法第315条第1項第6文に基づく責任に関するステートメント
- 「ドイツ銀行 - 財務の概要」の項
- 「ドイツ銀行グループ」の項
- 報酬報告書
- 「コーポレート・ガバナンス・ステートメント/コーポレート・ガバナンス・レポート」の項
- 「補足的情報」の項

ただし、連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、上記のその他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートにおける開示内容または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続きに基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があった場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべきものはない。

## 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要求に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの資産、負債および財政状態ならびに財務成績につき真実かつ公正な概観を示す連結財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

連結財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、グループが継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前題に関する事項を開示する責任を負っている。また、業務執行取締役がグループの清算または事業停止の意図があるか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前題に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体としてグループの状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するグループ・マネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したグループ・マネジメント・レポートを作成し、グループ・マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

監査役会は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの作成に関するグループの財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

## 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、連結財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにグループ・マネジメント・レポートが、全体としてグループの状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および連結財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該連結財務諸表および本グループ・マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、エンゲージメントを通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、連結財務諸表監査に関連する内部統制およびグループ・マネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび基準（システム）について理解する。ただし、これは、これらの体制自体の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が使用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての連結財務諸表の表示、構成および内容を検討し、連結財務諸表が、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要求に準拠してグループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する意見を表明するため、グループ内の事業体の財務情報および事業活動に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。私たちは、グループ監査の指示、監督および実施について責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- グループ・マネジメント・レポートに係る連結財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、グループの状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がグループ・マネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、特に計画した監査の範囲とその実施時期、ならびに監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の主要な検出事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的と考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の連結財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

## その他の法規制要件

公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

## 意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche\_Bank\_AG\_KA+KLB\_ESEF-2021-12-31.zip] (SHA-256-Checksum: d315173142404f74c92438266ceed86b827e7184027b68bc95487ac7bf636e6) に含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製(以下「ESEF文書」という。)が、すべての重要な点において、電子報告様式(以下「ESEFフォーマット」という。)に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他の情報のいずれについても、この保証意見および上記の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に係る添付の連結財務諸表および添付のグループ・マネジメント・レポートに対する監査意見を越えて、保証意見を表明するものではない。

## 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準:「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」(IDW AsS 410)(2021年10月)ならびに国際保証業務基準第3000号(改訂)に準拠し、上述のファイルに含まれる連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」(IDW QS 1)を適用している。

## ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任、ならびにドイツ商法第328条第1項第4文第2号に準拠して連結財務諸表にタグ付けする責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成を監督する責任を負っている。

## ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。
- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートと同等の内容でXHTMLを複製できるかどうかを評価する。

- 決算日時点で有効な版における、欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の第4条および第6条の要件に準拠したオンラインXBRL技術(iXBRL)によるESEF文書のタグ付けにより、適切かつ完全に機械読み取り可能なXHTML複製のXBRLコピーが可能かどうかを評価する。

#### EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2021年5月27日付定時株主総会において、グループ監査人に選任された。私たちは、2021年7月21日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトのグループ監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書(長分式監査報告書)と整合的であることを宣言する。

#### その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツ連邦官報において公表される版を含む、ESEF形式に変換された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートは、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEF形式の監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用される。

#### エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン / フランクフルト・アム・マイン、2022年3月7日

アーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー  
監査法人

レシュケン  
経済監査士  
[ドイツ公認会計監査人]

マイ  
経済監査士  
[ドイツ公認会計監査人]

[次へ](#)

## Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

### Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) - bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2021, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2021 bis zum 31. Dezember 2021 sowie dem Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, der mit dem Lagebericht der Gesellschaft zusammengefasst wurde, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2021 bis zum 31. Dezember 2021 geprüft. Die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach § 315d HGB, die Bestandteil des Konzernlageberichts ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2021 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2021 bis zum 31. Dezember 2021 und
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Konzernlagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der oben genannten zusammengefassten Konzernklärung zur Unternehmensführung.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

### Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere

Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

#### Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2021 bis zum 31. Dezember 2021 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern. Zum 31. Dezember 2021 hielt die Bank zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte und finanzielle Verpflichtungen (Level-3) in Höhe von EUR 25.182 Mio. bzw. EUR 11.424 Mio. Die entsprechenden Finanzinstrumente werden im Bilanzposten „Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte/Verpflichtungen“ erfasst.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern zählen insbesondere strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, Derivate mit nicht standardisierten Sicherheitenvereinbarungen, komplexe OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen (Credit Valuation Adjustment) verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparameter, die sich vor allem bei Instrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt

#### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten und die Ermittlung von nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen beurteilt. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der verwendeten Bewertungsmodelle und der Berechnung von - Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten, mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des IFRS 13 beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle, die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

## **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Anhangangaben 1 und 13 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

## **2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge**

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2021 belief sich die Risikovorsorge im Kreditgeschäft des Konzerns auf EUR 5.379 Mio., wovon sich EUR 1.216 Mio. auf die Risikovorsorge der Stufen 1 und 2 bezogen.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein.

Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten im Zuge der fortdauernden COVID-19-Pandemie und der damit verbundenen Risiken für die Weltwirtschaft erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind.

Vor dem Hintergrund des signifikanten Volumens der Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, inklusive etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorgeermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.



Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge und deren Anpassungen in Bezug auf die Stufen 1 und 2 sind in den Anhangangaben 1 und 19 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

### **3. Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die zahlungsmittelgenerierende Einheit Asset Management**

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2021 weist der Konzern einen Geschäfts- oder Firmenwert in Höhe von EUR 2.806 Mio. aus, der ausschließlich der zahlungsmittelgenerierenden Einheit (ZGE) Asset Management zugeordnet ist.

Die Ermittlung des erzielbaren Betrags der ZGE Asset Management im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäftsoder Firmenwerts erfolgt unter Anwendung des Discounted-Cash-Flow Modells. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen, des Diskontierungssatzes und der langfristigen Wachstumsrate getroffen. Der Diskontierungssatz wird unter Zugrundelegung des Capital Asset Pricing Model abgeleitet.

Da die Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate innerhalb des Discounted-Cash-Flows Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt..

#### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Ermittlung des erzielbaren Betrags des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markterwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse der ZGE Asset Management haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres sowie mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir untersucht, inwieweit die wesentlichen Bewertungsparameter, die im Rahmen der Ermittlung des erzielbaren Betrags verwendet wurden, wie beispielsweise der

Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate, innerhalb von Bandbreiten extern verfügbarer Prognosen liegen.

Darüber hinaus haben wir die rechnerische Richtigkeit des verwendeten Discounted-Cash-Flow Modells nachvollzogen.

Für die Beurteilung der im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung des der ZGE Asset Management zugeordneten Geschäfts- oder Firmenwerts ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts sind in den Anhangangaben 1 und 23 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

### **4. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche**

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2021 weist der Konzern latente Steueransprüche in Höhe von netto EUR 5.717 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit diese mit noch nicht genutzten steuerlichen Verlustvorträgen und abzugsfähigen temporären Differenzen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedeten Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

#### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern nach IAS 12 bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Konzerngesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerexperten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steueransprüche sind in den Anhangangaben 1 und 34 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

## **5. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung**

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Die Ordnungsmäßigkeit der Konzernrechnungslegung der Bank ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben die Angemessenheit der für die Konzernrechnungslegung relevanten IT-Kontrollumgebung inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungshandlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der

privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungskontrollen. Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in den Produktivsystemen vor ihrer Umsetzung getestet und genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Ferner haben wir geprüft, ob Programmentwickler Freigaberechte für Änderungen in den Produktivsystemen haben und gleichzeitig über ihre Zugriffsrechte die Möglichkeit besitzen, Änderungen in den Produktivsystemen (Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme) durchzuführen, um uns zu vergewissern, dass diese Berechtigungen funktional getrennt sind.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Konzernrechnungslegung haben wir interne Experten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Konzernrechnungslegung findet sich im Konzernlagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

### **Sonstige Informationen**

Der Aufsichtsrat ist für den Bericht des Aufsichtsrats verantwortlich. Für die Erklärung nach § 161 AktG zum Deutschen Corporate Governance Kodex, die Bestandteil der zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ist, sowie für den Vergütungsbericht nach § 162 AktG sind die gesetzlichen Vertreter und der Aufsichtsrat verantwortlich. Im Übrigen sind die gesetzlichen Vertreter für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach § 315d HGB,

ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben, insbesondere:

- Nichtfinanzielle Bericht
- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 297 Abs. 2 Satz 4 HGB i.V.m. § 315 Abs. 1 S. 6 HGB,
- den Abschnitt "Deutsche Bank - Zusammenfassung der Konzernergebnisse",
- den Abschnitt "Konzern Deutsche Bank",
- Vergütungsbericht,

- den Abschnitt "Erklärung zur Unternehmensführung/Corporate-Governance Bericht" und
- den Abschnitt "Ergänzende Informationen"

aber nicht den Konzernabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Konzernlageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die oben genannten sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, zu den inhaltlich geprüften Konzernlageberichtsangaben oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt

sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen

Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben;

- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt;
- holen wir ausreichende, geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile;
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche\_Bank\_AG\_KA+KLB\_ESEF-2021-12-31.zip (SHA-256-Prüfsumme: d315173142404f74c92438266ceed86b827e718402 7b68bc95487ac7bff636e6) enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Konzernabschluss und zum beigefügten Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2021 bis zum 31. Dezember 2021 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3 a HGB (IDW PS 410 (10.2021)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des



Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

#### Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF- Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB und für die Auszeichnung des Konzernabschlusses nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 2 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten– Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

#### Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF- Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts ermöglichen.
- beurteilen wir, ob die Auszeichnung der ESEF-Unterlagen mit Inline XBRL-Technologie (iXBRL) nach Maßgabe der Artikel 4 und 6 der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der

am Abschlussstichtag geltenden Fassung eine angemessene und vollständige maschinenlesbare XBRL-Kopie der XHTML-Wiedergabe ermöglicht.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 27. Mai 2021 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 21. Juli 2021 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Übrige Sachverhalte – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Konzernabschluss und dem geprüften Konzernlagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Konzernabschluss und Konzernlagebericht – auch die im Bundesanzeiger bekanntzumachenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 7. März 2022

Ernst & Young GmbH

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Lösken

Wirtschaftsprüfer

Mai

Wirtschaftsprüfer

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

## 独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)御中

## 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書

### 意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)およびその子会社(グループ)の2022年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに連結財務諸表に対する注記(重要な会計方針の要約を含む。)から成る連結財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)の2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る銀行のマネジメント・レポートと組み合わせられたグループ・マネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、グループ・マネジメント・レポートの「リスク管理原則(リスク・レポートの章)」の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、グループ・マネジメント・レポートに含まれる「平等な待遇および報酬」に関する報告書、ならびに「ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント」(グループ・マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで公開されており、当該グループ・マネジメント・レポートの一部である。)の内容については監査を行っていない。

私たちの監査の結果得られた合理的基礎に基づく意見では、

- 添付の連結財務諸表は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの2022年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のグループ・マネジメント・レポートは、全体としてグループの状況に関する適切な概観を示している。当該グループ・マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。私たちは、上述のグループ・マネジメント・レポートのリスク管理原則(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、上述の平等な待遇および報酬に関する報告書、ならびに上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる検出事項も発見されなかったことを宣言する。

## 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則（No 537/2014、以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、グループ事業体から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

## 連結財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る連結財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての連結財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な事項であると判断したものについて記す。

### 1. 活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2022年12月31日現在、グループは、レベル3の公正価値で測定する金融資産を26,675百万ユーロ、金融負債を10,815百万ユーロ保有していた。関連する金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債、ならびにその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上されている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金、評価調整（信用評価調整）を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これは監査上の主要な事項である。

### 監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況を評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、公正価値で測定するデリバティブおよび活発な市場における相場価格のないその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価した。

さらに、私たちは、IFRS第13号の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および13に記載されている。

## 2. 将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めること

#### 当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2022年12月31日現在、グループは5,615百万ユーロの信用損失引当金を認識し、このうち1,426百万ユーロはステージ1およびステージ2の引当金に関連していた。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率など）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

ウクライナでの戦争、欧州における潜在的なエネルギー不足、インフレ圧力の高まりに起因する経済の不確実性とそれに関連する世界経済へのリスクを考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および多くの判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に将来予測的な情報を含めることは監査上の主要な事項であると考えます。

#### 監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることの評価にあたり、私たちは信用リスク・モデリングの専門家の支援を受けた。

手続の結果、将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることに関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失ならびにステージ1およびステージ2に関する調整の計算に含めることに関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および19に記載されている。

### 3. アセット・マネジメントの現金生成単位ののれんの測定

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2022年12月31日現在、グループは2,919百万ユーロののれんを計上し、これはほとんどがアセット・マネジメントの現金生成単位（CGU）に計上されたものである。

減損テストの目的上、アセット・マネジメントCGUの回収可能価額は割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して計算される。これに関連して、利益予測、割引率および長期成長率に関する重要な仮定が置かれている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

アセット・マネジメントCGUののれんの測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測、割引率および長期成長率による高度な判断に基づくものであるため、これは監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよびアセット・マネジメントCGUに関するのれんの回収可能価額の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測、割引率および長期成長率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

前年度からの重要な変更に焦点を当てて、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

アセット・マネジメントCGUの予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価した。さらに、割引率および長期成長率といった、回収可能価額の見積りに使用された重要な評価パラメータを、外部から入手可能な様々な予測の範囲内で評価した。

のれんの回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、アセット・マネジメントCGUののれんの測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

のれんの測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および23に記載されている。

#### 4. 繰延税金資産の認識および測定

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2022年12月31日現在、グループは6,622百万ユーロの繰延税金資産純額を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および控除可能な一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、控除可能な一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびIAS第12号に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの法域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連するグループ会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認された事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に際して行われた見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

繰延税金資産の認識および測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記1および34に記載されている。

#### 5. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

グループの財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な事項であると考え

監査人の対応

私たちは、IT全般統制およびグループの財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

グループの財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

手続の結果、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、統合マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

#### その他の情報

監査役会は、監査役会の報告書について責任を負っている。業務執行取締役および監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードにより、ドイツ株式会社法第161条に基づく宣言について責任を負っている。当該宣言は、統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントならびにドイツ株式会社法第162条に準拠した報酬報告書の一部である。業務執行取締役は、その他すべての点について、その他の情報の責任を負っている。その他の情報は、以下で構成される。

- グループ・マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- グループ・マネジメント・レポートに含まれる平等な待遇および報酬に関する報告書
- グループ・マネジメント・レポートで言及するウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の特に以下の項目。

- 非財務報告書
- ドイツ商法第297条第2項第4文およびドイツ商法第315条第1項第6文に基づく責任に関するステートメント
- 「ドイツ銀行 - 財務の概要」の項
- 「ドイツ銀行グループ」の項
- 報酬報告書
- ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく「コーポレート・ガバナンス・ステートメント/コーポレート・ガバナンス・レポート」の項
- 「補足的情報」の項

ただし、連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、上記のその他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートにおける開示内容または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか



私たちが実施した手続きに基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があった場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべきものはない。

## 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す連結財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、不正（虚偽の財務報告および資産の流用など）または誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

連結財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、グループが継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、業務執行取締役がグループの清算または事業停止の意図があるか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体としてグループの状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するグループ・マネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したグループ・マネジメント・レポートを作成し、グループ・マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

監査役会は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの作成に関するグループの財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

## 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、連結財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにグループ・マネジメント・レポートが、全体としてグループの状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および連結財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該連結財務諸表および当該グループ・マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、連結財務諸表監査に関連する内部統制およびグループ・マネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび基準（システム）について理解する。ただし、これは、これらの体制自体の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が使用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。

- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての連結財務諸表の表示、構成および内容を検討し、連結財務諸表が、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠してグループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する意見を表明するため、グループ内の事業体の財務情報および事業活動に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。私たちは、グループ監査の指示、監督および実施について責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- グループ・マネジメント・レポートに係る連結財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、グループの状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がグループ・マネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を、報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の連結財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

## その他の法規制要件

公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

### 意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche\_Bank\_AG\_KA+KLB\_ESEF-2022-12-31.zip]に含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他の情報のいずれについても、この保証意見および上記の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る添付の連結財務諸表および添付のグループ・マネジメント・レポートに対する監査意見を越えて、保証意見を表明するものではない。

### 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準：「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QS 1）を適用している。

### ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任、ならびにドイツ商法第328条第1項第4文第2号に準拠して連結財務諸表にタグ付けする責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかについて、合理的な保証を得るために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

### ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。

- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートと同等の内容でXHTMLを複製できるかどうかを評価する。
- 決算日時点で有効な版における、欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の第4条および第6条の要件に準拠したインラインXBRL技術(iXBRL)によるESEF文書のタグ付けにより、適切かつ完全に機械読み取り可能なXHTML複製のXBRLコピーが可能かどうかを評価する。

#### EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2022年5月19日付定時株主総会において、グループ監査人に選任された。私たちは、2022年9月26日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトのグループ監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書(長分式監査報告書)と整合的であることを宣言する。

#### その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートは、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用される。

#### エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン/フランクフルト・アム・マイン、2023年3月13日

アーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー  
監査法人

レシュケン 経済監査士 [ドイツ公認会計監査人]	マイ 経済監査士 [ドイツ公認会計監査人]
--------------------------------	-----------------------------

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) - bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2022, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 sowie dem Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, der mit dem Lagebericht der Gesellschaft zusammengefasst wurde, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, den im Konzernlagebericht enthaltenen "Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit" sowie die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Konzernlageberichts ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2022 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 und
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu den oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, zu dem oben genannten Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit und zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 S. 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

### Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern. Zum 31. Dezember 2022 hielt der Konzern zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte und finanzielle Verpflichtungen (Level-3) in Höhe von EUR 26.675 Mio. bzw. EUR 10.815 Mio. Die entsprechenden Finanzinstrumente werden in den Bilanzposten "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte", "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Verpflichtungen" und "Zum beizulegenden Zeitwert über die sonstige erfolgsneutrale Eigenkapitalveränderung bewertete finanzielle Vermögenswerte" erfasst.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern zählen insbesondere strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexe OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen (Credit Valuation Adjustment) verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparameter, die sich vor allem bei Instrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten

Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

## **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten und die Ermittlung von nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen beurteilt. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der verwendeten Bewertungsmodelle und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des IFRS 13 beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

## **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Anhangangaben 1 und 13 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge

## **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2022 belief sich die Risikovorsorge im Kreditgeschäft des Konzerns auf EUR 5.615 Mio., wovon sich EUR 1.426 Mio. auf die Risikovorsorge der Stufen 1 und 2 bezogen.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein. Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten aufgrund des Krieges in der Ukraine, potentieller Energieengpässe in Europa, des steigenden Inflationsdrucks und der damit verbundenen Risiken für die Weltwirtschaft erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind.

Vor dem Hintergrund des signifikanten Volumens der Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, inklusive etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorge-ermittlung berücksichtigt wurden.



Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge und deren Anpassungen in Bezug auf die Stufen 1 und 2 sind in den Anhangangaben 1 und 19 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

### **3. Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die zahlungsmittelgenerierende Einheit Asset Management**

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2022 weist der Konzern einen Geschäfts- oder Firmenwert in Höhe von EUR 2.919 Mio. aus, der ausschließlich der zahlungsmittelgenerierenden Einheit (ZGE) Asset Management zugeordnet ist.

Die Ermittlung des erzielbaren Betrags der ZGE Asset Management im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts erfolgt unter Anwendung des Discounted-Cash-Flow Modells. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen, des Diskontierungssatzes und der langfristigen Wachstumsrate getroffen. Der Diskontierungssatz wird unter Zugrundelegung des Capital Asset Pricing Model abgeleitet.

Da die Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate innerhalb des Discounted-Cash-Flows Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

#### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Ermittlung des erzielbaren Betrags des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markterwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse der ZGE Asset Management haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres sowie mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir untersucht, inwieweit die wesentlichen Bewertungsparameter, die im Rahmen der Ermittlung des erzielbaren Betrags verwendet wurden, wie beispielsweise der Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate, innerhalb von Bandbreiten extern verfügbarer Prognosen liegen.

Für die Beurteilung der im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung des der ZGE Asset Management zugeordneten Geschäfts- oder Firmenwerts ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts sind in den Anhangangaben 1 und 23 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

### **4. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche**

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2022 weist der Konzern latente Steueransprüche in Höhe von netto EUR 6.622 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit zukünftigen steuerpflichtigen Erträgen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedeten Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

#### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern nach IAS 12 bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Konzerngesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerexperten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steueransprüche sind in den Anhangangaben 1 und 34 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

## **5. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung**

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Die Ordnungsmäßigkeit der Konzernrechnungslegung des Konzerns ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben die Angemessenheit der für die Konzernrechnungslegung relevanten IT-Kontrollumgebung inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungs-handlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der

privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungs-kontrollen. Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Konzernrechnungslegung haben wir interne Experten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Konzernrechnungslegung findet sich im Konzernlagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

### **Sonstige Informationen**

Der Aufsichtsrat ist für den Bericht des Aufsichtsrats verantwortlich. Für die Erklärung nach § 161 AktG zum Deutschen Corporate Governance Kodex, die Bestandteil der zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ist, sowie für den Vergütungsbericht nach § 162 AktG sind die gesetzlichen Vertreter und der Aufsichtsrat verantwortlich. Im Übrigen sind die gesetzlichen Vertreter für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
- den im Konzernlagebericht enthaltenen "Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit",
- die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB,

ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben, insbesondere:

- Nichtfinanzieller Bericht,
- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 297 Abs. 2 S. 4 HGB i.V.m. § 315 Abs. 1 S. 6 HGB,
- den Abschnitt "Deutsche Bank - Zusammenfassung der Konzernergebnisse",
- den Abschnitt "Konzern Deutsche Bank",

- Vergütungsbericht,
- den Abschnitt "Erklärung zur Unternehmensführung gemäß § 289f, 315d HGB/Corporate-Governance Bericht" und
- den Abschnitt "Ergänzende Informationen"

aber nicht den Konzernabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Konzernlageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen — falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist höher als das Risiko, dass aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;

- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt;
- holen wir ausreichende, geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile;
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

#### Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche\_Bank\_AG\_KA+KLB\_ESEF-2022-12-31.zip enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts (im Folgenden auch als "ESEF-Unterlagen" bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat ("ESEF-Format") in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden "Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Konzernabschluss und zum beigefügten Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

#### Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten



elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt "Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen" weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

#### Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 S. 4 Nr. 1 HGB und für die Auszeichnung des Konzernabschlusses nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 S. 4 Nr. 2 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

#### Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts ermöglichen.

- beurteilen wir, ob die Auszeichnung der ESEF-Unterlagen mit Inline XBRL-Technologie (iXBRL) nach Maßgabe der Artikel 4 und 6 der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der am Abschlussstichtag geltenden Fassung eine angemessene und vollständige maschinenlesbare XBRL-Kopie der XHTML-Wiedergabe ermöglicht.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 19. Mai 2022 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 26. September 2022 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Übrige Sachverhalte – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Konzernabschluss und dem geprüften Konzernlagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Konzernabschluss und Konzernlagebericht – auch die in das Unternehmensregister einzustellenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 13. März 2023

Ernst & Young GmbH

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Lösken

Wirtschaftsprüfer

Mai

Wirtschaftsprüfer

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

( 訳文 )

## 独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

## 年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書

### 意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の2021年12月31日現在の貸借対照表および2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に係る損益計算書、ならびに財務諸表に対する注記（注記に表示される認識および測定に係る方針を含む。）から成る年次財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に係る、グループ・マネジメント・レポートと組み合わされたマネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、ドイツ商法第289f条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容について監査を行っていない。当該ステートメントは、マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで開催されており、当該マネジメント・レポートの一部である。

私たちの監査の結果得られた合理的基礎に基づく意見では、

- 添付の年次財務諸表は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の2021年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に係る経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のマネジメント・レポートは、全体として機関の状況に関する適切な概観を示している。本マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。本マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容は対象としていない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

### 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則（No 537/2014、以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件、原則および基準に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、機関から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

### 年次財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に係る年次財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において、最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての年次財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な事項であると判断したものについて記す。

## 1. 観察不能なインプットを伴う金融商品の評価

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2021年12月31日現在、銀行は、トレーディング資産を246,705百万ユーロ、トレーディング負債を197,069百万ユーロ保有していた。いずれの科目にも、評価が観察不能なインプットに基づく金融商品が含まれている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、担保契約が標準的でないデリバティブ、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金、評価調整（信用評価調整）を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これは監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況の評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、公正価値で測定するデリバティブおよび活発な市場における相場価格のないその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価した。

さらに、私たちは、ドイツ商法第340e条の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、トレーディング資産および負債」の項に記載されている。

## 2. 将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めること

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

経営陣は、IDW AcP BFA 7の要件を早期適用し、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したとみなされる金融資産について、IFRS第9号に従って信用損失引当金を認識している。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率など）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

進行中のCOVID-19パンデミックに起因する経済の不確実性とそれに関連する世界経済へのリスクを考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および多くの判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に将来予測的な情報を含めることは監査上の主要な事項であると考えている。

#### 監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることの評価にあたり、私たちは信用リスク・モニタリングの専門家の支援を受けた。

手続の結果、将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることに関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることに関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」の項に記載されている。

### 3. 関係会社に対する投資の評価

#### 当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2021年12月31日現在、銀行は26,343百万ユーロの関係会社に対する投資を計上している。

関係会社に対する投資は、取得価額、あるいは減損の回復可能性がない場合は取得原価または公正価値のいずれか低い方の金額で計上される。公正価値は、各関係会社の割引キャッシュ・フロー・モデルに基づいて決定される。これに関連して、利益予測、割引率および長期成長率に関する重要な仮定が置かれている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

関係会社に対する投資の測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測、割引率および長期成長率による高度な判断に基づくものであるため、これは監査上の主要な事項である。

#### 監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよび関係会社に対する投資の公正価値の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測、割引率および長期成長率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

さらに、前年度からの重要な変更に焦点を当てて、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

関係会社に対する投資の予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価した。さらに、割引率および長期成長率といった公正価値の見積りに使用された重要な評価パラメータを、外部から入手可能な様々な予測の範囲内で評価した。

また、使用された割引キャッシュ・フロー・モデルの計算の正確性について再計算を行った。

関連会社に対する投資の回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、関係会社に対する投資の評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

関係会社に対する投資の評価に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、関係会社および参加関係のある会社に関する情報」の項に記載されている。

#### 4. 繰延税金の認識および測定

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2021年12月31日現在、銀行は3,304百万ユーロの繰延税金資産純額を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、繰越欠損金および控除可能な一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な事項である。

#### 監査人の対応

私たちは、控除可能な一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびドイツ商法第274条に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの法域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況の評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連する被支配会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認された事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に際して行われた見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金資産の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

繰延税金の認識および測定に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、繰延税金」の項に記載されている。

#### 5. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

銀行の財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な事項であると考えます。

#### 監査人の対応

私たちは、IT全般統制および財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働バージョンにおける変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

さらに、プログラム開発者が、本稼働システムにおける変更の承認権を有していたかどうか、また、責任範囲が機能的に分離されていたかどうかを評価するために、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムそれぞれについて、アプリケーションの本稼働バージョンのアクセス権に基づいて修正を実行することができたかどうかをテストした。

財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

手続の結果、財務報告におけるITアクセスおよび変更管理に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

## その他の情報

業務執行取締役は、その他の情報の責任を負っている。その他の情報は、以下で構成される。

- マネジメント・レポートで言及するウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第289f条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント  
および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の以下の項目。
    - 非財務報告書
    - ドイツ商法第264条第2項第3文およびドイツ商法第289条第1項第5文に基づく責任に関するステートメント
- ただし、年次財務諸表、一部が監査対象となっているマネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 年次財務諸表、マネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続きに基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があった場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべきものはない。

## 年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の資産、負債および財政状態ならびに財務成績につき真実かつ公正な概観を示す年次財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

年次財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、機関が継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、継続企業の前提に基づいて財務報告を行うことについて実際のまたは法的な状況の矛盾がない場合、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体として機関の状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するマネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したマネジメント・レポートを作成し、マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

監査役会は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの作成に関する機関の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。



## 年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの監査の目的は、年次財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにマネジメント・レポートが、全体として機関の状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および年次財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務諸表および本マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、エンゲージメントを通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による年次財務諸表およびマネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、年次財務諸表監査に関連する内部統制およびマネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび基準（システム）について理解する。ただし、これは、機関のこれら内部統制や体制自体の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が使用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、機関の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において年次財務諸表およびマネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機関は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての年次財務諸表の表示、構成および内容を検討し、年次財務諸表が、法的に要求されるドイツ会計原則に準拠して機関の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- マネジメント・レポートに係る年次財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、機関の状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がマネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、特に計画した監査の範囲とその実施時期、ならびに監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の主要な検出事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の年次財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

## その他の法規制要件

公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3b項に準拠した保証に係る報告

## 意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche\_Bank\_AG\_JA+LB\_ESEF-2021-12-31.zip] (SHA-256-Checksum: 8d935986b2a4aa45d0b966335a6d0649749cf5bef6dc7157a415e3 9f9a7bb381) に含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製(以下「ESEF文書」という。)が、すべての重要な点において、電子報告様式(以下「ESEFフォーマット」という。)に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他の情報のいずれについても、この保証意見および上記の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に係る添付の年次財務諸表および添付のマネジメント・レポートに対する監査意見を越えて、保証意見を表明するものではない。

## 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準:「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」(IDW AsS 410)(2021年10月)ならびに国際保証業務基準第3000号(改訂)に準拠し、上述のファイルに含まれる年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」(IDW QS 1)を適用している。

## ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

## ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。
- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートと同等の内容でXHTMLを複製できるかどうかを評価する。

#### EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2021年5月27日付定時株主総会において、監査人に選任された。私たちは、2021年7月21日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

#### その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツ連邦官報において公表される版を含む、ESEF形式に変換された年次財務諸表およびマネジメント・レポートは、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEF形式の監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用される。

#### エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン / フランクフルト・アム・マイン、2022年3月7日

アーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー  
監査法人

レシュケン	マイ
経済監査士	経済監査士
[ドイツ公認会計監査人]	[ドイツ公認会計監査人]

[次へ](#)

## Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

### Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2021 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2021 bis zum 31. Dezember 2021 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, der mit den Konzernlagebericht zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2021 bis zum 31. Dezember 2021 geprüft. Die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f HGB, die Bestandteil des Lageberichts ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2021 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2021 bis zum 31. Dezember 2021 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

### Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den

europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchstabe f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

### Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2021 bis zum 31. Dezember 2021 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

#### 1. Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparemtern

### Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparemtern. Zum 31. Dezember 2021 weist die Bank Handelsaktiva in Höhe von EUR 246.705 Mio. und Handelspassiva in Höhe von EUR 197.069 Mio. aus. In diesen sind auch Finanzinstrumente enthalten, deren Bewertung auf nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern basiert.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparemtern zählen insbesondere strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, Derivate mit nicht standardisierten Sicherheitenvereinbarungen, komplexe OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen (Credit Valuation Adjustment) verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparemtern, die sich vor allem bei Instrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem Markt beobachtbaren Eingangsparemtern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

### Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparemtern verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen beurteilt. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der

Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der Verwendung von Bewertungsmodellen und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des § 340e HGB beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle, die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

#### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterung zur Bilanz "Handelsbestand" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

## **2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge**

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Das Management hat die Anforderungen gemäß Verlautbarung IDW RS BFA 7 bereits umgesetzt und bildet unter Nutzung der Methodik von IFRS 9 eine Wertberichtigung in Höhe der erwarteten Kreditverluste über die Restlaufzeit für jene finanziellen Vermögenswerte, bei denen seit der erstmaligen Erfassung eine signifikante Erhöhung des Kreditrisikos angenommen wird.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein. Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von

Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten im Zuge der fortdauernden COVID-19-Pandemie und der damit verbundenen Risiken für die Weltwirtschaft erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind.

Vor dem Hintergrund des signifikanten Volumens der Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, inklusive etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 in Verbindung mit den Anforderungen der Verlautbarung IDW RS BFA 7 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorgeermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

## Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge sind in dem Abschnitt Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

### 3. Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

#### Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2021 weist die Bank Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von EUR 26.343 Mio. aus.

Die Anteile an verbundenen Unternehmen werden zu Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung zum niedrigeren beizulegenden Wert bilanziert. Die Ermittlung des beizulegenden Werts basiert auf einem Discounted-Cash-Flow Modell für das jeweilige verbundene Unternehmen. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen, des Diskontierungssatzes und der langfristigen Wachstumsrate getroffen. Der Diskontierungssatz wird unter Zugrundelegung des Capital Asset Pricing Model abgeleitet.

Da die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate innerhalb des Discounted-Cash-Flow Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

#### Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markterwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse aus den Anteilen an verbundenen Unternehmen haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres und die Ergebnisprognosen des Vorjahres mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir untersucht, inwieweit die wesentlichen Bewertungsparameter, die im Rahmen der Ermittlung des beizulegenden Werts verwendet wurden, wie beispielsweise der Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate, innerhalb von Bandbreiten extern verfügbarer Prognosen liegen.

Darüber hinaus haben wir die rechnerische Richtigkeit des verwendeten Discounted-Cash-Flow Modells nachvollzogen.



Für die Beurteilung der im Rahmen der Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen sind im Anhang in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Angaben zu verbundenen Unternehmen und Unternehmen, mit denen ein Beteiligungsverhältnis besteht" des Anhangs zum Jahresabschlusses enthalten.

## **4. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche**

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2021 weist die Bank latente Steueransprüche in Höhe von netto EUR 3.304 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit diese mit noch nicht genutzten steuerlichen Verlustvorträgen und abzugsfähigen temporären Differenzen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedetem Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern nach § 274 HGB bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Organgesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern

verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerexperten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steuern sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Latente Steuern" des Anhangs des Jahresabschlusses enthalten.

## **5. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung**

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Die Ordnungsmäßigkeit der Rechnungslegung der Bank ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben die Angemessenheit der für die Rechnungslegung relevanten IT-Kontrollumgebung inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungshandlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungskontrollen. Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in den Produktivsystemen vor ihrer Umsetzung getestet und

genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Ferner haben wir geprüft, ob Programmentwickler Freigaberechte für Änderungen in den Produktivsystemen haben und gleichzeitig über ihre Zugriffsrechte die Möglichkeit besitzen, Änderungen in den Produktivsystemen (Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme) durchzuführen, um uns zu vergewissern, dass diese Berechtigungen funktional getrennt sind.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Rechnungslegung haben wir interne Experten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Rechnungslegung findet sich im Lagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

### **Sonstige Informationen**

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f HGB,

ferner folgende weiteren, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben:

- Nichtfinanzieller Bericht
- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 264 Abs. 2 Satz 3 HGB i.V.m. § 289 Abs. 1 Satz 5 HGB, aber nicht den Jahresabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Lageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

#### Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegen- stehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungs-prozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lage-berichts.

#### Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahres-abschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung

der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Unternehmens vermittelt;

- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Unternehmens;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach § 317 Abs. 3b HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche\_Bank\_AG\_JA+LB\_ESEF-2021-12-31.zip (SHA-256-Prüfsumme: 8d935986b2a4aa45d0b966335a6d0649749cf5bef6dc 7157a415e39f9a7bb381) enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Jahresabschlusses und des Lageberichts in das ESEF-Format

und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Jahresabschluss und zum beigefügten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2021 bis zum 31. Dezember 2021 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

#### Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (10.2021)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

#### Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

#### Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und

führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts ermöglichen.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 27. Mai 2021 als Jahresabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 21. Juli 2021 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Jahresabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Übriger Sachverhalt – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Jahresabschluss und dem geprüften Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Jahresabschluss und Lagebericht – auch die im Bundesanzeiger bekanntzumachenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 7. März 2022

Ernst & Young GmbH

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft



Lösken  
Wirtschaftsprüfer

Mai  
Wirtschaftsprüfer

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

( 訳文 )

## 独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)御中

## 年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書

### 意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)の2022年12月31日現在の貸借対照表および2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る損益計算書、ならびに財務諸表に対する注記(注記に表示される認識および測定に係る方針を含む。)から成る年次財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る、グループ・マネジメント・レポートと組み合わされたマネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、マネジメント・レポートの「リスク管理原則(リスク・レポートの章)」の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、マネジメント・レポートに含まれる平等な待遇および報酬に関する報告書、ならびにドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント(マネジメント・レポートに記載のウェブサイト)で公開されており、当該マネジメント・レポートの一部である。)の内容については監査を行っていない。

私たちの監査の結果得られた合理的基礎に基づく意見では、

- 添付の年次財務諸表は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の2022年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のマネジメント・レポートは、全体として機関の状況に関する適切な概観を示している。当該マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。私たちは、上述のマネジメント・レポートのリスク管理原則(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、上述の「平等な待遇および報酬」に関する報告書、ならびに上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

### 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則(No 537/2014、以下「EU監査規則」という。)に準拠し、またドイツ経済監査士協会(IDW)が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件、原則および基準に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、機関から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

## 年次財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る年次財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての年次財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な事項であると判断したものについて記す。

### 1. 活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2022年12月31日現在、銀行は、トレーディング資産を234,670百万ユーロ、トレーディング負債を178,394百万ユーロ保有していた。いずれの科目にも、評価が観察不能なインプットに基づく金融商品が含まれている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金、評価調整（信用評価調整）を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これは監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況の評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、公正価値で測定するデリバティブおよび活発な市場における相場価格のないその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価した。

さらに、私たちは、ドイツ商法第340e条の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、トレーディング資産および負債」の項に記載されている。

### 2. 将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めること

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

経営陣は、IDW AcP BFA 7の要件を早期適用し、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したとみなされる金融資産について、IFRS第9号に従って信用損失引当金を認識している。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率など）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

ウクライナでの戦争、欧州における潜在的なエネルギー不足、インフレ圧力の高まりに起因する経済の不確実性とそれに関連する世界経済へのリスクを考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および多くの判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に将来予測的な情報を含めることは監査上の主要な事項であると考えます。

#### 監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることの評価にあたり、私たちは信用リスク・モデリングの専門家の支援を受けた。

手続の結果、将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることに関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

将来予測的な情報をモデルベースの予想信用損失の計算に含めることに関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」の項に記載されている。

### 3. 関係会社に対する投資の評価

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2022年12月31日現在、銀行は30,774百万ユーロの関係会社に対する投資を計上している。

関係会社に対する投資は、取得価額、あるいは減損の回復可能性がない場合は取得原価または公正価値のいずれか低い方の金額で計上される。公正価値は、各関係会社の割引キャッシュ・フロー・モデルに基づいて決定される。これに関連して、利益予測、割引率および長期成長率に関する重要な仮定が置かれている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

関係会社に対する投資の測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測、割引率および長期成長率による高度な判断に基づくものであるため、これは監査上の主要な事項である。

監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよび関係会社に対する投資の公正価値の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測、割引率および長期成長率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

前年度からの重要な変更に焦点を当て、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

関係会社に対する投資の予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価した。さらに、割引率および長期成長率といった公正価値の見積りに使用された重要な評価パラメータを、外部から入手可能な様々な予測の範囲内で評価した。

関連会社に対する投資の回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、関係会社に対する投資の評価に関してもいかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

関係会社に対する投資の評価に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、関係会社および参加関係のある会社に関する情報」の項に記載されている。

### 4. 繰延税金資産の認識および測定

当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

2022年12月31日現在、銀行は5,366百万ユーロの繰延税金を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および控除可能な一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な事項である。

#### 監査人の対応

私たちは、控除可能な一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびドイツ商法第274条に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの法域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連する被支配会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認された事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に際して行われた見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金資産の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関してもいかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

繰延税金の認識および測定に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、繰延税金」の項に記載されている。

### 5. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

#### 当該事項が監査上の主要な事項であると判断した理由

銀行の財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることと踏まえ、私たちは、銀行の財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な事項であると考えた。

#### 監査人の対応

私たちは、IT全般統制および銀行の財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

銀行の財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

ITアクセスおよび変更管理に関する手続の結果、銀行の財務報告においていかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

#### その他の情報

業務執行取締役は、その他の情報の責任を負っている。その他の情報は、以下で構成される。

- マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- マネジメント・レポートに含まれる平等な待遇および報酬に関する報告書
- マネジメント・レポートで言及するウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の以下の項目。

- 非財務報告書
- ドイツ商法第264条第2項第3文およびドイツ商法第289条第1項第5文に基づく責任に関するステートメント

ただし、年次財務諸表、一部が監査対象となっているマネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 年次財務諸表、マネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があった場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべきものはない。

#### 年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す年次財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、不正（虚偽の財務報告および資産の流用など）または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

年次財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、機関が継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、継続企業の前提に基づいて財務報告を行うことについて実際のまたは法的な状況の矛盾がない場合、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体として機関の状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するマネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したマネジメント・レポートを作成し、マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

監査役会は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの作成に関する機関の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

## 年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、年次財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにマネジメント・レポートが、全体として機関の状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および年次財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務諸表および当該マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による年次財務諸表およびマネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、年次財務諸表監査に関連する内部統制およびマネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび基準（システム）について理解する。ただし、これは、機関のこれらの体制自体の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が使用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、機関の継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において年次財務諸表およびマネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機関は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての年次財務諸表の表示、構成および内容を検討し、年次財務諸表が、法的に要求されるドイツ会計原則に準拠して機関の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- マネジメント・レポートに係る年次財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、機関の状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がマネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。



私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を、報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的と考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の年次財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

## その他の法規制要件

公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

## 意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche\_Bank\_AG\_JA+LB\_ESEF-2022-12-31.zip]に含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他の情報のいずれについても、この保証意見および上記の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に係る添付の年次財務諸表および添付のマネジメント・レポートに対する監査意見を越えて、保証意見を表明するものではない。

## 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準：「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QS 1）を適用している。

## ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

## ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。
- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートと同等の内容でXHTMLを複製できるかどうかを評価する。

## EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2022年5月19日付定時株主総会において、監査人に選任された。私たちは、2022年9月26日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

## その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された年次財務諸表およびマネジメント・レポートは、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用される。

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン/フランクフルト・アム・マイン、2023年3月13日

アーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー  
監査法人

レシュケン

マイ

経済監査士

経済監査士

[ドイツ公認会計監査人]

[ドイツ公認会計監査人]

[次へ](#)

## Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

### Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2022 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, der mit den Konzernlagebericht zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, den im Lagebericht enthaltenen "Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit" sowie die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung, gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Lageberichts ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2022 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu den oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, zu dem oben genannten Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit und zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

### Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO")

unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchstabe f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

### Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparemtern

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparemtern. Zum 31. Dezember 2022 weist die Bank Handelsaktiva in Höhe von EUR 234.670 Mio. und Handelspassiva in Höhe von EUR 178.394 Mio. aus. In diesen sind auch Finanzinstrumente enthalten, deren Bewertung auf nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern basiert.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparemtern zählen insbesondere strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexe OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen (Credit Valuation Adjustment) verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparemtern, die sich vor allem bei Instrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem Markt beobachtbaren Eingangsparemtern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

#### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen beurteilt. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der Verwendung von Bewertungsmodellen und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des § 340e HGB beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle, die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterung zur Bilanz "Handelsbestand" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

### **2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge**

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Das Management hat die Anforderungen gemäß Verlautbarung IDW RS BFA 7 umgesetzt und bildet unter Nutzung der Methodik von IFRS 9 eine Wertberichtigung in Höhe der erwarteten Kreditverluste über die Restlaufzeit für jene finanziellen Vermögenswerte, bei denen seit der erstmaligen Erfassung eine signifikante Erhöhung des Kreditrisikos angenommen wird.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein.

Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten aufgrund des Krieges in der Ukraine, potentieller Energieengpässe in Europa, des steigenden Inflationsdrucks und der damit verbundenen Risiken für die Weltwirtschaft erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makro-ökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind.

Vor dem Hintergrund des signifikanten Volumens der Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, inklusiver etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 in Verbindung mit den Anforderungen der Verlautbarung IDW RS BFA 7 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorgeermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge sind in dem Abschnitt Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

### **3. Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen**

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2022 weist die Bank Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von EUR 30.774 Mio. aus.

Die Anteile an verbundenen Unternehmen werden zu Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung zum niedrigeren beizulegenden Wert bilanziert. Die Ermittlung des beizulegenden Werts basiert auf einem Discounted-Cash-Flow Modell für das jeweilige verbundene Unternehmen. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen, des Diskontierungssatzes und der langfristigen Wachstumsrate getroffen. Der Diskontierungssatz wird unter Zugrundelegung des Capital Asset Pricing Model abgeleitet.

Da die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate innerhalb des Discounted-Cash-Flow Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

#### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen, den Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markterwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse aus den Anteilen an verbundenen Unternehmen haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres und die Ergebnisprognosen des Vorjahres mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir untersucht, inwieweit die wesentlichen Bewertungsparameter, die im Rahmen der Ermittlung des beizulegenden Werts verwendet wurden, wie beispielsweise der Diskontierungssatz und die langfristige Wachstumsrate, innerhalb von Bandbreiten extern verfügbarer Prognosen liegen.



Für die Beurteilung der im Rahmen der Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen sind im Anhang in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Angaben zu verbundenen Unternehmen und Unternehmen, mit denen ein Beteiligungsverhältnis besteht" des Anhangs zum Jahresabschlusses enthalten.

### **4. Ansatz und Bewertung latenter Steuern**

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2022 weist die Bank latente Steueransprüche in Höhe von EUR 5.366 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit zukünftigen steuerpflichtigen Erträgen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedetem Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

#### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern nach § 274 HGB bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Organgesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die

geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerexperten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steuern sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Latente Steuern" des Anhangs des Jahresabschlusses enthalten.

## **5. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung**

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Die Ordnungsmäßigkeit der Rechnungslegung der Bank ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung der Bank als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben die Angemessenheit der für die Rechnungslegung der Bank relevanten IT-Kontrollumgebung, inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen, beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungshandlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungskontrollen. Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und

genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Rechnungslegung haben wir interne Experten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Rechnungslegung findet sich im Lagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

### **Sonstige Informationen**

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
- den im Lagebericht enthaltenen "Bericht zur Gleichstellung und Entgeltgleichheit",
- die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste „Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB“,

ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben:

- Nichtfinanzieller Bericht,
- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 264 Abs. 2 Satz 3 HGB i.V.m. § 289 Abs. 1 Satz 5 HGB,

aber nicht den Jahresabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Lageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder

- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen

gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist höher als das Risiko, dass aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass /eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;

- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Unternehmens vermittelt;
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Unternehmens;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach § 317 Abs. 3b HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3b HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der beigefügten Datei [Deutsche\_Bank\_AG\_JA+LB\_ESEF-2022-12-31.zip] enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die

Überführung der Informationen des Jahresabschlusses und des Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Jahresabschluss und zum beigefügten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2022 bis zum 31. Dezember 2022 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

#### Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

#### Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

#### Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts ermöglichen.

#### Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 19. Mai 2022 als Jahresabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 26. September 2022 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Jahresabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

#### Übrige Sachverhalt – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Jahresabschluss und dem geprüften Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Jahresabschluss und Lagebericht – auch die im Bundesanzeiger bekanntzumachenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

#### Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 13. März 2023

Ernst & Young GmbH

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft



Lösken  
Wirtschaftsprüfer

Mai  
Wirtschaftsprüfer

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。